神宮司廳藏版

古事類苑

動物部二

古事類苑刊行會

古事類苑

動物部第二冊目錄

古事類苑

動物部十一

鳥四

動物部十二

鳥五

動物部十三

蟲上

動物部十四

蟲中

動物部十五

蟲下

動物部十六

魚上

動物部十七

魚中

動物部十八

魚下

動物部十九

介上

動物部二十

介下

古事類苑

動物部十一

鳥四

〔新撰字鏡 鳥〕鵤鵤 二字伊○加○留○加○

〔本草和名 十五 禽獸〕鶻 胡岳反、貌似鳩有白喙、鵃、音猦夾反、出崔禹、 和名以加留加、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鶻 崔禹錫食經云、鶻 胡岳反、和名伊加流加、 貌似鳩而白喙者也、兼名苑注云、斑鳩 和名上同、見日本紀私記、 觜大尾短者也、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕以加留賀、又見萬葉集雜歌、其聲如怒訽、故名、今俗呼豆延、蓋豆甘之譌、○中略 鶻字諸書無載、僅見於此、按爾雅云、春鳸鳻鶞、夏鳸竊玄、秋鳸竊藍、冬鳸竊黃、桑鳸竊脂、棘鳸竊丹、行鳸唶唶、宵鳸嘖嘖、郭注、諸鳸皆因其毛色音聲以爲名、竊藍青色、李時珍曰、鳸鳥處處山林有之、大如鴝鵒、蒼褐色、有黃斑點、好食粟稻、其觜喙微曲、而厚壯光瑩、或淺黃淺白、或淺青淺黑、或淺玄淺丹、鳸類有九種、皆以喙色及聲音別之、非謂毛色也、爾雅又云、桑鳸竊脂、郭注、俗謂之青雀、觜曲食肉、好盜脂膏、因名云、左傳正義解竊脂爲淺白、李時珍又云、桑鳸乃鳸之在桑間者、其脂或淡白如脂、或凝黃如蠟、故古名竊脂、俗名蠟觜、是可以充以加流賀也、○中略 按本草和名以鶻爲以加流賀、日本紀私記以斑鳩爲以加流賀、其說不同也、源君混爲一條、非是、

〔類聚名義抄 九 鳥〕鵤 イカルカ 鵃 張交反、又照、音鵤、鵃、イカルカ、 鵤 イカルカ 斑鳩 イカルカ 鶻 古岳反、ワツフリ、イカルカ、

〔下學集 上 氣形〕鶻 豆甘(マメウマシ)鳥也、或作斑鳩、

〔運歩色葉集鳥名〕斑鳩イカルガ玉篇曰、鶻鵃或為斑鳩、鶍イカル　豆甘マメウマシ

〔日本霊異記上〕聖徳皇太子示異表縁第四

鵤イカル

〔本朝食鑑林六〕鶍古訓伊加流加、今稱末米末和志、

釋名斑鳩日本紀、源順曰、崔禹錫食經云、鵤貌似鳩而白喙者也、兼名苑注云、斑鳩鴨大尾短者也、必大按、鵤者桑扈也、非斑鳩之名、事詳于異同、

集解鵤狀小於鳩、頂黑頂後背腹、青灰或蒼褐色有黑斑、羽尾亦黑色、觜大短黄如蠟、脛掌俱紅、好食粟及豆、毎集于桑柘間、世以畜之樊籠中、其味不爲佳、

肉、氣味、甘温無毒、主治、補虛羸益肌肉、

〔本朝食鑑華六和異同〕鵤

桑扈一名蠟觜鳥也、又曰竊脂、又曰青雀、詩曰、交交桑扈有鶯其羽、左傳少皥氏以鳥名官、九扈爲九農、爾雅述九種之扈、此類最多矣、愚按鵤亦同類乎、

〔重修本草綱目啓蒙林三十三〕桑扈　イカルガ和名鈔、筑前、イカルゴ防州、石州、イカル水戸、雲州、マメドリ

マメマワシ　マメウマシドリ下學集　マメワリ筑後　マメツポウ　マメグチ仙臺　三光鳥南部、仙臺、

一名青嘴鳥卓氏藻林　青扈同上　蜮毛鷹蘇州府志

深山中ニ棲、春夏ノ間、飛テ市中ヲ過グ、禽舗ニ多ク畜フ、形伯勞モズノ大サノ如ク、全身灰色ニシテ頂深黑色、帽ヲ戴ガ如シ、翅端黑色ニシテ黄褐色ヲ帶ブ、尾ハ茶褐色、脚赤色、其觜潤大ニシテ短ク深黄色、五穀ヲ食フ、人家ニ畜フ者ハ、黍稗キビヒエヲ以飼フ、若豆一粒ヲソノ中ニ入ルヽ時ハ、コレヲ含ミ旋轉シテ止マズ、故ニマメマハシト呼ブ、春月囀聲高亮ニシテ淸ミ、シイノゴキ勢州龜山ト云ガ如シ、又月星日トモ鳴ク、故ニ三光鳥ノ方言アリ、又別ニ山中ニ月日星星トナク者ハ山鵲ナリ、コレモ亦三光鳥ト云フ、又日光ノ三光鳥アリ、皆同名異物ナリ、マメドリハ山鵲ヨリ聲高シ

鵤

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分、何にても水を入る

まめまはし　いかるがともまめつほうともいふ　ゑがひ　きび、米、すりゑ四分ゑよし

大きさひよ鳥にちいさくかしらくろく、總身うすねずみいろ尾羽くろし、はし黃いろにて太し、

さゑづり高音なり、多くいづる、

小まめ鳥　鳥まめともいふ　ゑがひ　まめまはし同斷

大きさまめまはしに半分ちいさし、毛色諸事まめまはしにかはる事なし、まれに來る、

〔飼鳥必用下〕いかる

此鳥秋澤山渡る鳥也、日光山より出る當地產〇歯に而もとれる、此鳥觜みがき觜とて貳通有、黃色なるは親鳥、黑觜は雛なり、後には黃色の觜になる、勿論嗬音に善惡有、餌飼麻の實、後に摺餌三分餌なり、

〔萬葉集十三雜歌〕近江之海、泊八十有、八十島之、島之埼邪伎、安利立有、花橘乎、末枝爾、毛知引懸、仲枝爾、伊加流我懸、下枝爾、此米乎懸、己之母乎、取久乎不知、己之父乎、取久乎思良爾、伊蘇婆比座與、伊加流我等此米等、

〔枕草子三〕鳥は

いかるがのをどり

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕二條中納言宣高卿いかるがを、家隆卿のもとへをくるとてよみ侍ける、

いかるがよまめうましとはたれもさぞひしりこきとは何をなくらむ

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鵤　陸詞切韻云、鵤、音角、又音學、漢語抄云、比米、白喙鳥也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕萬葉集雜歌、仲枝爾伊加流我懸、下枝爾此米乎懸、軍王歌左注、斑鳩此米二鳥大集、按此米蓋比米之譌、恐非下條之米、今俗有小鳥呼之由米者、其喙與以加流賀略同、是亦比

米之譌之由米、漢名未詳、松岡氏以鐵嘴充之、小野氏以竊玄充之、〇中略　按爾雅釋文引字林云、鴝句喙鳥、是陸氏所本、句白必有一誤、說文作鴝、云鳥也、鴝未詳、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶥　孫愐切韻云、鶥、音睂、漢語抄云、之女、〇小青雀也、

〔類聚名義抄九鳥〕鴝渠娛反、白喙鳥、ヒメ、シメ、　鶥鴲鶥今或正、音喩鳥聲、ヒメ、シメ　鵯ヒメ

〔本朝食鑑六林禽〕鶥訓志米、〇中略　漢語抄云、比米、必大按之米、比米、聲訓相近、恐是一物乎、今之志米者似鵤而稍大、頭腹黃白有黃斑、觜大短而白、背尾紫、翼之上黑下黑挾白羽、脛掌微黃、常棲山林、網而捕之、氣味俱略與鵤同、

〔東雅十七禽鳥〕鴝ヒメ〇中略　伊豫國風土記に據るに、岡本天皇〇舒明皇后と共に、彼國温泉に幸しまします、大殿戶有椹云臣木、於其集止鵤云比米鳥、天皇爲此鳥、枝繫穗等養賜也、と見えたり、其記せし所に據らば、鵤を呼て比米と云ひしに似たり、倭名抄には鵤鴝各別に載せたり、ヒメといふ義も不詳、古には臣を稱してオミといひ、女を尊稱してヒメと云ひけり、行宮にある所のもの、天皇の寵し給ふによりて、當時の人名づけ呼びし所、かくの如くせしなるべし、下學集には、鶲讀てイカルカと云ひ、豆甘鳥也と註し、鶲讀てヒヲと云ひけり、今俗にカハラヒハといふものは、マメサマシといふものゝ如くにして、小しきなるなり、ヒメの名ありしも、また此義に因れるにや、俗に凡物小しきなるを呼びて、ヒメといふ事は、前に註せり、もし下學集に、いふ所の如くならんには、風土記の比米の米の字、禾の字を誤寫せしも知るべからず、詳なる事は知らず、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕鴝音劬　按、鴝狀似桑鳫マメマハシ而稍小、頭淺黃赤屑、背灰白、翼黑中挾白羽、腹灰白、觜大短而灰白、眼下頤下正黑、脛掌微黃、常棲山林、鳴聲似山雀而大、春月囀出數品聲、畜之食雜穀、肉味有油臭氣不佳、爲囮亦捕桑鳫、蓋鴝本名比米、俗誤曰志米、鵑和名抄所謂志米是也　小青雀也、未詳形狀、

〔飼鳥必用下〕しゆめ。　此鳥秋渡る鳥也、此鳥の內島しゆめとて、何ぞかわりと云にもあらず、ゑゆめだち違ふと云にもあらず、まゝ交り渡る、心をつけて見分べし、餌飼人のゑる處なり、

〔萬葉集抄 三〕伊豫國風土記云、湯郡、天皇等於湯幸行降坐五度也、○中略 以岡本天皇○舒明 并皇后二軀爲一度、于時於大殿戸有椹與臣木、於其上集○上集原作集上、今改 鵤與比米鳥、天皇爲此鳥、枝繫穗等養賜也、

〔萬葉集 一雜歌〕幸讚岐國安益郡之時、軍王見山作歌、○歌略

右撿日本書紀、無幸於讃岐國、亦軍王未詳也、但山上憶良大夫類聚歌林曰、紀曰、天皇○舒明 十一年己亥冬十二月己巳朔壬午、幸于伊豫温湯宮云々、一書云、是時宮前在二樹木、此之二樹斑鳩比米二鳥大集、時勅多掛稻穗而養之、乃作歌云々、若疑從此便幸之歟、

〔萬葉集 十三雜歌〕近江之海、泊八十有、八十島之、島之埼邪伎、安利立有、花橘乎、末枝爾、毛知引懸、仲枝爾、伊加流我懸、下枝爾、比米乎懸、己之母乎、取久乎不知、己之父乎、取久乎思良爾、伊蘇婆比座與、伊加流我等此米等、

〔新撰字鏡 鳥〕鵙毛受 伯勞毛受

〔本草和名 二十 本草外藥〕百勞、一名鵙也、故有伯名、或云伯奇化作 和名毛須、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鵙 兼名苑云、鵙一名鶪、上音覓、下音殞、楊氏漢語抄云、伯勞毛受、一云鵙、伯勞也、日本紀私記云、百舌鳥、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕按玉篇鵙公覓切、廣韻古闃切、皆屬牙音見母、其他從狊字、或屬牙音溪母、或屬喉音曉母、而覓屬脣音明母、其音不同、此音覓恐誤、○中略 按玉篇載鶪字無訓、廣韻云、鶪鶪鳩鳥、而兼名苑以爲鵙一名、未知何據、伯勞也三字、蓋兼名苑注文、按爾雅云、鵙伯勞也、說文同、是注文所本、爾雅郭注云、似鶷鶡而大、毛詩豳風七月正義引曹植惡鳥論云、伯勞以五月鳴、應陰氣而動、陽爲生仁義、陰爲殺殘賊、伯勞蓋賊害之鳥也、其聲鵙鵙、故以其音名云、呂氏春秋仲夏紀注云、是月陰作於下、陽發於上、伯勞夏至後應陰、而殺蛇磔之棘而鳴於上、爾雅翼引易通卦驗云、博勞性好單棲、其飛㚇、其聲哯哯、夏至應陰而鳴、冬至而止、郝懿行曰、今伯勞純黑色、似鴝鵒而大、其飛縱縱、其聲鵙鵙、喜食蟲、愚按秋日往往見縛蛙足磔於棘上者、云是鵙之所爲、未見殺蛇磔之者、○中略 按禮記月令云、仲

夏之月鵙始鳴、反舌無聲、注云、鵙伯勞也、反舌、百舌鳥、是鵙與百舌鳥不同明矣、漢語抄以鵙為毛受、日本書紀以百舌鳥為毛受者、其說不同也、源君混為一非是、按益部方物略記、百舌鳥、綠衣紺尾、一啼百囀、可樊而畜、為世嘉玩、自注云、出中蜀山谷間、毛采翠碧、蜀人多畜之、一云、翠碧鳥、喜效他禽語、凡數十種、詳其所言、與李氏所說百舌不同、李時珍曰、百舌又名反舌、又名鶷鶡、處處有之、居樹中孔窟穴中、狀如鸜鵒而小、身略長、灰黑色、微有斑點、喙亦尖黑、行則頭俯、好食蚯蚓、立春後鳴囀不已、夏至後則無聲、十月後則藏蟄、月令反舌無聲、卽此、其物未詳、以充毛受不穩、

〔段注說文解字四上鳥〕鶪、伯勞也、夏小正作百鷯、月令注作博勞、詩箋作伯勞、古音同也、鵙、夏小正孟子作鴂、乃雙聲假借字、小正月令皆云、五月鳴、惟豳風曰、七月鳴鵙、左傳曰、伯趙氏司至者也、从鳥狊聲、古闃切、十六部、

〔類聚名義抄九鳥〕鵙鶪或鵙、古闃反、伯勞、モズ、　鷭音煩、鳩、モズ、　鵙モ爪

〔下學集上氣形〕鵙モズ百舌、又云伯勞也、

〔八雲御抄三下鳥〕伯勞鳥舌百鳥　普通には百舌鳥常事歟

をばながすゑ　又はしのたちえなどになく　もずのくつてはわがみがはりにかへるやうの物を、物にさしてをく也、是郭公くつてをせむると云り、是に有說不可也之、

〔東雅十七禽鳥〕鵙モズ○中略日本紀に百舌鳥としるされしは、其字を借りて讀てモズとせられしなり、正訓とは見えず、モズの義不詳、舜水朱氏モズを見て不知と云ひ、百舌をモズといふは非也と云ひしといふなり、奥元化が毛詩鳥獸草木考に、鵙似鸜鵒而大、性好草棲、毛羽灰色、黒眉靈巧、能捕燕雀、伯趙氏司至官、伯趙は鵙也といひけり、此說の如きは、此に鵙讀てモズといふものに相合へり、其鸜鵒といふ物は、百舌とも反舌ともいふなり、其似たるに依りて、百舌をモズとなせしなるべし、

〔塵袋三〕一伯勞鳥トハ何鳥ゾ

打任テハモズト云フトリ也、万葉ニモズノクサグキミエズトモ云フ、歌ニハ伯勞鳥トカキテ、モズトヨマセタリ、鄭玄ガ禮注ニハ、鵙モズハ博勞鳥也ト云ヘリ、百勞鳥トカケル事モアリ、百舌鳥トモ

反舌鳥トモ云フ、兼名苑ニハ、服鳥一名ハ伯趙、一名ハ鶪博勞也、其生レテ長大シテ便反テ食其母、一名ハ梟、不孝鳥ナリ、尹吉甫前婦子伯奇、爲後母所譖、遂身投律河、其靈爲惡鳥、今伯勞鳥之ト云ヘリ、此說ノ如クナラバ、フクロウト云フトリニコソ、兩說ノ是非ハカリガタシ、梟ハ食母トリ、破鏡ハ父ヲクラフ獸トテ、一雙ノ物也、賈誼鵩鳥賦云、鵩似鶚不祥鳥也云云、同注云、異物志ヲ引テ云、有鳥小如鷄、體有文色、土俗因形名曰鵩ト云ヘリ、ツチノフクロウニハイツカ文色アル、又ニハトリニモニズ、別ノ鳥歟、又不能遠飛行ト云ヘリ、思玄賦云、鶗鴂鳴而不芳、向注云、鶗鴂之鳥使衣草不芳、又云、鶗鴂陰鳥則草木凋木凋傷云々、衞曰、鶗鴂鳥名也、秋分鳴、服虔曰、鶗鴂一名鵙伯勞也、異名志曰、鶗鴂一名杜鵑、至三月鳴、晝夜不止云々、コレ大ニ相違セリ、伯勞モ鶗鴂モ大樣ハモズ也、ホトヽギス三月ニナクコトハ、ナヲ早速ナルカ、漢地ハアタヽカナルユヘニトクナク歟、禮記月令ニハ、五月鵙始テ鳴ト云ヘリ、草木シボムト云フ時節ニシタガヒヌ、打任テ此ノ邊ニハ、モズハ秋フカクナリテナクモノナリ、夏ナクコトハナキニヤ、カタ〳〵ニシタヒアヘリ、東方朔ガ內傳ノ心ニハ、東方朔弟子トトモニ長安ノミチヲユクトキ、水ヲモトム弟子人家ノスモヽノ木ニ伯勞鳥トビアツマル、東方朔コレヲ見テ云ク、此ノ家ノ主ヲバ、李勞ト云フ也ト、弟子ソノ名ヲヨブニ、家主イデヽホメケリト云フ事アリ、李木ニ伯勞キタレバ、李勞トコヽロエタリケルカ、タガハザリケルコソ不思議ナレ、ヒルフクロフノ木ニアツマルベキイハレナケレバ、コヽニ云ヘル伯勞ハモズ歟、

〔茅窻漫錄〕鵙字并百舌百千鳥

百舌もずにもあらず、又うぐひすにもあらず、是も一種の鳥なり、漢土の書に多く載せたり、易通卦驗云、反舌鳥百舌鳥、能反覆其舌、證百鳥之音、淮南子說山訓山人有多言者、猶百舌之聲、格物總論云、百舌春二三月鳴、至五月無聲、亦候禽也、山堂肆考云、百舌一名、望春、一名喚起、江南之人謂之喚春、聲圓

轉如絡絲、〈或起の事後に見ゆ、同名を以て誤る、〉其外益都方物記に、一名翠碧鳥ともいひ、事物異名に饒舌郎といふも、能く諸鳥の眞似をする故なり、文同が詩に、就中百舌最無謂、滿口學盡衆鳥聲、自無一語出於己、徒爾嘲哥誇縱橫といふも、其眞似を惡みてなり、〈王維が聽百舌鳥詩に、入春解作千般語、拂曙能先百鳥啼、唐詩紀事に見ゆ、〉然るを和名抄に、鵙の一名伯勞とし、百舌鳥とする、〈鵙の一名黄伯勞〉古昔よりの誤を承け傳へ、枕草子に鵙の關と書きたるを、季吟の春曙抄に、百舌鳥陵と注せしは、次第に誤り來れり、鴂は爾雅に云、鶷鴂郭注に、俗呼爲癡鳥といへるもの、鄭漁が草木略に、按此似鶺鴒無冠而長尾、多在山寺厨檻間、今謂之鳥鶚、と是なり、此鳥の癖として、最初の發聲に何となく諸鳥の眞似をする中に、うぐひすの眞似を能くする故に、彼此と誤りきたれり、

〔本朝食鑑〕〈六林禽〉鵙〈訓毛須〉

集解、鵙本草綱目不言形色、凡鵙似鳩而小、頭背至尾皂色帶赤、似驢色、顏氣眼容類小鷹、眼邊黑眼上白條引頰、觜黑而末曲亦如鷹、頰臆白腹黃赤有黑橫紋、翮靑羽黑、脛掌黑赤、爪利而硬、每摯小鳥而食、其聲高喧不好、故俗爲惡聲、夏鳴冬止、在野則結草磔蟲、歌人呼稱鵙之草莖、古謂、昔有狡童、淫人之侍婢、然未知女之居、故指鵙之草莖爲證欲行、又有鴫與杜鵑相約之事、倶未知其眞也、近世野人以野草莖上磔蛙螽之類、稱鵙之草莖、此亦不知何故矣、今官家之兒畜之韝上、比鷹以摯小鳥作弄戲耳、或有食鵙者、曰味苦有臊氣、常人尚未食之也、

肉、氣味、苦平無毒、主治、小兒魅病、

〔本朝食鑑〕〈六華和異同〉鵙

李時珍擧九說而論之、惟以郭璞之說爲準、郭註爾雅曰、鵙似鶷鶡而大、鶷鶡者百舌也、爾雅謂、鶷鵙之醜、其飛也翪、斂足竦翅也、既以鶷鵙並稱、而今之苦鳥、大如鳩黑色、以四月鳴、其鳴曰苦苦、又曰、姑惡人多惡之、必大按、此數言與本邦之鵙形色殊背未詳、或曰、鵙者本邦之鵯鳥也、鵙四五月鳴、鵯秋末鳴春

末止、此亦不ㇾ爲ㇾ當、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕伯勞 モズ和名鈔 ナヽヲトヽリ古歌 一名鵙鳩通雅

モズハツグミヨリ小クシテ、首大ニ眼淡黒圓大ニシテスルドナリ、眼邊黒クシテ鷹ニ似タリ、頸背赤褐色雨翼淡黒青ニシテ、黒斑白點少シアリ、咽腹ハ白色、胸ハ赤褐ニシテ、小波文淺シ、觜ハ淡黒色末曲リ尖リ細長ク至テ鋭ナリ、脚ハ黒シ、常ニ小鳥ヲ捕ヘ食フ鷙鳥ナリ、秋時鳴ク、此鳥ヲ捕ルニハ、其子ガヒノ瞼ヲ縫テ囮ト爲シ、鳴カシメテ誘ヒ取ル、

〔喚子鳥下〕百舌鳥 みがひ 右同断○生ゑ壹匁五分、あをみ入餌壹匁、

大きさすゞめにばいせり、總身かき色に赤し、つら白く、くろきすぢ目のよこに引たり、さへづりよし、あら鳥は小鳥をくらふ、かひ鳥に成がたし、子がひをすりゑにてかひ立、鷹のごとくならはしめて、はいをとらし、すゞめをとらしむ、

鳥もず みがひ 生ゑ壹匁五分、あをみ入、餌壹匁、

大きさもずにて、毛色ももずに似たり、少しのかはりあり、囀りよし、子がひ重寳す、めづらしきるいなり、

關東もず みがひ 右同断

大きさひよ鳥に大きし、せの色あさぎにねずみ色なり、つら白く、目の邊にくろきすぢ有て、もずのつらににて、かたちはくわんとう尾長ににたり、小とりをくらふ、かひ鳥になりがたし、

〔飼鳥必用中〕朝鮮百舌

此鳥頭淺黄にて背赤く腹白、形常の百舌同じ、少シ小ぶり也、春は三月末薩州指宿郡穎娃の郡の内に見ゆる、此内赤百舌まじりて飛來、鳥百舌は雄赤百舌は雌と見ゆる、なんぞ別の種にあらず、

〔飼鳥必用下〕入道百舌

此鳥も近在にて產巢する也、外鳥よりは子早く出來る也、飼方鮒にて八分餌なり、

朝鮮百舌

此鳥近在にて產巢すれ共、是はおそし、入道よりも拂底なる鳥也、餌飼右同斷、

鳥百舌

此鳥近在にて產巢すれ共、是もおそし、頭淺黃なるは雄也、此百舌の類、人々知る處故、委しく記さず、餌飼同斷、

大百舌

此鳥上方よりまゝ江戶來る也、大さ尾長鳥程有、拂底なる鳥也、江戶にて取たる事覺なし、餌飼鮒にてどう返し、

〔日本書紀十一仁德〕六十七年十月甲申、幸河內石津原、以定陵地、丁酉、始築陵、是日有鹿、忽起野中走之、入役民之中而仆死、時異其忽死、以探其痍、卽百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其處曰百舌耳原者、其是之緣也、

〔吾妻鏡十八〕元久三年○建永元年三月十二日癸巳、櫻井五郞信濃國住人殊鷹飼也、而今日於將軍○源實朝御前、飼鷹口傳故實等申之、頗及自讚、加之以鵙如鷹號可令取鳥云云、可覽其證之由、直雖被仰、於當座難治、可爲後日之由辭申之、十三日甲午、相州依召參御所給、數剋及御雜談、將軍家仰云、有櫻井五郞者、以鵙可令取鳥之由申之、備欲見其實、是似嬰兒之戲、無詮事歟云云、相州被申云、齊頼專此術云云、於末代者希有事也、粹若爲虛誕者彼不便、猶以內々可被尋仰者、此御詞未訖、櫻井五郞參入、著紺直垂、付餌袋於右腰、居鵙一羽於左手、相州自簾中見之、頗入興、此上者早可有御覽云云、仍被上御簾、及此時、大官令問注所入道已上群參、櫻井候庭上、黃雀在草中、合鵙三寄取之畢、上下感嘆甚、櫻井申云、小鳥者尋常事也、雖雉不可有相違云云、卽被召御前賞子、賜御劒、相州傳之給云云、

鵙利用

〔宜禁本草 坤 諸禽〕鵙 平有毒、百勞也、主小兒繼病、繼病母娠乳兒、兒病如瘧痢、相繼腹大、或瘥或發、他人相近相繼、妊人取鵙毛帶之、小兒令速語、又取其踏枝鞭之、効亦同之

〔食物和歌本草 七〕伯勞

百舌鳥こそはをとみつはるや疳の虫かたかひふるひ落ざるに吉　百舌鳥の灰よしおさなごの年月を經ても久しき物もいはぬに

鵙雜載

〔萬葉集 春相聞 十〕寄鳥

春之在者、伯勞鳥之草具吉、雖不所見、吾者見將遣、君之當婆

〔萬葉集 秋雜歌 十〕詠鳥

秋野之、草花我末、鳴百舌鳥、音聞濫香、片聞吾妹、

〔續古今和歌集 雜十四〕百首歌の中に　武子內親王

尋ればそこども見えず成にけりたのめし野べの鵙の草ぐき

〔武江產物志〕山鳥類　伯勞 千住 梅瀨邊

八首鳥

〔本朝食鑑 林禽 六〕八首鳥

狀如鳩而頭有黃羽數枚、羽端有黑文、常伏不起、如幘之平、鳴時起如揮羽扇、江東俗呼曰裹捧、訓豆豆。。。美佐佐木、裹者衣包也、捧戴也、言頭羽不起如戴衣包也、服邊背上紫色帶長黑、如尹須賀之帶、帶端作文、胸腿黃赤腹白有黑斑、翅羽黃白黑色相交、尾上下黑中白、予〇平野必大 未聞其聲、未知其態、未詳在何地矣、

〔重修本草綱目啓蒙 林禽 三十三〕伯勞〇中略

鵙鳩ハ詳ナラズ、一名鳥鵙 爾雅註 鵜𪆧 格致鏡原 戴勝ハヤツガシラナリ、和產ナク舶來アリ、形鳩ニ類シテ長ク、目淡赤色、背細長クシテ、本ハ淡赤、末ハ淡黑色、脚ハ綠色、頂ニ細長冠毛多アリ、黃色ニシテ

鶇

嘴黒ク、儼トシテ幘ヲ著スル狀ノ如シ、囀スル時ハ其羽毛立起リテ羽扇ノ如シ、目邊及頰黃色、頸咽淡綠色、背肩モ同色ニシテ黑斑アリ、翅ハ白黑ノ橫文相並ブ、風切ハ色黑シ、胸ハ淡黃、腹ハ白色、尾ハ黑クシテ中間白シ、一名戴鵀(爾雅)、鶝鶔(爾雅疏)、鵀、戴鵀、服鶝、鵖鴔(共同上)

〔新撰字鏡(鳥)〕鶇(豆〇久〇彌〇)

〔倭名類聚抄(十八羽族名)〕鶇鳥　唐韻云、鶇(音東、漢語抄云、豆久見、辨色立成云、馬鳥、)鳥名也、

〔箋注倭名類聚抄(七鳥名)〕廣韻云、鶇鵍、鳥名、按鶇鵍不ㇾ說二形狀一、未ㇾ詳二何物一、

〔類聚名義抄(九鳥)〕鶇(音林、鶌鶋、ツタミ、)　鶇(音東、ツクミ、)

〔下學集(上氣形)〕鶇(ツクミ)

〔壒嚢抄(一)〕鳥類字　鶇(ツクミ)

〔海人藻芥〕內裏仙洞ニハ、一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被ㇾ召事也、一向不ㇾ存ㇾ知者、當坐ニ迷惑スベキ者哉、〇中略鶇ハツモジ、(但ツグミヲ供御ニハ不ㇾ備也〇中略)ニ如ㇾ此異名ヲ被ㇾ付、近比ハ將軍家ニモ、女房達皆異名ヲ申スト云々、

〔物類稱呼(二禽獸)〕鶇つぐみ　五畿內の俗つ。む。ぎ。と云、關東にてで。う。ま。と呼、加賀にてか。ご。め。と云、遠江にてつ。ぎ。め。と云、仙臺にてつ。ぐ。と云、

本朝食鑑、鶇、釋名、馬鳥鳥馬也、螻蛄をつなぎ置て、此鳥を取、東國にて鳥馬をまはすと云、又諺にけら腹たてばつぐみよろこぶといへるも、かゝる事を云にや、京師にて除夜每に是を炙り食を祝例とす、

〔日本釋名(中鳥)〕つぐみ　此鳥口つぐんでなかず、故に名づく、又一種なくもあり、

〔本朝食鑑(六林禽)〕鶇(訓二豆久美一)

釋名、馬鳥、(中略)今俗謂二馬鳥一以稱二鳥馬一、字書曰、鶇鵍鳥名未ㇾ詳、

集解、鵯大似伯勞、頭背胸臆紫灰色、腹黃白有紫黃斑、羽尾黑褐匝蒼、每棲山林而能囀、性好食螻蛄、故捕之人、先多削竹木、塗黏爲擌、以夾樹枝、或張羅于林間、用絲繫螻、著竹竿而掉之、則群鵯見螻相集、覓擌羅掛、此俗所謂鋪鳥馬、其味極美、炙煮食以供上饌、故世以賞之、或曰、鵯食山茶花而腸皆壞、山茶者椿也、此時人殺鵯開嘴入酒、拔羽毛炙食、則肚無腸而味最佳、予〇平野必大每試之有驗、

肉、氣味、甘平無毒、主治、開胃進食、最宜久病之人也、

附錄、黑鵯、(クロヒヨドリ)狀似鵯而灰黑色、有黑斑、頭純黑毛、羽尾亦黑、觜白、脚黃、每棲山林、能囀、作百鳥之聲、食鳥魚肉、故人畜之樊籠以玩之、未知其氣味也、

〔本朝食鑑 六禽和異同〕黑鵯

黑鵯、或曰百舌也、必大按似是矣、百舌狀如鴝鵒而小、身略長灰黑色、微有斑點、嘴亦尖黑、易通曰、能反復如百鳥之音、必大按、全是似本邦之黑鵯、惟嘴脚黃與黑殊爾、

〔大和本章 十五小鳥〕ツグミ　其類多シ、常ニツグミト云一種アリ、其形狀ハアマチク人シレリ、黑ツグミ觜脚黃也、ヨク囀ル、他鳥ノマチヲスル、ウグヒス、雀ナドノ音ヲモマナブ、イソツグミ色青黑シ、海邊ニ出、シナイ、又クハツ鳥トモ云、赤シナイ、クハツ鳥ノムチ赤キナリ、クハツ鳥、其ナクコエクハツクハツト云、此外猶少ヅヽ、毛ノ異ナルツグミ冬春多シ、味ヨシ、順倭名抄、鶇ヲツグミト訓ズ、出處未詳、

〔和漢三才圖會 四十三林禽〕百舌鳥(つぐみ)　反舌　鶷鴂　舍羅 梵書　鶇 東音　馬鳥　和名豆久〇中略

按、百舌鳥、俗云豆久見狀如鴝鵒而灰黑色、京師每除夜炙食之爲祝例矣、

〔喚子鳥 下〕つむぎ(つぐみなるべし)　みがひ　生ふ四分、わなみ入、飼壺匁、

大きさひよ鳥に小ぶり、總身あを黑く腹玄ろし、さへづりよろしからず、多出る、〇中略

〇〇ほし鶇(つぐみ)(あかしなへといふ)　みがひ　生ふ四分、わなみ入、飼壺匁、

大きさつむぎに同じ、つむぎの類なり、せの色黑赤し、はらうすかばいろにくろきごまふあり、さ

ゑづりあしく、かきつむぎといふも、此るいにて同じたぐいなり、

まへ○つ○む○ぎ○（こんなへともいふ）　ゑがひ　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、
大きさつむぎに同じ、總身くろく目の上に白き筋まゆのごとく有、さへづりほそし、多いづる、

黒鶫（黒しなへともいふ）　ゑがひ　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、
大きさつむぎに同じ、總身くろくはら白し、くちきごまふ有、はしと足きにてきれいなり、さゑづり大おんにてよし、子がひ尤よし、

い○わ○つ○む○ぎ○（いそひよともいふ）　ゑがひ　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、
大きさつむぎに同じ、總身あをぐろくるりいろにて、はらかば色のふ有て見事なり、さへづりよし、あら鳥よろしからず、子がひよし、つむぎのるいのうち上品の鳥なり、

ぬ○え○つ○む○ぎ○　ゑがひ　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、
大きさつむぎに大きし、總身きいろにくろきふばら〳〵と有、さへづり悪し、

〔飼鳥必用 中〕朝○鮮○鶫○
此鳥の形つまり頭にて、薄き紅から色薄く黒色筋有り、脊緑青色、尾の付根はぐん玄やう色、羽色胸より腹迄は薄赤、腹の中極赤流レ筋あり、尾の下迄とをる也、尾羽短し、足は鳥の好合にて觜長く見へ、能くさへたるを不聞、薩州山川の邊にて間々あい渡る筑前にて渡りたる事あり、何れにも九州へは朝鮮表の鳥、風に寄相渡る也、

〔食物和歌本草 三〕鶫
つぐみ平淋病に吉腎つかれ陰なへ腰の痛にぞよき　つぐみよく虚を補て氣力ます諸病に用ひさして毒なし

〔拾遺和歌集 七 物名〕つぐみ

大伴黒主

わが心あやしくあだに春くれば花につくみといかでなりけん

さく花におもひつくみのあぢきなさ身にいたつきのいるもしらずて

〔看聞日記〕應永廿八年正月十二日、野遊ニ出、重有朝臣、長資朝臣、隆富、慶壽丸、喝食兩人召具、廣定(田肉)(青侍)鶫一射落、高名也、

〔武江產物志〕山鳥類　鶫(千住)

〔本草和名〕(十五獸禽)鴝鵒肉(集喩、上其俱反、下喩曲反、)一名舍利、一名吉良、一名黃金、(已上三名出ニ兼名苑ニ)一名尸鳩、(出ニ古今注ニ)

〔饅頭屋本節用集〕(波生類)八八鳥(ハヽテウ)

〔和爾雅〕(六禽鳥)鸜鵒(クロツグミ)(哵哵鳥、鴝鵒、八哥並同、)

〔書言字考節用集〕(五氣形)鸜鵒(ハツカウ)(周禮作ニ鴝鵒ニ、本草似ニ鵙而頭上有レ幘、又有ニ無レ幘者ニ、身首俱黑、兩翼下各有ニ白點ニ、)哵々鳥(八哥、寒皐並同、)

〔大和本草〕(十五異邦禽)鸜鵒　一名鴝鵒、又哵哵鳥、俗ニ八八鳥ト云、昔年長崎ニ異國ヨリ來ル、鳥ニ似テ小ナリ、斑鳩ノ大サホドナリ、黑色ナリ、諸鳥ノ語ヲ學ブ、人語ヲバ學バズ、本草綱目鸜鵒別名ヲ哵哵鳥ト云、時珍曰、身首俱黑、兩翼下各有ニ白點ニ、其舌如ニ人舌ニ、剪剔能作ニ人言ニ、鸜鵒ヲヒヱドリト訓ジ、クロツグミト訓ズ、共ニ誤也、舌ヲキルトハ舌ノサキ爪ノ如キヲ切也、肉ヲキルニ非ズ、

〔和漢三才圖會〕(四十三林禽)鸜鵒(劬欲)　鴝鵒　八哥　哵哵鳥　寒皐　俗云黑豆久見(中略)〇按鸜鵒大如ニ伯勞ニ、其頭背正黑色、胸腹白而有ニ黑斑ニ、脛黑嘴黑、其吻黃色能囀、人畜ニ之樊中ニ賞ニ之、其雌者胸腹之斑、色不レ鮮、翮黑、其裏柹色、

眉白鸜鵒　形狀同ニ鸜鵒ニ、而眉白者、

〔重修本草綱目啓蒙〕(三十三林禽)鸜鵒　ハヽチヤウ　ハヽチヤウ　ハツカチヤウ(共通名)一名鴝鳩(古今注)　鴝鵒(禽經注)　乾皐(異稱覽)　鸜哥(南寧府志)　哵哥(類書纂要)　八八兒(山堂肆考)　步鵒(正字通)　巧自(柳外編)　花鵒(荊楚歲時記)

喉紅鳥

原舶來ナレドモ、今本邦ニ多シ、形烏ニ似テ小ク、全身黑色ナリ、只風切リノ本微シ白シ、翅ヲ開ケバ白色左右ニ長ク並ビテ、八ノ字ノ如シ、故ニ八八鳥ト名ク、節釋名ノ喇喇鳥ニシテ喇八同字ナリ、觜脚黃色、目赤黃色、觜根鼻上ニ少シカタマリタル毛アリ、幘ノ如ク高ク出、是蘇恭有幘ト云モノナリ、ソノ性能諸鳥ノ聲ヲナス、舌ノ端尖リテ鍼ノ如シ、此尖ヲ剪テ敎レバ能人言ヲナス、ソノ剪法敎法、詳ニ秘傳花鏡ニ出、圖書ニ又有白色者差小、泉人謂之番鸜鵒ト云ヘリ、

〔百千鳥〕上八々鳥 八哥鳥共　飼かい　ヘヤ　四分ゑ、青味入、

鳥の鳳、和のむく鳥のごとくにて、また大なり、總身黑く、口觜薄淺黃にて、足も又黃にさめたり、額の毛、觜の上へつまみたるやうに、立出てかわりたる物なり、よく物まねを囀鳥有、若鳥は眞似ぬ物なり、巢も能なす鳥有、玉子は十三四日にて開出る也、子かへりては蚫を飼ふべし、是又十日程にて巢よりとりて、すりゑのさし餌にて飼立る也、二三日は兎角、うなぎの粉を交て飼立るがよし、巢くさは、枯芝、ところの毛、亦は木の根の類、藁も入たるがよし、鴨の毛抔もひく物也、とかく巢に作るつき物、いろ〳〵入置べし、巢箱は奥行八九寸程、横五六寸程、高さもまた六寸ばかりの箱を作り、穴を出入の成ほどに明、文鳥の巢箱のごとく棚を釣て其上へ置なり、

〔飼鳥必用〕中八歌鳥

此鳥不絕長崎へ相廻り候鳥にて、心有人皆之る處也、總羽黑にて大羽の中白き府あり、目は淺黃にて蓮雀あり、觜足薄黃にて少しは物眞似もする、略○中飼方は鈔にて三分餌也、

〔續日本紀〕十一聖武天平四年五月壬子、新羅使金長孫等四十人入京、庚申、金長孫等拜朝、進種々財物、幷鸚鵡一口、鴝鵒一口、略○下

〔大和本草〕十五小鳥 喉紅鳥　山中ニアリ、ヨシドリニ似テノドノ下紅也、又ツグミニ似タリ、ツグミノ大サアリ、里ニモ出ル事アリ、中華ノ書ニテ未見之、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕連雀　辨色立成云、連雀、(唐雀也、時々群飛、今按雀有黃雀、青雀、白雀、大雀等之名、所出未詳、但今俗所稱者、雀之有毛冠也、是鳥希見、疑異國之鳥歟、)

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按連雀、木曾山中多有之、尾紅者名緋連雀、尾黃者名黃連雀、而連雀之名諸書無見、恐非漢名、小野氏曰、鎭江府志十二紅十二黃卽是、又嘉祐本草有練鵲、不與此同、又按黃雀、青雀、白雀、大雀、見藝文類聚、蓋依藝文類聚擧之也、不應云所出未詳、

〔類聚名義抄 九佳〕連雀(唐スヽミ)

〔饅頭屋本節用集 生類〕連雀(レンジヤク)

〔本朝食鑑 六林禽〕連雀　釋名、練鵲、(俗稱或作練雀、源順曰、辨色立成云、連雀唐雀也、時時群飛、今按、俗所稱者雀之有毛冠也、是鳥希見、疑異國之鳥歟乎、必大按、連雀古希見之歟、今山中有之、練鵲者帶鳥與本邦連雀殊)矣、

集解、狀似山雀而小、如雀之大、頭背灰赤似褐色、翅黑有黃白圓文、尾短黑、頂上戴小冠、眼頷有黑色、常棲山林、飛集成群、故號連雀、其形麗、其聲亦可賞、其遊嬉得意時、披尾戴首、如孔雀之舞、畜之籠中、其味不佳也、

〔本朝食鑑 六華和異同〕連雀

本邦之連雀、或作練鵲、華之練鵲者、尾長白毛如練帶、號帶鳥、又呼爲拕白練、是與本邦之連雀甚殊矣、或曰、帶鳥者本邦之尾長鳥、未詳、

〔和漢三才圖會 四十三林禽〕連雀(略)〇(中略)按、連雀今處々有、狀如雀之大、(中略)〇但聲不好、如曰比伊比伊、蓋此與練鵲字同音而物異、其練鵲卽帶鳥(尾長)也、連雀卽冠鳥、(有毛冠)也、今人稱有毛冠之鳥、不曰毛冠、某鳥謂有連雀、

黃連雀　形狀同連雀、而羽尾端共黃、

鶯名稱

〔重修本草綱目啓蒙 三十三林禽〕棟鵑 ○中略 別ニ一種和名ニレ。ン。ジ。ヤ。ク。ト呼ブ鳥アリ、雀ヨリ大ニ、伯勞ヨリ小ク、全身灰紅色、首ニ冠毛アリ、味黒色、尾ハ黒色ニシテ末ニ深紅アリ、兩翼風切ノ色黒クシテ、末深紅色ニシテ端白シ、コレヲヒ。レ。ン。ジ。ヤ。ク。ト云フ、漢名十二紅(鎭江府志)ト云フ、翼ノ深紅色相並ブ故ナリ、又形稍大ニシテ風切ノ末黄白深紅雜リテ、尾端黄色ナルヲキ。レ。ン。ジ。ヤ。ク。ト云、漢名十二黄(同上)ト云、木曾山中ニ多シ、ソノ性飛翔群ヲナス、因テレンジャクト名ク、時ニ庭中ニ來リ樹實ヲ食フ、囮ヲ以テ捕ヘ樊畜ス、ソノ得意ノ時、尾ヲ竝キ首ニ被リ、孔雀ノ舞ガ如シ、

〔喚子鳥 下〕れんじやく(ひれんじやく有、きれんじやく有、)　みがひ(生み四分、あなみ入、鶸壹匁、)
大きさひよ鳥にちいさし、總身すゝ竹色、かしらにれんじやく有、はらきいろ、羽さきと尾のはしにくれなゐのいろ有、きれんはうこんの色まじりたり、ひね鳥成べし、囀り惡し、秋の末に出る春又いづる、

〔新撰字鏡 鳥〕鶬鶊鵹鶊(四字)宇。久。比。須。

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鸎　陸詞切韻云、鸎(烏莖反、楊氏漢語抄云、春鳥子宇久比須、)春鳥也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕萬葉集所載田邊福麿歌集、哀弟死去作歌、春鳥訓宇久比須、新撰字鏡、鶬鶊鵹鶊宇久比須、出雲風土記、法吉鳥、蓋是、按宇久比須、法吉、皆其鳴聲、○中略 按説文無鸎字、段玉裁曰、詩鳥鳴嚶嚶、出自幽谷、本不言何鳥、昔人因嚶嚶似離黄之聲、出谷遷高亦似離黄出熱土而登樹、故就嚶改鸎、爲倉庚之名、唐試士以鸎出谷命題、本毛詩也、古者倉庚名離黄、名黧黄、名楚雀、名黄栗留、黄鸝留、不名黄鸎、亦無鸎字也、惟高誘注呂覽曰、含桃鸎桃、鸎鳥所含、陸璣詩疏云、黄鸝留、幽州人謂之黄鸎、鸎字始見、要因其聲製字耳、果名依高誘作鸎桃爲是、鄭注月令作櫻桃者、乃俗人所改、詩交交桑扈有鶯其羽、毛公云、鶯然有文章也、鶯絕非鸎、唐人耕韵、鶯注鳥羽文也、罌注黄鸎也、一韵中可

並用、舊本唐詩黃𪇆字皆如此、元明以後、淺人乃謂、古無𪇆字、並改爲鶯、而鶯失其本義、而昔人因誤製𪇆之理晦矣、玉篇、鶯、鳥有文、𪇆、黃鳥也、分別亦是、至集韻類篇乃皆合鶯𪇆爲一字、斯謂不識字、又曰、黃鳥今之黃雀、似雀而色純黃、戰國策、黃鳥俯啄白粒、仰棲茂樹者是也、焦循曰、毛詩葛覃正義引陸璣疏、以摶黍與倉庚爲一物、蓋本方言以倉庚或謂之黃鳥、竊謂非也、爾雅、皇、黃鳥、此一物也、爾雅、倉庚、商庚、鵹黃、楚雀、又云、倉庚、鶬黃也、此別一物也、毛傳於黃鳥訓摶黍、於倉庚訓離黃、不以倉庚爲摶黍、即不以黃鳥爲倉庚也、說文、離黃、倉庚也、鳴則蠶生、又云、鵹、鵹黃也、一曰楚雀、其色黎黑而黃、未嘗以爲黃鳥、鄭氏注月令倉庚爲離黃、而小雅、黃鳥黃鳥、毋啄我粟、箋云、黃宜食粟、今不聞倉庚食粟也、小雅緜蠻黃鳥、傳云、緜蠻小鳥貌、是毛以黃鳥爲小鳥、小鳥之狀與色有如摶黍、故以名之、黍色黃、不雜以黎黑、斯黃鳥似之、直名爲黃、皇爲黃白、非鵹黃之所可混矣、姚炳詩識名解於小雅黃鳥引其世父首源九經通論云、此黃鳥、黃雀也、非黃鶯、黃鶯不啄粟、郝懿行曰、詩凡言倉庚、必在春時、其言黃鳥、不拘時候、爾雅馬鳥云、黃白曰皇、黃鳥名皇、知黃鳥非鵹黃之鳥矣、按倉庚其色黍黑而黃、故名鵹黃、見說文、倉庚亦蓋以其色蒼黃得名、商庚一聲之轉耳、是鳥常在荊棘中、故有楚雀之名、依段說是即𪇆鳥、然則皇國從來訓𪇆爲宇久比須爲允、其黃鳥似謂今俗畜養呼加奈利也者、又有一種黃鳥、李時珍曰、𪇆大於鸜鵒、雌雄雙飛、體毛黃色、羽及尾有黑色相間、黑眉尖觜青脚、立春後即鳴、麥黃椹熟時尤甚、其音圓滑如織機聲者、今俗呼朝鮮宇久比須是也、非倉黃、又非詩黃鳥也、又按方言謂倉庚或謂之黃鳥者、方俗語言之偶同耳、非毛詩黃鳥、爾雅云、皇黃鳥、是正毛詩黃鳥、然郭注爾雅皇黃鳥云、俗呼黃離留、黃離留即離黃、又玉篇云、𪇆黃鳥也、並以倉庚黃鳥混爲一、不特陸璣之誤也、

〔類聚名義抄九鳥〕黃鳥ウグヒス　春鳥子同　鶯鸎𪇆烏科反、鳥鳴、ウグヒス、　鸎俗鶯　黃鸝ウグヒス　鶊ウグヒス　鵙ウグヒス

〔段注說文解字四上鳥〕鶯、鳥有文章兒、各本作鳥也、必淺人所改、今正、毛詩曰、交交桑扈、有鶯其羽、有鶯其領、傳曰、鶯鶯然有文章兒、兒舊作也、非、鶯猶熒熒也、兒其光

彩不定、故从熒省會意、旅于形聲、自淺人謂鶯即鸎字、改說文爲从鳥熒省聲、熒各本作榮、今正、說文熒省聲之字、其十有九、無榮鳥也、而與下引詩不貫、於形聲會意亦不合、不可以不辨也、書聲之字、烏莖切、十一部、詩曰、有鶯其羽、

〔和爾雅六禽鳥〕鶯(カラスウグヒス)黄鳥、黄鸝、倉庚、鸝鶊、商庚、鵹黄、黄鳥並同、亦或謂黄栗留、或謂之黄袍、和邦所謂宇久比須非此鳥、　報春鳥(ウグヒス)淸山記云、山鳥知鳴而色蒼、每歲正二月鳴曰春起、至三月止、鳴曰春去、採茶之候也、呼爲報春鳥、

〔八雲御抄三下鳥〕鶯　もゝちどり(是は不限鶯、是春百千鳥之囀也、但鶯に詠有例、)　はつ鶯

萬、山ぶきのしげみとびくると云り、後撰、雲ゐにわびてなくこえといふ、源氏に、なきてわたるといへり、なきてうつろふとも、源氏に松にもすくうと云り、つくれる鶯の事なれど同事也、尋常には梅にすくうもの也、さくらにはやどらず、源氏に、すだちし松と云り、鶯のすはなべては竹也、萬十七、鶯のなきちらすはる花といへり、萬、やつかさになくと云り、(やつかさは、山谷こえてといふ也、)萬、しばなくと云、(しば〲なく也)又つまをもとむと云り、又青竹の枝くひもちてさゝのうへに、おはうちふれてと云、又榎みをくうと云り　ねぐらは梅竹也、櫻をわきてねぐらとせずとは、在源氏、

〔夫木和歌集春〕花見鳥　鶯

春ははや比に成行山ざとの軒に來てなけけふ花見鳥

〔日本釋名中鳥〕報春鳥(ウグヒス)　うくはおく也、おとうと通ず、ひすはいづ也相通ず、おくいづ也、春は谷のおくよりいづるもの也、幽谷をいでゝ喬木にうつる也、鶯の字うぐひすと訓ずれどもしからず、鶯はうぐひすより大にして黄色也、もろこしに多し、日本にもわたるからうぐひすと云、其いろかたちはすぐれてよけれど、こえはうぐひすにおとれり、

〔東雅十七禽鳥〕春鳥ウグヒス　倭名抄に陸詞切韻を引て、鶯は春鳥也、楊氏漢語抄に春鳥子ウグヒスといふと註せり、萬葉集に、春鳥よむでウグヒスといひしも、楊氏の說に據れるなるべし、ウグヒ

スといふ義も詳ならず、鶯といふものは、即今蕃船に載せ來れる黃鳥と云ものゝ、此にウグヒスといふ物にあらず、(中略)ウグヒスとは、木にもあれ、竹にもあれ、その叢り生ふる所に、巣をくひぬる者なるを云ひしなるべし、古語に見えし草木の類、叢り生ふるをフといひ、轉じてはウと云ひけり、日本紀に竹村讀てタカフといひ、又萬葉集抄に、麻の生ふる所をばウといふなりなど見えし此也、(中略)或人橋氏著鳥の事に依りて、其春鳥といひしは、情春鳥、禰春鳥などいひし者の類をや云ひぬらん、今試に漢音を操りてウグヒスの語を學びぬれば、情春鳥の莫稱花果と啼が如く、又稱春鳥の春起春去と啼が如し、讃花鳥の無偏花果と啼が如くにもある也といふなり、されど情春鳥は其形不レ論鶯と見え、稱春鳥は如二鶺鴒一色蒼と見え、讃花鳥とは似レ鶯而小と見えて、其形狀の詳なる事も見えず、辨水朱氏は、ウグヒスは黃頭鳥に似たるなりと云ひしといふなり、黃頭は小鳥の鶯なる者也、麻雀に似て羽色更に黃、顙背小而尖、利爪剛而力強など見えたり、唯いづれにも此鳥の名、漢にして其呼ぶ所の如きは、古より詳ならぬ事と見えたり、

〔茅窻漫錄〕鸎字幷百舌百千鳥

此邦古昔より鸎うぐひすと訓じ來れり、鸎は此邦にいふうぐひすにあらず、別に一種の鳥なり、鸎の形狀、漢土の書に數多載せたるを見てしるべし、格物論云、鸎大勝鸜鵒、黑眉嘴尖紅、脚青、遍身黃色、羽及尾有黑色相間、三四月間鳴、聲音圓滑、爾雅黃鳥注、幽州人曰之黃鸎、一名倉庚、說文云、鸙鶊鳴則蠶生、(倉は淸なり、庚は新なり、感二春陽淸新之氣一而初出、故名と、草龜經に見ゆ、)禽經云、商庚夏蠶候也、注云、此鳥鳴時、蠶事方興、蠶婦以爲候、陸璣草木疏云、黃鳥黃鸝留也、常以葚熟時、來桑間里語曰、黃栗留看我麥黃葚熟、亦應節趨時之鳥也、正韻云、雌雄雙飛、鳴聲如織機聲、時珍曰、冬月則藏蟄、入田塘中、以泥自裹如卵、至春始出、此等の諸說を考ふるに、鸎は此邦のうぐひすにあらず、朝鮮又は高麗に多く居るといふ、故に本草家にて、朝鮮うぐひす、唐うぐひすと和訓せり、(中略)昔年伊豫の大洲山中にきたる事あり、又筑前於呂島に栖むともいふ、(中略)石川丈山嘲吾邦黃鸎非眞黃鸎詩に、春上竹梢雖姦鳴、形聲毛羽異倉庚、見來爾是鷦鷯類、幸被人呼黃鳥名といふも、うぐひすは鸎にあらざるを譏るなり、羅山文集には、婆餅焦といへる鳥、うぐひすに充てたり、是は事物紀原に、昔人有遠戍、其婦山頭望之、化爲石、其妻爲餅、將以爲餉、使其子偵之、恐其焦不可食也、往已無及矣、因化此物、但呼婆餅焦也、今江淮所在有之といへり、此鳥は重修儀江府志、寧波府志等にも見え

鶯種類

て、形狀大に相違するのみならず、舶來もせざるなり、〇中略又百舌鳥うぐひすに充てたる說あり、是は本草綱目に、陳藏器曰、百舌今之鸎也と、其誤は集解に、時珍委しく論せり、〇中略石川丈山は剖葦うぐひすに充てたり、是亦大なる誤なり、〇中略此邦うぐひすはいづれに充たるかといふに、貝原氏の本草名物附錄及び江村如圭が名物辨解に載せたる報春鳥は、大抵時候名稱も能く充たれるやうに覺ゆ、〇中略余〇茅原定先年癸未の夏、長崎に在りて、朝鮮學士將仕郞韓用楫と對坐筆語せし時、問ひて曰、鸎所謂黃鳥者、朝鮮之地多居乎、用楫答曰、黃鳥果多、人稱喚友鳥、又問曰、其大比鶺鴒如何、正二月之間、期梅花而來、發圓滑之聲乎、又曰、此邦所謂鸎者非眞黃鳥、形比鶺鴒稍大、其來必正二月之間、上暗香樹枝而鳴、用楫答曰、鶺鴒之謂正合當、而眞鸎三四月于飛樹林間鳴、此答形狀は詳ならざれども、喚友鳥といひ、三四月といへば、彼地に居る事疑なし、されば鸎も、婆餅焦も、百舌及剖葦も、皆此邦うぐひすに充たらず、凡べて是のみならず、此土に有りて、漢土に無きもの牽强して、漢名を充てむとするより、古今誤稱するもの頗多し、其的充しがたきは、國字にて事足りぬべし、尤學者の心得べき事なり、

〔出雲風土記島根郡〕法吉鄕、郡家正西一十四里二百三十步、神魂命御子宇武賀比比賣命、法。吉。鳥。化而飛度、靜坐此處、故云法吉、

〔本朝食鑑六林禽〕鸎訓字久比須集解、鸎似雀而靑黃褐色、腹白眼纖、觜細尖而蒼黑、脚掌亦然、啼則搖尾、立春前後有聲、季秋無聲、其聲淸高、圓滑曲節而多囀、飛啼則急而長、俗稱日月星、或苔藤、或寶法華經、此皆據聲調而言也、官家畜之竹籠、僉言、關。西。之鶯者音淸而和、關。東。之。鶯。者音濁而嚴、是有其理、人物亦然矣、此鳥能知春氣之至、籠中亦候至則啼、或九十月亦天氣溫和如春則有聲、此亦應節趨時之禽乎、多月棲竹篁深處、而營巢于笛巢之邊、每窺竹中之小蟲而捕食之、一林之中雌雄相棲不交他之同類、若誤同類至則必逐之、凡鶯之

味亦稍佳、然不至好之食也、○中略

附錄、黃鳥、狀金黃色、故有金衣黃鸝之名、羽及尾有黑色相間、黑眉尖觜紅脚掌、近時來自中華、官家畜之樊籠、然無聞其聲者、蓋土地飮食不相協歟、易死不能久養、往年在攝州大津之山中大守捕之、無雌而雄一隻耳、此亦早死、其後又不見之、則謂脫籠而來者歟、

〔本朝食鑑禽類六 異同〕鸎　華之黃鳥、與本邦之鸎、形色大小其殊者甚矣、近頃黃鳥雖來于本邦、未得聞雌雄相和睍睆綿蠻之聲、則太有恨矣、本邦之鸎亦雖至微、狀色聲韵不肯尋常之禽、其齒艶清美最可愛耳、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕鸎鶯同　黃鳥　黃鸝　倉庚　靑鳥　黧黃　黃袍　搏黍　楚雀　黃伯勞　金衣公子、

按鸎和名宇久比須　出于和州奈良爲上、信州奈良井之產次之、形似目白鳥而肥、黲黑而黃色、腹灰白、眼織觜細尖、而觜脚掌共灰黑色、眉有三毛、灰白長二三分、吻有三髭、長四五分、雌及未老者其毛短、鳴則搖尾、冬月如曰啣啣、似人舌鼓、至立春始囀、季春止、其聲清亮圓滑、飛啼則急、而長如曰法華經、或如曰古計不盡、或如曰月星日、謂三光、和州人畜鸎雛、時數之以口笛、覺令囀三光、而後又置雛於側、亦令習之、今往々有之、蓋鸎形色和漢大異也、但立春始囀也、聲清亮也、古今詩歌稱美之者、和漢不異也、冬月蟄於土之說未知是非、倩因土地物有異同也、不唯鸎、而蕪菁湖東者微紅而長、湖西者正白而圓、總隔地異其形、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕鸎　朝鮮ウグヒス　カラウグヒス　一名鸝黃楊子方言　離黃說文　黃鸎禽經　黃栗流爾雅　黃流離　黃鸝留共同上　黃栗留禽經註　鸝鶬卓氏藻林　金衣　縣羽共同上　紅樹歌童開元遺事　皇黃典籍便覽　鸝庚同上　天女琅邪代醉編　黃離留庶物異名疏　黙胡名物法言　庚詩友花鳥爭奇　菊衣事物紺珠　金梭同上　黃雀盛京通志　黃鶯事物異名　黃公　栗留同上　黃鶯兒群芳譜下註　黃袍郎　同上　叫天兒訓蒙字會　廐雀同上

此島東國ニハ來ラズ、筑前領蛇島ニ稀ニ來ル、此島ハ朝鮮ニ近キ地故ナリ、又薩州夜久島ニモア

リ、桑椹熟スル時ノミ早朝ニ來ル、柴鵲鴒トハ異ニシテ、大サ伯勞ノ如シ、全身黄色、眼ハ紅色ヲ帶ビ、目ノ通リ頸ヲメグリテ黑シ、鳳切黑ク、ホロハ微黑雜ハル、尾ハ本末黄色ニシテ中ハ黑色ナリ、尾尖ニ小紅アリ、甚鮮ナリ、觜尖リテ紅色、脚掌灰色、立春ノ後鳴ク、柴鵲鴒ノ聲ヨリ大ナリ、ウグヒスハ一名春鳥(萬葉集)トヾメドリ(古歌)ハナミドリ、ニホヒドリ、三月スコドリ(上共同)春鳥子(和名抄)ハルノトリ(源氏物語)漢名柴鵲鴒(濟俗)

〔飼鳥必用 中〕黄鳥

此鳥さへ宜敷、觜少し薄赤、總羽黄色にして、大羽の中に黑み有り、頭の目尻より黑みあり、頭には巻したるごとくに見へ、足少し赤く、鳥の程ひよどりより少し大形にて、間々日本へ見へる、先年薩州山川湊の邊に大松(江)とまり居て、松虫を取喰しを見たる也、何れも九州(江)渡る鳥なり、能ク心掛ケべし、

〔閑田耕筆 三〕鶯なども聲の引色、三光の囀などいひて、親鳥を撰み、つけ子とてかれがこゑを學ばしむとか、これも舊としの内に、聲しどろなるより、やう〳〵日影のどかに成行につけて、うちとくる音を、おのれもうれしげに枝うつりして遊ぶさまは、籠の内にさびしげなるにはいづれ、さるをこれは野鳥といやしみ、飼鳥の音あしくなるとて、竹棹などもて追やらふ人もありとなん、畢竟世の風に乘ると、價の貴きにまどふならしやは、あるは耳目の翫びにはあらで、利を求るがために、他の好みを射るも多しとか、士農工商各其業あるがうへに、かうやうの小徑によりて、利を謀るは論ずるに足らねども、また大息せらる、

〔嬉遊笑覽 十二 禽鳥〕嘉多言に、鶯の子を巣よりおろして、よき鳴の籠にならべて飼そだて侍れば、程なく其聲を囀るといへり、其聲に三光を鳴をよしとすといへり、正章獨吟、鶯も三皇の御代をはつ音かな、貞德が判の長歌、月日ほしと、となふる鳥の三くわうを、おもひもかけぬ、もろこしの、むか

しのみつの、すべらぎに云々、櫻陰比事に、鶯の殊更に囀るに、三光あり〳〵と、聲のあやきれしたる、雅筵醉狂集に、鶯の月日星となくを俗に三光と稱するなり、片言に、日月ほしとなくとごきふせうとなくは、同じ鶯なれども、ならはしがらにて、よくもあしくもなる、堀川百首題狂歌、よみ人不知、山ざとや非時過ぬれば鶯の鳴なる聲は五器ふせうとか、三光と呼種々あり、鶯の聲は三光を呼とも聞えぬものなり、日光山の三光鳥は、月日星と啼、山鵲は月日星々とかさね、又桑鳸は月星となけども、是も三光鳥の名あり、○中略又下學集に、まめうましとりと有、次にいふひしりごきも、此鳥の啼聲なり、伊勢にてえいのごきと云ふも、これが啼聲によれり、聞なしにて異なるなり、

〔春鳥談〕宇倶比須總論

京大坂には三光を囀るを至れりとす、又近來吉日と鳴を佳として流行す、○中略江戸にては多く上方の鶯を賞せず、もつはら法華經と人の唱ふる如く、たゞしく啼くを貴ぶなり、但しその法華經とたゞしく啼く鳥は得難きなり、また法華經ときこゆる中に、なほ種々好惡ありて、かつ音色にも太口細口あり、ふとくちとは、こゑにはゞの有るをいふ、ほそくちとは、こゑにはゞの少きを云也、音色はいかにも美にして、高尙に聞ゆるを佳とす、上品なるは細口にあり、然れども太口にて音の最優美なるには如ざる也、又聲の俗にいふ黄色に光るやうなる音色あるは、藪口と卑めて、口調佳也といへども畜ざる事也、すべて鶯は、一聲は高く、一聲は中音、一聲は低く、律中呂を雜へ啼くもの也、其高きをタカ子といふ、是律也、其中音をナカ子といふ、其低きをサゲといふ、是呂也、音通にこれを上中下の三音といふ、其三音の中に、サゲを肝要として、鶯の勝劣は、多く呂音サゲにあり、上はヒイーと發し、中はホウー下はホホホーと啼を玉と呼ぶ又總て發音をダシと呼び、法華經と啼をムスビと呼ぶ也、但し法華經の假字はホケキヤウ鶯の音はホケキヨオと聞ゆ、かくてホケキヨオのキとヨと分りて聞ゆるをカナグチといふ、キヨオと經の字音に聞ゆるをムジグチといふ、按ずるにカナ

は假字也、ムジは文字の訛れる也、假字口と云に對しては、眞字口とこそいふべけれ、古老相傳ふ、五十年前の鶯は、みな假字口にてありしとなり、キヨオと聞ゆる鳥の出しは、近年のことにて、それよりカナ口の鳥は廢れたり、然れどもホケキヨオと人語のごとく啼鳥は、今尙稀にて、大概の鶯は假字にも至らず、ホケビウ、ホケビヨウ、ホケキヤ、ホケキヨ、ホチキヨ、ホゼキク、ホキケクなどやうに聞え、あるひはホケキ、ホケコ、ホケクとも啼に、かの藪鶯に至ては、ホウホケ々々、ホ、、ホケチなど、おのがさま〴〵に鳴故に、上に引たる三才圖會に、或如曰古計不盡とあるも、げにさか聞えけんかし、○中略

鶯籠并籠桶の製方

鶯籠諸鳥の籠に異なる事なし、美惡共に普通の白竹にて、盆の足を高くするのみ、但し凡そ二寸許にて、其下に一寸許の臺を居て、其上に籠を置也、此籠の細工に工拙有り、今都下にて上手二人あり、其一人を甫助と云、籠に燒印にてホの字を銘す、假初に見れば尋常の製なれども、籠の四面少しも曲なくして、角と角とを兩手にて押動かすに、なほゆがまざるの妙あり、

鶯籠をいれ置箱をコヲケといふ、コは籠也、ヲは稱言、ケは筍にて箱也、宗五大草紙に、籠桶に作る是也、禽舖にて子桶と書は、本字を知ざる故也、其製はかならず桐の薄板にて製する也、いかんとなれば、琴に桐を用ふる、とひとしく、もし堅き木を用ふれば鶯の鳴音を害す、桐を用ふれば、其音やはらかに響て聞ゆるが故也、此箱大なるほどを佳とす、曲尺にて口徑およそ竪一尺五寸、横一尺一寸、長二尺七八寸許に製するを聞籠小筍といふ、または大籠小筍とも呼ぶ也、なほ人々のこのみによりて大小あるべし、つねの籠桶は、口のわたりおよそ竪一尺一二寸、横八寸、長一尺七八寸、これを小籠桶といふ、宮の上に環を打て提歩行に便ならしむ、大小ともに口は腰障子を少し內に入れ、建戶とし、其外また建戶蓋を作る、障子の紙は大高檀紙、或は奉書大廣を用ふ、簾をこも

鶯會

らする爲に紙の厚を可とする也、常の小籠桶は半紙または反古にても可也、大籠桶の障子の骨は太く十文字にして俗にいはゆる、蒲鉾形に中を高くす、そは唯形容の美なるに取るのみにあらず、たてはづしに利あれば也、鶯を愛する事甚しきにいたりては、この障子を飾るに、骨は唐木を用ひ、或は黒漆に塗て、金粉をいかけ、腰板には金銀を蒔繪にして莊嚴を盡し、宮の桐も島桐の糸正目の細密なるを擇びて製するにいたれり、

〔宗五大草紙下〕色々之事

一鶯を貴人の御目にかけ候事、籠桶のさまの方を御前へむけ、左の手にて蓋をあけて、籠桶の上にゐをのけて、御前の方へ丸わをなしをくべし、扨そとこおほひを取べし、こざしはこばんのいためにさし候、又奏者に渡候時も、今のごとく取出候て見せて、さて丸輪の方をさまの方へなして、籠桶に入て緒をゆひて渡すべし、

〔三十二番職人歌合〕三番　左持　うぐひすかひ

羽かせだに花のためにはあたこ鳥おはら巣だちにいかゞあはせん

左、羽風だに花のためにはあたこ鳥といへる、やさしくきこゆるに、をはらすだちにいかゞあはせんと侍るこそ、いかなるゆへとも覺侍らね、おはらは花の名所なればかくいへるか、をしほ山よめるも、せがひの志水よめるも、おほはらとこそ申ならはしたれ、狂歌なれば、わざとかくあるもさる事ながら、所の名などは、いくたびも歌によむやうにぞありたく侍る、

十九番　左　鶯かひ

すゑあげてよきうぐひすとまむすればやがてとびなきするもおそろし

〔春鳥談〕鶯聲品定會の話

毎春三都に於て、鶯ノ聲の品を定むる會あり、江戸は正月下旬、二月中旬兩度、牛島に集會して、品定

のすさびあり、毎歳季秋より翌年の早春に至るまで、禽舖の徒奔走して、處々家々に養ふ所の鶯の聲音を論談して、相互に競て交易す、或は雛に好鳥の出來たる家には、然るべき風流の名をつけて、其鳥主禽舖の功者なるを集めて、酒飯等を設て美惡を評せしむ、是を名弘といふ、大寄の會に至ては、江戸禽舖仲間五十八軒の中、一人催主を定め、正月中旬掲榜(ヒキフダ)を以て、およそ鶯を飼ふ家家には、尊卑を論せず、その定日を告ぐ、其日に至れば、催主補助及鶯の口調を能聞分る者數人、前日より牛島洲崎村の梅本と呼ぶ茶亭に集會して、鳥の諸方より來るを待なり、列侯大夫方の鳥は、近侍の士携來て、翌日の會終るまで鳥の側を離れず、農商の鳥は、知己の禽舖に託して出す、其鳥共を置所は、小梅洲崎兩村の諸家の別業、或は隱者及農人の大家を、前方より借置て、一家に鶯一羽を置く、但し家の廣きは二羽も置く也、さかせずして一所に數多置く時は、群鶯互ひに聲を爭ひて、劣れる方は遂に聲を發する事をえざるに至る、是を計て別處に置く事也、かくて當日は早天より、禽舖の徒各手帳を携へ、鶯を置く處を屢行巡り、再三其聲音を聞て、其甲乙を一々密に手帳に記し畢て後、會亭に立かへり、各手帳を披きあはせ、衆評一決の上、其位を定むるに、聲音上品三音結句全備したるを賞して、江戸順ノ一と稱す、但し江戸一とのみ呼ばざるは、おほけなきを憚るなり、其他は東之一、或は西之一、三幅對の左右中等數階有り、すなはち大幅の紙に其褒詞を大文字に、其鳥の名の傍に書て、會亭の壁上に張出し、なほまた右の通を大高檀紙に書て、飼鳥屋惣仲間と篆字に刻せし方印を朱にて押し、卷て白木の臺に載せ、これに扇子一對を添て、其鳥の主に贈る事、敢て貴賤を論せず、是に於て鳥の主より謝義あり、鳥の名譽を祝する也、其貨の多少は褒詞の甲乙、鳥主の分限によりて定格ある事なし、その謝物はすなはち會席の諸雜費に充るのみにて、全く催主等が利を貪るにはあらざる也、大家の鳥の世に聞ゆるは、此會あるがゆゑ也、されば其會の當日は、鶯の音のわいだめを、知るも知らぬも聞傳へて、彼方此方と聞步行もの、雲

の如く霞の如く、小梅洲崎の兩村、貴賤市をなすに至る、かく鶯の音色を賞する事も、二百年來の太平の御恩澤、ことに五十年來の盛事、實にめでたき御代のためしと謂つべし、其會の盛なる比、鳥屋萬藏と云者、四方の某といへる酒肆へ售たる雛を、四方(ヨモ)春と號けて會に出せしに、順の一となりしかば、帚木(ハヽキ)塚(ヅカ)といふ處の豪家、若干の黃金に易て請得しより、其名いよ〳〵高く聞えぬ、

〔東都歲事記 一正月〕鶯 立春の十五六日目頃より新啼を發す　神田社地　小石川鶯谷　谷中鶯谷 三崎(サンサキ)の大通りより西のかたへ入る

根岸の里 里諺に、關東の鶯はなまりあれども、この邊の鶯は、京のたれにて一入聲うるはしき由、古しへよりいへり、

〔續江戶砂子 五〕四時遊觀

黃鸝　根岸の里　東叡山北の麓なり

凡關東の諸鳥の聲は、みなだみたるといへり、此里の鶯は、元祿のころ御門主樣より、上方のうぐひすをあまた放させられしその卵なるゆへ、聲だみざるといふ、

〔吉野詣記〕十一日、〇天文二十二年三月 けふは住吉へとぞ思ひたちける、こゝなる人のいふやう、この八尾〇河內といふ所は鶯の名所なり、よの常のは尾十二枚重れり、此の所のは尾を八重ね優れたる由申しけり、

契りおきてこゝにぞきかむ鸎の八尾のつばき八千歲の聲

〔大和物語 下〕よしみねのむねさだの少將、ものへゆく道に、五條わたりにて雨いたうふりければ、あれたるかどに立かくれて見いるれば、〇中略 ことひとなど見えず、あゆみ入てみれば、はしのまに梅いとおかしう咲たり、鶯もなく、人有ともみえぬみすの內より、うすいろのきぬ、こききぬのうへにきて、たけたちいとよきほどなる人の、かみたけばかりならんとみゆなる、……よもぎをひてあれたるやどを鶯のひとくとなくやたれとかまたむ、とひとりごつ、少將、きたれどもいひしなれねばうぐひすの君につげよとをしへてぞなく、とこゑおかしうてい

へば、女をどろきて、人もなしと思ひつるに、物しきさまをみえぬる事と思ひて、物もいはずなりぬ、

〔大和物語上〕先帝〇醍醐の御とき、卯月のついたちの日、うぐひすのなかぬをよませ給ふける、

公忠

はるはたゞきのふばかりをうぐひすのかぎれるごともなかぬけふかな、となんよみたりける、

〔大鏡八〕この天暦〇村上の御時に、清涼殿の御前の梅の木の枯たりしかば、もとめさせ給ひしに、なにのぬしのくらびとにていますかりしときうけ給はりて、わかきものどもはえ見しらじ、きんぢもとめよとの給しかば、ひと京まかりありきしかども侍らざりしに、西の京のそこ〳〵なる家に、色こくさきたる木のやうだいうつくしきが侍りしをほりとりしかば、家あるじの、木にこれゆひつけ候てもてまいれといはせたまひしかば、あるやうはこそはとて、もてまいりて候しを、なにぞとて御らんじければ、女の手にてかきて侍りける、

勅なればいともかしこしうぐひすのやどはととはゞいかゞこたへむ、とありけるに、あやしくおぼしめされて、なにものゝ家ぞとたづねさせ給ければ、つらゆきのぬしのみむすめのすむ所なりけり、遺恨のわざをもしたりけるかなとて、あまへおはしましける、〇又見拾遺和歌集九

〔十訓抄九〕七條の南室町の東一町は、祭主三位輔親が家なり、丹後の天橋立をまねびて、池の中島を遙にさし出して、小松を長くうへなどしたり、寢殿の南の庇をば、月の光いれんとてさゝざりけり、春の始軒近き梅がえに、鶯の定りて巳時計來て鳴けるを、有がたく思ひて、それを愛する外の事なかりけり、時の歌よみ共にかゝる事こそ侍れと告めぐらして、あすの辰の刻計に渡りてきかせ給へとふれまはして、伊勢武者の直宿して有けるに、かゝる事あるぞ、人々わたりて聞んするに、穴かしこ鶯打などしてやるなと云ければ、此男なじかはつかはし候はんと云、輔親とく

夜のあけよかしと待あかして、いつしかおきて寢殿の南面を取しつらひて營居たり、辰剋ばかりに、時の歌よみ共集り來りて、今や鶯なくとうめきしあひたるに、さき〳〵は巳時ばかりかならず鳴が、午時のさがりまでみえねば、いかならんと思て、此男をよびて、いかに鶯のまだみえぬは、今朝はいまだこざりつるかと問給へば、鶯のやつは、さき〳〵よりもとく參りて侍つるを、歸げに候つる間、召とゞめて候と云、めしとゞむとはいかむととへば、取て參らんとて立ぬ、心もえぬ事かなと思ほどに、木の枝に鶯をゆひつけてもて來れり、大かたあさまし共云ばかりなし、こはいかにかくはしたるぞととへば、昨日の仰に、鶯やるなと候しかば、いふかひなくにがし候はば、弓箭取身に心うくて、しんとうをはげていおとして侍ると申ければ、輔親も居集れる人々もあさましと思て、此男の顏をみれば、脇かひとりていきまへひざまづきたり、祭主とく立ねと云けり、人々おかしかりけれ共、此男のけしきにおそれてえわらはず、ひとり立ふたり立て皆かへりにけり、興さむるなどはこともをろかなり、

〔多武峯少將物語〕四月つごもりばかりに、うぐひすのす三つばかり、むめすぢばかりいれたり、○中略うぐひすのあふすぢには、かくぞせんとあり、

わがすみか君はゆかしく思ほえずあな鶯のすのうちをみよ、かへし、○中略

鶯のすのうちみてもねをぞなく君がすみかはこれかと思へば

〔多武峯少將物語考證〕うめすぢばかり云々、この七字解がたし、下文を考るに、鶯のあうすぢとあれば、こゝも鶯のす三つばかりに、あうすぢばかりいれてと有しをあやまれるか、あうすぢは、和名抄菓類云、漢語抄云鶉實、俗云阿宇之實、一日宇久比須乃岐乃美、今按所出未詳、

〔吾妻鏡十九〕承元五年○建暦元年閏正月九日壬戌、自永福寺邊被移殖梅樹一本於御所北面、是北野廟庭種也、匪濃香之絶妙、南枝有鶯栖、依之被賞翫之云云、

鶯利用

〔看聞日記〕應永三十一年二月二日、日暮時分、鶯常御所ニ飛入、捕之入籠、凡野鳥入室怪異也、但鶯ハ有何事哉、吉凶不審、頭書鶯事後思合、翌年有親王宣下、鶯ハ遷喬鳥也、幷進嘉瑞示之、尤珍重也、

〔鶯峯文集記十五〕鸎巣記

甲辰端午退公暫休、赴別墅拜考妣墳墓、曳杖佇立、時見粉圍花樹枝葉茂密、隻鸎自其中飛去、守者曰、此茂葉之中、彼營巣既生卵、日日覆伏不離、人到則去、其去不遠、人去則來、余聞奇之、乃到樹下、分葉見之、枯葉塵芥、拮据綢繆、如小籠無罅漏、露滴不透、微蟲不穿、其口斜傾不直、自避降雨、雖佳石之工、恐不能如此、窺之則中有五卵、其形如棗、其色如珊瑚、其大六七分、余爲之祝曰、風雨勿漂、烏鳶勿攫、待其脫卵、見其數飛、既而退則母鸎果至、覆伏如前、嗚呼一巣之營、累其葉積其芥、口之而來、足之而結、其出入幾日乎、其字乳幾日乎、彼卵脫飛鳴之後、其知母之恩否未可知焉、然雖卵無知何必責之哉、若夫爲人不知慈恩、則不如彼雛卵乎、〇下略

〔孝道故事要略一〕鶯聲ヲ學ブ孝子ノ事

江州湖水ノ邊ニ鶯ノ某ト云者アリ、此者平生黃鳥ノ囀ヲ眞似セリ、故ニヨンデ名トス、彼ガ志ヲ聞コソ哀ニモ亦奇特ナリ、母ハ先チ獨ノ父ヲナン養ヘリ、其身家貧シテ朝三暮四ノ煙モ時ヲ失ヒ、炭薪ヤウノ物ヲ賣テ渡世ノ營トス、〇中略昔日家富ケル時ヨリ、其父鶯ヲ愛シテ飼ケリ、今家乏ケレドモ、鶯ヲ求テ世業無間身ナレドモ、餌ナンド用意シテ、鶯ヲソダテヽ、父ヲナグサメケリ、猶又其身常ニ鶯ノ囀ヲ學テ、折々囀テ父ニ聞セケル、〇中略父死シテ後ハ曾テ鶯聲ヲ不囀、世人集テ望メドモ不言、終自剃髮父ノ墓ノ上ニ廬シテケルト、湖水漫錄ニ見ヘタリ、

〔本朝食鑑林六禽〕鸎〇中略

肉、氣味、甘温無毒、主治、煖下焦、壯陽道、

〔食物和歌本草四〕鸎ウグヒス

鶯雜載

鶯は陽氣補ひ脾をたすけ物ねたみすることをへらする

〔出雲風土記意宇郡〕凡諸山野所在、〇中略禽獸則有、〇中略鴬、字或作鶯、

〔萬葉集雜歌五〕梅花歌三十二首幷序

天平二年正月十三日、萃于帥老之宅、申宴會也、〇中略宜賦園梅聊成短詠、〇中略

烏梅乃波奈、知良麻久怨之美、和家曾乃乃、多氣乃波也之爾、于具比須奈久母、少監阿氏奧島

〔萬葉集春雜歌八〕大伴宿禰家持鸎歌一首

打霧之、雪者零乍、然爲我二、吾宅乃苑爾、鸎鳴裳、

〔古今和歌集春一〕春の始の歌　みぶのたゞみね

春きぬと人はいへども鶯のなかぬかぎりはあらじとぞ思ふ

寛平時、きさいの宮の歌合のうた、　大江千里

鶯の谷より出る聲なくば春くることをたれかしらまし

〔古今和歌集雜體十九〕題しらず　讀人しらず

梅の花みにこそきつれ鶯のひとく〱といとひしもをる

〔後撰和歌集春二〕ねやのまへに竹のある所にやどり侍て　藤原伊衡朝臣

竹近く夜床ねはせじ鶯のなくこゑきけば朝いせられず

〔朝光卿集〕四條宮大盤所に、これさだめてとのたまへるに、

鶯の春のはつねと時鳥よぶかくなくといづれまされり

とあるを人々さだめさせ給に

〔拾遺和歌集春一〕延喜御時月次御屛風に　素性法師

折からにいづれもまさる鳥の音を時ならぬみはいかゞ定めん

あら玉のとしたちかへるあしたよりまたるゝ物は鶯のこゑ

おほきさいの宮に、宮内といふ人のわらはなりける時、だいごのみかどのおまへにさぶらひけるほどに、おまへなる五葉に、鶯のなきければ、正月はつねのひつかうまつりける、

松のうへになくうぐひすのこゑをこそはつねの日とはいふべかりけれ

〔枕草子三〕鳥は

鶯はふみなどにもめでたき物につくり、聲よりはじめて、さまかたちもさばかりあてにうつくしきほどよりは、こゝのへのうちになかぬぞいとわろき、人のさなんあるといひしをさしもあらじと思ひしに、十とせばかりさぶらひてきゝしに、まことにさらにをともせざりき、さるは竹もちかく、こうばいもいとよくかよひぬべきたよりなりかし、まかでゝきけば、あやしきいへの見どころもなき梅などには花やかにぞ鳴、夜るなかぬもいぎたなきこゝちすれども、いまはいかゞせん、夏秋の末までおひごゑになきて、むしくひなどようもあらぬものは、名をつけかへていふぞくちをしくすごきこゝちする、それもすゞめなどやうに、つねにあるとりならば、さもおぼゆまじ、はるなくゆゑこそはあらめ、としたちかへるなどおかしき、ことに歌にもふみにもつくるなるは、なほ春のうちならましかば、いかにおかしからまし、人をも人げなう、世のおぼえあなづらはしうなりそめにたるをばそしりやはする、とびからすなどの上は、見いれきゝいれなどする人、世になしかし、さればいみじかるべきものとなりたればとおもふに、心ゆかぬこゝちする也、まつりのかへさ見るとて、うりんゐん知足院などのまへに車をたてたれば、郭公もゑのばぬにやあらんなくに、いとようまねびにせて、木だかき木どもの中に、もろごゑになきたるこそさすがにをかしけれ、

〔風俗文選三〕百鳥譜　支考

鶯の聲は滑にして、殊に住所もいやしからねば、是も美少年のたぐひにはあらめど、風情や、おだやかならず、まして夜なかぬは、いぎたなしともいへりけり、

〔就狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事　鶯

〔大和本草十五小鳥〕菊戴（キクイタヾキ）　ウグヒスニ似タル小鳥ナリ

〔新撰字鏡鳥〕鵐（鳥郡鵐、作鵐二反、寺豆支、）　鵐（徒冬反、寺豆支、）

〔本草和名二十本草外藥〕鵫木頭、一名鴷、一名斲木鳥、（雷公採藥吏化爲此鳥）和名天良都々岐、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕斲木　爾雅集注云、斲木、一名鴷、（音列、和名天良豆々木、）好食樹中蠹者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕爾雅、鴷、斲木、郭注云、口如錐長數寸、常斲樹食蟲、此所引蓋舊注也、爾雅翼云、此鳥褐者是雌、斑者是雄、又有青黑者、頭上紅毛如鶴頂、山中人呼山啄木、嘉祐本草、此鳥有大有小、有褐有斑、褐者是雌、斑者是雄、穿木食蠹、又有青黑者、頭上有紅毛、生山中、土人呼爲山啄木、大如鵲、李時珍曰、啄木、小者如雀、大者如鴉、面如桃花、喙足皆青色、剛爪利觜、觜如錐長數寸、舌長於咮、其端有針刺、啄得蠹以舌鉤出食之、

〔類聚名義抄二口〕啄木（テラツヽキ、鳥類、）　〔同八刀〕斲木（テラツヽキ）　〔同九鳥〕啄木鳥（テラツヽキ）　鵐鵐（俗正、徒冬反、テラツヽキ、）　鴷鴷（今正、音列、斲木鳥、テラツヽキ、）

〔下學集上氣形〕啄木（ケラツヽキ、鳥名也、爾雅云鴷也、啄木或斲名也、見二器財門一也、）

〔壒嚢抄一〕鳥類字　一都盧（テラツヽキ）

〔運歩色葉集鳥名〕虫食（ハミ）　啄木　鴷

〔和爾雅六禽鳥〕啄木鳥（テラツヽキ、斲木、鴷並同、）

〔藻鹽草十鳥〕啄木鳥

たくみ鳥。これてらつゝきの事と云々

〔物類稱呼 二 動物〕木啄鳥てらつゝき又けらつゝきといふ　江戸にてきつゝき〱と稱す、又東國にてをげらと呼、下總にて番匠鳥と云、

〔東雅 十七 禽鳥〕斲木テラツヽキ〇中略　テラツヽキの義不詳、即今キツヽキといふもの是也、〔中略〕東國の俗には、此物をケラツヽキといふなり、ケラとは俗にムシケラなど云ひて、蟲豸の類を總云ふ事にて、螻蛄をのみ云ひし語にもあらず、その木蠹を啄みぬるを云ひて、ケラツヽキといひし語の轉じて、テラツヽキといふなるべし、ケといひテといふは、即轉語なり、

〔宜禁本草 坤 諸禽〕啄木鳥　平、無毒、痔瘻者噉、疳蝕者噉、穿木食蠹、主痔瘻及牙齒疳䘌蚛牙、燒末內牙齒孔中、食之治瘻疥、兼治白癜歷節風、

〔本朝食鑑 六 林禽〕斲木鳥 訓天豆豆木、今稱木豆豆岐、

釋名、啄木、本草、鴷、爾雅、都盧、機蠹、啄木斲裂樹木取蠹食、故有斲木之名、啄木鴷、啄亦鴷之名、都盧未詳、

集解、鴷大於鳩、或小者亦有、種類亦多、頭黃白帶赤、面紅而黃、俱有黑斑、背翅尾黑白成斑、或青色亦有、世稱是雄未詳、觜足皆青色、剛爪利觜、觜如錐長數寸、舌長於咮、其端有針刺、針頭如鋸齒、啄得蠹以舌鉤出而食之、惟旦夕穿木而不息耳、

肉、氣味、甘酸平無毒、主治、齲齒疳瘻追勞蟲、治多年之瘻、

舌、主治、蛀牙最妙、或布裹搔多年之疥癬則愈、

〔本朝食鑑 六 華和異同〕斲木

啄木鳥也、或稱斲啄、本邦以青色頂有紅毛者爲雄、是山啄木火老鴉乎、

〔和漢三才圖會 四十三 林禽〕啄木鳥〇中略

蟻吸鳥　按、鴷テラツヽキ之小者、舌長於觜、啄蟻及木蠹、俗名蟻吸鳥、本草所謂啄木鳥小者、如雀者是乎、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三 林禽〕啄木鳥　タクミドリ 藻鹽草　テラツヽキ 和名鈔　キツヽキ 江戸　ケラツヽキ 仙臺　ヲゲラ 東國　番匠ドリ 下總　一名雷公採藥吏 事物紺珠　匠木 事物異名　斲木官子 盛京

通志 啄木官 訓蒙字會 迪古里 鄉藥本草 刀木官 說書

啄木鳥ハ總テ喙細長クシテ鑽ノ如ク、舌ハ喙ヨリ長クシテ端ニ鍼アリ、鍼頭鋸齒ノ如シ、木ヲ啄シ穿チ、舌ヲ以ソノ中ノ蠹蟲ヲ鉤出シテ食フ、枝葉ノ上ノ蟲ハ多シト雖ドモ食ハズ、惟終日木ヲ啄シテ息マズ、脚指前二後二、皆剛爪アリテ直ニ樹上ニモ能走リ上ル、至テ健ナリ、大小數品アリ、其雀ノ大サナルヲ小ゲラト呼ブ、一名木ネズミ、木ハシリ、江州 目ハ紅色ヲ帶ビ、ソノメグリ及後白シ、觜淡黑、脚淡青、項ニ赤毛アリ、頭頰ハ灰白相間ハリ、背ハ白質黑章、胸白ク、腹白黃、尾黑色ニシテ、旁尾黃色灰文、其白頰鳥ヨリ小ク、頂深紅ニシテ背ハ黑白斑駁ナル者ヲオホゲラト云、一名ゴイシ、勢州 其稍小ク頂深紅色ニシテ、喉胸腹並ニ黃赤色ナル者ヲアカゲラト云フ、額ヨリ頰下背尾皆黑色、頂ト頰トノ間、及翼尾中ニ白羽及白圈アリ旁尾ノ末ニ白文アリ、觜脚俱ニ深灰色、其全身白色微黃ナル者ヲシロゲラト云フ、眼觜脚俱ニ淡黃微紅、眼下及項中ニ少赤毛アリ、其ツグミノ大サニシテ、背ヨリ尾ニ至マデ、淡綠色ニシテ淡黑文アリ、頂深紅色ナル者ヲアヲゲラト云フ、一名キゲラ、ヤマツヽキ、是山啄木ナリ、此鳥頭灰白色、額黑ク、頰黑クシテ深紅一點アリ、喉白ク胸灰色微黃、腹綠色黑文、目紅黃色、觜淺黑、脚綠色、翼ノ風切黑クシテ白圈アリ、其鳩ヨリ大ニシテ頭黃白色微紅、面紅黃色ニシテ並ニ黑斑アリ、背翅黑白斑駁、觜脚青色ナル者ヲ、ヤマキツヽキト云フ、是亦山啄木ナリ、ソノ形大ニシテ全身黑色銀光、目黃、ソノ上下喉邊藍色ヲ帶ブ、觜淡黑微紅、脚灰色、頂ニ少赤毛アル者ヲ黑ゲラト云フ、一名ミヤマゲラ、タマゲラ、仙臺ノ產ナリ、ソノ大サ小ゲラノ如クニシテ、背深綠色、翼亦深綠ニシテ小白點アル者ハ、シマゲラト云フ、尾ハ黃色ニシテ小點アリ、胸腹純白、膵綠色微黃、觜朱ノ如ク、脚黑色ナリ、ソノ至テ小ク繡眼兒ノ如ク、全身深綠色、頂ト腦ト少ク深紅毛アル者ハ、イハゲラナリ、深山ニ生ズ、ソノ一種小ゲラヨリ小ニシテ、形モ相似タルヲ、アリスヒト云フ、目赤ク白環アリ、頭背淡褐黑斑、喉ヨリ腹ニ至リ淡黃黑斑尾長ク淡黃ニ

シテ黒文アリ、脚亦淡黄色、

〔喚子鳥 下〕きつゝき けらつゝきとも大けらとも　ゑがひ 生ゑ五分、あをみ入、粉壹匁、

大きさひよ鳥にほそく、かしらくれなゐ、はらの尾のきはくれなゐ、せはくろ白のふ有、見事なる鳥なれども、かごをやぶりてかひ鳥に成がたし、

○きげら あをけらともいふ　ゑがひ 生ゑ五分、あをみ入、粉壹匁、

大きさきつゝきに少し大ぶり、總身もえぎにて、目玄ろの色ににたり、かしらくれなゐにてまやぐまのごとし、見事成鳥なれども、木つゝきのごとくかごをやぶる、

○小げら　ゑがひ 生ゑ入分、あをみ入、粉壹匁、

大きさすゞめに大ぶり、總身くろに白きふちら〱有、多出る、是又かごをやぶる鳥なり、右木つゝきの類、ひろきかごにぼくを入かふべし、又かなあみのかごやぶれがたし、

〔飼鳥必用 下〕青けら啄木

此鳥近在にて巣組し子を生立る也、雌雄よくわかる也、餌飼鈔にて三分餌なり、

赤けら啄木

此鳥も近在にて子を生立、右鳥の内にも鬼けらと云、少し大ぶりの鳥あり、能心を付見分べし、飼方右同斷、

小けら啄木

此鳥は近在にて子をせざる鳥也、頭に少し赤き毛有、是も秋口渡る鳥也、飼方鈔にて五分餌なり、

〔源平盛衰記 十〕守屋成啄木鳥事

昔聖德太子ノ御時、守屋ハ佛法ヲ背キ、太子ハ興之給、互ニ軍ヲ起シヽカドモ、守屋遂ニ被討ケリ、太子佛法最初ノ天王寺ヲ建立シ給タリケルニ、守屋ガ怨靈彼ノ伽藍ヲ滅サンガ爲ニ、數千万羽

けら　鳥名

ノ啄木鳥(テラツヽキ)ト成テ、堂舍ヲツヽキ亡サントシケルニ、太子ハ鷹ト變ジテ、カレヲ降伏シ給ケリ、サレバ今ノ世マデモ、天王寺ニハ啄木鳥ノ來ル事ナシトイヘリ、昔モ今モ怨靈ハオソロシキ事也、

〔日本紀略桓武〕延暦十六年十月庚申、有啄木鳥入前殿、明日車駕將幸于交野、緣斯而止、

〔甲陽軍鑑十一品第三十四〕一此御對陣、正月(永祿十二年)十八日より同年四月廿日迄、九十三日なり、日夜のせりあひに、武田方跡部大炊介、一度松田尾張におはれたるより外は、みな小田原北條衆をくれなり、然れ共あまりに長陣故、信玄公家老衆をめし、口ぶりをきゝ給へば、中略○馬場美濃は、けらつつきがむしをたべるに、よの鳥にちがひ、あなのうしろをつゝき、口へ出るを取下され候と申す、

〔武江産物志〕山鳥類、啄木鳥(けら也、千住、川口邊、)

〔大和本草十五山鳥〕ケラ　其大サ鳩ホドアリ、インコニ似タリ、日光山ニアリ、ケラツヽキニハ非ズ、

〔新撰字鏡鳥〕鵼(餘掛反、㕑、加豆須)

〔倭名類聚抄十八羽族名〕烏　唐韻云、烏(哀都反、和名加良須、)孝鳥也、纂名苑云、烏一名鵶(音同、字亦作鴉、)爾雅云、純黒而反哺者謂之烏、(哺讀反、食在口也、)

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按加良須、以鳴聲得名、中略○所引文原書(雅○當)無載、唐韻引與此同、知此亦從唐韻引之也、小爾雅廣鳥篇有是文、文選補亡詩注、盧諶贈劉琨詩注後漢趙典傳注、並引小爾雅、亦與此全同、則此爾雅上脫小字無疑、蓋唐韻誤脫、源君唐韻並承其誤也、今不徑增、按水經注載是文、亦誤云爾雅、孫氏或因之、希麟音義引作廣雅亦非、說文又云、烏象形、段玉裁曰、烏字點睛、烏則不以純黒故不見其睛也、注所載哺字、音義與廣韻同、蓋引唐韻也、中略○按玉篇云、鵶烏也、今作鴉、廣韻亦云、鵶烏別名、鵶上同、卽此所引義、蓋統言之也、析言之則鵶鸒鷽也、

〔干祿字書平聲〕鵶鴉(上俗下正)

〔段注說文解字四上鳥〕烏、孝烏也、(謂其反哺也、小爾雅曰、純黒而反哺者謂之烏、)象形、(鳥字點睛、烏則不以純黒故不見其睛也、哀都切、五部、)孔子曰、烏亏

呼也、亏各本作㐌、今正、亏於也、象气之舒、亏呼者謂此烏善舒气自叫、故謂之烏、取其助气、故以爲烏呼、此許語也、取其字之聲可以助气、故以爲烏呼、此發明假借之法、與朋爲朋黨、韋爲皮韋、來爲行來、西爲東西、止爲足、子爲人偁一例、古者短言於、長言烏呼、於烏一字也、匡謬正俗曰、今文尚書悉爲於戲字、古文尚書悉爲烏呼字、而詩皆云於乎、中古以來文籍皆爲烏呼字、按經傳漢書烏呼無有作嗚呼者、唐石經誤爲嗚者十之一耳、近今學者無不加口作嗚、殊非、大雅又小顏云、古文尚書作烏呼、謂枚頤本也、今文尚書作於戲、開漢古經也、洪适隸續石經尚書殘碑於戲字、尚四見、可證也、今匡謬正俗古今字互譌、凡烏之屬皆从烏、緐古文烏象形、於象古文烏省、此即今之於字也、象古文烏而省之、亦革省爲革之類、此字蓋古文之後出者、此字既出、則又于於爲古今字、釋詁毛傳鄭注經皆云、亏於也、凡經多用亏、凡傳多用於、而烏烏不用此字、

〔類聚名義抄九烏〕鴉鵶俗、正、カラス、音同、　鸒音譽、鸒鵶、鴉鳥、カラス、　烏音惡、カラス、孝鳥、一名鵶、

〔下學集上氣形〕烏鴉鵶三字凡並同、

〔和爾雅六禽鳥〕烏慈烏、慈鴉、孝烏並同、○鴉老鴉、大嘴烏、鴉鵶鴉並同、

〔八雲御抄三下烏〕なつ　とも　やもめ　ふたつ　むれ　こもち　あさ　夜　月夜　やま　三むれ稻荷社　やた神宮御使在天　もり立る在社由也　おほをそ烏異名　からすの頭しろきといふは、燕太子歸時相也、

〔藻鹽草十烏〕夏烏　とも烏　ねぐらもとむる烏　朝烏　むら烏　やもめ烏　ふたつ烏　むれ烏　二もち烏　夜烏　月夜烏　山烏　三むれ烏稻荷社　やた烏天神宮御使に有　もり立る烏在社中也　うかれ烏うかれからすのよただなくといへり　鷹烏　さち烏狩場に云り、からすのあるは鷹のとらるゝ想也と云々、　烏の頭白きと云燕太子歸日時想也　もす日本紀に有と云々　おほをそ烏啼○注　烏はむくひをかへす烏といへり孝の烏也　山烏うときかたへにわらはれぬべし

〔萬葉集十四東歌相聞〕可良須等布。於。保。乎。曾。杼。里。能、麻左低爾毛、伎麻左奴伎美乎、許呂久等曾奈久、

〔壒嚢抄五〕オホヲソ烏トハ何ナル烏ゾ、

鳥ヲ東ニハ大ヲソ鳥ト曰、鳥ハ物食ニキタナケレバ、大貪鳥ト申侍リ、サレバ萬葉ノ東歌曰、〇歌在上マサデニモトハ正モト曰也、テト、トヲバ萬ヅノ詞ニ加フル也、コロクトハ東詞也、コハ來云心也、ロクハ詞ノ助ケ也、耳ナンド曰類也、萬ヅノ詞ノ終ニロヲ加ト云リ、人ノ子ヲコロトヨミ、山ノ根ヲネロト讀リ、仍鳥ノコカ〳〵ト鳴ヲ、コロク鳴ト云也、ヲソハ黒ト云詞也、サレバ日本紀ニモ似ㇾ鳥食甕ト書キ侍リ、又萬葉ノ浦島ガ歌ニモ、キタナシト云ヲヲソヤトヨメリ、〇中略文ニモ鳥ヲバ食鳥、又ハ鳥合之群ナンド云テ、鳥ノ中ニハ心貪欲ニ、凡ソ非常ナル物ニ申習ハシ侍ル也、又大黒鳥共書リ、黒ノ字ヲモキタナシトヨム、今ハ黒キ義ニハ非ザル也、

〔散木弃歌集三秋〕明月如ㇾ晝

くまもなき月の光にはかられておほをそどりもひるとなく也

〔土御門院御集〕鳥名十首

いつもきくおほをそ鳥の聲までもねざめ悲しき有明の月

〔倭訓栞前編六加〕からす　慈鳥をいふ、里がらす是也、黒しと音通するよし、萬葉集抄に見えたり、詩に莫ㇾ黒匪ㇾ鳥といへる是也、一說に鳴聲を稱すともいへり、歌に山がらす、むらがらす、うかれがらす、こもちがらす、やもめがらすなどもよめり、享保戊申の八月に、西京に鳥ありて人語す、草履を賣の聲也、加賀人のいへるは、我鄉國にもまたみると、はしぶとは鴉也、白鴉たま〳〵西國にあり、暹羅國の鴉は皆白色也といへり、また唐がらすあり、喜鵲也といへり、あけがらすは曙鳥也、梁詩にみゆとまりがらすは栖鳥也、隋詩にみゆつきよがらすは夜月鳥也唐詩にみえたり朝がらすは萬葉集にみゆ、今もいへり、俗に七月のわかれがらすといふは、春雛を生てその雛長じて後は、反哺して七月には、必ず他所に別れ去もの也とぞ、是孝鳥也、禽鳥の內、首尾毛色雌雄のわいためなし、よて誰か鳥の雌雄を知らんなどもいへり、尾張の熱田、安藝の嚴島、伯耆の大山に、靈鴉あり

烏種類

て神供を取し事あり、唐山の洞庭湖にもあり、杜詩に迎棹神鴉舞と作れり、入蜀記にもみゆ、烏は諸鳥をなぶる、鷹さへも多くより來りてなぶれども、三光鳥に逢ては甚居すくみてちゞまれり、尾を畏るといへり、俗に烏の啼をもて凶兆を占ふことあり、黃山谷が詩に、慈母毎占烏鵲喜といひ、群談採餘の詩に、鵲噪未爲吉、鴉鳴豈是凶、人間凶與吉、不在鳥音中、とみえたり、烏の鵜の眞似といふ諺あり、

〔傍廂前篇〕からすの鳴聲

皇朝にて、からすと號けしは、から〱と鳴く故なり、外戎にて烏とも鴉とも號けしも聲なり、

〔本朝食鑑六林禽〕烏鴉

集解、今村市所有之烏皆慈孝烏也、初生、母哺六十日、長則反哺六十日、可謂慈孝矣、毎旦日出之前噪出林藪、群飛啼度集于漁市郊野、貪腥膻朽腐之肉、鷙燕雀雞鴨之雛、至黃昏又啼噪宿于叢篁、其寺院之山陵、社祠之苑岡尤多、今本邦自古稱熊野之神使、此常人之所未曉也乎、然烏中有智而貫貪者、惟以有孝爲烏中之曾參則幸哉、一種大於慈烏而嘴肥大者、俗稱觜太鴉、常棲山中之樹而不出村市、一種大似鴉、頸青白而赤觜、穴居于深山者、稱深山鴉、此皆類同而居殊耳、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕山烏　今云深山烏〇中略

按、此烏深山中希有之、小於烏而觜大、頭身黑光色、胸背有白斑、尾黑而長一尺許、俗名深山烏、

一種有川烏　谷川有之小鳥出于水禽類

鴉舅一名鵯　似鴉而小、黑色觜邊有毛、甚勁能逐鴉、鴉見之則避、

鷹舅一名鷹鵯　似鷹而小、蒼色能逐鷹、蓋此二物本朝未見、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕慈烏〇中略

市中ニ多ク居ルカラスナリ、故ニサトガラスト云フ、古ヨリ反哺ノ孝アリトテ、孝烏或ハ孝鳥ト

瑞鳥

云フ、○中略一種ミヤマガラスハ、一名ダケガラス、卽山烏一名鷁ト云者ナリ、深山ニ非ザレバ居ラズ、大サ鴿ノ如クニシテ肥ユ、頭大ニ黑ク、頸ヨリ背及胸腹皆黑クシテ綠光アリ、翼ハ靑ク、風切ハ黑シ、尾微長シテ黑シ、目大ニシテ靑ク、觜大ニシテ赤色微黃、目ノメグリ及左右赤色、脚淡赤色ニシテ爪黑シ、俗ニ佛法僧ト呼ハ非ナリ、佛法僧ハ觜小ニシテ身モ鴿ヨリ狹瘦、自別ナリ、一種熊野ガラスハ、一名那智ガラス、大サ白頭鳥(ヒヨドリ)ノ如ク全身黑ク、頂毛立テ白頭鳥ノ如シ、一種蝦夷ガラスハ大サ上ノ如ニシテ、背腹共ニ小白斑黑アリ、一種コクマルガラスハ慈烏ヨリ小サク、頂ヨリ腹下ニ連リテ白色、喉胸ハ黑シ、翼長ク尾短シ、是燕烏ナリ、

烏鴉　ヤマガラス　ハシブトガラス　ミヤコガラス(筑後中略)○

山中ニ棲テ市中ニハ出デス、偶一羽里ニ出レバ群烏噪鳴テ之ヲ害ス、國ニヨリ烏鴉多クシテ慈烏少キ地モアリ、形慈烏ヨリ大ニシテ嘴尤肥大、食ヲ貪ルコト甚シ、

〔武江產物志〕山烏類

慈烏(御藏に多し○さとがらす○山がらすあり、)

〔延喜式〕(二十一治部)祥瑞

靑烏(南海之輪)赤烏、三足烏(日之精也○中略)　右上瑞○中略

白烏(大陽之精也)蒼烏(烏而蒼色、江海波、京濤輪之、○中略)不揚洪波、翠烏(羽有光耀也○中略)　右中瑞

〔日本書紀〕(二十九天武)六年十一月己未朔、筑紫太宰獻赤烏、則太宰府諸司人賜祿各有差、且專捕赤烏者賜爵五級、乃當郡郡司等加增爵位、因給復郡內百姓以一年之、是日大赦天下、

〔扶桑略記〕(五天武)十一年、太宰府貢三足烏、

〔日本書紀〕(三十持統)六年五月辛未、相模國司獻赤烏雛二隻、言獲於御浦郡、　七月乙未、大赦天下、但十惡盜賊不在赦例、賜相模國司布勢朝臣色布智等、御浦郡少領、(闕姓名)與獲赤烏者、鹿島臣樸樟位及祿、復御浦郡三年調役、

〔續日本紀 文武一〕二年七月乙亥、下野備前二國獻赤烏、

〔續日本紀 文武三〕慶雲元年七月丙戌、下總國獻白烏、 二年九月癸卯、越前國獻赤烏、國司幷出瑞郡司等進位一階、百姓給復一年、獲瑞人宍人臣國持授從八位下、並賜絁綿布鍬各有差、

〔續日本紀 元正八〕養老五年正月戊申朔、武藏上野二國並獻赤烏、

〔續日本紀 聖武十三〕天平十一年正月甲午朔、出雲國獻赤烏、越中國獻白烏、

〔續日本紀 孝謙十九〕天平勝寶六歲正月丁酉朔、上野國獻白烏、 七歲六月癸卯、安藝國獻白烏、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲二年八月己酉、參河國獻白烏、 九月辛巳勅、今年七月八日、得參河國碧海郡人長谷部文選所獻白烏、〇中略付所司令勘圖牒、奏偁、顧野王符瑞圖曰、白烏者大陽之精也、孝經援神契曰、德至鳥獸則白烏下、〇中略仍勘瑞式、白烏是爲中瑞、〇中略朕以非薄、頻荷鴻貺、思順先典、式覃惠澤、〇中略長谷部文選授少初位上、賜正稅五百束、

〔續日本紀 稱德三十〕寶龜元年七月戊寅、常陸國那賀郡人、文〇文恐丈誤部龍麻呂、占部小足獲白烏、筑前國嘉麻郡人財部宇代獲白雉、賜爵人二級、稻五百束、

〔續日本紀 光仁三十二〕寶龜三年六月癸丑、參河國獻白烏、 四年九月丁亥、常陸國獻白烏、

〔續日本紀 光仁三十三〕寶龜五年七月丁未、上總國獻白烏、

〔續日本紀 桓武三十八〕延曆三年六月辛亥、普光寺僧勤韓獲赤烏、授大法師、幷施稻一千束、

〔類聚國史 祥瑞百六十五〕延曆十三年五月乙未、甲斐國獻白烏二、

〔日本後紀 平城十四〕大同元年八月己卯、武藏國獻白烏、賜獲者伊福部淨主稻五百束、

〔類聚國史 祥瑞百六十五〕大同四年五月癸酉、伊勢國獲白烏、

弘仁二年五月戊午、信濃國獲白烏、

〔續日本後紀 仁明十四〕承和十一年六月己未、太宰府獻白烏〇烏原作鳥、今據類聚國史百六十五改、一雙、

〔三代實錄 四十一 陽成〕元慶六年五月二日癸卯、大和國司言、管高市郡從五位下天川俣神社樹、有烏巢、產得四雛、其一雛毛色純白、

〔扶桑略記 二十四 裏書 醍醐〕延長三年三月廿七日、山城國獻白烏、外記勘申先例、

〔金葉和歌集 九 雜〕後冷泉院の御時、近江國より白き烏を奉りたりけるを、かくして人にも見せさせ給はざりければ、女房たちゆかしがり申ければ、をの〳〵歌よみて奉れ、さてよくよみたらん人に見せんと、おほせ事ありければつかうまつれる、　　少將內侍

たぐひなくよにおもしろき烏なればゆかしからすと誰か思はん

〔百練抄 十 後鳥羽〕文治二年七月十七日壬辰、大外記師尙令勘申白烏例、去比白烏出來云々、

〔甲子夜話 四〕天明ノ末カ、京師ノ近郡ヨリ白烏ヲ獲テ朝庭ニ獻ジタルコトアリ、ミナ人祥瑞ト云ケル、然ニ翌年京都大火シ、禁闕モ炎上ス、其後松平信濃守ニ(御書院番頭、モト豐後岡侯中川久貞ノ子、此家ニ養子トナル、)會シテ聞タルハ、曰某ガ實家中川ノ領內ニテハ、タマ〳〵白烏ヲ觀ルコト有レバ、輕卒ヲ使テコレヲ逐索メ、鳥銃ヲ以テ遂ニ打殺スコトナリ、其ユヘハ白烏ハ城枯(シロカラス)ノ兆トテ、其名ヲ忌テ然リ、野俗ノナラハシ也ト云テ笑タリシカ、

〔日本書紀 二 神代〕天稚彥之妻下照姬、哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風、擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者(キサリモチ)及持帚者(ハヽキモチ)、一云、(中略)以烏爲宍人者、

〔古事記 中 神武〕故神倭伊波禮毘古命、從其地廻幸到熊野村之時、大熊髮(○髮蓋誤字)出入卽失、(○中略)於是亦高木大神之命以、覺白之、天神御子、自此於奧方莫使入幸、荒神甚多、今自天遣八咫烏、故其八咫烏引道、從其立後應幸行、故隨其敎覺、從其八咫烏之後幸行者、到吉野河之河尻(ニレスガハ)、

〔古事記 上 序〕神倭天皇、經歷于秋津島、(○中略)大烏導於吉野、

〔釋日本紀 七 述義〕延喜公望私記云、于時戶部藤卿進曰、嘗聞或說八咫烏者、凡讀咫爲阿多者、手之義

也、一手之廣四寸、兩手相加、正是八寸也、

〔古事記傳十八〕八咫烏、名義は八頭烏(ヤアタマガラス)にて、頭の八ある由なり、〇中略八頭なりしは、彼八俣蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならねども、幾箇もあるをいふべし、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月丁巳、皇師欲趣中洲、而山中嶮絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋渉、時夜夢、天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲郷導者、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰、此烏之來、自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向仰視而追之、遂達于菟田下縣、十一月己巳、皇師大擧、將攻磯城彦、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、更遣頭八咫烏召之、時烏到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過(イザワ)、怡奘過(イザワ)、(過音倭)兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲慨憤時、奈何烏鳥若此惡鳴耶、(壓者飫蒔)乃彎弓射之、烏即避去、次到弟磯城宅而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過、怡奘過、時弟磯城惵然改容曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之若此者歟、即作葉盤八枚、盛食饗之、(葉盤此云毘羅耐)因以隨烏詣到、二年二月乙巳、天皇定功行賞、〇中略頭八咫烏亦入賞例、其苗裔即葛野主殿縣主部是也、

〔續日本紀元明三〕慶雲二年九月丙戌、置八咫烏社于大倭國宇太郡祭之、

〔日本書紀敏達二十〕元年五月丙辰、天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史令讀解之、〇中略高麗上表疏書于烏羽、字隨羽黑、既無識者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字、朝庭悉異之、

〔日本靈異記中〕見烏邪淫厭世修善緣第二

禪師信嚴者、和泉國泉郡大領血沼縣主倭麻呂也、聖武天皇御世人也、此大領家之門有大樹、烏作巢産兒、抱之而臥、雄烏遐邇飛行、求食養抱兒之妻、求食行之頃他烏遞來婚奸婚、今夫就心共高翥空、指於北而飛、棄兒不睠、于時先夫烏食物哺持來見之無妻烏、于時慈兒抱之而臥、不求食物而經數日、大領見之、使人登樹見其巢、抱兒而死、大領見之、大悲愍心、觀烏邪淫、厭世出家、離妻子捨官位、隨行基大

德、修善求道、名曰信嚴、〈○中略〉信嚴禪師无幸少緣、自行基大德先命終也、大德哭詠作歌曰、〈加良須止伊布、於保乎蘇止利能、己止乎能米、止母爾止伊比天、佐岐陀智伊奴留、〉

〔源平盛衰記 四十〕唐皮小烏拔丸事

小烏ト云太刀ハ、彼唐皮〈○鎧名〉出來テ後、七日ト申未剋ニ、主上〈○桓武〉南殿ニ御座テ、東天ヲ御拜有ケル折節ニ、八尺ノ靈烏飛來テ大床ニ侍リ、主上以御笏被招召ケリ、烏依勅命躍上、御座ノ御緣ニ畏ヲ懸テ奏シ申サク、我ハ是太神宮ヨリ劒ノ使者ニ參レリトテ、羽刷シテ飛立ケルガ、其懷ヨリ一ツノ太刀ヲ御前ニ落シ留メケリ、主上御自此劒ヲ被召テ、八尺ノ大靈烏ノ中ヨリ出タル物ナレバトテ、小烏トゾ名付サセ給ヒケル、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年四月丁卯、有二烏、集於若犬養門樹枝上、接翼交頭倶死、終日不墜、遂爲人被打墜、時人以爲北陸道觀察使從四位上藤原朝臣仲成、典侍正三位藤原朝臣藥子兄妹招尤之兆也、

十月庚午、群烏集朝堂院東一殿、啄剝座茵、　四年正月壬辰、有犬登大極殿西樓上吠、烏數百群翔其上、

〔三代實錄 二十八 清和〕貞觀十八年三月廿九日丁未、內藏寮御服倉院松樹有烏巢、烏一雙棲宿、每年生五六子、今春修巢將棲乳、有鵄一雙、奪烏巢、鵄止生雛、烏鵄相鬪、經旬不止、遂鵄戰勝矣、

〔扶桑略記 二十五 朱雀〕承平四年春、弘徽殿前柿樹烏作巢、爲令移去、勅座主尊意、令修不動法、從第三日、烏日日咋巢、飛去北山、七日之內悉以咋去、〈已上傳〉

〔扶桑略記 二十五 朱雀裏書〕承平四年二月五日乙亥、官正廳梁上烏巢、

〔日本紀略 十三 後一條〕寬仁三年二月廿三日辛亥、今日仁壽殿西簷吳竹臺烏巢、

〔古今著聞集 一 神祇〕基隆朝臣周防國をしりける頃、保安三年十月にかたりけるは、彼國にまきの明神とておはします、神主宰龍の事有て論じけるもの有とて、神田をかりとらんとしければ、寶前

より蛇三百計出たり、其内につの有二つ有けり、ゑばしありて入ぬ、其後猶からんとしければ、烏數萬とび來りて、神田の稻の穗をくひぬきて、みな神殿の上に葺けり、ふしぎの事也、本國の神かかる事、中々おはする物也、

〔古今著聞集十九草木〕二品（時實女）の綾小路壬生の家に、鞠のかゝりに柳三本有けり、其中戌亥の隅の木に烏すをくひ侍けるを、いかゞおもひけん、其からす其すをはこびて、むかひの桃の木につくりてけり、人々あやしみあへりけるほどに、一兩日を經て、關白殿より柳をめされたりけり、二品其とき他所にいられたりける程成ければ、御つかひにむかつて、御敎書を付たりければ、すみやかにむかひて、いづれにてもはからひて、ほりて參べきよしいひければ、御つかひ、かのていにむかつて、其柳のうち二本をほりて參うち、からすのすくひたりし木を、むねと堀てけり、烏は此事をかねてさとりけるにこそ、

〔後拾遺和歌集十八雜〕熊野にまいりて、あすいでなんとし侍けるに、人々しばしはさぶらひなんや、神もゆるし給はじなどいひ侍ける程に、をとなしの川のほとりに、かしら白きからすのはべりければよめる、　增基法師

山がらすかしらもしろく成にけり我歸るべき時やきぬらん

〔吾妻鏡二十六〕貞應二年四月廿八日、若君（○藤原頼經）出御西御壺、有例手鞠會、此間令懸烏糞給、有驚御沙汰占申、御病事之由云云、　三年（○元仁元年）三月十四日、若君御亭南廊御鞠上烏作巢、今日見出云云、先例不快之由、有其沙汰、内々被卜筮、御病事之由、國道親職等占申之、

〔廻國雜記〕七月（○文明十八年、中略）上野國大藏坊といへる山伏の坊に、十日あまりとゞまりて、同國杉本といふ山伏の所へうつりける、道にからす川といへる川に、鵜からすなどあひまじはりて侍りけるを見て、又俳諧、

とりもえぬ魚の心を恥もせでうのまねしたる鳥川かな、

〔慶長見聞集三〕法林寺說法を鳥きく事

江戸法林寺上人の談義殊勝のよし、其聞え有りしかば、諸宗共に參詣す、上人高座にあがり說法して云く、本來の面目と云は、卽身卽佛にして外に佛なし、不立文字にして經意を用ひず、以心傳心に有り、願くは今佛出世ならば、此法林寺一不審かはんに、中々一答もおよぶべからずと放言し給ふ、折節庭の樹のとまりがらす、俄にかしましく鳴出す、上人の此說法を嘲けす所に、上人扨もにくき鳥めかな、說法ものべられぬとの給ふ、座中にて一人聲高に、いや鳥がわらふよと云ければ、聽衆聞て一同に實にもからすがわらふよ鳴よと云ひやまず、坐中さわぎどうよふする、

〔文恭院殿御實紀附錄一〕天明いつの頃にかありけむ、休息御所の御庭に鳥來りて、飼置玉へる鵤を追しかば、近習の人々其鳥をとらへ打ころさんとせしを御覽せられ、飼鳥を捉んとせしは、にくむべきことなれど、子鳥へ哺む心ならんか、子を思ふはみな同じかるべしと宣ひ、赦し玉ひしとなむ、御年十二三ばかりの時の御事なりとぞ、

〔嬉遊笑覽十二禽鳥〕日光山御宮の邊に鴉二羽あり、二王門前茶店をはなれず、此茶店にて團子を賣る、これをもとめて一ツ宛串を拔て、高く空中になげ上れば、彼鴉出來て、宙にて團子はむ、一ツも落すことなし、按るに筠廊偶筆、楚江富池鎭有吳王廟祠、甘將軍事也云々、有鴉數百、飛集廟旁林木、往來迎舟數里、舞噪帆檣上下、舟人恒投肉空中餧之、百不一墜、其送舟亦然と云り、滇行紀程にも此事出づ、不抱餅餌粒食撒空餧之、群鴉飛舞、接食百無一墜云々あり、

〔甲子夜話二十三〕封內平戶ノ中ニ安滿岳ト云ル森山アリ、山上ニ神祠アリ、久ク靈場ト稱ス、又寺院アリ、頗大寺ナリ、密樹屋ヲ繞ル、後山ニ雙鴉棲メリ、予〇松浦清モ登山ノトキコレヲ觀ルニ、翅下ニ一圓白アリ、又寺前ニ一盤ヲ設ク、日々神供ノ食ヲ盤上ニ置ケバ、鴉食シテ殘スコトナシ、從來コ

ノ如シト云、コノ鴉タヾ一雙ニシテ餘鴉ノ混ゼズ、又蕃生セズシテ年々產スルモノ雌雄ノミニシテ、其餘アルコトナシ、年每ニ父烏雛ノ成長ヲ待テ、十月廿日ヲ以テ必ズ去ル、ソノ夜月出ノ前ニ悲鳴良久ク別ヲ惜ムノ狀アリ、而遠ク飛去ル、竟日逢フコトナシ、父鴉コレヨリシテ黑髮山ニ往テ棲ムト云、靈奇トモ云ベキコトナリ、

烏利用

〔本朝食鑑 六林禽〕烏鴉〇中略

肉、氣味、酸澀平無毒、殺名ニ誅禮之氣、一妄不レ可レ食、止治病則忍レ之可レ食、宜ニ炙食一不ニ煮食一、主治、骨蒸勞嗽、婦人血症小兒癇疳、或殺蟲治瘦、

〔食物和歌本草 二〕慈烏(カラス)

烏すくなはゝゆく平毒はなし勞を補ひ人をこやせる〇中略　烏こそ魚のほねたちぬけざるに煮て食すべし又灰も吉也

烏雜載

〔萬葉集 七雜歌〕臨時

曉跡、夜烏雖鳴、此山上之、木末之於者、未靜之、

〔萬葉集 十六有由緣幷雜歌〕高宮王詠數種物歌二首

婆羅門乃、作有流小田乎、喫烏、瞼腫而、幡幢爾居、〇一首略

〔枕草子 一〕秋は夕ぐれ、夕日はなやかにさして、山ぎはいとちかくなりたるに、烏のねどころへゆくとて、みつよつふたつなど、とびゆくさへあはれなり、

〔枕草子 二〕にくきもの

からすのあつまりて、とびちがひ鳴たる、

〔散木弃謌集 十雜部〕からすのす

いづみからすのすきひたりあま君にあまのりあふれさゝせもうさん

〔夫木和歌抄 二十七鳥〕六帖題　權僧正公朝

おほゐがはゐぐひにきゐる山烏うのまねすともうをはとらじな

(當世武野俗談)根津の烏お岩

根津の遊女に川烏やのお岩と云有、是を烏岩々々と云、其いはれ、此女小袖のもやう、すべての道具に、悉く烏を付たり、塗枕にまで烏を繪がゝせり、夏冬の衣裳寢道具にも、皆烏を付るなり、何として烏を付ると謂を聞けるに、此女が親甚かるき者にて、今日のいとなみもつきはて、據なきに付、二人の親の爲に、此根津へ身を賣られたり、されども更に親を恨る心なく、此お岩が平生申けるは、人倫として親を思はぬは有べからず、烏と云鳥は、反哺の孝とて、親を養ひ返すとかや、然ば人間の子として、親を養はずんば有べからずとて、勤の中も兩親を大切にして、客を大事によく勤を丁寧にして、金銀不時に得る時は、己が爲にせず、兩親をみつぎける、されば反哺の孝を忘れまじきとて、烏を何にもかにも付たり、夫故烏お岩といふ名をば取けり、

(嬉遊笑覽十二)からすかん左衞門、うぬが内はやける、早くいつて水かけろといふ童こそ、鵜のまねする烏は、水をのむといへる諺よりいへるものならん、鵜のまねするなら早く行て水あびろなど云けむを、内は燒ると誤りたるは、(搏捿に、からすの行水と云ことより出たるなり、)鴟とべば火ばやしといへるを混ひしなるべし、宗因獨吟、鴟の飛ほど油斷せず、京火ばやいとよその夕暮御用心、また鵜のまねは、佐夜中山集に、水心もや波の河筋鵜のまねを洲崎の烏羽つくろい、○下略

(甲子夜話十四)或人曰、烏ハ神ヲ喜テ佛ヲ喜バズ、日光山御宮ノ森ニ夥シク棲デ、猷廟ノ森ニハ宿セズ、都下ニテモ御城内ノ紅葉山、烏ノ宿所トナリテ、芝上野兩山ニハ多ク宿セズ、是ヲ以テ見ルベシト云、イカサマ其如クナリ、何ノ故ナルヲ知ルベカラズ、

(田舍莊子上)鷺烏巧拙

鷺と烏と遊ぶ、烏の云、○中略我は人家に凶事あれば、往て未然に告しらしむ、然るに人々奇特也と

はいはずして、却てからすなきがあしきなどいふて、我を不祥の物として忌嫌ふ、是ほど心得ぬ事はなしと云、鷲の云、汝人に凶を告るとて、恩に著するも、人の烏なきがあしきとていやがるも、共に非也、然れ共其徳なく其實なくして、人を正し、人の非を告る時は、聞く者信せず、却て我をそしれりとして、忌嫌ふは人の情也、汝の常をみるに、鼠をとらんとて、人家の屋根をむしり、畑に蒔付植付たる物をついきあらし、人の秘藏する樹木の菓をぬすみ何なり共人の乾しておく物を、遠慮もなくとり喰て、人ににくまるゝ事のみ也、其なく聲さへ、餘鳥よりもやかましく、人のいやがるは尤也、汝の人に凶を告るといふも、其德あり其實有て告るにはあらず、雨氣に感じて青蛙の鳴がごとし、汝の啼故に凶事の來るにもあらず、只汝不祥の氣ある故に、人家に不祥の事あれば、汝必ず其氣に感じて其所へ集り啼のみ也、是同聲相應じ、同氣相求るものなり、何ぞ是を以て人に恩有とせんや、略〇下

〔閑の秋風〕烏はむくつけき鳥なれど、孝つくす心ばへあはれなり、元日のあけぼの、東の方ましらみ行くほど、黒き林の中より、聲のみ聞えて飛び行くもをかし、星みえぬばかり、月さえたる夜晝の心地ちして、梢に打ちさはりて鳴きたる又をかし、夏の夕つかた、日もいりはてゝ涼しき頃、ねぐらとひおくれたるが、二つ三つ飛び行くもをかし、雪ふり積りて、庭も野山もことといろなきに、獨飛びかふもはえありてをかし、

〔芭蕉文集〕烏之賦

一烏小大有て名を異にす、小を烏鵲といふ、大を觜太といふ、此鳥反哺の孝を讃して、鳥中の曾子に比す、或は人家に行人をつげ、天の川に翅をならべて二星の媒となれり、或ひは大年のやどりをまもりて春風をさとり、巣をあらたむといへり、雪の曙の聲寒げに、夕に寐所へ行なんど、詩歌の才士も情あるに云なし、繪にもかゝれてかたちを愛す、只貪猾の中にいふ時はその德大いなり、

又汝が罪をかぞふる時は、其德小にして害又大なり、就中かの嘴太は性佞强惡にして、鷲の翅をあなどり、鷹の爪の利ことを恐れず、肉は鴻雁の味もなく、聲は黄鳥の吟にも似ず、啼時は人不正の氣を抱て、かならず凶事をひいて愁をむかふ、里にありては栗柿の梢をあらし、田野に有ては田畑を費す、糧々辛苦の勞をゑらずや、或は雀のかい子をつかみ、池の蛙をくらふ、人の戸をまち、牛馬の腸をむさぼりて、終にいかの爲に命をあやまり、鵜の眞似をしてあやまりを傳ふ、是みな汝むさぼること大にして、其智を責ざる誤りなり、汝がごときは心貪慾にして、かたちを墨に染たる、人に有て貢僧といふ、釋氏も是をにくみ、俗士も甚うとむ、嗚呼汝よくつゝしめ、罪が矢先にかゝつて、三足の金烏に罪せられんことを、

〔鶉衣拾遺上〕鴉箴

孝は百行のもとゝこそきくに、かれは反哺の孝心はありながら、いかで啼聲をさへ、不祥の物ににくまれけむ、夫も夕ぐれの端居に、泊がらすの三ッ四ッつれたるは、淸少納言もあはれとはみしを、まだ曉の鐘もならぬに、月夜あるきに起さわぎて、常に廓の夢をやぶり、かの楓橋の篷枕に、唐人の寐言をも驚しぬ、これらは人にかこたれながら、かへつて風雅の種となりて、烏丸殿の歌にもよまれべきか、田畑にむらがりては、麥をほせり、大根をつゝき、曾晳が隱居屋のなつめも栗栖野の秘藏の柑子も、などいたづらにあらしけむ、然るに古きためしには、かの烏羽玉も汝が寶にて、名劒に小烏あり、おふけなくも日輪に三足のからすもおはしませば、さのみさがなき物ともおもひくだされず、されば一たび己を顧て、鵜の眞似をする僭上をやめ、黨を鳥の條理をたしなみ、烏麥烏瓜の備はりたる食もあれば、身を墨染の善心に發起して、今かくいへるしめしをも、よくあゝ〳〵と打うなづかば、あんかうがらす、のら烏、うかれがらすの浮名もきえて、長くお烏大明神のめぐみかうむるべし、さらば鳴子の枝もならさず、案山子も弓を袋の世となりてん、ア

ア人の爲におそるべし、身のために愼むべし、

支考

佛法僧鳥
慈悲心鳥
實心鳥

〔風俗文選三譜〕百鳥譜

鳶鳥の世をさみたる中にも、鳥ばかり背のいやしきものはあらじ、夕〈には寐まどひ、朝〈にははやく起て、前栽の木の實などにつきては、えおもひ捨ずや、いかなる時にか息などもつまるやうに啼て、いとゞにくさげには侍るなり、それをも神のつかひのみならば、かゝる事いひもせまじ、

〔重修本草綱目啓蒙林禽三十三〕慈鳥○中略

○○○佛法僧鳥ノ雄ハ、形チ鳩ノ如ク痩テチイサク、頭淡黒ク、羽毛綠色ニシテ腹背碧綠交リ、翮ノ下碧色翼及ビ尾ノ端黒色、嘴細クシテ鳩ノ如ク、脚ト共ニ赤色ナリ、鳴聲ブッポウソウト云フ、雌ハ同形ニシテ全身淡黒ニ白毛雜リ、深黒ノ斑アリ、喉及ビ腹白色ニ黒點アリ、嘴淡綠ニシテ脚淡褐ナリ、天台山方外志云、念佛鳥聲喚阿彌陀佛、華夷鳥獸考ニ九華山志ヲ引テ曰ク、念佛鳥大如鳩、羽尾黃褐翠碧間而成文、音韻清滑如誦佛聲、一名念佛子、唐韋蟾詩、靜聽林飛念佛鳥、細看壁畫駅征馬、念佛鳥此有之也、池北偶談ニ曰、王得臣塵史安陸有念佛鳥、小於鸜鵒、色青黒、常言一切諸佛、宋元憲詩鳥解佛經言、張齋賢守群日爲作古詩一篇、按ニ諸鳥各啼聲ヲ異ニスト雖ドモ、佛聲ニ疑似スル者數品有ベキノ理ナシ、鳥聲固ヨリ五音ノ別ナシ、惟音情ノ紛紜タルヲ聞テ、己ガ意ニ迎テコレヲ解スルノミ、然ラザレバ何ゾ一鳥ニシテ、阿彌陀佛ト云、又一切諸佛ト呼ノ理アランヤ、然レドモ佛法僧鳥ヲ念佛鳥ニ充ツレバ、彼彌陀佛諸佛ノ兩義ニ於テ的當セズ、余〇小野蘭山謂、佛法僧鳥ハ羅漢鳥ニ充ツルヲ穩ナリトス、衡嶽志曰、羅漢鳥見于羅念菴先生別楚石詩自註、烟霞峯下谷中有鳥類、呼佛聲、俗名羅漢鳥ト是ナリ、伊藤長胤ノ輶軒小錄ニ曰、高野山ニ佛法僧ト鳴鳥アリト云、日光山ニ慈悲心ト鳴鳥アリト云コト、昔ヨリ和歌ニ詠ジ、人々傳誦スルコトアリ、是モ唐ニアリ、蜀都雜抄合セ按ズベシ、凡テ鳥獸ノ音、碓磨ノ聲、此方ノキヽヤウニ依テ、樣々ニ聞取ナリ、深山幽谷禪

佛ノ境ニハ、常々佛事ヲ談ジ、佛語ヲ誦スルニ依テ、鳥獸ノ音ニ佛事ニ聞ナスト見ヘタリ、何事モ人ノ心ノ呼ト知ベシ、慈悲心鳥ハ形鷹ニ似テ、大サ白頭鳥ヨリ一層大ニシテ、頭背翅尾共ニ黑シ、胸腹淡褐ニシテ細黑ノ横條三行アリ、嘴脚黑シト、桃洞遺筆ニ見ヘタリ、

〔飼鳥必用下〕佛法僧

此鳥日光山ゟ雛鳥にて出る鳥也、勿論江戸へ持參候、ひとり餌までは能持也、形は時鳥ゟ少し、胸の黑み多く、腹の斑もあかく、目は黃色の輪あり、黑目也、此鳥囀したるをいまだみず、餌飼餹にて等分餌也、是を實心と言人も有、

實心鳥

此鳥高野山ゟ出るといへ共、未現鳥を見ず、去旅人實心の皮と言て持來るを見たるに、時鳥の雌の赤ふにて餘程大きく、勿論かつこう程もあり、其後外方ゟ實心と言を見たるに、先年大坂表ゟ伊達鳥と云て來たる鳥也、此鳥總身こん玄やうの毛色、背赤くして口の內まつ黃也、足赤く尾羽黑し、至て鳥の形ぶきようなるもの也、實心と云てみたるは右之鳥也、其後九州へ渡見たる時は雨鳥と云て見たり、又其後達磨鳥とて、江戸へ來りたる事有、程なく落たり、餌飼餹にて等分餌、尤玉子の黃實を入る也、此鳥を佛法僧と云人もあり、間違なり、

〔性靈集十〕後夜聞佛法僧鳥

閑林獨坐草堂曉、三寶之聲聞一鳥、一鳥有聲人有心、聲心雲水倶了々、

〔日本紀略一醍醐〕延喜六年八月口口右大臣〇源光修法華八講、佛法僧鳥來鳴、　十八年八月十三日癸丑、右大臣忠平於五條家、限五日十座講說法華經、佛法僧鳥來鳴樹上、令文人詠詩、　十四日甲寅、夜五條后宮講說之間、佛法僧鳥鳴松樹上、在座詩人賦詩、

〔躬恒集〕延喜十八年八月十三日、右大臣家〇藤原忠平八講おこなふ夜、于時佛法僧といふ鳥なく、有感

此歌奉る、

あし引の、み山にすらも、このとりは、谷にやはなく、いかなれば、しげき林の、おほかるを、たかき梢も、あまたあれど、羽打はぶき、とびすぎて、春夏冬の、時もあるを、君が秋しも、もみぢばの、からくれなゐの、ふりいでゝ、なくねさだかに、きかせそめつる、

山にすら稀に聞ゆる鳥なれど里にも君が時よりぞなく

其ひとも君はつげしもせじ物をいかでか鳥のかねてしりけん

との、御返し

法を思ふ心しふかく成ぬれば里にも鳥のみゆるなるらん

〔本朝無題詩九山寺〕暮春於醍醐寺即事　中原廣俊

艶陽三月欲闌程、一訪巖扉出洛城、春寺門深春草滿、暮山梯遠碧雲横、櫻桃李色花空盡、佛法僧音鳥獨鳴、此山有佛法僧、故云塵境隔蹤人事少、松風澗水響彌清、

〔新撰六帖六〕とり

松のおのみねしづかなるあけぼのにあふぎて聞ば佛法そうなく

〔夫木和歌抄二十七佛法僧〕　慈鎭和尚

わが國はみのりの道のひろければ鳥もとなふる佛法僧哉

家隆卿

とりのねも三の御のりをきかす也み山の庵の明がたの夢

十題百首　寂蓮法師

うき事をきかぬみ山の鳥だにもなくねにたつる三の御法を

〔辨内侍日記〕二月五日、建長二年、中略、佛法僧となくとり、太政大臣殿實氏藤原よりまいりたるを、常の御

所の御えむにおかれたりしが、雨などの降日はことになく、げにぞなもさやかにきこゆ、すがたはひえどりのやうにて、いますこし大きなり、辨内侍、

とにかくにかしこき君が御代なれば三のたからの鳥もなく也

〔一話一言二十四〕忍岡南塾乘抄

二十四日〇寛文十一年四月快晴、春常談曰、今度日光法會中、深山有鳥、囀慈悲、梶定良聞之、小田原拾遺以之問春常、常曰、傳稱此山有佛法僧鳥、乃是三寶鳥也、慈悲心亦是此鳥乎、引空海詩教光記呈之、大使喜曰、今度晴日多而雨少、且聞此稀鳥云云、山人稱曰、癸卯歲大猷公〇德川家光十三回忌法會、聞此鳥發聲、其後九年不聞、而今月朔日以來數鳴、可謂奇也、山人之言不足信焉、定良平生所言皆實、舉世所知、此人言自聞之、故知其不虛也、朔日者大使發江戶日也、故大使甚喜云云、定良又談曰、堀田備中守登山拜大猷公靈堂時、此鳥囀慈悲心兩聲、定良亦切聞之云云、大使亦聞之云云、由是登山人傳寫常所記、頃聞已達江戶云云、余聞之、竊想深山中可有奇鳥、不審慈悲爲三寶否、常雖不自聞此鳥、以教光記謹此山有奇鳥、其一座之谷不爲不當、然大使推之以爲實證、非必爲常附會成之、

〔閑田耕筆三〕慈悲心鳥といふものは、下野の黑髮山にあり、日光山なり、此鳥の形狀鵯のごとく、羽は鼠色にして尾長く、足と觜は黑し、聲晴れて高く、夏の氣候に入ば、晝夜ともに啼と、百井塘雨筆記にみえせり、此人は足跡天下に周き人なり、さるに其宮に仕まつる鵜川氏、はからず比えの山にても聞つけしと語られしかば、栢原死全なる人、彼ますほの薄をとひにまうでし登蓮法師が昔にならひて、やがてふりはへて比えにのぼりしに、比は水無月計、唯老の鶯駒鳥などの聲のみなりしかば、口をしながら諸堂ども拜みめぐり、暑さに汗あへて、こうじたれば、よしや今ばとて下りしに、水呑みと云人舍〻のほどにて、ほのかに聞つけたり、あはやと心をしづめ、耳を澄すに、十聲計清らに鳴つゞけたるうれしさ、いはんかたなかりしといへり、〇中略比えに詣る人は、心にかくべきことぞ、又佛法僧といふ鳥も、同じく鳴聲につきて名付たる類也、高野山に名高き

は大師の性霊集に見えしが本也、○中略又高野山通念集に、佛法僧の鳥のことは、霊屈の閑林の内にて、暁がた一夏の間啼と也、雄、佛法となけば、鳴、僧と聲をあはす也と見ゆとかや、此二書は予○作蕭廣いまだみねども他の説による、又古歌にもよめり、吾國はみのりのみちの廣ければ鳥も唱ふる佛法僧哉、またうきことをきかぬ太山の鳥だにも鳴ねはたつなみつのみのりに、また此ごろ或人の筆記を見れば、霊元法皇の御製御集に有とかや、御詞書、佛法僧の巣をつくりたるを見て、聲をきゝ姿をいつのよにかみん佛法僧のありし梢に、此巣はいとめづらし、いづこより採きて叡覧に入けるにや、京ちかくにては松尾によめり、是につきて一話あり、近古に京師に名ある醫師を夜更て迎ふる者有、かねて相識人の名をいひたれば、速に輿に乗しを、頓て物にて押つゝみ、數人圍ていづこともえらず勾引し行ぬ、さていと山深き所の大なる家の内に舁いれ、家あるじとおぼしき者の金瘡を療せしめ、藥をこひて後あつく謝物をあたへ、また先のごとくかこみてかへしたり、いかさまにも賊の隠れたる所とおぼしく、ものをも得たるからに、默してはあられず、官に訴たれば、時の京兆尹板倉侯、其所のさまを尋給へども、東西をもわきまふる所なかりし旨、上の件をのべけるが、唯一ッめづらしとおぼえしは、佛法僧と鳴鳥有しとまうす、侯さては松尾成べし、松尾に此鳥をよめる古歌ありとて、速に吏をつかはして、彼山深くもとめさせ給ひしかば、はたして賊の首領居りしと也、これは新六帖に、光俊、松尾の峯靜なる曙にあふぎて聞ば佛法僧啼、といふ歌なるべし、今は彼山にて聞たるといふ人なし、絶たるにや、又下野那須の雲巌寺に此鳥あり、及び慈悲心鳥もありと、播磨玉掃法師話せり、

〔雍州府志古蹟九〕宇治郡

佛法僧谷　在北華山、土人言、古斯谷有寺、故號佛法僧谷、一説斯谷有三寶鳥、偶鳴、故稱之云、本朝深山幽谷有鳥、形類鶺鴒、多入夜則鳴、靜聽之則其音聲如謂佛法僧、故號三寶鳥、又稱佛法僧、紀州高野

山亦偶鳴、山僧傳言、斯鳥鳴則山中宿德僧出、弘法大師性靈集有三寶鳥之詩、然斯詩弘法住河內國高貴山時所賦之也、

〔日光山志 四〕慈悲心鳥　此鳥當山にて別に名あることを聞ず、唯其喚呼するを以て名に稱するにて、佛法僧鳥と名附るが如き歟、初夏の頃よく聲を發せり、此山中にかぎらず、荒澤寂光又は栗山邊にも多く栖る由、時として御山內へも廻翔し來り鳴ことあり、人家多き所へは來ること稀なり、足の前後二本宛にわかれたり、羽色等圖の如し、〇圖略かたちは鵯程の鳥なり、おのれ孟〇植田梯先に榛名山へゆきて、社家の家に舍りしに、あるじが話れるに、當山に三寶鳥、戒行鳥などすめり、三寶鳥は啼こと稀なり、戒行鳥は夜更てなけりといひしかど、春はやく行しゆゑ啼ず、其戒行鳥といへるは慈悲心鳥なりと、舍のあるじが話れり、

〔本草和名 十五獸禽〕雄鵲一名飛駮、〔楊玄操音補角反、出陶景注、〕一名神女雀、一名嘉賓、一名𪄢、〔音鵲〕一名鵙、〔音卑、已上四名出兼名苑、〕飛駮馬泥、〔腦也、出墨子五行記、〕和名加佐々岐、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鵲〔飛駮馬泥附〕　本草云、鵲、〔且略反、和名加佐々木、〕飛駮馬泥、鵲腦名也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕新修本草獸禽部中品雄鵲條、陶注云、五月五日、鵲腦入術家用、一名飛駮、無馬泥之名、按本草和名雄鵲條云、飛駮馬泥、腦也、出墨子五行記、則知源君從本草和名引之誤、五行記爲本草也、按說文作舄云、䧿也、象形、又載䧿、篆文舄、从隹昔、是鳥䧿字本作舄、借爲舄履、爲借義所專、別作䧿以避之、俗又變隹从鳥作鵲、李時珍曰、鵲、烏屬也、大如鴉而長尾、尖觜、黑爪、綠背、白腹、尾翮黑白駮雜、上下飛鳴、以音感而孕、以視而抱、

〔類聚名義抄 九鳥〕鵲〔カサヽギ〕鵲〔今正、七雀反、カサヽギ、カラス、〕

〔和爾雅 六禽鳥〕鵲〔カウライカラス・カサヽギ〕〔喜鵲、飛駮烏、[illegible]、〕

〔書言字考節用集 五氣形〕鵲〔段成式云、鵲有隱巢木如梁、令鷙鳥不見、人若見之主富貴也、〕[illegible]鵲　〇喜鵲〔マロウトカラス〕〔本名[illegible]〕乾鵲〔同、時珍云、鵲能報喜、故謂喜鵲、又知來歲風多巣

必畢下、故謂二之乾鵲一、

〔藻鹽草 鳥十〕鵲

かさゝ　かさゝぎの橋是いはれ七夕の所にあり、七月七日に二のさゝぎきて爲レ橋云、　鵲のみねとびこえてなく　かさゝわたせる橋におく霜是はたゞ霜のかけはし也、まことにあるにはあらず、　鵲のはねに霜ふり　鵲には木をめぐると云也

鵲のゆきあひのま略〇註　鵲のよりはの橋　梢をめぐる鵲月きよみこずゑをめぐるかさゝぎのよるべもあらぬ身をいかにせん、わがみのよるべもあらぬによせたり、此かさゝぎ有二由緒一、魏武帝、月明星稀烏鵲南飛、繞レ樹三返何枝可レ任と云心也と云々、かさゝぎのつかさなにふるはしつくりいかで雲ゐにわたしそめけむ、

〔塵袋 三〕一カサヽギト云フハミノ毛ノ頭ニアル鸞歟

鵲ハ尾キハメテナガク、ハシミジカクシテ、水邊ニスマズ、山木ニスム、一名ニハ飛駮ト云ヘリ、アマノ河ノカサヽギノ橋ト云フモ是也、マタ白鸞ノタグヒニ非ズ、烏鵲橋ヲラナテ浪往來スナド申テ、アヤマチクロキ物ニコソ云ヒナラハシタレ、冬至ノ日スツクリツメテ、春子ヲウムモノ也、見二毛詩箋一成尋阿闍梨ノ在唐記云、見二鵶鳥一似二烏頗小、腹白背黒羽白斑也ト云ヘリ、鵶鵲ハ烏鵲也、兼名苑ニハ犬ノ異名ヲ飛鵲ト云ヘリ、オモヒガケヌ樣也、播磨國ノ風土記ヲミレバ、佐用郡ニ船引山ト云フ山アリ、此ノ山ニ有二鵲鳥一、世俗云二韓國鳥一、栖二枯木穴一、春見之夏不レ見云ヘリ、此ノ國ニモアルモノニコソ、

〔物類稱呼 二動物〕鵲かさゝぎ　西國に有、唐がらすと云、又高麗鳥と云、五畿內及東國になし、鳩より小、羽に黑白有、

〔東雅 十七禽鳥〕鵲カサヽギ　推古天皇の御時に、難波吉士磐金、新羅より至りて、鵲二隻を獻ず、難波の杜に養はしむ、因以巢レ枝而產レ子といふ事見えたり、日本紀にこれ我國の鵲の來りし事の始なり、カササギとは、新羅の方言と、此國の方言とを併せ呼びしと見えたり、卽今も朝鮮の方言に、鵲を呼び

てカシといふなり、カサといひ、カシといふは轉語なり、サギは卽噪(サワグ)なり、鵲噪ぎぬれば喜あるなど、漢人の說に見えたり、

〔比古婆衣十一〕かさゝきといふ鳥に二。種。ある事

かさゝぎと云ふ鳥に二種あり、まづ其一種はもと韓國の產にて、漢國にて鵲。といへるものにて、〇中略其が名は本草、和名抄等に、鵲は和名加佐々木と訓るものこれならさて其はもと皇華言もて負せたる名にはあらで、新羅の國言もて呼びならへるものになんありける、其はもろこし宋世に孫穆と云へるが、朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云書に、その國語どもを載たる中に、鵲曰渴(カツ)則寄(サキ)と註せり、しかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云書に、〇略注漢字の鵲をおのが朝鮮にて呼名に當て、諺文字もて加佐とよむべく注せり、(字會鵲字の下に諺文にて、가차と注せり、これを諺文の例に據りて讀むに、가は加、차は佐なり、此二字引合て加佐とよむべし、さて其下なる작は志也久なり、鵲字の音を注せるなり、然るに新井君美主の書されたるものに、今の朝鮮語にて鵲を加之と云へりと云はれたるは、かの加佐とやうに云へるだみ言を、然きゝなしたる說なるべし、)いはゆる渴則寄の略言なるべし、然かれば鵲を加佐々木と云ふは、もと韓言の名なるを、そのかみ磐金が新羅より持歸りて、その國言に加佐々木と呼ぶ由奏して獻りけるが、今に其名の傳はれるものなりけり、〇中略さていま一。種。かさゝぎといふがあり、そはまづ源氏物語浮船卷に、〇中略山のかたはかすみへだてゝ、さむき洲崎にたてるかさゝぎのすがたも、所からはいとおかしく見ゆるに、宇治橋のはるばると見わたさるゝに云々とある、かささぎこれなり、(こをかのから國よりわたれる鵲とせむは、いとつきなし、)其は鷺の類に、蒼。鷺。とてあるが、今の世になべてあをさぎといふもの、又の名とこそおもはるれ、〇下略

〔本朝食鑑六林禽〕鵲(訓加佐佐木)

集解、鵲大如鵶鳥、或大者似鴉、長尾、尖觜、黑爪、綠背、白腹、尾翮黑白駁雜、自古聞名者久、然本邦未常有焉、近頃自華來、肥之長崎、今在貴公家之別莊畜之樊中、予(〇平野必大)偶遊其莊而觀之、上下飛啼、驚躁惡

食、寔烏鴉之屬也、其知來往及營巢之事未詳之、世未番類、故不知肉之氣味焉、

〔大和本草十五雜禽〕鵲　畿內東北州ニ無之、筑紫ニ多シ、朝鮮ヨリ來リシニヤ、高麗烏ト云、鳩ヨリ小ニ、ツグミヨリ大也、羽ニ黑白アリ、尾長シ、本草ニノセタル鵲ニヨク合ヘリ、日本紀天武帝ノ時、新羅王鵲二隻ヲ獻ズ、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕鵲　カサヽギ(和名鈔)　カサヽ(古歌)　朝鮮ガラス　高麗ガラス(筑前筑後)　トウガラス(肥前)　カチガラス(同上)　肥後ガラス(薩州)　一名靈鵲(禽經)　喜奈何(清異錄)　不奈何(事物紺珠)　靑喜(同上)　乾鵲(蘇氏韻略)　唐則寄(雜林類聚)　喜郎(事物異名)　鳷鵲(通雅)

此鳥東國ニ來ラズ、筑前後、肥前後ニハ多シ、桑椹熟スル時殊ニ多シト云フ、常ニ慈鳥ト雜居シ噪鳴ス、多クハ慈鳥ニ害セラル、頭背黑色微褐、肩ノ處ニ白羽アリ、翅ハ黑色碧光、風切本ハ綠光、末ハ黑褐、重リタル內ハ雪白色、尾身ヨリ長クシテ黑色綠光、末ニ近クシテ紫光アリテ八ノ字ノ如シ、尾ノ裏ハ黑色微褐、胸腹ハ白色微褐、脊脚深黑色光アリ、肥後ニハ白斑ナル者アリ、白翅ナル者アリト云、唐山人慈鳥噪ゲバ凶アリ、鵲噪ゲバ吉ナリトテ、喜鵲ト呼ブ、朱文公ノ詩ニ、鵲噪未爲吉、鴉鳴豈是凶、吉凶人自召、不在鳥聲中ト、群談採餘ニ出ス、

〔百千鳥上〕唐鳥　飼かいハヤ四分ゑ、靑味入、

きじやくといふ、大きさ八々鳥三かけ有べし、總身黑くして、腹白くかたのあたり白毛有、兩羽にまた白き所あり、總體からすに似たり、觜の上へからすのごとく髭かしりて、足黑く、尾長し、觜つよく籠をやぶる物なり、巢もなすべし、此鳥唐鳥共言、筑前國あたりには多居よし、よつて筑前がらすともいふ、さりながら唐にも有と見えて、唐畫に此鳥多し、

〔延喜式二十一治部〕祥瑞

白鵲(中略)　右下瑞

山鵲

〔播磨風土記讃容郡〕船引山、〇中略此山住鵲、一云、韓國烏、栖古木之穴、春時見、夏不見、

〔扶桑略記二神功〕四年癸巳、鶏生鵲巣中、生子四足、

〔日本書紀二十二推古〕六年四月、難波吉士磐金至自新羅而獻鵲二隻、乃俾養於難波杜、因以巣枝而產之、

〔日本書紀二十九天武〕十四年五月辛未、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、至自新羅、〇中略新羅王獻物、〇中略鵲二隻、及種々寶物、

〔後撰和歌集四夏〕だいしらず　　よみ人しらず

かさゝぎの峯とびこえて鳴ゆけば夏のよわたる月ぞかくるゝ

〔散木弃謌集八戀〕修理大夫顯季の八條の家にて、人々戀の歌よみけるによめる、

増鏡うら傳ひするかさゝぎに心かろさの程をみるかな

〔花營三代記〕貞治七年〇應安元年九月十八日、御前白鵲居之、

〔本朝食鑑六林禽〕山鵲

狀如鵲而烏色有文采、白頂白冠、靑項黑頰、赤臆白腹、其尾長白而末有黑斑、赤嘴赤足、性惡如烏、往年自華至長崎、食不應歟、水土不遇歟、不能永養之而易死、故不蓄息也、

〔飼鳥必用中〕山鵲

此鳥繪書たる通り見事也、嘴赤く頭は淺黃にて、目の下より胸へ黑羽有り、脊淺黃にて大羽の先黑し、足は極赤也、尾の長壹尺五寸計有り、尾持羽短し、行き宜敷そろい、至て奇麗也、鳥の程かけす程可有也、繪書たるは連雀至而長く見へ候得共、現鳥はれんじやく畫にかいたる程は無之、日向國高鍋の城主被飼置、後には薩州に出たるといふ事を聞、唐繪抔には此鳥の圖多し、唐に多キ鳥と思ふ也、いかさま貳拾年も過て落たり、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕山鵲　サンジヤク通名　三光チヤウ伯州　サンコチヤウ防州　關

東ヲナガ　一名知來鳥通雅　山雀俚典俗語　山喜鵲廣東新語

深山高木ニ棲ミ、人聲ヲ聞ク時ハ鳴ク、ソノ聲月日星星ト云ガ如シ、故ニ三光鳥ト名ク、三光鳥ニハ同名多シ、野州日光山ノ三光鳥ノ形狀ハ、大和本草ニ詳ナリ、桑鳸(マメマハシ)ニモ此名アリ、此鳥ハ鵲ヨリ小ク、頭白ク額ヨリ頰下喉ニ至リ黒毛アリ、腹白色、背淡紫色、翅淺藍色ニシテ少白斑アリ、尾ハ二羽甚長クシテ五六羽短シ、皆淺藍色ナリ、長毛ハ端白シ、尾ノ裏皆黒白淡青相間ハル、觜尖リテ赤色末微黄、脚赤色ニシテ爪黄ナリ、目黄赤色ニシテ淡紅郭ナリ、其巣ハ馬尾ヲ集メテ毬ノ如クシ、入口二ツアリ、前後行ヌケニ作ル、尾長クシテ反ルコト能ザル故ナリ、ソノ性猛クシテ鳥モ侵スコト能ハズ、

〔喚子鳥下〕さんこうやく 尾なが鳥とも三光鳥とも云　ゑがひ　生ゑ重り匁五分、あをみ入、新重り匁、くろみ入、

大きされんこうやくにちいさくほそし、總身くろるり色にて、目の内あをく、はし淺ぎ、はら白し、尾の長さ尺にあまる、囀りよし、三光をさへづる、此鳥よはき類にて、かひ鳥に成がたし、子がひも冬のかん氣をこへがたし、

〔武江產物志〕山鳥類　山鵲(さんくわうてう)　上野、千住、

〔本朝食鑑六林禽〕三光鳥

集解、狀似山鵲而小、即鳥鳳也、紺碧色、背上帶赤色、腹白羽黒而微赤、頂毛亂起如鵁、頂上有冠、尾二長五六短、長者尺半許、短七八寸二三寸也、雖長尾能廻轉入叢茂之枝間、其聲淸越圓轉如言日月星、故里俗號三光鳥、其雌似雄色淺、尾短似鳩之尾、俱性勇而耿介、育其雛時、烏鳶窺雛、三光振羽拒之、若烏鳶不去、則怒啄其眼、故不能近之、凡營巢作圓如袖、綴之用馬尾毛、似華人之滿巾、巣口在兩端而圓、性尾長不自由、入巢時入自一口出于一口、此亦性慧可嘆耳、今養雛長于籠中、其美色艷聲最可愛、然性弱易死、其味不佳、故不知氣味之好惡焉、

尾長鳥

鶻嘲

〔本朝食鑑 華和異同 六〕三光鳥

范成大虞衡志謂鳥鳳是也、李時珍曰、能爲「百鳥之音」、必大技雖「鳥語巧」、而非「鸚鵡秦吉了之比」、惟唱「日月星」耳、

〔運歩色葉集 鳥名〕尾長鳥（ヲナガ）、

〔塵袋 三〕一尾長鳥ト云フハサ云ベキ鳥ノアル歟、

繪ニオナガ鳥ヲカケバ、サ云フ歟、ツテニハオシハカラヒ、カラトリト云フモノヲカキテ、尾ナガキユヘニ、ヲナガ鳥ト云ヒナラハセリ、但常陸國記云、別有「鳥名尾長」、亦號「酒鳥」、其狀頂黑尾長、色似「青鷺」、取「雀」、而略似「鶏子」、非「隼」〇非隼恐誤字 栖「山野」、亦住「里村」ト云ヘリ、

〔本朝食鑑 林禽 六〕尾長鳥

集解、狀略似「山鵲」而頂純黑如「黑帽」、胸臆白背腹灰色、翅尾灰青、二尾長三尾稍短、長者麗而尾端白者一二寸許、嘴脛灰黑、山中處處有之、性躁「不躁惡」而不「靜」、其聲短、其飛不遠、其味稍好、

〔和漢三才圖會 林禽 四十三〕練鵲。 俗云尾長鳥

按、練鵲大如「鳩」、狀似「山鵲」而頂純黑如「黑帽」、胸柹灰色、背青碧尾長、其中二尾最長一尺許、端白成「團環形」甚美、嘴脛灰黑色、將「雨時羣飛」、其聲短、其飛也不遠也、關東山中多有之、畿內曾不「見之」、俗呼名「尾長鳥」、

〔喚子鳥 下〕くはんとう尾なが あかひ 生ゐ四分、わたみえ、粉壺匁、

大きさひよ鳥にて、かしら黑く、せはねずみ色にて、尾羽淺黃なり、尾ながき事八九寸、囀り惡し、冬出る、

〔武江産物志〕山鳥類 をながどり 本所雨前に鳴

〔多識編 禽 四〕鶻嘲 阿。左。那。岐。土。利。異名、屈鳩、爾雅

杜鵑名稱

〔修重本草綱目啓蒙三十三林禽〕鶡鷚　カ。ム。リ。ド。リ。

此鳥ハ東印度ノ中アンボンノ地ニ產ス、偶紅毛人將來シ觀場ニ供スルコトアリ、蠻名コロー冠ホーゴル鳥ト云、又コローン冠ドイヘ鶏ト云フ、形鴿ニ似テ甚大ナリ、眼赤ク觜ノ形鴿ノ如ク、末淡靑ニシテ本ハ微黑色、脚白色ニシテ黑文アリ、魚鱗ノ如シ、背灰色微靑、頂ニ同色ノ毛高ク立チテ、アミガサノ如シ、眼邊深蒼色、羽翮紫色ニ白羽雜レリ、性馴ヤスク、庭樹ニテモ巢ヲ營ト云、飼フニ蜀黍及粳米ヲ以テス、

〔新撰字鏡鳥〕號爲聽反、平、鶯鳩、保。止。々。支。須。

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷦鵝鳥　唐韻云、鷦鵝、監樓二音、和名保度度木須、　郭公鳥保止々支須　今之郭公也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按保度度岐須、以鳴聲爲名、○中略爾雅翼、今有郭公鳥者、名䳰褸鳥、按嘉祐本草、鶺鴒、北人呼鷦鶉鳥、其說不同、未知孰是、按本草拾遺云、布穀、江東呼爲郭公、爾雅翼云、今有郭公鳥者、名䳰褸鳥、然則鷦鵝、郭公、皆是布穀、布穀上有本條、訓布布止利、此別載訓保度度岐須、非是、又按爾雅、嶲周、郭注、子嶲鳥、出蜀中、說文、嶲、周燕也、从隹屮象其冠也、王念孫曰、今子嶲、毛色慘黑、頭有小冠、一如叔重之說矣、陳藏器曰、杜鵑鳥小似鷂、鳴呼不已、李時珍曰、杜鵑出蜀中、今南方亦有之、狀如雀鷂、而色慘黑、赤口、有小冠、春暮卽鳴、夜啼達旦、鳴必向北、至夏尤甚、晝夜不止、其聲哀切、若曰不如歸去、田家候之、以興農事、惟食虫蠹、不能爲巢、居他巢生子、冬月則藏蟄、說文、子嶲鳥、史記曆書、百草奮興、秭鳺先滜、徐廣以爲卽子規、皆是也、是可以訓保登登伎須也、御覽引臨海異物志云、鶗鴂一名杜鵑、春三月鳴、晝夜不止、至當陸子孰、鳴乃得止耳、說文又云、一曰、蜀王望帝婬其相妻、慙亡去、爲子嶲鳥、故蜀人聞子嶲鳴、皆起云望帝、又作秭鳺、史記曆書、百草奮興、秭鳺先滜、徐廣注、卽子規也、又作姊歸、高唐賦云、姊歸思婦、李善引郭爾雅注、或曰、子規一名姊歸、又作子規、廣雅、鷤鳺、䳏鴂、子規也、鳺俗規字、規猶嶲也、御覽引蜀王本紀、作子鵑、華陽國志作子鵑、皆聲轉也、鷤鳺又見漢書揚雄傳、轉

爲鵜鴂、離騷云、恐鵜鴂之先鳴兮、王逸注、鵜鴂一名買鶬、常以春分鳴也、漢書注、買鶬作買鵤、鶗鴂、枚乘梁王菟園賦作蝭蛙、張衡思玄賦作䳏鴂、又轉爲杜䳏、御覽引臨海異物志、及本草拾遺有杜鵑之名、李時珍亦云、其鳴若曰不如歸去、是鵑與子嶲子規鶗鴂催歸諸名、皆因其聲似各隨方音呼之而已、蜀王望帝之說、固雖屬傳會、其實爲俗間所傳、因啼聲似人語也、唯杜甫杜鵑詩云、我見常再拜、重是古帝魂、生子百鳥巢、百鳥不敢嗔、仍爲餧其子、禮若奉至尊、是以其姓杜、賦此竊有所寄也、皇國亦有保土土伎須宇久比須之巢乎加利末久良之俗諺、相似、又按後漢書張衡傳注引廣雅云、鶗鴂布穀也、不與今本廣雅以鶗鴂爲子規同、其說蓋誤、然則鸐鵝鳥郭公訓保度度岐須者、恐是誤也、

〔類聚名義抄 九鳥〕時鳥 ホトヽギス　郭公 ホトヽキス　鸐鷞 トヽギス、(上、懂二音、ホ)　䳏 ホトヽギス

〔下學集 上氣形〕杜鵑 ホトヽギス(又云蜀魄、又云子規、又云杜宇、又云郭公、云、見事文類聚矣、事林廣記呼鳩曰郭公也、)　○別都頓宜壽 ヘツトトンギス(卽杜鵑也、見十王經、)

〔十王經〕一切衆生臨命終時、閻魔法王遣閻魔鬼、一名奪魂鬼、二名奪精鬼、三名縛魄鬼、卽縛三魂、至門闕樹下、樹有荆棘、宛如鋒刃、二鳥栖掌、一名無常鳥、二名拔目鳥、我汝舊里化成鳥鳥、示怪語鳴、別都頓宜壽(此鳥近死語云、新家命鳴)、我汝舊里化成鸐鷞、示怪語鳴、阿和薩加(此鳥遠死語病來請命數)

〔運步色葉集 鳥名〕郭公(於田舍書之)　鸐鷞　田長(死出山)　別都頓宜壽(十王經)

〔和爾雅 六禽鳥〕杜鵑 ホトヽギス(杜宇、子規、子嶲、蜀魄、鶗鴂、鵜鴂、鶗鴂並同、和俗以郭公爲杜鵑者誤、)　買鶬 ホトヽギス(同上、出于王商傳、)

〔書言字考節用集 五氣形〕杜鵑 ホトヽギス(杜宇、杜主、鷤鳺、周燕、陽雀、催歸、鸐鳥並同、事詳本草綱目、)蜀魄(同、事出蜀王本紀、花陽國志、)子規(同、事見代醉、三才圖會、)謝豹(同、事見事文、五雜組、)田鵑(同、異物志)鶗鴂(同、瓚約)買鶬(同、王商傳)不如歸(同、格物論、杜鵑其鳴不如歸去、)別都頓宜壽(同、杜鵑鳴聲、出十王經、)時鳥(同、和俗所用)郭公(同、和俗又用此字、謬來)

〔物類稱呼 二動物〕杜鵑ほとゝぎす　伊豫國松山邊にてこつて鳥と稱す、是子規一名を沓代鳥(くつて)といふ、(舊、郭公布穀也、田長 タヲサ(其鳴與農事、故云爾、)杜鵑一稱、蓋田家候沓代鳥 クツテ(ドリ 本朝俗呼子規云爾、)○四手田長 シデノタヲサ(本朝俗呼杜鵑云爾)○○○○○)

ふくつてこつて轉じたる詞なるべし、

〔江談抄 三雜事〕郭公爲鶯子事

戸部卿談曰、郭公者非眞也、負沓手タル鳥ノ呼云、保止々岐爪、保止々岐爪止云也、眞實郭公鳥者、隱居於卯花垣云、コトゴトシト云也、又萬葉集云、藍縷鳥者鶯子也、昔人宅之樹蔭ニ造巢生子、漸生長之比近臨見之、自鶯頗大鳥羽毛漸具ニハ舐其羽、卽奇思之間、ホトヽキストト鳴去了云云、

〔八雲御抄三下鳥〕郭公　山郭公　ときの鳥　しでのたをさ　うなひごゝ童になるへなり　つまごひ萬、よぶとも云、　萬十八、九、依夏節喧と見たり、　もとなくとよめるは、わが名をよぶ心なり、　萬、いにしへこふる鳥とよめり、　橘はやとり也　萬、さ月の玉にぬくまでと云り、是郭公をくす玉にぐせんといへる也、　萬、鶯のかひこの中に一ありと見えたり、ちゝは郭公也、はゝが鶯也、うつゝまこと云り、まこは眞子なり、又卯月にたてばよごもりになく、　さ月まつまはしのびね、又いさりなくよなきをしつゝなどいへり、　萬、又あみとりといふは、郭公をあみにてとりて、明年夏まづなかせんと云心なり、　又萬、朝ざりのやへ山こえてと云、又あふちの枝にゆきてゐばと云り、又萬、をとのかれかにしはつは、さは〳〵ときくもはつときく心也、をちかへりは無風情、　はつね　忍びね

〔藏玉和謌集雜〕橘鳥堀川院異名　時鳥　奥義集くきら郭公

〔藻鹽草十鳥〕時鳥　依夏節鳴と見えたり、

初時鳥但宗祇法師云、未歌に見えず、連歌にもすまじき也と云々、　山時鳥　ときの鳥　しでのたをさ　たをさ鳥　うなひご鳥中略○　橘鳥藏玉　くきら中略○同　常詞鳥　百聲鳥　よたゞ鳥　玉迎鳥　五露鳥　田歌鳥　早苗鳥　草つく鳥　賤鳥　たそがれ鳥　いもせ鳥　玉さか鳥　鏡寨鳥　うつた鳥　さくめ鳥　めづら鳥　さくも鳥　夕かけとり是不審、鵲歟、時鳥ならば夕影歟、○下略

〔東雅十七禽鳥〕杜鵑ホトヽギス　倭名抄に唐韻を引て、鵑鶴はホトヽギス今之郭公也と註せり、ホトヽギスとは鵑鶴の啼聲なり、十王經に見えたり、倭名抄に見えし所の如きは、我國の中世より云

ひつぎし所に、よりしなるべし、されど鶗鴂郭公もとこれ一物にもあらず、二鳥またホトヽギスといふ者とも見えず、杜鵑の如きは、此に云ひ傳へし所と、漢に云ひ傳へしところと、相合へる事共あり、杜鵑子規等の字は、古人もまた用ひし所とこそ見えたれ、(李東璧本草に據るに、杜鵑狀如雀鷂、而色慘黑、春暮即鳴、夜啼達旦、至夏尤甚、其聲哀切、其鳴如曰不如歸去、田家候之以興農事、不能爲巣、居他巣生子、冬月則藏蟄と見えしが如き、其形狀相似て、其啼聲も亦相似たり、此にして郭公月に來ては夜半に啼くといふが如きは、春暮則鳴、夜啼達旦也、までの田長の朝な〳〵よぶと云ふが如きは、以興農事なり、鶯のかひ子の中のほとゝぎすと云ふが如きは、居他巣生子なり、舜水朱氏も、木國の杜鵑は、其聲高くして愉むべし、暮春より啼て、多くは夜啼くと云ひけり、其聲の高低、其候の早晩はあれど、異なるものとは聞えず、唐韻に見えし鶗鴂は、即爾雅に見えし鶗鴂なり、郭公は爾雅に見えし鷹鳩なり、全是別物なり、其詳なる事をば、東璧本草、通雅、正字通等を併見るべし、)

〔玉勝間 四〕ほとゝぎすを時鳥と書事

文選の悲哉行といふ詩に、時鳥多好音とあるは春の事にて、春鳴もろ〳〵の鳥を時鳥といへる也、さればほとゝぎすを時鳥とかくも、その鳴ころ然いへるが、つひに名のごとなれるにや、

〔本朝食鑑 六 林禽〕杜鵑(訓保度度木須)

釋名、郭公、(古釋鶗鴂、源順曰、鶗鴂今之郭公也、必大按、本邦稱郭公者久矣、歌人最言之、然布穀一名郭公、今假用乎、杜鵑近于人家、布穀非深山郊野聞之者希、然則歌人所咏者似杜鵑、不知郭公之名於二物其所指何是也、鶗鴂亦鶗鴂之名、源順引唐韻證之亦訛矣、萬葉集作霍公鳥、亦未知其證據也、)

集解、狀類雀鷂而色灰黑、腹白有鷹斑、翅羽亦有白斑、口中純赤、頭有小冠毛、脛掌蒼色、其前指二後趾二、與諸鳥殊矣、春暮夜夜啼叫達旦、至夏尤甚、晝夕亦啼叫不止而悲切、至秋初而聲止、農家候之以興耕稼、每覓虫蠹而食之、不能營巣而生卵于他鳥之巣、冬月則藏蟄于深山中、凡本邦自古爲哀切之禽、不預賀慶之事、是據亡帝之怨魂乎、荊楚歲時記云、杜鳥初鳴先聞者主別離、學其聲令人嘔血、登厠聞之不祥、厭法但作狗聲應之、本邦亦言、正月元日早晨登厠思杜鵑則凶、或曰杜鵑一名死出田長(シデノタヲサ)、以爲冥土之鳥、最可爲昏愚、自古歌人聞初聲則仍費(シキリニ)吟情、覓新句也、萬葉集所謂鶯之生卵中霍公(カヒゴノナカノホトヽギス)、則杜鵑生卵于鶯巣中、今亦時見之者多矣、然則生于他鳥巣者必焉、

肉氣味、甘冷無毒、（有燥氣、不可食、）主治、除痘疹之熱毒、驅寒邪、殺虫故、祛疥癬痔瘻有蟲者也、

附方、痘熱紅陷、（杜鵑一隻燒作霜、三分以人牙煎湯送下、）

〔和漢三才圖會　四十三林禽〕杜鵑　子規　杜宇　蜀魂　子巂　鶗鴂　陽雀　怨鳥　周燕　催歸（○中略）

按（○中略）杜鵑狀類雀鷂、（○中略）季春鳴聲如曰本尊掛軾、（ホンゾンカケタカ）（○中略）人畜之在樊中乃不鳴、冬月不育故難畜、京洛近處多有之、以爲哀愁之鳥、然歌人喜聞初鳴聲、此與歳時記之說異、

肉（甘平）味有臊氣不佳、或云、燒末服之、能治痘疹熱毒、

〔重修本草綱目啓蒙　三十三林禽〕杜鵑　ホトヽギス　ウナヒ（八雲御抄）　五月鳥（古歌）　イモセドリ　トキハドリ　イデシヘコフルトリ　ヨタヾドリ　モヽコヘドリ　シヅドリ　タヲサドリ　タチバナドリ　タマムカヘドリ　タウタドリ　タソガレドリ　ウナヒコドリ　タマサカドリ　ウツタドリ　カヾミクレドリ　メヅラドリ　タカケドリ　タキラ　クサツクドリ　シデノタヲサ　サナヘドリ　サクメドリ　サクモドリ　アミドリ　コヒシドリ　クツテトリ（共同上）　コッテドリ（豫州）　一名鶗鴂（楚辭）　䳏鴂（廣雅）　買鎚（[illegible]）　巧婦　桸鳺（共同上）　謝豹（禽經注）　田鵑（臨海異物志）　觀自在（清異錄）　淵明鬼（同上）　姊歸（楊愼外集）　射豹（寧波府志）　海南鳥（南寧府志）　歸去樂（同上）　撥羊（八閩通志）　蜀帝（事物紺珠）　催耕鳥（貴州通志）　寒火蟲（訓蒙字會）　子鳺（同上）　杜主（事物異名）　蜀魄（同上）　思歸樂（見聞記）　接召（郷藥本草）

古ヨリ郭公ヲホトヽギスト訓ズルハ非ナリ、郭公ハカツコウドリナリ、ホトヽギスハ四五月鳴テ晝夜ヲ間ハズ初秋ニ至テ止ム、京師市中ニハ多ク來ラズ、稀ニ夜中ニ鳴キ飛ブコトアリ、天台愛宕等高山ニハ甚多シ、關東ニハ殊ニ多ク、庭間ニ巢ヲナスモノアリ、形白頭鳥ヨリ瘦長ク、上背ハ黑色微青、下背ハ淡黑色、吻ハ白シ、頷青黑色頭ハ黑褐色ニシテ淡褐斑アリ、背ハ淡青色、背後ハ黑褐色、肩翅ホロニ至リ黑褐色、カザキリハ深黑色、喉ハ淺青色ニシテ、黃褐ノ横斑アリ、胸ト腹ハ

色淡クシテ黑色ノ横斑アリテ、鷹腹斑ノ如シ、尾ハ深黑色ニシテ大白斑三ツアリ、脚ハ淡紅微黃、前指二ツ後指二ツ、雌ナル者ハ上背黑色、下背ハ本淡黃末淺黑色、吻ハ深黃色、額頭深黑褐色ニシテ淺靑ヲ帶ビ、黑色ノ横斑アリ、肩翼黑色、喉ヨリ胸ニ至リ淡褐色、其下ヨリ尾ノウラニ至リ白色、胸ヨリ腹マデハ黑色ノ横斑アリ、尾ハ黑色ニシテ白斑甚細クシテ四箇アリ、此鳥自ラ巢ヲ營ムコト能ハズシテ、他鳥ノ巢ニ於テ卵ヲ育ス、多クハ柴鷚鴒三番子ノ時、ソノ卵ヲ出シ去リテ、己ガ卵ヲ生ジ置ク、萬葉集ニモウグヒスノカヒコノ中ノホトヽギスト讀メリ、又大ムシクヒト云鳥アリ、形色略相似テ混ジヤスシ、一說ニ大ムシクヒハ杜鵑ノ雌ナリト云ハ非ナリ、

〔喚子鳥 上〕杜鵑　　餌飼　生ゑ壹匁五分、くるみ一ツ、鮒壹匁、當分はしらゑよし

大きさ鳩のごとし、鷹のふににたり、あら鳥かい鳥に成がたし、子がいともに飼にくきるいなり、夏の間に巢子出る、しらゑのさしゑにて飼上るなり、寒氣にはゑびする多くかふべし、ほとゝぎすの子ににたる鳥あり、大むしくい、又かつはう鳥、みねかいり、此類よくにたるものなり、色あさく、口中べにのごとく赤きを、ほとゝぎすとしるべし、ゆびは何れも二本づゝ前後へふみわけてとまるなり、寒氣をいたみ、其年をこへがたし、

〔飼鳥必用 下〕時鳥

此鳥四月何國共なく渡り來る、子は鶯の巢へ產落し、鶯是を生立也、七月末より又何國へか行方しれず、此鳥功能あり、第一疱瘡の妙藥也、其夜酒味噌のかわりし時、此羽根をさし置ば、かわりし酒味噌直ると云、尤子供かんの虫の藥にも妙也、至て功能あるもの也、昔時鳥の子飼籠にて囀をばめづらしく覺へしが、今は所々に多く飼置也、めづらしからず、去ながら冬は至つて六ッケ敷鳥也、冬を凌ば飼よきもの也、尤正月より囀する事也、尾羽のきれいなるはなし、餌飼鮒にて玉子の黃み入七分餌也、生鰌の皮むきにしたるを細かく切、一日に二度ばかり是を飼べし、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕杜鵑〇中略

按〇中略杜鵑〇中略不能營巢、竊鶯之虛巢借生卵、

〔萬葉集九雜歌〕詠霍公鳥一首并短歌

鸎之生卵乃中爾、霍公鳥、獨所生而、己父爾似而者不鳴、己母爾似而者不鳴、宇能花乃、開有野邊從、飛翻、來鳴令響、橘之花乎居令散、終日雖喧聞吉、幣者將爲、遐莫去、吾屋戶之花橘爾住度鳥、

反歌

掻霧之、雨零夜乎、霍公鳥、鳴而去成、何怜其鳥、

〔續世繼十數鳥の打聞〕菩提樹院といふ寺に、ある僧房のいけのはちすに、鳥の子をうみたりけるをとりて、籠にいれてかひけるほどに、うぐひすのこより入て、ものくゝめなどしければ、うぐひすのこなりけりとしりにけれど、子はおほきにて、おやにもにざりければ、あやしくおもひけるほどに、子のやう〱おとなしくなりて、ほとゝぎすとなきければ、むかしよりいひつたへたるふるきことゝ、まことなりと思ひて、ある人よめる、

親のおやぞいまはゆかしき郭公はや鶯のこは子也けり、とよめりける、萬葉集の長歌に、うぐひすの、かひこの中の、ほとゝぎすなどいひて、このことに侍なるを、いとけふあることにも侍なるかな、藏人實兼ときこえし人の、匡房の中納言の物がたり〇江談抄にかける文にも、中ごろの人、このことみあらはしたることなど、かきて侍とかや、かやうにこそつたへきくことにて侍を、まちかくかゝることにて侍らんこそ、いとやさしく侍なれ、右京權大夫賴政といひて、歌よめる人のさることありときゝて、わざとたづねきて、その鳥の籠にむすびつけられ侍けるうた、

鶯のこになりにける時鳥いづれのねにかなかんとすらん、萬葉集には、ちゝににてもなかず、はゝににてもなかずと侍なれば、うぐひすとはなかずや有けんなど、いとやさしくこそ申めり

しか、

杜鵑名所

〔雍州府志古蹟八〕杜鵑松　在四條道場金蓮寺中慶松庵庭、毎年春末夏初、杜鵑早遷此松發音、普廣院義教公毎春末枉駕聽杜鵑、自茲號杜鵑松、古來倭俗專愛杜鵑、愛惡與中華異、故春末早聽其音、爲口實、凡嗜詩歌人特賞之、傾耳於樹林也、此外堀河東中立賣西町稱杜鵑岡、中古京師人來斯處聽杜鵑云、

〔東都歲事記四月二〕杜鵑 大かた立夏を過てより啼初る、都て江戸の邊はこの鳥多しといへども、とりわけ西の方は樹林繁きが故に、この邊は鳥多く又啼事早し、

小石川白山の邊 諺に當國の時鳥は、このわたりより啼初るといふ、故に初音の里の名あり、　高田雜司が谷　四谷邊大番町　駿河臺

御茶ノ水　神田社　谷中　芝增上寺杜　隅田川の邊　根岸里　根津邊

〔續江戸砂子五〕四時遊觀

時鳥　高田の里毘沙門堂の林　寶泉寺

禪英山といふ毘沙門堂は小高き山のうへに有、千とせの松ふもとにいもりが池など、古き跡をとゞめ、新樹は空をとぢてすゞしく、行かふ人おほからで、いと靜なる台林なり、

時鳥　初音の里　小石川白山御殿の舊地の邊を云、指谷町へかけて、此邊山里のかひありて初音はやし、○中略

時鳥　幸稻荷社　芝切通しのうへ

含海山の峯三緣山の梢、青葉にふさぎて一聲の二聲にわたる、

時鳥　駿河臺　御茶水の茂み、府内にては此所はやし、

杜鵑事蹟

〔伊勢物語上〕昔かやのみこと申すみこおはしましけり、其みこ女をおぼしめして、いとかしこくめぐみつかうたまひけるを、人なまめきて有けるを、我のみと思ひけるを、又人きゝつけて文やる、ほとゝぎすのかたをかきて、

ほとゝぎすながなく里のあまたあればなをうとまれぬおもふものから、といへり、この女けしきをとりて、

名のみ立しでの田をさはけさぞなくいほりあまたとうとまれぬれば、時はさ月になん有ける、をとこかへし、

庵おほきしでの田をさはなほたのむわがすむ里に聲したえずば

〔伊勢集上〕宮づかひをのみしけるに、時の帝〈宇多〉めしつかはせ給けり、〈中略〉男君をぞうみたりける、〈中略〉うみたてまつりし君八ッに成給ふとし、うせ給にければ、いみじうかなしと思にもおろかにおぼゆれば、さらにいひがひなし、〈中略〉かへるとしの五月の曉、時鳥の鳴を聞て、ひとりごちける、

しでの山越てきつらん時鳥戀しき人のうへかたらなむ

〔拾遺和歌集九雜〕圓融院のうへ、うぐひすと郭公と、いづれかまさると申せとおほせられければ、　大納言朝光

をりからにいづれともなき鳥の音もいかゞさだめん時ならぬ身は

〔今昔物語二十四〕祭主大中臣輔親郭公讀和歌語第五十三

今昔、御堂〈藤原道長〉ノ大納言ニテ、一條殿ニ住マセ給ヒケル時、四月ノ朔比、日漸ク暮レ方ニ成ケルニ、男共ヲ召シテ御隔子參レト被仰ケレバ、祭主ノ三位輔親ガ勘解由ノ判官ニテ有ケルガ參テ、御簾ノ内ニ入テ御隔子ヲ下ス程ニ、南面ノ木末ニ珍ク郭公ノ一音鳴テ過ケレバ、殿ノ此レヲ聞食テ、輔親ハ此ノ鳴音ヲバ聞クヤト被仰ケルニ、輔親御隔子ヲ參リサシテ突居テ承ハルト申ケレバ、殿然ラバ遲キト被仰ケルニ、輔親此ナム申ケル、

足引ノ山ホトヽギス里ナレテタソガレドキニナノリスラシモ、ト殿此レヲ聞食テ極ク讃サ

セ給テ、表ニ率タリケル紅ノ御衣一ツヲ取テ、打被サセ給ヒツレバ、輔親給ハリテ拜禮テ御隔子ヲ參リ畢テ、御衣ヲ肩ニ懸テ侍ニ出タリケレバ、侍共コレヲ見テ、此レハ何ナル事ゾト問ケレバ、輔親有ツル樣ヲ語ケルニ、侍共皆聞テ極ク讃メ喤ケリ、

〔帝王編年記十七一條〕長德元年、今年郭公聲不レ絕、尤不吉事也、先々有レ恐、

〔枕草子五〕五月の御さうじのほど、しきにおはしますに、ぬりごめのまへ、ふたまなる所を、ことにしつらひしたれば、れいざまならぬもおかし、つゐたちより雨がちにてくもりくらす、つれ〴〵なるを、郭公の聲尋ありかばやといふをきゝて、われも〳〵と出たつ、賀茂のおくになにがしとかや、七夕のわたるはしにはあらで、にくき名ぞきこえし、そのわたりになん日ごとになくと人のいへば、それは日ぐらしなりといらふる人もあり、そこへとて、五日のあした、みやづかさ車のこといひて、北のぢんより、さみだれはとがめなき物ぞとて、さしよせて四人ばかりのりてゆく、うらやましがりていま一つしておなじくはなどいへば、いなとおほせらるれば、きゝもいれず、なさけなきさまにて行に、○中略道もまつりのころおもひ出られておかし、かういふ所にはあきのぶの朝臣のいへあり、そこもやがて見んといひて、車よせておりぬ、○中略雨ふりぬべしといへば、いそぎて車にのるに、さてこのうたはこゝにてこそよまめといへば、さばれみちにてもなどいひて、卯花いみじくさきたるを折つゝ、くるまのすだれそばなどに、ながき枝をふきさしたれば、たゞうのはながさねをこゝにかけたるやうにぞ見えける、ともなるをのこどもゝいみじうわらひつゝ、あじろをさへつきうがちつゝ、こゝまだし〳〵とさしあつむなり、○中略此車のさまをだに人にかたらせてこそやまめとて、一條殿のもとにとゞめて、侍從殿やおはします、郭公のこゑきゝていまなんかへり侍るといはせたる、つかひ、たゞ今まいる、あがきみ〳〵となんのたまへる、○中略あへぎまどひておはして、まづ此くるまのさまをいみじくわらひ給ふ、うつゝの

人のりたるとなんさらに見えぬ、猶おりて見よなどわらひ給へば、ともなりつる人ども、興じわらふ、歌はいかにか、それきかんとのたまへば、いまおまへに御覽ぜさせてこそはなどいふほどに、雨まことにふりぬ、〇中略さてまいりたれば、ありさまなどとはせ給ふ、〇中略いづら歌はととはせ給ふ、かう〳〵とけいすれば、くちおしの事や、うへ人などのきかんに、いかでかおかしきなくてあらん、其きゝつらん所にて、ふとこそよまゝしか、あまりぎしき事ざめつらんぞあやしきや、こゝにてもよめ、いふがひなしなどのたまはすれば、げにと思ふにいとわびしきを、いひあはせなどするほどに、藤侍從の、ありつるうの花につけて、卯花のうすやうに、

ほとゝぎすなくねたづねに君ゆくときかばこゝろをそへもしてまし、かへしまつらんなどつぼねへすゞりとりにやれば、たゞこれしてとくいへとて、御すゞりのふたにかみなどいれてたまはせたれば、宰相のきみかき給へといふを、なをそこになどいふほどに、かきくらし雨ふりて、神もおどろ〳〵しうなりたれば、物もおぼえず、たゞおろしにおろす、〇下略

〔續世繼 七新枕〕この右のおとゞ〇源雅定、中略殿上人におはせしとき、いはしみづのりんじのまつりの使したまへりけるに、その宮にて、御かぐらなどはてゝ、まかりいで給けるほどに、まへのこずゑに郭公のなきけるをきゝたまひて、としよりの君の陪從にておはしけるに、むくのかうの殿、これはきゝたまふやと侍りければ、思ひがけぬはるなればこそはへめれと、心とくこたへ給けるこそ、いとしもなき歌よみ給たらむには、はるかにまさりてきこえける、四條中納言〇藤原定賴このれうによみをき給けるにやとさへおぼえて、又きゝ給ておどろかし給もいふにこそ侍りけれ、

〔後拾遺和歌集 二春〕三月つごもりに、郭公のなくをきゝてよみ侍ける、　中納言定賴

郭公おもひもかけぬ春なけばことしぞまたで初音きゝつる

〔源平盛衰記 二〕新院御即位同崩御附郭公并雨禁獄事

今年〇永萬元年ノ夏、郭公京中ニミチ〳〵テ、頻ニ群リ啼ケリ、此鳥ハ初音ユカシキ鳥ナリトテ、スキ人ハ深山ノ奥ヘモ尋入例多キ事ナルニ、今ハケシカラヌ事ナリトテ、人耳ヲ峙ル程ナリケルニ、二羽ノ郭公空ニテ食ヒ合殿上ニ飛落タリケリ、野鳥入室、主人將去ト云本文アリ、此レ怪異ナリトテ、二羽ノ郭公ヲ捕テ、獄舍ニ被禁ニケリ、

〔平家物語六〕新院ほうぎよの事

このやうえんは、ゆうにやさしき人にておはしけり、ある時ほとゝぎすのなくをきいて、

きく度にめづらしければ時鳥いつもはつねの心ち社すれ、といふ歌をよふでこそ、はつねの僧正とはいはれ給ひけれ、

〔吾妻鏡十九〕承元五年〇建曆元年四月廿九日庚戌、未明、將軍家〇源實朝渡御永福寺、相模太郎殿候御共給、其外範高、知親、行村、重胤、康俊等也、上下爲歩儀、是於此所、昨朝聞郭公初聲之由、依有申之輩也、至林頭、數剋雖令待之給、無其聲之間空以還御、

〔十六夜日記〕う月のすゑになりければ、ほとゝぎすのはつねほのかにもおもひたえたり、人づてに聞ば、ひきのやつといふ所にあまた聲なきけるを、人きゝたりなどいふをきゝて、

忍びねはひきのやつなる郭公雲ゐにたかくいつかなのらん、などひとり思へども、そのかひもなし、もとより東路はみちのおくまで、昔より時鳥まれなるならびにやありけん、ひとすぢに又なかずはよし、稀にもきく人ありけるこそ、人わきしけるよと、心づくしにうらめしけれ、

〔徒然草上〕女の物いひかけたる返事、とりあへずよきほどにする男は有がたきものぞとて、龜山院の御時、しれたる女房ども、わかき男たちの參らるゝごとに、郭公やきゝ給へると問て、心見られけるに、なにがしの大納言とかやは、數ならぬ身はえきゝ候はずと答られけり、堀河内大臣殿〇源通成は、岩倉にてきゝて候ひしやらんと仰られたりけるを、是は難なし、かずならぬ身むつかし

など定あはれけり、

〔花園院御記〕元亨二年四月廿六日癸亥、今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來忌之、可祈禱之由、女房等諷諫、未聞本說、不見由緖、太以不足信用、凡近來凡俗多如此諱忌、是併愚迷之甚也、信怪誕之說、非聖人之旨、朕所不取也、仍不許容、如天變地妖者、本文所指有所象、而猶聖人不爲本說、至如此末事、太以不足言、縱雖實妖不勝德、不足畏之、

〔大和本草十五雜禽〕杜鵑〇中略　荊楚歲時記云、杜鵑初鳴、先聞者主別離、登厠聞之不祥、今按カヤウノ俗說ヲ日本ニ傳聞、杜鵑ノ聲ヲ厠ニテキクヲ忌ハ、拘忌ノ說ニ迷ヘル也、子規ノ聲、本邦ノ人ハ好聞、中華ノ人ハ惡聞、唐詩ト和歌ニ見エタリ、是和漢ノ好惡異レリ、或曰、中夏ノ杜鵑ノ聲悲シ

〔醒睡笑二〕貴人之行跡

河內の國に交野といふ所あり、かた野の御狩とかけるこれなり、彼領主に大塚彥兵衞とかやいふて、あたりまで崇敬の人ありき、宗祇と入魂他こことなり、卯月のはじめつかた、祇公たちより給ひ休息のほどありし、いろ〳〵風流の物語に時うつりて、なにと祇公はいまだ郭公のはつ音をば聞給はぬや、いな夢にだもおとづれずとあり、大塚さらばわれ發句を仕なかせんとて、なけやなけやなけわが領內の郭公とあれば祇公の脇に、

孫子をつれてなけ時鳥、第三をする人なし、迚の事にさた候へとあれば、又祇公、

とにかくに御意にしたがへ郭公、時にあたり人の心をやぶらんは、興さめて見えぬべし、祇公のあいさつへいたされるかな、

〔九州道の記玄旨卅印〕十四日、〇天正十五年七月　こよひの玉祭の手向などかまへをかれけるに、又時鳥の二こゑ三聲なけるを、爰には〇安藝嚴島　いつもかやうに有かと尋ねしに、めづらしき事なりと云、一首をよみてつかはしける、

去での山をくりやきつる郭公玉まつる夜の空に鳴なり

大永の頃、宗祇弟子宗長といふ人書ける書に、八月中旬の頃まで、子規晝夜となく鳴きければ齋非時にもたへかねて、

聞くたびに胸わろければ郭公返吐とぎすとぞいふべかりける

〔傍廂前篇〕郭公

又山崎宗鑑が

かしがましこの里過ぎよ郭公都のうつけさぞやまつらん

貞丈曰く、郭公の聲は愁はしく物淋しき音なり、されば好みて聞くべき物にあらず、鶯の聲とはいたく異なり、唐詩などには、此聲を聞きて愁情を生じ、故郷を思ひいだし哀しめる意を作れり、實にさこそあるべき事なれば、歌には時鳥を待ちかね、野山に出でゝ尋ねありき、又初音をば命にかへてもきかまほしき意をよみ、人より先きに聞く事をほまれとし、實に風雅の事にあらず、俗情なる人といどみあらそひて、其音を人より先に聞きて、愁はしくも悲しくも聞きなさゞるは、其音に感ずる心もなく、いどみあらそふうかれ心のさわがしきなり、宗鑑が都のうつけさぞや待つらんといへるは、子規の音聲をよく聞き去るものとやいはんといはれたり、彥麿云く、師翁の說實にさる事なり、されど愁はしくもゆかしくもおもしろくもかなしくも、聞きなす人の心の喜怒哀樂に隨ひて、いかにも聞きなさるゝ物なれば、あながちに愁はしきのみにもあらず、曉の空のけしきたゞならぬに、一聲鳴きて過ぎ行くゆふぐれの村雨のはれ間に、名のり出でたるなど、むげに愁はしく、いまはしくは聞きなされず、されど近きほとりの木にやどりて、鳴きかはすはかしましく、逆上するのみにて、愁はしくはなし、一とせ芝切通しに住ひしけるころ、あまたの時鳥、金地院山内の樹木に宿りて、終日をりはへてたれかまさると鳴きたつるに困じはて

獻杜鵑偃寺

てかしらいたきこゝちしたり、

〔閑窻自語〕禁中無斬鶚事付子規事

後桃園院仰せられけるは、○中略去年の夏、女御方の内へ渡御ありしに、子規の木にゐしを間近く御覽せらるとぞ、この鳥宮中に集まる事このましからず、ともにめづらしき事なり、

〔雲錦隨筆三〕讃岐國阿野郡白峯山には、崇德天皇の御廟御陵等あり、○中略一年遊歷の時から此に逗留して、寺記及び種々の說話を聞り、此時郭公の落文といへるを、里人より得たり、其品樫あるひは栗などの葉の如きを以て、堅く卷たるが、何さま文の形せしものにして奇なり、按ずるに彼蓑虫の如き虫の、木の葉を卷て中に蟄し巢となしたる者ならんか、爾有を時鳥の餌と爲んとて啣へて飛行、過つて落せる者なるべく思へども、里人の云く、往古崇德天皇此國に左遷の時、年每の夏、蜀魂來つて啼音づるゝを聞し召、頻りに都の事を思ひ出し給ひて、歎かせ給ふ餘り、啼ばきく聞ば都ぞ慕はるゝ、此里すぎよ山杜鵑、と御製ありしより、子規音をとゞめて更に啼ず、翌る年の夏よりして、年每に來ると雖も聲を發さず、音づれ奉りし印にして、此文を落し置ける、其例により今も猶御廟の邊には、必ず夏每には許多ありと語れり、御いたわしくも最哀れなる物語なり、然れども此說に似たる事、佐渡國なる順德帝にもありて、其是非をえらず、因に云、南都の二皓亭故松壽、奈良人形師一年の夏の夜、杜鵑一聲發せしと思ふと、其儘向ふなる藏の壁に的て死し地に落たり、壁白くして鳥の目に見紛ひしにや不便なりと、頓て其地に至つて、死せし鳥を携上見るに、觜を堅く閉たり、父なる人是をひらき見るべし、必ず血を含めりと有に、觜を幸ふじて開きたるに、鮮血夥しく出て膝を汚せり、啼て血を吐といへるは、是等の事ならんかと語られし、

〔四十二の物あらそひ〕中宮の御をぢ左大臣

うぐひすと　ほとゝぎす

梅がえにさへづる春のあしたよりなほめづらしきほとゝぎすかな

〔鷲峯文集六十六雜文〕鶯鵑爭奇

某年四月某日、陽軒主人開南案、倚淨几、愛夏日之長、待凱風之吹、時聞杜鵑殘鶯交啼於庭樹、毛穎子進曰、主人解二鳥語乎、曰我非冶長何爲解之、穎曰、我爲主人記之、曰諾、○中略鵑叫曰、○中略我元是蜀帝魂也、其先出自黃帝、經夏殷周以至杜宇、號望帝、大開蜀地、既而得鼈令爲相、以有鑿巫峽通水之功、而禪其國於彼遂自隱焉、其德之高、竊比舜禹之禪繼、且夫漢高之洪業、起自巴蜀、昭烈之垂統、峙鼎足之勢、皆是我之餘風也、故化爲鵑、寄巢於群鳥、無敢嗔者、皆爲餧哺、況我卵雖入汝巢、能奉養之乎、猶不失至尊之義、有守君臣之禮乎、汝自負爲詩人被稱、其詩人無過於子美者、未聞子美見汝常再拜、然則汝何望我乎、幸免海棠花下之金彈、謹勿多言也、鶯丁寧語曰、○中略司空曙謂養雛不能自哺、亦足爲感歎、若以爲至尊、則鳩拙不能營巢、亦是帝魂乎、唯恐被鼫鼠笑也、且夫望帝化鵑、許叔重始言之、其眞僞何以證之乎、唯是尋常微細物乎、未可知也、我曾韻頑於禁苑、唐帝呼爲金衣公子、其名既顯重、且黃袍者天子之服、而宋祖之所著也、是我生而貴也、況爾雅謂皇黃鳥、以皇爲我名、若假爲美稱、則其尊不可加焉、所以非望帝之所能及也、子美之再拜者、蓋其比興之一端有所託乎、非汝之所知焉、然汝以彼之所言爲榮乎、孰與我被載於國風小雅歟、既不見於經、則何與我相抗乎、宜緘口、貴人庭樹之金彈不可饒殆哉、○下略

〔萬葉集二相聞〕幸于吉野宮時、弓削皇子贈與額田王歌一首、

古爾戀流鳥鴨、弓絃葉乃、三井能上從、鳴渡遊久、

額田王奉和歌一首

古爾戀良武鳥者、霍公鳥、蓋哉鳴之、吾戀流其騰、

〔萬葉集十八〕獨居幄裏遙聞霍公鳥喧作歌一首并短歌

杜鵑雜載

高御座、安麻能日繼登、須賣呂伎能、可未能美許登能、伎己之乎須、久爾能麻保良爾、山乎之毛、佐波爾於保美等、百鳥能、使居氐奈久許惠、春佐禮波、伎吉能可奈之母、伊豆禮乎可、和枳氐之努波無、宇能花乃、佐久月多氐婆、米都良之久、鳴保等登藝須、安夜女具佐、珠奴久麻泥爾、比流久良之、欲和多之伎氣騰、伎久其等爾、許巳呂宇奥枳氐、宇知奈氣伎、安波禮能登里等、伊波奴登枳奈思、○反歌略

右四首、十日、○天平感寶元年五月大伴宿禰家持作之、

〔類聚國史帝王三十二〕延暦十五年四月丙寅、曲宴□庭、酒酣、上○桓武乃歌曰、氣左能今朝阿沙氣朝明奈呼登以非都云留、保登登擬須郭公、伊萬毛奈可奴加今、比登能綺久倍久人聞、

〔類聚國史帝王三十二〕弘仁四年四月甲辰、幸皇太弟○淳和南池、命文人賦詩、右大臣從二位藤原朝臣園人上歌曰、祁布能比乃、伊介能保度理爾、保止度支須、多比良波知與止、那久波企企都夜、天皇和曰、保度止伎須、那久己惠企介波、宇多奴志度、度毛爾千世爾度、和禮母企企多理、大臣舞踏、雅樂寮奏樂、賜五位以上衣被、及諸王藤氏六位已下、幷文人等綿、各有差、

〔古今和歌集三夏〕はやくすみける所にて、郭公のなきけるをきゝてよめる、　たゞみね

むかしべや今も戀しき時鳥故郷にしも鳴てきつらん

〔古今和歌集十九誹諧〕題しらず　藤原敏行朝臣

いくばくのたをつくればか郭公しでのたをさを朝な〳〵よぶ

〔八代集抄古今集十九〕頭注郭公はしでの山より來て、農をすゝむる故に、しでのたをさといへり、○中略但しでの田長を朝な〳〵よぶといふは、しでのたをさとは郭公にはあらで、別の物ときこえたり、いかでみづからの名をよぶべき、是迄頭注伊物に、名のみたつしでのたをさはけさぞなく、此しでのたをさは郭公也、○中略此いくばくの歌もおなじ心にや、しかればしでのたをさとは郭公の異名にて、賤の田長をよぶとは、只賤の事をいふなるべし、

蟲喰鳥

〔枕草子一〕まつりのころぞいみじうをかしき、○中略すこしくもりたる夕つかた、よるなど、しのびたるほとゝぎすの、とほうそらみゝかとおぼゆるまで、たど／＼しきをきゝつけたらん何ごゝちかはせん、

〔枕草子三〕鳥は

郭公は猶さらにいふべきかたなし、いつしかしたり顔にもきこえ、歌に卯花はな橘などにやどりをして、はたかくれたるもねたげなる心ばへなり、五月雨のみじか夜にねざめをして、いかで人よりさきにきかんとまたれて、夜ふかくうちいでたるこゑのらう／＼しうあいぎやうづきたるいみじうこゝろあくがれせんかたなし、みなづきになりぬればをともせずなりぬる、すべていふもおろかなり、よるなくものすべていづれもいづれもめでたし、ちごどものみぞさしもなき、

〔枕草子九〕まつりのかへさいみじうおかし、○中略日は出たれど、空は猶うちくもりたるに、いかできかんと、目をさましおきゐてまたるゝ郭公の、あまたさへあるにやときこゆるまでなきひゞかせば、いみじうめでたしとおもふほどに、鶯の老たる聲にて、かれにせんとおぼしくうちそへたるこそ、にくけれどまたおかし、

〔閑田次筆四〕高野山にほとゝぎすの歸後れたるが、木の節穴などにかゞまり居て、やゝさむくなるときは、得動かず、餌ばみももとより得せぬを、雀がつどひて餌をあたへ、來るとしの夏に及ぶまで養ふ、いと不思議なることにて、これを雀のほいとゝいふ、ほいとは乞食のことにて、雀のための食客といふことゝぞ、しかるに其邊の山賤ども、夫を採出て燒鳥などにして食ふは、甚だ悪むべし、其情雀にだにしかずといはんと、和田泰順醫生の話なり、

〔本朝食鑑林六禽〕蟲喰鳥

狀全似二杜鵑一而色灰白、掌指亦同、但口中黃而無レ聲、凡杜鵑上レ樹啼時、其樹邊必有二無聲杜鵑一、此則蟲喰也、故世俗以爲二杜鵑之雌一、果然乎、其味亦與二杜鵑一不レ異耳、

〔和漢三才圖會 四十三 林禽〕蟲喰鳥

按、虫喰鳥狀似二杜鵑一、○中略 蓋清少納言曰、鶯至二夏秋之末一老聲鳴時、名二之蟲喰一云々、此說非也、非二鶯之老者一、少似レ鶯而多似二杜鵑一、

〔喚子鳥 上〕大むしくひ　ゑがひ　生ゑ八分、粉壹匁、あをみ入、

大きさひよ鳥に大きし、毛色ほとゝぎすにて黑し、あら鳥かいがたし、子がいも其年をこしがたし、

鶯むしくひ　ゑがひ　生ゑ壹匁、粉壹匁、あをみ入、

大きさ鶯の半分ちいさし、毛色鶯ににたり囀りよし、秋のするに出て春また少しあり、よはきるいにて、かんきにいたみそのとしこしがたし、

めばち虫くひ　ゑがひ　右同斷

大きさうぐひすに小ぶり、毛色うす黑くあをみあり、總身ねずみ色にふ有、さへづりほそし、秋の末より冬まで出る、かい鳥の下品なり、

たかむしくひ　ゑがひ　生ゑ壹匁、粉壹匁、あをみ入、

大きさめばちに大ぶり、毛色めばちにてふあらく、きれいなり、囀りほそく、諸事めばちにをなじ、

鳥䳢（せしくひ）　ゑがひ　右同斷

大きさたかむしくひ、毛色あかみ有、さへづりほそし、

せんだい虫くひ　ゑがひ　右同斷

みねかいり

蚊母鳥

大きさ鶯むしくひに似て、そうたいよくにたり、き色のまゆきつはりと有、かしらに又黄色のすぢあり、諸事うぐひすむしくひ同前、

〔武江産物志〕山鳥類　むしくひ千住、竹の塚、

〔喚子鳥下〕みねかいり　ふがひ生ふ壹匁、粉壹匁、あなみ入、

大きさひよ鳥に大ぶり、總身くろくはら白し、黒きふ有、ゆび二本づゝ前後へふみわけ、ほとゝぎすににたり、

〔物類稱呼動物二〕蚊母鳥かっこうどり俗かんこ鳥共いふ　甲州にて豆うへどりと云、東國にて豆まき鳥ともいふ、

〔本朝食鑑林六禽〕加津古宇鳥

狀似鵲喰而帶赤色、腹白無黑斑、其掌亦二前指二後趾、其聲大而圓吭、仲夏後有聲、秋後聲止、與布穀同、故或謂布穀之類也、然掌指非鳩類而鵲喰類也、每棲山林不近人家、其味稍好、而不足爲佳也、

〔大和本草十五山鳥〕蚊母鳥カッコウドリ、ドリ俗ニカンコドリト云、又カッコウドリト云、山中ノ木ニ止リテナク、其聲カッコウト云、春夏ナク、予○貝原篤信處々民俗ノ言ヲ聞シニ、杜鵑ノ雌也ト云ヘリ、其聲不喧閑寂ナリ、其ナク時杜鵑ニ同ク、其形モ似タリ、其音不同トイヘドモ、其風韻同ジ、虫クヒ鷹ニ似タリ、或曰ヨダカノ類ナルベシ、或曰鳲鳩是カッコウ鳥ナルベシ、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕鳲鳩　カッコウドリ　カンコドリ　カッコドリ　ムギウラシ讃州

アワマキドリ伯州　マメウヘドリ甲州　マメマキドリ東國　カッポウドリ水戸西國　一名秸

鵴埤雅　搏黍同上　鴶鵴祖府　拙鳥食註　護穀典籍便覽　搏穀同上　擊穀事物異名　看蠶看火鳥

郭公鳥同上　布谷通雅　戒菴漫筆

此島四月時分ニカッコウト鳴ク、聲甚高ク清ミテ山谷ニ震響ス、卽郭公ト自呼ブナリ、俗誤テカ

布穀鳥

ンコドリト呼ブ、此鳥深山ナラデハ居ラズ、故ニ俗諺ニ幽閑ナルコトヲカンコドリ鳴ト云フ、然ルニ古ヨリホトヽギスヲ郭公ト書スルハ非ナリ、鷹鳩ノ形鶍(イカル)ニ似テ大サ鳩ノ如シ、尾長ク目ハ鷹ニ似テ淡黄褐色ナリ、郭公ハ淡赤ニシテキザアリ、背黒ク下ノ本黄色末尖リテ鳩ニ似ズ、脚ハ黄色ニシテ赤斑アリ、ソノ指前二後二、ソノ爪尖テ黒シ、全身黒文灰黒雜ル、吻ト腹ハ淡黄ニシテ白黒文アリ、喉下ハ微ク淡黒ヲ帶ブ、尾ヅヽ赤褐色ニシテ端淡青色、尾ハ灰赤ニシテ白點アリ、尾ノ端白シ、農夫此鳥ノ鳴ヲ聞テ、豇(サヽゲ)豆粟等ヲ下種スルノ候トス、此鳥形大ナレドモ、柴鵠鵮又ホジロノ巢ニテ子ヲ育ス、又一種佐州ニテカツコウドリト呼ブ者ハ、形小クシテ伯勞(モズ)ニ似タリ、背モ大抵似タレドモ末曲ラズ、其尾微長ク頭背肩共ニ淡赤微黒色、咽胸腹ハ白色、翅尾共ニ黒色、脚ハ黄赤、其指赤前後各二、フミ分テ啄木(キツツキ)ノ如ク、其飛ブコト最疾シ、是八閩通志、福州府志ニ、郭公頭尾黒而身赤、一名赤鳥ト云、泰順縣志ニ、郭公身赤頭尾黒、ト云フモノナリ、又鷹鳩ヲツヽドリト訓ズル說アリ非ナリ、

〔喚子鳥下〕かつほう鳥　あがひ　生ゑ壹匁、籾壹匁、あをみ入、
大きさみねかいりに同じ、總身ねずみくろし、さへづり大おんなり、かい鳥に成がたし、大むしくひ、ほとゝぎす、みねかいり、かつほう、何れもまぎらはしくにたるものなり、よはきたぐひにて、多をこしがたし、

〔飼鳥必用下〕かつかう鳥　一名大虫喰と云
此鳥春より五月頃迄、江戸在にて產集して啼なり、勿論子も親も其節出るもの也、籠の內にては野にて鳴やうには啼ざる鳥也、よつて人々あまり賞翫せざる鳥也、尤頰白の巢へ玉子落し、頰白に生立さするなり、餌飼時鳥と同斷、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕布穀鳥　兼名苑云、鳲鳩、一名鴶鵴、盧葛吉菊四音、和名布々土利、布穀也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按今俗呼加久古宇鳥、是鳥鳴云加久古不見、高光日記、〇中略按爾雅云、鳲鳩、鴶鵴、郭注云、今之布穀也、是注文所本、陳藏器曰、布穀似鷂長尾、牝牡飛鳴、以翼相拂、六書故云、其聲若曰布穀、故謂之布穀、王念孫曰、身灰色、翅末尾末並雜黑毛、以三四月間鳴也、郝懿行曰、農人候此鳥之鳴、布種其穀矣、又按鴶鵴、詩毛傳作秸鞠、說文作秸𪀚、字異音同、又詩鄭箋搏穀、方言結誥擊穀、爾雅注、擭穀布穀、本草拾遺擭穀郭公並同、皆因其聲似而呼之也、

〔物類稱呼二動物〕布穀鳥つゝどり いにしへふいどり　伊豆駿河邊にてすみだ鳥と云、土人のいはく、此鳥鳴ば田の水涸とぞ、

〔本朝食鑑六林禽〕布穀鳥訓布布止利、今稱豆豆止利、集解、狀似鳩而蒼灰色帶黃、每鳴相呼而不相集、天氣晴和則最鳴、此亦不能營巢、而居樹穴、每棲田舍之林篁、穀雨後有聲、夏至後乃止、田家所謂豆豆鳴而下雜穀種、江東俗聽此鳥聲而後種角豆、然則布穀之名爲相當焉、其味稍佳、炙食亦好、然不爲上候、肉、氣味、甘溫無毒、主治、安神定志少睡、

〔本朝食鑑六華和異同〕布穀即鳴鳩也、鴶鵴、擭穀、郭公亦一種也、鷹爲鳩、鳩爲鷹、或鶻爲布穀、又三子一爲鶚之事並未詳、他日尋問山中人而可曉耳、

〔大和本草十五雜禽〕鳲鳩　布穀　郭公、此三ハ一物也、本草似鷂長尾、大如鳩而帶黃色、啼鳴相呼而不相集、不能爲巢云云、此鳥日本無之歟未詳、鳩類ナリ、トシヨリコヒト訓ズルハ非ナリ、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕鳲鳩　布穀　擭穀　郭公　鴶鵴　和名布布止利〇中略
按、布穀鳥、石州藝州多有之、二月至五月有聲、其鳴也如言豆豆豆豆、田家此鳥鳴即下雜穀種、江東亦種豆、稱末女末木止利、俗以郭公爲杜鵑、考甚謬也、
肉甘溫安神定志

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕鳴鳩略○中ツヽドリハ古名フヽドリ、和名鈔一名ナ。ハ。シ。ロ。ド。リ。播州ム。ギ。ウ。ラ。シ。土州ス。ミ。タ。ド。リ。豆州、駿州、鳴時田水満故也、ヨブコドリ古歌大サ鴿ノ如、背黒ク小白點アリ、鳴聲竹筒ヲタヽクガ如シ、

〔飼鳥必用下〕筒鳥

此鳥も五月頃江戸在にてよく鳴鳥也、此類虫喰とて、かつこうつゝどりといへ共、みな虫喰故、人の賞翫せざるもの也、飼方は右同断、○餌飼鈔にて玉子の黄み入、七分餌也、生鰻の皮むきにしたるを細かく切、一日に二度ばかり是を飼べし、

〔夫木和歌抄二十七都々鳥〕

これも又さすがにものぞあはれなるかた山かげのつゝどりのこゑ　寂蓮法師

〔精進魚類物語〕鳥の中には、略○中侍大將には略○中つゝ鳥、

菅鳥

〔萬葉集十二〕寄物陳思

白檀(シラマユミ)、斐太乃細江之(ヒダノホソエノ)、菅鳥乃(スガトリノ)、妹爾戀哉(イモニコフレヤ)、寢宿金鶴(イヲネカネツル)、

〔萬葉集略解十二〕菅鳥といふもしられず、略○中菅は管の誤歟、集中つゝ鳥とよめる有と、翁○賀茂眞淵はいはれき、猶考ふべし、

〔夫木和歌抄十七水鳥〕仁安二年歌林苑歌合水鳥

いづかたもおなじうきねをなにとかはうらわたりするさよのすがどり　祐盛法師

獦子鳥

〔新撰字鏡鳥〕獦子鳥又云臘觜鳥阿止利

〔倭名類聚抄十八羽族名〕獦子鳥　辨色立成云、臘觜鳥、阿止里、云胡雀、　楊氏漢語抄云獦子鳥、和名上同、今按兩説所出未詳、但本朝國史用獦子鳥、又或説云、此鳥群飛如列卒之滿山林、故名獦子鳥也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按日本書紀、欽明天皇皇子、有臘觜鳥皇子、古事記作足取王、則阿止利之名、自古有之、非俗語也、略○中按蠟觜鳥、觜色黃白如蠟、故名蠟觜、其獦子、臈觜、臈子、皆是假借耳、如列卒

之說、依文生義、不可據信、按蠟觜見夢梁錄、李時珍以爲桑鳸一名、按桑鳸卽以加流賀、

〔類聚名義抄 九鳥〕鶍觜鳥 アトリ　獦子鳥 同、一云胡雀、　鶏 アトリ　鴍 アトリ　〔同 九隹〕鳫雀 アトリ

〔本朝食鑑 六林禽〕獦子鳥 訓二阿止利一

集解、獦子大如雀、頭頸灰青色有黑斑、領觜黃赤、背蒼黑帶赤有黑斑、臆腹赤色帶黑、腹下黃白、翅尾黑、脚黃赤色、好成群、而不知幾千百、蔽地掠天而飛、故日本紀曰、天武帝七年、臈子鳥蔽天、後世亦有之、以爲天變焉、今捕之者爲媒誘地、以網打而捕之、一擧數百、其味苦不佳、

〔本朝食鑑 六華和異同〕獦子鳥

源順和名曰、胡雀故或謂陳藏器曰、突厥雀生塞北、狀如雀而身赤、此鳥亦胸腹赤色、自古群飛蔽天則必有災、故歷史記之、恐是突厥雀歟、突厥亦胡國、而胡雀之名亦相當矣、必大按、突厥雀出于唐書高宗時、突厥犯塞、有鳴鷄群飛入塞故名、爾雅鷄鳩寇雉也、寇者寨冠之義也郭璞曰、鷄鳩大如鴿、形似雌雉、然則鳩類也、據陳氏說則似獦子胡雀之類、據郭氏說則甚殊矣、今併考之、爾雅莊周張華郭璞所言俱鷄鳩、李時珍亦從之、此非胡雀者明矣、陳言似雀者非乎、

〔本草一家言 四鳥〕花鷄　和名獦子鳥、其形大如雀、其色多赤黃黑白斑點、此鳥數十爲群來、或棲樹或壓城壁死、故俗語人以進退躁卒失度、謂如火鷄投火是也、

通州志云、花鷄秋日來自海東外、大者名麻鷄、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

あつ鳥　あがひ　右同斷〇きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、

大きさすゞめに大ぶり、毛色黑白かば色まじはり、見事成鳥なり、年を重ねていよ〳〵見事なる鳥なり、然れども囀りなく、多き鳥にてかひ鳥の下品なり、

〔日本書紀 二十九天武〕七年十二月己卯、臈子鳥(アトリ)蔽天、自西南飛東北　九年十一月辛丑、獦子鳥蔽天、自東

鵯

南飛、以度西北、

〔萬葉集二十〕久爾米具留、阿等利加麻氣利、由伎米具利、可比利久麻氐爾、已波比氐麻多禰、

右一首、刑部虫麻呂、〇天平勝寶七歳所差駿河國防人

〔筆のすさび三〕一鳥の群　寛政八九年の頃なりしや、嵯峨野に蠟觜鳥多く集り、木毎にむれゐること、一樹百二百羽にくだらず、山多く樹茂りたる處なれば、いづくを見ても、此鳥ならぬ所もなかりしかば、京より見に行く人多くて、茶酒の店などもこゝかしこに設くるほどの事なりしよし、六如上人より告知らせらる、其より四五年も後なりしや、吾郷備後神邊に、うそ鳥多く來り、予〇菅茶山が庭の樹竹軒ちかき枝まで、この鳥ならぬ處もなかりし、かの蠟觜鳥も、その年の前後に、常より多かりし事もなかりしとなり、予が郷里のうそ鳥も玄かり、山中雪ふりければ、鳥多く里に出るといへども、其歳わきて雪多くもあらざりし、さらば此鳥のみ多くもあらざるべきに、

〔本草和名十五獸禽〕鵯俾彌反　又有鷽音鼓歷反、貌似烏而色蒼白也、出崔禹、　和名、比衣止利、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鵯　崔禹錫食經云、鵯音卑、一音匹、和名比衣土里、貌似烏而色蒼白者也、爾雅集注云、鵯一名鷽音激　一名鵯鶋、匹居二音　一名鸒鶋、譽斯二音　飛而多群、腹下白者、江東呼爲鵯鳥、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按本草和名所擧鵯、卽鵯鶋、鵯鶋鷽二物不同、爾雅兼擧二鳥、下文詳引之、故輔仁云鵯俾彌反又有鷽、則鵯鷽非一物、蓋以鷽鵯相類並擧之、而和名則訓係首之鵯、不訓別種之鷽、輔仁書之通例也、故源君從之、訓鵯爲比衣止利、然云似烏而色蒼白者、是鷽之形狀、非鵯之形狀、此引之誤、又按鷽似烏蒼白色、依郭璞爾雅注也、下文詳引之、而其物則未詳、〇中略　按所引〇爾雅注與郭注大同小異、蓋是舊注也、按釋鳥云、鷽、山鵲、郭注云、似烏蒼白色、釋鳥又云、鸒斯鵯鶋、郭注云鴉烏也、小而多群、腹下白、江東亦呼爲鵯烏、是鷽與鵯鶋二物不同、此引云鷽一名鵯鶋者誤、舊注亦必不如此、疑鷽音激一名五字、似當作一名鷽音激、在上文貌似烏之上、蓋本草和名引食經兼載鵯鷽、源君

誤以鵟爲鵯之別名、遂增一名二字、後人又傳寫錯亂在于此也、改作若此、則畢以鵟爲鵯一名者誤、然所引爾雅注釋正文鸒斯鵯鶋之意始明矣、按鵯鶋、鵯也、鵯說文作雅、云楚烏也、一名卑居、一名鸒、秦謂之雅、小爾雅云、純黑而反哺者謂之烏、小而腹下白不反哺者謂之雅烏、按說文曰、鸒、毛詩爾雅曰鸒斯、斯語辭、猶毛詩謂螽爲螽斯、源君所引爾雅注作鸒、俗字耳、鵯鶋亦當依說文作卑居、李時珍曰、小而純黑、小觜反哺者慈烏也、似慈烏而大觜、腹下白、不反哺者雅烏也、郝懿行曰、今此烏大如鴿、百千爲群、其形如烏、其聲雅雅、故名雅烏、其物未詳、加賀白山所有穉定烏殆近之、又酉陽雜俎云、鵟、色黃、一變爲青鴘、青灰色、鴘之後乃至鷹變橫理轉細、臆前微微漸白者、別是一鳥、蓋鷹屬也、其物又不詳、輔仁訓鵯爲比衣止利、非是、源君幷鵟爲比衣止利、益非、廣本鵟上有鵯一名三字、亦非、

〔類聚名義抄 九鳥〕鵯 卑匹二音、ヒエトリ、一名鵟、 鵯鶋 匹居二音、ヒエドリ、 鶄鶄 精青二音、鵁鶄鳥、ヒエトリ、 鵟 似鳥蒼白色、音激、ヒエトリ、
鶋 音居、鵯鶋、又鵯鶋、海鳥、ヒエトリ、 鶶鵲 今正、音唐、鵰鵟、 鸒鵟 ヒエトリ 鷂 ヒエトリ

〔壒嚢抄 一〕鳥類字 鵯ヒエトリ 鵯ヒエトリ

〔運歩色葉集 鳥名〕鵯ヒヨトリ、

〔本朝食鑑 六林禽〕鵯 訓比衣土里、今稱比與止利、

集解、狀似小鳥而蒼灰色、頭上毛亂起、眼邊有微赤色、胸臆灰青、腹下灰白、俱有黑斑、觜利而黑、脛掌亦蒼黑、常成群飛集、啼叫喧躁、然不惡食、惟貪樹菓、秋末至而夏不見、其味最佳、或曰、鵯食山茶花而腸皆盡、此時殺鵯開嘴、入醬、拔毛羽炙食、則肚無腸而味尙美、予〇平野必大 試之有驗、

肉、氣味、甘温無毒、主治、煖中壯氣、

附錄、島鵯 狀類鵯而頭頸全體蒼白、背翅尾純黑有光、腹灰黑、觜脛俱紅、聲喧似鵯、籠中能孕育、官家愛之、常畜養籠、或作島語、亦有近世自蕃國來、或海州捕之、故稱島鵯、然未詳之、或曰、白頭翁也、此亦未詳、

〔本朝食鑑 六華和異同〕鵯

鵯鶋、郭璞曰雅烏也、小而多群、腹下白、江東亦呼爲鵯烏、源順亦載之、是似本邦之鵯鳥也、詩話卑居卽鴉也、李時珍亦曰、鵯鶋鴉也、又曰似慈烏而大嘴、腹下白不反哺者雅烏也、必大按從郭說則似今之鵯、從李說則烏、俱是難決、大抵鵯亦通烏類、今暫據本邦古來之傳稱也、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕鵯音卑　和名比衣止里　俗云比與土里

按、鵯形似鶺鴒而尾長、○中略其聲如言奇異奇異、好食草木子、川楝、南天、鶴上月草等、子赤者特好食之、○中略凡草木種蒔難生者、采其實令鵯啄之、取全出於糞中子、蒔則無不生也、鵯性黠不觸網、適著挨則倒縋下俟網離去、如中罟網亦逃去、故不用常罟、別作小罟、設挨下捕之、其罟如深囊、謂之鵯網、

〔喚子鳥上〕ひよ鳥　ゑがひ　生ゑ四分、あをみ入、野壹匁、

大きさ鳩にちいさく、毛色あをぐろく青し、さゑづり大をん、子がいよく、物まねをさへづる、

〔百千鳥上〕鳥鵯　餌がい八十五分ゑ、青味入、

大さ和の鴫によほど小ぶり也、鳥の風常のひよ鳥にかはることなし、聲もまたひよ鳥に同じ、能物眞似を囀、諸鳥の聲を眞似る物にて面白きもの也、毛色世に知るごとし略之、むかしより三歲より巢に掛るといへ共、二歲にても隨分子をなす物也、能鳥有時は、巢年々多く子出來る物なれども、とかく巢くせ有てよき鳥まれなり、三番子迄能出來る也、玉子は十三日にてかへる、子かへると直に蜘を飼ふなり、十日め又は子のつよきは、九日にても取てよし、よわきは十一日もおくべし、生つよき鳥にて子も飼立よし、世せうにてはみな四月になり、庭籠へ放すなり、右之通するもよけれども、兎角多も庭籠へはなし置事よし、四月はじめごろ盛の見ゆる時、庭籠よりとりて小籠に入、六七日も置、又庭籠へはなすべし、庭籠はせまくても隨分よし、世上ともにしまの庭籠は大きく作といへども、さのみそれ程廣にも限らず、三尺に奧行壹間あればよし、廣きはいかほどにてもあしき事はなし、留木はあまり多く打は惡し、能舞物なれば、かけ障りのなきやうに留

木打べし、巣草は野老の髭、又しゆろの毛よし、又美濃紙をほそくたちて入もよし、子はうなぎの粉を交て、まづ二三日は七八分のゑにて飼立べし、其中にもよわき子、つよき子にて餌も段々計ひ有べし、巣をなす頃はうなぎを交て用ゆべし、庭籠にては如何程つよき餌を飼ふとも障にならず、其外いろ〳〵飼かけ、鳥によりて心得有事なれば、ひとつにおぼへては中々ゆかざる物なり、第一鳥の氣をはかり見る事をしらざれば、みな間違て、能産巣の鳥も巣をなさぬなり、しかし鳥ひよどりは、丈夫になすに、產巣は年々出來る也、能子そだてる雌は秘藏すべし、まれなり、凡子は產す、世にしまは、雛ながらつがふといふ者多し、夫ゆへ庭籠をひろくして能と言、みな僞なり、やはり留木の上にてつがふ也、見とめたる者むかしより少し、其外鳥の見やう、鳥觽には秘事有、口傳、とかく諸鳥ともに見様第一心得あり

〔飼鳥必用中〕鳥觽

此鳥いつの比より日本へ渡し鳥といふ事、知りし人もなく、古老の人に聞傳へも無之よし、唐人長崎へ持渡りたるも無之、朝鮮產の鳥にても有間敷、今以江都にて子を生立、何れ此鳥巢組生立方は末の人に極り、是迚も能き產巣之親鳥ある故、庭籠は九尺四方にて、にはこの内へ、植木をまばらに植込み、泊り木又は蜘代にて巣掛ケをし、巣草常にかはらず、其内にきよき白紙をさきてちらし置、是を是非巣の内へ紙を引、玉子を落すもの也、雌雄好合は、庭籠の內飛廻り中にて、喰合よふにしてかゝり候もの也、其時植木多は惡し、泊り木も澤山は不宜、玉子開わりかへり候上は、蜘を飼、無油斷十二三日も過候はゞ取揚ゲ、さし餌にて飼生立る事、此さし餌には人々流義有り、東都櫻田久保町大坂屋善藏倅岩次郎は、此鳥摺餌にて生立候事名人也、尤芝源助丁海老屋市九郎と申者、諸所より此鳥の巣子生立方請合、さし餌飼に線香を立、初日は五六度も餌飼、漸く度數を重ね、盛長にしたがつて餌も七分位にて仕立候よし、又に又麴町平川町三丁目大和屋彌兵衛

は、此鳥とても何ぞ六ヶ敷事もなく、常のひよどりと同樣の心得にて、初から五分餌にて日々何度と云數なく、巢ふこの內不殘口を割申節、直た餌をさし、其內口をわるも有、割ざるも有時はさゝざるとの噺を傳へ聞、何れにも鳥は手六敷なき方にて、其鳥能く進み、時も見事に仕舞、年を重ね飼たる人が上手也、何にも皆利有ども、拙には無口にて能キ方を開覺度、此鳥生立方、右之外にも功者あまた有、我ト玉子を產せ、我ト生立る程の功有る人もあり、此鳥あまり見事の羽ぶりもなく、のぞみみても薄く、鳥のあたへも下直ならば、さのみ功者も入間敷、たとへば常のひよどりの子を生立方にも、差而心苦は有間敷、初而鳥鵯の生立方ならば、人にも尋、我ちも工夫も可有事、先は何鳥にても子を生立三度產巢の親鳥を求る節は、先其年の雛鳥を致調達、翌春より巢組に掛り度、直に子を生立取ル考にて、親鳥の產巢致吟味候而も、鳥主段々と試、もはや古鳥にて產あがりたる鳥か、又若鳥にても畨不宜鳥を手放シ可申候、此處は鳥數寄の大切所也、

〔食物和歌本草七〕鵯

ひよどりは其能毒はきはめねどいかさま氣をば補やせむ　ひよどりは寒空又は水をはひていさめば性は温と見えにき

〔武江產物志〕山鳥類　鵯ひよどり本所

〔三代實錄四十二淸和〕貞觀六年九月廿日己丑、有鵯當宮城而翔翔、

〔古今著聞集十六興言利口〕同卿〇藤原家隆の許に、權寺主圓慶といふ僧侍りけり、件の僧ひへどりをかひけり、毛をおそくかへけるを、いろ〳〵しき物にて、其鳥をとらへて、毛をつるりとむしりてげり、二品きかれて比興の事に思ひて、歌をよみて、ふだにかきて、壬生の辻に立られける、

ひへ鳥をむしりつゝみのはだかはらまりすゝにしてなほわたるなり

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕宮內卿家隆卿ひざうのひよどりおぎのはといふを、子息の侍從すみよし

へもちてくだりたりけるを、とりにやるとて、はやまといふ鳥をかはりにやりたりければ、侍従おぎのはををくるとて、鳥につけ侍りける、

すゞしさはは山のかげもかはらねどなほふきをくれ荻のうはかせ、このうたをかんじて、やがて又おぎのはをかへしやるとて、宮内卿、

これも又秋のこゝろぞたのまれぬはやまにかはるおぎのうはかせ

後久我太政大臣家におもながといふ鷹の有けるを、家隆卿所望せられけるを、おとゞえばしつき見給ひければ、よみてつかはしける、

いかにせん山鳥のをもながき夜をおひのねざめに戀つゝぞなく、すなはちつかひにつけてをくられけり、さだめてかへしありけんかし、たづねてえるべし、

〔土御門院御集〕鳥名十首

このうちにまだすみなれぬひえ鳥は心ならでも世をすぐす哉

〔親元日記〕文明十三年四月六日庚戌、土岐殿より貴殿へ鷂一まゐる、(符替、但鷂二白頭公者鷂)御返事あり、 八日壬子、土岐どのへ鷂之御返事被進之、

〔親俊日記〕天文七年五月二日甲戌、道運鳥鷂貴殿へ懸御目之、 三日乙亥、細川殿以佛地院種々御所望之間鷂進之、道運以太刀佛地院禮□□□ 五日丁丑、就鳥鷂之儀細川殿御□□アリ、佛地院ヨリ大田使ニ來、

〔田舍莊子上〕鷦鷯得失

鷦小鳥共をあつめて謂て云、汝等畑の作物につき、又は庭の菓を喰ふに、いらざる高ごゑをして、友を呼びさわぐによりて、人其來り集るを知て、網を張り黐を置也、我多になり山に食物なき時は、人家に來りて椽先にある南天の實を喰へ共、亭主知る事なし、あまりをかしさに、立ざまに大

鵐鳥

きな聲をして、禮をいふてかへる也、万一黏にかゝりても、少しもさわがず身をすくめて、そつとあをのけになりてぶらさがり居れば、はごは上に殘り、身ばかり下に落時、こそ〳〵と飛でゆく也、汝等は黏にかゝりたる時、あはてさわぎはためく故に、總身に黏をぬり付て、動くこともならずしてとらへらるゝ、不調法の至り也と、才智がましく語る、末座より鷦鷯といふ小鳥笑て云、人は鳥よりもかしこくて、一たび此手にあひたる者は、下にも細きはごを置き、例の如くぶらさがりて下へ落れば、下なるはごをせなかに付、おもひよらぬ事なれば、さすがの鵐殿もあはて躁ぎ給ふ故に、總身に黏を塗りてとらへらるゝ事は同じ事也、

〔新撰字鏡 鳥〕鵐 貴昔反、志°止°々°、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鵐鳥 唐韻云、鵐 音巫、漢語抄云、巫鳥之止々、 鳥名也、

〔類聚名義抄 鳥九〕鷙 カ°ウ°ナ°イ°シ°ト°、 鷝鷅 通正、音必、如鵲、一足赤文白喙、其鳴自呼、 鵄鴟 通今鴟正、胃脂反、シト、 鷙 音至、雀中大鳥、

シト、ト、 鸗 シト、 鵺 シト、

〔八雲御抄 三下 鳥〕鵐 しとゞなくなりなどは、をろ狂たる詞なり、しとゞといへどぬれぬなど、中古歌人詠之歟、

〔夫木和歌集 雜〕か°う°鳥°　かうない　しとゝ

〔本朝食鑑 六 林禽〕鵐 訓之止止、或訓阿於之、今訓之止止、

集解、鵐似雀而色亦略同、頭背有斑、眉頰稍黃白有斑、臆胸及脇間黃有紫斑、翅間有白羽黑斑、腹白腰微赤帶黃、觜短而小嘴、味稍美可食之、古昔天武帝九年、攝津國獻白巫鳥、今未見白者也、

肉、氣味、甘溫無毒、主治、壯陽益精、

附方、傷食腹痛、用巫鳥一個、去頭足羽毛反肚腸、充梅干肉、入土器泥封燒存性、爲細末、每二三分、溫湯入好酒少許服、尤驗、或治下血日久亦知前法、

〔本朝食鑑 六 華和異同〕鵐

鸚鵡名稱

鵐蒿雀也、陳藏器曰、蒿雀似雀青黒色、在蒿間、必大按、今巫鳥在山中之田野、不蒿間而已、其味亦劣於雀者遠矣、

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神營田之日、以牛宍食田人、○中略御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占求其由、御歲神爲祟、○中略依敎奉謝、

〔古事記 中神武〕爾大久米命以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目、而思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐祁流斗米、

〔古事記傳 二十〕阿米都々四音一句なり智杼理麻斯登々、此二句甚解り難し、されど例の試に强て云ば、○中略麻斯登々は、書紀天武卷に、巫鳥此云芝苔々、和名抄にも鵐之止々とある鳥にて、眞鵐ならむか、眞とは、眞鵐眞牡鹿などの例なり、

〔日本書紀 二十九天武〕九年三月乙酉、攝津國貢白巫鳥、巫鳥此云芝苔々、

〔夫木和歌抄 二十七鵐〕常磐井百首閑中春雨　　源仲正

あめふればかきねのしとゞそぼぬれてさへづりくらすはるの山もと

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鸚鵡　山海經云、青羽赤喙能言、名曰鸚䳇、嬰母二音郭璞注云、今之鸚鵡武音脚指前後各兩者也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕說文、鸚䳇能言鳥也、羅願曰、鸚鵡能言之鳥、其狀似鴞、青羽赤喙足、隴右及南中皆有之、然有三種、大抵五色者尤慧、白者次之、靑者爲下、說者以爲似小兒脚指、亦其舌似小兒、又鳥目下瞼眨上、唯此鳥兩瞼俱動如人目、○中略按說文依鴞、玉篇廣韻並云、鴞鴟同上、原書脚上有舌似小兒舌五字、無者也二字、有扶南徼外出五色者、亦有純赤白者大如鴈也十九字、

〔段注說文解字 四上鳥〕鸚、鸚䳇、迅、能言鳥也、曲禮曰、鸚母能言、不離飛鳥、从鳥嬰聲、烏莖切十一部、䳇、鸚䳇也、从鳥母聲、曲禮釋文嬰本或作鸚、母本或作鵡、同音武、諸葛恪茂后反、按裴松之引江表傳曰、恪呼殿前鳥爲白頭翁、張昭欲使恪復求白頭母、恪亦以鳥名鸚母、未有鸚父相難、此陸氏所謂茂后反也、據此知彼時作母作鵡

不作鵡、至唐武后時、狄仁傑對云、鵡者陛下之姓、起二子則兩翼振矣、其字其音皆與三國時不同、此古今語言文字變移之證也、釋文當云、母本或作鵡、古茂后反、今作鵡、音武乃合、李善注文選云、鵡一作鵡、莫口反、該明析、大徐用唐韻文甫切、亦鵡音弗、鵡音也、古音母在一部、

〔類聚名義抄 九鳥〕鸚鵡 音櫻母二音、今之鸚鵡、コトマナビ、

〔多識編 四禽〕鸚鵡 アウム 毛乃伊比止利

〔本朝食鑑 六林禽〕鸚鵡

俗訓伊牟古、源順曰、山海經青羽赤喙能言、名曰鸚鵡、必大按、此類有數種、然自華來者紅白、其餘不見之、有小伊牟古者、綠色黑背、紫脚紅掌、是綠鸚鵡之雛歟、或曰、雄者喙變丹、雌者黑不變、然則綠之雌歟未詳、大抵李時珍曰、丹味鉤吻長尾赤足金睛深目、上下目瞼皆能眨動、舌如嬰兒、本邦今所有如此、其趾前後各二、似鵲飛鳥之類、然籠中未見孚者、故類不多也、其味鹹甘温無毒、治虛嗽、未試之、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三林禽〕鸚鵡 アウム 通名 中略 〇此鳥海南ノ產ニシテ、北方ニハ產セズ、和產ナシ、故ニ通名ナリ、禽舖ニテバタンド呼ブ、今ハ舶來多クシテ、毎毎觀場ニ出ス、白鸚鵡ハ形大ニシテ雌雞ノ如ク、全身白色ナリ、時ニ立コト鷹ノ如シ、其頭大ニ觜モ巨大ニシテ短ク、長濶一般ナリ、上味ノ末下ニ曲ル、色靑黑シテ本ハ微白色、下味ハ鋸齒アリ、舌ヲ以テ物ヲ食フテ觜ヲ動カサズ、好テ蕎麥及雞卵ヲ食フ、凡鸚鵡嫩ナル者、雌雄共ニ喙黑シ、雄ハ長シテ赤色ニ變ジ、雌ハ變ズルコトナシト云フ、頂上ノ冠毛上ニ聳ユ、喜ブ時ハ披キテ菊花ノ開ケルガ如ク、蓮花ノ如クシテ内ノ黃赤色アラハル、コレヲ開花ト名ケ、亦芙蓉冠ト名クルコト、廣東新語ニ詳ナリ、俗ニレンシゲ毛ト云、

〔百千鳥 上〕はたんあふむ 飼がい 西瓜種、キビ、米、 大きさあふばなゐん古に少し大ぶり總體白し、粉のふきたるやう成物也、毛をなでれば手へ白粉付物なり、折々頭の毛を立るなり、毛の裏かば色なり、觜黑く白く粉を付たるごとし、能馴染物

鸚鵡渡來

なり、人の言語を眞似るもあり、若鳥は眞似す、

小あふむ　餌がい　キビ、米、ゑりゑはくじゑ

大きさ緋ゐんこに少し大ぶりにて、丸みあり、諸事あふむに替りなし、頭をばたんのごとく立る、形總體替事なし、此外にもいんこは大小、毛いろの摸樣のかわり有は多しといへども、先たいがい有所なり、猶類違のところ品定がたし、

〔飼鳥必用〕鸚鵡

此鳥形牛鷄の程、總羽白し、觜足黑シ、逆雀の立たる時は、羽の内黃色にて、能く〳〵もの眞似する也、こへ大きくして耳に當る也、餌飼は籾米の類飼之也、

ハタン

此鳥はハタン國の鸚鵡にて形大方也、總羽櫻色也、逆雀立たる時は、羽の裏薄丹色見ゆる、觜足黑し、鳴こへ大きく、就中もの眞似能くいたし、別而身强く長命の鳥也、都而音呼の類、己の毛をぬく病ひ出ル也、工夫ありて直すべし、總而音呼に夜鳥にて夜分餌を喰もの也、總體音呼鸚鵡の類、剌子薩州芋を燒て飼之也、西瓜の種、別而好物也、但シ西瓜の種を詰て飼ば、鼻血いづるもの也、

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年十二月、是歲、〇中略新羅遣上臣大阿飡金春秋等、送博士小德高向黑麻呂、小山中中臣連押熊、來獻孔雀一隻、鸚鵡一隻、

〔日本書紀齊明二十六〕二年九月、西海使佐伯連栲繩、闕位階級小山下難波吉士國勝等、自百濟還、獻鸚鵡一隻、

〔日本書紀天武二十九〕十四年五月辛未、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等至自新羅、〇中略新羅王獻物〇中略

鸚鵡二隻、鵲二隻、及種々寶物、

〔續日本紀聖武十一〕天平四年五月壬子、新羅使金長孫等四十人入京、庚申、金長孫拜朝、進種々財物、幷鸚鵡一口、〇中略騾二頭、

〔續日本後紀 十七 仁明〕承和十四年九月庚辰、入唐求法僧慧雲、獻孔雀一、鸚鵡三、狗三、

〔扶桑略記 二十九 後冷泉〕治曆二年五月一日甲寅、大宋國商客王滿、獻種々靈藥等、但鸚鵡於途中死了、只獻其羽毛、(○又見百練抄)

〔本朝無題詩 二 動物〕聞大宋商人獻鸚鵡　大江佐國

隴西翅入漢宮深、采々麗容馴德音、巧語能言同辨士、緑衣紅觜異衆禽、可憐船上經遼海、誰知籠中思鄧林、商客獻來鸚鵡鳥、禁園委命勿長吟、

〔百練抄 五 白河〕永保二年八月八日、覽大宋商客楊宥所獻之鸚鵡、(九月十一日返給之)

〔台記〕久安三年十一月十日庚午、傳聞、攝政(○藤原忠通)獻孔雀鸚鵡於法皇、(○鳥羽)是西海莊所買云々、廿八日戊子、法皇借給鸚鵡於禪閤、(○藤原忠實)余(○藤原賴長)見之、舌如人、能言是故歟、但聞其鳴、無言語、疑是依漢語、日域人不聞知歟、

〔本朝世紀〕久安四年閏六月五日辛酉、抑去春頃、太宰府博多津、宋朝商客、渡孔雀及鸚鵡於本朝、即獻宇治入道大相國、(○藤原忠實)大相國被傳獻法皇、(○鳥羽)

〔若狹國稅所今富名領主代々次第〕一一色修理大夫滿範(○中略)

同(○應永)十五年六月廿二日に南蕃船著岸、帝王御名亞烈進卿、番使使臣(問丸本阿)彼帝より日本の國王への進物等、(○中略)鸚鵡二對、其外色々、

〔太閤記 十六〕土佐國寄船之事

土州長曾我部居城ちようかの森かつら濱宇羅戸の湊より、十八里沖におびたゞしき大船、慶長元年九月八日寄來之旨、長曾我部方へ告來りしなり、(○中略)注文(○中略)一鸚鵡二、

〔當代記〕慶長十五年九月、安南國(天竺内ト云々)日本エ爲音信、船薩摩浦(江)去頃著岸、進物之事、(○中略)一鸚鵡一ツ

鸚鵡雜載

〔續日本後紀仁明二十〕嘉祥三年二月庚戌朔、聖躬不豫、○中略甲寅、御病殊劇、○中略放諸鷹犬及籠鳥、唯留鸚鵡、

〔枕草子三〕鳥は

ことゝころの物なれど、あふむいとあはれ也、人のいふらんことをまねぶらんよ、

〔夫木和歌抄鸚鵡二十七〕正治二年百首　寂蓮法師

あはれともいはゞやいはんことのはをかへすあふむのおなじ心に

音呼

〔書言字考節用集五氣形〕音呼鳥(インコテウ)鸚鵡小者

〔本朝食鑑六林禽〕九官

即秦吉了(ス)也、○中略或以九官稱鸚哥、然九官者秦吉了也、鸚鵡之小也、李時珍曰、秦吉了即了哥也、今俗誤以了哥爲鸚哥、華音曰伊武古、故本邦俗以小鸚鵡呼爲伊武古焉、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕鸚鵡○中略

一種インコト呼モノアリ、暹羅ヨリ來ル、即鸚哥ノ音ナリ、大サ伯勞(モズ)ノ如ク、或ハ伯勞ヨリ大ナルモアリ、凡ソ數十種皆羽色鮮麗比スベキモノナシ、丹青絲造皆及バズ、熊大古大者爲鸚鵡、小者爲鸚哥ノ文アルニ因リ、秘傳花鏡ニ鸚哥ヲ以テ子トシ、鸚鵡ヲ以ヲ母トス、此説非ナリ、鸚哥ニ青インコ、インコ、猩猩インコ、ベニインコ、五色インコ、ヲバナインコ、セイガイインコ、ダルマインコ、ムラサキインコ等アリ、

〔百千鳥上〕あふはないんこ　餌がい　米、キビ、西瓜之種もよし

音呼は類多キ物ゆへ、其毛色大小きわめがたし、先あらましをしるす、あふはなゐんことといふは、大きさ土鳩に似て、總身こくもえぎの緑青色也、尾羽黑き上に、群青の照り有、兩羽の裏紅のごとく赤し、其色至而見事也、上觜黃にかば色下觜黑し、さつま芋、飯も喰ふ、羊かんなども喰ふ也、西瓜の種もよし、

頭黒ゐんこ。七毛　餌がい　はや三分、砂糖入、青味入、

緋いんこの同性にて、大きさ總體の色ともに、ひ音呼に同じ頭黒く足の付根之毛群青色なり、緋ゐんことは此毛替り有、尾黒とび色、頭に黒き内に紫の色有、兩羽に黄いろのふあり、聲ともに、ひゐんこ同類也、

緋音呼。　餌がい　ハヤ三分ゑ、砂糖入、青味入、

大さ、和の青げらに少し大ぶりにて、總身皆赤し、ほろの羽に青き所有、尾羽うす飛色にて、羽黒く赤きふ有、いんこ類大かた此兩羽にふあり、跡にふ書を印す、足の付根の毛もえ黄也、頭黒音呼とは此所又違ふ、總體同物なり、

青海音呼　餌がい　ハヤ三分ゑ、砂糖入、青味入、

大せいがいと云は、右緋ゐんこに少し小ぶり、總身もえぎの緑青色也、咽むねの上迄、赤と黄の横筋有、見事なる物也聲は緋ゐんこ同前にて少し細し、是又羽に赤きふ有、羽うらより見ゆる、ぬけ羽にはおもて裏共に打通してふあり、

小青海音呼。　餌がい　ハヤ三分ゑ、砂糖入、青味入、

小青海は大さ緋ゐんこ、半分ちいさく、大青海に毛いろは替りなし、又赤き所少々、黄色の横筋計むねに有、而頭に群青色有もあり、毛色品々多く種類も多し、

類違緋いんこ。　餌がい　ハヤ三分ゑ、砂糖入、青味入、

大さ常の緋いんこより少しちいさく細み有て、尾少し長み也、總身赤く、脊中あたり群青の色有り、足の付根の毛群青色にて、又風替り成ものなり、

大紫音呼。　餌がい　ハヤ三分ゑ、砂糖入、青み入、

大さあふはなゐんこに似て、頭薄赤く、脊中又薄赤く、飛色にかばの色も交たり、胸より腹極むら

秦吉了

さきにて見事成、猪黑く尾と羽黑し、群青色あり、足の付根の毛群青色なり、

小紫ゐんこ　飼がい　右同斷

大さ小青海に同じ、總身紫に赤き毛交り見事なる鳥也、氣がるくてよし、

五色いん古　飼がい　右同斷

大さ紺ゐんこに少し小ぶり歟、毛いろ尤五色交り見事也、音呼類の內、此五色いんこにこしたる見事成物なし、すくなし、

白音呼　飼がい　へ十三分ゑ、砂糖少入、青味入、

大きさ不同あり、白いんこは今は一向拂底也、いんこの內、此類は至而少し、

〔多識編 四禽〕秦吉了 毛乃伊比土利

〔和爾雅 六禽鳥〕秦吉了サルカ 李白詩云、安得秦吉了、爲人導寸心、注秦吉了出邕及古城、即結遼鳥、能言勝鸚鵡、黑色兩眉獨黄、　鶴歌サルカ 廣西通志云、秦吉了、一名鶴歌、

〔本朝食鑑 六林禽〕三光鳥

附錄(中略) 九官 即秦吉了也、華商九官者畜攜來而鬻之、故長崎土人以九官爲名乎、或稱鸚哥、狀大如小鳥、紺黑色、丹咮黄喙、夾眼有黄肉冠、喉似人目、脚掌倶黄、兩翅靈白、其性慧利、作鳥語、人言者、勝于鸚鵡、俗稱有白者、予(平野必大)未見之也、

〔大和本草 十五異邦禽〕秦吉了サルカ　唐會要曰、能言勝于鸚鵡、黑色兩眉獨黄、一云、色白頂微黄、頂毛有縷、又本草鸚鵡附錄詳ニ見エタリ、范石湖ガ桂海志曰、鸚鵡如兒女、吉了聲則如丈夫、今案ツグミノ大サホドアリ、昔年外國ヨリ來ル、其毛紺黑色、又白色モアリ、其外本草ニ云處ノ如シ、人語ヲナラヒテヨクイフ、恰人語ノ如シ、ハジメハ異國ノ言語ヲイフ、日本ニ來テ後日本ノ言ヲナラヒテヨクイフ、

白樂天有秦吉了詞、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三林禽〕鸚鵡(中略)

秦吉了ハサルガ、長崎今ハ九官鳥ト云ツ、淸商九官ナル者始テ將來スル故名クト云、又鳩喚トモ

瑠璃鳥

書ス、舶來ノ鳥ナレドモ、今ハ多ク有リテ、時時觀場ニ供ス、大サツムギノ如ク、全ク黑色ニシテ光アリ、嘴赤ク脚黄色、頭ノ左右後ニヨリテ長ク、黄色ナル者アリ、夾ㇾ腦有二黄肉冠一ト云、是ナリ、翅ノカザキリノ本ニ微白色アリ、唐山ニハ全ク白色ナル者モアリト云フ、此鳥人言ヲ能クシ、長語モ能言フ、廣東新語ニ以ㇾ眼爲ㇾ別、眼黄者金了、白者銀了、黑者鐵了、鐵了品最下ト云ヘリ、

〔百千鳥上〕秦吉了(さるか)きうくわんとも　餌がい（ハヤ五分ゑ、青味入、）

大さ唐がらすに小ぶりにて、總身紺黑色なり、毛に光有て見事なり、黄の肉冠有、嘴黄にもとの方にく色にて肉冠少し有、巣も隨分なすべき鳥なり、

〔飼鳥必用中〕九官鳥

此鳥唐方紅毛共に持渡る、鳥能ク物眞似して、總羽黑にして黄色の耳あり、嘴少しあかき色にて足は黄色也、渡多鳥にて見たる人多し、東都にて出來たる事あり、いまにおひては無二多事一クなり、隨分飼易鳥也、勿論大の方は紅毛、小の方は唐方也、尤唐方は物眞似能くするものなり、隨分氣を付御覽可ㇾ有事、

〔関田耕筆三〕年毎に洛北今宮の御旅所、四條河原の納涼などに出る、奇獸異鳥の類さま〴〵也、中略〇求觀鳥とて見せしは、秦吉了(シンキツレウ)なりとか、鵯鳥(ヒヨドリ)よりも大に鳩より小也、色は眞黑に光りあり、言語全ク十二三計の童の聲にて、人數へねども戯場の隣にて、かしこにて人をよぶ聲をたゞちにうつしいふ、教る言はもとより也、從來人の知る鸚鵡のたぐひにあらず、其音さはやかなりき、形も大に異也、

〔饅頭屋本節用集留生類〕瑠璃鳥(ルリテウ)

〔和爾雅六禽鳥〕翠鳥(ルリ)〔翠雀同〕

〔本朝食鑑六林禽〕琉璃鳥〔訓如ㇾ字〕

碧鳥

集解、狀大如雀、而頭背翩上翠碧色、頰頷至臆下皆純黑、腹白蒼羽尾、脚蒼色、其聲圓滑清囀、官家籠中弄之、其味不佳、

〔和漢三才圖會 林禽 四十三〕瑠璃鳥　碧鳥　俗云留里

按瑠璃鳥、狀大如雀、〇中略其聲圓滑清囀、如曰知與豆比知與豆比、畜之籠中弄之、

〔喚子鳥 上〕大るり　ゑがひ　生ゑ七分、あをみ入、餌壺匁、

大きさ鶯に大ぶり、かしらより尾までるり色にて、むねくろくはら白し、さへづり高音にてよし、色鳥の第一にてうつくしき鳥なり、春のすゑにいづる、ふゆまたまれにあり、

同ひよころ　ゑがい　右同斷

大るりの若鳥なり、總身ちやいろにうすぐろし、尾羽にすこしるりの色あり、

小るり　ゑがい　生ゑ壹匁、あをみ入　餌壺匁、

大きさ鶯ににて、總身大るりの色にこくるりいろなり、のどより腹まで白し、さへづりよし、春のすゑに出る、此鳥寒氣をいたみ、飼にくき類なり、

〔本朝食鑑 林禽 六〕鵺〇中略

附錄〇中略碧鳥　狀如雀、而頭頸至臆碧白、故名之乎、背翅尾皆赤、有黑斑、腹黑黃相交、有斑、嘴脚俱黑、近世自外國來、官家畜之籠中、聲媚不佳、惟弄美色耳、此亦白頭翁也、亦未詳、

〔本朝食鑑 和漢異同 六〕鳥鵙、碧鳥、

二禽俱不載方書、惟有白頭翁者稍相似、王思茂三才圖會曰、有名白頭翁者、形似鵯傾、其飛似燕之頡頏、頭上有白毛、身蒼色、宋魏野有白頭翁詩甚佳、然則與二鳥殊矣、按魏野詩、有何辛苦有何愁、備備林間盡白頭、細葉累巢花影暖、微蟲共食竹陰秋、清音豈許黃鶯伏、素羽曾教白鷺羞、唯爾鬢毛應似我、相逢不用話因由、

〔百千鳥 上〕碧鳥（るてう）　餌がい　前同〇キビ、ヒヱ、ミ、米、アワ、

鷽

鳥の風諸事きんばらに能似たり、同類也、巣をなす物也、總身きんばらより色うすき歟、鳥おもく囀なくあしき物なり、諸事毛いろきんばらにまぎらわしく似たる物也、

〔飼鳥必用中〕碧鳥

此鳥頭は淺黄にて背も淺黄、首より裾はかわらけ色羽也、鳥の樣子十姉妹に同じ、尤粒餌鳥にて、爪の延びたる鳥也、澤山相渡候はゞ、日本にて子を可取に、未子を取たると云事を不聞、是も親鳥若くさへあらば、隨分能出來そうな鳥と被思候也、

〔運歩色葉集鳥名〕鷽ウソ

〔下學集氣形上〕鷽ウツ 音學、日本嘯ウソ鳥、

〔書言字考節用集五氣形〕鷽ウツ　嘯鳥 同

〔本朝食鑑林食六〕鷽訓宇曾

釋名鷽音預、雗鶽之名也、古來借用爲此名乎、

集解、狀肥大於鶯、頭純黑、兩頰至頸深紅、觜短肥而黑、背胸腹及翮灰青帶微赤、羽尾黑、其聲圓滑而短、鳴時隨聲兩脚互擧、如彈琴搖手、故俚俗稱鷽彈琴、或以形麗聲艷曰宇曾姫、雄曰照鷽テリウソ、此亦美彩之稱、常呼晴、雌領下淡黑、常鳴呼雨、故曰雨鷽アマ、山林處處有之、官家畜籠而弄之、其味不佳、

〔食物和歌本草四〕肥鳥ウソ

うそは温つねに食せよ身を肥す胸ふさがるに是を用る　うそはよく氣のみじかきに藥也虚勞にも吉目を淸くする

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

うそ鳥　〃 ゑがひ　ゑのごま すりゑ玉分ゑよし

大きさすゞめにばいせり、かしらくろく尾羽くろし、目の下にくれなゐの色あり、胸はらうすく

文鳥

あかし、うつくしき鳥なり、さゑづりほそし、冬の內來る、年によりわたらぬ事もあり、

〔飼鳥必用下〕照うそ　香うそ　黑鬠　頰赤うそ　四色

此鳥黑うそは雌也、香うそ照うそは色に甲乙あり、時すれば色さめる也、此鳥日光ちゝぶより澤山出る也、黑うそ照うそ是を庭籠に入、寬政申年、愛宕下邊にて子出來たる事あり、此外に大うそと云有、まゝ江戶へ來る事あり、尤享和元年に、江戶所々にて取しと有、勿論大うそと黑頰赤てりうそ、何れも照りは至て丹色也、外のてりとは違ふ色なり、大さかるほど有、

〔武江產物志〕山鳥類　うそ四ツ谷邊

〔山家集下〕ことりどものうたよみける中に

もゝぞのゝ花にまがへるてりうそのむれ立をりは散心ちする

〔看聞日記〕永享七年六月廿五日、養小鳥ヒハ二ウソ三、入籠、籠代之內に鈎、夜付寢時分、鳥共ふためく、南御方指燭を指て一見、口繩籠內に入、ウソ一呑畢、又ウソ一、ヒハ一死、言語道斷、驚畏、雜男共參、口繩打殺畢、ウソ一、ヒハ一希有に生、自餘三は死畢、不便云々、口繩所行可恐々々、

〔大館常興日記〕天文十一年五月廿日、小鳥一うそ高信獻之、

〔倭訓栞中編二十二不〕ぶんてう　文鳥と書り、狀うそに似て麗はし、よて名とす、近來外國より渡すといふ、

〔本朝食鑑林六禽〕鸒略○中

附錄略○中　文鳥狀似鸎而背腹帶紅、兩頰純白、觜脚倶紅、聲細不圓滑、近時自外國來、以形麗號文鳥、今畜籠而孕育頗多矣、

〔百千鳥上〕文鳥　餌がい　キビ、モミ、米、アワ、

大きさ毛色世にしるごとし、奇麗なる鳥也、古鳥若鳥しれかねる物なり、盛りつよき物故、見合ておく時は風子を產て、親鳥のため散々あしゝ、巢も能なす物也、しかもせ話なく親鳥飼立る物に

鶍

て、巣を立て後、親鳥の少し追頭を見て、小籠へ取べし、巣くさは野老の毛、葉のみごのかたを、はかま少しかけて切、是を入べし、まづ大かたは藁にて作り立る物なり、又鴨の腹毛抔入もあり、ゑかし是は入らぬものなり、巣は春秋になす、玉子産時分、雌よく落るもの也、至て産のおもき鳥也、庭籠の廣きはさん〳〵あしきもの也、玉子は十六日にてかへる、粟きびのもやしを飼ふ、又菜をこまかにたゝきて、庭籠へ入置事よし赤土を少しヅヽ入置べし、餌にかみ交て子に喰せる物也、子は三十日餘も過ざれば巣を立ず、子にはきびと、あわ、ゑごまも飼ふべし、春はひがんの頃庭籠へ放すべし、餘寒つよき年は、其心得にて少し遲く放すべし、又井戸繩の古きを二三寸程ヅヽに切、て入たるもよし、然共これはあまり巣に引鳥なし、文鳥に巣の時人參をかふ事散々惡し、度々ためして是をゑる、初心の者とかく人參を用ゆ、人參を飼ふ時は必雌を落す、秋の巣の時は、きびあわともにもやしの間に合ぬ事有、其時はきびあわともに擂鉢へ入、湯にてゑばらくひやし、扱それをさら〳〵とかるくするべし、右のごとくにする時は、上の皮取れて實所計に成なり、是を庭籠の中へ入おくべし、

〔飼鳥必用〕文鳥

此鳥世に澤山に相成、鳥のよふすは勿論、飼方人々委しく候間書之ず、庭籠玉子産込巣に付候節、水入の水洗不申、水の上江たし水にてよろし、水きよければ雌水をあびおひ盛りいづるもの也、尤盛り薄き鳥は、水きよくして度々かへる事よし、世の人是をゑる事なれども此處に記す、

〔壒嚢抄　一〕鳥類字　鶍(イスカ)

〔日本釋名　中鳥〕いすか　其口ばしくひすがひてあはず、上下を略せり、

〔本朝食鑑　六林禽〕伊須加鳥　訓字　加

集解、狀大如鶸而頭背蒼赤、腹臆最赤紫色、觜蒼而飴觜作叉、故俗稱、世之相違者曰、如伊須加之觜、食

往秤者最妙、其味稍佳、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分 何にても水を入る

いすか　あがひ　あのごま すりあ玉分あよし

大きさうそ鳥に大きし、總身いろこくあかし、口ばしまがりてくひちがひたり、さへづり少し有、多の内に來る、年によりてわたらず、

〔飼鳥必用 下〕いすか

此鳥日光ちゝぶより出る、江戸にても澤山取、但シ靑いすか雄なり、晦すれば赤き色も靑くなる、其内に鳴いすか肩に白き毛あり、能心をつけ見分べし、

〔武江產物志〕山鳥類　交喙(いすか)四ッ谷、べにいすか、あないすか、

錦波羅

〔本朝食鑑 林六禽〕錦波羅

或作金腹、狀似文鳥、頭領黑、全身紫紅、觜靑脛黃、亦外國之產而來者希也、

〔百千島 上〕きんぱら　餌がい　前同○キビ、モミ、米、アワ、

大さじやがたらに大ぶりにて、總身とび色に光有、頭白く、咽むね黑く、腹中程また薄くとび色にて、下腹黑し、口觜太くじやがたらのごとし、觜足ともに淺黃也、巢は先たいがひなさぬ物なり、碧島も此鳥も巢はよく作りて子はなさず、

〔飼鳥必用 中〕金腹島

此鳥十姉妹より少し大振に而、府合格別なり、何れも脊は黑羽にて、胸に白赤首玉のよふに色合有り、近年不渡島にて、今人委敷からず候得共、至而よろしき鳥にて奇麗也、一向不渡、殘り多事に候也、

十姉妹

〔百千島 上〕十姉妹　餌がい　キビ、モミ、米、アワ、

大さきんばらに似て、總たひ鳥の風しやがたらに同じ、毛色しやがたらに青味有て腹薄白し、又腹の白からず、薄赤くきたなきも有、尾兩羽黑し、口觜上のかた薄黑く、下觜はあひ色なり、しやがたらをも十姉妹といふと見えたり、巣は春秋なすなり、隨分能子の出來る物にてせ話なく、文鳥のごとく獨そだてあぐる也、〇中略玉子は十六日にてかへる、巣に付たる日を書付おきて、十二三日前よりきみ粟のもやしを作り置、かへる前日あたりよりもはや入おきてよし、夏はもやしも早く出來安し、秋の末頃は出來遲し心得有べし、子はかへりたる日より、廿三四日にて巣を出る物也、春夏も早く出來たる子は、もはや其秋直に子をなす物なり、常も小籠へちいさきふごを釣おくべし、其中にとまる、巣くさはしやがたらの所にしるす通り同じ事にてよし、

〔飼鳥必用中〕類違十姉妹

此鳥天明年中に、紅毛人日本渡海の節、本カタラ國に在し內、知る人の方より何鳥とも不知、小サ成雛鳥を送りし故に、其儘長崎に持渡り、漸々と塒に掛り、古今無類の麗羽を出したり、尤十姉妹程にて、頭より脊迄綠青にこんしやうを引たる色合也、胸より腹は朱のごとし、觜は黑ク常の鳥よりも尾羽長く柳葉尾にて、畫工のさいしきにも不及、色合よく、此鳥薩州江相廻り、夫より江都江廻りたる節、和唐之諸鳥の會有、これを出ス、出會の人々皆々目を驚かし、則其日壹番に付、古今無雙と書いだしたる也、今老の鳥にて無程相落、其後此鳥見たる事なし、暫も飼とめしならば、巣組に入子を取べきにおしき事也、未此正寫の噂計而已、殘念なりし事也、〇中略

十姉妹

此鳥類先年より澤山長崎江相渡、子を取事心安相成、巣組生立方、世の人能クしりし事ながら、あらましは書置也、檀どくと十姉妹の掛合にて出來たるは、檀どくの方へ近くといへども、胸の白黑能クわからず、大目にだんどくとは見得候得共、委しく見れば掛合の府合相わかり申候、巣は、

籠ふごにて巢草を入、就中ふろの毛を能く望ムもの也、玉子產落シ、巢に入候日より十三日目に玉子開割、己と生立、春秋二腹宛生立、近年餘り澤山に生立候故、人是を不愛、此後に至テ又無多事可相成候間、鳥數寄の方心掛、無油斷生立置べく心得可有也、

〔運步色葉集鳥名〕駒鳥

〔饅頭屋本節用集古生類〕駒鳥

〔本朝食鑑六林禽〕駒鳥訓古麻止利

釋名鳥聲如走駒之鳴聲故名

集解、狀似鶯而稍大、頭背蒼赤、頷頰赤色、腹灰黑、腹下白、羽尾俱蒼黑、嘴細利、脚細長而蒼、其聲高清而長滑、初似走馬之鳴聲、春夏之際最多囀、籠中亦久囀、爲宮中之弄、惟恐脚弱易損、山林處處有之、但和州播州之產最爲勝、其味不足用也、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕駒鳥

按駒鳥狀似鶯而稍大、○中略其聲高清而長滑、如曰必加羅加羅、似走馬之鳴聲、其頭每振左右、亦如走馬之形勢、故名駒鳥矣、春夏能囀、畜之甚愛之、惟恐脚弱易損、性畏寒難育也、雌者頷頰色不甚赤、不能囀也、和州葛城洞籠川山中多有之、勢州宇治、城州比叡、攝州有馬、作州高津有之、然不如和州之者、

鳥駒鳥　狀相似而略小、頭背灰白、胸腹白而有黑彪、其彪如俗所稱蛇腹紋者甚美、囀聲如曰珍古呂呂、其囀也略値時、代鷄鳴者爲最珍、

〔喚子鳥上〕こま鳥　ゑがい　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、

大きさすゞめに大ぶりにてせい高し、總身赤色はらねずみ色、さへづりたかねにていさぎよく、おもふろきものなり、あら鳥春のすへに出る、あら鳥其年はさへづりほそし、すへ子はなつ出る、尤子がい重寶とす、手について羽をひろげ、尾を立てさへづるをてふりといふ、子は吉野どろ川よ

り出る、よつてよし野こまともいふ、子のとし暑氣をきらふゆへ夜る晝すゞしき様にかふべし、ほめきつよき時は目をわづらふ、

島こま　ゑがい　右同斷

大きさこま鳥に少し小ぶり、總身うす赤鼠色にて、むねにうろこのふあり、さへづりこまににてほそし、此とりきんごくにすます、おん國よりきたる、よつて子がいなし、

野ごま（のごとりともいふ）　ゑがい　生ゑ壹匁、あをみ入、粉壹匁、かんきにはくろみ入よし、

大きさこまに大ぶり、毛色うぐひすににたり、咽にくれなゐの毛あり、其いろ鳥類になき見事なる赤色なり、秋のすへ多出る、春またまれに出る、寒氣にいたみ飼にくき類なり、さへづりすこしあり、こゑほそし、

とうごま　ゑがい　生ゑ七分、あをみ入、粉壹匁、

大きさこまに小ぶり、毛色こまどりにくろみあり、さへづりほそし、此鳥めづらしきるいなり、から鳥にはあらず、和鳥ながらまれに出る、

大ごま　ゑがい　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁、

大きさこまどりより大なり、毛色こまにかはる事なし、さへづりこまにをなじ、まれにあり、めづらしき類なり、

〔飼鳥必用下〕吉野駒鳥

此鳥は脊高く鳥も大形にて音さへあり、足の色但し二通りあり、白足あり、黒足の方は至て丈夫也、白足は足に病出る也、

秩父駒鳥

但し何れ高下なし、右鳥の出處もちゝぶ大瀧と云處にて出る、小瀬戸と云處よりも出る、尤につ

原と云處からも出る、右三ヶ處の内大瀧より出る鳥よろし、

〇日光駒鳥

右の處よりも出る、尤高下なし、何れも春秋は荒鳥夏は子駒出る、但し荒鳥飼込にても、さかりつよき時は、尾をかぶり手につくもの也、子駒には尤かぎらず、さかりぬけ候へば、元の飼込となる也、子駒はえじうおた、ゝき也、勿論泊木にて、尾をひろげあげざるを海老尾と云、尤右鳥は長尺三ッ頭ひしぎ囀は、何れの鳥にても宜しきと云、長尺なるを上とす、飼方人々知る處也、但し春おそく出る鳥はかねつけとて、至て弱きもの也、此事心得て飼べし、（但シ惡しく相見へ候時は、蝦用候へば早速よろし、）

〔食物和歌本草五〕駒鳥

駒鳥は冷なり淋病痰に吉しはぶきをやめこゑいだすなり　駒鳥は虚勞久しくいへず骨蒸となりて熱氣のさめつひきつに

〔大館常興日記〕天文十一年閏三月廿一日、駒鳥高信かたより獻之、

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考

木々の花の咲こぼれて、明ぼのゝ雪にもまがへる時は、駒鳥の聲のみひやゝかにしていとよし、されば此鳥の名は聲のたぐひをいへるならん、

〔和爾雅六禽鳥〕繡眼兒（メジロ）（出三于常熟縣志一）

〔饅頭屋本節用集女生類〕目白（メジロ）

〔物類稱呼二動物〕繡眼兒めじろ　薩摩にて花吸と云、上總にてをかまの鳥と云、

〔本朝食鑑六林禽〕目白鳥（訓如字）

集解、狀大二於鷦鷯一而林鳥中之最小者也、眼眶有二白圈一頭背綠色、臆腰黃、翅尾黑腹白、性能成レ群集二于枝上一相依互推、啼而喧嗔、其中一隻飛出拔レ群、則餘又相推、又自レ中拔去而如レ初、終爲二兩雙一皆飛盡、復群二集

于他枝、故俚語、稱ニ人之群集相並一如ニ目白之推一、或好集ニ菓樹一、故捕レ之者以ニ熟柿一懸ニ于樫邊一爲レ媒、其味不レ佳、

〔大和本草十五小鳥〕繡眼兒　常熟縣志曰、最小而巧、今案目白目ブチ縫ルガゴトシ、故繡眼ト名ヅク、其羽色青褐色、青バトノ色ニ似タリ、是モワタリ鳥也、群ヲナス、枝上ニテ同類ト押合フ、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕眼白鳥　正字未詳

按眼白鳥小禽也、○中略每好ニ柿、故捕レ之以レ囮、或用ニ熟柿一安ニ于樫傍一畜レ之以ニ柿研餌沙糖一其鳴聲曰ニ豆伊豆伊、囀如レ曰ニ比伊豆留一、其雌者稍小、胸白不レ帶ニ柿色一、最不レ能レ囀也、

〔喚子鳥上〕めじろ　ゑがい　生ゑ四分、あをみ入、粉壹匁

大きさ鶯によほどちいさく、毛色もへぎ、むねき色、はら白し、さへづり善悪あり、よきはひばりのごとく大おんに、おもしろき者なり、大ていはくせりなり、くせりとは小ごゑの義なり、此鳥しやうつよく飼よきものにて、しかも多き鳥なり、又山がらのごとく中がゑりするもあり、秋のするゑ多く出る、

〔百千鳥上〕朝鮮目白。。。　餌がい、八十四分ゑ、青味入、

大さ十姉まつに似て、諸事和の目白に似て奇麗なり、總身の青みすぐれて色よし、咽の黃色も格別見事なり、腹白く脇はらにかき色の毛有、口觜薄あひいろなり、さへづり小音なるおゝし、巢もなす物なり、唐鳥にや、または島鳥にや、明和三丙戌年より、予○泉花堂三蝶が庭籠にて、年々子をなしたり、巢草は苧を能もみて四五寸位に切、是を引蜘のすを取りて入置べし、苧へ蜘のすを付て巢を作る也、野老の毛、しゆろの毛、尤入おくべし、玉子十三日にてかへる、蜘を飼ふべし、

〔武江產物志〕山鳥類　繡眼兒白山邊

〔和爾雅六禽鳥〕畫眉鳥ホウジロ又作ニ鶉鶄一

〔物類稱呼二動物〕畫眉鳥ほうじろ　遠州にて赤ちゝんと云

頰白

其聲ち、りといふ物を片鈴(かたすゞ)と名付、又ちり、ころ、ち、りと云が如のものを諸鈴(もろすゞ)と云、此鳥巧に聲をなす故に、東國にては一筆令啓上候と鳴くと云、遠州にてはつんと五粒(いつゝぶ)貳朱まけたと鳴くと云、薩州にてはをらがと、は三八二十四と囀と云、歐陽公詩、百囀千聲隨意移と有、異域同談なり、

〔本朝食鑑　林六禽〕頰白鳥(訓保宇之呂止利)集解、狀大於雀而灰赤色、眉白如畫、頰亦白間黑、背上有黑斑、翅尾略黑、尾兩端有白毛、腹微黃白、臆下有赤斑、黑觜黃脚、其聲關滑多囀、中有如振小鈴之聲、其味亦佳、山中處處有之、近時好事之人養之畫籠、以誇于鈴音多者、又有白者、有黃赤者、倶畜之爲珍、關西諸州之產爲勝、關東亦多、

肉、氣味、甘平無毒、主治、未詳、

〔本朝食鑑　六華和異同〕頰白鳥

頰白者畫眉鳥也、南產志曰、白眉褐質好鬪善鳴、泉人以鬪賭金、興化志、聲似鶯而小、淸圓可聽、必大枝、今頰白非眉之白而頰亦白、極難爲畫眉、其鬪亦不詳、歐陽永叔詩、百囀千聲隨意移、山花紅紫樹高低、始知鎖向金籠聽、不及林間自在啼、今本邦亦畜之金籠也、

〔大和本草　十五異邦禽〕畫眉黑　大サツグミホドアリ、〇中略今國俗ホヽジロト訓ズルハ非也、

〔和漢三才圖會　四十三林禽〕畫眉鳥(はうしろ)

按、畫眉俗云、頰白鳥也、〇中略其聲關滑多囀、中有如小鈴之音者、人畜籠中弄之、其聲如曰知里里者名片鈴、如曰知里里古呂呂知里里者名諸鈴、而以爲珍、

深山畫眉鳥　狀似畫眉鳥而頭黑、胸腹灰白、臆下有黑圈彪、兩羽亦有黑點、其尾兩端白、囀時起毛冠、其裏正黃而美、

〔喚子鳥　下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入

ほじろ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし

大きさすゞめに大ぶり、毛色すゞめにあかみあり、目の邊に黑白のすぢ引たり、よつてほじろといふか、さゑづりよし、片すゞ、もろすゞとて、さへづりに善惡あり、尤子かひ調法とす、もろすゞ昔まれなり、あら鳥ふゆより春さきまでおほくいづる、す子は夏のはじめよりいづる、

みやまほじろ　ゑがひ　あは、きび、すりゑ五分ゑよし

大きさほじろににて、けいろうすく、ほじろの白きところうこんに黃いろなり、むねにくろき月のかたち有、大むね小むねとて、月がた大きなるをよしとす、さへづりよし、かひ鳥の上ぼんなり、ふゆいのこよりいづる、仍ていのこ鳥ともいふ、

〔百千鳥上〕畫眉鳥　餌がい、ふ十五分ゑ、靑味入、

大さ志まひよ鳥のごとく、總身茶色に、頭のあたりこまかきふ有、總身黑き細筋、茶いろの内に有、總身光り有、觜足ともに茶色に黃味あり、囀高音にていさぎよく、おもしろきもの也、鳥かるく尾羽を遣ふて籠のうちよし、白き眉有、まことに繪書るがごとし、巣はなしかはる沙汰なし、

〔飼鳥必用中〕戧眉鳥

此鳥長崎江持渡りし鳥也、先年澤山持渡りし時、長崎にて甚下直故に、唐江持歸りたるよし、其以後不持渡由、吳越の境に戧眉山と云山有り、此山桂木多故に、論山となりて終に火を付燒たり、此山に居泊り候戧眉鳥にて、燒し故に鳥も不住、夫ゆへ不持渡と云噺をしたる人あり、是は往古の事、戧眉鳥は目の廻り目尻へ見事に白く繪を書たるごとくの府合ありし故に、畫眉鳥と名付たる也、何ぞ出生の山を名付るにはあらず、唐にては〻鳥を料理に不仕よし、活鳥にて持行商賣するのよし、其内にも此鳥の類種々見得候との噂を聞しなり、何ぞ珍敷本朝にても秘藏の人も可有に、漸々噺を聞しまで也、

此鳥京都大坂より出る、ま、江戸にても取也、勿論大胸小むねとて貳通り、尤大胸の方は年數飼ば、啼音よろしくなくなり、

頬白

〔飼鳥必用下〕深山頬白

此鳥春秋澤山に渡る鳥也、子は雌雄一向分り兼候、右見分樣、泊木へとまる頃、ひかへの爪の先キ少し黒み出たるが雄也、但シ此子鳥に虫付とて、鈴虫松虫こうろぎの類、或はのじこ川原鶸かやくゞり、又は笛つけとて色々のもの聞せ、よく付候鳥を寵愛いたし候也、外にかけ啼する事甚あしく、外家に入障子をたて、棚などに置啼せる事宜し、貳歳の内晴たる處にてくせらせ啼すれば其鈴音ぬけるもの也、三歳迄はずいぶんまづかなる處に置てよろし、三歳よりは構なし、右頬白親鳥九州にても、啼方よろしき鳥を所々聞廻り、諸鈴片鈴の啼音を段々聞分、よろしき親鳥を野移し賞美し飼事專ら也、子飼のつけ子なき方、鈴色あしきとて、野鳥を寵愛し、年數三年もかへば、やう〳〵と下音にて啼、四年もたてば、野の通りいつはいになく、いづれ九州は鳥を氣長に飼事名人也、惣別鳴鳥は氣長にして、野の親鳥を取、年をかさね寵愛する事至つて上手也、

〔武江產物志〕山鳥類　ほうじろ千住板戸邊

菊戴鳥

〔本朝食鑑六林禽〕菊戴鳥

集解、狀似目白而背翅靑綠色、頂上有黃毛如菊花者而似戴之故名、眉邊有黑斑、翅尾黑、腰黃腹白、其聲短小、形亦極小、而目白鷦鷯之類也、

〔本朝食鑑六華和異同〕菊戴鳥

或曰菊戴者戴勝也、必大按、戴勝禮月令、季春戴勝降于桑注織紝之鳥、爾雅戴鵀註云、鵀卽頭上勝、今呼爲戴勝、或謂戴頒、師曠禽經、揚雄方言爲鳴鳩、郭璞曰、非也、呂氏春秋注曰、鴟也、李時珍曰、山鵲有文

采如戴花勝、人名戴鵀戴頒、凡戴勝諸說不同、雖未詳其形而似鳩之大、今本邦菊戴極小之鳥、非鳩鵲山鵲之比、其戴菊亦不似花勝、袁了凡曰、戴勝首戴毛如花勝、司馬相如傳、西王母白首戴勝、勝者婦人首飾、漢代曰花勝、字書亦瘩勝者婦人首飾也、

〔和漢三才圖會林禽四十三〕菊戴鳥　正字未詳俗云菊以太々木

按、菊戴鳥狀似眼白鳥、○中略其聲如曰豆伊豆伊而短小、性怕寒難育、

〔喚子鳥上〕きくいたゞき　ゑがひ生ゑ壹匁五分、あをみ入、粉壹匁、くろみ入、

大きさゝゞいにちいさし、毛色あをくろく、かしらにきいろのすぢ有、さへづりよし、よはき鳥にて冬を越がたし、夏はつよし、多いづる、

〔武江產物志〕山鳥類　きくいたゞき高田邊

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考

おのれがかたちを名になせるものは、目白頰白のたぐひなるに、鵲は殊におかし、年々菊をいただきける自然の理はあやまたねど、ことしは珍しう、梅花をもかざせよかし、

仙遊島

〔和漢三才圖會林禽四十三〕仙遊鳥　正字未詳

按仙遊鳥狀小似眼白鳥、形色似雲雀、背黑色、其尾能開合、擴則如孔雀尾、人畜之弄翫、其聲不應形高亮、似瞿啣啣聲、性畏寒不易育、

橿鳥

〔類聚名義抄鳥九〕鵄鵃鵟　俗或正、音秋、ミツトリ、大トリ、カ○シ○ド○リ○、　鶵カシドリ

〔運步色葉集鳥名〕鵟カシドリ

〔饅頭屋本節用集生類加〕鵟カシドリ

〔本朝食鑑林禽六〕懸巢鳥　訓加○計○須○

釋名、橿カシ鳥、俗稱、斯鳥營巢于深山樹上而不能堅固、但懸一枝而垂下、故名云未詳、堅木者橿也、每棲堅木之樹而鳴、因名之、

椋鳥

集解、懸巢大似鵲、頭白有黑斑、眼邊及頰有黑紋、頰上至背腹翮上灰赤色、翮端白有青斑、羽黑白相分、白處有青斑、啄尾黑脛黄、鳴聲極喧、能成諸鳥之聲、性躁惡鷙、小鳥而食、其類相値則搏鬪、或畜之樊中、成百鳥之聲、然不能與餘鳥同居、若同居必爲害、毎養之不以魚鳥之肉則死焉、其味極臊腥不可食、故不詳氣味之性也、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕橿鳥　好棲橿樹、故俗呼曰橿鳥、又名懸巢鳥、

按、橿鳥形小於鵲、○中略今商家除夜元旦炙食、以祝借而取之義矣、肉味不美、有臊腥氣、

〔喚子鳥下〕かし鳥かけすともいふ

ゑがひ　生ゑ四分、あなみ入、紛豊タ、

大きさひよ鳥に大きく鳩のごとし、かしらねずみ色にごまふあり、總身こいねずみいろ、尾羽のはしくろく、羽のもとにるりいろの羽あり、此とり子がひによくものまねをさへづる、

島。かし。鳥。

ゑがひ　生ゑ四分、あなみ入、紛豊タ、

大きさ鳩に大ぶり、いたゞきくろく、總身ねずみにくろきごまふ有、さへづりからすににたり、はしつよく木つゝきのごとくかごをやぶる、近國にはまれなり、

〔食物和歌本草二〕鸐カシドリ

鸐は平にて甘く腸に吉食を消しつゝ氣を下す也　鸐は疵や瘡にはふかく毒氣力をぞ益常に食せよ　鸐を串指あぶり用れば、盜汗をとめ諸藥にもます

〔永久四年百首冬〕椎柴

夏そひくうながみ山のしゐしばにかし鳥なきつ夕あさりして　俊頼

〔武江產物志〕山鳥類　かけす上野、芝、

〔本朝食鑑林禽六〕椋鳥訓武久○止○利

釋名此鳥常棲椋木、故名之

集解、狀如小鳩而頭背灰紫色、背下黑白相重、眉淡黃、頷以下至腹俱白、翮上淡紫有斑、翅上白有波紫斑、羽黑間白、翅下交淡紫、羽尾亦純黑也、其聲似鴿而喧、常好成群、其味亦似鴿而佳、

ムクワリ

〔大和本草小鳥十五〕椋鳥(ムク)　大サハ、ツグミホドアリ、形鳩ニ似テ、音ヒヨドリニ似タリ、味ヨシ、群飛ブ、ムクワリト不同、

〔喚子鳥上〕小むく　ゑがい　生ゑ四分、おなみ入、好壺欠、
大きさむく鳥にちいさし、かしら白く、せくろく、腹白く、かき色まじりたり、此鳥いろに不同ありて、かしらの白みよくさへたるはうつくしき物なり、さへづり大をんなれどもよろしからず、多く出る、

むく鳥　ゑがい　生ゑ四分、おなみ入、好壺欠、
大きさ小むくに大きし、總身くろねずみ色にて、目の邊白き毛あり、ひね鳥はかしら白く、はしあかく、見事に成ものなり、さゑづり大おんなれどもよろしからず、多いづる、

〔武江產物志〕山鳥類　山胡(やまがら)小石川邊

〔大和本草諸品圖下〕ムクワリ　其大サヒヱ鳥ノ如シ、其形モ亦似タリ、頭黑ク頰頷白ナリ、背翅ノ表ノ色淡黑色、背ノ末白、腹白シ、ノドノ下尾ノ上黑シ、尾ノ末微白、ヒヱドリヨリ尾頭稍少長、稍末尖リ色黃ナリ、脚モ淡黃、食之而其味ヨシ、林鳥ナリ、群飛ス、本草不載、故漢名不知、本書亦不載、

萩鳥

〔本朝食鑑林禽六〕萩鳥(ハギ)
釋名此鳥棲萩叢故名
集解、萩鳥似椋鳥而頭背臆紫色有黑斑、眼邊及頰頷黑、頸腹淡黃有紫斑、翮端紺翠有斑、羽黑白相交、嘴脚黃、其聲短、其味亦不佳、

増子鳥

〔倭頭屋本節用集生類末〕増子(マシコ)

〔本朝食鑑 林六〕猿子鳥 訓二麻之古一

集解、猿子大如二小鳩一而頂前半青、後半黄、目之前後有二紫色條一而作二上半圏一至二兩頬一作二白圏一頷下亦有二紫色一而作二下半圏一自レ頷下至レ臆亦紫色、腹下白、背上赤黒有二黒斑一翅羽灰黒交レ白、嘴脚倶蒼、其聲清滑、其味不レ佳、官家畜レ籠以弄レ之

釋名 鳥性慧利、聲亦啼似二猿子一故名、

〔和漢三才圖會 林四十三〕猿子鳥 正字未詳 俗云末之古

按猿子鳥狀大如レ雀、全體灰黒胸腹淡赤色、羽灰黒色而有二黒彪一尾下兩端白者二、其觜短而赤黒脚黒頂灰黒、自レ頭至レ胸淡赤而有二白圏一如二千葉菊花紋一鳴聲如レ曰二比宇比宇一囀則曰二比宇知由留比宇知由留一

猿麻之古鳥 狀似二猿子鳥一而無二菊花紋一

照麻之古鳥 狀同二猿子鳥一而自レ頬至レ胸正紅、

大麻之古鳥 狀色同二猿子鳥一而大、其菊花紋亦鮮明、

凡猿子鳥之屬、性黠利而聲亦喧、宛然似二猿之子一故名レ之、蓋麻之者猿猴異名也、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分 何にても水を入る

かやましこ　あがひ　きび、ゑのごま、すりゑ四分ゑよし

大きさすゞめにちいさし、け色すゞめにてあかみあり、年をかさねてつらくろく、外あかみます、さゑづりはそし、まれに出る、すくなき類なり、

ましこ（上品をきくましこ、下品をさるましこ、）　あがひ　ゑのごま　すりゑ五分ゑよし

大きさすゞめにて、せの色赤うすくろく、うす白き毛もまじり、むねはらべにのごとく赤し、のどに白きけ、きくのごとくなりたるをきくましことい ひ、てりのうすきをさるましこといふ、年をかさねて毛色さめ、ちらけ悪敷なる、さゑづりよし、よくさへづるはまれなり、

はぎましこ（大ましこともいふ）　あがひ　右同斷

野子

のじこ

大きさましこに大きし、諸事ましこにかはりなし、

〔飼鳥必用下〕大ましこ　小ましこ　萩ましこ一名萩鳥共云

右何れも鳥は日光山より多く出る鳥也、照色はいろ〳〵有、極赤きを上とする、但し萩ましこは黒く紫の毛色有、雌雄はよく分る也、江戸にても大ましこ、小ましこ、照に甲乙有故、猿ましこ、菊ましこ共云也、餌飼人々知る處也、

〔夫木和歌抄二十七雑〕昔を思ふといふことを　源仲正

ましこゐるゐのくつちはらうちはらひみきはかたてし昔こひしも

十題百首　寂蓮法師

時雨こし木ずゑの色を思へとやえだにもきゐるてりましこ哉

正治二年百首御歌　第三のみこ

多がれのをかべに来ゐるてりましこ紅葉にかへるこずゑ也けり

〔武江産物志〕山鳥類　ましこ目黒

〔本朝食鑑六林禽〕野子

頭背灰赤色、眉白頬白、頬下及頷深紅色、翅青羽尾黒、両脇亦青、腹白、其聲艶、

〔大館常興日記〕天文十一年閏三月廿五日、のこ鳥一、富はら持参也、仍給候、御太刀遣之也、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

のじこ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、

大きさすゞめに小ぶり、けいろすゞめにあをくきなり、むねはら尤きなり、さへづり高音にてすずねも有、さゑづりおもしろき鳥なり、

鳥のじこ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、

大きさのじこに少し大ぶり、毛色また少しあかみ有、さへづりよし、のじこににたる物にてめづらし、

〔飼鳥必用 中〕朝○鮮○野○路○子○

此鳥脊赤く胸も赤くして腹黃色、雌は脊の赤み薄し、雄は尾の様に少し赤羽有り、啼音は青地のさゝすりに似たり、多は薩州に渡來る、太古檀香鳥とて、唐人長崎江持渡るよしにて、通詞林百助所持にて、書寫したる事あり、唐には澤山見る鳥也、

〔飼鳥必用 下〕野路子(ノジコ)

此鳥秋渡る鳥なり、尤諸國より出る鳥也、子も所々より出なり、此鳥雛鳥にて雌雄わかりかね、茶色なるを雌といへ共、雄のひなにも茶色あり、あごの下に黑き毛あるを雄とする也、此鳥能鈴あるを賞翫す、去かし荒鳥翌年は鈴音ぬけるもまゝあり、餌飼粟にて後三分餌、

大○野○宏○子○

此鳥青地の形にて、のじこの形はなし、まゝ上方より來る事あり、餌飼鈔にて三分餌、

〔武江產物志〕山鳥類 のじこ 山の手邊

鶸

〔運歩色葉集 鳥名〕鶸

〔本朝食鑑 林禽六〕鶸(訓比和)

釋名 鶸字書而灼切、音弱、見鳥也、字義未詳、

集解、鶸小於雀、全體黃色、頭背頸翅交黑、羽毛黑腹黃白、聲淸滑多囀、其味苦不佳、

附錄 ○河○原○鶸(カハラ) 狀似鶸稍大、頭背灰白、眼後微黑、背有黑斑、翅蒼黑而交黃羽、腹白聲亦相似、味微甘不苦、俗稱河畔水邊多砂石處曰河原、此鳥常居山中水邊、故名、

〔大和本草 十五 小鳥〕ヒハ 漢名未知、○カ○ラ○ヒ○ハ○ハ、タデヒハヨリ小也、頰ト腹ト尾上黃ナリ、背ト翅ハ黑黃マジレリ、觜小ナリ、マヒハトモ云、粟稗ヲ食ス、ベニヒハ、カラヒハト大サ同ジ、形モ同、頭ノ上ハ眞紅、ム

山雀

子ハ淡紅脚黑シ、タテヒハ處々青黃ナリ、カラヒハヨリ微大、麻ノ實ヲコノンデ食フ、河原ヒハ、タデヒハノ大ナルナリ、國俗ニ鶸ノ字ヲヒハトヨム、於二中華之書一出處未レ詳、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

まひは　ゑがひ　ゑのごま、すりゑ五分ゑよし

大きさすゞめにちいさく、青く黃色にて尾羽にひは色有て、きやしやにしほらしき鳥なり、囀りよし、冬多く來る、年によりてわたらぬ事あり、

河原ひは　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、

大きさすゞめにふとし、大かはら小かはらとて、少し大小二品有、けいろ異ひはに似て鳥がらいやし、囀り有、子がひ尤さへづりよし、冬おほく出る、

〔山家集下〕ことりどものうたよみける中に

こゑせずと色こくなるとおもはまし柳のめはむひはの村鳥

〔看聞日記〕永享七年六月廿五日、養二小鳥一〈ツツ三、ヒハ二〉、入レ籠、熊代之內ニ釣、〈嘲〉○下

〔武江產物志〕山鳥類　鶸〈ぬかひは、べにひは、かわらひは等有、四ツ谷邊〉

〔壒嚢抄一〕鳥類字　山雀〈ヤマガラ〉

〔饅頭屋本節用集生類〕山雀〈ヤマガラ〉

〔書言字考節用集五氣形〕鸒〈ヤマガラ〉所出未レ詳、俗又用二鴉字一、謬甚矣、山陵鳥〈同、夫木〉山連〈同、或作二山柄一〉

〔本朝食鑑六林禽〕山雀〈訓二也末加良一〉

集解、狀似二頰白一而頭黃白帶二赤色一、眼之前後及頷有二黑條一、背灰赤色、嘴胸翅尾俱黑、腹赤色、性慧巧能囀、久養馴致、則籠中飛舞者最巧、故兒女以レ紙造二細繩一結レ之作二環輪形一、重重懸二于籠中一、則鳥遶二穿其隙及輪中一而反顧、常好二胡桃一食、又食二荏子一、其平生所レ養者用二研餌〈スリエ〉一、其法用二生蕪菁莖葉一而研爛、合二米粉生魚肉一研

泥以水煉之名曰研餌其生魚者用川鯽泥鰌小鰻等之生肉用溪川之魚不用鹽水之魚也大抵養山鳥之小者用研餌者多或用荏麻子稗子粳秔亦有之

〔大和本草十五小鳥〕山ガラ　性タクミニシテ慧ナリ能サヘヅル又小ガラアリ山ガラニ似テ小ナリ

〔和漢三才圖會四十三林禽〕山雀　山陵鳥　正字未詳　俗云也末加良

按山雀狀似畫眉鳥〈中略〉常鳴如曰豆伊豆伊〈中略〉毎握物也有鷹鳶之勢其屬小雀四十雀火雀皆亦然矣其肉味不佳故人不敢食又不入藥用止畜樊中爲兒女之弄戲耳

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

山がら　ゑがは　くるみ、ゑのごま、花のみ、何れも水入、すりゑは生ゑ入分、粉壺久、あれをみ入、

大きさすゞめにて毛色かばいろに白くろこいねずみまだらふなり此鳥羽づかひかろく籠の内にて中歸りするかるき鳥を小がへりの内とまり木の上にいとをよこにはり段々高くかゑるにしたがひ其いとを上へ高くはりふさげのちには輪をかけ五尺六尺のかごにてもよくかゑりわぬけするものなり又藝ありかごのそとへ出しやかごを仕出しくるまぎにつるべを仕かけ一方に水を入一方にくるみを入常に水とゑをひかへするときはかの水をくみあげ又はくるみの方を引あげよきなぐさみなり籠の内上の方にひやうたんにせにほどのあなをあけつるべし夜は其内にとまるなり此鳥秋の末渡る其内にてかろき鳥を見たてげいを付るなりさへづりよし

〔食物和歌本草五〕山雀

山雀は平に温也物わすれ心をつよふし智惠をよくます　山雀は身をかろくして年をのべ鬚髮くろく長生となる

〔拾遺和歌集七物名〕山がらめ

すけみ

もみぢ葉に衣の色はしみにけり秋の山からめぐりこしまに

〔新撰六帖六〕くるみ　光俊

山がらのまはすくるみのとにかくにもちあつかふは心なりけり

〔夫木和歌抄雑十七〕十題百首　寂蓮法師

この内も猶うらやまし山がらのみのほどかくすゆふがほのやど

○按ズルニ、平家物語山門御幸ノ條ニハ、此歌ヲ紀伊守範光ノ作トナセドモ、恐ラクハ誤ナラン、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕成通卿いまだ若かりけるに、庭にて鞠をあげられけるが、まり格子と簾との中に入けるに、つゞきて飛入られけるが、父の前無骨なりければ、まりを足にのせて、其板敷をふまずして、山。。。。。。がらのもどりうつやうに飛かへられたりける、凡夫のしわざにあらざりけり、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年十月廿五日戊戌、島津豐後左衛門尉忠綱、以高麗山。山柄。獻將軍家、○藤原頼嗣其色白而如雪、其聲不相似吾國鳥、幕府賞翫只此事也、

〔太平記十七〕還幸供奉人々被禁殺事

宇都宮ハ放召人ノ如ニテ、逃ヌベキ隙モ多カリケレ共、出家ノ體ニ成テ徒ニ向居タリケルヲ、惡シト思フ者ヤ爲タリケン、門ノ扉ニ山雀ヲ繪書キ、其下ニ一首ノ歌ヲゾ書タリケル、

山ガラガサノミモドリヲウツノミヤ都ニ入テ出モヤラヌハ

〔續近世畸人傳一〕高戸善七

備中國鴨方村に、高戸善七郎後に孫兵衛といへるは、父に仕ふること極て孝也、○中略老後人の飼たる山雀の翅を殺たるを憐み、乞得て愛養し、翅長ずるに及び、籠を開きて去しめんとするにさらず、程なく翁京へのぼらんとて、家より一里計出たる、竹輿のうちにて頓死しければ、家にかへ

してとかく事をはかる間、彼山雀を其家の東一丁計ある親族のもとへうつしたるに、翁の死をや知けん、籠を破りて飛去ぬ、さて葬儀など終りて後、妻子翁の墓にまうでゝみれば、彼鳥そこにあり、此墓所は翁の家より西にて、うつしたる家よりは五丁計もあらんに、いかにゑりて來りしにかと、人々あやしみて例のごとく手を動して試れば、手につきて舞鳴ぬ、いと悲しうてつれかへらんとしたれど、やがて又空に飛さりぬとぞ、

〔壒嚢抄一〕雀類字　鶺(シイウカラ)

〔倭頭屋本節用集生之類〕四十雀(シジウカラ)

〔書言字考節用集五氣形〕鵗(シイウカラ)又作鶌、未詳、四十雀(同)

〔本朝食鑑六林禽〕四十雀

訓四十加良、俗稱以雀四十隻代一鳥、故名、或謂以其類多集而名、倶名義未詳、狀似小雀(ガラ)而大、頭黑兩頰白、白圓紋黑圈至鵶、胸背灰青、翅尾黑腹白、其聲淸滑多囀、其味微苦不佳、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕四十雀　正字未詳

按、四十雀似小雀而大、○中略其聲淸滑多囀、如曰四十加羅、故名之、其老者換毛色稍異形亦大、俗呼曰五十雀、雌者腹雲紋幽微、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

四十雀　あがひ　右同断○くろみ、ゑのごま、花のみ、何れも水入、すりゑは生ゑ入分、粉壹匁、わたみ入、

大きさ山がらにちいさし、かしらくろ白まだら、せはあさぎに黄色、ねずみいろまじりたり、はら白くくろきすぢ有、諸事山がら同事にて、蟲もつく鳥なり、さゑづりよし、子がひ尤よし、あら鳥秋のするより冬まで出る、へうたんにとまる、

〔食物和歌本草六〕四十雀(シジウカラ)

五十雀

小雀

四十雀平なり甘く氣力まし身をかろくして足を强す　四十雀五疳に藥勞を去氣のおもきにはなを藥なり

〔夫木和歌抄二十七四十雀〕十題百首　寂蓮法師
あさまだき四十からめぞたゝくなる冬ごもりせるむしのすみかを

〔武江產物志〕山鳥類　白類鳥上野しじうから、ひがら有、

〔大和本草十五小鳥〕五十ガラ　四十ガラノ類也、腹白背ウス青シ、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入

五十柄　みがひ　右同斷〇くるみ、ゑのごま、花のみ、何れも水入、すりゑは生ゑ八分、籾壷匁、あをみ入、
又十からとも、まかつほう共、まかほこ共、木ねすみ共いふ、

大きさ山がらにて、かしらより尾までうすねずみ色にて、のどよりはら白し、此鳥は少し大きなる籠に、ぼくなど入、へうたんを釣かふべし、方々へかるくつたひまはり、籠の内おもしろき鳥なり、囀りよし、近國にまれなり、へうたんにとまる、

〔武江產物志〕山鳥類　五十から稀なり

〔壒嚢抄一〕鳥類字　鵊コガラ

〔書言字考節用集五氣形〕鵊コガラ未詳小陵鳥同夫木

〔本朝食鑑六林禽〕小雀

訓古加良、或號小陵鳥、名義未詳、狀似山雀而小、頭黑頸頰白如畫紋、背腹白翅尾黑、聲滑多囀、身輕上下、纔枝度樹、隔葉難見、其味不佳、

〔喚子鳥上〕小がら　みがひ　生ゑ壷匁、あをみ入、
十二からともいふ　籾壷匁、くるみ入、

大きさ四十からに小ぶり、毛色かしら黑く、せはねずみにてはら白し、かごの内四十からににたり、さゑづり少しあり、多出る、近國にはまれなり、

鵯

〔新撰六帖二〕冬の野　行實

冬野にはこがら山がらとびちりてまた色々の草のはらかな

〔山家集下〕ことりどものうたよみける中に

ならびゐてともをはなれぬこがらめのねぐらにたのむしひの下枝

〔拾玉集四〕詠百首和歌　春二十首

春きてもみよかし人の山ざとにこがらむれゐる梅のたちえを

〔土御門院御集〕鳥名十首

み山べの嵐にうつるこがらめは時雨にのこる木のはとぞみる

〔運歩色葉集鳥名〕鵯（ヒガラ）

〔饅頭屋本節用集比生類〕鵯（ヒガラ）

〔倭訓栞前編二十五比〕ひがら　小鳥の名にもいへり、其眼の睛なるをもて也、鵯鶏也といへり、鵯字をよめるは心得がたし、

〔本朝食鑑六禽林〕日雀（ヒガラ）

訓比加良、名義不詳、或曰火雀（ヒガラ）、以色赤而稱、此亦不爲當矣、狀似四十雀而小、頭背灰赤色、眼頰白黑相交、腹白翅尾黑、聲亦似三雀、其味尙不佳、

〔喚子鳥上〕ひがら　ゑがい　生ゑ壹匁、あたみ入、粉壹匁、くるみ入、

大きさ小がらにちいさし、毛色白くろねずみまじり、四十からににたり、さゑづり少し有、ちいさくしほらしき鳥なり、山がらのごとく中がへりするも有物なり、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

あいせんがら　ゑがひ　山がら同斷〇くるみ、ゑのごま、花のみ、何れも水入、すりゑは生ゑ入分、粉壹匁、あたみ入、

鶲

大きさ山がらににて、けいろ山がらの白き所も不殘かば色に赤し、山がらのるいなり、諸事山がらにかはる事なし、まれに山がらの內にまじりわたる、

〔飼鳥必用下〕愛染柄

此鳥秋日光ちゝぶよりも出、江戶にても間々とれし事有、此鳥山がらの替り共付ず、尤埘をすれば山がらとなる、飼方山がらに同樣也、

〔武江產物志〕山鳥類　あんじんから稀なり

〔壒囊抄一〕鳥類字　鶲ヒタキ

〔運步色葉集鳥名〕鶲ヒタキ

〔書言字考節用集五氣形〕鶲ヒタキ　鵜同

〔本朝食鑑六禽〕火燒鳥訓比多岐

釋名、鶲壒囊鶲古俗、壒囊、字書音翁、鳥名、字義未詳、鶲者老鵜之名、此鳥頭不禿、則亦未詳、從翁從鳥、俱訓比多岐、不知何故爾、

集解、鶲大如雀、頭青頷頰純黑、背翮灰赤有黑斑、翅上有一重白羽一重黑羽而相次、嘴脚蒼黑、其聲清而多囀、一種有黃火燒者、狀稍小而頭黑、眉黃頰頷胸腹亦皆黃、自眼後至背純黑、背後腰間並黃、翅尾純黑而翅間有白羽三四箇、其聲亦淸滑、兩種皆不知其味也、

〔和漢三才圖會四十三林禽〕鶲音翁　鶲出壒囊抄、字義未詳、　俗云比太木

按、鶲大如雀、〇中略　其聲淸亮多囀、如曰比伊古止比伊古止、

○○黃鶲(中略)一名金花

一種　形色似鶯而眼圓大、其鳴聲與鶲相似、

〔喚子鳥上〕雪ひたき　ゑがひ　生ゑ入分、ゐなみ入、飼壹匁、

大きさかたち鶯ににたり、總身あい色のるりいろ、のどよりはら白くわきばらにかきいろの毛

少しあり、目のうへにまろきまゆげ有、さへづりほそし、ひろき籠にとまりすくなく入べし、冬のはじめ春のはじめに出る、此鳥わかきときは毛色外也、總身うぐひすの色にて、少し尾羽にるりいろあり、是を半なりといふ、本けひたきより半なり多く出る、め鳥又半なりににたり、

きひたき　ゑがい　生ゑ壹匁、粉壹匁、あなみ入、

大きさ鶯にちいさし、總身黑く黄色のまゆ有て、羽に白き毛少し、せに又き色入、のどよりむねまでき色にて、うつくしき鳥なり、囀りほそし、春のすへと秋の末に出る、す子は夏出るまれなり、

せ。う。ひ。た。き。　ゑがい　生ゑ、七分、粉壹匁、あなみ入、

大きさ鶯にして首ねずみ色にて、せのいろうす黑く、かたに白き毛あり、尾羽かば色にあかし、むねつら黑く、腹かばにあかし、さへづりほそし、秋の末より春の初めまで多く出る、

野。ひ。た。き。　ゑがい　生ゑ七分、粉壹匁、あなみ入、

大きさ鶯に小ぶり、あをく淺ぐろし、さゑづりほそし、たまに多出る、めづらしき類なり、

鳥。ひ。た。き。　ゑがい　生ゑ壹匁、粉壹匁、あなみ入、

大きさうぐひすに大ぶり、鳥のふうせうひたきににたり、毛色せうひたきに赤き所多し、世にせうひたきのかはりといふ、たとへばやまがらとあいせんがらとのごとし、

り。う。き。う。ひ。た。き。　ゑがい　右同斷

大きさ鶯に小ぶり、かしら黑く、白き首だま尾羽青ぐろくかば色まじりたり、さへづりほそし、りうきう鳥にはあらず、和鳥なれどもめづらし、

あ。つ。鳥。ひ。た。き。　ゑがい　右同斷

大きさ鶯に小ぶりにて、赤白黑色まじり、あつ鳥のふににたり、さへづりほそし、めづらしき類なり、但しりうきうひたきのわか鳥ならんか、

〔夫木和歌抄 二十七 火燒鳥〕
百敷にすみかさだめよひたきどりなれがやどりも庭にみゆめり　源師光

十題百首　寂蓮法師
思ひかね柴とりくぶる山里を猶さびしとやひたきなく也

〔武江產物志〕山鳥類　ひたき 白山邊きひたき。るり。ひ。た。き。上ひたき等有、

鶲

〔本朝食鑑 六 林禽〕鶲 訓志。那。比。

釋名、赤腹、俚俗謂色之名、按字書鶲者與鶲同、今借用歟、未詳、

集解、鶲大如雀、頭背翅蒼灰色、腹赤、聲短不囀、其味最佳、性能成群、故捕之者窺其成群、而於庭上散餌以待之、群鶲拾食則投網取之、一擧數百、或爲媒設羅亦捕之、

〔和漢三才圖會 四十三 林禽〕鶲 同鶲　正未詳　一名赤腹アカハラ　俗云志奈比

按鶲者百舌鳥之屬、形大赤相似、而背灰蒼色腹赤、其聲短、能群飛、故多易捕、於其來處撒餌張罟、或以囮取之、炙食味美、

〔喚子鳥 下〕あ。か。つ。は。ら。 あがひ　生ゑ四分、あをみ入、鈴壹匁、

大きさつむぎにおなじ、○ひよ鳥に小ぶりつむぎの類なり、せはあをくろぐはらかばにあかし、さへづりよろしからず、ふゆいづる、

〔武江產物志〕山鳥類　あかはら 千住砂村邊

鶸鳥

〔塵嚢抄 一〕鳥類字　鶸ヌカ

〔饅頭屋本節用集 生類〕奴鶸ヌカ

〔本朝食鑑 六 林禽〕鶸 訓奴加、本朝訓類鶸爲奴加、不知有鶸義乎、

集解、鶸似四十雀而極小、色灰白帶青、聲清圓多囀、味不爲佳、一種色赤鮮明者稱照鶸、照者光明也、

柄長鳥

〔和漢三才圖會 林禽四十三〕𪀚鳥 名義未詳 俗云奴加止利

按、額鳥狀似鶺而小、灰白色帶青、其聲清圓多囀、

照額鳥 形色相似鮮明、而頂有小紫點、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分 何にても水を入る

ぬか鳥 ゑがひ ゑのごま すりゑ五分ゑよし

大きさすゞめにちいさし、毛色すゞめにしらけたり、いたゞきに赤き毛あり、さへづり少しあり、冬の内に來る、年によりてわたらず、

〔本朝食鑑 林禽六〕惠那加鳥 訓如字

集解、狀如雀而全體純白、眼後背上翮端羽上有黑紋、尾亦純黑、其聲清滑可愛、其味不美

〔大和本草 小鳥十五〕エナガ 頭上白ク、ムネ、ハラモ白シ、背短ク尾長シ、背ノ色ウグヒスニ似タリ、四十カラヨリ小也、聲ヨシ、

〔和漢三才圖會 林禽四十三〕惠奈加鳥 正字未詳

按、惠奈加鳥大如鶺鴒、全體似四十雀而背淡赤、雜色不鮮明、眼後背上翮端羽上有黑紋、其尾牢白牢黑、頭圓小、於常鳥、其聲清亮而似喘、毎鳴如曰豆伊豆伊、蓋此四十雀之屬乎、性怕寒難育、

〔喚子鳥 上〕ゑなが ゑがい 生ゑ壹匁、あをみ入、粉壹匁、

大きささゞいににて、毛色白くろかき色まじり、はしみじかく尾ながし、さゑづり少し有、しほらしき鳥なり、あら鳥ふゆ出る、春またすこし有、子は夏いづる、尤子がいよし、

〔飼鳥必用 下〕柄長

此鳥春江戸在にて子をうむ、巣草に青苔をもつて、ひようたんの形にかけ、子數多きもの也、飼方鈔にて五分餌、白餌にてくるみを入る、此内に菊柄長とて頭に白き毛あるを、心をつけ見分べし、

頭鳥

〔武江產物志〕山鳥類　ゐなが　綾瀨邊

〔本朝食鑑　林六禽〕頭鳥　訓加志良

集解、狀似雀而色如鶉、頭蒼赤頰赤有白斑、腹白臆及兩脇有赤斑、其聲短不淸、其味稍佳、此亦能成群、

〔和漢三才圖會　林四十禽三〕頭鳥　正字未詳、俗云加志良

按、加志良鳥狀似深山畫眉鳥、而毛色如鶉、頭黑柹色、頰赤有白斑、腹白臆及兩脇有赤斑、能成群、其聲短不淸、囀時起毛冠、其裏黑、

〔百品考　下〕琢頂紅　一名珠頂紅、一名貯點紅、一名千里紅、一名老鎗雀、　和名カシラ

百鳥圖贊　有圖　張廷玉詩、飜飛西復東、珠頂鶴頭紅、赤幘原無異、朱纓訝許同、辟塵光並耀、照乘焰具融、欲覓牟尼寶、何須到梵宮、○中略

冬月多渡ル小鳥ナリ、大サ雀ノ如ク全身ニ斑文アリ、脊毛色淡綠色ニシテ黑ミアリ、淡黑ノ斑點アリ、胸ヨリ腹ノ間色白シテ黑斑アリ、兩翅幷尾淡黑ニシテ白色ノ緣アリ、觜雀ノ如ク色黃ナリ、頂深紅色、胭脂ヲ塗ルガ如シ、故ニカシラト云、

〔喚子鳥　下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

かしら　ゑがひ　きび、あは、ひへ、米、すりゑ五分ゑよし、

大きさすゞめにて毛色すゞめにたり、むねに赤きごまふ有、山がしら田がしらとて、少しかはりて二色あり、山がしらをてりがしらといふ、年を重ねてくろ白のふわかりて見事になる、囀りよし冬多く出る、

島がしら　ゑがひ　ゑのごますりゑ五分ゑよし

深山鳥

〔本朝食鑑　林六禽〕深山鳥　訓美也末

大きさすゞめにちいさし、け色かしらににて、つら又はあかににたり、冬まれに有、めづらし、

松蒐

釋名之樹故名此鳥棲深山

集解、狀小於雀、黑頭玄冠黃眉、眼之前後有黑條、頰頷黃白、臆有黑文、背翅黑赤有斑、羽尾俱黑、聲清多囀最可愛、其味不佳、

〔和漢三才圖會林禽四十三〕深山鳥　俗云美也末止里　別有深山頰白鳥與此異

按、深山鳥狀小於雀、而頭黑有小冠、眉黃、眼之前後有黑條、頰頷黃白、臆有黑文、背翅黑赤有斑、羽尾俱黑、其聲清而多囀可愛、

〔藻鹽草鳥十〕松蒐

み山ぎの雪ふるすよりうかれきて軒ばにつたふ松むしりかな

〔古名錄林禽六十六〕松むしり藻鹽草　漢名未詳　今名マツクヾリ

〔喚子鳥上〕松くゞり　ゑがい生ふ壹匁五分、あをみ入、粉壹匁、くるみ入、

大きさすゞめにちいさし、毛色あを黑く、こまかにうす白きふ有、さゑづりほそし、よはき類なり、

〔精進魚類物語〕鳥の中には、○中略侍大將には○中略松むしり、

金雀

〔百品考下〕金雀　一名金絲雀、一名黃雀、　和名カナーリヤ

事物紺珠、金雀如雀色黃、　盛京通志、金絲雀黃色亦善鳴、土人多畜之樊籠、　臨清州志、黃雀黃色而小、南來北去之鳥也、村兒槃而豢之、　畿輔通志、黃雀形似瓦雀、其色黃、

按圖カナーリヤヨリ渡ス故名ク、大サ雀ノ如ク、全身金黃色ニシテ腹ノ處色淡シ、尾長ク嘴脚共ニ淡白色ナリ、囀聲淸亮ナリ、人家多ク畜モノナリ、古來鎭江府志ノ金翅雀ト同物ニシテ、河原ヒハノコトトスルハ誤ナリ、又雀ノ雛ノ觜ノ黃色ナル者ヲ黃雀ト云、此ト同名異物ナリ、

〔百千鳥上〕かなありや鳥　餌がいアハヒヱ、

大さ十姉妹にすこし大ぶり、總身薄く黃色に白く、ゑりの所に少しうす墨の曇り有、頭とむね尾

の上つよく黄色にて見事也、和のかわらひわの聲に似て、囀至て高音にていさぎよく面白き物
也、巢の所未考、尾長くめづらしき類にて少し、

〔飼鳥必用中〕カナアリヤ

此鳥大古より間々紅毛人長崎へ持渡たる鳥に候得共、皆雄計相渡り、雌は不渡候故、日本の地にて子を生立る事なし、然處天明年中、紅毛人自分なぐさみに初而持渡番鳥也、長崎出島屋敷にて年々子を取り生立、此親鳥其節之御奉行御所望に而、初て東都江御持歸り、然る處駿河臺の御旗本何某と申御方御貰にて、直に子出來たるよし、生立無功して皆とも落鳥と相成、又候翌年工夫を以澤山生立、二三年も外方へ持出候而、段々被出候、夫ゟ今以江戸中は勿論、日本國中皆飼覺、子は何方にても生立、當時カナアリヤにも、極黄幷ぶちカナアリヤ、又はカハフスとて色々名ありけれ共、極黄といへるは紅毛人持渡し羽色也、無地黄といふは日本にて生立羽色也、黄色拔て白色毛に也しを、則無地黄とて名附、のしこ府のぶち杯も出來、此內に色合能きをカアフスと名附、東にて飼立たる人の見立し名なり、古へ紅毛ゟ相渡りたるは皆極黄也、去かしぶちもあれ共、是迚も極黄筋のぶち、此鳥を飼に紅毛國より持渡りしものに、カナアリヤサアと云麥の小サナよふのものあり、是を飼て子を生立、何鳥にても粒餌鳥は能く好む品也、十月植付、來三四月頃は實のり、葉も麥に似て能く出來るもの、去かし麥ほど澤山には實を取る事なし、

カアフスカナリヤ

天明年中、紅毛人貳羽持渡薩州江相廻り候處、貳羽共雄也、此鳥のしこ府のカナアリヤにて、總羽至て靑シ、頭平にして尾長し、鳥の姿は別によろしく、當時カナアリヤカアフスとて候が大キな違ひ、紅毛渡りのカアフス見たる人は、其處能くわきまへ有べし、今世にては其鳥をば不知故、鳥に面々の名を付候處、是にはむりなる名もある也、御飼人知る處也、

からくん

ありすい

〔百千鳥下〕からくん　餌がい　玄米、粟、
大きさ毛色鳥形世にあるごとし、きたなきもの也、玉子は廿七八日にて開かへりたてば、中々足のよわき物にて、一日は殊之外よろづく物なり、しかしつよきものにて飼よし、飼立やうは粟をこまかに切、當分は小米を水につけ、其内へ粟も交飼ふべし、よわき子には、うなぎのすり身をわり飼にすべし、開りて取出したる日は、よろ〱して、餌もろくに喰ぬものゆへ、二度ばかり摺餌をわりて喰すべし、ずい分餌をちいさくしてかため飼るよし、虫もよし、多はあし丶、

〔飼鳥必用中〕カラタン
此鳥紅毛人持渡、長崎出島屋敷江飼置き、世上にも流布の鳥也、此鳥の飼方紅毛人尋しに、すり餌に玉子を入、ひともじを剉、飼置候よし、勿論米も粒餌飼致との事、細々に教しかど、出島にては飼置たるを見れば、米と飯とを燒物に入飼置、了簡可有候事、此鳥の羽莖を以筆を拵へ、紅毛人文字を書、肉玉子は至て賞味候よし、客人江料理するに、甚厚馳走に成るよし、本朝にて鶴を料理すると同じ事の由、產巣には雄三才ゟ内胸にかもじ羽不出、貳才の内にてなければ、つごう事不成、三才以上は身重くして、つごう事不叶、玉子は三十二日目にかへる也、三分餌に粟の葉交て飼也、餌室而強くしては飼方ならず、頭に腫もの出來て不宜、いづれにもひともじは大好物也、いたみたる節是用べし、

〔喚子鳥上〕ありすい　ゑがい　生ゑ壹匁、粉壹匁、あをみ入、
大きさひよ鳥にちいさくほそし、け色ねずみにあらけ、ふくろうのふににたり、舌を出し、へびのごとし、足貳本づ丶ふみわけなり、さゑづりほそし、

〔飼鳥必用下〕○大○鶴(アリ)○鯀(スイ)　小○有○水○
此鳥秋春よく渡る鳥也、三四月比までは、所々にも飼置ものなり、尤蒔あたるを見たることなし、

至て弱鳥也、小有水は猶餌付方六ヶ敷ものにて候、委しくは餌方本にて見べし、まづこゝにざつと記す、鮏にて六分餌、尤玉子の黄實を入、随分和らかに致し、深き飼入れてよし、

蒿林

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

ふゆりん　なべかづきともいふ　ゑがひ　きび、あは、ゑごま、すりゑ七分ゑよし、

大きさすゞめに少し大ぶり、けいろすゞめにうすく、年をかさねてかしらくろく白きくび玉入、見事になる、わか鳥はおほく、なべかづきはまれにあり、さへづりすこしあり、

〔飼鳥必用下〕大。蒿。林。

此鳥春秋渡る鳥也、雛鳥の内は頭鷹に似て、時上候へば鍋かぶりとなり、胸腹は白くなる也、粟にて後摺餌三分餌也、

小。蒿。林。

此鳥大蒿林より小ぶりにて、時すれば頭黒くなる也、雛鳥の内雌雄わかりかぬる也、能心をつけ見分べし、餌飼粟にて後すりゑ三分飼也、

せんにう

〔喚子鳥上〕せんにう　ゑがい　生ゑ壹匁五分、粉壹匁、あなみ入、

大きささゞいに大ぶり、毛色すゞめにうすし、せい高く、尾ながし、尾のすゑに白き玉あり、さゑづりほそし、ふゆ出る、よはきるいにてかいにくき鳥なり、

〔飼鳥必用下〕せんにう

此鳥堺筋に澤山居鳥也、巣子にて來る也、尤親鳥も來るもの也、これも至て弱鳥にて、飼方鮏六分飼にて飼也、

ひんすい

〔飼鳥必用下〕ひんすい

此鳥秋澤山渡る鳥也、いづくにて子を生立るや是を知らず、餌飼かるき三分餌、

せつか

〔飼鳥必用中〕朝鮮ヒンスイ

此鳥常の和のひんすいに似て府合別也、脊は薄赤く、和のひんすいの通り黒筋もあり、胸も赤くして黒府なし、雌に少シ黒府ある也、

〔武江産物志〕山鳥類　びんずい　たひばりともいふ、王子へん、

〔喚子鳥上〕せつか　ゑがい　生ゑ壹匁五分、あをみ入、紛壹匁、

大きささゞいによほど大きく、毛色せんにうに黒し、嘴りほそく、せんにうににたり、よはき類にて飼がたし、

〔飼鳥必用下〕せつか

此鳥雛の内牢なれとて有を、ひたきとも云也、九州に澤山有、野ひたき共いふ、至て弱鳥にて鈔六分餌にて飼也、

相思鳥

〔百千鳥上〕相思鳥　餌がい、五分ゑ、　青味入

大きさ鶯に似て、總身もへ黄に鼠色なり、觜赤く足黄尾羽黒く、雨羽之元に紅かば色の所あり、腹うすく黄色、目のうへに薄黄のまゆ有、尾のうへに二枚、先の丸き尾あり、下の尾は皆燕の子の尾のごとく也、かろき鳥にて羽遣などして、籠の内見鳥によし、嘴高音にて面白きもの也、巣もなす鳥なり、子かへりては蝍を飼ふべし、十日程にて巣よりとり、すりゑのさしゑにて飼立る也、餌はだん〳〵子のつよきよわきによりて、品々飼方有、極がたし、とかくはじめは先うなぎの粉を、はやの下餌に交て飼立るがよし、段々に諸鳥共によわくゑを引べし、其外巣の仕かけ、木竹の植込いろ〳〵鳥の心によりて、見はからひあり、略之、

〔飼鳥必用中〕相思鳥

此鳥古より唐人持渡、日本の地にて澤山生立たる鳥なれ共、近年持渡薄く、親鳥無、多く事故か子

生立兼候此鳥巣組の庭籠は、ずひぶん心得可ㇾ有事、世の人是を知る也、勿論足の色二通り有り、黄足黒足あり、黄足の上をするなり、秋より冬迄飼方に氣を付可ㇾ申事、四季ともに盛りあり、薩州屋久島にて見掛ヶたる事あり、

動物部十二

鳥五

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷙。鳥。附鶣字 蔣魴切韻云、鷙音四、和名太加、今按古語云、倶知、兩字急讀居、百濟俗號鷹也、見日本紀私記、鷹。鶣。摠名也、唐韻云、鶣、方免反、又府蹇反、俗語云、加閉流、鷹鶣二年色也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按廣韻云、鴘方免切、又符蹇切、是紐有眼閑鴘三字、檢符蹇切紐有辨無眼閑鴘、則獨辨字有方免符蹇二音也、廣韻所音例皆如是、蓋唐韻亦同、是例源君以爲符蹇反亦涉四字、故此載所音誤也、

〔段注說文解字四上鳥〕鷙、擊殺鳥也、夏小正六月鷹始摯、月令鷹隼蚤鷙、古字多假摯爲鷙、儒行鷙蟲攫搏、注曰、鷙从鳥、鷙省聲、此注正義本誤、郭忠恕所據不誤、六月毛傳謂云、輊摯也、士喪禮注云、摯、輖也、考工記注云、摯、輖也、然則鷙即摯字、摯之或體也、鄭注少言字體、此言之者重鷙上从執、俗譌爲執、擊、則當在使韻、而非音理、故云、摯音擊以正之、摯之在賓衛韻、而不在餘樸鳥明也、擊殺鳥者、謂能擊殺之鳥、自鷙至鵰鳳、皆擊殺鳥也、故釋鷙、从鳥从執、各本作从鳥執聲非也、許說會意、鄭說形聲、皆可以知此字之非執聲也、不曰从執鳥、而曰从鳥从執者、爲其以鳥殺鳥、偽其類、且寄所殺不獨鳥也、殺鳥必先攫搏之、故从執、小正傳曰、鷙殺故言擊、然則擊者執也、脂利切、古音在十二部、一作鷙、从折聲、則在十五部、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷹。 廣雅云、一歲名之黃鷹、俗云和賀太加、二歲名之撫鷹、俗云加太加閉利、三歲名之青鷹白鷹、今按青白隨色名之、俗說鷹白者不論雌雄、皆名之白太賀、不論青白、大者皆名於保太加、小者皆名勢字、漢語抄用兄鷹二字爲名、所出未詳、俗說雄鷹謂之兄鷹、雌鷹謂之大鷹也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕所引文原書無載、按藝文類聚引廣志曰、有鴘鷹、有兔鷹、一歲爲黃鷹、二歲撫鷹、三歲青鷹、胡鷹獲麖、初學記、太平御覽所引略同、則廣雅當作廣志、蓋傳寫之誤、白鷹字諸書並無、

鷹種類

恐衍文、或胡鷹獲麞之脫誤、說文、䧿、䧿鳥也、从隹从人、瘖省聲、徐鍇曰、䧿隨人所指蹤、故从人、說文又載䧿、籒文䧿从鳥、〇中略又按酉陽雜俎云、凡鷙鳥雄小雌大、庶鳥皆雄大雌小、故雄鷹名曰大鷹也、其雄鷹請之兄鷹者、蓋妹兄之兄、謂夫也、仁賢紀所謂古者不言兄弟長幼、女以男爲兄、男以女爲妹者是也、下條兄鷂亦是雄鷂、然則兄鷹兄鷂並非漢語也、良基公嵯峨野物語以兄弟之兄解之、新井白石以世宇爲韓語、並非、今俗雄鷹呼大音讀、卽大鷹之義、雄鷹呼小音讀、蓋誤會兄鷹訓世宇、爲小字音也、

〔東雅 十七禽鳥〕鷹タカ 〇中略 或說にタカは高也、其高飛をいふといへりとも、しからば義は自ら明かなれど、鳥の高く飛ぶ、此物にしも限るべからず、その勢は猛なるをもて、タカといふ、タカとはタケの轉語なりしに似たり、すべて鷹の類を呼びし名、韓地の方言に出でしと聞ゆるもあれば、強てその說つくるべからず、我師なりし人の兄鷹をセウといふは、百濟の方言也とをしへ給ひき、此人うきたる事いふ人にはおはさず、必見し所こそおはしたらめ、審に問ひまいらせざりしは、我怠りにこそありつれ、

〔類聚名義抄 九鳥〕鶻 古玄反、小鳥、タマメカ、 鷂鶻 今正、音搖、鶻鷹、メカ、ヘ、ハシタカ、ハシタカ、 鵰鷲 或 鷻鶽 今正、大丸反、 鶺鴒 帝两二音、和名ノセ、

鶤鷃 音專、大鴟、タマメカ、 鵂 音近、コメカ、スヽメカ、 兄鷂 コノリ 雀鷂 或云スヾミダカ、 鵰 音凋、タマメカ、

鵰鶻 俗正、鶻雀、音淫、一名鵰、ハシタカ、スヽミメカ、 鷕 其月反、ノセ、 路鷹 ノセ 遊鶻 或正、迷準二音、知天將雨、ツブリ、似鶴生野林、サタナキ、 鷙鷙 今正、一〇

鷙 音至、猛鳥、タカ、古田云、クチ、 鵟 或 鴀 匹反、方鶏反、又符反、方鶏反、 鷲 音渠、シメ、クマタカ、 鴉鶬 俗、ノセ、 鷹 音贋、オウタカ、サタナキ 黄鷹 一〇識名、ロカタカ、 撫鷹 カタガヘリ、二〇歳、 青鷹白鷹 三〇歳〇、青白雜色名、俗說白者不論雌雄皆名シラタカ、不論青白大者皆名オホタカ、小者皆名セウ、

兄鷹 セウ 未詳 角鷹 クマタカ 雀鷂 和名エチサイ、小鷹、 〔同 九佳〕雕 鵰、並正、丁么反、クマタカ、

〔下學集 上氣形〕鶻 雀鷂(ツミ) 雀鷂(エツサイ) 零鳥(エツサイ) 兄鷂(コノリ) 鷂(ハイタカ)

〔八雲御抄 三下鳥〕鷹 はしたか　ましろのたか　ましらへの　丸らふの(あかふ、くろふもあり、)　わかや

かたをの尾のまだらなるなり　かたかへり　もろかへり　のきはうつは、羽をうつなり　とかへり　とやかへり　やまかへり　右羽をみよりと云　くちとふ鷹の雄名也　こひといふは、木にかゝれるなり、

〔本朝食鑑 六山禽〕鷹 訓太加

集解、鷹者扁頭頂有微角、眼圓大金色有稜、凛乎凛乎、觜鉤利、爪鐵剛、脚枯而黃、指亦硬而黃、背蒼白、胸臆白有赤紋、或有黑紋、是魏畜深所謂錦文纈斑乎、尾能合而末圓有黑白重文、長五六寸、古有樓尾鷹者、以鴿尾接之、不知何用、近世尾羽損傷、或短小者、以他鷹之尾接之也、一種背腹白帶灰白、此謂白鷹、又迄爪白者呼謂雪白鷹、自古歌人稱箸鷹、荒鷹、目白、矢形尾等名、箸鷹者鶴之古名、其義詳于後、荒鷹者新捕之未馴人也、目白者眉上白也、矢形尾者似箭羽之紋、而紋皆逆上、箭羽用鵰尾非鷹尾也、鷹至夏末毛羽次第落而還生新毛、至多如初、此俗呼曰鳥屋、言鷹易毛時入鳥屋不出之故乎、易毛後謂一鳥屋是一歲也、次年易毛後謂二鳥屋是二歲也、鶻隼亦同、八九月以媒取之、呼謂鳥屋待、凡鷹雛離巢飛翔自求食時、常度絕崖斷巖之喬樹、其巖窟邊結小茅而居、窺鷹之至、張羅於樹間、以死鳥爲媒而捕之、此謂阿賀計、或作網掛、又取巢捕雛養之、呼謂巢鷹、甲信野奧羽之諸山多捕之、西北諸州亦有、然本邦未聞食之者耳、

〔本朝食鑑 六華和異同〕鷹

禮月令仲春、鷹化爲鳩、王制仲秋、鳩化爲鷹、左傳少昊時以鳥官名有爽鳩氏、是鷹也、然則鷹與鳩同氣禪化、禽經云、小而鷙者皆曰隼、大而鷙者曰鳩、爾雅翼曰、在北爲鷹、在南爲鷂、一云、大爲鷹、小爲鷂、必大按、本邦未聞鳩鷹相化者、雖養鷹以鳩爲上、又令鷹雛習鷙鳥、先以鳩而教之、此皆同氣相應之理矣、獨疑同氣禪化、則鷹鷂何可鷙鳥類哉、又按古今注、燕名鷙鳥、鷹鷂食之則死、能制海東青鶻、故有鷙鳥之稱、予亦每疑之、今本邦以燕與鷹鷂而食之、未聞死者、燕之性翅輕捷、而頡頏旋回、無不自由、故鷹鷂不

能摯之、其雛則微弱、爲鷹鶻所獲耳、

〔大和本草山鳥十五〕鷹 鷹鶻方ヲ案ニ、鷹ノ類三種アリ、鶻(ハヤブサ)ノ類、鷹ノ類、鷲ノ類ナリ、今案ニ白鷹(シラタカ)、鶻(ハイタカ)、角鷹(クマタカ)ハ鷹ノ類也、中上ニハ角鷹ヲモ養テ鳥ヲトラシム、隼サシバナドハ鶻ノ類也、鷲鵰等ハ鷲ノ類也、鷹鶻ノ二類ニハ教テ鳥ヲトラシム、鷲ノ類ハ教ヘテ鳥ヲトラシメズ、諸鳥ハ雄(ヲ)大ナリ、只鷹ハ雌大ナリ、此事中華ノ書ニモ見エタリ、雄ヲ兄鷹(セウ)ト云、雌ヲ弟鷹(ダイ)ト云、〇中略 鷹鶻方ハ朝鮮ヨリ來ル書ナリ、鷹ノ事詳ナリ、定家卿ノ鷹ノ歌トテ三百六十首アリ、又西園寺實兼公ノ鷹ノ歌多シ、何レモ鷹ノ事詳ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙山禽三十三〕鷹 タカ和名鈔 ナラムラサキドリ古歌 マシラフ アカフ トムラサキ コキドリ カンコドリ共ニ同上 一名蒼鳥楚辭 迅羽文選西京賦 來鳩急就章註 猛鷙事物紺珠 青骹同上 凌霄部君廣博物志 決雲兒事物異名 征鳥 凌霄君 鳥之箇方書鷹鶻 鳥里朶合共ニ同上、蒙古ノ名、

凡鷹巢中ニアル雛ヲ捉テ養フヲ、スダカト云、即北人多取雛養之ト云是ナリ、又囮ヲ以テ捉テ養フヲ、トヤマチト云、即南人八九月以媒取之ト云是ナリ、又鷹ノ雛巳ニ長ジテ、食ヲ求テ飛翔スルヲ見テ、樹間ニ網ヲ張リ、死鳥ヲ其旁ニ置ケバ雛鷹來リ、死鳥ヲトラントスル者ヲ羅シ捉ルヲ、アガケト云フ、毎歳夏末ヨリ漸ク毛落チ、冬ニ至リテ新毛生ズ、毛落ルヨリ出揃マデハ、トヤノ中ニ入置テ使用セズ、コレヲトヤト云フ、一歳ヲ一トヤ、二歳ヲ二トヤ、三歳ヲ三トヤト云、一トヤノタカヲワカタカト云フ、廣雅ニ一歳名黄鷹ト云フ、二トヤノタカヲカタガヘリト云フ、廣雅ニ二歳名撫鷹ト云フ、三トヤ以上ハオホタカトナルナリ、凡鷹ヲ使ハ雌者ヲ良トス、形雄ヨリ大ニシテ性貪ル、故ニ能鳥ヲ捉ル、雌ナル者ヲ和名ニ大(ダイ)ト云フ、又弟トモ書ス、雄者ハ形雌者ヨリ小クシテ貪ラズ、故ニ鳥ヲ捉ラシムルニ良ナラズ、雄ナル者ハ和名兄(セウ)ト云フ、又小トモ書ス、即集解ニ雌則

體大、雄則形小ト云是ナリ、鷹ハ品類多シ、酉陽雜俎及ビ鷹倘方ニ詳ナリ、本邦ノ古書ニハ新修鷹經アリ、其餘後出ノ書多シ、本草綱目ニ鷹ヲ說コト、甚ダ疎略ニシテ混淆モ多シ、角鷹ヲ鷹ノ一名トスルハ是ニ非ズ、クマタカナリ、鷹ヨリ大ニシテ毛角アリ、又爾雅翼ヲ引テ在北爲鷹、在南爲鷂ト、南北ヲ以テ鷂鷹ヲ分別スルハ非ナリ、二物自ラ別ナルコト通雅ニ見タリ、又一云ヲ引テ大爲鷹小爲鷂ト云ハ是ナリ、鷂ハハシタカ一名ハイタカ、卽コノリノ雌ニシテ、鳧鷖ヲ捉ル、雄ハコノリニシテ告天子ヲ捉ルト、大和本草ニ見タリ、又此書ニ鷂ヲ鶻ニ入ルモ亦非ナリ、

〔貞丈雜記鷹十五〕一すべて鷹は男鳥小さくして、女鳥は大なる物也、鷹の品々如左、

一兄鷹は男也、弟鷹は兄鷹の女也、男鳥は小き故小といふ、女鳥は大なる故おほたかとも、だいたかとも云、

一白鷹は日本にはなし、朝鮮國より渡る、鶴雁鵠等を取るなり、

一兄鷂はは いたかの男也、鷂はこのりの女也、歌にはしたかとよめるは、はいたかの事也、

一雀鷂はつみの男也、雀鷂はゑつさいの女也、大ナひよ鳥ほど有りゑつさいは力よわし、鳥とらず、つみは小鳥を取、又たいさぎをとる也、〇中略

一兄鷹以下を小鷹と云也

一若鷹、野にてそだちたるを云、黃鷹とも新鷹とも云、

〔新撰字鏡鳥〕鷹力秋反、鵰久。万。太。可。、　鶻古玄反、天遊飛小鳥、又久万太加、　鷲都聊反、久万太加、

〔干祿字書平聲〕鵰雕竝正

〔倭名類聚抄羽族名十八〕角鷹　辨色立成云、角鷹、久萬太加、今按所出未詳、但角者、毛角之義歟、

〔箋注倭名類聚抄鳥名七〕按角鷹見酉陽雜俎、白居易集與嚴礪詔、杜甫有王兵馬使二角鷹詩、姜楚公畫角鷹歌、埤雅云、鷹一歲曰黃鷹、二歲曰鴘鷹、三歲曰鶬鷹、鴘次赤也、頂有毛角、微起、今通謂之角鷹、

〔日本釋名〈中鳥〉〕鵰（クマタカ）　熊はちからつよきけだもの也、此たかもちからつよき故に名づく、

〔本朝食鑑〈六山禽〉〕鵰。〈訓久末多加〉

釋名角鷹、〈源順曰、鷙色立成云、角鷹久萬太加、今按所出未詳、但角者毛角之義歟、必大按、角者項有毛角之故也、李時珍爲鷹之名、本邦自古爲鵰者久、或曰、鵰者熊鷹也、能搏熊猿、然狐狸鷹可能搏、未聞能搏熊者也、若其熊鷹則稱其猛悍耳、〉

集解、鵰似鷹而大、比鷲則稍小也、蒼黃帶黑色、頂有毛角、腹白有縱文、嘴脚掌爪倶黑、其猛悍多力不劣於鷲、能搏狐狸兎猿之屬、故常奥山獵每養之馴致以攫兎猿雉鴨之屬、最猛捷無脫、此亦官家畜之獎中、以執其尾而造箭羽、呼號鷹羽、其尾羽有黑白紋、重重成列如畫、而鮮明者爲上、其文相似而晦者爲下、就中鮮明如畫、斜而逆上兩兩如對者、此號逆虜（サカツ）、爲珍奇而賞之、尤希矣、

附錄。八（ハチ）鵰（クマ）。〈此鵰類而黑色、尾羽斑文稍大、而黑白或正直或錯雜如畫、間有八字斑、最爲珍奇、故稱八鵰乎、此亦造箭羽、以賞奇也、世俗所謂八者八幡之八、而八幡神者武職常尊崇之、源姓之旗是然、於是以有八字斑爲貴、或曰蜂鵰、言如蜂之雄、此未爲當焉、一種有如鵰之大者、又一種有灰色、羽端黑、尾中灰中白、全身采麗者、俗稱尾乃宇倍、亦八鵰之類也、〉

〔倭名類聚抄〈十八羽族名〉〕鵰　兼名苑云、鵰、一名鸇、〈鷲、音淫、諸延反、〉鷻、鵰也、野王按、鵰〈音遙、又去聲、漢語抄云、波之太賀、兄鵰、古能里、〉似鷹而小者也、

〔箋注倭名類聚抄〈七鳥名〉〕爾雅、鷣負雀、郭璞曰、鷣、鷂也、江南呼之爲鷣、善捉雀、因名云、是鷣即鷂、爾雅翼云、大爲鷹、小爲鷂、貝原氏曰、鷂訓波之多賀爲允、又爾雅晨風鸇、郭曰、鷂屬、毛詩正義引陸機云、鸇似鷂、李時珍曰、鸇色青、向風展翅、迅摇搏捕鳥雀、鳴則大風、小野氏曰、是可以充都美、按郭謂鸇爲鷂屬、陸云似鷂、列子亦云、鷂之爲鸇、鸇之爲布穀、布穀久復爲鷂、則鷂鸇不同可知也、但以其捉雀則同、故兼名苑混言之也、説文、鷂、鷙鳥也、鸇、鷐風也、無鷣字、郝懿行曰、鷂與鷣聲相轉、按鷣音淫、見釋文、又音燿、見廣韻、是其轉也、然則鷣鷂古今字、○中略　按玉篇云、鷂、以招切、五色雉、又以照切、鷹鷂、廣韻亦平聲四宵云、鷂大雉名、引爾雅云、青質五彩皆備、成章曰鷂、餘昭切、與遙字同音、又去聲三十五笑云、鷂鷙鳥也、弋照切、是音遙者雉名、去聲者鷹屬、其義因音而異、此作遙去聲者似是、然廣雅云、鵪鷂、鷂子、籠

脫、鷂也、曹憲音遙昭、則云音遙、亦非無據也、〇中略 按鷂雌者爲波以多加、雄爲兄鷂、訓古能利、與鷹雌爲大鷹雄爲兄鷹同、

〔段注說文解字四上鳥〕鷂、鷙鳥也、(釋鳥、鷣負雀、郭曰、鷣鷂也、江東呼之爲鷣、按鷣古音淫、見釋文、今音尋、見廣韻、爾雅之鷣也、說文鷂即鷣、以其善捕雀、故亦爲鷙鳥、)从鳥岳聲、(弋笑切、二部、)

〔本朝食鑑六山禽〕鷂〇(訓波之太賀、今曰波比太賀、)集解、鷂者小鷹、非鷹之雛、別一種也、遍身似鷹、多黑斑、腹有黃黑斑者、有赤白交斑者、又有胸腹灰赤色交黑赤斑、背純黑含光者、俗稱志母古能里者、鷂之兄而狀略與鷂同、或有丹兄鷂者、毛色如渥丹、凡鷂之鷙者不減於鷹、而鷙鴻鴈及雲雀者少矣、若有能鷙者、則最爲奇逸、以珍賞之、其鷙見雉已下物勝於隼鶻矣、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶙鵳　廣雅云、鶙鵳(帝肩二音、漢語抄云、乃世、)鷂屬也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按廣韻云、鶙特計切、又杜奚切、廣雅音云、弟啼二音、與廣韻合、雖有平去二音、並屬定母、帝都計切屬端母、淸濁不同、源君以帝音鶙非是、或是啼字之誤、鶙鵳二字說文並無、毛詩正義引陸機云、隼鷂屬也、齊人謂之擊征、或謂之題肩、或謂之雀鷹、春化爲布穀、題肩又見小毖鄭箋、則知古作題肩、其春化爲布穀之說、與列子鷂之爲布穀合、是鶙鵳亦鷂也、以充能勢、恐不允、輝山君曰、能勢漢名未詳、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷸子　廣雅云、鷸子、(鷸音聿、漢語抄云、都布利、)鷂屬也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕李時珍曰、鷂亦名鷸子、一名籠脫、又云、鸇小於鷂、其脰上下、亦取鳥雀如攫撲、一名鷸子、郝懿行曰、鷂鷸亦聲轉、鷸子即鷂子也、又曰、鷂是雀鷹、今雀鷹小於靑肩、大者名鷂子、皆善捉雀、依是說鷸子即鷂、聲轉製鷸字、則鷂鷸亦古今字、說文云、鷸知天將雨鳥也、爾雅云、翠鷸者、皆與此不別、但雀鷹之名、不與陸機以爲隼之別名同、李郝其說不同、未知其詳、訓豆布利、亦恐不允、〇中略

原書釋鳥云、鶺鴒、鵐子、鶬鶊、鵲也、鵐皆字屬字、按原書例不云鵲、又不云屬、此所引、恐非張揖之舊、

〔和漢三才圖會四十四山禽〕鵐子。　和名都布利　俗云都具利

按、鵐子(ヘイタカ)鷂之屬也、形色似鷹而小、有白彪、

白鵐子　狀稱小而頭背灰色有白彪、腹白、翮本白末黑、尾灰色有白黑斑彪、其造衞羽、

於乃宇倍(正字未詳)　鵐子之屬、狀似鷹而翮有白彪、尾淡赤有黑彪、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕雀鷂　兼名苑云、雀鷂(漢語抄云、須々美多加、或云豆美、)普提雀者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按雀鷂之名未聞、蓋是鷂鶻之類、未知其詳、〇中略按廣韻、鷂、息弓切、鷹屬、心母、或如融切、鷹屬、日母、此以或音鷂、恐誤、〇中略按雌曰須須米太加、一曰都美、雄曰悅。哉。、或曰、都美一名異。都。美。一種有是。山。都。美。悅哉一種有鳥。哉。、悅哉者是山都美之雄、鳥哉者異都美之雄也〇中略按鷂。亦是鷂鶻之類、但其詳不可知、然依廣韻所言、蓋鷂即雀鷂、漢語抄以雀鷂為雌、鷂為雄、恐未必然、

〔日本釋名中鳥〕雀鷂(ツミ)　順和名曰、須々(ス)美(ヽ)多(ミ)加(タカ)、今案すゞみを略してつみと云なるべし、よくすゞめをとる小たかなり、故にすゞみたかと云、

〔本朝食鑑六山禽〕雀。鷂。(訓豆美、或云須須美多加、)雀鷂(訓悅哉、源順曰、兼名苑云、雀鷂者提雀者也、必大按、今以雀鷂之雌為雀鷂、雀鷂雄為鷂、已下小鳥、又驚兔、亦有最馴、雀鷂不及雀鷂之類而已、〇下略)

〔新撰六帖二〕こたかがり　家良

とやかへるつ。み。を手にすへあはづ野の鶉からむとこの日くらしつ

〔倭名類聚抄十八羽族名〕雀鷸　唐韻云、雀鷸(音戎、漢語抄云、和名悅哉、)小鷹也、

〔下學集上氣形〕兄(ニノリ)。鷂。

〔夫木和歌抄二十四小鷹狩〕家集鷹狩　源仲正

ひばりとるこ。の。り。てにするこまなめてあきのかりたにいでぬひぞなき

鷹產地

〔毛吹草 三〕美濃 北山鷂(ハイタカ)　飛驒 鷂(ハイタカ)　陸奧 鷹　但馬 鷹　伊豫 白斗鷂

〔雍州府志 古蹟門 八〕鷹峯 在洛北乾隅、斯處有三峯、所謂天峯、鷲峯、鷹峯是也、中古至秋冬、此峯上設鷹網、以執鷹、是謂打鷹、是稱網懸鷹、世謂鷹峯鷹、或有月輪鷹、自此所處打來者間有逸物云、倭俗大鷹幷鷂之俊逸者是稱逸物、

○按ズルニ、鷹產地ノ事ハ、遊戲部放鷹篇ニモ見エタリ、參看スベシ、

鷹甘部

〔日本書紀 仁德十一〕四十三年九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、獻於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對曰、此鳥類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥曰俱知、是今時鷹也、乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋緡著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、

○按ズルニ、放鷹ノ事ハ、遊戲部放鷹篇ニ詳ナリ、

〔日本紀略 桓武〕延曆十七年閏五月癸酉、先是主鷹司於北山造巢、放二鷂子、卽生三雛、於御前養長之、天皇甚愛翫、詔曰云云、授位令群臣賦詩、

〔古今著聞集 二十魚虫禽獸〕攝津國岐志庄に、一丈あまりばかりなる蛸の耳おひたる、時々出現して人をなやましけり、見あふもの必やみければ、此蛸出たると聞ては村人門戶をとぢてにげかくれける程に、同住人左近將監なにがしとかやいふなるおのこ、くまだかを養けり、ある日此蛸いでたりけるに、れいのことなれば、里人かくれまよひけるに、蛸くまたかに目をかけてはひ行、くまだかもまた身をはそめ、毛をひきて、蛸に目をかけてありけるほどに、去ばしばかりありて、此蛸くまだかのをりのもとにすでに近付ぬ、件のをりはほそき木をつちに打立て有物にて侍るを、此蛸をりのはざまよりかしらをさし入てのまんとするを、くまだか蛸の頸より下五六寸計を

さげて、むずとつかみてげり、つよくつかまれて、蛐をりをひし〳〵とまきけるが、次第につよくまかれて、をりの屋のうへやぶれて一所へとりよせたるやうになりにけり、忠もはつちに打入たればはたらかず、其時くまだか蛐のくびをくいきりにければ、まとひつるもとけにけり、それより蛐うせて人なやむ事なくなりて、村里のよろこびにてぞありける、

〔羅山詩集五十六〕白鷹

去冬長門國有白鷹、以其不常、故欲獻幕府、老臣等相議、吉凶如何未決、既而赤間關司毛利秀元改于江府之私第、時閏十月三日也、今年辛卯〇慶安四年正月六日、國主毛利秀就卒于其國城、可以異也、幕府自仲春疾病彌留大漸、孟夏二十日遂薨、嗚呼可大怪也、是白鷹之祥乎、吉凶可見、且風聞、相國家康公卽世之時白鷹出、相國秀忠公薨背之時、亦白鷹出、三葉之祟之在于白鷹、吉凶果在人乎、在白鷹乎、抑亦命數乎、妖勝德乎、書以告後世、

國脈氣脈蓋救護、傳世未晞朝暮露、于政殺氣如白鷹、宇內變色果縞素、

〔甲子夜話二十三〕丁園翁外山家ニ居リシトキノ事トヨ、搢紳某卿、筆道ヲ好ミ習學怠リナカリシニ、其軒前ノ庭樹ニ鷹巢ヲ結ブコトアリ、卿コレヲ喜テ、園丁ニ命ジテ巢ニ妨アルコトヲ戒ム、數日ノ後、雛ヤ育シ親鳥ト共ニ飛去リ、復來ルコトナシ、卿ノ云ク、鷹巢ニハ必ズ名器ヲ置ト、サダメテ此中ニ有ベシトテ、人ヲシテ視セシムルニ、果テ一軸ヲ遺ス、乃取テ見ルニ、卿嘗所筆ノ手帖ナリ、卿大ニ駭キ且コレヲ好シ、取テ以テ家藏トス、今其家ニコレヲ傳ヘテ鷹巢帖ト名ヅケテ、子孫襲寶スト云、

藥利用

〔本草和名十五獸禽〕鷹矢白、一名鶻、一名隼、一名青骹、一名金喙、已上出兼名苑、和名多〇加〇乃〇久〇曾〇、

〔宜禁本草坤諸禽〕鷹屎白　主傷撻滅瘢單用不滅瘢、和麥蠶衣魚之屬爲膏用之、眼睛和乳汁研、夜三注眼中、三日見碧霄中物、

〔嵯峨野物語〕一鷹は大たか也、鶴はいたか也、はしたかとも申、はしたかとは歌などには抱の名にて侍れ共、はいたかの名也と、古人才學の人ゑるしおけり、兄鷹とかきてせうとよむ、せうとはまづ生長するゆへ也、

〔袖中抄九〕とかへる鷹

われが身はとかへるたかとなりにけりとしをふれ共こひをわすれず

顯昭云、たかにかへるといふことをよむは、毛のかはるなり、とやがへりといふは、鳥屋にて毛のかはるなり、やまがへりといふは、やまにてけのかはるなり、

〔曾禰好忠集〕八月中

とやみればわかなつかひのかたがへり秋きにけりとをはぞゑなへる、

〔運歩色葉集奴〕温鳥（ヌクメドリ）鷹取二生鳥一、寒夜暖レ之足、翌日放レ之、其方不レ取レ鳥、報レ恩也、

〔後京極殿鷹三百首〕冬部五十首

鷹のとるこぶしの内のぬくめ鳥氷る爪根の情をぞしる

〔梅園日記三〕ぬくめ鳥

雅言集覽云、後京極鷹三百首、鷹のとるこぶしのうちのぬくめ鳥氷る爪根のなさけをぞしる、西園寺殿鷹百首、空さゆるひとよの鷹のぬくめ鳥はなつ心もなさけ有かな、但此歌塙本に見えず、鳥柴雪といふ書に出たり、かの書の異本なるべし、按ずるに別本にて然も注あり、按に、昔鷹仕來云、鷹書者西園寺入道相國鷹居百首一冊、園羽林注、注云、ぬくめ鳥とは、如何にも寒き夜、小さき鳥を生ながら、鷹の雨の手にて取かくし、足をあたゝむる也、其朝はなちやりて、此鳥やとらんとて、其へ行ず情をなす也とあり、又前の後京極殿三百首にも、赤注本あり、注云、鷹の野をかける時は、爪をふかく嗜也、小鳥を殺さずして我こぶしをあたゝめて、明ればは放つなり、かれをはなちやり、其方へ三日ゆかざる處を、つまね

隼

の情をしると申にや、又按するに、此事唐の代よりいひし說なり、朝野僉載五巻に、滄州東光縣寶觀寺、常有蒼鶻集重閣、每有鴿數千、鶻冬中取一鴿以煖足、至曉放之、而不殺、自餘鷹鶻不敢侮之、

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考

蒼鷹の人を見こなして、腹の内にあら、かなる才智をそなへたるいとにくし、されど一藝に名あるものは、世の人それをゆるしもしつべし、

〔新撰字鏡面〕鶻雛 同、之然反、平、波也不佐、　〔同鳥〕鴻 有必反、波也不佐、　鶙 塞、又波也不佐、　鷃 ○鷃原作鳳鳥、今改、波也不佐、

〔段注說文解字四上鳥〕鸇、鷐風也、奏風作晨風、釋鳥毛傳皆云、晨風鸇、郭云、鷂屬、孟子趙注、訓之土鸇、从鳥亶聲、諸延切、十四部、釋文引說文上仙反、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶻 斐務齊切韻云、鶻音骨、和名八夜布佐、鷹屬也、隼音筍、訓上同、鷙鳥也、大名祝鳩、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按廣韻、鶻、鶻鳩音骨、又云、鶻鳥名鷹屬、音搰、二音其義不同、鶻鳩即鶻鵃、此以骨音者恐誤、○中略按玉篇云、鶻鷹屬也、斐氏蓋依之、李時珍曰、鶻小於鴟而最猛捷能擊鳩則訓波夜布佐爲允、又按、說文鶻訓鶻鵃、鶻鵃、鳩屬、非此義、○中略按說文、鵻祝鳩也、又載隼字云、鵻或从隹一、一曰鶉字、說文所訓二義、其云祝鳩也者、昭十七年左傳、祝鳩司徒也、杜預注、祝鳩、鵻鳩也、即毛詩翩翩者鵻、爾雅隹其鳺鴀、郭璞曰、今鵓鳩也、陸機曰、鵻今小鳩也、一名云鵓鳩、又云、鵓鳩灰色無繡項、陰則屛逐其匹、晴則呼之、今俗呼八幡鳩、或呼數珠掛鳩者是也、其云一曰鶉字者、別擧一義也、鶉是鷙字之省、非鵪鶉之字、說文鷙訓擊、故裴氏曰、鷙鳥也、然則釋云鶉字云鷙鳥、是所以訓波夜布佐、祝鳩之解非此義、宜刪去、○中略又郝曰、隼鶻聲相轉、詩云鴥彼飛隼、又云鴥彼晨風、說文、鴥、鸇飛貌、鸇、鷐風也、則知隼即鸇、然則隼當訓都美、不與鶻同也、

〔段注說文解字四上鳥〕鶻、鶻鵃也、按鶻鵃二篆、宜篆聯、篆乃中隔、以祝鳩等寫倒易、小宛釋文云、鶻字林作鶻、云骨鳩小種鳩也、不云說文作鶻而係字林、且字林鶻作骨、並鶻鳩二篆、說文本無、而後人益之與、从鳥骨聲、古忽切、十五部、

〔類聚名義抄 九鳥〕鶻 胡骨切、黒色、又骨滑二音、鶻鵃斑鳩者、イ〇ハ〇メ〇カ〇ハヤブサ　鶻鵃鷗俗　鶻鵃鵃俗今正、鵃、鶻鵃鵃、祝鳩 ハヤブサ

〔同 佳九〕隼 俗二正、或鶻、昔鶻、鵰鳩 ハヤブサ

〔東雅 禽鳥十七〕鶻 ハヤブサ 〇中略 ハヤブサといふ、義の如きは不詳、ハヤブサは古事記に速總としるしが如くなるべし、ハヤは速也、トブサは則ツバサといふ語の轉じたるなり、さらば猶ハヤトブサといふ

〔本朝食鑑 山禽六〕隼 訓二八夜布佐一

集解、隼似鷹而蒼黒、臆腹灰白帯赤、其背腹斑紋、初毛不正、易毛後略與鷹同、然全體不似鷹鷂、比鷹則力亦不及乎、能擊鴻鴈鳧鷺、不能擊鶴鵠及雲雀鵪鶉燕之類、性猛而不悍、鷹鷂之屬、同類並居、則相拒而爭攫、隼者雖同類並居而不拒、相和並食、或同擊一鳥亦不拒、凡鷹擊鴻鴈、動以翅被搏而昏迷、至損傷亦有、是鷹脚長之故也、隼擊鴻鴈而不搏、翻拳首喰折、是隼脚短之故也、大抵鷹鷂鷙鳥者、必先攫鳥之腰、若遇鶴鵠之類、則垂下如猿之ヨ、隼亦雖攫腰、然早登頭肩者也、隼之小者俗曰我津佐伊、或曰目黒、又小如雀鵽者曰鶇羽、能擊小鳥、俱隼之類也

〔貞丈雜記 鷹十五〕一さ。し。ば。は小隼也、大サはと程有、諸鷹の餌がりをする也、小鳥を取る也、うづらをも取也、

一が。つ。さ。い。も小隼也

一兒。隼。はつみに同じ大サ也、鳥とらす

〔出雲風土記 意宇郡〕凡諸山野所在、〇中略 禽獸則有鵰、晨。風。字或作隼

〔古事記 仁德下〕天皇以其弟速總別王爲媒而乞庶妹女鳥王、爾女鳥王語速總別王曰、因大后之强、不治賜八田若郎女、故思不仕奉、吾爲汝命之妻、即相婚、是以速總別王不復奏、〇中略 此時其夫速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、比婆理波、阿米邇迦氣流、多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥、天皇聞此歌、即興軍欲殺、

〔日本書紀仁徳十一〕四十年三月、納雌鳥皇女欲為妃、以隼別皇子為媒、時隼別皇子密親娶、而久之不復命、〇中略俄而隼別皇子、枕皇女之膝以臥、乃語之曰、孰捷鷦鷯與隼焉、曰隼捷也、乃皇子曰、是我所先也、天皇聞是言、更亦起恨、時隼別皇子之舍人等歌曰、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弭箇慨梨、伊菟岐餓宇倍能、娑弉岐等羅佐泥、天皇聞是歌而勃然大怒、〇下略

〔續日本後紀仁明二〕天長十年九月戊寅、天皇幸栗栖野遊獵、〇中略便幸綿子池、令神祇小副從五位下大中臣朝臣礒守放所調養隼搦水禽、仙輿臨覽而樂之、

〔毛吹草三〕出雲　隼　肥前　二神隼

〔常陸國志六十土産〕鶻和名八夜布佐、東南海島出、鹿島郡居切深芝芝崎等ノ海邊ニテ多ク鷹ヲトル、大鷹モハヤブサモアリ、其法ハ先ヅ海邊ノアルベキ處ニ網ヲ敷置テ、其アタリニ杭ヲタツテ、大ゼン千鳥ト云ヘル一種ノ千鳥ヲツナギテ鷹ヲ見セシム、コノ大ゼン千鳥ト云ヘルハ、奇シク目サトキ鳥ニテ、諸鳥モ人モ目ノ及バザル處ヲヨク視ルコトヲ得テ、天外ニ鷹ノ沖ルアレバ、ドタ知テ恐レ羽タヽク、シバラクニシテヤヽ近ヅキテ人ハ初テ知ルナリ、コノ時鷹ヲ捕ルモノ經緒ヲツケテ、籠中ニ携ヘタル當ノ千鳥ヲ放遣ル、コレヲ見テ鷹ハ一文字ニ落シ來リ、彼千鳥ヲツカミテ沙上ニ落、其時經緒ヲ網ノ所マデタグリヨセ、網ヲ引返シテ捕ナリ、タグリヨセラレナガラモ鷹ハ得放サヌナリ、鷹網ヲ被リテハ、羽タヽカズ身ヲ搖セズ、袋ヲ首ニ覆テ臂ニ居ルニ、アヘテ人ヲ畏レズ、狎タルモノヽ如シ、捕ル者コレヲ得テ、他方ヘヒサグ、或ハ官家ヘモ獻ル、其料大概小判壹兩ヲ賜フト云、尤上品ナルハ六七兩ニ至ルモノアリト云、傳稱ス鷹ハ北方ノ海島ヨリ至ル、或ハ蝦夷ノ地ヨリ至ル、凡鷹ヲ取得タルトキハ食ヲ與ヘズテ、急ニ其由ヲ江戸ニ告ゲ官家ヘモ獻リ、他家ヘモヒサグ、モシ取得テ進ニ食ヲ與フレバ、身ミヅカラ食ヲ求ルコト、クセトナリテ用ニ充ラズ、ソレ鷹トナル故ナリトゾ、

〔新撰字鏡 鳥〕鷲 疾僦反、去、和志、又加伊志、鵰 和志、

〔段注說文解字 四上 鳥〕鷲 鳥、鵰字今補 黑色多子、山海經、其獸多麋鷲、郭引廣雅、鷲鵰也、李將軍傳、是必射鵰者、服虔曰、鵰一名鷲、黑色多子、可以其毛作矢羽、按廣雅、鵰鷲、鷲雕也、統言之、許鷲爲一、鵰爲一、雕爲一、析言之、雕 師曠曰、南方有鳥名曰羌鷲、黃頭赤目、五色皆備、此別一鳥名、羌鷲弁鷲也、藝文志小說家有師曠六篇、蓋許所偁與、今世有禽經、偁之師曠、其文淺陋、蓋因說文此條而爲造、吳都賦、彈鸞鵰劉注、引師曠曰云云、蓋本說文、不知字何以作鵰、李音京、廣韻、十二庚有鶁字、注羌鶁也、元應書引說文亦作鷲、亦明、从鳥就聲、疾僦切、三部、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鵰鷲 唐韻云、鵰 音凋 大鷹也、鷲 音就、和名於保和之、鷲古和之、鵰鳥別名也、山海經注云、鷲 音就 小鵰也、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕廣韻云、雕、鶚屬、說文、雕、鷻也、鵰、籀文、雕从鳥、南山經注、雕似鷹而大尾長翅、○中略 廣韻云、鶚鳥名、與此不同、郭璞西山經注云、鶚鵰屬也、說文作𪀡、云鷙鳥也、按鶚大鵰也、見漢書鄒陽傳、後漢書龎參傳、禰衡傳等注、毛詩四月篇正義云、鵰之大者、又云鶚亦與此所引合、○中略 西山經云、暴山多麋鹿麢就、注云、就鵰也、見廣雅、與此所引少異、今本廣雅亦只云鷲鵰也、無小字、漢書李將軍傳注引服虔、亦曰、鵰一名鷲、匈奴傳注乃云、鷲大鵰也、黃頭赤目、其羽可爲箭、此引云小鵰、恐誤、慧琳音義引山海經、皆作鷲、今本廣雅亦作鷲、音就、說文鷲作鷻、云鳥黑色多子、漢書李將軍傳、是必射雕者、服虔曰、雕一名鷲、黑色多子、可以其毛作矢羽、史記李將軍傳索隱、韋昭曰、雕一名鶚、廣雅鷲鶚鷲鵰也、皆統言之、故源君以鵰鶚鷲爲一條、然說文雕鷻也、鷻雕也、詩曰、匪鷻匪𪀡、埤雅、雕能食草、似鷹而大黑色、俗呼皂雕、爾雅翼云、鵰者鶚之類、土黃色、捷飛擊、沙漠中、空中盤旋、無細不覩、能食麞鹿之屬、又云、鷲乃鵰之大者、鷲多黑色、則謂皂鵰也、李時珍曰、鵰似鷹而大、尾長翅短、鷙悍多力、皂鵰卽鷲也、出北地、色皂、然則鷲鵰之黑色者、一類別種也、李又云、鶚鵰類也、似鷹而土黃色、深目好峙、雄雌相得、鷙而有別、交則雙翔、別則異處、能翺翔水上、捕魚食、江表人呼爲食魚鷹、詩云、關關雎鳩、在河之洲、卽此、然則鶚卽下條所載之雎鳩、宜訓美佐古、

〔類聚名義抄九鳥〕鵰鵰鷲鷲俗、或、今、正、音就、コワシ、ワシ、　鵰音凋、ワシ、オホワシ、

〔和爾雅六禽鳥〕鵰(ワシ)鷲、鷲皇同、鵰大曰鵰、小曰鷲、

〔藻鹽草十鳥〕鷲

うへみぬわし　鷲の羽　つくはねにかゝなく鷲　鷲の山仙在所也　鷲の住高山物也　しぶ谷のふたかみ山に鷲ぞ子うむ谷と山と則にも鷲也　ともすればとやなる鷲の尾はきれて　ひらかにもよめり

み山の鷲略○註　すだちけんその山しらぬ鷲のはのみをはなれ　たれにむくひのはねおとすらん

〔日本釋名中鳥〕鷲　悪(アシ)也、ちからつよくして物をつかむ悪鳥也、

〔本朝食鑑六山禽〕鷲訓和之

釋名字書所謂鷲大鵰也、今從之、源順曰、和名古和之、山海經注、鷲小鵰也、此未詳、

集解、鷲似鷹而最大、驚悍者也、頂有毛角、觜蒼黄色、距爪黄色、腹白有黒縦文、尾有黒白斑紋、美而勁捷、能搏狐狸兎猿猫犬、其多力可敵熊狼、盤旋空中、無細不覩、常棲深山窮峯而不出村里、偶出村里、則里人遥望雲中、恐走抱孩兒而藏、動被執孩兒、最偏戒者不減狼豺也、奥常及松前蝦夷最多、今官家捕之畜於樊中、取其尾羽而造箭羽、呼稱眞羽、其羽潔白、中間黒文正直者、號中黒而珍貴之、其美好者尤少矣、羽之上下有黒斑文、而中間白者、號中白、或曰切斑、羽薄而黒處極少者、號薄標(ウスヒヤウ)、其餘名義稍多、擧射者能識之、凡鷲有大小、小則雑之稱長者也、大者尾美、小者不美、斑文亦駁雜、故以大鳥小鳥而別之、造箭羽、亦大者勁堅而黄文、腹純黒、然唯見畫圖、而未見生者也、

附錄狗鷲似鷲而小、其力亦稍減、尾羽白黒、以造箭羽、亦劣矣、惟好奇耳、

〔本朝食鑑六華和異同〕鷲鵰

大抵方書以鵰鷲爲一物而不辨、雖擧分大小不分明、禽經鵰以周之、鷲以就之、鷻以搏之、鷻音團亦鵰

也、李時珍曰、皂鵰卽鷲也、靑鵰出遼東、最俊者謂之海東靑、羌鷲出西南夷、黃頭赤目五色皆備、必大桉、李氏亦大概爲一物、又云、其翮可爲箭羽、本邦亦同、

〔大和本草十五山鳥〕鷲　本草鵰ノ異名ヲバ爲鷲、又曰、皂鵰卽鷲也、鷲ニ大小アリ、尾十三枚以上ヲ大鳥ト云、十二枚以下ヲ小鳥ト云、鷲朵鳥ノ内尤タケタカツヨシ、小兒ヲツカム事古來有之、〇中略海邊ニ栖ヲ磯鷲ト云、小ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十三山禽〕鵰　マト萬葉集　ツバサタマドリ古歌　ワシ　一名黑漫天清異錄　姑栗陀事物紺珠　皂鷹訓蒙字會　黑鷹同上　慾雷力[illegible]

鷹ノ類ニシテ形大ク緒大ナリ、背翅黑色ニシテ白斑アリ、腹ハ白色ニシテ竪ニ黑斑アリ、觜脚黃色、能狐狸兎犬ヲ攫モノアリ、山村ニテハ偶嬰兒ヲ攫コトアリト云フ、鵰ノ尾ヲ以テ箭羽トス、和漢共ニ上品トス、本邦ニテハ大鳥ト小鳥トヲ分別シ、老鳥ノ尾ノ羽數十三枚巳上アルモノヲ大鳥ト云、矢ニ用ルニ上品トス、嫩鳥尾十二枚巳下アルモノヲ小鳥ト云フ、〇中略唐山ニテモ箭羽ニハ鵰ヲ用、上トス、

〔食物和歌本草二〕鷲

わしの骨灰となしつゝ酒でのめ足手身はねのくだけたによし　わしの屎灰にやきつゝ酒でのめ禽獸の骨のどに立しに

〔出雲風土記意宇郡〕凡諸山野所在、〇中略禽獸則有鵰、

〔出雲風土記島根郡〕凡諸山野所在、〇中略禽獸則有鷲、字或作鵰

〔萬葉集十四東歌〕相聞

筑波禰爾、可加奈久和之能、禰乃未乎可、奈杼和多里南牟、安布登波奈思爾、

右常陸國歌

〔萬葉集 十六 有由緣幷雜歌〕越中國歌
澁溪乃、二上山爾、鷲曾子產跡云、指羽爾毛、君之御爲爾、鷲曾子生跡云、

〔日本靈異記 上〕嬰兒鷲所擒以他國得逢父緣第九
飛鳥川原板蓋宮御宇天皇○皇極之代、癸卯年春三月頃、但馬國七美郡山里人家有嬰兒女、中庭匍匐、鷲擒騰空指東而翥、父母慳惻哭悲、追求不知所到、故爲修福、逕八箇年、以難波長柄豐前宮御宇天皇○孝徳之世、庚戌年秋八月下旬、鷲擒子之父、有緣事至於丹波國加佐郡內、宿于他家、其家童女汲水趣井、宿人洗足、副往見之、亦村童女集井汲水、而奪宿家童女之井、惜不令奪、其村童女等皆同心、凌蔑之曰、汝鷲噉殘、何故无禮、罵壓而打、所拍哭歸、家主待問、汝何故哭、宿人如具陳上事、即問所以凌罵曰鷲噉殘、家主答言、某年某月日之時、余登于柿𣏾之樹而居、鷲擒嬰兒從西而來、落巢養雛、慓啼、彼雛望之驚恐不睬、余聞啼音、自巢取下育女子是也、所擒之年月日時、按之當今語、瞭知我兒、余父悲哭具告於鷲擒之事、主人知實、應語而一行、噫乎彼父、遥逅求有兒之家、遂得是子、誠知天哀所資、父子深緣也、是奇異事矣、

〔東大寺要錄 一〕耆老相傳云、根本僧正○良辨昔嬰兒之時、於坂東爲鷲被取、未知行方、依之父母大歎、流浪諸國、而件兒被落山城國多賀邊、彼鄉人取之養育、漸以成長、即根本僧正是也、御寺建立之時、爲僧綱師、威德巍々、住東大寺、其時彼父母尋來陳此由、先問身驗、腋下有驗、于所陳有實之上、被取鷲事而符合、仍始知父母及子、悲喜滿胸、啼淚潸然云々、

〔今昔物語 二十九〕肥後國鷲咋殺蛇語第卅三
今昔、肥後ノ國□ノ郡ニ住ケル者有ケリ、家ノ前ニ大キナル榎ノ木ノ枝遊ク差覆タルガ有ケル下ニ、鷲屋ヲ造テ其レニ鷲ヲ置テナム飼ケル、其レニ人數有テ見ケレバ、大キナル蛇ノ七八尺計ナルガ、其ノ榎ノ木ノ下枝ヨリ傳ヒ下テ、鷲屋檐ニ下ケルヲ、此ノ蛇ノセム樣見ムト云テ、集テ

見ケレバ、蛇下枝ヨリ傳ヒ下テ、鷲屋ノ上ニ下テ、蟠居テ頭ヲ延ベテ、鷲屋ノ内ヲ下様ニ臨ケルニ、其ノ時ニ鷲ハ吉ク寢入タリケレバ、蛇此レヲ見テ、鷲屋ノ柱ヨリ漸ク傳ヒ下テ、鷲ノ寢入タルヲ、蛇頭ヲ以テ鷲ノ腹ノ許ニ口ヲ宛ツ、然テ口ヲ開テ鷲ノ觜ヲ本マデ呑テ、尾ヲ以テ鷲ノ頭ヨリ始メテ身ヲ五ツ辛卷、六辛卷許卷テ、尚殘タル尾ヲ以テ、鷲ノ片足ヲ三返リ許卷テ縛ル様ニスレバ、鷲ハ上テ蛇ハ沈ミテ鷲ノ細ク成許ニ強ク卷キ辛ム、其ノ時ニ鷲目ヲ打見開テ有ルニ、觜ヲ被呑タレバ、目ヲ塞テ亦寢入ヌ、此レヲ見ル人、此ノ鷲ハ此ノ蛇ニ被瀉ニタルニコソ有メレ、此ノ鷲ハ死ムトス、去來打放テムナド云フ者モ有リ、亦極キ事有トモ、其鷲蛇ニ不被瀉ジ、只爲ム様ヲ見ヨト云フ人モ有ケレバ、此モ彼モ不爲テ見ケル程ニ、鷲亦目ヲ見開テ顏ヲ此彼臨ルニ、觜ヲ本マデ呑テ下様ニ引下ル様ニ爲レバ、其時ニ鷲不被卷ヌ方ノ足ヲ持上テ、頸肩ノ程マデ卷タル蛇ヲ、鷲爪ヲ以テ踊テ急ト引テ踏ツレバ、觜ヲ呑タリツル蛇ノ頸モ拔テ離レヌ、亦被卷タル片足ヲ持上テ翼懸テ卷レタルヲ、亦踊テ初ノ如ク引テ亦踏ヘツ、然テ前ノ度踊タリツル所ヲ持上テ、フツリト咋切ツ、然レバ蛇ノ頭ノ方一尺許切レヌ、亦後ニ踊タリツルヲ、足ヲ持上テ亦咋切ツ、然テ亦足卷タリツル殘ヲ咋切ツ、此ク三切レニ咋切テ、觜ヲ以テ咋ツヽ、前ニ指置テ、身餘打シ翼疏シ尾ナド打振テ、露事シタリトモ不思タラデ有ケレバ、此レヲ見ル者ノ共、彼ノヨモ鷲蛇ニ不被瀉ジト云ツル者ハ、然レバコソ極キ事有トモ被瀉ナムヤ、此レハ物ノ王ナレバ、尚魂ハ餘ノ獸ニハ殊ナル者也ナド云テゾ讃メ喤ケル、

〔新撰字鏡 鳥〕鵄鵄鵄 三同、尺志反、老々也、止○比○、 鵈 止比

〔干祿字書 平聲〕鵄鴟鵄 上俗中通下正

〔本草和名 十五 獸禽〕鵄頭 楊玄操作䲭、音尺脂反、一名老鵄、一名鳶 音緣 又有鵰鶚、相似而大、楊玄操音彫愕二音、和名止比乃加之良、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鵄 本草云、鵄一名鳶 鵄音脂、鳶音緣、和名土比、爾雅注云、鳶一名鴟 音狂、漢語抄云、久○止○比○、喜食鼠而大

目者也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕陶注云、一名鳶、此所引卽是、説文、䧴、鵄也、又載鴟字云、籒文䧴从鳥、李時珍曰、鴟似鷹而稍小、其尾如舵、極善高翔、專捉雞雀、按玉篇、鳶鴟同上、源君蓋依之、然説文、鳶鷙鳥也、詩曰非鶉、非鳶、鳶廣雅作鶚、音五各反、今作鶚、孟康漢書音義曰、鶚大鵰也、孔穎達毛詩正義云、鵰之大者又名鶚、是孔氏所據毛詩作鳶、爲鷙鳥、與許愼同、陸德明所據本作鳶、故云、以專反、鴟也、今毛詩因之、蓋所見本各不同也、顔氏不會、以鳶爲鳶異文、徐鉉依之、謂説文無鳶字、鳶乃鳶字、遂音説文鳶字爲與專反、誤、又按鳶字説文所無、古只作弋、夏小正、十有二月、鳴弋、是也、後俗從鳥作鳶、非鳶鶚作鳶也、〇中略 按、久曾止比、見今昔物語、今俗或呼馬糞鳶、或呼馬糞鷹、或呼馬糞鷹、或呼長元坊、卽大蟲食鷹也、是鷹一種、漢名未詳、〇中略 按所引非爾雅正文、蓋釋鳥舊注、則有注字爲是、爾雅云、狂、茅鴟、玄應音義引舍人曰、狂一名茅鴟、喜食鼠、大目也、此所引卽是、按郭注云、今鵂鶹也、似鷹而白、釋文云、狂本或作鵟、是鵟與鴟不同、疑一名鵟、似當作鵟一名茅鴟五字、然則標目應言鵟附、蓋或源君所見爾雅注脫茅字、遂誤以鵟爲鴟一名也、邵晉涵曰、卽爾雅萑老鵵郭注木兎是也、郝懿行曰、茅鴟卽今貓兒頭、其頭似貓、大目、有毛角、其鳴曰轂轆貓、故蜀人謂之轂轆鷹、揚州謂之夜貓、善笑、俗人聞其笑聲云有凶咎也、是與上條木菟同種、非登毘、又非久曾登毘也、

〔類聚名義抄 九鳥〕鳶鳶鳶 通正俗音鴟、トビ、　〔同 九鳥〕鳶鳶 二通、トヒ、　鳶トヒ　鵄鵂トヒ、通今、鵰正、胥鵰反、

寒鶏コイメルトヒ　鵟鶚音狂、鵰鳳、トビ、タツトビ、ノセ、　鵄トヒ

〔日本釋名 中鳥〕鳶とび　とをくひいる也、ひいるは高くとぶ也、

〔東雅 十七禽鳥〕鴟トビ　倭名抄に本草を引て、鴟一名鳶、トビといふと註せり、トビの義不詳、或人の說に、トビとは飛也と云ひけり、もしさらば義自ら明なり、古語にトとのみ云ひしも鳥にして、ヒといふ名もて呼ひし鳥もあり、鵄をツヒといひ、鵰をイヒといひ、鴟をタヽヒといふが如き是也、此物の名は、太古の時より聞えたり、トビと云ひし詞に義ありしも今に於ては詳り難し、

〔宜禁本草 坤諸禽〕鴟頭　鹹平、燒灰主頭風目眩、一名鳶、肉食之治癲癇、

〔本朝食鑑 六山禽〕鴟 訓土比

釋名、鳶、源順曰、本草云、鴟一名鳶、爾雅注、喜食鼠、而大目也、李時珍曰、鴟其聲也、鳶攫物如射也、今亦通用、

集解、鴟似鷹而稍小、羽毛婆娑、其尾如披扇、高翔戾天、專捉雞雀之雛及鼠、或馳漁市竊魚攫腸、終日喧呼騰音厲吻、在林野而爭鳥雛於飢鳥、在江湖而掠魚腸於沙鷗、飽則蹲屋頭而眠、猶似爲不足矣、酣則窺巢樹而啄、亦以惡作害、故雖飛戾天何足貴乎、天氣晴朗、碧霄長鳴、摩空入雲、早朝鳴則有雨有風、夕陽鳴則雖雨必晴、俚俗以卜之、或曰、鴟糞人之頭面衣裳必遭災、故俗以酒洗而厭之、又曰、妄毀鴟巢必遭火災、此事稍有驗、亦一奇也、

〔本朝食鑑 六山禽〕馬糞鷹

漢語抄曰、鵟訓久曾止比是也、今或稱長元坊、形似鷹鷂而眼色痴、羽毛疎、飛翔不能當鳥、但求馬牛之枯糞而食、故名之、山下林野常有、今翔舞於江都城上、及村市橋浦邊、窺鼠食魚腸、或覓雀燕鵠鷄之雛耳、

〔和漢三才圖會 四十四山禽〕鳶 音員　鴟 音嗤　俗云止比　阿黎耶 梵書中略○

按、鴟狀似鷹而赤黃色、○中略 俗傳曰、愛宕之鳶、熊野之烏、以爲神使、未知其據也、鳴聲如曰比伊與呂與呂、朝鳴卽雨、暮鳴卽晴、與三才圖會之說少異○中略

鵟 音狂　馬糞鷹 俗稱　長元坊 同　和名久曾止比

按、鵟狀似鳶而羽毛疎、飛翔不能當鳥、但攫牛馬枯糞或魚物鳥雛食之、漢語抄云、鵟喜食鼠、而大目者、是也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三山禽〕鴟　トビ　トンビ　一名鵶伯子 清異錄　半瑞 同上　戾天 事物異名　鳶 通雅

鳶通　寒鴟 事物紺珠　搖鷹 訓蒙字會　鵝老翅 同上　鷲老鵰 就篇

形鷹ニ似テ稍小ク尾ノ形扇ヲ披クガ如シ、天氣晴朗ナレバ、旋飛長鳴シ高ク雲ニ入ル、ソノ性貪惡、常ニ雞雛雀子ヲ捉リ、好テ魚腸ヲ攫食ヒ、飽時ハ屋上ニ眠ル、ソノ目珠ハ盲ヲ治スト云、此條混雜多シ、釋名ノ鳶ハ鴟ノ一名ナリ、○下略

〔日本書紀　二神代〕天稚彦之妻下照姫、哭泣悲哀聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彦已死、乃遣疾風擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者、及持帚者、一云、(中略)以鷄爲持傾頭者、

〔日本書紀　三神武〕戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄、飛來止于皇弓之弭、其鵄光曄煜狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩、不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今曰鳥見是訛也、

〔日本書紀　二十九天武〕四年正月壬戌、是日、○中略近江國貢白鵄、

〔三代實錄　二十八清和〕貞觀十八年三月廿九日丁未、内藏寮御服倉院松樹有烏巢、烏一雙棲宿、每年生五六子、今春鵄集將棲乳、有鵄一雙、奪烏巢棲止生雛、烏鵄相鬪、經旬不止、遂鵄戰勝矣、

〔日本紀略　一醍醐〕延喜十三年八月十四日、巳剋從巽角鵄鵄一雙飛入、一鵄取鼠飛過之間、共墜于權中納言藤原清貫肩上、謂怪、

〔今昔物語　二十二〕天狗現佛坐木末語第三

今昔、延喜ノ天皇ノ御代ニ、五條ノ道祖神ノ在マス所ニ、大キナル不成ヌ柹ノ木有ケリ、其柹ノ木ノ上ニ俄ニ佛見ハレ給フ事有ケリ、○中略大臣光○源頗ル恠シク思エ給ヒケレバ、佛ニ向テ目ヲモ不瞬ズシテ、一時許リ守リ給ヒケレバ、此佛暫クコソ光ヲ放チ花ヲ降シナド有ケレ、強ニ守ル時ニ佗テ忽ニ大キナル屎鵄ノ翼折タルニ成テ、木ノ上ヨリ土ニ落テ□メクヲ、多ノ人此レヲ見テ奇異也ト思ケリ、小童部寄テ彼ノ屎鵄ヲバ打殺シテケリ、大臣ハ然レバコソ實ノ佛ハ、何ノ故ニ俄ニ木ノ末ニハ現ハレ可給キゾ、人ノ此レヲ不悟シテ、日來禮ニ噇ルガ愚ナル也ト云テ返リ給ヒ

鳶鳴

ニケリ、

〔古老口實傳〕一神宮怪異事

殿舍上鷺鵄居事、〇中略即注進之處、被行御占、下祈謝宣旨、仰諸社司等、御祈禱之間、神宮爲吉也、近代依无奏聞、不被祈禱、因茲神宮爲凶之由、雅継光胤神主等申之

〔百練抄鳥羽五〕天仁二年七月一日、自大炊御門皇居遷幸内裏、是去月廿七日夜、御殿天井上鵄入居之故也、

〔就狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事、〇中略鳶、

〔醒睡笑四〕いやな批評

鳶は木にとまりゐて、蘆邊にすむ鷺にむかひ、そちほど色白くいつくしき姿は無し、如何にももののいひがそさうにて、いやしいわといふ、鷺腹を立てゝ、そちは鳥の中にても、四十八鷹の内に入て、空をたちまふ風情のよさ、そしらんやうもなきが、物ごしのくどさ、ながさきかれぬ、我がごとくこと葉ずくなならばよからんものをと、こなしこなされ、かくてはこらへられず、たそに批判をうけんと、おのれ〳〵が土産を用意するに、とびは例のくだりたる鼠をもとめ、鷺はかひ〴〵しくとびをどる鮒をとゝのへ、鷺の棲むなる峯に飛ぶ、二鳥の聲を聞きて、鷺はいかさま言便みじかく當風にあへり、鳶はなにとやひいまでにてよからんものを、後のりよ〳〵が長過ぎて聞かれぬ、古流なりとかくまけよ〳〵と、

〔松屋筆記六十三〕朝鳶に笠を脱

俗言に朝鳶に笠を脱とて、朝に鳶鳴時は天氣よしといへり、續博物志二十一丁に、暮鳩鳴卽小雨、朝鳶鳴卽大風とあり、風吹ば必天氣よし、故にいへる俗語なるべし、

〔新撰字鏡鳥〕鵄伊比止與、又與太加、

雎鳩

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕佐鴟　爾雅注云、佐鴟漢語抄云、與多加、晝伏夜行、鳴以爲怪者也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按廣雅、肥鵂、鴟鵂、怪鴟也、郭注爾雅怪鴟云、卽鴟鵂也、見廣雅、玄應音義引含人云、怪鳥一名鵂鶹、然則怪鴟卽鵂鶹、鵂鶹下有本條、郭又曰、今江東通呼此屬爲怪鳥、依之又可爲梟木兎之總稱、

〔類聚名義抄 九鳥〕佐鵄ヨメカ

〔本朝食鑑 六林禽〕夜鷹

夜鷹宿禽而捕食之、山下林藪有之、晝伏不出、其態類木兎、其形類鷹鷂、或似鴟耳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三山禽〕鴟鵂〇中

增、集解鵂鶹ハヨタカナリ、日暮ヨリ出テギヤアギヤアト鳴ク、卽フルツクノ雌ナリ、必フルツクニ附テ飛ブ、晝ハ竹林等ニ隱テ、夜ハ寢鳥ヲ捉ル、

〔木工權頭爲忠朝臣家百首〕寄鷹戀　加賀守顯廣

夜たかすむはやしのはしにすむ鳥のとけてもえねぬ戀もする哉

〔新撰字鏡 鳥〕鵰鳩 七餘反、鯛〇左〇古、又万〇奈〇杜、　䴉 佐古

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鵰鳩　爾雅集注云、鵰鳩、鳴昔七余反、和名美佐古、今按古語用覺賀鳥三字云加久加乃土利、見日本紀私記、公望案、高橋氏文云、水佐古、鶚屬也、好在江邊山中、亦食魚者也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕釋鳥、雎鳩王雎、郭注云、鶚類、今江東呼之爲鶚、好在江渚山邊食魚、字句有小異、此所引蓋舊注也、說文、雎鳩、王雎也、毛詩正義引陸璣疏云、雎鳩大小如鴟、深目目上骨露、幽州人謂之鷲、按雎鳩卽上條所載鶚也、李時珍所說可證、爾雅翼雎條云、又能翺翔水上、扇魚令出沸波、捉而食之者、混鶚爲鵰也、非是、

〔類聚名義抄 九鳥〕覺賀鳥カクカノトリミサコ也　鮎鴪ミサコ、或正、昔鮎、　鵰鵙俗正、鵰鳩、王鵰、或雎、昔雎、ミサコ、　鵰鳩上昔雎、ミサコ、　鶚

鶚（音擧ミサゴ）ミサゴ

〔伊呂波字類抄〕鶚鳩（ミサゴ）（江邊食魚也）　雎鳩（見動物）　覺賀鳥　祝鳩　唯水鳥也（已上同、）

〔下學集〕上形鶚（ミサゴ）（鷙鳥捕魚也）

〔運歩色葉集〕（鳥名）鵃（ミサゴ）

〔日本釋名〕中鳥鶚鳩（ミサゴ）　水さぐる也、みさごの鳥、魚をとらんとては、先水をさぐれば魚いづ、卽これをつかむ、

〔本朝食鑑〕六山禽雎鳩（訓美佐古）

集解、雎鳩卽魚鷹也、狀似鷹帶赤黃色、深目好峙、其雌雄有別者與鷹同、交則雙翔、別則異處、常翺翔水上捕魚食、又捕數魚潛置于石間寄處而經宿、此號美佐古鮓、漁人識之而食、其味鹹不佳稍有味耳、一種有尾上白者、此亦同類而白鷺也、

〔本朝食鑑〕六華和異同雎鳩

雎鳩者鶚也、魚鷹也、詩周南關關雎鳩在河之洲者是也、李時珍曰、能入穴取食、故謂之下窟烏、必大按、此非入穴、鶚捕魚置于石窟中以作鮨、而雨雪風浪不能捕魚之時、入穴食之也、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十三山禽鶚　水沙兒（ミサゴ）萬葉集　○覺賀鳥（カクガノトリ）日本書紀天皇紀景行　○ミ○ナ○コ○サ○コ○ド○リ總稱　○ミ○シ○ヤ○ゴ　○ピ○シ○ヤ○ゴ雲州　○ピ○シ○ヤ参州　○ヒ○サ○ゴ江州　○ウ○ヲ○ダ○カ　一名鶚通雅　海鵰福州府志

水邊ニ多シ、形鵰ニ似テ大ニ高ク翔ル、鳴聲モ鵰ニ似タリ、水上ヲ高ク旋飛スレバ、魚ソノ影ニ驚走リ、水面ニ浮ブヲ見テ下リ攫捉ル、翺翔水上屬魚令出ト云是ナリ、江州ニテ魚網ヲ引擧レバ、鶚多ク來リ集リ、水面ニ浮ベル魚ヲ捉ル、又深山巖陰ニ魚ヲ多ク積重ネ置ヲ、ミサゴノスシト云フ、是冬ノ貯ヘナリ、人コレヲ取ルニ、重ネタル下ノ魚ヲ取レバ、追々新ニ魚ヲ含來リテ積重ヌ、若積タル上ノ魚ヲ取レバ、再ビ含來ラズ、又樹枝ノ繁茂シタル處ニ柴ヲ襯シ、ソノ上ニ魚ヲ積重ヌ

ルモアリ、此等ノ飦巳ニ久クナリタルモ腐ラズ、人取テ賞食ス、

〔食物和歌本草六〕鶚

みさごたゞ身には能なし骨を取黑燒にして骨接となる

〔日本書紀景行七〕五十三年八月、是月、乘輿幸伊勢、轉入東海、　十月、至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、

〔釋日本紀秘訓十七〕覺賀鳥可讀之ミサゴ止

私記曰、師說、瑞鳥不見其名也、安大夫說、美左古、公望案、高橋氏文云水佐古、

〔本朝月令六月〕朔日內膳司供忌火御飯事

高橋氏文云、挂畏卷向日代宮御宇、大足彥忍代別天皇、○景行　五十三年癸亥八月、○中略　是月、行幸於伊勢、轉入東國、冬十月、到于上總國安房浮島宮、○中略　時太后詔磐鹿六獦命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕我久々、欲見其形、卽磐鹿六獦命乘船到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶雖追行、遂不得捕、於是磐鹿六獦命詛曰、汝鳥戀其音欲見貌、飛遷他浦不見其形、自今以後不得登陸、若大地下居必死、以海中爲住處、

〔萬葉集雜歌三〕山部宿禰赤人歌六首

美沙居、石轉爾生、名乘藻乃、名者告志氐余、親音知友、（ミサゴヰル、イソワニオフル、ナノリソノ、ナハノラシテヨ、オヤハシリトモ）

〔日本紀略嵯峨〕弘仁十二年十一月己未、唯鳩執魚集紫宸殿前版位、見人異之、

〔散木弃謌集雜五〕筑紫へくだりけるに、たかとみといふ所にて、みさごのいをとりけるをみてよめる、

夕まぐれたかとみつればあら磯の波間をわくるみさご成ける

〔太平記十六〕本間孫四郎遠矢事

新田足利相挑テ未戰處ニ、本間孫四郎重氏、黃瓦毛ナル馬ノ太ク逞キニ、紅下濃ノ鎧著テ、只一騎

和田ノ御崎ノ波打際ニ馬打寄セテ、○中略上差ノ流鏑矢ヲ抜テ、羽ノ少シ廣ガリケルヲ鞍ノ前輪ニ當テ、カキ直シ、二所籐ノ弓ノ、握太ナルニ取副、小松陰ニ馬ヲ打寄テ、浪ノ上ナル鶚(ミサゴ)ノ己ガ影ニテ魚ヲ驚シ、飛サガル程ヲゾ待タリケル、○中略遥ニ高ク飛擧リタル鶚、浪ノ上ニ落サガリテ、二尺計ナル魚ヲ、主人ノヒレヲ爴テ澳ノ方ヘ飛行ケル處ヲ、本間小松原ノ中ヨリ馬ヲ懸出シ、追様ニ睨テ、カケ鳥ニゾ射タリケル、態ト生ナガラ射テ落サントヽ、片羽ガヒヲ射切テ直中ヲバ射ザリケル間、鶚ハ鳴響テ大内介ガ舟ノ帆柱ニ立、ミサゴハ魚ヲ爴ナガラ、大友ガ舟ノ屋形ノ上ヘゾ落タリケル、

〔看聞日記〕永享五年三月九日、持經祗候、打圍碁、乘船所望申間、晩景乘、予○後崇光推野、庭田宰相長資、隆富等朝臣、持經、重賢、經秀、行資、承泉、周明等也、令垂釣、鮒魚二取、鳴鵜取魚食之、庭田拾之、大之鯉也、有其興、庭田令包丁、一獻、歌舞如例、

〔甲子夜話三十〕海邊ニハミサゴト云鳥キル、鷹ノ類ニシテ魚ヲ捕リ食フ、コノ鳥海邊嶮岨ノ壁立シタル所ノ穴中ニ巣カフ、カノ鳥ソノ捕タル魚ヲ積オキテ餌トス、コノ魚自然ノ酢氣アリテ味好シ、人コレヲミサゴ酢ト稱ス、コレヲ取ニハ梯子ナド設置キ、カノ鳥ノ居ザル時ヲ窺ヒ、俄ニカシコニ往キ、カノ積魚ヲ下ヨリ取リテ上ヲ殘ス、然ルトキハ鳥歸リ來テモ知ラズ、若シコレヲ上積ヨリ取トキハ、鳥知テ後再ビ來ラズ、巣ヲモ他ニ移スト云、

〔武江産物志〕水鳥類　鶚(ミサゴ)佃沖、松の棒杭邊

〔新撰字鏡鳥〕木菟又云功婦豆〇久〇

〔倭名類聚抄十八羽族名〕木兎　爾雅注云、木兎、和名都久、或云、美々都久、似鴟而小、兎頭毛角者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕郭注、萑老鵂云、木兎也、似鴟鵂而小、兎頭有角毛、脚夜飛、好食鷄、此所引或舊注、按酉陽雜俎、北海有木兎、似鵂鶹也、鴟下鵂字、似不可無、鴟鵂鵂鶹也、見說文萑字注及下文鵂鶹

條、而鳥體冠條引亦無偶字也、説文、雈、鴟屬也、从隹从丫有毛角、所鳴其民有旤、郝曰、此卽爲茅鴟一種大者、俗亦呼猫兒頭、其頭似兎、以耳上毛爲角也、

〔類聚名義抄木三〕木兎ツク、或云ミヽヅク、〔同鳥九〕鵂ツク

〔壒囊抄一〕鳥類字　鵂ミヽヅク

〔東雅鳥禽十七〕木兎ツク〇中略　ツクの義は不詳、倭名抄に爾雅を引て、木兎はツク、或は云ミヽヅク、似鴟而小、兎頭毛角者也と註し、また梟はフクロフ、雉色立成にサケといふ、鵂鶹は漢語抄にイヒトヨといふと見えたり、日本紀に休留、豐浦大臣の宅倉に子を産む事をしるされ、休留は茅鴟也と註せられしを、釋にはイヒトヨは梟の異名なり、爾雅に據るに、これら皆梟類にして、惡聲の鳥也と見えたり、サケといひ、イヒトヨといふが如き、並又不詳、爾雅に據るに、茅鴟は鵂鶹也と見え、又怪鴟、老兎、角鴟等の名はあり、東璧本草によるに、此物二種あり、鴟鵂に大如鴟鷹、黄黒色、頭目如猫、有毛角兩耳、晝伏夜出、といふものは、卽木兎なり、一種鵂鶹大如鴝鵒、毛色如鷂、頭目又如猫、といふは、卽茅鴟なり、これら皆鴟類と見えたり、鴞とは梟一名鴟といふもの、卽梟鴟也、卽今俗所呼幸胡者、少美好而長醜惡、狀如母雞、有斑文、頭如鴝鵒、目如猫目、其名自呼と、東璧が註せしもの、卽梟也、此にしても舊說に梟の幼き時の名をカホロドリといふ也といひ、亦俗にフクロフとは、已が名を呼ぶなどいふが如き、東璧が說に相合へり、木兎をツクといふは、ツは角也、其耳の角の如くなるを云ひしなるべし、角をツと云ひし事は前に註せり、サケとは其聲の惡しきをいふなるべし、晴の字讀てサケアといふも此義也、フクロフとは、卽其鳴聲をもて名となして呼ぶなり、イヒトヨの義不詳、又倭名抄に怪鴟、漢語抄にヨタカといふと見えしも、又此類なるべし、

〔本朝食鑑山禽六〕木兎訓美美都久、或曰都久、

釋名源順曰、木兎似鴟而小、兎頭毛角者也、必大按、兎、爾雅有老兎之名、是梟頭目也、木字未詳、然據木老兎之謂乎、〇中略

集解、木兎狀如鴟鷹而小、黄黒斑色、頭目如兎、兩頰作白圈、而中有眼、頂有毛角、兩耳尖長、背小黒、掌黄翅似鴟而短、晝伏夜出、不能遠飛、捕小鳥食、鳴則雌雄相喚、或一隻亦鳴、其聲似梟而短、夜能拾蚤蝨、白日不見物、故捕鳥人擎木兎於架頭、置于林中、四圍設羅擭、則群禽來集、如笑木兎之瞎目、覺罹羅擭、不勞手足而捕禽數百許、世以不爲不祥、而爲鷹鴟屬、以愛之耳、

〔本朝食鑑 六 禽和異同〕木兎

卽鵂鶹也、源順云、爾雅注木兎、必大按、爾雅萑老鵵、郭璞邢昺曰、木兎也、李時珍謂、鵂鶹大如鴟鷹、黃黑斑色、頭目如猫、有毛角兩耳、晝伏夜出、鳴則雌雄相喚、其聲如老人、初若呼後若笑、所至多不祥、莊子云、鵂鶹夜拾蚤察毫末、晝出不見丘山、何承天纂文云、鵂鶹白日不見人、夜能拾蚤蝨、俗訛蚤爲人爪髮、一種鵂鶹大如鴝鵒、毛色如鷂、頭目亦如猫、鳴則後竅應之、其聲連囀如云休留休留、江東呼爲布穀板、楚人呼爲快扛鳥、蜀人呼爲春哥兒、皆言其鳴主有人死也、又按鵂鶹今之木兎、然形小於鴟鷹、本邦不爲不祥、華人以爲梟鵩之比、鵂鶹予未見之、

〔大和本草 十五 山鳥〕鵂鶹（ミヽヅク）　日本紀木兎トカケリ、耳アル故ニミヽツクト云ナルベシ、○中略 鵂ハ大ナリ、ツクハ小ナリ、コノハヅクハミヽヅク、鵂ヨリ小ナリ、コレモ亦耳アリ、フクロウニ似タリ、

〔和漢三才圖會 四十四 山禽〕鵂鶹　萑音丸　快鵂　呼咵鷹　角鴟　夜食鷹　鉤鵅　轂轆鷹　老兎　鵋鵙

俗云美美豆久

按、木兎（ミヽヅク）日本紀用此二字 大如兄鶻（コノリ）、而全體褐黑色、有白彪似豆者、臆胸亦同色、橫有白彪、相亂似蛇腹文、頭目如猫、眼外作白圈、眼中黃赤而能旋轉、毛角有小點彪似胡麻、其下有耳穴、怒則毛角竪起一寸許、脚黃赤脛短有毛、謂之傳毛（フタイケ）、似矮雞之脛、爪勾利、其啄下短上長勾黑、不能遠飛、夜出摯小鳥、喉聲似梟而短、連聲如曰甫伊甫伊、其尾短十二枚、表文幽微、裏文鮮明、畜之爲囮、縫閉目、繫架頭側設羅擭、則諸鳥來集、噪噪猶笑木兎盲形、而羅擭者不知歟、以不勞捕鳥人賞之、

周伯温曰、鴟雚頭上角曰觜、字從角 俗用作鳥喙之觜非也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三 山禽〕鵂鶹　木兎（ツク）日本紀　ミヽヅク和名鈔　ツクドリ古歌　一名猫頭鷹本經逢原

大頭鷹附方　掘窟鳥吳氏食物本草　夜猫子盛京通志　猫頭鳥五雜組　猫圓興化府志　大耳鳥　狐圓共同上

雛ヨリ畜ヘバ善馴ル、形鵂ニ似テ小ク、觜廣ク短シ、頭圓大、眼モ亦圓大ナリ、兩大耳アリテ猫頭ノ

如シ、晝ハ目ハ開ケドモ、物ヲ見ルコト能ハズ、樹間ニ睡ル、夜ハ甚ダ明ニシテ鳥鼠ヲ捉リ、蚤蝨ヲモ拾フ、一種コノハヅクハ、形小ニシテ伯勞ノ大サアリ、是鵂鶹ナリ、一名角鴟、(訓蒙字彙)

〔食物和歌本草 六〕木兎(ミヽヅク)

みゝづくの骨は眩暈の藥也くろやきにして酒でのむ也

〔飼鳥必用 下〕木兎

此鳥秋渡る鳥なり、但し日光山よりも澤山に來る、勿論大小有、毛色いろ〳〵有、秋頃づく引とて、是にて小鳥を取る事、人々ゑる處也、餌飼鳥の肉を喰、後すり餌につける也、

青葉づく

此鳥も秋渡る也、地に面もとれる也、尤耳はなし、總羽黑し、腹に柿の府あり、目はゑんちうの色也、づく引には一向役に立ざるもの也、

〔日本書紀 十一 仁德〕元年正月、大鷦鷯尊卽天皇位、○中略初天皇生日、木菟入于產殿、明旦譽田天皇(應神)喚大臣武內宿禰語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當昨日臣妻產時、鷦鷯入于產屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與大臣之子、同日共產、兼有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、

〔土御門院御集〕鳥名十首

足引の山深くすむみゝづくは世のうき事をきかじとや思ふ

〔執狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事、○中略梟、木兎、

〔田舍莊子 上〕木兎の自得

鹿木兎に謂て云、汝を見るに、其形おかしげにして、丸きつらにちいさき嘴あり、頭巾(トキン)鈴懸を著せたらんには、小人島の天狗など共云つべし、大きなる眼有ながら、晝はあきめくらにして、日輪を

さへ見付得ず、うろ〳〵として諸鳥のために笑はれ、夜はやぶのうちにかゞみ居、寢とぼけたる小鳥をとりて喰ふのみ、づくまはしの手にわたり、撞木につながれ、糸を付ており〳〵ひかる、時は、ばた〳〵とうろつく體、諸鳥のわらひもことはり也、なまじゐに汝も四十八鷹の内なれば、嘸口おしく思ふらん、我汝がために汗を流すといふ、○下略

〔武江產物志〕山鳥類　猫頭鳥みゝづく　上野

〔新撰字鏡鳥〕鵋 視旅反、不○久○呂○不、

〔本草和名二十本草外藥〕鵂目、一名梟、一名鴟、一名逼魂、惡聲鳥、夜飛行人家捕鼠、和名、布久呂布

〔段注説文解字四上〕鴞、鴟鴞、逗鴟當作雖、鴟雖也、雖鴞則爲寧鴂、雖舊則爲害舊、不得舉一雖字、誤爲同物、又不得因雖鴞與鴟鴞皆近、謂爲一物、又不得因雖鴞與鴟鴞皆近、謂爲一物也、雖舊不可單言雖、雖鴞不可單言鴞、凡物有以兩字爲名者、不可因一字與他物同、謂爲一物、寧鴂也、釋鳥、鴟鴞鸋鴂、毛傳同、方言曰、桑飛有工雀、過羸、女匠、鸋鴂、懷爵諸名、陸璣曰、鴟鴞似黃雀而小、取茅秀爲窠、以麻紩之如刺襪、然或謂之巧婦、按郭氏因一鴟字、謂事鳩、必後人深信之者、謂此鳥呼既取我子之鳥而告之耳、不知鳥名、多自呼、聞鴞一句、正是鳥聲、从鳥号聲、于嬌切、二部、按今人讀許嬌切、非、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕梟　説文云、梟、古堯反、和名布久呂不、辨色立成云、佐介、食父母不孝鳥也、爾雅注云、鴟梟者、分別大小之名也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按漢書郊祀志注、孟康曰、梟鳥名、食母、破鏡獸名、食父、毛詩正義引陸璣疏、亦云食其母、此云食父母恐誤、爾雅、鳥少美長醜爲鶹鷅、郭注、鶹鷅猶留離、詩所謂留離之子、說文、鳥少美長醜爲鶹離、毛詩、流離之子、旄丘陸璣疏云、流離、梟也、自關而西謂梟爲流離、其子適長大、還食其母、故張奐云、鶹鷅食母、許慎云、梟不孝鳥、是也、郝曰、今鵂鶹生鵋鵙、子大如鳩黑色、食其母、山中小鳥曰馮兒尾、生鐵翅、子青黑色大如鴿、又食其母、此二種豈皆鶹鷅歟、陸疏所說又與此異、非所究也、然則訓不孝鳥之梟、非布久呂布、○中略按爾雅云、梟鴟、郭曰、土梟、邢昺疏云、梟一名鴟、然毛詩瞻卬云、爲梟爲鴟、彙舉二名、則非一鳥、故爾雅舊注、以爲大小之別名也、與流離之梟、鴟鳶之鴟、同名異物、但未詳其

何物、又不得充布久呂布也、毛詩瞻卬、梟鴟惡聲之鳥、不言形狀、

〔干祿字書 平聲〕梟梟 上通下正

〔類聚名義抄 九鳥〕鵂鶹 或正、音欲、鵂鶹、下ツク、フクロフ、　碣 音石、フクロフ、　鵰鶹鵋 今或正、音留、ツク、フクロフ、サケ、イヒトヨ、　鵙
鴟 于梱反、鴟鵂、巧婦、下フクロフ、　鵂梟 カクレフト　梟梟 正通、古堯反、不孝鳥、フクロフ、

〔伊呂波字類抄 不動物〕梟 フクロフ 不孝鳥也　鴞 同　鴞自　鵂　逢魂　惡聲鳥 夜飛行、入家捕鼠、已上四名見本草、

〔日本釋名 中鳥〕梟 フクロ　其毛ふくるゝ鳥なる故也、るはろと通ず、一說はゝくらふ也、梟は惡鳥にて其母をくらふもの也、ふははゝ也、はとふと通ず、らとろと通ず、

〔本朝食鑑 六山禽〕梟 訓布久呂布

集解、狀似母雞、頭背有黃黑斑文、頭圓嘴短尖、兩頰有黃白圈、如相對、其中有眼如猫目、尾如鶏而短、歷掌青白、盛午不見物、夜則飛行食鳥蟲、或入民家食鼠、其鳴聲初如呼後如語、山林處處有之、若近人家有凶、故爲惡禽、而鵩訓狐同一物也、予〇平野必大初未識其凶、往年使京而曉有凶、或曰、食父母、又食人之爪、此則古人之傳稱而未詳、一種有島梟者、形體同而毛羽黃赤有紫斑、稍美可愛、海國多有之、又一種有白梟者、松前蝦夷希有之、形體同而毛羽白有紫斑、翩翔最美、二梟俱近時作楊弓之箭羽以競美爾

〔本朝食鑑 六華和異同〕梟

梟與鴞鵩訓狐一物也、最爲惡鳥者華和相同、李時珍詳論之、

〔大和本草 十五山鳥〕鴞 フクロウ　一名鵩、一名訓狐、一名梟、〇中略本草ニ鴞肉甘溫無毒甚美、可爲羹臛炙食、鵩ノ小ナルアリ、俗名レウシトリト云、其ナク聲常ノ鵩ト異ナリ、

〔和漢三才圖會 四十四山禽〕鴞 音囂　梟鴟 音嬌　流離　鵩 音　訓狐　魘魂 魘字韻書無攷、和名布久呂不、一云佐介、

按鴞形態皆似木兎、但無毛角爾、〇中略喉聲似木兎而長、如曰方伊方伊、將霽如曰乃利須里於介、將雨如曰乃里止利於介、占以雨晴、初若呼後若笑者是也、雌者稍小而彪亦纖、其喉聲如曰久伊久伊、

〔重修本草綱目啓蒙山禽三十三〕鴞　サケ和名鈔　フクロウ同上　フクロ　トリノカラコエ古歌　カ○
ホ○ロ○ド○リ○　ミ○ナ○ヲ○ド○リ○共ニ同上　ネ○コ○ド○リ○常州　ヨ○ヅ○ク○雲州　ヨ○ゴ○ウ○上總　ト○リ○ヲ○イ○勢州白子
フ○ル○ツ○ク○阿州　フ○リ○キ○ツ○讃州　一名鵂鶹北戸錄　食母埤雅　隻狐同上　怪鳥注倉頡　訓狐類篇
悵鸒　禍鳥山堂肆考　嚶蜩同上　黃禍侯庶物異名疏　嗟十三清異錄　猫猿福州府志　鵂鶹事物紺珠　鵩鳥事物異名
禍鳥　畫鳥　留栗　掛首　夜遊女共同上　伯勞子盛京通志　禿角訓蒙字會　夜猫同上　古鼎八閩通志
山中ニ多シ、晝ハ林中ニ睡リ夜ハ市中ニ出、人コレヲ惡ム、凡每夜市中ヲ飛過ルニ必定處アリテ、屋上ニ於テ鳴クモノハ害アラズ、若シ新ニ他ノ屋上ニ來リ鳴ケバ、必ソノ家ニ凶事アリ、ソノ鳴コト俗ニノリスリヲケト聞ユレバ翌日晴、ノリトリヲケト聞レバ翌日雨ト云フ、一種シマフクロウハ、略シテシマフクト云フ、蝦夷ニテクンチリキト云フ、形大ニシテ角鷹ノ如ク、觜曲リテ鷹ノ如シ、脚モ鷹ノ如クニシテ蒼黃色、頂ニ兩角アリテ大頭鷹(ミミヅク)ノ如シ、毛羽赭黃色ニシテ紫斑アリ、茶家ニ用テ拂末(ハウキ)ニ造ル、一種シロフクロウハ略シテシロフクト云、松前蝦夷ノ產ナリ、羽色白クシテ紫斑點アリ、楊弓ノ矢ニ用ユ、一種レウシドリハ鴞ノ形狀ニシテ小ナリ、鳴聲ハ同カラズ、是八閩通志ノ孤猿ナリ、

〔食物和歌本草五〕鴞(フクロフ)
ふくろふは鼠瘻(そろう)やむ人炙(あぶり)くへ風癇噎病なをしこそすれ　ふくろふは雀目(とりめ)によろし常にくへ目を明かに夜る細字みる

〔出雲風土記意宇郡〕凡諸山野所在、○中略禽獸則有、○中略鴟鴞、作横剤、惡鳥也、

〔源氏物語四夕顏〕夜中も過にけんかし、風やゝあら〳〵しう吹たるは、まして松のひゞき木ぶかく聞えて、けしきある鳥のからごゑになきたるも、ふくろうはこれにやとおぼゆ、

〔帝王編年記二十四四條〕仁治元年十月廿日、今夜梟入居内裏淸涼殿、女官見付之、行遍僧正弟子自壇所

參上捕之、

〔夫木和歌抄雜二十七〕寂然が本へつかはしける十五首　西行上人

山ふかみけぢかき鳥の音はせで物おそろしきふくろふのこゑ

〔大館常興日記〕天文十年正月九日、一以佐内々被尋下候、今度小林江州より罷上候時、六角左京大夫方より、白きふくろうを進上候、仍可被成御内書也、但如何候哉之由被仰下也、此御儀御内書被成候に不及存候、申次方たれにても以書狀御自愛被思食候趣、被仰出候通、よく〳〵申させられて、可然奉存候間、言上之仕也、

〔假名世說〕支唐禪師は、源子和が父の方外の友なり、諸國行脚の時、出羽國より同宗の寺あるかたへゆきて、其寺にしばし滯留ありしに、庭前に椎の木の大なるが朽ちて、半よりをれ墜りたり、一日住持此木を人して堀りとらせけるに、朽ちたるうつろの中より、雌雄の梟二羽出で、飛びさりぬ、其跡をひらきみるに、ふくろふの形を土をもて作りたるが三つ有り、其中にひとつははやくも毛少し生ひて、啄足ともにそなはり、すこし生氣もあるやうなり、三つともに大さは親鳥程なり、住持ことに怪しみけるに、禪師の云く、これは聞き及びたる事なりしが、まのあたり見るはいとめづらし、古歌に、ふくろふのあたゝめつちに毛がはへて昔のなさけいまのあだなり、と此事をいひけるものなるべし、梟はみな土をつくねて子とするものなりと、住持も禪師の博物を感せり、

〔嬉遊笑覽禽鳥十二〕童の諺に、梟は夜が明ば栖を作らうと啼といへり、ほうしくろうと鳴といへるにちかし、されどしか啼といふは他の鳥なり、本滿寺日重が和語雜々抄に、はかなしや雪のみ山の鳥だにも世にふることはおもはぬものを、寒苦責我夜明造栖、これは雌鳥が鳴聲なり、今日不知死、明日不知死、何故造作栖、安穩無常身、雄の鳴聲なり、世にふることをおもはぬよしなり、按、本草

鵂鶹

寒號虫は鶡鴠と名く、郭璞云、夜鳴求旦之鳥、夏月毛盛、冬月裸體、晝夜鳴叫、故曰寒號、時珍云、夏月毛采五色、自鳴若曰、鳳皇不如我、至冬毛落如鳥雛、忍寒而號曰得過且過云々、輟畊錄十五 五臺山有鳥、名寒號蟲、四足有肉翅、不能飛云々、虚栗集、寒苦鳥孤孀がねざめを鳴音かな、李下 寐させぬ夜身を鳴鳥の寒苦僧、オヽ丸 貧苦鳥明日餅つかうとぞ鳴ける、其角

〔武江產物志〕山鳥類 鵂(ふくろ)上野

〔風俗文選三譜〕百鳥譜 支考

梟の晝出てまよひありきぬるいとおかし、かならず笑はれじとはたらきたる顔にもあらず、さるたぐひの老僧にや、むかしも市中にあそびゐける也、

〔新撰字鏡鳥〕鵂甘之反、鵂、伊○比○止○與○、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鵂鶹 張華博物志云、鵂鶹鳥、休留二音、漢語抄云、以比止與、人截手足爪棄地、則入其家拾取之、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕所引文、原書無載、按玉燭寶典引云、鵂鶹鳥、夜則目明、人截爪棄地、此鳥拾取知其吉凶、鳴則有殃也、太平御覽引云、鵂鶹一名鵄鵂、晝日無所見、夜則目至明、人截爪甲棄露地、此鳥夜至入家、拾取爪、分別視之、則知有吉凶、凶者輒便鳴、其家有殃、與此所引並少異、又按莊子秋水篇云、鴟鵂夜撮蚤、察毫末、晝出瞋目、而不見丘山、釋文云、蚤、說文跳蟲齧人者也、淮南子、鴟夜聚蚤、察分毫末、許愼云、鴟夜聚蚤蝨、不失也、崔本作爪、云、鵂鶹夜聚人爪於巢中也、張華所見本、與崔譔本同、故有是說、蓋依蚤爪音同誤也、又按說文、舊、鴟舊、舊留也、又載鵂字云、舊或从鳥休聲、則知舊留或作鵂留、後人連上字留旁加鳥作鶹、與少美長醜之鶹離混、陸璣邃謂流離梟也者誤、爾雅、鵅鵋鵙、郭注、今江東呼鵂鶹、○中略 按皇極紀作休留、訓以比止與、釋日本紀云、以比登與者、兼方案之、梟異名也、依是說、伊比止與、布久呂布、同物異名耳、或以梟充之、或以鵂鶹充之、其說不同也、廣雅、鴟鵂、怪鴟也、鴟鵂卽鵂鶹、則鵂鶹宜合怪鴟訓與多賀、伊比止與之名、宜合布久呂布條、然陳藏器曰、鴞一名梟、一名

鵤、是以鵤鶍爲鳥之別名、要之諸書所說、多混殽不明、

〔類聚名義抄 九 鳥〕鵤鶍 休留二音、イヒドリ、 鵅 音狀、イヒトリ、鴝鵒、鵨鵫、 鵑 方于反、イヒトリ、

〔伊呂波字類抄 伊 動物〕鵤鶍 イキウリウ、イヒトリ、

〔日本書紀 二十四 皇極〕三年三月、休留 イヒトリ 休留茅鴟也 產子於豐浦大臣大津宅倉、

〔日本書紀 二十九 天武〕十年八月壬午、伊勢國貢白茅鴟 イヒトリ、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕喚子鳥　萬葉集云、喚子鳥、其讀與不古止里

〔類聚名義抄 九 鳥〕喚子鳥 ヨブコドリ

〔字鏡集 九 鳥〕鶪 ケン ヨフコトリ

〔饅頭屋本節用集 生類 氣〕喚子鳥 ヨブコドリ

〔八雲御抄 三下 鳥〕喚子鳥　ねとゞにぬれてと云　人まつよひのなどもよむ 春物也 古歌にねざめのこゑはよぶこ鳥、よぶかきこゑなどいへり、又なくとも、又たゞよふともいふ、

〔徒然草 下〕よぶこ鳥は、春の物なりとばかりいひて、いかなる鳥共さだかにしるせるものなし、ある眞言書の中に、よぶこ鳥なく時、招魂の法をばおこなふ次第あり、是は鵺なり、萬葉集の長歌に、霞たつながき春日のなどつゞけたり、鵺鳥も喚子鳥のことざまに通てきこゆ、

〔萬葉考 別記 一〕呼兒鳥

この鳥は集にもはら春夏よめり、そが中に卷十二に坂上郎女の、世の常に聞ば苦しき喚子鳥音なつかしき時には成ぬ、とよめるは、三月一日佐保ノ宅にてよめるとしるしつ、げに山の木ずゑやうやう青みだち、霞のけはひもたゞならぬに、これが物ふかく鳴たるは、なつかしくもあはれにもものに似ずおぼゆ、それより五月雨るゝ頃までも、ごとにあはれと聞ゆめり、さて鳴こゑものをよぶに似たれば、よぶこ鳥といひ、又其こゑかほう〳〵と聞ゆれば、集には容鳥 カホドリ ともよみたり、

ゐ中人のかつぽうどりといふ、即これ也、かんこどりてふも喚子鳥のよこなはり言也、同じ鳥をさま〲に名づくるは常の事ぞ、此鳥萬葉に多く出て、何の疑もなきに、後の世人は、古今歌集の一つを守りて、ひがごといふめり、こはいづこの山方にもあれど、下つふさの國にては、何とかや藥にすとて、とれるを見しに、凡は鳩にて、かしらより尾かけてうす黑也、はらは白きにいさゝか赤き氣有て、すゞみ鷹のはらざまなるかた有、くちばしは鳩のごとくして、少しく長くうす黑し、足はうす赤にて、はとよりも高し、

〔比古婆衣五〕喚子鳥

よぶこ鳥、いかなる鳥なるにか詳ならず、昔よりさま〲のさだ聞ゆれど、それとしからむともおもはれず、然るに萬葉集に、呼子鳥をよめる歌どもの、いづれもほとゝぎすと同じ趣にきこゆれば、もしくはいにしへ大和わたりにてほとゝぎすの一名なりけるが、今京となりて後、漸にそのものざねをしらずなりゆきて、たゞ古歌にのみすがりてまねびよむ事となりこしを、しかすがにしらずてはと、さかしらにおしあてごとして、世々にとり〲の說どものいできたるにはあらざるかと、おもひよりてありつるに、此ころ字鏡集と云へる古き字訓の書を見て其證を得たり、○下略

〔萬葉集一雜歌〕太上天皇〈○持統〉幸于吉野宮時高市連黑人作歌

倭爾者、鳴而歟來良武、呼兒鳥、象乃中山、呼曾越奈流、

〔萬葉集八春雜歌〕大伴坂上郎女歌一首

尋常、聞者苦寸、喚子鳥、音奈都炊、時庭成奴、

右一首、天平四年三月一日佐保宅作、

〔萬葉集九雜歌〕幸芳野離宮時歌

容鳥

瀧上乃、三船山從、秋津邊、來鳴度者、誰喚兒鳥、

〔萬葉集十春雜歌〕詠鳥

吾瀨子乎、莫越山能、喚子鳥、君喚變瀨、夜之不深刀爾、

春日有、羽買之山從、猨帆之內敝、鳴往成者、孰喚子鳥、

不答爾、勿喚動曾、喚子鳥、佐保乃山邊乎、上下二、

朝霧爾、之怒々爾所沾而、喚子鳥、三船山從、喧渡所見、

〔古今和歌集一春〕題しらず　　　　よみひとしらず

遠近のたづきもしらぬ山中におぼつかなくもよぶこどりかな

〔後撰和歌集二春〕よぶこどりをきゝて、となりの家にをくり侍ける、　　　　春道つらき

我宿の花になきそよぶこどりよぶかひありて君もこなくに

〔易林本節用集氣形加〕良鳥〇俗曰鶯〇鶯

〔八雲御抄三下鳥〕良鳥　かほ鳥はかすがやまによめり、かたこひするものといへり、よるひるたえず戀すといへり、まなくしばなくはるのゝといへり、源氏物語にも有、是其鳥と定歟、但定家不知之いふ、推之只うつくしき鳥歟、但未決之、

〔萬葉集三雜歌〕山部宿禰赤人登春日野作歌一首幷短歌

春日乎、春日山乃、〇中略容鳥能、間無數鳴、雲居奈須、心射佐欲比、〇下略

〔萬葉集略解三下〕かほ鳥は、呼子鳥の一名ならんと、翁〇賀茂眞淵はいはれき、

〔萬葉集十春相聞〕寄鳥

容鳥之、間無數鳴、春野之、草根之繁、戀毛爲鴨、

〔伊勢集下〕おとは山木の下風にかほどりのみえがくれせし聲の戀しさ

〔古今和歌六帖鳥六〕かほどり
夕さればのべになくてふかほ鳥のかほにみえつゝ忘られなくに
〔源氏物語寄生四十九〕うちつけにいつのほどなる御ちぎりにかはとうちわらひて、さらばしかつたへ侍らんとていふに、
かほどりのこゑもきゝしにかよふやとしげみをわけてけふぞたづぬる、たゞ口ずさみのやうにの給を、いりてかたりきこえけり、
〔萬代和歌集雑十六〕河邊鳥といふことを　従二位家隆
山河のゐくひにかよふかほよ鳥かつみるたびに音をのみぞなく
〔現存和歌六帖〕かほどり　信實朝臣
ありとてもまだみもしらぬかほ鳥のいとゞ霞に空かくれつゝ
〔伊呂波字類抄波動物〕猚ハコトリ
〔源氏物語若菜三十四〕み山木にねぐらさだむるはこどりもいかでかはなの色にあくべき
〔枕草子三〕鳥は　はこどり
〔古今和歌六帖鳥六〕はこどり
みやま木によるはきてなくはこ鳥のあけば歸らんことをこそおもへ
春たてば野べにまづなくはこどりのめにも見えずて聲の悲しき
〔新撰六帖六〕はこどり　家良
春されば友まどはせるはこ鳥のふたがみ山に朝な〳〵なく
〔夫木和歌抄箱鳥二十七〕正治二年百首　小侍従
ふたむらの山の端しらむしのゝめにあけぬとつぐるはこどりのこゑ

風鳥

〔本朝食鑑山禽六〕風鳥

此亦蠻人貢之、狀類鳥鳳而頭黃、頰頷黑背翅及腹紫黑、脚如鼠趾、尾上紫下黃、紛披如蕊穗之亂垂、國人謂、不棲林木而棲巖洞、常不能飛、有風則飛舞、無常食而向風開口如食、其怪奇不可言、或曰、此蠻人飾鳥毛之麗者、新巧造作鳥形、以誑本邦之人、其然乎、

〔重修本草綱目啓蒙林禽三十三〕練鵲　風鳥略○中

風鳥ニ大小二種アリ、此ハ小ノ風鳥ナリ、形ツムギヨリ小ク、背ヨリ尾マデ紫褐色ニシテ、腹ハ色淺シ、嘴脚共ニ黑色ナリ、兩脇ヨリ尾上マデ長キ羽毛アリ、兩脇ニテ長サ三四寸、漸ク長クシテ、尾上ニテハ長サ一尺許、コノ羽毛白色甚薄ク、柔細ニシテ透徹ス、コノ羽毛ニテ尾ハ見ヘズ、是拖白練ナリ、又拖赤練紺練雀アルコト、浙江通志ニ出、皆尾上ノ羽毛ノ色ニ因テ名ヲ命ズルナリ、

〔飼鳥必用中〕風鳥

此鳥總羽白シ、此鳥地に下らず、空に飛行して風を喰候よし、嘴足は黑シ、和の小鷽程有り、雙羽先きに針がねのよふなるもの有る、空にて羽をつかふ時は、其針がねにて掛合の鳥のよし世に云傳へあり、往昔出雲の國にて、右針がねの羽の付たるを、空より落たると云人あり、先年長崎にて服部氏所持の干かためたるを見たり、又東都護國寺の開帳に、寺の法物なりとて被為見し事有り、未活鳥を不見、鷽の身披のごとし、此鳥出たる元を不知、至て尾のふつさりとしたる鳥也、

雷鳥

〔夫木和歌抄山二十二〕正治二年百首御歌　後鳥羽院御製

しら山の松の木蔭にかくろへてやすらにすめるらいのとりかな

〔楓軒小錄〕越山鵜之事

越の白山にらいの鳥と云ふ物ありと、昔より語り傳ふ、其字鵜の字を書く、朱冠玄衣、青腹白翅のさきに白色を帶び鵠の如し、雌は雌雉の如し、甚其子を愛す、白山は北國にては究めて高山なる

ゆゑ、四時常にあり、山の絶頂より下廿町ばかりに五葉坂あり、萬松環り圍む事數十回、この鳥其間に棲宿し、曾て他所へ行かず、見る人尤稀なり、たま〳〵見得る者あれば、以て奇瑞とすと云ふ、此鳥よく火災をさくとなん、昔後鳥羽院の御製の和歌ありて、夫木集に載すと云へり、其歌、白山の松の木陰にかくろひて安らにすめる鸓の鳥かな、國に小武友梅と云ふ老人あり、家素より豪富にて好事の雅人なり、平生山水の癖ありて、天下の名山奇水遊歴せずと云ふことなし、常に白山の神を崇信し度々山上し、路に休所の廬を結び、往來の人をやすらはしめ、したしく彼鳥を目撃し、圖繪して風早實積卿に因りて、靈元帝の御覽に入る、亦かの歌を實積卿に請けて、その上に題せしめ、亦予〇伊藤東涯に其記を作らしむ、近比亦刊刻して畫軸となし、世に行ふときく、比日偶古文品外錄を閲るに、宋の晁禎之が新城遊北山記をのす、云々旁皆大松云々、松間藤數十尺、蜿蜒如大蛇、其上有鳥、黑如鴝鵒、赤冠長喙、俛而啄、磔然有聲云々、此樣子を考ふるに、たしかに鸓の鳥と見えたり、

〔鋸屑譚〕越之白山、雷鳥と稱するものあり、人まれに見るといへり、其形如雌雉而較少、文采耳〇中略或以爲爾雅所謂鸓者不是、五雜俎曰、雷之形、人常有見之者、大約似雌雞、肉翅、其響乃兩翅奮撲作聲也、此稍爲近矣、夏小正云、雉震呴、余居近山、震時必聞雉聲、人謂之合音、物類之感可見矣、又云、雷不必聞、惟雉爲必聞之、餘冬序錄、野雉知雷起處、此語によれば、白山の鳥、五雜俎說亦雉の類なり、安房國二山と名づくる處あり、毎歲正月そのあたりの俗群集して雷狩をなす、多く獲てころせば其夏必雷鳴稀にして、あれどもすくなし、もし獲物多からざれば、雷も又多しといへり、其形鼬鼯のごとしといふ、此亦一奇事といふべし、是豈雷神之所好之獸乎、鳥獸之有異類、擧げてかぞふべからず、此鳥獸をたゞちに雷とするは亦愚なりといふべし、伯耆風土記云、震動之時、雞雉悚懼、則鳴蹲嶺谷、卽蹬踊也、蜥蜴之雨雹、虬龍之降雨、雖奪化工之妙、而還眞是此化工之妙、何疑之有、

鵼

〔栗山文集二下序記〕雷鳥圖記

雷之鳥者、越之白山、立山、飛之高山皆產焉、以後鳥羽帝有聖製、獨白山者尤著也、其謂雷發聲則鳴、其羽可以避雷者、非土人之言也、妄矣、謂可以鎭火者則或驗云、性不甚畏人、然以其深藏遂居、出必以霧雨陰霾也、雖樵夫獵客而不常見焉、以故民謂之靈而禮神、此山者以得見爲祥云、官嘗命有司捕而貢、僅達山便殞、百方莫能致也、好事之士意想於傳聞作圖以翫、能得其彷彿者蓋亦十無一二、水戶相公、宏度密察之識、小物不遺、一日朝與加賀侯言及此禽、侯重宗親之言、特遣其畫工梅田九英往于白山、留宿山中三日、獲其形色姿態、作八圖以進、亢頂束尾、鳩姿而雉斑、腹與翼裳皆白、眼上赤眉如片霞、味雖俱黝碧、而兩股叢毛、短白毵毵、逮于爪、蹼而廟如鷹、飛而低如雁、其短翮而黃者、則雛而無文、而漫者蓋雌矣、遊止常在淺草石原或雪上、未嘗見其集樹上、其飛僅能過一谷、此其大略也、其胸頸之間、文彩不一、蓋靈岳異氣所感、非如人間凡禽、毛彩一定不移也、公觀而喜且驚曰、以白山在侯封內、意謂侯家舊或有此圖矣、是以請已、今以不急之務、勞人于山谷之間、是豈寡人之意哉、然既荷侯之周成、又不欲沒人之勞、且描摹之精、可以資博物也、其使柴邦彥作記以藏、〇下略

〔叢撰字鏡鳥〕鵺　以謝反、去、奴江、　鵼　奴江

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鵼　唐韻云、鵼、音空、漢語抄云、沼江、恠鳥也、

〔箋注倭名類聚抄七羽族名〕按凡諸鳥日冥無所見、夜飛鳴者、謂之怪鳥、上文引爾雅注云、怪鴟晝伏夜行鳴、以爲怪者也、郭璞彼注云、今江東通呼此屬爲怪鳥、蓋怪異常也、鵼亦當夜鳴之鳥、故孫氏以怪鳥所之、然鵼不說形狀、未詳何物、訓奴江、恐不允、又按、是間奴江晤夜飛鳴、故楊氏以怪鳥之鵼充之、後人誤解怪鳥、爲災怪之鳥、故以是鳥鳴爲凶兆、

〔類聚名義抄九鳥〕鵺　音夜、似雉、シキ、ツクミ、ヌエ、　鵼　音非、似鷲而白、ヌエ、　鵼　音空、恠鳥、ヌエ、　鵺　ヌエ、ノヒ、

〔下學集上氣形〕鵺　玉篇音夜、日本俗或作鵼、鵼、源三位賴政之所射、

〔冠辭考　七〕ぬえことり〇中略　又ぬえ鳥の

萬葉卷一に、奴要子鳥、卜歎居者、〇中略　こはかれが聲のかなしくうらめしげなるを、人の哭泣に譬ておけり、〇中略

卷五に、貧窮問答の歌　奴延鳥乃、能杼與比居爾云云、これも哭にたとへたる意は右に同じ、さて裏歎とかき、能杼與比といへるをもて、或人は隱聲になく鳥ならんといひしを、武藏の上野に實傳僧都といふ有しが、もと三井寺に住學せしほど、此寺にてぬえの鳴は凶きさがとていむを、たま〳〵は聞侍りしに、遙なる谷に鳴も、耳とほるばかり高く苦しきこゑ也とかたり侍りし、又土佐人大神垣守がいへる、奴衣鳥は今の猿樂の笛のひしぎてふ音の如く鳴ぬ、亥の時ばかりより始て夜る鳴なり、鳩よりもいさゝか大きにて鷹の羽の如しと、よりておもふに、和名抄に鵼沼江佐鳥也とあれば、梟などの類にて夜る鳴ならん、且喉呼とも書るは隱聲なるにはあらで、からごゑに鳴かたにていふ也けり、うら鳴は恨鳴也、

〔本朝食鑑　六山禽〕鵺

源順曰、唐韻云、鵼佐鳥也、漢語抄云、沼江、必大按、俚語言、深山有夜啼之鳥、其聲極惡、呼號鵼、或作鵺、紀州鼎峯、熊野山中有之、未知其眞、昔近衛帝時、鵺棲于東三條林頭、夜夜乘黑雲、到禁闈寢宮之上、而脅犯於帝、帝命源賴政射之、賴政射而斃、其形猿頭蛇尾、手足如虎、聲似鵺、是未知何物之妖也、後建武中、隱岐廣有射怪鳥于禁庭、亦相似焉、本邦有天狗者、棲居深山、殺害不淨不正之人、山人言、形似大人、是老鷲之所化乎、

〔本朝食鑑　六華和異同〕鵺

鵺、梅膺祚字彙曰鵼、去紅切、音空、佐鳥也、又曰、鵺、寅射切、音夜、山海經曰、單張之山有鳥焉、其狀如雉而文首白翼黃足、名曰白鵺、今本邦爲一物二名、自古未詳其形色、唯爲妖佐耳、産婦鳥者、或曰姑獲鳥也

李時珍曰、昔人言、產婦死後所化、陰慝爲妖、又云、此鳥純雌無雄、七八月夜飛害人尤毒也、玄中記、乳母鳥、夜行遊女、無辜鳥、本草拾遺、鬼鳥、杜預左傳注、譩譆、陳藏器曰、凡有小兒家、不可夜露衣物、此鳥夜飛、以血點之爲誌、兒病驚癇及無辜疳、此諸說未詳、必大按、近俗謂、夜不可露小兒之衣物、若五位鷺夜飛、以尿點之、人不知之、令著小兒而臥、則發夜啼驚癇、是訛姑獲爲鵁鶄歟、鵁鶄厭火災解諸毒、何有脅兒之惡乎、

〔大和本草十五山鳥〕鵺。。。。鬼ツグミト云、常ノツグミ三倍ホド大也、ホシ多シ、山中ニアリ、鵺ノ字、順和名ニ唐韻ヲ引リ、中華ノ書ニハ、鵺ハ怪鳥也ト云ヘリ、

〔和漢三才圖會四十四山禽〕鵺音空　鵼俗　和名沼江○中略

按、今世稱鵺者非恠鳥、而洛東及處處深山多有之、大如鳩、黃赤色黑彪似鵯、晝伏夜出啼、木抄、其背上黑下黃、鳴則後竅應之、聲如言休戲、脚黃赤色也

〔古事記上〕八千矛神將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、○中略遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多々勢禮婆、比許豆良比、和何多々勢禮婆、阿遠夜麻邇、奴延波那伎、○下略

〔殿曆〕天永二年九月十日庚午、午剋許參內、於內女房談云、一昨日外亥四剋云々、南方有鳥鳴聲、人々云、鳴云々、仍此由奏院、使雅兼即還來云、可被行御占、○中略然者雅兼召具陰陽師光平泰長等參院了、數剋來云、御占趣有御藥事爲之、

永久三年六月廿五日、自本御所去比依爲大裏近邊、土左守良仲朝臣宅に御座之間、ぬえ鳥鳴、俄渡御鳥羽殿、

〔台記〕天養元年六月十八日戊戌、終夜見易正義、丑剋許聞鵺聲、天明就寢、翌日召泰親令占鵺事、曰、可愼火事口舌、問曰、可避所否、泰親曰、今不可避者、傳聞、今年所々此鳥鳴云々、泰親曰、今日聞此鳥怪七

人、

〔平家物語 四〕鵺の事

仁平の比ほひ、近衞の院御在位の御時、主上よな〳〵刧させ給ふ事有けり、うげんの高僧貴僧に仰て、大法ひ法をしゆせられけれ共、其しるしなし、御なうはうしのこく計の事なるに、東三條のもりの方より、こくうん一むら立來て、御殿の上におほへばかならず刧させ給ひけり、是によつて公卿せんぎ有けり、去ぬる寛治の比ほひ、堀川院御在位の御時、主上しかのごとく、おびえ魂極せ給ひけり、其時の將軍よし家朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御なうのこくげんに及んで、鳴弦する事三度の後、高聲に前陸奥の國守源義家と名のりたりければ、きく人身のけよだつて、御なうかならずおこたらせ給ひけり、然ればすなはち先例に任て、ぶしに仰てけいご有べしとて、源平兩家の兵の中をえらませられけるに、此より政をぞえらび出されたりける、〇中略頼政たのみ切たるらうどう、遠江國の住人、猪早太に、ほろの風切はいだりける矢をはせて、只一人ぞぐしたりける、我身はふたへのかり衣に、山鳥の尾をもつて作たりけるとがり矢二すじ、しげどうの弓に取そへて、南殿の大床にしこうす、〇中略あんのごとく日比人の申すにたがはず、御なうのこくげんに及で、東三條のもりの方より、くろ雲一村立來て、御殿の上にたな引たり頼政きつと見上たれば、雲の中にあやしき物のすがた有、いそんずる程ならば、世に有べし共覺えず、去ながら矢取てつがひ、なむ八まん大ぼさつと、心の中にきねんして、よつ引て兵とはなつ、手ごたへしてはたとあたる、えたりやおふと、矢叫をこそしてんげれ、いのはや太つとより、おつる所を取ておさへ、つゞけさまに、九刀ぞさいたりける、其時上下手々に火をともして、是を御らんじ見給ふに、かしらは猿、むくろはたぬき、尾は蛇、手足はとらのごとくにて、なく聲ぬえにぞにたりける、をそろしなどもおろか也、主上御かんのあまりに、しゝわう御劍と申

を下さる、(中略)さてかのへんげの物をば、うつぼ舟にいれて、流されけるとぞ聞えし、又應保の比をひ、二條院御在位の御時、ぬえといふけてう、禁中にないて、しば〳〵しんきんをなやまし奉る事有けり、然れば先例にまかせて、賴政をぞ召れける、比は五月二十日あまり、まだ宵の事なるに、ぬえたゞ一こゑをとづれて、二こゑともなかざりけり、めさす共しらぬやみでは有、すがたかたちも見えざりければ、矢つぼをいづく共さだめがたし、賴政が謀に、先大かぶら取てつがひ、ぬえのこゑしたりけるだいりの上へぞい上たる、ぬえかぶらの音に驚て、こくうにしばしぞひゝめいたる、次にこかぶら取てつがひ、ひいふつといきつて、ぬえとならべて前にぞおとしたる、

〔玉葉〕建曆二年八月七日、今朝女房等申之、此夜半西庭方鵼鳴云々、(○下恐誤)驚令問之、子剋云々、即令占形各申之、病事重可然辰巳我歲人可然(○病事以下恐有誤脫)云々、甲乙日可爲物忌云々、又召泰基問可立避哉之否、申強不可然由見、本文不見云々、予故入道殿御時、度々有此事、何有異議哉申候此上不能左右、早可避他所者、西鄰不宜最近故也、同は遠(久)可避也、然者今夜外無其日云々、仍且渡能季卿中御門家、若君等具之、明朝可渡他所也、　十一日、鵼物忌也、閉門(○門下恐脫不字)令通人、令修仁王講、僧一二口、修旬祓、陰陽師泰光、

〔吾妻鏡三十三〕延應二年(○仁治元年)四月八日壬寅、子剋前武州御亭御厩侍、鵼鳴、　九日癸卯、依鵼怪異、於前武州公文所、被行百怪祭、

〔拾芥抄上本怪異部〕怪鳥成巢之時、十日之號、(甲乙丙丁)十有二辰之號、(子丑寅)十有二月之號、(陬如寎等)十有二歲之號、(攝提格等也)廿有八星之號(角亢氐)等、於書方(假鳥也)懸其上者、鳥成恐去云々、永久三年七月之比、洛中有鵼事、此時仙洞有此沙汰、度支郎幷李部小卿被獻勘文、(怪鳥之間事等也)

〔拾芥抄上本諸頌〕鵼鳴時歌

○○○○ヨミヂ鳥我カキモトニ鳴ツナリ人マデ聞ツユクタマモアラジ

古々鳥

〔文德實錄　六〕齊衡元年四月辛巳、有鳥集殿前松樹、俗名古々鳥、其鳴自呼、勅左近衛將曹神門氏成射之、應弦而墜、帝甚稱善、賜絹數疋、

姑獲鳥

〔和爾雅　六禽鳥〕姑獲鳥（乳母鳥、魂鳥並同、見于本草綱目、）

〔本朝食鑑　六山禽〕梟（中略）○中略

附錄、鵺（中略）俗謂所謂有産婦者、婦人不能産而死、化爲鳥形、夜飛鳴悲、李時珍曰、姑獲鳥歟、恐是狐狸之妖怪乎、

〔和漢三才圖會　四十四山禽〕姑獲鳥　夜行遊女　天帝少女　乳母鳥　譩譆　無辜鳥　隱飛　鬼鳥

鈎星（中略）○中

按、姑獲鳥（俗云産婦鳥）相傳曰、產後死婦所化也、蓋此附會之說焉、中華荊州、本朝西國海濱多有之、則別此一種之鳥、最陰毒所因生者矣、九州人謂云、小雨闇夜不時有出、其所居必有燐火、遙視之狀如鷗而大、鳴聲亦似鷗、能變爲婦攜子、遇人則請負子於人、怕之逃則有憎寒壯熱甚至死者、强剛者諾負之則無害、將近人家乃背輕而無物、未聞畿內近國狐狸之外如此者、

〔重修本草綱目啓蒙　三十二林禽〕姑獲鳥　ウブメトリ　一名釣星鬼（外臺祕要）　夜遊鳥（滇南類書）

中國ニテハウブメト云モノ、夜中飛行シテ小兒ヲ害スト云テ、夜中ハ小兒外ニ出サズ、此鳥ノ鳴聲兒ノ啼ガ如シト云フ、然ドモソノ形狀ハ詳ナラズ、今小兒ノ衣服ヲ夜中外ニ於テ乾スコトヲ禁ズト云モ、此鳥ヲ畏ルト、京師ニテモ傳ヘ言フ、

鶂

〔和漢三才圖會　四十一水禽〕鶂（昔達）　鶂（同中略）○

青鶂（一名鶂鳥）　似鶂而短頂、背上綠色、腹背紫白色、

按、舟畫龍頭鶂首者、其鶂是也、五雜俎云、昔人鶂鶂相視而孕、或謂其吐而生子、未必然也、

比翼鳥

〔撮壤集　中鳥〕鳥名　比翼鳥

〔和爾雅　六禽鳥〕比翼鳥（爾雅云、南方有比翼鳥、不比不飛、謂之鶼鶼、）　鶼（同上）

食火鷄
駝鳥

〔本朝食鑑 六山禽〕鳳鳥〇中略
此亦蠻人貢之、〇中略又貢比翼雙美鳥者、其雄頭淡赤、背腹深紅、翅蒼帶赤、雙尾長一二尺許如絲、其端卷曲作蕨之苗形、觜黄脚蒼爪黄、其雌頸紅胸黒、背腹灰白、雙尾短而卷曲、略似雄之尾形、國人曰、此則比翼鳥也、愚〇平野必大按、比翼者二頭一體非雙鳥、爾雅曰、南方有比翼鳥、不比不飛、謂之鶼鶼、郭璞注曰、似鳬青赤色、一目一翼、相得乃飛、然則與今之比翼甚殊矣、

〔和漢三才圖會 四十四山禽〕比翼鳥〇中略
按、比翼鳥本出于爾雅、而宋書亦謂、王者德高則至、其如是則亞于鸞鳳者矣、廣博物志云、有鳥狀如鳬、而一翼一目、相得乃飛、名曰蠻蠻、見則天下大水、如此則非瑞鳥、而共希有之物也、近來比翼鳥來於番舶、有雌雄、其雄頭淡赤、腹背深紅、翅蒼帶赤、尾長一尺餘如絲、其端卷曲作蕨之苗形、觜黄脚蒼爪黄、雌頸紅胸黒、背腹灰白、尾短而卷曲、羽毛美麗可愛、然未見生者、疑此造成者矣、

〔渡邊幸庵對話〕一比翼鳥、是は大鳩と鴨との間也、足短く觜赤して先不曲なり、毛の色金砂の如くに、蕨手の如く曲り有之、尾も長くして曲り有之先年あなたより來る處に、道中にて餌違にて殞る也、珍鳥故諸人に見せ可申由上意にて、卓の樣の物に載せ見する、是大猷院殿〇德川家光の御代か、嚴有院殿〇德川家綱の御始にて有し、

〔和爾雅 六禽鳥〕火雞クハケイ駝鳥也、又名二駝雞一、

〔大和本草 十五異邦禽〕駝鳥　昔年紅夷ヨリ長崎ニ來ル、大鳥也、火ヲ食ス、又銅鐵ヲ食フ、脚大ナリ、皆本草ニ所言ノ如シ、

〔和漢三才圖會 四十四山禽〕食火鷄　馳蹄雞　駝鳥　骨托禽　俗云火久比止利〇中略
按、阿蘭陀人貢咬𠺕吧ジャガタラ國火鷄、彼人呼曰加豆和留、肥州長崎或畜之、形略類雞而大、高三四尺、能食火爐ダイ及小石、其糞乃炭或石也、人近則赶而爲啄、

〔重修本草綱目啓蒙三十三山禽〕駝鳥　ヒクヒドリ　イ。シ。ワ。リ。　一名大麻雀漢書　山駝雞瀛涯勝覽　駝鷄星槎勝覽　條枝雀諸蕃類書　駱駝鶴事林廣記　馬駒鳥通雅　錦駝鷄廣東新語

番國ノ鳥ニシテ和産ナシ、大鳥ナリ、紅毛人咬𠺕吧(ジャガタラ)ノ産ヲ貢ス、形鵞ノ如クニシテ大ナリ、頂ニ冠アリ、頭巾ノ如ク扁クシテ長シ、刻缺ナシ、淺黒色、背ハ雞背ノ形ノ如ニシテ大ナリ、頸長クシテ雁及鶴ノ如シ、毛少クシテ青皮見ハル、喉下胸上ニ左右相對シテ、淡紅色ノ狹囊ノ如クナル者出、脚ハ大ニシテ短ク、三指前ニ向ヒ後ニ一指アリテ、雞脚ニ同ク黒色、全身黒色羽末皆兩岐ナレドモ、獸毛ノ狀ノ如ク見ユ、尾ハ見ヘズ、力強クシテ能重ヲ負フ、是集解謂ユル火雞ナリ、此鳥舌ナクシテヨク火炭ヲ食ヒ石ヲ食フ、故能食物所不能食者ト云、事林廣記ニ、或燒赤熱銅與之食ト云、通雅ニ取絲三寸繫白石卽呑之良久牽出石如泥矣ト云フ、番國ノ圖ニ、ヒクヒドリ數種アリ、駝蹄ナル者アリ、長尾ナル者アリ、火雞トハ別ナリ、駝鳥卵舶來アリ、大サ三四寸長六七寸、殼厚シ彫刻シテ器物ト爲モノモアリ、其卵如甕ト云、卵大如斗ト云、事林廣記ニ大如椰子ト云ヘリ、

增、釋名ノ骨托禽ハ本條ト別物ナルベシ、天保十一庚子年秋、京師京極街善長寺ニテ觀場ニ供ス、形狀コヽニ說ク所ノ如クナレドモ、火ヲ食フコト能ハズ、梅ノ大サナル石或ハ鐵ヲ食フ、只緩歩シテ飛ブコトヲ得ズ、卽集解ニ墨客揮犀ヲ引クモノニ合ス、洛西光明寺ノ什物ニ本條ノ寫眞ヲ藏ス　舶來ニ靑黍皮ト云者アリ、和俗アヲカハト呼ブ、其形鮫ヲ扁靑(コンゼウ)ニテ塗リタルガ如シ、コレヲ刀劍或ハ琵琶ノ飾トス、コレ本條ノ喉皮ナルベシ、

〔飼鳥必用中〕駝鳥

此鳥日本へ紅毛國より三羽相渡、尤天明年中、長崎へ持渡シゝ薩州江廻ル、其後渡たるは大坂鳥屋丸屋四郎兵衞方にて、諸國にて見せものに出し、世の人是を見たり、東都吹屋町河岸にて見せ物ニ出ス、大キサ頭迄四尺計り、羽色黒足は大きく、總羽猪のごとく羽はなく、烏骨鷄の羽のごと

鳳五郎鳥

く皆毛と見へ、行事馬のかけるごとく、象而啼聲はなし、かける節うなる聲あり、喰もの何にかぎらず人よりあたへすれば、丸石木の實にてもたべ申候鳥也、尤其儘せうにて糞に落る、平生飯からいも類餌飼いだし、日ニハ貳升當ニ飼方也、暖國鳥にて寒をきらひ、埒棄にてかこひ、臥所も藁を澤山に入、其内に留置なり、大坂にては埒の節内に土鳩を數多かごへに入、兩方へつみ置、其間へ寢す也、寒さのぎの工夫もつとも成べし、此玉子とて東都へ廻り壹尺餘り、玉子紅毛人持渡を長崎にて見たる事有り、火を喰鳥にて食火鳥ともいふよし、頭と足は鳥にて胴は猪のさゝと見ゆる、本國にて廣原に住居、草苅の者間々追出シ、逃去事矢のごとし、外の紅毛人より噺聞し也、勿論足のひかへなし、

〔扶桑略記　四　孝德〕白雉元年二月庚戌、挐羅國獻大鳥、其形如駝、能食銅鐵、

〔桃源遺事　五〕一南蠻人或年鳥を獻じ候、其鳥火を喰申候、人その名をさらず、西山公(〇德川光圀)夫は駝鳥といふもの也と仰られ候、

〔内安錄〕一間宮筑前守、長崎勤中取入候由、駝鳥の卵所持致し居、珍敷もの故、御小納戸諸左衛門、大納言樣へ入御覽度と持出、此頃何事も大御所樣へ御内慮伺候こと故、右之樣御内慮伺候處、駝鳥は孝恭院樣薨御之年(〇安永八年德川家基薨)に御城へ出、又浚明院樣薨御之年(〇天明六年德川家治薨)も御城へ出、不吉のもの故、差出申まじくとの御意有之、

〔本朝食鑑　六　山禽〕鳳五郎鳥

往年阿蘭陀國貢之、狀類天鵞大鳥、而高六七尺許、灰白色帶黃色、頰黑似鷄雉、嘴黑如大斧、脛掌類雞而肥大如馬蹄、能食鐵石竹木、惟貴佐形耳、其國人謂代馬作米薪之用、未知之、

〔本朝食鑑　六　華和異同〕鳳五郎

此鳥番語曰保宇吳呂宇(ホウゴロウ)、故長崎人稱鳳五郎、予(〇平野必大)昔問長崎人、彼人曰、鳳者鳥之大也、五郎者多

力之稱、俚俗以曾我五郎時宗爲多力之最、於是名之、予雖不堪捧腹、暫揭俚語以辨之、是則本草謂駝鳥歟、李時珍擧諸書説、所記稍有不同、實皆一物也、鳳五郎之雛其大者五六尺、往年獻自蠻國、能截薪材、能食鐵石竹木、或曰、食火炭、此未試之、

コロテンホウゴロ

〔飼鳥必用中〕コロヲンホウゴロ

此鳥天明年中、紅毛人持渡たる鳥にて、珍數とも云計なし、鳥の程鴈金程あり、總羽とも淺黄にて片に少し紫羽あり、大羽に赤く、足も尾羽鳩のごとく、頭に大き蓮雀有り、水を呑所鳩の如く、觜不放して呑也、紅毛人の物語りに、本國にては李杏の木に泊り居候故、此地にても李杏橙の木類を庭籠に植べしと云傳へし、外島のれん玄やくとは違し故其形を記ス、此ホウゴロと云は日本にて鳥と云ことば也、

ヤアルホウゴロ

〔飼鳥必用中〕ヤアルホウゴロ

此鳥の形鳥に似たり、大キサ觜太の鳥より大きく黑キ羽に白キ所有り、尾先キ白キ所有り、洗合を餌飼し、すり餌も飼事なれば、別餌喰惡敷、觜大きく故、呑込所六ケ敷、活餌は何にても喰申候、體に不相應觜餌喰不宜候、紅毛國にては觜を華生にするよし、現物を不見る人は、物語りにて誠におもはざるもの也、天明年中壹羽初而紅毛人持渡り、薩州江遣ル、

孔雀名稱

〔倭名類聚抄十八羽族名〕孔雀　兼名苑注云、孔雀俗云宮尺毛端圓一寸者、謂之珠毛、毛文如畫、此鳥或以音響相接、或見雄則有子矣、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按酉陽雜俎云、孔雀尾端一寸名珠毛、兼名苑注蓋本之、毛端當作尾端、太平御覽引南越志云、義寧縣杜山多孔雀、爲鳥不必匹合、止以音影相接便有孕、以音響相接蓋本之、又按吳都賦劉注云、孔雀尾長六七尺、綠色有華彩、朱厓交趾皆有之、在山草中、北戸錄、一說、孔雀不匹偶、但音響相接便有孕、如白鶂雌雄相視則孕、爾雅翼、孔雀生南海、尾凡五年而後成長六七尺、展開

如車輪、金翠煒然、始春而生、至三四月復彫、與花蕚俱榮衰、羽族之尤華輝者、然尤自珍愛、遇芳時好景、聞弦歌、必舒張翅尾、眄睞而舞、其雌尾短、略無文彩

〔類聚名義抄 九佳〕孔雀 俗云タウシヤク

〔運歩色葉集 鳥名〕孔雀 其尾初春生、四月后凋、與花俱榮、與花俱衰、聞雷而孕也、

〔本朝食鑑 六山禽〕孔雀 訓久志也久

釋名 源順曰、兼名苑注云、(中略)此鳥或以音響相接、或見雄則有子矣、必大按、今見孔雀之孕則不然、惟愛其尾、先置尾于地而後遂事耳、

集解、孔雀者自交趾南蠻呂宋阿蘭陀而至、形似鶴而頂上有緑毛三四莖如冠、長五六寸許、眼邊淺紫白斑、頰灰青色、頭頸背翮皆緑毛、有紺翠紋、翅上有灰黄羽、翅端有翠黛羽、其餘翮翮皆蒼黑有金文、臆腹淡黑毛交深黑毛、觜脚蒼黑、自背後至尾端有紫長毛、上有五色金翠圓文者重重如深樹之森森、其聲如鶴鳴之短、雌者無頂冠毛及尾之金翠、惟尾短黄色有黑文、近世自外國來官家畜之樊中、雖孕難育子、故不蕃息、樊中聞簫笛之音則披尾如舞、若在山野則飛舞者必矣、李時珍曰、性妬見采服者必啄之、此固然焉、世俗所謂孔雀者毒鳥而尾最有毒、故佩尾則能解毒、是同氣相求以爲從治也、按本草言、尾有毒、冠宗奭曰、不可入目、令人昏翳、故言尾有毒乎、本草曰、肉解藥毒蠱毒、及異物志言其血與首能解大毒、李時珍亦言之、然則以孔雀爲毒鳥者訛矣、本邦未聞食肉者、故不知氣味耳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十三山禽〕孔雀　宮尺和名鈔　一名雲南客典籍便覽　孔鸞同上、廣東新語ニハ鸞之大者曰孔鸞ト云、　鳳

友事物異名　文禽　都護　孔都護　倒虎　孔家禽共同上　孔雉廣東新語

嶺南熱國ノ產ニシテ和產ナシ、今ハ本邦ニテ多ク蕃息ス、雄ハ形長大ニシテ美麗ナリ、頂ニ長毛アリ、時珍ハ頭戴三毛長寸許ト云ハ短シ、廣東新語ニ三四寸ト云ヲ是トス、尾至テ長ク端ニ珠アリ、典籍便覽ニ尾端一寸名珠毛、初春生夏秋復凋、與花蕚俱榮衰ト云フ、時時其尾ヲ披キ立テ舞フ、形圓扇ノ如ク、珠多ク相重リ並ビテ美シ、雌ハ尾長カラズ、珠モナシ、母雞ノ形ニシテ大ナリ

〔百千鳥下〕孔雀　餌がい　きび、米、栗をきざみ、蕃参、粟、水を入、

大きさ毛色世に知る所なればこれを略す、大庭籠にて飼ふべし、青きむし一日に四五疋ヅヽ、又は小むしならば十ヲ計も飼ふべし、いなご類の青虫なり、けら蚯蚓の類はよろしからず、口にねばり出てあしゝ、兎角子は秋にいたり、寒氣にうつるところにて、落たがるもの也、八九月の頃長雨などのせつ、心をつけべし、玉子は二十八日、または廿九日にてひらく、三歳にて雄は漸く尾に玉出る、それも古鳥のやうに多は玉なし、としを經て、だん〱玉數ふへて、見事になるものなり、子は開りいするところ、兩羽のびて外のとりの九日十日立たるていなり、玉子のうちにて、風きりのびて開るなり、

〔飼鳥必用中〕孔雀

紅毛渡古來より日本の庭籠にて生立能く、產巢まれにて、親鳥宜敷は玉子拾ヲ餘りも落、皆ともかへり候故、世にのぞみなき程にも生立候得ば、能親鳥を持候人は、生立方は不功者、又功ある人は親鳥を不持、春より夏迄は雛も諸所に相見得候得共、寒を越シ翌春迄に過半相落、又は足に難有り、玉子庭鳥に暖させ候得ば、日數三十日にてかへる也、其節生方すり餌にて五分餌、棒ふり虫を入、けら虫にて飼立水を不用、青菜剋み飼候て雙の羽を切り、泊木を下タニ付置、貳歳迄は乳母鳥を不放候事、第一の覺也、總而遊び所廣く相拵へ、折角日當宜敷致吟味、高キ泊り木へ上り下り候得者、足の節等痛段々はこび惡敷也、ついには落鳥に相成事多、依之寒中は庭籠之內へ薦を張り、暖なる方に取仕立、雛の內は下地江籾糠、又は切わら等を敷候事都而不宜、足かわきて指ひまがり候ゆへ、土地をやわらかに取拵へ差置候事宜敷、總體孔雀は唐方の方、紅毛出と同樣にて、二通り有之、紅毛巢生は足長く身なり長手にて、ぶとふに見へず、唐方は鳥の足少シ短く小形にて、ぶとふに見へる不宜、雛の內貳才迄は水を呑せる事無用なり、初而水相用候日は四五口も呑せ

水入を引、翌日二度も呑せ、三日目には三度計呑せ、十日計の間、付添水を相用、夫より庭籠へ水日日宜敷、自然ふんゆるみ毛冠亂れ候はゞ、隨分入念藥飼等可致事、粒餌に籾を少シ宛飼候得ばよろしく、餌押張り糞に氣を入、堅まり候はゞ、兼而ぼれい飼置べし、尤糞にかたまり白油の付候方、鳥の勢ィ宜と相心得、兎角餘鳥と替り十分の肉には上りかね候、平生けら虫いなご等飼置、肉上り兼候はゞ、雀の生肉鷹に飼候樣に刻み、日々三度計相用宜、勿論寒中には虫も取得兼候故、三ツ越に雀を飼候へば元氣宜敷方に飼置事、世の人不知所也、可秘也、餌にも火取雀を常に魦の粉に交相用候得ばよし、夕方にはかならず高キ所ヱ泊度飛上り候ゆへ、氣を付、右樣無之ようふに羽を切り候事、東都小川町邊倉橋何某と申御旗本衆、多年孔雀を被相生立候に付功者にて、冬中長持に入臥せ被申、快晴の時分は庭の內放し、曇日には籠に入置て、弱方の鳥には白餅米に黍にては如何可有哉、未其ためしは不致、雛のうちは萬端氣を付ずしては、皆生立取事不叶思ふ、先年長崎にて出島紅毛尾敷ヱ行シ所に、かぴたんトンヘルケと云紅毛人に逢、孔雀之事委しく相尋候得共、紅毛國にて澤山致飛行、兼而大木の緣に泊り居下り、籾を拾ひ餘の類を取よし、其節は尾羽もどろによごれ、飼鳥程に奇麗にも無くとの物語り聞し也、能く鳥の氣を知り、能く鳥を飼ものは、紅毛人にあるべし、鳥より氣を見らるゝといふはなき事に候得共、孔雀、白鷴、九官、八々鳥の類、人にさゝわり候鳥、一生人に寄障ると不障と有、是も鳥より氣を見らるゝ見られざるとの二ッ也、和鳥之小鳥にも平生蜘にても飼、餌入の水にても取りかへ候人には鳥も見覺、籠の內にても、其人の方へ寄ルゆへ、數羽飼鳥のうちにも氣に入鳥も、入らざる鳥も、心を配り飼置べし、誠にかごの內鳥と申ごとく、外願みなきものにて、飼人心得肝要、よく〱思へば、かわいらしきものとおぼへし也、

〔東大寺正倉院文書三〕圖池司解　申請直丁幷鳥料粮事〇中略

孔雀鳥壹翼料米漆升貳合伍勺(日二合五勺)　並請久邇宮

以前依例、來五月廿九箇日料、應給米鹽等如件、以解、

天平十七年四月十六日　　正八位上行令史小野朝臣(假○下略)

〔扶桑略記 二十三醍醐 裏書〕延喜十一年三月六日、有孔雀雌一翼、於右近陣養之、近來產卵八員、又去年夏時同產三卵、然而未至爲雛、此鳥无雄以何產哉、

〔日本書紀 二十二推古〕六年八月己亥朔、新羅貢孔雀一隻、

〔扶桑略記 三推古〕六年八月、新羅王獻孔雀一隻、天皇看奇其美麗、太子奏曰、是不足怪、有稱鳳者、在南海丹穴之山、非聖人德不能致之、天皇曰、夢見之、太子云、遐壽之表也、

〔日本書紀 二十五孝德〕大化三年十二月、是歲、○中略新羅遣上臣大阿飡金春秋等、送博士小德高向黑麻呂、小山中中臣連押熊、來獻孔雀一隻、鸚鵡一隻、

〔續日本紀 一文武〕四年十月癸亥、直廣肆佐伯宿禰麻呂等、至自新羅、獻孔雀及珍物、

〔續日本後紀 十七仁明〕承和十四年九月庚辰、入唐求法僧慧雲、獻孔雀一、鸚鵡三、狗三、

〔扶桑略記 二十四醍醐〕延喜十九年七月十六日、交易唐物使藏人所出納內藏大屬當麻有業獻孔雀、此唐人鮑置求所送太宰大二也、其毛彩鮮華、勝於往年所來、但其尾經夏折落、午刻使右近衞少將實賴奉覽孔雀於仁和寺、○宇多帝御所有業交易唐物、召於御前御覽畢、

〔日本紀略 一醍醐〕延喜十九年七月十六日辛巳、唐商人獻孔雀一羽於內裏、

〔日本紀略 十三三條〕長和四年二月十二日癸亥、今日太宰大監藤原藏規、進鵞二翼、孔雀一翼、

〔小右記〕長和四年四月十一日庚申、昨孔雀於北南第生子、(卵自鵰頗大)無雄生卵可奇、致職朝臣所談、十六日乙丑、或云、相府孔雀隔日生卵云々、無雄生子希有事也、或云、聞雷聲生子、又臨水見影生子云々、見書記云々、可尋本文、

〔日本紀略 十二 三條〕長和四年閏六月廿五日癸卯、大宋國商客周文德所獻孔雀、天覽之後、於左大臣北南第、作其巣養之、去四月晦日以後、生卯十一丸、異域之鳥忽生卯、時人奇之、或人云、此鳥聞雷聲孕、出因縁自然論云々、但經百餘日未化雛、延喜之御時(時下恐脫有字)如此之事云々、

〔台記〕久安三年十一月十日庚午、傳聞、攝政(藤原忠通)獻孔雀、鸚鵡於法皇、(鳥羽)是西海莊所貢云々、　四年四月五日壬辰、申孔雀於新院(崇德)見之、仁和寺法親王(覺性)所獻云々、其尾頗似畫孔雀、其體貌美於去年孔雀、　六日癸巳、今日返獻孔雀、

〔本朝世紀〕久安四年閏六月五日辛酉、抑去春頃、太宰府博多津、宋朝商客渡孔雀及鸚鵡於本朝、卽獻宇治入道大相國(藤原忠實)大相國被傳獻法皇、(鳥羽)又仁和寺法親王(覺性)自商客之手、傳得孔雀、同被獻法皇、御覽之後、各被遣返本所、

〔猻庵集〕南貢孔雀

披香殿裡畫屛風、孔雀雙飛瓏樹叢、海舶今年新入貢、文章恰爾似圖中、

同

遙隨漢使度重溟、修尾團花雲亂零、銅柱西南三萬里、桄榔樹下雨冥々、

〔若狹國稅所今富名領主代々次第〕一色修理大夫滿範(中略)

同(應永)十五年六月廿二日に南蕃船著岸、帝王御名亞烈進卿、番使使臣問丸本阿、彼帝より日本の國王への進物等(中略)孔雀二對、

〔太閤記 十六〕遊擊將軍日本再渡の事

大明正使參將謝用梓龍岩、副使遊擊將軍字愚兩人、小西攝津守(行長)同船にて、八月(文祿三年)晦日、大坂に至て著岸せしかば、正使は羽柴備前中納言秀家所にて馳走申べし、副使は蜂須賀阿波守所にしてもてなし候へとなり、九月朔日御禮申上、大明の皇帝より、御裝束紅葉衣(赤色)袖紫緋の大口、

翰書を獻す、

生物　孔雀

孔雀雜載

〔當代記〕慶長十五年九月、安南國〈天竺内ト云々〉日本ニ爲音信、船薩摩浦〈江〉去頃著岸、進物之事、〈○中略〉一孔雀一ツ

〔甲子夜話十八〕孔雀ハ處々ニ飼テアレドモ、其飛ヲ見タルモノナシ、予〈○松浦清〉在城セシトキ、庭籠ニ養置タルガ、掃夫誤テ籠ヲ開キシカバ、其雄出タリ、アレ〳〵ト云中ニ飛揚リテ、空ヲ翔ルコト雲ニ及ガ如ク、最高フシテ其行コト平カナリ、丹霄ヲ灑リテ、外城エヤ到リケン、其尾ヲ曳ヲ仰ギ見レバ、鳳凰ニ孔雀ヲシツラヘタルニ異ナラズ、

青鸞

〔書言字考節用集五氣形〕靘鸞（セイラン）〈矢羽所用〉

〔本朝食鑑六山禽〕青鸞

釋名、青鶴、〈鸞鶴俱同鳳、後漢蔡衡曰、象鳳者五、多赤色者鳳、多青色者鸞、多黄色者鵷、多紫色者鷟、多白色者鵠、今此鳥多青、乃鸞非鳳也、必大接、今此鳥多紫色、亦略似雉鷄、非鳳類、則鵷鷟倶不相應、羽尾稍有淡青處及青圓文、故名歟、以形有五采、借用鸞字乎、未詳、〉

集解、青鸞小於孔雀、大於雉、形類雉而采毛似孔雀、頭灰色帶紫、頂後毛角、眉頰淺赤似雉、頭臆紫黄似虎文斑、腹灰黑帶赤有白紋、背黄有紫斑、翮上亦黄有灰黑斑、羽紫黑有翠白圓紋、或二三重、或有青紅畫紋、尾長者一二莖七八尺許而灰青色、兩端有紫毛、上有翠白小星文、如鏽砂、短尾者五六莖三四尺許而灰青色帶紫、上有翠白小星文、亦如砂子也、嘴利勁如短而黄色、距掌亦如雉而紅色、其雌者黄冠黄頭黄腹、皆色淡有黑斑、頭紫有黑斑、翅紫黑有黄白文、尾如蕉葉一尺許、黄白有黑紋、黄嘴紅距能孕、伏卵者少矣、近世來自外國、而官家畜之樊中、以算其麗色也、好事者取羽尾作箭羽及楊弓箭羽、然重於鷹鵠而易墜、惟揚美誇競耳、或曰、鸞尾能辟邪、故懸之兒女寢室、而未知其應也、

〔本朝食鑑六華和異同〕青鸞

李時珍所謂鶡之青黑色者名曰鳻、音介、性耿介也、青鳳亦名鶡、此今本邦青鷺之類乎、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鳳凰　爾雅云、雄曰鳳、（音俸、俗云寶、）雌曰凰、（音皇、）羽蟲之長也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕原書釋鳥云、鶠鳳其雌皇、郭璞注、瑞應鳥、雞頭、蛇頸、燕頷、龜背、魚尾、五彩色、其高六尺許、此所引非爾雅正文、又非郭注、恐舊注文、按毛詩卷阿傳云、雄曰鳳、雌曰凰、大戴禮云、羽蟲三百六十、而鳳凰爲之長、又白氏六帖鳳凰條云、羽蟲長、爾雅注蓋本之、南山經、丹穴之山有鳥焉、其狀如雞、五采而文、名曰鳳皇、注、漢時鳳鳥數出、高五六尺、五采、說文云、鳳神鳥也、天老曰云云、無凰字、爾雅作皇、南山經、廣雅、史記司馬相如傳正義引京房易傳、尙書序正義引陰陽書、藝文類聚引樂汁圖、皆作鳳皇、周書王會、方煬以皇鳥、郭璞注、皇鳥配於鳳者也、毛詩卷阿、鳳凰于飛、唐石經作鳳皇于飛、知古假皇字爲之、後連鳳字、皇亦從凡作凰也、○中略

〔段注說文解字 四上鳥〕鳳神鳥也、天老曰、（天老黃帝臣）鳳之像也、麐前、鹿後、蛇頸、魚尾、龍文、龜背、燕頷、雞喙、五色備擧、（麐前鹿後、各本作鴻前麐後、又魚尾下有鸛顙鴛思四字、按爾雅釋文、大雅卷阿正義、初學記、論語疏所引、皆作麐前鹿後、皆無鸛顙鴛思四字、惟左傳正義同今本、蓋唐人所據原有二本、左疏所據非善本也、天老對黃帝之言、見韓詩外傳、今外傳亦無此四字、郭氏山海經圖讚曰、八象其體、五德其文、云八象則從爲十者非矣、今皆更正、五德其文者、首文曰德、翼文曰順、背文曰義、腹文曰信、膺文曰仁也、見山海經、）出於東方君子之國、（見羊部羌下）翺翔四海之外、過崐崘、（崐崘當作昆侖、）飮砥柱、濯羽弱水、（弱、水名、作溺、）莫宿風穴、（二語見淮南書、文選注引許愼曰、風穴風所從出也、）見則天下大安寧、（黃帝周成王之世是也）从鳥凡聲、（馮貢切、古音在七部、荀卿書引詩有鳳有皇、樂帝之心、當作有皇有鳳、與心爲韵、）

〔下學集 上氣形〕鳳凰（ホウワウ）（五色瑞鳥也、非梧桐不棲、非竹實不食、非醴泉不飮、非聖人時不出、）

〔重修本草綱目啓蒙 三十三山禽〕鳳凰　ホウヲウ通名　○○○○コノトリ古歌　一名神鳥（埤雅）　鳥王（同上）

仁鳥（典籍便覽）　長離　雲作　雲雀（共同上）　靈鳥（名物法言）　聖禽（事物異名）　叶律郎　丹山隱者　明丘居士

（共同上）　五靈（事物紺珠）　火離　仁智禽（共同上）　足足（瑯琊代醉編）

韓詩外傳ニ言トコロ、鳳凰之象ヲ以畫スル時ハ、自然ニ鳳凰ノ形備ルベシ、龍ヲ畫クニ三停九似

ノ法アルニ同ジ、本邦鳳凰ヲ畫ク時ハ、必旁ニ白桐ヲ畫ク、唐山ノ人ハ必梧桐ヲ畫ク、鳳ハ非梧桐不棲、非竹實不食ト云時ハ、白桐ヲ畫クハ謂ナキコトナリ、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

鳳状如鶴、五綵以文、鷄冠、燕喙、蛇頸、龍形、○中略　右大瑞

〔日本書紀孝徳二十五〕白雉元年二月戊寅、穴戸國司草壁連醜經獻白雉、○中略 詔曰、聖王出世治天下時、天則應之示其祥瑞、○中略 所謂鳳凰、麒麟、白雉、白烏、若斯鳥獸、及于草木有符應者、皆是天地所生休祥嘉瑞也、

〔本朝通鑑後花園六十二〕文安五年、頃年義成圖四時植物於障子、令禪徒作詩、廷臣及武士等詠歌、○中略 七月桐上三日月、○中略 招月庵正徹倭歌曰、散勢猶不見唐乃、鳳毛不宿、桐葉分留、秋之三日月、時人謂徹歌譏刺時政、由是曾被訕謗、其後詠秀歌被秘而錮、

○按ズルニ、正徹ノ貶謫セラレシ事ハ、文學部歌篇歌禍條ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔鳩巢小說下〕一先夜白石老人物語ニ候、先年常陸ノ鹿島ノ社へ、鳳凰來義ト申コト有之候、其樣子承候處、一夕夜深テサワ〳〵ト社モ鳴動仕候テ、暫ク有之、何カハ不分明ニ候ヘドモ、廣庭ノ中ヒシト實珠ノ如ク成モノ數候、光輝申候、ヤヽ有テノシ申ト見ヘ、又最前ノ如ク鳴動有之、右ノ珠一所ニヨリ候樣ニ見ヘ候テ飛去申候、怪異ノ義ト、社人ドモ駭候テ、鳳凰ナドヽ申義ハ存モヨラズ、翌日託宣ヲ上候處、神託ニ夜鳳凰來賓嬉シク被思召トノ義候、私ナド孔雀ノヤウナル物トマデ心得罷在候、夥シキ體ノ物ト見ヘ申候、是ニ付存候ヘバ、聖人ノ禮樂等ノコトモ、中々常人ノ推量候トハ、各別耳目ヲ驚シ申義タルベキト存候、聖德ニ感候テ來儀ノ鳥ニ候ヘバ、サゾ場ヲ取候テ見事ナルモノタルベク候、是ニテ凡聖人ノ代ノ文物赫々光大ナルコト推量候テ、右ノ咄感心仕候テ申ツカハシ候、

異禽

正德五年五月六日先生〇室鳩巢御手紙

〔羅山文集七十雜著〕或問、鳳凰出于虞舜文王之時、後世之史往往以鳳凰見于某地、爲瑞祥而奏之、若非諂諛則是指野鳥爲鳳也、然則有名無實乎、對曰、陋哉、信所見疑所不見、不窺玉淵者不知驪龍之所蟠、不出藩籬之内者斥鷃之翔也、今夫伊勢浦伊豆浦相摸浦三浦紀州等、年年獲鯨魚長三四丈乃至數丈、人皆所見而不疑也、疑鳳者猶如見池沼之小鮮而不見巨海之鯨鯢、且朝鮮有虎、古來貢皐比於我國、我國無虎、若不見皐比亦疑虎乎、汝之所問是知鼓不知雷也、

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考

かの斥鷃が蓬生の宿は、膝をいるゝに過ねば、大鵬の雲の萬里をうらやます、さらばおのれをたのしむのみにして、かならずうらやむ方にもあらず、彼鳳凰といふ鳥はいかなる鳥にかあらむ、

〔播磨風土記揖保郡〕阿爲山、〇中略住不知名之鳥、起正月至四月見、五月以後不見、形似鳩、色如紺、

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、天皇校獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地、而且鳴曰努力努力、俄而見逐嗔猪從草中暴出逐人、

〔扶桑略記四皇極〕三年三月八日、有種々奇鳥、自上下、自四方、飛來悲鳴、或沖天、或居地、良久即指東方去、〇下略

〔日本紀略桓武〕延暦十五年四月庚午、有鳥五六、飛過大學寮、其一落寮南門前、其形如鵜、毛似鼠、背有斑毛、人不知其名也、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁四年四月辛卯、右衛門府獻鳥、似魚虎鳥、羽毛脊足皆赤、時人無知其名、　五年五月庚戌、有鳥集太政官厨、捕之不驚、白身黑頭、兩翼殊長、足似水鳥、人不能名焉、

〔文德實錄三〕仁壽元年三月己亥、有水鳥、似鷺而小、不得其名、集殿前梅樹、何以書之、記異也、　八月己酉、式部省獻異鳥、雞皃脊鶺脚、長頸無尾、白黑雜文、有詔放之、遂其生、

〔三代實錄清和二十九〕貞觀十八年七月十四日己丑、參議右大辨從四位下兼行近江權守源朝臣舒、獲奇鳥一獻之、其大及體如鵙、羽毛觜脚皆赤、勅放北山、

〔日本紀略醍醐一〕延喜五年二月二日辛卯、夜宮中佐鳥鳴、十五日、奉幣諸社、依佐異也、

〔日本紀略一條九〕正暦元年八月二日甲辰、佐鳥入宮、(不知名鳥飛來南殿前、令捕候右近陣、體如水乞鳥、)

〔古事談一王道后宮〕寛德二年二月比、有白鳥、(羽長四尺許、身長三尺、)來住侍從池、(西七條云々)件鳥鳴詞、有飯無菜云々、

〔百練抄六崇德〕大治三年七月十九日、陽明門佐鳥、敦光進勘文、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年四月廿八日、酉刻御所北對邊、怪鳥集、(水鳥類也、其鳥黑、翌日死、)少々雖有見知之人、其名不分明云云、廿九日、就昨日鳥事、被行御占、泰貞、晴賢、晴幸、重宗、宣賢、成光等參、上病事、又就女房可聞食病事之由占申之、入夜被行御祈等云云、

〔吾妻鏡五十〕文應二年(○弘長元年)六月三日癸巳、申刻御所北對西端、與臺所東間、海黑鳥、(海鵜云々、又與亢云々、其名非一、)飛落、和泉前司行方郎從等獲之、卽被放海邊、六日丙申、爲和泉前司奉行、昨鳥怪事、於御所被行御占、晴茂朝臣已下、病事火事之由勘申、此鳥貞應元年四月、死寄前濱腰越等、同年八月、彗星出現云云、

〔太平記十二〕廣有射怪鳥事

元弘三年七月ニ改元有テ、建武ニ被移、(○中略)今年天下ニ疫癘有テ、病死スル者甚多シ、是ノミナラズ其秋ノ比ヨリ、紫宸殿ノ上ニ怪鳥出來テ、イツマデ〳〵トゾ鳴ケル、其聲響雲驚眠、聞人皆無不忌恐、卽諸卿相議シテ曰、(○中略)我朝ノ古、堀川院ノ御在位時、有變化物奉惱君シヲバ、前陸奧守義家承テ、殿上ノ下口ニ候、三度弦音ヲ鳴シテ鎭之、又近衞院ノ御在位ノ時、鵺ト云鳥ノ、雲中ニ翔テ鳴シヲバ、源三位賴政卿蒙勅射落シタリシ例アレバ、源氏ノ中ニ誰カ可射候者有ト、被尋ケレ共、射ハヅシタラバ生涯ノ耻辱ト思ヒケルニヤ、我承ラント申者無リケリ、サラバ上北面諸庭ノ侍共

中ニ、誰カサリヌベキ者有ト御尋有ケルニ、二條關白左大臣殿ノ被召仕候、隱岐次郎左衞門廣有ト申者コソ、其器ニ堪タル者ニテ候ヘト被申ケレバ、軈召之トテ、廣有ヲゾ被召ケル、廣有承勅定、鈴間邊ニ候ケルガ、ゲニモ此鳥、蚊ノ睫ニ巢クウナル蟭螟ノ如ク少テ不及矢、虛空ノ外ニ翔飛ババ叶マジ、目ニ見ユル程ノ鳥ニテ、矢懸リナランズルニ、何事アリトモ射ハヅスマジキ物ヲト思ケレバ、一義モ不申畏テ領承ス、則下人ニ持セタル弓與矢ヲ執寄テ、孫廂ノ陰ニ立隱テ、此鳥ノ有樣ヲ伺見ルニ、八月十七夜ノ月殊ニ晴渡テ、虛空淸明タルニ、大內山ノ上ニ、黑雲一群懸テ、鳥鳴タ事荐也、鳴時口ヨリ火炎ヲ吐歟ト覺テ、聲ノ內ヨリ電シテ、其光リ御簾ノ內ヘ散徹ス、廣有此鳥ノ在所ヲ能々見課テ、弓押張リ弦クヒシメシテ、流鏑矢ヲ差番テ、立向ヘバ、主上ハ南殿ニ出御成テ叡覽アリ、關白殿下左右ノ大將、大中納言、八座七辨、八省輔、諸家ノ侍、堂上堂下ニ連袂、文武百官見之、如何ガ有ンズラント、カタヅヲ呑デ拳手、廣有已ニ立向テ、欲引弓ケルガ、聊思案スル樣有ゲニテ、流鏑ニスゲタル狩俣ヲ拔テ打捨、二人張ニ十二束二伏、キリ〳〵ト引シボリテ、無左右不放之、待鳥啼聲タリケル、此鳥例ヨリ飛下、紫宸殿ノ上ニ二十丈計ガ程ニ鳴ケル處ヲ聞淸シテ、弦音高ク兵ト放ツ、鏑紫宸殿ノ上ヲ鳴リ響カシ、雲ノ間ニ手答シテ、何トハ不知、大盤石ノ如落懸聞ヘテ、仁壽殿ノ軒ノ上ヨリ、フタヘニ竹臺ノ前ヘゾ落タリケル、堂上堂下一同ニ、ア射タリ〳〵ト感ズル聲、半時計ノヽメイテ、且ハ不云休ケリ、衞士ノ司ニ松明ヲ高ク捕セテ、是ヲ御覽ズルニ、頭ハ如人シテ、身ハ蛇ノ形也、觜ノ前曲テ、齒如鋸生違、兩ノ足ニ長キ距有テ、利如劍、羽崎ヲ延テ見之、長一丈六尺也、

〔看聞日記〕應永廿三年四月廿五日、聞北野社ニ今夜有恠鳥、鳴聲大竹ヲヒシグガ如云々、社頭モ鳴動ス、二またの杉ニ居テ鳴、參詣通夜人消肝云々、宮仕一人以弓射落了、其形頭ハ猫、身ハ鷄也、尾ハ如蛇、眼大ニ光アリ、希代恠鳥也、室町殿ヘ注進申、射之宮仕有御感、祿賞一重、太刀一振被下、鳥ハ河

二可ㇾ流之由被ㇾ仰云々、

〔閑窓自語〕怪鳥啼宮中事

安永三年卯月なかばゞかり、まだ宵のことなりしに、夜の御殿のうへに、手車をひく音して、いとおどろ〳〵しく、後桃園のみかどきこしめし、あやしみおどろかせ給ふ、女房殿上人なども、あともわきまへず、いかなる故ならんと恐れあひぬ、御めのとのこゝろきゝたるが、御庭にいでゝ、御殿のうへを見やりたるに、鳩ほどの鳥、夜のおとゞの棟がはらのうへにゐたり、月のころなればよく見ゆ、(毛の色はわかずとぞ)しばし見ゐたるに、南をさしてとびければ、あやしきひゞきたちまちにやみけるにぞ、かの鳥の聲とはしられけるとなむ、後日御前にまゐりけるに、くはしく勅語あり、程へて或人かたりしは、東山若王寺の深林に、うめきどりとなづけて、たま〳〵なく事ありとぞ、いづれあやしき事なれば、内々上臈局忠子朝臣(姉ぎみ)をもて、内々御祈あるべきよし申し入れしも、うちおかれず御沙汰ありしなり、

見異鳥於山中事

天明いつゝのとし彌生ばかり、かれこれとなびくわらびを折りに、如意がたけにのぼり、いざやこの山のあなたなる湖をながめんとて、峯いつゝむつばかりもよぢけるとおもふに、比巴のうみひろくみゆ人々興じてしばしやすらはんとするに、あはひ六十間ばかりへだてゝ、山のかたはらに、むろの木ひきゝしげりひろごりたるうへに、いと大きなる黒きとりすまゐぬ、からすによくにて、よついつゝばかりもあはせたらんほど大きにみゆ、ともなるものゝうちに、見わけてこんとて、三十間ばかりちかよるうちにとびさりぬ、つばさひろげしさまなど、いかなる鳥ともわきまへがたし、吉野拾遺物語中、くろき怪鳥いでしことしるせり、いかさまよのつねの鳥にはあらじといふに、皆人おそれていそぎかへりぬ、

〔甲子夜話七十七〕文化二三年頃、京都嵯峨ノアタリニ、雀ノ如キ小鳥（コノ鳥何鳥ナルヤ、見ル者ソノ名ヲ辨セズト、）數萬群ヲナシ來リ、晝間ハ處々ヲ飛回リ、夜ハ篁中ニ宿スルニ、竹偃テ地ニツキタリト、カヽル故ニ林藪モコノ鳥ノタメニ枯荒セリ、去レドモ其歲飢饉ノコトナカリシカバ、里人豐年鳥ト呼シト、（右京師相國寺中光源院ノ當住、十六七年前鎌倉ニテ印宗ニ語、）

〔視聽草初集九〕異鳥

文化十年酉五月十四日之夜、構之内ニ而さし取候鳥、

一頭鷺之首之如く、觜鷹に似たり、脊もろこし餅之色也、腹は白く鼠色之所もあり足長く壹尺程も有之、啼事高く響大造なる聲にて遠方へ聞へ、ごう〳〵と七聲程宛鳴、又は折々ボコ〳〵といふ樣成聲も有之、右さしとり候得ども餌飼之儀相知れ兼候故、同村御旗奉行天野大和守殿屋敷守り仕候者、已前鳥商賣いたし候由承り候故、右之者へ餌飼之儀相賴候處、種々工夫いたし、何れ生餌にて可育といろ〳〵川魚抔あたへ候所、とかく鮎のみ食し申候、

右之鳥、御鳥見ゟ御上へ上り申候、　翡翠　水葫蘆にても可有之哉との事に候

日暮里村百姓年寄　段右衛門

〔甲子夜話五十一〕信州飯島ト云所ニテ、土人異鳥ヲ捕得タリ、大サ小鴨ホドアリ、人寄リ合テ食セントテ料理シ、有合タル大鍋ニテ煮タルトキ、熟スルニ從テ其肉夥クフエ、鍋ノ蓋ヲ內ヨリ持擧ク、是ヲ見ル者懼テ食スル意ナク、ソノ邊ノ小川ニ弃タリ、翌日見レバソノ川ノ下流マデ大小ノ魚悉ク死シテ浮シトゾ、此鳥モシクハ鴆ナランカトノ說ナリ、（堀和州飯田候話）

古事類苑

動物部十三

蟲上

蟲總載 名稱

蟲ハムシト云フ、產ノ義ニシテ、生化ノ多キヨリ此名アリト云ヘリ、又古ク、ハフムシトモ稱シタルハ、蟲類ノ多クハ匍匐スルモノナレバナリ、而シテ後世ノ本草書ニハ、蟲類ヲ、卵生、化生、濕生等ニ分チタリ、

上代ニハ、蟲害甚ダ多カリシカバ、大祓詞ニハ昆蟲(ハフムシ)ノ災ト稱シテ、是ヲ國津罪ノ一ニ數ヘタリ、又蝗害ノ事モ既ニ神代ニ見エタリ、

我國養蠶ノ事ハ、天照大神ノ始メ給フ所ニシテ、古來國產ノ一トシテ、最モ重ンゼラル、事ハ產業部養蠶篇ニ詳ナリ、

後世松虫、鈴虫、促織(ハタオリ)、蟋蟀(キリギリス)等ノ鳴聲ヲ愛スルモノ漸ク多ク、聽蟲、撰蟲、放蟲等ノ事、上下風流者ノ間ニ行ハル、而シテ此等ノ昆蟲ヲ飼育スル事モ夙クヨリ之レアリシモノヽ如シ、

蟲類中、蛇ニ關スル事蹟最モ繁多ナリ是レ其害毒夥シク、且ツ其性モ亦獰惡ニシテ、一種ノ靈異ヲ有スルモノト信ゼラレタルニ由ルナリ、

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蟲 爾雅云、有足謂之蟲、除忠反 無足謂之豸、池爾反、上聲之重、 唐韻云、虫 與蟲通用 和名無之、鱗介惣名也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕按說文云、蟲有足謂之蟲、無足謂之豸、徐音直弓切、又云虫一名蝮、博三寸、首

大如擘指、徐音許偉切、此蟲虫二字不同、而蟲字或省作虫、漢碑唐扶頌云、德及草虫、干祿字書云、虫蟲上俗下正、是也、遂與蝮虫字無異、然其義可以音別之、廣韻以訓鱗介總名之虫字、收之七尾、非是、源君擧收七尾之虫字、云與蟲通用、亦承是誤也、

〔干祿字書平聲〕虫蟲竝上俗、下正、

〔類聚名義抄虫十〕虫與蟲通用　蟲上俗下正

〔日本釋名中蟲〕虫は蒸也、濕熱の氣むして生ず、

〔東雅二十蟲豸〕蟲ムシ　古事記に、太古の事を志るせし語に、ウジタカルといふ事見えたり、萬葉集抄に、ムシとはむらがり繁しといふ詞なり、ムとウとは同韻相通なれば、ムシをウジといふは本韻なれば、本韻につきて、ウジワクなどいへりと釋せり、後代に及びて、ムシをば蟲の字を用ひ、ウジをば蛆ノ字を用ひぬれば、ムシといひ、ウジといふ、異なる者の如くにもなりたる也、古語にムといひしは、則産の義あり、高皇産靈神の名を、古事記には高御産巣日神としるせし如き即是也、ムスといひ、ムシといふ、そのスといひ、シといふは詞助也、蟲をムシといふは、たゞ其生ずるを云ひしなるべし、ウヂといふは轉語也、或説にムシとは蒸也、濕熱の氣蒸而生ずる也といふ、古義にはあらじ、凡太古の俗、いひつきし所に、夫等の義を取べしとも思はれず、

〔倭訓栞前編三十一〕むし　虫をよめり、生也、生化の多きをいふなり、むしけらといふ詞も、うつぼ物語に見えたり、

〔物類稱呼二動物〕螻蛄○中略　諺に、むしけらなどいふは、けらをのみいひし語の事にはあらず、すべて虫類をいふなり、

〔空穗物語俊蔭〕あすらいかれるかたちをいたして、なむぢなにによりてか、あすらの萬刧のつみのなかばはすぐるまで、とらおほかみ、むしけらといへども、人のけぢかきをあたりによせず、山のほとりにかゝりくるけだものは、あすらの食とせよと、あてられたり、

〔和漢三才圖會五十二蟲部〕蟲音仲　乃生物之微者、其類甚繁、有足曰蟲、無足曰豸、裸毛羽鱗介之總名也、與虫

字不同、

虫(音毀)乃古虺字、蛇之屬、(中略)文字象形、然俗讀仲音、以蛇虫之虫、爲蟲豸之蟲、今順非通用、(和名無之)

有外骨、內骨、却行、仄行、連行、紆行之異、

有羽毛鱗介裸之形、胎卵風溼化之異、

以脰鳴、咮鳴、旁鳴、翼鳴、腹鳴、胸鳴者、謂小蟲之屬、

蠢動含靈各具性氣也、蟲部分爲三類、卵生、化生、溼生、本草綱目所載、凡一百六種、今刊遺而繁、補近

而洩者記之耳、○(中略)

張子和云、蟲之變、皆以溼熱爲主、得木氣乃生、得雨氣乃化、豈非風木主熱、雨澤主溼耶、故五行之中皆

有蟲、　諸木有蠹、諸果有蠐、諸菽有蚄、五穀有螟螣蝥蠈、　麥朽蛾飛、栗破蟲出、草腐螢化、皆木之蟲

也、烈火有鼠、爛灰生蠅、皆火之蟲也、蟺穴蟻、墻蝎、田螻、石蜴、皆土之蟲也、　蝌蚪、馬蛭、魚鼈、蛟龍、皆

水之蟲也、　昔有冶工、破一釜、見其斷處、臼中有一蟲、如米蟲、色正赤、此則金中亦有蟲也、

〔古事記(下仁德)〕於是口子臣、亦其妹口比賣、及奴理能美、三人議而令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能

美之所養虫、一度爲匍虫、一度爲鼓、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、

〔古事記傳(三十六)〕匍虫は、たゞ凡ての虫を云なり、たゞ鳥を、飛鳥と云に同じ、虫は波布物なればなり、書紀雄

略卷大御歌に、波賦武志、大殿祭祝詞に、波府虫、神代紀、又大祓詞に、昆虫、繼體紀に、伏地之虫など

あり、和名抄に、唐韻云、蚑虫行也、訓波布、

〔日本書紀(十四雄略)〕四年八月戊申、行幸吉野宮、庚戌、幸于河上小野、命虞人駈獸、欲躬射而待、虻疾飛來、噆

天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧蝱將去、○(中略)天皇口號曰、○(中略)陀俱符羅爾、阿武柯枳都枳、曾能阿武

嗚、婀枳豆波野倶譬、波賦武志謀、飫裒枳瀰儞磨都羅符、○(下略)

〔延喜式(八祝詞)〕六月晦大祓

國津罪（八止）生膚斷、死膚斷、（中略）昆虫乃災、

〔東雅　二十蟲豸〕蠅（中略）凡そ蟲の名に、ハヘといふをもて呼ぶは、皆羽あるものなり、蠅をハヘといひ、蜂をハチといひ、飛蛾をヘアリといふが如き是也、

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕夏蟲　莊子云、夏蟲（俗云、奈豆無之）不可以語氷、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕仁德紀歌、那菟務始能譬務始、謂飛蛾、古今集戀一、後撰集伊勢歌皆同、古今集戀二、古今六帖、友則、躬恒、深養父歌、及枕草子所載、謂螢火、後拾遺集夏歌所詠、有謂燈蛾、有謂螢火、又有謂蟬爲夏虫者、所引秋水篇文、

〔八雲御抄　三下虫〕夏虫は總名也、火にいるをも云、後撰に、なつむしのころよりほかになども云り、又螢を夏むしといふ、つねの事なり、

〔藻鹽草　十二虫〕夏虫（夏虫は總名也、又は火に入をも云、飛蛾と云は是也、又云、夏虫と云は四色也、火取虫、螢、蟬、蚊也と云々、何も歌のやうによるべきか、又夏のむしと、の字ありても、）

夏虫の聲よりほかに、（是は蟬也）なつ虫の身をいたづらに、（是は火取むしか）おもひにもゆる、（夏虫也）燈をけつ、（夏虫也）ひとりむし、

〔源平盛衰記　八〕法皇三井灌頂事

常ノ御詠吟ニ、智者ハ林ノ鹿鳴テ入山、愚人ハ夏ノ蟲飛デ火ニ燒トゾナガメサセ給ケル、此ハ止觀行者、四種三昧ノ大意ヲ釋シケル絶句トカヤ、

〔日本書紀　十一仁德〕二十二年正月、天皇語皇后曰、納八田皇女將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞皇后、（中略）皇后答歌曰、（中略）那菟務始能、譬務始能虚呂望、赴多弊譬氐、箇區瀰夜儺利破、阿珥豫區望阿羅儒、

〔釋日本紀　二十五和歌〕火虫衣、謂火取虫也、

〔萬葉集　九雜歌〕詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌

勝牡鹿乃、眞間乃手兒奈我、（中略）望月之、滿有面輪二、如花、咲而立有者、夏蟲乃、入火之如、水門入爾、船己具如久、歸香具禮、人乃言時、（下略）

蟲體
蟲性

〔枕草子三〕むしは
夏むしいとおかしく、らうのうへとびありくいとおかし、

〔古今和歌集十一戀一〕
夏虫のみをいたづらになす事もひとつ思ひによりて成けり　よみ人しらず

〔後撰和歌集四夏〕かつらのみこの、ほたるをとらへてといひ侍りければ、わらはのかざみのそでにつゝみて、
つゝめどもかくれぬものは夏虫の身よりあまれるおもひなりけり、

〔後撰和歌集四夏〕だいしらず
八重葎しげきやどには夏虫の聲より外にとふ人もなし

〔藻鹽草十二虫〕蚊
夏虫のこゑ　蚊也

〔新撰字鏡下〕蟠　蒲官反、曲也、委也、鼠負虫也、屈也、爲龍字、志自万留、和太万留、

〔倭名類聚抄十九蟲豸體〕蟠　野王按、蟠音煩、訓和太加末流、龍蛇臥貌也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲體〕按今本玉篇云、蟠扶元切、鼠婦蟲、又步安切、大也、紆廻而轉曲也、○中略　按說文、蟠鼠婦也、假借爲蟠臥字、其實蟠臥宜用般字、般、旋也、方言云、未陞天龍、謂之蟠龍、

〔倭訓栞前編四十二和〕わだかまる　蟠字、又蟠をよめり、曲屈(ワダカマル)の義成べし、まる反む也、よて俗に私曲の意にもいへり、○中略　木をわだかめるなどいふは蟠をよめり、

〔倭名類聚抄十九蟲豸體〕蚑行　唐韻云、蚑音岐、訓波布、虫行也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲體〕說文、蚑、行也、文選注引、徐行也、詩小弁、鹿斯之奔、維足伎々、伎々本又作蚑、毛傳云、舒貌、鄭箋云、伎々然舒者、留其羣也、伎蚑皆假借字、

〔類聚名義抄 十虫〕蚑(音奇、又技、ハフ、又蚑)

〔伊呂波字類抄 波動物〕蚑(ハフ、虫蚑也)

〔倭名類聚抄 十九蟲豸體〕蠢動　野王按、蠢(音准、訓無久女久、)虫動搖貌也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲體〕今本玉篇䖵部作、動也作也、說文、蠢、蟲動也、

〔倭訓栞 中編二十六牟〕むくめく　日本紀、和名抄に蠢をよめり、字書に動擾貌と見えたり、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸體〕螫　應劭漢書注云、蠚(刃略反、又乎各反、)螫也、野王按、螫(音釋、訓佐須、)蜂蠆行毒也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲體〕按說文、蠚、螫也、應劭蓋依之、新撰字鏡同訓、按佐須、與刺同語、今本玉篇虫部作蟲行毒、按說文同、顧氏蓋依之、

〔新撰字鏡 虫〕蛻(湯會始悅二反、毛奴介加波、)

〔倭名類聚抄 十九蟲豸體〕蛻(蛇蛻附)　野王按、蛻(始銳反、音稅、訓毛沼久、)蟬蛇之解皮也、本草云、蛇蛻、一名龍子衣、(和名倍美乃毛奴介、)

〔箋注倭名類聚抄 八蟲體〕新撰字鏡、蛻訓毛奴介加波、今本玉篇虫部云、蛻、蛇皮也、按說文、蛻、蛇蟬所解皮也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸體〕蟄　野王按、蟄(除立反、訓須古毛流、)虫至冬隱不出也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲體〕今本玉篇虫部云、蟄、藏也、按說文云、蟄、藏也、則知今本所訓、顧氏引釋文也、慧琳音義引玉篇云、蟄、隱也、與此引不同、亦玄應音義云、說文云、蟄、藏也、虫至冬即蟄隱不出也、今撿說文、無虫至以下字、蓋玄應從玉篇引說文、誤併顧野王之言、爲說文也、

〔類聚名義抄 十虫〕蟄(除立反、カクル、コモル、ウルフ)

〔倭名類聚抄 十九蟲豸體〕化　淮南子云、虫八日而化、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲體〕按淮南子云、馬十二月而生、犬三月而生、○中略蟲八月而生、皆云幾月、無云幾

撰蟲

日者、此作日誤、大戴禮易本命篇亦作月、然說文風字注云、蟲八日而化、與此合、王充論衡商蟲篇同、今不徑改、

〔和漢三才圖會　五十二　蟲之用〕螇𧍒(須太久)　蟲之聲也、詩召南嘤嘤草蟲、　啾唧、蟲之小聲也、

〔倭訓栞　中編二十六〕むしえらみ　堀川帝の時より始る、著聞集に見ゆ、天寶遺事に、每至秋時、宮中妃妾輩、皆捉蟋蟀、閉養小金籠中、置枕函畔、聽其聲、庶民家皆効之と見えたり、

〔禁秘御抄　下〕虫

松虫鈴虫類、人々進之、或被召賀茂社司、堀川院御時、頭以下向嵯峨野、誠有逍遙、是給虫屋、向還、虫奉之、

〔公事根源　九月〕撰虫

是はあながち式ある事にはあらず、殿上の逍遙とて、殿上人どもあそびて、嵯峨野などへむかひて、虫を籠にえらび入て奉る、是は堀川院の御ときよりはじまる、おほよそ松むし鈴むしなどは、諸人も內裏に奉る、又賀茂の社司などに仰せられても、めされけるとなん、

〔世諺問答　九月〕問て云、此ごろ加茂籠とて、むし入る事侍るは、何のゆへに、加茂より出侍るにか、答、これは殿上の逍遙とて、むかし殿上人どものさが野などへむかひて、むしを籠にえらびいれてあそびて、きみにたてまつりしは、堀川院の御ときよりぞはじまりけるむしえらびとも申なり、(中略)されどむしこは賀茂よりいで侍ると、おもひあはせられ侍る、

〔古今著聞集　二十　魚虫禽獸〕嘉保二年八月十二日、殿上のおのこ共、嵯峨野にむかつて、むしを取て奉るべきよし、みことのりありて、むらごの糸にてかけたる、虫の籠を下されたりければ、貫首以下、みな左右馬寮の御馬にのりてむかひける、藏人辨時範、馬のうへにて題を奉りけり、野徑尋虫とぞ侍ける、野中にいたりて僮僕をちらして虫をばとらせけり、十餘町計はその〳〵馬よりをり、歩

蟲籠

行せられけり、ゆふべにをよんで、むしをとりて、籠に入て、內裏へかへりまいり、萩女郞花などをぞ、籠にはかざりたりけり、中宮〈○藤原寬子〉の御方へまいらせてのち、殿上にて盃酌朗詠など有けり、歌は宮の御方にては講ぜられける、簾中よりもいだされたりける、やさしかりける事なり、

〔倭訓栞〈中編二十六〉〕むしや　虫屋の義、續千載集に見ゆ、虫籠に同じ、

〔雍州府志〈七土產〉〕鈴蟲籠　下賀茂社司婦人、造-養松虫鈴虫-之籠、其式織-細刋竹-爲籠、內-安一小筒、盛-土敷-苔、種-露草少許、倭俗所-謂露草、則鴨跖草也、而以-紫白絲-作-藤花形、自-籠上-垂下、其體堪-供-觀、到-秋入-蟲、揭-檐下-或掛-簾肩、晝見-之悅-目、夜聽-之娛-耳、

〔續千載和歌集〈四秋〉〕夕暮がたに、ちいさきこにすゞむしを入て、紫のうすやうにつゝみて、萩の花にさして、さるべき所の名のりをせさせて、齋院にさしをかすとて、そのつゝみ紙に書付たりける、　よみ人しらず

しめのうちの花の匂ひを鈴虫のをとにのみやは聞ふるすべき

〔續千載和歌集〈九神祇〉〕虫。屋。をつくりて、前大納言資季のもとへ送りつかはすとて、

從三位氏久

君のみや千とせもあかず聞ふりむ我神山の松虫のこゑ

〔嬉遊笑覽〈十二禽蟲〉〕むし籠を虫屋ともいふにや、續千載集、從三位氏久、虫屋を作り、資季卿に贈りし歌、〈○中略〉また麥わらの。籠。は、。花鏡紡積娘條に、以-小糌籠-盛-之、挂-於簷下-云云、以-瓜穰-飼-之などみゆ、糌はむぎわらなり、

〔源氏物語〈二十八野分〉〕わらはべおろさせ給て、むしのこ。。。どもに、露かはせ給なりけり、しをんなでしこのこきうすき、あこめどもに、をみなべしのかざみなどやうの、ときにあひたるさまにて、四五人ばかりつれて、こゝかしこのくさむらによりて、いろ〳〵のこどもをもてさまよひ、なでしこな

蟲吹

どの、いとあはれげなるえだども、とりもてまいる、きりのまよひは、いとえんにぞ見えける

〔日次紀事七月七月〕此月〇中略入夜點火於叢間、而執松蟲幷鈴蟲、是謂吹蟲、執得後養紗囊竹籠之內、近年相國寺及建仁寺松林亦多、入夜人群聚聽之、下鴨社司細割竹而造飼蟲籠、別以紫白絲造藤花垂其上、籠中小菅內盛土種露草、是號松蟲籠、而贈堂上幷地下、

〔貞德文集〕晚景虫吹可罷出候、黑月闇無用心候得共、盆前者墓參仕者繁候、而路次賑敷候、行燈挑燈聚置候得者、促織、松虫、鈴虫、蟋蟀等も寄聚候、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕按るに虫吹とは、今も虫を取に、竹筒のかた方に、紗のきれを冒、これをもて虫を覆へば、虫は上のかたに飛のぼるを、筒また袋などに、筒さきをむけて、冒たる紗のうへより、息して虫を吹こむなり、

放蟲
蓄蟲

〔古今著聞集十九草木〕天祿三年八月廿八日、規子內親王野々宮にて、御前の面に薄、蘭、紫苑、單香、女良花、萩などをうへさせ給て、松むし鈴むしをはなたせ給けり、〇中略草をもうへ、虫をもなかせたり、おほせごと、て、花のあり樣、むしのすみか、何れも〳〵いとおかしかりけり、

〔源氏物語三十八鈴虫〕秋比、にしのわた殿のまへのなかのへいの東のきはを、をしなべて野につくらせ給へり、〇中略この野に、むしどもはなたせ給ひて、風すこし涼しくなり行夕暮に、わたり給て、虫の聲きゝ給ふやうにて、なを思はなれぬさまを聞えなやまし給へば、例の御こゝろはあるまじきことにこそあなれど、ひとへにむつかしきことに思聞え給へり、〇中略虫の音いとしげうみだるゝゆふべかなとて、我もしのびてうちずし給、あみだの大ずいとたうとくほの〳〵きこゆ、

〔古今著聞集五和歌〕東三條院皇太后宮と申ける時、七月七日撫子あはせせさせ給けり、〇中略瑠璃のつぼに花さしたる臺に、〇中略むしをはなちて、

松虫のしきりにこゑの聞ゆるは千世をかさぬるこゝろなりけり

飼蟲

〔江戸名所圖會五ノ一〕道灌山聽蟲〈略〇圖〉
文月の末を最中にして、とりわき名にしあふ虫塚の邊を奇絶とす、詞人吟客こゝに來りて、終夜その清音を珍重す、中にも鑪兒（きりぎりす）の音は勝て艶しく、莎鷄（はたおり）、紡績娘（きりぎりす）のあはれなるに、金琵琶（すゞむし）の振捨がたく、思はず有明の夜を待ちたるも一興とやいはん、　まくり手にすゞむしさがす淺茅かな　其角

〔東都歲時記三七月〕虫聞〈夏の末、秋の始より〉、眞崎（マツサキ）　隅田川東岸　王子邊　道灌山　飛鳥山邊〈道灌山は松虫多く、飛鳥山は鈴虫多し〉、三河島邊　御茶水　廣尾の原　關口　根岸　淺草反圃

〔備前老人物語〕松永彈正、松虫を飼けるに、さま〴〵に養ければ、三年までいきけり、

〔嬉遊笑覽十二蟲魚〕松虫の卵を取ることは、寛政七年の比、江戸にて何人か考て始むと云、按るに備前老人物語に、〈中略〇〉松虫の三年生たりとは、うけられぬことなり、これ極て、其卵をかへして養ひ、年々其法の如くせしなるべし、

〔嬉遊笑覽十二蟲魚〕秋の末に小瓶に土を入て、其内に鈴虫の雌を移し、瓶子はりの蓋をおほひ、日なたに出し餌を飼、日を經れば衰へ死するを、其儘にして蓋をおほひ、稻草にて包、雨露のあたらぬ土を上に置、〈緣の下よし〉翌年五月の初ころ包みをとき、蓋上より日にあて置ば、やがて土中の卵かへりて、微細の虫數多生出て、日を重ねて大になる時、瓶の內狹き故、他の器に分ち置べし、虫小きうちは、瓶のふた紗の類を用ひてよし、そだつに隨て籠に移すべし、紗などをば咋破るなり、餌は茄子を用、また細き葉の草に水を洒ぎて入置べし、茄子なくなる頃には、虫も死するなり、かくすれば年々絕ることなく、多く出來るものなり、松むしは此えかたにてはかへらず、帝京景物略に、促織秋盡則蟄、今都人能種之、留其鳴深冬、其法土于盆養之、蟲生子土中、入冬以其土置煖炕、日水灑綿覆之、伏五六日、土蠕々動、又伏七八日、子出白如蛆、然置子蔬菜、仍灑覆之、足翅成漸以黑、匝月則鳴、鳴細

于秋、入春反僵也、これも大かたは似たる法ながら、水を灑ぎ煖むる故、ことなるべし、

〔堤中納言物語〕むしめづるひめ君

てふめづるひめ君のすみ給ふかたはらに、あぜちの大納言の御むすめ、心にくゝなべてならぬさまに、おやたちかしづき給ふことかぎりなし、此ひめぎみのの給ふ事、人々のはなやてふやとめづるこそはかなうあやしけれ、人はまことあり、ほんちたづねたるこそ心ばへをかしけれとて、よろづのむしのおそろしげなるを取りあつめて、これがならんさまをみむとて、さま〴〵なるこはこごとにいれさせ給、〇中略かはむしはけなどをかしげなれど、おぼえねばさう〴〵しとて、いほしり、かたつぶりなどをとり集めて、うたひのゝしらせてきかせ給て、我も聲をあげて、かたつぶりのあいのつのゝあらそふやなぞといふことをうちずんじ給ふ、わらべの名はれいのやうなるはわびしとて、むしの名をなんつけ給たりける、けらを、ひきまろ、いなかだち、いなごまろ、あまひこ、なんなどつけて召しつかひ給ける、かゝる事世に聞えて、いとうたてある事をいふ中に、あるかんたちめのおほむこうちはやりてものおちせず、あいぎやうづきたるあり、このひめ君の事を聞きて、さりともこれにはおぢなんとて、おびのはしのいとをかしげなるに、くちなはめの形をいみじく似せて、うごくべきさまなどしつけて、いろこだちたるかけぶくろに入れて、むすびつけたるふみをみれば、

はふ〳〵もきみがあたりにしたがはんながきこゝろのかぎりなき身は、とあるを、なにごゝろなく御まへにもてまひりて、袋などあくるだにあやしくおもたきかなとて、ひきあけたれば、くちなは首をもたげたり、人々心をまどはしてのゝしるに、君はいとのどかにて、なもあみだ佛なもあみだ佛とて、さうせんの親ならん、なさわざそとうちわなゝかし、かほゝかやうに、なまめかしきうちしも、けちえんにおもはんぞ、怪しき心なるやとうちつぶやきて、ちかく引きよせ給

蟲賣

ふもさすがにおそろしくおぼえ給ひければ、たちところゐところてをのごとくせみこゝろにの給ふこゝろのいみじうをかしければ、人々にげさわぎて、わらひゐれば、〈○下略〉

〔嬉遊笑覽〈十二 禽蟲〉〕むかしは虫を商ふ者などは、なかりしなり、貞享四年日記、六月十三日、きり〴〵す商賣いたし候者相尋候町々覺、四谷麹町、本郷湯島、神田すだ町二丁目相尋候處、一人も見え不申とあり、そのころ、さるものゝあらんとおぼしき處を尋ねしなり、

〔大和本草〈十四 蟲〉〕螢〈ホタル〉火〈○中略〉大小二種アリ、山中ノ川ノ邊ニ多シ、勢田宇治ニハ螢火多クシテ賣之、賣螢火事、和漢メヅラシ、

〔守貞漫稿〈六 生業〉〕蟲賣〈○圖略〉螢ヲ第一トシ、蟋蟀、松虫、鈴虫、轡虫、玉虫、蜩等、聲ヲ賞スル者ヲ賣ル、虫籠ノ製、京坂麁也、江戸精製、扇形船形等、種々ノ籠ヲ用フ、蓋虫ウリハ專ラ此屋體ヲ路傍ニ居テ賣也、巡リ賣コトヲ稀トス、秋季ニハ當季ノ商人夏冬ノ如ク多カラズ、

〔閑田次筆〈四〉〕南都の人の話に、松虫鈴虫を捉ふるに、挑灯を携へて夜行けば、其光をとめて飛來るといふは、むかしのしわざにて、今わがあたりにて虫を賣ものは、竹を二本もちて晝行、薄を押分れば、虫ども驚きて飛出るを捉ふ、又黠智者は薄を根こして吾庭に植ゆ、惣じてかゝる虫は、薄の中に卵を殘せば、ことしの卵、來るとしの秋に至りて、かへりて聲をなす、吾庭にて生じたるをとりて、籠にこめて賣ればいと安し、春日野にて虫も捉、薄も根こせばよくしれりとなん、

龍

〔倭名類聚抄〈十九 龍魚〉〕龍　文字集略云、龍〈力鍾反、和名太都、〉四足五采、甚有神靈者也、白虎通云、鱗蟲三百六十六而龍爲之長也、

〔箋注倭名類聚抄〈八 龍魚〉〕按、太都、蓋爾雅所謂螣蛇、郭璞曰、能興雲霧而遊其中者也、荀子云、螣蛇無足而飛、說文、螣、神蛇也、今猶有太都在雲中垂尾者、越後海邊最多、謂之太都万岐、恐非龍也、

〔倭名類聚抄〈十九 龍魚〉〕虯〈○〉龍〈○〉　文字集略云、虯〈音求〉龍之有角、〈○有角、一本作无角、〉靑色也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按淮南子注云、有角爲龍、無角爲虬、離騷及天問注云、無角曰虬、〇中略說文云、虯、龍子有角者、廣雅云、有角曰䖝龍、無角曰蛇龍、初學記及玄應音義引廣雅䖝作虯、蛇作螭、〇中略是有角無角二說、自古有之、未知此以孰爲是也、

〔倭名類聚抄十九鱗介〕螭龍　文字集略云、螭音知龍之無角、赤白蒼色也、

〔夫木和歌抄二十七雜〕虬。　俊頼朝臣

くちをしや雲井がくれに住たつも思ふ人にはみゆなるものを

〔塵袋四〕一龍ト蛇トハ別ノ物ト覺ルニ、蛇ノノボリテ龍ニナルト云フハ、龍ノ始ハ蛇歟、又龍モ蛇ノ姿ニテ見ユル事先蹤アリ、〇中略蛇ノ龍ニナルコトハ轉證ノ義歟、〇中略龍ハ足羽アリ、蛇ハ羽モ足モナキ物ナレバ、當時ノ相ハ不同、名モ又別也、龍ノ蛇ノ形ヲ顯スハ蛇ハ常ニ世間ニアルモノナレバ、是ニ姿ヲカリテ現ズル歟、〇中略蛇龍ハ身ノ長クテ物ヲマツフ能アルニヤ、蛇ノノボリテ辰ニナルト云フハ、蛇ノ龍ニ成ルマデアルニコソ、龍門ノ魚ハ魚龍トコソハナルラメ、便宜皆可然覺ル也、龍ノ吟ズル聲エ、馬ノ嘶ニ似タルナド申スハ、馬。龍。ノ聲歟、〇中略帝釋ノノリ給フ伊羅波大龍馬トテ、鼻ノ長クシテ馬ノ如クナル龍アリ、是ナドハ、馬龍ナルベシ、蝦。蟆。龍。ト云フハ、カヘルニニタル龍ニハ種々ノ形アリ、ハネナキモアリ、アシナキモアリト、外書ニハ見エタリ、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙二十八下龍〕龍　タツ〇和名鈔中略

龍ハ神靈ノ物ニシテ、親シク形ヲ見ルコトナリ難シ、〇中略夏秋ノ時忽チ風雨烈シク、木ヲ拔キ瓦ヲ飛シテ、雷霆スルコトアリ、俗ニタツノ天上スルト云フ、是ハ蛇類俗ニタツト呼ブモノニシテ、䗶蛇ナリ、眞ノ龍ニハ非ズ、〇下略

〔延喜式二十一治部〕祥瑞

龍。被五色以遊、能幽能明、能小能大、〇中略　右大瑞

〔日本書紀 二神代〕豐玉姬果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產屋、請曰、妾產時幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產、化爲龍、而甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通永无隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、

一云、〇中略天孫心怪其言、竊覘之、則化爲八尋大鰐、〇下略

〔日本書紀纂疏 八〕豐玉姬化爲八尋大熊鰐、〇中略問、海女不爲龍蛇而化鰐何也、答、龍之爲畜、變化無常、已是化爲他畜、何足怪耶、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁十年七月丙申、京中白龍見、有暴風雨損民屋、

〔三代實錄 二十七清和〕貞觀十七年六月廿三日甲戌、不雨數旬、農民失業、轉經走幣、祈請佛神、猶未得嘉澍、古老言曰、神泉苑池中有神龍、昔年炎旱、焦草礫石、決水乾池、發鐘鼓聲、應時雷雨、必然之驗也、〇下略

〔扶桑略記 二十二宇多〕寛平元年十月朔己未、即位之間、自乾角山中黃龍騰天、太宰少貳清原令望、爲堰大井灘使見之、從五位下橘有棟參梅宮之頃見之、丹波博士丹波有冬、在彼國見之、件三人皆見之、往往見多也、

〔竹取物語〕大友の御ゆきの大納言は、我家に有とある人めしあつめての給はく、龍の首に、五色の光ある玉あなり、それとりてたてまつりたらむ人には、ねがはん事をかなへむとのたまふ、男ども、仰の事を承て申さく、仰の事はいともたうどし、但此玉たはやすくえとらじ、いはんや龍の首の玉は、いかゞとらむとまうしあへり、大納言のたまふ、てんの使といはんものは、命をすてゝも、をのが君の仰ごとをば、かなへんとこそおもはへけれ、此國になき、天竺唐の物にもあらず、此國の海山より、龍はおりのぼるもの也、いかに思ひてか、なんぢら、かたき物と申べき、〇中略たつのかしらの玉とりえずば、歸りくなとのたまへば、いづちも〳〵、足のむきたらむかたへいなんとす、

かゝるすき事をし給事と誹りあへり、つかはしゝ人は、夜晝待給ふに、年越るまで音もせず、心も
となかりて、いと忍て、たゞ舍人二人召付として、やつれ給ひ、難波の邊におはしまして、問給ふ事
は、大友の大納言どのゝ人や、ふねに乘て、龍ころして、其首の玉とれるとや聞と、とはするに、舟人
こたへていはく、あやしき事哉とわらひて、さるわざするふねもなしと答るに、おぢなき事する
船人にもある哉、得しらでかく云とおぼして、我ゆみの力は、龍あらば、ふといころして、首の玉は
とりてん、をそくくるやつばらをまたじとの給ひて、船にのりて、海ごとにありき給ふに、〇中略はや
き風吹て、世界くらがりて、船を吹もてありく、いづれのかたともしらず、船を海中にまかり入
ぬべく吹まはして、波は船に打かけつゝまき入、神はおちかゝるやうにひらめきかゝるに、〇中略
はや神にいのり給へといふ、よき事也とて、梶とりの御神きこしめせ、をとなく心おさなく、龍を
ころさむと思ひけり、今より後は、けのすぢ一すぢをだにうごかしたてまつらじと、よごとをは
なちて、たちゐなく〳〵よばひ給ふこと、千度ばかり申給ふけにやあらん、漸々神なりやみ、すこ
し光て風は猶はやく吹、梶取のいはく、是はたつのしわざにこそありけれ、此吹風〇中略三四日ふ
きて、吹かへしよせたり、濱をみれば、播磨のあかしの濱なり、〇中略船にある男ども、國につきたれ
ども、國の司まうでとぶらふにも、えおきあがり給はで、ふなぞこに臥たまへり、〇中略いかでか聞
けん、つかはしゝ男どもまいりて申やう、龍のくびの玉をえとらざりしかばなむ、殿へもえまい
らざりし、玉の取がたかりし事をしり給へればなん、かむだうあらじとて參つると申、大納言起
出のたまはく、なむぢらよくもてこずなりぬ、たつは鳴る神のるいにてこそ有けれ、かくや姬て
ふおほ盜人のやつが、人をころさむとする也けり、家のあたりだに、今はとをらじ、男どもゝなあ
りきそとて、家に少殘りたりける物どもは、龍の玉をとらぬものどもにたびつ、〇下略

〔今昔物語二十四〕忠明治値龍者語第十一

今昔□□天皇ノ御代ニ、內裏ニ御マシケル間、夏比冷(スゞミ)セムトテ、瀧口共數八省ノ廊ニ居タリケル程ニ、徒然ナリケレバ、一人ノ瀧口有テ、此徒然ニ酒肴ヲ取リニ遣シ侍ラバヤト云ケレバ、他ノ瀧口共此ヲ聞テ、糸吉キ事也、早ク取リニ可ㇾ遣ト口々ニ責ケレバ、此瀧口從者ノ男ヲ呼テ遣ツ、男南樣ニ走テ行ヌ、今ハ十町許モ行ヌラムト思フ程ニ、空陰テ夕立シケレバ、瀧口共物語ナドシテ廊ニ居タル程ニ、雨モ止ミ、空モ晴ヌレバ、今ヤ酒持來ルト待ケルニ、日ノ暮ルマデ行ツル男モ、不ㇾ見リケレバ、去來返リナムトテ、皆內裏ニ返ヌ、此酒取リニ遣ツル瀧口ハ、奇異ク腹立シク思ヘドモ、云甲斐无クテ、其ニ返ヲ本所ニ有ルニ、此遣ツル男、其夜モ不ㇾ見リケレバ、希有ノ事カナ、此ハ只ノ事ニハ非ジ、此男ハ道ニテ死タルカ、若ハ重キ病ヲ受タルカト、終夜思ヒ明シテ明ル遲キト、朝疾ク家ニ忩ギ行テ、先ヅ昨日此男遣シ事ヲ語ルニ、家ノ人ノ云ク、其男ハ昨日來タリシニ、死タル樣ニテ彼コニ臥タル、何ニモ不ㇾ云テ、□トシテ臥タル、ゾト云ヘバ、〇中略後人心地ニ成畢ニケレバ、此ハ何ナリツル事ゾト問ケレバ、男ノ云ク、昨日八省ノ廊ニテ、仰ヲ承リテ、急ギ美福下リニ走リ候シニ、神泉ノ西面ニテ、俄ニ雷電シテ夕立ノ仕リシ程ニ、神泉ノ內ノ暗ニ成テ、西樣ニ暗カリ罷リシニ、見遣タリシニ、其暗カリタル中ニ、金色ナル手ノ鑭ト見エシヲ、急ト見テ候シヨリ、四方ニ暗塞ガリテ、物モ不ㇾ思シテ侍シヲ、然リトテ路ニ可ㇾ臥キ事ニモ非リシカバ、念ジテ、此殿ニ參リ著シマデハ、髴ニ思ヒ侍リ、其後ノ事ハ更ニ思エ不ㇾ待ト、〇下略

〔古事談 三僧行〕天長元年二月、天下大以旱魃、仍空海和尙奉ㇾ勅、於二神泉苑一可ㇾ修二請雨經法一者、于ㇾ時守敏大德奏狀云、〇中略結願之朝、雨京如二暗夜一、雷響尤盛、甚雨洪水、衆人所二感歎一也、但遣二勅使一令二撿知一之處、只雨京內不ㇾ及二山外一云々、亦令二空海和尙勤二修同法一、經二七ケ日一、更無二雨氣一、和尙入定思惟、守敏大德驅二取諸龍一、呪二入水瓶一也、出定延修二ケ日夜、於二和尙一告云、池中有ㇾ龍、號曰二善女一、元是無熱池龍王之類、所二勸請一也、件龍爲ㇾ人有ㇾ慈、不ㇾ致二害心一、貴二眞言之奥旨一、從二池中一現二其形一、是則將悉地成就也、彼現ㇾ形如二金色一、長八寸許、紫。

金色龍居、在長九尺許蛇項、見之弟子實惠、眞濟、眞雅、眞紹、堅惠、眞曉、眞然等也、自餘弟子不敢能見、具注此由奏時、小時之間、給勅使和氣眞綱、以御幣種々物等奉供龍王、結願之日、重雲覆天、雷鳴四方、忽降膏雨、池水涌滿、至于火壇之上、自今以後三ヶ日、普雨天下、自然滂沱、水愁巳絕、〇又見今昔物語

〔古事談 五神社佛寺〕室生龍穴者、善達龍王之所居也、件龍王初住猿澤池、昔采女投身之時、龍王避而住香山、春日南山也件所下人弃死人、龍王又避住室穴、件所賢憬僧都所行出池、賢憬者、修圓僧都之師也、住年日對上人有龍王尊體拜見之志、入件龍穴三四町計、黑闇而其後有靑天所、有一之宮殿、上人立其南砌、見之懸珠簾、光明照耀、有風吹動珠簾、閒其隙伺見彼裏、玉机上置法花經一部、頃之有人之氣色、問云、何人來哉、上人答云、爲奉拜見御體、上人日對所參入也、龍王云、於此所不能奉見、出此穴、其趾三町計可對面也、上人卽如本出穴、於約束所著衣冠給自腰上、出自地中、上人拜見之、卽消失了、日對件所立社、造立龍王體、于今見在云々、所雨之時、於件社頭有讀經等事云々、有感應之時、龍穴之上有黑雲、頃之件雲周遍、天上有降雨事云々、

〔續古事談 四神社佛寺〕祇園ノ寶殿ノ中ニハ、龍穴アリトナムイフ、延久ノ燒亡ノ時、梨本ノ座主、ソノフカサヲハカラムトセラレケレバ、五十丈ニヲヨビテ、猶ソコナシトゾ、〇下略

〔古今著聞集 二十魚虫禽獸〕文治のころ、伊賀國住人女子をもちたりけるを、同國三室池の龍にとられけり、龍王よな〱かよひけるを、ある夜ぐして行を、父ゆきがたをみてけり、後日に其所へ行て此女にあひたりければ、檜皮屋の家を現じてぞみせけるが、まことにはなかりけり、

〔吾妻鏡 十〕文治六年〇建久元年五月十五日戊辰、甚雨大風雷鳴、終日不休止、大倉山震動、樹木多顚倒、岩石頽落、其跡俄爲細流、是龍降云々、

〔源平盛衰記 十八〕文覺淸水狀天神金事

文覺ハ〇中略南海道ヨリ漕廻テ、遠江國名田沖ニゾ浮タル、折節黑風俄ニ吹起、波蓬萊ヲ上ケレバ、

コハイカヾセントト上下周章騷ケリ、○中略風ハ彌吹シボリ、船耳ニ浪越ケレバ、今ハ櫓ヲ取、楫ヲ〔缺〕スニ及ズ、舟底ニ倒伏テ、音ヲ揚テ喚キケレ共、文覺ハ泣モセズ、起モアガラズ、○中略良有テ還起、餘ニ歎クガ不便ナルニ、波風ヤメテ見セントテ、舟ノ舳頭ニ立跨テ、奧ノ方ヲ睨ヘテ、龍王ヤ候、〳〵イカニ海。龍。王。共ハナキカ、曳曳トゾ呼タリケル、○中略文覺ハ念珠押捻、大ノ聲ノシハガレタルヲ以申ケルハ、海龍王神モ慥ニ聞、此船中ニハ大願發タル文覺ガ乘タル也、○中略吾船ヲバ手ニ捧、頭ニ載テモ行ベキ所ヘハ送ベシ、サマデコソナカラメ、浪風ヲ發ス條、アラ奇怪ヤ〳〵、忽ニ風ヲ和ゲ波ヲ靜ヨト云事ヲ聞ズバ、第八外海ノ小龍メラ、四大海水ノ八。大。龍。王。ニ仰附テ、ナク成ベシトテ嗔リケル、○中略文覺ガ云事、龍神ノ心ニヤ叶ケン、沖吹風モ和テ、岸打浪モ靜也、○中略國澄問云、抑當時世。間。ニ。鳴。渡。雷。ヲ。コ。ソ。龍。王。ト。知。テ。侍。ル。ニ、其外ニ又大龍王ノ御座樣ニ仰候ツルハ、イカナル事ニテ侍ルヤラントイヘバ、文覺答テ云、此等ノ鳴雷ハ龍神トハ云ナガラ、尫弱ノ奴原也、アレハ大龍王ノ邊ニモ寄ツカズ、履ヲ取マデモナキ小龍メラナリ、八大龍王トテ、法華經ノ同聞衆ニ有八龍王、○中略此空ニ鳴行ク奴原ハ、八大龍王ノ眷屬ノ又從者ノ又從者ノ百重バカリニモ及ビ難キ小龍也、去共夏天ノ暑ニ雲ヲ起シ雨ヲ降シテ、五穀ヲ養ス事ハ、目出事ゾヤ、○中略サシモ氣高キ八大龍王ハ、文覺ヲ守護セントト云誓アリ、況小龍共ガ不知案内危クモ煩ヲナス時ニ、只今名乘タレバ、スハ海上ハ靜リヌルハト云、○下略

〔金槐和歌集雜〕建暦元年七月、洪水漫天、土民愁歎せむことをおもひて、一人奉向本尊、聊致祈念、

時によりすぐれば民の歎なり八大龍王雨やめ玉へ

〔看聞日記〕應永廿三年七月八日、大雨降、○中略近江國にも此日龍降下云々、希代不思議事也、

〔東遊記後篇三〕登龍

越中越後の海中、夏の日龍登るといふ甚多し、黑龍多し、黑雲一村虚空より下り來れば、海中の潮

水、其雲に乘じ、逆卷のぼり、黒雲の中に入る、其雲を又くはしく見れば、龍の形見ゆること也、尾頭などもたしかに見え、登潮は瀧を逆に懸るがごとし、又岩瀬と云所、宮崎といふ所まで十餘里の間に覚りて、黒龍登れるを見しと云、又鐵脚道人退冥の手代、越後の名立の沖を船にて通りし時、海底に大龍の蟠れるを見しといふ、蟠龍を見る事は、此手代に限らず、彼海底には、折々ある事となり、是等は皆慥なる物語なりき、奇怪の事也、過し年淇園子の剳記を見しに、其中に或人江戸より船にてのぼりしに、東海道の沖津の沖を過る時に、一むらの黒雲、虚空より彼船をさして飛來る、船頭大に驚き、是は龍の此船を卷上んとするなり、急に髮を切て、燒くべしとて、船中の人々のこらず、頭髮を切て、火に燒しに、臭氣空にのぼりしかば、彼黒雲たちまちに散失たりと、載られたり、是も亦珍らしき事也、

〔重修本草綱目啓蒙龍二十八下〕龍略○中

龍。骨。略○中　和產ノ龍骨アリ、是ハ讃州小豆島ノ沖、俚人鳴戸ノヲキツケト言傳ル、深海中ヨリ採出ス者ナリ、頭アリ、角アリ、肢骨アリ、其形一ナラズ、皆大ニシテ重シ、色黒澤ニシテ、外ニ蠣殼ヲ粘ス、コレヲ舐レバ、唇舌ニ粘著ス、然レドモコレヲ焚ケバ、魚臭アリテ、舶來ノモノ、焚テ臭氣ナキニ異ナル時ハ、小豆島ノ產ハ大魚骨ナルベシ、

〔延喜式典藥三十七〕臈月御藥略○中

龍骨一兩二分略○中

諸國進年料雜藥略○中

安房國略○中　龍骨卅斤○大宰府亦有二龍骨一

〔東遊記後篇二〕龍。鱗。

越後糸魚川の近在、黒姫山の麓姫川の岸に、水に臨みて大なる岩出たる所あり、先年姫川大洪水

蜃

の時、水引て後、獵師彼岩の邊へ行しに、何とは知らず、白く滑なる脂のごとき物多く付居たり、又岩の角の所に、大なる鱗とみゆるもの五六枚付たり、其大さ五六寸づゝあり、何物か洪水に押出され來りて、此岩角に強くすれて、鱗落脂も殘れるなるべし、誠此姫川は瀧のごとくなる急流にて、大河なれば、其洪水の勢ひにはいかなるものも押流さるべし、彼獵師其鱗を取歸り、今に所持せり、人皆龍の鱗といふ、

〔大和本草蟲十四〕蜃、〇中略篤信曰、蜃氣爲樓臺ノ蜃ハ、龍ノ類ナリ、日本ニナシ、月令ニシルセシ雉ノ化スル蜃ハ大蛤ナリ、非做樓臺之蜃、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙鱗龍二十八下〕蛟龍　ミツチ　ミヅチ〇中略

附錄、蜃、〇龍類ニシテ、和産詳ナラズ、同名アリテ車鼇(オホハマグリ)モ蜃ト云コト註ニ詳ナリ、〇中略蜃樓ハ〇中略勢州桑名ニテ、キツネノモリト云、奥州津輕ニテ、キツチダチト云、越中魚津浦ニテハ喜見城ト云フ、海邊ニハ何レノ國ニモアルコトナリ、津輕ニテハ、春末雪消ル時ニアリテ、他時ニハナシ、夕陽ニ映ジテ、海上或ハ地上ニ、白氣上リテ、人物或ハ樓臺屋舍ノ形ヲ現ズ、人集リ觀ル、藝州ニテ四月、嚴島ノ山ノ後、海上ニツマキテ、屏風ノ如ク、諸物ノ形象ヲ現ズ、〇中略ホウライジマト云フ、是皆海氣ノナス所ニシテ、蜃龍ノ氣ヲ吁スルニ非ズ、〇下略

〔結毦錄下〕海市ノ事

〇〇海市ハ蜃樓也、佛書ニ乾闥婆城ト云也、周防ニテ、濱遊(ハマアソビ)又龍王遊(リヤウワウノアソビ)トモ云、土人云、海龍王ノ濱ヘ出テ遊ブ也ト、周防ノ醫生某在國ノ時、目撃セリト、其物語ニ、海中俄ニ洲渚山郭城樓村落竹樹人物往來歷々タリ、暫シテ滅スト、安藝ノ嚴島ニテ、蓬萊ノ島ト云、松下氏異稱日本傳ニ、蓬萊島ヲ嚴島ノ別名トス、誤也、山上ニ現ズルヲ山市ト云、四日市ニテモ見レシコトアリ、越中ニテハ狐ノ森ト云、常陸ノ影沼ハ別ナリ、影沼ハ地ニ人物ノ往來スル影寫リ見ユル也、卽唐土ノ書ニ出タル地鏡ナ

リ、

〔東海道名所圖會二〕那古浦蜃樓記

吾鄕四日市驛之爲地也、在勢灣北畔、而遠望東南數十里、面于大洋海門矣、是海門也、南界勢之熊岳、北則尾州海嶋也、其間亦數十里有龍洲及小洲數處、點々如盆池設石然、吾鄕所望不能挹取其傚而已、春夏之交、數月中、一日晴霽和氣、雲靜風收、將雨之前、自熊岳至尾之嶋、忽爾烟霧靉靆、失海門所在、而地如連接、霧上有物、如雲烟變態、或臺閣、或門闕、前有干旄、後有輦路、行伍排列、森々子々、奇觀不可說也、須臾湮滅、而山海景象復平常矣、其顯見也、發南而移轉而失北、古今不違、歲率五七回、若二三回、或不見焉、不過吾鄕畔數千步、蓋所以爲吾鄕名勝也、〇中略博物者云、勢灣之北畔、產蜃也尙矣、蓋以爲其所吐也、〇下略

〇按ズルニ、蜃氣樓ノ事ハ、天部虹篇ニ附載セリ、宜シク參看スベシ、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕蛟 說文云、蛟音交、和名美〇豆〇知〇、日本紀用大虬二字、龍屬也、山海經注云、蛟似蛇而四脚、池魚滿二千六百、則蛟來爲之長、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按以蛟爲美都知、以大虯爲美都知、其說不同、非蛟一名大虯也、又按、万葉集云、虎爾乘古屋乎越而靑淵爾鮫龍取將來劒刀毛我、蛟龍卽鮫龍之異文、中庸黿鼉鮫龍、釋文本作蛟、是也、宜訓美都知若多都、今本訓左女者、依鮫字而誤也、淮南子道應訓、蛟龍水居、注、蛟水蛟、其皮有珠、世人以爲刀劒之口、高誘以蛟龍爲鮫魚、其誤與万葉集舊訓同、

〔類聚名義抄十虫〕蛟音交 ミツチ 大虬ミツチ

〔萬葉集十六有由緣雜歌〕境部王詠數種物歌

虎爾乘(トラニノリ)、古屋乎越而(フルヤヲコエテ)、靑淵爾(アヲブチニ)、鮫龍取將來(ミツチトリコン)、劒刀毛我(ツルギダチモガ)、

〔日本書紀十一仁德〕六十七年、是歲於吉備中國川島河派有大虬(ミツチ)、令苦人、時路人觸其處而行、必被其毒、以

多死亡、於是笠臣祖縣守、爲人勇悍而强力、臨派淵、以三全瓠投水曰、汝屢吐毒、令苦路人、余殺汝虬、汝沈是瓠、則余避之、不能沈者、仍斬汝身、時水虬化鹿以引入瓠、瓠不沈、卽擧劒入水斬虬、更求虬之黨類、乃諸虬族滿淵底之岫穴、悉斬之、河水變血、故號其水曰縣守淵也、

〔沙石集 五上〕學匠之蟻蚢之問答事

海ノ中ニ虬トイフ物アリ、蛇ニテ角ナキ物トイヘリ、妻懷姙シテ、猿ノ生肝ヲネガヒケレバ、山ノホトリニ猿アリケル所ニユキテ、コノ山ニ菓オホシヤトトフ、サルノ云フ、ハナハダエガタシトイヘバ、虬ノ云ク、ワガスム海中ニ菓ノオホキ山アリ、オハシマセカシトイヲ、猿ノ云ク、海ノ中ヘハイカデカユカントイフ、虬ノ云ク、我背ニノセテトイフ、サラバトテ背ニノリ、テエク、海中ヘハルカニユケドモ、山モ見エズ、イカニ山ハイヅクゾトイヘバ、ゲニハ海中ニイカデカ山有ベキ、我妻猿ノ生肝ヲネガヘバ、其ノタメナリトイフ、サル色ヲ失ヒテ、如何ニスベキカタナクテ申ケルハ、サラバ山ニテモノ給ハデ、ヤスキコトナリケルヲ、我生肝ハ、アリツル山ニヲケリ、急ギツル程ニ忘レタリトイフ、サテハ肝ノ爲ニコソ具シテキツレト思テ、サラバ返テトリテタベトイフ、安キ事ト云ケレバ、返テ山ヘユキヌ、猿木ニ上テ、海中ニ山ナシ、身ヲハナレテキモナシト云テ、山ヘフカク入ヌ、虬ヌケ〳〵トシテ歸リヌ、○下略

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蛇　孫愐切韻云、蛇〈食遮反、和名倍美、一云久知、〉毒虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲豸〕閉美見佛足石歌、久知奈波見堤中納言物語、按八岐大虵見神代紀上、大物主神化美麗小虵、見崇神十年紀、伊吹山神化大虵、見景行四十年紀、田道墓有大虵、見仁德五十五年紀、小子部蜾蠃登三諸山、捉取大虵、見雄略七年紀、虵犬相交見持統卽位前紀、皆訓乎呂千、按乎呂謂尾、呂助語耳、山鳥乃乎呂乃波都乎、亦是知可畏者之稱、謂虵有尾可畏之者也、廣韻同、唯作蛇、云虵俗、說文它虫也、从虫而長、象冤曲垂尾形、又載蛇字云、它或从虫、

蛇名稱

〔類聚名義抄十虫〕虵蛇ヘミ クチナハ

〔下學集上氣形〕蛇クチナハ

〔物類稱呼二動物〕蛇へび　關西及西國に、くちなは、關東にへび、薩摩にて女の詞に、たるらむしと云、家(や)ぐちなはと云るは、屋上にすみて、鼠を追ひ鳥の雛を捕もの也、是黄頷蛇也、近江にて、さとまはりと云、播磨にて、をなぶそといふ、津の國にて、をなびそ、又ねづみとりと云、筑前にてやしうみと云、一種東國にて、山かゞちと云を、近江にて、しまへびと云、又一種巨蛇(じや)和名をゝへび、東國にて、あをだいしやうと云を、近江にて、あをそと云、又一種畿内及東武にて、からすへびと云を、安房にて、すぐろへびと云、筑前にて、うしぐちなはと云、

〔本朝食鑑十二蛇〕蛇訓倍美、一曰久知奈波、〇中略

集解、蛇類最多、其極大者、俗稱宇和波美、能追呑人及鹿馬狐犬猴兎之類、若人被呑幸持刀鎌等屬而自蛇之腹中割破而出者、雖不死、傷鬢髪如禿、或爪牙悉落、是中蛇之熱毒也、蛇飽睡鼾如雷、聞于數里許、其頭大而扁圓、眼大如竈、背蒼灰色、有鱗文、腹黄白或赤、口舌紅如火、猛疾如流、今深山幽谷希有之、人毎不見之、山中有自死者、暴枯骸骨成山、山人采而鬻之、即蛇骨也、自脫之蛻皮亦有、小者俗號青大將、長者三四尺、能捕鳥鼠、或逐兒女、然不能害之、尾而捲倒耳、俗有稱異蟲者、即蝮也、古稱久知波美、源順曰、和名波美、俗呼蛇爲反鼻、大者數尺、小者尺餘、大者黄黑色如土、鼻上有古錦紋、白斑黄頷尖口、尾有毒刺能螫人、小者土色無紋、短身亦能螫人、大小同毒烈、中之者多到死、近代阿蘭陀商客販小黑石如棊子者、呼號須羅牟加須天、此石附蛇螫處、則黄水流出、痛止而愈、又波不手古武羅比利理等藥、亦毒虫之備也、今患癩病楊梅瘡者、釀蝮酒以飲則瘥、俗有五八霜者、去頭尾燒作霜、壯氣止血、治惡瘡、本邦自古有伯耆藥者、方中用此霜、凡山野之人每謂、食蛇及異蟲、則氣盛志猛、予未試之、復有日量(ヒバカリ)者、狀小不過尺、色白如銀、亦能螫人、若遇此毒者、不量一日之剋數而死、故名、江東希有、西南諸國僅有之、有

烏蛇者、背有三稜、身烏如漆有光、頭圓尾尖、眼有赤光、有劒脊細尾者、無劒脊而尾稍粗者、俱能逐人而螫、亦能索聽令苦、江東希有、西南多有、野人食之者多、言甘平無毒、予未試之、有滑蛇者、常在林下草澤之間、色黃黑相間、喉下黃而腹白、不過二三尺餘、近丈者希有、惟近人家繞田畝竹林圃場之溝畔而呑食蛙及鼠子雀雛之類、而不害人、其毒亦少、故村野之兒童追打爲弄戲耳、有山蛒者、紅黑節節相間、亦在林篁草澤田畝園場之際、每呑食蛙及鼠子雀雛之類、而不害人、有水蛇者、在山川野水中、大如鱔鱺、黃黑色有纇紋、亦不害人、釣鱔者儘得之、識者不食之、不識者混而炙食、亦中毒者少矣、大抵蛇類春後出而秋後蟄、天寒則穴居于土中、脩築隄塘之人、穿土見蛇之群蟄、遇寒不進、如繩之緊結、其大者深蟄不識所有也、

〔日本書紀神代一〕一書曰、伊奘諾尊、拔劍斬軻遇突智、爲三段、〇中略一段是爲高龗、〇中略龗此云於箇美、

〔古事記傳五〕淤加の意は、いまだ思得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に、水神又蛟を、和名美豆知とある美これなり、(豆は例の之に通ふ辭、知は尊稱にて、野椎などの例のごとし、)又蛇蛟などの美も此なり、又日讀の巳を美と訓るも此意なるべし、さて此神を書紀に龗と書て、此云於箇美とあり、(龗は、字書を考るに、龍とも注し、又靈ノ字と通ふなり、)豐後國風土記に、球珠郡球覃郷、此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬於御飯令汲泉水、即有蛇龗、(謂於箇美)於是天皇勅云、必將有臭、莫令汲用、因斯名曰臭泉、因爲名今謂球覃郷者訛也、〇註略万葉二十二丁に、吾岡之於可美爾言而、令落雪之摧之、彼所爾塵家武、これらを思ふに、此神は龍にて、雨を物する神なり、書紀に高龗と云もあり、そは山上なる龍神、この闇淤加美は谷なる龍神なり、〇註略神名帳に意加美神社處々見ゆ、

〔萬葉集二相聞〕藤原夫人奉和歌一首

吾岡之於可美爾言而、令落雪之摧之、彼所爾塵家武、

〔塵袋一〕一龗ノ神ヲ字加ト申ス心如何〇中略

クチナワヲ今ノ世ニ宇加ト云フハ、宇加ノ神ノ蛇ノ形ニ變ジテ、人ニ見エ玉フ心カ、實ノクチナハハナニバカリノ福分カアランヤ、〇下略

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蟒蛇 兼名苑云、蟒〈音莽、和名夜萬加々智、見內典、〉蛇之最大也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲豸〕蟒見法華經譬喩品、其佗尚多、〇中略 源君訓夜万加々知、謂蛇之大者、蓋今俗呼宇波婆美者也、其在山中眼光如酸漿、故名夜末加々知也、〇中略 所引蓋兼名苑注文、按爾雅釋蟲注云、蟒蛇最大者、兼名苑注蓋本於此、玉篇亦云、蟒大蛇也、下總本蟒下有蛇字、注首有上字、恐並非、按蟒蛇、今俗呼宇波婆美、

〔塵袋 四〕一大蛇ヲヤマカヾチト云フハ何ノ心ゾ

ヤマハ山ノ義歟、大蛇オホクハ深山幽谷ニスメバナリ、カヾチトハ酸漿(ホヽヅキ)ノ名也、〇中略 大蛇ノ目ノヒカリテアカクマロキガ、イロヨキホウヅキニ似タリケレバ、カク云ヘリ、〇下略

〔古語拾遺〕天十握劍〈其名天羽々斬、今在石上神宮、古語大蛇謂之羽々、言斬蛇也、〉

〔源平盛衰記 四十四〕神鏡神璽都入幷三種寶劍事

十握劍ヲバ、羽々斬ト名ク、羽々トハ、大蛇ノ名也、此劍大蛇ヲ斬レバ也、〇下略

〔和漢三才圖會 四十五 龍蛇〕蚺蛇(うはばみ)〈音髯〉 埋頭蛇 南蛇 和名仁之木倍美 俗云宇和波美〇中略

按蚺蛇、本朝深山中有之、其頭大圓扁、眼大而光、背灰黑色、腹黃白、舌深紅也、蛇食物飽則睡、鼾聞數十步、其耳小僅二寸許、形如鼠耳、然蚺蛇不謂耳有無者未審、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八 下 蛇〕蚺蛇 ニシキヘミ〈和名鈔〉〇中略

ウハバミト訓ズルハ非ナリ ウハバミハ一名 ヤマカヾチ〈和名鈔〉 オホヘビ〇中略 ワカバミ〈北國〉〇中略 本邦大蛇ノ名ニシテ、漢名蟒蛇ナリ、〇下略

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蚺蛇 文字集略云、蚺〈音髯、和名仁之木倍美、〉蛇文如連錢錦也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕古事紀垂仁條有錦色小蛇、亦恐是、○中略按坤雅云、蚺蛇身有斑文、如故暗錦纈、與此義同、又按説文、蚺大蛇可食、玄應音義引字林云、蚺大蛇也、可食、大二圍、長二丈餘、郭注海內南經云、今南方蚺蛇呑鹿、鹿已爛、自絞於樹、腹中骨皆穿鱗甲間出、本草蚺蛇膽注陶弘景曰、此蛇出晉安、大者三二圍、獨本圖經云、出交廣二州嶺南諸州、大者徑尺、長丈許、若蛇而麁短、田村氏藏蚺蛇皮、其大如陶氏所説、是恐非源君所訓者、輔仁蚺蛇無和名、適之歧倍美、當是今俗呼也、万加々知者、

〔類聚名義抄 十蟲〕蚺 音髯 ニシキヘミ

〔本草和名 十六蟲魚〕蚺蛇 仁諝、音而詹反、大蛇也、北行黒血、黒蛇血也、出兼名苑、

〔日本書紀 六垂仁〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、居於高宮、時天皇枕皇后膝而晝寢、於是皇后既無成事、而空思之、兄王所謀適是時也、即眼淚流之、落帝面、天皇則寤之、語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇、繞于朕頸、復大雨從狹穗發、而來之濡面、是何祥也、皇后則知不得匿謀、而悚恐伏地、曲上兄王之反狀、因以奏曰、妾不能違兄王之志、亦不得背天皇之恩、○中略唯今日也、天皇枕妾膝而寢之、於是妾一思矣、若有狂婦成兄志者、適遇是時、不勞以成功乎、茲意未竟、眼涕自流、則擧袖拭涕、從袖溢之沾帝面、故今日夢也、必是事應焉、錦色小蛇、則授妾匕首也、大雨忽發、則妾眼淚也、天皇謂皇后曰、是非汝罪也、○下略

〔古事記傳 二十四〕錦色小蛇(ニシキイロナルヘミ)、小蛇は幣美(ヘミ)と訓べし、○中略錦色とは錦の如くなる文のあるを云なり、然る一種の蛇あり、和名抄に蚺蛇、文字集略云、蛇文如連錢錦也、和名仁之木倍美(ニシキヘミ)とあり、坤雅に蚺蛇尾圓無鱗、身有斑文如錦纈とも云り、但し和名抄に仁之木倍美とあるは、小蛇なるべきに、本草を考るに、蚺蛇はいと大きなる物なれば、此漢名は當らざるが如し、○下略

〔八幡愚童訓 上〕御殿ノ內ヨリ五色蛇ハイ出テ、清丸和氣ガ脛ヲ舐ルニ如元足ニ成シカバ、○下略

〔行騰餘錄 出雲〕十月は、神あり月と、なへ、十一日より十七日まで神ありのものいみといへることのありて、御社近き五十田狹之小汀く高波うちよせて、にしきのあやある龍蛇、一ッあるは二ッもあがれるをきよらなるものへのすれば、わだかまりてうごかぬを、國造とりて御社へ奉るに、日

かず十日ほどは、わだかまれるまゝ活てをれり、後はまなこをふさぎいくとせ經ても、かたちそこなはれずといへり、そを見けるに長さ一尺あまりもあるらむ、わだかまりつゝ、尾の先平らけく三の角ありて、龍のごと口は頭のさきゞはまでさけ、常の蛇とはいと〳〵ことなり、

蚖蛇

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕蚖〈○〉蛇〈○〉　崔豹古今注云、玄蚖、綠蛇、〈昔元、字亦作螈、内典云、蚖蛇、加○○○良須倍○○○○三○〉各隨其色名之、

〔箋注倭名類聚抄蟲名八〕玉篇蚖螈同上、蚖虵見法華經譬喩品、及普門品、〈○中略〉按崔豹所謂玄螈綠蚖、蓋菜蚖之玄紺者、卽蝘蜓之一種、非虵類、故本草和名石龍子條引之、源君所見古今注、誤作綠虵、遂與法華經蚖虵、遺敎經之黑蚖混也、法華經譬喩品云、蚖蛇、蝮蠍、蜈蚣、蚰蜒、守宮、百足、鼬貍、鼷鼠、諸惡蟲輩、交橫馳走、玄贊云、蚖依遺敎經黑短蛇也、又云、蚖有二、一蜥蜴、二黑短蛇、故遺敎經言譬知黑蚖在汝室睡云々、睡蛇既出乃可安眠、慧琳音義云、蚖者黑短蛇、與餘蛇別、非守宮也、不爾此經下別守宮、上復說蚖、一何重沓、故俗書解與經義別、經則内典之蚖、不與古今注螈同、加良須倍美之蚖蛇、宜引法華經若遺敎經、源君引古今注、爲梵典所云蚖蛇、非是、李時珍曰、烏蛇有二種、一種劍脊細尾、一種長大無劍脊、而尾稍粗者名風稍蛇、小野氏曰風稍蛇可以充加良須倍美也、

〔類聚名義抄蟲十〕蚖蚖〈カ○ラ○ス○ク○チ○ナ○ハ○ カ○ラ○ス○へ○ミ○〉

〔下學集上氣形〕蚖〈カラスヘビ〉

〔和漢三才圖會龍蛇四十五〕烏蛇　黑花蛇　烏稍蛇　加良須久知奈波〈○中略〉

按烏蛇、見人則擧頭追來、逃人不可正直走、如〻字則蛇不能追至也、雖追著、此蛇不敢爲害、

〔重修本草綱目啓蒙蛇二十八下〕烏蛇　一名黑風蛇〈蛇譜〉

舶來アリ、色黑クシテ、脊ニ稜アリテ圓ナラズ、尾末數寸、急ニ細クシテ、常蛇ニ異ナリ、薩州谷山郡ノ黑蛇舶來ノ烏蛇ニ異ナラズ、又山野ニ全身色黑クシテ、腹淡黑ナルモノ多シ、大者ハヨク人ヲ逐フ、是ヲ　カラスヘビ〈京〉ト云、一名カラスクチナハ、〈同上○○○○○○○〉ウシクチナハ、〈大和○○○○○○本草〉ツチムグリ、〈佐州○〉ス

グロヘビ、房州 是風稍蛇ナリ、烏蛇ニ非ズ、此類猶多シ、

〔今昔物語二十八〕山城介三善春家恐蛐語第卅二
今昔、山城ノ介ニテ三善ノ春家ト云フ者有キ、前ノ世ノ蝦蟆ニテヤ有ケム、蛐ナム極ク恐ケル、〇中略夏比染殿ノ辰巳ノ角ノ山ノ木隱レニ、殿上人君達二三人許行テ、冷ミテ物語ナドシケル所ニ、此ノ春家モ有ケリ、其レハ人ノ當リモコソ有レ、此ノ春家ガ居タリケル傍ヨリシモ、三尺許ナル烏蛐ノ這出タリケレバ、春家ハ否不見ザリケルニ、君達ノ其レ見ヨ春家ト云ケレバ、春家打見遣タルニ、袖ノ傍ヨリ去タル事一尺許ニ、三尺許ノ烏蛐ノ這行クヲ見付テ、春家顔ノ色ハ朽シ藍ノ樣ニ成テ奇異ク難堪氣ナル音ヲ出シテ、一音叫テ否立モ不敢ズ、立ムト爲ル程ニ二度倒ヌ、辛クシテ起テ、沓ヲモ不履ズ、□□ニテ走リ去テ、染殿ノ東ノ門ヨリ走リ出テ、北樣ニ走テ、一條ヨリ西ヘ西ノ洞院マデ走テ、其ヨリ南ヘ西洞院下ニ走リ、家ハ土御門西ノ洞院ニ有ケレバ、家ニ走テ入タリケルヲ、家ノ妻子共、此ハ何ナル事ノ有ツルゾト問ヘドモ、露物モ不云ズ、裝束ヲモ不解ズ著乍ラ低ニ臥ニケリ、〇中略五位許ノ者ノ、晝中ニ大路ヲ歩ニテ□□ナル者ノ、指貫ノ扁取テ、喘々ギテ、七八町ト走ケムハ、大路ノ者此レヲ見テ何カニ咲ヒケム、〇下略

〔百練抄十一後鳥羽〕建久三年八月一日辛丑、北野御輿迎也、仍奉昇出神輿之處、自三王子御輿蛇出來、遷正殿御輿云々、大炊頭師尚勘申天仁二年八月一日御輿迎日、黑蛇死御輿中事、〇下略

白蛇

〔重修本草綱目啓蒙二十八下蛇〕金蛇 附銀蛇〇中略銀蛇ハシロヘビ、一名カナヘビ、佐州此品稀ナリ、豫州ニハ多クアリト云フ、又和名ニ銀蛇ト呼ブ者ハ大腹皮中ノ小蟲ニシテ、甚稀ナリ、長サ二三寸、濶一分許、蛇ノ形ニシテ、首ハ龍ノ如シ、體ニ鱗アリ、全身銀色、首ハ微紅ナリ、〇中略按ニ、シロヘビニ二種アリ、一ハ常ノ蛇ノ變ジテ白色ニナルモノナリ、一ハ至テ稀ナリ、文化甲戌

ノ秋七月二十六日、紀州雜賀川ニ異ノ銀蛇ヲ得タリ、其性緩ニシテ人ヲ恐レズ、長サ二尺八寸、全身白色ニシテ、鱗間悉ク銀光アリ、頭ハ常ノ蛇ト異ニシテ、扁ク䱜ウツボニ似テ、縱横ニ赤黃色ノ條五六アリ、眼ハ黑ク、眼邊黃ニシテ舌白シ、凡テ蛇ノ類ハ臭氣アレドモ、此蛇少シモ臭氣ナシ、僅ニ鷄子黃ヲ食フノミ、二年ノ後死ス、先年紀州庚申堂ニテ觀場ニ備ル者アリ、長サ五尺餘、全ク白粉ヲ傅ル如ク、小黑斑アリ、頭ハ鱗ニ似テ、目ハ灰青色、舌ハ灰白色ナリ、後チ衣ヲ脫シテ潔白銀光アリ、コレ異物ナルベシ、又肥前佐賀脊振山ニテ、毎歲四月拼才天ノ祭ニ白蛇出ルコトアリ、コレ又異ノ銀蛇ナリト云、又和名ニ銀蛇ト呼ブ者、先年阿州ニテ草綿ノ中ヨリコレヲ獲テ國侯ニ獻ズ、

〔中右記〕長承三年五月十三日、今日院羽○鳥白蛇御覽、十八日、白蛇渡一條、庭水大漲、如池○池本作洪水也、

〔康富記〕嘉吉三年六月五日己丑、後聞、今日石淸水八幡宮末社、武內御社御殿內、白虵死有之事見付也、是五月五日神事延引、今日遂行之間、開御殿御戶之處、白虵死有之、久成歟之間、臭氣以外也、仍驚入之由、自社家令注進之間、後日被尋先例於兩局輩云々、後日淸外史被語曰、當社之例、不得所見之間、注申准據例云々、

〔言國卿記〕文明六年七月廿九日、內侍所殿ヨリ白蛇二筋出、二合ノ御辛櫃ノ上ヘ上リ、其儘紛失之由、兩傳奏ヲ被召、陰陽頭ヲ被召可勘申由被仰付了、

金蛇

〔重修本草綱目啓蒙蛇二十八下〕金蛇　附銀蛇　金蛇ヘキ○ヘビ○

黃色ノ蛇ヲ金蛇ト云、日ニ映ジテ光リアル故名ク、○中略

增、桃洞遺筆ニ云、金蛇ハキヘビニハ非ザルベシ、キヘビハ稀ニ紀州ニモ產ス、形常ノ蛇ト異ナルコトナク、大抵長サ二尺餘、總身黃色ニシテ微シ黑色ヲ帶ビ、日ニ映ズレバ光アリ、コレ淸ノ陳鑑ガ江南蛇品ニ載スル黃蛇ナリ、眞ノ金蛇ニ充ツベキモノハ未ダコレヲ見ズ、

青蛇

〔和漢三才圖會 龍蛇 四十五〕青蛇 俗云阿乎牟之也字

按、有山中石岩間、青黃色而有小點、頭大而如龍、其大者一丈許、老者生耳、本草所謂、與竹根蛇同色非一物、

〔重修本草綱目啓蒙 蛇 二十八下〕黃頷蛇 略〇中

增、集解、竹根蛇、　アヲクチナハ、和產アリ、靑綠色ナルモノヲ云、

熇尾蛇

〔和漢三才圖會 龍蛇 四十五〕熇尾蛇 竹根蛇 俗云日波加利

本綱、竹根蛇不入藥用、最毒、喜緣竹木、與竹同色、大者長四五尺、其尾三四寸、有異點者名熇尾蛇、毒尤猛烈、中之者急灸三五壯、毒卽不行、仍以藥傅之、

按、有毒蛇、不過一二尺、色深黃有細點、中其毒者卽日死、故俗呼曰日限、此乃熇尾蛇矣、

小蛇有庭砌、人手捕之、棄于壁外、少時腕有小孔、如針痕、血出似絲線、須臾面目腫脹發熱、招予乞治、蓋此熇尾蛇所嚙也、急傅止血藥止血、次艾灸一壯、上傅留宇陀草末、內用敗毒散二三貼平愈、

〔重修本草綱目啓蒙 蛇 二十八下〕熇尾蛇ハヒバカリナルベシ、ヒバカリハ小蛇ニシテ、長サ二尺許リ、至テ毒物ナリ、誤テ人ヲ嚙メバ、立處ニ肌肉ノ色變ジテ腐ルト云フ、

黃頷蛇

〔和漢三才圖會 龍蛇 四十五〕黃頷蛇 黃喉蛇 赤楝蛇 桑根蛇 俗云里巡

本綱、黃頷蛇多在人家屋間、吞鼠子雀雛、見腹中大者、破取其蛇鼠、乾之爲藥、紅黑節節相間、儼如赤楝桑根之狀、喉下黃色而大者近丈、皆不甚毒、丐兒多養爲戲弄、死則食之、

按、黃頷蛇、寔棲人家、吞鼠及燕子、不嚙人、如有倉廩食米者、長大有二三丈者、捕三四尺許者、令纒丐兒女頸、稱因果所業乞錢之類、和漢共然乎、有一黃領蛇、吞雞卵出於戶鑰孔、卵猶自潰、蛇快然去、因以黃楊作卵形、置塒、赤蛇吞之潛鑰孔、而木卵不消潰、蛇還退入尾於孔逆滑、卽木卵吐出得安焉、人

懼其智、

〔重修本草綱目啓蒙蛇二十八下〕黄頷蛇　附赤棟蛇　ヲナミソ正新校　ラナグソ　ヤジラミ筑前
チズミトリ讃州播州　サトマワリ江州　ヤクバリ日州　ナブサ南部　ムギワラスヂ大和中略○

此蛇長サ五六尺ナルモアリ、灰黒色ニシテ淡黒ノ斑文アリ、頷ニ黄色ノ環アリ、故ニ黄頷蛇ト名ク、多クハ村家ニ住シテ、夜屋椽ノ間ニ出テ鼠ノ兒ヲ取リ、雀卵ヲ尋テ食フ、人ニハ害ヲナサズ、赤棟蛇ハセンベクチナハ和州此蛇ハ赤ト黒ト雜リタルヲ云、草莽中ニ在リ、人家ニ住セズ、此ニモ黄頷ナルモノアリ、

麥稈蛇

〔和漢三才圖會龍蛇四十五〕麥稈蛇　奈久曾

按圖野處處有之、大抵三四尺、大者一丈許、黄褐色、自頭至尾有縱文、其文淺白如麥稈、故名、又名奈久曾蛇、詳未不嚙人、與黄頷蛇同、好事者弄之、

野槌蛇

〔和漢三才圖會龍蛇四十五〕野槌蛇　合木蛇之屬乎

按深山木竅中有之、大者徑五寸、長三尺、頭尾均等而尾不尖、似槌無柄者、故俗呼名野槌、和州吉野山中菜摘川淸明之瀧邊往往見之、其口大而嚙人脚、自坂走下甚速逐人、但登行極遲、故如逢之則急可登高處、不能逐著、

○按ズルニ、類聚名義抄、蝮字ヲハミ又ノツチト訓ゼリ、

水蛇

〔和漢三才圖會龍蛇四十五〕水蛇　公蠣蛇

本綱、生水中、大如鱓、黄黑色、有纈紋、嚙人不甚毒、能化鱧者卽此也、

泥蛇　黑色、穴居成群、嚙人有毒、與水蛇不同、

按江海水涯有穴處、以爲有鰻鱺、以手搜之、擾水蛇泥蛇等所嚙者多、

〔重修本草綱目啓蒙蛇二十八下〕水蛇　ミヅクチナハ　ミヅヘビ

蝮

流水中ニ穴居スル蛇ナリ、若人水ヲ渡リ、ソノ孔ニ觸レバ、出テ足ヲ纏フノミニシテ、害ヲナサズ、泥蛇モ亦ソノ類ナリ、

〔本草和名十六蟲魚〕蝮蛇青蛙仁諝音胡鍋反 赤蝀仁諝音連 廣頷二種在人間、已上三種出陶景注、 蝶蝀、一名黃頰、蝮蛇、一名虺、已上四名出疏文、一名蜂燃、率然二音、出兼名苑、 和名、波美。

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蝮。 本草疏云、蝮蛇蝮音服 一名蝶蝀僕連二音 兼名苑云、一名反鼻、蝮蛇和名波美、俗或呼蛇爲反鼻、其音片尾、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕本草和名蝮蛇條云、蝶蝀一名黃頰、蝮蛇一名虺、已上四名出疏文、按本草和名蝮蛇上無一名字、蓋蝶蝀蝮蛇以相類兼擧者、源君引以蝶蝀爲蝮虵一名誤、下總本蝀作蝀、連作速、按玉篇廣韻並云、蝶蝀蟲名、僕速蓋疊韻字、則作蝀似是、然玉篇廣韻所謂蝶蝀、不詳何物、且蝶蝀與本草和名合、則作蝀、恐非源君之舊、下總本間有後人依玉篇改作者、此亦或然、又本草蝮蛇條陶注有赤連、本草和名引作赤蝀、未必非、爾雅釋魚、蝮虺博三寸、首大如擘、說文云、虫一名蝮、博三寸、首大如擘指、郭璞曰、身廣三寸、頭大如人擘指、此自一種蛇、(中略)○按南山經云猨翼之山多蝮虫、注、一名反鼻、兼名苑蓋本於此、藝文類聚引廣志云、蝮虵與土色相亂、長三四尺、其中人、以牙櫟之、截斷皮出血、則身盡痛、九竅血出而死、王念孫曰、今江淮之間謂之土骨虵、其大虵有毒、與虺同者亦名蝮虺、楚辭招魂、蝮虵蓁々、王逸注云、蝮大蛇也、南山經郭注云、蝮虫色如綬文、鼻上有鍼、大者百餘斤、虫古虺字、此則殊方異產、非爾雅廣雅所謂虺矣、陶云蝮蛇黃黑色、黃頷尖口、蘇云、蝮蛇作地色、鼻反口又長身短、頭尾相似、蜀本圖經云、形龜短、黃如土色、白斑鼻反、陳藏器云、蝮虵形短鼻反、錦文亦有與地同色者、衆蛇之中此獨胎生、按京俗今猶呼波美、或訛云波米、大和俗呼波毘、京江戶又謂之万牟誌、○(中略)按蛇和名倍美、見上文、俗呼蛇爲片尾者、卽倍美之轉、源君以爲反鼻字音者、屬牽強、

〔類聚名義抄十虫〕蝮ハミ ノクチ

〔下學集上氣形〕蝮

〔塵袋四〕一毒蛇ヲクチバミト云フ、イカナル義ゾ、
クチト云フハ、腐爛ノ心ナリ、サシタル所ニ毒氣入テ、クチクサル故ヘナルベシ、蝮ノ字ヲバハミトヨム、兼名苑ニハ一名ハ反鼻ト云ヘリ、又片尾トモカクベシ、ムヒヲ略シテヘミト云フ、蚖蛇トカキテカラスヘミトヨミ、蚺蛇トカキテハニシキヘミトヨム、ハヒフヘホハ通音ナレバ、ヘミヲハミト云ヒナセリ、コノユヘニクチハミナリ、ヘミヲバ、ハミトモ云フ、コノユヘニクチバミナリ、

〔物類稱呼二動物〕蝮蛇まむし　西國にてひらぐちと呼、筑前にてはめと云、土佐にてはみ、又くつばみと云、上總房州にて、くちばみと云、是和名はみ也、又一種俗に、ひばかりと云有、土佐にて日みずと云、小くして錦色なるもの也、人是にさゝるゝ時は、日を見る間なく死すと云心にて、日みずと云と也、〇下略

〔康頼本草蟲下魚部下品〕蝮蛇膽　味苦微寒有毒、和久呂波美、又云乃川知、五々取燒使之、　波美、

〔大和本草蟲十四〕蝮蛇　倭名ヘビ、又クチバミ、又マムシト云、ヘビハ反鼻ナリ、本草蝮蛇一名反鼻ト云、牙アリ毒蛇也、西土ノ俗ヒラクチト云、人ヲクラヘバ、往々ニ死ス、〇中略虺蛇ハ蝮ノ小ナルヲ云、蚖蛇トモ云、〇中略鱗類皆卵生、而蝮蛇ハ胎産ス、

〔重修本草綱目啓蒙蛇二十八下〕蝮蛇　マムシ京　ハミ　ハメ共同上　ハビ和州　クチバミ上總房州
クツハミ土州　ヒラタチ筑前　ヒラグチ西國〇中略
ハミハ反鼻ノ音ナリ、　ヘビト云モ同ジキ音ナレドモ、今ハ諸蛇ノ總名トス、蝮蛇ハ蛇ノ猛毒アルモノナリ、性人ヲ畏レズ、他蛇ノ人ヲ見テ走竄スルニ異ナリ、ソノ長サ一尺餘、灰色ニシテ黑斑文アリ、又小朱點アル者アリ、蝮蛇尾ニ刺アリ、鋸齒アリテ、魟魚ノ刺ノ形ノ如シ、然レドモ甚取ガタシ、信州ニハ黑マムシ、白マムシ、赤マムシ、青マムシ、シマヽムシノ品アリト云、筑前ニテ蝮蛇ヲ採リ疔ノ藥トスルニ、三節ガレト云ヲ上品トス、其毒尤猛クシテ、青竹ニテ按ズルニ、忽下ヨリ竹

枯レ、色變ジテ三節ニ至ルヲ云、和方ニ多ク蝮蛇ヲ用ユ、頭尾ト腸トヲ去リテ、黒焼ニシテ止血ノ藥トス、コレヲ五八霜ト云ヒ、又四十霜ト云、黒焼ノコトヲ和名ニ霜ト云、端午ノ百草ノ黒焼ヲ百草霜ト云ト同例ナリ、○下略

〔和漢三才圖會 四十五 龍蛇〕蝮蛇 ○中略

蚖 一名虺 與蝮同類、長尺餘、蝮大而蚖小、其毒則一、其色如土而無文、

按蝮蛇大抵長者不過二三尺、凡諸蛇自頭至尾次第纖、如牛蒡根、惟蝮蛇如木杖、而至尾端急纖、又諸蛇卵生、獨此胎生、吐子於口、然有利牙不易產、七八月將產時、自欲脫牙好嚙樹咬人、草行不可不愼、人殺之宜摧其頭、如打身尾未及頭、則悲鳴聞其聲、群蝮來聚無之奈何也、蓋此非實物、其地草莖化如羣蛇然、其猛念可知矣、每好蟠山椒樹、故蝮身有山椒氣香、土人取之剝皮、但以上下唇裂之、則皮肉骨分爲三段、肉潔白如雪、寸寸切亦能蠢動、用梅醋蓼浸食甘美、益氣力、强神志、又黒焼爲藥、號名曰五八草、又名三十三草、能止血治惡瘡、其燒粉若値雨變成小虫、

子生於口時、尾先出、纏竹木互如引出生、直紆行、復如此、凡六七子、又蝮與蚖爲一種、爲別種諸說、時珍解之、愈爲二物、小而無紋者爲蚖、大而有錦文者爲蝮云云、畿內有之者、長一尺許而尺半者希矣、九州之產雖大、不過二三尺、皆地黒色而有黄赤白錦文、無文可稱蚖者希有之、

蝮性甚勇悍也、農人草行見蝮欲殺、而攜刀杖、故詈曰、汝卑怯者不可去也、還家持鋤鍬等復行、蝮儼然如待然、或以竿抒其首、曾不逃去、徐縮身、肥僅爲五六寸、此爲當跳著也、果急跳懸、拗首則死、其鍼有尾如蜂針、常不見、臨時出刺人、毒最烈、然謂鍼有鼻上者未審、傳云、取針安懷中、令人勇氣、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八下 蛇〕蚖 コクチバミ クソヘビ 津輕 クソクチナハ 水戸

蝮蛇ノ類ナリ、形小クシテ、黒斑ナク、土ト同色ニシテ、毒尤甚シ、人コレヲ畏ル、又筑前ニカウガイヒラクチ、一名三寸ヒラクチト呼ブモノアリ、長サ四五寸ニ過ギズシテ、首尾一般ノ大サナリ、毒

はぶ

異形蛇

尤甚シト云、亦蚖ノ屬ナリ、

〔徒然草上〕めなもみといふ草あり、くちばみにさゝれたる人、かの草をもみてつけぬれば、則いゆとなん、見しりてをくべし、

〔閑田耕筆三〕大隅の人の話に鬼界島大島とくのしまなどに、はぶ(文字はしらず)といふ蛇ありて、太く長きもの也、太をとらんとしては、竪になりて其齒をもて、人の頭にても身にてもうつ、うたれたる所、毒氣にて腐れり、〇中略はぶつかひといふものあり、其島々にて惡事をなせるもの陳じて善惡わかちがたき時、其咎ある者を、咎なきものと共に車座にして、彼はぶつかひをよびて、はぶをはなせば、必咎ある者をうつと也、常にも此はぶにうたるゝは、よからぬもの也とかや、〇下略

〔類聚名義抄虫十〕枳頭蛇(俗云兩頭蟲)

〔本朝世紀〕天慶元年八月七日辛巳、東院東路、與郁芳門路辻、有兩頭蛇、諸人見之云々

〔看聞日記〕永享五年閏七月廿七日、兩頭小蛇、一方頭入穴之間不見、尾方有頭、兩頭初而見、希有事也、

〔重修本草綱目啓蒙二十八下蛇〕兩頭蛇　平等へび古名リヤウトウノへビ　一名弩絃(事物紺珠)

尾ニモ頭アル蛇ナリ、然ドモ尾ノハ形ノミニシテ、口目ナシ、是他ノ蛇ヲ呑テ成ルト云、備後ニハ稀ニアリ、又頭上ニ一頭タチ生ズルアリ、コレモ形ノミニシテ、口目ナシ、又一種岐ヲ分チ、ソノ末ニ各一頭生ズルモノ佐州ニアリ、事物紺珠ニ、並頭蛇、長人許、一身兩首並生、花黑色、口目皆能運用、ト云モノニシテ、即枳首蛇ナリ、釋名ニ兩頭蛇トスルハ非ナリ、

〔百練抄五鳥羽〕保安三年五月十四日、故二品親王白川堂(普賢寺)前庭有足蛇出來、爲犬被喰殺、上皇〇白河仰敦光師遠、令勘申子細、

〔古名錄〕中外抄曰、久安四年閏四月四日云々、近則白河院御時、故廣親子白川堂(字普賢寺)有足蛇、又師遠依院宣註申、女子之祥也、又本朝奇令例爲最去□□□申了、今當顯季孫、體皇后出來了、愚女子之祥

相叶、仰、昔人例如何、申云、爲₂童時₁有₂足蝕₁、餘音□□□□□之由不₂見也、仰云、大有₂興事₁也、我小年時、見₂蝕足華山院乃霞殿乃東南乃南端ニ、日がくし安□き件所乃前ニ、仕丁朝掃時、蛇ヲ木ニ懸テ持出之時、□□□□有足、ムカデノ足のごとし、而有₂傍他人₁更不₂見₁之由申、還テ我見由を云をも、時人不信き、如₂此事₁ハ幸人目ニ見トゾ時人云云、今昔人例相叶、尤有₂興₁々々云云、仰云、故顯季語我之夢ニ、見₂蛇乃足₁タリ、いみじき事なりとぞ云々、

〔古今著聞集 神祇 一〕基隆朝臣、周防國をしりける比、保安三年十月にかたりけるは、彼國にしまの明神とておはします、神主宰德の事有て、論じけるもの有とて、神田をかりとらんとしければ、寶前より蛇三百計出たり、其内につ。の。有。二。つ。有。けり、しばしありて入ぬ、其後猶からんとしければ、烏數万とび來りて、神田の稻の穗をくひぬきて、みな神殿の上に葺けり、ふしぎの事也、○下略

〔常陸風土記 香島郡〕角折濱、謂古有₂大蛇₁、欲₂通₁東海₁、堀₂濱作₁穴、蛇。角。折。落、因名之、

〔西遊記 一〕榎木の大蛇

肥後國求麻郡の御城下五日町といへる所に、知足軒と云小庵有り、其庵の裏はすなはち求麻川なり、其川端に大なる榎木あり、地より上三四間程の所、二またに成りたるに、其またの間うろに成りゐて、其中に年久敷大蛇すめり、時々此榎木のまたに出るを、城下の人々は、多く見及べり、顔を見合すれば病む事あるとて、此木の下を通るものは、頭をたれて通る、常の事なり、ふとさ弐三尺まわりにて、惣身色白く、長さは纔に三尺餘なり、たとへば犬の足のなきがごとし、又芋虫によく似たりといふ、所の者是を一。寸。坊。蛇。と云、昔より人を害する事はなしと也、予○橘南谿も毎度其榎木の下にいたり、うかゞひ見しかど、折あしくてや、ついに見ざりき、

〔西遊記 一〕猪の狩倉の大蛇

予が遊びし前年の事なりし、求麻の城下より六里ばかり離れて、猪の狩倉と云所あり、此所の百

姓武人、山深く木こりに入りしに、其ふとさ四斗桶ばかりにて、長さ八九尺ばかりなる大蛇草のえげれる間よりさはと出て追來る、のがれ得べうもあらざれば貳人ともに取てかへし、木こる那刀もて、命をかぎりに働しに、つゐに大蛇を打殺ぬ、○中略かく短くふとき蛇もあるものにや、

蛇蠱

〔大和本草十四蟲〕蛇(クチナハ)○中略日本ニ中國ノ小蛇(コクチナハ)トテ、安藝ニ蛇神アリ、又タウベウト云、人家ニヨリテ、蛇神ヲツカフ者アリ、其家ニ小蛇多クアツマリ居テ、他人ニツキテ災ヲナス事、四國ノ犬神、備前ノ兒島ノ狐ノ如シ、○下略

〔明月記〕建久七年四月十七日丙寅、新日吉近日有蛇、男一人隨其蛇吐種々狂言、稱蛇託宣、又云、後白川院後身也云々、此事不便、書奏狀進之云云、殿下〔兼實〕○藤原仰云、是可追拂事也、奉爲故院甚見苦事也、

蛇利用

〔延喜式三十七典藥〕諸國進年料雜藥

伊賀國廿三種○中略虵脫皮一兩○尾張、近江、美濃、丹波、丹後、所進亦有、

〔本草和名十六蟲魚〕虵蛻皮〔仁諝音稅〕一名龍子衣、一名虵符、一名龍子皮、一名龍子單衣、一名弓皮、 和名倍美乃毛奴介

〔康賴本草蟲魚部下品下〕蛇蛻 味鹹甘平无毒、和返美乃毛奴計、五五、又十五日採之、

喰蛇

〔今昔物語三十一〕太刀帶陣賣魚嫗語第卅一

今昔、三條ノ院ノ天皇ノ春宮ニテ御マシケル時ニ、太刀帶ノ陣ニ常ニ來テ魚賣ル女有ケリ、太刀帶共此レヲ買ヒテ食フニ味ヒノ美カリケレバ、此レヲ役ト持成シテ菜料ニ好ミケリ、干タル魚ノ切々ナルニテナム有ケル、而ル間八月許ニ太刀帶共、小鷹狩ニ北野ニ出テ遊ケルニ、此ノ魚賣ノ女出來タリ、太刀帶共女ノ顏ヲ見知タレバ、此奴ハ野ニハ何態爲ルニカ有ラムト思テ馳寄テ見レバ、女大キヤカナル籠ヲ持タリ、亦楚一筋ヲ捧テ持タリ、此ノ女太刀帶共ヲ見テ、怪ク逃目ヲ仕ヒテ只騷ギニ騷グ、太刀帶ノ從者共寄テ女ノ持タル籠ニハ、何ノ入タルゾト見ムト爲ルニ、女

惜ムデ不見セヌヲ佐ガリテ引奪テ見レバ、蛇ヲ四寸許ニ切ツヽ入タリ、奇異ク思テ此ハ何ノ料ゾト問ヘドモ、女更ニ答フル事无クテ□テ立テリ、早ウ此奴ノシケル様ハ、楚ヲ以テ藪ヲ驚カシツヽ、這出ル蛇ヲ打殺シテ切ツヽ家ニ持行テ、鹽ヲ付テ干テ賣ケル也ケリ、太刀帶共其レヲ不知ズシテ買ヒテ役ト食ケル也ケリ、此レヲ思フニ、蛇ハ食ツル人惡ト云フニ何ト蛇ノ不毒ヌ、然レバ其體慥ニ无クテ切々ナラム魚賣ラムヲバ、廣量ニ買テ食ハム事ハ可止シトナム、此レヲ聞ク人云繚ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ。

〔百家琦行傳三〕蛇喰八兵衛

常陸國龍が崎に、山田屋何がしの家の下僕八兵衛といふ者ありけり、性惡食を事とす、○中略一日同じ村の莊官より、山田屋へ使をつかはし、下人八兵衛を些しの間、借うけ度よしを史み越しけり、奈何なる事ともわきまへねど、且八兵衛を呼て斯と知せ、莊官の家へつかはしけり、斯て莊官八兵衛を呼て語て曰く、近頃我家の前栽のうちへ、兩頭の蛇きたりて徘徊す、これを看人違からず死るといふ事、昔より云傳て、人の怕る事、唐土の叔敖が古事にても知べし、蛇は執心深き者ゆゑ殺しても念を殘し、其人に仇するといへり、況や兩頭の蛇においてをや、爰をもて我思に、かの蛇くひてまはゞ形も殘らず念をのこす處なかるべし、儞何とぞ彼蛇をくひてくれよ、然らば其酬謝には二十金を儞に與ふべしといひければ、八兵衛○中略點頭、いつにてもあれ、其蛇いで侍らはゞ、疾く知せ給はるべし、小僕參りて啗さふらはんと云て、當日は家に歸りけり、四五日を經て、莊官よりむかへの人來りけるにぞ、八兵衛急ぎ莊官の許に往て看に、彼兩頭の蛇、前栽の松樹の下に圓蟠て居りける、八兵衛は手に鍬を持て、忍足にすゝみより、彼蛇をしたゝかに打ければ、蛇は大いに怒り、鎌頭をもたげて、八兵衛が方へ趂り來る○中略處を、扯とらへて、皮をはぎ、菜刀にて三五寸程づゝに斬、醬油をつけて殘ず喰ひ、二個の頭と皮と骨とは、火にてよく燒、炭のごとく

蛇ヲ食

にして、殘なく喰盡し、塵ばかりの物も殘る處なし、莊官大いによろこび、頓て二十金を把いたして、八兵衞に與へけれ共、小僕死ざる間は、要用にあらずとて、是を受ず、趣(はしり)て山田屋へ歸りけり、〇下略

〔百家琦行傳 三〕蛇隱居

天明寛政の頃、東武青山或御組屋敷のほとりに、武家の隱居ありけり、氏を武谷、俗稱を又三郎と云けり、此人希有の癖あり、常に虫を食することを好み、〇中略虫多き中にも、第一の好味として憒び飡するものは蛇なり、皮をはぎ、骨を去り、二三寸程づゝに斬て、竹串にさし、炙物にして食す、予〇八島五岳其頃此老人に蛇のかばやきを貰ひて飡たり、はなはだ美味ものなりし、外人は釣竿をかたげて川狩にゆくなかに、此老人のみは、野山を經めぐりて、蛇を數隻とり來り、是を按排して、酒のみて樂みける、〇下略

〔古事記 上〕速須佐之男命、〇中略降出雲國之肥上河上在鳥髮地、〇中略老夫與老女二人在、而童女置中而泣、爾問賜之汝等者誰、故其老夫答言、僕者國神、大山上津見神之子焉、僕名謂足上名椎、妻名謂手名椎、女名謂櫛名田比賣、亦問汝哭由者何、答白言、我之女者、自本在八稚女、是高志之八俣遠呂智、(此三字以音)每年來喫、今其可來時故泣、爾問其形如何、答白、彼目如赤加賀智而、身一有八頭八尾、亦其身生蘿及檜榅、其長度谿八谷峽八尾而、見其腹者、悉常血爛也、(此謂赤加賀知者、今酸醬者也、)爾速須佐之男命、〇中略告其足名椎手名椎神、汝等釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、每門結八佐受岐、(此三字以音)每其佐受岐置酒船而、每船盛其八鹽折酒而待、故隨告而、如此設備待之時、其八俣遠呂智、信如言來、乃每船垂入己頭、飮其酒、於是飮醉、留(〇留原本作死、由眞福寺本改、)伏寢、爾速須佐之男命、拔其所御佩之十拳劒、切散其蛇者、肥河變血而流、故切其中尾時、御刀之刃毀、爾思怪以御刀之前、刺割而見者、在都牟刈之大刀、故取此大刀、思異物而、白上於天照大御神也、是者草那藝之大刀也、(那藝二字以音)

〔古事記傳九〕八俣遠呂智(八俣之と之を添へて訓はわろし〇中略)八俣は、次に身一有八頭八尾と云るこれなり、即書紀に頭尾各有八岐とあり、遠呂智は書紀に大蛇と書り、和名抄に、蛇和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云、乎呂知とあり、(今俗に、小く尋常なるを久知奈波と云ひ、大なるを閇毘と云、なほ大なるを宇波婆美と云、きはめて大なるを、蛇と云なり、遠呂智とは俗に蛇と云ばかりなるをぞ云けむ、)名義、尾於杼呂智にて、尾のおどろ〳〵しきを云なるべし、於杼呂は棘に(字鏡、棘於止呂、)驚など、同言なり、さてその於は、遠の韻にある故に省り、(〇註略)又遠杼は遠と切ればなり、そも〳〵此蛇は上なき靈劍を尾ノ中にしも含持れば、其威靈にて、餘所よりも、尾は殊にいかめしくおどろ〳〵しかりけむ、故尾を以て名に負せしなるべし、智は例の稱名なり、(〇中略)蛟などの知も同じ、

〔古事記上〕御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘賣出見、爲目合而相婚、還入白其父言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂之葦原色許男、即喚入而令寢其蛇室、於是其妻須勢理毘賣命、以蛇比禮(二字以音)授其夫云、其蛇將咋、以此比禮三擧打撥、故如教者、蛇自靜、故平寢出之、

〔日本書紀七景行〕四十年十月是歲、(〇中略)日本武尊更還於尾張、(〇中略)於是聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮簀媛家、而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊、不知主神化蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋涉、然凌霧強行、方僅得出、猶失意如醉、因居山下之泉側、乃飮其水而醒之、(〇下略)

〔日本書紀十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、(〇中略)是後蝦夷亦襲之略人民、因以掘田道墓、則有大蛇發瞋目自墓出、以咋、蝦夷悉被蛇毒而多死亡、唯一二人得免耳、故時人云、田道雖既亡、遂報讎、何死人之無知耶、

〔日本書紀十四雄略〕七年七月丙子、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、(〇註略)汝膂力過人、自行

捉來、蜾嬴答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺虺、目精赫赫、天皇畏蔽目不見、却入殿中、使放於岳、仍改賜名爲雷、

〔日本書紀 三十 持統〕朱鳥元年閏十二月、是歲、蛇犬相交、俄而倶死、

〔常陸風土記 行方郡〕古老曰、石村玉穗宮大八洲所馭天皇〇繼體之世、有人箭括氏麻多智、截自郡西谷之葦原、墾闢新治田、此時夜刀神、相群引率、悉盡到來、左右防障、勿令耕佃、俗曰、謂蛇爲夜刀神、其形蛇身頭角、率引免難時、有見人者、破滅家門、子孫不繼、凡此郡側郊原甚多所住之、於是麻多智、大起怒情、著被甲鎧之自身執仗、打殺駈逐、乃至山口、標梲置堺堀、告夜刀神曰、自此以上、聽爲神地、自此以下、須作人田、自今以後、吾爲神祝、永代敬祭、冀勿祟勿恨、設社初祭者、即還發耕田一十町餘、麻多智子孫相承致祭、至今不絕、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇〇孝德之世、壬生連麻呂、初占其谷、令築池堤、時夜刀神、昇集池邊之椎樹、經時不去、於是麻呂擧聲大言、令修此池、要在活民、何神誰祇、不從風化、即令役民曰、目見雜物魚虫之類、無所憚懼、隨盡打殺言了、應時神蛇避隱、所謂其池、今號椎井也、池面椎株、清泉所出、取井名池、即向香島陸之驛道也、

〔日本靈異記 上〕得雷之喜令生子強力子緣第三

昔敏達天皇是磐余譯語田宮食國渟名倉太玉敷命也御世、尾張國阿育知郡片蕝里有一農夫、作田引水之時、小細雨降、故隱木本、撩金杖而立、時雷鳴、即恐驚金杖而立、即雷墮於彼人前、雷成小子而隨伏、汝何報、雷答言也、寄於汝、令胎子而報、爲我作楠船入水、泛竹葉而賜、即如雷言作備而與、時雷言莫近依、令避、即靉霧登天、然後所產兒之頭纒蛇二遍、首尾垂後、而生長大、年十有餘頃、聞之朝庭有力人、念試之來、於大宮邊居、爾時王有力秀當時、住大宮東北角之於別院、彼東北角有方八尺石、力王自住處出、取其石而投、即入住處閉門、他人不令出入、小子規念、名聞力人者是也、夜不見人、取其石而投益一尺、力王見之手攜攢取石而投、從常不得投益、小子亦二尺投益、〇中略小子作於元興僧之童子、〇中略童子作優婆塞、猶住元興寺、其寺作田引水、諸王等妨不入水、田燒亡時、優婆塞言、吾引田水、衆僧聽之、故十餘人可荷作鋤

柄使持也、優婆塞彼持鋤柄撞杖而往、立水門口而居、諸王等鋤柄引棄、塞水門口而不入寺田、優婆塞亦取百餘人引石、塞於水門入於寺田、王等恐乎優婆塞之力、而終不犯故寺田不渇而能得之、故寺衆僧聽令得度出家、名號道場法師、後世人傳謂、元興寺道場法師強力多有是也、當知誠先世強修能縁所感之力也、〇下略

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁六年六月癸亥、山城國乙訓郡物集國背兩郷、雷風壞百姓廬舍、人或被震死、先是有大蛇入人屋、即殺之、未幾其人被震、

〔三代實錄 十九 清和〕貞觀十三年五月十六日辛酉、先是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社、在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、山上有火、燒土石、又有聲如雷、自山所出之河泥水泛溢、其色青黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十許丈、相流出入於海口、小蛇隨者、不知其數、緣河苗稼流損者多、或染濁水臭氣、朽而不生、聞於古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾、有事兵仗、〇下略

〔三代實錄 二十一 清和〕貞觀十四年五月卅日己亥、駿河國國分寺別堂有大蛇、呑般若心經三十一卷、復寫一軸、觀者以繩結蛇尾、倒懸樹上、小選吐經、蛇落地牛死、俄而更生、

〔今昔物語 十九〕以佛物餅造酒見蛇語第廿一

今昔、北叡ノ山ニ有ケル僧ノ山ニテ指ル事无カリケレバ、山ヲ去リ本ノ生土攝津ノ國□□ノ郡ニ行テ、妻ナド儲テ有ケル程ニ、其ノ鄕ニ自然ラ法事ナド行ヒ佛經ナド供養スルニ、〇中略此ノ僧ヲ導師ニシケリ、其行ヒノ餅ヲ此ノ僧多ク得タリ、人ニモ不與テ家ニ取置タリケルヲ、此ノ僧ノ妻、此ノ多ノ餅ヲ无益ニ子共ニモ從者共ニモ食セムヨリハ、〇中略酒ニ造ラバヤト思ヒ得テ、夫ノ僧ニ此ナム思ト云ケレバ、僧糸吉カリナムト云合テ、酒ニ造リケリ、其後久ク有テ、其ノ酒出來タラムト思フ程ニ、妻行テ、其酒造タル壺ノ蓋ヲ開テ見ルニ、壺ノ内ニ動ク樣ニ見ユ、怪ト思フニ略

テ不見エネバ、火ヲ燈シテ壺ノ内ニ指入テ見ルニ、壺ノ内ニ大ナル少サキ蛇一壺頭ヲ指上テ、蠢キ合タリ、穴怖シ、此ハ何ニト云テ、蓋ヲ覆テ逃ゲ去ヌ、夫ニ此ノ由ヲ語ルニ、夫奇異キ事カナ、若シ妻ノ僻目カト、我レ行テ見ムト思テ、火ヲ燃シテ壺ノ内ニ指入テ臨クニ、實ニ多ク蛇有テ蠢ク然レバ夫モ愕キ去ヌ、然テ壺ニ蓋ヲ覆テ壺乍ラ遠ク弃ムト云テ、掻出テ遠キ所ニ持行テ、廣キ野ノ有ケルニ竊ニ弃ツ、其ノ後一兩日ヲ經テ、男三人其ノ酒ノ壺弃タル側ヲ過ケルニ、此壺ヲ見付テ、彼レハ何ゾノ壺ゾト云フ、〇中略世ニ不似ヌ美キ酒ニテ有ケレバ、三人指合テ、吉ク呑テムト云テ、大ナル壺也ケレバ、其ノ酒多カリケルヲ指荷テ、家ニ持行テ、日來置テ呑ケルニ、更ニ事无カリケリ、〇中略此レヲ思フニ佛物ハ量无ク罪重キ物也ケリ、現ニ蛇ト見エテ蠢キケム、極テ難有ク希有ノ事也、〇下略

〔今昔物語 二十三〕相撲人海恒世會蛇試力語第廿二

今昔、丹後ノ國ニ、海ノ恒世ト云右ノ相撲人有ケリ、其ノ恒世ガ住ケル家ノ傍ニ、舊河有ケルガ、深キ淵ニテ有ケル所ニ、夏比恒世、其ノ舊河ノ汀近ク、木景ノ有ケルニ、帷計ヲ著テ、中結テ足駄ヲ履テ、拐杖ト云物ヲ突テ、小童一人計ヲ共ニ具シテ、此彼冷ニ行ケル次デニ、其ノ淵ノ傍ノ木ノ下ニ行ケリ、淵靑ク怖シ氣ニ底モ不見エ、葦ヤ薦ナド生タリケルヲ見テ立リケルニ、淵ノ彼方ノ岸ノ、三丈計ハ去タラント見ユルニ、水ノミナギリテ此方樣ニ來ケレバ、恒世何ノ爲ルニカ有ラント思テ見ル程ニ、此方ノ汀近ク成テ、大ナル蛇ノ、水ヨリ頭ヲ指出タリケレバ、恒世此レヲ見テ、此ノ蛇ノ頭ノ程ヲ見ルニ大キナランカシ、此方樣ニ上ランズルニヤ有ラムト見立リケル程ニ、蛇ノ貌ヲ指出テ、暫ク恒世ヲ守ケレバ、恒世我ヲ此ノ蛇ハ何カニ思フニカト思テ、汀四五尺計去テ、不動テ立テ見ケレバ、蛇暫計守リテ、頭ヲ水ニ引入テケリ、其後彼方ノ岸樣ニ、水ミナギルト見ル程ニ、亦即チ此方樣ニ水浪立テ來ル、其後蛇ノ尾ヲ水ヨリ指シ上テ、恒世ガ立テル方樣ニ指寄セケ

ル、此蜘思フ様ノ有ルニコソ有ケレト思ヒテ、任セテ見立テルニ、蜘ノ尾ヲ指シ遣テ、恒世ガ足ヲ三返計纒テケリ、何ニセント爲ルニカ有ラント思ヒ立テル程、纒ヒ得テキシ〳〵ト引ケレバ、早ウ我ヲ河ニ引入レムト爲ルニコソ有ケレト思テ、其ノ時ニ踏強メテ立テルニ、極ク強ク引ト思エケルニ、履タル足駄ノ齒踏折ツ、被引倒ヌベシト思ケルヲ構テ、踏直リテ立テルニ、強ク引ト云ヘバ愚也トヤ、被引取ヌベク思エケルヲ、力ヲ發シテ足ヲ強ク踏立テケレバ、固キ土ニ五六寸計、足ヲ踏入テ立テルニ、吉ク強ク引ク也ケリト思程ニ、縄ナドノ切ルヽ樣ニ、フツト切ルヽマヽニ、河ノ中ニ血浮ビ出ル樣ニ見エケレバ、早ウ切レヌル也ト思テ、足ヲ引ケレバ、蜘ノ切引サレテ陸ニ上ニケリ、其ノ時ニ足ニ纒ヒタル尾ヲ引キホドキテ、足ヲ水ニ洗ヒケレドモ、其蜘ノ卷タリツル跡不失ザリケリ、而ル間從者共數來ケリ、酒ヲ以テ其ノ跡ヲ可洗フト人云ヘリケレバ、忽ニ酒取リニ遣テ洗ヒナドシテ後、從者共ヲ以テ、其ノ蜘ノ尾ノ方ヲ引上テ見ケレバ、大キ也ト云ヘバ愚也、切口ノ大サ一尺計リ有ツラントゾ見エケル、頭ノ方ノ切口見セニ、河ノ彼方ニ遣タリケレバ、岸ニ大キナル木根ノ有ケルニ、蜘ノ頭ヲ數返纒テ、尾ヲ指遣セテ先ヅ足ヲ纒テ、引キケル也ケリ、其レニ蜘ノ力ノ、恒世ニ劣テ中ヨリ切レニケルナリ、我身ノ切ルヽモ不知引ケム蜘ノ心ハ奇異シキ事也カシ、其後蜘ノ力ノ程、人何ラ計ノ力ニカ有ケルト試ムト思テ、大キナル縄ヲ以テ蜘ノ卷タリケル樣ニ、恒世ガ足ニ付テ、人十人計ヲ付テ引セケレドモ、尙彼レ計ハ无シトテ、三人寄セ五人寄セナド付ツ引セタレドモ、尙不足ト云テ、六十人計リ懸リテ引ケル時ニナム、此ク計ゾ思エシト恒世云ケリ、此ヲ思フニ、恒世ガ力ハ百人計ガ力ヲ持タリケルトナム思ユル、此レ希有ノ事也、昔ハ此ル力有ル相撲人モ有ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔日本紀略 花山〕寛和元年六月廿九日壬寅、軒廊御卜、出羽國言上蜘吹事、

〔太平記 劍卷〕爲義源〇ガ傳ヘ持タル二ノ劍、終夜吼ユ、鬼切吼タル音ハ、師子ノ音ニ似タリ、蛛切ガ

吹タル音ハ、蛇ノ泣ニ似タリ、故ニ鬼丸ヲバ師子ノ子ト改名シ、蛛切ヲバ吼丸トゾ號シケル、

〔古今著聞集 十七 怪異〕延長八年七月十五日とりの時におほき成流星東北をさして引けるが、その跡化して雲となりにけり、同廿日くろき雲にして南より來りて、龍尾壇をおほふ、すなはち風吹て、大じやの五六丈ばかりなるおちかゝりて、高欄やぶれにけれど、蛇は見へざりけり、

〔大鏡 六 右大臣道兼〕この粟田殿(○道兼)の御男君達三人ぞおはせしが、太郎君は福足君と申しゝを、おさなき人はさのみこそはと思へど、いとあさましくまさなく恐しくぞおはせし、(○中略)この君人しもこそあれ、蛇(くちなは)れうじ給ひて、そのたゝりにより、かしらに物はれてうせ給ひにき、

〔百練抄 四 一條〕寛弘三年七月三日、諸卿於御前定申諸道勘申神鏡可鑄改哉否事、定間三尺餘蛇自御在所庭落庭中、登自南殿北階、赴西不見、可謂神不受非禮、

〔古今著聞集 七 術道〕御堂關白殿(○道長)御物忌に、解脱寺僧正觀修、陰陽師晴明、醫師忠明、武士義家朝臣(○義家與道長不同世、此名恐有誤、)參籠して侍けるに、五月一日、南都より早瓜を奉たりけるに、御物忌の中に取入られん事いかゞあるべきとて、晴明にうらなはせられければ、晴明うらなひて、一つの瓜に毒氣さぶらふよしを申て、一を取出したり、加持せられば毒氣顯れ侍べしと申ければ、僧正に仰て加持せらるゝに、しばし念誦の間にそのうちはたらきうごきけり、其時忠明に毒氣治すべきよし仰られば、瓜を取まはし〳〵見て二所に針を立てけり、其後瓜はたらかず成にけり、義家に仰て瓜をわらせられければ、腰刀をぬきてわりたれば、中に小蛇わだかまりて有けり、針は蛇の左右の眼に立たりけり、義家何となく中をわると見へつれども、蛇の頭を切たりけり、名をえたる人人のふるまひかくのごとし、ゆゝしかりける事也、この事いづれの日記にみえたりといふ事をしられね共、普く申傳へて侍り、

〔扶桑略記 二十九 後冷泉〕康平八年五月廿一日庚辰、台嶽僧侶等、群集賀茂社、爲祈雨轉讀仁王經、爰有小蛇、

於寶殿前吐出水氣不絶、時剋雨脚少降、〇下略

〔百練抄八高倉〕嘉應元年三月廿六日、近日清水寺瀧水枯失、去正月、自瀧上蚰百許出來、占求之處、山崩瀧渇歟云々、今亦如此、爲奇、

〔十訓抄十一〕伶人助元府役懈怠の事によりて、左近府の下倉に召籠らる、此下倉〇古事談作地嘈には、蛇蝎のすむなる物をと恐をなすところに、夜中ばかりに大蛇案の如く來れり、頭は祇園の獅子に似たり、眼はかなまりのごとくにて、三尺ばかりなる舌さし出て、大口をあきて、既にのまんとす、助元魂失ながら、わなゝく〳〵腰なる笛をぬき出、還城樂の破を吹、大蛇來りとゞまりて、頭を高くもたげて、えばらく笛を聞けしきにて、返り去にけり、

〔源平盛衰記十四〕小松大臣情事

小松〇平重盛大臣、中宮ノ御方へ被申ベキ事有テ被參タリケルガ、仁壽殿ニ候ハレテ、帥典侍殿ト申女房ト暫シ對面有ケルニ、良アリテ帥典侍殿ノ左ノ袴ノスソヨリ大ナル蛇ハイ出テ、重盛ノ右ノ膝ノ下ヘハイ入ケリ、大臣コレヲ見給、我サハヒデ立ナラバ、中宮モ御騷有ベキ、帥典侍殿モ驚給ベシ、此事旁惡カリナント推シヅメ給テ、左ノ手ニテ、蛇ノ頭ヲヲサヘ、右ノ手ニテ、尾ヲ押ヘテ、六位參レト召ケレバ、伊豆守其時ハ、未藏人所ニ候ケルガ、指出タリケルニ、是ハ何ト被仰タレバ、見候トテ、ツトヨリ、布衣ノ袖ヲ打覆テ罷出テ、御倉町ノ前ニ出テ、人ヤ候、參レト呼ケレバ小舍人參タリ、是賜テイヅクニモ捨ヨトテ、差出シタレバ、一目見テ、赤面シテ逃歸リヌ、郎等省ニ賜タレバ、不恐蛇ノ頭ヲ取テ、大路ニ出テ、打振テ捨タレバ、蛇即死ケリ、翌日ニ小松殿、自筆ニテ御文アリ、昨日ノ御振舞還城樂ト奉見候キ、雖異體候、一匹一振令送進候トゾ有ケル、黑キ馬ノ七寸ニ餘テ、太逞シキニ、白覆輪ノ鞍置テ、厚房ノ鞦ヲ懸タリ、太刀ハ長覆輪也ケルヲ、錦ノ袋ニ入ラレタリ、優ニヤサシク見エケル、仲綱御返事ニハ、御劒御馬謹拜領、御芳志之至、殊畏入候、抑去夜誠還城樂ノ

心地仕候キ、仲綱頓首謹言ト書タリケリ、遠城樂トハ、蛇ヲ取舞スナレバ、角問答有ケルコソ、〇下略

〔吾妻鏡十七〕建仁三年六月一日丁酉、將軍家〇源頼家著御伊豆奥狩倉、而號伊東崎之山中有大洞、不知其源遠、將軍恠之、巳剋遣和田平太胤長、被見之、胤長擧火入彼穴、酉剋歸參申云、此穴行程數十里、暗兮不見日光、有一大蛇、擬呑胤長之間、抜劒斬殺訖云云、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕建保の比、北小路堀川邊の在家に女有けり、湯をわかして釜のまへに、火をたきて居たりけるに、三尺計成蛇來、其かまのまへなるねずみの穴へ入にけり、女おそろしく思ひて、いかゞせましと思たる所に、隣なる女〇中略何かおそれ給ふ、いとやすくこそたゝめてん、其湯のにえたるを穴のくちにくみ入たまへ、さらばあつさにたへずしてはひ出なんと云、まことにとていふまゝに、かへりたる湯を、穴の口にくみ入たりける程に、あんにたがはず蛇出て、ひりびりとひろめきてやがて死ぬ、かしこくをしへてん、さんなれ共いかゞはせんとてすてゝげり、其次日の未の時計に、其湯くみ入よとをしへつる女俄に病出て、あらあつや〳〵とおめきいりくるめく事おびたゞし、〇中略やがてとりころしてげり、〇中略

後堀川院御位の時、所下人末重、丹波國桑原の御厨供御備進のためにくだりける時、くだんのみくりやに山あり、〇中略或山ぶしの有ける一人同道して行たりけるに、件の山にはやをといふ蛇あり、長さ二丈あまり計也かまくびをたてゝ、此二人の輩にかゝりて、大口をあきてのまんとしけり、〇中略山ぶしはうち刀をぬきてむかふ、此時くちなはえよらでしゞかまりたりけり、〇下略

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年六月廿五日戊辰、雨降終日不休、丑剋大風霹靂洪水、人屋多破損、梅尾清瀧河邊蛇出云云、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕渡邊に往年の堂あり、藥師堂とぞいふなる、源三左衛門かけるが先祖の氏寺也、つがふの馬允が時、此堂を修理しけるに、もとこけらぶきにて有けるが、年久しくなりて、み

な朽くさりて侍けるを、ふきかへんとて、うへを取やぶりて侍けるに、大なるくちなは有けり、何とかしたりけん、おほきなる釘に打付られて、年比はたらきもせで、かくてありける也、其時此堂建立の年記をかぞふれば、六十餘年になりにけり、その間かく打つけられながら生て有ける、命ながさ、おそろしき事也、其蛇の有けるしたの裏板は、あぶらみがきなどをしたるやうにて、きらめきたりけり、○下略

〔沙石集七下〕蛇害頓死事

下野ノ國或所ノ路ノ傍ニ大ナル木ノウツヲヨリ大蛇ノ頭ヲサシ出タルヲ見テ、或ル俗人何ニヲ見ルゾ、ニクキモノカナトテ、矢ヲヌキイダシテ、頸ヲツヨク木ニイツケテ、ウチステヽ、行程ニ大キナル沼ノホトリヲ打メグリテスギケルニ、水ノ上ニオヨグ者有、見レバ大蛇ノ一丈バカリナルガ頸ニ矢タチテ、水ノ上ヲオヨギテ來ル、又マチウケテイコロシツ、サテ家へ歸リハテズ、ヤガテヤミクルヒ、種々ノ事ドモイヒテ、狂死ニ死ニケリ、

〔徒然草下〕龜山殿たてられんとて、地をひかれけるに、大きなるくちなは、數もしらずこりあつまりたる塚有けり、此所の神なりといひて、ことのよしを申ければ、いかゞ有べきと、勅問ありけるに、ふるくよりこの地をしめたる物ならば、さうなく掘すてられがたしと、皆人申されけるに、このおとゞ〇藤原實基一人、王土におらん虫、皇居をたてられんに、何のたゝりをかなすべき、鬼神は邪なし、とがむべからず、たゞみな堀すつべしと申されたりければ、塚をくづして蛇をば大井川にながしてけり、更にたゝりなかりけり、

〔看聞日記〕永享七年六月廿五日、抑養小鳥ヒウ三ハ二入籠、熊代之内ニ鈎、夜付寢時分、烏共ふためく、南御方指燭を指て一見口繩クチナハ籠内ニ入、ウソ一呑畢、又ウソ一、ヒハ一死、言語道斷驚甚、雖男共參、口繩打殺畢、ウソ一、ヒハ一希有ニ生、自餘三ハ死畢、不便云々、口繩所行可恐々々、

〔義殘後覺三〕大蛇淵をさる事

内藏助〇佐々どの、越中を領し給ふ、くにの繁昌するやうにとおもひ給ひて、北𛁈くたうのみちをつくり給ふに、こゝにかいだうのなかばに、南はうは山にて、ふかきふちあり、谷底なれば、見わたすところ、三十けんばかりもあるらんと思ふに、下は青ふちにてなん／＼とみえたり、これに大はしをかけて、往來の旅人をこゝろやすくとをさんとの給ふ所に、所の住人の申けるは、むかしより此淵には大じやのすみ候て、かならず一年には二人三人づゝとらぬとしは候はず、去によつて、𛁈よこくのものきゝつたへに、このすぢをとをり申さぬよしを申あぐる、内藏助きゝ給ひて、〇中略さらばいそぎのけんとて、このふちのはたに、せいらうをあげて、石火矢をしかけ、人數をよせて、内藏助申されけるは、いかに淵の底なる大じや、ものをきけ、我このくにのあるじとして、この海道をこゝろやすくゆきゝのりよ𛁈んを、とをさんとおもふに、なんぢこのふちにありて、毎年人𛁈をはむ事、きつくわいなり、いそぎこのふちを、いづちへもとく／＼まかりのき候へ、のかずはあしかるべし、先手なみのほどをなんぢにみせんとて、石火矢を天地もうごくばかりに、ふちの底へうたせ給へば、ふちはさかなみたつて𛁈んどうし、俄にきりをりてくらやみとなりけるが、たゞひとゝびにさほのしといふものに、たつみのかたへ十六七町とびて、山の尾さきへおちけるが、大地𛁈んどうして、五十間四方なん／＼としたる淵となつて、則是にすみにける、これよりもはしをかけて、こゝろやすくゆきゝをぞ𛁈たりける、まことにおびたゞしき大蛇といへど、道理にやをれたりけん、又石火矢におそれけん、ふしぎにぞ覺ける、

〔傍廂前篇〕孩子蛇を殺す

昔我殿のしろしめしゝ、信濃國水内郡富竹村の農民、夫婦共に、田畑に耕作の爲に出でんとて、二歳なる男子をつぐらといへる藁器にいれて、鴨居につり置きて出で行き、午時にかへりて見れ

蛇雜載

ば、小兒はこゝちよげにあそび居たり、おろしみれば、徑一寸ばかり、長四尺もやあらん蛇をつかみて、ふりまはし遊び居たり、蛇はとくに死にたるさまなり、思ふに人のみぬ間に小兒の血吸はんとて、柱より上り、鴨居よりつたひて、つぐらに入りつるを何ごゝろなく、急所をつかみたるなり、首より三四寸下は、急所にて、うてば忽に死ぬるなり、小兒はさる事しらねど、全く產土神の守護し給ひしならんと、たふとくぞおもほゆる、

〔日本書紀五崇神〕十年、倭迹迹日百襲姫命爲大物主神之妻、然其神常晝不見而夜來矣、倭迹迹姫命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明旦仰欲覲美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹迹姫命心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之叫啼、時大神有恥、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝、仍踐大虛登于御諸山、〇下略

〔古事記中垂仁〕爾其御子、〇本牟智和氣御子一宿婚肥長比賣、故竊伺其美人者蛇也、卽見畏遁逃、爾其肥長比賣患、光海原自船追來、故益見畏、以自山多和此二字以音引越御船、逃上行也、

〔常陸風土記那賀郡〕茨城里自此以北高丘、名曰晡時臥之山、古老曰、有兄妹二人、兄名努賀毗古、妹名努賀毗咩、時妹在室、有人不知姓名、常就求婚、夜來晝去、遂成夫婦、一夕懷妊、至可產月、終生小蛇、明若無言、闇與母語、於是母伯驚奇、心挾神子、卽盛淨杯、設壇安置、一夜之間已滿杯中、更易瓮而置之、亦滿瓮內、如此三四、不敢用器、母告子曰、量汝器宇、自知神子、我屬之勢、不可養長、宜從父所在、不合有此者、時子哀泣、拭面答曰、謹承母命、無敢所辭、然一身獨去、無人共去、望請矜副一小子、母曰、我家所有、母與伯父而已、是亦汝明所知、當無人可相從、爰子含恨、而事不吐之、臨決別時、不勝怒怨、欲震殺伯父、而昇天、時母驚動、取瓮投之、觸神子不得昇、因留此峯、所盛瓮甕、今存片岡之村、其子孫立社致祭、相續不絕、

〔日本靈異記中〕女人大蛇所婚賴藥力得全命緣第卌一

河内國更荒郡馬甘里有富家、家有女子、大炊天皇世天平寳字三年己亥夏四月、其女子登桑揃葉、時有大蛇纏於登女之桑而登、往路之人見示於孃、孃見驚落、蛇亦副墮、纏之以婚、慌迷而臥、父母見之、請召藥師、孃與蛇倶載於同床、歸家置庭、燒稷藁三束、三尺成束、爲三束、合湯取汁三斗、煮煎之成二斗、猪毛十把剋末合汁、然當孃頭足打橛懸釣、開口入汁、汁入一斗、乃蛇放往、殺而棄、蛇子白凝如蝦蟆子、猪毛立蛇子身從閶出五升許、口入二斗、蛇子皆出、迷惑之孃乃醒言語、二親問之、答我意如夢、今醒如本、藥服如是、何謹不用、然經三年、彼孃復蛇所婚而死、○又見今昔物語二十四

〔源平盛衰記 三十三〕大神宮勅使附緒方三郎攻平家事

昔日向國鹽田ト云所ニ、大太夫ト云德人アリ、一人ノ娘アリ、其名ヲ花ノ御本ト云、ミメコツガラ尋常也、○中略 尾上ノ鹿ノ妻呼音痛マ敷、壁ニスダク蟋蟀何歎クラント、最心細キ折節ニ、イヅクヨリ來ル共覺ズ、立烏帽子ニ、水色ノ狩衣著タル男ノ、廿四五ナルガ、田舍ノ者トモ覺ズ、タヲヤカナル親ニテ、花ノ御本ガ傍ニ指寄テ、樣々物語シテ、○中略 細々ト恨口說ケレバ、花御本流石岩木ナラ子バ、終ニハ靡キケリ、○中略 母此事ヲ聞、水色ノ狩衣ニ立烏帽子ハ、蒼ナシ、○中略 如何ニシテ、彼人ノ行末ヲ知ベキト、樣々計ケルニ、母ガ云、其人夕ベニ來リテ、曉還ルナルニ、注シヲサシテ、其行末ヲ尋ベシトテ、苧玉卷ト針トヲ與テ、懇ニ娘ニ敎テ後園ノ家ニ歸ス、其夜又彼男來レリ、曉方ニ歸ケルニ、敎ヘノ如ク女針ヲ、小手卷ノ端ニ貫テ、男ノ狩衣ノ頸カミニ指テケリ、夜明テ後ニ角ト告タレバ、親ノ鹽田大夫、子息家人四五十人引具シテ、糸ノ註シヲ尋行、誠ニ賤ガ苧玉卷百尋千尋ニ引ハヘテ、尾越谷越行程ニ、日向ト豐後トノ境ナル嫗嶽ト云山ニ、大ナル窟ノ中ヘゾ引入タル、彼穴ノ口ニテ立聞ケレバ、大ニ痛ミ吟ズル音アリ、是ヲ聞人、身ノ毛堅テ怖シ、父ガ敎ヘニ依テ、娘穴ノ口ニテ、糸ヲ引カヘテ云ケルハ、抑此穴ノ底ニハ如何ナル者ノ侍ルゾ、又何事ヲ痛テ吟ゾト問バ、穴ノ中ニ答ケルハ、我ハ汝花ノ御本ガ許ヘ夜々通ツル者ナリ、可然契モ緣モ盡果、此曉ヲトガヒノ下ニ

針ヲ立ラレタリ、大事ノ疵ニテ痛ミ吟、我本身ハ大蛇ナリ、〇中略形ニハ不似、ヲメヽヽトシテ涙ヲ浮メテ、頭バカリヲ指出シタリ、女衣ヲ脱テ蛇ノ頭ニ打懸テ、自ラ頤ノ下ノハリヲヌク、大蛇悅デ申ケルハ、汝ガ腹ノ内ニ一人ノ男子宿セリ、〇中略斯ル怖シキ者ノ種子ナレバトテ、穴賢捨給フナ、我子孫ノ末マデモ可守護、必可繁昌、是ヲ最後ノ言バニテ大蛇穴ニ引入テ死ニケリ、〇中略日數積ツテ月滿ヌ、花御本男子ヲ生、〇中略此童ハ烏帽子著テ、皸(アカヾリ)大彌太ト云、大彌太ガ子ニ大彌次、其子ニ大六、其子ニ大七、其子ニ尾形三郎惟義ナレバ、大太ヨリ五代ノ孫ナリ、〇下略

〔沙石集七下〕繼女蛇欲合事

下總國ニ或者ノ妻十二三計ナル繼女ヲ、大ナル沼ノ畔ヘグシテ往テ、此沼ノ主ニ申、コノ女ヲ參セテ、ムコニシマイラセント、度々云ケリ、或時世間スサマジク風吹空曇レル時、又例ノヤウニイヒケリ、此女殊ニオソロシク、身ノ毛イヨダツ、沼ノ水浪タチ風アラクシテ見ヘケレバ、急家ヘ歸ニ、物ノオフ心チシケレバ、イヨヽ怖ナンド云計ナシ、サテ父ニトリツキテ、カヽル事ナン有ツルト、日ゴロノ事マデ語ル、サルホドニ母モ内ヘニゲ入ヌ、其後大ナル蛇キタリテ、頸ヲアゲ舌ヲ動シテ、此女ヲ見ル、父下郎ナレドモ、サカヽヽシキ者ニテ、蛇ニ向テ、此女ハ我女也、母ハ繼母也、我ユルシナクテハ爭カトルベキ、母ガコトバニヨルベカラズ、妻ハ夫ニ從フコトナレバ、母ヲバ心ニマカス、トルベシトイフ時、蛇ムスメヲ打捨テ母ガカタヘハイユキヌ、ソノ時父コノ女ヲカイ具シテニゲヌ、コノ蛇母ニマトヒツキテ、物クルハシク成テ、既ニ聞ヘキ、文永年中夏ノ比ノ事ト沙汰シキ、〇中略

蛇之人之妻犯事

中比遠江國ノ或山里ニ、所ノ政所ナル俗有ケリ、サカヽヽシキ者也ケリ、他行ノ隙ニ妻ヒル寢シテ久ク不寤、夫歸テ、ネヤヘ入テ見レバ、五六尺バカリナル蛇、マトハリテ口サシ付テ臥タリ、杖ヲ

用テ打ハナチテ、申ケルハ、親ノ敵宿世ノ敵トイヒツレバ、子細ニ不及、殺害スベキナレドモ、今度バカリハ許ス、自今以後、カヽルヒガ事アラバ、命ヲタツベシトイヒテ、杖ニテスコシ打ナヤシテ、山ノ方ヘステツ、其後五六日有テ、家内ノ男女驚サハグ、何事ゾト問バ、蛇ノオビタヾシクアツマリ候ト云、主ナサワギソトテ、直垂キ、ヒモサシテ出居ニキタリ、一二尺ノ蛇カシラヲナラベテ、間モナク四方ヲカコミテ庭ノキハマデ來ル、サシマサリタル蛇、ツヾキテイク千萬トイフ數ヲ知ズ、ハテニハ一丈二三尺バカリナル蛇左右ニ五六尺バカリナル蛇十バカリ具シテ來ル、ミナ頭ヲアゲ、舌ヲウゴカス、オソロシナンド云計ナシ、女共ハ肝魂モナキ體也、今ハカウニコソト思テ、アルジ申ケルハ、各何トシテ、カク聚リ給ヘルゾ、大カタ存知シガタク侍リ、一日女童部ガ晝眠シタリシヲ、蛇ノ犯シタル事侍リキ、マノアタリ見ツケテ侍シカバ、宿世ノカタキナル上ハ、命ヲタツベカリシヲ、慈悲ヲ以タスケテ、後ニカヽル事アラバ、命ヲタツベシトテ、杖ニテスコシ打ナヤシテ、捨タル事侍キ、此事ヲ各キヽ給テ、某ガ僻事トバシ思テ、オハシタルカ、人畜異ナリトイヘドモ、物ノ道理ハヨモカハリ侍ラジ、妻ヲオカサレテ、耻ガマシキ事ニアヒ、ナサケアリテ、イノチヲタスケナガラ、猶僻事ニ成テ、ヨコサマニ損ゼラレン事コソ、無慚ノ次第ニテ侍レ、此事冥衆三寶モ知見ヲタレ、天神地祇、梵王帝釋、四大天王、日月星宿モ御照覽有ベシ、一事モ虚誕ナシト、事ウルハシクカヒツクロイテ、人ニ向テ申樣ニイヒケレバ、大蛇ヨリ始テ、頭ヲ一度ニサゲテ、大蛇ノソバニ居タル一日ノ件ノ蛇トオボシキヲ、一カミカミテ引返ル、コレヲ見テ、アラユル蛇、一口ヅヽカミテ、ミソ／＼トカミナシテ、山ノ方ヘミナカクレテ後、スベテ別事ナカリケリ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕攝津國ふきやと云所に、下女ありけり、夏晝ねしたりけるに、家のたる木に、大成くちなはまとひ付てありけり、此女のうへにて尾をばたる木にまとひて、かしらをさげて、落かゝらんとしけるが、又ひきかへし／＼する事、たび／＼になりにけり、女が夫ふしぎのやう

かなとおもひて、事のやうを見はてんと思ひて、追ものけずして、かくれよりのぞき居たり、かくたび〳〵しけれ共、いかにもおちかゝらざりければ、あやしくて、女をよりてみれば、かたびらのむねに大なる針をさしたりけるが、きら〳〵として見へけり、もしこれにおそるゝかと思て針をぬきて、又もとの所にてみるに、やがてくちなは落かゝりにけり、其ときよりて、打はなちつ、すなはち女おどろきて語りけるは、夢にもあらず、うつゝにもあらで、うつくしきおとこの來て、われをけさうじつるを、なんぢきて追さまたげつるなりとぞいひける、

〔日本靈異記中〕因慳貪成大蛇緣第卅八

聖武天皇御世、諾樂京馬庭山寺一僧常住、其僧臨命終時、告弟子言、我死之後、至于三年、室戸莫開、然死後經七々日、在大毒蛇、伏其室戸、弟子知因敎化、而開室戸見之、錢卅貫隱藏也、取其錢以爲誦經修善贈福矣、誠知貪錢因隱得大蛇身、返護其錢也、

〔法華驗記下〕第百廿九紀伊國牟婁郡惡女

有二沙門、一人年若、其形端正、一人年老、共詣熊野、至牟婁郡、宿路邊宅、其宅主寡婦、出兩三女從者、宿居二僧、致志勞養、爰家女夜半至若僧邊、覆衣並語僧言、我家從昔不宿他人、今夜借宿、非無所由、從見始時有交臥之志、仍所令宿也、爲遂其本意所進來也、僧大驚怖、起居語女言、日來精進、出立遙途、參向權現寶前、如何有此惡事哉、更不承引、女大恨怨、通夜抱僧擾亂戲笑、僧以種々詞語誘、參詣熊野、只兩三日、獻燈明御幣、還向之次、可隨君情、作約束了、僅遁此事、參詣熊野、女人念僧還向日時、致種々儲相待、僧不來過行、女待煩僧、出路邊尋見往還人、有從熊野出僧、女問僧曰、著其色衣若老二僧來否、僧云其二僧早還向、既經兩三日、女聞此事打手大瞋、還家入隔舍、籠居無音、即成五尋大毒蛇身、追此僧行、時人見此蛇生大怖畏、告二僧言、有希有事、五尋許大蛇、過山野走來、二僧聞了、定知此女成蛇追我、即早馳去到道成寺、事由啓寺中、欲遁蛇害、諸僧集會、議計此事、取大鐘件僧籠居鐘內、令閉堂門時、大蛇

追來道成寺、圍堂一兩度、則到有僧戶、以尾叩扉數百遍、叩破扉戶、蛇入堂內、圍卷大鐘、以尾叩龍頭兩三時計、諸僧驚恠、開四面戶集見之恐歎、毒蛇從兩眼出血淚、出堂擧頸動舌指本方走去、諸僧見大鐘爲蛇毒所燒、炎火熾燃敢不可近、即汲水浸大鐘冷炎熱、見僧悉皆燒盡、骸骨不殘、纔有灰塵矣、經數日之時、一臈老僧夢、前大蛇直來白老僧言、我是籠居鐘中僧也、遂爲惡女被領成其夫、感弊惡身、今思拔苦、我力不及、我存生時、雖持妙法、薰修年淺、未及勝利、決定業所牽、遇此惡緣、今蒙聖人恩、欲離此苦、殊發無緣大慈悲心、淸淨書寫法華經如來壽量品、爲我等二蛇拔苦、非妙法力爭得拔苦哉、就中爲彼惡女拔苦、當修此善、蛇宣此語、即以還去、聖人夢覺、即發道心觀生死苦、手自書寫如來壽量品、捨衣鉢蓄、設施僧之營、屈請僧侶修一日無差大會、爲二蛇拔苦、供養既了、其夜聖人夢、一僧一女面貌含喜、氣色安穩來道成寺、一心頂禮三寶及老僧、白言、依淸淨善、我等二人遠離邪道、趣向善趣、女生忉利天、僧昇兜率天、作是語了、各々相分向虛空而去、〇又見今昔物語十四

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年〇文應元年十月十五日己酉、相州政村息女煩邪氣、今夕殊惱亂、爲比企判官女讃岐局靈祟之由及自詫云云、件局爲大蛇、頂有大角、如火炎、常受苦、當時在比企谷土中之由發言、聞之人豎身毛云云、

〔沙石集 七下〕依愛執成蛇事

鎌倉ニ或人ノ女、若宮ノ僧坊ノ兒ヲ戀テ、病ニナリヌ、母ニカクトツゲシラセケレバ、彼ノ兒ガ父母モ知人ナリケルマヽニ、コノ由申合テ、時々兒ヲカヨハシケレドモ、心モナカリケルニヤ、疎クナリユクホドニ、ツイニ思死ニシニヌ、父母カナシミテ、カノ骨ヲ善光寺ヘ送ラントテ、箱ニ入テヲキテケリ、其後コノ兒又病付テ、大事ニ成テ、物狂ナリケレバ、一間ナル所ニオシコメテヲタ、人ト物カタル聲シケルヲアヤシミテ、父母物ノヒマヨリ見ルニ、大ナル蛇トムカヒテ、物ヲイヒケルナルベシ、サテ終ニウセニケレバ、入棺シテ若宮ノ西ノ山ニテ葬スルニ、棺ノ中ニ大ナル蛇有

テ、見トマトハリタリ、ヤガテ蛇ト共ニ葬シテケリ、カノ父母、女ガ骨ヲ善光寺ヘ送次ニ取分テ、鎌倉ノ有寺ヘ送ラントシテ見ケルニ、骨サナガラ小蛇ニ成タルモ有、ナカラバカリ成カヽリタルモ有、此事ハ彼父母或僧ニ孝養シテタベトテ、アリノマヽニ語リケルトテ、タシカニ聞テ語リ侍キ、近キ事也、名モ承シカドモ、ハヾカリ有テシルサズ、〇下略

〔今昔物語二十六〕加賀國諍蜈蚣島行人助蛇住島語第九

今昔、加賀ノ國□□郡ニ住ケル下衆七人、〇中略釣シニ出レドモ、皆弓箭兵仗ヲナム具シタリケル、遙ノ沖ニ漕出デ、此方ノ岸モ不見程ニ、思モ不懸ニ、俄ニ荒キ風出來テ、澳ノ方ヘ吹持行ケバ、〇中略行方ノ澳ニ離レタル大キナル島ヲ見付テ、〇中略島ノ體ヲ見レバ、水ナド流出デ、生物ノ木ナドモ、有氣ニ見エケレバ、食ベキ物ナンドモヤ有ト見ト爲程ニ、年廿餘ハ有ント見ユル男ノ糸清氣ナル歩ミ出タリ、〇中略此男近ク寄來テ云ク、〇中略其達ヲ迎ヘツル故ハ、此ヨリモ澳ノ方ニ亦島有、其ノ島ノ主ノ、我ヲ殺テ此島ヲ領セントテ、常ニ來テ戰フヲ、我相構テ戰返シテ、此年來ハ過ス程、明日來テ、我モ人モ死生ヲ可決日ナレバ、我ヲ助ケヨト思テ、迎ツル也ト、釣人共ノ云ク、其來ン人ハ、何許ノ軍ヲ具シテ、船何ツ許ニ乘テ來ルゾ、身ニ不堪事ニ侍リトモ、此ク參ヌレバ、命ヲ棄テコソト、仰ニ隨ヒ侍ラメト、男此ヲ聞テ、喜デ云ク、來ラント爲ル敵モ、人ノ體ニハ非ズ、儲ケンズル我身モ、亦人ノ體ニハ非ズ、今明日見テン、先彼來テ島ニ懸ラン程ニ、我ハ此上ヨリ下來ランズルヲ、前前ハ敵ヲ此瀧ノ前ニ不令上シテ、此海際ニシテ、戰ヒ返スヲ、明日ハ其達ヲ强ク憑マンズレバ、彼レヲ上ニ登センズル也、彼ハ上ニ登テ、力ヲ得ベケレバ、喜デ登ラント爲ルヲ、暫ハ我ニ任セテ見ムニ、我難堪成バ、其達ニ目ヲ見合センズルヲ、其時ニ箭ノ有ン限リ可射也、努々愚ニ不可爲、明日ノ巳時許ヨリ儀立テ、午時許ニゾ戰ハントスル、吉ク〳〵物ナド食テ、此巖ノ上ニ立ン、此ヨリゾ上ラン爲ルト、吉々敎ヘ置テ、奥様ニ入ヌ、〇中略而ル間、來ント云シ方ヲ見遣タレバ、風打吹テ、海ノ

面奇異ク怖シ氣也ト見程ニ、海ノ面□□ニ成テ、光ル樣ニ見ユ、其中ヨリ大キナル火二ツ出來タリ、何ナル事ニカト見程ニ、出來合ント云シ方ヲ見上タレバ、其モ山ノ氣色異ク怖シ氣ニ成テ、草靡キ木葉モ騷ギ、音高ク喤合タル中ヨリ、亦火二ツ出來タリ、澳ノ方ヨリ、近ク寄來ルヲ見レバ、蜈ノ十丈許アル游來ル、上ハ□□ニ光タリ、左右ノ喬ハ赤ク光タリ、上ヨリ見レバ同長サ許ナル蛇ノ、臥長一抱許ナル下向フ、舌嘗ヅリヲシテ、向ヒ合タリ、彼モ此モ怖シ氣ナル事无限、實ニ云シガ如クニ、蛇彼ガ可登程ヲ置テ頸ヲ差上テ立ルヲ見テ、蜈喜テ走上ヌ、互ニ目ヲ嗔ラカシテ守テ暫ク有、七人ノ釣人ハ敎シマヽニ、巖ノ上ニ登テ、箭ヲ番ツヽ、蛇ニ眼ヲ懸テ立ル程ニ、蜈進テ走寄テ咋合ヌ、互ニヒシ〳〵ト咋フ程ニ、共ニ血肉ニ成ヌ、蜈ハ手多カル者ニテ、打□ツヽ咋ハ、常ニ上手也、二時許咋フ程、蛇少シ脫タル氣付テ、釣人共ノ方ニ目ヲ見遣セテ、疾射ヨト思タル氣色ナレバ、七人ノ者共寄テ、蜈ノ頭ヨリ始テ、尾ニ至マデ、箭ノ有ケル限皆射ル、弭本マデ不殘射立ツ、其後ハ太刀ヲ以テ、蜈ノ手ヲ切ケレバ倒レ臥ニケリ、而レバ蛇引離シテ去ヌレバ、彌ヨ蜈ヲ切殺テケリ、其時ニ蛇□テ返入ヌ、其後良久ウ有テ、有シ男片蹇テ極ク心地惡氣ニテ顏ナドモ缺テ、血打テ出來タリ、亦食物共持來テ、食セナドシテ、喜ブ事无限シ、蜈ヲバ切放チツヽ、山ノ木共ヲ伐懸テ燒テケリ、其灰骨ナドヲバ、遠ク棄テケリ、然テ男釣人共ニ云ク、我其達ノ御德ニ此島ヲ平カニ領セム事、極テ喜シ、此島ニハ田可作所多カリ、畠无量、生物ノ木員不知、然レバ事ニ觸テ便有島也、其達此島ニ來テ住メト思フヲ、何ニカト、〇中略七人ノ者共、皆本ノ家ニ返、彼島ニ行ント云者ヲ皆倡具シテ、〇中略七艘乍ラ島ニ渡リ著ニケリ、其後其七人ノ者共、其島ニ居テ、田畠ヲ作リ居弘マリテ、員不知人多ク成テ、今存也、〇中略其島ハ能登國□□郡ニ大宮ト云所ニテゾ吉ク見ナル、晴タル日見遣レバ、離タル所ニテ、西南ニテ、靑ミ渡テゾ見ユナル、〇下略

〔萬葉集抄二上〕常陸風土記云、新治郡驛家名曰大神(オホカミト)、所以然稱者、大蛇(オロチ)多在(オホクアリ)、因名驛家云々、

蝘蜓

〔明月記〕建仁二年五月四日丁未、近日頻幸神泉苑、其中被致口獵之間、生取猪也、仍堀池苑多食蛙、年年荒池、偏蛙之棲也、今如此、神龍之心如何、尤可恐者歟、俗呼云、依此事炎旱云々、

〔沙石集八下〕執心之堅固由佛法萠事

彼入タル瓶ノ中ニ小蛇ニ成テ有事、申傳タリ、執心妄念オソルベシ〳〵、

〔看聞日記〕永享九年六月十二日、抑聞西岡有死蛇、谷底有頭、其尾廻山尾、及十六町云々、已成白骨、地下人堀取云々、十六町不審、若十六丈歟、實說不知、

〔本草和名十六蟲魚〕石龍子 一名蜥蜴(楊玄操音上私歷反、下音怒、) 一名山龍子、一名守宮(蘇敬注云、常在屋壁、故以名之、)一名石蜴、一名蛇醫母(黃色、)一名蛇舅母、一名龍子(長尾、)蝘蜓(仁諝音上烏典反、下音殄、已上五名出陶景注、)蛇師(頭大尾短、)守宮、一名榮螈、一名蛩虒(音于力反)一名壁宮(已上四名出釋藥性、)一名刺蜴、一名玄蚖(音元、出兼名苑、)一名玄螈、一名綠螈(已上出古今注、) 和名止加介、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蝘蜓 兼名苑云、蝘蜓(偃殄二音)一名蜥蜴(析易二音)、釋藥性云、一名蠑螈(榮原二音)本草云、龍子一名守宮(和名止加介) 蘇敬注云、常在屋壁、故名守宮也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕本草和名石龍子條云、一名刺蜴、一名玄蚖、出兼名苑、不載此二名、蓋兼名苑本有是之名、而以本草有蜥蜴之名、陶注載蝘蜓、故輔仁不引之也、按說文蝘字注、在壁曰蝘蜓、在草曰蜥易、是析言也、蜥字注、蜥易也、易字注云、蜥易蝘蜓、蝘蜓、守宮也、是混言也、兼名苑本之、依說文蜴从虫、俗字、那波本蜓誤蜒、○中略千金翼方、證類本草中品、皆作石龍子一名守宮、本草和名同、證類本草引陶蘇二注、並無石字、然此引本草正文、則無石字者、蓋脫誤也、類聚名義抄伊呂波字類抄引此亦無石字、今姑依舊、○中略訓度加介、依輔仁也、新撰字鏡、蛆蝍蛥同訓、按今俗在石間者、在草間者、並呼登加計、在屋壁者、呼也毛利、在池澤中者、呼爲毛利、源君引蘇注、則其所謂度加介、卽今所謂也毛利也、度加介、卽戶蔭之義、謂好在戶陰也、今人度加介之名、歸之在草石間者、誤也、爾雅蠑螈、蜥蜴、蝘蜓、守宮、四名一物、說文在壁曰蝘蜓、陶弘景曰、喜緣籬壁、名蝘蜓、方言注、守宮又呼蝘蜓、蝘蜓好在壁、

故亦名守宮也、是今俗所謂也毛利也、陶云、似蛇醫小形、長尾、見人不動、名龍子、今俗謂之度加介、陶云、小形而五色、尾青碧可愛、名蜥蜴、說文在草曰蜥易、今俗呼阿乎度加介、嶺表錄異、全義嶺之西南有盤龍山、山有乳洞、斜貫一溪、號爲靈水溪、溪內有魚、皆修尾四足、丹其腹、游泳自若、漁人不敢捕之、中山傳信錄、蜥蜴生水池中、紅腹有金光、是今俗呼爲毛利者也、

〔本朝食鑑 十二 華和異同〕蜥蜴、蠑螈、蝘蜓、李時珍曰、大抵是水旱二種、有山石、草澤、屋壁三者之異、本經惟用石龍、後人但稱蜥蜴、實一物也、且生山石間、與石龍山龍之名相合、草澤之蛇師、屋壁之蝘蜓、二物不用、必大按、此說自明矣、蛇師又名蛇醫蛇舅、卽是蠑螈也、然則蜥蜴者本邦之止加計、蠑螈者本邦之伊毛利、蝘蜓者本邦之也毛利、此無疑焉、今細考之、有尋常庭園之蜥蜴、與石間之龍子、其所以相分者、詳見于本條、

〔類聚名義抄 十 虫〕蠑螈（集原二音、龍子、一名守宮、）トカケ　蛬（俗同）　蝘蜓（偃殄二音、同訓、上、ヰモリ、）

〔下學集 上 氣形〕龍子（トカケ）

〔增補下學集 上 氣形 二〕蝘蜓（トカゲ）　蜥蜴（上同）　蠑螈（上同）

〔物類稱呼 二 動物〕蜥蜴とかけ　畿內にてとかけ、東國にてかなへび、又かまぎつてう、相摸にてかまきり、西國にてとかぎり、大和にてとかき、江戶にてはとかげと、けの字を濁りてよぶ、一種青とかけと云有、背青みどりにして光り、有縱斑の文有、腹白く口大ィ也、是毒蟲なり、

〔本朝食鑑 十二 蛇〕蜥蜴（訓止加介、東俗訓加麻木豆知也字、）

釋名（源順和名、以蠑螈、蜥蜴、蠑螈、石龍子、守宮、併訓止加介、必大按、以此數名爲一類、則恐有誤矣、詳見異同、今以蜥蜴訓止加介、石龍子別一種、）

集解、蜥蜴在于庭園草石之間、或上堦砌、度牆壁、見人似不懼、漸漸而去、頭方腹圓、肥形細七八寸、大者尺許、尾長四足、灰褐色有光、頭角兩端有青白條、及背亦有、性有毒、其交青翠色者、全紺青色者、呼稱青蜥蜴、最多毒、自古毒于人者、采而收貯之、以青者爲上、又有雙尾者、言是毒最甚、一種在山中石間者、山

龍子、石龍子、石蜥蜴也、狀似蜥蜴、而頭扁腹大、細鱗紋、金碧色、其五色全備者爲雄、今甲信之深山石間多蜥蜴、其中希有石龍子、然其長者不過七八寸、予近於藥肆見有罵華之石龍子者、長三尺餘、大如老鼯、若斯者、本邦未見之、故價貴難得、以彼入耆婆萬病圓中、則功驗十倍爾、（下略）○

〔和漢三才圖會　四十五龍蛇〕蜥蜴蜥（とかけ）　石龍子　石蜴　山龍子　泉龍　豬婆蛇（俗）　和名止加介（中略）○

按蜥蜴有數種、無骨易斷、小兒戲輕敲、則斷爲二三、其頭走、尾紆曲、如活者、其大四五寸、不過七八寸、大抵黃褐色、而背有青白色縱斑、頭微尖尾長、去足乃似奈久曾蛇、而領赤、此常蜥蜴也、狀相似而色有濃淡之異者多、（中略）○

蛤蚧（あをとかげ）　蛤蟹　僊蟾　嶺南人呼蛙爲蛤、因其首如蛙名之、　俗云青止加介（中略）○

按、蛤蚧（俗云青蜥蜴）小者三四寸、大者七八寸、背青綠色、而光有縱斑文、腹白口大、又有青綠光而無襍色者、雌雄抱負、人捕之、則鳴如曰蚧、最有毒、猫食之嘔吐煩悶、人誤煮食之有中毒至死者、今人恐不藥入用、其尾脆易斷、

〔重修本草綱目啓蒙　二十八下龍蛇〕石龍子　トカケ（和名鈔、備前、京、）　トカゲ（江戸、水戸、佐州、）　トカキ（京中略）○

夏月人家墻壁砌石ノ邊ニ徐行シ、人ヲ見テ驚カズ、人ヲ螫サズ、形蛇ニ而小ク、四足長尾アリテ、體ニ細鱗アリ、長サ六七寸ニシテ肥エ、茶褐色光アリ、一種瘠小クシテ、長サ二三寸、青色ヲ帶ビ、尾最青碧色ナル者ヲ、俗ニアヲトカキト呼ブ、皆雌雄アリ、俱ニ尾甚脆シ、若人ニ撃タルレバ便チ斷ズ、一種山野草莽中ニ居リ、人ヲ見レバ甚恐レ走ルモノヲ、シヽムシト云、一名シヽムシヤウ、（筑前）カナキチヨ、（仙臺）　形守宮（やもり）ニ似テ、瘠長サ六寸許、灰色、或ハ褐色ニシテ、背ニ黑條一道アリ、脇ニ黑斑アリ、四足ニ五指アリ、是蛇舅母ナリ、時珍生草澤間者ト云ヘル草間トハ、此蟲ヲ指スナリ、本草原始ニ、形大純黑者爲蛇醫、不入藥用ト云、一種止水淺井中ニ生ジ、形守宮ニ似テ、色深黑、腹赤ク尾扁ナルモノヲ、イモリト云、古名ノイモリニ非ズ、日州ニテイモラヒト呼ブ、是水蜥蜴、蠑螈ナリ、時

珍生草澤間ト云ヘル澤間トハ、此蟲ヲ指スナリ、守宮ノ條ニ方言ヲ引テ、在澤中者謂之蜥蜴、楚人謂之蠑螈ト云、中山傳信錄ニ、蜥蜴生水池中、紅腹背有金光ト云、皆イモリナリ、蜥蜴ハ石龍子ト同名ナリ、一名龍盆魚、北戸録 龍盤魚、物理小識 石龍子、蛇醫、蠑螈、守宮、皆四足アリテ混ジヤスシ、爾雅ニハ一物トス、李時珍ノ分別ヲ優レリトス、謝肇淛ノ説ハ宜カラズ、

〔下學集 上 氣形〕守宮(イモリ) 本名蜥蜴也、取蜥蜴、飼以丹砂、體盡赤時、擣之塗宮女之臂、若有姦犯、則其血消滅、故守宮也、○下略

〔大和本草 十四 蟲〕守宮(ヤモリ イモリ) 本草龍類ニ載タリ、國俗ニヤモリト云、カベニヲル蟲也、○中略 此血ヲ婦人ノ身ニヌレバヲチズ、姪事アレバヲツルト云此故ニ宮中ヲ守ルト云意ヲ以、守宮ト名ヅク此事淮南子博物志幷ニ顏師古ガ説ニ出ヅ、右ノ二書ニ用之法アリ、各カハレリ、本邦ニモ、是ニヨッテ古ヨリイモリノシルシト云ヘリ、○下略

〔本朝食鑑 十二 蛇〕蝘蜓 訓也毛利○

釋名守宮 源順訓止加介、必大按今之毛里也、

集解、狀似蜥蜴而短肥灰黑色、扁首長頸、眼大有光、背有細鱗文、四足身長不過六七寸、每在屋壁障屏窻戸之間、故宮廢宅尤多、而不畏人不害人、反首瞰人而去、能捕蝎蠅而食、江東諸州未見之、京師五畿及海西諸州有之、凡蠑螈、蝘蜓、亦有毒、而未聞有食之者也、

〔和漢三才圖會 四十五 龍蛇〕守宮(やもり) 蝘蜓 壁宮 壁虎 蝎虎 俗云也毛利、宮守之上略、○中略

按古者貴賤所居皆稱宮、至秦乃定爲至尊所居之稱矣、守宮(ヤムリ 今云屋守) 蠑螈(イモリ 今云井守) 一類二種、而所在與色異耳、又守宮不多淫、相傳蛙黽變爲守宮、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八 下 蟲〕守宮 〇イモリ古名 ヤモリ京 ○中略

夏月夜屋壁ニ居リ、或ハ木ニ緣リテ蟲ヲ採リ食フ、晝ハ伏シテ出デズ、形石龍子ノ如ク細鱗アリ、四足指頂圓ニシテ、蛤蚧ノ如シ尾長ク脆ク斷ジヤスシ、色ハ灰黑ニシテ黑斑アリ、或ハ深ク、或ハ

淡シ、時ニ尾ヲ擧ゲ、旋轉シテ鳴ク、

〔和漢三才圖會 四十五 龍蛇〕避役 十二時蟲

本綱宮州交州生人家籬壁樹木間、守宮之類也、大小如指、狀同守宮、而腦上連背有肉鬣、如冠幘、長頸長足、身靑色、大者長尺許、尾與身等、嚙人不可救、其首隨十二時變色、見者主有喜慶、又云不能變十二色、但黃褐靑赤四色而已、蓋是五色守宮焉、嘗云、守宮以朱飼之滿三斤、殺乾末以塗女人身、有交接事便脫、不爾如赤誌之說、萬畢術博物志墨客揮犀皆有其法、大抵不眞、恐別有術矣、所謂守宮者恐此十二時蟲矣、至尋常守宮、既不堪點臂、亦未有螫人至死者也、

〔傍廂 後篇〕ゐもり やもり とかげ

和名抄に、蝘蜓、一名蜥蜴、一名蠑螈、本草云、龍子、一名守宮、和名止加介、蘇敬注云、常在屋壁、故名守宮也とありて、ゐもり、やもりも、ひとつに擧げられたり、これをわけていへば、蝘蜓はゐもりにて、守宮はやもりにて、龍子はとかげなるべし、水中に在りて、堰塘の水を守る義にて、ゐもりといひ、家の籬壁の間に居るを、屋を守る義にて守宮といひ、草のかげ、石垣の間などに居るを、處蔭といふなるべし、今世男女の中の事につきて、水中のゐもりを黑燒に製するよしいへるは、據たがへるなるべし、陶弘景云、蝘蜓喜緣籬壁間、以朱飼之滿三斤、殺乾末塗女人身、有交接事便脫、不爾如赤誌、故名守宮、三蟲ともに毒蟲にて似よりたるものながら、とかげは美麗に見えて、やもりはきたなげに見ゆるものなり、ゐもりは小魚と同じさまに、小兒もとらへて、小器の水中に飼ひ置く事あり、女の身にぬるは、今のやもりなるべし、

〔三養雜記 四〕守宮の辨

ゐもり、やもりは、二蟲名實をある人問けるにこたへて云、昔より守宮をゐもりに充れど的當ならず、漢書顏師古註に、守宮蟲名也、術家云、以器養之、食以丹砂、滿七斤、擣治萬杵、以點女人體、終身不

滅、若有房中之事、即滅矣、言可以防閑淫逸、故謂守宮也とあるによれば、今のやもりに充べし、その殺は、守宮一名壁宮、また壁虎、蝎虎、蝘蜓ともいへり、陶弘景云、蝘蜓喜緣籬壁間、以朱飼之、滿三斤、殺乾末以塗女人身、有交接事便脱、不爾如赤誌、故名守宮とあり、この喜緣籬壁間といふにて、ゐもりにはあらで今いふやもりなること辨を待ずしてしらる、さてやもりといふ名は守宮の字によりて、みやもりの略語かともおもへど、さにはあらで、家をやといふこと常なれば、家に住よしにて家守の義あるべし、ゐもりは漢名ふるくは守宮にあつれど誤なり、近來物產家に、龍盤魚に充と、物理小識云、龍盤山乳洞、有金沙龍盤魚、皆四足脩尾丹腹、狀如守宮といふによるに、その名と實とあたれりやいなやをしらず、ゐもりといふ訓は、井守の義なり、井に住の意なり、

〔袖中抄六〕井もりのしるし。。。。。。

ぬぐくつのかさなることのかさなればゐもりのしるし今はあらじな

顯昭云、法華玄贊六云、守宮以血塗女人臂、必有私情、洗之不落、可以守宮云々、嘉祥法花義疏云、守宮者、蝀蛎蠶也、古人取此虫安置箱內、以朱飲之令赤、若王行不在、則取血題內人臂、有私情者、血流入皮肉、可以守宮人、故以名之、博物志云、以器養之、食以朱沙、體盡赤、重七斤、擣万杵、以點女人體、終身不滅、婬則點滅、故云守宮、漢武試之有驗也、

今付之案之、內傳には、婬すれば、うせずといひ、外典には婬すればうすといへり、すでに大に相違歟、但嘉祥疏に婬すれば血流入皮肉といへる文にて、心えあはするに、內傳には皮肉にしづみいればうせずと云ひ、外典には底にしづみてはだへのうへに見えねば、うすといへるか、

無名抄云、井ゐりといふ蟲は、ふるき井などに、とかげにて尾ながき蟲の、手足つきたる也、これはもろこしの事なめり、爰には蟲はあれどするやうをしらねば、つくる事なし、とをき所などへまかる時にかひなにつけつれば、あらひのごひなどすれど、おつる事なし、たゞお

とこのあたりに、よるをりにおつるなめり

忘るなよたぶさにつけし蟲の色のあせなば人にいかにこたへむ、返し

あせぬとも我ぬりかへむもろこしのゐもりもまもるかぎりこそあれ、

ぬぐくつのかさなることのかさなればとよめるは、めのみそかごとするをりに、はきたるくつの、をのづからかさなりて、ぬぎをかるゝなり、さてかくはよめる也、○中略

私云、井もりを守宮といふ樣を、釋すれば、帝皇のあるき給とき、宮人の臂にぬるが故に、宮をまもるといへり、然ばたゞの人はいかゞすらん、

〔塵嚢抄五〕ヰモリノシルシト云ハ、何事ゾ、

是和漢共沙汰アル事ナリ、イモリトハ、守宮共書ケリ、法華經ニモ侍ベリ、其本ノ名ハ蜥蜴也、是ノ血ヲ取テ、宮人ノ臂等ニ塗事アリ、其蟲取蜥蜴、飼以丹砂、體盡赤時、搗之、其血ヲ宮女ノ臂ニ塗ニ、何ニ洗ヒ拭ヘ共、更ニ落ル事ナシ、然共有婬犯、其血則消失スルナリ、此ヲ以テ、敢テ不調ノ儀ナシ、仍守宮トハ云也、サレバ古詩ニモ

臂上守宮何日消　鹿葱花落涙如雨ト云リ、鹿葱ハ宜男草也、○下略

〔赤染衛門集〕又いひたる

むしのちをつぶして身にはつけずとも思ひそめつる色なたがへそ

かへし

むしならぬ心をだにもつぶさでは何につけてかおもひそむべき

〔夫木和歌抄二十七守宮〕十題百首　寂蓮法師

ゐもりすむ山下水のあきの色はむすぶてにつくしるし也けり○中略

建保四年内裏十首歌合　二條院讃岐

うたがひしゐもりの跡はそれながら人の心のあせにけるかな

○按ズルニ、古ク守宮ヲ蝘蜓及ビ龍盤魚ト相混ジ、其區別明カナラザルモノ多シ、宜シク各條ヲ參看スベシ、

〔類聚名義抄 十虫〕蝘蜓 上、井○モ○リ○、

〔新撰字鏡 虫〕蛸 一全反、蠑也、井中虫、蜿也、棹也、井○毛○利、

〔袖中抄 六〕井もりのしるし 略○中 無名抄云、井もりといふ蟲は、ふるき井などに、とかげにて尾ながき蟲の、手足つきたる也、

〔大和本草 十四蟲〕龍盤魚 略○中 井中又水溝ニ生ズ、腹赤ク背黑ク、形守宮ニ似タリ、田家ノ井中ニ多シ、土人コレヲ惡マズ、毒ナシト云、井中ニヲルユヘ、井モリト云、イモリノシルシノ事ハ是ニアラズ、守宮ノコトナリ、

〔本朝食鑑 十二蛇〕蠑螈 訓二伊毛里一 集解、狀似二蜥蜴一而小頭大、於蜥蜴一而扁圓、背青黑色、腹赤四足極小、毎在二草澤山地之中一、性淫能交、故自古作二房中術一者取レ血以塗二女身一、則如二赤誌一、若有二交接事一便脫、歌人稱二蝪誌一、又歌書所レ謂、用二蝪血一塗二宮女之臂一、待二遇王之行一、則得レ寵、故號二守宮一、按今此二說、以二蝪字一訓二伊毛利一、或作二守宮一、是恐有レ誤矣、守宮者蝘蜓、毎在二屋壁間一、故名也、又古歌謂、伊毛利須無山下水乃秋乃色者無須武手爾津久志留志也計里、然則蝪誌爲二蠑螈一、凡蜥蜴、蠑螈、蝘蜓、自レ古相混歟、事詳二于異同一、

〔和漢三才圖會 四十五龍蛇〕蠑螈 蚖 蚖 蛐醫 蛐師 蛐蜴母 俗云井毛利 略○中

按蠑螈生二草澤溪澗及野井中一、俗稱二井守一、形似二蜥蜴一而小、全體正黑、止腹微赤、有二小黑點一、頭圓扁口大、性淫能交、夜深至二丑時一多出、土人候二其時一取レ之、畜二於水中一、俗傳曰、捕二其合交者一、雄與レ雌隔レ山燒レ之、以爲二媚藥一、壯夫爭求レ之、蛤蚧最爲レ佳、然未レ試二其効一也、所レ謂入レ水與レ魚合交者、石斑魚乎、又謂青黃色、或白斑者未レ審、

蝦蟇名稱

〔本草和名 蟲魚十六〕鼃 仁諝音胡媧反 一名長股、一名土鴨、大而青脊者 蛤子 黒色 鼃子 小形鳴喚、已上三種出陶景注 一名蟾、音玉綺反 一名蝬蝈、已上出兼名苑 和名加倍留。。。

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蝦蟇 蝌斗附 唐韻云、蛙 烏媧反、古文作鼃、和名賀閉流、蝦蟇也、兼名苑云、蝦蟇 遐麻二音 一名蟾蝈 蟾國二音 唐韻云、蛞蝓 活東二音 蝌斗也、蝌蚪 科斗二音 蝦蟇子也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕廣韻蝸作媧、按字異音同、然此引唐韻則作媧爲是、本草和名引仁諝音亦作媧、干祿字書云、蛙鼃、上通下正、說文有鼃無蛙、顏氏以鼃爲正字、是此云古文非是、鼃字後人變黽从虫作蛙、其字與蚳畫字混、畫蠆也、史記律書、北至於畫、畫者主毒螫殺萬物也、是也、孟子蚳鼃、當作蚳畫、畫以是物爲名也、今本从黽从氐皆誤、○中略 本草和名鼃、和名加倍留、新撰字鏡蛙、訓加比留、按蛙今俗呼阿乎加閉流、又足長鼃者是也加閉流、蛙蝦蟇之總稱耳谷川氏曰蝦蟇轉、遐奏遠處、暮還本處、故名加閉流、○中略 廣韻也作屬、今本說文云、鼃蝦蟆也、與此所引唐韻合、段玉裁曰、韻會所據說文作屬、今本說文作也誤、蝦蟆與詹諸小別、鼃則與蝦蟆大別、而其形相似、故言屬而別見、按玉篇云、蝦蟇也、是顧孫二氏所見說文亦似不作屬、蓋統言之、廣雅釋魚、國語晉語、晉書音義、後漢書張衡傳注、列子天瑞篇釋文、禮記月令釋文、皆云鼃蝦蟇也、越語注鼃黽蝦蟇也亦皆是也、然其實鼃與蝦蟇二物不同、故荀子正論篇注、鼃蝦蟇類也、莊子秋水篇釋文引司馬注云、鼃水蟲、形似蝦蟆、晉書音義下引字林云、鼃似蝦蟇、周禮序官蟈氏注云、鼃蝦蟇屬、漢書武帝紀元鼎五年鼃蝦蟇鬭皆可以證非一物、故本草以蝦蟇鼃爲二物、蜀本注亦云、蛙蝦蟇屬也、廣韻云、蛙蝦蟇屬、唐韻同、源君引作也恐誤、按蝦蟆形狀、陳藏器所說最詳、蟾蜍條引之、鼃別錄云、鼃一名長股、生水中、陶弘景注云、一種小形善鳴喚名鼃子、急就篇水蟲科斗鼃蝦蟇、顏師古注鼃、一名螻蝈色青小形而長股、蝦蟇一名螫、大腹而短脚、又事物異名、蛙色青、腹細嘴尖、後足長、秘傳花鏡、一蛙鳴百鼃皆鳴其聲甚壯、名鼃鼓、至秋則無聲矣、是可以見鼃之狀也、○中略 本草和名蝦蟇條云、一名蛙黽、一名蟈黽、一名長股、已上三名出兼名苑、

鼃條云、一名䵷一名螻蟈、已上出兼名苑、按禮記月令孟夏之月螻蟈鳴、注、螻蟈、蛙也、兼名苑蓋本於此、顏師古注急就篇亦云、鼃一名螻蟈、然則螻蟈鼃之別名、非蝦蟇之一名、然呂覽高注、以螻蟈爲蝦蟇、統言之也、源君從之、以蛙蝦蟇爲一物、故引兼名苑鼃一名螻蟈、改爲蝦蟇一名螻蟈也、按月令釋文引崔逸章句、以螻爲螻蛄、以蟈爲蛙、郝懿行曰、蛙與螻蛄並以立夏後鳴、故諸家異說、唯廣雅云、螻蜮、螻蛄也、此說得之、蜮蟈字同、見於說文、蟈蛄聲轉、故其字通、諸家紛如、不足辨矣、然則螻蟈其實非鼃、又非蝦蟇也、廣本國作蟈、按音蟈與廣韻合、在二十一麥、國在二十五德、作國恐誤、按說文、螻、螻蛄也、以蟈爲蜮異文、蜮短狐也、並非此義、○中略 廣韻斗下有蟲字、爾雅、科斗活東、孫氏本之、按玉篇蛞字注云、蛞蟲、虫部無蟲字、蛞䗂俗活東字耳、舍人本作顆東、科斗活東顆東、俱雙聲字也、○中略 廣韻同、郭璞注爾雅科斗活東云、蝦蟇子、孫氏蓋本之、玉篇蝌蚪蛞東子也、恐子上脫蝦蟇二字、蝌蚪亦俗科斗字、李時珍曰、蝌斗狀如河豚、頭圓身上黑色、始出有尾無足、稍大則足生尾脫、今俗呼於玉杓子、

〔類聚名義抄 蟲十〕蝦蟇カヘル 遐摩二音

〔物類稱呼 動物二〕蝦蟆かはづかへる　仙臺にて、ぴつきと云、西國にて、ぴきと云、唐津にて、だんなんびきと云、土佐にて、ひき、又おんびき、又ゑやくたらうなど丶云、又一種小さく青色にして、木竹の枝に棲ものを、關東及畿內にて、土鳴(あまがへる)と云、九州にてほとけびき、又あまびきといふ、唐津にては、あをびきと云、○下略

〔重修本草綱目啓蒙 蟲二十八 濕生蟲 下〕蝦蟇　カヘル 和名鈔　ツチガヘル 同上　カハキバス 古歌　カハズ
京 カイル○同上、佐渡、中略　オンビキ　シヤクタラウ　クソヒキ　ヒキ 共同上 土州、中略　○クソガヘル
備前 中略 ○　ピキ 西國　ピッキ 仙臺

蝦蟆ニ限ラズ、蟾蜍モ遠處ニ移セバ必還リ來ル、故ニ皆カヘルト呼ブ、此類ノ形小ク體瘠テ、脚細長ナルヲ、カワズト云フ、皆水中ニ住ミ、夏夜鳴クコト聒シ、品類最多シ、

蝦蟇種類

〔後撰和歌集戀十二〕おとこの物などいひつかはしける女のゐなかの家にまかりて、たゝきけれども、きゝつけずやありけん、かどもあけずなりにければ、田のはとりに、かへるのなきけるをきゝて、　　　　よみ人しらず

足引の山田のそほづ打わびて獨かへるの音をぞ鳴ぬる

〔清輔朝臣集戀〕女をうらみて、いまはあはじとちかごとたてゝ後、もとよりけに、戀しかりければ、あをきすぢあるかみにて、かへるのうたをつくりてかきつけてやりける、

ちかひしをおもひかへるの人しれずくちから物をおもふころ哉

〔蜻蛉日記中ノ下〕山ごもりののちは、あまがへるといふなをつけられたりければかくものしけり、こなたざまならではうたもなどけしくて、

おほばこの神のたすけやなかりけんちぎりしことをおもひかへるは〇下略

〔延喜式八祝詞〕新年祭〇中略

皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極〇下略

〔祝詞考天〕他には、谷蟆とあり、こゝには字を略けり、ことばは、万葉に谷具久といへる是也、さて蝦蟆が一歩の一寸にもたらぬを、ものゝ狹きはみのたとへとす、

〔萬葉集六雜歌〕四年〇天平壬申、藤原宇合卿遣西海道節度使之時、高橋連蟲麻呂作歌一首并短歌〇中略

山彥乃、將應極、谷潜乃、狹渡極、國方乎、見之賜而、冬木成、春去行者、飛鳥乃、早御來、〇下略

〔和漢三才圖會五十四濕生蟲〕蝦蟇　蟼蟇　和名加閉流　俗云加波須　雖迯人、常慕而返、故名之、和名亦然、〇中略

〇〇黒虎　身小黒嘴脚小班、

〇〇黄駒　前脚大後腿小斑色、有尾子　條、

黃。蜫。　遍身黃色、腹下有脐帶、長五七分、住立處帶下、有自然汁出、

蛙。蝈。　即夜鳴、腰細口大、皮蒼黑色、月令所謂孟夏螻蝈鳴者是也、與螻蛄同名、

按、蝦蟇種類甚多、或時有蝦蟇合戰、以爲不祥、

〔新撰字鏡　虫〕蛙〈烏蝸反、阿万加戸留〉〇

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕蛙黽　本草云、蛙黽〈蛙音烏媧反、和名阿末加閉流、〉形小如蝦蟇、而青色者也、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲豸〕所引文千金翼方、證類本草、及陶蘇二注皆無載、未詳所出、按本草和名蝦蟇條引兼名苑注文、說文、黽、鼃也、从它象形、黽頭與它頭同、按單言鼃、複言鼃黽、其實不異、然則此所載蛙黽、即上條蛙也、不得充阿末加倍流、陶云、一種小形善鳴喚名蛙子、本草圖經云、鼃似蝦蟇、而背青綠色、與此所載形狀略同、即前條蛙是也、源君分載別訓非是、又泊宅編云、山間小青蛙、一名青𪁉、飛走竹樹上、如履平地、與葉色無別、每鳴則雨作、是即可以充阿末加倍流、福州府志雨鬼、漳州府志樹蛤亦當是

〔本朝食鑑　十二蛙〕蛙〈訓加閉流、和名阿末加閉流、〉

釋名〈源順曰、蛙黽形小如蝦蟇、而青色者也、蛙古文作鼃、蝦蟇也、和名賀閉流、蛞蟲蝌斗也、蝌蚪蝦蟇子也、青蝦蟇、大而青背、謂之土鴨、黑蝦蟇黑色、謂之蛤子、和名豆知加閉流、蛤大按、此說大抵似是、多非、詳于異同、〉

集解、蛙本作鼃、或䵷同、烏蝸切、狀似蝦蟇而最小、躍陸升木、宿水善鳴、長脚青色、田家卜水旱者、天欲雨時必多鳴、故通俗號雨蛙也、復有大於雨蛙、而背青綠色者、有黑褐色者、有背作黃路、如金線者、俱在水則鳴、在陸則跳、野人有食之者、其味稍佳、山東人生捕入熱湯中、剝皮投芥醋內而食、此稱目摺膾、以賞之、古亦有之、桃花老人公事根源謂、吉野國㯿人煮蛙號毛。瀰。而食之、以爲美味、然則本邦食蛙者久矣、

〔和漢三才圖會　五十四濕生蟲〕蛙〈あまがへる〉　鼃〈蛙同〉　長股　青雞　坐魚　田雞　蛤魚　和名阿末加閉流〇中略

按蛙如蝦蟇而小、背青綠、腹白大者不過寸半、將雨則鳴、故名雨蛙、俗傳云、蛙變爲守宮、其變也、抱屋

青蝦蟇

壁不敢動、不吃雨露三旬許而變色生尾、以行去、

青蝦蟇（和名阿乎加閉流）　俗名土鴨、大而青背、其鳴甚壯、爾雅所謂在水曰黽者是也、

金線蛙　似青蝦蟇、背作黃路、

黑蝦蟇（和名豆知加閉流）　黑色者、南人名蛤子、食之至美、以爲佳饌、卽今云水雞是也、

赤蝦蟇　按赤蝦蟇不載本草、然川澤有之、體瘦淺赤色、入五疳藥、以爲有効、但希有難得耳、

〔藤原長能集〕山寺にまうづる道に、木々のもと過るほどに、あまがへるのなきしかば、

あまがへる鳴や梢のしるべとてぬれなんものを行やわがせこ（せこ、一本作こま、）

〔新撰字鏡　虫〕蠍（居丙反、青加邊留、）

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕青蝦蟇　陶隱居本草注云、蝦蟇大而靑脊、謂之土鴨、（和名阿乎加閉流）

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕證類本草下品鼃條引云、大而青脊者、俗名土鴨、按鼃蝦蟇不同、上條已辨之、況陶謂蝦蟇卽蟾蜍、則引陶以土鴨爲蝦蟇大者誤、陶又云、土鴨其鳴甚壯、爾雅、在水者黽、郭注、耿黽也、似青蛙大腹、一名土鴨、（中略）本草和名土鴨在鼃條、別無和名、新撰字鏡、蠍青加邊留、

〔康頼本草　蟲魚部下品下〕鼃　和、安於加惠留、不拘時採之、　加倍留

〔塵袋　四〕一土鴨トカケルハ鳥ノ名歟

土鴨ヲバアヲガヘルトヨム、今ワラハベ勾當蟇ト云フモノ是也、アヲクビト云フ、カモノクビノアヲキニ似タレバカモトカケリ、ソラヲトブコトナケレバ、ツチノカモトハカクナリ、

〔重修本草綱目啓蒙　二十八下濕生蟲〕蝦蟇（中略）

鼃　アヲガヘル　アシナガ　ガヘル（同上）

カハズノ一種、綠色ニシテ、水中ニ住ミ、聒ク鳴ク者ナリ、（中略）秘傳花鏡ニ、一鼃鳴、百鼃皆鳴、其聲甚壯、名鼃鼓、至秋則無聲矣ト云フ、（中略）樹枝或ハ葉上ニ住ミ、雨フラントスル時ハ必ズ鳴ク、常ハ鳴

黑蝦蟇

カズ、

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕黑。蝦。蟇。　陶隱居本草注云、蝦蟇黑色、謂之蛤子、(和名加。閉。流。豆。知。)

〔箋注倭名類聚抄 蟲名八〕證類本草蠡條引云、又一種黑色南人名蛤子、此引云蝦蟇黑色、亦誤、下總本、陶隱居注作兼名苑注、恐非、○中略 本草圖經云、卽今所謂之蛤、亦名水雞是也、本草和名蛤子在蠡條、別無和名、按蛤是後世依鳴聲合々諧聲字、與蜃蛤字其原不同也、

赤蝦蟇

〔康頼本草 蟲魚部下品 下〕蝦　和、久呂加惠留、生水井田中、

〔重修本草綱目啓蒙 濕生蟲二十八下〕山。蛤。　ヤ。マ。ガ。ヘ。ル。　ア。カ。ガ。ヘ。ル。京。○中略 山谷ニ多シ、形龜ノ如クシテ、○中略 跳ルコト捷クシテ捕ヘガタシ、人コレヲ捕ヘ、皮ト腸トヲ去リ、醬油ニテ炙リ、小兒ニ與ヘ食ハシメ、疳疾ヲ治ス、○下略

〔日本山海名產圖會 二〕山蛤

山城嵯峨、又は丹波、播州小夜の山より多く出す、又攝津神崎の邊にも出せども、其性宜しからず、凡笹原茅原のくまにありて、是をとるには、小き網にて伏せ、又唐網のごとくなる物の龍頭を兩手に挾み、こまを廻すごとくひねりて打ば、網きりゝとまはりて、三尺四方許に廣がるなり、かくし得て腸を拔き、乾物として出す、其色桃色糯子のごとし、手足甚だ長く、目は鳳の宴に似たり、

蟾蜍

〔新撰字鏡 虫〕蚌　比。支。

〔本草和名 蟲魚十六〕蝦蟇　仁諝 麻二音 一名蟾蜍 楊玄操、上音占、下市余反、一名去甫 楊玄操 音秋　一名去甫、一名苦蠪、一名仇道、出小品方、一名蛙眼 英取反　一名螻眼、一名長股、已上三名、出兼名苑、　和名比支

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蟾蜍　兼名苑注云、蟾蜍 占余二音、蜍或作蠩、一音余、和名比木、似蝦蟇而大陸居者也、

〔箋注倭名類聚抄 蟲名八〕按爾雅鼀䗶蟾諸、郭注云、似蝦蟇居陸地、兼名苑注蓋本於此、說文、𧓍鼀詹諸、以脰鳴者、尙書大傳亦作詹諸、兼名苑作蟾蜍、俗字也、下總本無形字、廣本同、按證類本草云、蝦蟇一

名蟾蜍、陶隱居云、此是腹大皮上多痱磊者、故本草和名擧蝦蟇一名蟾蜍云、和名比支、月令正義引李巡注、蟾諸蝦蟆也、亦與本草同、證類本草引陳藏器云、蝦蟆蟾蜍二物各別、蝦蟆背有黑點、身小能跳接百蟲、解作呷々聲、在陂澤間、擧動極急、蟾蜍身大、背黑無點、多痱磊、不能跳、不解作聲、行動遲緩、在人家濕處、本經云、蝦蟆一名蟾蜍、誤矣、爾雅蟾諸郭注云、似蝦蟆、亦蟾諸蝦蟆不同、本草云、蝦蟆一名蟾蜍者、統言之耳、淮南子精神訓注、爾雅李巡注、後漢書張衡傳注、皆以蝦蟆注解蟾蜍、陶氏所說是蟾蜍非蝦蟆、源君訓蝦蟆爲加閉流、訓蟾蜍爲比歧、從析言之說也、按說文蝌鼁詹諸以脰鳴者、又云、光鼁詹諸也、其鳴詹諸、其皮鼁々、其行光々、又載䵶字云、鼁或从酋、又云、䵶䵹詹諸也、詩曰、得此䵶䵹、言其行䵹々、依之爾雅鼁䵶當作鼁䵹、若䵶䵹、又可知蟾蜍詹諸之俗字耳、

〔康賴本草 蟲魚部下品〕蝦蟇　和、比支加惠留、又云、比支、五月取陰東行者良、

〔醫心方 一諸藥和名〕蝦蟆　和名比支

〔類聚名義抄 十蟲〕蟾蜍　ヒキ 占徐二音

〔物類稱呼 二動物〕蟾蜍　ひきがへる　五畿內及參遠、又は越路などにて、ふくがへるといふ、伊賀伊勢にてひきごと、西國にてわくどう、又どつくう、又わくひき、又くつわびき、又鬼わくどう、又牛わくどうなどいふ、土佐にて、くつひき、又やどもりなどいふ、奥州にてひきだ、又びつき、又だいてんばいなどいふ、出羽秋田にてもつつけと云、房總にてあんがう、又をかまがへる、又、ふくあんごうと云、武八王子にて山あんかうと云、上野にて大ひき、又小なるをべつとうと云、江戶にて蟇どいふ、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八下濕生蟲〕蟾蜍　ヒキ 和名鈔　ヒキガヘル 江戶　フクガヘル 畿內、參州、遠州、越州、○中略

フルダ 仙臺中略○　クツヒキ 土州中略○　トンクワウ 薩州　ワコヒキ　ワクドウ　ワクヒキ 共同上筑

前、豐後○中略　ニウドウガヘル 石見中略○　トンヒキ 信州中略○　オホヒキ 上野中略○

夏月夜出テ蚊及ビ諸蟲ヲ食ヒ、晝ハ土石間ニ伏シテ出ザル、形大ニシテ大腹ナルカヘルナリ、中○

河蝦

中略數百年ヲ經テ形大ナル者、諸州ニアリ、勢州山田ニ近キ山中、及ビ江州八幡邊ノ山中ニ大蟾アリト云、又寛政七年六月、加州小松ノ近邊崩レテ、丈餘ノ死蟾出タリト云、又和州大瀧山中ニ、大サ六尺餘ナル者アリ、背上三人ヲ乘ベシト、採藥記ニ云ヘリ、○下略

〔今物語〕小侍從が子に、法橋實賢と云もの有けり、いかなりける事にか、世の人是をひきがへるといふ名をつけたりける、法眼をのぞみ申て、

法の橋のしたに年ふるひきがへる今ひとあがりとびあがらばや、と申たりければ、やがてなされにけり、

〔江戸塵拾 二〕大蟇

松平美濃守下屋敷本所に有、方三町餘の沼あり、此中に住む、一年故有て、此沼を埋べきよし被ㇾ申付、近々彌埋べき沙汰有しに、或日上屋敷の玄關にけんぼう小紋の上下著たる老人一人來りて、取次の士にいふ樣、私儀御下屋敷に住居仕る蟇にて御座候、此度私住居の沼を御埋被ㇾ成候御沙汰有ㇾ之段奉ㇾ承知候付參上仕候、何卒此儀御止被ㇾ下候樣に奉ㇾ願上候旨を申述候、其段可ㇾ申聞とて取次の侍退座して、怪しき事に思ひ、襖の隙より覗きみるに、けんぼう小紋の上下と見へしは、蟇が背中のまだらふなり、大さは人の居りたるが如く、兩眼かゞみの如し、卽刻美濃守へ申達ける處、口上之おもむき聞屆候よし挨拶あられ、沼を埋むる事を止られける、元文三年の事なり、

〔物類稱呼 二動物〕蝦蟇○中略按に、但馬國に一種河鹿(かじか)とよぶ有、谷川の流にすみて濁る水にはすまぬもの也、其聲鹿に似たり、故に河鹿と呼、魚に同名有、別物也、常の蛙の群る中へ放す時は則常の蛙聲をとゞむとなり、肥州にては、これをかはづと呼、常の蛙をばかへると呼也、古歌に蛙なくよしの丶川の瀧の上にとよみ、又みわ川の清き瀨など詠る類、是皆山蛙也、常の蛙は聲かまびすしく、山蛙は聲淸く寂しきものにて、鹿の聲ともきこえ、また鳥の鳴くともきこゆる物なりとぞ、無名

抄に、井堤の蛙のおもしろきよしを誌す、是山蛙也、近年江戸にもとめよせたりと聞り、余いまだ不レ知、

〔河蝦考〕万葉集に、河蝦鳴、また河津妻呼などよめる河蝦は、後の世に蛙鳴云々よめるものとは、おなじからず、〇中略河蝦と河鹿とのけぢめ、さだかならざるがうへに、後世加自加とよぶもの、魚と蟲と二種ありて、ともに古名にあらず、〇中略又二種なることをしらぬ人、一種によりて論ずるあり、〇中略今の世には、かはづといへば、春の田沼などに、うたてかしがましきまで鳴ものとのみおぼえて、秋のころ鳴ものとは思はざる人おほし、そは万葉の歌より後千百餘年、河蝦を秋の歌によむこと、たえてなかりしかば、さることにはあれど、いにしへに河津とよみしは、山川の清きながれにすみて、夏の末より秋かけて、さかりに聲めでたく鳴ものをいひて、春の田溝、すべて堪水に鳴ものをば蛙といひてかはづとは、いはざりけむ、万葉の歌にて見れば、河蝦は山川にすみて秋かけてなくものをいひしなり、古今集の序に、花に鳴うぐひす、水に住かはづの聲をきけば云云いへりしは、春と秋とをむかへてかける文なれば、河蝦は秋のものなることしるし、〇中略万葉十秋、雑、歌の中に詠レ蝦歌五首、皆山川にのみよみて、田沼などによめるはひとつもなし、このほかもみなしかり、

三吉野乃、石本不避、鳴川津、諾文鳴來、河乎淨、

神名火之、山下動、去水丹、川津鳴成、秋登將云鳥屋、

草枕、客爾物念、吾聞者、夕片設而、鳴川津可聞、

瀨乎速見、落當知足、白浪爾、川津鳴奈里、朝夕毎、

上瀨爾、川津妻呼、暮去者、衣手寒三、妻將枕跡香、〇中略

古今の序にいへるも、このものならでは、鶯の聲に對しがたし、〇中略河鹿といふ魚は、聲うるはし

く鳴もの也ともいひて、正しく實を志らざるの說どもなり、伊勢の久老〇荒木田神主の說に、〇中略或時京師人と、宮川の邊に、魚つりあそべるに、彼鳴聲をきゝて、いとうるはしき蝦なりといへり、〇中略さては河鹿といふは、魚にはあらで、蝦なるよしを志り、且田面に鳴蛙とは別なることを志れりとかゝれたり、〇中略又岡野磐根云、いにし年、常陸國麻生の殿の、難波より河鹿おほくめされて、器の中に飼置給ふを見たりしも、ちひさき蝦にてありしと、かたられたり、〇中略上田秋成が、俗に山かはづと呼て、音はさゝやかなる鈴をふりたつるごとく、たれも聞過がたくする物也といへるも、同じものなり、〇中略堀川後百首、時しもあれやみな淵山を朝ゆけばこのもかのもにかはづ鳴なり、とよめるも此類なり、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙二十八下濕生蟲〕蝦蟆〇中略

カジカハ、山谷淸流ニ住ム、京師川々ニ甚多シ、就中八瀨ノ產名アリ、形雨蛤ヨリ微大ニシテ、背ニ𤺋瘟アリ、色黑シ、又褐色ニシテ黑斑アルモノモアリ、更ゴトニ石上ニ出テ鳴ク、一箇鳴ケバ、擧族ミナ鳴ク、ソノ聲小ニシテ淸ク、抑揚多シ、七遍反スモノヲ上トス、好事ノ者、生蟲ヲ以テ畜フ、〇中略増、カジカ、一名ヤマガヘル、タニガヘル、キデノカハズトモ云フ、手足ノ指頭ニ玉ノ如ク圓ニ泡タルモノアリ、取テ池中ニ放テバ、他ノカハズ鳴カズト云フ、

〔萬葉集六雜歌〕按作村主益人歌一首

不所念、來座君乎、佐保川乃、河蝦不令聞、還都流香聞、

〔萬葉集八春雜歌〕厚見王歌一首

河津鳴、甘南備河爾、陰所見、今哉開良武、山振之花、

〔萬葉集十秋相聞〕寄蝦

朝霞、鹿火屋之下爾、鳴蝦、聲谷聞者、吾將戀八方、

〔古今和歌集序〕花になくうぐひす、水にすむかはづの聲をきけば、いきとしいけるもの、いづれか歌をよまざりける、

〔後撰和歌集雜十八〕かはづをきゝて　よみ人しらず

我やどにあひやどりしてすむかはづよるになればや物はかなしき

〔後拾遺和歌集春二〕長久二年弘徽殿女御家歌合に、かはづをよめる、　良暹法師

みがくれてすだく蛙のもろ聲にさはぎぞわたる井手のうき草

〔新古今和歌集春二〕延喜十三年亭子院歌合歌　藤原興風

あし曳の山吹の花散にけり井手のかはづは今やなくらむ

〔無名秘抄〕井手の河津と申ことこそ、やうある事にて侍れ、よの人思ひて侍るは、たゞかへるをみなかはづといふと思へり、それもたがひ侍らねど、かはづと申かへるは、外にはさらに侍らず、たゞこの井ての河にのみ侍る也、色黒きやうにて、いとおほきにもあらず、よのつねのかへるのやうに、あらはにおどりあるく事などもいとも侍らず、常に水にのみすみて、夜ふくるほどに、かれがなきたる聲、いみじく心すみ、ものあはれなる聲にてなん侍る、春夏のころ、かならずおはして聞給へと申しかど、其のちとかくまぎれて、いまだ尋ずとなん語侍し、○下略

〔袋草紙三〕加久夜長帶刀節信ハ數奇者也、始テ逢二能因一テ、相互ニ有二感緒一、能因云、今日見參ノ引出物ニ可レ見物侍リトテ、自二懷中一錦小袋ヲ取出、其中ニ鉋屑一筋アリ、示云是ハ吾重寶也、長柄橋造之時鉋クヅナリト云々、于レ時節信喜悦甚テ、又自二懷中一紙ニ裹メル物ヲ取出、開レ之見ニ、カレタルカヘルナリ、コレハ井堤ノカハヅニ侍云云、共ニ感歎シテ各懷レ之退散云々、

〔河蝦考〕おひつぎの考○中略幾度も玉川にゆきて、下つ瀬六合のわたりより二子のわたりをさかのぼり、○中略青梅の里にい

たり、〇中略卯月の始ッかた、河原におり立て、かなたこなた見めぐるに、〇中略河の洲の石あるかたに、ほのかにあはれなる聲のヒウ〳〵ときこゆ、小鳥などの鑵にやと思ふばかりなり、人々あれは何の音ぞやと打みるに、さるものもみえず、猶ことかたにもなくは、河。蝦。な。め。り。と、耳そばたててきけば、いとあはれにうるはしき物から、浪の音に打けたれて、ほのかなれど、小田につねきゝつる蛙のにるべくもあらず、夏の末より秋にいたりなば、いかばかりうるはしからんと思ひやらる、去年の秋よりおもひ立て、こゝろを盡し、この春も二月ばかりより、玉川におり立て、下つ瀬より河につきて、二十里にちかき間を、〇中略さかのぼりたるかひありて、秋をもまたで、その聲をきゝぬるこそうれしけれ、人々そのかはづ得てしがなとて、〇中略あさりみれど見えず、たゞ水の底にて鳴やうにきこゆ、後によく〳〵みとめつれば、みな水中より出たる、黑き石の上、いはほの間などのかすかなる處に、同じ黑色なるちひさき蝦の、とりつき居てなけば、ふとはみえざるものなり、〇下略

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮、時國樔人來朝之、〇中略夫國樔者、其爲人甚淳朴也、毎取山菓食、亦煮蝦蟆爲上味、名曰毛瀰、〇下略

〔扶桑略記四皇極〕三年十一月、〇中略王宮〇中略有一蟇、如人立行、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年七月庚寅、大宰府言、肥後國八代郡正倉院北畔、蝦蟆陳列廣可七丈、南向而去、及于日暮、不知去處、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年五月癸未、攝津職言、今月七日卯時、蝦蟇二万許、長可四分、其色黑斑、從難波市南道、南行池、列可三町、隨道南行、入四天王寺內、至於午時、皆悉散去、

〔水鏡下桓武〕同〇延曆三年五月七日、かへる三萬ばかりあつまりて、三町ばかりにつらなりて、難波より天王寺へまいりにき、此事都うつりのあるべき相なりと申あへりし程に、廿六日にやましろ

のながをかに京たつべしといふ事いできて、人々をつかはして、そのところをさだめさせたまひき、

〔今昔物語二十八〕近衛御門倒人蝦蟆語第卅一

今昔□□天皇ノ御代ニ、近衛ノ御門ニ人倒ス蝦蟆有ケリ、何也ケル事ニカ有ラム、近衛ノ御門ノ内ニ大キナル蝦蟆一ツ有テ生、夕暮ニ成ヌレバ出來テ、只平ナル石ノ樣ニテ有ケレバ、内ヘ參リ罷出ル上下ノ人、此レヲ踏テ不倒ヌ人无カリケリ、人倒レヌレバ、卽チ逼躍レテ失ニケリ、後々ニハ人此ク知ニケレドモ、何ナルコトニカ有ケム、同ジ人此レヲ踏テ返々ル倒レケル、而ル間一人ノ大學ノ衆有ケリ、世ノ鳴呼ノ者ニテ、糸痛ウ物咲ヒシテ物謗リ爲ル者ニテゾ有ケル、其レガ此ノ蝦蟆ノ人倒ス事ヲ聞テ、一度コソ錯テ倒レメ、然ダニ知リ得ナムニハ、押倒ス人有ト云フトモ、倒レナムーヤト云テ、暗ク成ル程ニ、大學ヨリ出テ、内邊ノ女房ノ知タリケルニ、物云ハムトテ行ケルニ、近衛ノ御門ノ内ニ、蝦蟆平ミテ居ケリ、大學ノ衆イデ然リトモ、然樣ニハ人ヲコソ謀カルトモ、我レヲバ謀ラムヤト云テ、平ミ居ル蝦蟆ヲ踊リ越ル程ニ、押入タリケル冠也ケレバ、冠落ニケルヲ不知ズニ、其ノ冠、沓ニ當タリケルヲ、此奴ノ、人倒スハ、己レハ己ハト云テ、踏□□ニ巾子ノ强クテ急トモ不□ザリケレバ、蟾蜍ノ盜人ノ奴ハ、此ク强キゾカシト云テ、无キ力ヲ發テ、无下ニ踏入ル、時ニ内ヨリ火ヲ燃シテ、前ニ立テ、上達部ノ出給ヒケレバ、大學ノ衆、橋ノ許ニ突居ヌ、前駈共火ヲ打振ッヽ、見ルニ、□□ニ表ノ衣著タル者ノ、髻ヲ放チ居タレバ、此ハ何ゾ何ゾト云テ見騷グニ、大學ノ衆音ヲ擧テ、自然ラ音ニモ聞食スラム、記傳學生藤原ノ某、兼テハ近衛ノ御門ニ人倒ス蝦蟆ノ追捕使ト名乘ルニ、此云フハ何ゾナド云テ、咲ヒ喤テ、此引出ヨ見ムト云テ、雜色共寄テ引ク程ニ、表モ引破テ損ジケレバ、大學ノ衆侘テ、頭ヲ掻捜ルニ冠モ无レバ、此ハ雜色共ノ取ツル也ケリト思テ、其ノ冠ヲバ何シニ取ツルゾ、其レ得サセヨ、得サセヨト云テ、走テ追ケル程ニ、近衛ノ

大路ニ低ニ倒レニケリ、〇中略古ヘハ此ク世ノ鳴呼ノ者ノ有ケル也、〇下略

〔今昔物語〕二十四安倍晴明隨忠行習道語第十六

今昔、天文博士安倍晴明ト云陰陽師有ケリ、〇中略廣澤ノ寛朝僧正ト申ケル人ノ御房ニ參リ、物申シ承ハリケル間、若キ君達僧共有テ、晴明ニ物語ナドシテ云ク、其識神ヲ仕ヒ給フナルハ、忽ニ人ヲバ殺シ給フラムヤト、晴明道ノ大事ヲ此ク現ニモ問ヒ給フカナト云テ、安クハ否不殺、少シカタニ入テ候ヘバ必ズ殺シテム、虫ナドヲバ塵許ノ事セムニ必ズ殺シツベキニテ、生ク樣ヲ不知バ罪ヲ得ヌベケレバ由无キ也ナド云フ程ニ、庭ヨリ蝦蟆ノ五ツ、六ツ許踊リツヽ、池ノ邊樣ニ行ケルヲ、君達而レバ彼一ツ殺シ給ヘ、試ムト云ケレバ、晴明罪造リ給フ君カナ、而ルニテモ試ミ給ハムト有レバトテ、草ノ葉ヲ摘切テ物ヲ讀樣ニシテ、蝦蟆ノ方ヘ投遣タリケレバ、其ノ草ノ葉蝦蟆ノ上ニ懸ルト見ケル程ニ、蝦蟆ハ眞平ニ□テ死タリケル、僧共是ヲ見テ色ヲ失テナム恐ヂ怖レケル、

〔百錬抄〕六崇德保延四年三月廿一日、神泉內蝦蟇鬪諍、

〔本朝世紀〕仁平元年四月二日癸卯、二條櫛笥小路池水邊、蝦蟆相鬪、

〔百錬抄〕八高倉治承四年三月十六日、於海橋立池、蝦虵合戰、互決雌雄、又蝦蟆食殺虵、見者如垣、賀茂上社同有此事云々、

〔百錬抄〕九安德壽永二年十二月廿五日、於鳥羽南樓門外、蛙與虵合戰、虵死去、謂咎徵、

〔明月記〕寬喜二年六月廿四日、東小壺有虵、以友村令取弃、腹中飲物出庭中之間、漸吐出之、蛙也、未死漸搖、令入水中、無事存命云々、於虵弃川原、蛙已生、非惡事哉、

〔古今著聞集〕二十魚虫禽獸寬喜三年夏の比、高陽院殿の南の大路に堀有、蝦數千あつまりて、方ぎりてくひあひけり、ひとつがいくくひあひて、或はくひころし、或はかたいきして、はらじろに成て

蝌斗

有けり、又も〳〵多くあつまる事かぎりなし、ある者心みにくちなはを一もとめて、その中へなげ入たりけるに、すこしもおそるゝ事なし、くちなはも又のまん共せず、にげさりにけり、京中の者市をなして見物しけり、ふるくも蝦のたゝかひはありけるとかや、

〔百錬抄 十六 後深草〕寳治元年正月十七日辛未、今日關東若宮〇鶴岡神前、蝦蟆數十万充滿、亥子時人々見付之、翌朝失畢之由、後日風聞、

〔類聚名物考 和歌十六〕住吉記考　住吉の忘草の事

紀叔貞(ヨシサダ)住吉の浦に行て忘草をたづねければ、美女にあへり、來會を契りてわかれけるに、後の日行けるに、かの女來らず、つれ〴〵としてある所に、蛙の濱をあゆみ行あとをみれば、歌なり、

住よしの濱の見るめもわすれねばかりにも人にまたとはれけり

〔徒然草 上〕綾小路宮のおはします、小坂殿のむねに、いつぞや繩をひかれたりしかば、かのためしおもひ出られ侍りしに、誠や烏のむれゐて、池の蛙をとりければ、御覽じかなしませ給てなんと、人のかたりしこそさてはいみじくこそと覺しか、

〔駿府政事錄〕慶長十九年十二月六日、今午剋甲山邊路次傍一二間四方草深處、蛙不知幾千万數噉合戰一時計、諸人見之、寒天之時分、殊奇怪也、

〔結毦錄 下〕蛙鬪事

正德三年二月、北野連歌堂ノ前ノ池ニ、蛙數萬聚リテ鬪フ、或人云、是異事ニ非ズ、蛙ノ交ルナリト、

〔和漢三才圖會 五十四 濕生蟲〕蝌斗(かへるこ)　活師　活東　玄魚　懸針　水仙子　加閉流古〇中略

按蝌斗、處處池澤多有、如上所說、其如黑繩者既孚爲科斗、尾脫足生、爲小蝦蟇、芒種後半寸許、小蝦蟇多出、跳阡陌者、卽成長者也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八 下 濕生蟲〕蝦蟇〇中略

蝌斗　カ○イ○ル○コ○〇中略　オ○タ○マ○ジ○ヤ○ク○シ○江戸〇中略

春月池澤小水中ニ淡鼠色透徹シテ、中ニ烏麻(クロゴマ)ノ如キ小黒點アル者多シ、長クシテ縄索ノ如ク丈餘ニ至ル、是蟾蜍ノ胎ナリ、蝦蟆ノ胎ハ、圓塊ヲナシテ長カラズ、大サ六寸許、毬形ノ如シ色白シ、小黒卵日ヲ歴テ漸ク大ニナリ、科斗出色深黒ナリ、蝦蟆ニハ白斑アリ、皆初ハ頭圓大、身ハ狹長ニシテ尾アリ、稍大ナル時ハ、尾脱シ足ヲ生ズ、○下略

〔四季物語四月〕みくさ清きあせの夕くれは、秋ならねどもあはれおほかれど、蛙といふものは、えせたるむしにて、人の足になれ來て、ともすれば沓の下にしかれて、うでをひしがれ、身をあやぶむ、律だつひじりなどは、此比はあしをとゞむるも、むづかしき身なるべし、○下略

〔沙石集五上〕學生之蟻蟎之問答事

アル池ノ中ニ蛇ト龜ト蛙ト知音ニテ侍リケリ、天下旱シテ、池ノ水モ枯、食物モナフシテウヱテツレ〲ナリケル時、蛇龜ヲ使者トシテ蛙ノモトヘ時程オハシマセ、見參セムト云ニ、蛙返事ニ偈ヲ説テ飢渇ニセメラレヌレバ、仁義ヲワスレテ、食ヲノミ思フ、情モ好モ、ヨノツネノ時コソアレ、カヽル時ナレバ、エマイラジトゾ返事シケル、○下略

〔塵袋九〕一井ノ中ノカヘルト云フ、ソノ説如何、

莊子井蛙笑於海ト云ヘルコトアリ、此ヨリイフ事歟、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕蝦蟇を投て嬲り殺し、地に少坎を掘り、車前草を襯(シキ)て死たるかへるを其上におき、又車前草を覆ひ、小兒其周りに居て、かへるどのお死にやつた、おんばく殿の御とむらひと、聲々にいひて祝(マジナ)ふに、須臾ありてかへる蘇(ヨミガヘ)る、此事古き事と見えたり、毛詩芣苢の郭璞が疏曰、今車前草大葉長穗、江東呼蝦蟇衣、陸璣草木疏にも、車前草一名蝦蟇衣とあり、本草啓蒙に、車前カヘルは南部仙臺また漢名を擧たる内、蝦蟇葉青浦縣志か、れば、陸奥にてカヘルハと云ふは、彼兒戯より名づけて、漢土の名に符合せ

しなり、○中略おほばこの神とは、かへるに奇功のあるをいふなり、○下略

古事類苑

動物部十四

蟲中

螢

〔新撰字鏡 虫〕螢 力人反、螢、保太留

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕螢 兼名苑云、螢胡丁反、一名熠燿上以入反、下和名保太流、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲豸〕按本草古今注並云、螢火一名熠燿、兼名苑蓋本於此、說文無螢字、古用熒、爾雅熒火即炤、郭注、夜飛腹下有火、○中略陶注本草云、螢火此是腐草及爛竹根所化、初猶未如蟲、腹下已有光、數日已變而能飛、蜀本注云、此蟲是朽草所化也、衍義云、螢常在大暑前後飛出、月令腐草爲螢、然非陰溼處終無、郝氏曰、今驗螢火有二種、一種飛者、形小頭赤、一種無翼、形似大蛆、灰黑色、而腹下火光大於飛者、及詩所謂宵行、爾雅之即炤、亦當兼此二種、但說者止見飛蟲耳、

〔類聚名義抄 虫十〕螢 ホタル

〔下學集 上氣形〕螢 ホタル 腐草化成者也

〔八雲御抄 三下虫〕螢 あきかせふくとかりにつくと云り　夏虫共云

〔日本釋名 中蟲〕螢 ホタル　ほは火也、たるは埀也、埀は下へさがりたる丶也、

〔東雅 二十蟲豸〕螢ホタル　葦原中國に道速振荒振神等多有て、夜者若燿螢火而喧響といふ事、舊事紀にみえたれば、此物の名上世にすでに聞えたる也、ホタルとは、たとへば爾雅に螢火即炤とみえしが如く、ホは火也、タルは炤也、テルといひ、タルといふは、轉語なる也、萬葉集抄に、ホトロといふ

ことばを釋して、ホドロとはヒカルといふ詞也、ヒカル虫をホタルといふがごとしとみえし、卽是也、

〔日本書紀 神代二〕螢火光神(ホタルビノカヽヤクカミ)

〔釋日本紀 述義八 四〕以神之威光、喩螢火之光者也、

〔大和本草 蟲 十四〕螢火(ホタル) ホハ火ナリ、タルハ垂也、下體光ル、故名トス、大小二種アリ、山中ノ川ノ邊ニ多シ、勢田宇治ニハ螢火多クシテ賣之、賣螢火事、和漢メヅラシ、○中略詩經ニ熠燿タル宵行トイヘリ、宵行ハ卽螢也、

〔重修本草綱目啓蒙 化生蟲 二十八〕螢火 ホタル和名鈔 ナツムシ古歌 ○中略
螢ハ夏初油菜稍ヲ刈ノ候、多ク出、大中小ノ三品アリ、皆水蟲ヨリ羽化シテ出、夏後卵ヲ生ジテ、復水蟲トナル、腐草化シテ螢ト成ルニ非ズ、雄ナル者ハ光大ナリ、雌ナル者ハ光小ナリ、川ノ大小ヲ問ハズ、年中水ノ斷ザル川筋ニ多シ、城州宇治川、和州宇陀川、江州西黒津大日山田上八島ノ螢火名産ナリ、ソノ形尋常ノ者ヨリ大ナリ、大ナル者ハ、ウシボウタル越前ト云フ、

〔蟲譜圖說 卵生蟲 八〕集解、時珍說、螢有三種ト言モノハ、頭及甲黒ク、背赤キ小蟲ナリ、今オシナベテホタロト呼者ナリ、ムシホタロハ蠋ノ類ナリ、ウジホタロハ、土ニ生ル蠶ノ類ニシテ、物各異リ、

〔つれ〴〵草拾遺〕腐草化して螢となるとはいへど、水にすむ尖螺といふもの、田贏のやうにて、ほそながきが、化してほたるとなるよし、東國の人は申侍る、久我殿の池にはやくほたるおほかりしが、家鳧をおほく飼けるのちは、ほたるまれ〳〵になりにける、かのみらを、家鳧の喰ひ盡し侍りけんかし、

〔空穗物語 初秋〕螢おはします御前わたりに、みつよつつれてとびありく、これがひかりに、ものは見えぬべかめりとおぼして、たちはしりて、みなとらへて御そでにつゝみて御らんずるに、あま

たあらんは、よかりぬべければ、やがてわらはやさぶらふ、螢すこしもとめよやかのふみ思ひ出んと仰らる、殿上わらはは、夜ふけぬれば、さぶらはぬうちにも、なかたゞの朝臣、承りたる樣ありて、水のほとり、草のわたりにありき、多くの螢をとらへて、朝服のそでにつゝみてもて參りて、くらき所にたちて、この螢をつゝみながら、うそぶく時に、上いとしく御らんじつけて、なほしの御袖にうつしとりて、つゝみかくしてもてまゐり給ひて、内侍のかみのさぶらひ給ふ、几帳のかたびらをうちかけ給ふに、かの内侍のかみの、ほどちかきに、この螢をさしよせて、つゝみながら、うそぶき給へば、さるうすものゝ御なほしにぞ、たゞつゝまれたれば、殘る所なくみゆる、

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、人のむすめのかしづく、いかで此男に物いはんと思ひけり、〇中略時はみな月のつごもりいとあつきころほひに、よひはあそびをりて、夜ふけてやゝすゞしき風ふきけり、ほたるたかうとびあがる、この男見ふせりて、

　ゆくほたる雲のうへまでいぬべくは秋風ふくと雁につげこせ〇下略

〔大和物語上〕桂の見こに、式部卿の宮すみ給ける時、その宮にさぶらひけるうなゐなん、このおとこ宮をいとめでたしと思ひかけ奉りけるをも、えしり給はざりけり、ほたるのとびありけるを、かれとらへてと、此わらはにのたまはせければ、かざみ〇汗衫の袖にほたるをとらへて、つゝみて御覽せさすとて、聞えさせける、〇歌略

〔源氏物語二十五螢〕み木丁のかたびらを、ひとへうちかけ給に、あはせて、ざとひかるもの、しそくをさし出たるかとあきれたり、ほたるをうすきかたに、此夕つかたいとおほくつゝみをきて、ひかりをつゝみかくし給へりけるを、さりげなくとかくひきつくろふやうにて、にはかにかくけちえんにひかれるに、あさましくて、あふぎをさしかくしたまへる、かたはらめいとおかしげなり、「おどろおどろしきひかり見えば、宮ものぞき給ひなん、〇中略御心ときめきせられ給ひて、えなら

ぬうすもの、かたびらのひまより、みいれたまへるに、ひとまばかりへだてたるみわたしに、かくおぼえなきひかりの打ほのめくを、おかしとみ給ふ、程もなくまぎらはしてかくしつ、されどほのかなるひかり、えんなることのつまにもしつべく見ゆ、ほのかなれど、そびやかにふし給へりつるやうだいのおかしかりつるを、あかずおぼして、げにあのごと御心にしみにけり、
なく聲も聞えぬ虫の思ひだに人のけつにはきゆる物かは、思ひしり給ぬやと聞え給ふ、○下略

〔枕草子一〕夏はよる月のころはさらなり、やみもなほほたるおほくとびちがひたる、又たゞ一二などほのかにうちひかりてゆくも、いとおかし、

〔古今著聞集五和歌〕和泉式部おとこのかれ／＼に成ける比、貴布禰に詣でたるに、ほたるのとぶを見て、
　ものおもへば澤のほたるも我身よりあくがれいづる玉かとぞみる、とよめりければ、御社の内に忍たる御聲にて、
　おく山にたぎりておつる瀧津瀨の玉ちるばかりものなおもひそ、其しるしありけるとぞ、

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、あづまうどのうたいみじうこのみよみけるが、ほたるを見て、
あなてりやむしのしや尻に火のつきてこ人玉ともみえわたるぞ
あづま人のやうによまんとて、實はつらゆきがよみたりけるとぞ、

〔今物語〕ある殿上人、ふるき宮ばらへ、夜ふくる程に參りて、北のたいのめむだうにたゝずみけるに、局におるゝ人の氣色あまたしければ、ひきかくれてのぞきけるに、御局のやり水に、螢のおほくすだきけるを見て、さきにたちたる女房の、螢火みだれとびてとうちながめたるに、つぎなる人、夕殿に螢とんでとくちずさむ、しりにたちたる人、かくれぬものは夏むしのとはなやかにひとりごちたり、とり／＼にやさしくもおもしろくて、此男何となくふしながらんもはいなくて、

ねずなきをしいでたりける、さきなる女房ものおそろしや、螢にも聲のありけるよとて、つやつ〳〵やさわぎたるけしきなく、うちしづまりたりける、あまりに色ふかくかなしくおぼえけるに、今ひとり、なく虫よりも、とこそとりなしたりけり、是もおもひ入たるほどおくゆかしくて、すべてとり〴〵にやさしかりける、

音もせでみさほ〇みさほ、後拾遺和歌集三作二おもひ一にもゆる螢こそ鳴虫よりも哀成けれ

螢火亂飛秋已近、辰星早沒夜初長、

夕殿螢飛思悄然

つゝめどもかくれぬ物は夏むしの身よりあまれる思ひ成けり

〔四季物語五〕石山に詣でぬ、かへさには、螢いくそばく、薄衣の器に包み入れて、宮の内に奉れば、こらの御饌、或は御局のそこらに、數多放されて、晴るゝ夜の星とものせしも、いひしらず思ひたどりぬ、されどこの蟲も夜こそあれ、晝は色異樣に夜の光にはけおされて、劣れる蟲也、まいて手に觸れ身に添へては、惡しき香うつり來ぬ、手には蘭を握り、身には百壽の香を塗る、若人君の前にては、心あるべき蟲の香ならし、

〔伊勢物語下〕はるゝ夜の星かかはべのほたるかもわがすむ方のあまのたく火か

〔明月記〕嘉祿二年四月七日辛卯、招二請承明門黃門令一レ灌レ佛、布施三エタ〳〵スキ薄物小單文裏白張薄物、以二胡紛一キコエヌ虫ノ思ダニト令レ書、以二几張手一横以二黑紐一結二付之一、其中入レ螢也、

〔つれ〴〵草拾遺〕ほたるこそ、猶なまめかしくをかしけれ、あこがれいでしたまなど聞えしは、わびしけれど、風にさそはれて、そこはかとなく、とびちりたるもをかし、夜ふけて、軒ちかくきらめくが、まどしとみなどのうちについ入て、とびまどひたる、ことにをかし、

〔牛馬問四〕宗祇石山にもふで、螢を見て、

うき草に火を埋たるほたるかな

童子かたはらに有て曰、死螢なるやと、宗祇聞き、

池水に火をうつなみのほたる哉

此童子何ものぞや

〔骨董集上編上〕駒形の螢

江戸雀〔延寶五年印本〕十之卷淺草駒形堂の條に云、〇中略船つきにして、出船入船のありさまは、遠浦の歸帆とや申さん、九夏三伏のあつき比は、風すゞやかに吹おとし、とびかふ螢水にうつり、勝景かぎりなき所なりとあり、繪を見るに堂のかたはらに、樹木ある體をかけり、又江戸名所記〔寛文二年板〕の駒形堂の圖を見るに、木立葆(くさむら)などありて、螢もをるべき體也、

集尾琴〔元祿十四年板〕こまがたに舟をよせて、　此碑では江を富まぬ螢哉　其角

かくいへるも、眼前の體なるべし、今は所せきまで人家立つゞきて、螢に化すべき草だになし、〇下略

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕〇螢合戰は、狂歌咄に、卯月の末つかた、こゝ宇治は螢の集りえならぬ興を催せり、餘所の螢よりは、一きは大にして、光りことさらにみゆ、世にいふ頼政入道が亡魂にて、今も軍する有さまとて、夜に入ぬれば、數十萬のほたる川面にむらがり、或は鞠の大さ、或はそれよりも猶大に丸がりて、空にまひあがり、とばかり有て水のうへにはたと落て、はら〳〵ととけてながれ行こと、幾むらとも限りなし、正章千句に、纜綱(サシ)をもちかよふ夏川、螢こよといふ聲、波に響きわたり、續山井に、火廼しがせたから宇治に行ほたる、〇下略和漢三才圖會に、〇註略石山の溪に螢多して、常のよりは大なり、此所を螢谷と呼、北は勢多の橋、南は供江ヶ瀬に至る、其あはひを群がり飛こと、高さ十丈ばかり、火焔のごとし、又數百集りて塊ることあり、大かた芒種の後五日より夏至の後五日、

までの間、十五日ばかりを盛りの時とす、其後下りて宇治川に到る、こゝには夏至小暑の間をさかりとす、また一說に云、小滿の後、四日五日の間、宇治勢田西賀茂北宇喜多社、及水上村に螢多くあり、一時の壯觀なりといへり、東國には、下野佐野を名所とす、

〔後拾遺和歌集　夏三〕ほたるをよみ侍りける　　源重之

をともせで思ひにもゆる螢こそ鳴虫よりも哀なりけれ

宇治前太政大臣卅講のゝち歌合し侍けるに、ほたるをよめる、　　藤原良經朝臣

澤水に空なるほしのうつるかとみゆるは夜はのほたるなりけり

〔後奈良院御撰何曾〕秋の田の露おもげなるけしきかな　　螢

〔新撰字鏡　虫〕蛀（注音、蠹虫物、損壞衣者、如白魚等、乃牟之、）

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕蠹　說文云、蠹（音妬、和名乃牟之、）木中虫也、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲豸〕新撰字鏡、蛀、乃牟之、今能登俗呼衣魚為乃乎之、伊豫俗呼乃之、皆乃牟之轉、而訓衣魚、與訓蠹、古今不同耳、今俗呼蠹為木食蟲、〇中略　原書蚰部同、陳藏器曰、木蠹一如蠐螬、節長足短、生腐木中、穿木如錐刀、至春羽化、一名蝎、爾雅云、蝎蛣𧏡、注云木蠹也、蘇敬以為蠐螬誤也、按是羽化為天牛者、宜併見上壞及蠐螬條、

〔壒嚢抄　一〕蠹ノ字丁護反、古文ニハ螙ト書ク、ノンシト讀也、木蟲トモ云、又ハ白魚共云、皆是ノンシ也、其國ニ居テ其國ヲ亡ス蠹ノ其木ヲ泣テ、其木ヲ枯スニ喩ヘタリ、今シミト云是也、私ニ思ハク、木ヲ泣ノンシニハ、木蟲ヲ用ヒ、紙ヲ食ノンシニハ、白魚ヲ用ベキ歟、蠹ノ字何レニモ亘ベキ也、

〔重修本草綱目啓蒙　二十八化生蟲〕木蠹蟲　ノムシ（和名抄）　キクラヒムシ　キクヒムシ　ゴトウムシ（信州）

諸木身中ニ生ジ、內ヨリ木ヲ食フ長蟲ナリ、形ハ烏蠋（イモムシ）ノ如シ、木ニヨリテ其效異ナリ、故ニ下ニ各木蠹蟲ヲ出シ、初ニ總名ヲ擧テ木蠹蟲ト云フ、皆後ニハ羽化シテ天牛（カミキリムシ）、叩頭蟲（キツツキムシ）、飛生蟲（ムシ）ノ類トナル

各木ニヨリテ化スルトコロノ蟲異ナリ、木上ニ生ジテ葉ヲ食フ者ハ蝎ニシテ蠹ニ非ズ、松蠹蟲ハ形烏蠋ノ如クニシテ肥大、長サ二寸許、南部ニテ土人醬油ヲツケ燒食フト云、又臭梧桐蠹蟲ハ醬油ニ漬炙リ、小兒ニ與ヘ食ハシム、虛損疳疾ヲ治スト云、津輕ニテハトウノキノムシト呼ビ、信州ニテハトウナムシト云フ、

〔延喜式 宮内 三十一〕凡應給諸司月料魚宍者、省司每月臨勘厨庫見物多少、及可蠹之物、申官充用、勿致蠹損、臨時雜用准此、

桃蠹

〔倭名類聚抄 蟲豸 十九〕桃蠹 本草云、桃蠹、一名山龍蠹、和名毛毛乃木久比 食桃樹虫也、

〔箋注倭名類聚抄 蟲名 八〕原書果部下品桃核條云、桃蠹食桃樹蟲也、不載一名、陶注云、又有山龍桃、其仁不堪用、本草和名桃核條並擧桃蠹食桃樹虫也、山龍桃出陶景注、無和名、山龍桃者桃之一種、其仁不堪藥用、故擧以示之也、源君誤山龍桃作山龍蠹、遂爲桃蠹一名、其誤甚矣、按證類本草山龍桃脫龍字、又按本草桃蠹、卽桃木中蠹、非桃子中蟲、孟子云、井上有李、螬食實者過半矣、然則桃子中蟲亦可謂之桃螬也、螬蠐螬也、按證類本草脫龍字、宜依新修本草、本草和名及本書而補正、

〔和漢三才圖會 化生蟲 五十三〕蝎 中略 桃蠹 和名毛毛乃木久比之、一名山龍蠹、 食桃樹蟲也、殺鬼辟邪惡不祥、又其蛀糞爲末、水服則辟温疫、令不相染、

〔重修本草綱目啓蒙 化生蟲 二十八〕桃蠹蟲 モヽノムシ 和名鈔 本草蒙筌ニ、桃蠹食皮長蟲ト云、本經逢原ニ、桃實中蟲食之、令人美顏色、與桃蠹不異ト云ヘリ、

柳蠹

〔和漢三才圖會 化生蟲 五十三〕蝎 中略 柳蠹蟲 甘辛平 有小毒 至春夏化爲天牛、蓋桑柳蝎共、有治驚風及血症之功、然今俗以柳蟲爲治痘瘡變症神藥、予屢試之未見效、

〔重修本草綱目啓蒙 化生蟲 二十八〕柳蠹蟲 ヤナギノムシ 一名柳木蛀蟲 附方 柳蟲 同上

此蟲臭梧桐蠹蟲ト形モ効モ同ジ、大和本草ニ、小兒痘ノ後餘毒腫レ、俗ニヨリト云ニ傅レバ愈ト云ヘリ、

桑蠹

〔和漢三才圖會　五十三化生蟲〕蝎○略中

桑蠹蟲（甘温無毒）　其糞能治小兒胎癬、先以葱鹽湯洗淨、用桑木蛀屑燒存性、入輕粉等分油和敷之、凡小兒頭生瘡、手爬處卽延生、謂之胎癬、

〔重修本草綱目啓蒙　二十八化生蟲〕桑蠹蟲　クハノムシ　一名桑木中蝎蟲附方　桑ノ樹身ニ生ジ、内ヨリ木ヲ食フ蟲ナリ、以下諸木皆コレニ倣フ、　桑ノ蟲糞ヲ桑木蛀屑附方ト云、又桑木裏蠹蟲糞　桑木上蟲糞共上同トモ云フ、

蒼耳蠹

〔和漢三才圖會　五十三化生蟲〕蝎○略中

蒼耳蠹（ヲナモミノムシ）　生蒼耳草梗中、狀如小蠶、取之但看梗有大蛀眼者、以刀截去兩頭、有蛀梗多收、線縛掛簷下、其蟲在内、經年不死、用時取出、細者以三條當一用之、以麻油浸死、收貯毎用一二枚、搗傅疔腫惡毒、卽時毒散、大有神效、

〔重修本草綱目啓蒙　二十八化生蟲〕蒼耳蠹蟲　オナモミノムシ　一名蒼耳草梗中蟲附方　蒼耳草内蟲　蒼耳節内蟲共上同

蒼耳ノ莖中、及節中ニ生ズル蟲ナリ、下ノ青蒿チ同ジ、

蘹香蟲

〔重修本草綱目啓蒙　二十七卵生蟲〕蘹香蟲　ウイキヤウノムシ、

茴香ニ生ズル蟲、多クハ橘蠹ナリ、凡香氣アル草木上ニミナアリ、後ニ羽化シテ鳳子蝶トナル、蛺蝶ノ條下詳ニス、

齧髮蟲

〔新撰字鏡　虫〕蚴（加○美○（蝍下恐脱二蚊字一））利○虫○

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕齧髮虫　玉篇云、蠰（相○香反、漢語抄云、加○美○木○里○無○之○）齧髮虫也、

蠐螬

〔箋注倭名類聚抄蟲八名〕新撰字鏡、蛃訓加彌利虫、當脫岐字、按加美岐利无之之名、今俗所呼同、與留髮義合、○中略郭注爾雅云、似天牛長角、體有白點、喜齧桑樹、作孔入其中、李時珍曰、此以天牛齧桑爲二物也、而蘇東波天水牛詩云、兩角徒自長、空飛不服箱、爲牛竟何益、利吻空枯桑、此則謂天牛卽齧桑也、大抵在桑樹者卽爲齧桑爾、○中略又按、爾雅蝎桑蠹、蠰齧桑、然諸樹蠹所羽化名天牛、桑樹蠹所羽化名蠰也、

〔伊呂波字類抄加動物〕蠰カミキリムシ

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕天牛　カミキリムシ和名鈔　ツノムシ薩州○中略○

木蠹蟲(キクヒムシ)、春夏ノ交リニ至リ、水中ニテ羽化シ、木ヲ穿チ、穴シテ出ルモノナリ、山中ニ多シ、長サ一寸餘、徑四分許、腹ニ六足アリ、背ニ硬キ甲アリ、色黑クシテ白點アリ、翅ハ甲下ニカクル、首ニフトキ鬚二條アリ、黑白相雜リ、身ヨリ長シ、藏器兩角ト云ハ此鬚ヲ指スナリ、口ニ利齒左右ニアリテ蜈(ムカ)蚣(デ)ノ如シ、髮ヲモ能ク嚙キル、竹木ノ類ハ更ナリ、故ニカミキリムシト云、陰天ニハ必多ク出テ地上ヲ行ク、此蟲ノ桑樹ヨリ出ルヲ嚙桑ト云、又一種形狀同ジクシテ、栗殼(クリ)色ニシテ白點ナク、角ニハ褐ト黑トノ斑アルモノアリ、薩州ニテ枇杷ムシ同名アリト呼ブ、

〔新撰字鏡虫〕蠐在鷄反、須久毛、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蠐螬　本草云、蠐螬齊曹二音一名蛣蝠吉屈二音、和名須久毛無之、爾雅注云、一名蝤蠐上才尤反

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕千金翼方、證類本草中品有蠐螬、不載蛣蝠之名、所引爾雅注、亦非郭璞、○中略按說文、齎齎蠤也、蝤蝤齎也、蛣蝠蝎也、○中略太平御覽引陸機疏云、蠐螬生糞土中、其說與郭合、陶云、大者如足大指、以背行、乃駛於脚、郝曰、此物有足而任背行、亦不駛也、蘇敬曰、此蟲有在糞聚、或在腐木中、其在腐柳樹中者、內外潔白、土糞中者、皮黃內黑黯、陳藏器云、蠐螬居糞土中、身短足長、背有毛筋、但從夏入秋、蛻爲蟬、飛空飲露、能鳴高潔、蝎在朽木中心、穿如錐刀、一名蠹、身長足短、口

黑、無毛節慢、至春羽化爲天牛、兩角狀如水牛、色黑、背有白點、上下緣木、飛鏖不遠、二蟲出處既殊、形質又別、〈○中略〉則源君訓須久毛牟之者、謂糞土中者也、

〔伊呂波字類抄〕〈須動物〉蟒螬〈スクモムシ〉　蛣蝠　蛤蟒〈已上同〉

〔東雅〕〈二十蟲豸〉蟒螬スクモムシ〈○中略〉　爾雅註に據るに、蟒螬在糞土中といふなり、俗に糞土をスクモといふなり、其中にあるに因りて、此名ありしなるべし、此物夏秋の交、蛻して蟬となるなり、

〔和漢三才圖會〕〈五十三化生蟲〉蟒螬〈すくもむし〉　蟦蟒　蟹蟒　乳齋　應條　地蠶　和名須久毛無之〈○中略〉

按蟒蛴、今俗呼名賀。登。者也、栗根及薯蕷下多有之、大抵寸半許、似蠶而腰略細、足略長、背有皺筋、以背滾行、蛻而爲蟬、但不有毛耳、

一種生園圃糞土中、食斷草木根、多爲害者、俗呼名木。里。字。之。、其形似蠶而肥、皂色、或灰白、或赤褐色、短足大小不一、常圓屈而如猫蟠臥狀、

〔重修本草綱目啓蒙〕〈二十八化生蟲〉蟒螬　チムシ〈總名〉　ガツトウムシ〈播州〉　アマメ〈紀州〉　ネキリムシ

仙臺　シロコムシ　チゴクムシ〈共同上〉　コトコトムシ〈加州〉　コエムシ〈肥前〉　シクジ〈尾州〉

ニウドウ〈阿州〉　ニウドウムシ〈上州〉　ドンガ〈若州〉　ツボムシ〈攝州〉　カラスノハヽ〈泉州〉　ガ

トムシ　チノソコノウバ〈共同上〉　ノケダ〈防州〉　ノケダウジ〈同上〉　イシノシタノウハキゼウ

筑前　ムマノクソムシ〈筑後〉〈○中略〉

園圃土中ニ生ズ、形烏蠋〈イモムシ〉ノ如ク、長サ一寸、或ハ一寸餘、白色ニシテ、首赤ク尾黑シ、草根ヲ食ヒ、或ハ嫩苗ヲ嚙截リ、大ニ害ヲナス、掘テ土上ニ出ス時ハ、曲屈シテ動カズ、暫クシテ蠕行シ、土中ニ隱ル、春後ニ至リ、土內ニテ化シテ、蠐螬〈ニシヤドチ〉トナリ、後羽化シテ蟬トナル、一種形大ニシテ、長サ三寸許ナルアリ、通ジテヂムシト呼ブ、泉州ニテハ、ゴ。ト。ム。シ。ト云フ、此蟲羽化シテ、蚱蟬〈アキぜみ〉、馬蜩〈ヤマぜみ〉ノ大蟬トナル、

又一種春時土中ニ長サ一寸許、濶サ一分許ニシテ、色黑キ蟲アリ、早朝ニ土上ニ出テ、草ノ嫩苗ヲ

嚙截ル、俗名キリウジ、又キリムシ共云フ、是群芳譜菊ノ條下ニイヘル黑小地蠶ナリ、又桃栗等ノ實内ニ生ズル色白キ長蟲ヲモ螃蠐ト云、同名ニシテ混ジヤスシ、孟子ノ註ニ螬ハ螃蠐也トイヘリ、スクモムシト訓ズ、

斑猫

〔蟲譜圖說（八生蟲卵）〕腹蜻（キ〇ド〇マ〇リ、キ〇ノ〇ボ〇リ、又）　集解、時珍曰、腹蜻折脊而爲蟬、此蟲至夏登木而脫、

〔和漢三才圖會（五十二卵生蟲）〕斑猫（はんめう）　斑蝥　盤蝥　龍蚝　斑蚝　蝥刺也、言毒如矛刺也、俗訛爲斑猫、（中略）〇按人食豆葉者、能擇取宜淨洗、恐有斑猫毒、夏秋出於圃園、飛道街五六尺而止、止則必顧看、但倭斑蝥毒不如外國者之甚也、蓋有古方藥用之者、然不可輕用也、

〔重修本草綱目啓蒙（二十七卵生蟲）〕斑蝥　ハンメウノ音（即斑猫）　一名龍尾（千金翼方事物異名）　加乙畏（郷藥本草）
漢渡異物ナレドモ、今ハ渡ラズ、蠻舶來モ形狀同ジ、長サ一寸許、首ニ兩短鬚アリ、背甲ニ黑ト赤黃色トノ斑アリ、本草原始ノ圖ニ異ナラズ、腹ノ色黑シ、近來江戸ニ此蟲アリ、余モコレヲ捕得タリ、只斑ニ微シク紅色ヲ帶ブ、又和ノ斑猫ト藥舖ニ唱フルモノアリ、往年唐山ヨリモ來ルト云傳フ、ソノ形ハ甚ダ異ナリ、俗名ミ〇チ〇シ〇ル〇ベ〇、ジ〇ヤ〇ウ〇メ〇ム〇シ〇（北國）タ〇イ〇ド〇ウ〇ト〇ヲ〇シ〇（讚州）カ〇イ〇ド〇ウ〇ト〇ヲ〇リ〇（新校正）　此蟲ハ舶來ノ者ヨリ形小ク、長サ八分許、前ハ狹ク、後ハ廣ク、行夜ノ形ニ似タリ、背甲黑色ニシテ碧綠ノ光アリ、黃ト紅トノ小斑ヲ點シテ美ハシ、腹ノ色黑シ、山野白沙アル地ニ多シ、徑路ノ間、人ニ先ツテ飛ブコト一二步、地ニ下レバ必人ニ向フ、旋追ヘバ旋飛ブコト數度ニシテ外ニ飛去ル、山ニ近キ寺社ノ内殊ニ多シ、此蟲形狀舶來ノ者ニ異ナレドモ、ソノ功ハ大抵相同ジ、

地膽

〔倭名類聚抄（十九蟲豸）〕地膽　本草云、地膽一名芫青、（上音元、和名仁〇波〇豆〇々〇、）

〔箋注倭名類聚抄（八蟲豸）〕千金翼方、證類本草下品、芫作蚖、本草和名引作芫、與此同、按蓋是蟲其色青、好在芫華上、故名芫青、作蚖青者、後人从虫耳、與蚖字自別、然陶隱居謂、蚖字恐是相承之誤、而別有芫青、則此不從艸明、則知陶所見本草作地膽一名蚖青無疑、蓋輔仁改蚖作芫源君從之、非本草

芫青　葛上亭長

之舊也、按本草云、地膽、一名蚖青者混言之、別錄擧芫青者析之也、陶言蚖青芫青不同者泥矣、〇中略

按邇波都々之名今不傳、其物未詳、按地膽陶云、狀如大馬蟻有翼、陶云、芫青芫花時取之、青黑色、蜀本圖經云、形大小如斑猫、純青綠色、又云、背上一道黃文、尖喙、小野氏曰、地膽今俗呼都。知。斑。猫。、芫青呼阿。乎。斑。猫。、

〔和漢三才圖會　五十二　卵生蟲〕地膽(にはつゝ)　蚖青　青蠵　杜龍　和名仁波豆豆〇中略

按、有毒之藥不可輕用也、而和劑局方耆婆萬病圓中、有芫青石蜥蝪蜈蚣、以毒攻毒、能平治堅結難病矣、遠則如砒霜輕粉、近則大黃牽牛子之類、亦皆然矣、蓋鋸斲猶瀉藥、鉋鐁猶補藥、其所用各有定格、而以能用之者爲良匠、

〔重修本草綱目啓蒙　二十七　卵生蟲〕地膽　ニハツヾ和名鈔　ツ。チ。ハ。ン。メ。ウ。

舶來ナシ、山中土內或ハ原野石間ニ居リ、時時出行ク、長サ一寸餘、濶サ三四分、色黑クシテ碧光アリ、背上ニ短翅アリ、飛ブコト能ハズ、凡ソ斑蝥、芫青、葛上亭長、地膽ノ四蟲、ソノ種自ラ別ナリ、而ルニ本一蟲ニシテ、時ニヨリ所ニヨリテ名ヲ變ズト云說ハ甚ダ誤リナリ、

地膽ハ斑猫ノ類ニシテ、行夜(へひりむし)ニ似タリ、晝ハ蟄シテ、黃昏ヨリ地上ニ出テ疾行ス、形瘦テ黑色、脊ニ螢ノ如キ堅キ羽アリ、尾ノ端ニ微シク赤斑アリ、稀ナルモノナリ、

〔重修本草綱目啓蒙　二十七　卵生蟲〕芫。青。　ア。ヲ。ハ。ン。メ。ウ。　一名芫青東醫寶鑑　元青醫學正傳　蚖青蟲正字通

今舶來ナシ、間蠻舶來アリ、紅毛語カンターリイ、又ハパンスフリイゲト云フ、パンスハ國名、フリイゲハ蠅ナリ、ソノ形斑猫ヨリ狹小、長サ六七分許、ゼウカイニ似テ小ク、綠色ニシテ金光アリ、腹ハソノ光多シ、和產稀ニ草木上ニ飛來ルコトアリ、形蠻產ニ異ナラズ、又一種形瘠細ク、黑色ニシテ碧光アルモノハ處處ニ多シ、

葛。上。亭。長。　マ。メ。ハ。ン。メ。ウ。　ヲ。ン。ニ。ヤ。ウ。ジ。江州　ヲ。ニ。ウ。ジ。同上長濱　ヒ。ム。シ。同上大塚　ヘ。ム。シ。伊州

蜣蜋

一名、葛上加乙捉(本草和名)、サルメウジ(土州)アブレジ(和州)

江州ノ地豆ニ宜シ、故ニ菽田多シ、近江大豆ト稱シ名產トス、夏月北風吹ク時ハ、此蟲生ジテ畢田皆食ヒ枯ラスニ至ルト云、和州ニテハ數多ク、群ヲナシテ菽圃ニ來リ、コグチヨリ苗ヲ食ヒ盡ス、捕ヘテ、小竹上ニ貫キ、處處ニ立テ置ク時ハ、漸ク逃去ルト云、土州ニテハ豆ニ限ラズ、諸草木上ニ生ズト云フ、ソノ蟲長サ四五分、濶サ二分弱、形狀螢ノ芫青ニ似テ小ク、甲ハ色黑クシテ綠光アリ、堅ニ褐色ノ細條二三道アリ、首ハ黃赤色ナリ、鮮ニ摩碎シ、醋ニテ傅レバ、甚腫痛シ、水出テ愈後、皮ヲ脫スルコト兩三度ナリ、又一種阿州ニテ、ヲロメウジ、一名ヲロメト呼ブ蟲アリ、江州ニテハ、ハラボテト云、大豆苗上ニ生ズ、長サ三分半許、濶サ二分許、青綠色ニシテ斑點ナシ、傅藥ニ用テ、ソノ効斑猫ニ及バズト云、赤葛上亭長ノ屬ナリ、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蜣蜋　本草云、蜣蜋(羌郎二音)一名蛣蜣(吉羌二音、和名久曾無之、一云、末呂無之、)兼名苑注云、食糞虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲豸〕千金翼方、證類本草下品同、陶隱居注云、甚喜入人糞中、取屎丸而却推之、俗名爲推丸、李時珍曰、蜣蜋以土包糞、轉而成丸、雄推雌于坎中、覆之而去、數日有小光蜋出、手乳于中也、蜀本圖經云、此類多種、取鼻高目深者、名胡蜣蜋、本草衍義云、蜣蜋大小二種、一種大者爲胡蜣蜋、身黑光腹、翼下有小黃子附母而飛行、晝不行、夜方飛出、至人家庭戶中、見燈光則來、一種小者身黑暗、晝方飛出、夜不飛、○中略按陶注云、取屎丸而却推之、是所以得久曾牟之、末呂牟之之名也、今俗呼古賀禰虫、又名黑金虫、按爾雅、蛣蜣蜣蜋、蛣蜣、又見莊子齊物論、按說文無蜣字、有蝌字、云、渠蝌一曰天社、廣雅、天社蜣蜋也、玉篇謂蜣蝌同字、段氏曰、此物前却推丸、故曰渠蝌、廣韻、蝌其虐切、又丘良切、則知蝌蜣正俗字、渠蝌雙聲、蛣蜣卽渠蝌之轉、蜣蜋疊韻也、○中略按爾雅郭注云、黑甲蟲噉糞者、兼名苑注文蓋本於此也、

〔伊呂波字類抄 久動物〕蜣蜋(羌郎二音、又云卽食、クソムシ、糞虫也、)　蛣蜣(吉羌二音)　轉丸　弄丸　諸羌　糞虫(已上クソムシ、)

四名出於名苑、又名マロムシ、

〔物類稱呼動物二〕飛蛾、こ゜が゜ね゜む゜し゜、つくしにてぶ゜ど゜う゜と云、肥州にてか゜ね゜ぶ゜う゜〱゜と云、此むし夏の夜、油灯に入て灯を消す事あり、

〔重修本草綱目啓蒙化生蟲二十八〕蜣螂　マ゜ロ゜ム゜シ゜和名鈔　ク゜ソ゜ム゜シ゜同上　コ゜ガ゜子゜ム゜シ゜京　ク゜ロ゜コ゜ガ゜子゜ム゜シ゜セ゜ン゜チ゜コ゜ガ゜子゜ム゜シ゜共上同　サ゜ラ゜ム゜シ゜北國　ゴ゜キ゜ト゜リ゜江州　サ゜ラ゜マ゜ワ゜シ゜　ゴ゜キ゜マ゜ワ゜シ゜　プ゜イ゜プ゜イ゜備後　カ゜子゜プ゜イ゜プ゜イ゜共同上西條州　カ゜子゜プ゜同上、大洲、○中略

大小數品アリ、胡蜣螂ハ形金龜子コガチムシニ異ナラズ、長サ四五分、濶サ三四分、背ニ剛甲アリ、全身黒色ニシテ、漆ノ如ク光アリ、晝伏シ夜出、燈火ヲ見テ來リ、誤テ油ニ入リ死ス、○中略又一種小ナル者アリ、長サ三四分、形痟、甲ニ光ナク、晝飛テ夜伏ス、宗奭小者不堪用ト云モノナリ、

〔伊呂波字類抄動物多〕蠼タ゜マ゜ム゜シ゜

〔下學集氣形上〕蝪タマ蛀ムシ　蠼同

〔書言字考節用集氣形五〕吉丁蟲タマムシ本草、背正綠有翅、取用帶之、令人喜好愛媚、　金花蟲同

〔和漢三才圖會化生蟲五十三〕吉丁蟲たまむし　俗云玉蟲○中略

按、俗云、玉蟲是也、江州及城州山崎、攝津有馬多有之、婦女納鏡奩以爲媚藥、用白粉汞粉ハラヤ藏之、歷年不腐、雄者全體正綠光色、縱有二紅線、腹亦帶赤色、潤澤可愛、長一寸二三分、頗似蟬形、而扁小頭、其頸有切界、露眼六足也、雌者長寸許、全體黒而光澤帶金色、縱有同色筋脉數行、蓋雄者多、雌者少、

〔重修本草綱目啓蒙化生蟲二十八〕蟲螽○中略

附錄、吉丁蟲、タマムシ○中略　山中ニ生ズ、叩頭蟲ニ似タリ、長サ一寸許ニシテ、濶サ三四分、背ニ硬甲アリ○中略金光アリ、○中略女人取テ粉匣ニ收ム、久クシテ敗レズ、

〔四季物語八月〕なりはうつくしう玉むしなどいひて、いみじけれど聲きり〲すはたおりかう

叩頭蟲

ろぎにさへおとりて、こゑたてぬもあれど、此むしはやむごとなききちあるものにて、宮のさうにて、何くれの御つほねにも、御くしげの中、白ふんの中にまろびて、からは人をさへ、野べにすてためるならひなるに、十とせはたとせの後までも、御ものゝ中につゝませおかせ給ふ事よ、かうやうのものに雲井にまうのぼる、昔のかしこき人は、草を耕して、位にのぼりしをさへ、めづらしうありがたき事にものするに、これはやうかはれり、

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕叩頭虫　傅咸叩頭虫賦云、虫之細微者、觸之輙叩頭、叩頭虫、和名沼加豆木無之、

〔箋注倭名類聚抄蟲豸八名〕太平御覽引、叩頭蟲賦叙云、叩頭蟲、蟲之微細者、然觸之輙叩頭、〇中略李時珍曰、蟲大如斑蝥、而黑色、按其後則叩頭有聲、今俗呼米舂蟲、或曰爪彈、

〔類聚名義抄虫十〕叩頭虫ヌカツキムシ

〔書言字考節用集氣形五〕叩頭蟲コメツキムシ コノ

〔東雅蟲豸二十〕叩頭蟲ヌカヅキムシ〇中略古には叩頭をいひて、ヌカヅクと云ひけり、ヌカとは額也、ツクとは著也、額の地に至るをいふなり、今俗にハタオリムシともいふ是也、

〔和漢三才圖會化生蟲五十三〕叩頭蟲こめふみむし　和名沼加豆木無之　俗米踏〇中略

按、狀如吉丁蟲タマムシ而小純黑、頸下背上有折界テレメ、每點頭作聲、音如言保知保知、其貌似踏碓者、故俗曰米踏蟲、

〔重修本草綱目啓蒙化生蟲二十八〕蟲〇中略

叩頭蟲　ヌカヅキムシ和名鈔　キコリムシ古歌、播州、雲州、石州、備後、防州、作州　キヽリムシ〇大和本草　カネタヽキ〇中略　コメフミムシ讃州高松　コメツキムシ同上、香西同州、〇中略　ツメハジキ筑前〇　此モ木蠹蟲ノ羽化スルモノアリ、其品數多シ、

〔枕草子三〕むしは

蛄蟹

ぬかつきむしまたあはれなり、さる心地に道心をおこして、つきありくらんよ、思ひもかけずくらきところなどに、ほと〳〵としありきたるこそをかしけれ、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蛄蟹　爾雅集注云、蛄蟹、(蛄姑二音、和名與奈無之、)今穀米中蠹、小黑虫也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕所引爾雅、蛄蟹、强蛘也、說文、蛄蟹、强羊也、然則蛄字从女爲正、从虫俗字、與蟲蛄字自別、郭璞曰、建平人呼爲蛘子、音芊姓、郭注方言云、米中小黑甲蟲也、郝懿行曰、此蟲大如黍米、赤黑色、呼爲牛子、音如甌子、登萊人語也、廣東人呼米牛、紹興人呼米象、並因形以爲名、段玉裁曰、宋本說文及釋文所引皆作羊、當音陽、今江東人謂麥中小黑蟲爲羊子、是也、郭璞音恐未諦、徐鉉本作蛘、李燾本作芊、皆非是、

〔和漢三才圖會五十三化生蟲〕蛄(こくぞう)蟹(むし)　强蛘　和名與奈無之　與奈者米也　俗云虛。空。藏。(中略)

按俗呼米稱菩薩、隨呼此蟲曰虛空藏、其形小、似蚕而赤黑色、長喙兩髭、六足跂行甚疾、

烏毛蟲

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕烏毛虫　兼名苑云蟹虫、一名烏毛虫、(和名加。波。無。之。)

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕加波无之、有毛化爲蝶、見堤中納言物語、則知今俗所謂介。牟。之。也、爾雅蟷蛄蛍、說文蛄斯墨、陶弘景曰、帖蜥蚝蟲也、此蟲多在石榴樹上、俗爲蚝蟲、其背毛亦螫人、陳藏器云、其蟲好在果樹上、背有五色襴毛、刺人有毒、欲老者口中吐白汁、凝聚漸堅正如雀卵、子在其中、作蛹以變爲蛹、羽化而出作蛾、是可以充介牟之也、

〔堤中納言物語〕むしめづる姫君

てふめづるひめ君の住み給ふかたはらに、あせちの大納言の御むすめ、心にく、なべてならぬさまに、おやたちかしづき給ふことかぎりなし、このひめぎみのの給ふ事、人々のはなやてふやとめづるこそ、はかなくあやしけれ、人はまことあり、ほんぢたづねたるこそ、心ばへをかしけれとて、よろづのむしのおそろしげなるを取りあつめて、これがならんさまをみんとて、さま〳〵

なることはこどもに入れさせ給ふ、中にもかはむしの、心ふかきさましたるこそ心にくけれとて、あけくれはみゝはさみをして、手のうらにそへふせてまほり給、若き人々はおぢまどひければ、をのわらはの物おぢせず、いふかひなきをめしよせて、箱の蟲ども取らせ、名をとひきゝ、いまあたらしきにはなをつけてけうじ給へば、すべてつくろふ所あるはわろしとて、まゆさらにぬき給はず、はくろめさらにうるさしきたなしとてつけ給はず、いとしろらかにゑみつゝ、このむしどもをあしたゆふべにあいし給、略○中　さすがにおやたちにもさしむかひ給はず、おにと女とは、人に見えぬぞよきとあんじ給へり、もやのすだれをすこしまきあげて、きてうそへてたてゝ、かくさかしくいひいだし給ふなりけり、これをわかき人々きゝて、いみじくさかしうし給へど、心ちこそまどへ、この御あそびものよ、いかなる人、てふめづる姫君につかまつらんとて、兵衛佐といふ人、いかで我とかむかたないてゝしかなるかは蟲ながら見るわざはせし、といへば、小大輔といふ人笑ひて、

うら山しはなやてふやといふめれどかはむしくさき世をもみるかななどいひてわらへば、からしやまゆはしも、かはむしだちたんめり、さてはくさきこそ、かはのむけたるにやあらんとて、左近といふ人、

冬くれば衣たのもしさむくともかはむしおほく見ゆるあたりは、きぬなどきずともあらんかし、などいひあへるを、おとな〳〵しき女聞きて、わかう　たちはなにごといひおはさうずるぞ、てふめで給ふなる人、もはらめでたうもおぼへず、けしからずこそおぼゆれ、さて又かはむしならべ、てふといふ人ありなんやは、たゞそれがもぬくるぞかし、そのほどを尋ねてし給ふぞかし、それこそ心ふかけれ、てふはとらふれば、手にきらつきて、いとむづかしきものぞかし、又てふはとらふれば、わらはやみをせさすなり、あなゆゝしともゆゝしといふに、いとゞにくさまさり

ていひあへり、このむしどもとらふるわらべには、をしきもの、かれがほしがるものをたまへば、さまざまにおそろしげなるむしどもを、とりあつめて奉る、かはむしはけなどはをかしげなれど、おぼえねばさう〴〵しとて、いぼむしかたつぶりなどをとり集めて、うたひの、しらせてきかせ給ひて、われもこゑをあげて、かたつぶりのつの、あらそふやなぞといふことをうちずんじ給、〇下略

雀甕

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕雀甕(すゞめのたご) 蛅蟴 雀舍 雀兒 飯甕 蛅蟴房 天漿子 俗云雀乃太古 〇中略

按俗云雀擔桶(タンゴ)是也、果樹枝間在之、形似草麻子、取諸柘榴樹上者、可治兒驚癇、正二月未開口者佳也、遲則空殼耳、或採雀甕紙包收、經日開之、乃燈蛾出去、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕雀甕 スヾミノツボ古名 スヾメノタゴ スヾメノシヤウベンタゴ京 スヾメノマクラ作州 スヾメノサカツボ信州 イラムシノス 一名蛅蟴殼本經逢原 蛓也只家郷藥本草 蛅蟴一名蟔爾雅 毛蟲通雅 蛓毛本經逢原

蛅蟴ノ窠ナリ、蛅蟴ハイラムシ、ヲコゼ雲州 ハンキヤウシ勢州 梅樹、林檎、棗樹等ニ生ジテ葉ヲ食フ、長サ七八分、形扁ク、色黄ニシテ、黒色ノアツマリタル毛處處ニアリテ、馬蠶ノ如シ、若シ是ニテ觸レバ、甚人ヲ惱シム、秋深レバ樹枝ニツイテ、白乳ノ如キ者ヲ吐シテ身ヲ覆フ、後ニ凝テ雀卵ノ如ク堅シ、長サ五六分、濶サ三四分、淺黒色ニシテ堅ニ白キ紋アリ、コレヲ破リ開ケバ、内ニ蟲アリ、小鳥好デ食フ、夏ニ至レバ甕上ニ圓孔ヲ穿チ、其中ヨリ羽化シテ出飛ブ、其蛾褐色ニシテ厚キ翅アリ、本經逢原ニ、至夏羽化而出、其形有似蜻蜓而翅黒稍濶ト云フ、

蚇蠖

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蚇蠖 兼名苑云、蚇蠖、尺郭二音 一名蝍蛾 即咸二音 爾雅注云、一名蝍蝛 子六反 説文云、蠖、和名乎岐無之 屈伸虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲豸〕按、神代紀招、訓乎幾、謂招致麻之餌、爲乎幾惠、亦是也、尺蠖屈伸、有如招物之

狀、故名乎歧牟之、今俗呼尺取虫、新撰字鏡、蠖訓衣比万良虫、不知與乎歧牟之同否、○中略原書虫部、屈上有尺蠖二字、伸作申、爾雅翼云、狀如蠶而絶小、行則促其腰、使首尾相就、乃能進歩、屈中有伸、故曰屈申、又如人以手度物、移後指就前指之狀、玄應音義引舍人云、一名歩屈、床地曰尋桑、與人名桑閭、郝曰、今驗歩屈小青虫也、在草木葉上、懸絲自縋、亦作小繭、化爲飛蝶、或在桑上、故有尋桑桑閭諸名、其在它樹上者、亦隨所染、故晏子春秋外篇云、尺蠖食黄則黄、食蒼則蒼、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蠖香蟲○中略

集解、尺蠖ハ　ヲキムシ和名抄　シヤクトリムシ　スントリムシ土州阿州　タカバカリ尾州　一名蝍蝛爾雅　蝍蛉正字通　蝍蜫同上　歩屈典籍便覽　蚇蠖事物紺珠　蚸蠖文選　屈伸蟲潜確類書　屈申蟲三才圖會　曲曲蟲訓蒙字會　此蟲夏秋ノ候、草木上ニ生ジテ葉ヲ食フ、形細長ク、兩頭ニ足アリ、腰ヲ屈シ首尾相就テ行ク、ソノ狀人ノ兩指ニテ寸尺ヲ度ルニ似タリ、故ニシヤクトリムシト名ク、易ニ尺蠖之屈以求信也ト云是ナリ、小ナル者ハ一寸ニ及バズ、大ナル者ハ二三寸ニ過グ、緑色ナルモノアリ、灰色ナル者アリ、褐色ナル者アリ、皆老スレバ羽化シテ蝶トナル、

螟蛉

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕螟蛉　毛詩注云、螟蛉、冥靈二音、和名阿乎無之、蒼虫也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕小雅小宛篇毛傳蒼作桑、按爾雅云、螟蛉桑蟲、毛詩正義引陸璣亦云、螟蛉者桑上小青蟲也、是詩注作桑蟲無疑、源君引作蒼者、恐桑蒼音近、且因阿乎牟之之訓而誤也、又按説文蠕字注云、螟蠕桑蟲也、螟字注云、蟲食穀葉者、非此義、古蓋作冥蠕也、後人作螟蛉、與蜻蛉字混無別、詩疏引陸機、又云、螟蛉者似歩屈、其色青、或在草葉上、按太平御覽引郭氏云、尺蠖有歩屈、其色青而細小、或在草木葉上、今蜾蠃所負以爲子者、蓋郭氏音義之文、以螟蛉歩屈爲一、與陸機所説異、

枸杞蟲

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕枸杞蟲　クイ南部　一名苟杞上蟲證類本草

此ハ枸杞上ニ生ジ、葉ヲ食フ、小長青蟲ナリ、コノ木ニ限ラズ諸草上ニ生ズ、コレヲ蠋ト云、老スレ

ハ羽化シテ小蛾トナル、時珍ハ爾雅ノ烏蠋トス、コレハイモムシナリ、一名蝎蠋、正字通芋ノ葉上ニ生ズル大長蟲ナリ、形狀ハ蠶ニ似テ、大ニシテ緑褐黒數色アリ、皆老テ大蝶ニ化ス、多クハ玄武蟬トナルナリ、

增、釋名、蠋ハ靑クシテ、毛ナキ長ムシノ總名ナリ、同類ノモノ故、コレヲ釋名ニ出ス俗ニイモムシト云、イモムシト云モ總名ナリ、芋ニ限ラズ、草木共ニ生ズ、ソノ生ズル所ノ草、或ハ木ニ因テ形色少異アリ、皆繭ヲ作リ、蛹トナリテ蝶ニ化ス、集解ニ烏蠋ト云ハ黒色ノ者ナルベシ、

〔書言字考節用集 五 氣形〕木螺(ミノムシ) 避債蟲(同、又云結草蟲)

〔和漢三才圖會 五十三 化生蟲〕蓑衣蟲(みのむし) 結草蟲 木螺 壁債蟲 俗云美乃無之

按諸木嫩葉漸舒、老葉間有卷、中生小蟲、其蟲喰取枯葉、吐絲用作窠、長寸許、婆娑形如燃艾炷、每綴于枝、其蟲赤黒色、有皺段、而首尖、時出首喰嫩葉、動其首、貌彷彿蓑衣翁、故名之、俗說、秋夜鳴曰、秋風吹兮父戀焉、然未聞鳴聲、蓋此蟲、以木葉爲父、爲家、秋風既至、則還零落矣、人察之附會云爾耳、其鳴者非嘆聲、乃涕泣之義、

〔蟲譜圖說 二 卵生蟲〕避債蟲、俗云ミノムシ、

千蟲譜、引程參督抄錄撮要云、今柘榴上有一種、取短梗半寸以來、周圍植之以裹身、行則負以自隨、亦化蛹、其蟲俗呼避債蟲、諸木皆生、〇下略

〔枕草子 三〕みのむしいとあはれなり、をにのうみければ、おやにて、是もおそろしき心ちぞあらむとて、おやのあしき衣をひききせて、いま秋かせふかんおりにぞこむとする、まてよといひおきていにけるを、さもしらず、まことかとて、風のおとをきゝしりて、八月ばかりになれば、ちゝよちゝよとはかなげになく、いとあはれなり、

〔嬉遊笑覽 十二 禽蟲〕これ古への童が謎なるべし蓑虫のきぬ穢けきあら〳〵しきもの故、おにのす

蠶

て子など云しこと、見ゆ、

〔和泉式部家集〕三柳にみのむしのつきたるをみて

雨ふれば梅の花がさあるものを柳につけるみのむしのなぞ

〔夫木和歌抄〕二十七蓑虫　松にみのむしのつきたるを、すけちかおこせたりける　祐擧

いかでかは露にもぬれん雨ふれどもらしがいその松のみのむし

〔新撰字鏡〕天蚕丁珍反、上、宝蚕、久禮乃彌々受、

〔倭名類聚抄〕十九蟲豸蠶附カヒコ　說文云、蠶昨含反、俗爲蚕、和名賀比古、虫吐絲也、玉篇云、𧍘妙三消反、和名與蛾同、蠶初生也、

〔箋注倭名類聚抄〕八蟲名下總本蛾作蟻、類聚名義抄云、與蟻同、或本云與蛾同、彼所見本亦或作蟻、或作蛾也、按此云與蛾同者、謂其訓與蠶蛾同也、作蛾爲是、

〔類聚名義抄〕十虫蚕コカヒ

〔倭名類聚抄〕十九蟲豸㲻玉篇云、㲻昔元、和名奈都古、晩蠶也、

〔重修本草綱目啓蒙〕二十七卵生蟲原蠶ナツゴ　一名蠕正字通

六月中旬ノ比、春蠶ノ雌蛾卵ヲ紙上ニ產ツケタル者、初ハ色白シテ形圓ニ長ク、頭ニ微尖アリ、三日許ヲ歷テ、色黃ニ變ジ、形扁ク凹トナル、又四日許ヲ歷テ、淺黑微紫色ニ變ズ、又日ヲ歷テ頭尖黑色ニ變ジ、漸ク全ク黑色トナリ、一日ヲ歷テ其尖ヨリ卵ヲ穿チ生出ス、此ヨリ漸ク成長シ、眠起スルコト、四度過テ、繭ヲ爲シ、蛾ニ化スルコト、春蠶ト同シテ日數早シ、藥ニハ蛾ト沙トヲ用ユ、

雄原蠶蛾　ナツゴノ蝶　雄ヲ用ユ、雌ハ用ヒズ、三才圖會ニ、爾雅正義ヲ引テ、羅卽是雄、蛾卽是雌ト云フ、廣濟譜ニ蛾出第一日者、名二苗蛾一、末後出者名二末蛾一、皆不レ可レ用、次日以後出者取レ之ト云、コレハ種ヲ取ル蛾ヲ擇ブヲ云、藥ニハ必シモ拘ラザルベシ、

〔倭名類聚抄〕十九蟲豸蝱　文字集略云、蝱、今案、卽是蚊虻之虻字也、見二下文一、和名比々流、蠒內老蠶也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕按蠶之在繭中、未化爲蛾者名蛹、說文蛹繭蟲也是也、謂之𧎥者、未見所出、比比流、今俗猶呼比伊流、信濃上野陸奧謂之比流、近江謂比由利、伊勢謂之比伊呂、皆比々流之譌轉也、下總本𧎥皆作蛹、按玉篇云、𧎥俗作蛹、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蠶　カヒコ和名鈔　カフコ古歌　ヲコ東國　ウスマ越後　ポコ同上　トヽコ羽州　ヒメコ奧州　トウドコ大津者　キンコ同上小者　一名龍精事物紺珠　錦娘子　女兒　蠶母上共同　馬頭娘名物法言　𧏖正字通○中略

三月淸明節ノ後、桑初テ出ルノ時、蠶連紙タネガミノ上ニ、細カク切タル嫩桑葉ヲ以テ糝シ置ケバ、巳ニ卵ヲ出タル蠶兒、桑葉ニ上リ附タヲ、鳥ノ翮ヲ用テ、葉ト共ニ拂ヒ落ス、其出ルコト早晩齊シカラズ、故ニ一番ハキ、二番ハキ、三番ハキノ稱アリ、大抵辰巳ノ時蛻シ出ヅ、長サ僅一分許、康濟譜ニコレヲ蟻ト云フ、時珍ノ謂ユル眇ナリ、ソノ身ハ黑褐色、首ハ小タシテ、御米ケシノ如ク、黑色ニシテ光リ、漆ノ如シ、康濟譜ニ初生黑色、三日後漸變白、變靑、復變白、變黃、純黃則停食、謂之正眠、眠起自黃而白、自白而靑、白靑復白、自白而黃、又一眠也、每眠例如此ト云、日ヲ追ヒ長ズルニ隨テ、色變ズルナリ、五日ニナレバ長サ二分餘ニナリ、葉ヲ食ハズ眠ル狀ノ如シ、コレヲ眠ト云、飛州ニテツボムト云、是第一眠ナリ、一名正眠、康濟譜江州ニテ一度井ト云、上州ニテシヾト云、康濟譜ニ北蠶多是三眠、南蠶俱是四眠ト云、本邦モ皆四眠ナリ、凡ソ一眠一起ノ間十二時ナリ、故ニ今日午前ヨリ眠スルモノハ、明日午時ヨリ、クビスジノ處裂破レテ、漸ク舊皮ヲ蛻出ヅ、是ヲキヌヲヌグト云、巳ニ出レバ、半身以上ハ立チテ、半身以下ハ葉ニ附著シテ暫ク動カズ、コレヲ起ト云、是一起ナリ、飛州ニテヒトヲキト云フ、此時長サ三分許、九日ニ至リテ長サ四分許ニナリ眠起初ノ如シ、是第二眠ナリ、江州ニテハ二度井ト云、上州ニテタケト云、第二起ヲ飛州ニテフタヲキト云、此時長サ四分餘、十四日ニ至リテ、長サ七分餘ニナリ、眠起ス、是第三眠ナリ、江州ニテヒナキト云、又フナキト云、上州ニテ

フナトニ、第三起ヲ飛州ニテ、ミヲキト云、此時長サ八分許、十九日ニ至リテ、長サ一寸二三分ニナリ、色白ク微黃ニシテ光アリ、眠起ス、是第四眠ナリ、是ヲ大眠ト云ヒ、停眠ト云俱ニ康濟譜ニ出ヅ、江州ニテニワキト云、上州モ同ジ、第四起ヲ飛州ニテ、ニワヲキト云、此時長サ一寸四分許、白色微黃褐、身ニ九段アリ、第一段ハ長クシテ、上ニ兩眉ノ形アリ、色黑シ、下ニ左右各三足アリ、三段ノ上前ニヨリテ○ノ形アリ、深黑色二重ナリ、五六七八段ノ下段ゴトニ、左右各一足アリ、九段ノ上ニハ、肉刺一アリテ、蛓蝎(イモムシ)刺ノ如シ、尾下ハ兩ヨリ葉ヲ挾デ足ノ如シ、二十七日ニ至リテ、長二寸二分許、濶三分許、全身白色ニシテ光アリ、喉下及尾上透徹シ、漸クヒロガリ、全身透徹シテ黃色トナル、是ヲ南部ニテ、ヒキルト云、是ヨリ漸ク老テ、形小クナレバ、只仰デ上ニ向フ、此時採テ簇中ニ入ル、康濟譜ニ、候十蠶九考方可入簇ト云、簇ハ器中ニ枝叉アル木柴ヲ束子タルヲ入置キ、上ニ稻草ヲ覆フヲ云フ、蠶ヲコノ中ニ入レバ、便チ絲ヲ吐キ、枝叉ニ掛テ繭ヲ造ル、コレヲ飛州ニテスガクト云、〇中略

繭マユ〇中略　凡繭三日許、日乾シテ後絲ニヒキ、綿ニ造ル、コレ中ノ蛹(ヒイル)ヲ殺スタメナリ、然ラザレバ繭ヲ破リ、羽化シテ出レバ、ソノ繭絲ニナラズ、故ニコノ繭ヲ綿ニ製ス、コレヲ空蠶繭(醫學綱目)ト云、〇中略

繭中ニ居ルモノハ足ナクシテ兩目アリ、蠐螬(ニシャドチ)ノ形ノ如クニシテ赤褐色ナリ、コレヲ蛹ト云、俗名ヒル(野州、信州、奥州、)ヒイル(○○○)ヒユリ(江州)〇中略

稱子トスル繭ハ、器中ニ入レ、上ニ萪葉(アカヂ)ヲ蓋ヒ置ク時ハ、日ヲ經ズシテ、蛹羽化シテ、繭ノ一方ヲ破リ穿チテ出ヅ、コレヲ蠶蛾ト云、カヒコノ蝶ナリ、〇中略

蠶蛾ノ形ハ、螢蛾(ヒトリムシ)ニ似テ、淺褐色、雄ハ體瘦小ニシテ紙上ニ飛走ス、雌ハ體肥大ニシテ、紙上ニ伏シテ動カズ、天工開物ニ、凡蛹變蠶蛾、旬日破繭而出、雌雄均等、雌者伏而不動、雄者兩翅飛撲、遇雌卽交、

交一日半日方解、解脫之後、雄者中枯而死、雌者卽時生卵、承藉卵生者、或紙或布、隨方所用、一蛾計生卵二百餘粒、自然粘于紙上、粒粒勻鋪、天然無一堆積、蠶主收貯以待來年ト云、此紙ヲ蠶連ト云、俗名タネガミ、

〔續日本紀 二十孝謙〕天平寶字元年八月己丑、駿河國益頭郡人金刺舍人麻自、獻蠶兒成字、其文云、五月八日、開下帝釋標知天皇命百年、因 甲午勅曰、○中略爰得駿河國益頭郡人金刺舍人麻自獻蠶產成字、國內頂戴茲祥、踴躍歡喜、○中略謹案、蠶之爲物、虎文而有時蛻、馬吻而不相爭、生長室中、衣被天下、錦繡之麗於是出焉、朝祭之服於是生矣、故令神虫作字、用表神異、而今蕃息之間、自呈靈字、○中略宜與王公共辱斯貺、但景命爰集、隆慶伊始思俾惠澤被於天下、宜改天平勝寶九歲八月十八日、以爲天平寶字元年、其依先勅天下諸國調庸、每年免一郡者、宜令所遺諸郡合年俱免、

〔續日本紀 三十一光仁〕寶龜二年五月己酉、右京人白原連三成獻蠶產成字、賜若狹國稻五百束、

〔萬葉集 十一〕寄物陳思歌

足常、母養子、眉隱、隱在妹、見依鴨、

〔萬葉集 十二〕問答歌

中々二、人跡不在者、桑子爾毛、成益物乎、玉之緒許、

〔萬葉集 十四〕常陸國歌

筑波禰乃、爾比具波麻欲能、伎奴波安札杼、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母、

○養蠶ノ事ハ、產業部養蠶篇ニ詳ニセリ、宜シク參看スベシ、

〔新撰字鏡 虫〕蛾 阿我反、蟻也、蠶也、安利、比々留、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蛾 說文云、蛾 音我、和名比々流、 蠶作飛虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕比々流、和名抄、靈異記訓釋同訓、谷川氏 ○清士 曰、火𥶡之義、今俗呼蠶蝶、今土

燈蛾

佐俗呼比伊流、阿波俗又謂呼比宇利、本草和名、蟟蠶蛾、和名比々留、乃布多古毛利、按陶隱居云、原蠶是重養者、謂春蠶當盛暑時、所生於紙上者、歷數日化爲蠶、謂之原蠶、下條匯訓奈都古是也、後羽化爲蛾者、謂之原蠶蛾、今俗呼夏子蝶、輔仁誤讀重字、爲二蠶爲一繭者、訓布多古毛利誤、今引之者、以證蛾之訓比々留耳、

〔類聚名義抄 虫十〕蛾 ヒヽル

〔八雲御抄 三下虫〕蛾 おやのかふこのまゆとこもりいへり、 ふたこもり ひきまゆ

〔倭訓栞 前編二十五〕ひゝる 倭名鈔、新撰字鏡、靈異記に蛾を訓せり、火籬の義にや、よく燈を消つもの也、山谷が詩に飛蛾赴燭甘死禍と見えたり、又蝱も訓せり、日本紀に蠶又𧎴をよめり、日籬の義なるにや、盛衰記に、一ッの蟲ひゝめきわたるともいへり、萬葉集に蛾葉之衣といふ事あり、かはのきぬと訓れど、異訓あるべく思はるれ、古事記に內剝鵝皮といふ事見ゆ、こも蛾皮なるべし、說文にも蛾蠶化飛虫也と見ゆ、書紀には以鷦鷯羽爲衣と見ゆ、

〔日本書紀 三十持統〕六年九月癸丑、越前國司獻白蛾(ヒヽル)、戊午詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神二十戶、

〔書紀集解 三十持統〕按、蛾微少之物、非可獻者、盍蛾鵝誤耳、

〔太平記 二〕資朝卿被斬幷阿新事

折節夏ナレバ、燈ノ影ヲ見テ蛾ト云蟲ノアマタ明障子ニ取付タルヲ、スハヤ究竟ノ事コソ有ト思ヒテ、障子ヲ少シ引アケタレバ、此蟲アマタ內ヘ入テ、軈テ燈ヲ撲滅ヌ、

〔東雅 二十蟲豸〕蝶(中略)蛾は倭名鈔に說文を引て、(中略)義は不詳、今俗にヒ○ト○リ○ム○シ○といふものは、燭蛾是也、

〔倭訓栞 中編二十一〕ひとりむし 火取虫の義、飛蛾の類をいふ也、心地觀經に、心如飛蛾愛燈色と見ゆ、古今集に、

夏虫をなにかいひけん心から我もおもひにもへぬべらなり、

〔和漢三才圖會 卵生蟲 五十二〕燈蛾(ヒトリムシ)　燭蛾　火蛾　俗云火取虫 中略
燈蛾多出、雀甕、大五六分、形色似黃蝶、色枯渇者也、夏夜見燈燭、則如欲奪火、數回而終沒燈油中死、

樗鷄

〔啓心方 虫魚 一〕樗鷄 和名奴天乃支乃牟之

〔大和本草 蟲 十四〕樗雞 ウチスヾメ　一名紅娘子、本草綱目四十ニノセタリ、宗奭曰、形類蠶蛾、但腹大頭足微黑、翅兩重、外一重灰色、内一重深紅、五色皆具、筑紫ノ方言ウチ雀ト云、又一種夕顔ノ花ヲ吸翼アル虫アリ、飛コト早シ、夕顔マダラト云、是モ樗雞ノ類ナリ、樗雞ヨリ小ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙 卵生蟲 二十七〕樗鷄　詳ナラズ 中略
大和本草ニ、ウチスヾメト訓ズルハ穩ナラズ、ウチスヾメハ燈蛾(ヒトリムシ)ノ雌ナリ、一名ザシキスヾメ 南部 コブ 尾州 フクラスヾメ、形蠶蛾(カイコノガ)ノ雌ニ似テ、灰褐色ニシテ粉アリ、中略 晝ハ扉ノ陰、或器物ノ間ニ隱レテ睡リ、夜ハ飛翔シテ、燈火ニ集リ、終ニ油ニ入リ死ス、正字通ニ符子ヲ引テ、不安其昧而樂其明、皆猶文蛾去暗赴燈而死也ト云フ、

蝶名稱

〔新撰字鏡 虫〕蝶 徒頰反、蛺也、加波比良古、　蛺 古夾反、蝶也、加波比良古、

〔倭名類聚抄 蟲豸 十九〕蝶　兼名苑云、蛺蝶 頰牒二音 一名野蛾 形似蛾而色白者也

〔箋注倭名類聚抄 蟲名 八〕按古今注云、蛺蝶一名野蛾、色白背青者是也、兼名苑蓋本於此、說文蛺、蛺蜨也、蜨、蛺蜨也、蝶蝶正俗字、伊勢廣本蝶作蜨、按是唐人避諱字、新撰字鏡蝶蛺並訓加波比良古、李時珍曰、蝶蛾類也、大曰蝶、小曰蛾、其種甚繁、皆四翅有粉、好嗅花香、

〔類聚名義抄 虫 十〕蛺蝶 カハヒラコ　蝶 カハヒラコ

〔八雲御抄 虫 三下〕蝶　こてふ　はるさま〳〵のはなのさくより、秋花のちるまでの物なり、　たゞてふとも云、なべてはこてふと云、　こてふににたりといふは非蝶、來といふに似也、

〔東雅蟲豸二十〕蝶テフ　字の音をもて呼也

〔倭訓栞前編十七〕てふ　蝶をよむは音なり、相摸下野陸奥にてかまゝ、津輕にかにべ、又てこな、秋田にへらこ、越後にてふまべつたら、信濃にあまびらといふ、かひこのてふは蛾なり、信濃陸奥上野にひるといふ、西國にひるろうと云、伊勢にひいろといふ、柳女郎と呼者あり、水蝶也、粉蝶を放ちて、其止る所に隨て幸なるは唐明皇の故事なり、天寶遺事に見ゆ、てふ〳〵とまれ、菜の花にとまれ、なれもとまらば、我もとまらんといへる童謠は、古意を得たり、

〔重修本草綱目啓蒙卵生蟲二十七〕蛺蝶　テフ　カラテフ古歌　チヨテフ京　テフ〳〵江戸　テフコ　阿州　カツカベ南部　テイコウナ津輕　テヽコナ　カヽベ上共同　ハヘル琉球　テフマベツ　トウ越後　アマピラ信州　カハピラコ　テフ〳〵バコ野州　ヘラコ秋田〇中略

蛺蝶ハ春夏秋ノ間飛翔シ、草木ノ花ヲ吸フ、菜花上殊ニ多ク集ル、一身四翅、翅ノ大サ八九分ニシテ粉アリ、色白キ者ヲ粉蝶泉州府志ト云、色黄ナル者ヲ黃蝶同上ト云、又黑ヲ雜ルアリ、皆油菜葉ノ上或下ニ纖小ノ黃卵ヲ生ズ、數日ノ後化シテ小長蟲トナル、〇下略

〔古今要覽稿蟲介〕てふ蝶てふ、一名をこてふ、古名をかはらひこといひ、俗稱をてふ〳〵といひ、〇中略漢名のごときも數名ありと雖も、通名は蝴蝶といひ、蛺蝶といひ、蛸蝶といひ、蜨ともいへり、說文によるに、蝶は俗字のよしにて、蜨を本字となせり、然れ共、古來より蝶字を以て通用したり、又雅名の如きは、春駒といひ、野織といひ、撻抹といひ、探花使といひ、或は採花使共、採花子とも目せるは、名義皆同じくして、いはゆる蝴蝶の花に遊ぶとも、花に戲るなどふるくより詩歌に詠せるよりして、玄か名付そめけん、又戀花といふ目もあるは、もと蝶は花木花草中の毛蟲尺蠖の類、或は蠹蝎の諸蟲老時に至りて、おの〳〵脫して蝶となる也、〇中略また此物大小あり、大なるものは蝙蝠の如く、故に蝙蝠蝶

の名あり、小なるものは、梅花瓣にまがふなりて、翼に五色の斑文あるあり、純白純黄紫黒青赤、其色錯雜にして、種類きはむべからず、○下略

蝶種類　緣蝶

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕緣蝶　兼名苑云、緣女一名姥蝶、緣蝶也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按緣女姥蝶二名、未詳所出、

紺蝶

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕紺蝶　兼名苑云、紺幡、一名童幡、紺蝶也、今案、又一名青蛉、見古今注、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按古今註云、紺蝶遼東人呼爲紺幡、亦曰童幡、兼名苑蓋本於此、廣本注末、有今案又一名青蛉見古今注十一字、按古今注魚蟲條作蜻蛉、又按紺蝶、今俗呼蜻蛉、登无保、蜻蛉之屬非蝶類、以其飛翔状似蛺蝶、有蝶名也、源君廁於此、恐非、

黃蝶

〔吾妻鏡 六〕文治二年五月一日戊寅、自去比黃蝶飛行、殊遍滿鶴岳宮、是怪異也、仍今日以奉御供之次、爲邦通奉行、有臨時神樂、○同書建保元年又有此事、

〔吾妻鏡 三十八〕寛元五年三月十七日庚午、黃蝶飛、幅假令一丈許、列三段許、凡充滿鎌倉中、是兵革兆也、承平、則常陸下野、天慶、亦陸奥出羽四箇國之間、有其怪、將門貞任等及鬪戰訖、而今此事出來、猶若可有東國兵亂歟之由、古老之所疑也、

〔吾妻鏡 三十九〕寶治二年九月七日辛亥、黃蝶飛行、自由比浦至于鶴岡宮寺幷右大將家法花堂群亙云云、　十九日癸亥、未申兩時之間、黃蝶群飛、自三浦三崎方出來于名越邊、其群集之幅三許段云云、

鳳蝶

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕鳳蝶 或說作鳳車、○○○○　崔豹古今注云、鳳蝶其大如蝙蝠者、或黒色或青斑、名曰鳳子、一名鳳子車、一名鬼車、今案、和名保々天布、是鳳蝶二音之轉乎、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按原書魚蟲條、作鳳蝶其大如蝙蝠者、或黒色或青斑、名爲鳳子、一名鳳車、名鬼車、與廣本所引略同、其鳳蝶作鳳蝶、恐誤、名鬼車上亦似脫一字、初學記、太平御覽引亦作鳳車、與今本同、廣本作鳳子車、誤衍也、

〔三代實錄二十六 清和〕貞觀十六年八月丁巳朔、伊勢國上言、〇中略蝗虫或化蝶去、

〔大和名所圖會五 高市郡〕菩提寺緣記曰、橘寺の西方より金色の蝶とび來りて、講堂の柱に羽うちやすめとまり、しばしして飛さりぬ、其跡をみれば、一首の和歌を喰付たり、

新古今　菩提寺の講堂のはしらにむしくひたる歌

しるべある時にだにゆけ極樂の道にまどへる世中の人

〔帝王編年記二十二 高倉〕治承二年八月、叡山坂本粉蝶如雨降、高雄寺魔滅之時如此云々、

〔發心集一〕佐國愛華成蝶事

或人〇中略人ノ家ヲカリテ、且ク立入タリケルガ、カクテ其家ヲミレバ、ツクレル家ノ、イト廣モ非ヌ庭ニ、前栽ヲエモイハズ、木共ウヘテ、ウヘニ假屋ノカマヘヲシツヽ、聊カ水ヲカケタリケリ、色色ノ花カズヲツクシテ、錦ヲ打オホヘルガ如ク見エタリ、殊ニサマ〴〵ナル蝶イクラトモナク遊アヘリ、事サマノ様有覺エテ、ワザトアルジヲヨビ出デヽ、此事ヲ問フ、アルジノ云樣、是ハナホザリノ事ニモ非ズ、思フ心アリテウヘテ侍ベリ、オノレハ佐國ト申テ、人ニシラレタル博士ノ子ニテ侍ベリ、彼父世ニ侍リシ時、フカク花ヲ興ジテ、折ニツケテ是ヲ翫ビ侍リキ、且ハ其心ザシヲバ、詩ニモ作レリ、六十餘國見レドモ、未アカズ、他生ニモ定メテ花ヲ愛スル人タランナド作リ置テ侍ベリツレバ、自ラ生死ノ會執ニモヤ罷成ケント、疑シク侍リシ程ニ、アル者ノ夢ニ、蝶ニ成テ侍ルト見タル由ヲ語侍レバ、罪深ク覺エテ、然ラバ若コレラニモヤマヨヒ侍ルラムトテ、心ノ及ブ程ウヘテ侍ル也、其上ニトリテ、唯花バカリハ猶アカズ侍レバ、アマヅラ蜜ナドヲ、朝ゴトニソヽギ侍ルトゾ語リケル、

〔明月記〕天福元年五月十八日壬戌、或人云、自四月廿八日至五月三日、日吉社頭、蝶雨降、

〔榮花物語三十一 歌合〕かねのすはまに、沈をませゆひたる、かねのとこなつのくさむらをかきたり、歌

はなにゝかきたるぞなど、心にくきほどに、はやう花にてふのいみじうおかしきが、とをばかりゐたるなりけり、〇中略 歌は内の御めのと宰相の内侍のすけかきたり、右には衆房の右衛門佐、蝶ゐたるとこなつのえだをおりて、すけみち〇右講師にとらす、

〔源氏物語胡蝶二十四〕鶯のうらゝかなるねに、鳥のがくはなやかにきゝわたされて、いけの水鳥も、そこはかとなくさえづりわたるに、きうになりはつるほど、あかずおもしろし、てふはましてはかなきさまにとびたちて、やまぶきのませのもとに、さきこぼれたる花のかげにまひいづる、

〔赤染衛門集〕草のなかにてふのしにたるをみて

うき世にはながらへじとぞおもへどもしぬてふばかりかなしきはなし

〔夫木和歌抄蝶二十七〕正治二年百首　寂蓮法師

とこなつのあたりは風ものどかにて散かふものはてふのいろ〳〵

〔源仲正家集〕

はかなくもまねく尾花にたはむれて暮行秋をしらぬてふ哉

〔新撰字鏡虫〕蟻𧍧 同上義、音宜奇反、阿〇利〇、又左〇曾〇利〇、

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕大蟻附蚔蟓 爾雅集注云、蚍蜉毘浮二音一名馬𧍧、宜倚反、今案即蟻字也、見玉篇、和名於〇保〇阿〇里、大蟻也、野王按、蚔蟓遲縁二音蟻子也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕今本玉篇虫部云、𧍧宜倚切、蟻同上、與此注所引合、別名蛾、樂記蛾子時術之、鄭注、蛾蚍蜉也、是也、又蠶蟻字从䖵、俗省作蛾、與此蛾字混、故蛾羅字俗作蟻、以避蠶蛾字也、然則蟻是𧍧一名、非即𧍧字、顧氏以蟻為𧍧或字、恐不然、〇中略 今俗呼山〇安〇利〇、爾雅云、蚍蜉大𧍧、郭注云、俗呼為馬蚍蜉、毛詩東山正義引舍人云、蚍蜉即大蟻也、說文、蠶𧖴大𧍧也、蚍蜉字云、蠶或从虫比聲、又云、𧍧蚍蜉也、〇中略 今本玉篇虫部云蚔蟻卵也、按說文、蚔𧍧子也、說文又引劉歆說蟓蚍蜉子、與此所引

蟻種類

玉篇義同、唯蚳蝝連文訓蟻子恐非、○中略按類聚名義抄、一名玄駒四字、在螘字注、此一名上恐脫蟻字、按大戴禮夏小正傳云、玄駒者螘也、廣雅、玄駒螘也、方言云、蚍蜉、西南梁益之間謂之玄蚼、古今注云、今人名蟻曰玄駒、象名苑蓋本於此等書、蚼卽俗駒字、魚猗反、又作螘、與上文云螘宜倚反卽蟻字複、是注恐後人所增、非源君舊文、舊本魚猗反本象猗反、又作螘、作又作蟻、今改正、顯宗紀蟻、新撰字鏡蟻、同訓、

〔本草綱目四十一蟲〕時珍曰、蟻處々有之、有大小黑白黃赤數種、穴居卵生、其居有等、其行有隊、能知雨候、春出冬蟄、

〔五雜組九物〕物之小而可愛者、莫如蟻、其占候似智、其象弱似勇、其呼類似仁、其次序似義、其不爽似信、有君臣之義焉、兄弟之愛焉、長幼之倫焉、

〔類聚名義抄虫十〕螘蟻アリ　馬蟻オホアリ　赤蟻イヒアリ

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蟻　アリ○中略

凡ソ蟻種類多シ、○中略市中ニ在ルモノ、赤黑二色アリ、體ハ小ナレドモ、皆力强シ、○中略事物紺珠ニ、力擧等身鐵、善戰有行伍ト云ヘリ、通雅ニ、小而微黃曰黃蟻ト云フ、黃蟻ハアカアリナリ、庭上ニ多シ、○中略通雅ニ稍大、好唊群蟻曰虎蟻ト云、是ナリ、其內ニ形長大ニシテ、大頭ナル者雜リ行ク、通雅ニ、大頭不負曳、若料率者、故世以情群者爲大頭蟻ト云是ナリ、コノ蟻ヲ筑前ニテハ、藤四郎アリト云、土州ニテハ庄屋アリト云フ、又赤蟻ノ一種、至テ小ナル者アリ、微黑色ヲ雜ユ、常ニ木中ニ住ミ、遠ク連行ス、事物紺珠ニ、黃螘細如灰ト云是ナリ又黑色ノ蟻、數品アリ通雅ニ玄蟻尤叢、過擔負曳ト云ヒ、泉州府志ニ、有絲蟻作穴地中ト云フ、皆クロアリナリ、○中略又長サ一分許ニシテ、肥腹ナルモノ、常ニ木中ニ住ミ、年々窠ヲ換ルニ、遠方ヨリ卵ヲ含抱シテ連行スルアリ、此蟻ハ臭氣アリ、通雅ニ、有臭蟻、好緣木爲窠ト云是ナリ、又一種コシボソト呼ブモノアリ、長サ一分餘、色黑クシテ光

アリ、尾刺上ニ向フ、故ニ人ヲ螫ス、常蟻ノ尾刺下ニ向フニ異ナリ、朽柱及舊閫中ニ穴居ス、通雅ニ有蛆蟻、狀如黑蟻、化而羽、能螫人、爾雅所謂丁蟻也ト云ヒ、泉州府志ニ、有走馬蟻、作穴依樹、能螫人ト云是ナリ、又山中ニ居ル者、形大ニシテ長サ七八分、或五六分ナルアリ、ヤマアリト呼ブ、オホアリ和名抄此ニモ赤黑二色アリ、釋名ノ註ニ、大者爲蚍蜉ト云是ナリ、

赤蟻

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕赤蟻　爾雅集注云、赤駁蚍蜉、一名蠪虰、龍仃二音、和名伊比阿里、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕伊比阿利未詳、疑謂今俗呼赤阿利者、按通雅小而微黃曰黃蟻、事物紺珠、黃螘細如灰、是可以充赤阿利也、爾雅邢昺疏云、其大而赤色斑駁者名蠪、是山阿利之赤色者、中略又按邢昺曰、蠪一名朾螘、以朾螘爲一句、玉篇云、蠪蠪虰蟲、又云、虰、蠪虰也、以蠪虰連讀、與此所引說合、顧氏蓋依爾雅舊注、王引之曰、以蠪朾爲螘一名非也、蠪朾螘、螱飛螘、二句文同一例、若以螘字自爲句、則與爾雅上文小者螘相複矣、王引之又云、蠪之言尨也、古者謂雜色爲尨、或借龍字爲之、故螘之赤色斑駁者謂之蠪、義與尨同也、朾之言赬也、赬赤也、螘色赤駁、故又謂之赬、虰與赬音同、說文經、赤色也、或作赬、或作䞓、故字亦相通也、

飛蟻

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕飛蟻　爾雅集注云、螱音尉一名飛蟻、和名波阿里　蟻有翼而能飛也、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕爾雅螱、飛螘、郭注云、有翅、此所引蓋舊注、舊雅翼云、蓋柱中白螘之所化也、白螘狀如螘卵、凡斬木不以時、木未及燥而作、室或柱礎去地不高、則是物生其中、以泥爲房、詰曲而上、往々變化生羽、遇天晏溫、群隊而出、飛亦不能高、尋則脫翼、藉々在地而死矣、郝氏曰、劉歆以蟓爲蚍蜉之有翼者、蓋謂此也、

〔類聚名義抄　十虫〕飛蟻　ハアリ

〔和漢三才圖會　五十二卵生蟲〕螱はあり　白蟻　飛螘　和名波阿里　俗云波里　中略按螱俗云波里　羽蟻也、人家古松柱間生螱、蛢細白如罌粟子、有黑點處頭也、尋變黃赤生翼、再變黑而群飛、

不能奈何、相傳書呪歌粘其柱、則蟲悉除去、屢試驗焉、其歌未知誰人所詠、

重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲 蟻○中略

附錄、白蟻、○ハアリ 和名鈔 ○ハチアリ 尾州 ○ハリ 畿中、河州、勢州、 ○フアリ 攝州 ○ケガレバイ 土州 ○ドク

○ドウシ 雲州 ○ドクヅシ 同上 ○イツトキバイ 防州 ○ウンゾウバイ 筑前

增、白蟻、一名飛蟻、爾雅註 螱蟻 事物紺珠

此蟲ハ朽木、或ハ水ニ近ヅキ、常ニ濕ヘル柱杙中ニ自生シ、木ヲ嚙、中ヲ空クシ、數ナクソノ內ニ往來遠行ス、蟻ノ形狀ニシテ色白ク、未ダ羽ヲ生ゼズ、コレヲ○ドウトウシ 筑前 ト云フ、春暖ノ候ニ至レバ羽化シテ出飛ブコト甚多シ、遠ク望メバ烟ノ如シ、ソノ羽ハ四片ニシテ、身ヨリ長シ、身ハ淡赤黑色ニシテ光アリ、其飛ブコト高キコト能ハズシテ地ニ下リ、卽翼ヲ脫シテ地上ヲ行ク長サ四五分ナルモアリ、三才圖會ニ、飛亦不能高、尋則脫翅在地而死ト云フ、然レドモ急ニハ死セズ、地中ニ入ル、多クハ虎蟻ニ食ハル、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年八月四日乙巳、地震五度、是日達智門上、有氣如烟非烟、如虹非虹、飛上屬天、或人見之皆曰、是羽蟻也、時人云、古今未有如此之異、陰陽寮占曰、當有大風洪水失火等之災焉、八日己酉、有羽蟻、出大藏正藏院、群飛竟天、屬于船岳、

〔扶桑略記 二十二 宇多〕寬平元年十月、○中略 大臣云、一日安然法師云、近來在雲林院人云、蟲蠢々爰出、看之其虫所竟、東至園池司、西至絹笠岡、北至紫野、卽羽蟻也

〔日本紀略 二 朱雀〕天慶七年七月廿日庚寅、羽蟻集北野、其勢滿野、

〔日本紀略 五 冷泉〕安和元年四月三日乙卯、巳剋御在所麗景殿與淑景舍間、羽蟻飛如雲、又敷政門外陽明門等又如此、

〔日本紀略 十一 一條〕長德四年四月八日丙申、左近陣北掖羽蟻出來、

〔百錬抄十六後深草〕寶治元年正月十七日辛未、今日關東若宮神前蠎蝻數十万充滿、亥子時人々見付之、翌朝失畢之由、後日風聞、
建長三年五月十五日甲戌、權中納言通雅卿被行軒廊御卜、鶴岡社羽蟻出來事

〔吾妻鏡二十〕建曆二年十月廿日壬辰、午剋鶴岡上宮寶前、羽蟻飛散、不知幾千萬、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年四月一日丁亥、午剋鶴岡若宮、羽蟻群集、子剋地震、

〔康富記〕嘉吉三年四月廿日、又先日比、春日社へ御殿瑞籬內羽蟻立之由、社家有注進、永享八年有此事、仍來廿七日、可被發遣春日一社奉幣使之由、頭辨爲奉行、今日被仰清大外記云云、

青腰蟲

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕青腰蟲

形蟻ヨリ長クシテ、腰細カラズ、尾ハ直ニシテ尖リ、刺アリ、蟻尾ノ下ニ曲レルニ異ナリ、全身色赤ク、其腰綠色ニシテ光アリ、身長サ三四分、又一寸許ナル者アリ、稀ナリ、又全身黑色ニシテ、腰中黃赤色ナル者ハ甚多シ、春夏ノ交リ、朽木腐柱中ヨリ羽化シテ飛ビ出、甚ダ多キコト白蟻ニ異ナラズ、飛上ルコト高カラズシテ地ニ下リ行ク、ソノ四羽薄クシテ色白ク、身ヨリ長キコト白蟻ニ同ジ、地ニ下レバ即羽ヲ脫シ去リ、數多連行スルコト蟻隊ノ如シ、腰中ニ又羽アリ、驚ク時ハ出テ飛ブ、地ニ下レバ羽ヲタヽミテ腰中ニ藏ス、

蟻事蹟

〔枕草子十〕ありどほしの明神、貫之が馬のわづらひけるに、此明神のやませ給ふとて、歌よみて奉りけんに、やめ給ひけんいとおかし、此ありどほしとつけたる心は誠にやあらん、略○中もろこしの帝、この國のみかどをいかではかりて此國うちとらんとて、常に心見あらがひ事をしてをくり給ひける、略○中七わだにわだかまりたる玉の中とをりて、左右に口あきたるが、ちいさきを奉りて、これにをとほしてたまはらん、此國にみなし侍る事なりとて奉りたるに、略○中おほきなるありを二つとらへて、こしにほそき糸をつけ、又それに今すこしふときをつけて、あなたの口に、

みつをぬりて見よといひければ、さ申てありをいれたりけるに、みつのかをかぎて、まことにいとうあなのあなたのくちに出にけり、さて其糸のつらぬかれたるを、つかはしたりける後になん、猶日本はかしこかりけりとて、のちのちはさる事もせざりけり、〇中略其人の神になりたるにやあらん、

〔日本靈異記　中〕罵僧與邪婬得惡病而死緣第十一

聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺尼等、請奈良右京藥師寺僧題惠禪師、奉仕十一面觀音悔過時、彼里有一凶人、姓文忌寸也、天骨邪見、不信三寶、凶人之妻有上毛野公大椅之女、一日一夜受八齋戒、夫從外歸、家而見無妻、卽往喚妻、導師見之宜義敎化、不信受曰、汝婚吾妻、頭可所罰破、斯下法師矣、惡口多言、具不得述、喚妻歸家、卽犯其妻、卒爾閇著、蟻嚼痛死、

〔日本靈異記　下〕彌勒丈六佛像其頸蟻所嚼示奇異表緣第廿八

紀伊國名草郡貴志里有一道場、號曰貴志寺、〇中略白壁天皇〇光仁代有一優婆塞、初夜思疑行路之人得病參宿、〇中略呻音每夜不息、行者不得聞忍、故起窺看、猶無病人、然最後夜倍於常音、響于大地而大痛呻、猶疑塔靈也、明日早起見堂內、其彌勒丈六佛像頸斷落在、云大蟻千許集嚼摧其頸、行者見之告知檀越、檀越等復奉造副、

〔寶物集　五〕小沙彌蟻子ヲ助ノ事

小沙彌七日ノ內ニ死スベキ相アリ、彼沙彌、道ヲ行ケルニ蟻ノ子ノ一ツ水ニ流レケルヲ助生タリ、其故ニ此沙彌ガ命延タル事アリキ、

〔蟲譜圖說　七卵生蟲〕弘化丁未四月、野火留〇武藏新坐郡ノ平林寺山中、松ノ朽タルアリ、其底黃赤大蟻多ク、其大五分、其色黃赤、走ル最早シ、廣東新語、所謂ノ黃赤大蟻ナル者ハ、是ノ類ナラン、

〔嬉遊笑覽　十二禽蟲〕蟻の熊野參り、長嘯子、虫の歌合なさけなき君が心はみつの山くまのまいりをし

て祈らまし、そのかみ熊野に人多く參りしかば、かゝることわざあり、古きことゝ見えて、家長日記、元久三年京極殿うせ給ひ、攝政殿夢のやうにて、上下北面の人々馬車にて、はせちがふさま、ありといふむしの、もの參りとかやするにこそよう似て侍りしか、是には唯もの參りとあれど、熊野參なるべし、〇中略蟻はむれをなして、他のむれに入らず、僅ばかり隔てし處の蟻も、むれことなるをば、必くひ殺すものなり、戲に砂糖などの甘みある物を、紙などの上に載せ、蟻のとほる處に置ば、須臾の間に多く集る、それを取て、他所の蟻の群たる中に入るれば、くひあふに、主客のきほひことなれば、他より入る蟻は敗走す、かくして鬪はしめざれども、もとより集りて戰ふものなり、〇中略蟻の塔をくむ事、五雜爼、人有下堀レ地得二蟻城一者上、街市屋宇樓堞門巷、井然有レ條、唐五行志、開成元年、京城有レ蟻聚、長五六十步、濶五尺、至二一丈一、厚五寸至二一尺一、可レ謂レ異矣、蜂亦有レ之、おもふに蟻の塔、そのまゝにして置かば、次年も又蟻集るものならむ

蜂
名稱

〔新撰字鏡　虫〕蠭蜂　二作疋凶反、波〇〇知、〔同　虫〕蟦　時純反、丘蚓也、一名蜜蟺、波〇〇知〇〇乃古、

〔倭名類聚抄　蟲豸十九〕蜂　說文云、蜂蠆　峯帶二音、和名波知、螫レ人虫也、四聲字苑云、蝱　音范蜂子也、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕新撰字鏡、蠭同訓、原書蚰部云、蠭、飛蟲螫レ人者、虫部云、蜇毒蟲也、按玉篇云、蠭亦作レ蜂、又玉篇、廣韻、蝱皆作レ蠆、源君引並從二今字一、原書蠭蝱不レ連、注亦不レ同、此所レ引有レ誤、玉篇云、蝱蜂也、廣韻同、禮記檀弓及內則注亦云、范、蜂也、未レ見レ訓二蜂子一者、不レ知二四聲字苑何據一、按說文無二蝱字一、依二禮記注一、則知三古唯用二范字一也、

〔類聚名義抄　十虫〕蜂蠆　ハチ　蠭　正　蜂　通　蠡　ハチ

〔日本釋名　中蟲〕蜂　ハチ　はりさし也、さとちと通ず、

〔東雅　二十蟲豸〕蜂　ハチ　素戔烏神、大己貴神を蜂室に寢しめられしといふ事は、前に見えし如く、又鏡

速日尊を天降されし初に、高木神の授け給ひし神寶の中に、蜂比禮といふものあり、〇中略並に義不詳、ハチとは、羽蟲の螫す者を云ひしと見えたり、チといふ義は、前の註にも見えし如く、ツツといふ語急にして轉ぜしなり、饒速日尊の神寶の外にも、須世理姫命、蛇蜈蚣蜂の比禮をもて大己貴神に與へられしといふ事も見えたるなり、其比禮といふ者は、是等の蟲を除ふものと見えけり、神寶といふ者の中に、此者あるを以つてなり、上古の俗、その毒を長れし事、ツヽといひ、チといひいふが如き、これを長れて神とすといふの謂なる事も思ひはかるべきなり、戒愼をいひて、ツヽシムといふもツヽスムの義也などいふなり、ユスルの義不詳、ミカとは、其房の大きなること、甕の如くなるをやいひぬらん、さらばユスルといふも、其房の泔器の如くなりと云ひしも知るべからず、ミチとは、蜜の字の音をもて呼びしなり、サツリとは細腰の義と見えたり、サツといひ、サヽといふは、轉語なる也、リといひしは詞助なるべし、蜾蠃は日本紀にスガルと讀みたり、其義同じかるべし、古語に細き事をいひて、サとも、ツヽとも、スガルとも云ひけり、本朝式に須賀流横刀といふも、則今の細太刀といふものなり、漢抄に、サツリとは、サヽリ蜂なり、常陸國には、カツリといふなり、彼國に賀蘇理岡といふ岡あり、むかし此國にサヽリ蜂多きによりて、此名ありといふと見えたり、其サヽリといふも、サツリといふ語の轉也、その語竟に轉じて、カツリともいひしなるべし、

〔和漢三才圖會卵生蟲五十二〕蜂音峯　蠭音范　和名波知〇中略

按蜂人不觸則不螫、如行於巢下、則追來螫、蜂羽傳油則不敢螫、

蜂種類

〔大和本草蟲十四〕蜂　種類多シ、ツネノ蜂ノ外、土蜂アリ、蜜蜂アリ大黃蜂アリ、クマハチト云、又ヤマハチト云、人ヲサス大ナリ、又ジガバチアリ、

土蜂

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕土蜂　爾雅集注云、土蜂和名由須留波知大蜂之在地中作房者也、

〔箋注倭名類聚抄蟲八名〕今俗呼阿奈婆知、或都知婆知、谷川氏曰、其所居之穴、形如泔器之狀、泔器訓由須流豆岐、故名之、按陳藏器本草云、穴居者名土蜂、最大、螫人至死、又云、土蜂赤黑色、蘇敬曰、土蜂土中爲窠、大如烏蜂、不傷人、郝懿行曰、土蜂今呼憨蜂、大者甕牛、其房層累大於十斗甕器、

〔類聚名義抄虫十〕土蜂　スルハチ

〔重修本草綱目啓蒙卵生蟲二十七〕土蜂　ユスルバナ和名鈔　ツチバチ　ツチスガリ南部　アナバチ〇中略

土中ニ巢ヲ作ルハチヲ云、數品アリ、地上ニ小穴ヲ穿テ出入ス、土中ニ深ク入リテ、大ナル巢ヲ作ル、其蜂形大黃蜂ノ如シ、人、土ヲ堀テ其巢ヲ破リ、蜜ヲ採ル、是土蜜ナリ、熊野ノ方言ニツト云、〇下略

木蜂

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕木蜂 爾雅集注云、木蜂(和名美加波知)似土蜂而小、在樹上作房者也、

〔箋注倭名類聚抄 蟲豸八〕按釋日本紀引私記曰、今俗大蜂爲美加羽知、其說與源君不同、

〔類聚名義抄 蟲十〕木蜂 ミカハチ

蜜蜂

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蜜蜂 附蛬零 方言注云、蜜蜂(和名美知波知、蜜見飲食部、)黑蜂、在竹木爲孔、又有室者也、本草云、蜜蜂子、一名蛬零、(今案蛬者古飛字也、)

〔箋注倭名類聚抄 蟲豸八〕方言卷十一云、蠭其大而蜜、謂之壺蠭、注云、今黑蠭穿竹木作孔、亦有蜜者、或呼笛師、此恐有誤、按陶氏云、石蜜卽崖蜜也、其蜂黑色似虻、又木蜜呼爲食蜜、懸樹枝作之、又樹空及人家養作之、又有土蜜、於土中作之、李時珍曰、蜜蜂有三種、一種在林木或土穴中作房、爲野蜂、一種人家以器收養者、爲家蜂、並小而微黃、一種在山巖高峻處作房、卽石蜜也、其蜂黑色似牛虻、依之方言注、黑蜂卽石蜜蜂、而云在竹木爲孔、則非石蜜蜂、陳藏器餘有留師蜜、云、蜂如小指大正黑色、嚙爲窠蜜、如稠糖、方言留師、竹蜂也、今方言注作笛師、蓋此蜂穿竹如笛孔、故有此名、作留師誤也、李時珍又曰、今人家一種黑蜂大如指頭、能穿竹木而居、腹中有蜜、正是方言注所言者、千金翼方、證類本草上品有蜂子、不載一名、別有大黃蜂子、又有土蜂子一名蛬零、並在蜂子條下、故本草和名云、蜂子、大黃蜂子、土蜂子一名蛬零、源君以大黃蜂子及土蜂子之一名蛬零、並爲蜂子一名誤也、按陶隱居曰、直云蜂子、卽應是蜜蜂子也、黃蜂則人家屋上者、及䖹瓠蜂也、新撰字鏡、蠮訓波知乃古、按史記正義、漢書注、文選注並云、蛬古飛字、此注蓋本于是等書、

〔類聚名義抄 蟲十〕蜜蜂 ミチハチ

〔重修本草綱目啓蒙 卵生蟲二十七〕蜜蜂 ミチバチ(和名鈔) ミツバチ ヘボ(信州)〇

蜜蜂ハ虻ニ似テ狹小、黃蜂(ヤマバチ)ノ形ニシテ小ナリ長サ四五分微黃色、常ニ人ヲサヽズ、コレニ觸ル時ハサス、〇中略凡ソ蜜蜂、春ノ末、分レ飛テ、一處ニ簇リ、鞠ノ如クナリテ、人家ノ簷或ハ木ノ枝ニ下垂

シタルヲ、箱或ハ酒樽ノ内ニ蜜ヲヌリ、コノ蜂ヲ箒ニテ掃ヒ落シ入置ケバ、直ニコノ中ニ巣ヲカケ、蜜ヲ醸ス、コソ箱ハタジノ形ニシテ、前ニヲトシ蓋ノ戸アリ、屎ヲ採リ去リ、或ハ巣ヲ採ル時ニ、コノ戸ヲ開ク、常ハ閉テ下ヲ微シ開ク、或ハ小穴ヲ數多ク鑽スルモ佳シ、筑前ニテハ、稻草(ワラ)ニテ、アミガサノ形ノ物ヲ作リ、内ノ上ノ處ニ酒ヲ塗リ、蜂ノ多ク簇リヲル枝ノ上ニ蓋ヒ置キ、下ヨリ竹葉ニテ趕フトキハ、皆其中ニ入ル、一蜂入ル時ハ、衆蜂尋デ皆入ル、コレヲ採リ下シテ仰ギ置、其上ニ箱ヲ蓋ヒ、帕ニテ裹ミ、一夜ヲケバ、皆箱中ニノボリ入ルナリ、

〔大和本草 蟲十四〕蜂蜜　本草ヲ考ルニ、石蜜アリ、木蜜アリ、土蜜アリ、人家ニ養フ家蜜アリ、スベテ四種也、日本ニモ亦此四種アリ、石蜜ハ高山岩石ノ間ニ作之、其蜂常ノ蜜蜂ニ異リ、黒色ニシテ似䖟(アブ)、日本ニモ處々有之、木蜜ハ陶弘景曰、樹枝ニカケテ巣ヲ作ル、日本ニモ有之、人家ニ養フモ本是ヲ取來ル、又大木ノ空虚ノ内ニ房ヲ作リ、南方ヨリ小穴ヲ開テ出入ス、穴大ナレバ、熊蜂入テ、蜜蜂ヲ喰殺シ蜜ヲ吸取ル、山ニアル木蜜ハ木ノ空虚ノ内ニ房ヲ作ル者多シ、枝ニアルハ稀也、土蜜ハ山ノ崖ナドカハキタル土中ニ房ヲ作ル、是土蜜ハ日本ニモ稀有之、人家ニ養フハ諸州處々ニ多シ、木蜜、土蜜、人家ニ養フ者、此三種ハ同蜂ナリ、常ノ蜂ニ似テ小也、色微黄ナリ、常ニハ人ヲ不螫、人サハレバサス、伊勢、紀州、熊野、尾張、土佐、其外諸國ヨリ出ヅ、土佐ヨリ出ルヲ好品トス、何ノ國ヨリ出テモ眞蜜ヲ爲好、蜂房ノ内、處々ニ自シタヽリタマルヲトリ用ユ、是ヲ眞蜜トス、生蜜ナリ、上品トス、藥ニ可用、蜂房ヲ煎ジ出シテ蜜トス、是ハ下品ナリ、藥ニ不用、煮熟セザル生蜜ヲ用ヒ、我家ニテ煉熟スベシ、〇中略　蜜ヲ煉ル法、先陶品ニ蜜ヲ布ニテコシテ入、其陶器ヲ鍋ニ沸湯ヲワカシテ入、重湯ニテ湯煎シ、浮沫ヲ篦(ヘラ)ニテスクヒ去リ、蜜ヲ少水ニ滴テヽ、珠ヲナシテ不散ヲ爲度、壺ニ納貯フベシ、〇中略　蜜蜂ノ蜜ヲ作ルハ、春ノ末ヨリ秋ノ末マデ、出テ花ヲ含ミ、花ヲ翅ト足ノ間ニ挾ミ、或花ノ汁ヲ含ミ來リ、房中ニヌリ付テ、釀テ蜜トナス、酒ヲ釀スガ如シ、凡蜜蜂ハ甚風寒ヲ畏ル、冬

ノ初ヨリ不出、房中ニ蟄居ス、其間ハ曾テ醸シテ貯置タル蜜ヲ粮トシ食フ、蜜ハ蜂ノ粮也、故ニ蜜ヲ取ルニ、粮ヲ殘シテ取盡サズ、取盡セバウヘ死ス、○中略 蜂。房。ハ蜂毎年改作ル、家ニ養フハ蜂房ヲワリテ、房中ニ自タマレル蜜ヲトル、是上品也、可爲藥、然レドモ難多得、故ニ蜂房ヲワリテ、三分一ハ殘シテ爲粮、三分二ヲ取テ、大器ノ上ニ竹ヲワタシナラベ、其上ニワリ取タル蜂房ヲ置テ、天日ニ懸セバ、蜜煖氣ニトケテ、器中ニ滴リヲツルヲ取ル、是中品ナリ、蜂房ヲ釜ニ入テ、煮テ蠟ヲ取、其アトヲ煎ジツメテ蜜トス、是下品ナリ、不可入藥、故ニ生蜜ヲ上品トシ、熟蜜ヲ下品トス、 蜜。蠟。ハ蜜ヲ煎ジテ、面ニ浮ブ查(カス)ナリ、黃蠟ト云、

〔家蜂蓄養記 自序〕夫蜜蜂者、靈蟲也、○中略 我日東國、處々出名產、歷世而彌多、物皆以其物有僞物鮮矣、特未能無之、其唯蜂蜜乎、頗多異物、而無僞物、雅與同志言焉、夫南方温煖、而有家蜂、北方陰寒、而有土蜂、若有能養之、而得其宜、蓋土蜜亦得、如家蜜乎、又未嘗有蜜蜂之所、若有能移之、而得其情、蓋西北亦得、如東南乎、而異物已多、僞物自廢、是人々所望、奚翅刀圭家、夫雖中夏多產而物至其少矣、小人爲諸張、勤有亂眞者、先達惡似非、是以盡明辨、其於擇蜜亦復詳也、由是謂之、僞多異少乎、又博物君子、有能言蜜而違其實、是唯因耳聞之、而目未見之乎、乃知蜜蜂之少矣、今茲寛政辛亥之季夏、偶過目黒先生、談及于蜜蜂、不揣余孤陋、來需筆之、於是乎、以治療之暇、避暑之間、敢妄撰述、名曰家蜂蓄養記、序以爲贈、是嘗聞先人、及余所見也、極知多遺漏、請君子補焉、

寛政三年辛亥秋七月書于東都龜島旅宅　　久世敦行撰

〔家蜂蓄養記〕蜜蜂有君王、

古人稱蜜蜂有王、今人亦謂然、余始聞而疑之、後見而信之、夫稱王者、其爲形也、似衆蟲長而有組色、比之其諸臣、最爲長大、其爲氣也、温厚和平、天姿拔群、是豈與諸同孔而生者乎、是故王所生之孔、比之其諸孔、大且深矣、諸所生之孔、列在房之橫、王所生之孔、特在房之端、而直向于下土、君臨民之象乎異哉

此宮也、蓋以爲其初諸知王將起而造作乎、將有受命者而經營乎、抑王與氓並作乎、是未可知也、余見儲宮、未在王子、故闕如也、夫王之在宮、幽隱深遠、群聚衞護、見之難矣、唯分數之秋、蒙塵于外、見之易矣、故始聞而疑之、後見而信之、今茲稱儲宮者、假謂王子之所在、實房下之大孔也、見此之術、矢于次篇、

視儲宮之術

小子嘗過庭、大人謂余曰、汝見儲宮乎、曰未也、曰吾致汝、勿輕卒如宋人之揠禾、勿暴厲如馮婦之攖虎、汝定汝心意、而後左右攘臂及肩、左維持右臂以壓襟、莫使之撥、而後執器之蓋、其心如執玉璧大圭、跼踏如也、如不勝、而後以手入宮中、其意如入公門、鞠躬如也、如不容、上愼旃哉、敢勿犯訓、詩不云也、莫予荓蜂、自求辛螫、予其懲而毖彼後患、是我善彼、彼亦善我、雖有毒尾、無敢觸警、豈如探虎穴之難乎、是亦如拔田稗之易矣、乃就房之端、徐々動指頭、使諸倚左右、而後可以莅視、果有大孔向下、所謂儲宮是也、夫要見此孔之有無者、前知當年其分不分、與分多寡也、若見孔一、則知分有一、若見二則知分有二、若三亦爾、而分許多、至于四、至于五、凡分寡可也、分多不可也、不分四五年、或六七年、或八九年、猶尙可也、何則群者彌群、彌盛、今嫌分許多、本末共凋也、傳所謂大都不過參國之一、是分而可也、如都城過百雉之類、是巢之害也、王元之云、小人貪其利、忘其分、剌其子、不仁之甚矣、實有如斯乎、可謂狡智也、然大知蜂哉、可以見嫌分、凡視此儲宮者、不察而知分矣、豫營藏蓄之器、與築壇之地、是可也、小子謹受、敎遂巡而退、

藏蓄之器製

蜂不嫌器方圓、任意而可製作、方者有便、今茲謂之、圓者以之可準知也、木厚四分許、長尺七八寸、或至二尺、底板長於三方、可四五寸、名謂之舌、爲此舌者、蜂有便出入、且爲遊息、幅尺二三寸、爲蓋於前、如今書櫃之蓋、爲溝於上、或不爲之、唯釘而可也、不爲溝於下、有之反不便也、因之於蓋之下、兩端之內外、釘于其底板、其釘之者、爲使其蓋不倒于內外也、且爲烈風之備也、又爲空道也、蓋之下端、當舌之所、尺二

三寸間、於一寸間、爲二空、廣二分有奇、逐寸及尺、不可廣大、僅可容蜂、若製失宜、階之爲竊、大者有數害、一曰紅娘子、夜而入之、雖不害蜂、多盜其蜜、二曰蠨蛸、亦夜而來、直食其蜂、三曰山蜂、或稱獅子蜂、取名於猛威也、彼終日翱翔、蜂懼殊甚矣、於器之空際、出入遊息者、有一見之、恐懼戰慄、狼狽竄匿、未得宜者、獅子奔突、取之齧之、或攫搏去、又少焉翔回、直下壓之、而或不得逐入空內、群蜂振翼、聲聞于外、此時、開蓋見之、一獅子與群蜂、頡頏掎角、鎮壓重積、忽結獅子之形、群蜂爲一團丸、右旋左轉、如盤走壁、終墮于外、既而彼斃、此亦解圍、有直歸巢中者、有傍養傷痍者、有負毀敗入內者、有引死尸出外者、其形態之狀不可畢言矣、此之役也、諸毀傷者、不爲不多、而死斃者、及數十頭、是其所得僅一、而所失實多矣、是此之竊、一線空也、故曰不可廣大、僅可容蜂、又蠡蟲好食蜂、然在于器外、不入于器內、凡製器之所專要、在蓋之機關也、

爲墉之高卑

墉、高三尺五六寸、縱橫隨器之長短、位置據土之高卑、宜以權執中、不可一概拘、夫秋水氾溢、卑濕之墉、宜高作之、其高者、可則可矣、過猶不及、蓄養掃除、或有不便、其卑者若不充尺、蟾蜍有登之、夜中屢吸蜂、此害不少矣、又或作棚、欲比置器、長短高下、當隨其宜、若其新分者、莫俄比舊器、一有誤入之、彼此相戰鬪、互多致毀敗、若有不得已、而欲比置之、爲以漸近之、莫以俄近之、漸者何也、謂其馴居之有日也、俄者何也、謂其馴居之無日也、凡欲移易居處、宜於夜中査籥、以紙塞其空道、而後爲移易之、明日雖翔噪於舊處、無有不復歸王者也、

蜂器之位置

蜂器之位置、宜東南面、好陽和溫煖也、不宜西北面、嫌陰冷冱寒也、宜擇置之、若夫居處、有廣狹通塞、適不適之異、何以謂之、適則其出者、如射矢之直疾、其入者如懸星之斜落、是因廣通也、不適則其顚者、如鳶之升天、其顚者如燕之反行、是因狹塞也、若有諸不適、恐不安處、又蜂嫌爨烟、勿薰近巢、宜常避之、恐

出亡矣、又狹隘之處、欲比置器者、宜設色蓋面、而以爲分別、則彼易見而無相誤、先人嘗於蓋面、畫方圓、使彼熟視、而從比置之、無有相誤者、是嘗所試、舉以言之、凡蜂器以茅、或瓦甕竹木、亦常隨其宜、冬則茅藁覆而温之、或以垣之、使避風寒、春煖則除之、秋冷則爲之、

彼此爲戰鬪

若夫王子、羽翼既成、分定而一出者、義在不再入乎、其新分者、有誤入舊器、則相聚攻之、不死不措也、此復私讐者乎、將恥衛行者乎、蓋是執事之臣、而行王命者也、不然有所得罪乎、可見法嚴性烈也、其新分者、君義臣行、救其急難、勇敢猛憤、矯々振翼、豊々鳴羽、彌出彌多、彼此戰鬪、移時猶未止、而其敗死者、不可舉數也、此之戰也、新分之敗死、三而減一者、猶且生育也、而減二者、豈能生育乎、余嘗見此鬪、謂先人曰、今以孟烏張蕃之拼力、豈能解之罷之乎、○中略 大人曰、吾能罷之、語不云也、○中略 即令塞兩器之空巢、斷來者之通路、少焉移新分之器、而後察兩憤之止、乃各發前之塞、時見諸悅出、似無憤怨者、於是乎得全其餘、小子怡悅、

蜂王爲分散

夫蜂之分者、昉自暮春、迄于仲夏、其分之前、諸出巢翔噪、爲將分之狀、而亦有屢止、或有直分、於陰雨而不分、至快晴而分散、又毎日、至于未刻、則諸出巢翔噪、俗謂之八時噪、少出而不多、翔噪而不亂、卑飛而不高、近回而不遠、所謂應潮上下、是也、偶當分之時、亂噪有似分、然勢異于分、夫王之分也、諸高飛者、一丈五六尺、或二丈許、四方四隅、在六七間、東飛西還、南翔北去、往復甚疾、不見其形、如飛針、如引絲、翼々有聲、營々不絕、可小半時而分漸定、或有如斯而希不分、亦不遠而分、或明日而分、或隔日而分、凡其飛高者、其往亦遠、其飛卑者、其止亦卑、卑者雖近、高者去遠、又或有遠去、而終不知處、是故欲使其高者卑、其遠者近、即以水及砂、高投其嚮所、高者自卑、遠者自近、夫將分之時、視諸亂噪、初似不知其止所、從多嚮于行在所、王之所止、諸亦從止、是以視者占其止所、其所好數、大樹凸凹、蔓標榕端、多於風曲、或數如

羣、或圖如覆、夫欲納之器者、先見其數所、而以索縛器、後以爲懸之備、乃察王之所在、視其蠢蠢簇、而後可納之、其納之術、袒裼臨之、於其數所、動左右指頭、徐々入蜂中、臨半離之橫、一旦投納之、彼雖太亂噪、我莫以懼之、多無毒而已、或以箒拂納之、是亦可以爲也、然如手爲之乎、王得入器、則雖散亂外者多、而群聚內者少矣、皆入以從王也、王不得入、則雖散亂外者少、而群聚內者多矣、皆出以歸王也、是故納之者、要王之所在、既得納之器、暫懸之其處、以遲其蠢簇、從而以蓋之、後移之置處、卽可以養之、凡養育以蜜酒飴、飴合酒水、上火解之、使之淡薄、濃者粘足、蜂殊嫌之、又寒冷淫雨、宜以養之、

黑蜂無毒尾

黑蜂之生、在三四月、黑蜂多生、則王亦生、而後有分、黑蜂其形、大於諸、小於王、不類于諸、不似于王、其色黑矣、故名曰黑蜂、無毒且不才、蜂中之饕餮者、唯素餐已矣、是故諸憎之、追出巢聚害之、得其生也、纔一二旬後、出皆死、王元之曰、王之無毒、似君德也、彼之無毒、亦似王乎、是不啻無益、反費食衆餓、宜哉其害也、古人不言、非不知焉、蓋以爲無用乎、夫無用者、不足言也、余亦何贅乎、

蜂器有生蟲

器內有生蟲、而蜂散亡、或曰蟲生自屎、或曰爲巢以蠟、屑落生蟲、二物不能無之、蓋鬱蒸而生也、若此二物、積而歷旬、則生白色細蟲、故器內六七日、而可以掃除之、此蟲易長、若歷三旬、則小者重分、大者過寸、稍隨其長、穿穴于巢、引纏于房、裡絲如蜘、縱橫如織、蜂殊嫌之、蟲之所在、忌而避之、縱復從之、終知不免、則捨巢去、凡出亡者、必有以也、爲蓄養者、宜以察之、世上不求實、而妄說吉凶、遂使人傳虛、是無他矣、蓄而鹵莽之、則彼亦鹵莽而報予也、幸有止其行、可以納之新器、莫復置之舊所、欲其安處、無若仁愛、勿多爲利、恐不繁蓄、○中略

取巢中之蜜

夫取蜜之時、在九十月、其取之者、取之子一方、將取之方、以小鐵槌、徐扣器外、五六十許、要勿使之驚、扣

其左、則蜂移右、扣其右、則蜂移左、而見其移、若猶未也、復當扣之、及應手得意、持刀可切巢、不可使之傷、不可使之怒、我莫逆之、彼無敢毒、夫取蜜之數、可三分之一、或曰可取半、當隨巢之大小、因蜜之有無、或曰、每年不取蜜、則蜂情而不勤、不知此言、實然也否、蓋其乾々、彼之性也、如勤與惰豈因蜜之有無乎、若不拘此言、無害天物乎、今以此切巢、置之別器內、傾則蜜流垂、俗謂之垂蜜、是爲之最上、味純厚而色清黃也、又殘孔內、未悉出者、盛袋絞之、悉以取之、比之垂者、味淡薄而色濁赤也、其淡薄者、以孔內之子、共絞相混也、色濁赤者、以巢房之穢、共濡相雜也、故品不及垂者、然是皆蜜也、非如雜他者、是以貯之歷年、

附言

製蜜蠟之法

鍋內入巢、以水煮之、得其沸和、移之別器、待冷取之、蠟浮于上、水沈于下、任器班形、而蠟與水相接之際、穢物悉聚在蠟之下、宜削去之、猶未清潔、再以煮之、煮法如前、猶未可者、及三四五而後得焉、

辯蜜之僻說

王充論衡云、蜜爲蜂液、此言實然矣哉、我鄉之童子、有好食蜂者、余亦嘗味之、是皆蜜也、嘆曰、宜哉童之嗜也、卽知蜜者、爲蜂之液也、夫蜂之成蜜、從上吐之乎、從下出之乎、不可無分別、茲視作其巢卽以口爲之、由是謂之、蠟從上吐之、蜜從下出之、彰々乎明也、人謂蜜爲蜂洩、是不亦宜乎、或云、蜂著花液、入置巢中、諸釀之、則化成蜜、此言雖近理、然蜜者蜜也、其蜜而成之、是未可知者也、何以謂之、有見彼著花液、置巢中、未見其化而爲蜜者也、果釀成蜜乎、將以爲食乎、是未可知者也、陶弘景曰、蜂須人小便以釀諸花、乃得和熟、狀似飴須蘖、李時珍曰、蜂采無毒之花、釀以大便而成蜜、所謂臭腐出神奇也、此二說、一以爲人屎、一以爲人洩、何齟齬如斯也、蓋二子聞蜂之便、互誤爲人之便也、然其言不類、共乖戾矣、余嘗見蜂在諸花者、未嘗見在不潔者也、又嘗見蜂後趾著花液者、未嘗見須人之溺者也、是可以見牽强爲辭、工則工矣、然失其實、故曰因耳聞之、而目未見之也、

〔日本山海名產圖會二〕蜂蜜。（一名、百花精、百花蕊、）　凡蜜を釀する所、諸國皆有、中にも紀州熊野を第一とす、藝州是に亞ぐ、其外勢州、尾州、土州、石州、筑前、伊豫、丹波、丹後、出雲などに、昔より出せり、又舶來の蜜あり、下品なり、是は砂糖又白砂糖にて製す、是を試るに、和產の物は煎すれば、蜂おのづから聚り、舶來の物は聚ることなく、此をもつて知る、　蜜は夏月蜂脾（ハチノス）の中に貯へて、己が冬籠りの食物とせんがためなり、一種人家に自然に脾を結び、其中に貯はふ物を山蜜といふ、又大樹の洞中に、脾を結び貯はふを、木蜜といふ、以上熊野にては、山蜜といひて上品とす、又巖石間中に貯はふ物を、石蜜と云、又家に養て採る蜜は、毎年脾を採り去る故に、氣味薄く、是を家蜜といふ、脾を炎天に乾かし、下に器を承けて解け流るゝ物を、たれ蜜といひて、上品なり、漢名生蜜、（一法、桶に入れて火を以て焚きて取なり、但し火氣の文武塩梅の間な儀こと大事あり、）又脾を取り潰し、蜂の子ともに研（スリ）、水を入れ煎じて絞り採を、絞りといふ、（漢名熟蜜）凡蜜に定る色なし、皆方角の花の性によりて、數色に變ず、

。畜家蜂。　家に畜はんと欲すれば、先桶にても箱にても作り、其中に酒砂糖水などを沃ぎ、蓋に孔を多くあけて、大樹の洞中に結びし窠の傍に置ば、蜂おのづから、其中へ移るを持歸りて、蓋を更ためて、簷端或は廂下に懸置なり、此箱桶の大きさに規矩あり、されども諸州等しからず、先九州邊一家の法を聞くに、箱なれば九寸四方、竪二尺九寸にして、是を竪に掛るなり、○中略戸は上下二枚にして、下の戸の上に一歩八厘、横四寸計の隙穴を開きて、蜂の出入の口とす、若一二厘も廣く開れば、山蜂抔隙より窺て、大きに蜜蜂を擾亂す、又大王の出にも此穴よりして、凡小き物也、○中略

。造脾（スヲツクル）。　先箱の内の上より、半月のごとき物を造りはじめ、綴で下一はひ兩脇共に盈しむ、其厚さ凡壹寸八歩、或二寸許、兩面より六角の孔數多を開き、拓榴の膜に似て、孔深八九歩、是のごとき物を、幾重も製りて、其脾と脾との間、纔人の指の通る程宛の隙あり、蜂其隙に入には下より潛（クヾル）なり、○中略其孔には子を生み、又蜜を貯へ、又子の食物の花を貯ふ、又子成育して飛で出入するに及べ

ば、其跡の孔へも亦蜜を貯はふ、凡蜜はじめは甚淡しき露なり、吐積んで日を經れば、甘芳日毎に進こと、實に人の酒を醸するに等し、既に露孔に盈る時は、其表を閉て、一滴一氣を洩すことなし、蜂の數多ければ、氣味も厚し、　蜂は小なり、大きさ五歩許、マルハチに似て、黄に黒色を帶、多群て、花を採る物は、巣を造す、巣を造ものは、花を採らず、時々入替りて、其役をあらたむ、夫か中に蜂王(ダイワウ)といひて、大きなる蜂一ツあり、其王の居所は黒蜂の巣の下に一臺をかまふ、是を臺(ウテナ)といふ、その王の子は、世々繼で王となりて、元より花を採ることなく、毎日群蜂輪値に、花を採りて王に供す、是一桶に一个(ヒトツ)のみなるに、子を產むこと、雌雄ある物に同じ、道理においては希異なり、群蜂是に從侍すること、實に玉體に向がごとし、又黒蜂十許ありて、是を細工人と呼ぶ、孔口を守りて、衆蜂の出入を撿め、若花を持たずして、孔に入らんとするものあれば、其懈怠を責て、敢て入ることを許さず、若再三に怠る者は、遂に螫殺して、軍令を行なふに異ならず、凡家にあるも野にあるも、儀におゐては同じ、　○頒牌(スワカレ)　大王の子成育に至れば、飛で孔を出るに、群蜂半從がふて、恰も天子の行幸のごとく、擁衛甚嚴重なり、其飛行こと、大抵五間より十間の程にして、木の枝に取附ば、其脊其腹に重り留りて、枝より垂たるごとく、一團に凝集り、大王其中に核のごとく裹まる、畜人是を逐て、袋を群蜂の下に承けて、羽帚を以て、枝の下を掃がごとくに切落せば、一團のまゝにて、其袋中へおつる、其音至て重きがごとし、○註略　是を用意の箱に移し畜なふを、胖(ス)わかれといふて、人の分家するに等し、若其一團の袋へ落るに、早く飛放る者ありて、大王の從行に洩れて、其至る所を知らず、又原の巣へ飛歸る時は、衆蜂敢て孔に入ることを不許、爭ひ起て、是を螫殺し、其不忠を正すに似たり、○中略　彼王一群ごとの中に、必一ツあり、巣中に王三つある時は、群飛も三にわかる、○下略

〔栗氏蟲譜上〕江都官家ニ、蜂堂ヲ庭上ニ設テ、蜜ヲ採テ蠟トシ玉フコトアリ、堂内部局ヲ構ヘ、其上ノ奥所、蜂王ノ座アリ、群臣次第ニ列座シテ、自然ニ官職アルガ如シ、下ニ聚花ノ會場アリ、大窠ヲ

綴ル、是害ノ在處ナリ、堂ノ下邊ニ小窠並ベ開テ、五円ニ比ス、其窠外ニ五員ノ蜂卒並坐シテ、各門ヲ守護ス、來蜂ノ貢花ヲ監ミ、群蜂早晨ニ堂ヲ出デ、午時ニ花蕊及精液ヲ含ミ來テ、衙門ニ入ルトキ、監蜂是ヲ撿察シテ入シム、若花ヲ含マズシテ入來モノアレバ、嚴シク逐返シテ入レズ、爭拒ク者アレバ、群蜂コレヲ刺殺ス、或ハ風雨堂ヲ侵シ、又雜人ノ毎ニ堂ヲ窺フコトアリ、或ハ糞穢ノ氣、堂ニ迫リ、或ハ堂衙破壞スルコトアリ、大黃蜂又ハ蟻蛛等ノ堂中ニ聚ルコトアリ新ニ喪ヲ受タル人、月信婦人等ノ近キ覗ガ如キ、群蜂悉去テ歸ラズ、若新ニ堂衙ヲ築テ、清潔ナル時ハ、即チ歸リ至ルコトアリ、或ハ事ニフレテ、滿堂ノ群蜂盡死スルコトモ、ママアルコトナリ、故ニ堂ヲ設ノ家愼戒ベシ、夫々ノ勤行ノ役アルコト、右ノ圖略〇圖ヲ以テ察スベキモノナリ、

〔秘傳花鏡 六養蜂法〕蜜蜂

蜜蜂身短而脚長、尾有鋒螫、衆蜂內有一蜂王、形獨大、且不螫人、毎日群蜂兩朝、名曰蜂衙、頗有君臣之義、無王則衆蜂皆死、若有二王、其一必分、分出時、老蜂王反遜位而出、衆蜂均挈其半、略無多寡、從王出者、不復回舊房、出則群蜂擁護其王、不令人見、當採花時、一半守房、一半挨次出採、如掠花少者受嚴罰、但採各花鬚、俱用雙足挾二花珠、惟採蘭花、則必背負一珠、以此頂獻其王、又有蜂將、不善往外採花、但能釀蜜、至七八月間、蜂將盡死、若不死、則蜜皆被蜂將食去、衆蜂必饑、故俗諺云、將蜂活過冬、蜂族必皆空、亦一異也、〇下略

〔延喜式 十五內藏〕蜜。蘇。諸國所進

蜜 甲斐國一升、相模國一升、信濃國二升、能登國一升五合、越中國一升五合、備中國一升、備後國二升、

〔延喜式 三十七典藥〕諸國進年料雜藥

攝津國蜂。房。七兩、伊勢國蜂房一斤十二兩、

〔類聚雜要抄 四〕煎。蜜。法。以蜜入器、埋火居之、常撿器、頭遣溫微々、煎銅石鍋同用、蜜ニハ綿ヲハル、塵入レマジ、堅ク覆之、

〔日本書紀二十四皇極〕二年十一月、是歲百濟太子餘豐、以蜜蜂房四枚、放養於三輪山、而終不蕃息、

〔續日本紀十三聖武〕天平十一年十二月戊辰、渤海使已珍蒙等拜朝、上其王啓并方物、〇中略蜜三斛進上、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字四年閏四月丁亥、仁正皇太后遣使於五大寺、毎寺施雜藥二櫃、蜜缶一口、以皇太后寢膳乖和也、

〔三代實錄二十一淸和〕貞觀十四年五月十八日丁亥、勅遣左近衞中將從四位下兼行備中權守源朝臣舒、向鴻臚館、檢領楊成規等所賚渤海國王啓及信物、〇中略蜜五斛、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、定成朝臣獻御乳付雜具、〇中略蜜、兼日自藏人所遣召蜜御園所進非眞蜜、仍定成朝臣賜藏人所牒、差副寮官一人於仕人、遣御園所、取進眞蜜也、

大黃蜂
胡蜂

〔和漢三才圖會五十二卵生蟲〕大黃蜂（やまはち）　也末波知

本綱大黃蜂、其狀比蜜蜂更大、其色黃、在人家屋上、及太木間作房、大者如巨鐘、其房數百層、土人采時、著草衣蔽身以捍其毒螫、復以烟火熏去蜂母、乃敢攀緣崖木斷其蒂、一房蜂兒五六斗至一石、揀狀如蠶蛹瑩白者、然房中蜂兒三分之一翅足已成、則不堪用、

胡蜂　壺蜂佩瓢蜂玄瓠蜂、　大黃蜂之黑色者也、凡物黑者謂胡故也、乃是大黃蜂一類二種也、

按黑蜂、通身正黑、唯背一處、自頸至腰正黃、身肥圓、四翅六脚、其脚末曲如鐵把、而尻出刺能螫人、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕大黃蜂　マルバチ　ヤマバチ　オホバチ　カメバチ南部　ハンメウバチ能州　イモバチ和州　ホウラウ筑前　〇中略

コノ蜂形狀黃𧕯（ハナアブ）ノ如クニシテ大ナリ、背黑ク短鬚アリ、背尻黃赤色ニシテ腰黑シ、春夏諸花ニ多ク集リ黃𧕯ト混ジ易シ、一種形最大ニシテ、色黑ク腰ノ色黃赤ナル者ハ、胡蜂ナリ、俗名クマバチ、スズメバチ　オホカミバチ仙臺　アンドンバチ越前　〇下略

赤翅蜂

〔和漢三才圖會五十二卵生蟲〕赤翅蜂（あかはち）

本綱、赤翅蜂、狀如土蜂、翅赤頭黑、大如螃蟹、穿土爲窠、食蜘蛛、蜘蛛遙知蜂來、皆狼狽藏匿、蜂以預知其處、食之無遺、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕赤翅蜂　アカキハチノハチ

アカバチニ似テ、翅黃赤色、端微黑色ヲ帶テ、身深黑色、背首足俱ニ黃赤色ナル蜂、間庭中ニ飛來ルコトアリ、赤翅蜂ノ類ナリ、眞物ハ詳ナラズ、又簷下ニ窠ヲ爲スアカバチハ、此ト異ナリ、ソノ翅黃赤色、身ハ細腰ニシテ、黑ト黃赤ト斑ヲナス、南部ニテ、スガリト呼ブ、漢名木蜂、秘傳花鏡 稱蜂、典籍便覽 細腰蠭、埤雅

〔和漢三才圖會 五十二卵生蟲〕赤翅蜂 ○中略

獨脚蜂

獨脚蜂　在嶺南、似小蜂黑色、一足連樹根、不得去、不能動搖、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕獨脚蜂　詳ナラズ　一名樹蜂 通雅

俗ニ馬尾蜂ト呼ブ者、木中ニ生ズ、木ヲワリテコレヲ得、出テ飛コト能ハズ、又自ラ出ルモアレドモ、唯蠕動スルコト數日ニシテ死ス、其形アカバチニ似テ小ク、翅ニ少ク黑キ處アリ、尾ニ一ツノ毛アリ、棕櫚ノ毛ノ如ク、長サ四五寸、色黑シ、死スル時ハ分レテ三毛トナル、是獨脚蜂ニ近シテ、別ナル者アリ、

竹蜂

〔和漢三才圖會 五十二卵生蟲〕竹蜂（たけばち）　留師

本綱、竹蜂、于野竹上結窠、紺色、大如雞子、長寸許、有蒂、窠有蜜、甘倍常蜜、

一種黑蜂、大如指頭、能穴竹木而居、腹中有蜜、小兒撲殺取食、亦此類也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕竹蜂　詳ナラズ

竹ヲ嚙テ穴ヲ穿チ、其中ニ窠ヲ作ルハチヲ云、故ニ新校正ニ、アナバチト訓ズレドモ詳ナラズ、時珍ノ說ニ、一種黑蜂、大如指頭、能穴竹木而居ト云ハ、寺ノ堂梁柱、或ハ門柱等ニ孔ヲ穿チ入テ巣ヲ

獨蜂
蛒蜂

蠮螉

爲ス蜂アリ、形大黄蜂ノ如シ、

〔和漢三才圖會　五十二卵生蟲〕赤翅蜂〇中略

獨蜂　作窠於木、其窠大如鵞卵、皮厚蒼黄色、只有一箇蜂、人馬被螫立亡也、

蛒蜂　在褰鼻蛇穴內、其毒倍常、中人手脳、卽圮裂、非方藥可療、惟禁術可制、

〔新撰字鏡　虫〕蛘　餘章反、平、蠮蛘、波知、又佐曾利、　螫　舒赤反、佐須又佐曾利、　虳蛏　佐曾利

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕蠮螉　爾雅注云、蠮螉　悦翁二音、和名佐曾里、似蜂而細腰者也、兼名苑云一名蜾蠃　果裸二音

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕新撰字鏡、蛘、螫、蠮、虳、蛏、皆訓佐曾利、古謂之須賀流、雄略紀、有人名蜾蠃、本注此云須我屢、万葉集云、腰細之須輕娘子飛翔爲輕如來腰細丹、皆是也、今俗呼似我蜂、常陸謂之加曾利、蓋佐曾利之轉訛也、所引蓋舊注也、爾雅果蠃蒲盧、郭注云、卽細腰蠭也、俗呼爲蠮螉、〇中略太平御覽引陸機云、螟蛉者桑上小青蟲也、似步屈、其色青而細小、或有草葉上、蜾蠃、土蜂也、似蜂而小腰、取桑蟲負之、於木空中筆筒中、七日而化爲其子、里語曰、呪云、象我象我也、法言學行篇、作類我類我、久則肖之、是陸機所本、〇中略按本草和名云、蠮螉、一名土蜂、一名蜾蠃、一名細腰、一名蛞螻、一名蒲盧、已上三名出兼名苑、據證類本草、一名土蜂本條文、一名蜾蠃、陶注文、一名細腰以下出兼名苑、蓋兼名苑亦有蜾蠃之名、而以本草已載其名、輔仁不引及之、源君此不引本草、依兼名苑擧此名歟、抑以本草和名土蜂蜾蠃、並失載出典、源君誤爲五名皆出兼名苑、亦未可知也、

〔類聚名義抄　虫〕蠮螉　サソリ

〔下學集　上氣形〕似我　ジガ　毛詩、螟蛉有子、蜾蠃負之、朝野僉載云、蜂銜他虫、置於窠中、呪曰似我似我、卽成蜂也、故名曰似我也、

〔倭訓栞　前編十二須〕すがる〇中略日本紀に蜾蠃を訓せり細腰蜂也、よて萬葉集に、腰細のすがる娘子とよめり、俗語にすんがりといふ是也、古今集に、すがる鳴秋の萩原とよめるは此虫也、後人鹿となしてよむもの多し、謬なりといへり、倭名鈔にはさそりと訓せり、さゝりばちともいふ、常陸

にかそりと云、出羽にては凡て蜂をすがるといふ、仙臺にてすがりといへり、

〔日本書紀十四雄略〕六年三月丁亥、天皇（中略）命蜾蠃（蜾蠃人名也、此云須我屢）、聚國内蚕、於是蜾蠃誤聚嬰兒奉獻天皇、（下略）

〔和漢三才圖會五十二卵生蟲〕蠮螉（翁嬰） 土蜂 細腰蜂 蜾蠃 蒲盧 俗云似我 又云腰細蜂（中略）
按蠮螉無雌、取桑虫負來入于窠、爲養子、祝曰似我似我、則長爲蜂、故名似我蜂之說甚誤、而和漢其然焉、（本草亦其論辨、多取要旨、往于上也、）又倭名抄以蠮螉訓佐會里者非也、（佐曾里、即蟋蟀也、）

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蠮螉 スカル（日本紀） サソリ（和名鈔） ジガバチ カソリ（常州） デスガ（仙臺） コシボソ（畿内、同名アリ、） ツチスガリ（信州）（中略）
蠮螉數種アリ、一ハ長サ八分許、濶サ一分許、腰甚細ク、絲ノ如シ、全身深黒色、夏月人家ニ飛來リ、葦薄或ハ筆管中ニ入テ巢ヲ作ル、初泥ヲ捷テ、底ノ隔ヲナシ、小蜘蛛、蠅虎（サカリグモハイトリグモ）等數箇ヲ螫シ傷メテ、其中ニ入レ、其蛛ニ小子ヲ粘ズ、（中略）外ヲ泥ニテ塗リフサグ、其蛛ヲ入レ泥ヲ入ルヽゴトニ、管内ニテ鳴ク聲、似我似我ト云ニ似タリ、（中略）數日ノ後、ソノ子大ニナリ、蜂トナリ、管ヲ穿チ出飛去ル、蛛ハ皆食ヒ盡シテ遺ラズ、

〔天野政德頻語下〕按、古今集離別の部に、すがるなく秋の萩原朝立て旅行人をいつとかまたん、と此歌を引て、古人此すがるを鹿の事也と云說有、其後の歌には、多くすがるを鹿の事となして詠る歌有、皆誤にて隨がたし、すがるは蜂なる事、いちじるし、さそりといふ蜂也、

〔壒囊抄五〕似我々々事
蜂ニ似タル虫ヲ、ジガ〳〵ト云、何ナル名ゾ、 似我似我ハ、只蜂ノ類也、本名ハ螟蛉（メイレイ）也、（中略）朝野僉載曰ク、蜂銜他虫置於窠中、呪シテ曰似我々々、即成蜂云云、故ニ名テ曰似我也、（中略）サレバ大師（弘法）ノ御遺告ニモ、從赤子時、得人之子、敎ヘテ爲弟子、如螟蛉以他子爲己子ト侍リ、

〔萬葉集九雜歌〕詠上總末珠名娘子一首幷短歌

蜂事蹟

水長鳥、安房爾繼有、梓弓、末乃珠名者、胸別之、廣吾妹、腰細之、須輕娘子之、其姿之、端正爾、〇下略

〔古事記上〕大神(〇素戔嗚尊)出見而、告此者謂之葦原色許男、(〇中略)入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、敎如先故平出之、

〔藤原家傳下〕(武智麻呂)藤原左大臣諱武智麻呂、(〇中略)按行至坂田郡、(〇近江)高目山川、曰、吾欲上伊福山頂瞻望、土人曰、入此山、疾風雷雨、雲霧晦暝、群蜂飛螫、(〇中略)公曰、吾從少至今、不敢輕慢鬼神、鬼神若有知者、豈其害我、若无知者、安能害人、卽滌洗淸齋、率五六人、披棗籠而登、將至頂之間、忽有兩蜂、飛來欲螫公、揚袂而攘、隨手退歸、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年八月十三日己巳、蝗虫或化蝶飛去、或爲小蜂、所刺殺、

〔扶桑略記二十五朱雀〕天慶三年一月廿四日、世相傳云、於東大寺羂索院執金剛神前、七大寺諸僧集會、祈請將門調伏之由、然間數萬大蜂、遍滿堂內、迅風俄來、吹折執金剛神之髻糸、數万之蜂、相隨髻糸、向東穿雲飛去、時人皆謂、將門誅害之瑞也、(〇又見帝王編年記)

〔古事談三僧行〕金鐘行者靈驗殊勝、天下皆歸依之云々、可被造大佛殿沙汰之時、自大佛殿正面、東ハ金鐘行者之所領也、自正面西ハ辛國行者ノ領也、爰辛國申云、歸依僧ノ道、可依驗德、何强被歸依金鐘一人哉、早被召合兩人、可被競其効驗、隨勝劣德ヲモ被崇、伽藍ヲモ可被立云々、依所申有謂、召合二人ノ行者、已被競驗德、各師呪所之間、自辛國行者方、數万ノ大蜂出來、擬著金鐘ノ時、自金鐘方、大蜂飛來、件ノ蜂ヲ拂間、蜂皆退散了、彼大蜂至辛國之許、滅行者、故辛國忽結惡心、爲寺敵、度々此寺之佛法ヲ魔滅セントシケリ、此事雖無慥所見、古老所申傳也、但寺ノ繪圖ニ氣比明神ノ巽ノ角ニ有辛國堂由注之云々、

〔今昔物語二十九〕於鈴鹿山蜂螫殺盜人語第卅六

今昔、京ニ水銀商スル者有ケリ、年來役ト商ケレバ、大キニ富テ、財多クシテ家豐カ也ケリ、伊勢ノ

國ニ年來通ヒ行ケルニ、馬百餘疋ニ、諸ノ絹糸綿米ナドヲ負セテ、常ニ下リ上リ行ケルニ、只小キ小童部ヲ以テ、馬ヲ追セテナム有ケル、〇中略而ル間、何也ケル盜人ニカ有ケム、八十餘人、心ヲ同クシテ、鈴香ノ山ニテ、國々ノ行來ノ人ノ物ヲ奪ヒ、公ケ私ノ財ヲ取テ、皆其人ヲ殺シテ、年月ヲ送ケル、〇中略此ノ水銀商、伊勢ノ國ヨリ、馬百餘疋ニ諸ノ財ヲ負セテ、前々ノ樣ニ小童部ヲ以テ追セテ、女共ナドヲ具シテ、食物ナドセサセテ上ケル程ニ、此ノ八十餘人ノ盜人、極キ白者カナ、此ノ物共、皆奪取ラムト思テ、彼ノ山ノ中ニシテ、前後ニ有テ、中ニ立挾メテ恐シケレバ、小童部ハ皆逃テ去ニケリ、物負セタル馬共、皆追取ツ、女共ヲバ皆著タル衣共ヲ剝取テ、追弃テケリ、水銀商ハ〇中略辛クシテ、逃テ高キ岳ニ打上ニケリ、〇中略虛空ヲ打見上ツヽ、音ヲ高クシテ、何ラ何ラ遲シ遲シト云立テリケルニ、半時計有テ、大キサ三寸計ナル蜂ノ怖シ氣ナル、空ヨリ出來テ、ブント云テ、傍ナル高キ木ノ枝ニ居ヌ、水銀商此レヲ見テ、彌ヨ念ジ入テ、遲シ遲シト云フ程ニ、虛空ニ赤キ雲二丈計ニテ、長サ遙ニテ俄ニ見ユ、道行ク人モ、何ナル雲ニカ有ラムト見ケルニ、此ノ盜人共ハ、取タル物共拈ケル程ニ、此ノ雲漸ク下テ、其盜人ノ有ル谷ニ入ヌ、此ノ木ニ居タリツル蜂モ立テ、其方樣ニ行ヌ、早ウ此ノ雲ト見ツルハ、多ノ蜂ノ群テ來ルガ見ユル也ケリ、然テ若干ノ蜂、盜人每ニ皆付テ、皆螫殺シテケリ、一人ニ一二百ノ蜂ノ付タラムダニ、何ナラム者カハ堪ムトスル、其レニ一人ニ二三石ノ蜂ノ付タラムニハ、少々ヲコソ打殺シケレドモ、皆被螫殺ニケリ、其ノ後、蜂皆飛去ニケレバ、雲モ晴ヌト見エケリ、然テ水銀商ハ、其ノ谷ニ行テ、盜人ノ年來取貯タル物共多ク、弓胡錄馬鞍著物ナドニ至マデ、皆取テ京ニ返ニケリ、然レバ彌ヨ富增テナム有ケル、此ノ水銀商ハ家ニ酒ヲ造リ置テ、他ノコトニモ不仕ズシテ、役ト蜂ニ呑セテナム、此ク祭ケル、然レバ彼レガ物ヲバ、盜人モ不取ザリケルヲ、案內モ不知ザリケル盜人ノ、取テ此ク被螫殺ル也ケリ、然レバ蜂ソラ物ノ恩ハ知ケリ、心有ラム人ハ、人ノ恩ヲ蒙リナバ、必ズ可酬キ也、亦大キナラム蜂ノ見エムニ、專ニ不

ヽ可打殺ズ、此ク諸ノ蜂ヲ具シ將來テ、必ズ怨ヲ報ズル也、

〔十訓抄一〕むかし中納言和田丸と聞る人おはしけり、其末に余古大夫といふ兵者有けり、○中略初瀬山のおくに籠りてけり、敵あさり求れども、深く用意して、笠置といふ山寺の岩屋の有ける中にかくれて、二三日住けるほどに、岩のもとにて、蜂といふもの、いをかけたりけるに、大なる蜂のかゝりたりけるに、いをくりかけて、まきころさんとしける時に、慈をおこして、とりてはなちて、蜂にいひけるやう、いける物は命に過たる物なし、前世の戒がすくなくて、畜生と生れたれども、心あるは命を惜む事、人にかはらず、恩を重くする事、同じかるべし、我敵にせめられて、からきめをみる、身をつみて、汝が命をたすけむ、必ずおもひしれとて、放ちやりつ、其夜の夢に、かきの水干袴きたる男のきていふやう、晝の仰悉く耳にとまりて侍る、御志實に悉し、我つたなき身を受たりといへ共、いかでかその恩を報じ奉らざらん、願は我申さむまゝに構へ給へ、君の敵亡さんといふ、誰人のかくはのたまふぞといへば、晝の蛛の網にからまれつる蜂は、おのれに侍ると云、あやしながら、いかにしてか敵をばうつべき、我にしたがひたりしもの、十が九は亡び失ぬ、城もなし、かゝりもなし、惣じて立あふべき方もなしといへば、などかくはのたまふ、殘りたるものも侍らん、二三十人ばかりかまへてかたらひ集めたまへ、此うしろの山に、蜂の巣四五千ばかりあり、是もみな我に同じ物なり、語集て力をくはへ奉らんに、などか打得給はざらん、但其軍したまはん日は、なよせたまひそ、本城のほどに假屋をつくりて、なりひさご壺瓶子やうの物多く置たまへ、やう〳〵まかりつとはんすれば、そこにかくれいらんためなり、しかしながら、其日吉らんと、ちぎつていぬと思ふ程に夢さめぬ、うける事とは思ねど、いみじく哀に覺えて、夜にかくれ、故郷へ出て、此彼かくれをる者共を語て云、我生るとてかひなし、最後に一矢射てしなばやと思ふ、弓箭の道はさこそあれ、男共など云ければ、誠に可然事とて、五十人ばかり出にけり、假屋造て、あ

りし夢のまゝにしつらひをれば、是は何のためぞと、あやしみければ、さるべきゆへありとて、めでたくしつらひをきつ、其朝にほの〴〵と明はなるゝほどに、山のおくのかたより、大なる蜂一二百二三百うちむれて、いくら共なく入集るさま、いとけむづかしく見けり、日さし出るほどに、敵の許へ是に侍り、申べき事ありといへりければ、敵悦びて、尋失ひて安からずおぼえつるに、いみじき幸なりとて、三百騎ばかり打出たり、いきほひをくらぶるに、物の數にもあらねば、侮りていつしかかけくむほどに、蜂ども假屋より雲霞のごとくわき出、敵の人ごとに、二三十、四五十取つかぬはなし、目鼻ともなく、はたらく所ごとにさし損じけるほどに、物も覺えず、打ころせども、五六こそしぬれ、いかにも〳〵する力なくて、弓箭の行衞もしらず、まづ貌をふさぎさはぎけるほどに、思ふさまに馳まはりて、敵三百餘騎、時の程にたやすくうち殺してければ、恐れなく本のあとに還居にけり、死たる蜂少々ありければ、笠置のうしろの山に埋て、堂をたてなどして、年ごとに蜂の忌日とて、恩を報じけり、

〔古事談 一 王道后宮〕京極大相國宗輔〇藤原被飼蜂之事、世以稱無益事、而五月比、於鳥羽殿蜂栖俄落テ、御前多飛散ケレバ、人々モサヽレジトテ、ニゲサワギケルニ、相國御前ニ枇杷ノ有ケルヲ一總トリテ、コトヅメニテ、カハヲムキテ、サシアゲラレタリケレバ、蜂アルカギリツキテ、チラザリケレバ、召共人、ヤハラ給ケリ、院モ賢ク宗輔ガ候テト被仰テ、令感御ケリ、

〔十訓抄 一〕京極太政大臣宗輔公は、蜂をいくら共なく飼給ひて、何丸か丸と名を付てよびたまひければ、召にしたがひて、格勤者などを勘當し給ひけるには、何丸某さしてことの給ければ、そのまゝにぞふるまひける、出仕の時は、車のうら、うへの物見にはらめきけるを、とまれとのたまひければ、とまりけり、世には蜂飼の大臣とぞ申ける、

〔赤染衛門集〕ぎだりんにありしひじりの、たけの枝にはちのすくひたるをおこせて、釋迦佛の、

蜂雜載

蠅

給なりとて、
我宿の汀に生るなよ竹のはちすとみゆるおりもありけり

〔嬉遊笑覽器食十二蟲〕蜂が刺たら子をとらうといふは、もと蜂。吹。なり、源氏松風大井も宿もりが體をいふ處、はな、ど打あかめつゝ、はちふきいへば、若菜の下にも、はちぶくと有、抄に蜂の面近く飛時、恐れてうそぶきするやうに物いふなり、物を聞いれず、一向にいひそくるを、蜂。拂。といふに似たり、守武獨吟、辨慶や蜂のありともしらざらんうそをもふかすけなげなるころ、

〔新撰字鏡虫〕蛉蠕蠅蠅四字同、蠅也、蠅也、波。戸。又桑虫、

〔倭名類聚抄十九蟲豸附蛆〕蠅　方言云、陳楚之間、謂之蠅、音孕、和名波。閉。東齊之間、謂之羊、郭璞曰、蠅羊、此輔語耳、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕說文、蠅、營々青蠅、蟲之大腹者、从黽虫、李時珍曰、蠅夏出冬蟄、喜煖惡寒、蒼者聲雄壯、負金者聲清括、靑者糞能敗物、巨者首如火麻者、茅根所化、蠅聲在鼻而足喜交、

〔下學集上氣形〕蠅（ハイ）黑白點、玷珠玉者、喩讒言者也、

〔八雲御抄三下蟲〕蠅　さはへなす　五月のはへとかけり　わろき物也

〔東雅二十蟲豸〕蠅ハヘ　日神天磐屋戸に籠り給ひし時、萬神の聲如狹蠅鳴といふ事、舊事紀に見えしを、古事記には、狹蠅那須としるし、又舊事紀には、天孫天降り給はむとし給ひしとき、此國に多に道速振荒振神ありて、又磐根木株、草之垣葉、猶能言語、夜は螢火の如くにして喧響、晝者如五月蠅（サバヘ）而沸騰としるされ日本紀も舊事紀によられたり、ハヘの義は不詳、（中略）凡そ蟲の名に、ハといふなども、（中略）舊事古事日本紀等に見えし所に據れば、ハへとは其聲あるに因りて、云ひし所に似たり、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蠅　ハヘ和名　ハイ。京。〇中略〇

蠅ハ皆三月土用ノ比ヨリ暖氣ヲ逐テ出、數種アリ、ソノ四五月ノ時、人家四邊ノ陽地ニ多ク集リ、相追ヒテ飛ビ翔ルモノハ、蒼蠅ナリ、俗名クロ。バ。イ。色蒼黑ニシテ、大サ四分許、ソノ聲高シ、故ニ典籍

便覽ニ蒼蠅善亂聲ト云、○中略ソノ夏秋ノ間、家中ニ多來リ、竈邊或ハ食物ニ集リ、農家ニ別シテ多キ者ハ、コ°バ°イ°筑前ト云フ、○中略三才圖會ニ、一種不靑不蒼、俗謂之麻蠅、夏大好集人體間、驅而復來、故俗謂人可憎者爲麻蠅ト云ヒ、正字通ニ、一種小者、集几案徵差間、衆多爲擾、人惡之ト云フ、是ナリ、ソノ秋中多出テ、飛翔聲聒シク、臭ヲ慕テ庖厨ニ集リ、必卵ヲ遺シ、蛆ヲ生ズルモノハ、俗ニシ°マ°バ°イ°ト呼ブ、事物紺珠ニ、大麻蠅大於蒼蠅ト云フ是ナリ、○中略ソノ綠色或ハ靑色ニシテ、金光アリ、聲淸高ニシテ、必糞上ニ集ルモノハ靑蠅ナリ、大小數品アリ、俗名ク°ソ°バ°イ°、キ°ス°バ°イ°備後キ°ン°バ°イ°、時珍負金者聲淸聒、靑者糞能敗物ト云、

〔肥前國風土記〕神埼郡　蒲田鄕
同○景行天皇行幸之時、御宿此鄕、西薦御膳之時、蠅甚多鳴、其聲大囂、天皇勅云、蠅聲甚囂、因曰囂鄕、今謂蒲田鄕訛也、

〔日本書紀二十二推古〕三十五年五月、有蠅聚集、其凝累十丈之、浮虛以越信濃坂、鳴音如雷、則東至上野國而自散、

〔日本書紀二十六齊明〕六年十二月庚寅、科野國言、蠅羣向西飛、踰巨坂、大十圍許、高至蒼天、

〔明月記〕寬喜二年八月廿八日丁亥、心寂房來相逢語、去夜事、脚氣所爲歟、可疑近日蠅漸弱而落入飲食、自然不知入腹中歟、是又坐病極毒也、蠅入腹中、多頓死者、

〔南方紀傳下〕北朝康曆元年六月、細川賴之阿波國隱居作詩云、
人生五十愧無功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅掃難盡、去尋禪榻臥淸風、

〔運歩色葉集葉〕蠅°參°（ハイマイリ）伊勢參附道者之尾、譬諸蠅附驥尾也、

〔日本書紀一神代〕欲立皇孫天津彥火瓊々杵尊以爲葦原中國之主、然彼地多有螢火光神及蠅°聲°邪°神°、

〔釋日本紀八述義〕案下一書文、如五月蠅而沸騰云云、五月蠅三字之訓、サ°ハ°ヘ°ト讀之、今此蠅聲闕點

也、言葦原中國惡神充滿、如五月之蠅、朱多之意也、

〔日本書紀一神代〕一書曰、略○中素盞嗚尊、乃以天蠅斫之劍、斬彼大蛇時、斬蛇尾而刃缺、

〔源平盛衰記四十四〕神鏡神璽都入并三種寶劍事

十握劍、略○中又ハ蠅斬ノ劍ト云、此劍利劍也、其刃ノ上ニ居ル蠅ノ、不自斬ト云事ナケレバ也、○又見日本紀釋

〔枕草子三〕むしは

はへこそ、にくきものゝうちにいれつべけれ、あいぎやうなく、にくき物は、人々しふかきいつべき物のやうにあらねど、よろづの物に居、かほなどにぬれたるあしゝてゐたるなどよ、人の名につきたるは必かたし、

〔異本枕草子〕にくきもの

はへの秋などおほくて、よろづの物にあしはぬれ、つめたくて、かほにもゐありく、いとむづかしうにくし、

〔小夜のねざめ〕はいといふ虫のぬり物などには、こを白くしかけ、白き物には、はこをくろくしかけ侍る、

〔花月草紙四〕とりもちをもて、はへといふ虫をおほくとりたるを、ふとけみきやうとて、目もおよばぬものをみるめがねのあれば、それもてみしに、そのもちにつきたるははへが、にげんとして、羽を動かすが、はてはその羽ももちにつきて、うごきえず、かうべうごかして苦しむもあり、又久しくつきしは、飢にのぞみてよはり死するけしきもあり、たゞに羽をならす音のみきゝしが、よくみれば、いとかなしきさまなりしとかたるを、さあらんよなど、人のこたへしを、みしときゝしとは、いとたがふものぞかし、みしごとくきゝ給はゞ、さあらんなどゝ計はいひ給はじ、まいて目の

及ばぬあたりのことは、猶心にてみ給へかしと、いひしものありけり、

〔關の秋風〕蠅てふ虫は、またなくにくし、晝ねの夢妨ぐるは、怒りを諫むるともいふべければ、咎めむやうもなし、たゞ書なんど見、畫なんどかくころ、顏のあたりに一つ二つとまるを、おひやれば、しばしかなたへうつり、また飛來り飛去り、はては友多くつどひて鬧諍し、あるはえもいはぬふるまひいと猥藉也、

蛆

〔新撰字鏡　虫〕蛆（子餘反、蚛蟲也、蟵也、蠅子也、吳公也、蟞也、止加介、）蜡（且鹿反、去、字自、）

〔倭名類聚抄　十九蟲豸〕蠅（略○中）聲類云、胆（音且、又去聲、和名波閉乃古、）蠅子也、說文云、蠅乳肉中也、

〔箋注倭名類聚抄　八蟲名〕李時珍曰、蛆胎生、蛆入灰中、蛻化爲蠅、如蠶蠁之化蛹也、

〔圓珠庵雜記〕虫の字、むしとも、うじともよめど、うじはきたなく、むぐめくをいひて、歌にはよまず

新撰字鏡云、蜡（字自）とあれど、蛆の字をよみきたれり、本草云、蛆蠅之子也、凡物敗臭則生云々、

〔和漢三才圖會　五十二卵生蟲〕蛆（音疽）　蛆　胆（本字）　和名波閉乃古、俗云宇之、（略○中）

按蛆字、本作胆、蠅乳肉中、故从肉、

素問類經云、蛆性喜暖畏寒、火運之年尤多也、

〔重修本草綱目啓蒙　二十七卵生蟲〕蛆　ハエノコ（和名鈔）　ウジ（略○中）

諸蠅皆蛆ヲ生ズ、殊ニ大麻蠅多ク生ズ、夏秋ヲ時食物ニ集レバ、至小ノ卵ヲ遺シ著クルコト甚ダ數多シ、初其卵ハ動カズ、暫クシテ能行ク、其形一頭ハ細ク尖リ、一頭ハ齊シクシテ截タルガ如シ、長サ一二分、是ヲサシト云フ、書隱叢說ニ、蠁子化蠅ト云フ是ナリ、數日ヲ經テ形漸ク大ニナリ、變ジテ五六分ノ長サ、二三分ノ濶サニナリ、色白クシテ一條ノ細キ尾アリ、長サ一寸許、此蟲糞缸中ニ別シテ多シ、是糞中蛆ナリ、俗名カミサゲムシ、（京）　カミナガムシ（筑前）　ドブムシ（豫州）　ウナゴゼ　ウナゴシ（勢州松坂）　ヲナゴシ（同上山田）　ウナガジ（雲州）　ヲナガジ（同上）　ヲナゴゼ（筑後）　ヲナ

ガムシ(和州)　シリケノウジ(石州)　ウナグジ(加州)　ウナクジ、ウナダシ(共ニ同上)　此ノ形ニナル時ハ、糞缸中ヨリ出上リ、板間或ハ壁隙ニ入リ、黒キ蛹トナリ、羽化シテ大麻蠅トナル、

〔古事記上〕爾伊邪那美命答白、悔哉不速來、吾者爲黄泉戸喫、然愛我那勢命、(那勢二字以音、下效此、)入來坐之事恐故欲還、且具與黄泉神相論、莫視我、如此白而還入其殿内之間、甚久難待、故刺左之御美豆良、(三字以音、下效此、)湯津津間櫛之男柱一箇取闕而、燭一火入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐氏、(此十字以音、)於頭者大雷居、(○下略)

〔古事記傳六〕宇士は、蛆字を訓來れり、本草てふ書に、(李時珍)云、蛆蠅之子也、凡物敗臭則生之とあり、和名抄には、蛆を波閉乃古(ハヘノコ)とありて、宇士てふ訓はなし、蛆と蛆とは通ふ、字鏡には、蛸を宇自とあり、(由はいかゞしらず、蛸の字士なるべき)今も腐爛たる物に生る小虫を宇士とぞいふ、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕狗蠅　兼名苑云、狗蠅、一名犬蠅、(著於犬者也)

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕按狗蠅又見齊東野語、李時珍曰、狗蠅生狗身上、狀如蠅、黄色能飛、堅皮利嘴、啗咂狗血、多月即藏狗耳中者是也、今俗呼以奴蠅倍(○○○○)也、

〔和漢三才圖會五十二化生蟲〕狗蠅　以沼波閉(○中略)

接狗蠅多著老狗、草頭潜行咂血、故難避、用煙草脂塗稈心、如輪而毎宜掛于狗頸、

〔重修本草綱目啓蒙二十七化生蟲〕狗蠅　イヌバイ(○○○○)

狗身ニ集ル蠅ハ、夏秋尤多シ、蒼蠅ヨリ秋長ニシテ、背平ニシテ、黄赤色、人ニ著ク時ハ其害ヲナス、燈油ヲ咂シムル時ハ、堅クナリテ死ス、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕守瓜　爾雅注云、蠸一名守瓜、(蠸音權、和名宇利波閉(○○○○))食瓜葉者也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕爾雅云、蠸輿父守瓜、郭注云、今瓜中黄甲小蟲、喜食瓜葉、故名守瓜、此所引蓋舊注也、説文、蠸蟲也、玉篇、蠸、食瓜蟲、列子天瑞篇蠸文、釋、瓜中黄甲蟲也、郝氏曰、此蟲黄色、小於蠟蛍、

狗蠅

守瓜

常在瓜葉上、食葉而不食瓜、俗名看瓜老子者也、然則玉篇訓蠸爲食瓜蟲非是、

〔和漢三才圖會 五十三 化生蟲〕守瓜　蠸（音權）　𧉭（音含）　和名宇利波閉、爪蠅也、○中略　按、蓋桑蟲、又瓜蟲、食瓜桑者也、蓋與蠸一類二種乎、其大如大蠅而黄色、甲下有翅速飛、喜食瓜葉、以蟲眼鑑視之、黑眼靈與蠅不同、

〔延喜式 三十九 内膳〕耕種園圃　營早瓜一段、○中略　拂虫十二人、

〔古今著聞集 六 管絃歌舞〕小監物源頼能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て、横笛を習けり、○中略　或時は信近荒田にありて、其むしをはらひければ、頼能も隨て朝より夕にいたる迄、もろ共にはらひけり、拂かへらんとする時、たま〳〵一曲を授けり、

蠓子

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蠓子　蔣魴切韻云、蠓子、（上音蒙、和名佐之、）酒醋上小飛虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕谷川氏曰、佐之當小虫之義、按、書隱叢說、蠓子化蠅、然則上條所載胆是也、今俗呼胆爲佐之、又酒醋上小飛虫即醯雞、今俗呼猩々者是也、莊子田子方篇、丘之於道也、其猶醯雞與、郭象注、醯雞者甕中之蠛蠓、釋文引司馬彪云、醯雞若酒上蠛蠓也、列子天瑞篇、醯雞生于酒、釋文云、醯雞蠛蠓也、新撰字鏡、蠛訓酒乃波戸、說文、蠓、知聲蟲也、非此義、

〔新撰字鏡 蟲〕蠛（亡結反、蠓也、黄飛食虫、又酒乃波戸、）

〔類聚名義抄 虫十〕蠓（サカハヘ）

〔塩嚢抄 六〕猩々（シヤウ）ノ事

酒ノ香ニ付タ小虫ヲ猩々ト云ハ、何ニ事ゾ、猩ハ非虫獸也、○中略　彼ノ獸、酒ヲ好ム故ニ、小虫ノ酒ノ香ニ耽テ倚リ來ヲ以テ、推テ猩々ト云ナルベシ、

蝱

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蝱　說文云、蝱（莫衡反、與亡同、字亦作䖟、和名阿夫、）齧人飛虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕雄略紀御歌云阿牟、即是也、本草和名、木蝱、和名於保阿布、蜚蝱、古阿布、○中略

蘇敬曰、䖟有數種、並能噉血、商浙已南江嶺間有大木䖟、長大綠色、殆如次蟬、咂牛馬、或至頓仆、蜚䖟狀如蜜蜂黃黑色、又一種小䖟名鹿䖟、大如蠅、齧牛馬亦猛、

〔醫心方一 虫魚〕木䖟 和名於保安不 又アブ

〔伊呂波字類抄 安動物〕蝱 アフ、齧人飛虫也、亦作䖟 蜩 蛔 已上同

〔東雅二十 蟲豸〕蝱アブ 雄略天皇紀に、蝱の來りて、天皇を噬みまいらせしといふ事見えて、○中略 古語にはアムといひしに、後轉じてアブといふとは見えたり、其義不詳、蝱等の類には蜚蝱、木蝱、鹿蝱、牛蝱の類あり、アムとは、アは發語の詞、ムはミといふ語の轉ぜしにて、これも嚙むを云ひしなるべし、後に轉じて、アブといふに及びては、前に註せしアブといふ物の名、此物に因りてや云ひぬらん、

〔倭訓栞 中編一 阿〕あぶ 倭名鈔に虻を訓せり、万葉集に蜂音をぶとよめば、虻のなく聲をもて名とせるなるべし、是蜚蝱也、木蝱は血を噉はずといへり、此を美濃路にては、ひの木あぶといふ、又めくらあぶあり、すゝきの根の玉よりわく、色黃也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八 化生蟲〕木䖟 ○中略 集解ニ說トコロ一ナラズ、蘇恭ノ說ノ木䖟ハオホウシバイ、サンネンアブ、北近江 形蒼蠅ノ如クニシテ、微綠色ヲ帶ビ、大サ螻蛄ノ如シ、利觜アリ、牛馬ニ附テ、血ヲ咂ヒ害ヲナス、鹿䖟ハウシバイ、蒼蠅ノ形ニシテ、牛馬ノ血ヲ咂フ、一種血ヲ噉ハズ、只草木ノ花ニ集ル者ヲ、ハナアブト云、此ニモ大小數品アリ、大ナル者ハ、大黃蜂ノ形ニ似テ、鬚ナク、刺ナク、色黃ナリ、好デ花ヲ吸フ、コレヲヅンヅンバイ、薩州 ブイブイ、備後ト云フ、○中略 蜚䖟 コアブ、古名 アヲアブ アダムシ 隅州 ○中略 秋日稀ニ來ル、形黃蝱ハナアブヨリ瘠小ク、蜜蜂ヨリ大ナリ、長サ六分許、綠頭ニシテ、利觜アリ、是古渡ノ者ニ異ナラズ、今ハ渡ラズ、皆細篋ニテ十箇橫ニ貫ク、本草彙言ニ、嘴銳而利若鋒鑽、然春半後秋半前出、暑月繁多、ト云ヘリ、藥舖ニ貨モノ、古ハ紀州熊野ヨリ京師ヘ多ク出ス、今ハ丹波ヨリ少シ出ス、

皆松葉ニテ十箇横ニ貫ク、又細篦ニテ貫クモアリ、皆鹿虻或ハ木虻ニシテ船來ニ異ナリ、

〔古事記 雄略 下〕天皇坐御呉床、爾蝐咋御腕、〔中略〕多古牟良爾、阿牟加岐都岐、〔下略〕

〔古事記傳 四十一〕蝐はアムと訓べし、(延佳本に蝱と作るは、さかしらに改めたるなり、〔中略〕)虻なり、書紀には虻とも蝱とも書れたり、(蝱と虻とは同字也、)和名抄に、説文云、蝱齧人飛虫也、和名阿夫とあり、蝐は字書には見えざれども、皇國にて、古に書ならへる字なるべし、然る類多し、(師云、囘と亡と同じければ、虻を蝐と書るかと云れたり、囘と亡と同じきこと未考へず、若さることあらば、此説の如くにてもあるべし、字書を考るに、罔网囚など同じき由あれば、亡をも通はして書るにや、字鏡に、蝐奴可我、また虻蝐同奴可我とあれば、蝐と虻と通ふよしあるにこそ、)

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年五月乙卯、山城國言、綴喜相樂兩郡境内、始自去三月上旬、蝱虫殊多、身赤首黑、大如蜜蜂、好咬牛馬、咬處即腫、相樂郡牛斃盡無餘、綴喜郡病死相尋、郡司百姓求之龜筮、就于佛神、隨分祓攘、曾無止息、移染之氣于今比行者、令卜其由、綴喜郡樺井社、及道路鬼更爲祟、即遣使折謝之、兼賜治牛疫方幷祭料物、

〔今昔物語 十三〕筑前國僧蓮照身令食諸蟲語第廿二

今昔、筑前ノ國ニ蓮照ト云僧有ケリ、〔中略〕諸ノ虫ヲ哀テ、多ノ蚤虱ヲ集メテ我ガ身ニ付テ飼フ、亦蚊虻ヲ不掃ハ、蟣蛭ノ食付クヲ不厭シテ、身ノ宍ヲ令食ム、而ルニ蓮照聖人、態ト虻蟎多カル山ニ入テ、我ガ肉血ヲ施サムト爲ルニ、裸ニシテ不動シテ、獨リ山ノ中ニ臥タリ、即チ虻蟎多ク集リ來テ、身ニ付ク事无限シ、身ヲ喰ム間、痛ミ難堪シト云ヘドモ、此レヲ厭フ心无シ、而ル間、身ニ虻ノ子ヲ多ク生入レツ、〔中略〕聖人ノ夢ニ、貴ク氣高キ僧來、〔中略〕此ノ疵ヲ撫デ給フト見テ、夢覺ヌ、其後身ニ痛ム所无クシテ、疵忽ニ開テ、其中ヨリ百千ノ虻ノ子出デヽ、飛テ散ヌ、

〔平家物語 五〕文覺の荒行

そも〳〵この文覺と申は、〔中略〕六月の日の草もゆるがず、てつたるに、あるかた山里のやぶの中へはいり、はだかになり、あをのけにふす、あぶぞ蚊ぞ、はちありなどいふどくちうどもが、身にひ

蚊

しと取付て、さしくひなどしけれども、ちつとも身をもはたらかさず、七日まではおきあがらず、

〔宇治拾遺物語七〕○蛸（あぶ）一ふめきて、かほのめぐりにあるを、うるさければ、木のえだをおりて、はらひすつれども、猶たゞおなじやうに、うるさくふめきければ、とらへてこしを、このわらすぢにてひきくゝりて、枝のさきにつけてもたりければ、腰をくゝられて、ほかへえいかで、ふめき飛まはりけるを、長谷にまいりける女車の、まへのすだれをうちかづきてゐたるちごの、いとうつくしげなるが、あの男のもちたる物はなにぞ、かれこひて、われにたべと、馬にのりてともにあるさぶらひにいひければ、その侍、その持たる物、若ぎみのめすにまいらせよといひければ、ほとけのたびたる物に候へど、かく仰事候へば、まいらせ候はんとて、とらせたりければ、このおとこいと、あはれなる男なり、わかぎみのめすものを、やすくまいらせたる事といひて、大柑子をこれのどかはくらんたべとて、いとかうばしきみちのくに紙につゝみてとらせたりければ〇（下略、又見今昔物語雑談集）

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蚊　四聲字苑云、蚊（音文、和名加）小飛蟲、夏月夜噬人者也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕説文、䖸、齧人飛蟲、又載蚊字云、俗䖸从虫从文、爾雅翼云、蚊者惡水中孑孒所化、嚙人肌膚、其聲如雷、東方朔隱語、長喙細身、晝亡夜存、嗜肉惡煙、爲掌指所捫、

〔類聚名義抄十虫〕蚊（正○文○○カ、クチフト）

〔下學集上氣形〕蚊（カ）食人、夏夜飛虫也、又云豹脚、

〔增補下學集上二氣形〕○額白○豹脚（ヒタイシロ、ヘウキヤク）蚊異名也

〔書言字考節用集五氣形〕蚊（カ）暑蟲、白鳥、蟁同、爾雅翼、惡水中孑孒（ボウフリ）所化、○豹脚（ヤブカ）○蟁（同）○蚊（俗字）

〔日本釋名中蟲〕蚊（カ）　かむ也、人のはだへをかむ虫也、むを略す、

〔東雅二十蟲豸〕カとは嚙也、カブレといひ、カユシといふが如きは、此物によりていひしと見えたり、豹脚は今俗に、ヤブカといふもの是也、

〔壒嚢抄五〕丹鳥、白鳥ト云ハ何レノ鳥ゾ、

白鳥トハ蚊也、大戴禮小正曰、白鳥ハ蚊蚋也ト、俗ニ鵠(クヾヒ)ヲ白鳥ト云ハ、只其色ヲ指ス歟、未ダ其本說ヲ不見、

〔大和本草蟲十四〕蚊子ヲ水中ニウムデ、子子蟲トナルト云ヘリ、汚水ヨリ子子蟲ヲ生ジ、後化シテ蚊トナル、蚊ハ烟ヲキラフ、蚊ヲ去ルニ、ウナギノ乾タル、ヲタケバ化シテ水トナル、骨ヲタクモヨシ、又樒ノ木或楠木ノ屑ヲタクベシ、

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕蜚虻○中略

蚊子　カヒ和名鈔　カ同上古歌○中略　蚊ハ夏月惡水中ヨリ生出シ、味辛シ、卽子子蟲ノ羽化スルモノナリ、晝ハ伏シ、夜ハ出テ人ヲ咂フ、色微白ナリ、又綠身ナル者アリ、又身ハ瘠テ、頭ニ絮ノ如キ者ヲ戴クアリ、顯微鏡ニテ見レバ、大ニシテ鳥羽ノ如シ、是雄ナリ、絮ナクシテ身肥タル者ハ雌ナリ、○中略　又草木多キ處、或ハ野邊ニハ、ヤブガ多シ、○中略　晝出夜伏シテ、常ノ蚊ニ反ス、○中略　三才圖會ニ其生草中者吻尤利、而足有文彩、吳興號豹脚、蚊字所以從文有文也ト云ヒ、彙苑詳註ニ、湖中多蚊其中有豹脚者尤毒ト云フ、○下略

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕蚊、物類相感志九月蚊子嘴生花、また代醉編に、古諺有云、露滴而蟹蹩枯、露下而蚊喙折、こゝにて八月あばれ蚊と云は、喙の折る前なり、花の如きもの出ては、人を刺す、

〔枕草子二〕にくきもの

ねぶたしと思ひてふしたるに、蚊のほそごゑに名のりて、かほのもとにとびありく、はかせさへ、みのほどにあるこそいとにくけれ、

〔枕草子九〕大藏卿○藤原正光ばかり、みゝとき人なし、誠に蚊の睫(まつげ)のおつるほども、聞付賜ひつべくこそ有しか、

〔袋草紙 二〕おとたてゝものはいはねど、ゆふぐれのはへはらひつるこゑはきこえつ、シノビテオコナヒケルニ、カノクヒケレバ、アフギシテウチハラヒツヽ、ネブリケル夢ニ、偕ノ讀カケヽル歌ハ蠅也、詞ハ蚊、

〔異本世諺問答〕問テ云曰、ヲサナキワラハノ、コキノコトイフツキ侍ルハ、イカナル事ゾヤ、答コレハヲサナキモノヽ、蚊ニクハレヌマジナヒ事ナリ秋ノハジメニ、蜻蛉トイフ虫出キテハ、蚊ヲトリクフ物ナリ、コキノコトイフハ、木蓮子ナドヲ、トンボウカシラニシテ、ハネヲツケタリ、コレヲイタニテツキアグレバ、ヲツル時ハ、トンボウカヘリノヤウナリ、サテ蚊ヲオソレシメンタメニ、コキノコトヲ、ツキ侍ルナリ、

〔陰德太平記 三十二〕播磨守盛重繼杉原家事

丸山三九郎ト云者、佐田(四郎彥)ガ宿所ニ忍入、犬ノ後足ニテ頸ヲ掻、身振スル眞似ヲシケリ、佐田、犬ニハ非ジト思ヒ、蚊帳ノ中ヨリヤヲラ起出タルヲ、丸山早ク心得テ、立歸リヌ、翌朝佐田、丸山ニ向テ、昨夜犬ノ身振シツルハ、汝也ヤトトヘバ、左候ト答フ、何トシテ吾出タルヲ知レリヤ、サレバ宵ノ程ハ喧カリシ、蚊ノ聲モ、漸ク夜半ニナレバ、聲ノ靜マルナルニ、蚊ノ聲一ト頻リ雷鳴シツル故、扨ハ蚊帳ヨリ人ノ出タルナリト思、歸テ候ト答ケレバ、佐田吾モ庭前ノ蟲ノ、更ル夜ニ、己ガ自恣打添テ喧カリシ聲ノシヅマリシユヘ、人來レリト知シナリ、

〔風俗文選 一〕燒蚊辭　嵐蘭(〇服部)

大盜あに樞戶を穿むや、汝がふるまふを見るに、帳をたるゝ時は、其闕々の間をうかゞひ、垂ざはつて、縱橫の透間をたづね、すべて少破の所をもとめ、人のしりへにつきて、入らむとはかる、嗚呼跖蹻が徒にはあらじ、　すべて汝がおこなふ處、猛き事もなく、たのしむ事もなし、あはれなるかたにも、やさしきかたにもあらず、たゞにくむべきものゝ、甚しき也、　蚊、蚊、帳中の蚊、汝をやくに

蜎

辭をもてす、汝此ことばをきく時は、我手に死すとも、みつからたれりとせよ

〔鬮の秋風〕蚊てふ虫もにくさは劣るべくもあらず、夏の夕涼しさにはしゐして、笛のしやうかなんどいへば、はや其聲をしるべに飛來りて、己が名呼ぶ聲いとうるさし、蚊やりふすぶれど、烟薄きほどは、猶立さらず、人もたへかぬる頃、かれもしばし立行侍るを、其隙を得て、帳打たれつゝ、今宵は安くいぬべかめるとおもふ内、耳のあたりに聲して、枕のあたりさらぬぞいとにくし、紙燭もて燒殺してんと思へば、起あがるほどのわびしければ、人呼出して燒盡せよといへば、しそく持ありくまゝに、ほかげの目にてりて、ねむさいとたへがたし、顔にとまりてさすを、はやり打にうてば、多くもらしつ、腹ふくるゝばかり吸せてうてば、血うち散りて穢らはし、たゞ手と足のうらさしたらんは、かゆさもそことさすべうもなく、ひたかきにかきてもあたらずいとくるし、晝の程も調度ならべおくかたはらより、忍びやかに出て害ふのみ、足に白き斑ありて、全體黑くたくまし、秋の末つかた、やゝ夜寒の頃、この虫も夏の程の年わかくわざ勝れたる心にて、ひたすら打とまりてさせども吸ども、おのが口はし、七つ八つにさけたれば、心ばかりにて、わざおとりするぞ愚なる、

〔堀川院御時百首和歌夏〕蚊遣火　　　　大江朝臣匡房卿

すゝたるゝ宿にふすぶる蚊遣火の烟は遠になびけとぞおもふ

〔續千載和歌集三夏〕蚊やり火を　　　　前大納言爲家

蚊やり火の下やすからぬ煙こそあたりのやども猶くるしけれ

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蜎　　蔣魴切韻云、蜎〔音剈、和名美加耳〕井水中小虫也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕蜎字諸書無見、按説文、蜎肙也、肙小蟲也、爾雅、蜎蠉、郭璞注、井中小蛣蟩赤蟲、一名孑孓、與此略同、疑蜎是蜎字之譌、則知今俗呼棒振者也、王引之曰、蛣蟩猶詰屈也、此蟲行於水

蚤

中、則掉尾至首、左右回、其狀曲而且圓蠉、蜎之蜎者、猶禅器環謂之蜎、蜎之言圓也、圓規也、規亦圓也、郝懿行曰、莊子秋水篇釋文、蚈音寒、井中赤蟲也、一名蜎、引爾雅及郭注、是蚈與蠉同、廣雅、孑孒蜎也、孑孒卽結蟨、又作結蟨、淮南子說林訓、孑孒爲蟁、高誘注、孑孒結蟨、水上倒跂蟲、按今此蟲多生止水、頭大而尾小、尾末有岐、行則搖掉其尾、翻轉至頭、止則頭縣在下、尾浮水上、故爾之倒跂蟲、欲老則化爲蚊、尾生四足、遂蛻於水而蚊出、玄應音義引通俗文云、蜎化爲蚊、是也、郭璞云、赤蟲、乃別一種、細如綫而赤者、長寸許、穴泥中、其行蜿蟺、欲老則頭上生毛、亦化蚊也、然與蜎非一物、郭注誤耳、

〔和漢三才圖會化生蟲五十三〕孑孒（ぼうふりむし）　結蟨　蜎蠉　赤蟲　釘倒蟲　俗云棒振蟲〇中略

按孑孒濡泥中濕熱相感生、小蟲、長二三分、灰黑色、微似科斗（カイルコ）形、而常一曲一直、如振棒狀、故名之、經日羽化爲蚊、

〔皇都午睡三編下〕夏中金魚の餌とする物を、江戸にてぼうふらと云ふ、京攝にいふ孑々にあらず、孑孑は俗にどんぶりと云ふ壬生狂言の棒ふりに似たるゆゑ云か、いはゞ上方に桃鬼灯といへる虫に似たり、此もゝほうづきの名義解らず、桃の如く甘みありて、鬼灯の如く苦みありて云か、金魚ならねば味わかるまじ、只色の薄赤きゆゑ桃鬼灯と呼か、識者の考をまつ、

〔新撰字鏡虫〕蚤（子晧反、上、乃○美○、）

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕蚤　說文云、蚤（音早、和名乃美、）齧人跳虫也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕所引蟲部文、原書作蟁、又載蚤字云、蟁或从虫、蚤是蚤字之譌文、

〔類聚名義抄虫十〕蚤蚤（俱ノミ）

〔下學集上氣形〕蚤（ノミ、食人夏跳虫也）

〔和漢三才圖會化生蟲五十三〕蟁（のみ、音早）　蚤　蝨（蝨同字）　和名乃美〇中略

按蚤赤色、肥身小首、六足能跳、夏月人家生、於濕熱氣、而自在牝牡、其大者牝、腹有白子、或小蚤、牡者却

小、故稱婦大於夫者、稱蚤之婦夫矣、凡蟲螽、莎雞、蟋蟀、螽斯之類、亦雄小而不好鳴、雌大而善鳴也、如蜚、雲雀、山雀等小鳥、雄大而善鳴、雌小而不能鳴、上下各別也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕狗蠅 ○中略

附錄、壁蝨 ○中略

蚤ハノミ 和名抄 一名跳蚤 事物紺珠 毛蝨 同上 跳蚤 訓蒙字會

〔枕草子 三〕のみもいとにくし、衣のしたにをどりありきて、人をもだえるやうにするよ、

〔古事談 三 僧行〕此聖人○性空 ハ得六根淨之人也、或時客人來臨、對面間、懷中ニ蚤ヲトリテ捨ケリ、于時聖人云、イカニサハ、ノミヲバ捻殺ムトハシ給ゾトテ、大ニ悲歎給ケリ、客人耻テ退散云々、

〔源平盛衰記 十一〕大地震事

昔モ今モ怨靈ハ怖キ事也、蚤ノ息天ニ上ト云事モアルゾカシ、

〔梅園日記 二〕蚤息

のみの息、天へあがるといふは、近き頃の諺にて、長頭丸ノ油かす以下の書に見えたり、されどもの字を、ノミとよまむ事あるまじく思ひしに、南浦文集に、我日本之諺有之、曰蝦蟇之嘆息、其氣昇天とあるに據れば、盛衰記の蟇は、ヒキとよむべし、

〔沙石集 七下〕無嫉妬之心人事

有人ノ妻マオトコトネタリケル時、夫俄ニネヤノウチヘイラントス、イカニシテカ、ニガサントマオトコノハダカナルヲ、ムシロニカヒマヒテ、衣ノノミトル由ニテ、ニガサントテ、スビツヲトビ越ケルホドニ、スベラカシテ、スビツニドウトヲトシヌ、男是ヲミテ、目見ノベ、口ヲホヒシテ、ノドカナル氣色ニテ、アライシノノミノ大サヤト云テ、ナニトモセザリケレバ、勢ハ大ナレドモ、小ノミノ如クモ、トバズシテ、ハダカニテハヒニゲニケリ、

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蠛蠓　爾雅集注云、蠛蠓（上亡結反、下亡孔反、漢語抄云、加豆乎無之、日本紀私記云、蠛末久奈木、）小虫亂飛也、磑則天風、春則天雨、

〔箋注倭名類聚抄 蟲名八〕新撰字鏡、蛉訓加豆乎、當謂此、土佐俗今猶呼蠛蠓爲加豆乎、蠛見允恭二年紀、本注云、蠛此云摩愚那岐、按末久奈岐、謂開闔目數搖也、此虫細小亂飛、令人目數搖、故名、末久奈岐、源氏明石有末久奈伎都久良世天之語、謂開闔目數搖也、與鶺鴒訓遁波久奈布利之久奈同語、郭注云、小虫似蜹、喜亂飛然、續博物志引郭璞曰、蓬飛、磑則天風、春則天雨、蓬蠓也、埤雅引郭璞云、蠓飛、磑則天風、春則天雨、蓋郭氏音義之文、玄應音義引郭注云、小蟲似蜹、風春雨磑者也、埤雅引郭氏圖讃云、風春雨磑、則知玄應所引亦圖讃之文、而二說不同、太平御覽引字書亦云、蠛蠓小蟲、風春雨磑者也、爾雅說文並云、蠓蠛蠓也、然說文無蠛字、古蓋只作蔑蠓、蔑之言末也、微也、文選甘泉賦注引孫炎曰、此蟲小於蚊、埤雅引孫炎云、此蟲微細羣飛、謝墉曰、荀子蒙鳩大戴禮作蛟鳩、方言作蔑雀、蒙蛟蔑一聲之轉、皆謂細也、

〔新撰字鏡 虫〕蛉（加豆乎）

〔類聚名義抄 虫十〕蠛蠓（マクナキ　カツウムシ）

〔藻鹽草 虫十二〕蠛（如蚊にて、空に多物也）

まくなきつくるといへり

〔和漢三才圖會 化生蟲五十三〕蠛蠓　醯雞　和名加豆乎蟲　又云末久奈木○中略

按蠛蠓腐肉食、醯溝泥中多有之、形似蠅而小翅、身皆灰色背窄、其大不過一分、

〔日本書紀 允恭十三〕二年二月己酉、立忍坂大中姫爲皇后、○中略 初皇后隨母在家、獨遊苑中、時鬪雞國造、從傍徑行之、○中略 皇后則採一根蘭、與於乘馬者、因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、（蠛此云摩愚那岐、）時皇后結之意裏、乘馬者辭无禮、卽謂曰、首也（オフト）、余不忘矣、

〔源氏物語十三明石〕まくなぎつくらせて、さしおかせけり、

〔源語秘決〕明石卷云　またゝきすることをば、まくなぎつくるといふ也、まくなぎといふ、ちいさき虫のとびちる時は、目たゝきをする故に、其むしのとぶ時のやうにまたゝきをする也、

蟲下

蜻蛉名稱

〔新撰字鏡 虫〕蜻〈同〇支〇豆〇〉

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蜻蛉 本草云、蜻蛉〈精靈二音〉一名胡䖵〈音黎、和名加介呂布〉釋藥性云、一名蝍蛉〈上音卽〉兼名苑云、虹蜓〈丁二音〉一名胡蝶〈蜻蛉也〉

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲豸〕千金翼方、證類本草下品有蜻蛉、不載一名、證類本草引陶隱居云、一名道乘、俗呼胡䖵、本草和名云、蜻蛉、一名諸乘、一名胡䖵、仁諝音勅、已上二名、出陶景注、蓋源君從彼引之、說文蛉、蜻蛉也、段云、蜻、蜻蛚也、蜻字謂蜻蛚、非此義、按淮南子說林訓云、水蠆爲蟌、高注、蟌、青蛉也、則知作蜻蛉俗字、蓋以其色青、故名青蛉也、或名蜻蜓、古今注作青亭、云色青而大者是也、古今注又云、小而黃者曰胡梨、陶氏以胡䖵爲蜻蛉一名者、統言之耳、䖵字諸書無見、故類聚名義抄載是名云、未詳、按古今注胡梨、本草和名及本書下條引作胡黎、又方言注、爾雅注並云、蜻蛉謂之狐黎、䖵當作黎、音注勅、亦當作勅、卽黎字正體也、〇中略 本草和名云、和名加岐呂布、雄略紀訓加介呂不與此同、谷川氏曰、其飛閃々如電、故比陽炎名加偈呂布、古謂之阿岐豆、秋津島之名、依蜻蛉得之、見神武紀、又見雄略御歌、又秋津羽見萬葉集渴原王宴席歌、南部今尙呼阿幾豆、或呼阿介豆、今俗呼止无保、是名見袖中抄、萱草抄、本草和名引作卽蛉、然此有音注、則源君所見本從虫也、按方言云、蜻蛉謂之蝍蛉、釋藥性蓋本於此、廣雅亦云、蜻蛉、蝍蛉、倉蝗也、刻版本蝍誤蝍、卽誤郎、〇中略 按爾雅云、虹蜺負勞、郭注

云、或曰、卽蜻蛉也、江東呼狐棃、古今注云、蜻蛉、一名青亭、一名胡蝶、青而大者也、兼名苑蓋本於此、胡蝶當胡蝶之誤、蓋遠年所見古今注、誤作胡蝶、與今本同、源君襲之也、

〔醫心方一　虫魚〕蜻蛉和名加支呂布、又加太千　又加介呂宇

〔類聚名義抄虫十〕蜻蛉カゲロウ　胡蝶カケロフ

〔下學集上　氣形〕蜻蜓トンバウ　字書云、蜻蜓色青而大曰蜻蛉、日本呼云秋津也

〔奥儀抄上末　物之異名〕あきつは、かげろふといふ虫の名也、

〔日本釋名中　蟲〕蜻蛉カゲロウ　かける也、飛かける虫也、蜻蜓トンバウは飛羽トブハ也、

〔東雅二十　蟲豸〕蜻蛉カゲロウ　○中略　古にはアキツといひ、後にはカゲロウといふ、卽今俗にトンボウといひて、東國の方言には、今もエンバといひ、また赤卒をばイナゲンザともいふ也、並義不詳、萬葉集抄に、秋津とは蜻蛉なり、アキツといふは東國にはエバといふ也、和語の心によらば、アキは黄なり、ツは赤なり、黄赤の色なる蟲と聞えたり、エとは赤なり、赤羽といへる也(中略)東方の俗には、イナゲンザと云ふも、稲の熟する時にあるをいふ也、ゲンザといふは、エンバの轉語也、直部のヤシマなどいふも、エンバの轉ぜし也、エンバとは卽エバ也、エバとは猶ヤヘハといふが如し、萬葉集の歌に、ヤとエと相通していふ事見えたり、よのつねの蟲の羽は、多くは二つあるを、此蟲の羽四つあれば、かさなれる羽としていふ也、總ては是をアキツといへど、分言ふ時は古今の方言により呼ぶ所も分れたる也、背面大者は蜻蛉、則アキツといふ、卽今トンボウといふ者なり、其最大者は馬大頭、卽今俗にヤマトンボウといふ者也、黄面小者は胡蝶、古にキエムバと云ひしもの也、赤面小者は赤卒、古にアカエムバといひ、卽今俗にアカトンボウといひ、又イナケンザともいふものなり、大面玄緑者は蜻蜓、卽今俗にカネツムトンボウといふもの也、一種蜻蛉の如くにして極めて細く小しきなるが、草露の間に其羽を重ね植て止るものを、卽今俗にカゲロウといふなり、此物誠にありともなしともさだかに見えぬ者なり、古の時にカゲロウといひしは是也、

〔比古婆衣四〕玉蜻考

萬葉集の歌に、玉蜻蜓、玉蜻、珠蜻など書るを、前の人々、カギロヒとよみ來れゝど、蜻蛉をカギロヒといへること、古書どもに見あたらず、おのれはタマカギロとよむべく、おもへるよしあるをいはむとす、其はまづ本草和名に、○中略　和名加岐呂布とみえ、○注略　萬葉に陽炎を蜻蜓火、蜻火など火ノ字を加へて作るをおもへば、そのかみ加岐呂布を加岐呂、また加岐流ともいひ、そが中の一種に、玉加岐呂といふがありて、

其を玉加岐流とも呼べりと知られたり、然るに倭名抄に、中略○蜻蛉一名胡黎和名加介呂○中略と注されたるは、加岐呂布といふは、古名にて、當時なべて加介呂布といへるにあはせて、注されたるなるべし、醫心方には加岐呂布、又加太千、又加介呂布と注されたり、壒嚢抄にも蜻蛉といふは、大小のとんばうの捴名なりと云へり、さて萬葉に玉蜻蜓、玉蜻など書るは、タマカギロとよみて、今俗にヤンマと呼ぶものなるべし、略○註玉とは頭の大なる目ごめにあるが、透徹りて玉のごとく目にたちて見ゆる故に、玉カギロと呼たるなるべし、略○中さて此蟲をカギロフといふ義は、春の日影によりて見ゆるカギロヒにたとへたる名なるべし、さてそのカギロヒといふは、廣野などにて、春の日に影ろひて、中天に起昇る氣の見ゆるをいふ名にて、萬葉集に、かぎろひのもゆる荒野、かぎろひのもゆる春べなど見えて、漢名陽炎、遊絲、野馬などいへる、これに當れり、後世にかげろふといふこれなり、略○註さて此蟲の多く中天を微に飛ちがふさまを陽炎にたとへて、カギロヒといひ、またカギロともいひ、其をまたカギルとも轉じいへるにて、カゲロフといふも、カギロヒを轉じていへるなるべし、

〔物類稱呼二動物〕蜻蛉とんばう　奥州仙臺南部にてあけづと云、津輕にてだんぶりと云、常州及上州野州にてげんざと云、西國にてゑんばと云、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蜻蛉　トンボツ　トンボ　アキツムシ古歌　アキツハ同上　アキエンツ南部　アケヅ同上　カゲロフ和名鈔　エムマ和名鈔、筑前　エムバ同上、西國　エンブウ筑前　エンボウ　ヤンマ共同上　ヘンボウ筑後　ヘンボ同上　ボウリ薩州　アカイス琉球　タンボ能州　ダンブリ佐渡、津輕　ダアブリ松前　ダブリ同上　ゲンザ常州、上州、野州、○中略

凡トンボハ春夏ノ交、水蠆ヤマノ略○註水ヲ出デ、蒲ガマ莖マコモ葉スゲ或ハ水楊カハヤナギ枝上ニ緣リ上リ、背上罅裂シテ、羽化シテ飛ビ秋ニ至テ卵ヲ流水中ニ下シ、水蠆ヲ生ジ、翌年ノ春ニ至リ、復水ヲ出テ、蜻蛉トナル下略○

蜻蛉種類

〔日本書紀 神武 三〕三十有一年四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、姸哉乎國之獲矣、〈註略〉○雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、

〔壒囊抄 四〕此國ノ名ヲ秋津島ト曰、磯馭盧島ト曰、并ニ扶桑國ト云ハ如何、〈中略〉○次秋津島トハ、神武天皇此國ノ形ヲ廻リ望ミ給ヒテ、蜻蜓臀呫ノ如クアルカナト、ノ給シヨリ、此名アリト云云、其ヲ今秋津島共、又秋津洲共曰也、洲ハ國ノ義也、蜻蜓ヲバ俗ニトンボウト云虫也、又カゲロウトモ讀ナリ、又蜻蛉共書ク、同虫也、韻會ニ曰、蛉ハ蜻蜓也ト、說文ニ曰、蜻ハ蜻蛚也ト、廣韻ニハ蟋蟀ノ類ト尺シ、爾雅ニハ蟲ト尺シテ曰小蟬ト也、韻會ニ曰、蜓蜻蜓虫ノ名、飮露ヲ、六足四翼ニシテ、羽薄シテ如蟬ノ尺セリ、此國ノ形チ、此トンバウノ姿ニ似タル故ノ名也、其蜻蜓今秋津ト書成也、〈略〉○下

〔南留別志 三〕蜻蜓をとんぼうといふは、吾邦の名を秋津洲といふ、故に東方といふことなるべし、

〔日本書紀 雄略 十四〕四年八月戊申、行幸吉野宮、庚戌、幸于河上小野、命虞人駈獸、欲躬射而待、虻疾飛來噆天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉厥有心、詔羣臣曰、爲朕讚蜻蛉歌賦之、羣臣莫能敢賦者、天皇乃口號曰、野磨等能、鳴武羅能陀該儞、之之符須登、拖例柯舉能居登、飫裒磨陛儞麻嗚須、〈一本以飫裒磨陛儞麻嗚須、易飫裒枳瀰簸、〉飫裒枳瀰簸賦據嗚枳舸斯題、拖磨磨枳能、阿娯羅儞陀陀伺、〈一本以陀陀伺易伊麻伺、〉施都魔枳能、阿娯羅儞佗佗伺、斯斯魔都登、倭我伊麻西磨、佐謂麻都登、倭我陀陀西磨佗俱符羅爾、阿武柯枳都枳都、曾能阿武嗚、婀枳豆波野俱譬波賦武志謀、飫裒枳瀰儞磨都羅符、蹉我柯陀播於柯武、婀岐豆斯麻野麻登、〈一本以婆賦武志謀以下、易舸矩能御等儺儞於婆武登曾羅瀰豆野磨等能矩儞嗚婀岐豆斯麻登以符、〉因讚蜻蛉、名此地爲蜻蛉野、

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕蜻蛉（とんばう せいれい）　蜻虰　蜻蝏　虰蛵　負勞　蟌　諸乘　紗羊　蜻蜓　和名加介呂

胡黎　赤卒

布（中略）蜻蛉總名也、大而青色者、紺蠜一名天雞、大而玄紺色者、胡黎一名江雞、小而黃者、（和名木惠牟波）馬大頭最大而身綠色、其雌者腰間有碧色一道、取雄者入藥、（俗云於仁牟末）赤卒一名絳騶、又名赤衣使者、又名赤弁丈人、小而赤者也、（和名阿加惠牟波）今有深赤淺赤二種、（中略）

一種青白色瘦者、名志布夜牟末、

一種胡黎之類、而甚細瘦、頗似蚊大者、名蚊蜻蛉、

相傳、赤卒（深赤者）燒末用、能治喉痺及小兒口舌病甚神効、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕胡黎　崔豹古今注云、胡黎、一名胡離、（和名木惠無波）蜻蛉之小而黃也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕本草和名、胡黎在蜻蛉條、無別有和名、今俗呼岐也无万、或黃登无保字、按也无万、即惠无波之譌、今筑前俗蜻蛉爲惠无波、或惠无万、或曰惠无保字、或曰惠无夫字、或曰也无万、江戶呼也无万者、蜻蛉之大者、蓋蜻蜓也、原書魚蟲條、作蜻蛉小而黃者曰胡梨、一曰胡離、本草和名蜻蛉條云、一名胡黎、小而黃、一名胡離、出古今注、源君蓋從彼引之、

〔伊呂波字類抄 幾動物〕胡黎（キエンハ、蜻蛉小而黃）

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕蜻蛉（中略）胡黎　キエムバ（和名鈔）セウレウエンバ（筑前）セウレイヤンマ（同上）セウレウ（大和本草）キト（中略）ンボ　キヤンマ　イナトンボ（津輕）ムギトンボ（雲州）（中略）此品、形青卒ヨリ小ニシテ、紅黃色、七月ニ多ク出飛ブ、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕赤卒　崔豹古今注云、赤卒一名絳騶、（和名阿加惠無波）蜻蛉之小而赤也、

蜻蜓

〔箋注倭名類聚抄蟲名八〕本草和名赤卒在蜻蛉條、無別有和名、今俗呼阿加登无保宇、原書作蜻蛉小而赤者赤卒一名絳騶、本草和名蜻蛉條云、一名赤卒、小而赤、一名絳騶、出古今注、源君蓋從彼引之、
按說文、騷赤馬黑毛尾也、故赤卒一名絳騷、說文騶廐御也、作絳騶恐誤

〔伊呂波字類抄動物安〕赤卒アカヱムハ蜻蛉赤也　蜂騳同

〔物類稱呼動物二〕蜻蛉○中略　又一種東武にて赤卒(あかとんぼ)と云和名あかゑむば也、畿内にてゑやうれうやんまと云、西國にて、ゑやうれうゑんばと云、常陸上野下野邊にて、いなげんざと云、越後にてこゑやうとんぼ、又ちごとんぼと云、奥州にてなんばあけづと云、會津にてはたのかみとんぼと云、

〔重修本草綱目啓蒙卵生蟲二十七〕蜻蛉○中略
赤卒　アカヱンマ○和名鈔中略　ベニトンボ雲州　セウ〱トンボ薩州　カウヤヒジリ勢州、同名多シ、
ヲコリトンボ越中　イナゲンサ常州　コセウトンボ越後　チゴトンボ同上○中略　シヱボウリ
薩州　アカチ土州○中略　此品春日出ル者ハ形大ニシテ、秋日出ル者ハ形小ナリ、又甚小ニシテ五分許ナルモノアリ、皆身翅共ニ朱色ナリ、又一種形大ニシテ、身ハ朱色、翅ハ淺褐ナルモノアリ、本經逢原ニ、赤者性猶壯熱助陽藥用之ト云、

〔物類稱呼動物二〕蜻蛉○中略　又一種江戸にてゑほとんぼと云有、奥州にてゑもがらあけづと云、肥前にてしほからゑんばと云、大なる物を馬大頭(やんま)と云、上總にてをんゑやうといふ、越後にて山とんぼと云、江戸にて至ッて大なるを、鬼やんまといふ、土佐にてうしやんまと云、是也、

〔重修本草綱目啓蒙卵生蟲二十七〕蜻蛉○中略
蜻蜓　ヤンマ　ヤマトンボウ　ヤマトンボ越後　ヤマアケズ南部　ヲンジヤウ上總　ホンボウリ薩州　ホノボウリ同上　ミヤコアカイス琉球　ホンヤ大坂○中略　是ハ形最大ニシテ、青綠色黑ヲ挾ザルモノナリ、雄ヲヲンジヨ雲州ト云、雌ヲメトト云、雌ニ二品アリ、羽ノ透明ナルヲ

キシブヤンマ、或ハキシブメンド泉州ト云、羽透明ナラザルヲ、ドロドロヤンマ、或ハドロドロメンド、或ハアブラメンド同上ト云、一種形大ニシテ、腰ニ黄黒斑アリテ尾裂テ、蝦尾ノ形ノ如ク、薄暮ニ出テ、蚊ヲ接シ食フモノナリ、メクラトンボウ備前ト云、一名カトリトンボ城州加賀上オニヤンマ江戸メクラヤンマ同上

〔物類稱呼二動物〕蜻蛉略○中一種紺蝬（かねつけとんぼ）畿内にて紺蝬といふ有、東武にてかねとんぼと云、肥前にてかうやひじりと云、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卯生蟲〕蜻蛉略○中

紺蝬テフトンボ　クルマトンボ土州テフテフトンボ同上ベンケイアケズ仙臺ヲシヤ〳〵ンゴロ勢州カロク越前コロク同上一名紺蟠事物紺珠水蜻蜻通雅京志此品大サ胡黎ヨリ微小ニシテ、身短ク翅濶ク、俱ニ深黒色、翅ノ端ハ透明ナリ、高ク樹上ニ群飛シテ地ニ下ラズ、ソノ飛ブコト蛺蝶ニ似テ、蜻蛉ノ飛ニ異ナリ、別ニ一種クロトンボアリ、一名ダン筑前ウシトンボ播州ウシヤンマ土州此ハ尋常ノ蜻蛉ノ形狀ニシテ、深黒色ニシテ大ナリ、又一種ヤナギジヨロウアリ、一名カネツケジヨロウカネツケトンボウ加州カハラトンボ同上カネウチ薩州カハボウリ、チゴボウリ共上同カウヤトンボ濃州メクラトンボ雲州クロントンボ備後コントンボ同上ナンベアケズ、仙臺ナベアケズ同上カネトンボ若州オハグロトンボ土州ハグロトンボ同上ヤネトンボ防州カゲロウ江州カネカネトンボ同上此品身甚瘠細ク、綠色ニシテ光アリ、翅深黒色、水邊ニ飛翔ス、草木ニ止ル時ハ、四翅一ニ重テ、尋常ノ蜻蜓ノ四翅排列スルニ異ナリ、コレニ一種黃褐翅ナルモノアリ、又一種胡黎ノ大サニシテ、身黒ク白粉（シロキコ）アルモノヲ、シホカラトンボト云、一名シホ備前シホカイ加州又豫州ニテハ、身ニ灰ト黒トノ横斑アルモノヲ、シホカラトンボト云、又一種身ニ黄ト黒トノ横斑アルモノヲ、コムギトンボト云、一名ムギハラトンボ共豫州　又一種身甚瘠小

蜻蛉雜載

螽蟴　蚱蜢　蚣蝑

ク長一寸許ニシテ綠色夏秋ノ間草茱上ニ飛ブモノアリ、小トンボト云、一名カゲロウ、雍州、石州、讃州、筑前、タナバタトンボ、越前トノサマトンボ、同上カンナ、津軽カトンボ、名アサ、加州同メクラトンボ、江戸イトトンボ、江州コアカイス、琉球チゴクアケズ、南部ヌイゴトンボ、是五雜組ニ、兆人指七月間小蜻蜓爲處暑トス、處暑ト云モノナリ、處暑ハ七月ノ中ナリ、此品ニモ身正黄色ナルモノアリ、シホタキ、筑前ト云、一名シホカラトンボウ、備前　蜻蜓ノ品類猶多シ、ヽヽニ具載セズ、

〔源氏物語蜻蛉五十二〕あやしうつらかりけるちぎりどもを、つくづくと思つゞけ、ながめ給夕暮、かげろふの物はかなげにとびちがふを、

ありとみて手にはとられずみれば又行衞もしらずきえしかげろふ、あるかなきかのと、例のひとりごち給とかや、

〔夫木和歌抄蜻蛉二十七〕六帖題　衣笠内大臣

夕暮の軒のかげろふ見るまゝにあはれさだめもなき世也けり〇中略　光俊朝臣

あはれなり山おろしふく夕暮になき數まさる軒のかげろふ

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕螽蟴　兼名苑云、螽蟴、終斯二音一名蚣蝑、松胥二音一名蟿螽、頻終二音春黍、漢語抄云、春黍、以禰豆木古萬呂、

〔箋注倭名類聚抄蟲八名〕本草和名蚱蜢條云、一名螽蟖、終斯二音、一名蚣蝑、蟿螽、嵩縱頻三音、一名蚣蝑、音胥、一名春黍、已上四名出兼名苑、與此所引少異、而本草和名似有錯簡、〇中略而螽蟴非蚱蜢之別名、在蚱蜢條下者非是、〇中略按螽蟖、毛詩周南作螽斯、七月作斯螽、正義之文雖顛倒其實一也、毛傳並云、蚣蝑也、爾雅云、蜇螽蜙蝑、釋文云、蜇本又作蟴、詩作斯、說文、蜙蝑、春黍也、又載蚣字云、蜙或省、郭注爾雅云、蜙蝑也、俗呼蝽蟝、則知螽斯一名蜙蝑、一名蚣蝑、一名春黍、是皆兼名苑所本、唯蟿螽之名、未見所出、爾雅又云、蟿螽蟿、然爾雅蜇螽蟿螽兼擧、則蟿之非螽蚣蝑無疑、兼名苑或混擧之、又爾

雅謂之蠜、不謂蠜螽、則不得云一名蠜螽、但源君引云蠜螽者依輔仁、則螽字非衍文、要本草和名所引俶名苑多錯亂、不得是正也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蚱蜢 本草云、蚱蜢（作蜢二音、和名以奈古萬呂、）貌似蝗蚸而色少蒼、在田野間者也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲豸〕所引文千金翼方、證類本草無載、按本草和名云、蚱蜢貌似蝗蚸而色小蒼、在田野間、出崔禹、蓋源君誤引爲本草也、按證類本草載陳藏器云、蚱蜢在草頭能飛、蟲螽之類、又云、蟲螽如蝗蟲、東人呼爲蚱蜢、又按伊爾都岐古万侶、伊奈古万侶、同訓之少轉者、蓋一物也、漢語抄訓舂黍、本草和名訓蚱蜢、其說各不同也、源君分訓恐非是、小野氏曰、蚱蜢可充今俗呼大伊奈古、呼登乃左末跋多、京俗呼於以多知者也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蝗蚸 本草云、蝗蚸、（奚赤二音、和名波太波太、）貌似蚱蜢而長細色黃、飛時作聲、在荒田野者也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲豸〕本草和名、蝗蚸在蚱蜢條、別無和名、讃岐俗謂之波太太、上野謂之婆多、江戶俗呼跋多、即波太波太之轉、阿波今猶呼波多波多、所引文千金翼方、證類本草無載、按本草和名云、蝗蚸貌似蜢虫而長細、色黃蒼、飛時作聲、在荒田野也、出崔禹、蓋源君又誤引亦非也、又按爾雅蠜螽蝗蚸、郭注云、今俗呼似蜙蝑而細長、飛翅作聲者爲蝗蚸、崔氏蓋本於此、小野氏曰、此可充今俗呼精靈跋太者、說文有蝗字云、蝗鹿、蚣蝑也、非此義、

〔類聚名義抄 虫十〕螽蜇イチツキコマロ　蚱蜢イナゴマロ

〔下學集 氣形上〕螽（イナゴ）

〔日本釋名 中蟲〕螽（イナゴ）　いねかむ也、稻をかむ虫也、かとこと通ず、むを略す、

〔東雅 二十蟲豸〕螽蜇イネツキコマロ　蚱蜢イナコマロ　蝗蚸バタ〳〵　倭名鈔に見えし所の如きは、〇中略其注せし所の如き、相混じて分ち難し、古にイネツキコマロといひしものは、即今いふ所のイナゴといふ此也、古にイナゴマロといひしものは、即今いふシヤウリヤウムシといふ此也、

古にハタ〱といひしものは、今もまたハタ〱といふ也、そのイネツキコマロといふものは、爾雅の阜螽は、蠜とみえしものにして、即これ蝗也、イナゴマロといひしは、爾雅の土螽は蠰谿、注に似蝗而小青斑又呼蚱蜢といふもの也、バタ〱といひしは、爾雅の蟿螽は螇蚸、注に似蜙蝑而細長、飛翅作聲者此也、

〔和漢三才圖會　五十三化生蟲〕蠜螽　春黍　和名以禰豆岐古萬呂　俗云禰宜

按蠜螽似螽斯而小長一寸許、青色尖首、兩眼間廣、但螽斯兩眼間狹、以之爲異耳、其首似祠人著立烏帽子狀、故俗呼曰禰宜、小兒捕兩足則伸身俯仰首、似舂稻狀、故和名曰稻舂、古萬呂者、螽類和訓總名、其翅下有淡紫色、

阜螽　負蠜　蚱蜢　和名以奈古萬呂　俗云以奈古、但下略也、〇中略

按阜螽方首、形似莎雞而小、青白色、生田稻、夜在株、朝上於梢、呑稻露、故名稻子、取之炙食、味甘美如小蝦、

同形而灰色、在田野而跳地者、即土螽也、其大者灰皂色斑而大於莎雞、跳作聲、如曰吉吉、似螽斯聲而不清也陳藏器所謂阜狀如蝗有黑斑者、與蚯蚓異類同穴爲雌雄、得之可入媚藥者是矣、生尋常草者名草螽、

凡阜螽在田稻呑露而無爲害、稻如不茂盛、則螽亦少、然則雖多有不厭也、劉歆云、負蠜性不食穀、食穀爲災、〇中略

蟿螽　螇蚸　俗云波太波太

按蟿螽即阜螽之屬、長三四寸、身甚瘦、方首兩頰有眼、目上有二髭、翅灰赤色黑點、腹下白、善跳聲抽、本草綱目謂似螽斯而細長曰蟿螽者是也、

〔物類稱呼　二動物〕蟋蟀〇中略　又古いねつきこまろといひしは、今云いなご也、また古いなこまろといひしは、今云はた〱也、〇中略

螇蚸はた〳〵 江戸にて、がちゝ又ばつた、又しやうれうばつたと云、上野にてばたといふ、信州にてはつたこと云、駿河にてがたきと云、伊勢にてねぎどのと云、奥州仙臺にて、はつたぎと云、津輕にてとうばうと云、出雲にてほとけの馬と云、長崎にてたなばたと云、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕蟲螽 オホイナゴ オイタチ京 トノサマバツタ江戸

秋時多ク出、形ハ螽斯ニ似テ首圓目大ナリ、身長サ一寸餘、翼アリ、ソノ色或ハ綠或ハ褐、ソノ鳴クコト股ヲ以テ相擊テ聲ヲナス、又一種大ナル者アリ、クルマバツタ江戸ト云〇中略又一種形小ニシテ、長サ七八分許ナル者アリ、イナゴ京ト云フ〇中略イナハツタギ南部〇中略等ノ稱アリ、此蟲ニモ綠褐ノ二色アリ、皆稻ニ集リ、葉ヲ食ヒ、害ヲナス、〇中略蠜螽ハイナゴマロ和名抄イチツキコマロ同上 セウライムシ京 オシヨライチギムシ共同上〇中略 セウレウバツタ バツタ共同上〇江戸、中略、ホトケノウマ雲州〇中略 此蟲ハ螽斯ヨリ狹瘠首尖リテ、兩角ナラベリ、綠色褐色ノ二品アリ、雄ナル者ハ長サ一寸許、雌ナル者ハ長サ一寸半ヨリ三四寸ニ及プ者アリ、背後ヨリ尾ニ至ルマデ色赤シ、翼ニ掩レテ見ヘズ、飛ブトキハ、翼、股ニフレテ聲アリ、故ニバタバタト名ク、ソノ内羽ノ黄色アラハレテ美ハシ、促織志ニ、螞蚱之種三、倶不鳴、靑翼而黄身、躍近而飛遠、飛則見其襞羽或紅焉或黄焉、曰螞蚱、其靑而長身者曰蝹蠜、嬉者股繫而提之、使飛不止、以觀其襞羽ト云ソ、〇下略

〔續世繼 五濱千鳥〕入道おほきおとゞ〇藤原忠通御心のいろめきておはしましゝかば、ときめき給かたかたおほくて、きたのかた〇藤原宗子は、きびしくものし給しかども、はら〳〵になん、きんだちおほくおはしましき、〇中略北のかたの御はらに、をのこ君たちもおはしまさで、女院〇藤原聖子ばかりもちたてまつり給へるにつけても、おほかたもそねましき御心の、ふかくおはしましけるにや、御房〇奈良ノ惠信三井寺ノ覺忠たちのおさなくおはしましゝより、おとなまで、ちかくもよせ申させたまはず、いなごなどいふむしの、心をすこしもたせたまはゞ、よく侍らまし、きさきなどは、かのむしのや

蝗

うに、ねたむ心なければ、御こもむまごも、おほくいでき給ふとこそ申なれ、關白攝政の北の方も、おなじことにこそおはすべかめれ、されど年よりては、おもほしなほしたりけるにや、きみたちほかはらなれど、との丶うちにもおほくおはしましき、

〔毛詩 一周南〕螽斯后妃子孫衆多也、言若螽斯不妬忌、則子孫衆多也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蝗 螟蛉附 爾雅集注云、蝗、古孟反、一音皇、和名於保禰無之、食苗心曰螟、音冥、食葉曰蟘、音貸、食節曰賊、音賊、食根曰蟊、音謀、蝗、惣名也、衆名苑云、蝩蝑、蝩蝑二音、蝗子、未有翅也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕爾雅、食苗心螟、食葉蟘、食節賊、食根蟊、郭注云、分別蟲啖食禾所在之名耳、皆見詩、此所引蓋舊注也、按說文、螟蟲食穀葉者、吏冥冥犯法即生螟、从虫从冥、冥亦聲、春秋隱公五年正義引舍人曰、食苗心者名螟、言冥々然難知也、李巡曰、食禾心爲螟、言其姦冥々難知也、毛詩大田正義引陸機疏云、螟似子方而頭不赤、子方、齊民要術虸蚄即是、蔡顧曰、漢孔臧蓼蟲賦曰、爰有蠕蟲、厥狀似螟、是螟無足蟲也、郝懿行云、今食苗心小青蟲、長僅半寸、與禾同色、尋之不見、故言冥々難知、又云、余族弟聯雲言、又有小白蟲、藏在苗心、玄學難辨、俗呼口蟲、有此即禾葉變白色、而不能放穗矣、說文以螟爲食穀葉者、恐傳寫之誤、段氏云、開元占經引作心、按爾雅云、蝝、蝮蜪、郭注、蝗子未有翅者、衆名苑注蓋本於此、按說文、蝝、復陶也、劉歆說、蝝、蚍蜉子、董仲舒說、蝗子也、郭璞從董說也、春秋宣十五年冬蝝生、公羊傳注、蝝即𧒂也、始生曰蝝、𧒂即螽字、漢書五行志云、董仲舒劉向以爲蝗始生也、皆與此同、蝮說文訓虫、非此義、又無蜪字、當从蝝字注作復陶、按說文、蝗、螽也、螽、蝗也、月令、孟夏行春令、則蝗蟲爲災、漢書文帝紀、後六年夏四月大旱蝗、師古曰、蝗即螽也、食苗爲災、又五行志、大初元年夏蝗從東方蜚至敦煌、則蝗是飛蟲害苗者、五行志、又云、於春秋爲螽、今謂之蝗、然則螽蝗古今語也、則知復陶爲上文所載螽斯之子、源君引在螟蟘賊蟊之條者誤、

〔類聚名義抄 十虫〕蝗 オホネムシ

〔下學集 氣形上〕螽(クワウ) 食(レ)苗虫也

〔東雅 二十 蟲豸〕蝗オホネムシ　倭名鈔に、爾雅集注を引て、○中略 オホとは其容の大なるをや云ぬらむ、又其類の衆をや云ひぬらむ、ネムシはイネムシ也、米稲を害するを云ひし也、

〔倭訓栞 中編 二 伊〕いなむし　稲虫の義、螟螣蟊賊の類をすべていへり、明律に蝗蝻爲害、旁注に、飛者曰蝗、走者曰蝻と見えたり、○中略 八月比のいなむしといふも、稲蒸の義、源蒸の秋暑をいへり、

〔和漢三才圖會 五十三 化生蟲〕蝗(音黄)　和名於保禰無之

本綱、蝗亦螽類、大而方首、首有王字、沴氣所生、蔽天飛性畏金聲、一生八十一子、其子未有翅者名蝮蜪、一名蝝(音延)、不因牝牡、腹中陶冶而自生、故曰蝮蜪、○中略

按蝗之屬甚多、而首有王字者甚希也、蓋蝗害苗者未有之、如爲害則災也、但六七月霖雨不晴、雖霽冷則生蟲、大如蚁蠼綿蟲屬、而微黑食苗心、所謂螟者是乎、

〔除蝗錄〕蝗の種類

貝原翁の大和本草に、螟、螣、蟊、賊の四生を蝗(イナムシ)といふ、イナゴの類なりとあれども、稲に付虫は數生ありと見ゆ、○中略

○螟(メイ)　蟭蟊(シウトウ)の集解を以見れば、イナゴなり、心(シン)を食ふとあれ共イナゴの稲を害するは、心のみに非ず、葉も莖もくらへども、其害は却てすくなき歟と覺ゆ、

○螣(トウ)　俗にいふ、實盛虫也、莖葉の氣を吸て、害をなす也、防かたは、松明にてやきとり、又油にて除べし、

○蟊(ボウ)　売虫(カラムシ)といふ、是蟊なるべし、是は能くできたる稲に生ずる事多し、此虫の付たるは、出穂(デホ)の已前、くされたる苗をぬいて、是を見るに、根の間に白きはだか虫あり、則是なり、故に度々油を入除べし、然して稲葉の新に出かゝりたる時、ぬいて見るに、白き根生じて、右のはだか虫は見えず、○中

略

○賊　売虫に似て、小なるをいふ歟、稲粟等の節を食ふ、故に出穂に至りて枯穂となる、

○飛虫　名をしらず、初の程は、至て小にして、其色赤く、蚤の飛が如し、蛻りてくり色に變じ、小蜘の尻に似て、兩脇に飛虫あり、實盛虫とともに群集す、羽至て短し、是を防には油にしかず

○苗虫　尺蠖の類にして、年に依て、苗代に群生し、葉末より食下りて、甚害あり、或は葉を包みて中に入、後蛻りて羽生じ、飛事蝗虫の如し、〇中略

○ほう。　稲粟其外にも群集して、穂を吸ふ、故に秕となる、其害少なからず、〇中略

○葉まくり虫。　蝎の種類ならん、桑虫に似て、其色薄青く、稲粟等の葉に付て食ひ、後口より糸を出し、葉を卷て、其内に蟄す、〇中略　大風あれば、巣を吹破りて自ら除事あり、又は羽化て、蚊のうばの類の小蝶となる尤害淺し、

○こぬか虫。　涌が如く生じて、稲葉の根を食ひ大ひに害をなす、其色青白なり、長じて羽あり、羅の如し、防方油にしくはなし、

○小金虫。　壹分位にして、甲に光りある羽虫にて、晝は稲株に手まりの如く集り、夜は散て、稲の莖をくらひて、害をなす、〇中略

右都て十種あり、〇中略　蝗をなべて、ウンカと唱る所多し、

〔古語拾遺〕昔在神代大地主神、營田之日、以牛宍食田人、于時御歳神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歳神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫（志止止鳥）肱巫（今俗竈輪及米占也）占求其由、御歳神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄、以解其怒、依敎奉謝、御歳神答曰、實吾意也、宜以麻柄作桛桛之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以烏扇扇之、若如此不出去者、宜以牛宍置溝口、作男莖形以加之、（是所以厭其惡也）以䔧子、蜀椒、呉桃葉、及鹽、班置其畔、（古語以䔧曰都須）仍從其敎、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪白馬

白鷄、祭御歳神之縁也、

〔續日本紀 二文武〕大寶元年八月辛酉、參河、遠江、相摸、近江、信濃、越前、佐渡、但馬、伯耆、出雲、備前、安藝、周防、長門、紀伊、讃岐、伊豫十七國蝗、

〔三代實錄 三清和〕貞觀元年八月三日丙戌、遣從五位下行備後權介藤原朝臣山蔭、外從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣川人等、於大和國吉野郡高山、令修祭禮、董仲舒祭法云、螟䘌(アオネムシ)賊害五穀之時、於害食之州縣內清淨處、解之攘之、故用此法、前年命陰陽寮、於城北船岳修此祭、今亦於此修之、蓋擇清淨之處、

〔三代實錄 二十六清和〕貞觀十六年八月丁巳朔、伊勢國上言、有蝗虫食稼、其頭赤如丹、背青黑、腹班駁、大者一寸五分、小者一寸、種類繁聚、一日所食四五許町、其所一過、無有遺穗、　十三日己巳、遣從五位下守玄番頭弘道王於伊勢太神宮、奉幣禱去災蝗、從此以後、蝗虫或化蝶飛去、或爲小蜂所刺殺、一時消盡矣、

〔類聚符宣抄 三〕蝗虫事

勅、如聞山城近江丹波等國、蝗蟲競起、蠶食民業、禾黍漸遺空莖、田畝殆爲荒地、若流布於天下者、誰免菜色之愁哉、方今轉禍爲福、莫先般若之威神、富國安民、不如最勝之妙力、然則已萌之處、忽斷蜂起、未萠之境、遙除蟲害、〇中略

寬仁元年八月三日(〇又見日本紀略、百練抄、)

〔除蝗錄〕總論

享保十七壬子年、蝗生ずる事甚しく、諸國の農家、是を患ふといへども、いかんともすべきやうなかりしとなん、茲に筑前三笠郡八尋(ヤヒロ)氏某、我屋敷のうちに安置したる菅廟に詣て、蝗を除かん事を祈る、或夕御燈を捧むとするに、蝗夥しく群て、燈明の油に飛入て死す、是を見て、油の蝗に大敵

蟋蟀　促織　蜻蛚

たる事を心付、田に油をそゝぎて試るに、須臾にして蝗の死する事夥し、夫より晝夜精力を盡して、油を用ふるに、稻復び蘇り、其田實る事を得たり、實に靈神の冥助なりと、深く禮拜して事の趣を書殘されし書あり、

〔新撰字鏡 虫〕蟋（支利支利須）

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蟋蟀　兼名苑云、蟋蟀（悉率二音）一名蛬（渠容反、一音拱、和名木里木里須）

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕唐風、蟋蟀在堂、爾雅釋蟲、蟋蟀蛬、毛傳、蟋蟀蛬也、兼名苑蓋依之、蟋蟀、説文作悉䗨、段曰、説文無蛬字、今人假蛩爲之、○中略 按食貨志、後漢書王褒傳所云、則知蟋蟀卽促織也、蟋蟀又與蜻蛚同、見蜻蛚條、源君分擧促織蜻蛚蟋蟀、非是、促織蜻蛚蟋蟀、皆可訓岐利岐利須、説詳促織條、古保呂伎、亦岐利岐利須之一種耳、説見蜻蛚條、西土古不甚分別也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕促織　兼名苑云、絡緯一名促織、（和名波太於里米）鳴聲如急織機、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕本草綱目阜螽、在草上者曰草螽、似草螽而大者曰螽斯、長角修股善跳、有青黑斑數色、亦能害稼、五月動股作聲、是可以充波太於利米、今俗呼義須、江戸俗呼爲岐利伎利須、非古之岐利伎利須、按古今注云、莎雞一名促織、一名絡緯、一名蟋蟀、促織謂鳴聲如急織、絡緯謂其鳴聲如紡績也、兼名苑及注、蓋本於此、又按毛詩正義引陸璣疏云、蟋蟀似蝗而小、正黑有光澤如漆、有角翅、幽州人謂之趨織、里語曰、趨織鳴、懶婦驚、是也、爾雅翼、以夏生、秋始鳴、好吟於土石塼甓之下、最好鬪、勝輙矜鳴、其聲如急織、故幽州謂之促織、是古所謂岐利岐利須、京謂之伊登度、江戸謂古保呂伎、越後謂之都豆利佐世、大和、伯耆、信濃、南部、武藏府中、猶謂岐利岐利須、聲不甚淸越、其鳴如言伎伎、得塞入人屋牀下者、非波多於利米、下條所載螽蟴、可以充波多於利米也、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蜻蛚　文字集略云、蜻蛚（精列二音、和名古保呂木）

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按説文、蜻、蜻蛚也、蛚、蜻蛚也、爾雅、蟋蟀蛬、郭璞注云、今促織也、亦名靑蛩、禮記

正義引孫炎注、初學記引劉邵注、並云、蟋蟀青蛚也、毛詩正義引李巡注云、蛬一名蟋蟀、蟋蟀、青蛚也、方言云、蜻蛚、楚謂之蟋蟀、注云、卽趨織也、廣雅云、趗織、蜻蛚也、曹憲趗音足、毛詩正義引陸璣曰、蟋蟀一名蛬、一名蜻蛚、幽州人謂之趨織、太平御覽引劉芳詩義云、蟋蟀今促織也、一名蜻蛚、○中略漢書食貨志注云、蟋蟀蛬也、今謂之促織、王褒傳注云、蟋蟀今之促織也、後漢書注云、蟋蟀促織也、然則蜻蛚卽上條所載促織是也、促織之可訓岐利伎利須、上條詳之、古保呂伎亦岐利伎利須之一種、小野氏曰、促織一種有在原野晝鳴者、其聲淸亮、有抑揚可聞、似促織而大、全身深油色、雌雄各三尾、不與促織雄二尾雌三尾同、京俗今猶謂之古保呂伎、以其鳴聲轉如言古呂古呂有是名、江戸謂之衣无万古保呂伎、或加良須古保呂伎、或乃古保呂伎、然則源君訓蜻蛚爲古保呂伎非誤、但與促織則爲二物者非是、

〔類聚名義抄虫十〕蟋蟀キリ〳〵ス　蛬キリ〳〵ス　蜻蛚コホロギ

〔下學集氣形上〕蟋蟀キリ〳〵スシツソツ蛬也、蛩也、四同、　促織ハタヲリ　蛼コウロギ

〔東雅二十蟲豸〕促織ハタヲリメ　蜻蛚コホロギ　蟋蟀キリ〳〵ス　倭名抄に見えし所のごとき、今に至ては、古今の語、方俗の言、相混じて、分ち難し、漢人の說の如きも、亦是に同じかりけり、たゞ○中略我國に云ふ所に就きて、其名を正すべき事なり、古にハタオリメと云ひしものは、今俗にキリキリスといふ是也、古にコホロギと云ひしものは、今俗にイトヾといふ是也、古にキリ〳〵スと云ひしものは、今俗にコホロギと云ふ是也、もし漢字に就きて、其名を正しなむには、毛詩に云ふ蟋蟀は、爾雅、及び方言に見ゆる如く蛬也、促織なり蜻蛚なり、○下略

〔物類稱呼二動物〕蟋蟀こほろぎ　南部にてきり〳〵す、又ころ〳〵しと云、江戸にてこをろぎと云、武藏府中邊、及信濃奧州南部にてきり〳〵すと云、越後高田邊にてつゞりさせと云、美作にてきりごといふ、白石翁新井君美曰、是古に云きり〳〵す也、又古こほろぎといひしは、今いふいとゞ也、

〇中略又古はたをりめといひしは、今云きり〲す也、小兒籠にやしなふもの也、
竈馬いとゞ、京にてくろ、伊勢及四國にてかまご、尾張にてかまぎりす遠江にてかんなご、西國にてくろつゞ、又いひご、近江にてくろと云、これ古こほろぎといひし物也、今いふこほろぎの種類にして、小なる物也、竈のあたりにすむ、
莎鷄はたおりむし、伊勢にてやまぎすと云、近江にてうりすと云、畿内にて小兒きり〲すと云、東國にてきり〲す、又ぎつすと云、又ぎつちよなど云、其こゑのぎいと鳴くは、はたおるまねきの音、ちよんと鳴くは、筬の音に似たりとて、いにしへはたおりめとよびしも、今きり〲すと、名の變じたる也、

〔和漢三才圖會　五十三化生蟲〕竈馬いとゞ　竈雞　古云伊止止　今云伊止之〇中略
按竈雞、似促織而小、色亦淡、身圓而足長、秋夜鳴聲似蚯蚓而細小最寂寥、
莎雞きり〲す　絡緯　梭雞　紡絲爾雅翼　木利岐里須〇中略
按莎雞、青色者多、褐色者少、蓋褐黃黑色似麻油、故俗名油莎雞、阿不良　聲最亮清、爲珍養之、樊中、用甜瓜、李或餳沙糖水、冬亦能防寒、則經數年、其聲如言木里岐里須、故名之、一二聲而如鼓舌、雌肥大善鳴、
一種、青色而尻有刺、似帶劍者、俗呼曰多知、大刀訓多知之謂乎　晝不鳴夜鳴、〇中略
蟋蟀こほろぎ　蛬　蛩同　促織　蜻蛚　趨織　古保呂木〇中略
詩豳風曰、五月斯螽動股、六月莎雞振羽、七月在野、八月在宇、九月在戶、十月蟋蟀入我牀下、
朱子註曰、斯螽、莎雞、蟋蟀、一物隨時變化而異其名、徽玄衍義曰、斯螽蝗也、莎雞促織也、蟋蟀蛩也、自是三物、安得謂之隨時變化而異其名、朱註此一處可改之、
按徽之說是也、然莎雞以爲促織者非也、〇中略
螽斯はたはた　斯螽　蚣蝑　波太於里〇中略

按螽斯長二寸許、青色尖首長脚有毛、露眼其間甚狹、而眼側有二硬髭、小兒戲捕、兩足曰、汝織機當放去、則屈股俯仰、狀似織機、故名之、詩經曰、五月斯螽動股者是也、其老者灰赤色黑點、善跳作聲、如曰吉吉、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕竈馬 イヽキリゴ〇備前 ハダカコホロギ〇加州 センチコホロギ〇中略 カマドムシ〇中略 カマギリス〇尾州中略 オカマコホロギ〇江戸中略

秋夜竈邊、及ビ洗椀ノ處ニ出テ、米麥ノ殘食ヲ拾ヒ喫フ、晝ハ陰僻ニ隱レテ出ズ、體長サ七分許、首ハ小ク、身ハ大ニシテ背隆シ、頭尾低ク、櫛背ノ如ク、微ク馬ノ態アリテ茶褐色ナリ、コレヲコメイヒゴ〇防州ト云フ、雄ナル者ハ背ニ黑翅アリテ、蟋蟀ノ如シ、稀ニ鳴クコトアリ、〇中略 雌ナル者ハ翅ナク鳴カズ、俱ニソノ鬚甚ダ長ク、六七寸アリ、冬ハ竈中或ハ井内ニ蟄シテ寒ヲ避ク、〇中略

附錄、促織、 イトヾ〇京 コホロギ〇和名鈔、紀州、江戸、水戸、 ハタオリメ〇和名鈔 キリギリス〇同上、和州、伯州、南部、信州、武州、ノ府中、 ハヤマル〇古歌 チクロサセ〇 マクラノシタノキリギリス〇 チヽロムシ〇共同上中略 カタサセ〇南部 ツヾリサセ〇越後中略〇 テヅヽヲドシ〇詩經名物解〇中略

イトヾハ秋中庭間瓦石ノ下ニ、微シ土ヲ凹ニシテ、其中ニ住ス、長サ六七分、濶サ三四分、兩鬚六足、足ト身トハ油色ナリ、雄ナル者ハ背ニ薄キ翅アリ、長サ身ニ等シ、色黑クシテ紋脈多シ、飛ブコトハ能ハズ、後ノ長足ヲ以テ跳リ、或ハ鬪フ、ソノ鳴クコト必ズ立秋ヨリス、夜ハコノ翅ヲ立テヽ、鳴ク聲高クシテ、リウ〳〵ト云ガ如シ、晝ハ雌雄同居シテ、鳴ク聲低小ニシテツヾレサセト云ガ如シ、〇中略 大倉州志ニ里語云、促織鳴懶婦驚ト云ハ、テヅヽヲドシノ名ニ合ス、漸ク寒ニ向フトキハ、漸ク人家ニ近ヅク、故ニ詩ノ豳風ニ、七月在野、八月在宇、九月在戶、十月蟋蟀入我牀下ト云フ、性善ク鬪フ、故ニ唐山ニハ鬪蟋蟀ノ戲アリ、〇中略 一種原野ニ居リ、晝鳴ク者ヲコホロギ京ト云フ、古書ニコホロギト云ヘルハ、皆蟋蟀ニシテ今ノイトヾナリ、故ニ今モイトヾヲコホロギト呼ブ國々モ

アリ、○中略ソノ鳴ク聲淸高ニシテ抑揚アリ、コロコロノ聲六七返モ重ヌル者ヲ上トス、其鳴聲聞ベキコト、蟋蟀ノ聲ノ厭ベキニ異ナリ、○中略

阜螽○中略

螽斯ハ、ギ○ス○京キ○リ○ギ○リ○ス、畿内、勢州、大和本草、ハ○タ○ヲ○リ○大和本草、同名多シ、コ○ホ○ロ○ギ○南部ギ○リ○チ○ヤ○ウ○江戸ギ○ヲ○チ○ヤ○ウ○尾州中略○ギ○ツ○ス○東國中略○原野ニ多シ、五月ヨリ鳴ク、ギイスチヨト聞ヘテ、機織ノ聲ノ如シ、兒童、樊(カゴ)ニ入レ、瓜ノ瓤ヲ與ヘ、自ラ鳴シメテ玩トス、雌ナル者ハ鳴カズ、尾ニ曲レルケンアリ、綠色褐色ノ二品アリ、褐ナル者ハ間ニオリテ能鳴キ聲高シ、俗ニアブラト呼ブ、ア○ブ○ラ○ギ○ツ○チ○ヤ○ウ○尾州ホ○ン○ギ○ツ○チ○ヤ○ウ○ア○ブ○ラ○ギ○リ○ス○阿州綠ナル者ハ竹林ニオリテ聲低シ、ヤ○ブ○ギ○ツ○チ○ヤ○ウ○尾州ト云、

〔天野政德類語下〕政德按、○中略蟋蟀、蜻蛚、共に同類ながら二種也、初秋よりころ〱と、鈴のねの如くなくはこほろぎにて、形狀眞黑色にて光澤有、羽にちゞみたる文多くて、羽の下と尾とまりに、劒の如き物二本ツヽ四本有て、形大にして、頭より尾迄曲尺八分に強し、なく聲もころころと聞えて名義とあへり、是を今俗エンマコホロギ、また鈴なきコホロギとも呼、今一種の方は、形狀同じやうなれど、形小にして頭より尾迄曲尺五分にすぎず、色黑に少し赤を帶、羽にちぢみたる文少なく、羽の下に劒なく、尾のとまりに劒二本有て、なく聲キイ引キイ引キイ引と聞ゆ、是を今俗きい〱こほろぎと呼、是則古今以下きり〱すと詠る物也、同類二種也、鳥むしなどのなく聲は、此方の心もちにて何ともきゝなさるゝもの也、此キイ〱こほろぎのなく聲を、おのれ心をとめて聞けば、つうづれさせ〱と聞えて、キイキイとは不聞、それは此方聞人の心によれり、こほろぎ、きり〱す共に、古き名なる事は、和名抄にてしらる、おのれは形大なるを、蟋蟀(コホロギ)、形小なるを蜻蛚(キリ〱ス)と定む、されど是は親しくかひ置、形狀鳴音共に、ためし見てい

ふ也、書によりたる空論にはあらず、又今俗にいふ靑き蝗丸に似たる虫を、きり〳〵すと呼、是はいにしへの機織女也、其鳴聲キイ引ッと聞えて、機を織音の如し、名義聲とよくあへり、豐香田〇森が說にズイチョンを機おり虫といへるはうけがたし、又野洲良が說に、つゞりさせよとなく聲きり〳〵すとは不聞、今いふ靑き虫の方はキリキリッと聞ゆれば、是古代のきり〳〵すなるべしといへど此說もうけがたし、そは今俗にいふきり〳〵す、古代のきり〳〵ならんには、霜夜又壁などよむべからず、殊に枕の草子の九月晦日、十月朔日のほどに、只あるかなきかに、聞付たるきり〳〵すといふ文にも不合也、今俗のいふきり〳〵すにはあらざる事無論、又賚重〇篠が說に、今の方正しといふもうけがたし、そは神樂歌にきり〳〵すのねたさうれたさ、御國に參りきて、木の根ほりはむ角をれぬといふを、證に引たれど、今俗にいふきり〳〵すは、草の葉かげなどに住て、木の根などほりはむ物にあらず、こほろぎの方は、土に穴して住ぬれば、木の根などいとよくほる物也、是をもても、其物を辨別すべし、今俗にいふきり〳〵すは、八月するには、多く死す物にて、九月晦日、十月朔日までは、いきん事おぼつかなし、キイ引キイ引となく方は、事によりては十月中迄もいとかすかになくを聞し事有、是ぞいにしへのきりぎりすなる、

〔萬葉集秋雜歌八〕湯原王蟋蟀歌一首
暮月夜、心毛思努爾、白露乃、置此庭爾、蟋蟀鳴毛、

〔萬葉集秋雜歌十〕詠蟋蟀
秋風之、寒吹奈倍、吾屋前之、淺茅之本、蟋蟀鳴毛、

〔萬葉集略解十下〕蟋蟀、舊訓きり〳〵すとよみたれど、翁これを、こほろぎと訓り、〇中略蛬蛚と蟋蟀は同物なれば、蛬蛚に古保呂木と有にて、古より蟋蟀にこほろぎの名有事志るく、今の世に

も其名を傳へたれば、ゑかよびべき也、すべて集中蟋蟀と書るを、こほろぎと訓ざれば、飼餘りて訓べとゝのはざるを、こほろぎといふ名の、古今集以後の歌に見えぬをもて、疑ふ人あれど、此集によめる草木などの名の、後世にては絶ていはぬ名もあまたあれば、是のみ疑ふべきにあらず、〇中略後世はたおりめの類なる一種の虫を、きり〳〵すといふは、いと後にいひ出し事なるべし、

〔今昔物語十四〕越中國僧海蓮持法花知前世報語第十五

今昔、越中ノ國ニ海蓮ト云フ僧有ケリ、〇中略夢ニ菩薩ノ形ナル人來テ、海蓮ニ告テ云ク、〇中略汝ヂ前生ニ蟋蟀ノ身ヲ受テ、僧房ノ壁ニ付タリキ、其ノ房ニ僧有テ、法花經ヲ誦ス、蟋蟀壁ニ付テ經ヲ聞ク、〇中略功德ニ依テ、蟋蟀ノ身ヲ轉ジテ、人ト生レテ僧ト成テ、法花經ヲ讀誦ス、

〔源氏物語四夕顏〕はしちかきおまし所なりければ、やり戸をひきあけ給て、もろともにみいだし給ふ、程なき庭に、ざれたるくれ竹、前栽の露は、なをかゝる所もおなじごときらめきたり、虫のこゑごゑみだりがはしく、かべのなかのきり〳〵すだに、まどをに聞ならひ給へる御みゝに、さしあてたるやうになきみだるゝを、中々さまかへておほさるゝも、御こゝろざしひとつのあさからぬに、よろづのつみゆるさるゝなめりかし、

〇按ズルニ、壁中ノ蟋蟀、花鳥餘情ニ毛詩豳風七月篇蟋蟀入我牀下ヲ引ケリ、壁中牀下相近キヲ以テ通ハシ用ヒシニヤ、

〔異本枕草子〕あはれなるもの

十月ばかりにきり〳〵すの聲きゝつけたる、いとあはれなり、

〔桐火桶〕袖のつゆ霜は、夜さむの秋になりそめて、物かなしきに、まくらにちかききり〳〵すのこゑよはり行、〇下略

〔古今和歌集秋四〕人のもとにまかれりける夜、きり〳〵すなきけるをきゝてよめる、

藤原たゞふさ

蛬いたくななきそ秋の夜のながき思ひは我ぞまされる

〔古今和歌集誹諧歌十九〕寛平御時、きさいの宮の歌合のうた、

在原むねやな

秋風にほころびぬらし藤袴つゞりさせてふきり〳〵す鳴

〔後拾遺和歌集秋四〕だいしらず

そねのよしたゞ

なけやなけよもぎが杣のきり〳〵す過行秋はげにぞかなしき

〔藤原基俊家集上〕むしのうらみ、こひによす、

ゆかちかしあなかま夜はのきり〳〵す夢にも人のみえもこそすれ

〔古今著聞集和歌五〕花園左大臣家に始て參りたりける侍の、名簿のはしがきに、能は歌よみと書たりけり、おとゞ秋のはじめに、南殿に出て、はたをりのなくを愛して、おはしましけるに、暮ければ、下格子に人まいれと仰られけるに、藏人五位たがひて、人も候はぬと申て、此侍參たるに、たゞさらば汝おろせと仰られければ、參りたるに、汝は歌讀など有ければ、かしこまりて、御格子おろしさして候に、此はたをりをばきくや、一首つかうまつれと仰られければ、あをやぎのと、はじめの句を申し出したるを、さぶらひける女房達、折にあはずと思ひたりげにて、わらひ出したりければ、物を聞はてずして、わらふやうあると仰られて、とくつかうまつれとありければ、

あをやぎのみどりの糸をくりおきて夏へて秋ははたをりぞなく、とよみたりければ、おとゞ感じ給て、萩おりたる御ひたゝれ、おし出して給はせけり、

〔拾遺和歌集秋三〕屛風に

つらゆき

秋くればはたおりむしのあるなべにからにしきにもみゆる野べ哉

鈴蟲　松蟲

〔古今和歌六帖六〕はたおりめ

雁がねの羽風を寒みはたおりめくだまく聲のきり〳〵となく

〔虫歌合〕こうろぎ

中々にあれてもよしやくさのいほいつこうろぎときみはたのめず

〔下學集上氣形〕鈴虫

〔書言字考節用集五氣形〕松蟲俗字　金鐘蟲　月鈴兒

〔東雅二十蟲豸〕促織○中略　毛詩にみえし莎雞、絡緯が爾雅翼に、有靑褐兩種といふ、其靑なるものは、此にいふ松蟲也、其褐なるものは、此にいふ鈴蟲也、(中略)爾雅翼にいふ莎雞は丘光庭が兼明書に、其羽晝合不鳴、夜則氣從背出、吹其羽振々然、其聲有上有下、正似紡緯車、故今人呼爲絡緯者と見えて、俗に金鐘兒、月鈴兒などいふ類、此にマツムシ、スヾムシなどいふ、皆其類にして、翅鳴者也、

〔和漢三才圖會五十三化生蟲〕松蟲　正字未考　末豆無之

按松蟲蟋蟀之類、褐色而長髭腹黃、在野草及松杉籬、夜振羽鳴、聲如言知呂林古呂林、甚優美也、凡松蟲鈴蟲晝難得、夜照燈則喜光來、捕之畜于蟲籠、以竹筒盛水、挿鴨跖草二三葉、毎旦新換水及草、掃糞、其屎如胡麻、大暑以後始鳴、九十月止、○中略

金鐘蟲　月鈴兒　俗云鈴蟲

按此亦蟋蟀之類、眞黑似松蟲、而首小尻大背窄、腹黃白色、夜鳴、聲如振鈴、言里里林里里林、其優美不劣於松蟲、

〔年山紀聞一〕松虫、鈴むし、

おの〳〵聲によりて名づけたり、色をもていはゞ黑はまつ虫あめいろなるはすゞむし、賀茂の神官むしえらびして、禁裏院中に奉る事、ふるくよりしかなり、關東にては、とりちがへて、おぼえたり、

〔花月草紙四〕いまこゝにては、くろきをすゞむしといひ、かきのさねのごとなるを、松むしといへど、もとはりん〳〵となくはまつにて、ちんちろりとなくは鈴なるを、あやまりにけりともいふ、むしうるかたへ行きて、松のを得んとおもはゞ、鈴のかたをといふなり、

〔古今要覧稿蟲介〕松むし金琵琶　鈴むし金鐘兒

松むし鈴むしの名、萬葉集にはみえず、延喜の比よりぞ物にもみえたる、さてこの二蟲の名、古今のたがひ有、延喜の比はチンチロリンとなくを松むしといひ、リンリンとなくを鈴むしといひけり、忠岑ぬしの西河行幸和歌の序によりてしられたり、源氏物語の比よりこのかたは、リン〳〵と鳴を松むし、チンチロリンとなくを鈴蟲といふなり、諸書にみえたり、しかれども江戸及び諸國にては、今も古名をとなふるなり、京都にても近世はまれに古名を唱ふる人も有、

〔傍廂前篇〕鈴虫　松虫

色黒くして、首ちひさく、尻大にして、背すぼみ、腹黄白色にして、リヽリンとなくを、鈴虫といへど、これ松虫なり、そは松風の音に似たる故の名なり、○中略 松風の琴の音にかよふと、歌にもよめるなり、たゞドウ〳〵とふく風の音のみならば、松に限るべからず、松風に限りて琴の音にかよふは、リリリインのひゞきあるゆゑなり、

〔夫木和歌抄蟲十四〕延喜七年亭子院御門御時、西河行幸せさせ給けるに、忠峯○壬生 新和謌序云、ひるはひぐらし虫をもとめ、夜るはよもすがら、そうのこゑをとゝのへしめ、あるときには、山のはに月まつ。。むし。うかゞひて、きむのこゑにあやまたせ、ある時には、野べのすゞ。。むし。をきゝて、谷の水の音にあらがわれと云々、

〔伊勢集上〕いまは男を心うかりてみやづかへをなんしける、きさいの宮の御こゝろ、かぎりなくなまめき給ふて、世にたとふべくもあらずなんおはしましける、此人さうしには前栽をうへてなん住ける、秋里にまかでゝあるに、かの宮よりなどかまゐらぬ、まゐれ、花盛も過ぬ、松。

。虫も鳴やみぬめりと、の給はせたりければ、御返にきこえさせける、

松虫も鳴やみぬなり秋の野に誰よぶとてか花みにもこん

〔今物語〕大納言なりける人、内へまいりて女房あまたものがたりしける所に、やすらひければ、此人のあふぎを、手ごとにとりてみけるに、弁のすがたしたりける人を、かきたりけるをみて、此女房ども、なくねなそへそ、のべの松むし、とくち〳〵にひとりごちあへるを、此人聞て、おかしとおもひたるに、奥のかたより、たゞ今、人の來たるなめりとおぼゆるに、是はいかに、なくねなそへそとおぼゆるはと、したりがほにいふをとのするを、この今きたる人、しばしためらひて、いと人にくゝいうなるけしきにて、源氏のしたがさねのしりは、みじかゝるべきかは、とばかりしのびやかにこたふるを、このおとこあはれにこゝろにくゝおぼえて、ぬしゆかしきものかな、誰ならんとうちつけにうきたちけり、○中略

大かたの秋の別もかなしきになくねなそへそのべの松虫

〔古今和歌六帖六〕まつむし　つらゆき

秋の野の露にぬれつゝ誰くとか人まつ虫のこゝろ鳴らん

こんといひしほども過にし秋の野にひとまつ虫の聲の悲しき

〔夫木和歌抄十四虫〕百首歌虫五十首中　藤原爲顯

ことのねにかよふはみねの秋風をなを松虫のこゑやそふらん

住吉社百首御歌　慈鎮和尚

すみよしのいがきのもとの虫のねにをのがこゑにも松風ぞある

〔源氏物語一桐壺〕月は入がたの空きようすみわたれるに、かせいと涼しく吹て、草村の虫のこゑごゑもよほしがほなるも、いとたちはなれにくき草のもとなり、

蠜蟲

すゞ虫のこゑのかぎりをつくしてもながき夜あかずふるなみだかな

〔源氏物語三十八鈴虫〕秋比にしのわた殿のまへのなかのへいの東のきはを、をしなべて野につくらせ給へり、〇中略げにこゑ〳〵聞えたるなかに、すゞむしのふり出たる程はなやかにおかし、秋の虫のこゑいづれとなき中に、松むしのなんすぐれたるとて、中宮のはるけき野べを分て、いとわざとたづねとりつゝはなたせ給へる、しるくなきつゝふるこそすくなかなれ、名にはたがひて、命の程、はかなきむしにぞあるべき、心にまかせて人きかぬおくやま、はるけき野のまつばらにこゑおしまぬも、いとへだて心あるむしになん有ける、すゞ虫はこゝろやすく、いまめいたるこそ、らうたけれなどのたまへば、宮、

大方の秋をばうしとしりにしをふりすてがたきすゞ虫の聲、と忍びやかにの給ふ、いとなまめいてあてにおほどか也、いかにとかや、いで思の外なる御ことにこそとて、

心もて草のやどりをいとへ共猶すゞ虫の聲ぞふりせぬ、など聞え給て、きんの御こと召て、めづらしくひき給、〇中略これかれ上達部などもまいり給へり、むしのねのさだめをし給て、御ことどもの聲々かきあはせて、おもしろき程に、月みる宵のいつとても、物哀ならぬをりはなき中に、こよひのあらたなる月の色には、げになをわが世のほかまでこそ、よろづ思ながさるれ、〇中略こよひはすゞむしのえんにて、あかしてんと覺しのたまふ、

〔後拾遺和歌集四秋〕すゞむしのこゑをきゝてよめる　大江公資朝臣

とやかへりわが手ならしゝはし鷹のくるときこゆるすゞ虫の聲

〔易林本節用集久氣形〕蠜蟲(クツハムシ)

〔和漢三才圖會五十三化生蟲〕鑣蟲(くつわむし)音標　轡蟲俗字　正字未考

按此蟲莎雞之類、翅青腹黃色、前脚長疾走跳、毎出入於穴、故多難獲、秋鳴聲似馬鑣音、因以名之、蓋松

螳螂

蟲鈴蟲鏡蟲等世賞之、而本草不載之、唯羅山文集云、一蟲號轡大無幾、誰知鞭策是齋草、恰似蒼蠅附驥來、但在口吻不在尾、

〔栗氏蟲譜下〕紡績娘 クツワムシ、赤青褐ノ三種アリ、其聲ニ啼トキ、翼ヲ動シ、薄暮ヨリ夜中索々トシテ聲ヲナスコト、連綿トシテ不止、極テカマビスシ、因テ唐山ノ人聒々兒ト虫、

〔枕草子九〕笛は

ひちりきは、いとむつかしう、秋の虫をいはゞ、くつはむしなどにゝて、うたてけぢかくきかまほしからず、

〔赤染衛門集〕くつはむしのちかくなきしに

秋の野をわけてばかりはたれかこんくつはの聲のちかくする哉

〔夫木和歌抄虫十四〕久安百首　前參議親隆卿

いこま山ふもとの野べもゑもかれてすみかもみえぬくつわむしかな

〔新撰字鏡虫〕蛣〈詰吉反、蛣蜣也、蟥、伊比保牟志利、蛸之母也、〉

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕螳蜋〈螵蛸附〉兼名苑云、螳蜋〈當郎二音〉一名蟷蠰〈當餉二音、和名以保無之利、〉

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕爾雅不過蟷蠰、郭注、蟷蠰、螗蜋別名、兼名苑蓋本之、蟷蠰螳蜋聲相轉也、按廣韻去聲四十一漾云、蠰、食桑蟲、似天牛、音餉、又平聲十一唐云、蠰、蟷蠰、螗蜋也、音霜、二音其義不同、此以餉音蠰、恐誤、本草和名作音襄、襄在平聲十陽、又與廣韻異、然陽唐常通、古或有是音、○中略 羅願曰、螗蜋蠰首奮臂、頸長而身輕、其行如飛、有馬之象、李時珍曰、大腹二手四足、善緣而捷、以鬚代鼻、喜食人髮、能翳葉捕蟬、新撰字鏡、蛣訓伊比保牟志利、今俗呼加。万。幾。利、相模謂之以。保。之。利。、或曰以。保。久。比、陸奥謂之以。保。左。之。、或曰以。保。牟。之。、藝文類聚云、王瓚問曰、爾雅莫貉螳蜋同類物也、燕趙之際謂之食肬、此蓋鄭志之文、以保无之利之名、與食肬合、

螳螂

〔類聚名義抄 十一虫〕螳螂イボムシリ

〔下學集 上氣形〕蟷螂(トウラウ)〔韓子外儲、齊莊公出、獵有螳螂、抗臂而當其車、公曰、小虫之勇志、亦不可輕、車而避、勇士皆歸之、顧見大敵欺之、見小敵畏之義歟、又莊子云、〕蟷螂(イボムシリ)(カマキリ)

〔日本釋名 中蟲〕蟷螂 人のいほをきりて食ふもの也、順和名にはいほむしりと訓ず、

〔東雅 二十蟲〕螳螂イボムシリ略○中 即今俗にカマキリといふ是也、イボムシリとは、爾雅の疏に、一名乾肬といふ、東壁本草に、燕趙之間謂之蝕肬、肬即疣子、小肉贅也、今人病肬者往々捕此食之と見えし是也、カマキリといふは、爾雅註に、有臂若斧斧之と見えし是也、斧といひ、鎌といひ、各其似たるに象るなり、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕螳螂 イボムシリ和名鈔 カマキリ京 イボムシ奥州中略○ カマギツ ラウ江戸 ハイトリムシ同上○中略 カマキリムシハ、夏秋草木上ニ住ム、身ハ痩テ長ク、蚱蜢(ハタハタ)ノ如シ、頭小クシテ三角ナリ、上ニ二鬚アリ、六足ノ内、上ノ二足ハ長大ニシテ、末折レテ鎌ノ形ノ如シ、鎌ノ内ニ刺多シ、中ノ二足ハ短シ、下ノ二足ハ長大ニシテ、斯螽(ギス)ノ後足ノ如シ、常ニ前ノ二足ヲアゲテ、首ニソフ、背ニ翅アリテ飛ブ、或ハ葉下ニカクレヲリ、葉上ノ蚊蠅ヲ鎌ニカケテ捕ヘ食フ、緑色褐色ノ兩品アリ、腹肥タル者ハ雌、腹瘠タル者ハ雄ナリ、秋深キ時ハ、雌ナル者樹上ニヲイテ巣ヲ作ル、略○下

〔新猿樂記〕飽(アハウ)腹鼓之胸骨、蟷螂(イボジリ)舞之頸筋、

〔新撰字鏡 虫〕蠨蛸〔上芳遙反、下市遙反、蟯蟭之子、阿志万支、又阿志加頁女、又於保地不久利、〕

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕螳螂略○中 蠨蛸〔二音〕一名蟏蛸〔傳集二音、和名於保知加不久里、〕螳螂子也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕新撰字鏡、訓於保地不久利、今佐渡俗謂之字之乃不久利、略○中 廣雅、蟳蟭、蠨蛸也、兼名苑蓋本之、本草和名引兼名苑、蟳蟭作博蟭、云音焦、無博字音注、然此云博焦二音、則源君所見本、博蟭二字皆從虫無疑也、按爾雅、不過、蟷蠰、其子蜱蛸、郭注、一名蟳蟭、蟷蠰卵也、廣韻、蟳蟭、蜱

蜋卵也、然則本草和名當是傳寫誤脫、當依此所引改正、按說文、蟷蛸堂蜋子、又載蟷云、蟷或从虫、螵蛸蟳蟭、皆蟷蛸之轉也、本草和名無蟷蜋子也四字、蓋是彙名苑注文、本草云、桑螵蛸一名蝕肬、生桑枝上、螳螂子也、陶云、逢樹卽產、蜀本圖經云、此物多在小桑樹上叢荊棘間、並螳螂卵也、三月四月中、一枝出小螳蜋數百枚、李時珍曰、螳蜋深秋乳子、作房粘著枝上、卽螵蛸也、房長寸許、大如拇指、其內重々有隔房、每房有子如蛆卵、至芒種節後一齊出、故月令有云仲夏螳蜋生也、郝曰、廣雅以螵蛸爲烏洟、酉陽雜俎以爲野狐鼻洟、今驗螵蛸初著樹、未凝時有似鼻洟、及至堅成、如繭包裹、黏著樹枝、不能解也、

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕桑螵蛸　螵蛸　蜱蛸　蟳蟭　致神　野狐鼻涕　和名於保知加不久里

〇中略

按、桑螵蛸、山人取之、灌熱湯、貨之藥肆、收紙袋中、乘溫蟷蛸子爭(カヘリ)出者亦有、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕螳蜋〇中略

桑螵蛸　ヲヽヂガフグリ 和名鈔　ヲヽヂノフグリ 京、同名アリ、　ウシノフグリ 佐州　カマキリノス

〇中略

秋深キ時ハ、雌ナル者、樹枝上ニヲイテ巣ヲ作ル、初ハ唾ヲ吐カケタルガ如シ、日ヲ經テ堅凝シテ、古紙塊ノ如シ、長サ一寸許、淺黑色、或ハ微褐ヲ帶ブ是螵蛸ナリ、藥ニハ〇中略只桑枝上ノ者ヲ採ル、故ニ桑螵蛸ト云、コノ巣ヲ破レバ海螵蛸(イカノカウ)ノ狀ノ如ニシテ、內ニ小卵多シ、本草徵要ニ、一生九十九子ト云、夏ニナレバ、皆化シテ、小螳螂數ナク出ヅ、物類相感志ニ、芒種ノ日 五月節 螳蜋一齊出ト云、故ニ螵蛸ヲ貯ルニハ蒸シ過スベシ、

〔延喜式 三十七 典藥〕諸國進年料雜藥〇中略 攝津國桑螵蛸(オホヂガフグリ)二斤、伊勢國桑螵蛸一斤、尾張國桑螵蛸二兩、以〇下數箇國略之

蜉

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蜉 唐韻云、蜉（音浮、漢語抄云、比乎無之、）朝生暮死虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按玉篇、蜉朝生暮死蟲也、生水上、狀如蠶蛾、一名挈母、孫子依之、淮南子道應訓作朝秀、高誘注、朝秀、朝生暮死之蟲也、生水上、狀似蠶蛾、一名挈母、海南謂之蟲邪、廣雅、朝蜉挈母也、是順氏之所本、或名之爲蜉蝣、抱朴子對俗篇云、魚伯知水旱之氣、蜉蝣曉潛泉之地、魚伯謂靑䱀、見廣雅、藝文類聚引廣志曰、蜉蝣在水中、翕然生覆水上、尋死隨流、爾雅翼云、按今水上有蟲、羽甚整、白露節後卽群浮水上、隨水而去、以千百計、宛陵人謂之白露蟲、今俗呼阿左賀保、蓋朝生暮死之名、谷川氏曰、阿左賀保產宇治川、然則比乎牟之當氷魚虫之義、又按說文、又有蟲蟟、一曰蜉蝣、朝生莫死者、爾雅、蜉蝣渠略、郭璞曰、似蛣蜣、身狹而長、有角、黃黑色、叢生糞土中、朝生暮死、豬好啖之、渠略卽蟲蟟之假借字、與此所載者不同、夏小正、五月浮游有殷、殷衆也、浮游者渠略也、朝生而莫死、詩傳本小正、正義引孫炎、亦用小正、舍人曰、蜉蝣一名渠略、南陽以東曰蜉蝣、梁宋之閒曰渠略、陸機疏云、蜉蝣方土語也、通謂之渠略、以甲蟲有角、大如指、長三四寸、甲下有翅能飛、夏月陰雨時地中出、今人燒炙噉之、美如蟬也、樊光謂之糞中蝎蟲、隨陰雨時爲之、朝生而夕死、今俗呼黑油蟲者、蓋是此物、以與朝蜉俱朝生暮死、同名蜉蝣耳、非此所載者、郝懿行曰、朝秀不知晦朔、與蟪蛄不知春秋、正以二蟲爲對、據晦朔而言、非朝夕爲限、淮南子詮言篇云、龜三千歲、蜉蝣不過三日、又說林篇云、蜉蝣不食不飮、三日而死、是蜉蝣雖短期、非必限以朝夕、說者甚其詞耳、

〔伊呂波字類抄 比動物〕蜉 ヒヲムシ

蟬名稱

〔新撰字鏡 虫〕蟬（時旃反、蜩也、世比、） 蚼（虫尾、又世比、）

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蟬 爾雅集注云、蜋蜩、（徒招反）蝘螗、（偃唐二音）蟪蛄（惠姑二音）螗蜩、（唐啼二音）蚻蜻、（札請二音）螇螰（奚鹿二音）此蟬類也、五采具謂之蜋蜩、小而有文謂之蚻蜻也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按爾雅云、蜩蜋蜩、郭注夏小正傳曰蜋蜩五采具、爾雅又云、螗蜩、郭注、夏小正

傳曰、螗蜩者蝘、江南謂之螗蛦、爾雅又云、蚻蜻、郭注、如蟬而小、方言云、有文者謂之蟧、爾雅又云、蜓蚞螇螰、郭注、卽蝭蟧也、一名蟪蛄、齊人呼螇螰、此所引蓋舊注、然蝘蟪蛄螗蛦、皆非爾雅正文、則注不可擧之、而言皆蟬類、此蓋有錯誤、○中略按說文、蟬以旁鳴者、初學記引孫炎曰、蜋五色具、蜩宮中小青蟬、說文、蜩蟬也、引詩曰、五月鳴蜩、其五月鳴者、似今俗或呼夏蟬、或呼麥蘽蟬、或呼松蟲、毛詩蕩篇正義、引陸機疏云、螗一名蝘、其言與夏小正合、此遂引蝘螗二字誤、郝懿行曰、今螗蜩小於馬蜩、背青綠色、頭有花冠、喜鳴、其聲淸圓、若言烏友、其物未詳、說文無螗字、蝘字蝘蜓、非此義、夏小正云、唐蜩者匽、則知古借用唐匽字、从虫俗字、蟪蛄螇螰一名、見方言及郭璞爾雅注、說文無蟪字、蛄訓螻蛄、非此義、莊蟪蛄非古字、螇螰說文作螇鹿、云蛁蟟也、蛁蟟七月八月鳴者、下自有條、陶弘景曰、莊子云、蟪蛄不知春秋、則是今四月五月小紫青色者、而離騷云、蟪蛄鳴兮啾々、歲暮兮不自聊、此乃寒螿爾、寒螿卽寒蟬、九月十月鳴者、下自有條、然則四五月鳴者、七八月鳴者、九十月鳴者、皆可謂蟪蛄、蓋混言也、螗蛦唐蜩一名、見郭璞爾雅注、○中略說文無蚻字、蜻訓蜻蛚、非此義、夏小正札草縣、札卽蚻字、毛詩碩人正義、引某氏曰、鳴蚻々者、引舍人曰、小蟬色青々、則知蚻以其聲得名、蜻々以其色名之、古作札青々也、郝懿行曰、今驗此蟬、棲霞人呼柔蠶蟟、順天人呼杳々、其形短小、方頭廣額、體兼彩文、鳴聲淸婉、若杳杳然、與蚻々之聲轉、其物未詳、○中略新撰字鏡、蟬蜩並訓世比、按關西有蟬、聲如呼世毘世毘者、俗亦呼蟬爲世毘、蓋以鳴聲名也、或曰、蟬字音之訛、恐不爾、

〔類聚名義抄 虫十〕蛁蟟 セミ　蟬 セミ　良蜩 セミ

〔日本釋名 中蟲〕蟬 セミ　せみはせん也、むとみと通ず、音を以訓とす、此類多し、

〔東雅 二十蟲豸〕蟬 セミ　倭名鈔に爾雅本草等を引て、○中略セミとは、蟬の字の音を呼ぶなり、ムマセミとは、其大なるをいふなり、カムセミとは、これも其字の音を呼ぶなり、其餘不詳、或人の說に、ナヘセミとは、名は蟬なれど、不鳴をいふなり、クツクツボウシとは、今俗にツクツクボウシといふもの、其鳴聲をかたどりていふなり、ヒグラシとは日暮也、鳴て日を暮すをいふといふ也、いかにやあるべき、

〔和漢三才圖會五十三化生蟲〕蟬音禪 蜩 齊女 和名世美〇中略

按凡蟬、方首露目、噤口而似無口者、故不能飲食、唯可吸露、嘗足下腹有裂罅、而振羽鳴也、試抑其處則不鳴、極下垂著腹、今稱蟬者、淺褐色、羽薄如紗、肖蜻蛉之羽、五月始鳴、聲如言世美世美、甚喧而有序破急、似讀經、人家亦有喬木則來、鳴輙飛去、

〔書言字考節用集五氣形〕枯蟬也 蟬蛻 退蟬同日本紀 空蟬同萬葉 蟬蛻淮南子、蟬飲而不食、三十日而蛻、 枯蟬同 金牛兒同

〔藻鹽草十二蟲〕うつ〇蟬〇からないふべし、但昔よりなくと云り、ふかれば、只せみの總名也と云々、 ねをなくむしのなれるすがたせみのからな云てよめる也

〔和漢三才圖會五十三化生蟲〕蟬蛻 蟬殼 枯蟬 金牛兒 蟬退 和名世美乃毛奴介〇中略

按、腹蜻蟪蛄等、多蟄夏出、背裂而爲蟬、出去殼也、紀州越州之產爲佳、形大而馬蟬之殼也、藥肆所售者、多常蟬蛻也、

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕蚱蟬〇中略

蟬蛻ハ〇中略 セミノヌケガラ〇中略 蠐螬ノ土中ニテ蛹トナルヲ腹蜻ト云、俗名、ニシヤドチ京ニシムケ同州 ウバムシ勢州〇中略 ソノ形蠶蛹ニ異ナラズ、指ニテ摘ムトキハ、腰以上ヲ左右ニ搖カス、故ニ西ハドチト云ヲ轉ジテ、ニシヤドチト云フ、夏月土中ニテ復蜻ヨリ蛻シ、蟬形トナリ、土ヲ出テ樹木ノ根上一二尺許升ル、此時頭足皆備レリ、未ダ羽アラズ、數日ノ後、皮ヲ蛻シテ三五尺モ上ヘ升ル、〇中略 ソノ後日ヲ經テ、再ビ皮ヲ蛻シ、全形トナリ飛ビ去ル、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕蟬脫は蠐螬の土中にありて、蛹と成れるを腹蜻といふ、指にてつまめば、腰より上のかたを左右にふり動かすを興じて、小兒これをとりて、西はどちといふなり、〇中略 これが土中にて蟬と化り、土より出て、樹木に上り、脫たる殼を蟬脫といふ空蟬是なり、

〔萬葉集一雜歌〕麻續王聞之感傷和歌

空蟬之命乎情美浪爾所濕、伊良虞能島之玉藻苅食、

〔冠辭考宇二〕うつせみの

万葉卷一に、空蟬之命乎惜美、卷三に虛蟬之代者無常跡云々、こは顯しき身の命、顯の身の世とつゞけたる也、○中略後人は空蟬の字に泥て、蟬脫の事とのみおもへり、其本を極むれば、いき死の違になん侍りける、

〔源氏物語三空蟬〕しばしうちやすみ給へど、ねられたまはず、御すゞりいそぎめして、さしはへたる御ふみにはあらで、たゞてならひのやうにかきすさみ給ふ、

うつ蟬の身をかへてけるこのもとになを人がらのなつかしき哉、とかき給へるを、ふところにひきいれてもたり、○中略いとあさはかにもあらぬ御氣色を、有しながらのわが身ならばと、とりかへすものならねど、忍びがたければ、この御たゝうがみのかたつかたに、

うつせみのはにをく露のこがくれてしのびしのびにぬるゝ袖かな

〔後撰和歌集十一戀〕物いひける女に、せみのもぬけをつゝみてつかはすとて、

源重光朝臣

是をみよ人もすさめぬ戀すとて音をなく虫のなれるすがたを

〔後撰和歌集十二戀〕つらくなりにけるおとこのもとに、いまはとてさうぞくなど返しつかはすとて、

平なかきがむすめ

いまはとてこずゑにかゝる空蟬のからをみんとはおもはざりしを

返し　源巨城

わすらるゝ身をうつせみのから衣かへすはつらき心なりけり

〔前大納言公任卿集〕たや寺の君のむすめどものもとに、しろきかみに、せみをつゝみて、はちすの

花に、さしてやり給ふたりければ、蓮の花をつくりて、このうたかきて、せみのなかにさし入

てたてまつりたりける、

いづれをかのどけきかたにたのまゝし蓮の露と空蟬のよと

返し

蓮葉にうかぶ露こそたのまるれ何空せみのよをなげくらん

蟬種類
蚱蟬

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蚱蟬 本草云、蚱蟬、作蟬二音、和名奈波世美、雌蟬不能鳴者也、

〔箋注倭名類聚抄 蟲豸八名〕按靈異記訓釋云、蟬、奈波美、恐脫世字、今備前俗呼不鳴者爲瘂五郎、筑後謂以之世美、奈波世美未詳、千金翼方、證類本草中品有蚱蟬、不載所引文、證類本草引陶隱居云、蚱字卽是瘂蟬、瘂蟬雌蟬也、不能鳴、此所引卽是陶注也、按蘇敬曰、蚱者鳴蟬也、今云瘂蟬、瘂蟬則雌蟬也、極乖體用、諸蟲獸以雄者爲良也、蜀本圖經云、此鳴蟬也、陶云、是瘂蟬也、二說既相矛楯、今據玉篇云、蚱蟬聲也、如此則非瘂蟬明矣、月令仲夏之月蟬始鳴、言五月始有此蟬鳴也、而本經亦云、五月採、正與月令所記始鳴者同時、如此蘇說得之矣、蟬類甚多、爾雅云、蝒馬蜩、今夏中所鳴者、比衆蟬最大、陶又引詩鳴蜩嘒々云、是形大而黑、昔人所噉者、又禮冠之飾附蟬者、亦黑而大、皆此類也、然則爾雅所謂馬蜩、詩人所謂鳴蜩、月令禮家所謂蟬、本草所謂蚱蟬、其實一種、陶氏亦以蚱蟬爲馬蜩、然則不能鳴者、可謂之瘂蟬雌蟬、不得謂蚱蟬也、李時珍曰、未得秋風則瘖不能鳴、謂之啞蟬、亦曰瘖蟬者、卽寒蟬、與雌蟬不能鳴者不同、方言、寒蜩瘖蟬也、廣雅、闇蜩嬗也、闇與瘖同、後漢書杜密傳云、劉勝知善不薦、聞惡無言、隱情惜己、自同寒蟬、謂寒蟬不得秋涼不能鳴也、

〔類聚名義抄 虫十〕蚱蟬 ナハセミ 七月生

〔和漢三才圖會 化生蟲五十三〕啞蟬 本綱未得秋風則瘖不能鳴者、

按此蟬如土用中、則觸物如言吃吃、而不能鳴、立秋始鳴、然不如常蟬、和名抄所謂奈波世美是乎、

馬蜩

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕蚱蟬　アカゼミ　サトゼミ　略中　アキゼミ　ヒグラシ古歌　オホゼミ江州　中略

蚱蟬ハ形大ニシテ翅ノ色黃赤ク、スキトヲラズ、八月ニ至リ、未刻以後多ク鳴ク、弘景雌蟬トスルハ非ナリ、雌蟬ハ鳴カズ、故ニ瘂蟬ト云、俗名ナハゼミ和名鈔　オシゴロウ備前略中　時珍、未得秋風則瘖不能鳴、謂之瘂蟬ト云フハ非ナリ、

〔蜻蛉日記 下ノ中〕六月になしつ、ひんがしおもての、朝日のけ、いとくるしければ、みなひさしにいでたるに、略中　せみのこゑいとしげうなりにたるを、おぼつかなうて、また見みをやしなはぬ翁ありけり、庭はくとて、箒をもちて、木のしたにたてるほどに、俄にいちはやうなきければ、おどろきて、ふりあふぎていふやう、よいぞ〳〵といふ、なは、抄作なくせみ木にをるはむしだにときせちをしりたるよとひとりごつにあはせて、しか〳〵となきみちたるに、おかしうも、あはれにもありけん、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕馬蜩　爾雅注云、馬蜩、一名蝒、音綿、和名無末世美、蟬中最大者也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕爾雅、蝒馬蜩、郭注云、蜩中最大者爲馬蜩、初學記引孫炎曰、蝒馬蜩、蟬最大者也、此所引或是鄭樵注云、其聲響震巖谷、郝曰、今此蟬呼爲馬蟄蟟、其形雖大而色異、鳴聲洪壯、都無回曲、好樹顚、尤喜楊柳林中噪、本草、蚱蟬生楊柳上者殆是、此以充无末世美、似爲允、然馬蜩以五月鳴、詳見蚱蟬條、无末世美八九月乃出、頗不同、未知果當否、說文、蛥蚗蟬屬、段曰、玉篇廣韵皆曰蛥卽蝒字、然則許之蛥蚗、卽爾雅之馬蜩也、說文別有蝒字、系淺人羼入也、

〔類聚名義抄 十虫〕蝒 ムマセミ　馬蜩 ムマセミ

〔和漢三才圖會 五十三化生蟲〕蚱蟬　蝒 音　馬蜩　俗云無末世美　略中

按和名抄、蚱蟬和名奈波世美以爲雌蟬不能鳴者非也、此據陶氏之本草謬然矣、蓋蚱蟬卽馬蟬也、形長大於

蜩、身深褐色、羽略厚、美灰白色、聲大而緩、不如蟬之連聲也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕蚱蟬 ○中略

馬蜩 ハムマゼミ 和名鈔 クマゼミ 京 ヤマゼミ 同上 ホンセミ 同州 ワシワシゼミ 筑後 コロモゼミ 勢州 カタビラゼミ 肥前 ○中略 形アカゼミヨリ大ニシテ、身黑ク羽スキトヲリテ綠脈アリ、鳴聲モ大ナリ、アカゼミヨリ微シ後レテ出、鄭樵ガ爾雅註ニ、馬蜩蟬類中最大者、其聲響震巖谷ト云、時珍以テ蚱蟬トスルモノハ非ナリ、○下略

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕寒蜩 兼名苑云、寒蜩、一名寒蜇、音哲 一名蜺、音霓、俗云加無世美、似蟬而小、青赤、月令曰、寒蟬鳴是也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕本草和名、寒蜇在蚱蟬條、無和名、按陶弘景曰、寒蜇九月十月中鳴、甚悽急、郝曰、今此蟬青綠、鳴聲幽抑、俗人呼之秋凉者也、是所謂久都久都保宇之也、加牟世美之名今不傳、其物未詳、按說文、蜺寒蜩也、爾雅、蜺寒蜩、郭注云、寒蜇也、郭注爾雅又云、似蟬而小青赤、月令曰、寒蟬鳴、方言云、蜺謂之寒蜩、兼名苑蓋本於此、又與爾雅注合、然淮南子注云、寒蟬青蟬也、方言注云、寒蜩瘖也、似小蟬而色青、則作青者亦不爲無據、那波氏作青赤者、蓋依爾雅注改、非源君之舊也、似蟬以下當是兼名苑注文、○中略 又作月令曰寒蟬鳴是也、疑依爾雅注增益也、

〔類聚名義抄 十蟲〕寒蜩 カムセミ

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕蚱蟬 ○中略

寒蟬 ハカムセミ 和名鈔 ツクシシヤウ 筑後 ツクツクボウシ 京 ツクシコヒシ 江州 ○中略 形小クシテ色黑シ、八九月晩景ニ鳴ク、ツクシヨシトナクト俗ニ云ト、大和本草ニ云ヘリ、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蛁蟟 陶隱居本草注云、蛁蟟、彫遼二音、字亦作蛁蟧、和名久豆久豆保宇之、八月鳴者也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕方言、蜩蚗齊謂之螇螰、自關而東謂之蛁蟧、說文、螇鹿、蛁蟟也、則知蛁蟧蛁蟟

異文、段氏曰、許書無蟟字、淺人增虫耳、當作尞、按說文、蚓、蟲也、亦非此義、郝氏曰、方言作蚻蟧、夏小正作蜓蚞、廣雅作蟧蟧、說文作蚓蟟、淮南子道應訓注作蛁蟟、今東齊人謂之德勞、或謂之都盧、楊州人謂之都蟟、皆語聲相轉者、〇中略本草和名、蛁蟟在蚱蟬條、別無和名、今俗呼都久都久保宇之、證類本草中品蚱蟬條引云、七月八月鳴者名蛁蟟、本草和名引云、蛁蟟八月鳴者、恐輔仁所引誤脫七月字、源君襲其誤也、按陶云、七月八月鳴者名蛁蟟、色青、郝云、今德勞正以七月鳴、其鳴自呼、其色青碧、形小修長、順天人謂之夫妻夫娘者也、鹽鐵論散不足篇云、諸生獨不見季夏之蜈乎、音聲入耳、秋風至而無聲、今此蟬八月中卽不鳴矣、則當是江戶俗或呼衣蟬、秋末盛鳴、其聲如謂民々者、源君訓久都久都保宇之非是、

〔類聚名義抄虫十〕蛁蟟ツク〳〵ホウシ

〔物類稱呼動物二〕蛁蟟つく〳〵ばうし　上野にてほつてうと云、近江にてつくしこひしと云、今按に俊賴朝臣、うつくしよしと蟬の鳴らんと詠じ給ひしは、つく〳〵ばうしにやあらん、

〔和漢三才圖會化生蟲五十三〕蟪蛄　蛁蟟　蜓蚞　螇螰　蛥蚗　和名久豆久豆保宇之〇中略

按小於蟬而略圓、其頭褐色、身及羽淺青色、鳴聲如言久豆久豆法師、故名之、關東則多有而畿內希、

〔重修本草綱目啓蒙化生蟲二十八〕蚱蟬〇中略

蛁蟟ハミンミン　ミイミイ作州　メンメン加州〇中略　ピイドロ勢州　形大ニシテ馬蜩ノ如ク、羽スキトヲレリ、秋末盛ニ鳴テ自ラ呼ブ、

〔蜻蛉日記下ノ中〕八月ついたちの日雨ふりくらす、ひつじの時ばかりにはれて、つく〳〵ほうし、いとかしがましきまでなく、

〔小野宮右衛門督家歌合〕はきものならべたるいのりの師、はきものをふたつならべて、つとめこじ、くつ〳〵ほうしいづこ成らん、

茅蜩

〔嬉遊笑覽 十二 蟲〕重ねていふ聲は、くつ〳〵も、つよりいへば、つく〳〵となる、つく〳〵ほうしも、ほうしより聞なすときは、ほうしつく〳〵となれり、

〔散木弃謌集 二 夏〕人々まうできて歌よみけるに蟬をよめる

女郎花なまめきたてるすがたをやうつくしよしと蟬の鳴らん

〔夫木和歌抄 九 蟬〕屋のつまにつく〳〵ぼうしのなくをきゝて　　俊頼朝臣

我宿のつまはねよくや思ふらんうつくしといふむしのなくなる

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕茅蜩　爾雅注云、茅蜩一名蠽、子列反、和名比久良之、小青蟬也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕比具良之、見万葉集及古今集拾遺物語曰、是蟲將暮乃鳴、故有是名、今俗或呼加奈加奈、爾雅、蠽茅蜩、郭注云、似蟬而小、青色、此所引蓋舊注也、說文、蠽小蟬蜩也、李時珍曰、小而色青綠、郝氏曰、今此蟬形尤小、好鳴於草梢也、

〔類聚名義抄 十 虫〕茅蜩 ヒクラシ

〔伊呂波字類抄 比 動物〕蠽 ヒクラシ 小青蟬也　茅蜩 同

〔下學集 上 氣形〕蠽 ヒグラシ

〔八雲御抄 三下 虫〕ひくらし 同物(蟬)秋近成鳴は、ひくらしなり、

〔倭訓栞 中編 二十一 比〕ひぐらし　和名抄に茅蜩をよめり、日暮の義、おもひくらしの音になくなどよめり、上總につくつくはせみ、又かな〳〵といふ、鳴聲鈴音の如くにして甚高し、色は青綠なり、本草にもさいへり、顯昭は夕つかた鳴なりといへれど、朝ぼらけ日ぐらしの聲聞ゆなりともよめり、されば昧爽には鳴とも、日出て後は鳴かず、實に暮をもて主とするをもて、名を得たるなり

〔物類稱呼 二 動物〕茅蜩ひぐらし　上總にてくつはせみと云、又かな〳〵と云、

〔和漢三才圖會 五十三 化生蟲〕茅蜩　茅蠽 當作蠽字　和名比久良之 ○中略

按深山中有之、人家近處希有也、至晩景鳴聲寂寥、

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕蚱蟬〇中略

〇茅蜩ハヒグラシ和名鈔　クツワゼミ上總　カナカナ同上　大サ蟪蛄ノ如ク身色淡褐ト淺黒ト相雜リテ緑條アリ、長サ六分許、羽ハ長ク、身ニ倍シテ、スキトヲレリ、此蟬ハ山中ニ在リ、必申刻ヨリ鳴ク、又早朝ニモ鳴ク、

〔萬葉集八夏雜歌〕大伴家持晩蟬歌一首

隱耳、居者鬱悒、奈具左武登、出立聞者、來鳴日晩、

〔萬葉集十夏雜歌〕詠蟬

默然毛、將有時母、鳴奈武、日晩乃、物念時爾、鳴管本名、

〔萬葉集十秋雜歌〕詠蟬

暮影、來鳴日晩之、幾許、毎日聞跡、不足音可聞、

〔源氏物語三十九夕霧〕日いりがたになりゆくに、そらのけしきもあはれにきりわたりて、山のかげはをぐらき心ちするに、ひぐらしなきしきりて、かきほにおふるなでしこの、うちなびきけるいろもおかしうみゆ、

〔異本枕草子〕七月十よかばかりの日ざかりのいみじうあつきに、おきふしいつしか夕すゞみにもなりなんと思ふほどに、やう／＼くれかたになりて、日ぐらしのはなやかになきいでつる聲ききつるこそ、物よりことにあはれにうれしけれ、

〔蜻蛉日記中ノ上〕やまみちにいたりかゝれば、さかのはてばかりになりにたり、ひぐらしさかりとなきみちたり、きけばかくぞおぼえける、

なきかへるこゑぞきほひて聞ゆなるまちやしつらんせきのひぐらし、とのみいへる、人には

いはす、

〔桐火桶〕山かげのけしき、物あはれなるゆふまぐれに、日ぐらしのなきたるなどぞ、おもひ出られ侍る、

蟳母

〔重修本草綱目啓蒙 化生蟲二十八〕蚱蟬〇中略

蟳母ハハルセミ、マツムシ備前、筑前、但州、防州、クダマキ常州 三月ニ山谷ノ樹上ニ集リ、鳴コト甚聒シ、市中ヘハ出ズ、長サ八分許、身羽俱ニ色黒シ、蟬類中最早ク鳴クモノナリ、

蟪蛄

〔重修本草綱目啓蒙 化生蟲二十八〕蚱蟬〇中略

蟪蛄ハナツゼミ、マツムシ豫州松山 ヒグラシ同上、吉田、〇中略 五月ニ早朝ヨリ、夕方マデ鳴キツヾク聲ニ抑揚アリ、ソノ蟬ハ形小ニシテ淡黒色、羽ハスキトヲレリ弘景四五月鳴而小紫、青色者蟪蛄也ト云、群芳譜、莊子ニ、謂蟪蛄夏蟬ト云、秘傳花鏡ニ、夏曰蟪蛄ト云、等ノ說ニ従フベシ、時珍以テ蛁蟟ト爲ルモノハ是ニ非ズ、

蟬雜說

〔異本枕草子〕六月廿日ばかりに、いみじうあつきに、せみの聲のみたえすなきいだして、風のけしきもなきに、いとゞこだかき木どものおほかるが、木くらくあをきなかより、きなる葉のやうやうひるがへりおちたるこそ、すゞろにあはれなれ、

〔四季物語 六〕五月雨の晴間なき空も、いつしか名殘なくなりて、雲の峯へ立ち重なり、いみじき金岡が手にも、かうやうには、たくみ得難う、梢の蟬の聲々かしがましと、枕上うるさけれど、實にや里のかたへの、こほ〱と鳴る唐臼の音とは、やう變りたり、

白蠟蟲

〔重修本草綱目啓蒙 卵生蟲二十七〕蟲白蠟、イボタロウ、會津ロウ、

水蠟樹ニ生ズル蟲ノ巣ノ蠟ナリ、水蠟樹ハ俗名イボタ、コヾメバナ、阿州ウシタヽキ、土州ネズミノマクラ、雲州

蜚蠊

山野道旁ニ甚ダ多シ、樹高サ三四尺、稀ニ丈餘ナル者アリ、葉ハ長シテ兩頭圓ナリ、枝葉共ニ對生ス、五月枝端ゴトニ花ヲ開キ穗ヲナス、長サ二三寸、枝アリテ、小花簇リ生ズ、五瓣、女貞ノ花ニ異ラズ、後綠實ヲ結ブ、形圓長、熟シテ黑色、鼠糞ノ形ノ如シ、亦女貞實ニ似タリ、其山中ニ生ズル者ハ、樹皮ニ白粉厚ク擁ヒ、綿ノ如ク色白シ、遠ク望メバ雪ノ如シ、コレ蟲ノ巢ナリ、コレヲトスベリ、播州トバシリ、阿州ヤマオシロヒ備後ト云、コノ粉ヲ採リ、戶障子ノ走リ難ニ閾ニヌレバ、ヨクウゴク、故ニトスベリ、トバシリノ名アリ、又能疣ヲ治ス、故ニイボタト名ク、コノ粉ヲ採リ集メ、水ニテ煎ジ、布或ハ絹ニテ漉シ、冷水中ニ投ジテ蠟トス、色潔白ニシテ光リアリ、甚堅シ、擘キ破レバ、刷絲紋アリ、コレヲ蟲白蠟ト云、古ハ多ク舶來アレドモ、久シク渡ラズ、天明年中少シク渡ル、元來外家ニ用ユル蠟ハ、皆コノ物ナリ、然ルニ今ハ漆蠟ヲ用ヒテ膏藥ヲ製スルハ宜シカラズ、唐山ニテハ女貞樹ニ、コノ蟲ヲ養フ、故ニ一名蠟樹ト云、　本邦ニテモ國ニヨリ、自然ト女貞樹ニコノ蟲生ズルコトアリ、肥前大村、備前西大寺ニテコレヲモトスベリト云、又秦皮(トネリコ)樹ニモ生ズ、播州能州ニアリ、

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蜚蠊　本草云、蜚蠊、(非廉二音)一名蠦蜰、(音尾、和名豆乃無之、)

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕千金翼方、證類本草中品有蜚蠊、不載一名、證類本草引唐本注云、一名盧蜰、此所引卽是、爾雅、蜚蠦蜰、說文、蜚臭蟲、負蠜也、又云、蜰、盧蜰也、郭注爾雅、蜰、卽負盤臭蟲、下總本蠦作盧、伊勢廣本同、與證類本草、本草和名合、說文無蠦字、知从虫俗字、然伊呂波字類抄亦作蠦、爾雅廣韻並亦從虫、今不遽改、本草蜚蠊生晉陽川澤及人家屋間、陶云、形亦似䗪虫、而輕小能飛、本在草中、八月九月知寒、多入人家屋裏逃爾、有兩三種、以作廉薑氣者爲眞、郝懿行曰、此蟲氣如廉薑、故名飛廉、圓薄如盤、故名負盤、今俗人呼之殗般蟲、其大如錢、輕薄如葉、黃色解飛、其氣殠惡、春秋莊廿九年有蜚、漢書五行志、劉歆以爲負蠜也、性不食穀、食穀爲災、介蟲之孽、是說文從劉歆、以蜚爲負蠜、蠜盤

肆近邪疏作蠜、爲沙草蟲負蠜而誤、其蠜是也、又云、此蟲名蠜、舍人李巡皆云、蜚蠦一名蠦、非也、蘇引別錄云、形似蠶蛾、腹下赤、蜀本圖經云、多在林間、百千爲聚、李時珍曰、今人家壁間竈下極多、甚者聚至千百、身似蠶蛾、腹背俱赤、兩翅能飛、喜燈火光、其氣甚臭、其屎尤甚、小野氏可、可以充油蟲、然云在草中、在林樹間、云似蠶蛾、云如蟹如錢、云作廉薑氣、皆不似今之油蟲、○中略本草和名云、阿久多牟之、一名都乃牟之、按阿久多牟之、都乃牟之二名今不傳、未知果當蜚蠊否、

〔伊呂波字類抄〕津動物 蜚蠊ツノムシ 天牛 蠦蜰已上同 〔同〕安動物 蜚蠊アフラムシ 立秋アキムシ

〔和漢三才圖會〕五十三化生蟲 蜚蠊あぶらむし 石薑 盧蜰 茶婆蟲 滑蟲 香娘子 負盤 和名豆乃無之 俗云油蟲○中略

按蜚蠊多生古竈間、大五六分、有翅不能飛、但跂行也最速、赤褐而其氣也色也如油、故俗名油蟲、夜竄蜚出、甚者數百爲群、挾卵於尾行、喜哂飯、其所在遺黑屎、以汚物、與蠅同可惜者、或有純白者、共好著油紙、故用古傘候集於裏取棄也、易死易活、雖爛殺未損頭輙活、

〔新撰字鏡〕虫 蟪蛄上因計反、下古胡反、螻也、介互、 蚼徒高反、螻也、介互、 螻音候反、介互、

〔倭名類聚抄〕十九蟲豸 螻蛄 崔豹古今注云、螻蛄一名殼、音斛 方言云、螻蛞音活 一名碩鼠、和名介良、今按、碩鼠、宜作鼫鼠、有五能而不成伎術、其一曰、飛不能過屋、其二曰、緣不能窮木、其三曰、泅音由、又音游、浮行也、不能渡谷、其四曰、掘不能覆身、其五曰、走不能絶人、今按、一說云、能飛不能過屋、能啼不能雜聲、能泅不能渡瀆、能緣不能窮木、能耕不能掩身、喩人之短藝、見[illegible]切韻、

〔箋注倭名類聚抄〕八蟲名 證類本草下品作螻、千金翼方、爾雅夏小正並作螜、本草和名作螜、王燾實典作螜、○中略 但螜螜字書無載、皆俗字也、然螜字且說文所無、說文螜螻蛄也、則知螜俗螜字、○中略 新撰字鏡螻同訓、蟪蛄蚼亦同訓、按本草云、螻蛄一名蟪蛄、故訓蟪蛄爲介良、蚼蟧蟪蛄之一名、見方言、然是小蟬之蟪蛄、非螻蛄之蟪蛄、蟪蛄爲介良者蟪蛄之一名、不得訓蚼爲介良也、爾雅螜天螻、郭注螻蛄也、與本草合、說文螻螻蛄也、一曰螜天螻、段玉裁曰、依郭璞則此一曰猶一名耳、但恐郭注未穩、方

言螾蟥或謂之蝗螇、或謂之天螻、則非螻蛄也、埤雅引孫炎正義云、螌是雄者、喜鳴善飛、雌者腹大羽小、不能飛翔、食風與土也、本草圖經云、穴地糞壤中而生、夜則出求食、李時珍曰、喜就燈、郝懿行曰、螻蛄短翅不能遠飛、黃色四足、頭如狗頭、尤喜夜鳴、聲如蚯蚓、○中略 玉篇廣韻皆作螻、然諸本皆作螲、伊呂波字類抄亦同、按正字通載螲字云、螻字之譌、則螻或訛作螲也、○中略 又依原書及廣韻、室亦似螲字之誤、然螻既誤作螲、則源君或誤音室亦未可知、亦姑依舊、○中略 按說文云、鼫、五技鼠也、能飛不能過屋、能緣不能窮木、能游不能渡谷、能穴不能掩身、能走不能先人、周易晉卦正義引蔡邕勸學篇、鼫鼠五能不成一伎術、注與說文同、本草云、螻蛄一名碩鼠、廣雅云炙鼠螻蛄也、廣韻、石鼠、一名仙蛄、故古今注以五技為螻蛄、蔣魴切韻蓋依之、爾雅釋文云、鼫鼠、或云即螻蛄也、亦同、周易正義云、鼫鼠有五能而不成伎之蟲也、謂鼫鼠為蟲、亦似據崔說、然爾雅、鼫鼠載在釋獸鼠屬、孫炎舍人樊光、皆以為五技鼠、形如大鼠、頭似兎、尾有毛、青黃色、好在田中食粟豆、關西呼為𪕬鼠、見廣雅、音雀、毛詩魏風碩鼠篇正義引義疏云、今河東有大鼠、能人立、交前兩脚於頸上、跳舞善鳴、食人禾苗、人逐則走入樹空中、亦有五技、或謂之雀鼠、其形大、故序云、大鼠也、郭注云、是螻蛄之碩鼠、五技鼠之鼫鼠、其名同而實不同也、崔氏混為一誤也、

〔下學集 上氣形〕螻蛄（ケラ）

〔書言字考節用集 五氣形〕螻蛄（ケラ） 天螻、仙姑、碩鼠、並同、 土狗（同） 石鼠（同） 螜（同）出本草

〔物類稱呼 二動物〕螻蛄けら 京にて、おやうらいむしと云、荀子に、鼫鼠の五技を註して曰、○中略 是を鼫鼠才（ケラざい）と云て、實なき人のたとへ也、俗に石臼藝といふも同じ心か、又諺に、むしけらなどいふは、けらをのみいひし詞の事にはあらず、すべて虫類をいふなり、

〔和漢三才圖會 五十三化生蟲〕螻蛄 大螻 土狗 螜 仙姑 和名介良 又異名多○中略

按、螻蛄能治小鳥病、養鳥者、如有煩則取螻蛄為餌、即時活、有神効、諺謂、百舌鳥喜則螻蛄憤者是也、

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕螻蛄 ケラ和名鈔作州ニテ、ケラト呼モノハ別物ナリ、 コマムシ関東 ゴキアラヒムシ讃州 アマニヨカア琉球 ヲケラ越前中略 ○夏月土中四五分ノ下ニ穴居ス、長サ一寸半許、蚃螽ニ似テ、首圓長ナリ、全身黒褐色、雄ナルモノハ翅アリ、夜飛テ燈光ニ就ク、土中ニアル時ヨク鳴ク、雌ナル者ハ鳴カズ、翅甚ダ短ク、飛ブコトアタハズ冬月ハ皆深ク土中三四尺ノ下ニ入リ、泥中ニ蟄ス、

〔重修本草綱目啓蒙二十七湿生蟲〕石蠶 イサゴムシ古名 ゲナ草 キムシ タンコロボ和州 ガムシ津軽 ケラ紀州

流水中石上ノ蟲ナリ、背ニ小沙石ヲ綴リ負テ石ニ附タ、漁人取テ釣餌トス、其蟲ハ形小蠶ノ如ク淺黄色、長サ五六分、後羽化シテ飛去ル、紀州木ノ本ニテ、已ニ化シテ未ダ羽アラザル者ヲ、ミヅケラト云、羽ヲ生ジテ飛ブモノヲ、トビケラト云、一種粗砂ヲ負テ石ニ附ク者ハ、蟲ノ長サ一寸許、青黒色、後羽化シテカチツケトンボウトナルト云、

一種細砂ヲ綴リテ小窠ヲ爲シ、上ノ左右ニ粗砂各一塊ヲ綴リテ兩袖ノ如シ、下ノ左右ニモ各一塊ヲ綴リテ、米包ヲ並ブルガ如シ、頭ニ小砂一塊ヲ戴キテ石ニ附ク、其形世ニ祠ルトコロノ大黒天ノ狀ノ始シ、コレヲ大黒ムシト呼ビ、又イハムシ和州奈良ト云、長サ四五分、和州南都興福寺中小流ニアルモノ名產ナリ、諸州清流ニハ皆アリ、然レドモ巧拙アリテ、其勞憊タル者ハ少ナシ、長サ七八分ナル者モアリ、皆採テ水ヲ離レバ、内ノ蟲窠ヲ出デ、死ス、 一種羽州方言ゴミカヅキト呼者ハ、蟲ノ長サ一寸許、細砂ヲ以テ細筒ヲ爲シ、内ニ居ル、石ニ附カズ、兩頭一般ノ大サニシテ、一頭ヨリ足ヲ出シテ行ク、土人中ノ蟲ヲ取テ釣魚ノ餌トス、以上皆石蠶類也、又石部ニ石蠶アリ同名異物也、

附錄、雲師、 雨虎 雲師ハ詳ナラズ雨虎ハ薩州山中ニアメフラシト呼ブ者アリ雨中ニ出、形石

衣魚

決明ニ似テ瘦テ殼ナシ、

增、薩州會士考云、薩摩山中有蟲、方言阿女不良士、狀似海粉母、而其首如蛙、有肉角、全身黃褐色、大可五寸、天將雨則蠕蠕出於巖坎、蓋雨虎也、

按廣東新語作雨師、雲師又作雨師、如謂事物紺珠作雨虎、如蛹、

〔新撰字鏡 虫〕蟫（余針大南二反、平、志弥、）

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕衣魚　本草云、衣魚、一名白魚、蟫、（音淫、一音覃、和名之美、）爾雅注云、一名蛃魚、（上音丙、）衣書中自生虫也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕千金翼方、證類本草下品鱏作、蟫下總本廣本同、伊呂波字類抄亦從虫、按說文云、鱏魚名、又云、蟫白魚也、二字不同、從虫爲是、然本草和名引作鱏與此同、蓋是蟲名、衣魚名白魚、以其白而在衣中、尾似魚尾也、故俗字變虫從魚也、今不從改、○中略 按訓之美、依輔仁、新撰字鏡蟫同訓之美、又見源氏物語橋姬卷、或曰、之美、蟫字音之轉、○中略 郭注略同、而有少異、此或引舊注、本草衍義云、衣魚多在故書中、久不動、帛中或有之、不若故紙中多也、身有厚粉、手搐之則落、亦嚙毳衣、其形稍似魚、其尾又分二岐、

〔類聚名義抄 十虫〕蟫（シミ）

〔下學集 上氣形〕紙魚（シミ）　士魚（シミ）

〔重修本草綱目啓蒙 二十八化生蟲〕衣魚　シミ（和名鈔）○ハクムシ（佐渡）○ハクギヨ（雲州）○キラヽムシ（南部）○ノヲジ（能州）○中略

器物ノ中、或ハ書册ノ重リタル間ニ生ズ、大ナル者ハ長サ四五分、全身白ク光アリテ銀ノ如シ、尾ニ兩岐アリテ、魚尾ニ似タリ、一種陰濕ノ處或ハ壁間ニ住シ、光リアラザル者ヲ、ヒタセムシ（薩州）ト云フ、

〔今昔物語十四〕入道覺念持法花知前生語第十三

今昔、入道覺念、〈略〉〇中法花經ヲ受ケ習テ、訓ニシテ讀誦シケル、而ルニ經ノ中ニ、三行ノ文更ニ不被讀、〈略〉〇中覺念夢ニ氣高ク貴キ老僧來テ、覺念ニ告テ云ク、汝宿因ニ依テ、此ノ三行ノ文ヲ不讀誦ル也、汝ヂ前生ニ衣魚ノ身ヲ受テ、法花經ノ中ニ被卷籠テ、此ノ三行ノ文ヲ噉ミ失ヒタリキ、經ノ中ニアリシニヨッテ今人ノ身ト生レテ、出家入道シテ法花經ヲ讀誦ス、經ノ三行ノ文ヲ噉失ナヒタリシニ依テ、其ノ三行ノ文ヲ不讀誦也、

〔今物語〕安貞のころ、河内國に百姓有けるが、子に蓮花王といひけるわらはありけり、七なりける年死けるが、念佛申て西に向て、かたはらなる人に、我死たらば、七月〇月、一本作日といはんに、あけて見よと云て死にけり、其後人の夢に、必あけよといふとみて、あけてければ、舍利に成にけり、是を取て、人にをがませんとて、かりそめにちやうをして、入たりけるに、此帳をほどなく、むしのくひたりけるを見ければ、

歸命蓮花王　大聖觀自在　廣度衆生界　父母善知識とくひて、はての文字の所に、虫の死でありける、いとふしぎに、めでたき事也、

〔源氏物語四十四橋姫〕しみといふむしのすみかになりて、ふるめきたるかびくさゝながら、跡はきえずたゞいまかきたらんにも、たがはぬことのは共の、こまごまとさだかなるをみ給ふ、

〔拾遺愚草下〕しみ

おのづからうちおくふみの月日へてあくればしみのすみかとぞなる、

〔新撰字鏡虫〕蛃〈於指反、蛜也、〇於〇女虫〇〉　蟫〈於女虫〉

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕䗪虫　本草云、䗪虫、〈上音炙、䗪之䗪〉一名蛜蝛、〈伊威二音、和名於女無之〉

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕千金翼方、證類本草中品有䗪蟲、無蛜蝛之名、下品有鼠婦、云、一名蛜蝛、二物

不同、按本草和名、蟨蟲鼠婦、並訓於女牟之、蓋輔仁不能詳定、存疑於二物也、源君以其所訓同、合爲一、遂言本草云、蟨蟲一名蛜蝛、其實本草無有是文也、按廣雅云、負蠜蟠也、玉篇云、蟨鼠婦、負蠜也、負蠜卽負蟠鼠婦一名見本草、則又混蟨虫鼠婦爲一物、其誤與源君同、本草和名引蛜蝛作伊威、說文作蛜威、爾雅作蛜威、玉篇廣韻作蛜蝛、○中略按本草、蟨蟲、一名地鼈、一名土鼈、生河東川澤、及沙中人家牆壁下、土中濕處、陶云、形扁々如鼈、故名土鼈、而有甲不能飛、小者有臭氣、今人家亦有之、蘇云、此物好生鼠壤土中及屋壁下、狀似鼠婦、而大者寸餘、形小似鼈、無甲但有鱗也、此者無倭產、有淸商舶來者、說文有蟠訓蟲、與此異物、又爾雅、蟠、鼠負、郭注、瓮器底蟲、說文、蟠、鼠婦也、蛜、蛜威委黍、委黍、鼠婦也、本草鼠婦一名負蟠、一名蛜蝛、一名蜲蟠生魏郡平谷及人家地上、陶云、一名鼠負、言鼠多在坎中、背則負之、今作婦字、如似乖理、又一名鼠姑、蜀本圖經注云、爾雅云、蟠鼠婦、是也、多在甕器底及土坎中、常惹著鼠背、故名之也、俗亦謂之鼠粘、猶葈耳名羊負來也、是可以充於米牟之、京俗今猶呼於米牟之、江戸俗呼和良知牟之、或曰於也知牟之、新撰字鏡、蛜、蟒、並訓於女虫、蟒疑蟠字之訛、

〔重修本草綱目啓蒙二十八化生蟲〕蟨蟲　通名　一名蚌虎滑稽類書　壁蠹同上

蟨ノ字省テ蚚ニ作ル、正字通俗字ナリ、古ハ舶來ノ全蝎ノ中ニ混入セルモノアリ、今ハナシ、近年少別ニ來リシ殘物アリ、然レドモ皆碎折シ、全キ者ハ稀ナリ、全形ハ圓ニシテ微長ク、扁クシテ八分許、又小ナル者アリ、栗殼色ニシテ、背ニ甲ナク橫紋多シ、底ニ六足アリ、首足ノ形甚ダ飛蠊ニ似タリ、薩州ニハ四五分ノ長サナルモノアリ、今藥舖ニテ、和ノ蟨蟲ト呼ビ賣モノハ、飛蠊ノ翅ヲ去リタルモノアリ、又水蟲、ゴキアラヒムシ石州ヲ賣ルモノアリ、皆非ナリ、ゴキアラヒムシハ、飛蠊ヨリ微シ短ク、上ハ形狹ク、下ハ廣クシテ硬甲アリ、黑色微靑ニシテ、褐色ノフクリンアリ、池水或ハ流水ノ溜等ニ生ジ、豉蟲ト同ク、時々水底ヨリ浮出テ、水面ニメグル、一名ドンガメムシ播州スッポンムシ土州ゲンゴロ江戸ガマシ南部唐山ニテハ食用シ、淸商モ貯ヘ來ル、漢名龍蝨五雜組

ワレカラ

ト云、塵蟲ノ類ニ非ズ、用ベカラズ、又コノ一種ニ、甲黑シテ褐綠ナキモノアリ、コレモ源五郎江戸ト云、奥州涌谷ニテハ、二物通ジテ、ヲバトト云フ

〔栗氏蟲譜上〕ワ゜レ゜カ゜ラ゜尾州產、其地ノ方言也、是一種ノ水蟲ニシテ、海藻或ハ雜肴ノ中ニ交リ上モノナリ、一寸或ハ寸半許アリ、二寸ニ至ル者モマヽアリ、色青シ○中略ワレカラクワヌ上人モナシト云ルコト、能登國人ノ常諺ナル由、輪池先生○屋代弘賢別ニ詳說アリ見ベシ、紀伊國ニテ云、ワレカラ藻中ニ栖小貝ナリ、此モ一說ナリ、然レドモ藻ニスム蟲ノ說、穩當ナリト云ベシ、尾張人植松忠右衞門有信ナルモノ、屋代氏ヘ寫贈ノ處ノ者ナリト云フ○中略ワレカラ此物海中藻ニスム小蟲ナリ、形水虱ニ似タリ○中略佐州採藥錄ニアル圖ヲ以テ、コヽニ載出スルモノ也○中略貝原翁ノ說、小貝ニシテ蟲ニアラズトス○下略

〔閑田耕筆三〕われからといふもの、小きゑびのごとしと、袖中抄にも見ゆ、越前若狹丹後わたりの方言には、あ゜り゜か゜ら゜と云、尺なぎといふ物に似て、凡一寸計の赤きもの也、わかめの類の藻につけり、わかめ賣ル女どもに、ありから多く付たりと咎むれば、ありからくはぬ上人もなしと申すとこたふるよし、村井古巖かたれり、

〔伊勢物語下〕昔男人しれぬ物思ひけり、つれなき人のもとに、

戀わびぬあまのかるもにやどるてふわれから身をもくだきつる哉

〔古今和歌集戀十五〕題しらず　　曲侍藤原直子朝臣

蜑のかるもに住虫の我からとねをこそなかめ世をばうらみじ

〔拾遺和歌集戀十五〕小野宮おほいまうち君につかはしける　　閑院大君

君を猶うらみつるかなあまのかるもにすむ虫の名を忘つゝ

〔拾遺抄注戀下〕古今云○中略此歌ヲ爲ル本如此讀也、藻ニスム虫ヲバ、ワレカラト云也、ソレカラ！

蜈蚣

イフ名ヲワスレテ、猶人ノゾラキヲウラムトヨム也、ソノワレカラハ。チ。イ。サ。キ。鰕。也、然者カヒツ物ニテコソアルベケレド、モニスムムシトヨミタレバ、連歌ニハ虫ニ用也、⦿下略

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蜈蚣 兼名苑云、蜈蚣 呉公二音 一名蝍蛆 即利二音 一名百足 和名無加天○

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按說文無蜈蚣字、古作呉公、是蟲生大呉川谷、見名醫別錄、故名呉公、廣雅及宋元板爾雅 亦作呉公、不從虫、千金翼方、證類本草作蜈蚣、然本草和名作呉公、則從虫者恐非唐本草之舊也、古事記亦作呉公、其從虫與蚣蚡字混無別、又按爾雅云、蒺蔾蝍蛆、廣雅云、蝍蛆呉公也、兼名苑本於此、釋文云、本亦作蝍蛆、玉篇廣韻作蝍蛆、从虫皆俗字、兼名宛作聖者同音假借也、郭注爾雅云、似蝗大腹長角、能食蛇腦、郝曰、是必非蜈蚣矣、高誘淮南子注、以蝍蛆爲蟋蟀、但蟋蟀似蝗而小、亦非大腹、唐本草山東人呼蜘蛛、一名蝍蛆、亦能制蛇、但蜘蛛雖大腹而無長角、又不似蝗、此二物亦未聞能食蛇也、初學記引蔡邕短人賦云、蟄地蝗兮、蘆蝍蛆、以蝍蛆與蝗爲類、又以譬況短人、決非蜈蚣之比、今有一種蚝蜢蟲、大腹長角、色紫綠而形龕短、俚人呼之山草蠦、亦名蛆蛆、與蝍蛆聲近、蔡賦郭注疑俱指此物、而食蛇之說、又所未聞、淮南子說林篇注蝍蛆蟋蟀爾雅謂之蜻蛚、大腹也、上蛇、蛇不敢動、故曰殆於蝍蛆、然則蝍蛆似蜻蛚而大腹、高誘注所說與郭義正合、但未識是今何物耳、愚按、據爾雅蒺蔾蝍蛆、蝗類非蜈蚣、廣雅蝍蛆即蜈蚣、蓋同名異物也、玉篇以其名同誤混蝍蛆、蜈蚣爲一物、兼名苑襲之也、其實蝍蛆或謂之蝍蛆、不得謂蜈蚣、蜈蚣或謂之蝍蛆、不得謂蝍蛆也、又按、蜈蚣一名百足、病源候論、蜈蚣螫候云、此則百足蟲也、蜈蚣亦可謂百足、但未詳兼名苑所據也、事物異名亦以百足爲蜈蚣一名、埤雅云、蝍蛆今俗謂之百足、蜀本圖經云、生山南谷土石間、人家屋壁中亦有、形似馬陸、扁身黑、頭足赤者良、衍義云、蜈蚣背光黑綠色、足赤腹下黃、李時珍曰、節々有足、雙鬚岐尾、○中略 无加天見枕册子、

〔類聚名義抄 十虫〕蜈蚣 ムカデ

〔伊呂波字類抄 無動物〕蜈蚣ムカデ　蝍蛆　百足已上同

〔和漢三才圖會 五十四濕生蟲〕蜈蚣むかで　蝍蛆　天龍　和名無加天○中略

按本朝亦南方有大蜈蚣、一尺有餘者多矣、俗相傳曰、蜈蚣者毘沙門天之使也、不知其所由、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八下濕生蟲〕蜈蚣　○ハガチ上總○日本紀○ムカデ和名鈔○ムカゼ濃州○中略

事物異名ニハ馬足ヲ載セズ、故ニ百足百脚ノ名ヲ此ノ條ニ混入ス、誤レリ、蜈蚣ハ舊屋ニ多シ、春ヨリ出、冬ハ蟄シテ出ズ、背ハ色黑クシテ光アリ節々赤足アリテ相對ス、大和本草ニ手兩ニ向ヘリ、故ニムカデト名クト云事物紺珠ニ、四十足ト云フ、今試ニ然リ、俗ニ百足ノ字ヲ用ルハ非ナリ、○下略

〔古事記 上〕爾其大神○素戔嗚尊出見而、告此者謂之葦原色許男、卽喚入而、○中略亦來日夜者、入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、敎如先故平出之、

〔出雲風土記 島根郡〕蜈蚣島ムカデシマ、古老傳云、有蜛蝫島タコジマ、蜛蝫食來蜈蚣、止居此島、故云蜈蚣島、

〔異本枕草子〕やのいとふるくて、かはらぶきなればにやあらん、あつさのよにまらねば、みすのとによるも、ふしたるも、ふるき所なれば、むかでといふ物ひとちおちかゝり、○中略いとおそろしき、

〔羅山文集 三十七傳〕二荒山神傳

有一書、號緣起、曰、昔在宇中將好田獵、一旦忤上旨左遷、獨騎靑馬、携鷹狗、潛往奧州、娶富家朝日氏之女、六年生子、曰馬王、馬王幸妾生兒、貌陋醜似獼猴、故名曰猿麻呂、○中略皆死爲二荒神、山中有湖、近湖有沼、二荒神與上野國赤城神爭湖曰、此下野國也、赤城神曰、此上野國也、相戰不決、赤城乘勝、二荒神憂之、於之鹿島神誨之曰、猿麻呂孫也、善射、盍召而勠力、或時猿麻呂狩熱借山アツカシ、二荒神忽化鹿入熱借山、猿麻呂逐之、鹿走歸二荒山而不見、猿麻呂尋之、俄見一婦、呼猿麻呂曰、汝不知乎、妾是此山主也、汝是妾之孫也、誘汝至此者、欲使汝伐我寇、我寇赤城神、現蜈蚣貌、妾爲蛇蟒姿、以是爲證、汝獲克、則與此

山于汝、以爲遊獵之地、猿麻呂諾去、明日日中往觀湖西、有沼栢藤諸樹灌茂、有蜈蚣自西來、群蛇出鬪、相盤相咬、蜿蜒曼衍、蜈蚣勤繞纏蛇頸、屈蟠匍匐、彌山塡谷、不知其幾百千也、猿麻呂未知赤城神爲何也、於是一巨蜈蚣左右生角、與大蛇急接、猿麻呂以爲赤城神是也、而發矢中左目、蜈蚣被疵奔、蛇欲追北、猿麻呂諫而止焉、猿麻呂獨逐而行、踰渦下過小山頂、到上毛國利根川而還、其戰場血流水赤、故曰赤沼、其山草木皆染血、故曰赤木山、今云赤城山、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

此鐘ト申ハ、昔龍宮城ヨリ傳リタル鐘也、其故ハ承平ノ比、俵藤太秀鄕ト云者有ケリ、或時此秀鄕只一人、勢多ノ橋ヲ渡ケルニ、長二十丈許ナル大蛇、橋ノ上ニ橫テ伏タリ、兩ノ眼ハ耀テ、天ニ二ノ日ヲ掛タルガ如、雙ベル角尖ニシテ、冬枯ノ森ノ稍ニ不異、鐵ノ牙上下ニ生チガフテ、紅ノ舌炎ヲ吐カト怪マル、若シ尋常ノ人是ヲ見バ、目モクレ魂消テ、則地ニモ倒ツベシ、サレドモ秀鄕天下第一ノ大剛ノ者也ケレバ、更ニ一念モ不動ゼシテ、彼大蛇ノ背ノ上ヲ荒カニ蹈テ、閑ニ上ヲゾ越タリケル、然レ共大蛇モ敢テ不驚、秀鄕モ後ロヲ不顧シテ、遙ニ行隔タリケル處ニ、怪ゲナル小男一人忽然トシテ、秀鄕ガ前ニ來テ云ケルハ、我此橋ノ下ニ住事已ニ二千餘年也、貴賤往來ノ人ヲ量リ見ルニ、今御邊程ニ剛ナル人未見、我ニ年來地ヲ爭フ敵有テ、動バ彼ガ爲ニ被惱、可然ハ御邊我ガ敵ヲ討テタビ候ヘト、懇ニコソ語ヒケレ、秀鄕一義モ不謂子細有マジト領狀シテ、則此男ヲ前ニ立テ、又勢多ノ方ヘゾ歸ケル、二人共ニ湖水ノ波ヲ分テ、水中ニ入事五十餘町有テ、一ノ樓門アリ、開テ内ヘ入ルニ、瑠璃ノ沙厚ク、玉ノ甃暖ニシテ、落花自繽紛タリ、朱樓紫殿玉欄干、金ヲ鐺ニシ銀ヲ柱トセリ、其壯觀奇麗未曾テ目ニモ不見、耳ニモ聞ザリシ所也、此怪シゲナリツル男、先内ヘ入テ、須臾ノ間ニ衣冠ヲ正シクシテ、秀鄕ヲ客位ニ請ズ、左右侍衞官前後花ノ粧、善盡シ美盡セリ、酒宴數刻ニ及テ、夜既ニ深ケレバ、敵ノ可寄程ニ成ヌト、周章騷グ、秀鄕ハ一生涯ガ間、身ヲ放タ

デ持タリケル、五人張ニセキ弦懸テ噛ヒ濕シ、三年竹ノ節近ナルヲ、十五束三伏ニ拵ヘテ、鏃ノ中子ヲ筈本迄、打ドホシニシタル矢、只三筋ヲ手挾ミテ、今ヤ〳〵トゾ待タリケル、夜半過ル程ニ、雨風一通リ過テ、電火ノ激スル事隙ナシ、暫有テ比良ノ高峯ノ方ヨリ、燒松二三千ガホド二行ニ燃テ、中ニ島ノ如ナル物、此龍宮城ヲ指テゾ近付ケル、事ノ體ヲ能々見ニ、二行ニトボセル燒松ハ、皆己ガ左右ノ手ニトモシタリト見エタリ、アハレ是ハ百足蚿ノ化タルヨト心得テ、矢頃近ク成ケレバ、件ノ五人張ニ十五束三伏、忘ルヽ計引シボリテ、眉間ノ眞中ヲゾ射タリケル、其手答鐵ヲ射ル樣ニ聞ヘテ、筈ヲ返シテゾ不立ケル、秀鄕一ノ矢ヲ射損テ、不安思ヒケレバ、二ノ矢ヲ番テ、一分モ不違態、前ノ矢所ヲゾ射タリケル、此矢モ又前ノ如クニ躍リ返テ、是モ身ニ不立ケリ、秀鄕二ツノ矢ヲバ皆射損ジツ、憑所ハ矢一筋也、如何セント思ヒケルガ、屹ト案ジ出シタル事有テ、此度射シトシケル矢サキニ、唾ヲ吐懸テ、又同矢所ヲゾ射タリケル、此矢ニ毒ヲ塗タル故ニヤ依ケン、又同矢所ヲ三度迄射タル故ニヤ依ケン、此矢眉間ノタヾ中ヲ徹リテ、喉ノ下迄羽ブクラ責テゾ立タリケル、二三千見ヘツル燒松モ光忽ニ消テ、島ノ如ニ有ツル物、倒ルヽ音大地ヲ響カセリ、立寄テ是ヲ見ルニ果シテ百足ノ蚿也、龍神ハ是ヲ悅テ、秀鄕ヲ樣々ニモテナシケルニ、太刀一振、卷絹一、鎧一領、頸結タル俵一、赤銅ノ撞鐘一ツヲ與テ、御邊ノ門葉ニ、必將軍ニナル人多カルベシトゾ示シケル、秀鄕都ニ歸テ後此絹ヲ切テツカフニ更ニ盡事ナシ、俵ハ中ナル納物ヲ、取レドモ〳〵盡ザリケル間、財寶倉ニ滿テ、衣裳身ニ餘レリ、故ニ其名ヲ俵藤太トハ云ケル也、是ハ產業ノ財ラナレバトテ、是ヲ倉廩ニ收ム、鐘ハ梵砌ノ事ナレバトテ、三井寺ヘ是ヲタテマツル、

○按ズルニ、今昔物語ニモ蜈蚣ト蛇ト爭鬪ノ事アリ、蛇條ヲ參看スベシ、

〔均光卿記〕天明六年六月廿四日、北野社松樹大木自根銅色蜈蚣出、凡八尺許也、

〔沙石集五上〕學生之蟻蟎之問答事

馬陸

百足ト山神ト蛇ト知音ニテ、山中ニスミケルガ、百足、山神ニイハク、ワレハ百足アレドモアマリトモ覺エズ、ナムヂ足一ニテハ、イカデカタヤスクアルカン、九十九ノアシヲツクベシトイフ、一足ガイハク、ワレハアシ一ニテヲドリアリクニ不足ナシ、ナムヂガ九十九ノ足キリテステヨトイフ、蛇ノイハク、ワレハ一モナク、百モナケレドモ、腹ヲモツテ、アリクニ事カケズ、百モ一モステヨトイフ、コノ事ヲ思ニゲニモシカルヲヤ、

〔新撰字鏡 虫〕蛧 阿〇万〇比〇古〇

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕馬陸　本草云、馬陸、一名百足、和名阿末比古

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲豸〕千金翼方、證類本草下品同、説文、蠲、馬蠲也、引明堂月令曰、腐艸爲蠲、呂覽季夏紀作腐草化爲蚈、高誘注、蚈馬蚿也、蚈讀如蹊徑之蹊、淮南子時則篇注云、蚈馬蠸也、爾雅、蛝馬蝬、郭注、馬蠲、蚐蚿、蚈蠸、蛝蚐、皆俗蠲字、後世借蠲爲除潔字、故製是等字也、太平御覽引吳普本草云、一名馬軸、方言馬蚿、其大者謂之馬蚰、郭注爾雅云、俗呼馬蝬、蚰蝬亦俗軸字、馬軸馬陸一聲之轉也、段玉裁曰、高誘注淮南子、蚈、一曰熒火、乃備異説、鄭注月令腐艸爲熒曰、熒飛蟲熒火也、蓋非古文古説、〇中略阿末比古依輔仁、新撰字鏡蛧同訓、蓋此虫以雨後出、故名、蛧又見堤中納言物語、此名今不傳、按陶云、今有一細黄虫、狀如蜈蚣而甚長、俗名土虫、雞食之、醉悶亦至死、此虫足甚多、寸々斷、便寸行、蘇云、此虫大如細筆管、長三四寸、斑色、一如蚰蜒、襄陽人名爲馬蚿、亦呼馬軸、亦名刀環虫、以其死側臥狀如刀環也、本草衍義云、馬陸即今百節蟲也、身如槎節、節有細蹙紋起、紫黑色光潤、百足、長二三寸、尤者麁如小指、李時珍曰、形大如蚯蚓、紫黑色、其足比々至百、而皮極硬、節々有横文、如金線、首尾一般大、觸之即側臥局縮如環、不必死也、今京俗呼圓座蟲、關東俗呼也須傳也、

〔和漢三才圖會 五十四 濕生蟲〕百足　千足　白節　馬陸　馬蚿　馬蠸　馬蠲　馬蝬　馬軸　飛蚿　刀環蟲〇中略

蜘蛛名稱

ゲヂ〳〵

按百足(和名阿末比古)形似織機、故俗呼曰機蟲、(平○左○無之○)黄色、大一二寸者多矣、俗以百足訓蜈蚣者非也、

〔重修本草綱目啓蒙〕(二十八下濕生蟲)馬陸　アマヒコ(和名鈔)　エンザムシ(京)　ミ○ヅ○ム○シ○(勢州山田)　ク○サ○ム○シ○　(大和本草)ワサムシ(勢州龜山、南部、防州、雲州、)　ヤ○ス○ジ○(水戸)　ヤ○ス○デ○(同上関東)　ゼ○ニ○ム○シ○(讃州)　タ○イ○コ○ム○シ○　カ○ヤ○ム○シ○(讃州)　ダ○イ○ロ○ウ○(豊前肥前)　ワ○ム○シ○(備前)　一名蚿(爾雅)　馬蚿(爾雅注)　馬蠲(同上)　馬蚰(爾雅)

䟽　商距(通雅)　秦渠　馮功(上共同)　錢龍(通雅志)

夏月水濕ノ處ニ多シ、盟盆ノ邊殊ニ多シ、長サ八九分、徑一分許、背ハ紫黒色、節多クシテ蜈蚣ノ形ニ似タリ、足ハ蜈蚣ヨリ數多クシテ淺褐色、腹モ同色ナリ、江戸ノ產ハ形稍長大ニシテ、節ゴトニ赤黒相間レリ、皆甚ダ臭氣アリ、若ソノ身ニ觸ル丶時ハ、首ヲ内ニシテ卷曲シテ錢ノ如シ、

〔和漢三才圖會〕(五十四濕生蟲)蚰蜒　入耳　蚨虷　蛁蟯　蚰蜒　蚿蚢　介和介和

按蚰蜒有毒、如舐頭髮則毛脫、昔以梶原景時比蚰蜒、言動則入讒於耳爲害也、

〔嬉遊笑覽〕(一下容儀)今俗に身のうちをけじ〳〵に舐はれたる處の毛ははげておひずといふ、或云、此俗說は下食(クジキヤシ)時を誤りたる也、下食時とけ玄〳〵と聲近きをもて云、是玄かるべからず、けじ〳〵は本草山蛩蟲の附錄なる蚰蜒なり此蟲人の耳に入る事あれば、一名入耳ともいへり、但し、その這たる跡、毛のはぐるよしは見えざれども、こ丶には昔よりいひ傳へたり、實に此蟲の這たる處、膸て瘡となることあり處筑波集けぢ〳〵にどこねぶられてよめがはげ、又紅梅千句に、守宮の玄るしはげたるぞうき(季吟)、けぢ〳〵が留主する部やに這廻り(長頭丸)とあるにても玄るべし、これら皆けぢの假名を用ひたり、これも下食より云名ならばけしのかななり

〔新撰字鏡〕(虫)蟧(豆汲反、久母、)　蜘蛛(久毛)　蟰蛸(二字足○高○久○毛○)

〔倭名類聚抄〕(十九蟲豸)蜘蛛　本草云、蜘蛛(知誅二音)一名蝃蝥、(拙牟二音、和名久毛、)兼名苑云、䵹鼄(今案鄙、蜘蛛二字也)一名蝥聚、(蠹余)

二音

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕千金翼方證類本草下品有蜘蛛、不載一名、證類本草引陶隱居云、今此用懸網狀如魚罾者、亦名蝃蝥、則知此所引陶注文、蟕字諸書無載、集韻蝃蝥蟲名、卽是字、從無似是、然本草和名亦作蟕、或是俗字、今不徑改、說文鼅鼄、作罔蛛蟊也、爾雅次蟗鼅鼄郭注云、今江東呼蝃蝥、按次蟗、鼅鼄假借字、蝃蝥、蝃蝥皆鼅鼄俗字、又按蝥食艸根蟊字、或文以爲蟊字者、蓋誤、抽牟二音與仁諝音合、〇中略 訓久毛、依輔仁、新撰字鏡、蜘蛛鼅鼄鼅鼄同、蟕蠕蟕亦皆同訓、按區茂見允恭紀衣通姫歌、〇中略 按說鼅文鼄蟊也方言云、鼅鼄北燕朝鮮洌水之間、謂之蝳蜍、衆名苑蓋本於此、郝懿行曰、蜘蛛蝪蝓蝳蜍聲相近、本草和名余作途、按音余、與廣韻合、方言注亦云、音毒餘、作途非是、

〔類聚名義抄 十虫〕蜘蛛クモ

〔下學集 上氣形〕蜘蛛チウチウ クモ 日本俗、云ササカニ、之義〇〇蠶也、

〔和漢三才圖會 五十二卵生蟲〕蜘蛛 くも 知誅 鼅鼄 次蟗 蝪蝓 蝃蝥 蝳蜍 知名久毛 〇中略

按蜘蛛二手六脚、尻圓大而出絲、其絲能黏著人物、而夏秋布網於空虛、經緯匠匠、實如用規矩者、毎居正中、或寬檐間、有諸蟲罣之者、則走出捕之、若可敵于己者、則遠以絲繞其周匝、使蟲不能動搖、竟推丸之捕入檐間、恣食之、蜘蛛之名義相合焉、如塵芥罣之、則以手悉振拔之、天將風則預知之、吞絲收網、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕蜘蛛 クモ和名鈔 サヽガニ古歌 〇クボ〇能中 〇コブ〇雲州 〇イシコブ〇同上 〇マルグモ〇 〇オホハラグモ〇 〇ダンゴグモ〇江州 〇オニグモ〇石州

クモノ類ハ甚ダ多シ、ソノ藥用ノ蜘蛛ハ夏ノ初ヨリ秋ノ末マデ日々薄暮ヨリ出テ、簷下ニ圓形ノ巣ヲ掛テ、夜中蚊ヲ取リ食ヒ、朝ニ至レバ巣ヲ收メ食ヒテ、屋下板隙ニ隱ル、ソノ形腹大ニシテ圓ク、黑色ニシテ微褐ヲ帶ブ、年ヲ經ルモノハ漸ク形大ナリ、正字通ニ布網如罾絲右繞處其中、飛蟲觸網者、輒縛食之、春得暖風吐遊絲遠颺有長數丈者ト云フ、 〇クモノス〇ヲ絲集解 又網附方 膜同上トモ云、和方ニクモノキト云フ、讃州、阿州、防州、備後、筑後、南部ニモ此名ヲ呼ブ、 〇クモノギ〇雲州 若州 〇クモノエ〇備前 〇クモノエ〇

バ。リ。勢州、尾州、播州、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蟏。蛸。　爾雅注云、蟏蛸二音蕭一名蟢子、上音喜、和名阿之太加乃久毛、小蜘蛛之長脚者也、

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕本草和名蟏蛸在蜘蛛條、別無和名、新撰字鏡、蟏蛸足高久毛、按阿之太加久毛見源重之集歌小序、○中略　爾雅蟏蛸長踦、郭注云、小鼅鼄長脚者、俗呼爲喜子、所引與郭略同、而字句有異、蓋舊注也、蟢蓋喜俗字、說文蟏蛸長股者、陸機疏云、亦如蜘蛛、爲羅網居之、郝曰氏、此蟲作網、但有縱理、而無橫文、如絡絲之狀、陶注本草、蜘蛛赤斑者、名絡新婦、疑此是也、但所見皆黃色、無赤斑者、其腹蜍甚瘦小、

〔類聚名義抄 蟲十〕蟏蛸 アシタカノクモ　蟢子 同上

〔和漢三才圖會 卵生蟲五十二〕蟏蛸 あしたかくも 喜子　蟢　長踦　和名阿之太加久毛　○中略　按蟏蛸、其大不過四五分、瘦細脚長靑色、而多在萵チサ苣葉、有毒、相傳云無、故蟢子舞降、以爲喜瑞也、西京雜記曰、乾鵲噪而行人至、蜘蛛集而百事喜者是乎、

〔重修本草綱目啓蒙 卵生蟲二十七〕蜘蛛　○中略　蟏。蛸。長踦ハアシタカノクモ、○和名鈔　アシナガグモ、一名長蚑正字通　人家地板ユカノ下、或ハ箱宮中ニ住ム、形小ニシテ長ク、足至テ細ク、絲ノ如ニシテ長シ、全身淡白色、又一種山中ニ、身ハ小豆ノ大サシテ脚甚ダ長ク、四寸許全身淡黃黑色ニシテ、脚ノ節白キアリ、此蛛一目ニシテ絲ナシ、地上ヲ行クコト、瞽者ノ杖ニテサグリ行ク狀ニ似タリ、故ニ俗ニザトウグモト呼ブ、○中略　又一種サガリグモハ、地板下、或ハ僻隅棚下ニ於テ巢ヲ爲ス、卑キモノハ、上ハ板下ニ粘シ下ハ土沙ニ粘シテ絲ヲ營コト密ナリ、○中略　ソノ蛛ハ腹大ニシテ形圓ク、脚ハ蜘蛛ヨリ長ク、長踦ヨリ短シ、黑褐色ニシテ小白斑アリ、多ハ隅隙ニ蟄ス、春暖ニナレバ出テ長ク絲ヲ引テ下垂ス、故ニサガリグモト呼ブ、是事物紺珠ニ、喜母小於長踦、集而百事喜、著人衣、當有親客至、又名親客ト云モノ是ナリ、一名喜蛛播州



蠅虎

府志喜子（三才圖會）大身有刺毛生者ハ事物紺珠ニ、刺毛蜘蛛ト云、一名壁蟢（因樹屋書影）俗名オホグモ、八方グモ、大坂ヤツデコブ（薩州）形壁錢（ヒラタグモ）ニ似テ扁ナラズシテ甚大ナリ、脚長サ二寸許、粗ニシテ白斑及刺毛アリ、晝ハ陰闇ノ處ニ伏シ、夜ハ出テ行ク、聲アリテ蟹ノ行ガ如シ、〇中略又一種ミヤマグモ（雍州）トモ呼アリ、一名四方グモ、ヤマコブ（薩州）ヒトモシ（江州）ツリガネグモ（同上）山中樹枝ノ間ニ圓ナル網ヲ張ルコト、尋常ノ蜘蛛網ノ形ニ異ナラズ、

〔江家次第（八七月）〕七日乞巧奠事

西北机〇中略置楸葉一枚、插金針七、銀針七、件針別有七孔、以五色絲縒合貫之、裏書曰、七孔針荊楚歲時記曰、〇中略設瓜菓於庭中以乞巧、有蟢子網於瓜菓上、則以爲得巧、

〔四季物語（七）〕七夕の御祭は、させる事なからねども、〇中略姫蜘蛛とて、さゝやかなりし物、その机物あるは願の糸に、いをひきぬるを圖として、私の願かなへりとすることとなるべし、

〔倭名類聚抄（十九蟲豸）〕蠅虎　兼名苑注云、蠅虎（和名波倍度里）此虫似蜘蛛、恒捕蠅爲粮者也、崔豹古今注云、蠅虎蠅狐也、一名蠅蝗、一名蠅豹子、

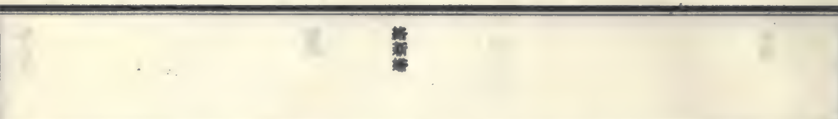
〔箋注倭名類聚抄（八蟲豸）〕按古今注云、蠅虎形似蜘蛛、而色灰白、善捕蠅、兼名苑注蓋本於此、〇中略原書魚蟲條、蠅蝨作蠅狐、按蝨蓋俗狐字、崔豹以下二十字、舊及伊勢本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、

〔下學集（上氣形）〕蠅虎（ハイトリグモ）（ヨリヲ）

〔和漢三才圖會（五十二卵生蟲）〕蠅虎（はへとりぐも）　蠅豹子　蠅蝗　和名波倍度里〇中略

按蠅虎、其大三四分、常在壁上、而不能布網、構窠於壁隅、開一門出入、捕蠅也、甚捷而色灰斑似徂虎象、之名、蠅如逢之、則不通其害、如禾苗之蝗、故名蠅蝗矣、

〔重修本草綱目啓蒙（二十七卵生蟲）〕蠅〇中略集解、蠅虎、ハイトリグモ、トラ（若州）〇中略大小數品アリ、ソノ色ハ住トコロニ從ヒテ一ナラズ、壁



絡新婦

ニ在ルモノハ白色、或ハ灰色ニシテ、黒色ノ間道アリ、梁柱戸扉等ニ在ルモノハ褐色ニシテ微黒、草上ニ在ルモノハ綠色、俱ニ能跳テ蠅ヲ捕食フ、

〔閑窻自語〕土御門故從二位泰邦卿かたられけるは、享保のはじめ、世に蠅とりぐもとかやいふ虫をもてあそぶ事あり、風流なるちいさき筒に入れて、蠅のいる所へとばせてとらしむ、一尺二尺など遠くとぶをもて最上とす、よくとぶ蜘は、あまたのこがねにかへてあらそひもとめ、蜘合をして博奕に及ぶのあいだ、武家より制してやめしむとぞ、世にめづらしきもてあそびもありけるなり、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕一代男、四東國浪人のことをいふ處に、今江戸にはやるとて、蠅とり蛛を仕入とあり、これは先年にはやりし事ありき、はい取蛛は、本草に蠅虎と云り、大小數品ありて、其居る處に從て、色もさま〳〵なり、草に住ものは綠色なり、いづれも跳りて蠅を取食ふ、

〔和漢三才圖會五十二卵生蟲〕絡新婦(ぢよらうくも)　斑蜘蛛　俗云女郎蜘蛛(略)○中

按絡新婦、俗稱女郎蜘蛛者是也、黃黑綠赤斑美而却醜、其毒最甚故也、形長於蜘蛛、細腰尖尻、手足長而黑、其絲黏也如黐、而帶黃色、布網于樹枝及家檐、人捕打之、則性脆潰而出血死、其他蜘蛛乃無血、其尻尖雨處、隨動搖光閃閃、然不如螢火每夜鮮明也、老者能生火、闇夜或微雨中遇見之大可小碗圓而帶微青色、其行也徐不至遠、其高也亦不過於家檐、蓋鵂鶹之火、乃遲速高卑不定焉、鳥與蟲之異以然矣、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蜘蛛(略)○中

集解、絡新婦ハ、ジヨロウグモ京(略)○中　チラグモ和州　ハタヲリグモ豫州　コガネグモ琉球　此蛛ハ身瘠長ク一寸許、黃色ニシテ黒青赤斑アリテ美ハシ、足ニモ黒黃斑アリ、庭樹ノ間ニ巣ヲ張リ、晝夜蟲ヲ取リ食フ、其絲黃色ニシテ甚ツヨシ、

草蜘蛛

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕草蜘蛛

本綱、草蜘蛛在孔穴中及草木稠密處、作網如蠶絲爲幕、就中開一門出入、形微似蜘蛛而斑小也、最毒、能螫斷牛尾、有人遺尿、絲纏其陰至斷爛也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕草蜘蛛　サヽグモ　クサグモ　ハシリグモ 江戸

草木枝葉ノ間ニ、棚ノ如キ平網ヲ張ル、日ヲ累テ漸ク厚ク大ニス、横目上殊ニ多シ、一隅ニ穴アリテ、ソノ中ニ隱レ、蟲ノ來リテ網ニ觸ルヽヲ待ツ、ソノ蛛腹微長ク、二ノ短尾アリ、一種人家僻隅及庭除ノ土石間ニ、同形ノ網ヲ張ルモノアリ、タナグモ 諸國 ト云、是土蜘蛛ナリ、

螲蟷

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕螲蟷　蛈蝪　蛈母　土蜘蛛　顚當蟲　豆知久毛

本綱、螲蟷形似蜘蛛、土中布網、其窠深如蚓穴、網絲其中、土蓋與地平、大如楡莢、常仰捍其蓋、伺蠅蠖過輙翻蓋捕之、纔入復閉、與地一色無隙、可尋而蜂復食之、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕蜘蛛 中略 ○

螲蟷　ヂグモ 尾州　エグモ 同上　ツチグモ 備後讚州　ゲンジグモ 勢州　サムラヒグモ 同上　ハラキリグモ 南部 中略 ○

此蛛ハ墻陰或ハ樹木ノ根ニ細長ク管ノ如クナル巢ヲ成シ、下ニ底アリテ袋ノ如シ、ソノ半ハ地中ニ入ルコト三五寸、袋ノ内ニ一ノ蛛アリ、中略 ○ 袋ノ土上ニ出タル處ヨリ、微シク紐メ、徐ニ引出セバ、全袋ヲ得ベシ、蛛袋底ニ住スル故、急ニ直ニ引トキハ、袋破レ斷テ、蛛土内ニ殘ルソノ蛛ハ蜘蛛ニ比スレバ、頭大ニ體瘠テ赤黑色、足ニ爪アリ、竹木ヲ以テ仰ケテ披セバ、足ヲ動カシ、誤テソノ身ヲ傷ル、故ニハラキリグモノ名アリ、

壁錢

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕壁錢　壁鏡　比良太久毛

本綱、似蜘蛛、形扁斑色、八足長、作白幕如錢、貼墻壁間、亦時蛻殼、其膜色光白如繭、咬人有毒至死、惟以

桑柴灰煎取汁、調白礬末傳之妙、

此竄止金瘡諸瘡出血不止、及瘡口不斂者、頻貼之、

按此竄、幕圓白、而恰似灸蓋紙、輙貼灸瘡不愈者良、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生〕蜘蛛〇中略

壁錢　〇ヒラタグモ京　〇ヒラグモ筑前　〇ヤツアシグモ土州〇中略

全身篇薄ニシテ、左右ニ八足平ダ(ヒロ)ス、大サ一寸許、淡黑褐色、晝ハ柱ノ裂タル中、或ハ物ノ重リタル間ニ隱レ居リ、夜ハ壁上ニ出テ蟲ヲ取ル、雌ナル者ハ、錢ノ大サナル巢ヲツクリ、ソノ上ニ居ル、巢ハ色白ク紙ノ如シ、二重ニシテ、中ニ卵ヲ挾ム、此巢ヲ採テ藥用トス、

〔日本書紀十三允恭〕八年二月、幸于藤原、密察衣通姬之消息、是夕衣通郎姬戀天皇而獨居、其不知天皇之臨而歌曰、和餓勢故餓、句倍枳擧臂奈利、佐瑳餓泥能、區茂能於虚奈比、虚豫比辭流辭毛、天皇聆是歌、則有感情、而歌之曰、佐瑳羅餓多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝、阿麻哆絆泥受迹、多儴比等用能未、

(ワガセコガ、クベキヨヒナリ、サヽガニノ、クモノオコナヒ、コヨヒシルシモ)
(サヽラガタ、ニシキノヒモヲ、トキサケテ、アマタハネズト、タヾヒトヨノミ)

〔江談抄三雜事〕吉備入唐間事

吉備大臣入唐習道之間〇中略於帝王間、令讀其文〇按其文試眞備之才之文也吉備目暗而見此書、字不見向本朝方、暫祈申本朝佛神、神者住吉大明神、佛者長谷寺觀音也、目頗明而文字許見爾、無可讀連樣、蛛一俄落來于文字上、天イヲヒキツヾクルヲミテ讀了、仍帝王幷作者彌大驚、

〔今昔物語二十九〕蜂擬報蜘蛛怨語第卅七

今昔、法成寺ノ阿彌陀堂ノ檐ニ、蜘蛛ノ網ヲ造タリケリ、其ノ□□長ク引テ、東ノ池ニ有ル蓮ノ葉ニ通ジタリケリ、〇中略大キナル蜂一ツ飛來テ、其ノ網ノ邊リヲ渡リケルニ、其網ニ懸リニケリ、其ノ時ニ何コヨリカ出來ケム、蜘蛛□〇□恐ラク檐字歟ニ傳ヒテ、急ギ出來テ、此蜂ヲ只卷ニ卷ケレバ、蜂被卷テ、可逃キ樣モ无クテ有ケル、其御堂ノ預也ケル法師〇中略木ヲ以テ蜂ヲ抑ヘテ、□□ヲ搔去タリ

ケル時ニ、蜂飛テ去ニケリ、其後一兩日ヲ經テ大キナル蜂一ツ飛來テ、御堂ノ檐ニフメキ行ク、其
レニ次ギテ、何コヨリ來ルトモ不見エデ、同程ナル蜂二三百計飛來ヌ、其蜘蛛ノ網造タル邊ニ皆
飛付テ、檐垂木ノ迫ナドヲ求ケルニ其ノ時ニ蜘蛛不見ザリケリ、蜂暫ク有テ其ノ引タル糸ヲ尋
テ、東ノ池ニ行テ、其ノ□□ヲ引タル蓮ノ葉ノ上ニ付テ、フメキ喤ケルニ、蜘蛛其レニモ不見エザ
リケレバ、半時計有テ、蜂皆飛去テ失ニケリ、〇中略蜂共飛去テ後ニ、法師其ノ網ノ邊ニ行テ檐ヲ見
ルニ、蜘蛛更ニ不見エザリケレバ、池ニ行テ、其ノ引タル蓮ノ葉ヲ見ケレバ、其蓮ノ葉ヲコソ、針ヲ
以テ差タル樣ニ、隙モ无ク差タリケレバ、然テ蜘蛛ハ其ノ蓮ノ葉ノ下ニ、蓮ノ葉ノ裏ニモ不付テ、
□□ニ付テ不被螫マジキ程ニ、水際ニ下テコソ有ケレ、蓮ノ葉裏返テ垂敷キ、異草共ナド池ニ滋
タレバ、蜘蛛其ノ中ニ隱レテ蜂ハ否不見付ザリケルニコソ、〇中略蜘蛛ノ、蜂我レヲ罰ニ來ラムズ
ラムト心得テ、然テ許コソ命ハ助ラメト思得テ、破无クシテ、此ヲ隱レテ命ヲ存スル事ハ難有シ、
然レバ蜂ニハ蜘蛛、遙ニ増タリ、預ノ法師ノ正シク語リ傳ヘタルトヤ、

〔牛馬問二〕東武深川に、本誓寺といふ寺有、〇中略池上の樹間に、大なる蜘蛛の、いとはかなくもか
け渡る有樣に、浮世を觀じながめたるに、一ツの蜂飛過る、あやまつて蜘蛛の家にかゝる、蜂は
羽うつて逃んとし、くもは糸をちらして繋んとす、暫く挑闘ひしが、竟に蜂はにげ去ぬ、蜘蛛は
破たる家を捨て直に池中に下り、荷葉に落て、其荷葉を廻る事、幾度といふ事をしらず、見るう
ちかの荷葉次等々々にしぼみよりて、其かたち括嚢のごとし、くもは其うちに入て、見る事な
し、其間に數万の蜂むれ來る事、霧の降るに似たり、〇中略蜂池上にみちて、色目を不分、暫く有て
いづちともなく散失ぬ和尚又庭中に出て見るに、右括嚢の如くなる荷葉、蜂螫てそのあと、生
絹の如し、斯あるうへは、此郭に僊るとも、此くもの命たすかるべきにあらずとおもひ、彼嚢の
ごとくなる荷葉を穿て見れば、蜘蛛は糸を下し、其身空中に懸り居たれば、何の恙もなくてあ

りし、恐しの蜘のふるまひかなと、和尚の物語しといへり、

〔太平記劍卷〕夏ノコロ、頼光源〇瘧病ヲ仕出シ、如何ニ落セドモ不落、後ニハ毎日ニ發(ヲコリ)ケリ、發リヌレバ頭ヘ痛ク、身ホトヲリ、天ニモ著ズ、地ニモツカズ、中ニウカレテ被惱ケリ、加樣ニ逼迫スル事、三十餘日ニゾ及ケル、或時又大事ニ發リテ、少シ減ニ付テ、醒方ニ成ケレバ、四天王ノ者共看病シケルモ、皆閑所ニ入テ休ケリ、頼光少シ夜深方ノ事ナレバ、幽ナル燭ノ影ヨリ、長七尺計ナル法師スルスルト歩依テ、縄ヲサバキテ、頼光ニ付ントス、頼光是ニ驚テ、カバト起キ、何者ナレバ、頼光ニ縄ヲバ付ントスルゾ、惡キ奴哉トテ、枕ニ立テ置レタル膝丸ヲツ取テ、ハタト切、四天王共聞付テ、我モ我モト走リ依リ、何事ニテ候ト申ケレバ、シカ〳〵トゾ宣ヒケル、燈臺ノ下ヲ見ケレバ、血コボレタリ、手ニ火ヲ炬(トボイ)テ見レバ、妻戸ヨリ簀子ヘ血コボレケリ、此ヲ追行程ニ、北野ノ後ロニ大ナル塚アリ、彼塚ヘ入タリケレバ、卽塚ヲ堀崩シテ見ル程ニ、四。尺。計。ナ。ル。山。蜘。蛛。ニテゾ有ケル、搦テ參リタリケレバ、頼光安カラザル事カナ、是ホドノ奴ニ誑カサレ、三十餘日惱マサルヽコソ不思議ナレ、大路ニ懸スベシトテ、鐵ノ串ニ指シ、河原ニ立テゾ置ケル、是ヨリ膝丸ヲバ、蜘蛛(クモ)切(キリ)トゾ號シケル、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕前筑前守兼俊、殿上に笙吹なきによりて、昇殿を免さるべきよし沙汰有けり、先試有ける日、きさき笙を給ひて、ふかせられけるに、用心なくして、吹出しける程に、管中に、平。蜘。の有けるが、喉にのみ入られにけり、むせてはつきまどひける程に、主上群臣も笑ひ給て、腸を斷けり、

〔長門本平家物語四〕康頼入道平〇是を御覽候へ、此島にはなぎは候はぬに、此葉の出來候はとて、少將成〇藤原經に奉る、少將取て見て、あら不思議や、今は權現の御利生に預て、都へ歸らん事は一定なりとて、彌所念せられけるに、康頼入道申けるは、入道が家には蜘蛛だにもさがりぬれば昔より必悅を仕候、今朝の道に小蜘蛛の落かゝり候つるに、權現の御利生にて、少將殿召返されさせ給

はん、次に入道も都へ歸候はんずるにやと思ひて候つるなり、

〔太平記二十三〕大森彦七事

上下百餘人有ケル警固ノ者ドモ、同時ニアツト云ケルガ、皆酒ニ醉ル者ノ如ク成テ、頭ヲ低テ睡リ居タリ、其座中ニ禪僧一人眠ラデ有ケルガ、燈ノ影ヨリ見レバ、大ナル寺蜘蛛一ツ天上ヨリ下リテ寢入タル人ノ上ヲ匍廻テ、又天井ヘゾ騰リケル、其後盛長〇大森彦七俄ニ驚テ、心得タリト云儘ニ、人ト引組タル體ニ見ヘテ、上ガ下ニゾ返シケル、叶ハヌ詮ニヤ成ケン、ヨレヤ者ドモト呼リケレバ、傍ニ臥タル者ドモ、起擧ラントスルニ、或ハ柱ニ髻ヲ結著ラレ、或ハ人ノ手ヲ我足ニ結合セラレテ、只網ニ懸レル魚ノ如ク也、此禪僧餘リノ不思議サニ、走立テ見レバ、サシモ強力ノ者ドモ、僅ナル蜘ノ井ニ、手足ヲ繋ラレテ、更ニハタラキ得ザリケリ、〇下略

〔基量卿記〕元祿十一年七月三日丙申、傳聞、本國寺山門有大蜘蛛、大サ一間餘、此間有修理之間、人步等令掃除之處、人步一人爲蜘蛛取、其後數人寄合以斧殺之云々、件人步遂死云々、又此間知恩院三門有蜘二疋、大サ六尺計云々、門上之鳩毎日數疋食之、食首吸血自上落、毎日五六羽宛云々、不知實説、

〔枕草子七〕はしたなきもの

九月ばかり、夜一よふりあかしたる雨のけさはやみて、あさ日の花やかにさしたるに、〇中略すいがいらもんすゝきなどのうへに、かひたるくものすの、こぼれのこりて、所々に糸もたえざまに、雨のかゝりたるが、しろき玉をつらぬきたるやうなるこそいみじうあはれに、おかしけれ、

〔榮花物語三十五蛛のふるまひ〕その〇源憲定おはしましける御帳のうちに、くものすをかきたりければ、

わかれにし人はくべくもあらなくにいかにふるまふさゝがにぞこは、御返し宰相のきみ、

きみくべきふるまひならねさゝがにはかきのみたゆることゝちこそすれ

蝨

〔蜻蛉日記下ノ中〕れいのところにふみやる、さき〴〵のかへりごとゞも、みづからのとは、見へざりければ、うらみなどして、

ゆふざれのねやのつま〴〵ながむればてづからのみぞくもゝかきぬる、とあるを、いかゞおもひけん、しろひかみに、ものゝさきにして、かきたり、

くものかくいとぞあやしき風吹ばそらにみだるゝものとしる〳〵、たちかへり、

つゆにてもいのちかけたるくものいにあらきかせをばたれかふかせん、といらへしかど、かへりごとなし、

〔古今和歌六帖六〕くも　ふんのあさやす

つねならぬ身はさゝがにの糸なれや天つ空なるたのみかくらん

〔重之集下〕又此君實近○藤原のもとにてくものてひとつおちたるが、二三日までうごくを

さゝがにのくものはたてのうごく哉かせを命におもふなるべし、

〔實方朝臣集〕七月七日ひきたりける糸に、く○も○の○す○が○き○け○るをみて、

さゝがにのもろてにいそぐ七夕のくもの衣はかせやふくらん

〔赤染衛門集〕秋くものゐを、いみじくかきたるをみて、

我宿のあるじも今はなげくまじくものやへがきひくもなくみゆ

〔山家集上〕蜘のいかきたるをみて

さゝがにのくもでにかけて引くいとやけふ七夕にかさゝぎのはし

〔新撰字鏡虫〕蟣蝨　上補奚反、齧牛虫也、今食獸、有蝨也、下所乙反、志○良○弥、　蟣　几豈反、上志良、又支○加○佐、　白志良弥　蝨　志良弥

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蟣蝨　説文云、蟣音幾、和名木○佐○々、蝨子也、蝨所乙反、和名之良美、齧人虫也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕新撰字鏡、靈異記、訓釋同訓、新撰字鏡、又蚢蝺並同訓、按之良美者、之良牟之

之急呼、著聞集作白蟲、可證、字鏡作蛂、亦此義、

〔類聚名義抄 虫十〕蝨シラミ　蟣キサヽ

〔下學集 上氣形〕虱食人虫、異名牛風、句云、鼠肝牛風、

〔塵袋 四〕一シ。ラ。ミ。ノ子ヲバ、キサヽト云フ歟、キ。サ。ジ。ト云フ歟、文選ニハ、浮蟻サカキサヽトヨメリ、酒ノ上ニモノ、白クウキタルガ、シラミノコノ如クナル心ナルベシ、コレニハキサヽトヨメレバ、本説タシカナルウヘ、順ガ和名ニモ蟣岐佐々虱子也ト云ヘリ、但シ大隅國ニハ夏ヨリ秋ニ至ルマデシラミノ子オホクシテ、クラヒコロサル、モノアリ、コレヲ風土記ニ云ヘルニハ、沙虱二字ノ訓者小神ト注セリ、サテハキ。サ。シ。ン。トモ云ベキニヤト、オボユ、

〔和漢三才圖會 五十二卵生蟲〕蝨 音瑟　蝨　虱 俗　和名之良美　蟣　和名木左佐〇中略

按蝨字、俗作虱、故稱牛風、初生於人身垢、遺卵、故毎日沐浴梳髮人不虱生也、避頭虱、以大風子油塗髮、則虱蟣死、所謂治脚指雞眼、俗云惠岐禮指裏橫文發如蛛者

〔重修本草綱目啓蒙 二十七卵生蟲〕人蝨　シラミ〇和名鈔 中略

淮南子鴻烈解ニ、大廈成而燕雀相賀、湯沐具而蟣蝨相弔ト云、蟣ハキサヽ 和名鈔 蝨ノ子ナリ、頭蝨ノ卵ハ數多ク連珠ス、頭蝨ハ色黑ク、身蝨ハ色白ケレドモ、處ヲ易レバ皆變ズルコト、抱朴子ノ言ノ如シ、三才圖會ニ、又一種黑而圓者、名曰臭蝨、惟酒肆歌家之處極多ト云フ、陰蝨ハツ。ピ。ジ。ラ。ミ。ト。ビ。シ。ラ。ミ。陰毛中ニ生ジ、或ハ蕃殖シテ、腋下兩眉等油氣ナキ處ニ生ズ、杏仁汁ヲ傅クベシ、一名八脚蟲 外科正宗 此蝨六足二角、足ゴトニ鉗アリ、實ハ八脚ニ非ズ、

〔古事記 上〕其父大神〇素戔嗚尊者、思已死訖、出立其野、爾持其矢〇葦原色許男神以率之時、率入家而喚入八田間大室、而令取其頭之虱、

〔扶桑略記 二十三 醍醐〕昌泰四年八月、天台山沙門陽勝○中略慈悲殊深、憐愍群迷、蛾虱蚊虻、委身分餌、

〔續古事談 五 諸道〕昔ハ諸道ノ博士ナドハ、裝束執スル事ナカリケルニヤ、光榮ト云ケル陰陽師、上東門院ノ御産ノ時、アサマシゲナルウヘノキヌ、指貫ニヒラグツハキテ、ビムモカヽデ中門ヨリイリテ、ハシガクシノ間ヨリノボリテ、フトコロヨリ、白虫ヲトリイダシテ、カウランノヒラゲタニアテヽ、大ユビシテコロシケリ、ウヘノキヌノシタニハ、ヌノヽアヲトイフ物ヲゾキタリケル、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕或田舍人京上して侍けるが、宿にて天道ひなたぼこりして居たりけるに、くびのかゆかりけるを、さぐりたれば、大なる白虫のくいつきたりける也、それを何となくて、腰刀をぬきて、はしらを少けづりかけて、其中にへしこめて、はたらかぬやうに、をしおほひてげり、さて此ぬし、ゐなかへくだりぬ、次の年のぼりて、又此宿にとゞまりぬ、ありし折の柱を見て、扨もこの中にへし入ししらみ、いかゞ成ぬらんと、おぼつかなくて、けづりかけたる所を引あけて見れば、白虫のみもなくて、やせがれていまだ有、死にたるかとみれば、猶はたらきけり、ふしぎに覺へて、己がかひなにをきて見れば、はたらきてかひなにくひ付ぬ、いとかゆく覺へけれ共、いまだ生たるむざんさに、事のやう見んとて、猶くはせをりけるほどに、次第にくいて身あかみけるおり、はらひすてゝげり、そのはひたる跡、あさましくかゆくて、かきゐたりけるほどに、やがてはれて、いく程もなくおびたゞしき瘡に成にけり、とかく療治すれ共、かなはず、つゐにそれをわづらひて死にけり、白虫は下﨟などは、なべてみな持たれ共、いつかは其くいたる跡、かゝる事ある、是は去年よりへしつめられて、過したる思ひとほりて、かく侍りけるにや

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蚋　野王按、蚋如税反、與ᴗ芮同、和名太仁、今有ᴗ小虫、善ᴗ嚙ᴗ人、謂ᴗ之含毒、即是、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕慧琳音義一引作、蚋喜ᴗ嚙ᴗ人謂ᴗ之含毒ᴗ是也、一引作、今有ᴗ蟲、蚋善ᴗ嚙ᴗ人、俗謂ᴗ之含毒、此卽蟲也、一引作、蚋小飛蟲子、好入ᴗ酒中、又有ᴗ小蟲ᴗ似ᴗ蚋甚齧ᴗ人、名爲ᴗ蜹子、三引皆與ᴗ此少異、按

荀子勸學篇、醯酸而蜹聚焉、說文、秦晉謂之蜹、楚謂之蚊、漢書枚乘傳注、蜹、蚊屬也、後漢書崔駰傳注、蜹小蟲、蚊之類、列子湯問篇注、蜹謂蚊蜹、小飛蟲也、華嚴音義引字林云、蜹、小蚊也、玄應音義引通俗文亦云、小蚊曰蜹、依以上諸書、蜹。非。太。仁。新撰字鏡蜹訓奴可我、是也、又本草綱目云、壁蝨卽臭虫也、如酸棗仁、咂人血食、是可充太仁也、或曰說文、螕、齧牛蟲也、通俗文云、狗蝨曰螕、俗或作蜱、蜱一名牛蝨、李時珍曰、牛蝨生牛身上、狀如蜱麻子、有黑白二色、囓血滿腹、時自墜落也、是可充太仁也、

〔新撰字鏡　虫〕蜹　如鋭而税二反、奴。可。我。

〔下學集　上氣形〕蜹ダニ

〔大和本草　十蟲〕壁蝨ダニ、小ナルハ胡麻子ノ如ク、大ナルハ酸棗仁ノ如ク、大豆ノ如シ、

〔和漢三才圖會　五十二卵生蟲〕壁蝨ダニ　螕音卑　和名太仁　和名抄用蜹字者非也、蜹者蚊之屬、〇中略按俗云太仁是也、在山林園中、著人牛犬猫雉鷹等咂血、初生似陰蝨、而圓匾黃赤色、利喙八足、嘬著則半入皮、將取棄之、身半切亦不去、血滿腹則肥脹、如草麻子、而色亦稍黑潤時、自隨落、蓋與盆同爲䖋褐之害者不然也、若山民邊地之居其然乎、

〔重修本草綱目啓蒙　二十七卵生蟲〕狗蝨〇中略附錄、壁蝨、タ。ニ。コ。京　タ。ニ。肥前　ダニ勢州　〇中略タ。ニ。コ。ハ形圓扁ニシテ、一頭ニ多ク足ツケリ、大ナル者ハ一二分、小ナル者ハ罌粟ケシノ如シ、赤色ナル者アリ、白色ナル者アリ、白黑斑駁ナル者アリ、人肉ニタヒ入タルハ大風子油ヲ敷ベシ、〇中略ダニノ袋ハ、木枝ニ附テ、雞卵ノ如シ、袋甚ダ薄シ、少ク觸レバ、便破レテ多ク出ト云、

〔沙石集　五上〕學生之蟻蜹問答事

南都ノ春日野ノ邊ニ、學生ノ房近キ所ニ、蟻ト蜹ト有ケリ、自然ニガクモンスルホトリニ住テ、共ニガクセウナリケルガ、タガヒニ聞及テヨリアヒテ、論議セント思ヒケルホドニ、アル時ミチニ

行アヒテ、タガヒニヨロコビテ、ヤガテ蟻蜱ニ問テイハク、何故ゾ、蟻ヲ蟻ト名ヅタルヤ、ナニユヘニアリヲ、アリトナヅタル、ソノコヽロイカント問ナリ、答前後有故名蟻、中ハクビレテ、前後ノカタチアルユヘニ、アリトイフトコタフ、難ジテイハク、前後有ヲ〇恐衍ナ名蟻者、於輪子等不名蟻、ゼンゴアルモノヲ、アリトイフベクハ、リウゴ等ヲモアリトイフベシト也、答不爾前得輪子名、故執轆提等准例亦爾、サキニスデニ、リウゴノ名ヲエタルユヘニ、アリトイハズシテ、テイモ例セバ、亦シカナリトコタフ、蟻蜱ニ問テイハク、何ユヘ蜱名蜱耶、答曰、背ノ〇恐衍ノ上谷故名蜱、セナカノ上ニタボミテ、谷ニニタルユヘニトコタフ、難云、背上谷名蜱者、於團子等不名蜱、背クボキユヘニ、タニトイハヾ、ダンゴヲモ、タニトイフベシト問ナリ、前得團子名、故突柏子等准例亦爾、シカラズサキニダンゴノ名ヲウルユヘニ、ヒヤウシトウモコレニナズラフベシトコタフル也、南都ニテ、アル人カタリシカバ、才學ノタメニ書侍ルナリ、前生ノガクセウニテ有ケルニヤ、

牛蝨

〔和漢三才圖會 五十二 卵生蟲〕牛蝨(うしのしらみ)

按牛蝨與蜱略似而不同也、形狀似陰蝨而大也、遺卵遍身無所不至、故毛悉兀脫不可療、急用草烏頭汁或烟草汁類注之可愈、

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 卵生蟲〕牛蝨

ダニ〇大和本草　ホジ〇石州雲州　スダリ〇水戸　フツツプ〇肥前　一名牛草蟲 外臺秘要　牛蝨 物理小識　增、一名牛蜱 通志談補

狗及牛馬ニ附クダニナリ、大サ萞麻子ノ如ク、白黑斑駁ナリ、飢タル者ハ形扁ク、飽タル者ハ大豆ノ如ク、牛ハ獸皮中ニクヒ入ル、

蝸牛

〔新撰字鏡 虫〕蜍 羊朱反、蜮蜍蟲、加〇太〇豆〇不〇利〇、又奈女久地、　蝸 加太豆夫利　蛸 上同、又加支、

〔本草和名 十六 蟲魚〕蝸牛 一名依牛、一名寄居、崔禹云、貌似蛞蝓、但背負殼耳、一名水中生蟲、出范汪方　和名加多都布利、

〔倭名類聚抄 蟲豸十九〕蝸牛　山海經注云、蝸螺 上音倮 蝸牛也、本草云、蝸牛 上古華反、和名加太豆不利、 貌似蜆蝓、背負殼耳、

〔箋注倭名類聚抄 蟲名八〕原書中山經云、靑要之山、南望墠渚、是多僕纍、郭注、僕纍蝸牛也、按廣韻作蝶蠃、蓋以山海經僕纍爲蝶螺假借字、螺俗蠃字、故改作蝶蠃也、源君引作蝶螺、其意全同、王念孫曰、淮南淑眞訓高誘注、蠃蠡薄蠃也、薄蠃卽附蠃之轉聲、又轉爲僕纍也、作蝶螺、蓋源君從今字也、伊勢廣本蝶作蠑、按干祿字書云、蠑僕、上俗下正、○中略 加太豆不利依輔仁、新撰字鏡、蝸、加太豆夫利、蝓、加太豆不利、又奈女久地、蜓、奈女久地、按加太豆不利、又見空物語藏開上卷、及堤中納言物語、○中略 千金翼方、證類本草中品有蝸牛、不載所引文、證類本草引陶隱居云、形如蛞蝓、但背負殼爾、此所引卽是、其作蜆蝓者亦誤、本草和名引崔禹亦云、貌似蛞蝓、但負殼耳、蜀本圖經云、蛞蝓卽蝸牛也、形似小螺、白色、生池澤草樹間、頭有四角、行則出、驚之則縮首尾、倶能藏入殼中、莊子則陽篇有所謂蝸者、釋文引李頤注云、蝸蟲有兩角、俗謂之蝸牛、又引三蒼云、小牛螺也、一云俗名黃犢、魏志胡照傳引魏略云、蝸牛、螺蟲之有角者也、

〔類聚名義抄 虫十〕蝸 音過 カタツフリ　蝸牛 カタツフリ

〔康頼本草 蟲魚部中品 下〕蝸牛　和、加太川不利、

〔物類稱呼 動物二〕蝸牛かたつぶり　五畿内にて、でんでんむし、播州邊九州四國にて、でのむし、周防にて、まいまい、駿河沼津邊にて、かさばちまいまい、相模にて、でんぼうらく、江戸にてまいまいつぶり、同隅田川邊にてやまだにし、常陸にて、まいぼろ、下野にてをゝぼろ、奥仙臺にて、へびのてまくらといふ、

〔和漢三才圖會 濕生蟲五十四〕蝸牛 かたつむり　蠡牛　蚹蠃　蜆蝓　山蝸　蝸蠃　蜒蚰蠃　土牛兒　和名加太豆不利 ○中略

按蝸牛〔俗云出出蟲〕有四角、而二者短、其短者非角、露眼之甚者也、物觸則縮角、出入最速、莊子所謂、有國于蝸牛左角者、曰觸氏、有國于右角者、曰蠻氏、爭地而戰、伏尸數萬者是也、蓋蠛蠓蟲窠、蚊睫之類、共是寓言耳、○中略

緣桑蠃(くはのきのかたつむり) 本綱、此螺全似蝸牛、黃色、而小雨後好緣桑上者、取用藥、正如桑螵蛸之意、主治、大腸脫肛及驚風、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八下 濕生蟲〕蝸牛 カタツブリ古名 マイマイツブリ江戸 デヾムシ京 ヘピノテマタラ仙臺 ヘピノタマクラ ツノダシムシ共ニ同上 ○中略 冬月ハ石間或ハ土中ニ蟄シ、寒ヲ避ク、春雨ヲ得レバ、ハヒ出テ、草樹ニ上ル、天晴ルヽ時ハ葉下ニ隱レ懸リ、雨フル時ハ出、緣リテ新葉ヲ食フ、殊ニ香草ヲ嗜ミ、嫩芽ヲ害ス、梅雨中卵化シテ、一二分ノ大サナル蝸牛多ク出、最嫩苗ヲ害ス、ソノ形鷰螺(シタヾミ)ノ如クニシテ、殼薄ク碎ケ易ク、靨ナシ、行ク時ハ形蛞蝓ノ如クシテ、殼ヲ背上ニ負ヒ、頭ニ兩角ヲ出ス、故ニ蝸牛ト名ク、○下略

〔夫木和歌抄 二十七 蝸牛〕十題百首 寂蓮法師

牛の子にふまるな庭のかたつぶり角のあればとて身をなたのみそ

永仁二年爲相卿家會雜歌中 藤原爲顯

家は捨すなにかなにはのかたつぶりつのくにありと身をたのむらん

〔嬉遊笑覽 一下 容儀〕類柑子に、其角〔井○寶〕が茅場町の栖の隣なる閑地にて、車をしかけ、元結をこく事をいひて、文七と云者、元結こく處に成ぬるなり、○中略 文七にふまるな庭のかたつぶり、○下略

〔新撰字鏡 虫〕蝓〔羊朱反、蝸蝓蠃、加太豆不利、又奈女久地、〕

〔本草和名 十六 蟲魚〕蛞蝓〔仁諝、移陵二音、〕一名陵蠡、〔揚玄操音禮、〕一名土蝸、一名附蝸、一名山蝸、〔出陶景注〕一名蜻蠃、〔附偶二音〕一名斑蚉、一名土虹〔已上出兼名苑〕和名、奈女久知、

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕蚰蜒　兼名苑云、蚰蜒〈由延二音〉一名蚹蠃〈上音附〉本草云、螔蝓〈移臾二音、和名奈女久知〉方言云、北燕謂之䖡蚭〈上女陸反、下音尼〉

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕按爾雅、蚰蜒入耳、注云、蚰蜒、疏云、此蟲象蜈蚣、黃色而細長、呼爲吐舌、爾雅翼云、方家說、蚰蜒大者如釵股、色正黃、其足無數、如蜈蚣狀、先輩以爲今俗呼下自下自、爾雅又云、蚹蠃螔蝓、注云、卽蝸牛也、卽下條訓加太豆不利者、是蚰蜒蚹蠃、二物迥別、不得以蚹蠃爲蚰蜒一名也、本草云、蛞蝓一名附蝸、附蝸蚹蠃同、兼名苑蓋依之、則本草和名引兼名苑以蚹蠃爲蛞蝓一名、爲得、源君引爲蚰蜒一名者、恐非兼名苑之舊文、又按證類本草蝸牛條引日華子云、此卽負殼蜒蚰也、謂蝸牛爲負殼蜒蚰、則蝸牛之無殼者、可謂之蜒蚰、爾雅翼云、今蝸牛之無殼者、俗呼蜒蚰、又呼蝸牛爲蜒蚰蠃、又本草綱目蝸牛其行延引、故曰蜒蚰、然則蝸牛可謂蜒蚰、其名與蚰蜒相近、故源君誤以蚰蜒爲蛞蝓也、說文云、蠃一曰虒蝓也、又云蝸蠃也、周禮儀禮有蠃醢、內則作蝸醢、醢人鄭注云、蠃螔蝓、是螔蝓名蠃、又名蝸、故後有蝸牛之名、又按說文無蚹字、本草作附蠃、从虫俗字、蚰蜒字亦古所無、當作蝡衍、考工紀鄭注、却行蝡衍屬是也、〇中略千金翼方、證類本草、及陶蘇注中、皆不載螔蝓、或是誤引、爾雅蚹蠃螔蝓也、說文、蝓虒蝓也、無螔字、知古只作虒、後連下字从虫旁也、按蚹蠃螔蝓並是有殼、蛞蝓卽下條所載蝸牛是也、爾雅及郭注可證、蓋本草蛞蝓有殼無殼二說、但本經云、蛞蝓一名陵蠡一名土蝸一名附蝸、依其云蠡云蝸、有殼可知、兼名苑以蚹蠃爲蛞蝓一名、亦從本經蛞蝓一名附蝸之說也、陶隱居云、蛞蝓無殼、不應有蝸名、其附蝸者、復名蝸牛、蘇敬曰、蛞蝓乃無殼蝸蠡也、是陶蘇並以蛞蝓爲無殼者、別錄亦擧蝸牛一條、蓋本經統言之、別錄陶蘇析言之、輔仁蝸牛訓加太都布利、蛞蝓訓奈女久知、從析言之說、而又引兼名苑一名蚹蠃者、不知兼名苑所云是有殼蛞蝓、與陶說不同也、源君承其謬、以兼名宛蚹蠃爲無殼蛞蝓、故遂引爾雅蚹蠃螔蝓、亦爲無殼蛞蝓、與郭注蝸牛之說乖、皆以不解蠃字義、致是誤也、然古亦有以螔蝓爲無殼蛞蝓者、古今註云、蝸牛形如螔蝓、殼如小螺、併考

之、蝸蠃陵蠡土蝸謂有殼者、宜訓加太都不利、蜒蚰螔蝓蛞蝓有殼無殼之總稱、可訓加太都不利、又可訓奈女久治、○中略 原書第十一云、蚰蜒自關而東謂之螾蜇、或謂之入耳、或謂之蜧蠷、趙魏之間或謂之蚨虹、北燕謂之蛆蚭、按方言蚰蜒、即爾雅螾衘郭注蚰蜒是也、源君誤以蚰蜒為蜒蚰、故引及之、其實蛆蚭是蚰蜒別名、非蜒蝓方言也、按蛆蚭蓋蟲形狀忸怩然、蛆蚭忸怩字、說文皆無、蜀本圖經以蛞蝓為蝸牛、云據今下濕處有一種蟲、大於蝸牛、無殼而有角、云是蝸牛之老者、圖經云、若然本一物、而久蛻殼者為異耳、衍義云、蛞蝓蝸牛二物矣、蛞蝓其身肉止一段、蝸牛背上別有肉、以負殼行、顯然異矣、又謂蛞蝓是蝸牛之老者甚無謂、蛞蝓有二角、蝸牛四角、兼背有附殼肉、豈得為一物乎、

〔類聚名義抄 十虫〕蚰蜒 由延二音 ナメクヂ

〔下學集 上氣形〕蚰蜒 ナメクヂリ

〔物類稱呼 二動物〕蛞蝓 なめくじり 常陸にてははだかまいぼろ、越後にて山なまこと云、山中には大サ五六寸許のもの有と也、貝原翁篤信○曰、なめ　じり、夏月屋上にはひのぼりて、蠑蛞に變する有、然どもこと〴〵く不然、

〔本朝食鑑 十二蟲〕蛞蝓 訓奈米久知利

釋名 源順曰、蛞蝓一名蝸蠃、蜒蝓、蛆蚭、俱和名訓奈女久知、必大按、此間有異同、

集解、此未脫殼曰蝸牛、既脫殼曰蛞蝓、其色灰白、洗淨則純白、小尖頭有兩小角、亞纔背有小斑文、無足、腹之兩端有小肉片、相連蚑行、蝸蠃多涎粘牆壁、乾則白如銀、蛞蝓少涎、但柔滑每居濕地、上濕屋、大者二三寸許、自春末至秋後、人家及林叢每有、民間取之、炙為小兒之藥食、謂能殺疳蟲、以林下草間之物為上、或治水腫便閉而有奇驗焉、一種有全似蛞蝓而無斑文、色亦淡灰色、身軟於蛞蝓、梅雨秋霖時、生於人家卑濕地、相聚如蛆、其涎尤多、此亦蛞蝓之類而不食之、俗稱陀伊良宇也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十八下濕生蟲〕蛞蝓 ナメクヂ和名鈔○中略 ナメクジリ京 ナメクジラ同上○中略 ○

水濕ノ處ニ多ク生ズ、冬ハ瓦石及ビ器物ノ下ニ蟄ス、春雨後ヨリ、夜出テ晝ハ伏ス、形蝸牛ノ身ニ似テ長ク、頭ニ兩角アリ、驚ケバ角ヲ縮入ス、體ニ粘涎多シ、梅雨ノ時子ヲ生ズ、二三分ノ長サナル者多ク出テ、甚ダ草苗ヲ害ス、三才圖會ニ、一種無殼而有角者、其形稍大、生於卑濕處、積雨之後出晝屋壁、悉成銀迹、ト云フ、山中ニハ長大ニシテ三四寸ナルアリ、甚クシテハ尺餘ニ及ブモノアリ、

〔枕草子 十〕いみじくきたなき物　なめくち

蚯蚓

〔新撰字鏡 虫〕蚯蚓（上丘音、下引音、亦名蜜蠼、亦名寒蚓、螼也、䖤也、曲蟺波知乃右蚓耳受、）

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕蚯蚓　唐韻云、蜿蟺（宛善二音）蚯蚓也、本草云、蚯蚓（丘引二音、和名美々須、）兼名苑云、蛩蚕（犬典二音）一名螼蚓（蚯螾也、螼音譏、今案、螾即蚓字也、見漢書注、）崔豹古今注云、江東謂爲歌女、或謂鳴砌、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲名〕按說文、蟺宛蟺也、宛轉臥也、是蟲好展轉、故名宛蟺、非蚓之專名也、蜿蟺宛蟺正俗字、史記司馬相如傳蜿灗、索隱引司馬彪曰、蜿灗展轉也、文選瑟賦、蛩蟺相糾注、蛩蟺展轉也、說文、螼螾也、螾側行者、又載螾或从蚓、說文無蚯字、螼蚓蚯蚓正俗字、（中略）○千金翼方、證類本草、本草和名、竝有白頸蚯蚓、別無蚯蚓、而下條引本草載白頸蚯蚓、此又引本草載蚯蚓者誤、（中略）○新撰字鏡同訓、螼䖤𧊉亦皆同訓、蚯訓青彌々須、蛩蚕訓久禮々彌々受、（中略）○本草和名引同、爾雅云、螼蚓蛩蚕、兼名苑本於此、按蛩蚕二字、說文皆無、蓋宛蟺之轉也、蚯螼也三字、蓋兼名苑原注也、螾與蚓同、見漢書賈誼傳注、按說文螾字下載引字云、螾或从引、顏氏注本之、

〔類聚名義抄 虫 十〕蚯蚓（丘引二音、ミヽス）

〔下學集 上 氣形〕蚯蚓（キウイン、ミヽス）

〔本朝食鑑 十二 蟲〕蚯蚓（訓美美須）

釋名、蜿蟺（宛善二音）蛩蚕（犬典二音）螼蚓（螼音譏）土龍（以上源順、順曰、土龍者、白頸蚯蚓也、和名可有美美須、又曰、崔豹古今注、江東謂爲歌女、或謂鳴砌、必大按、李時珍綱目釋名、詳論之、）

集解、蚯蚓人家處處墻壁下陰濕地、及平澤膏壤俱有之、以白頸者全黑者爲老蚓、赤者爲少、孟夏蚓始出、欲雨則先出、欲晴則夜鳴、炎天枯死於熱地上、仲冬蟄於地中、數百聚結、郭璞所謂、土精無心之蟲者、恐不相當、知其陰晴、或出或鳴、知其寒温、或蟄或蟄、則不可言無心矣、小兒尿于蚯蚓、則陰腫、是蚓吹毒氣而然、似知仇人、亦不可言無心矣、惟郭氏大抵言不見其頭足眼口之形、而蟠曲蛇行之無爲者哉、近代預防痘疹之家、專用之合鷄卵煮食、或溪川田澤之漁兒、常釣鯉鮒及鰻、以蚓爲餌、魚呑蚓人亦食其魚、而不中毒也、

〔和漢三才圖會五十四濕生蟲〕蚯蚓(みゝず)　螼蚓　朐䏰　曲蟺　寒蚓　蛩蟺　豎蚕　歌女　地龍子　和名美美須○中略

按蚯蚓、其老大者白頸、(和名可布眞美々須)一種有青白色縱黑文者、人觸急動走、今人用蚯蚓(去泥)、生以酒呑之、以爲聲音藥、最有効、然本草不載爲聲音藥、且性寒有小毒、不熱症人愼勿用、蓋據長吟歌女之名義者乎、

爲蚯蚓及蟻所吹、小兒陰腫者、以火吹筒令婦人吹之、或用蟬蛻煎水洗、仍服五苓散、卽腫消痛止、

〔重修本草綱目啓蒙二十八下濕生蟲〕蚯蚓　ミヽズ(和名鈔)　メヽズ　メミズ(加州)○中略

數品アリ、皆卵生ナリ、土中ニ住、夜ハ上ニ出テ土ヲ食ヒ、曉ニ至テ、土中ニ入ル時、糞ヲ多ク穴傍ニ遺ス、コレヲ六一泥ト云○中略藥ニ入ルヽニハ、白頸蚯蚓ヲ用ユ、和名鈔ニカブラミヽズト訓ズ、今鰻鱺ヲ釣ル人、白頸ナル者ヲ撰用ユ、ソノ味殊ニ甘ヲ以テナリト云フ、白頸ナル者ハ大小共ニアリ、弘景是其老者ト言ヘルハ隱ナラズ○中略又蚯蚓田畔ニ在ルモノヲアナミヽズ(土州)ト云ヒ、田中ニ在ルモノヲ田ミヽズ(同上)ト云、又至テ大ナルモノハ長サ一尺許、大サ指ノ如キモノアリ、ヤマミヽズ(ロ州)ト云フ、コレヲ大蚓(附方)威汚蝬(本草物名精殊)ト云フ○下略

〔本草和名十六蟲魚〕白頸蚯蚓、一名土龍、矢名蚯螻、(本條)一名寒蚓、一名歌女、一名蛩蟺、一名鳴砌、一名堅蚕、一

名螼蚓、已上六名出兼名苑一名蛩蟺、一名曲蟺、出古今注和名美々須。

〔倭名類聚抄 十九蟲豸〕白頸蚯蚓 本草云、白頸蚯蚓、一名土龍、和名可布良美々須

〔箋注倭名類聚抄 八蟲名〕千金翼方、證類本草下品同、刻版本標目頸作頭、與本草和名、伊呂波字類抄合、然伊勢廣本那波本皆作頸、與諸古本及千金翼方證類本草同、作頭誤、類聚名義抄作蛵、亦頸俗字、○中略本草和名云、美々須、源君蚯蚓訓美々須、故白頸蚯蚓訓加不良美々須、不從輔仁也、

〔類聚名義抄 十虫〕白蛵蚯蚓 一名土龍 カブラミヽズ

〔日本紀略 六圓融〕貞元二年二月廿五日丙辰、山階寺下階庭蚯蚓出、廣八尺長廿二丈、

〔燕石雜志 四〕猨蟹合戰

蟹と蚯蚓と戰ふ事あり、頭陀物語に、圖友齋涼兎、筑紫のかたに行脚せし頃、一日遊山して日暮て宿にかへらんとするに、後方に物あり、怪しと思ひて見かへれば、地をはなるゝこと三尺ばかり、長さは丈あまりと見ゆるもの、赤き色炎の如くなるが、風をおこし、さかさまに立て動くとも飛ともなく、宙にはなれて近づき來る程に、涼兎魂消て、肌膚粟のごとく襟寒うなりて、呼んとするに聲發ず、わが足に手をかけて、一歩づゝ前にすゝまんとするに、忽地後方に音して、水さはさはと鳴り、木草颯と戰ぐに、物の響ひし〳〵と聞ゆ、ふりかへり見るに、その物を見ず、○中略人の家に走り入り、○中略云か〳〵の變化にあへるよしを告、主人これを聞てうちほう笑み、そは世にいふばけ物にあらず、この山の蚯蚓也、蚯蚓山の土を食ひて、年を經れば土氣を起し空に飛行す、必けふの如く雨霽し夕つかたは、いくつともなく出あるき、澤蟹と戰ひて、これを打つぶして腦を吸へり、このこと西國に多かり、この蚯蚓は恐るべからず、澤蟹は恐るべし、○中略蚯蚓の事、その虚實はいまだ知らず、蟹には殊に巨大なるものありとぞ、○下略

〔嬉遊笑覽 十二禽蟲〕こゝにて小兒の陰はるゝ時は、みゝずを取て洗てはなつ呪あり、鎮江府志、今小兒

陰腫、多以爲此物所吹、以鹽湯浸洗則愈、こゝの呪は、何のみゝずにても、取て洗ふに功驗あるも奇ならずや、

〔催馬樂〕無力蝦

ちからなきかへる、力なきかへるほねなきみゝず、ほねなきみゝず、

〔梁塵愚案抄下〕かへるは力なく、みゝずは骨なきといへり、みゝずをばかへるがとりて喰物也、故に對していへるにや、

蛭名稱

〔新撰字鏡蟲〕蛭之逸反、比留、

〔本草和名十六蟲魚〕水蛭仁諝音、士逸反、一名蚑仁諝音其、一名至掌、一名馬蜞、山蚑小者、已上二名出陶景注、草蛭在草上、水蛭在水中、馬蛭大者、一名馬蟥仁諝音黄、和名比留、

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕水蛭　本草云、水蛭、音質、和名比流、

〔箋注倭名類聚抄八蟲豸〕千金翼方、證類本草下品載之、爾雅釋魚、蛭蟣、注、今江東呼水中蛭蟲入人肉者爲蟣、說文、蛭蟣也、又云、蟣蝨子也、一日齊謂蛭爲蟣、按本草水蛭一名蚑、圖經一名蜞、陶注有馬蜞山蚑、蚑蜞皆俗蟣字、後人蟣字專用爲蟣蝨字、故蛭蟣作是等字以避之也、釋文亦名馬耆、借耆爲蟣也、訓比留、依輔仁、神代紀蛭、新撰字鏡蛭同訓、

〔類聚名義抄虫十〕蛭音質ヒル　水蛭ヒル

〔東雅二十蟲豸〕水蛭ヒル　陰陽二神國土を生み成し給ひし初に、蛭子を生み給ひしといふ事見えし、舊事、古事、日本紀等にさしいふ所こそ有べけれ、太古の初に、蟲の名の聞えし始にして、其義はすでに隱れて知るべからず、

〔日本書紀一神代〕次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫲樟船、而順風放棄、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕水蛭　ヒル和名鈔　ピル讃州　ヒイル石州、備前、備後、作州、　アマカク琉球　一

蛭種類

名蛆音質、與籍便覽　紅蛭附方　蟝正字　巨末伊和藥本草　巨末里村宋方

水蛭ハ流水中ニ生ズ、溝渠中尤多シ、長サ一寸許、色黃褐ニシテ、黑色ノ間道(シマスヂ)アリ、儒門事親ニ、金絲水蛭ノ名アリ、本經逢原ニ、水蛭是小長色黃、挑之易斷者、勿誤用、泥蛭頭圓身濶者、服之令人眼中如生烟、漸至枯損、凡用須預先熬黑、以少許置水中、七日內一活者、方可用之ト云、蛭ハ活シヤスキモノナリ、大和本草ニ、蛭ノ黑燒雨ニウルホヘバ、百千ノ蛭ニ變ズト云フ、

〔和漢三才圖會五十二卵生蟲〕蛭音質　蚑蜞蚑並同　至掌和名比流　馬蛭　馬鼈長大者　馬蟥腹黃者〇中略

水蛭。。生河池、鹹苦平有毒　入藥取水中小者用之、治折傷疼痛、熔爲細末酒服二錢、食頃作痛、可更一服痛止、治赤白丹腫癰初起者、以竹筒盛蛭、合之令咂病處、血滿自脫、

草蛭。。在深山草中、人行卽著脛股、不覺入於肉中、產育爲害、南方有水蛭、似鼻涕、聞人氣閃閃而動、就人體成瘡、惟以麝香硃砂塗之卽愈、此卽草蛭也、

別有石蛭。。生石上、泥蛭。。生泥中、其二蛭、頭尖腰粗色赤、誤食之、令人眼中如生烟、漸致枯損、

昔有人途行飮水、及食水菜、誤吞蛭、入腹生子、爲害噉臟血、腸痛黃瘦者、惟以路泥、或擂黃土水飮數升、則必盡下出也、蓋蛭在人腹、忽得土氣而下爾、

按蛭水中濕生也、又海帶昆布如久浸雨水、則共能化成蛭、性忌石灰食鹽、試鹽點蛭、則盤縮死、

草蛭

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕草蛭。。　本草云、草蛭和名加佐比流　蛭之在草上也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕本草和名草蛭在水蛭條、別無和名、今俗呼谷蛭。。或山蛭。。〇中略　所引文、千金翼方、證類本草、竝無載、證類本草水蛭條、引唐本注元、草蛭在深山草上、行卽傳著脛股、不覺、遂於肉中產育、亦大爲害、則知此所引卽是蘇敬注文、郝氏曰、喜生濁泥水中、有大如拇指者、其小者齧人尤猛也、

〔重修本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕水蛭〇中略

草蛭ハカサビル、和名鈔 タニビル ヤマビル、弘景ノ説ノ山蚑、保昇ノ説ノ石蛭、皆同物ナリ、長サ一寸餘、山谷土石間ニ住シ、人ノ足聲ヲ聞クトキハ、出デヽ人ニ著ク、雨フルトキハ、草木枝葉上ニ升リ、人觸レバ便チ著ク、豆州ノ天城山ハ、六七分ノ小蛭地ニ滿ツ、暫ク留レバ、足ニ上ルコト多シ、

馬蛭

〔倭名類聚抄 十九 蟲豸〕馬蛭　本草云、馬蛭一名馬蟥、音黃、和名無末比流、蛭之大也、

〔箋注倭名類聚抄 八 蟲豸〕本草和名、馬蛭在水蛭條、別無和名、今俗呼熊蛭、○中略 所引文、千金翼方、證類本草無載、證類本草水蛭條引陶隱居、有馬蜞山蚑二種、又引唐本注云、是物有草蛭水蛭、大者長一尺名馬蛭、一名馬蜞、二家並有馬蜞、無馬蟥、按本草和名水蛭條云、馬蜞山蚑、已上二名出陶景法、又云、草蛭在草上、水蛭在水中、馬蛭大者、一名馬蟥、而證類本草云、蘇注一名馬蜞、輔仁云、蘇注一名馬蟥、不同、據仁諝音黃、則宜以作一名馬蟥為是、然則此所引隱括蘇敬注文也、證類今本陶蘇二注皆作馬蜞、誤、當依輔仁及此、陶作馬蜞、蘇作馬蟥、説文、蟥訓蟅蟥、非此義、按本草衍義云、水蛭大者、京師又謂之馬鼈、腹黃者謂之馬黃、則知蟥俗黃字、

〔類聚名義抄 十 虫〕馬蛭 ムマヒル

〔重修本草綱目啓蒙 二十七 濕生蟲〕水蛭 ○中略 馬蜞ハ　ウマビル 和名鈔 クマビル 京 ダンゴビル 備前　コノ蛭ハ、梅雨中ニ多ク出、形大ニシテ長サ三四寸アリ、○下略

天蛇

〔和漢三才圖會 四十五 龍蛇〕天蛇

本綱、天蛇生幽陰之地、遇雨後則出、其大如筋而扁長三四尺、色黃赤、澆之以醋則消、或以石灰糝之亦死、

錢塘一田夫忽病癩、扁身潰爛、號呼欲絶、西溪寺僧視之曰、此天蛇毒、非癩也、以秦皮煮汁一斗、令其恣飲、初日減半、三日頓愈、

蛭雜載

按天蛇、非蛇種類、而蛭之屬也、深山溪陰、四時不見日光之地、如夏月霖雨中、濕熱感生、蛭多有枝梢而墮行人之上、俗謂之曰蛭降(ヒルカフル)、然其大者不過尺、紀州熊野熊取越、土州野根山越等亦間有之、

〔倭姬命世記〕二十七年(○垂仁)九月、水道田(仁波)田蛭穢(故禮波)我田(爾波)不住(志止)宜支、

〔皇大神宮儀式帳〕天照坐皇大神宮儀式幷神宮院行事(○中略)天照坐皇大神(乃)伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須々(乃)川上(爾)御幸行坐時儀式(○中略)次百船(乎)度會國、佐古久志呂宇治家田田上宮坐支、(○中略)大御意鎭坐國(止)悅給(氐)大宮定奉支、爾時伊鈴(乃)御川(乃)溉水道田(波)、苗草不敷(氐)作食(止)大御事垂給支、亦我朝御饍夕御饍稻(乃)御田作、家田(乃)堰水道田(爾波)、田蛭(波)穢故(爾)我田(爾波)不住(止)宜支、依此御事、今世(爾毛)苗草不敷、亦田蛭不住、(○下略)

〔朝野群載〕(二十一雜文)勘申　御　蛭喰吉日

今月廿六日己卯　人神在胸中、

來月十二日甲午　人神在左乳、

右御　蛭喰吉日、勘申如件、

康平四年四月廿四日　權醫博士和氣相秀

〔台記〕久壽二年四月十四日庚寅、女房重蛭喰、腫物已減、仍女房掛五領(重單)生給基康、(○下略)

〔中右記〕大治二年五月三日、今朝此堅根飼蛭、蛭卅許兩度、　七日、施藥院使來令見堅根、申云、明後日今一度可喰蛭者、但有減氣者、　九日、今日依醫師教又飼蛭卅餘、已及三ケ度也、雖有減氣、誠身力屈了、

〔明月記〕建仁三年五月二日、依無力平臥、蛭飼、　六月一日夕、行九條、足腫苦痛、飼蛭之後彌發動、

嘉祿二年四月八日、未斜又蛭飼　十六日、未時許、蛭向飼齒齦、　八月十二日、未時許、飼蛭齒幷耳後熱氣多所也、

寬喜元年六月十二日戊申、午時許、齒幷手左蛭飼、今年始、　十六日壬子、午後又蛭飼齒少々、左手卅

蟲類

許、九月十八日壬午、朝移點晝念誦之後、口熱欲飼蛭、蛭不付、今日不果之、十九日癸未、未時蛭飼、廿日甲申、未時又蛭飼、(昨日上歯、今日下歯、依蛭少、昨日不終功、)十月十二日丙午、未時又歯飼蛭、二年四月廿七日戊子、未時蛭飼歯頤、手振示合、心寂房猶可飼之由稱之、五月十四日乙巳、未時許又蛭飼、日來歯右障過之、七月卅日己未、朝間、校正止觀、未時口熱、飼蛭之後、又校之、第八巻上巻校了、八月二日辛酉、未時蛭飼、四日癸亥、宗清法印來談、歸之後蛭飼、十月八日、午終心寂房來、事外付滅之由如洞、但惡靈充滿、非蛭飼時難治云々、

天福元年四月八日壬午、未時許蛭飼頤下、年々頻好之、去々年以後二年付金蓮說止之、而熱與盛難堪、示合貞幸朝臣、相待程、出來之間、今日日次宜云云、但依彼說、三十飼之、八月三日乙亥、未時許、蛭向飼卅許、嚴僧阿闍梨依蛭飼不逢、二年(○文暦元年)七月廿七日甲子、未後頤下飼蛭、血順留之間、四條中納言忽狂驚出相謁、八月一日丁卯、蛭向飼、未時終之、申時許櫻井宮御使參川來、蛭猥蕃之間、隔物申披存旨、未了、三日、未時猶飼蛭、

○按ズルニ、飼蛭ノ事ハ、尙ホ方技部醫術篇ニ在リ、宜シク參照スベシ、

〔拾遺和歌集〕(九雜)雨ふる日、おほはら川をまかりわたりけるに、ひるのつきたりければ、

惠慶法師

世中にあやしき物は雨ふれど大原川のひるにぞありける

〔古事記〕(下仁德)大后大恨怒、(○中略)暫入坐筒木韓人、名奴理能美之家也、(○中略)於是口子臣、亦其妹口比賣、及奴理能美三人、議而令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養蟲、一度爲匐蟲、一度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此奏時、天皇詔然者吾思奇異、故欲見行自大宮上幸行、入坐奴理能美之家時、其奴理能美己所養之三種虫、獻於大后、(○下略)

〔日本書紀〕(二十四皇極)三年七月、東國不盡河邊人大生部多勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神

者、致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少、由是加勸捨民家財寶陳酒陳菜六畜於路側、而使呼曰、新富入來、都鄙之人、取常世虫、置於淸座、歌儛求福棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳舉曳倶屢、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母、此虫者常生於橘樹、或生於曼椒、(曼椒此云褒曾紀)其長四寸餘、其大如頭指許、其色綠而有黑點、其貌全似養蠶、

〔日本書紀 二十四 皇極〕二年七月、是月茨田池水大臭、小虫覆水、其虫口黑、而身白、　八月壬戌、茨田池水變如藍汁、死虫覆水、溝瀆之流亦復凝結、厚三四寸、大小魚臭如夏爛死、由是不中喫焉、　九月、是月茨田池水漸變爲白色、亦無臭氣、

〔三代實錄 四 淸和〕貞觀二年四月十一日辛卯、廻飆起外記候廳前、旋轉西行、小蟲無萬數、飛散其中、

〔百練抄 八 高倉〕治承三年四月廿三日、近日童謠云、自五月一日惡蟲可降、不可見日、食者可天命、三百年一度有此事云々、無差本文、

〔看聞日記〕嘉吉三年八月廿三日、境內畠毒蟲付、(其形如アツキ、蟲有目四云々、)畠万草所食悉枯、仍苅捨、河へ流之處、件蟲魚食て死云々、野草此蟲食する草苅て牛にかふ忽死、(淨喜牛、此草食斃云々、)況於人倫哉、他鄕も如此云云、天災不思儀事也、

〔壒囊抄 六〕アナカシコト云ハ、何ナル事ゾ、〇中略

上古ハ、和漢共ニ、未ダ舍屋ニ居スル事ヲ知ザリシ時ハ、人々土ノ窠ニ居セシカバ、恙虫ト云物有テ、螫人故ニ、土ノ穴賢ク閉塞ギテ、恙虫ヲ可防ト云詞也、〇中略土窠ノ穴賢ク閉テ、窠ノ中ニ恙虫无シテ、不螫安穩也ト云心也、仍テ安穩無爲ナル事ヲ、无恙ト云ヘリ、

〔大和本草 十四 蟲〕恙　風俗通云、恙毒蟲也、喜傷人、古人草居露宿、相勞問曰、無恙、爾雅翼云、蛇字古但作它、上古草居患它、故相問無它乎、篤信〇貝原曰、此二物相類ス、上古ト今世ト時異トイヘドモ、草野岩

穴所在之蟲ハ、今日所在ト同物ナルベシ、今モ草居露宿セバ、蛇ノ類害レ人ベシ、上古ハ未レ有二室屋一、野ニ居リ、穴ニスム、蛇ノ類人ヲ害セシナルベシ、然ラバ、恙トハ蛇ノ類ナルベシ、○下略

〔萬葉集 六雜歌〕石上乙麻呂卿配二土左國一之時歌三首幷短歌○中略

草管見、身疾不レ有、急令レ變賜、根本之國部爾、

〔冠辭考 三久〕草づゝみ やもひ ○中略

こは流しやらるゝ處にて、わづらひあらせずして、はやく歸し給へてふ語に、旅の草むしろにありてふ蟲の名を冠らしめたり、○中略 草管見は、説文に恙蟲名、入レ腹食二人心一、古人草居被二此害一、故相問無レ恙乎てふより出て、卷五によく行てよくかへれてふ歌、都々美無久、佐伎久伊麻志氐、速歸坐勢とも、又集中に、つゝがなくとよめる所に、無恙と書たれば、卽是なり、○註略

○按ズルニ、恙ノ事ハ、方技部疾病篇名稱條下ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

古事類苑

動物部十六

魚上

魚提綱
名稱

魚ハ、イヲ或ハウヲト云フ、又酒食ノ菜ニ充ツルヨリ、マナ、或ハサカナト稱ス、又上代ニ於テハ、其大小ヲ分ツニ、鰭廣物(ハタノヒロモノ)、鰭狹物(ハタノサモノ)ノ稱アリ、魚ニハ淡水ニ在ルト、鹹水ニ在ルトノ別アリ、而シテ鯊(ハゼ)魚ノ如ク、淡鹹ノ交ニ產スルアリ、鮭ノ如ク、河ヲ泝リ、子ヲ產シテ後、海ニ入ルアリ、鮎ノ如ク、淡鹹ノ交ニ生ジ、河ヲ泝リ、再ビ淡鹹ノ交ニ歸ルアリ、鱸ノ如ク、河海ノ間ニ產シ、河ニ遡リテ、秋季海ニ入ルアリ、鯔ノ如ク、淡水ニ生ジテ、漸次海ニ入ルアリテ一ナラズ、魚類ノ中ニ其成長ニ從ヒ、名ヲ異ニスルモノアリ、鯔、鰤、鱸等是レナリ、魚類ハ多クハ食用ニ供スレドモ、往々毒アリテ害ヲ爲スモノアリ、河豚ノ如キハ、或ハ人命ヲ失フニ至ル、鯨、鮃、鯆(イルカ)、鰐、山椒魚等ノ如キハ、古來魚類ト爲セルヲ以テ此ニ載セタリ、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕魚 文字集略云、魚〈語居反、和名宇乎、俗云伊乎、〉水中連行蟲之總名也、

〔段注說文解字 十一下 魚〕𩵋水蟲也、象形、魚尾與燕尾相似、〈其尾皆枝、故象枝形、非从火也、語居切、五部、〉凡魚之屬皆从魚、

〔類聚名義抄 十 魚〕𩵋𩵋魚〈俗或作䲀、語居反、ウヲ、俗云イヲ、和ギヨ、〉 𩵋魚〈正〉

〔圓珠庵雜記〕魚はうろこあり、尾あれば鱗尾といふか、

〔日本釋名 中 魚〕魚 うろこ有ておよぐ故、うろこのうと、およぐのををとれり、或曰うかびをよぐ故にうをと云、一說に多しと云意、魚は海河に多くして、つねにとれどもつきず、おほとうをと通音

なり、其說皆通せり、

〔東雅十九鱗介〕水母クラゲ〇中略　太古の俗、魚をば鰭廣物鰭狹物などいひしと見えたり、又呼てナともヲともいひじり、魚の字、讀でナといひ、ヲといふ卽是也、イヲとも、ウヲともいふが如きは、イといふは發語之詞也、イ亦通じてウといふは轉語也と、万葉集抄に見えけり、ナといひし事、漢に魚菜などいふものゝ如く、魚をも菜をも、同じくナといひし、其謂れあるべけれど、今は不詳、ヲといふは、韓地の方音也、今も朝鮮の方音、魚讀でヲといふなり、

〔倭訓栞前編四〕うを　魚をいふ、浮尾の義なるべし、柳文の注に、楚越之人、數魚以尾、不以頭也とみゆ、

〔日本書紀二十七天智〕七年九月、勾大兄皇子〈安閑〉〇中略親聘春日皇女、〇中略口唱曰、〇略歌妃和唱曰、〇中略都奴娑播符、以簸例膳伊開能、美儺矢駄府、紆鳴謨紆陪儞、提々那膭矩、〇下略

〔貞丈雜記六飮食〕一女の詞に魚をまなと云、眞菜也、なとはさいの事也、飯菜に對して眞菜と云也、今も京の詞に、鮓魚をすしなと云、又魚屋をなやと云も、なは魚の事也、魚類のさいを眞菜と云、さかなと云は酒菜也、〈さけのさい也、〉色々取交て煮たるを、合菜と云なり、淸少納言枕草紙に、〈大工〉たくみの物くふこそいとあやしけれ〇中略あはせおみなくひつればとあり、あわせおみなは合大御菜也、

〔古事記上〕水戸神之孫、櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、〇中略爲釣海人之口大之尾翼鱸、〈訓鱸云須受岐〉佐和佐和邇〈此五字以音〉控依騰而、打竹之登遠遠登遠遠邇〈此七字以音〉獻天之眞魚咋也、

〔古事記傳十四〕眞魚咋は、麻那具比と訓べし、魚を那と云は饌に用る時の名なり、〈只何となく海川にあるなどは、宇乎と云て、那とは云ず、此けぢめを心得おくべし、〉書紀持統卷に、八釣魚てふ蝦夷の名の訓注に、魚此云儺、万葉五十三に、奈都良須〈魚釣なり〉これら釣魚は饌の料なる故に那と云り、〈今世にも、鮓にする魚を須志那と云ひ、魚をひさぐ屋を那夜と云、〉さて菜も本は同言にて、魚にまれ菜にまれ、飯に副て食物を凡て那と云なり、〈菜と魚とを別の言の如く思ふは

文字になづめる後のくせなり、今世にも、菜を字音にて佐伊と云ときは、魚にもわたる如く、古那と云名は、魚にも菜にもわたれり、又肴の那も、魚菜にわたれり、万葉十一(四十二丁)に、朝魚夕菜、これ朝も夕も那は一なるに、魚と菜と字を替て書るは、魚菜に渉る名なるが故なり、さて其那の中に、菜よりも魚をば殊に賞て、美き物とする故に、はめて眞那とは云り、(麻那は魚に限りて、菜にはわたらぬ名なり、今世に麻那箸、麻那板など云も、魚を料理る具に限れる名なり、)

〔萬葉集〕(五雜歌)憶良聞、(中略)○謹以三首之鄙歌、欲寫五藏之鬱結、其歌曰、

多良志比賣、可尾能美許等能(○神功皇后)、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一さかな　こ。ん。とも　御。さ。か。なとも

一うほ　御。ま。な。

〔運歩色葉集〕(登)斗。々。(倭國小兒呼魚曰斗々、類說云、南朝呼食爲反、呼魚爲斗故也、)

〔梅園日記〕(一)斗々

按するに、類說は宋の曾慥が編集にて六十卷あり、此文は十三卷に、北戸錄を載て、南朝呼食爲頭、以魚爲斗、梁科律生魚若干斗と見えたり、さて南朝にては、(宋齊梁陳などは、江南にありし故、南朝といふ也、)食をかぞふるには幾頭といひ、魚をかぞふるには幾斗といひし也、魚を斗といひたるにはあらず、其證は上件の事を北戶錄全本にて見れば、下卷にありて云、前朝短書雜說、卽有呼食爲頭、(梁元帝謝東宮賚瓜啓云、甘逾石蜜、味豔流泉、又謝賚鄐鯉啓云、五杏七桃、靈瓜仙棗、又謝賚功德食一頭云、天廚淨饌、香積自然、寶器金盤、法味羅果、皐甥啓成謝賜二溫俗餘羅果食一頭云、雜) 以魚爲斗、(梁科律、生魚若干斗、)とあるにて知べし、また墨莊漫錄云、吳中魚市以斗計、(一斗爲二斤半)松陵唱和、皮日休釣侶詩云、一斗霜鱗換濁醪、注云、吳中買魚論斗、酒卽稱斤、其來遠矣、(通雅に、吳中市魚以斗計、一斗爲二斤半とある升は、斤の誤なり、)これにていよ〳〵明らか也、

〔下學集〕(上氣形)雜。喉。

〔運歩色葉集〕(佐)雜喉(魚名)

〔看聞日記〕永享六年十月十二日、生鯉三、雉喉五十、室町殿進之、御池ニ被放、

〔和漢三才圖會魚四十八〕按、魚(和名宇平、俗云伊平、)水中連行蟲之總名也、説文云、魚字象形、魚尾與燕尾相似、徐氏曰下火象尾而已、非風火之火、或曰諸魚性屬火、故字亦從火乎、(予)曰如下爲火則上𠂊者何乎、蓋古製字也、天地人本有之物、多象形、(○中略)𠂊以可解疑、(○中略)

廣博物志云、鹹水之魚不遊於江、淡水之魚不入於海、魚生流水中則背鱗白、生止水中則背鱗黑、魚勞則尾赤、人勞則髮白、

今釣海魚、畜之以淡水、則速死易餒、河魚逢鹹水亦然也、播備之漁人、多畜魚於船、至攝湊者將死魚、撰出之、刺竹針於腴、則活著湊者多矣、是魚之針治也、

凡生肉曰腥、(俗云奈末)腥魚曰鮮、(鳥獸新殺皆曰鮮)老子經云、治大國若烹小鮮、(音新)

凡魚肉爛者曰餒、(餒餧並同、訓阿左留、俗云左加留、)論語云、魚餒而肉敗不食是也、凡魚臭曰鮏、(鯹同)

凡魚死則浮於水、死而經日則沈、故自死曰升、(訓阿加留)經日惡臭曰降、(訓左加留)其餒者曰腐、

佐越奥羽等北海之魚、肥大而味疎也、攝泉播備等江海之魚、堅小而味濃也、蓋此困勞與安游之差也矣、雖北海魚、亦如鮭鱒者味最美也、此泝於長江困苦也、

〔鋸屑譚上〕凡魚の游ぎてみな水にさかひ、むかひてのぼる、いとちいさき魚も大水にあへば、かならず捨てのぼる、鳥の飛ぶも亦多く逆風、蓋鳥魚風水にさかへば、その鱗羽順ふ、須へば反りて逆ふ、人之生於困苦、而死於安樂、亦猶是、或曰、奥羽佐越等之魚肥大而味疎也、攝津播磨等江海之魚堅小而味濃也、蓋此困勞與安游之異矣、北海といへども亦如鮭鱒其味最美者、泝於長江而困苦すればなり、今按鯉魚のごとき、淀河に得るものを爲第一、亦觸於水車、困於急湍之故也、

〔日本書紀一神代〕一書曰、(○中略)天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、

〔古事記 上〕天宇受賣命、○中略於是送猨田毘古神而還到、乃悉追聚鰭廣物鰭狹物、以問言、汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、○下略

〔古事記傳 十六〕鰭廣物鰭狹物は、波多能比呂母能、波多能佐母能と訓べし、然るに、廣瀬大忌祭祝詞に、毛能和支物、毛能荒支物、鰭能廣支物、鰭能狹支物とあるを據として、鰭は各此の如く、支てふ辭を添て訓れしかども、支と云ては、よろしからず、必ひろもの、さもの、と云べき言の格なり、故此言もろもろの祝詞に多かる、何れも支字あるはなし、右の廣瀬祭なる一つにのみあるは、心得ぬことなり、魚の大きなる、小きを云る、古の雅言なり、○中略萱蒙抄に、海原の底まですめる月影にかぞへつべしや鰭のせばもの、古歌なり、鰭のせばものとは、小き魚なり、とあり、狹は世俗の切りたるなれば、せば物も同じ、

〔古事記 上〕故火照命者、爲海佐知毘古、此四字以音、下效此、而取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古、而取毛麁物毛柔物、

〔延喜式 八祝詞〕祈年祭
青海原住物者、鰭廣物、鰭狹物、○下略

〔大和本草 十三魚〕凡魚類其品甚多シ、毎州有異品、不可窮盡、諸州ノ土地ニヨリテ異同アリ、有無アリ、形狀性味亦不同、凡國俗所稱品物之名字、誤認者甚多矣、就中魚名古來所稱之文字、傳誤而非正者最多矣、可謂習而不察也、順倭名抄所載亦然、觀者須精審擇之、本草載河海魚品寡而且不詳、故不審其性之良否者多、大抵氣味淡潔、脂少不甚腥者爲佳品、不害人、氣味濃腥、多脂者雖味美非良品、多食必害人、且魚肉餒、敗色臭惡者腐壞者不可食、海魚ハ久食シテ不厭、河魚ハ歷日而食ヘバ易厭、味甘フシテ塞氣也、海ヨリ河ニ上ル魚ハ、鮭、鱒、膾殘魚、大口魚等ナリ、本草所載諸魚品數比他物鮮少、記海魚最不詳、多闕考證、且諸魚ヲ雜記シテ不分河海淡水鹹水ノ所生、混同シテ分明ナラズ、別錄之中、往々海魚ヲ澤中江湖ニ生ズト云、觀者辨別スベシ、河魚ノ味美ナル者ハ、鯉、鯽、鱖、鱒、鰷、鰻鱺、シクチ、膾殘魚等爲上品、海魚ノ美ナルハ、鯛、鱸、大口魚、比目魚、キスゴ、鯿魚、魴魚、華臍魚等爲上品、

鱗魚體　鰭

〔新撰字鏡魚〕鰭〈渠時反、魚背上骨、又伊○呂○己○〉

〔倭名類聚抄十九龍魚體〕鱗　唐韻云、鱗〈音鄰、和名以○呂○久○都、俗云伊呂古、〉魚甲也、文字集略云、龍魚之屬衣曰鱗、

〔段注說文解字十一下魚〕鱗魚甲也、〈甲者鎧也、魚鱗似鎧、亦有無鱗有甲之魚、鱣是也、〉从魚粦聲、〈力珍切、十二部、〉

〔類聚名義抄十魚〕鱗〈音隣　イロクヅ　俗云イロコ〉

〔運歩色葉集宇〕鱗〈ウロクヅ〉

〔古事記上〕乃乘其道往者、如魚鱗〈イロコ〉所造之宮室、其綿津見神之宮者也、

〔古事記傳十七〕和名抄に、伊呂久都と云るは心得ず、又伊呂古をば俗云とあれど、俗には非じ、さて又これを、今は宇〈ウ〉呂〈ロ〉古〈コ〉と云、此宇〈ウ〉と伊とは何れか古へならむ、魚をも、中昔には伊〈イ〉袁〈ヲ〉と云れども、今は多く宇〈ウ〉袁〈ヲ〉と云を古言にも宇袁と云り、然れば鱗も、中昔にこそ伊呂古とのみ云れ、古言は宇呂古なりけむも知がたし、

〔和漢三才圖會五十一魚之用〕鱗〈音鄰〉　鱗〈和名以呂久都、俗云宇呂古、〉魚甲也、文字集略云、龍魚之屬、衣曰鱗、時珍曰鱗刴〈スヘヤ〉也、魚產於水、故鱗似刴、鳥產於林、故羽似葉、獸產於山、故毛似草、魚行上水、鳥飛上風、凡鱗物以龍爲長、蓋龍有八十一鱗、具九九陽數、鯉有三十六鱗、備六六陰數、

〔重修本草綱目啓蒙三十附錄〕魚鱗　ウロコ　○コケ○江戸

鯉魚鱗ノ燒灰ヲ血猫灰ト云コト、和劑局方九卷ニ出ヅ、

〔倭名類聚抄十九龍魚體〕鰭　文選注云、鰭〈音耆、和名波○太○、俗云比○禮○、〉魚背上鬣也、唐韻云、鬣〈音獵、又見牛馬體、〉鬣鬐也、

〔類聚名義抄十魚〕鰭鰭〈音耆、ハタ、俗云ヒレ、〉

〔古事記下清寧〕平羣臣之祖名志毘臣、立于歌垣、取其袁祁命將婚之美人手、〈○中略〉爾袁祁命亦立歌垣、〈○中略〉於是王子亦歌曰、斯本勢能〈シホセノ〉、那袁理袁美禮婆〈ナヲリヲミレバ〉、阿蘇毘久流〈アソビクル〉、志毘賀波多傳爾〈シビガハタデニ〉、都麻多氐理美由〈ツマタテリミユ〉、

〔古事記傳四十三〕志毘賀波多傳爾は、鮪之鰭手になり、〈中略〉波多傳を、契沖が又鰭手歟と云、又鰭手を鮪によそへて謂ふ歟など云る、皆わ

鰭

頭

魚丁

鰭ろし、たゞ鰭魚の意のみなり、

〔萬葉集〕十九　贈水鳥越前判官大伴宿禰池主歌一首幷短歌○中略
鵜河立(ウカハタチ)、取左牟安由能(トラサムアユノ)、之我波多波(シガハタハ)、吾等爾可伎无氣(ワレニカキムケ)、念之念婆(オモヒシオモハヾ)、

〔和漢三才圖會〕五十一魚之用　鰭音耆　鰭和名波太、俗云比禮、文選注云、魚背上鬣也、鬣音獵　字彙云、魚龍頷旁小鬐也、馬領毛亦曰鬣、　魴稽魚尾也、或名丙、

〔新撰字鏡〕魚　鰓塞才反、魚乃安支、

〔倭名類聚抄〕十九龍魚體　鰓　唐韻云、鰓蘇來反、阿木止、魚頰也、

〔箋注倭名類聚抄〕八龍魚體　新撰字鏡訓魚乃安支、今俗呼衣良、○中略　按說文無鰓字、古蓋用腮字、後从魚以別人體也、

〔類聚名義抄〕十魚　鰓蘇來反、アキト、イロタツ、　鬐俗　鰓アキト

〔和漢三才圖會〕五十一魚之用　鰓音思(あら、あぎと)　鰓和名阿木止、俗云惠良、　唐韻云、魚頰也、字彙云、魚頰中骨也、

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物、もろ〳〵の魚頭、

〔倭名類聚抄〕十九龍魚體　魚丁　爾雅云、魚枕謂之丁、和名以乎乃加之良乃保禰、　郭璞注云、枕在魚頭骨中、形似篆書丁字者也、

〔類聚名義抄〕十一　丁當徑反、イホノカシラノホ子　魚丁イホノカシラノホ子

〔和漢三才圖會〕五十一魚之用　魚丁(かしらほね)　魚丁和名以乎乃加之良乃保禰　爾雅云、魚枕謂之丁、在魚頭骨中、形似篆書丁字者也、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十附錄　魚魫　ウヲノカシラノホ子
石首魚ノ條下、頭中石魫ヲ時珍食物本草ニ、頭中石ニ作リ、附方ニ石首魚頭石ト云フ、魚頭ニ二石アリ、甚ダ堅硬ニシテ潔白光澤ナリ、各ソノ類ニ隨フテ其形ヲ異ニス、故ニ石ヲ見テソノ類ヲ辨

鯁　脬

ズベシ、廣東新語ニ、凡魚首有石者、皆驚入窟、無者則否ト云、性驚キヤスキ魚ソノ石小ナリ、故ニ石首魚、大口魚、鱸魚ノ類ハ石大ニ、松魚、鰤魚、香魚ノ類ハ石小ナリ、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕幾須子魚〇中略按頭中有石之魚者、鯛鱈鮸幾須魚、倶治五淋及小便不通、最主石淋也、曾聞阿蘭陀人曰、多豆久和鰕（ダツクハ）頭中有石、稱於久利加牟幾利（オクリカンキリ）、能治石淋尤妙、長崎市人號石淋石而貴高價、此鰕者本邦之石楠花鰕（シャクナゲ）或石花鰕（シャクゲハ）也、予〇平野必大常采鰕姑而探之、未見頭石、與彼國之物殊耶、凡魚頭之石皆䰿骨而不眞石、然形色似玉石之細碎者、是蛤蚌胎珠之類矣、

〔倭名類聚抄十九龍魚體〕鯁　唐韻云、鯁音耿、和名乃木、魚刺在喉、又骨鯁也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚體〕按廣韻、鯁古杏切、在三十八梗、耿即三十九耿字、此以耿音鯁誤、〇中略按今俗謂呼登計。。、〇中略按說文云、鯁魚骨也、又云骾食骨留咽中也、二字本不同、後世多借鯁爲骾、廣韻骨鯁下、有謇諤之臣四字、此節引、按又骨鯁也、轉注之義、非此義、是四字宜刪去、

〔段注說文解字十一下魚〕鯁魚骨也、故其字从魚、與骨部骾字別、而骨骾字亦多借鯁爲之、爾雅曰、魚枕謂之丁、魚腸謂之乙、魚尾謂之丙、今登之曰魚骨、謂之鯁、魚甲謂之鱗、魚奧謂之鮏、从魚更聲、古杏切、古音在十部、

〔類聚名義抄十魚〕鯁音耿、ノギ、イラ、〇〇〇魚ノ〇〇〇キ、魚刺在喉、魚腹〇〇、魚骨、アラシ、

〔古事記上〕火遠理命、〇中略爾語其大神、〇綿津見命備如其兄罰失鉤之狀、是以海神悉召集海之大小魚問曰、若有取此鉤魚乎、故諸魚白之、頃日赤海鯽魚於喉鯁（ノギアリ）、物不得食愁言故必是取、於是探赤海鯽魚之喉者有鉤、

〔和漢三才圖會五十一魚之用〕鯁音梗（いせのはね）　鯁、和名乃木、魚骨謂之刺、又食魚骨留咽中曰鯁、鯁同直言難受、如骨之𩟒咽、

〔倭名類聚抄十九龍魚體〕脬　考聲切韻云、脬匹交反、漢語抄云伊乎〇〇〇能布江、魚腹中脬也、又人膀胱肉也、

鰾

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚體〕今俗呼水袋〇〇中略〇説文、脬、膀光也、以爲魚脬者轉注也、

〔和漢三才圖會 五十一魚之用〕鰾 音故 鰾 訓以乎乃和多 魚肚中腸也、又曰乙、　脬 和名以乎乃布江 魚腹中脬也、諸魚之白脬、其中空如泡、故又曰鰾、

〔倭名類聚抄 十九龍魚體〕鰾 文字集略云、鰾 防眇反、上聲之輕、漢語抄云保〇波〇良〇 魚膘也、唐韻云、膘 敷沼反 脇前也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚體〕按居本母唇音、並母之輕、與此云重不同、益齋頭註脿同訓、按今俗呼波〇良〇毛、〇中略〇 按玉篇廣韻並云、鰾、魚鰾、可作膠、卽此義、説文無鰾字、古蓋用膘字、膘牛脅後髀前、合革肉也、詩車攻釋文引三蒼云、膘小腹兩邊肉也、

〔類聚名義抄 十魚〕鰾鰾鰻 俗今正、防眇反、ホハラ、魚膘、

〔運歩色葉集 魚名〕鰾 ホウベラ

〔和漢三才圖會 五十一魚之用〕鰾 ニベ 音瓢 鰾 和名仁倍 本綱、諸魚之白脬、其中空如泡、故曰鰾、可治爲膠、一名鰾膠 諸鰾皆可爲膠、而海漁多以石首魚鰾作之、粘物甚固、此乃工匠日用之物也、

腴

〔倭名類聚抄 十九龍魚體〕腴 野王按、腴 音臾、和名豆〇知〇須〇里〇 魚腹下肥也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚體〕腴本主謂人體、轉以爲魚腹肥、疑源君增魚字、足成其義也、

〔類聚名義抄 二肉〕腴 音臾 アフラ ツチスリ 膄 俗腴字、ツチスリ、

〔和漢三才圖會 五十一魚之用〕腴 つちすり 音臾 俗作膄、和名豆知須里 魚腹下肥處也、禮少儀云、進魚冬右腴、夏右鰭、凡魚冬時陽氣在下、肥美在腹、夏則陽氣在上、肥美在脊也、

魚子

〔下學集 上氣形〕鮞 ハラヽコ

〔段注説文解字 十一下魚〕鮞魚子也、魚子、謂成細魚者、上文曰、魚子已生者、謂初出卵、此云魚子、則成細魚矣、凡細者偁子、魯語曰、魚禁鯤鮞、韋注曰、鯤魚子也、鮞未成魚也、韋意鯤是卵未字者、鮞是已字而尙未成魚者、許則就已字、又別爲鱦鮞二形、按爾雅曰、鯤魚子也、鯤小魚也、爲韋所本、許無鯤字者、以廾包之、緣內則之卵醬也、許有鮞無鯤者、鯤从鯤省聲之與叅合、皆最近、鯤者鮞之俗字也、爾雅鄭皆云、鯤魚子、蘇雅意魚子卽魚卵、今人俗語猶如是、若西京賦擷鯤鮞、諸注、鯤魚子也、鮞細魚、族類也、此與鄭內則注、鯤魚子也、皆謂出卵者爲魚子、失爾雅本義、若詁子所、

絶大之魚、皆鯷、此則齊物之言、成羽任淳、自恣以適己者、寓一曰、魚之美者、東海之鮞、鮞之別一義見呂覽本味篇伊尹語、高注曰、鮞魚名也、木部櫨下、禾部秜下皆言伊尹曰、氏不言者、渾文、从魚而聲、如之切、一部、五經文字人六切、

〔東雅 十九鱗介〕水母クラゲ 〇中略 魚子を近俗ハラヽゴといふ事あり、萬葉集抄にハラヽといふ事を、散り〳〵なる事をいふと見えたり、此説の如きは、其義よく合へりとも聞えざるにや、或は是梵語に出でし事なりしも知るべからず、梵に波羅々といふは、漢に重生華と譯しぬと見えたれば、魚子の重なり生せしと云ひしに似たり、

〔和漢三才圖會 五十一魚之用〕鮞(いをのこ)音而 鮧音移 本綱、凡魚皆冬月孕子、至春末夏初、則於湍水草際生子、有牡魚隨之洒尿白蓋其子、數日卽化出、謂之魚苗、最易長大、

〔重修本草綱目啓蒙 三十附錄〕魚子 ウヲノコ 一名魚春廣東新語魚郭

凡魚子ノ胎ニ在ル者ヲ鮞正字通、食鑑便覽卜云、タラノコ、カズノコノ類ナリ、魚子ノ已ニ散ジテ草ニ在ル者ヲ鱗同上同上ト云、魚子已ニ出テ科斗(カイルコ)ノ如ヲ鮇蟻正字通ト云、一名魚花、廣東新語魚苗、魚秧、魚種、共同上稍長ズル者ヲ[illegible]同上ト云フ、

魚子食用スルモノ數多シ、カラスミハ赤目魚(シヤチボラ)ノ子ナリ、胞ヲ連テ鹽乾ス、肥前野母(ノモ)ノ產ヲ上トス、色黃赤ニシテ脂多ク、味甘美ナリ、新修餘姚縣志ニ鰿子ト云、本鰿ハ鮞ト同字ナレドモ、正字通ニモ膭魚子臘俗作鰿ト云リ、馬鮫(サハラ)魚ノカラスミハ色黑ヲ帶ブ、味甘美ナレドモ、微ク辣澀ヲ兼ヌ、下品ナリ、阿波讃岐ヨリ多ク出ス、カズノコハ奥州ヨリ出、カドノ子ナリ、呂氏春秋ニ、魚之美者東海之鮞ト云ハ、此品ナルベシ、シツキハ阿州ヨリ出、梭魚(カマス)子ナリ、ナルコハ薩州ヨリ出、メバルノ腸ヲ鹽藏スル者ナリ、カメバ聲アリテカズノコノ如シ、味佳ナリ、大口魚(タラ)ノ子胞色黑シ、スケトウノ胞ハ赤シ、スケトウノ子味タラノコニ勝レリ、松魚(サケ)ノ子ハ全胞鹽藏スルヲスヾコト云、粒粒離レタルヲハラヽゴト云、卵大ニシテ紅黃色ニシテ赤點アリ、香魚(アユ)ノ子ハ鹽藏スルヲコウルカト云、行

魚用鮑魚

鱁鮧

廚集ノ隨鉄、品字箋ノ鯝、皆魚子ノ鹽藏ヲ云フ、カミナリハハタ〳〵ノ子ナリ、羽州及奥州津輕鰺ガ澤ヨリ出、其魚正白色銀箔ノ如クシテ微靑ヲ帶ブ、長七八寸鰮(イワシ)魚ニ似テ扁ク、頭廣ク尾小ク、ソノ鱗脫シヤスシ、肉味淡美鮓ト爲食フ、又子ト共ニデンガクトス、骨柔ナリ、其子色鯽ノ子ノ如シ、乾ス者ハ塊ノ大サ一寸許、卵ノ大サ一分餘、紫黃色ナリ、水ニ浸シ、泡シ煮食ヘバ響高シ、故カミナリト云、此魚多多ク出、ソノ時必地中ニ殷雷ノ聲アリテ電モアリ、コレヲハタ〳〵ガミナリト云フ、凡三度鳴ル時ニ捕フ、故ニカミナリト云フ、兩說ナリ、又カミナリ魚トモ云フ、俗鱩ノ字ヲ用ユ、乾ス者尾ニ火ヲ點ズレバ、能モユルコト蠟燭ノ如シ、章魚ノ子ヲ藤ノ花ト云、既ニ本條ニ記ス、鰊(イ)鯗魚子、靑(サ)花魚(バ)ノ子、皆食用トス、

〔享保集成絲綸錄 三十六〕慶安四卯年正月

一肴之子を取、同手くろう致し賣申間敷事、

正月

〔重修本草綱目啓蒙 三十附錄〕鮑魚 ホシウヲ ヒウヲ

行厨集ニ、不著鹽而乾者曰鱐魚、實測切、與鯆同ト正字通ニ云、俗所謂風魚也、著鹽而乾者曰腊魚、又曰䱒魚、著鹽不乾者曰淹魚、糟收者曰糟魚、酒汁浸者曰醉魚ト云、腊、延喜式ニキタヒト訓ズ、周禮天官腊人註ニ、小物全乾者ト云フ、鯫、和名鈔ニヲサシト訓ズ、正字通ニ氣協切、以物貫魚風乾也ト云、正字通ニ、肉切而乾之爲脯、脩肉條割而乾之也、脡脯也、胏腊、有骨、膴荒孤切無骨腊也、朕脯也、䐑之石切脯脡也ト云フ、鹽魚ニハ和ノ名號多シ、楚割 鹽引 甘鹽 生乾 味鹽 煮鹽 漬鹽 饐鹽 鹽壓ノ法本朝食鑑ニ詳ナリ

〔重修本草綱目啓蒙 三十附錄〕鱁鮧 ニベ 一名江伯夷水族加恩簿 魚膠附方 魚鰾膠 石首膠 魚鱁膠共同上 魚白膠正字通

此石首魚ノ白脬ヲ以テ造ル膠ナリ、故ニ膠モニベト呼ブ、海鰻鱺ノ白鰾及鯉魚皮ヲ以製スル者甚ツヨシ、舶來ノ魚膠ハ福建ノ產ト云、方樣、今ハナシ扁樣、サホ樣ノ三等アリ、サホ樣ハ潤サ一寸許、長サ二尺餘、黃白色ニシテ一頭細シ、魚腸ナルベシ、大坂ノ弓工ハ、鹿ニベ、鮫ニベヲ用ユ、京師ノ弓工ハ專ラ鹿ニベヲ用ヒ、魚膠ハ弱キ故用ヒズト云、鹿ニベハ丹波ヨリ來ル、火ニテ燒トキハ甚臭シ、ソノ透徹スル者ヲ上トス、毛多クシテ濁ル者ハ良ナラズ、用ル時水ニ浸スコト一日許ニシテ煮テ用ユ、然ラザル時ハ弱シ、　又唐韻ニ、鹽藏魚腸也ト註スルハ、ナシモノ或ハウルカナリ、香魚腸鹽藏スル者ヲウルカト云ヒ、又シブウルカト云フ、子ノミヲ鹽藏スル者ハコウルカト云フ、鰊鰲腸ヲ鹽藏スル者ハ、ナシモノト云、諸魚モ亦然リ、沙噀腸ハコノワタト云、梭魚腸ハシユトウト云、是皆食用ノ鱁鮧ナリ、本條ハ藥用ノ鱁鮧ナル故ニ、魚膠ヲ主トシテ解スベシ、

魚脂

〔重修本草綱目啓蒙 三十附錄〕魚脂　ウヲノアブラ

凡、鯨魚、鯊魚、鮫皮、海豚魚、鰮魚、金鎗魚、梭魚兒ノ類皆脂膏多シ、海人煎ジテ燈油トス、初用ル時ハ鼻ヲ薰ズ、喉ニ入レバ惡心ス、然ドモ目ヲ盲スルノ甚キニハ至ラズ、菜油或ハ桐油ニ雜ユルモノハ鼻ヲ薰セズ、

魚膾

〔倭訓栞 中編十七〕なます　膾鱠をよめり、生酢の義也、新撰字鏡に鱠をのなますと訓せり、類聚雜要に汁鱠より鱠見ゆ、日本紀に割鮮をなますにつくるとよめり、

〔重修本草綱目啓蒙 三十附錄〕魚膾　ナマス　一名紅生(文公家禮儀節)　打生(訓蒙字會)　魚肉生(五雜組)

脂少キ魚ノ鮮ナルヲ切リ、酢ヲ以テ食フ、故ニナヽマスト云フ、薄ク切ルコト細キヲ厭ハズ、其細ク切テ長ク引絲ノ如キヲサシミト云又大ニ切モアリ、細ナル者ヲ膾ト爲シ、大ナル者ヲ軒(サシミ)ト爲、大抵膾ハ酢ヲ用ヒ、軒ハ煎酒ヲ用、或互用ス、本邦ノナマスニ、菜蓏越瓜ノ類ヲ細ク切テ、魚肉ニ雜ルハ非ナリ、膾ハ魚肉ノミニ醋ヲ加フルナリ、訓蒙字會ニ、虀以菜爲主、膾以肉爲主ト云、正字通モ亦

然り、

魚鮓

〔倭訓栞前編十二〕すし　酢も鮨も同じ、味酸し、日本紀に鮨もよめり、こけらずしは本草に玉版鮓と見えたり、又鮭の運子鮨もいへり、

〔重修本草綱目啓蒙三十附錄〕魚鮓　スシ　一名包盧名物法言　苞盧事物異名　魚鮨　蔵魚　鯵岳將軍共同上

鮨正字通　鮨同上

城州ニハ青花魚ヲ酢ト爲、江州ニハ鯽魚、香魚、黃鯝魚ヲ鮓トス、勢州桑名ニハ擬尾魚ヲ鮓トス、羽州奥州ニハ、ハタ〱ヲ酢トス、越前ニハ、ツカヘヲ鮓ト爲、城州宇治ニハ鰻鱺魚ヲ鮓トス、宇治丸ト云、奥州ニハ、ニシンヲ鮓トス、

養魚

〔農業全書十生類養法〕水畜

水畜とて魚をかひ生立る手立あり、是又史記陶朱が傳に見えたり、先鯉鮒を池にて生立る事は、池の廣さ水の面二三段もあらば、其中に島を六つも七つも作り、（ふかき池塘には島つくる事ならず、淺きとても人力おほく費ゆる物なり、池の淺りに力次第島をつきたるはよし、）又用水の塘ならば、土石を以て築事さはりなるゆへ、柴篠いばらなどにて、高く稻積のごとく、魚の遊ぶべき日向の所ごとに、いくつもこしらへをき、又其上には、大き木を枝ながら伐、おもしにをくべし、小池の中にてもあまた所に、作り置ば、是を日夜廻り遊びて、千里の遠く廣き湖水とひとしく覺るなり、子持鯉の二尺餘りもあるを廿、牡鯉の同じほどなるを四つ、二月の上の庚の日池に放つべし、入る時水の音なき様に、しづかに入べし、さて四月に鯰を一つ入れ、又六月に二つ、八月に三つ入をくべし、池にかめを入るれば、其池の主となりて、大雨洪水の時、其池の魚躍出落る事なし、又池水の落る水口には、わか竹にて箔を作りて、きびしくつよく結立をくべし、來年にいたり、鯉壹万餘ともなり、三年めには池中悉鯉となる、されども池により魚の食物乏しければ多く生立ぬ物なり、其養ひ專一なり、穀物のぬかはしか粃、又野菜の下

葉、切くづは云に及ばず、青き和らかなる草、瓜茄子がら、粟きびがら、大唐稲のわらは取分よし、此等の物をいか程も多く求て、朝晩入るに随ひて魚肥ふとり、年月をへずして、わき出る物なり、餌は入ずしても、をのづから生ずる物なり、されども、小餌をわきより取て入れ、食物を飽ほど入置ば、ふとり繁昌して、常の池の魚よりは、各別勝れる物なり、○中略又うをを生立をく事は、是のみにかぎらず、さま〴〵手立ありといへども、取あげて多くいけ置才覺なくては詮なし、泉ある所は云に及ばず、生水なき所にても、簗に清き水を引、便りある所をみたて小池をほり、さのみふかからずとも、是も中に島を築廻り浅みには水草稗をもうへ、枝柴をも入れ、魚の食物の絶ざる様に日々入べし、九月水冷やかになりて、大池の魚を取あげ、其中にてふとく料理になるべき分をゑらびて入をくべし、又池に三四五月魚子生む時分は、取分餌を多く入るべし、此時　乏しければ、うみ付たる子を食物なり、又池水の甚深きを好まず、三四五尺ほどよし、但北の方一方は深くすべし、浅きを好む事は、冬春日の暖り底にとをらざれば、肥ふとらぬ物なり、物ごと陰氣がちにては、盛長せぬ道理と見えたり、浅みにうへをく草は、菅まこも取分よし、春の終り、夏の初め、魚此所に集り、身をすり廻り遊ぶ物なり、獺は蓮を畏れ、鵜は瓢をつりをくをおそるゝ物なり、されども簗には獺遠方よりも來り、魚を損ずる物なれば、性よき竹にて一間も高くすをあみ、廻りを堅固にかこひ置べし竹ずを立る事、內の方によき程なびかせ、獺外より飛入ても、飛上り出る事ならざる程をはかるべし、凡獺の水中にて魚を食ふはたらき、中々了簡より强き物なれば、大かたの防ぎにては、一夜にも過分に魚を損ふべし、鯉を入をく池の邊りに楊梅をばうゆべからず、此花池中に入て、鯉是を食ば死ぬる物也、其外毒に中りて、腹を上になす事ある時は、水上より溺を流し、又芭蕉の根をたゝき、水上よりそゝぎ下すべし、活るものなり、又池に魚を生立る事、鯉鮒多き池川の、常に魚の多く集る所の、水底の泥を舟にて多くあげ、又は其近方の沼澤などの水草を、子

をうみ付たる時分取て、此方の池川に入れば、二年の後魚多く出來る物なり、又魚の苗を飼立る事は、池河にて小き魚を、網にて多く取、小池に入をき、雞鴨の卵の黃なる所を以飼ひ又大麥の粉炒豆の粉を入れて飼立れば、ほどなくふとる物なり、されども雞子は費多し、麥豆稗の類を用ゆべし、さて一尺許にふとりたる時、大池に移すべし、野菜又は草をきざみて多く入べし、冬秋など死たる牛馬の肉をとり、細かに切、いりたる米のぬかとにぎりませ、是を鯉鮒に飼へば、俄にふとる物なり、田舍にては此才覺なりやすし、又湖のさし入所をすをきびしく立魚のもれざるやうに、いかにも堅固にしをき、鱸鯔鯰殘魚、此外も汐の入る池の中に飼立て、ふとりさかゆる物多し、是又餌を考へて養べし、又水畜の池に同類を食し、害をなす魚あり、えらびて同じ池に入るべからず、鱸鯰取分他の小魚を食ものなり、必これを入べからず、中略○又小池の魚に虱の付事あり、松葉を多く池の中に入るべし、たちまち虫除物なりと云るし置り、

〔經濟要錄六〕飼魚第二

大海ニ遠ク隔リタル國ハ、鮮魚ニ乏キコト往々皆然リ、故ニ雞豚狗彘ノ畜、其時ヲ失フコト無シト雖モ、人民常ニ厚味ノ食物ノ足ラザルニ困ム、且又皇國ハ、土地ニ比スレバ人民甚ダ多ク、濵土ノ如ク數罟洿池ニ入ラザル而已ニテ、魚鼈勝テ食フベカラザルノ多キニ至ルコト能ハズ、是故ニ魚類ヲ飼ヒ作ルノ法アリ、海濵ニ遠キ國ニ於テハ殊更必用ノ事ナリ、乃沼池溝等、凡地窪ニテ水ノ溜ル所ニハ鯉、鮒、鰻鱺、鯰、溪鰮、鱒魚、圓魚、泥鰌ノ類ヲ飼ヒ、流水ニハ鱸魚、鯔、鮃、鱊、鬫胡、石伏魚、紅蝦、白魚、蜆ノ類ヲ作ルベシ、此等ノ魚ハ各自ニ養フ法アリテ、能ク其法ヲ行フトキハ、夥シク滋息シテ、暫時ノ間ニ成長スル者ナリ、會津ヤ信濃ニテハ、鯉ヲ飼ニ養蠶ノ絲ヲ取タル跡ノ蛹ヲ用ユ、鯉鮒ノ類ハ蛹ヲ食フトキハ、甚ダ成長ノ速ナル者ナリ、然レドモ飼法ノ甚ダ進退ナルヲ以テ、成長スルモ快疾ズ、且又大ハ小ヲ食フガ故ニ、蕃息スルコト甚ダ少シ、若夫鯉ヲ飼ハンコトヲ欲セ

バ、池ヲ小大五段ニ分テ、小魚ヲバ小池、中小ヲバ第二ノ池、中魚ハ第三ノ池、中大ハ第四ノ池、大魚ハ第五ノ池ト、次第ニ分テ此ヲ飼フベシ、右ノ如ク意ヲ用テ食物モ蛹ニ軟草根、糠粃、胡麻、蘇麻、芸薹等ノ仁ノ油糟トヲ、各自ノ魚ノ食料ニ、適宜ニ水ヲ調和シ、鍋ニ入レテ微火ニテ煉リ、遍ク此ヲ與ヘ、或ハ魚子ノ微細ナル間ハ、少シク鷄卵、鵝卵等ヲ加テ養フトキハ、暫時ノ間ニ成長スル者ナリ、小大ハ意ヲ用テ右ノ食物ヲ丸ジ、小丸ハ小魚ニ食シメ、大丸ハ大魚ニ飼テ、此ヲ養フトキハ鯉、鮒、鯰ノ類ハ、三四箇月ノ間ニ、其長サ二尺ニ近キ嘉魚ト爲ル者ナリ、其他ノ魚ヲ養フモ、大同小異アリト雖モ、爲シ難キ者アルコト無シ、鰷魚、鰻鱺等モ亦皆長ジ易シ、宜ク法ヲ行ヒテ、夥シク蕃息セシメ、大ニ此ヲ成長シテ、以テ國家ノ食物ヲ豐饒ニシ、餘ル所ヲバ此ヲ他邦ニ輸スベシ、抑此飼魚ノ法ハ、啻ニ海ナキノ國ノミナラズ、潮汐ノ大江及ビ内洋等ノ中ニモ鰡、鱸、鮸、鰈、鯒等ヲ養フベク、且又鰒魚、拳螺、牡蠣、蚶子、蛤蜊、文蛤ノ類モ、種兒ヲ持來テ此ヲ植作ルトキハ、何レモ夥シク蕃息スル者ナリ、江戸ノ内洋ノ貝類、及ビ蚼條魚ノ繁庶ナルモ、其最初ハ皆東照神君ノ植サセ賜フ所ナリ、又肥後國熊本城下ノ貝類アルモ、近來國侯細川家ノ賢臣ト稱シタル、堀平太左衞門ノ植ラレタル所ナリト云フ、國家ニ長タル者ノ、熟察スベキ所ナリ、

〔攝津名所圖會八上矢田部郡〕兵庫生洲　當津南濱今在家町にあり、長サ十三間巾四間許、四方を圍て上に雨覆の屋根あり、中に潮水を湛へ、鯛鱸鰆及び諸魚を多く放生て、常に貯ふ、これを兵庫の生魚といふ、禁裏調進の手當とす、往來の旅人こゝに來ッて、目を悦しめ、奇として時をうつす、

〔日本書紀八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、時岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、○中略參迎于周芳沙麼之浦、○中略皇后○神功別船自洞海洞此云久岐入之、潮涸不得進、時熊鰐更還之、自洞奉迎皇后、則見御船不進惶懼之、忽作魚沼鳥池、悉聚魚鳥、皇后看是魚鳥之遊、而忿心稍解、

〔延喜式四十二東西市〕干魚鄽○中略生魚鄽○中略　右五十一鄽東市　干魚鄽　生魚鄽○中略　右卅三鄽

西市

〔人倫訓蒙圖彙四〕魚屋。諸國より出る、櫻木町の西武者小路錦小路等、其外所々にあり、

〔攝津名所圖會大坂四下〕雜。喉。場。の。市。は、毎朝遠近の浦々より鱗をこゝに運びて、鰕鰯の小魚より鯨鯢の大魚、あるは左大冲が都賦に書し類まで群をなして市を立る也、抑此市の始は、豐太閤御城を營給ひ、列侯甍をつらね給ふ時、山城伏見の民家、命を蒙りて、此地へ多く引移りて、萬物の賣人交易して繁昌の地となる、今の伏見町これ也、諸魚も御城の西にて市をなす、其賣詞に安し〳〵と高聲に喚る、秀吉公御通駕の時、其賣聲御耳に入、安々とは矢の巣の賣聲ならんか、それならば靱といふべき也と宣ふ、因〻茲其町の名を靱と號く、今の本靱町是也、都て交易の場を問屋間丸といふ事は、萬の市諢(ざうけ)を問合するより名とせり、其初は鮮魚問屋十八軒に極れり、今の雜喉場はむかし鷺島といふ所也、其後慶安承應の頃は、鮮魚問屋安土町備後町のほとりにあり、今の上魚屋町也、こゝに於て市を立る、これを沖上りといふ、三月より十月迄は溫氣なれば、上魚屋町へ運送しぬれば、鮮も餒ぬれば、今の雜喉場へ浮舖を出し、こゝにて毎朝市を立る也、十月より三月までは本舖にて買ふ、厥后延寳の頃より西南浦々の漁人本肆へ運送するを厭ひければ、遂に元舖を今の地へ引移し、永こゝにて鮮魚の市を立る事となれり、初靱町生魚乾魚の問屋のわいだめもなかりしが、後世別れて阿波座に引移し、今新靱町といふ、

〔攝津名所圖會矢田部郡八上〕魚市　當津宮の前町にあり、これより西の方の漁者船をこゝに寄て、毎朝諸魚の市あり、こゝにより又京師大坂へ早船にて運送し市に商ふ、都て諸魚美味にして兵庫の魚と賞す、

〔守貞漫稿生業五〕大坂ニテ同生業群居スル地ハ、〇中略雜喉場魚市、鮮魚市也〇中略

江戸ニテ同生業群居スル地ハ、〇中略小田原町及本船町邊魚市、問屋中買群居ス、鮮魚市也、

新場魚市　本名本材木町也、小田原町等ヨリ後ニ官許アリ、故ニ新肴場ト云フ、中略シテ新場ト云也、

芝金杉魚市　深川蛤町大島町　貝類ノ漁家

〔守貞漫稿 六生業〕鮮魚賣　三都トモ俗ニ肴屋ト云

枯魚賣　同枯魚ヲ俗ニ鹽モノ乾物トモ云、鮮魚ノミウルアリ、或ハ枯魚ヲ兼テ賣ルアリ、京都ト江戸ノ魚賣如此、○圖略大坂ニモ如此モアレドモ、專ラ鮮魚ノミヲ賣ル者ハ、大坂住ノ者ニ非ズシテ、泉ノ堺ヨリ來ル者ト、攝ノ尼ゲ崎ヨリ出ル者也、京坂食用ノ鮮魚ハ、堺ヨリ出ルヲ上品トシ、美味トシ價モ他ニ倍ス、堺尼トモニ夜中彼所ニ魚市ヲ行ヒ、未明ヨリ發シテ大坂ニ至リ、專ラ市民得意ノ家ニ予フノミ、或ハ得意無之者ハ、市中ヲ呼ビ行ク、コレヲ俗ニフリウリト云、他賈モ准之、得意アル魚賣ハ、五節及ビ土神祭祀等ノ日ハ、僕兩三人ヲ供シテ、魚籠二三荷ヲ持巡ル、江戸ニハ如此者ハ無之、僅ノ魚數ヲ持巡ル、

又大坂三四月ニハ、鯛及ビ鮪甚ダ多ク、價廉ニシテ味美也、俗此節ヲ魚島ト云フ、當節呼聲平日ヨリ華カニ高ク呼ブ、其詞ニ曰、タイヤタイナマダゾマタヒヽト呼ビ行也、

又尼堺ヨリ出ル者、夏月ニハ衆賈一樣ノ襦半ヲ著ス、地白縹ニ紺ノ大名縞也、他色ヲ無用者也、

江戸ノ魚賣ハ、四月初松魚賣ヲ盛ナリトス、二三十年前ハ初テ來ル松魚一尾價金二三兩ニ至ル、小民モ爭テ食之、近年如此昌ナルコト更ニ無之、價一分二朱、或ハ二分バカリ也、故ニ魚賣モ其勢太ダ衰ヘテ見ユ、

江戸魚賈ノ荷フ所ノ圖○圖略モッコノ上ニ籠ヲ置キ籠ニ半臺ヲ置キ、半臺ハ桶ノ名也、半臺及籠トモニ橢圓形也、

漁村ヨリ諸魚ヲ三都ノ市ニ漕ス魚籠、京坂ハ楕圓形淵ク、江戸ハ狭シ、○中略

魚買ノ追書、大坂魚買ノコト、泉堺ト攝ノ尼ケ崎、略シテ尼トノミモ云、前ニハ此二所ノミヲ擧グ、追考スルニ甚誤ケリ、大坂ノ西北隅ニ雜喉場ト稱ス、官許ノ魚市アリ、其行江戸ノ魚市ニ及ズト雖ドモ、又小行ナラズ、蓋堺市ニ出ス魚類、近海ニ漁スル所ナルベシ、此故ニ自ラ肉肥テ味美也、尼ケ崎及ビザコバニ出スモノ、遠海ヨリ來ル故ニ味肉トモニ劣レリ、價モ大略堺魚ノ半價トス、江戸ハ本材木町字シテ新魚場、略シテ新場ト云所ノ魚市ハ、相ノ三浦三崎金澤等近海ヨリ出ルヲ以テ魚美味、本船町及ビ小田原町ニ濟スハ、總房其他遠海ノ漁魚故ニ劣レリトス、江戸ハ漁村ヨリ、右ノ魚問屋ニ贈リ、問屋ヨリ仲買ト稱ス魚買ニ分チ、仲買ヨリボテト云小賈ニ賣ル、賣テ後ニ直ヲ定メテ、仲買ヨリ問屋ニ價ヲ收ム、

大坂モ雜喉場問屋ヘ漁村ヨリ贈ル、問屋ニテハ一夫臺上ニ立チ、魚籃一ツ宛ヲ捧グ、サアナンボ〳〵ト云、サアハ發語、ナンボハ何程ノ略也、此時大坂市中魚買群集シ、口々所欲ノ價ヲ云、其中貴價ナル者ニ賣與ス、コレヲ市ヲ振ルト云、堺尼トモニ彼地ニ於テ此行ヲナス、故ニ大坂市中ヲ巡リ賣ル魚買、多クハ江戸ニ云仲買ニ比スベキ者ナリ、又仲買ヨリ傳買シテ賣ル、小魚買モ有之、

〔享保集成絲綸錄三十六〕寛保二戌年六月

覺

一ます　正月節より　一あゆ　四月節より　一かつほ　四月節より（中略）

一さけ　九月節より　一あんかう　十一月節より　一生だら　十一月節より（中略）

一白魚　十一月節より（中略）

右品々、貞享年中、元祿年中にも相觸候通心得、此書付之通、來正月より商賣可仕候、初而出候節も、直段高く商賣仕間敷候、前方も相觸候通、獻上之品たりといふ共、各別高直ニ商賣仕間敷候、右之趣相背もの於有之は可為曲事者也、

鯉名稱

十月

〔一話一言 卷首〕大阪狀

一肴は堺より參り候てとかく高直也、當町少きは、いはし、ひしこのことなり江鮒、すばしりのちいさきなり澤山なる物、はも、まながつを也、されども二三匁位にて高し、黑鯛の事はちぬと申候、和名抄にチヌとあり、古名なり、

一此節鰹有之候、例年初鰹位の季候は十月比なり、

十月七日〇享和元年　　大田直次郎

島崎金次郎様

長崎狀

一鯛二三十文、四十文では大鯛なり鱸大七八寸八文七文、糸より鯛十六文程、鱸大八九寸見事にて十三四文、まぐろ鮪のるゐ、却て高く御座候、肴より野菜高し、油一合五十六文是計高直、其餘下直なり、

九月廿九日〇文化元年　　大田直次郎

島崎金次郎様

〔滑稽花譜街酒嘩 一〕鶴人〇中略アレ御覽じやし、江戸と違て魚屋が、みんな籠へいれてあるきやす、千長なるほど半臺よりは、あの方が便利でムりや正、万松、千長さんなるほどこちらは人が、上品だ、魚屋が尻をはしよつたうへに、前垂を掛ておりやす、誠に感心だ子、

〔新撰字鏡 魚〕鯉 眞士反、上、古〇比、

〔段注說文解字 十一下 魚〕鯉鱣也、此見釋魚、毛傳於鱣云鯉、於鯉不云鱣者、鯉者俗通行之語、不待注也、舍人云、鯉一名鱣、毛云鱣鯉也、爾雅古或如此、自陸璣說鱣身形似龍、銳頭、口在頷下、背上腹下皆有甲、縱廣四五尺、今於孟津東石磧上釣取之、大者千餘斤、而郭注乃分鯉鱣爲二、云鱣大魚、似鱘而短鼻、口在頷下、體有邪行甲、無鱗、肉黃、大者長二三丈、此即今江中及閩東之黃魚也、如其言、則鱣絕非鯉矣、周頌有鱣有鮪、鰷鱨鰋鯉、鱣鯉竝言、似非一物、而毛云鱣大鯉也、然則凡鯉曰鯉、大鯉曰鱣、猶小鮪曰鮥、大鮪曰鮪、鱣與鯉、鮥與鮪、不必同形、而要各爲類也、許意當亦如是、按他家說鱣鮪同類、而有短鼻長鼻肉黃肉白之分、爾雅毛鄭許則短鼻長鼻肉黃肉白者統以鮪鱘包之、而惟三十六鱗之魚稱之鯉、亦謂之鱣、古人多云鱣鮪出鞏穴、渡龍門爲龍、今俗語云、鯉

魚跳龍門、登奉合爲一、非一日矣、从魚里聲、良止切、一部、

〔本草和名十六蟲魚〕鯉魚楊玄操音里、崔禹音圖持反、爲魚之主、一名鮎胡圖反、野王云、是鯉魚也、一名鯠下冝反、說文云鯠、一名鱯音度、大鯉、已上三名出七卷食經、鮍擧違反、相似、鱅音扶各反、似鯉而一目、已上二種出崔禹、一名赤驥赤鯉一名青馬青鯉一名玄駒黑鯉一名白騏白鯉一名黃雉黃鯉、已上五名出古今注、一名頳尾、一名灊出錄名苑、一名鱣大者、出古今注、一名水民出墨子五行記、和名古比、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鯉 七卷食經云、鯉魚上音里、和名古比、野王按、鮎胡圖反說文云、鯠胡冝反、上鯠之重、爾雅云鱯音度皆鯉魚也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按、北戶錄引陳思王云、五尺之鯉、一寸之鯉、但大小殊而鱗之數等、酉陽雜俎云、鯉脊中鱗一道、每鱗有小黑點、大小皆三十六鱗、爾雅翼云、是脇正中一道爾、非脊也、○中略醫心方云、七卷食經云、鯉魚平、補中、又鮎胡鬪反、野王云、是鯉魚也、又鯠下冝反、說文云鯉也、鱯音度、廣雅云大鯉也、本草和名引略同、而云已上三名出七卷食經、則知野王說文廣雅皆從食經引之也、各本廣雅作爾雅、蓋後人傳寫之誤、非源君之舊、今從醫心方改、廣雅釋魚云、鮎鯠也、大鯠謂之鱯、曹憲音度、廣韻二仙亦收鱯、則鱯音度當作鱯音度、然本草和名引亦作鱯、別引崔禹出鱯字、則輔仁所見七卷食經已誤作鱯、源君襲之、故醫心方亦作鱯、非後來傳寫之誤也、又按、今本玉篇云、鮎胡鬪切魚也、不訓鯉、說文云、鯠鱧也、又云鱧鱯也、又云鱯魚名、廣韻、鯠魚似鮎也、爾雅郭注云、鱯似鮎而大、白色、即四聲字苑鮠魚、後俗呼回魚者也、鮎回危皆一聲之轉、則知鮎亦鮠魚、廣雅以鯠訓鮎、史記司馬相如傳集解引漢書音義云、鮍似鯠而大、與廣雅云大鯠謂之鱯合、是鮠魚之大者、則鮎鯠鱯皆鮠魚之別名、並一聲之轉、非鯉魚也、疑古本玉篇鮎字注、據廣雅云是鯠魚也、食經所見玉篇誤作是鯉魚也、故於其鯉魚條引玉篇載鮎字、既以鮎爲鯉、鮎即鯠、故引說文鯠字爲鯉魚、鯉之大者鱯、故又引廣雅鱯字爲大鯉也、本草和名承其誤、源君又襲引之也、又按、太平御覽引廣志云、鱯魚似鮎大口、周頌絲衣釋文引何承天云、魚之大口者名吳、胡化反、王念孫曰、大口故名鱯、吳其字當作鱯、音義皆協、承天

不逹字體、乃臆撰只字、從口下大、斯爲妄矣、

〔類聚名義抄 魚十〕鯉（音里、俗鱧、コヒ、ナマヅ、）　鯉魚（コヒ）　鮖（胡閣反、コヒ、）　鯇（コヒ）

〔伊呂波字類抄 古動物〕鯉（コヒ）　鮖　鱁　鰈　鱍　鱣　魴（同已上）　赬尾（コヒ）（瀰居出蒙名、鯉大者出古今注、水氏出墨子五行記、已上コヒ、）

〔下學集 氣形上〕鯉（コイ）（使書）

〔日本釋名 中魚〕鯉　こ。い。はこえ也、其身こえたり、又其味諸魚にこえたり、いとえと通ず、

〔東雅 十九鱗介〕鯉（コヒ）○中略　凡魚介の類よびて、ヒといふもの多し、鯉をコヒといひ、鯛をタヒといひ、鱏魚をエヒといひ、王餘魚をカラエヒとも、カレヒともいひ、鰣をセヒといひ、また鰕をエビといひ、貝蛤幷にカヒといひ、甲羸をツビといひ、鰒をアハビといふが如き、かならず其義ありぬべけれど、今に於ては詳ならず、

〔秇苑日涉 八〕魚譜

鯉魚譜　鯉此云谷伊、赤者云柹谷伊、埤雅曰、鯉是今之赬鯉也一名鱣鯉、博雅曰、黑鯉謂之鯡（步佳）鯉、秋古今注曰、鯉魚之大者鱣魚、卽今之赤鯉魚也、兗州人謂赤鯉爲赤驥、謂靑鯉爲靑馬、謂黑鯉爲玄駒、謂白鯉爲白旗、謂黃鯉爲黃雉、鎭江府志曰、鯉出江中者謂之赤稍、事物異名曰、飛魚、（過暴風雨、能飛越山川、）龍公子、（諸魚不化龍、唯鯉能化之、）赤鱓公、（唐姓李、得鯉卽放、號赤鱓公、鱓音混、）六六魚、（鱗上從頭至尾三十六鱗、雖大小其數必同、）瑯環記引採蘭雜志曰、鯉一名稚龍、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一こ。い。　こ。も。じ。

〔海人藻芥〕內裏仙洞ニハ、一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也、一向不存知者、當坐ニ迷惑スベキ者哉、○中略

鯉ハコモジ、略○中如此異名ヲ被付、近比ハ將軍家ニモ、女房達皆異名ヲ申スト云々、

〔大草殿より相傳之聞書〕一きんぎよとは、口のきなる鯉の事にて候、

〔貞丈雜記 六飲食〕一金魚を料理に用る事、舊記にあり、金魚とは今時池に放して弄ぶ、赤き魚の金色に、ひかるをいふにはあらず、大草殿相傳聞書に云、金魚とは口の黄なる鯉の事にて候とあり、土佐國にも口の黄なる鯉ありて、それを金魚といふ由、土佐人の物語也、

〔物類稱呼 二動物〕鯉こい　武藏國にて鯉魚の小なるをぶんまろと稱す、

〔孤花滑稽街酒譚 一〕鶴人、略○中所替れば品かはるとか申やすが、品もかはらずに、名のかはるのが大分ムりやす、略○中鯉をうろこ、

〔本朝食鑑 七河湖有鱗〕鯉

集解古曰、鯉最爲魚之主、故後人爲諸魚之長、是能神變躍登禹門之故乎、其脊鱗一道從頭至尾、無大小三十六鱗、予○平野必大嘗試之、兩鬐爽、口眼大而圓、大者三四尺、在水中則勢強力健、間有漁人懷之者、必不使魚而識之、撫背腹而任魚所之、遂至岸畔、而急拋于陸、若魚識人之抱則跳動掉尾、人自顚倒、大抵釣無常餌、網而采之、有赤黃白三色、詳察之則明白矣、其味據所產之水而有好惡、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鯉魚　コヒ和名鈔　マゴヒ　一名稱龍記事珠　李長史名物法言　赤渾公同上

赤鯶公事物異名　龍公子　六六魚　錦鱗　飛魚共同上　魚主事物紺珠　金尺　李本共同上　文鯉行厨集

赤鯶同上

鯉ハ首ヨリ尾ニ至ルマデ、鱗ノ數三十六アリ、故ニ六六魚ノ名アリ、證類本草ニ、古語云、五尺之鯉與一寸之鯉、大小雖殊、而鱗之數等是也ト云ヘリ、略○中鯉ノ生ジテ二年ナルモノヲ二年物ト云、木內氏ノ說下同頭ヨリ尾ニ至テ一尺七八寸アリ、又生ジテ三年ナル者ヲ三年物ト云、頭ヨリ尾ニ至テ二尺二三寸アリ、又一枚物ト云ハ、鯉ノ一ノ鰭ニテ、兩手ノ指ヲ以圍ミテ、餘レル鱗數ヲ云、二箇餘ル

ハ二。枚。物。三箇餘ルハ三。枚。物。ナリ、一箇餘ル者ハ四。年。物。ナリ、十箇餘ル者ハ長サ七八尺ナルベシ、カクノ如キモノハ肉勁ク酸味アリテ佳ナラズ、鯉ノ長サ三四寸ヨリ扇尺マデナルヲヒ。ッ。プ。イ。江州ト云、長サ一尺許ナルヲハ。ヤ。リ。備前ト云フ、三寸マデノ者ヲ乳。ゴ。ヒ。ト云、婦人乳藥ニ用ユ、故名ク、野必大小鯉ヲ文。正。ト云、今武州ニテ小鯉ヲプ。ン。シ。ロ。ト云、文正ノ轉ナルベシ、叉形大ニシテ短ク背ニ節アルヲ、エ。ビ。ス。ゴ。ヒ。江州ト云

〔貞丈雜記六飲食〕一庖丁人の家にて云、鯉。の。名。所。の事、うなもととは、頭の方より第一の背のひれ也、うびたとは、腹の方第四の右のひれなり、さひだとは、腹の方第四の左のひれ也、すぎさしのひれとは、腹の方第五のひれなり、ことゞめのひれとも云、婚禮の祝には、ことゞめのひれをば、式三獻の時にも用ざる事庖丁人の故實なり、子をとゞむるといふ心にて忌也、懷姙の婦人、著帶の祝にも忌むべし、子をうみ出すこそよけれ、子をとゞむる事は忌む也、土すりのみとは、腹の下の肥たる所の肉を云、すんずりの身とも、つちずり共云は、水底にゐる時土をする所也、すんずりと云も、すなずりと云事なり、うすみとは、腹の方肉のうすき所をいふ、あつみとは、背の方肉の厚き所也、

鯉種類

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕鯉魚略〇中鯉魚ニ色赤キモノアリ、赤鯉魚本草識類ナリ、コ。ヒ。ノ。王。江州ト云、純白ナル者アリ、黄色ナル者アリ黒白班駁ナルモノアリ深紅色ナルハ金鯉畫史ト云、コレハ金魚ノ品ナリ、墳、一種ウ。ミ。ゴ。ヒ。ト呼モノアリ、紀州海士郡雜賀崎浦ニテ稀ニ釣取ル形鯉ト同クシテ、唯腹ニ細赤條アリテ尾ニ至ル、大抵一尺許ヨリ大ナルハ見ズ、肉ハ鯉ヨリ柔ニシテ味劣ル、廣東通志ノ高州府土產ノ中ニ海鯉ヲ載テ注ナシ、恐クハ是ナルベシ、桃洞遺筆ニ見ヘタリ、

鯉產地

〔延喜式二十四主計〕美濃國略〇中中男作物略〇中鯉

〔侍中群要二〕同例〇子御所所例云延喜十一年十二月廿日官符、始定六箇國日次御贄、山城國略〇中鯉(中略)一日

七日十三日十九日廿五日〇中略河内國〇中略鯉(中略)三日九日十五日廿一日廿七日〇中略攝津國〇中略鯉(中略)五日十一日十七日廿三日廿九日〇中略近江國〇中略鯉(中略)六日十二日十八日廿四日卅日者、今案件等六國進於內膳司、

〔毛吹草三〕山城　鯉　常陸　裝和田鯉(極月下旬只一日取、江戸ニ多出來スルナリ、)　近江　鯉　美濃　墨俣鯉
信濃　鯉　上野　利根川鯉　出雲　鯉　備前　鯉　紀伊　紀伊川鯉　筑後
三條鯉(九州ニハ限當國)

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鯉〇中略其味據所產之水而有好惡、〇中略先以城州淀河為第一、宇治、勢多、琶湖次之、諸州雖有之、未知其美惡、今江東所賞美者、江都淺草川、常州箕輪田之鯉也、信之諏訪湖亦美、然路遠不能送其鮮者、淹之鮓之以送、凡西都之鯉者水清流潛、魚肥多脂、肉色紅白相交、而麗如桃花盛開、含露苾耋、其味濃潤不粘、故自古最賞其美矣、淺草之鯉者、水濁江近而湖水相交、魚雖肥少脂、肉色淡白略帶微紅、如桃花開耋、夕護動林、其味亦淺鮠有粘、稍覺泥氣、箕輪田之鯉者、流不濁而不清、江不近而通湖、魚稍肥、脂亦稍多、肉色深紅如緋桃之稍開、肉味淡脆稍粘、予往年遊信之諏訪湖邊而膾鮮鯉、湖廣水淨魚味不減西都之物也、土俗謂、湖中多溫泉、故有硫黃之氣而味不佳、然則湖魚無毒尙佳矣、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕鯉魚〇中略京師ニテハ近江鮒淀鯉ト稱シテ名產トス、淀ノ城邊及橋下ニアル者ハ、皆三十六鱗ナリ、他處ノ者ハ鱗數或ハ多ク或ハ少シ、淀河ノ鯉ハ魚肆ニテモカヅキト云フ、ソノ形頭小クシテ身扁シ、身ノ長サト圍ト同寸ナリ、色黑ク冬ニ至レバ黃色ヲ帶ブ、近江鯉ハ琵琶湖ノ產ヲ云フ、頭小ニシテ身圓ナリ、土人ハ淀鯉ニ勝ルト云フ、北湖及勢多河下ヲ佳トス、大ナル者ハ四五尺ニ至ル、北湖ニハ丈餘ナル者稀ニアリト云、〇中略凡城州淀河、宇治川、武州淺草川、常州箕輪田、信州諏訪湖ニ產スル鯉魚、ソノ地ノ水ニヨリテ味ニ優劣アリ、肉色ニ淺深アルコト、野必大詳ニ書セリ、

〔魚鑑下〕こひ〇中略 此魚江河池水共に產す、金鱗紫鬣紅肉なり、長流淡水に生ずるものを上とす、大湖これに次ぐ、池沼のもの劣れり、山城淀川第一たり、就中車下と稱するもの絕品にして、尋常に指を染ること能はず、江都利根川も亦美し、

〔雍州府志六土產〕鯉魚 所々有之、其中淀橋下所產爲勝、是稱淀鯉、嵯峨大井川中深淵所有味美、近江湖水之所出又爲宜、

〔古今和歌六帖三〕こひ

淀河の底にすまねどこひといへばすべていをこそねられざりけれ

〔新撰六帖三〕こひ　家良

淀川にいけてつなげるこひをみよ誰も此世はあはれいつまで

〔皇都午睡三編下〕或人招請せられて行しに、鯉の差身を出す、かの客賞味して云ふ、亭主の饗應至て深切なり、此鯉は淀の鯉なりと思ふ、遠路の珍物一入辱なしと云、亭主客をもふけて何の馳走なし、是一種の馳走也、去かし客早く淀の鯉の味知ること不思議なりと云ふ、客曰、淀の鯉に一ッの替りあり、外の鯉は煎酒に入て賞味するに、煎酒濁る也、淀の鯉は幾度入ても濁ることなしと答ふ、諸人其博識を感ず、評に曰、鯉を籠に入、早瀨川に一夜置て調味すれば、泥を吐き清く成ゆゑ、煎酒濁ることなしと、爰を以て發明せり、淀川早瀨川なるゆゑ、流に住魚うちに泥を貯へざるゆゑ、其汁濁らずといふ、

〔遠碧軒記上一神祇〕上賀茂元日神前に、元日の御供を御棚にかざりて色々の供物あり、近江の安曇川より鯉を上る、今に其通なり、

〔續江戸砂子一〕江府名產井近在近國

淺草川紫鯉　駒形堂花川戸の邊也、此鯉色金紫也、山州淀川の鯉より勝れたりとす、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鯉○中略

肉、氣味、甘溫無毒、服天門冬硃砂人不可食、不可合犬肉及葵菜食、今本邦常不食犬肉葵菜、則無害、按動風熱者未試之、本經甘平無毒、凡鯉乃陰中之陽、或動風熱、然則性平者何、蓋動風動火乎、近俗所謂與胡椒同食則死、是亦助火之故歟、未詳、主治、利小便、消腫脹、黃疸喘嗽濕熱之病、調子腫及胎氣不安、小兒暴痢、煮食下水利、溺膾食性溫、能去痃結癖塊冷氣之病、燒食從火化、能發散風寒、平肺通乳、解腸胃及腫毒之邪、以上李時珍之說也、今並通用、皆似有驗、

發明、寇宗奭曰、鯉至陰之物、其鱗三十六、陰極則陽復、故素問言、魚熱中、脈訣言、熱則生風、食之多能發風熱、愚謂、鯉有六六至陰之數、是諸家之說、以龍有九九重陽之數、而對之與言、竟至于登禹門化爲龍、是陰極陽復、理之當然也、引其素問熱中脈訣生風之語、而論鯉魚者爲不的當乎、熱中者諸魚之性也、故李時珍以丹溪之語而難之曰、諸魚在水無一息之停、皆能動風動火、不獨鯉也、此說最爲宜、實鯉性入手足大陽經、而能逐水洩濕、有下氣之功、又從火化則發散風寒、除祛冷結、然則陽在內者無疑、素是水中之物、則陰在外者無疑、於是時珍爲陰中之陽亦宜矣、予今論者、古人之餘涎、不言可知、然於諸魚之首、而爲知諸魚之外陰內陽多食則動風火生濕熱也、或據魚之上中下行有說、事詳于後、

附方、乳汁不通、鯉魚鯽魚入未醬汁、煮熟而食、一切水腫、及子腫用生鯉魚細切、去諸腸臟鱗鬛、與赤小豆同煮熟而食、或飲汁、寒嗽痰喘、乾鯉炙熟、夜々食好、

頭及髓腦、主治、點青盲眼、或入耳聾俱良、源順曰、食療經云、婦人任身不得食魚頭損胎、按、煮鯉魚謂之魚頭、故別擧之、

眼、主治、鮮鯉眼胞及珠子一箇、冷水飲之則乳汁迸出最妙、然內虛不通者無驗、

膽、氣味、苦寒無毒、主治、眼目赤痛及熱腫雀目者、點膽汁而妙、或患痔者用生膽一箇、曬乾爲末和糊而傅之卽愈、

鱗、主治、燒灰治痔瘻骨鯁吐血、凡婦人血崩帶下久不止者、和醬炒香而食之則好、

〔本朝食鑑十華和異同〕鯉

鯉魚形色氣味出據華和相同、但未見化龍之大、大者不過四五尺餘、其赤黄白之三色亦不明、於水中子細察之、則有相似者、爾華人取膽以療眼疾、本邦之人、以甚苦不食、都去膽與鰾也、

〔徒然草上〕鯉のあつもの食たる日は、鬢そゝげずとなん、膠にもつくるものなれば、ねばりたる物にこそ、鯉ばかりこそ、御前にてもきらるゝ物なれば、やんごとなき魚なれ、

〔庖丁聞書〕一出門に用る魚鳥〇中略鯉

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物、〇中略こひなます、〇中略

一このみてまいるべき物、〇中略こひ、

〔食物和歌本草五〕鯉二十

鯉はたゞはらみ女のはら心とかくあしきにくすりなりけり　鯉こそは小便利すれ懐姙の身もはれ息の志がたきによし

〔日本書紀景行七〕四年二月甲子、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國有佳人、曰弟媛、容姿端正、八坂入彥皇子之女也、天皇欲得爲妃、幸弟媛之家、弟媛聞乘輿車駕、則隱竹林、於是天皇權令弟媛至而居于泳宮、泳宮此云區玖利能彌揶、鯉魚浮池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲見其鯉魚遊、而密來臨池、天皇則留而通之、

〔吾妻鏡二〕治承五年〇養和元年正月一日戊申、千葉介常胤獻垸飯、相具三尺鯉魚、又上林下若不知其員云云、

〔沙石集一下〕生類神明供不審事

江州ノ湖ニ大ナル鯉ヲ浦人トリテ、殺サントシケルヲ、山僧直ヲトラセテ湖ヘ入ニケリ、其夜ノ夢ニ老翁一人來テ云ク、今日我命ヲ助ケ給事、大ニ無本意侍也、其故ハ徒ニ海中ニシテ死セバ、出離ノ緣カクベシ、賀茂ノ贄ニナリテ和光ノ方便ニテ、シユツリスベク候ナルニ、命ノビ候ヌト、恨タル色ニテ云ケルト古物語ニアリ、

〔薩戒記〕應永卅三年四月十五日己卯、或人語曰、去十三日、自内裏遣三條中納言公保勸解由次官範景各直衣乘馬等於伏見入道無品貞成親王御領也仰綾小路前宰相經良入道親王侍臣也、三條中納言爲被官勤仕當、催漁人等、取乘船七八艘、於伏見津令漁、是取生鯉、爲被放内裏御池云々、

〔延喜式 十六 陰陽〕庭火并平野竈神祭坐内膳司

神座十二前、〇各六前中略鯉魚四隻、

〔延喜式 二十 大學〕凡享日、〇釋奠中略在園韓神并春日大原野等祭之前、及與祭日相當停用三牲及菟、代之以魚、其魚毎府令進五寸以上鯉鮒之類五十隻鮮潔者、

〔親元日記〕文明十五年五月十一日癸卯、織田大和守殿より細鯉五百本入籠まいる、

〔大館常興日記〕天文十年八月十七日、鯉一折、三公方樣より以佐拜領之、謹而頂戴仕也、御使松阿也一段忝畏存候旨言上之、

〔殿中申次記〕正月十四日

永正十三

一御盃臺二、〇中略鯉一、貝鮑一折、栁十荷　例年進上之、但今日參、右京大夫殿細川

〔おほうみのはし〕本源自性院入道關白殿に、近衞信尹公、法名應山、光悦が鯉を奉るとて、

をりあらば申させ給へふたつもじうしの角文字奉るなり

御かへし

いをのなのそれにはあらでふたつもじ牛の角もじひまあらばちと

〔牛馬問 三〕いにしへの事にや、京都に、浦井何某といへる町人と又鍼醫に何とやらんいふものと、園池三位卿と、三人常々花鳥風月の友なりしが、或時浦井より、醫者のもとへ鯉魚を送りけるを、此醫又園池殿へ進上せり、園池殿にも見事なる鯉なればとて、又浦井が方へ給はりぬ、浦井は我もとより送し魚なれば、能も見覺たるや、彼鍼醫を招き、某こゝろざしてまいらせたる鯉を料理

鲋名稱

はなさで、園池殿へは送り給ふといへば、爵も驚き、何として知れたるといふに、右の由を話て笑ひける、此事三位殿聞給ひ、浦井に見せよとて、

はり先にかゝりし魚をその池へはなせばもとの浦井へぞ行

〔視聽草五集九〕板屋慶意話

一畫工板屋慶意、十年前松平隱岐守殿世子立丸より梅の鉢植を送られしに、梅年々に衰、ことしは花色も不咲なりしが、五月十九日四過、他の草花を植んとて、梅をぬかれしに、土塊のごときもの轉び出したり、魚の形ある樣なりとて、盆中に放したりしが、忽口明き一時計にして鱗尾鰭より鼻口等も、こと〴〵くそなはり、暁時動出し口より泡を吹き、遂に鯉となるに、六月初に至まで盆中に畜置たり、後糀町の御濠に放と云、

〔二宮先生語錄二〕獲鯉魚而鬻之市、則人必買之、割烹而食之、必曰美味、使人賞歎不已、顧其在江湖之日、凌風波、忍寒暑、沈浮游泳、無晝無夜、運精氣於冥冥之中、以長焉、是豈非積艱苦於生前、而享榮賞於死後乎、人宜察此理、耐忍艱苦、竭精力於生前、以所死後之榮賞也、

〔鶉衣前編拾遺〕百魚譜

龍門瀧にのぼらんとする魚有りて、おほけなくも大聖の御子にも、此名をからせ給へるされば世の名聲は、かの鯛にもならばんとす、かれはいかなる幸にかあらむ、味ひ美なりといへども、鯛の料理の品々なるにはにるべくもなし、乾物炙物にせず、膾すましによろしからず、くずし蒲鉾に用ひ難く、壺にも鮨にも調せず、只さし身あつ物にとゞまるは、多能を耻といひけんを、中々ほまれと思へるにや、

〔新撰字鏡魚〕魴鰟同方音、赤尾魚、不奈、又堅魚、　鲋布奈古、　鯽布奈、鰤同、

〔本草和名十六蟲魚〕鯽魚、仁諝音秋、作鯽、音積、一名鮒魚、一名鰿、音子赤反、出崔禹、　和名布奈

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鮒　本草云、鯽魚上音即一名鮒魚上音附、和名布奈、　四聲字苑云、鰿鯽鰿音積、今按三字通用也、　鮒也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕證類本草引蜀本注云、形亦似鯉、色黑而體促、肚大而脊隆、所在池澤皆有之、圖經有大者至重二三斤、○中略　說文、鰿魚名、玉篇鰿子亦切、鰿鯽並同上、按鯽鰿並後人諧聲字、與說文鰿鯽或作鯽爾雅貝小者鰿字自別字、王念孫曰、易井九二谷射鮒、劉逵吳都賦注引鄭注云、所生無大魚、但多鮒魚、言微小也、

〔段注說文解字十一下魚〕鮒、鮒魚也、鮒見易、鄭注易曰、鮒魚微小、虞翻曰、鮒小鮮也、王逸注大招及廣雅皆云、鮒鰿也、从魚付聲、符遇切、古音在四部、

〔類聚名義抄十魚〕鮒音付、フナ、　鰿フナ　鯽音即、一名鯽魚、　魴　鮄フナ　鮱フナ　鯵音必、フナ、マス、　鰏鯾或正方、チヌ、フナ、
鱒フナ　魧マス、フナ、

〔伊呂波字類抄不動物〕鮒フナ　鰿鯖イ　鮒魚見本草　鮥　鯽魚已上同　䲖フナ　魴同

〔圓珠庵雜記〕鮒　ふは字の音、なは魚か、

〔日本釋名中魚〕鮒　炙て食するに、骨やはらかにしてなきがごとし、骨なし也、ほとふと通ず、ねを略す、

〔東雅十七鱗介〕鮒魚フナ○中略　萬葉集には吉魚呼でフナといふ、義また不詳、漢語抄に乾魚をコツフといひ、鱭一名婢妾魚といふをセヒといひて、今訛婢妾、謂妾婢也と注せし例によらば、鮒魚をフナといひしも、其の音と訓とを合せ呼びしと見えたり、凡是等の類は、漢字傳衍し後、其字を取用ゆるに及びて、竟に我國の古よりいひし所の名は隱れしと見えけり、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鮒音附、訓布奈、
釋名、鮒源順曰、音附、四聲字苑音積、　鯽鰿音積　藻臥萬葉集　紅葉鮒俗名　源五郎同上　苦鮒上同、鮒鰿鯽三字通用、鮒也、陸佃埤雅曰、鯽魚旅行以相即也、故謂之鯽、以相附也、故謂之鮒、按、籠中養鮒聚藻捲之、呼曰臥附、故稱藻臥、或曰東鮒、鮒之小者如手之一束、故言乎、近世歌人稱紅葉鮒者、秋後冬初霜林紅染時、肉厚子多、其味尤美、故名之、又近世有琶湖漁人源五郎者、能采大鮒肥美者、故呼爲琶湖鮒之名也、苦鮒者小鮒之類、背色黑、腹赤、味苦、是[illegible]之類乎、今俗謂、今江都葛西之水中有目高者、狀細小、五六分、不及寸、頭大眼高起、性群游浮岸、聚[illegible]

鳥ニ害鯖、魚類也矣、

集解、處處池澤川湖多有、形似小鯉色黒體扁、肥大而脊隆頭小、大者一二尺、性喜食泥土而不食雜物、故補脾胃、其味不減鯉魚、但恨肉中多小刺焉、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕鯽魚　モブシ(萬葉集)　フナ　アラフナ(備後、此國ニテハ鯽魚ヲフナト呼ブ故ナリ、)　ツカブナ(小ナル者ヲ云)　一名鮮于葉(水族加恩簿)　逆鱗魚(事物異名)　波臣(事物紺珠)　鰿(正字通)　鰿　鱑　鯖　鰆　鰿　鰽(共上同)

池澤川湖皆多シ、筆波府志ニ出河水者色白、湖中者色黒ト云、池澤中ニ產スル者ハ、骨軟ニシテ肉肥味美ナリ、流水中ニ生ズル者ハ、骨硬クシテ肉脆ク味佳ナラズ、鯉魚ハコレニ反ス、

〔魚鑑下〕ふな○中略　昔近江の餘吾の紅葉鮒とて貴しぬ、今もその名殘れり、卽膳所侯上る所なり、世に琵琶湖の產を上とす、俗に夏頭鮒といふ、夏の頭その多くいづるをもつてなり、後誤りて源五郎ぶなといふ、その身扁きものをひはら眞ふなといひ上とす、身圓く鯉の如きものをいをなるをといふ下とす、武州綾瀨川のもの、大サ二尺にいたる味ひ美し、信州諏訪湖のものも美し、

〔萬葉集四相聞〕高安王裹鮒贈娘子歌一首
奧幣往、邊去伊麻夜、爲妹、吾漁有、藻臥束鮒、

〔萬葉集十六有由緣并雜歌〕詠香、塔、厠、屎鮒、奴歌
香塗流、塔爾莫依、川隅乃、屎鮒喫有、痛女奴、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕ひがしの池に舟どもうけて、みづしどころのうかひのをさ、院の鵜かひをめしならべて、鵜をおろさせたまへり、ちいさきふなどもくひたり、

〔赤染衛門集〕おもひかけたる人のふなをおこせて
さまかへて世を心みんあすか川戀路にえつるぶな人ぞこれ

一 かへし

飛鳥川淵こそせにはなるときけ戀さへふなになりにける哉

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一 ふな　山ぶき

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年四月廿七日、いつものごとく、やまぶきの御ふるまいあり、

〔海人藻芥〕內裏仙洞ニハ、一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也、一向不存知者、當座ニ迷惑スベキ者哉、〇中略 鮒ハフモジ、〇中略 如此異名ヲ被付、近比ハ將軍家ニモ、女房達皆異名ヲ申スト云々、

〔重修本草綱目啓蒙〕二十九魚 鯽魚〇中略

江州ノ產其品名數多シ、ソノ源五郎ブナト呼ブモノハ、鯽魚ニシテ、孟詵ノ說ニ、寬大者是鯽ト云モノナリ、正字通ニコレヲ荷包鯽ト云、源五郎ブナハ江州ニテ單ニフナト云、又マブナ、ホンブナ、ヒラブナ、山田ブナ、大津ト云フ、冬ヨリ春ニ至マデ採ル、大ナル者ハ長サ一尺二三寸、濶サ八寸許ニシテ首小ナリ、色ハ白クシテ微ク銀光アリ、此品專ラ軒膾ニ用ユ、故ニナマスブナトモ云、雌ナル者ハ鮞五合アリ、雄ナル者ハ[illegible]アリ、腹皮厚シ、コレヲハテフト云、又ハチウヲト云、又雌ノ既ニ卵ヲ散ジタルヲ、ヘナベリハテフト云、一種モミヂブナハ、秋冬ノ時、竹生島大浦邊ニテトル、マブナヨリ微小、一尺ニ過ギズ、色紅ヲ帶ル故名ク、又秋トル故名ク、彥根ニテハ春夏ハマブナト云、秋冬ハモミヂブナト云、一物トス、一種マルブナハ又マルナ、オボニゴロト云、冬春多ク取ル、夏ハ味佳ナラズ、身圓ニシテ長ク、鯉魚ノ狀ノ如ク白色銀光アリ、長サ一尺四五寸ニ至ル、是鯽魚ニシテ、孟詵ノ說ニ、狹小者是鯽ト云モノナリ、此品鮓ト爲ニ良ナリ、故ニスシブナトモ云、鯽鮓ハ江州ノ名產ナリ、數年ヲ經ル者アリ、此雄ヲオホカマト云、雌ノ既ニ卵ヲ散タル者ヲオホベラト云フ、一

鮒貢進

種ニ゜ゴ゜ロ゜ハマルナノ形ニシテ、首微大ニ口中色黒シ、長サ一尺餘ニ至ル、此品煮食フニ良ナリ、故ニニゴロト呼ブ、コノ雄ヲカ゜マ゜ト云、雌ノ既ニ卵ヲ散タル者ヲヘ゜ラ゜ト云フ、一種モ゜ウ゜ズ゜ハニゴロノ小タシテ、七八寸マデナルヲ云、一種カ゜タ゜イ゜カ゜リ゜ハエ゜ビ゜ス゜ブ゜ナ゜トモ云、マブナノ形ニシテ肩ニ飾アリ、首至テ小ナリ、一種檜゜原゜ハ即小゜倉゜ブ゜ナ゜ナリ冬トル、春ハナシ、池ニ多クシテ湖ニ稀ナリ、形マブナニ似テ、首至テ小ク、身色白ク肉モ白クシテ土臭アリ、味劣レリ、子細カナリ、大サ一尺ニ過ギズ一種淀゜ブ゜ナ゜ハ多出ス、春ハナシ、湖ニモ稀ニアリ、形味檜原ニ同クシテ微ク異ナリ、檜原ノ一種ナリ、一種ガ゜ン゜ザ゜ウ゜ハ四季共ニアリ、右十三名ノ三寸以下ナルヲ總ジテ云フ、京師ニテハ皆フナト呼、江州ニテハウヲト云ヒ、フナトハ云ハズ、ソノフナト呼ブモノハ、源五郎ブナノコトナリ、一種ア゜カ゜ブ゜ナ゜ト呼モノアリ、又ヒ゜ブ゜ナ゜トモ云、紀州岡ノ谷一士家ノ庭池中ニ生ズ、又稀ニ同國名草郡藤白山ノ溪澗中ニモ生ズ、初生ハ常ノマルブナト同ジ、三四寸ノ時、紅黄色ニ變ズルコト金魚ノ如シ、嚴州府志ニ鯽有紅ト云是ナリ、

〔攝陽群談(十六名物土產)〕片゜目゜鮒゜　河邊郡昆陽池ニアリ、行基病者願ニ諾シ、長洲濱ニ出テ求之、與彼割殘ル魚ヲ此池ニ放ツ、化シテ一目ノ金魚ト成ル事、所載于羅山文集溫泉記ニ詳ナリ、于今一目鱗アリ、凡テ此池ノ魚ヲ食者、必ズ癩病ヲ得ルト云テ土人不網、釣ヲモ不垂、世ニ昆陽御池ノ片目鮒ト稱シ名物トス、

〔延喜式(三十九内膳)〕年料　近江國(中略)鮒(中略)　美濃國(鮨鮒、鮨鮒、隔月三〇中略)　大宰府(中略)鮨鮒(一百七十八斤五缶〇中略)　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、

〔侍中群要(二)〕又同例(〇御厨子所例)云、延喜十一年十二月廿日官符、始定六箇國日次御贄、山城國(〇中略)鮒鮍(一日七日十三日十九日廿五日〇中略)河內國(〇中略)鮒鱧(一日九日十五日廿一日廿七日〇中略)攝津國(〇中略)鮒(中略)五日十一日十七日廿三日廿九日〇中略)近江國(〇中略)鮒(中略)六日十二日十八日廿四日廿日)十者、今案件等六國進於內膳司、(〇下略)

〔毛吹草　三〕遠江　ケガ鮒　近江　山田丸鮒　源五郎鮒（漁師大ナルフナヲ取度ニ源五郎ト云者ノ方ヘ遣ス故ニ、是ヲ源五郎ト名ヅ）

同　堅田小絲鮒　大溝紅葉鮒　信濃　諏訪湖鮒　陸奥　大鮒　若狹　鮒　出雲

鮒　肥後　エズ鮒

〔本朝食鑑　七　河湖有鱗〕鮒（○中略）以江州琵琶湖之鮒爲第一、其形殊他、頭圓身肥厚、鰭骨軟脆、味亦極美、作膾作炙俱佳、作鮓亦甚好、故州之守令以鮓及糟貢獻之、予（○平野必大）往年使于彼州俱賞食之、初識其美味殊于諸州者矣、信州諏訪湖之鮒、亦近于琵琶湖產、然則湖中之鮒、素殊于池澤川溪歟、呂氏春秋曰、魚之美者有洞庭之鮒、是亦湖中之物而爲佳品者、自古尙矣、延喜式主計有近江醬鮒、美濃鮒鮨、筑之前後醬鮒、醬鮒未詳、內膳有味鹽鮒、今濃筑之鮒未爲佳賞、而魚味不及于江州也、遠州入野沼多采大鮒、以獻于江都、形不似琵湖之鮒、味雖美而骨不軟、江東諸州亦多有、其味雖不惡而不免泥味、自常之箕輪田來者味稍美而無泥味、大抵江東之河魚者鰭骨堅硬不獨鮒也、（○下略）

〔重修本草綱目啓蒙　二十九　魚〕鯽魚（○中略）呂氏春秋ニ魚之美者有洞庭之鮒ト云、本邦ニテモ近江鮒ヲ上品トス、味美ニシテ鰭骨軟脆、信州諏訪湖ノ鮒、亦近江鮒ニ近シ、然ル時ハ湖產ハ河產ニ優レルナリ、遠州入野沼、常州箕輪田產、皆味美ナレドモ、鰭骨堅硬ナリト野必大言ヘリ、

〔續江戶砂子　一〕江府名產（近在近國）

千住鮒　かたちひらたくして小さし、二三寸計、五寸を大とす、風味琵琶湖の鮒におとらず、

〔常陸風土記　行方郡〕名其河稱無梶河、此則茨城行方二郡之堺河、鯉鮒之類不可悉記、

〔新猿樂記〕四郞君受領郞等、刺史執鞭之圖也、（○中略）常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂（○中略）近江鮒、

〔雍州府志　六　土產〕鮒魚　處々有之、然近江國湖水中、自大津松本浦至膳所濱所取之鮒、其形狀風味與

他產大異、其大者稱鱠鮒、又謂源五郎鮒、其次謂煮古呂、又謂鮓鮒、源五郎之稱不知其義、一說元漁人源五郎專取此鮒、云、聶而切之爲鱠、特爲珍味、俗恰好謂古呂、或鮒燒之後煮而食之、是謂煮漬、煮漬鮒、其大者却不宜、恰好堪其用者、謂近江煮瓦呂、鮓鮒亦然也、湖水之中檜原之所取、其形狀與膳所邊之所有大異而其味又劣、

〔近江國輿地志略 九十七 志賀郡〕鮒　琵琶湖の產する所なり、湖中處々これを捕ともに恐衍○に大津松本浦より膳所が崎の邊にて捕所を上品とす、其形狀風味他の產とは甚まされり、其中大にして形常の鮒とかはれる者あり、是を鱠鮒と稱し、源五郎鮒と云、其次にして常の鮒を煮ごろと云、鮓鮒と云、蓋源五郎の名其本據詳ならず、江源武鑑、毛吹草、及淡海錄に錦織源五郎と云者は、佐々木の家臣なり、毎年大なる鮒を捕て、佐々木家に奉る、亦友人にも贈れり、其形狀他の鮒とかはり、大にして味美なるが故に、人々專此鮒を呼て源五郎と云といへり、然れども江源武鑑、淡海錄皆僞書なれば採用するにたらず、土俗の說には、大津に源五郎といへる魚商人あり、たゞ此鮒のみを賣て他の鮒をうらず、故に人皆是は源五郎が鮒かといひしより、源五郎鮒の名は出來れりと云、此說よし、亦にごろと云は、土俗の說に、仁五郎と云魚商人、此魚のみを賣しゆへにといへども、源五郎鮒とおなじことはりにて、附會したると見へたり、採用すべからず、或ははてりと云、亦うき物とも云、外の鮒は水底にあつて浮こと少し、此源五郎鮒は水上に浮ゆへに名あり、其形首少く、略まなかつをなどのごとく、常の鮒の形とはかはれり、土俗恰好をころと云、煮漬にするころあひなると云意にて、煮ごろと云と、此說是ならんか、然れども源五郎鮒にも大小あり、煮ごろにも大小あり、然れば其義もとり難し、たゞかりそめにふといひ出せし名なるべし、毎年二月より六月に至り、湖中處々魞を構、魚簄は竹を連、葭を編、縱橫に屈曲し、魚の入て出ることをしらざるやうに、こしらへたるものなり、亦一種北鮒と云ものあり、志賀浦邊にてとらず、北の浦にてとる魚な

鮒利用

り、味劣れり、亦小景鮒と號するものは、堅田の漁人に糸網を湖底にかけてとるものなり、亦一說、紅葉鮒と號し、秋に至て捕ものあり、此紅葉鮒は高島郡紅葉が浦にて捕所本なり、この紅葉が浦に古昔大楓樹あつて、紅葉湖水に浮べるを食せる鮒ゆへに、この名ありといへり、然れども何の處にても、秋日捕ところの鮒を紅葉鮒と云、蓋秋日其肉色赤し、故に稱するともいへり、近江鮒は例貢の其一にして、延喜式に載れり、いつのころよりか例貢絶たり、彥根及膳所より江戸へ獻る、

〔令義解 三賦役〕凡調、〇中略正丁一人、絹絁八尺五寸、〇中略若輸雜物者、〇中略近江鮒五斗、

〔延喜式 三十一宮內〕諸國例貢御贄　近江國(中略)鮒

〔近世畸人傳 四〕堅田祐庵

祐庵は北村氏、淡海堅田の浦の豪農にて茶事に熟し、物の味をしることは、いにしへの符朗、易牙にも耻ず、〇中略一日京師にて茶事の友にあひたるに、名にしおふ源五郎鮒食せ給へといふに、さらばいくかにと契りて歸る、其日友人の至る時、其門鮒數十をとり入るを見るに、食につきて出したる所、はづかにして腹に滿ず、友人あやしみて、さしもあまた取入給ふと見しに、是はいかにといへば、主笑ひて望たまふ所の源五郎鮒の眞なるものは、數十の內にて一二を得がたしといへりとなん、

〔鶉衣 前篇拾遺〕百魚譜

鮒は近江に洞庭の名をくらべたる鯉に似て位階おとれり、名には紅葉をかざしたれど、鱠は春の賞翫となれり、

〔播磨風土記 賀毛郡〕腹辟沼、右號腹辟者、花浪神之妻淡海神、爲追己夫、到於此處、遂怨瞋妻、以刀辟腹沒於此沼、故號腹辟(ハラサキノ)沼、其沼鮒等今无五藏、

〔宜禁本草 坤魚〕鯽魚(フナ)　甘溫、芥菜同食水腫、熱疾不宜食、雉猪鹿同食筋甲縮、鯽後食砂糖生疳虫、反天

門冬、一名鯽、温中益氣、補不足、胃弱不下食、鱠治腸痔赤白痢、子補中益肝氣、忌猪猴、頭灰主小兒頭瘡口瘡重舌目翳、

〔庖廚備用倭名本草魚入〕鯽魚略○中　鯽魚、味甘性温毒ナシ、羮ニテ食スレバ中ヲ温メ、氣ヲ下シ、虛羸ヲ補ヒ、下痢腸痔ヲ治ス、夏月熱痢ニ益アリ、冬月ハヨロシカラズ、蓴菜ヲ加ヘテ羮ニシテ、胃ヨハク食進マザルヨシ、中ヲ調ヘ五臟ニ益アリ、丹石藥ヲ服シテ發熱スルニハ、茭白ヲ加ヘテ羮ニシテ食スベシ、鮓、頭、子、骨、膽汁、腦是皆病ヲ治スル功アリ、合食禁、蒜、沙糖、芥菜、猪肝、雞肉、雉肉、鹿、猴、此類合食スベカラズ病ヲ生ズ、麥門冬ト同食スレバ人ヲ殺ス、服藥ノ人此愼ヲ存スベシ、凡鯽ノ性治病ノ功多シ、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鯽略○中

發明、諸魚屬火、獨鯽屬土、有調胃實腸之功、若多食亦能動火、是丹溪之確論也、然鯽性雖温非動熱之類、故能止血治瘻、入于手足陽明經、以爲鱗中之上品也、

附方、婦人血崩、用鯽魚一箇、去腸膽、入血竭乳香各五分、令滿土器中、緊厚泥封、炭火中煆存性、研末、每服一錢、温酒下、即愈最妙、瘡腫難痊、瘡瘍去惡肉後用活鯽、去鱗腸骨及頭、思、合生肉膏而傳之、則生肉即痊、小兒白禿、活鯽一箇入瓦器泥封緊固、炭火中煆存性、和藁菜汁而擦傳之、

鱠、主治夏月熱痢及胃虛久洩俱痊、

鮓、主治揩撲損傷、不問新舊、用連年陳鮓、細切去飯、入瓦器、炭火煆黑存性、研末、每服五分、温酒送下、最奏奇驗、

〔本朝食鑑十華和異同〕鯽

鯽鮒同一物、華本朝之類不異、東方朔、鄭道元、所謂辟寒暑者未見之、又黔中石鯽魚亦無、其膽亦甚苦不食、故不知治瘡殺蟲拔骨刺也、

〔包丁聞書〕一出門に用る魚鳥略○中　鯽

〔文德實錄 六〕齊衡元年十一月癸巳、左近衞府獻生鯽魚、詔放御池中、

〔三代實錄 四十八光孝〕仁和元年十一月十日庚寅、勅定左右近衞、左右衞門、左右兵衞等府所送釋奠祭牲、〇中略其二廳定牲代魚色事、〇中略宜令六府送鮒鯉鮮潔者也、

〔延喜式 二十大學〕凡享日、在園韓神幷春日大原野等祭之前、及與祭日相當停用三牲及菟、代之以魚、其魚毎府令進五寸以上鯉鮒之類五十隻鮮潔者、

〔延喜式 二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略醬鮒鮨鮒各卅二斤、

凡中男一人輸作物、〇中略鮒鮨、鮭鮨、醬鮒各八斤、

〔延喜式 四十六左右衞門〕凡鮮鮒御贄、隔三日進藏人所、左寅午戌、右卯未亥、

〔延喜式 四十七左右兵衞〕凡鮮鮒御贄、隔三日進、左子辰申、右酉巳丑、

〔侍中群要 二〕御厨子所例云、寛平九年七月四日、始定四衞府小鮒日次御贄、左兵衞子辰申 右兵衞丑巳酉 左衞門寅午戌 右衞門卯未亥者、今案十隻以上廿隻已下也、若無鮒者申其由、於藏人隨其處分以他物進之、又若御精進者預仰其由、以雜菜令進之、

〔土左日記〕七日になりぬ、〇承平五年正月、中略人のいへの池となある所より、鯉はなくて鮒よりはじめて、川のも海のも、こともののども、ながびつにになひつゞけておこせたり、

〔看聞日記〕應永廿八年六月廿九日、抑室町殿仕女局ニ鮒自天降下云々、不思儀事也、陰陽師火事之由占申云々、此局洞院娘西御方也、其後此女房室町殿背御意被成尼云々、所詮此女房怪異也、

〔長祿二年以來申次記〕同〇正月十日

一初鮒二十 白鳥一 進上候 京極大膳大夫毎年今日如此勤來也

〔殿中申次記〕正月廿三日[illegible]

永正十二

一白鳥一、鮒一折、年始御禮 佐々木中務入道

鱮　ホタリ

二月朔日

一鯯　廿（永正十三二五、但式日ハ不定、例年進上之）　佐々木四郎三郎（中略）

一生成三十（永正十三二十七、式日不定、例年進上之）（ナマナリ小鯯ノ事也）　佐々木四郎三郎

〔親俊日記〕天文十一年五月六日乙卯、富田掃部助鯯五到來之、貴殿へ三進上之、

〔沙石集一下〕生類神明供不審事

江州ノ湖ヲ行ニ鯯ノ船ニ飛入タル事有ケルニ、一説ニ山法師、一説ニハ寺法師、昔ヨリ未定也、此フナヲ取テ説法シケルハ、汝放マジケンバ不可生、タトヒ生共不可久ル、生アル者ハ必死ス、汝ガ身ハ我ガ腹ニ入バ、我心ハ汝ガ身ニ入レリ、入我我入ノ故ニ、我ガ行業汝ガ行業ト成テ必可出離ス、然バ汝ヲ食テ汝ガ菩提ヲ訪フベシトテ、打殺シテケリ、マコトニ慈悲和光ノ心ニテ有ケルニヤ、又只ホシサニコロシケルニヤヲボツカナシ、

〔書言字考節用集五氣形〕鱮（タナゴ未詳）鯯

〔物類稱呼二動物〕鯯たなご　關西にてたなごと云、關東にてにがぶなと呼、つくしにてあぶなと云、たなごは鯯の類也、又海に鰱（はなき）魚有、同名異物なり、

〔大和本草十三河魚〕鯯　鯯魚タナコト云、京都ノ方言也鯯ノ赤キ所アルモノ也、筑紫ニテシブナト云、淀川ニ多シ、關東ニテ苦鯯ト云、海魚ニモタナゴアリ、ソレトハ別也、同名異物也、

〔和漢三才圖會四十八河湖有鱗魚〕鯯（音節）　妾魚　婢魚　俗云太比良古（中略）

按、鯯似鯯而脊黑腹白、形薄匾而稍圓、大抵二三寸許、恰似木葉、又似櫧、其小者腹近尾處微赤、味不美、樸鯯販之、或爲臙食、蓋櫧及鼢鼠化成鯯之兩説並難信、新堀池雨水或春夏陽氣則鯯鯯自生、有牝牡、復一孕生數百鯀、焉鯉鰌亦皆如此、

〔大和本草十三河魚〕水クリ　山川ニアリ、或池ニモアリ、其大二三寸、其形鯯ニ似テ扁シ、又メバルニ似タリ、故河メバルトモ云、色黃黑色水面ニ浮ンデ倒ニヲヨグ、其勢力ヲ以水ヲクルガゴトシ、故ニ

金魚　銀魚

ミヅクリト云、又沙中ニ入ル、或曰、此魚一日ノ内時ニヨリテ色黒クナリ、黄ニナルト云、又一種黒キ堅筋數條アルモノアリ、

〔多識篇 四魚〕金魚、和名古加禰宇於、　銀魚、和名志呂加禰宇於、　丹魚、和名阿加宇於、

〔和爾雅 六龍魚〕金魚（變白者名銀魚）

〔庖厨備用倭名本草 八魚〕金魚（中略）　魚金味甘鹹性平毒ナシ、久痢ヲ治ス、焼テ火瘡ニ付テヨシ、

〔本朝食鑑 七河湖有鱗〕金魚

集解、金魚有鯉有鮒、鱗赤閒夾金色、或身赤尾金、素來自外國、而五六十年來家家玩賞之、養于桶槽及盆池中、採杉藻而泛水、用孑孑蟲爲餌、其蟲以紅者爲上、黒者次之、若無蟲代之以麪餅、至春末生子於藻中、好自呑啗、餘魚知孕而子欲生時頻逐之、相逼生子于藻中、則餘魚啗之、然啗殘魚子亦易化生、魚子至三四分時、槽中動有箭幹蟲啗魚子、急不取捨則槽中魚子盡矣、此蟲初微小深黒而與孑孑相混難分、能逃金魚之餌、長如小箭幹、或如長鐵釘、後化爲蜻蜓者也、凡金魚子初出黒色、久乃變紅、紅老而變白者號銀魚、故無魚小而銀者及白黒相間者、惟有紅白黒白斑相間無常者耳、其肉味短而劣、金魚常據尾之形而有價之貴賤、有扇開尾者爲上、若並摺扇而開也、有蟬尾者次之、若蟬翼之振而有岐也、有鮒尾者爲下品、若鮒魚尾是尋常魚尾之有岐也、大者盈尺價志貴矣、

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治、止血痢逐瘀血、

〔本朝食鑑 十華和異同〕金魚

李時珍曰、有鯉鯽鰍鮍數種、鰍鮍尤難得、獨金鯽耐久、然本朝未見若鰍鮍者、閩書南産志曰、述異記載晉桓沖遊廬山見湖中有赤鱗魚即此也、金綫魚最佳魚三尾如蝦、身赤尾金、王弇州名爲朱魚、又有寸金魚出寧德七郡、明肝江鄧元錫函史編曰一種通身紅如金曰金鯉、一種尾如鳧或三岐或兩岐曰金鳧魚、宋高宗養之池中實水銀其下者也、時金胡昌而玩以爲樂悖矣、是亦金魚也、

〔大和本草十三河魚〕金魚　昔ハ日本ニ無之、元和年中異域ヨリ來ル、今世飼者多シ、小ナル時黑色、長ジテ紅ニ、老テ白シ、白キヲ銀魚ト云、子々蟲ヲ餌トス或麪餠ヲ食ス、藻ノ內ニ子ヲ生ズ、

〔和漢三才圖會四十八河湖有鱗魚〕金魚（きんぎよ）

本綱、金魚有鯉鯽鰍鰲之數種、獨金鯽耐久、春末生子於草上、好自呑、亦易化生、初生黑色、久乃變紅、或變白者名銀魚、又有紅白黑斑相間者、食橄欖渣肥皂水即死、得白楊皮不生蝨也、肉（甘鹹平）味短而韌、自宋始有畜者、今剏處處人家養玩矣、

丹魚。　抱朴子云、上洛縣冢嶺山有丹水、入于汋水中出丹魚、先夏至十夜伺之、魚浮水側、必有赤光、上照若火、割血塗足可以履水、

按金魚非鯉鯽等之變者、是別一種而殊不知鰍鱗之變者、初自外國來、近年玩賞之、而無食之者、形似鯽而尾如蝦、其大者七八寸、筑前及泉州堺多有養之者、以販于四方、每自三月至十月、餌子孑蟲小蚓、又索麪（煮熟日乾）亦佳、（如餌飯粒、則金魚眼突出、）至春末生子、投杉藻或棕櫚皮泛水、其欲生時雄頻逐之、雌相遁生子於藻中、好自啗、故急撰取其藻、養別水槽、受日光三五日半、頭尾備放池、初黑色如小鯽、久乃變紅斑、經二歲長二三寸、爲紅黑斑、經三歲爲純紅、老則又變白如銀、名之銀魚。。本一種、又有逆振尾游者、號獅子。。共爲珍、其尾如蝦、又如舟楫而不邪斜者良、如鯽尾者爲下品、最大者一尺價貴、其頭微尖者雌、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕金魚　通名　一名黃蠟魚（事物異名）　蠟魚　金鱗（共同上）　赤鱗（行廚集）　盆魚（福州府志）　火魚（三才圖會）　朱魚（圖書）

金魚ハ古ヘ本邦ニナシ、元和年中異域ヨリ來ルト大和本草ニ言ヘリ、元和ハ後水尾帝ノ年號ナリ、唐山ニモ至宋始有以缸畜之者ト云フ、今ハ人家ニ多ク養フ、魚近土則色不紅、鮮必須缸畜、缸宜底尖口大者爲良ト、秘傳花鏡ニ見ヘタリ、

金魚ニ鯽ダチアリ、金鯽ナリ、輿化府志ニ、有二種、大者爲金鯉、小者金鯽ト云フ、鯉ダチアリ、ヒゴイト云、金鯉秘傳花鏡ナリ、画史ニ鯉一種、通身紅如金、曰金鯉ト云フ、一名金絲鯉魚附方、鯉魚ノ黄赤色ナル者ヲ赤鯉ト云トハ別ナリ、マゴイハ頭圓ナリ、ヒゴイハ頭尖リテ通身赤シ、又白キ者アリ、大ナル者ハ尺ニ過グ、又紅白相間リ黒白相間ル者アリ、金鯽ハ形鯽魚ニ似テ、鱗赤色ニシテ金色ヲ挾ム、色品甚多シ、養法ト倶ニ郡芳譜及ビ秘傳花鏡ニ詳ナリ、春末雌魚子ヲ孕ス、マサニ生ゼントスル時ハ、雄魚頻リニコレヲ趕フ、ソノ卵ヲ食ハント欲スルナリ、ソノ時聚藻(フナモ)ヲ採リテ盆内ニ入ルレバ、子ヲ藻上ニ跌ス、故ニ俗ニ聚藻ヲ金魚モト呼ブ、ソノ藻ヲトリ、日ニ映ジ見レバ卵アリ、粟ノ大ノ如ク透徹スルコト水晶ノ如シ、此藻ヲ取リ、別ニ淺キ瓦盆内ニ放チ、少水ヲ入レ、微シク樹陰アル處ニ置テ晒ス、日ヲ見ザレバ生ゼズ、然レドモ烈日ヲ忌ム、二三日ノ後便生ズ、コノ事秘傳花鏡ニ載ス、初テ生ズル者ハ色黒シ、至百餘日後、黒者漸變花白、次漸純白、若初變淡黄、次漸純紅ト同書ニ云ヘリ、色白キ者ハ銀魚ト呼ブ、通名ナリ、群芳譜ニ、有紅白黒斑相間者、名玳瑁魚ト云フ、三才圖會ニ、中都有玳瑁魚、雪質而黒章、的礫若漆、儼然玳瑁文采可觀也ト云フ、正字通ニ、吉安有一身具五色者名手巾魚ト云フ、又三才圖會ニ、有半身赤者、有亂赤文者、有背赤文作卦形者、有頭赤尾白者、有鱗紅身白者、色象各各不同ト云フ、嘉興縣志ニ、本地所貴者、曰十二紅、以兩腮兩腹朱唇尾及各翼倶紅而體獨白也、曰朱眼白質純白而眼獨紅ド云フ、尾ニ品類アリ、鯽尾ハ鯽魚尾ノ形ノ如クナルヲ云、卽尋常魚尾ノ形ナリ、下品トス、蟬尾ハ蟬翼ノ飛開スル形ノ如キヲ云又蝦尾トモ云フ、次上トス、画史ニ、尾如鳧、或三岐或兩岐、曰金鳧魚ト云フ、閩書ニ、金箍魚最佳、魚三尾、如蝦身赤尾金ト云フ福州府志ニ、金箍魚盆魚中之三尾者ト云フ、廣東新語ニ、以鬣小三尾五尾者爲貴、謂之蝦尾ト云フ、扇開尾ハ摺扇ヲ開テ並タル如シ、又芙蓉トモ云フ、廣東新語ニ尾又以撒開、象木芙蓉葉者爲貴、謂之芙蓉尾ト云フ、群芳譜ニ、有三尾者五尾者、甚且有七尾者、時頗尙之ト云フ、○中略金魚ヲ養フニ、

アカコヲ用ユ、秘傳花鏡ニ、河渠積水内所生小紅蟲ト云フ、時珍ノ說ニ鯉鯽鰍鰠數種ト云フ、鰲ヲ群芳譜ニ鯗ニ作ル、金鯗ハランチウナリ、廣東新語ニ錦鱗魚同名アリト云ヘルモ、ランチウナリ、

〔金魚養玩草〕金魚のものがたり

或老人の云、金魚は人王百五代後栢原院の文龜二年正月廿日、はじめて泉州左海の津にわたり珍敷事なりとて、其由來をしるしたるものありけるに、いづれの時にか、其書失侍りける、其金魚のたまごかなたこなたに殘り、今はた至らぬくまもなく、世に盛になりぬ、其色の赤は天性陽氣を受たるものなれば、めでたき御代の例の物ならずやと語られしも、今は年ふりて寶永四年の春三月としるしたる反古を取出して、今爰に來由をしるす、

〔覆醬續集 一〕蓮地金魚

楓葉浮鰭難辨色、鯽魚自是染燕脂、一般錦綉碎回岸、無數珊瑚撤半池、黑質黃斑齊出沒、白鱗紅尾亂參差、平生慣減盤餐畜、荷蓋見人相逐隨、

〔明良洪範 十八〕京都ハ猶モ花美重疊ニシテ、石カケ茶屋ナドトテ新タニ普請結構シ、○中略天井ハ水トシヤウノ合天井ニシテ水ヲタヽヘ、金銀ノ魚遊行ス、○中略稻葉丹後守正通諸司代ノ時、天和年中是等ノ奢侈悉ク禁止セラレケリ、

〔續江戸砂子 一〕江府名產井近在近國

金魚　所々にて賣、元和年中異邦より渡る、飼魚にて江河になし、藻の中に子をなす、小サなるは黑色なり、長じて紅金の色をなせり、老て白し、此白きを銀魚と云、元はひとつ也、

〔嬉遊笑覽 十二禽蟲〕五元集、藻の花や金魚にかゝるいよすだれ、不角が撰に、ちよろけれど覗きの地ごくまのわたり、硝子の中金魚肺肝、今金魚や處々にあれども、本所にはわけて多し、冬月は池沼に養ひ、四月の頃よりたゝき土の池舟にうつして子を產しむ、松藻の長きを少しづゝ池舟の內處

處置、根を小石などにてとめおく、卵をうみつくれば其藻を他の器にうつし、日あたりに出しあた、ゝむしからざれば魚ども卵を食ふ、魚苗はそり毛の如し、雞卵をゆでゝ、黄みをときて與ふ、やや育ちたるには、みじん子とてぼうふりの子、糠の如細なる虫溝中にあるを采て飼、その後常の紅虫を與ふ、魚は諸品ともに始はみな黒し、やう〳〵色變りて黄になり赤くなる、金色は黑き時よりあり、

〔用捨箱中〕鐐鍮屋の金魚

江戸鹿子貞享四年に、金魚屋下谷池の端しんちう屋重左衛門と記し、又同所に地碪きせる屋、しんちう屋市郎右衛門とあれば、重左衛門も原は烟管屋にてありしなるべし、

向之岡延寶八年　納涼　影涼し金魚の光り鐐鍮屋　調　艶

延寶中より名高き金。魚。商。人。なりし事、此句にて知らる、〇中略

再云、此置土產〇元祿六年印本の目錄に、金魚が狂言もふるしといふ事あり、是より前元祿紀年に刊行せし風流盛衰記に、又の日は金魚を生舟にあつめ狂言をさせけるが、是もつひ水になしてといふ事又あり、按るに金魚の狂言とは、彼魚水中に宛轉し、踊り狂ふさまする事か、今菊を植る者、狂ひ咲して花形の變ずるを、藝だあるといふ類ひにやあらん、此事發句には古く見えたり、左に抄出、

新續犬筑波集萬治三年季吟撰寬文七年刻　をどれるや狂言金魚秋の水　松満

〔西鶴置土產二〕人には棒振虫同前に思はれ

黒門より池の端を歩むに、しんちう屋の市右衛門とて、隱れもなき金魚銀魚を賣るものあり、庭には生舟七八十も排べて、溜水清く、浮藻を紅潜りて、三ッ尾働き詠なり、中にも尺に餘りて鱗の照りたるを、金子五兩七兩に買求めて行くを見て、又遠國に無い事なり、是なん大名の若子樣、御

慰になるぞかし、何事も見た事なくては、噺にもなり難し、兎角人の心も武藏野なれば、廣しと沙汰する所へ、田夫なる男の、小さき手玉の掬網に小桶を持添へ、此宿に來りぬ、何ぞと見れば棒振虫、是金魚のゑばみなるが、一日仕事に取集めて、やう／＼錢二十五文に賣りて、又明日持つて參るべしと、下男どもに輕薄言ひて歸る、

〔名家略傳二〕島の勘十郎

元祿のころ、京師室町通り三條のほとりに、櫻木勘十郎といへる人ありしが、略中庭に小池ありて、金魚あまた放ちおき、そこよりわが居間の樓へ、楷梯をかけわたしたり、

〔東都歲事記二四月〕當月より金魚、ひごひ、麥魚(メダカ)等街を賣あるく、金魚に、わきん、らんちう、三ッ尾、ふな尾、小なるは何れもくろし、さらさ、まだらをいふ、數品あり、所々金魚屋數種を育す、

〔守貞漫稿六生業〕錦魚賣

金魚ハ紅色ノ小魚、池中及ビ盤中ニ畜テ觀物トス、三都トモニ夏月專ラ賣之、又錦魚ニ異種アリ、形小尾大ニシテ大腹ノ者アリ、常ニ尾ヲ上ニ首ヲ下ニ泳グ、京坂コレヲ蘭蟲ト云ランチウト訓ズ、江人コレヲ丸子ト云、マルッコト訓ズ、腹大ニシテ形物ニ似タル故ニ名トス、又マルット云ハ江人ノ訛也、又大腹ニ非ズシテ尾大ノ者ヲ、三都トモニ朝鮮ト云、又常體丸子朝鮮トモニ、各必ズ尾ハ三尖也、三尖ノ者ハ鯉ニ類ス、故ニ桃鯉ト云、桃鯉錦魚三種トモニ、紅アリ、白アリ、紅白ヲ交ルアリ、黑斑モアリ、丸ッ子朝鮮等貴價ノ者ハ價金三五兩ニ至ル、又此賈京坂ハ必ズ各々白撓ノ手甲脚半甲掛ヲ用フ、江戶ハ定物ナシ、又京坂ハ錦魚桶上ニ柳合利一箇ヲ置ク、是皆旅人ニ扮スル故也、而モ三都トモ各畜之テ製スル元店アリ、

〔燕石雜志五〕俗呪方

除金魚虱、金魚の瘦て身に白帶あるは、虱のわきたる也、久しからずして必死す、そのときはやく

目高

瓦を人糞の中に漬、引出して日に晒し、糞を洗ひおとして、その生贄へ入るれば、虱を去て金魚ながく活、これは秘苑要術に見えたり、

〔皇都午睡 三編下〕夏中金魚の餌とする物を、江戸にてぼうふらと云ふ、京攝にいふ子子にあらず、

〔物類稱呼 二動物〕丁斑魚めだか　東武にてめだか、京にてめゝざこ、又うきんじよ、又だんぎばう、大和にてこめんじやこ、南部にてはめたゞき、大坂東南にてうきた、大坂西北にてこまいじやこ、和泉にてめだばり、同國堺及近江因幡越前にてめゝじやこ、伊勢にてめばや、又ねばい、同國白子および美濃にてこばい、尾張にてうきす、遠江にてねんはち、又めんばい、相模三浦邊にてびつこ、出雲にてめんばち、同國及越後にてうるめ、伊豫にてうきいを、土佐にてあぶらこ、肥前にてたうを、越中にてかねざ、又こめざこ、陸奥にてはりみず、同國南部にてめざこ、又めぬけ、出羽最上にてじよんばらこと云、

按るに、京都にて目高の異名をだんぎ坊とよぶは、凡僧の經論も見ずに咄すを、水に放すと云秀句にて、談義坊といふとぞ、

〔大和本草 十三河魚〕目高　長五六分至一寸、首大ニ目高ク出タリ、池塘小溝ニ多シ、水上ニ浮游ス、不堪食、漢名未詳、或曰、後苦鮒トナル未審、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鱗魚〇中略

メダカ　江戸ハ方言多シ、カ子タヽキ加州ハリメヽ同上小者メバチ勢州桑名メンバチ龜山カタクチ共同上津、子ンハチ、遠州メイタヾキ、阿州アブラコ、土州メイタ長州、防州、タイナ防州下松子ブツゴ同上岩國子ンブツゴ、雲州メヽザコ、攝州ウキイヲ同上ヲクロバエ、佐州バンダイ、大坂ウキタ、京テンテンブク、肥前メツタソ、紀州アワフキ、江州此魚ハ浅流淀溜及溝瀆中ニ多シ小魚ナリ、好テ水面ニ浮游シテ沈マズ、長サ一寸許、首扁ク兩大目相竝デ高ク出、水藻中ニ卵ヲ生ジ繁息ス、

鮭名稱

〔新撰字鏡 魚〕鮭 古攜反、平、佐介、○鯯 左介

〔本草和名 十六魚〕鮭 折青反 一名年魚 春生而年中死、故以名之、 一名鼻魚 出崔禹 和名佐介、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鮭 崔禹錫食經云、鮭 折青反、和名佐介、今按俗用鮭字非也、鮭音圭、鯸鮧魚一名也、 其子似苺 音茂、今按苺子卽覆盆也、見唐韻、 赤光、一名年魚、春生年中死、故名之、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕北山經、敦薨之水、其中多赤鮭、郭璞注云、今名䱌鮐爲鮭魚、音圭、論衡言毒螫云、毒螫渥者、在魚則爲鮭與鮗鮍、故人食鮭肝而死、本草拾遺、䱜魚肝及子有大毒、一名鶘夷魚、王念孫曰、䱜卽鮭之俗體、鶘夷卽䱌鮐之轉聲、今人謂之河豚者是也、河豚善怒故謂之鮭、廣雅謂之鯸、鮭之言恚、鯸之言訶、釋詁云、以物觸之、卽嗔腹如氣毬、亦名嗔魚、腹白背有赤道如印魚、目得合、與諸魚不同、○中略 按、說文云、鮭、魚臭也、諸書皆同、無有爲魚名者、蓋佐介有一種鮭氣與諸魚不同故又名臭名、出本草和名所引崔氏食經、是可知所以得鮭魚之名也、東醫寶鑑松魚亦可以充之、

〔類聚名義抄 十魚〕年魚 アユ、サケ、 鮭 音鯉、サケ、俗用鮭字非、 鮭 音圭、サケ、鯸鮐魚、

〔下學集 上氣形〕鮭 サケ ○干鮭 カラサケ

〔日本釋名 中魚〕鱖魚 サケ さけは裂なり、其肉片々にさけやすし、こと魚にかはれり、はら、子ははらにある子なり、あるのるとらと通ず、

〔東雅 十九鱗介〕鮭 サケ ○中略 サケの義不詳、或は東北夷地の方言に出しも知るべからず、世にはサケといふもの亦不詳といふなり、鮭は說文に魚臭也と見え、徐鉉は今俗作鮭といひ、鮭字の如きも二音ありて、音鮭なるは魚菜也、音圭なるは河豚別名と見えたりしが故なり、されど崔氏の說の如き、疑ふべくもあらぬ此物なり、むかし朝鮮の信使來りし時に、或人この物の事を問ひしに、鱒魚をもて答へしといふなり、彼國の東醫寶鑑には、鱒魚味亦甘美、卵如眞珠而微紅色、味尤美、生於東北江海中と見えたり、其說の如きは、彼國の方言に出て、毛詩の鱒一名鮅といふ者にはあらねど、卵如眞珠而微紅色といふ事は、鮭魚のなき所にして、崔氏の其子如苺といふ說に相合へり、また朝鮮の方俗、鱒字を借りて此物となせしも、其謂なきにもあらずと見えたり、此魚秋に至りて海より水に泝り來るには、百千隊を連ねて上る也、されば魚に从ひ遵に从ふ字を取用ひしにぞあるべき、前にも注せし事の如く、正德の初、朝鮮の聘使來りて、京に至りし時に、若水稻子その學士等にあひて、鮭魚の事を問ひしに、學士李礥叔といふもの、まづ鮭魚を見て答ふるに、其國の松魚なりと

云ひけり、次に洪命九といふ者は不知と云ふなもてす、又次に嚴子鼎といふものも松魚也といひけり、最後に南仲容といひしが答へしには、此魚是我國松魚也、與鱸性同而體小、按我國東海所産、七八月間、自海作隊、遊上川溪、或磨身於石、鱗脫不止、至於自斃といひけり、其與鱸性同而體小といふを見れば、學士等鱸魚を錯り認て、既に松魚となしぬ、まのあたり其誤を正すべきにもあられば、これも松魚也とはいひしかど、我國東海所産といひしより以下は、即今見る所の鱸魚の事なれば、以て答へしなり、洪命九か不知といひしは、是も學士が云ひし所の非なるを以て、其旨を避けしなり、又南仲容が松魚也といひ、また與鱸性同而體小といひしが如きは、此にいふ鱸の如きは、其大なる者といへど、鮭よりは小さきなる者なり、京には鮭魚のまれなる魚なれば、或は其小さきものを以て、彼筆に見せたらむも知らず、もしさらずば其小なるものといふ、彼にいふ所の松魚、此にいふ所の鱒魚なり、其大なる者とせしは、此にいふ所の鮭魚、彼に云ふ所の鱸魚也、仲容か答へし所といへども、鱸魚松魚の事共、よく知りぬるものとは見えず、其他は猶言ふにも及ばず、

〔先哲叢談 四〕稲若水

正德辛卯、韓使來聘、時若水筆語於客館、與彼學士書記等、質問物產、前後兩次、今爲從事其學者、雖涉冗長、附載其應答如左、〇中略　問曰、此魚我邦名鮭、生東北海中、常以八九月來自海津、遡流而上產子鹹淡水交會之處、春初復化爲魚苗、仍入鹹水中、狀略似香魚而極大、長三四尺、鱗細有斑文、皮厚肉赤、肉中無細刺、味美、腹中子大如豆、紅潔似珠、顆顆攢簇、如玉蜀黍形、味亦美、蝦夷國此魚尤多、鬻乾貨於四方、按閩書云、過臘魚頭類鯽、身類鱖、又類鏈、肉微紅味美、尾端有肉、口中有牙如鋸、好食蚶蚌、臘來春去、故名過臘、觀所說形狀、近於此、第鮭東北海有之、八九月由海而入江、不當在南方閩海中、似鮭與過臘非一物也、然魚在海中遷移無常、或有猶如鴻雁春去秋來者、安知此魚過秋風起、自東北來、閩南日就暖、故在我邦則八九月盛有、而及至臘月、閩海始有之也、近江州琵琶湖有此魚、較於生海者形小鱗白、亦八九月自湖入溪澗水流處、名之江鮭、我邦村上天皇時、有源順者、著和名類聚鈔二十卷、其中載鮭、引崔禹錫食經云、鮭其子似苺赤光、一名年魚、春生冬死、故名、食經不傳於世、其詳不可得而考也、不知貴國有此魚也、其所名奈何、辱敎之幸矣、答曰、此魚卽我國松魚也、嶺之東南多有之、不甚貴也、洪鏡湖曰、此魚絕似我國鱸魚、未知貴邦亦有鱸魚、而不與此同耶、若非鱸則非僕所可知也、嚴龍湖曰、我國東海亦多有此魚、其名松魚也、南泛叟曰、此魚是我國松魚也、與鱸性同

而體小、我國東海所産七八月之間、自海作隊游上川溪、或磨身於石、鱗脱不止、至於身斃、未知其性也、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一さけ魚ノ名　あ。か。お。な。ま。

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鮭訓左計

釈名、鮭、源順年魚、同上鯹、韓客鱖、俗名、源順曰、(中略)今按俗用鮭字非也、鮭音圭、鯸鮐魚一名也、予(平野必大)謂、順之言是也、王充論衡曰、萬物含太陽火氣而生者皆有毒、在魚則與鮭與鯸鮐、故鮭肝死人、鯵鮫螫人、雷斅炮炙論曰、鮭魚插樹立使乾枯、然則爲河豚者明矣、然本朝流俗誤用鮭字者久矣、年魚者源順曰、春生年中死、故名之、愚謂、本朝古來鮎亦稱年魚也、鮎鮭冬月上河源生子沙石水草間、而腹開不合、漂落而下、是向死者乎、或曰、又入鹹水而腹自合、未知其眞也、其子至春而長、入鹹水爲大魚也、鯹者往年韓客用此字、亦雅矣、鱖者素鱒也、頭小形扁非鮭之比矣、鱖者邉俗用此字、亦有説矣、鱖者扁形濶腹有黒斑、亦非此類也、

集解、鮭狀似鱒鯇而大、圓肥鱗、細青質赤章、腹淡白肉赤色有細刺、脂多味甚厚美、人人最珍賞之、其肉色白者味淺次之、頭枕骨甚軟如瑪瑙、呼稱氷頭、而味亦佳、剝皮去鱗而炙、食則甚香美、入湯中亦不腥也、子有二胞、胞中不知幾千粒、大如南燭子、上有一紅點、其明透亦如瑪瑙珠子、其味殊美、呼曰鮞(ハラヽゴ)、復稱筋子、別有謂白子者、如素羅囊、此亦味好、俗稱魚子未長者、然恐是魚雄之腸乎未審、其他腸膽俱可食耳、

〔大和本草十三河魚〕鱖(ケイ)魚サケ　鱖ハ案本草決シテサケトスベシ、集解ノ説ヨク合ヘリ、サケニ非ズトスルハ非ナリ、性甚ヨシ、本草ニ詳也、本草ニ痨瘵ヲ治ス、國俗ニモ亦然リト云、鱖ノサケナル事コレヲモ證トスベシ、鱸魚ノ集解云、狀類似鱖云リ、スヾキノ形サケニ似タレバナリ、本邦東北州ノ大河ニ多シ、南州ニハ無之、〇中略　順和名鱖ヲアサヂト訓ズ、非是、

〔北越雪譜初編人〕鮭の始終

我國の鮭は初秋より北海を出て、千曲川と阿加川の兩大河に泝る、これ其子を產んとて也、女魚

に男魚随てのぼる、泝る事およそ五十餘里、河に在事およそ五か月あまり也、その間に八九十十一十二月人に捕る、とられざるは海へ歸る、故に大小あり、子を產つける所は、かれが心にありて一定ならずといへども、千曲と魚野の兩河の合する川口といふより、沙に小石のまじるゆゑ、これよりをおのれが產所とし、流れの絶急からぬ清き流水の所に產也、うまんとて鮏の擁て群るを、漁師のことばに掘につくといふ、ざれにつくともいふ、沙をほるにさま〳〵のかたちをなすゆゑ、ざれことのざれならん、女魚男魚ともに尾をもて水中の沙を掘る、その廣さ一尺あまり、深さ七八寸、長さ一丈あまり、數日にしてこれを作る、つくりをはれば女魚そのなかへ鮞を一粒づゝ產む、うむを見て男魚己が白鮇を彈着、直に女魚男魚掘のけたる沙石を左右より、尾鰭にてすくひかけて鮞を埋む、一粒も流さるゝ事をせず、さて此一掘に產をはれば、又それに並て掘りては產、うみてはほり、幾條もならべほりて、終には八九尺四方の沙中へ、行義よく腹の子をのこらず產をはる、或は所を替ても產とぞ、沙に小礫の交りたる所にあらざれば產ずと漁師がいへり、その所爲人の智にをさ〳〵おとらず、產終るまでの困苦のために、尾鰭を損ひ身瘦勞れ、ながれにしたがひてくだり、深淵ある所にいたれば、こゝに沈み居て勞を養ひ、もとのごとく肥太りて再び流に泝る、掘につきたる時は、漁師もこれをとらず、たま〳〵捕るものあれども、强てはせぬ事也、女魚さへとらざれば、男魚は其所をさらず、鮏の河に泝るは、子を產んとて也、その女魚に男魚随てのぼるは、子の爲に女魚を助くるならん、これも又人の心にことならず、さて奇なる事は、河の廣き場にて、かれ鮞を產おきたる所、洪水などにて瀬かはりて河原となりしが、幾とせたちても產たる子腐ず、ふたゝび瀬となれば、その子生化して鮏となる、一年我が住む所の在にて魚野川のほとりに住む人、井を掘りしに、鮞の腥なるをほりいだせし事ありしと友人がかたりき、鮞の生化するを、漁師のことばに、はやけるとも、みよけるともいふ、早化、身化るならんか、鮞、水にある事十四五日にして魚となる、形ち糸の如く、たけ一二寸、

鮭產地

腹裂て腸をなさず、ゆゑに佐介(さけ)の名ありといひ傳ふ、春にいたれば長じて三寸あまりになる、これをばかならず捕らぬ事とす、此子鮭雪消の水にいひて海に入る、海に入りてのち裂たる腹合して腸をなすと漁父がいへり、

〔延喜式　三十一宮內〕諸國例貢御贄　若狹國(中略)生鮭　丹後國甘葛煎、生鮭、　但馬國(中略)生鮭

〔延喜式　三十九內膳〕供御月料　鮭卅五隻

年料　信濃國(中略)楚割鮭、其荷數者、(中略)楚割鮭一荷、納二九籠一、籠別六隻、○中略　若狹國生鮭三擔十三隻、三度、○中略　越前國(中略)生鮭三擔十二隻、三度、(中略)鮭兒氷頭背腸、○中略　越後國楚割鮭八籠八十隻、鮭兒氷頭背腸各四麻笥、別一斗、○中略　丹波國生鮭三擔六隻、三度、○中略　丹後國生鮭三擔十二隻、三度、○中略　但馬國(中略)生鮭三擔十二隻、三度、○中略　因幡國(中略)生鮭三擔十二隻、三度、○中略　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、

〔毛吹草　三〕陸奧　子籠鹽引衣川ニアル鮭ト云　若狹　尾崎鮭　越前　鮭

〔本朝食鑑　七河湖有鱗〕鮭○中略

凡東北大河采之、本朝式、丹波、丹後、若狹、越前、但馬、因幡貢生鮭、今越後、越中、飛驒、陸奧、出羽、常之水戶、秋出最多、總之銚子、下野州之中川、上野州之利根亦有、夏末秋初采之者曰初鮭、冬月生子、其子入鹹水而長、又逆于河源、故末流不通江海、則鮭全無矣、

〔魚鑑　下〕さけ○中略　奧羽多く產す、松前蝦夷尤多し、東都の鮮鮭は利根川をよしとす、就中布川村尤美し、今東奧出るもの、四方に通商して、到らざるところなし、

〔利根川圖志　一〕物產

利根川の鮏魚(さけ)は、布川(ふかは)を以て最とす、これを布川鮭といふ、銚子口より小見川息栖までは潮水泝る、佐原も特鹽氣あり、故にその肉赤色薄く味甚劣れり、これより淡水を泝る事六七里、安食(あじき)村に至て味佳なり、これより三里上りて、小文間に至る、この間の漁を布川村の有とす、この處鹽氣全く去り、魚肥え脂つき肉紅にして臙脂の如く味亦冠たり、これより以上は、魚疲れて色味全減ず、

故に味の美惡は肉色の深淺を以てこれを分つ、

〔新編常陸國誌 六十土産〕鮭

按ニ鮭、東北諸國ハ利根川ニ限リ、北ハ越國ニ限ル、ソレヨリ以西ノ諸國一向ニ生ゼズ、尤常陸越後ノ産ヲ上品トス、本國ニハ那珂久慈ノ兩河及逆浪海ニ出ヅ、那珂河ニ出ル者最美ナリ、世ノ知ル所湊鮭ト云モノハ是ナリ、○中略古老傳稱ス、春下ル所ノ鮭魚海ニ入テ大魚トナリ、ソノ秋川源ニ至テ子ヲ產シテ死スト云、蓋年魚ノ名コレニヨリテ起レルナリ、

〔常陸風土記 久慈郡〕助川驛家、○中略至國宰久米大夫之時、爲河取鮭、故改助川、俗語謂鮭祖爲須介、

〔新編常陸國誌 六十土産〕鮭

今當國ニテ鮭ノ大ナルヲスケト云コトハ傳ハラズ、予○中山信名嘗テ奥州南部ノ人ニ聞ケルコトアリ、彼國邊鄙ノ俗、鮭ノ大ナルモノヲサケノスケト云ヒ、鱒ノ大ナルモノヲマスノスケト云トゾ、東極ノ邊地ナルユヘニ、返テヨク古語ヲ傳ヘタルモノナリ、○中略魚鳥平家ニ鮭ノ大介ト云名ヲ儲タルモ、介ト云縁ニ思合セタルモノナリ、

〔精進魚類物語〕越後國せなみ、あら川、常陸國鹿島、なめかた、凡北へ流る河を領知しける、鮭の大介鰭長が有樣を、傳へうけ給ること心も詞もおよばれぬ、

〔雜談集 三〕阿育大王事

聖武天皇東大寺御建立有テ、三面ノ僧房ニ學問スル僧ヲ、夜中ニ田舍ノ夫ノ形ニ御身ヲヤツシ、披キ給テ御覽ジケルニ、或僧アスヨリ後々イカヾスベキトナゲキケリ、サシノゾキテ、何事ヲ御歎アルト問給ヘバ、此ノ日比、鮭ノ頭ヲ子ブリ〱シテ學問シツルガ、子ブリツクシタリト云、ナドト問給ヘバ、鮭ハ目ノ子ブラレヌ物ニテ、カシラヲ子ブリ〱シテ、目ヲサマシテ學問シツルト云ケリ、サテ越前ニ鮭ノ庄トテ、鮭トル庄御寄進有ケリ、是學問ノタメ也、

(勘仲記)弘安十年七月十三日壬寅、內大臣殿令着陣給、奧其後人々着陣、抑條事定事、○中略

官續文○中略

定文

官勘申越中國司申請三ヶ條雜事○中略

一請以凡絹一匹宛鮭五隻辨濟納官家封家濟物事○中略

左辨官下越前國

應以凡絹壹疋宛鮭五隻辨濟納官封家濟物事

右得彼國司去六月二日解狀偁、謹撿案內、見色難濟之國、隨其申請、被下色替之宣旨、古今之例也、爰當國近年以後、漁捕不獲利、網罟無用、因前々國司、注此由申請之處、必有裁許、仍以凡絹一疋宛鮭五隻、院宮諸家封戶代、皆進濟也、而今中宮職一所、背傍例、國布壹端、宛鮭二隻、可辨濟之由、所譴責也、濫行之甚、何事如之、依此非法之責、已弊稱失計略、何況去天永四年、國司勤子細注奏聞之時、即所被下宣旨也、綸旨不朽、非無先例、僉議之間、何無裁許哉、望請天裁且任傍例、且依先例、早被宣下者、遁亡國非法之責、早致濟物合期之辨者、權中納言藤原朝臣實光宣、奉勅依請者、國宜承知依宜行之、

保延六年八月三日　　大史小槻宿禰

中辨藤原朝臣

(新猿樂記)四郎君、受領郎等、刺史執鞭之圖也、○中略常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂○中略越後鮭、

(北越雪譜初編人)鮭を出す所

鮭は今五畿內西國には出す所を聞ず、東北の大河の海に通ずるには鮭あり、松前蝦夷地最多し、鹽引として諸國へ通商は此地に限る、次には我が越後に多し、又信濃、越中、出羽、陸奧也、常陸にもありときゝつ、これらの國の鮭は、その所の食にあつるに足るのみ、通商するにたらず、江戸は利

根川にありといへども稀なるゆゑ、初鮭は初鰹の價に比すとぞ、我國にては毎年七月二十七日、所々にある諏訪の祭りの次の日より、鮭の漁をはじめ、十二月寒のあけるを漁の終りとす、古志の長岡魚沼の川口あたりにて、漁したる一番の初鮭を、漁師長岡へたてまつれば、例として鮭一頭に（一頭を一尺といふ）米七俵の價を賜ふ、（第五ばんまでなり、たてまつるさけには寸尺定めあり俵のかず下る。）鮭の大なるは三尺四五寸、小なるも二尺四五寸也、（猶小なるもあるべし）男魚女魚の名あり、めなは子あるゆゑ、をなよりは價貴し、五番まで奉りて后を賣る、初鮭の貴き事おしてしるべし、これを賞する事、江戸の初鰹魚にをさをさおとらず、初鮭は光り銀のごとくにして、微青みあり、肉の色紅をぬりたるが如し、仲冬の頃にいたれば、身に斑の錆いで、肉も紅ゐ薄し、味もやゝ劣れり、此國にて川口長岡のあたりを流るゝ川にて捕りたるを上品とす、味ひ他に比すれば十倍也、僅に其地を去れば味ひ美ならず、その味ひ美なるものは、北海より長江を泝りて、困苦えたるの度にあたれるゆゑならん、魚急浪に困苦ば、味ひかならず甘美もの也、北海の魚の味ひ厚と、南海の魚の味ひ淡の差ひあるがごとし、

〔宇治拾遺物語一〕これもいまはむかし、越後國より鮭を馬におほせて二十駄ばかり、粟田口より京へをひ入けり、それにあはだぐちの鍛冶が居たるほとに、いたゞきはげたる大童子のまみしぐれて、物むづかしうおもらかにも見えぬが、この鮭の馬の中に走入にけり、道はせばくて、馬なにかとひしめきけるあひだ、この大童子走そひて、鮭を二つひきぬきてふところへひき入てんげり、さてさりげなくて走さきだちけるを、此鮭にぐしたる男見てけり、走先立て童のたてくびをとりて引とゞめていふやう、わせんじやうは、いかでこの鮭をぬすむぞといひければ、大童子さる事なし、なにをせうこにてかうはの給ぞ、わぬしがとりてこのわらはにおほするなりといふかくひしめくほどにのぼりくだるもの市をなして、ゆきもやらで見あひたり、さるほどにこの鮭のかうちやうまさしくわせんじやうとりて、ふところに引入つといふ、大童子は又わぬし

鮭利用

こそ、ぬすみつれといふ、時にこの鮭につきたる男せんずる所、我も人もふところを見んといふ、大童子さまでやはあるべきなどいふほどにこの男はかまをぬぎてふところをひろげて、くは見たまへといひてひし〳〵とす、さてこのおとこ大童子につかみつきて、わせんじやうはや物ぬぎたまへといへば、わらはさまあしとよ、さまであるべきことかといふを、この男たゞぬがせにぬがせて、前をひきあけたるに、こしに鮭を二つはらにそへてさしたり、男くは〳〵といひて出したる時に、この大童子うちみて、あはれ勿體なき主かな、かうやうにはだかになして、あざらんには、いかなる女御后なりとも、こしにさけの一二尺なきやうはありなんやといひければ、そこらたちとまりて見けるものども、一どにはつとわらひけるとか、

〔吾妻鏡十四〕建久五年二月十四日丙午、佐々木三郎盛綱進生鮭二、越後國所領土産云云、殊御自愛云云、一者被施于只今祗候輩云云、

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜

鮭は越路に名ありて、其國の雪にも似ず、色は入日の雲を染て、うるはしく照たるこそいみじけれ、たま〳〵鯡といふものも、その色はまけじとやいどむらんを、

〔出雲風土記神門郡〕神戸川、○中略有年魚、鮭、麻須、伊具比也、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鮭○中略

肉、氣味、甘温無毒、主治、温中壯氣、多食則動火發疥、淹之而食則不中病、

鹽引集解、近世所有諸州造之、然以越後陸奥爲上品、越者軟、奥者堅、倶深紅色、味極美、同賞之、至明年春夏而堅固不臭腐也、州之守令年年貢獻之、其造法采鮮鮭去鱗腮、割腹捜棄諸腸洗淨、塡子胞封腹口、淹鹽水一晝夜、採出陰乾、一兩日待乾又淹鹽水者如初、採出陰乾、待乾用稻草堅封、而陰乾經月餘而收用之、此謂子籠、本朝式所謂内子鮭也、有不塡子者、此尋常鹽引而秋田松前之貢最爲絕勝、越後

越中次之、按古之楚割、源順曰、魚條俱訓須波夜利、或曰曾和利、是今鹽引之類乎、○中略

氣味、甘鹹無毒、主治、大抵與肉及乾鮏同、但治骨鯁最妙、

附方、痘疹不起、〔同鹽引去子、好酒煮食、或炙亦宜、〕

○氷頭○、本朝式主計、有鮏氷頭合作一斤、丹後、信濃、越中、越後俱貢之、源順訓比豆、是今之作膾氷頭、而鮏之頭骨如氷之澄徹者也、古者淹之傳送于司寮乎、其味甘美而脆軟也、○中略

鮞○、如與切、音而、又如六切、音肉、魚子也、俗訓波良羅子、卽鮏子也、稱筋子甘子亦是也、筋子甘子者連胞而醃之、鮞子者先連胞淹之、經一兩日剖胞粒粒曝乾收用、鮞子連年不饑、若素無鮏處欲養鮏、則鮞子包稻草入水中隱處而養之、明年必采鮏、然河水不通潮者不生矣、白魚子亦如斯、凡筋子鮞子俱以越與之產爲上品、傳聞越後漁人謂、冬初鮏生鮞子于河上之右岸、其粘者堅如膠如石、以刀斧椎鑿打之不墮、其性有補於人者乎、

鮨○、古者信兩越貢獻之、今常奧及所有諸州貢之、家々亦造之、近世有連子鮨、呼古計良鮨、最珍賞之、

乾鮏集解松前秋田及兩越最多以傳送于諸州、其法采生鮏去腸投屋上、懸樹杪以乾暴、經日、其中有鮏披者、用鮮鮏去鱗腮膽腸、洗淨自腹至背、連皮割開曝乾、非尋常乾鮏之比、是松前秋田之佳品也、彼地大抵冬月鮏銜逆流溯于川源深淵處、生子于草石間、而腹開體羸流落隨流而下、不知幾千百、漁人用長竹竿削尖竿梢、臨岸刺流落之鮏、遙抛屋上、自暴霜露晒風日、而爲乾鮝、以貨四方、今傳送于西京江都者、悉彼土之鮏也、松前之北通于蝦夷、蝦夷產乾鮏太多、其地連於女眞、極北而寒州、自秋初至夏初有雪、故不生五穀、土人皆血食、冬則穴居、及秋多作乾鮏貯之、穴居之間食之、保其生云、

氣味、甘微溫無毒、〔乾堅者銼之、漬水四五日、淵透煮之、或埋土一晝夜、采出洗淨煮之亦可、若斯則鰭骨軟不勞牙齒、〕主治、補肝、滋腎、强筋骨、益氣血、烏鬚髮、固齒牙、逐疝瘕、療脚氣、調婦人血風帶下及產後崩漏瀉痢、或曰治勞瘵最妙

附方、產後血暈、〔經年乾鮏、乾阿羅魚、俱燒黑在性、各一錢、萍蓬草、荊芥穗、澤蘭葉、百草霜各一錢半、肉桂人參各五分、麝香少許、各細末每二分溫酒下、〕代指腫痛、〔以橡豬肉傳患處、外〕

鮭雜載

以鮭皮緊封包之、則愈、鹽引皮亦佳、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鮭

鮭、鮭異同詳于前、據崔禹錫食經、則華亦有之、陶弘景、孫思邈、甄權、李珣、楊損之、蘇恭、陳藏器、陳士良等、未言、故後之本草諸家尙未言之、李時珍蒐羅百氏、訪采門方、撰于綱目、亦無及于玆、時珍者蜀之山中人而不詳鱗介乎、亦將知東南之江河、未知北方之江河乎、其引書二百七十六家之目無崔氏食經、惟怨時珍未見此書矣、

〔延喜式 二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略鮭廿隻、

凡諸國輸庸、(壹岐對馬島等並不輸)一丁布一丈四尺、〇中略鮭十隻、

凡中男一人輸作物、〇中略楚割鮭二斤八兩、內子鮭一隻、鮭二隻、(小三隻)鹿鮨、猪鮨、鮭背腸各一斤八兩、〇中略鮨鮨、鮭鮨、醬鮨各八斤、〇中略雜腊、鮭子各三斤八兩、〇中略鮭氷頭合作一斤十兩、

〔宇治拾遺物語 十二〕西の方をみやれば、牝牛にのりたる法師の裸なるが、干鮭を太刀にはきて、牛の尻をはた〳〵と打て、尻に百千の晝部つきて、東大寺の聖寶こそ、上座とあらがひして渡れとたかくいひけり、

〔殿中申次記〕十月三日　一鮭　二尺　大草三郞左衞門尉　廿七日　一鮭　十尺　(例年進上之)細川右馬頭

〔親元日記〕寬正六年十一月十日甲寅、進士隱岐使色赤候鮭御尋之由申候一尺御進上候、

文明十七年十月九日丁亥、山名殿より初鮭御進上、東山殿、京御所、(次)御私、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十二月十七日、たんごのさいしや(〇細川忠興)さけ三十尺しん上申、

十二年八月四日前しやうぐん(〇德川家康)よりはつさけ參る、　六日next

六日ゐやうぐん(〇德川秀忠)よりさけ參る、

〔勸修寺光豐公文案三〕女院御所生鮭一折御進上候、則令披露候處に、奇特と思召候由、相心得可申之旨被仰出候、隨而私へも生鮭一尺送給候、每度御懇意之段、本望之至存候、猶以面可申述候、恐々謹言、

十月〈〇慶長十五年〉五日

板倉伊賀守殿

〔駿府政事錄〕慶長十六年九月廿六日、大久保相摸守忠隣獻生鮭魚幷乾鮭魚、

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物、〈〇中略〉さけ

〔渡邊幸庵對話〕一から鮭を祝義に用る事、都鄙共に同じ、是を考に其謂ある歟、大智度論に曰、魚母子を念ロして刀を經れ共不壞、三千の子中盡愛子、此心を以て見れば、子孫不斷絕、相續の心を以、鮭を祝義に用る歟、

一干鮭煤を取には、干鮭を埋候得ば煤とれる也、扨切申にはひやかし不申候ても、庖丁の刃に油をぬり候て切候得ば、能切れる也、

〔雲萍雜志三〕世にありし人、零落したる人のもとに行きて、ともにつれ立ちて市にゆきて、鹽魚を買ふ時、世にある人は鹽鰹を買はんといふ、零落の人は鹽鯖を買はんと、たがひにいひ爭ひしが、終に零落の人に云ひ勝れて、鹽鯖を買ひて歸りぬ、さて道すがらのほどはなしに世にある人の云ひけるは、そのもと何とて鰹のうまきをすてゝ、鯖のうまからぬを買へるかといへば、零落の人わらひて、今日はそのもとより我等への饗應にせらるゝなれば鯖にしかず、鰹は御もとのごとく、常に美味を食し給へる人の、たま／＼食ひたまふものなり、我は常にうまきを食はざれば、鯖の味にしかずといへり、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鯇 爾雅集注云、鯇〈胡本反、上聲之重、〇〇字、亦作鯶、和名阿米、〉似鱒者也、楊氏漢語抄云、水鮭、〈一云江鮭、今案本文未詳、〉

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕郝曰、鮷鮧聲同、一讀聲轉、蓋古今字也、〇中略釋魚鮧、郭注云、今鮷魚似鮎而大、說文、鮧魚名、按證類本草引陳藏器云、鮧魚似鮭、生江湖間、李時珍曰、其形長身圓、肉厚而鬆、狀類靑魚、俗名草魚、因其食草也、江閩畜魚者以草飼之焉、舍人云、鱧一名鮧、孫炎鱧鮧一魚、鱧見魚麗詩、傳云鯛也、說文作鱧、下文有本條、郭氏爲各一魚、以鱧爲鯛、鮧爲似鮎者、則此所引郭說也、

〔段注說文解字 十一下魚〕鮧、鮧魚也、釋魚鱧鮧也、毛傳同、許於鱧下云鮧也、不云鮧也、故鮧篆割分異處、蓋其所傳不同、鮧鮷古今字、今人曰鮷、子讀如混、多食之、从魚完聲、戶版切、舊音也、十四部、又胡本切、今音也、音轉、而形改爲鮷矣、

〔類聚名義抄 十魚〕水鮭 アメ未詳　江鮭 同　鮧 胡本反 アメ　鮧 胡板反 鮷魚　鮷 亦

〔下學集 上氣形〕鯎 アメ

〔尺素往來〕巡役之朝飯、明日可令勤仕候、此間依霖雨美物難得候、〇中略魚類者、〇中略雨魚、

〔倭訓栞 前編二阿〕あめ　倭名鈔に鮧をよめり、雨ふる時に多く得る物といへり、今あめのうをと呼り、或は嘉魚なりといへり、湖水に多し、

〔庖厨備用和名本草 入魚〕鮧魚 〇中略鮧魚味甘性溫毒ナシ、胃ヲ溫メ中ヲ和ス、多食スベカラズ、諸瘡ヲ發ス、膽味苦性寒毒ナシ、臘月ニ取テ陰乾スベシ、ヨク喉痺ヲ治ス水ニカキタテヽ服スベシ、喉中ニ物タチテ出ガタキニ、此膽フタツ酒ニカキタテヽ、少シヅヽシブリノミニスレバ、タチタル物出ヅ、

〔本朝食鑑 七河湖有鱗〕鮧 胡本切、音混、訓阿米、

集解、江州琶湖多采之、形似鱒鮭、而長身厚肉、肉色不赤、鱗亦不小、有靑白二種、白色者爲美、然不及鮭鱒、西京人間賞之、

肉、氣味、甘微溫無毒、主治、與鱒同而輕者也、

〔大和本草 十三河魚〕鱸魚 アメノウヲ　本草綱目鱖魚ノ附錄ニノセタリ、鱖ノ類也トイヘリ、サケニ似テ味ヨシ、琵

琵琶湖ニ多シ、鯇ヲアメノウヲト訓ズ、未是、

〔重修本草綱目啓蒙〕二十九魚　鯇魚　アメノウヲ　アメ　ミヅサケ(和名鈔)　エザケ(同上江州)　一名草晴魚(盛京通志)　白鯖魚(嶺南雜記)　増、一名混魚(通雅)

江州サツ川ニテ、八月ヨリ十月ニ至ルマデ、雨後ニトル、形狀ハ松魚及ビ鱒魚ニ似テ、脊上尾ニ近クシテ黒甲アリ、鱗細ナラズ、大ナル者ハ長サ二尺ニ至ル、ソノ肉色白シ、又色淡紅ナル者アリ、鮓ト爲モノ寒中ト雖ドモ、齒冷ナラズ、ソノ子大サ梧桐子ノ如ク、色黄赤ニシテ透明ナリ、人コレヲ賞ス、

〔食物和歌本草〕六　鯇(アメ)

あめはたゞ中風脚氣の藥也串さしあぶり常に用る　あめの膽喉痺や咽に魚のほね木竹のたつに水にすりのむ

〔延喜式〕二十四主計　近江國(中略)　中男作物(中略)　阿米魚鮨、

〔延喜式〕三十一宮内　諸國例貢御贄　近江國(中略阿米魚)

〔侍中群要〕二　同例(御厨子所例)云、延喜十一年十二月廿日官符始、定六箇國日次御贄、(中略)　近江國(中略)　阿米(中略六日十二日十八日廿四日卅日)　者、今案件者六國進於内膳司、

〔殿中申次記〕八月朔日　一初鯇(アメ)(禁裏様へ参)一折　(例年進上之)　佐々木四郎三郎(中略)　何も式日は不定

〔親元日記〕文明十七年八月朔日己卯、兵庫殿御進上鯇一折、鱸一折、以上東山殿、

〔實隆公記〕大永六年十月五日乙卯、大館入道送雨魚(アメノ)一折、十折句歌有之、則返歌遣之、

〔親俊日記〕天文八年八月十六日辛巳、上池院へ貴殿松茸鯇可有如何之由、以折紙尋遣之、何も少ツツ不苦之由候、鯇取分多は御無用之由候、

〔浪花の風〕あめの魚といふ魚は、川魚にて當地にも拂底なるものなり、秋の末より冬に至り、網島

邊にて稀に漁することあり、大小あれども、其形狀は鮭の如くにして黑斑あり、ひらたくして長き魚なり、予は己未の年十月、始て一尾を得て食せしに、肉至て和らかにして輕き魚なり、味ひも上品にして無毒の魚なるべし、

〔毛吹草三〕近江　湖水鮭（アメ）　信濃　水鮭

〔新撰字鏡魚〕鱒（徂本反、上、万須、）○鮅（万須）

〔段注說文解字十一下〕鱒赤目魚（見二國風一、釋魚曰、鮅鱒、毛傳曰、鱒大魚也、陸璣郭樸皆云、鱒似鯶赤眼、）从魚尊聲、（慈損切、十三部、）

〔本草和名十六蟲魚〕鱒魚（徂卷反）一名赤目魚、一名赤目鱒（出七卷食經）一名鮅（音必、出兼名苑）和名末須、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鱒　七卷食經云、鱒（慈損反）一名赤目魚、（和名万須）兼名苑云、一名鮅（音必）似鯶而赤目者也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按廣韻云、鱒才本切、在二十一混、屬從母、慈損在二十一混、屬精母、撰在二十八獮、屬牀母、竝不與廣韻合、○（中略）按爾雅鮅鱒、郭注云、似鯶子赤眼、九域傳云、鱒大魚也、兼名苑注蓋本於此、爾雅翼、鱒魚目中赤色一道橫貫瞳、今俗人謂之赤眼鱒、食螺蚌、多疵獨行、亦有兩三頭同行者、極難執、見網輙遁、李時珍曰、鱒魚處々有之、狀似鯶而小、身圓而長、鱗細于鯶青質、

〔類聚名義抄十一魚〕赤魚（マス）　鱒（音尊、マス、）　鰈（赤）　鮅（音必、マス、フナ、）　鮒（マス、フナ、）

〔下學集上氣形〕鱒（マス）

〔東雅十九鱗介〕鮭○（中略）或說にマスとは、其味の鮭魚に勝りぬるをいひ、（中略）江家次第、年中行事秘抄に腹赤は鱒魚也と見えたり、さらば古にはマスをば腹赤といひしなり、朝鮮の方言によるに、此にマスといふは、彼にいふ所の松魚也、此物の如きも、古の時には呼びにし名のありしを、後に韓地の方言によりて、松魚を呼てマスノイヲといひし事、たとへば古にはアカメといひしもの、後にはタヒといふが如くなりしも知るべからず、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鱒（慈損切、訓二萬須一、）

釋名、鱒（必）赤魚（和名）腹赤（江氏）鱧（音宣、辨色立成、孫炎曰、鱒好獨行、尊而必者故、從尊從必、源順曰、一名赤魚、並名苑云、一名鮅、似鱒而赤目者也、本朝自古稱腹赤、或作鱧、宜下面奏之、義乎、江相公曰、正月元日宮内省腹赤奏、若遠期不參七日奏之、桃花老人曰、腹赤鱒也、元日腹赤贄、天子初賞之賜群臣、群臣從階拜賞之、自筑獻之爲例、景行帝時、肥後州宇土郡長濱漁人始釣之、守令奉獻御厨、聖武帝天平十五年正月十四日、自太宰府獻之、本朝式曰、太宰府貢之者、肥後筑後兩國所進也、近世未聞此事也、今亦朝廷正月有腹赤奏、御厨調之、或用鮭亦有、）

集解、狀類鮭而鱗細於鮭、赤脈貫瞳、青質赤章、肉赤多刺、膏脂美於鮭、性强健善衝網而逃、故入網者少而多釣之、大抵與鮭魚同處越飛奥常總多有、鮑而傳送之、或有糠鹽合漬而藏者亦佳矣

肉、氣味、甘温無毒、（或曰大温有毒）主治、温中壯氣、寒疝冷積俱良、多食則動火發瘡、

〔大和本草 十三 河魚〕本草所記鱒ノ形本邦ニ所稱マスニ能合ヘリ、又和名ヲ腹赤ト云、〇中略 筑州ノ千年川ニ鱒多シ、千年川ハ太宰府ニ近シ、鱒味雖美性不好、病人不可食、金瘡産後最忌之、且發瘡疥、山中ニ榎ノ葉ト云魚アリ、形味ヨク鱒ニ似テ小也、味ヨシ、長六七寸、春山川ニ上ル、小ナルユヘ性輕シ、凡諸物大小アリ、是鱒ノ類ニテ小ナル也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九 魚〕鱒魚　アカウヲ（和名鈔）　腹赤（江家次第）　アカメ　マス　一名赤眼鱒（典籍便覽）

東北州ニ多シ、形狀ハ松魚ニ似テ鱗更ニ細ナリ、色淡青ニシテ赤斑アリ、ソノ眼赤條瞳ヲ貫キテ他魚ニ異ナリ、肉色赤クシテ松魚ノ如シ、味ハ松魚ニ勝レリ、ソノ性强健ニシテ捕ヘガタシ、最歯ヲ愛ス、ソノ歯網ニカヽレバ動カズ、水ヲ離レバ便死ス、是カハマスナリ、ウミマスハ肉色白シ、志州ニハ數品アリ、

〔食物和歌本草 五〕鱒魚

ますの魚小瘡にきらふ金瘡や目まひにも忌上氣せしむる〇中略 ますの子をかけぼしにして霜にして大小人（おとなわらべ）の草瘡にのめ

〔毛吹草 三〕近江　鱒　越前　三久還鱒

〔日本山海名産圖會 四〕鱒

海鱒川鱒二種あり、川の物味勝れり、越中、越後、飛騨、奥州、常陸等の諸國に出れども、越中神通川の物を名品とす、即鯹として納め來たる、形は鮭に似て住む處もおなじきなり、鱗細く赤脈瞶を貫き、肉に赤刺多し、

〔雍州府志六土産〕鱒魚　在嵯峨大井川、是稱川鱒、其味至美、又川鰷是世人之所賞也、

〔延喜式三十一宮内〕諸國例貢御贄　近江國(中略)鱒

〔日光山志四〕日光諸處の名產　魚蟲(中略)鱒

〔出雲風土記神門郡〕神戸川、(中略)有(中略)麻須、伊具比也、

〔親元日記〕文明十五年四月廿日壬午、武田治部少輔殿より(若州へ暫時下向)鱒五、鯛十、貝鮑百まいる、十七年八月四日壬午、朝倉方より初鱒一尺、東山殿へ進上之、

〔親俊日記〕天文十一年六月十日己丑、高屋將監鱒一尺進上之、親俊一尺到來之、

〔新撰字鏡魚〕鰚(波○亘○加○)

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鰚魚　辨色立成云、鰚魚(波亘可、音宜、今按所出未詳、本朝式用腹赤二字、)

〔類聚名義抄二肉〕腹赤(ハラカ)　〔同十魚〕鰚(音宜、ハラカ未詳、)　鰚魚(同)

〔伊呂波字類抄波動物〕鰚魚(ハラカ)　腹赤(同國俗用之、出本朝式、寸法長九尺九寸云々、出太宰府、大足彥天皇(景行)誅玖磨噌唹運駕之時、於肥後國玉名郡長渚濱釣此魚、帝問左右、吉備國朝勝見之、未知其名云々、帝曰、今俗見多物、即云爾倍佐爾云々、)

〔下學集上氣形〕鰚(ハラカ)(腹赤魚也)

〔倭訓栞前編二十四波〕はらか　和名抄に鰚魚をよめり、されど所出未詳といひけり、新撰字鏡同じ、又鯇を訓せり、江次第、官曹事類、風土記には鱒也といへり、式に腹赤と書り、らにあの音こもれるをもて、はらかといへり、腹黑の反なれば、腹赤の贄を奏するも、赤心の表示なるべし、神代紀に赤心をきよきこゝろとよめり、元日に腹赤の贄の奏あるは聖武天皇より始れり、年中行事の歌に、

はつ春の千代のためしの長濱につれるはらかも我君のため

長濱は肥後國にあり、玉名郡長渚濱より出て、爾倍魚と號す、今北濱に鋼を燒て貢れり、景行天皇の故事なるよし風土記に見えたり、今其所を腹赤といへり、供御の池あり、伊勢國河曲郡に長太(ナガフ)村あり、此村より大神宮にはらかの御贄を獻ず、鯖也、

〔比古婆衣 二〕腹赤

年のはじめに獻る腹赤の御贄は、肥後風土記に、(中略)みえたる故實によりて、聖武天皇の御世、その爾倍魚の別名を、腹赤と申て獻りそめたるなり、(中略)今肥後の長洲の腹赤村わたりにて鋼の一種にて、殊に赤きがあるを腹赤なりと呼て、いにしへ御贄に奉りしものこれなりといふと國人いへり、

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可令勤仕候、此間依霖雨美物雖難得候、(中略)魚類者(中略)腹赤、

〔內裏式 上〕元正受群臣朝賀式

會

省丞以下史以上、(中略)與太宰使同執腹赤御贄、省輔相扶入自同門、共安庭中、退出、輔一人留就位、奏曰、(中略)太宰府(乃)進(禮留)腹赤(乃)御贄、長若干尺進(樂久)申賜(等)申、(無勅答)訖退出、卽膳部水部等入自承秋門、取氷樣腹赤御贄退出、

〔延喜式 三十九 內膳〕年料　大宰府(中略)腹赤魚、(筑後肥後兩國所進出、其數隨得、已上別貢、)　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、

〔年中行事秘抄 正月〕元日　奏腹赤贄事

(但腹赤魚收司家)

官曹事類云、供腹赤魚事、始自昔大足彥天皇(○景行)御代歟、肥後風土記、於長渚濱得之、棹人釣之、其名曰鮪魚(麻須)若遲參者七日奏之云々、件事等近代御出以前奏事由、付內侍所、

〔釋日本紀 十六 秘訓〕肥後國風土記曰、玉名郡長渚濱、在二郡西一昔者大足彥天皇 景行 ○誅二球磨噌唹一還駕之時、泊二御船於濱一云々、又御船左右遊魚多之、梶人吉備國朝勝見、以レ鉤釣之、多有レ所レ獲、卽獻二天皇一、勅曰、所レ獻之魚、此爲二何魚一、朝勝見奏申、未レ解二其名一、止似二鯽魚一耳、歷二御覽一曰、俗見二多物一、卽云二爾陪佐爾一、所レ獻魚甚此多有、可レ謂二爾陪魚一、今謂二爾陪魚一其緣也、

〔源平盛衰記 二十五〕鰚奏吉野國栖事

鰚(ハラカツウ)奏トハ魚也、天智天皇ノイマダ位ニ卽給ハザリケル時、君ハ乞食ノ相御座スト申ケレバ、我帝位ニ卽テ乞食スベキニアラズ、備ヘル相又難レ遁歟、御位以前ニ其相ヲ果サントテ、西國ノ御修行アリ、筑後國江崎小佐島ト云所ヲ通ラセ給ケルニ、疲ニ臨ミ給ヒタレ共、供御進スル者モナカリケリ、網ヲ引海人ニ魚ヲメサレテ御疲ヲ休メサセ給ヒ、我位ニツキナバ、必供御ニメサレント被二思召一、其名ヲ御尋アリケレバ、鰚ト奏シ申ケリ、帝位ニツカセ給テ思召出ツヽ、被レ召テ、供御ニ備ケリ、其ヨリシテ此魚ハ祝ノタメシニ備フト申、

〔公事根源 正月〕元日節會　一日

腹赤の贄とて魚を筑紫より奉るなり、昔はやがて節會などに供しけるにや、腹赤の食樣とて、くいさしたるを皆とりわたしてくひたり、景行天皇の御宇、筑紫の國宇土の郡長濱にて海人是を釣て奉る、其後聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、大宰府より是を奉ける、これよりして、年毎の節會に供すべきよし定おかれたるなり、腹赤とはますと申魚の事なり、

〔年中行事歌合〕三番　右勝　腹赤御贄　二位中將

はつ春の千代のためしの長濱につれるはらかも我君のため

判者申云○中略右歌は筑紫より、腹赤の魚とて奉るなり、昔は節會の御膳などにやがて供じけるにや、腹赤の食やうとて、くひさしたるを皆とりわたして食けり、いとおもきらはしきやう

にぞ侍ける、

〔江家次第 二十〕執聟事

供膳、○中略生物五坏、是腹赤切也、

〔日本後紀 十三 桓武〕大同元年五月己卯、是日停諸國雜贄腹赤魚木蓮子等、以息民肩也、

〔拾遺和歌集 七 物名〕はらか　もとすけ

みよし野も若菜つむらんまきもくのひはらかすみて日數へぬれば

〔殿暦〕永久四年正月一日丙寅、辰剋許、雅兼來云、奉膳申云、腹赤自古九尺九寸也、而今日解文九尺五寸者、爲之如何、奏院之處、被仰云、觸余○藤原忠實者、予申云、解文書寫失歟、早書改、於腹赤者早如例可供歟、其後無別沙汰、大略如申被仰歟、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、朱器初度、戊日也、○中略師光、長雅各取折敷一枚、（中略）腹赤一盃、先例式違、兼條之、今度用眞腹赤、盛様器、敷鏡葉、重敷濱木綿、指鹽、盃小籠横器、無敷物、

〔山家集 下〕つくしにはらかと申いをのつりをば、十月一日におろすなり、しはすにひきあげて、京へのぼせ侍、そのつりの繩はるかにとほくひきわたしてとをる船のこのなはにあたりぬるをばかこちかゝりて、がうけがましく申て、むづかしく侍るなり、その心をよめる、

はらかつるおほわたさきのうけなはに心かけつゝ過んとぞ思

〔視聽草 九集 十〕腹赤魚進獻之書

寛永十三年、肥後國長淵腹赤之魚を仙洞御所江獻上、

能申入候、仍此はらかの魚、昔より肥後國長淵と申所にて誘し、浦人も烏帽子素袍にて網を引、生魚を○此間恐有脱文、如此候、古より禁中江も上候由、所之者申候間、貴様迄爲持、進上申候、○中略尚此者可申上候、恐惶謹言、

十二月八日　細川越中守忠利

阿野大納言樣人々御中○中略

態貴樣迄爲御禮以書狀申上候、院樣へ腹赤之贄上申候處に、貴樣迄之御事書則被成御下候、過分成儀ト再三戴申候、○中略此前從禁中幽齋に御寫セ被成候公事根源には、宇土郡長濱者筑後の内かと、筑後にて宇土郡と申郡者無御座候、肥後に宇土郡長濱と申所御座候、今は長濱の近所長渕と申所に而、右進上之魚誘申候、公事根源には鮨の魚と見へ申候へば、海士のつり申候に御座候、海には鮨は無御座間、右の鮨たるべくと存候、古より今其流の者樣子を承及、魚迄誘申候、○中略恐々謹言、

二月十日　細川越中守忠利

阿野大納言樣

○按ズルニ、腹赤奏ノ事ハ、尙ホ歲時部元日節會篇諸司奏條ニ在リ、

白魚
麵條魚

〔倭名類聚抄十九鱗介部龍魚類〕鮊魚　文字集略云、鮊音白、漢語抄云之呂乎、魚薄身白色也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚類〕今俗呼之呂宇乎、或云之良宇乎、○中略按說文、鮊海魚也、廣雅、鮊鱎也、其物未詳、文字集略鮊當此物、又有白魚形狀詳麪條、又非之呂乎、漢語抄以爲之侶乎誤、又按、本草綱目鱠殘魚、出蘇松浙江、大者長四五寸、身圓如筯、潔白如銀、無鱗、若已鱠之魚、但目有兩黑點、爾彼人最重小者、曝乾以貨四方、清明前有子食之甚美、清明後子出而瘦、但可作鮓腊耳、是可以充之侶乎也、

〔段注說文解字十一下魚〕鮊海魚也、从魚白聲、旁陌切、古音在五部、玉篇讀平亞切、廣韻補韻作鮁、讀若書白不黑、未知所出、大元昆次三日、昆白、不黑不相襯也、疑用此語、

〔類聚名義抄十魚〕鮊音白、平亞反、シロヲ、ヒヲ、

〔壒囊抄一〕魚類字　鮊シラヲ

〔物類稱呼 二動物〕鱊條魚どろめ　大坂にてどろめと云、筑紫にてまろうをと呼、土佐國にてどろめざこといふ、

此魚三月海より川水に上るを簗にて是を捕、長三寸、江戸に云白魚より小也、其潔白なる白魚に相同じ、氷魚と呼も又是に似たり、近江の湖水、宇治の田上などに產する物也、

〔東雅 十九鱗介〕鮊魚シロヲ 中略○ 廣雅に據るに、鮊は鱎也、即說苑にいふ所の肉薄而不美者、漢語抄にいふ所の者とも見えず、漢語抄にいふ所は、鱠殘魚に似て小しきなる銀魚といふものゝ、即今シロイヲといふものに似たる也、又考聲切韻を引て、鮴はコホリイヲ小魚名也、似鮊魚長一二寸者也、今按俗言氷魚是也と注せしは、亦俗にイサヽといふ者の類なり、シロヲとは白魚也、コホリイヲとは氷魚也、イサヽといふは、イは發語の詞也、サヽは小小也、鮊魚は長六七寸の者と見えたり、此にいふシロチなるべしとは見えず、即今シロイチといひて、淡水の間に生ずるものは、大なるものにも僅に三四寸には過ぎず、即是江陰常熟等志に、銀魚似鱠殘魚小者と見えしもの、舜水朱氏も此にいふシロイチは即銀魚也といひき、東壁本草閩志等の如きは、銀魚は鱠殘魚の一名となしけり、爾雅翼に據るに、鱠殘魚は長五六寸、身圓如筋、潔白無鱗、但目點黑と見えたれば、此にあるものにはあらず、朱舜水も此にシロイチといふものゝ、大なるは長七八寸なるもあるなりといひき、江陰常熟等志に見えし所は、鱠殘魚銀魚大小各別れしものとなして、本草圖志の一物也とせし如くにはあらず、

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕鮊 訓志呂乎

集解、白魚者氷魚之大也、生江河之中、大者三四寸、全體潔白如銀無鱗、如氷玉之磨成、但目有兩黑點、及春子滿腹而味殊美、春後子出而瘦、此亦聚留筌之間、漁擧罾采之、或夜繫舟于中流、燒炬則魚見火而聚、亦擧罾采之、凡氷魚者白魚之子、白魚至春上河、二三月之際生子于水草沙石間、其子長爲氷魚、至于江海、又長爲白魚者也、或問予 ○平野必大 曰、氷魚長于河而入海則河魚也、故自古以宇治田上川爲有處、然今何入江海部、予曰、魚得鹹水而長育者多、即氷魚之類是也、既得鹹水而長大爲白魚、故江海采之、鹹水者潮、則入江海部而可也、若年魚鮏魚亦上河生子而下、然不采江海則河魚也、宇治田上皆大川也、流下入難波江、則白魚逆流上于宇治田上而生氷魚者哉、白魚乾曝者亦賞美、四方貨之、伊

勢志摩參州守令貢獻之、白魚子連年不死、事詳于鮭條、

肉、氣味、甘温無毒、或曰、有小毒、與氷魚同性也、主治、開胃進食多食動熱、

〔本朝食鑑　十華和異同〕鮊

白魚者銀魚、一名鱠殘魚、王餘魚也、時珍按、博物志云、吳王闔閭江行食魚鱠、棄其殘餘於水、化爲此魚、故名、予〇平野必大常疑之、吳王有何積德而水族有此感乎、鱠殘出蘇松浙江、大者長四五寸、身圓如筯、潔白如銀無鱗、若已鱠之魚、但目有兩黑點爾、小者曝乾以貨四方、淸明前有子食之甚美、淸明後子出而瘦、本邦亦倘如許、

〔大和本草　十三河魚〕鱠殘魚（シロウヲ）　本草ニ王餘魚トモ銀魚トモ云、潔白ニシテ銀ノゴトシ、大坂伊勢所々ニアリ、味ヨシ、ホシテ串ニサシタルヲ目〇〇〇ザシト云、遠ニヲクル珍味トス、本草時珍云、曝乾以貨四方ト云如シ、倭俗膾殘魚ヲキスゴト訓ズ、甚誤レリ、〇〇〇麪條魚（シロウヲ）　本草ニノセズ、潛確類書及河間府志ニノセタリ、長一二寸、鱠殘魚ヨリ小ナリ、甚潔白ナリ、是亦白ウ〇〇〇ヲト云、三月海ヨリ川ニ多ク上ル、漁人梁ヲ以テ多クトル、四月以後ハ無之、味膾殘魚ニ不及トイヘドモ、新シキハ味頗美ナリ、處々ニ多シ、又白小トモ云、杜子美白小ノ詩曰、天然二寸魚、又名之曰白小、白小モ麪條魚ナリト、潛確類書ニイヘリ、味淡クシテヨノツチノ病人ニ無妨、甘平無毒、寬中健胃、合生薑作羹佳、只產婦ニハ食ハシムベカラズ、有害ト云、氣ヲ上スル性アルハ、順水流而上故ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙　二十九魚〕鱠殘魚　シロウヲ　シラウヲ勢州　ヒ〇ヲ〇魚雲州ノ松江　シ〇ラ〇ス〇肥前　一名玉箸異名事物　白萍同上　玉筋魚三才圖會　麪花玉筋同上　鱵魚正字通鄉談　銀美同上

此魚淡水鹹水相雜ル川ニ生ズ、京師ヘハ春月勢州桑名ヨリ來ル、其地ニハ初冬ヨリ小ナルモノアリ、武州兩國川甚多シ、長サ二三寸、濶サ二三分、身扁ク稍尖リテ、香魚ノ形ニ似テ長シ、鱗ナク全

ク白色ニシテ、タヾ目ニ黒睛アルノミ、生ナル時ハ微青色ヲ帶、性甚死シヤスシ、本經達原ニ、大者不過三四寸、身圓無鱗、潔白如銀、小者尤勝鮮、食最美、曝乾亦佳ト云フ、ソノ腹多ク卵ヲ孕ス、乾者ニテモ淡鹹雜レル水ニ入レバ化生スト云フ、乾タルモノ備前ヨリ出ス、又細篊ニナシテ乾カスモノヲメザシト云フ、勢州ヨリ出ス、又格子海苔ニツケテ乾タルモノモアリ、一種シロウヲ、(筑前)一名シライヲ、(肥前)イサヾ、(雲州、同名アリ、)イサヾピヲ、(同上)ヒヨゴ、(勢州)シラヒヨゴ、是鱵條魚(潛確類書、河間府志)ナリ、一名鱵條銀魚、(卓氏藻林)白飯魚、(廣西通志)白小、(杜詩)湖圍(養魚經)素鮮、(事物紺珠)水晶魚、(廣東新語)此魚ハ鱠殘魚ヨリ小ク、長サ二寸許、濶サ一分許、頭尖ラズ、圓ニシテ石伏魚(ゴリ)ノ頭ノ如シ、全ク白色ニシテ目黒シ、享和壬戌、台命ヲ奉ジテ紀州熊野ヲ巡ル、路島田ヲ經、白小ノ生ナル者ヲ見ル、甚ダ透徹シテ水晶ノ如シ、岸ヨリ見レバ、ソノ頭丁斑魚ノ如シ、腹ニ小黒圈及ビ七ノ小黒星左右ニ相對ス、死スル者色白クシテ透徹セズ、此魚三月海ヨリ川ヘ多ク上ルヲ梁ニテ取ル、性死シ難シ、故ニ溫湯ニ入レ置テ賣ル、四月以後ハ絕テ無シ、丹後田邊ニハ上巳ノ比、海ニツヾキタル川ニテ取ル、方言イサヾ、生魚ヲツカミ指間ヨリ首ヲ出スヲ、早ク細篊ニテ目ヲ貫テ、三角ノ形ニナラベ乾タルヲ、イサヾノ目ザシト云、又形大ク板ノ如クニシ、乾タルモアリ、スボシト云フ、

〔毛吹草 三〕攝津 川口蜆鮊(シロウヲ) 伊勢 鮊 三河 苅屋白魚(カリヤノシロウヲ) 武藏 白魚 備前 白魚

〔魚鑑 下〕しらうを(中略) 備前平江、伊勢桑名に多し、武藏角田川及び中川のものも、桑名の種といへども、水美なれば魚も亦美なり、諺にいふ、氏よりそだちなるべし、

〔攝陽群談 十六名物土產〕同(○佃)聚魚(シロウヲ) 同所(西成郡○佃村)川下潮境ニ於テ捕之、市店ニ送ル、魚細小ク煮之白シ、因テ世ニ白魚トス、

〔東都歲事記 一二月〕白魚、淺草川の名物なり、初春海にあり、二月より川へ入、二三月頃子を砂石の間に生ず、その子秋にいたり下流し、江海に入て生長すといふ、

〔東都歲事記 四十一月〕白魚○中略 當月より春に至るまで、毎夜佃沖四ッ手網を以て白魚をとる篝火多し、初春は海にありて二月頃川へ上る、しら魚にあたひあることそうらみなれ、芭蕉、

〔續江戸砂子 一江府名產 幷近在近國〕

佃の白魚　又麵條魚又白小と云、初春海にあつて二月の比川に上る、○中略

淺草川の白魚　むかしは此海川になかりしを、寛永の末の比、しら魚の胤をまかせられしと也、

〔出雲風土記 島根郡〕朝酌促戸渡、○中略 大小雜魚、濱藻家闐、市人四集、自然成鄽矣、自此以東、至于大井濱之間、南北二濱、並捕白魚水松也、

凡南入海所在雜物、○中略 白魚、○中略 海松等之類至多、不可盡名、

〔日本紀略 桓武〕延暦十五年四月乙亥、右大舍人白鳥村主得白魚於井中獻之、任肥前史生、

〔甲子夜話 十八〕白魚ハ種ヲマケバ生ズルモノナリ、嘗テ見シガ其書ヲ忘レタリ、黄門光圀卿常州ノ川ニ、隅田川ノ白魚ヲ乾シテ取寄セ、沙中ニ埋置レケレバ、翌年白魚生ジテ其種絶ルコトナク隅田產ノ大サニ異ルコトナシトアリキ、又予○松浦清ガ領國ノ產ハ、江都ノ如キハナク、タマ〳〵白魚ト稱ズルモノハ、細小ニシテ淡黑ヲ帶ブ、大抵西邊コノ如シ、或年ノ旅次周防小郡驛ニ宿トキ、晩飯ニ白魚ヲ供セリ、隅田ノ產ニ異ナラズ、予驚キ問フ、コレ何レヨリ得タル、厨人答フ、驛ノ前小郡川ノ所產ナリ、因テ其由ヲ聞クニ、里人云フ、領主萩老侯、先年此邊ノ三田尻ニ隱居ヲ占メラレシトキ、此魚ノ江都ニ產セルヲ好マレ、隅田ノモノヲ乾カシテ土ニイレ、此地ニ運バレ、カノ川ニ投ジ置レシガ、明年ヨリ生育シテ、至今テ如此ト、イカニモ隅田ノ產ニ少シモ殊ナラザリシ、又頃日字書ヲ見シニ、博物志ヲ引テ、吳王江行食魚膾、棄殘餘於水、化爲魚、名膾殘、卽今銀魚、コレ吾邦ノ白魚ナルベシ、精細ノ狀ヲヨク見タテシ名ナリ、隅田川ノ產イカニモ銀魚ト云ベシ、天漏子聞テ曰、江都ノ白魚ハ、享保中德廟○德川吉宗ノ勢州ヨリ取寄セ給ヒ、品川ニ蒔カレショリ始マレリ、是モ

卿多キ白魚ヲ乾カタメ來レル穪ナリ、ソレ迄ハ江都ニ此魚無リシトナリ、紀伊殿ノ領分勢州ニアリ、其處ニ產スルヲ知シ召テ、御承統ノ後カクシ給ヒシナリ、以前ヨリ桑名侯白魚ノ獻上アレバ、勢州ノ名產タルコト著ケレト、又曰、此說ハ光圀卿ヨリハ年代後レタリ、孰ガソノ始ナルニヤ、

〔傍廂前篇〕神の使

佃島住吉の神主は、代々日向守といふ、弘好祖今の好貞ともに三代つゞきて我門弟なり、かの島の海人は、冬より春かけて白魚を旨と漁れり、年によりてすくなき事あれば、島人一同に神主に祈禱をたのめり、其祭祀には生きたる鯉を二、白木臺に居ゑて神前に備へ、神祭終りて海に放つに、玄ばしの程は勞りたるさまなれど、海に入りていきほひはじめの如く、沖の方へはしり行けり、是は住吉神よりわたつみの神へのはゆま使にて、白魚奉らせ給へといひやるなりといひ傳へたり、

〔雜件錄二〕白魚役庄五郎差出候願書寫　御賄頭

乍恐以書付奉願上候

御賄頭支配白魚役　庄五郎

一權現樣御代慶長六辛丑年、上總國東金筋御鷹野御成之節、淺草川白魚獻上仕候ニ付、夫より引續多春之間、白魚御用被仰付、猶其後夏秋之間者、御小魚御用被仰付、當卯年迄、貳百六拾六年無滯奉相勤、冥加至極難有仕合奉存候、然ル處近來諸品共格外高直ニ相成候ニ付、獵師共手當方、船造立、其外都而多分之金高入用相成、殊ニ堅網之義者、生糸を以すき立候ニ付、譯而高直ニ相成、其上近頃市中夏多共、嚴重之番ニ而、殊之外町入用相掛リ、私始町內下役共一同殆當惑仕罷在候、尤外ニ御用達等者、諸品高直ニ付御割增等願上、願之通被仰付候得共、於私共而者御役御用之義ニ付、御割增等奉願上候次第ニも難相成、必至ト困窮仕候、就而者京橋東西白魚屋敷川

岸地之分、先年世上一統川岸地御冥加上納被仰出候砌、京橋川筋之義者、壹坪ニ付五分宛上納被仰付候得共、白魚屋敷之義者、由緒柄も御座候ニ付、坪數ニ不拘壹ケ年金貳拾兩ヅヽ上納ニ而、御聞濟ニ相成難有上納仕來候故、今般川岸地之分奉恐入候御儀ニ御座候得共、住居火焚所御免被仰付被成下置候樣奉願上度、尤右願聊壹人之私欲ニ者無御座、誠以當節柄此分ニ而者、追々町内立行兼候間、何卒此段被為聞候譯以、御慈悲御聞濟之程奉願上候、左候ハヾ町會料七分積金川岸地冥加金等者是迄之通上納仕、其上去明和四亥年、爲助成藏地ヲ町家ニ願上ル處願之通被仰付、其節爲冥加御小肴奉差上候處、當時金納ニ而四拾兩宛上納仕來候、先例も御座候ニ付、今般願之通被仰付被爲下置候ハヾ、御賄御役所エ金四拾兩宛上納仕、都合年々八拾兩之上納仕候間、何卒格別之以御憐愍右願之通被仰付被成下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

白魚役　庄五郎印

慶應三卯年十月

〔柳亭記上〕白魚をいくちよぼといふ事

白魚を一ト樗蒲といふは、廿一筋なりしが故なり、廿ムは簺の目の數なり、川柳點の前句に佃島女房は廿筋かぞへ、女は吝きが故一筋すくなくかぞへたる人情をいひしなり、此句安永の頃の吟なれば、當時までは廿一筋なりし證とすべし、今はおしなべて廿筋となり、樗蒲の義聞えず、

〔鶉衣前篇拾遺〕白魚讚

牡丹は花の一輪にて賞せられ、梅櫻は千枝萬葩を束ねて愛せらる、それが勝れりとも劣れりとも、更に衆寡の論には及ばず、白魚といふもの、世にもてはやさるゝは、かの鯛鱸の大魚に比すれば、今いふ梅櫻の類と等し、去かるに國俗のとなへ異にして、しろ魚ともしら魚ともいへり、是いづれならんといふに、されば しろ菊ともしろ鷺ともいはねば、しら魚といふこそよからめといへば、かたへの童のさし出て、いなとよ世にしら猫とも、しら鼠ともいふにこそとうちこまれ

て、爰に物定の博士しばらく默然たり、

〔新撰字鏡 魚〕鱎 食陵反、〇比乎、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鮴 考聲切韻曰、鮴音小、今按、俗云氷魚是也、初學記冬事對、雖有氷魚霜鱗之文、而尋其義非也、白小魚名也、似鮊魚長一二寸者也、

〔類聚名義抄 魚十〕鮴 音小 ヒヲ 鱎 鯙 鮑 今或正、ヒヲ、 孕 鰮 二音 魚 音 豎 蛙 鰷 河 ヒヲ

〔伊呂波字類抄 比 動物〕鮴 ヒヲ 鮴 今按、俗之氷魚 氷魚 俗用之

〔下學集 上 氣形〕鮊 ヒヲ 又作氷魚、

〔本朝食鑑 九 江海魚〕氷魚 訓比乎

釋名、白子、シラス 近俗 鮴、源順引考聲切韻云、鮴白小魚、今俗曰氷魚是也、自古歌人皆稱氷魚、今江都稱白子者是也、訓志良須、

集解、狀細小不過一寸、頭尾俱白如氷筯、目黑如墨之點紙、煮之如銀線、自秋末至冬初、氷魚聚于魚梁魚簄間、漁人擁撈網小網而采之、簄者古之網代也、笱簄之概謂網代木也、笱亦魚梁之名也、古者氷魚采于網代、是歌人之詠賞也、延喜式山城國近江國氷魚網代各一處、其氷魚自九月迄十二月三十日貢之、此皆宇治川田上川網代采之、近世與川通之江海采之、芝江亦多生、鮮者爲官庖之珍、乾曝者號白子干、以竹針貫眼而連乾者號目刺、勢參遠駿最多、守令貢獻之、四方以貨、海西亦有之、今之所貴亦不減古矣、

氣味、甘温有小毒、主治、多食發痼疾及諸瘡、

〔本朝食鑑 十 華和異同〕氷魚

氷魚者、鱎 音 𩶱 魚也、爾雅曰、鱎鯞小魚也、段公路北戸錄云、廣之恩州出鵝毛脡、用鹽藏之、其細如毛、一統志云、與國州諸處亦有之、彼人呼爲春魚、云春月自巖穴中隨水流出、狀似初化魚苗、若斯之類、今本邦之白子シラス也、

〔大和本草十三海魚〕白魚　周武王ノ船ニ入ルモノナリ、長崎ノ海ニヒウヲト云物アリ、肥後及肥前平戸ニテハクマヒキト云、長二尺餘、鱗白、其形狀似鱸魚、但口尖肉白、味亦似鱸而淡美、可爲膾、可藏精、或曰、是可爲白魚、或曰琵琶湖所在ミゴイ可爲白魚、今案ミゴイハ可爲鯇、

〔食物和歌本草一〕氷魚

乾氷魚は生より藥もちゆべしたまりをつけて炙食せよ

〔延喜式三十一宮內〕諸國例貢御贄　山城國氷魚（中略）　近江國氷魚、鮒、

〔延喜式三十九內膳〕山城國近江國氷魚網代各一處、其氷魚始九月迄十二月卅日貢之、

〔西宮記九月〕九日宴

奏御酒勅使、仰下奏樂、○註中　漸獻文、○註略　樂畢拜舞、取文臺之後拜若此間可給氷魚、有無不定也、采女一人持氷魚、一人執鹽榛、度御前、

〔西宮記九月〕遣氷魚使

就公卿座上、上﨟一人下座受之、令內豎令下、各小拜、以在前器分取、以汁加上、或文云在樂拜前、

宇治田上以所人遣、各給御牒式付國、

〔北山抄一四月〕同日朔○旬事

番奏之後、二獻之前、暑月給扇、○中略　十月給氷魚、其儀采女二人、一人陪膳取氷魚指鹽、預盛片垸供之進來、跪賈首人西頭、下座跪給之、置大盤上、復座、目出居、令召內豎、內豎二人參上、取氷魚等、次第持到、各以匕一度撮取、指鹽沃上、延喜十一年五月、給粽甘葛煎等、其儀同氷魚也、

〔北山抄二九月〕九日節會事

樂畢上下群臣避座拜舞○中略　或給氷魚、其儀如旬、

〔江家次第六四月〕二孟旬儀

給氷魚儀　番奏之後、未奏內案之前給氷魚、其儀陪膳采女隨天氣、執供御膳之氷魚、來於王卿之座、

貫首者跪傳取、置大盤著本座、令召内竪引下、每人以匕一度搔取之、

〔年中行事歌合〕二十七番　左持　重陽宴　内大臣〇師直

菊紅葉おなじく氷魚を取添てけふ給ふなり御酒のさかづき〇中略

左九月九日節會にて侍れば、菊の花の宴を行るゝなり、〇中略今日群臣に氷魚を給事、其例有にや、なべては十月の旬にこそ氷魚を給へども、此節會にも例有事なり、

〔萬葉集有由縁并雜歌十六〕無心所著歌二首〇中略

吾兄子(ワガセコ)之、犢鼻(タフサキ)爾爲流(ニスル)、都夫禮石(ツブレイシ)之、吉野乃山(ヨシヌノヤマ)爾、氷魚(ヒヲ)曾懸有(ゾサガレル)、

右歌者舍人親王令侍座曰、或有作無所由之歌人者、賜以錢帛、于時大舍人安倍朝臣子祖父、乃作斯歌獻上、登時以所募物錢二千文給之也、

〔西宮記十月〕旬

天慶十年十月廿二日、右衞門尉倫寧賜氷魚、於侍從所云々

〔後撰和歌集秋七〕なが月つごもりこ、もみぢにひをつけておこせて侍りければ、

ちかぬがむすめ

宇治山のもみぢを見ずば長月の過行ひをもしらずぞあらまし

〔拾遺和歌集雜秋十七〕藏人所にさぶらひける人の、ひをのつかひにまかりけるとて、京に侍ながらおともし侍らざりければ、

修理

いかで猶あじろのひをにことゝはん何によりてかわれをとはぬと

〔公忠集〕近江守にて館に有けるころ、殿上の人々たながみのあじろに來けるに、酒などすゝむとて、

流れくる紅葉の色のあかければあじろにひをのよるもみえけり

〔源氏物語四十五橋姫〕殿ゐ人がしつらひたるにしおもてにおはしてながめ給、あじろは人さわがしげなり、されど氷魚をよらぬにやあらん、すさましげなるけしきなりと、御とものひと〳〵みしりていふ、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事
平家方ヨリ、伊賀國住人古市ノ白兒黨トテ、サヽメキテ押寄タリ、宮〇以仁王ノ御方ヨリ、渡邊ノ者共省、授、與、競、唱、清、灌ト名乘合テ散々ニ射、白兒黨ニ先陣ニ進戰ケル内ニ、三人共ニ赤威ノ鎧ニ赤注附タリケル武者、馬ヲ射サセテ川中ヘハチ入ラレテ、浮ヌ沈ヌ流テ宇治ノ網代ニヨル、秋ノ紅葉ノ龍田川ノ流ニ浮クニ異ナラズ、網代ニ懸テ弓筈ヲ岩ノハザマニユリ立テ、希有ニシテコソアガリケレ、源氏コレヲ見テ、
白兒黨皆火威ノ鎧キテ宇治ノ網代ニ懸ケルカナ

〔宇治拾遺物語五〕是もいまはむかし、ある僧人のもとへいきけり、酒などすゝめけるに、氷魚はじめていできたりければ、あるじめづらしく思てもてなしけり、あるじようのことありてうちへ入て、またいでたりけるに、この氷魚のことの外にすくなくなりたりければ、あるじいかにとおもへども、いふべきやうもなかりければ、物がたりしゐたりけるほどに、この僧のはなより氷魚のひとつふといでたりければ、あるじあやしう覺て、そのはなよりひをの出たるは、いかなることにかといひければ、とりもあへず、此比の氷魚は目はなよりふり候なるぞといひたりければ、人みなはとわらひけり、

〔夫木和歌抄二十六網代〕建長七年顯朝卿家千首　信實朝臣
あまたせくたながみ川のあじろ木にせわけのひをのよりもさだめず

〔毛吹草三〕山城　鯲　近江　田上氷魚

〔雍州府志土產六〕氷魚　延喜式載、山城國御贄有氷魚、今不知在何所、

〔和爾雅龍魚六〕鯊魚　䱇魚、沙溝魚、沙鰛並同、

〔本朝食鑑江海有鱗八〕波世魚　俗訓、字未知、

釋名、波絮、以御絮入水化爲魚之言名之乎、未知、

集解、江河處處采之、江都之芝江、淺草川、中河、小松川等最多、夏秋間漁網之、此魚性沈近于泥沙、〇中略魚狀略似幾須子、而細鱗潔白、然頭身扁口濶腮大眼如向上、鱗似灰白、小斑點隱隱帶微黑、而尾亦無岐、有小斑、其大者不過五六寸、味雖淡美、比幾須子則有些之腥膩耳、一種大而有虎斑者、曰虎波世、一種有深黑斑、頭尾最黑者擬浮屠之玄衲、呼曰衲波世、又一種脇邊有翼鰭者、呼曰飛波世、倶味惡、

肉、氣味、甘微溫有小毒、主治、多食動瘡疥、　黃腸醬、氣味、甘微溫有小毒、主治、多食令人嘔動痰、

發明、必大按、諸魚平頭大口圓身小尾者、必有熱毒、波世魚雖微小、恐不免濕熱乎、今有黃腸造醢者、其腸至少而一魚之腸子如大豆許、故欲造一甕之醢、則以數百尾而計之、其味美膩甘中有些之澀味、若多食之則吐也、

〔和漢三才圖會河湖有鱗魚四十八〕彈塗魚　闌胡　俗云波世〇中略

按彈塗魚、川末近海處多有之、常潛行水底、釣之以小鰕爲餌綸之、耑去鉤三寸許處、著鉛錘令鉤附于地、俟微動之響揚竿、秋月貴賤以爲遊興之一矣、形色似鯒而小、細鱗體略滑口濶腮大眼向上、斑點帶微黑、尾亦有小斑無岐、春月古宿魚、大者五寸、腹有子、

〔大和本草海魚十三〕鯊　溪澗ノ中及海潮ノ入處ニモ多シ、其目背ノ上ニアリテ甚近シ、〇中略攝州大坂河尻最多、彼土人甚賞之、山中ノ川ニアルハ小ナリ、江海ニアルハ大ナリ、其子味又佳シ、是亦江魚ノ良品ナリ、或曰其苗ヲイサヾト云、三四月河ニノボル事夥シ、

〔重修本草綱目啓蒙魚二十九〕鯊魚　カマツカ京〇中略

鱖

鯊魚ヲハゼト訓ズルハ非ナリ、ハゼハ西土ニテハゼクリト云、一名ゴス、雲州ウミカジカ、仙臺淡鹹ノ交ニ生ズ、故ニ城州江州ニハナシ、形相似テ微紅ヲ帶ブ、頭扁ク大ニシテ尖ラズ口濶シ、是彙苑詳註ノ蝦虎魚ナリ、一種大ニシテ虎斑アルモノヲトラハゼト呼ブ、一種深黑斑アリテ、頭尾最黑キモノヲコロモハゼト呼ブ、一種目高ク出、靜ナレバ水ヲ出テ、木石ニ升リ、人ヲ見レバ、前鰭ヲ以テ水中ニ跳リ入リ、蛙ノ跳ガ如キ者ヲトビハゼ備前ト云、筑前ニテハメクラハゼト云、是輿籍便覽ノ彈塗魚、福州府志ノ泥猴ナリ、

〔攝陽群談名物土產十六〕川口鯊魚　同郡成○西安治川ノ西潮境ニテ、漁者釣ヲ垂テ捕之、市店ニ出ス

〔續江戶砂子一〕江府名產非近在近國

鐵砲洲鯊　てつほうづ石川島永代橋の邊上品也

肉軟脆味淡美にして性かろし、病人に食させむるに鰭を去べし、大坂川尻に多し、川尻は永代のごとき、水と潮との落合ひ也、又山川にあるはちいさし、江州湖にあるは大き也、

〔類聚名義抄魚十〕鱖アサヂ

〔倭名類聚抄龍魚十九〕鱖魚　唐韻云、鱖居衞反、漢語抄云、阿散知、魚名、大口細鱗、有斑文者也、

〔箋注倭名類聚抄龍魚八〕峄山君曰、阿散知未詳、花鏡鬪魚、俗呼阿散知、恐同名異物、○中略中海經郭注云、鱖魚大口大目、細鱗有斑彩、玉篇鱖魚大口細鱗斑彩、孫氏依之、開寶本草云、背有黑點、味尤重、生江溪間、爾雅翼、鬐鬣皆圓、黃質黑章、皮厚而肉緊、特異常魚、夏月盛熱時、好藏石罅中、人即而取之、又其斑文尤鮮明者雄也、稍晦昧者雌也、漁者以索貫一雄、置之谿畔、羣雌來齧、曳之不捨、舉而取之、常得十數尾、李時珍曰、鱖魚生江湖中、扁形濶腹、背有鬐鬣刺人、肉中無細刺、

〔本朝食鑑江海有鱗八〕鱖和名訓阿左知

集解、今魚市有阿左知者、謂江海間采之、扁形濶腹鱗有黑斑、似鱫而細、似鯖而扁、長鬐細鱗、魚市希見

之、按源順曰、大口也、李時珍曰、小者味佳、至二二三斤者不佳、然今所有之阿左知魚非大口、或未有二二三斤者、則別有一種乎、但二三月采之、則能遇玄眞子桃花流水焉、

肉、氣味、甘平無毒、主治、虛損勞損勞嗽者食之良、及婦人諸血症、〈損果醫說、患勞瘵、則今俚語非無謂也、女子畢年之〉

〔重修本草綱目啓蒙〈魚二十九〉〕鯥魚　モウヲノ類　一名錦袍氏〈水族加恩簿〉　桂魚〈養魚經〉　鮮魚〈行厨集〉　錦鱗魚〈東醫寶鑑〉　所加里〈鄕藥本草〉　花鬪魚〈盛京通志〉　鱅鱅〈正字通俗字〉

東都ニ舶來ノ乾魚アリ、眞ノ鯥魚ナリ、巨口細鱗褐色ニシテ、モウヲノ形狀ニ彷彿ス、然レドモモウヲノ品甚多シ、色ニ赤黑アリ、形各小異アリ、歷諦セバ應ニ眞ニ的スルモノアルベシ、暫ク闕テ後撿ヲ待ツ、鯥魚ヲ從來サケト訓ズルハ非ナリ、サケハ東醫寶鑑ノ松魚トスベシ、

〔類聚名義抄〈魚十〉〕𩵋ムツ　鯥〈音六、ムツ、魚狀如牛、〉

〔壒嚢抄〈一〉〕魚類字　鯥〈ムツ〉

〔書言字考節用集〈五氣形〉〕鯥〈ムツ、所出未詳〉　鯥〈同上〉

〔倭訓栞〈前編三十一牟〉〕むつ　魚の名にいふは河海二品あり、花鯥魚也といへり、壒囊には鯥字を用う、河にいふは吻にさめの粒あり、海に島むつあり、全身あかし、

〔魚鑑〈下〉〕むつ　仙臺にてろくのうをといふ

〔本朝食鑑〈八江海有鱗〉〕鯥〈訓二牟豆一、壒囊用二此字一、〉

集解、江東常有、形類花魚而小、鱗亦細、色紫黑而鰭硬、頭大眼亦大、尾無岐、味短而淡、最爲下品、

〔大和本草〈十三海魚〉〕ムツ　東土西州ニモアリ、筑後肥前ノ泥海ニ最多シ、長七八寸、油アリ、煎ジテ燈油トス、頭目共ニ大ナリ、尾無岐、石首魚ニ似テ黑筋ノ紋アリ、下品也、性味不佳、

〔和漢三才圖會〈四十八河湖有鱗魚〉〕牟豆　正字未詳、　壒囊抄用鯥字未審、鯥者鱉之別名、

按牟豆魚、溪澗空穴中有之、又浮游、大四五寸、似鱓而略圓、淺黑細鱗硬鰭、尾有岐、肉柔味不美、最下品、

〔重修本草綱目啓蒙〈魚〉二十九〕石鯨魚　ムツ〈京〉　カハムツ〈同上〉　モツ　モト〈若州〉　ヤマブト〈勢州〉　コウジバエ〈阿州〉

溪澗流水及ビ池澤ニ多シ、形ハエニ似テ狹長細鱗、嘴尖リテ口大ナリ、吻ニ砂アリ、能蟲ヲ接シ食フ、小ナル者ハ二三寸、大ナル者ハ六七寸、或ハ八九寸ニ至ル、色ハ淡黃褐ニシテ微黑ヲ帶ブ、脇ニ一黑道アリ、上下ノ鰭色赤クナレルヲテリムツト呼ブ、又アカムツ〈江州〉コケムツ〈同上〉ト云フ、此ニ對シテ常ノ小ナル者ヲ、クソムツ〈江州〉シロムツ〈食療正要〉ト云フ、又海魚ニムツアリ、一名ロクノイヲ、〈奧州國名ヲ避テ、名テ鳥ルナリ、〉クジラトヲシ、〈筑前〉東西諸州ニアリ、筑後肥前ノ泥海ニ最多シ、大和本草ニ云ヘリ、形石首魚ニ似テ小ク、紫黑色ニシテ黑道アリ、細鱗大頭眼亦大ナリ、尾ハ岐ナク鰭硬シ、身長サ七八寸或尺許、油多シ、煎ジテ燈油トス、肉味淡下品ナリ、

〔倭名類聚抄〈龍魚〉十九〕鰦　文字集略云、鰦〈音騷、漢語抄云美、〉鯉屬也、

〔箋注倭名類聚抄〈龍魚〉八〕今俗呼美古比、或訛呼爾古比、又呼左伊、〈中略〉○山海經西山經云、鳥鼠同穴之山、渭水出焉、而東流注于河、其中多鰦魚、動則其邑有大兵、玉篇鰦魚似鱣、顧氏蓋依山海經也、說文、鯉鱣也、爾雅舍人注亦曰、鯉一名鱣、爾雅以鯉鱣爲一物、與郭氏不同、阮氏蓋从是說、故以狀如鱣魚之鰦、爲鯉屬也、然舍人爲鱣即鯉、郭注爲黃魚、其說不一定、且山海經云、動則有大兵、是非俗所謂美古比明矣、依文字集略謂之鯉屬、源君訓爲美非是、開寶本草云、白魚大者六七尺、色白頭昂、生江湖中、李時珍曰、鮊形窄腹扁鱗細、頭尾俱向上、肉中有細刺、武王白魚入舟即是魚、可以充之、

〔大和本草〈河魚〉十三〕鯇（ミゴイ）　又名鱓順和名抄アメト訓ズ不是、ヨク鯉ニ似タリ、鰦ノ字ヲ和名抄ニミゴイトヨム、鯉ノ類也トイヘリ、本草ニ靑白二色アリト云、地ニヨリテ味ヨカラズ、近江ノ湖ニ多シ、

〔本朝食鑑〈華和異同〉十〕鰦

梅膺祚字彙曰、鰦、蘇骨切、音騷、魚似鱣、太平御覽載山海經曰、鳥鼠同穴之山、渭水出焉、其中多鰦魚、其

狀如鱣魚動則其邑大兵、今本朝所名鯉屬也、古假用此字乎、其小者稱山女赤腹二名、此卽本草所謂石鱗魚也、陳藏器拾遺曰、生南方溪澗中、長一寸、背裏腹下赤、南人作鮓、是長爲鱗乎、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕白魚　ミゴヒ（和名抄）　ニゴヒ　○サ○イ○ノ○ウ○ヲ　○ス○ゴ○ン○ジ○ヨ（江州大津）　○ヅ○ゴ○セ　一名䱥鮮（水族加恩簿）　銀刀（事物紺珠）　時裏白（食物本草）　壙、一名陽鱎（正字通）　䱀　鮇（共同上）　子、一名白萍（古今注）

琵琶湖ニテ早春トル、形狀鯉魚ニ似テ體圓シ、色白クシテ鯉魚ノ黃色金光ナルニ異ナリ、鱗ハ黃赤色ヲ帶、大ナル者二尺ニ過ギズ、一種鰭ノ黃赤ナラザルヲマジカト云、目大ニシテ口尖レリ、

〔毛吹草三〕近江　似鯉（ニゴイ）

〔下學集上氣形〕鯇（ウグイ）

〔段注說文解字十一下魚〕鯇鯇魚也、（尙書大傳曰、大都鯇魚、鄭注、大都明都、鯇魚、今江南以爲鮓、）从魚巠聲、（仇成切、十一部、）

〔運步色葉集魚名〕鯇（ウグイ）

〔物類稱呼二動物〕鯎うぐゐ　信州諏訪の湖水にて○あ○か○うをといふ、相州箱根にて○あ○か○は○らといふ、小なるものを○や○ま○めといふ、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鯎（訓美、或曰美古比、）

釋名、鯎（音貫、訓久比、）久岐魚（俗稱）小者曰山女、（或稱赤腹、大者曰鯎、其次曰赤腹、小曰山女、俱名義未詳、）（曰鯎及久岐、）

集解、狀似佐比而鱗細頭小、腹嘴俱赤、肉有細刺、味淺不美、有些泥味、常在山川湖澤之間、今箱根闔邊之山店販山女之炙、是早川根府等流采之乎、山東處處多有之、

肉、氣味、甘溫無毒、主治、止暴痢逐疫邪、

〔大和本草十三河魚〕ウグイ　俗ニ鯎ノ字ヲ用ユ、出處シレズ、漢名未詳、琵琶湖、諏訪湖、宮根湖等ニ多シ、三四月湖水ヨリ河流ニ上ルヲ漁人多クトル魚赤シ、諏訪ニテハ赤魚ト云、長五六寸ニ不過、味不

美ナマグサシ、河魚ノ最下品ナリ、或曰、本草所載石鱍魚ナルベシト云、其長一寸、作鮓甚美ナリト云ハ、ウグヒニハ非ズ、

〔和漢三才圖會〕四十八河湖有鱗魚 鯎(うぐひ)　出處未詳、恐俗字矣、　俗云宇久比、小者名夜末女、

按、鯎江州湖中多有之、狀似鯇而腹赤背黒、大者近尺、肉有細刺、作鮓、或炙食、味淡甘不美、豆州、箱根、豐後處々有之、

〔重修本草綱目啓蒙〕二十九魚 石斑魚　詳ナラズ

ウグヒト訓ズルハ非ナリ、ウグヒハ一名アカウヲ、諏訪 アカハラ、箱根 クキ、仙臺 琵琶、諏訪、箱根諸湖ニ多シ、長六寸許、大ナル者ハ尺ニ過グ、ソノ鱗細クシテ肉ニ刺多シ、身ニ淡黒色ト紅色ト三縦道アリテ下ノ鰭赤シ、冬ニ至レバ色淺クシテ體痩ス、故加州ニテ春出ルヲ白ウグヒト云、子アリ、長サ尺二寸許、次ニ出ルヲサクラウグヒト云、子ナシ、次ニ出ルヲアカウグヒト云、秋出ルヲ、ワカワチプリト云フ、瘠テ首大ナリ、尤下品トストモ云フ、凡ウグヒハ三四月湖水ヨリ出テ、河流ニ上ルコト甚多シ、味美ナラズ、腥氣アリ、五六寸ニ過ギズ、河魚ノ最下品ト大和本草ニ言ヘリ、然レドモ國ニヨリテ大ナル者アリ、時ニヨリテ味美ナリ、伯州日野川、勢州津、山田、桑名ニハ尺三寸許ナルアリ、子共ニ軒トナシ、及ビ煮食フ、味美ナリ、凡湖中ニ產スル者ハ、肉柔ニシテ腥シ、急湍流水ニ產スル者ハ、肉硬クシテ腥カラズ、三月櫻花盛ナル時賞ス、故ニサクラウグヒト云フ、漢名詳ナラズ、

〔延喜式〕三十九内膳 諸國貢進御贄 中宮准此

旬料　大和國吉野御厨所、進鳩從九月至明年四月、年魚鮨火干從四月至八月、月別上下旬各三擔、

但鯇并伊具比魚煮凝等隨得加進、

〔出雲風土記〕意宇郡 伯太川(中略)有年魚、伊久比、　飯梨川(中略)有年魚、伊久比、　意宇川(中略)有年魚、伊久比、○下略

〔源平盛衰記〕二十五 鱣奏吉野國栖事

サイ魚

淨見原ノ天皇〈○天武〉大伴王子ニ襲レテ、吉野ノ奧ニ籠リ、岩屋ノ中ニ忍御座ケルニ、國栖ノ翁栗ノ御料ニウグヒト云魚ヲ具シテ、供御ニ備ヘ奉ル、〈○中略〉位ニ卽テ召レシヨリ以來、元日ノ御祝ニハ、〈○中略〉此翁參テ、栗ノ御料ニウグヒノ魚ヲ持參シテ御祝ニ進ル、

〔毛吹草　三〕近江　鯎（ウグイ）

〔日光山志　四〕日光諸處の名產　魚蟲　鱥（やまめ）

〔物類稱呼　二動物〕伊多いだ　畿內及西國にていだ、讃岐にてがうら、東國にてさい又まるたと云、此魚上州利根川に多し、一說にさいとは犀の泳ぎて走るが如きにたとふ、丸太とは山中より材を山川にうかべ、流に任せて下るにたとへたり、今按に、さいとは材なるべし、丸太といへるもおなじ心也、其魚の圓きによるの名なり、

〔本朝食鑑　七河湖有鱗〕佐比魚〈訓如字〉

釋名、丸太魚〈俚俗通稱、未知何以名之、或曰、佐比者犀也、此魚泳水疾捷、奮流泝湍、如犀之驀走水中、故名之、丸太者圓材也、山中運材必泛于山川、任流而下、其方者曰角、圓者曰丸太、此魚圓肥而長、其浮泳如圓材之流、故名之也乎、〉

集解、狀似鯉而稍小、鱗亦細於鯉、大於鮏、頭尖鰭硬肉白多刺、味淺不美、惟宜鮓鮨耳、上都及南西諸州未聞有、然殊名乎、江東所在有之、

肉、氣味、甘溫無毒、〈或曰有毒〉主治、利水祛濕、多食則上氣發瘡、

〔大和本草　十三河魚〕イダ　大河ニアリ、漁人曰、モト海ニアリ川ニ上ル、京都筑紫ニテイタト云、坂東ニテサイト云、又マルタト云、上州利根川ニ多シ、ミゴイニ似テ長ク圓シ、又ボラニ似タリ、ミゴイヨリ短シ、味不好下品ナリ、細骨多シ、或ミゴイト同ト云、非也、ミゴイハヨク鯉ニ似タリ、與此別ナリ、

〔和漢三才圖會　四十八河湖有鱗魚〕嘉魚（まるたうを）　鮇〈音味〉　拙魚　丙穴魚　俗云丸太魚

本綱、嘉魚、狀似鯉而鱗細、如鱒首有黑點、大者五六斤、肉白如玉、味頗甘鹹、其美乗魚臭及之、炙食又爲

鮎名稱

鮓鮒遠、常於丙穴崖石下食乳石、漢中蜀中丙穴多、二三月隨水出穴、八九月逆水入、其丙穴者穴口向丙故名、

按、嘉魚關東有之、丸太魚是乎、畿內海西未曾有魚也、蓋丙穴有異說云、此魚以丙日出穴也、燕避戊巳、鶴知夜半、嘉魚知丙日焉、然以向丙方穴爲所在之說可爲是矣、

〔本草和名 十六蟲魚〕鮧魚 仁諝音帝 一名鯷魚 音題 一名鮎魚 仁諝音、奴兼反、已上二名出陶景注 一名黃頰、一名鯰 音嗁、已上二名出兼名苑 鱯魚 仁諝音、胡麥反、 䱱魚 仁諝音、五迴反、 又有人魚 音人 名人音 兼始皇帝冢中用之、已上三種出陶景注 一名鯑 達篤反 鮎 崔禹云、春生夏長、秋衰冬死、 一名鰋 已上二名出兼名苑 和名阿由、

頭注 按、本草鮠五回反、此䱱乃鮠之誤、按鱯字書無、疑是鰋字、玉篇鰋鰻同、爾疋鰋鮎可證、

〔段注說文解字 十一下〕鮎、鰋也、釋魚及毛傳曰、鰋鮎也、孫炎云、鰋一名鮎、郭別鰋鮎爲二、非也、从魚占聲、奴兼切、七部、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鮎 本草云、鮧魚 上音夷 蘇敬注云、一名鮎魚 上音奴兼反、和名安由、楊氏漢語抄云、銀口魚、又云細鱗魚、 崔禹錫食經云、貌似鱒而小、有白皮無鱗、春生夏長、秋衰冬死、故名年魚也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕證類本草云、音夷、又音題、然廣韻云、鮧鮎也、杜奚切、又云、鮧鯷鰟鱧魚屬、以脂切、二字音義不同、說文云、鮷大鮎也、疑鮧本作逐夷、故音夷、其字本不同也、此作音啼爲是、本草和名云、仁諝音帝、然啼題並杜奚切、在平聲十二齊、屬定母、帝在去聲十二霽、屬端母、其音不同、則帝當是啼字之壞、○中略 按、鮧魚一名鮎魚、即上文所載鯰也、源君鯰訓奈萬豆、爲允、別鮧鮎爲阿由者誤、按、皇國從來鮎字訓阿由、○中略 谷川氏曰、年魚後人用鮎字者、本此故事、蓋此亦太占故從占魚、然則年魚之鮎字、皇國所製會意字、鮧鮎字作字之原自異、輔仁以其字體偶同、誤訓本草鮧魚一名鮎魚爲阿由、源君襲其誤也、又按、神功紀用細鱗魚、與漢語抄合、細鱗魚見歷蕩山志、銀口魚未聞、○中略 醫心方引云、鮎魚貌似鱒而小、色白、皮中有白垢、大者一二尺、小者七八寸、無鱗、春生夏長、秋衰冬死、此引作有白皮者恐誤脫、按、食經所說與本草鮎魚迥別、而與阿由形狀略似、春生冬死亦同、只云無鱗者

不ㇾ合、蓋是魚其鱗至細、故云ㇾ無ㇾ鱗歟、然則醫心方鮎魚字、當ㇾ從ㇾ此所ㇾ引作ㇾ年魚、然本草和名䱇魚條題ㇾ鮎、引ㇾ崔禹云春生夏長秋衰冬死、別輔仁所ㇾ見食經亦與ㇾ醫心方所ㇾ引同、疑年鮎聲近而誤ㇾ之、按、古事記、日本紀、令、式、大神宮儀式帳、萬葉集、皆用ㇾ年魚字、

〔類聚名義抄十魚〕年魚アユ・サケ　銀口魚アユ　細鱗魚同　䱇魚アユ　鮎奴兼反アユ　鮎アユ

〔伊呂波字類抄安動物〕鮎アユ　䱇魚亦作鮧　銀口魚　細鱗魚　鯷　年魚已上同、春生夏長、秋衰冬死、故曰年魚、

〔壒嚢抄一〕魚類字　䱇アユ　鮎同

〔和爾雅六鱗魚〕鮎魚アユ白鱗、銀魚、細鱗魚並同、

〔日本釋名中魚〕鮎魚アユ　あゆる也、あゆるとはおつる也、ふるきことば也、春はのぼり秋は川上より下へおつるもの也、

〔東雅十九鱗介〕鮎アユ〇中略　日本紀に年魚と志るされしは、食經によられしと見えけり、アユの義不詳、倭名鈔に䱇魚の一名鮎をもて、アユと注せしも亦不詳、アユとは、アは小也、ユは白也、其形小にして色白きを云ひしなるべし、(中略)鮎の字の如きは、倭名鈔に引き用ひし本草の注にも、鮧魚一名鮎魚と見えたれば、卽是にナマヅといふものを云ひしなり、諸家本草并に訓詁の書等に見えし所も亦これに同じ、鮎といふものアユなるべしといふ義は見えず、然るを倭名鈔に、本草に見えし所の鮧の字をば取らずして、其注に鯰の一名と見えし鮎の字を用ひて、アユとなして、食經年魚の注を併せ錄せし事は、或は舊俗年魚の字を嫌ひ忌む事ありて、年と鮎と我國の方言近き故に、鮎の字を借用ひて、アユと云ひしを、倭名鈔に其說も正すに及ばざりしも知るべからず、今も俗間にアユは齋筵には用ゆまじき物なりなどいふ事もあるなり、年魚の字は本朝の國史に見えし所なれど、鮎の字を用ひし事の始も、今は詳ならず、また鮎讀てアユとなせし事も、世すでに久しく、我國の方言のやうにもなりしかば、こゝには倭名鈔に見えし所の如くにまかせしなり、

〔倭訓栞前編二〕あゆ　年魚をいふ、日本紀に細鱗魚ともみえたり、愛すべき魚なれば名づくるにや、尾張愛知郡、相摸愛甲郡など皆あゆとよめり、南產志にいふ溪鰛也といへり、年魚の泥餡に化せしを、親しく見し人あり、俗に鮎をよむは和名鈔に本けり、鮎はなまづなれども、神功皇后の年魚をもて占をしたまふによれるなりといへり、いまだ長せざる時に網を張て、杓もて汲を汲鮎

と名く、あゆごわかあゆは春也、さびあゆ落あゆは秋也、二月頃海より出る、あゆごは別物也、こがねあゆは秋過るほどに出て、ちひさきをいふ、延喜式に火乾年魚、煮乾年魚、押年魚見えたり、白干鮎類聚雑要に見え、江次第に煮鹽鮎も見ゆ、押は鹽押をいふ、

〔本朝食鑑 七河湖有鱗〕鮎訓阿由

釋名、細鱗魚、日本紀 年魚、同上 銀口魚、漢語抄 鰀鰤、古俗 鰟、壒嚢、(中略)今采鮎者以網以鵜、近代無餌釣之、詳于後、凡鮎亦與鮭同、秋末泝河生子于草石間、而皆迷源泊、隨流下死、則稱年魚者宜矣、崔氏言無鱗者非矣、鱗極細小而難見也、銀口者以嘴白而名之乎、鰀鯽者愛者衆君臣父子夫婦兄弟之慈愛也、鯽者饗燕之義也、故用鹽鮎供賀儀之膳而祝、仍名鰀鯽乎、壒嚢或作鰀經、字義未詳、鰀者僅類大口之鮎名也、假用之乎、

集解、狀似竹葉而細長、頭尖嘴白、背青腹白、鱗極細小、鰭端尾端有微赤色、肉薄潔白不腥、味極甘美、其頭後背前有凝脂、其味最佳、子如芥子甚多、三四月如柳葉、五六月大者四五寸、七八月大者八九寸、或盈尺、其子滿腹、此時背生白斑、如皮之爛、呼曰鏽鮎、是魚之老劣也、性常食沙及石垢、故無餌不能釣、惟喜蠅、故遠州大井川邊漁俗以馬尾造蠅頭、著綸頻釣之、非妙手則不能釣、其手熟者少、洛之八瀨里民以馬尾之長而結定之、投潤水臨岸畔草苔之間、而繫鮎能捕之者、一日獲五六十頭、豫州大津水邊亦以細繩竹竿繫鮎、此亦妙手者少矣、然健速泝于急灘、超網脫簗而難捕之、魚未長時用小網而采之、或二夫持長繩、繩上重重緊繫小石塊、相曳磔磔下於小石川、則鮎驚石聲而落、一夫立于下流張扇網而待、二夫之至、二夫隨近相依如結合作圍樣、則鮎入扇網、半舉網持小杓而汲鮎、此謂汲鮎也、到長大時簗口張網舉鮎之隨水落、或縻養群鵜以令捕鮎、本邦之鵜者者之鸕鷀也、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鮎

鮎鮧素同、爲鯰魚名、本邦借爲年魚名也、年魚者本草所謂鰷魚乎、鰷別號白鯈 音條 鮆 音餐 鮂 音囚 也、鰷條也、鮆粲也、鮂囚也、條其狀也、鮆其色也、囚其性也、時珍曰、生江湖中小魚也、長僅數寸、形狹而扁、狀如柳葉、鱗細而整、潔白可愛、本朝古歌人稱楊葉則爲鰷者無疑、近俗亦用鰷字者多矣、

鮎貢進

〔大和本草 十三河魚〕鱗魚(アユ) 春ノ初、海ト河トノ間ニテ生レテ、河水ニサカ上ル、夏ニ漸長ズ、八月以後サビテ味ヨカラズ、秋ノ末河上ヨリ下リテ淵ザカヒニテ子ヲウンデ死ス、沙川ノ鱗ハ小ニシテ瘦ス、大石多キ大河ニアルハ苔ヲ食フ、故大ニシテ肥ユ、大ナルハ尺ニ至ル、又香魚ト名ヅク、香ヨキ故也、雨航雜錄ニ云、香魚、鱗細不レ腥、春初生、月長一寸、至二冬月一長盈則赴二潮際一生レ子、生已輙槁、一名記月魚、槁トハアユノサブルヲ云、豐後國早見郡立石村ノ淺見川ノ鱗ハ、多ニ至ルマデ下ラズサビズ、其川ニ温泉イデヽ、水温ナル故ナルベシ、凡鱗ノ性温補ス、香味共ニヨシ、背ニ脂アリ、滯二痰氣一、腸ノ醢ヲ俗ニウルカト云、久キ泄利ヲ止ム、初症ニハ不可也、宿食及有二痰人一ハ不レ可レ食、鱗ノ子ヲマジエタルハ味尤美也、又鱗肉ヲ切テ醢トス亦可也、鱗ニ雌雄アリ、雌ハ首小ニ身廣ク皮薄ク色黄ナリ、子ハ粟ノ如シ、白子モアリ、秋半二胞アリ、雄ハ頭小ニ身狹ク、色雌ヨリ淡黑ナリ、雌ヨリ長シ、粟子ナシ、白子二胞アリ、雌ハ味ヨシ、雄ハ味劣ル、雄ハ秋半早ク枯(サブ)ル、雌ハヲソクサブル、鱗ヲセイゴト云説アヤマリ也、又鮎ヲアユトヨムモ誤也、鮎ハ諸書ヲ考ルニナマヅナリ、日本紀神功皇后紀ニ、細鱗魚ヲアユトヨメリ

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀上

阿波國(○中略)年魚十五缶(中略已上忌部所作)

〔延喜式 三十一宮内〕諸國例貢御贄　但馬國(中略鮨年魚○中略)　美作國(中略鮨年魚)

〔延喜式 三十九内膳〕年料　伊賀國(鮨年魚二擔四壺、鹽塗年魚二擔入二折櫃一、)伊勢國(中略鮨年魚二擔四壺二度○中略)　近江國(煮鹽年魚二石○中略)　美濃國(中略火干年魚一擔八籠、鮨年魚四擔八壺、○中略)　丹波國(中略鮨年魚二擔四壺、鹽塗年魚二擔入二折櫃一、○中略)　但馬國(中略鮨年魚二缶○中略)　播磨國(鮨年魚二擔四壺)　美作國(鮨鮎○中略)　備中國(煮鹽年魚八缶○中略)　紀伊國(鮨年魚二擔四壺○中略)　土佐國(押年魚一千隻、煮鹽年魚五缶、)　大宰府(中略、鮨年魚二百廿三斤六缶、煮鹽年魚八百三十九斤廿缶、內子鮨年魚廿六斤一缶、已上現作、○中略)　右諸國所レ貢、並依二前件一、仍收二贄殿一、擬レ供レ御、

〔侍中群要 二〕同例(○御厨子所例)云、延喜十一年十二月廿日官符、始定二六箇國日次御贄一、(○中略)大和國(○中略)鮎

二日八日十四日廿日廿六日○中略者、今案件等六國進於內膳司、○中略

山城國宇治御網代毎日進鮎魚、葛野河供御所毎日進鮎魚、自某月至某月、

埴河供御所、毎日進鮎魚、同葛河野鵜飼進鮎鯉冬鮒夏鮎、

〔毛吹草三〕山城　車坂鮎　美濃　岐阜鯮(アユ)　飛彈　古川鮎　丹波　鮎　因幡　鯮白干(アユノシラボシ)

周防　鮎　長門　吉見川搜鯮(サクリアユ)　筑前　玉島川鮎

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鮎○中略

凡鮎者諸州采之、本朝式有煮鹽、有鹽漬、有押、有鮓、有火乾、鮓與鹽漬者如常、火乾者炒熯訓比保之、炙乾于鮮魚也、是今之燒鮎乎、煮鹽者用鹽水煮鮎而乾乎、押者未詳、火乾者美濃因幡貢之、押者紀伊、備前、備中、豐後、肥後、筑之前後貢之、今西京之賀茂川、桂川、梅津、市原、高野有汲鮎、有簗落、自古賞美而詠歌之、肥之玉島川亦多、歌人之所最賞也、今以濃尾二州之鮎爲上品、紀州亦次之、以上四五州及關西之鮎、既勝於關東之鮎者甚遠矣、

〔雍州府志六土產〕鰷魚　夏日所々取來、八瀨川、高野川邊、多禁裏之御領也、夏月毎日獻之、此逕漕村中寡婦主之、鴨川幷嵯峨大井川之產爲味美、丹波所出次之、春末岩水張處小鰷群聚泝之、以木杓酌取之、是謂杓鰷(クミアユ)、至其大則鵜幷網取之、至秋則設簗大取之、

〔山陽詩抄四〕瀧生要我社嵐峽捕香魚

繩聯木片截溪灣、一舟牽之勢彎環、舟行漸疾繩漸曲、驅得萬鱗聚岸間、衆漁擲網爭神速、魚隊驚亂路追蹙、大者跋扈落漁手、小者逋逃出網目、溪光涵鱗腮帶黃、苔氣沁腸腹含香、喚鳴上串泣玉液、甚切下簪啣蘭肪、錦街樵巷寧無比、翠鱗總化頳塵紫、遇君佳招嘗芳鮮、始知香魚香如是、

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮、國樔之人來朝之、○中略其上毛者栗菌及年魚之類焉、

〔日本書紀二十七天智〕十年十二月乙丑、天皇崩于近江宮、癸酉、殯于新宮、于時童謠曰、美曳之努能(ミエシヌノ)、曳之(エシ)

努能阿喩、阿喩奉會插、施麻倍母曳岐、爰倶流之術、奈疑能母願、側利能母願、阿例播倶流之術、一其

〔尾張名所圖會 後編五葉栗郡〕名產年魚 木曾川にてとる、初夏の頃の若年魚は犬山邊にてとる、八九月より魚こと〳〵く川下へさがるを、伊木山の下の早瀨、また草井村鹿子島村邊の瀨每に張切網、又そぢあみといふを張りてとる、其網にかゝる事夥しく、茅花の芝生に咲たるがごとく見ゆ、漁人農人幾百人といふ事を知らず、川水を細き竹竿もてたゝきたて追下すさま、めづらしく見事なり、

〔甲斐國志 百二十三附錄五〕產物及製造部

一年魚 石禾川ニ畜鵜進、捕魚コト、謠曲ニ載テ、後世和歌ニ鵜舟ノ篝火ト詠メリ、節笛吹川ノ事ナリ、今モ國府村ニ州中川漁運上金ノ請負スル者アリ、此邊漁獵ヲ專ニセリ、桂川富士川ニテ捕ル者多シ、毛智利ト云物ヲ竹ニテ造リ、藤ノ索ニテ釣リ川中ニ浸シ、俟魚下捕之、一畫シテ數千百頭ヲ獲ベシ、早川ノ鮎ハ鼻曲リト名ク、遡急流ユエナリト云、其餘ノ川ニハ多カラズ、鹽藏スルヲ鮓漬ト云、曬乾シ繩ニ夾ミタルモ佳ナリ、松平甲斐守ノ時、八月ノ獻上鹽鮎ナリ、

〔續江戶砂子 一〕江府名產 井近在近國

多磨川鮎 多磨郡の川也、江府の東に當る、六鄕の川上也、一名香魚といふ、香のよきゆへ也、

〔常陸風土記 久慈郡〕郡東口里小田里、略〇中 所有淸河、源發北山、近經郡家南、會久慈河、多取年魚、大如腕之、

〔出雲風土記 意宇郡〕伯太川、(中略)有年魚伊久比、〇下略

〔豐後風土記 日田郡〕石井鄕、略〇中 名日田川、年魚多在、

〔豐後風土記 大分郡〕大分河、略〇中 年魚多在

〔古事記 仲哀 中〕到坐〇神功皇后筑紫末羅縣之玉島里、而御食其河邊之時、當四月之上旬、爾坐其河中之礒、

鮎利用

拔取御裳之糸、以飯粒爲餌、釣其河之年魚、（其河名謂小河、亦其磯名謂勝門比賣也、）故四月上旬之時、女人拔裳糸、以粒爲餌釣年魚、至于今不絕也、

〔日本書紀　九神功〕九年（○仲哀）四月甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后（○神功）勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、登河中石上、而投鉤祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者河魚飮鉤、因以擧竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、（希見、此云梅豆邏之、）故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛焉、是以其國女人、每當四月上旬、以鉤投河中、捕年魚、於今不絕、唯男夫雖釣、以不能獲魚、

〔萬葉集　五雜歌〕遊於松浦河序

余以暫往松浦之縣逍遙、聊臨玉島之潭遊覽、忽値釣魚女子等也、（○中略）因贈詠歌曰、（○贈答歌略）

蓬容等更贈歌三首

麻都良河波、可波能世比可利、阿由都流等、多多勢流伊毛河、毛能須蘇奴例奴、

麻都良奈流、多麻之麻河波爾、阿由都流等、多多勢流古良何、伊弊遲斯良受毛、

等富都比等、末都良能加波爾、和可由都流、伊毛我多毛等乎、和禮許曾末加米、

娘等更報歌三首

和可由都流、麻都良能可波能、可波奈美能、奈美邇之母波婆、和禮故飛米夜母、

波流佐禮婆、和伎覇能佐刀能、加波度爾波、阿由故佐婆斯留、吉美麻知我氐爾、（○一首略）

後人追和之詩三首

麻都良河波、河波能世波夜美、久禮奈爲能、母能須蘇奴例氐、阿由可都流良武、（○二首略）

〔肥前風土記　佐嘉郡〕一云、郡西有川、名曰佐嘉川、年魚有之、

〔本朝食鑑　七河湖有鱗〕鮎（○中略）肉、氣味、甘平、無毒、（或曰、甘溫、動火、）主治、傳稱補五臟、强筋骨、於諸病不有禁忌、然多食則不免熱毒、爾、

乾鮎今有白干者、有燒鮎者、白干者采鮮鮎、去腸不淹而曝日也、肥前豐前等州及諸處貢獻之、燒鮎者古之火乾也、〇中略

子、氣味甘温無毒、主治開胃進食、多食則動火、

〔類聚符宣抄 三〕飽瘡事

太政官符、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海等道諸國司、

令臥疫之日、治身及禁食物等事漆條、〇中略

一病瘥之後、〇中略廿日已後、若欲喫魚宍、先能煎炙、然後可食、〇中略但鯖及阿遲等魚者、雖有乾腊、愼不可食、年魚者、雖亦不可食、〇中略

天平九年六月廿六日

〔武家調味故實〕一、わい人の間にいませ給べき物、〇中略あゆ、

〔令義解 三 賦役〕凡調、〇中略正丁一人、絹絁八尺五寸、〇中略若輸雜物者、〇中略煮鹽年魚四斗、

〔延喜式 二十四 主計〕凡中男一人輸作物、〇中略火乾年魚、押年魚、煮乾年魚、〇中略各二斤、〇中略漬鹽年魚、煮鹽年魚各七斤、鮨年魚五斤十兩、

〔類聚國史 七十九 政理〕嵯峨天皇弘仁五年二月乙巳、勅、水陸之利、公私所俱、捕之不時、物無繁育、如今百姓妊捕小年魚、雖所獲多、於物無用、宜仰山城、大和、河内、攝津、近江等諸國、令加禁斷、唯四月以後、不在禁限、

〔土左日記〕元日、〇承平五年正月、中略いもじあらめも、はがためもなし、かうやうの物なき國なり、もとめもおかず、たゞおしあゆをのみぞすふ、このすふ人々の口を、おしあゆもし思ふやうあらんや、

〔親俊日記〕天文十一年六月十一日庚寅、賀茂岡本小次郎鮎一折到來之、十二日辛卯、三上越前鮎一折到來之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十五年十二月十七日、いたくらいがのかみあゆ一折しん上申、

〔笠掛記〕一諏訪の笠懸には、にえをかくる、○中略一とせ於紫野馬場諏訪の笠懸興行には、鮎を十六稲の穂に貫きて、松の枝にかけて、土にさしたりし也、是はまことを秘して、か様にしたる也、眞實はぬるでの木也、○中略鮎をかけ候とも、ぬるでの木を立て枝にかけべし、

〔雜談集二〕妄語得失ノ事

或上人鮎ノ白干ヲ、紙ニ裹テ剃刀ト名テ、カクシヲキテ食シケル、小法師事ノ次ニ云ヒタク思ヒケルニ、主トトモニ河ヲ渡ルニ、鮎ノ河ニ見ヘケルヲ、御房々々ナマ剃刀見ヘ候、御足バシ御アヤマチアルナト云ケルトナン、

〔醒睡笑四〕曾而那以合點

山より里に出る者、二人つれだち、ある河の橋をわたるとて、水底をありく魚を見、一人がいふ、あれは口わき白し鮎なりと、つれのいふ、鮎ではない、鮎ならば飯がつきてあらむものを、あれは鯖であらふず、先に鮎といひつる者、いや〳〵鯖ならばおはれてをらうが、一つありくはどになかなか鯖ではないと、是をおもふに、一人は鮎の鮓ばかり見付けたり、一人はさし鯖ばかりを見付けたればなり、

〔拾遺和歌集七物名〕ひぼしのあゆ　　すけみ

雲まよひほしのあゆくとみえつるは螢の空にとぶにぞ有ける

おしあゆ

はしたかのおきゑにせんとかまへたるおしあゆかすなねずみとるべく

〔金葉和歌集十連歌〕あゆをみて　　よみ人しらず

なにゝあゆるをあゆといふらん

うぶねにはとりいれしものをおぼつかな　匡房卿妹

〔狗猧集 秋四上〕澁(さび)鮎(あゆ)

さ。び。鮎。の瀬々に身をとぐ石砥哉　光香

落行は愛やうきよのさ。ゝ。の。鮎。　重頼

アユモドキ

〔大和本草 十三河魚〕アユモドキ　其形色恰如鯰ニシテ、口ニ泥鰌ノ如ナルヒゲアリ、山州桂川ノ名物也、其上流嵯峨ノ大井川ニモアリ、大ナルハ一尺バカリアリ、身ト尾トアユニ似テ頭ハ不似、頭ハ粗ドヂヤウニ似タリ、

鮠

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鮠　四聲字苑云、鮠(巨灰反、又用鱯字、漢語抄云波。江。、所出未詳、)魚似鮎而白色、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕今京俗呼波伊、江戸俗呼波也、本草和名鮠魚在鮧魚條、別無和名、按漢語抄以鮎爲阿由、以云鮠似鮎白色、故訓爲波江、然其實鮎卽鯰魚、似鯰白色者辨色立成奈波佐波、俗呼毛太萬者、非波江也、爾雅、鮂黑鰦、郭注云、卽白鯈魚、江東呼爲鮂、毛詩潛篇鰷鱨鰋鯉、傳鰷白鰷也、羅願曰、其形纖長而白、故曰白鰷、此魚好遊水上、故莊子觀于濠梁、稱鯈魚出游從容、明遂其性也、淮南子曰、不得其道、若觀鯈魚、望之可見、卽之不可得、此魚好游也、本草綱目、鰷魚生江湖中小魚也、長僅數寸、形狹而扁、狀如柳葉、鱗細而整、潔白可愛、性好群游、是可以充波江也、鰷疑是皇國諧聲字、(中略)按鮠卽鱯俗字、郭注爾雅、鱯似鮎而大、白色、四聲字苑依之、玄應音義引孫炎、似鮎而大、色白、是郭氏所本、李時珍曰、鮠生江淮間、無鱗魚、又鱘屬也、頭尾身鬐俱似鱘狀、惟鼻短小、口亦在頷下、骨不柔脆、腹似鮎魚、背有肉鬐、南人呼鮠、北人呼鱯、竝與鮰音近、邇來通稱鮰魚、而鱯鮠之名不彰矣、段玉裁曰、鱯魚今江中多有之、俗譌爲回魚、聲之誤耳、陶弘景鮧魚注又有鱯魚、亦相似、黃而美、分鱯鮠爲二物、恐誤、

〔類聚名義抄 十魚〕鮠 鮠 巨灰反 ハエ 鱳 俗用 未詳 馳 ハエ ハム サハ

〔下學集 上 氣形〕鰙ハエ 鮨 同上

〔物類稱呼 二 動物〕鮠はゑ　東國にてはやと云、はゑは蠅を好て食ふ故になづく、但蠅は關西にてはへ、關東にてはいといふ、

〔空穗物語 國讓上〕大將ゑろがねのかゞり四あしつけさせて、いもじどもめしてつくらせ給て、とりあぐるいをどもとらせつ、あゆ一こ、はへひとこ、○下略

〔新撰六帖 三〕いを　家良

冬川のきしの下行水ぬるみはえある世にもあひにける哉

〔本朝食鑑 七 河湖有鱗〕鮠 訓波惠

釋名 鱳 漢語抄 ハヤ、波也、俗鰙、（東遺義、鰷、源順曰、字所出未詳、鮠四聲字苑云、巨灰反、按鮠者江海中之大魚、歸屬、非小魚之名、字彙鱗鯱昔危、魚似鮎背青、口小名鮎、背黒腹白名鯱、今以似鮎而名之平、字書所言者河鯱也、今從和名而鑑之、又字彙鰩音區、狀似鰕無足長寸、大如久殿、出遼東、然則非波惠魚、今遠羅何據而名之乎、未詳、）

集解 川湖處處多有、狀似鮎而白色、背淡黑、略帶青色、性好群集浮遊于水上、味甘淡稍美而不腥、然不及鮎魚之美也、鮠嗜蠅、故漁人用馬尾或鯨鬣摸成蠅頭、著長縷、先泛炒糖于水上、則群鮠逐香而聚、於時投蠅頭于水、頻頻釣之、手熟者一瞬以百數、或以撒網打網采之、打網者、細目而廣二尺許、下有袋形、長四五丈、此亦先放香餌于水上、繼而漁夫左手持網、右手提片端、旋撒于水中、其形作圓樣、似結首尾、而後跳于圍中者數回、少間次第舉網則多獲之矣、近世有曝乾者、有燒乾者、俱爲佳味也、○中略肉、氣味、甘溫無毒、主治、理脾胃、調心腎、解小兒疳疾、多食則易瀉、

〔大和本草 十三 河魚〕鰙ハエ　何レノ川ニモアリ、頻多シ、白ハエアリ大ナリ、赤ハエアリ、アブラハエアリ、昔ヨリ倭俗鰙ノ字ヲハエトヨム、万葉集ニモ書ケリ、出處未詳、順和名抄ニハ鮠ヲハエト訓ズ、是亦出處不詳、國俗ノ説ニ甘草ニ反スト云、性味鮎ニ不及ザレドモ、頗溫補ス、乾タルハ、最佳シ、補脾止

濱。

〔古名錄 五十六 河魚〕波江ハエ○中略

正誤、大和本草ニ倭俗鰷ノ字ヲハエトヨム、萬葉集ニカケリ、本草啓蒙ニモハエヲ萬葉集ニ鰷ト出ルヨシ記セルハ、倶ニ杜撰也、萬葉集中ニ鰷ノ字ヲハエト訓タル事ナシ、萬葉集第六ニ鰒アハビ珠タマ、第七ニ鰒玉アハビタマ、第十一ニ鰒具之アハビカヒノト觀タリ、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九 魚〕鰷魚 鰷 萬葉集 ハエ ハイ 京 シロバエ 同上 ハヤ 江戸、讚州、 一名參

魚 典籍便覽 白鰷 同上 參條魚 正字通 鯈 同上、纂字、ノ俗字、

流水中ニ多シ、湖中ニモアリ、形香魚ニ似テ短ク、鱗麁ク色白シ、背ハ淡黑微靑、ハスニ比スレバ口小クシテ腹濶ク、腹下ノ鰭長シ、小ナル者ハ河水緩流ノ處ニ群游ス、大ナルモノハ湍水ヲ上ル、長サ四五寸、腹ニ鯿アリ、卽鬪魚之雌也、兒童等蠅ガシラト云、小鉤ヲ用ヒテコレヲ釣ル、四時倶ニアリ、腸ヲ去リテ煮食フ、味美ニシテ肉ニ刺ナシ、一種ヤナギバエアリ、一名サヽゴヒ、和州 ムギツキ、防州 形相似テ狹ク、脇ニ一黑條アリ、集解ニ說クトコロ、此魚ニヨク的セリ、

〔魚鑑 上〕はゑ 俗にいふはや、○中略近江湖中、伏見小倉、下總印幡沼多く產す、形このしろに似て、色白く、鱗こまかに鰭赭色なり、又やなぎはやあり、卽綱目の鰷魚なり、狀はやより小く狹く、頭尾仰昂し、柳葉に似たり、瀦水に多く生ず、又もろこ、おひかわなど稱するもの、皆この類なり、

〔尾張名所圖會 後編中島郡二〕名產櫻鯇 此邊○中野渡及び起川の名產也、形ちもろこばえより大きくして、黑く騂き色の斑文あり、美味にして上品なり、三月櫻花咲頃のみありて、其餘とり得る事なし、故に名づく、漢名志れず、多くは得がたき故、人々殊に珍賞せり、

〔尾張名所圖會 後編葉栗郡五〕名產寒鯇 同所○北方村木曾川にあり、白はえのちいさきが、初冬より早春まで、寒水をいとひて、水の淀みあるひは船筏の下にあつまり居て奔流を凌ぎ、又鵜鴨等の害を避

石鮅魚

るを、こまかなる網にてとり、醬油にて煮かため、生姜山椒など加へて曲物につめ、或は箱入にして四方にうる、伊勢の桑名のまぐれ蛤のごとし、清潔にして味よく、世人殊に賞美せり、

〔和爾雅（六 龍魚）〕石鮅（アカハエ）魚（アイカハ）

〔物類稱呼（二 動物）〕石鮅魚おいかは　筑紫にてあざぢといひ、又あかばゑ、又山ぶぢばゑなど呼、京都にてをいかは、攝津にてあかもと云、

京師の俗、大堰川を略しておゐかはと云、又赤もと云は赤斑の略なり、又北國にておいかはと呼魚有、同名異物也、（○下略）

〔本朝食鑑（七 河湖有鱗）〕鯇（○中略）附錄、追川魚、（狀類鯇而復似鮭、大者六七寸許、腹有赤斑、背上微黑帶微赤斑、洛之大井川攝津邊々急流多有、每棲岩石間之深處、其味不及鯇諸子、予（平野必大）按東國山女魚歟、尙未詳、）

〔大和本草（十三 河魚）〕ヲイカハ　本草ニノセタル石鮅魚ナルベシト云説アリ、未知是非、ヲヒカハハ山中ノ川ニアリ、ハエニ似テ赤白色マジリ、口ノハタ黑ク、疣ノ如クナルモノ多シ、京畿ニテハヲイカハト云、筑紫ニテハアサヂト云、又アカバエトモ、山ブチハエトモ云、ウグヒニ似テ味マサレリ、大ナルハ六七寸アリ、ハエヨリ大ナリ、爲膾食ス、味美シ、ハエノ一種トスベシ、無毒乾タルハ温補ス、ミソニテ煮食ヘバ止久瀉、

〔重修本草綱目啓蒙（二十九 魚）〕鱲魚（○中略）一種オヒカハアリ、一名アカバエ、（大和本草）ヤマバエ、（筑前福岡）ヤマブチバエ、（同上秋月）アサヂ、（筑紫、和州）アサデバエ、（筑後）シヤヂ、（伊州、勢州）アカマツ、（勢州桑名）ガラ、（同上松坂）アカマツバエ、（石州防州）ピヤクロク、（下総）ジヨロウブナ、（水戸）即シロバエノ雄ナリ、長サ六七寸、體扁ク薄クシテ鱗ナク膿アリ、腹下ノ鰭最長シ、腹ニ紅ト緑トノ綱道、横ニ連リテ美ハシ、ソノ吻黑クシテ砂多シ、好テ水中ヲ走リ、相逐テ魚尾ヲ害ス、漢名、鬪魚、（秘傳花鏡）一名文魚、（同上）花魚、（秦荒詳註）鐽片魚、（五雜組）斑魚、（泉州府志）三斑、（漳州府志）丁斑魚、（同上、福州府志）丁斑ニ同名アリ、メダ

諸子

カノコトヲモ丁斑ト云、雜字簿ニ出、〇中略大和本草ニ鯑魚ヲアユト訓ズルハ非ナリ、

〔物類稱呼二動物〕毛呂古もろこ一名まうな〇〇〇　近江及西國にてあぶらめといふ、土佐にてもろこ共、又もつごともいふ、近江坂本にもろこ川といふ川有、此魚多し、故にもろこと稱す、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鯇〇中略

附錄諸子（モロコ）魚、略類鯇而狀似鯖、比鯖則頭小扁、背黑細鱗、腹下白帶微紅色、煮食則肉美脂多而腸苦、江州川湖多有、江之坂本有諸子川、而其魚最多、復栗津有木曾義仲之社、社畔有小川、繫被鑿之日、土人擧網采諸子魚、必獲數十斛、故謂木曾族類之亡魂化作斯魚耶、朽木山川亦有、朽木氏炙獻之、

〔大和本草十三河魚〕モロコ　ハエニ似テ頭小キニ、腹少ヒロク形マルシ、西州ニアブラメト云、又アブラハエト云、本草ニノセタル、黃鯝魚ナルベシ、油ハエニ堅筋數條アルモアリ、白黑相マジハル島魚ト云、ヲリ物ノシマノ如シ、

〔和漢三才圖會四十八河湖有鱗魚〕黃鯝魚〇中略

毛呂古正字未詳　狀似黃鯝魚而狹長、其腸亦苦、亦州坂本川名毛呂古川、此魚最多也、大津市廛多炙販之、

〔精進魚類物語〕その時驢參人々には誰々ぞ、〇中略をいかはの左京權亮、〇中略もろこの兵衞尉、

〔攝陽群談十六名物土産〕同〇名鹽島魚　同所〇有馬郡名鹽村谷川ニアリ、形鯇（ハエ）ニ似タリ、白キ堅筋在テ女工ノ織ル糸島ノ如シ、因テ島魚或ハ島鯽ト號テ名物ト成セリ、鰭ヲ動セバ金銀魚ノ水ニ遊ブガ如シ、俗設之盆水ニ放リ、

岸睨

〔大和本草十三河魚〕岸睨（キシニラミ）　山中ノ河ニアリ、長五六寸或七八寸、形ハエニ似テ扁シ、又鯽ニ似タリ、目四アリ、其内二ノ目ハ小ナリ、非眞眼、色褐黑、漢名不知、

ヲモト

〔大和本草十三河魚〕ヲモト　嵯峨ニアリ、ハエニ似テ背ニ有斑點、爲群水面ニウカブ、河ノヨドミニアリ、

岩魚
ヤマベ

〔倭訓栞中編二〕いはな　美濃の極山中に居魚也、いもほりともいふ、赤もつに似たり、大なるは一尺余に及ぶものあり、是飛騨のさゝ魚成べし、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕嘉魚　イハナ津軽　一名寨魚通雅

奥州津軽山渓ノ深淵中ニアリ、巌穴ニ居ル故ニイハナト名ク、形鰷魚ニ似テ小ク、白色ニシテヤマベノ如クナル斑紋ナシ、甚ダ油脂多シ、焼トキハ油流ルヽコト鰻鱺魚ヲ焼ガ如シ、秋月多ク捕フ、ヤマベハ津軽ノ方言ニシテ、京師ニテハアマゴト云、一名ミヅグモ、アメゴ、伊州イモコ、若州ヒラツコ、和州矢村白ヤマガハ、丹後ヤマコ、同上エノハ、大和本草、雲州ノエノハハ別ナリ、形香魚ノ如ク、長サ七八寸、身ニ黒斑及ビ細朱點アリ、鱗細ナリ、奥州和州及他州ニ産スル者ハ、黒斑ノミニシテ朱點ナシ、是廣東新語ノ似嘉魚ナリ、

〔兼葭堂雜録二〕飛騨の國の山中に生ずる篠ありて、春の下旬にいたりて、篠の節よりして筍を生ず、其形恰も魚の如し、斯て五月雨ふりつゞく頃自ら落て溪に入、化して魚となり、水中を遊ぐ、是を岩魚(いはな)といひ、篠魚といふ、大概鰷に二年ばかり歷たるが如く、漁て食するに、味ひ又鰷に彷彿たりとぞ、先年加賀の國人、溪水に竹の葉の半魚となりて、遊ぐを見しと語りしも、是等の類なるべし、

〔日光山志四〕日光諸處の名産　魚蟲○中略　岩魚(いはな)大谷川、其餘谷川に生ず、

ワカサギ

〔物類稱呼二動物〕和加佐幾わかさぎ　駿河にてすゞめの魚、伯耆にてしらさぎ、常陸にてさくらうを、若狭にてあまさぎと云、今按にわかさぎ、又あまさぎ同物也、若州三方の湖中に多くこれを獵す、又常州櫻川に櫻魚と云有、是江戸にていふわかさぎ也、

〔本朝食鑑七河湖有鱗〕鮠〇中略

江東別有若鷺者、相似非一種、此亦美賞之、

〔大和本草 河魚 十三〕ワカサギ 又名アマサギ、江河ノ中、或海ニモ生ズ、ハエニ似タリ、又鱮ノ如シ、長五六寸、色白ク味美シ、佳品ナリ、冬至以後味劣ル、江戸及北土ニアリ、若州三方ノ湖ニ多シ、西州ニハ未見之、

〔毛吹草 三〕若狹 味方堀アマサギ魚ナリ

コモツヽキ

〔大和本草 河魚 十三〕コモツヽキ 西州ニコモツヽキト云魚アリ、恰ワカサギニ似テ不同、池溝小流ニアリ、首小ニウロコ細シ、長二三寸ニ不過、ハエニ似テ圓シ、可食、

鮇

〔倭名類聚抄 龍魚 十九〕鮇 玉篇云、鮇 音末、一音萬、漢語抄云、加末豆加、 小魚名也、

〔箋注倭名類聚抄 龍魚 八〕今俗或呼加波蠻須、○○○○中略 原書作海中魚似鮑也、與所引不同、爾雅鯊鮀、郭注、今吹沙小魚、體圓而有點文、毛詩、魚麗于罶鱨鯊、正義引陸機疏云、魚狹而小、常張口吹沙、故曰吹沙、後漢書馬融傳注引廣志云、吹沙大如指、沙中行、太平御覽引臨海異物志云、吹沙長三寸、背上有刺、犯之螫人、爾雅翼云、非特吹沙、亦止食細沙、其味甚美、今人呼爲重唇、唇厚特甚、有若鼈胝、故以爲名、今江南小谿中每春鯊至甚多、土人珍之、夏則隨水下、自是以後時亦有之、然亦罕矣、來春復來、李時珍曰、此非海中鯊魚、乃南方溪澗中小魚也、居沙溝中、吹沙而游、咂沙而食、大者長四五寸、其頭尾一般大、頭狀似鱒、體圓似鱓、厚肉重唇、細鱗黃白色、有黑斑點文、背有鬐刺甚硬、其尾不岐、小時即有子、味頗美、俗呼爲阿浪魚、是可以充加末豆賀也、又按郝曰、今呼花々公子是也、巨口細鱗、黃白雜文、又有黑點、背鬐甚利、故呼皮匠刀子、

〔類聚名義抄 魚 十〕鮇 音末、カマツカ、ツクヲ、 鱴 或

〔下學集 氣形 上〕鮇 カマツヽ

〔運步色葉集 魚名〕鰄 カマツカ

〔書言字考節用集 氣形 五〕鮇 カマツカ 順和名 鰛

ハス

〔物類稱呼二 動物〕鮴魚かまづか倭名抄　京にてかまづか、鴨川にてはかまきすご、又かなくじりと云、其形はぜに似て、又きすに似たり、大なる物をかじかと云、

〔大和本草十三 河魚〕カマツカ　京都ニテカマツカト云、又賀茂ニテ河キスゴ、或ハカナクジリト云、カモ川ニ多シ、其形ハゼ又キスゴニ似タリ、頭方ニシテカドアリ、色モ味モハゼニ似タリ、長六七寸、地ニツキテ上ニヲヨガズ、或沙中ニカクル、胎トスベシ、性平無毒、

〔本朝食鑑七 河湖有鱗〕鰣訓波曾

集解、鰣狀扁似鯿而細、鱗白如銀、肉中多細刺如毛、味類鱸而不美、性浮游易入網罾、鱗不復動、才出水則死、最易餧敗、子多細膩、大者不過一二尺、彭淵材恨美而多刺是也、今所有之鰣魚不足為美、或謂、江北江中有之而未聞魚之傳送者、惟江州琵湖多采、生食不美、鮓食稍佳、煮食不為宜、淹食亦不為良耳、源順曰、似魴肥美、江東四月有之、愚按、雖形扁而未見似魴者、江東亦未聞有之、李時珍曰、今江中皆有、而江東獨盛、從海中泝上、人人甚珍之、然則華之江中鰣魚別一種乎、若與本朝鰣魚同、則鰣從難波江泝淀及宇治勢多而入湖者乎、

肉、氣味、甘温無毒、主治、漁俗所謂、補虚勞、而未試之、

○按ズルニ倭名類聚抄ニ載スル所ノ鰣ハハソト訓ジ、海魚ナリ、宜シク鰣條ヲ參看スベシ、

〔大和本草十三 河魚〕ハス　生江湖中、琵琶湖ニ多シ、味ヨシ、長七八寸、細鱗白色、尾鬣赤、初夏時出連行、其性好飛躍、越船飛游、四五月自湖底泝於河溝、以網取之、浮陽之魚也、以鰕及蚯蚓為餌釣之、○中略　順和名ニ鰣魚ヲ波曾ト訓ズ、然レドモ本草綱目所載鰣魚ハハスニアラズ、

〔和漢三才圖會四十八 河湖有鱗魚〕波須魚（はす）　正字未詳　俗云波須　或用鰣字誤、鰣見海魚下、

按江州湖中在之、四五月多出、其身圓肉白、形色鱗皆似幾須、大四五寸不過一尺、炙食甘平、又作鮓亦佳也、　有海幾須川幾須之二種、蓋此川幾須之類矣、

〔毛吹草三〕近江　鯰

〔雍州府志六土産〕波須幷和多加　此二魚湖水之所有而他邦無之、斯魚春初多出、酢藏者佳矣、二魚共似鯖狀、

〔大和本草十三河魚〕ワタカ　其形ハハスニ似テ不同、長サハハスニ同ジ、味モ亦ハスニ似タリ、ハスノ味ニハ不及ト云ヘドモ佳味ナリ、是亦琵琶湖ニ多シ、其性ハハスト同、

黃䱇魚

〔和漢三才圖會四十八河湖有鱗魚〕黃䱇魚　俗云和太古

本綱、黃䱇魚、生江湖中小魚也、狀似白魚而頭尾不昂、扁身細鱗白色、濶不踰寸、長不近尺、可作鮓菹煎炙、甚美、凡魚腸曰䱇、此魚腸腹多脂、漁人煉取黃油然燈甚腥也、

按、黃䱇魚狀似小鮒(フナ)而細鱗白光色、大五七寸許、其腸極苦、脂多、故俗呼曰腸子(ワタコ)、處處池川與鮒並出、江州湖中最多、而未煉取油、但冬月不多出、失水易死、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕黃䱇魚　ワタカ　ワタコ

琵琶湖ニ多シ、長サ七八寸、形ニゴロニ似テ扁ク鱗小ク、首小ニシテ背高ク、腹張リ口小クシテ歯ナシ、鰱魚(タナゴ)ノ形ニ似テ長シ、又ハスニモ似タレドモ首大ナラズ、目上ニヨラズシテ大ナリ、下ノ鰭赤黃色ヲ帶ブ、全身白色、背ハ微黑色、春末ヨリ出、五月ニ多シ、煮食ヒ或ハ鮓ト爲、肉ニ細刺多シ、腹中ニ子滿ツ、子ハ色微シシラケテ細カナリ、此魚三寸以下ナル者ヲセムシワタカト云、一種ノナワタカハ形大ナリ、濶サ四五寸、長サ一尺二三寸ニシテ鯽魚ノ形ノ如シ、

波長魚

〔和漢三才圖會四十八河湖有鱗魚〕波長魚(はちやう)　腸香和加太　名義正字未詳

按波長魚在湖中、形似鮒而頭長鱗細脊黑、長五六寸、大者尺許、至秋鰭變紅、

魴魚

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕魴魚　ヲシキウヲ　ヲシキボテ江州　ヲキボテ　ヲキザコ共同上

一名、魾通雅　鯆正字通　鮃俗字　鯅　䲅　鯾　鲂　鯿　鳊共同上　縮項鯿杜詩　靑鯿南寧府志

鱅

縮項仙人（事物紺珠）　槎頭編（同上）　扁花（盛京通志）　縮頭仙人（水族加恩簿）　頳尾（名物法言）

湖中ノ産小魚ナリ、琵琶湖ニ多シ、卽鯿魚ノ身廣キ者ナリ、長サ三四寸アリ、正字通ニ魴魚不盈銖、兩雄鱗有五色ト云、天香樓偶得ニ、魴魚身廣而區、頭尾倶尖小、俗爲鯿、冬月有之、大者重可二三斤、吳俗夏月漁人張網取得小魚、名曰習鮮、其中有形與魴同、而大不過二三寸、小纔及半寸、俗謂之魴魠、此卽魴也、蓋至冬月始大耳、爾雅釋魚有魴魾、郭景純曰、江東呼魴魚爲鯿、一名魾、音毗、當卽此也古ヨリ魴魚ヲマ。ナ。ガ。ツ。ホ。ト訓ズ、然ドモ河之魴或伊洛鯉魴ト云時ハ、淡水ノ産ナリ、マナガツホハ鹹水ノ産ナレバ、鯿魚ヲ的當トスベシ、

〔新撰字鏡　魚〕鯿（直龍反、鯀名、知。々。夫。）　鰔（阻佳反、知々夫、）　魦（桑戈反、知々夫、又伊佐々古、）

〔本草和名　蟲魚十六〕鯱（音翼之反、性伏沈在石間、）又有鱅（與恭反、有黑點、）相似鯛魚（莫往反、相似而細者、劒鮒、）鱏（性伏沈吹沙、鼻長七八寸、餘林反、出崔禹、）和名知。々。加。布。利。

頭注　按、鯱據順抄鱸誤、按順抄鱅和名知知加布里、鱸鯛鱏、和名各別當攷、

〔倭名類聚抄　十九龍魚〕鱅　崔禹錫食經云、鱅（音容、和名知知加布里、）似鱸魚而有黑點也、

〔箋注倭名類聚抄　八龍魚〕陳藏器云、杜父魚生溪澗下、背有刺、大頭濶口、長二三寸、色黑斑如吹砂而短也、崔氏所言鱅蓋是、今俗呼加自加、京俗呼伊。之。毛。知、近江彥根謂之知。々。无。古、石部驛曰知。无。古、或曰登。知。无。古、阿波曰知。々。古。字、一種相似而小、背黑色腹油色無鱗者、與杜父魚之淡黃黑色有黑斑細鱗異、京俗呼不。具。利。久。良。比、近江石部謂之知。々。无。加。夫。利、又謂登。知。无。加。夫。利、是知知加不利之轉譌也、江戶俗呼太。吉。波。世者亦是類也、又按史記司馬相如傳、鰅鱅鰬魠、集解、郭璞曰、鱅似鰱而黑、是陳藏器李時珍等書所載鱅魚卽是、與崔氏所擧不同、蓋同名異物耳、本草和名鱅在鱸條、無別有和名、

〔類聚名義抄　十魚〕鱅（音容、チ、カブリ、）　鮰（世四、白鮆魚、チ、カブリ、サメ、）

〔和爾雅 六龍魚〕杜父魚（ドンボ カジカ）渡父魚、黄鮎魚、船釘魚、伏念魚、螳同、或云、土鮒、土鯆、土附、亦同、

〔日本釈名 中魚〕杜父魚（イシモチ ウタウタヒ カジカ）　河鹿なり、山河にある魚也、夜なきて其音たかし、故に名づく、俗にうたうたひとも云、

〔本朝食鑑 七河湖無鱗〕加志加魚（訓如字）

釈名、鯝魚（源順）古里魚（賀俗称）鮴（音皮、源順曰、崔氏食経云、鯝莫佳反、与閔同、似鮰魚而頰著鈎者也、此鈎者言腹下二横骨鈎、然則鯝者即加志加魚乎、大抵加志加魚未見正字、或作歌鹿、言魚聲如歌鹿之遊鳴也、古里亦聲如曰吾里吾里、賀州俗夏秋乗涼、群集河邊、人人擢晉師于掌中、掬水呼古里、則魚群來入掌中、因捕之、一夕満籠而息、或曰、用鮴字、漢丘仲聞鮴鳴作笛、後世漁人吹笛聚魚、本朝自古山人吹笛聚鹿而射之、亦此類也、按風俗通曰、笛漢武帝時、工人丘仲所造也、未知聞鮴鳴而造者有證據乎、鮴與鰓同、本朝爲杜父名、字彙曰、蒲糜切、文鮴魚名、状如鰕鱗、鳥首魚尾、有翼音如磬、生珠玉、是似文鮴而聲音似加志加、其珠玉未詳、加志加者素本草所謂黄頰軋軋之魚也、而無鮴名、則鮴者據古俗爲杜父、）

集解、形類小鯰而微小、腹下黄白、背上青黒帯黄、腮下有二横骨、両鬚極細、群游作聲、如蛙蚓之吟、歌人詠之以爲山川閑寂之賞也、賀越之俗賞之嗜食、作鮓號蛇鮨、作醤號額越、倶守令献之、予〇平野必大 往年使二荒山、遊大谷川之瑞、観小魚之泳、土人曰、加志加魚也、然未聞其聲、爾或曰、有聲之魚、必使眼眶以開闔、此亦一奇也、

肉、氣味、甘平無毒、（反荊芥）主治、利小水、消水腫、治熱淋、

〔本朝食鑑 十華和異同〕加志加魚

加志加魚者、黄頰魚也、又名黄鱨、黄頰、鉠軋、黄軋、李時珍曰、頷頰以形、鱨以味、鉠軋以聲也、又曰、黄頰無鱗、身尾倶似小鮎、腹下黄背上青黄、腮下有二横骨、両鬚有胃、群游作聲如軋軋、性最難死、陸機云、魚身無頭頰骨正黄魚之有力能飛躍者也、與各條釈名可併考、

〔大和本草 十三河魚〕杜父魚　本草綱目ニアリ、〇中略 江州ノ湖ニ多シ、形河鈍ニ似テ色黒ク、長サ五六寸アリ、鯊魚ニモ似タリ、此魚ヲ河鹿ト云説アリ、夜ナク故ニ名ヅク、古歌ニモヨメリ、一説ゴリノ大ナルヲ河鹿ト云、ゴリ杜父魚同類ナリ、京都ノ方言ニダンギボフスト云魚アリ、杜父魚ニ似テ其

形背高シ、是亦杜父魚ノ類也、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕杜父魚　カジカ(古歌仙臺)　カ○ハ○カ○ジ○カ○(仙臺)　イ○シ○モ○チ○(京)　カ○ハ○ヲ○コ○ゼ○(伏見)　ゴ○ロ○モ○チ○(同上)　ウタウタヒ(淀)　ネ○マ○ル○(嵯峨)　ネ○ン○マ○ル○(共同上同上)　ウ○シ○ヌ○ス○ビ○ト○(播州)　ス○デ○ツ○コ○(同上)　ド○ウ○マ○ン○(江州)　チ○ン○コ○(石部)　ト○チ○ン○コ○(同上)　チ○ヽ○ン○コ○(彦根)　オ○ン○カ○ボ○(駒井村)　ボ○ン○ノ○コ○　ム○コ○　ド○ボ○(共同上)　ト○ホ○(備前)　ド○ウ○ボ○ウ○(同上)　ド○ン○ボ○ウ○(筑前)　ド○ン○ボ○(同上)　ド○ボ○ウ○ズ○(備前作州)　ア○ブ○ラ○ハ○ゼ○(豫州西條)　ク○チ○ナ○ハ○ド○ン○コ○(同上同上)　カ○コ○ブ○ツ○(越前福井)　イ○シ○ビ○シ○(敦賀)　イ○シ○ビ○ス○(同上)　ク○ロ○テ○ン○ジ○ヤ○ウ○(同上)　テ○ン○ジ○ヨ○(共同上同上)　グ○ズ○(越中、同名アリ、)　ド○ン○ゴ○ロ○(筑後)　ド○ン○ク○ウ○　ド○ン○コ○(共同上、同名アリ、)　ド○ン○コ○ツ○(勢州亀山)　ド○ゴ○ズ○ゴ○(同上)　ダ○ン○ギ○ボ○ウ○(共同上桑名)　ド○ン○ゴ○ウ○(肥前)　ド○ン○コ○ウ○(防州)　ゴ○ツ○ボ○　ホ○ン○シ○キ○シ○ヤ○　サ○ム○ラ○ヒ○(共同上)　ゴ○ン○パ○(雲州)　カ○ハ○ギ○ス○(加州)　チ○ヽ○コ○ウ○(阿州)　ゴ○モ○(薩州)　ゴ○モ○ゾ○ウ○(同上)　ベ○ト○(佐渡)　ベ○ト○カ○ヂ○(同上)　ア○カ○ゴ○ウ○(土州)　ア○ナ○ゴ○ウ○(同上)　ア○ナ○ハ○ゼ○(日州)　キ○ハ○チ○　イ○カ○リ○イ○ヲ○　シ○マ○ハ○ゼ○

一名土附魚(彙苑詳註)　吐哺魚(寧波府志)　吐敵魚(正字通)　京魚(同上)

流水湖澤ミナ有リ、常ニ水底沙上ニ居リテ浮游セズ、長サ五六寸、形蝦虎魚(ハゼ)ニ似テ肥大ナリ、大頭濶口ニシテ扁ク細鱗アリ、色淡黄黒ニシテ黒斑アリ、肝ニ毒アリ、食ベカラズ、ソノ卵ハ石上ニ粘著シ、形麥粒ノ如ク、多ク並ビテ色赤シ、字スルニ隨テ漸ク黒クナル、此魚旦夕ニハ鳴ク、其聲濁リテ蛙ノ如シ、故ニカジカト歌ニモ詠ズ、蛙ノ屬ニモカジカト云アリ、雨蛤(アマガヘル)ヨリ微大、蝦蟆(カハズ)ヨリ小ナリ、淡黒色或ハ微褐ヲ帶テ微疿(イボ)アリ、夏秋晝石上ニ出テ鳴ク、聲清亮キクニ堪タリ、是錦襖子ナリ、蟲ノ部ニ詳ニス、古歌ニ詠ズルカジカ即此物ナリト云一說アリ、杜父魚ノ一種相似テ小ク、背ハ黒色腹ハ油色ニシテ鱗ナキモノヲ、フ○グ○リ○ク○ラ○ヒ○(京)ト云フ、是食物本草ノ土○鮪○魚○ナリ、大和本草ニ、ウ○ロ○ヽ○コ○ト云フ、ヲ○ロ○ヽ○コ○(同上)　ド○ン○ツ○コ○(豫州)　ゴ○ロ○ツ○ボ○(勢州山田)　ド○ロ○ボ○ハ○ゼ○(桑名)　ク○ロ○ボ○ウ○ズ○(亀山)

カナビシヤ

クロンボ、共同上同上　ダボハゼ、江戸　エツタ、江州石部　トチンカブリ、同上　チヽンカブ、同上　アブラ魚、共江州、山田、
ヤマドンコツ、防州

〔物類稱呼 二動物〕吹沙魚　かなびしや　京にて　かなびしや　と云、四國にて　ぎんそく　と云、肥前にて　じやうとく　といふ、江戸にて　こちじやこ　と云、湖水及谷川の石の間に住小魚也、形色共に鯒に似て小さし、其大サ二寸、細なる黑點文有、其尾岐あらず、

〔本朝食鑑 七河湖無鱗〕泳沙魚 訓須奈久倶利

集解、魚形昂扁、略類鯛鯢而平、頭大尾細無鱗、鬐硬背上淡黑有斑、大者二三寸、性成群吹沙而游游容如泳于沙中、魚味不美、故食者少矣、

肉、氣味、甘平無毒、主治、煖中益氣、

〔本朝食鑑 十華和異同〕泳沙魚

此是鯊魚非海中之大魚、乃溪澗中之小魚也、居沙溝中吹沙而游、咂沙而食、故有吹沙、沙溝、沙鰛之名、大者長四五寸、細鱗黃白有黑斑、體圓肉多陀陀然、故爾雅名鮀魚、俗呼爲阿浪魚、然本邦未見如此者、漸一二寸無鱗者也、

〔和漢三才圖會 四十八河湖有鱗魚〕鯊 かなびしや 音 さんそく　鮀魚　吹沙　沙鰛沙溝魚　俗云加奈比之也、又云志牟曾久、

本綱、鮀魚、居溪澗沙溝中、吹沙而遊、咂沙而食、大者長四五寸、其頭尾一般大頭、狀似鱒、體圓似鱓、厚肉重唇細鱗黃白色、有黑斑點文、背有鬐刺甚硬、其尾不岐、小時卽有子、味頗美、俗呼爲阿浪魚、此非海中沙魚也、

按鯊湖及谷川水庭石間小魚、形色其似鯒而小、其大一二寸、有細黑點文、其尾不岐、京俗曰加奈比志夜、金約之下略乎　四國人曰志牟曾久、名義未考　未見四五寸者、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鯊魚　カマツカ京　カハギス　カハキスゴ　スナフキ　スナホリ
新校正　スナメグリ南部　カマビシ仙臺　アブラハゼ津輕　スナコズリ播州　スナモチ和.

鮖

州ドンコ（同名アリ）　カナキシ讃州　ヨシ阿州　ジンゾク四國　スナハミ備後　ゴロビ
シ若州　カナクジリ　スナムグリ常州　カナピシヤ　ホウセンボ勢州　スモコ江州　ス
ナクマリ　コトヒキ大者　ダンベボ（共同上小者）　一名小沙魚（正字通）　重脣（典籍便覽）　新婦（事物紺珠）　新
婦臂（事波府志）

流水中ニ多シ、常ニ沈テ沙上ニアリ、口ヲ張リ沙ヲ吹ク、形蝦虎魚ニ似テ、頭方ニシテ細ク尖リ、身長サ六七寸、細鱗淺黃黑色ニシテ黑斑アリ、通雅ニ身前半潤而扁、後方而狹ト云、煮ル時ハ骨肉自ラ分レ、細刺ナク味美ナリ、一種江州ニテ冬春多ク取リ、食ニ供スルモノヲヒガイト云フ、形相似テ頭口倶ニ小ク色白シ、鰷魚ヲハゼト訓ズルハ非ナリ、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鮖　崔禹錫食經云、鮖（音夷、和名伊師布之）性伏沈在石間者也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕蠌山君曰、伊之夫之福州府志、石伏魚是也、愚按、伊之布之今俗又呼奧利、又敎賀呼杜父魚、爲伊之毘之、或呼伊之毘須、蓋伊之布之之轉訛、要之石伏杜父不甚遠、故其名錯互也、（中略）○按閩中海錯䟽、抱石、出於山溪、背傴而腹平、大如拇指、常貼于石上、土人取以爲腊、又云、石伏、伏于溪下、崔氏所言鮖、蓋是類也、

〔下學集上氣形〕鮖（イシブチ）

〔空穗物語國讓上〕大將こゝろかねのかゞり四あしつけさせて、いもじどもめしてつくらせ給て、とりあぐるいをどもとらせつ、あゆ一こ、はへひとこ、いしぶし、こぶないれさせ、あらまきなど、そへさせて、藤つぼのわか宮の御もとにてつかうわうらい月日かきて、せむたて、御なし給へり、

〔源氏物語二十六常夏〕ましたしき殿上人あまたさぶらひて、にし川よりたてまつれるあゆ、ちかき川のいしぶしやうもの、おまへにててうじてまいらす、

〔夫木和歌抄二十七雜〕家集述懷　源仲正

たれかさはあみのめみせですくふべきふちに老づめる石。ぶ。し。のみを　正三位知家

〔現存和歌六帖〕さうり

早せ河さてにはちかふい。し。ぶ。し。をいさうひとつにまかせてをみん

〔尺素往來〕巡役之朝飯、明日可令勤仕候、此間依霖雨美物難得候、(中略)魚類者、(中略)石臥、

〔日本山海名產圖會　四〕○鮴(ごり)(字書に見ることなし、鮎く俗に從ふ、一名鰻(イシブシ)、)

〔本朝食鑑　七河湖無鱗〕鰕(訓伊志布之)

釋名、鮴(訓加麻豆加、源順和名音末、小魚名也、崔氏食經曰、鮔音夾、性伏沈在石間者也、按順以鮴鰕爲二物、夫不然焉、鮴性伏沈于沙石間而難辨、則本一物也、又種有似鮴而背腹純黑者、俗呼曰)○○○○(誄義法師、未知名義也、或曰、以伊志布之爲加志加之別名、則依土地流稱然乎、未詳、)

集解、形似鯢而細、有鬚有硬鬐、大頭細尾無鱗、腹白背有斑文而蒼黑、大者三四寸、性伏于沙石、或潛于石間、雖清淺之流水而難見、其味最美、藤長清夫木抄作鰻字、載源仲正歌、未詳、

肉、氣味、甘平無毒、主治未詳、

〔本朝食鑑　十華和異同〕鰕

鰕、南產志所謂抱石魚歟、背偃腹平、無鱗如指大、貼於山溪石上、安溪縣以爲佳品、石伏魚亦同類乎、

〔大和本草　十三河魚〕ゴ。リ。　二種アリ、一種腹下ニマルキヒレアリ、其ヒレノ平ナル所アリテ石ニ付ク、是眞ノゴリナリ、膩多シ、爲羹味ヨシ、形ハ杜父魚ニ同シテ小ナリ、但背ノ文黑白マジレリ、又名イシブシ、賀茂川ニ多シ、漁人トリヤウアリテ多クトル、一種ヒレ右ノ如ナラズ、膩ナシ味ヲトレリ、然ドモ是亦羹トシテヨシ、賀茂川ニ多シ、筑紫ニテウロヽコト云物ナリ、

〔和漢三才圖會　四十八河湖有鱗魚〕石斑魚(いしぶし)　石礬魚　高魚(俗云石伏)　鯢(和名抄)　鰻(大木集用之非也)

本綱、石斑魚生南方溪澗水石處、長數寸、白鱗黑斑、浮游水面、聞人聲則劃然深入、其長老尺餘、斑如虎文、性婬、春月與蛇醫(とかげ)交犯、故其子有毒、

鱊魚

按石斑魚、狀似彈塗魚、而頭大尾細有鬚、有硬鬐、有細鱗如無、其背斑文淺黑色腹白、大者三四寸、常伏石間、故稱石伏、又背腹其黑者、呼名談義坊主、

〔重修本草綱目啓蒙　二十九魚〕杜父魚(中略)增、杜父魚ヲ、ゴリニ充ツル古說ハ誤ナリ、ゴリハ形小ニシテ一二寸許、形同ジケレドモ鳴カズ、漢名石伏魚、(福州府志)和名ニモ石ブシト云、源氏物語ニ見ヘタリ、今モ江州ニコノ名ノコリテ、イ。シ。ブ。シ。ヨ。ロ。ト云、大和本草ニゴリノ大ナルヲカジカト云ハ非ナリ

〔毛吹草　三〕山城　賀茂川鯇(イシブシ)、鯰(ハヘ)、　加賀　淺野川鮴(ゴリ)

〔和爾雅　六龍魚〕鱊(イサヾ)魚(同春魚)

〔物類稱呼　二動物〕鱊いさゞ　北國にてか。ね。た。ゝ。きと云、京師にてだ。ん。ぎ。ば。う。といふ、(中略)俗にちりめんざこといふは、此魚の乾たる物也、又駿河にてかねたゝきと云は別物也、

〔大和本草　十三河魚〕鱊(イサヽ)魚　本草ニノス小魚ナリ、春ハ多ク川ニ上ル、細魚也川ノ淺キ處ヲノボル故、一名サ。ノ。ボ。リ。ト云、近江ノ和爾、越前敦賀ニ多シ、形鯊ニ似タリ、或曰、イサヾハ鯊ノ子也、

〔重修本草綱目啓蒙　二十九魚〕鱊魚　イ。サ。ヾ。　ド。ロ。メ。ン。(播州)　ジ。ャ。ミ。(豫州吉田)　シ。ラ。ス。(同上加州)、大洲、　シ。ラ。ス。タ。ツ。ク。リ。(筑前)　シ。ラ。ス。ナ。ゴ。　コ。ア。イ。(大坂)　一名鷺毛魚(典籍便覽)　麥魚(正字通)　銀魚(廣東新語)

香魚(同上)

イサヾハ攝州兵庫ニテ、季春ノ時、布網ヲ海礒ニ布テ取ル、長サ一寸許、白色ニシテ微黑、水ト一色ナリ、水中ニ於テハソノ形ヲ見ズ、タヾ目睛黑シ、體粘滑ニシテ泥鰌ノ如シ、生柳枝ヲ以テ攪スレバ粘セズ、コレヲ煮或石灰少鹽水ヲ投入スル時ハ色白ク、脇ノ中間ニ黑條アリ、卽腸ノ透見スルナリ、此魚ヲ煮テ乾ス者ヲチ。リ。メ。ン。ザ。コ。ト云フ、是鷺毛鯅ナリ、大小アリ、最小二三分ナルヲ上品トス、薄ク板ノ如ク拵ヘ、乾シタルヲシ。ラ。ス。ボ。シ。(江戶)ト云、又タ。ヽ。ミ。イ。ワ。シ。(同上)ト云、此魚ハド。ロ。メンイ

ワシノ兒ナリ、一說鰮魚ノ兒ナリ、漸ク大ニナリ、漸ク青色トナルト云フ、紀州ニテハ、ユキイワシ（白色透明ナリ）ノ兒ナリト云フ、イサヾニ同名アリ、麪條魚（シロウヲ）モ雲州ニテイサヾト云フ、又江州和爾ニテ取リ京師ニ賣出ス、イサヾハ一名サ。ノ。ボ。リ。淡水ノ產ナリ、長サ一寸許、頭圓ニシテ蝦虎魚（ハゼ）ニ似タリ、漢名詳ナラズ、大和本草ニ、蝦虎魚ノ兒ト云フハ非ナリ、琵琶湖ニ蝦虎魚ナシ、又一種イサヾ、一名ウ。ル。リ。コ。アリ、此ハ越前足羽川、每歲六月炎暑ノ時、天晴ル丶時ハ小蛾群飛ス、土人コレヲ水中ニ打落ス時ハ、化シテコノ魚トナル、形蝦虎魚ニ似テ一寸許、土人取テ鮓（スシ）ト作ス、イサヾズシト云フ、又阿州吉野川ノサノボリハ、乾タル物三分許、鷺毛脡ニ似タリ、是江州ノサノボリト同名ナリ、

〔毛吹草〕三近江　和邇崎魦（イサヽ）

番代魚

〔和漢三才圖會〕四十八河湖有鱗魚　番代魚（はんだい）　正字未詳　俗云波牟太伊

按、番代魚生池澤川流、皆有、三四月初出、九十月不見、長一寸許、灰白色、脊有細與柹色縱文（きへぎ）、腹白、群游水面、聞人聲則深入、而諸魚與此同逃去、頗如守門者、其形狀本草所謂石斑魚略相似矣、然此魚總無甲乙、皆不過寸半、又不見其鮇、唯濕生者矣、人亦不食之、

國栖魚

〔運步色葉集〕久　國栖（又鼓司、吉野之人之名也、吉野攝落入水作魚、故曰樓魚、又曰鼓司魚一也云々、）

〔毛吹草〕三大和　國栖魚

鯛魚　鰻

〔新撰字鏡〕魚　鮰（士垢反、一曰人姓、漢有鮰生、加○良○加○支○）

〔倭名類聚抄〕十九龍魚　鮰魚　崔禹錫食經云、鮰（莫往反、與罔同、和名加○良○加○古○）、似鱧魚而頰著鉤者也、

〔箋注倭名類聚抄〕八龍魚　按、今俗呼疑々、或云疑々宇、丹波俗今猶呼加良加伎、加伎加吳一聲之轉、謂鉤也、所謂頰著鉤也、本草和名、鮰在鱧條、無別有和名、○中略　按、諸書不載鮰䱥字、按、毛詩魚麗于罶鱨鯊、正義引陸機疏云、鱨一名黃頰魚是也、似燕頭魚身形厚而長大、頰骨正黃、魚之大而有力解飛者、釋文引云、今江東呼黃鱨魚、尾微黃、大者長尺七八寸許、食療本草、黃顙魚一名缺䰲、無鱗、李時珍曰、

身尾倶似小鮎、腹下黄、背上青黄、腮下有二横骨兩鬚、有胃、羣游作聲如軋々、性最難死、小野氏曰、是可以充加良加伎、

〔類聚名義抄 十魚〕䱇（音岡、カラカコ、）䰹（士垢反、カラカコ、白魚、）鰊䰹（今正音陳、鰊魚、）

〔易林本節用集 氣形〕○鯤（ギヽ）

〔和爾雅 六鱗魚〕鱨（ギヽ）絲魚

〔物類稱呼 二動物〕黄顙魚ぎゝ　備前にてぎゝ、東國にてぎゞう、北國にてあいかけ、加賀にてざす、奥州及越後にてはちうを、越前にてあかにこ、出羽にてがばち、上總にて川ばち、伊勢にてども、土佐にてぐゝといふ、此魚背の上に刺有て人を螫す、ごき／＼と鳴く、人これを捕ふ時は、はなはだかなしむ聲を出す、今按に享保十三年戊申秋、東國所々洪水せしころより此魚うせたり、之かうして後、鯰と云澗東國に生ず、うたがうらくはぎゝ鯰に變じたる物歟、

〔本朝食鑑 七河湖無鱗〕鱨（音皮、與鱨同、俗訓岐岐、）集解、鱨生于溪澗田水間、狀類加志加魚而有鬚、背淡黑帶黄赤、頭大口濶、其尾有小岐、背上鬐刺螫人、大者及尺、有聲如蛙鳴、俚語曰、吾喜吾喜、人捕之則哀聲甚悲、又俚語曰岐岐、肉味不及鯛鮢、倘野人之食也、

肉、氣味、甘温無毒、主治、破瘀消瘕、多食則害人、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鮠　本草所謂杜父魚也、當作渡父、即渡父採于溪澗所食也、名船矴魚、見人則以喙插入泥中、如船矴也、時珍曰、生溪澗中、長二三寸、狀如吹沙而短、其尾岐、大頭濶口、其色黄黑有斑、脊背上有鬐刺螫人、即是本朝溪澗之鮠也、鮠似魮同、非鰟魮鯆魮之魮、吳任臣續字彙補、魮魚名尾有毒、大平御覽載山海經曰、懸雍之山晉水出焉、其中多魮魚、其音如叱、此亦渡父乎、

〔大和本草十三 河魚〕鱨ギギ絲魚　時珍食物本草註云、生諸溪河中、長五六寸、黃褐色無鱗、濶口、口有細齒、如鋸、腮下有硬刺、背亦硬、善吞小魚、肉薄味短氣味甘平無毒、主益脾胃、和五臟、發小兒痘疹、多食生疥、處々山中溪河ニアリ、アギノ下ノ兩傍ニヒレアリ、又背ニヒレアリ、皆刺ナリ、二處共ニ人ノ手ヲフルレバ、人ヲサシテ痛ム、ナマヅニ似テ小ナリ、又鱧形ニ少似タルモアリ、黃褐色ナリ、處々斑文アリテ段ヲナスモアリ、長三四寸或五六寸、山州嵯峨ノ川ニテミコ魚ト云ハ、ギヾノ赤キ也、形狀ハ同ジ、筑紫ノ村民蜂振ト云、ハリアル故名ヅク、海ニモ此魚アリ、集本草所載之黃顙魚、又黃鱨魚、又名鉠䰾、時珍云、無鱗魚也、身尾俱似小鮎、腹下黃背上青黃、情最難死、反荊芥、今案恐クハコレ鱨絲魚ト同物異名ナルベシ、凡異名同物多シ、黃顙魚ヲタラト訓ズルハ非ナリ、

〔大和本草十三 海魚〕海鱨絲魚　海ノギヾ也、長サ五六寸ニ不過、白黑ノタテ筋アリ、其餘ハ如河鱨絲魚、

〔重修本草綱目啓蒙三十 無鱗魚〕黃顙魚　ギヾ　ギヾウ　カラカギ丹波　カハチ羽州秋田、奧州白河、　カハチ同上　ギバチ　ウシギヾ江州大者　シンバチ小者　トンボギヾ共ニ同上、二寸及ザル者、　一名昂思盛京通志

燕頂魚函史　鱨魚正字通　剛腮魚時經物名圖說

溪澗及ビ江湖中ニ生ズ、四季俱ニアリ、冬春コトニ多シ、常ニ水底ニ沈ミ、砌石ノ間ニ住ム、ソノ形鮎魚ニ似テ小ク色黑シ、或ハ黃或ハ淡黃黑ニシテ黑斑アリ、黃頰白腹頭大ニ口濶ク細齒アリ、ヨク小魚ヲ食フ、口ニ兩鬚アリ、身ニ鱗ナク尾ニ小岐アリ、背鰭及ビ腮下ノ兩鰭ニ鋸刺各一ツアリ、人ヲ螫セバ大ニ痛ム、本人ノ小便ヲ用テ灌グ時ハ愈ユ、時ニソノ刺ヲ動カシテ鳴ク、ゴキゴキト云聲ノ如シ、人ニ捕ラルヽ時ハ悲鳴ス、ギヾト云ガ如シ、ソノ子粗硬味佳ナリ、此魚小ナル者ハ三四寸、大ナルハ五六寸八九寸ニ至ル、琵琶湖ニハ尺餘ナル者アリ、方言サホギヾ、南部ニテハ夜中蚯蚓ヲ用テ、尺許ナルモノヲ釣得テ、小兒ニ食シム、疳ヲ治スト云フ、一種海中ニ產スル者アリ、ウミギヾ攝州　一名シヤデ越前　グゲ土州　形ハ河產ニ異ナラズ、只白黑ノ竪條アリ、長サ三寸許、大和

本草ニハ不レ過二五寸一ト云フ、又一種河中ニ赤色ノギヾアリ、俗名ミコウヲ城州嵯峨一名ハチブリ、筑前サシギヾ備前デンキリ勢州カハオコゼ防州アカリコ丹波形狀ハギヾニ同ジ、刺アリテヨク人ヲ螫ス、海中ニモ亦アリ、是時珍食物本草ノ鱨鰊魚ナリ、

〔百家琦行傳 四〕田中丘隅右衛門

丘隅ゑもんは、原東海道川崎宿の問屋場の人足なりしが、其器量衆に秀たるをもて、問屋役人となりしが、竟に止事なき御方の御とり立にあひて、大森の武官となれり、はじめ川崎宿にありし頃、近郷に妻の母のありけるが、丘隅ゑもん一時この丈母のかたへ時候の見まひに行んと思ひ、何がな土産にもて行べしとて、近隣にて網をかりて川獵をなしけるに、鱨といへる魚一尾とり得たり、さらば是を人事にすべしと、頓て携へて丈母のもとへ急ぎけるが只有山裏にて狩人の網をはり置し、其中に雉子一羽かゝりて、ばたばたと羽たゝきして在けり、時節獵師もあたりに見ず、丘隅ゑもん是を看著、しうとめへの人事にせんには、這鳥こそ好りけれとて、忽ち彼雉子を奮ひとり、持來し鱨を網の裏へうちこみおき、這處をはせ去けり、其迹へかの網をかけおきたる獵師きたり、件の鱨を看て大いにおどろき、是いかに水中に住べき魚の、山中の網にかゝりしは心得がたしと、頓て同輩のものを呼來りて看せければ、いづれも驚き、是凡事にあるべからずとて、頓て陰陽師に卜しめけるに、是ひとへに山神の祟なり、快くこの魚を神に祭るべしと示しける程に、無智の愚民どもこれに從ひ、俄に村中鏹を集めて、たちまち一個の祠をたて、華表瑞籬まで造立、かの鱨を大明神と勸請しけり、其后一日大いに風雨ありて、乾坤震動したりける、村民これを神變とこゝろ得、次の日鱨大明神へ湯花をさゝげ神樂を奏しける、巫祝賽主らこれに竈紳、何がな不思議をあらはして、金まうけせんと思ひ、山神の祟いまだ鎭らず、猶も不日に山くづれ海あふれて、這ほとり一圓の泥海となり、郷人おほく死べしと託宣なりと云けるにぞ、村裏の愚

民大いにおどろき、再般おほくの饌を集め、巫祝等をたのみて、神鎮の神事を執行ふべしと聞あひける、丘隅ゑもん是を聞て、暗にをかしく、一日彼村にいたり、おのれは川崎宿の田中丘隅ゑもんといふ者なり、鯰大明神の祟それがし鎮まゐらすべし、假令いかなる事を做とも、かならず祟き給ふべからずと云おきて、頓て彼祠を打やぶり、鯰を瓶の中より扯いだし、燈明の火を以てほこら華表を薪とし、かの鯰を炙物としのこりなう喰盡し、神酒に備し酒うちのみ、其儘我家へかへりけり、是を看村民ども大いに騒ぎ、山神の祟このゝち大いに來るべしとて、只管騒ぎあへりけるが、其后何のたゝりもなし、後に丘隅ゑもん御とり立に成しとき、御役にて遠慮へ來り、這事くはしく說語れしとなり、

〔新撰字鏡 魚〕鯰鮎 上佐波、下奈万豆、 鯰 奈万豆 䱇 上同

〔本草和名 十六 蟲魚〕鯰 奴沾反、貌似鯷而大頭、出崔禹、和名奈末都、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鯰 崔禹錫食經云、鯰 奴霑反、和名奈萬豆、漢語抄用䱇字、所出未詳、貌似鯷而大頭者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕按、鯰字諸書無載、爾雅郭注云、鮎別名鯷、江東通呼鮎爲鮧、毛詩魚麗傳云、鰋鮎也、說文、鰋鮎也、鰋鰋或从匽、鮎鰋也、證類本草鮧魚條引陶云、此是鯷也、即是鮎魚、蘇敬亦云、鮧魚一名鮎魚、本草圖經云、鮧魚今江浙多有之、大首方口、背青黑無鱗多涎、此知是魚名鰋、又名鮎、又名鮧、又名鯷、爾雅翼云、鮧魚偃額、兩目上陳、頭大尾小、身滑無鱗、謂之鮎魚、言其黏滑也、晉家千字文注引郭知玄云、青黃色、無鱗大口尾薄、孫愐云、無鱗而滑、然則以偃額名鰋、以黏滑名鮎、後俗諧聲作鯰字、猶是魚黏滑似鼻洟故名鮧、後俗諧題省聲作鯷也、鮎奴兼反、一音女廉反、與黏同、不音職廉反、鮧鯷竝杜奚反、與題同、不音以脂反、可證其所從也、今本說文从弟恐誤、又按食經云、貌似鯷者、即下條訓伊之布之者、非鮷鮧也、

〔類聚名義抄 魚 十一〕鯰 奴霑反、ナマツ、 䱇 或用、訓未詳、 鯷 ナマツ

〔下學集 上氣形〕鮎ナマヅ　鯰 二字義同

〔和爾雅 六龍魚〕鮧ナマヅ 鯷魚、鰋魚、鮎魚並同、或用鯰字與鮎同、

〔日本釋名 中魚〕鮧ナマヅ　なまはなめらか也、めとまと通ず、つはやすめ字なり、此魚なめらかにしてとらへがたし、

〔物類稱呼 二動物〕鮧魚なまづ　安房國吉濱村わたりにてなまだといひ、又にせんぎやうと云、今按に此郷に妙本寺と號する日蓮宗有、此宗派にては大乘法を受持して、一切諸經は二漸の經行なりと誹謗す、受に淨土宗門の在家ありて、鯰をなまだと呼、なまだとは南無阿みだの名號の略語なれば、それに對して日蓮宗の里民はにせんぎやうと呼にやあらん、

〔宜禁本草 坤鱗魚〕鮧ナマツ魚　甘平無毒、主百病、鮎魚作臛食之、補、鱧魚相似口腹倶大、鮠魚相似黃而美益人、忌鹿肉赤目赤鬚無鰓、並殺人、陳士良云鮧溫大首方口無鱗多涎、主水浮腫利小便、三魚爲臛美且補、忌牛肝猪肉、三魚大抵寒而有毒、非食品之佳味、

〔本朝食鑑 七河湖無鱗〕鯰 奴霑反、訓奈末須、 集解、鯰者大首偃額、大口大腹、背蒼黑腹白、口在頷下、尾無岐、似鱧有齒有鬚、大者至三四十斤、多粘難捕、是梅堯臣之妻所謂上竹竿者也、其味雖稍佳、但鱠及蒲鉾耳、其餘不宜食之、本朝未見生流水者、惟生止水、故洛之宇治川、淀川、近之琶湖、信之諏訪湖采之、餘州未有之、淀川漁人多釣鯰魚、以小繩繫蛙放之水上、蛙跳則鯰浮啄之、引繩得之、故洛人預識之者、避而不食、俚諺所謂昔江州海津之濱、有前越漁夫練水者、語里人曰、我越之海底無不見、平生得練譽而不見今此湖底、則有何面目見衆人、永爲遺憾矣、里人曰、往年有練水之人、沒于湖水到竹生島之深處、偶見群龍驚怖欲絕覺歸、今子亦然請息、漁夫曰、曾聞、竹生島泛水之中間、水底空曠通于四方、然則見之亦幸甚、縱有群龍而神物何害人耶、從海津之濱入于水中、過兩三時不出、自巳至未、浮于彥根水上、乘舟黃昏歸村、告里人曰、島底無龍、但有群

鯰、其巨大不可量、銜之傍嚴出島之北岸、風惡波高不能直歸、故至査根而歸矣、又謂、琵湖八月中旬月明夜、鯰魚數千自跳投于竹生島北洲砂上、而踊躍顛倒、是不知何故也、

肉、氣味、甘温無毒、(或曰、有毒、按忌牛鹿野猪肉反荊芥、若赤目赤鬚無腮者殺人、)主治、消水腫、利小水、療五痔脫肛、

〔本朝食鑑十華和異同〕鯰　鯰字韻書未見之、然崔禹錫作奴嵩反、源順用之爲偃額大口之魚名、從玆本朝專偃額爲鯰、細鱗爲鮎也、近世僧行譽以鮧字爲細鱗魚、凡鮎鮧鰋鯷素倶鯰之名、而本朝以鮎鮧二字假用細鱗之名、以鯷假用小鰯之名、又源順引四聲字苑曰、鯷音題、小鮎魚黑而少味也、然漢語抄訓比師古以和之、其比師古有味有脂能養稲秫、而江海之族非河之年魚類者明矣、

〔大和本草十三河魚〕鮧魚(ナマヅ)　甚大ナルモノアリ、本草曰、無毒、或曰有毒、肉餧トスレバ病人ニモ無害、瘧疾ニナマヅヲ食ヘバ、ヨクヲツル妙方ナリ、箱根ヨリ東ニ無之ト云、

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鮧魚　ナマズ　一名慈魚(事物異名)　末由弃(鄕藥本草)

ナマズハ淡水ニ產ス、ソノ形大頭偃額、大口大腹、背ハ蒼黑色、一種斑文アルモノアリ、ゴマナマズト云、倶ニ腹白ク尾ハ岐ナクシテ鱠魚ノ如シ、鬚アリ鱗ナシ、齒アリテ肉食ス、漁人蛙ヲ以テ是ヲ釣ル體涎滑ニシテ捕ガタシ、城州ノ宇治川、淀川、江州ノ琵琶湖、信州ノ諏訪湖等ニ多シ、大和本草ニ、箱根山ヨリ東北ニハ鮧魚ヲ產セズト云、魚譜ニ享保十四年九月朔日、武州豬頭ノ池水汎濫、而江武小石川邊塞滿如大河、人家數百人馬多死、爾來多有此魚ト云フ、廣東新語ニ、鮎魚出流水者色青白、出止水者青黃、故以灘瀨中者爲美ト云フ、鮧魚ハ四時常ニ捕フ、冬春最モ多シ、其卵大サ蘿蔔(ダイコン)ノ子ノ如ク、色青ク味佳ナラズ、此魚大ナル者ハ五六尺ニ至ル、江州竹生島、大浦、沖島、多景島邊ニハ七八尺丈餘ナル者、稀ニアリト云フ、至テ大ナル者ハ味酸ク佳ナラズト、木內氏言ヘリ、本朝食

鑑ニハ、竹生島泛水中間、其底空曠通四方、群鮎巨大不可量ト云ヘリ、ソノ品色赤キ者ヲアカナマズト云、色黒キ者ヲクロナマズト云、色白キ者ヲシロナマズト云、色黒ク腹黄白頭大ニシテ、全身大ニ短キ者ヲイワトコト云、總テ三寸以下ナルヲギチヤト云、皆江州山田ノ方言ナリ、唐山ニテハナマズヲ鮎ト云、正字通ニ鮎魚言其粘滑也ト云フ、本邦ニテハ古ヨリ香魚(アユ)ノ名トス、

〔三代實錄 十三 淸和〕貞觀八年六月廿八日辛丑、是月天下大旱、民多飢餓、東堀河多鮎魚、京師人捕噉之、

〔今昔物語 二十〕出雲寺別當浄覺食父成鯰肉得現報忽死語第卅四

今昔、上津出雲寺ト云フ寺有リ、建立ヨリ後年久ク成テ、當ニ倒レ傾テ、殊ニ修理ヲ加ル人无シ、〇中略此ノ寺別當ハ妻子ヲ相ヒ具セル僧ノ成リ來レバ、近ク別當有リケリ、名ヲバ浄覺ト云、此レ前ノ別當ノ子也、而ル間浄覺ガ夢ニ、死タル父ノ別當極メテ老耄シテ杖ヲ突テ來テ云ク、我レハ佛ノ物ヲ娛用ノ罪ニ依テ、鯰ノ身ヲ受テ、大キサ三尺許ニシテ、此ノ寺ノ瓦ノ下ニナム有ル、可行キ方モ无ク、水モ少ク狹ク、暗キ所ニ有テ、苦シク侘シキ事无限シ、而ルニ明後日ノ未時ニ大風吹テ、此ノ寺倒レナムトス、而ルニ寺倒レナバ、我レ地ニ落テ這行カムニ、童部見テ打殺シテム、其ヲ汝ヂ童部ニ不令打シテ、桂河ニ持行テ可放シ、而ラバ我レ大水ニ入テ、廣キ目ヲ見、樂クナム可有ト告グト見テ夢覺ヌ、其後浄覺妻ニ此夢ヲ語レバ、何ナル夢ニカ有ムト云テ止ヌ、其日ニ成テ午時計ニ俄ニ掻キ陰リテ、大キナル風出來ヌ、木ヲ折リ屋ヲ壞ル、諸ノ人風ヲ追ヒ家ヲ疏フ、然レドモ風彌ヨ吹キ増テ、村里ノ人家皆吹キ倒シ、野山ノ木草悉倒レ折レヌ、而ルニ未時計ニ成テ、此ノ寺吹キ被倒ヌ、柱折棟崩レテ倒ヌレバ、裏板ノ中ニ年來雨水ノ□タリケルニ、大ナル魚共多ク有ケルニ、庭ニ落タルヲ、其邊ノ者共桶ヲ提テ掻入騷グニ、其ノ中ニ三尺計ノ鯰這出タリ、夢ニ違フ事无シ、而ルニ浄覺慳貪邪見深キガ故ニ、夢ノ告ヲ念モ不敢ズ、忽ニ魚ノ大キニ樂氣ナルニ耽テ、長キ金杖ヲ以テ魚ノ頭ニ突立テ、太郞子ノ童ヲ呼テ、此レ取レト云ヘバ、魚大キニテ取ラレネバ、

草刈鎌ト云フ物ヲ以テ鯰ヲ掻切テ、葛ニ貫テ持行テ、他ノ魚ドモナド始テ桶ニ入レテ、女共ニ令戴テ家ニ行タレバ、妻此ノ鯰ヲ見テ云ク、此鯰ハ夢ニ見エケル鯰ニコソ有ヌレ、何ニ殺ゾト、浄覺ガ云ク、童部ノ爲ニ被殺ムモ同事也、敢ナム我レ取テ他人不交シテ、子共ノ童部ト吉ク食タラムヲゾ、故別當ハ喜ト思サムト云テ、ツブ〳〵ト切テ、鍋ニ入テ煮テ吉ク食ヒツ、其後浄覺ガ云ク、怪ク何ナルニカ有ラム、他ノ鯰ヨリゾ殊ニ味ノ甘キハ、故別當ノ肉村ナレバ吉キナメル、此汁飲レヨト妻ニ云テ、愛シ食ケルニ、大キナル骨浄覺ガ喉ニ立テ、エツ〳〵ト吐逆ケル程ニ、骨不出ナリケレバ、遂ニ死ケリ、而レバ妻心疎ガリテ、此ノ鯰ヲ不食ナリケリ、是レ他ニ非ズ、夢ノ告ヲ不信ゼシテ、日ノ内ニ現報ヲ感ゼル也、思フニ何ナル悪趣ニ堕テ、量无キ苦ヲ受クラム、此レヲ聞ク人皆浄覺ヲ謗リ憾ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔實隆公記〕明應七年六月十一日丙子、自黄門母堂、鯰魚一被惠之、其長三尺餘、頗驚目者也、

〔親俊日記〕天文七年五月廿一日癸巳、鯰一到來、

〔毛吹草〕三近江　鯰

〔續江戸砂子〕一江府名產井近在近國

宮戸川鯰　關東には鯰なきよし、古來よりいひつたへたりしが、享保七八の比より、淺草川に多し、上方の鯰とはかたち異なれども、大方は似たり、

〔新撰字鏡〕魚鱮鱃鮔三同、觀奥反、上、蛇魚、牟○奈○支○　鮎似入反、鯘別名、牟奈支、　鮧浦娛反、鮧、牟奈支、

〔本草和名〕十六蟲魚鮔仁諝音巻、陶景注、是荇苓相變化作之、又人髮所化也、　鮎鮔仁諝音秋　鯆魮魚仁諝甫吐二音、鮧鯢魚仁諝音、上同郎反、下乙八反、　鰈鰔魚、楊玄操音義、倭爽二音、已上四名、出陶景注、　和名牟奈岐、

〔倭名類聚抄〕十九鱗介鮎魚　文字集略云、鮎音天、和名無奈木、黄魚鋭頭、口在頸下者也、本草云、鮧魚上音夷、和名同上、一名鮎鮔上音秋、一名鯆魮甫毗二音、一名鮧鯢帝礼二音、爾雅注云、鱣似蛇、今按、鱣即鮔字也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕按、爾雅郭注、鱣大魚、似鱏而短鼻、口在頷下、體有邪行甲、無鱗、肉黃、大者長二三丈、今江東呼爲黃魚、山海經注亦云、鱣魚大魚也、口在頷下、毛詩碩人正義引陸璣疏云、鱣身形似龍、銳頭、口在頷下、文字集略蓋本之、又按、陸璣又云、背上腹下皆有甲、縱廣四五尺、大者千餘斤、書證篇引魏武四時食制、大如五斗奩、長一丈、顏氏家訓、鱣魚純灰色無文、陳藏器曰、體有三行甲、羅願曰、長鼻、軟骨、肉黃、唯以作鮓、而骨可啖、北山經郭注云、鱓魚似蛇、音善、玄應音義引訓纂云、鱓蛇魚也、證類本草載鱓魚、音善、引掌禹錫等謹按圖經云、似鰻鱺魚而細長、亦似蛇而無鱗、有青黃二色、生水岸泥中、所在皆有之、是鱓實鰻鱺魚之類、故訓爲牟奈岐、與鱓魚甲之鱣、音義皆不同、或借用鱣字、顏氏家訓云、後漢書云、鸛雀銜三鱓魚、多假借爲鱣鮪之鱣、孫卿云、魚鼈鰌鱣、及韓非說苑皆曰、鱣似蛇蠶似蠋、並作鱣字、假鱣爲鱓、其來久矣、後漢書三鱣魚、出楊震傳、李賢注云、續漢及謝承書鱣字皆作鱓、是鱣鱓古字通也、故源君以鱣字爲无奈岐、然文字集略所說是鱣字本義、卽鮫魚之屬、源君引之誤、音天亦誤、然杜甫秋日夔府詠懷寄鄭監李賓客百韻詩、勅廚惟一味、求飽或三鱣、押入先韻、則讀爲平聲、音天不爲無據、至引黃魚云々、其誤無所逃、又按鱓雖似鰻鱺、非鰻鱺、本草圖經所云可證、又後漢書注鱣魚長者不過三尺、黃地黑文、小野蘭山曰、鱓魚、紀伊謂之宇都菩、伊豆謂之宇美具知奈波、安房謂之奈万太、其字奈岐以鰻鱺魚充之爲允、說文云、鰻、鰻魚也、鱺、鱺魚也、○中略千金翼方、證類本草上品載鱓魚、本草和名作䱇魚、按北山經云、湖灌之山、湖灌之水出焉、其中多䱇、郭注云、亦鱓魚字、玉篇云、但鱓同上、愚謂䱇是鱣字之省、借鱣爲鱓、見上文、故亦借䱇爲鱓也、玉篇以䱇鱓爲同字、非是、本草和名作䱇魚者、蓋輔仁所通借、非唐本草之舊、○中略按、證類本草引陶隱居、說鱓魚形狀主治、其後云、此水族魚鰕之類甚多、有食之及能致病者、今條注如後說、鰌鱓不可合白犬血食之、鯉魚子不可合猪肝食之、鯽魚亦爾、又有鯆魮亦益人、尾有毒療齒痛、又有鯸鮐魚至能醒酒、鯸鮧魚有毒不可食、是陶彙擧合食禁與本草外諸魚能毒也、鰌鱓是二物、鱓卽本條鱓魚、鰌卽泥鰌、塩囊鈔所載土長

是也、土長即泥鰌字音之譌、陳藏器本草云、䱵魚、鰍魚、鼠尾魚、地青魚、鯆魮魚、邵陽魚云々、已上魚並生南海、總有肉翅、尾長二尺、刺在尾中、逢物以尾撥之、則知鯆魮邵陽、同類異種、爾雅鰼鰌、郭注今泥鰌、邢昺疏、穴於泥中、因以名之、釋文引字林云、鰌似鱓短小也、時珍曰、海鰌生海中極大、江鰌生江中、長七八寸、泥鰌生湖池最小、長三四寸、沈於泥中、狀微似鱓而小、鋭首、肉身青黑色無鱗、以涎自染、滑疾難握、郝曰、出水能鳴、至難死、大者能攻岸、王念孫曰、鰌短小之稱也、考工記、廬人會矛、常有四尺、鄭注訓會爲短、食療本草云、黃顙魚一名鉠軋魚、醒酒、無鱗、不益人也、李時珍曰、身尾俱似小鮎、無鱗、腹下黃、背上青黃、腮下有二橫骨兩鬚、有胃、群游作聲、性最難死、王氏曰、此魚今所在有之、長不盈尺、揚州人謂之鉠斯魚、順天人謂之䱂魚、下條所載和名加良加古即是也、本草和名䱇條、並舉鰌鱓鯆魮魚、鉠軋魚、鰊鮧魚云、已上四名出陶景注、不題一名、而注鰌鱓是二物、輔仁誤合爲一、源君因襲之、又以鰌鱓鯆魮鉠軋、並爲䱇魚一名、誤甚、但鰊鮧魚本書下條載之、故雖本草和名有之、源君不引之也、○中略　按爾雅有鱣無鱓、郭注解鱣爲黃魚、舊注或讀鱣爲鱓、依韓非子解以爲似蛇、與郭不同也、

〔段注說文解字魚十一下〕鱺鱺魚也、此即今人謂爲鰻鱺之字也、與鱧鯉皆不同、類篇云、小鯛也、此用郭注爾雅語、从魚麗聲、郎兮切、十六部、鰻鰻魚也、亦二篆相比近而不言爲一、蓋許於此等在疑信之間、从魚曼聲、母官切、十四部、

〔類聚名義抄魚十〕鱣鱣俗正、音天、ムナギ、　鰌音秋、鱣一名、鰌䱇、　鱓音善、蛇魚、又云音單、鱓魚似蛇、或鮀、ムナギ、䱇字、　鯆魮甫毗二音、ムナギ、　鉠軋鴦軋二音、ムナギ、　鉠ウナギ　鰼音習、魚名、ムナギ、　䱇魚音善、ムナギ

〔饅頭屋本節用集宇生類〕鱣ウナギ

〔和爾雅六、龍魚〕鰻鱺ウナギ魚鰻鯬、鰻鱺、蛇魚並同、　風鰻ホシウナギ　鱓魚ヤツメウナギ黃䱇、䱇魚並同、小者曰鱓䱇、　海鰻鱺ウミウナギアナゴ或云ハモ、狗魚、猲狗魚、慈鰻鱺並同、或云白鰻、

〔日本釋名中魚〕鰻鱺ウナギ　萬葉集大伴家持の歌にむなぎとよめり、順和名抄も同むとうと音通する故にうなぎとも云、むなぎは棟也、其形まるく長くして、家の棟に似たり、

〔萬葉集十六有由縁并雜歌〕嗤咲痩人歌二首

石麻呂爾吾物申、夏痩爾吉跡云物曾、武奈伎取食、
痩々母生有者將在乎、波多也波多、牟奈伎乎漁取跡、河爾流勿、
右有吉田連老、字曰石麻呂、所謂仁敬之子也、其老爲人身體甚痩、雖多喫飲、形似飢饉、因此大伴宿
禰家持、聊作斯歌以爲戲咲也、

〔物類稱呼二動物〕鰻鱺うなぎ　山城國宇治にてうぢまろと云、此魚の小なる物を京にてめゝぞうなぎと云、是はみゝずうなぎの誤也、江戸にてめそと云、上總にてかようと云、又くわんよッこと云、常陸にてがよこと云、信濃にてすべらと云、土佐にてはりうなぎと云、今按に京都にてうなぎを鮓となすは、宇治川のうなぎをすぐれたりとす、よつて宇治麻呂と人の名を以てす、江戸にては、淺草川、深川邊の產を江戸前とよびて賞す、他所より出すを旅うなぎと云又世俗に丑寅の年の生れの人は、一代の守本尊虛空藏菩薩にて、生涯うなぎを食ふ事を禁ずと云、○中略海鰻うみうなぎ　畿內にて海うなぎと云、西國或は伊豆ノ熱海にてうみぐちなはと云、攝州西宮海邊にてへんびと云、此魚海邊の穴の中にあり、漁人多く釣こと有、毒ありと云傳て濱に捨、蛇に似て黃色に黑文有、

〔大草家料理書〕一宇治丸かばやきの事、丸にあぶりて後に切也、

〔庖丁聞書〕一宇治丸といふは、うなぎのすし也、

〔皇都午睡三編上〕流行詞は日々夜々に變化して、何國でも所限りにて、世間一統に通用はせねど、大坂にて鰻をうと計り云ひ、京にて長と唱ふ、泥鰌を丸と計り洒落て云へど、江戸の俗は、御叮嚀に鰻、泥鰌と唱へり、

〔本朝食鑑七河湖無鱗〕鰻鱺魚訓字奈岐

釋名、鰻、音天鮰、音眷(中略)予(平野必大)謂、無奈木者、今之字奈岐歟、鱓者海鰻也、然鰻鱺名二白鱓一、則於レ名不遠平、鱧者鱶也、玄字集略謂、黃魚鰻頭口在二頸下一者也、鰌鮰者二名、鰌者泥鰍歟、鮰者鱓歟、

然則合二名乎、鱣鮪者鱣之別名、鮧鱯者黃顙之別名、是皆於鰻不相當、然擧鰻鱺而訓波志加美、此亦何據乎、未詳、又近俗以泥鰍訓宇奈岐、是亦誤矣、

集解、鰻如蛇形、背蒼黑有肉鬣連尾、無鱗腹白、隱有斜文、有舌有齒、大者長二三尺、膏脂最多而難留、又背有黃脈者味美、又一種最長大、口內赤者好喰小蟹、故曰蟹喰鰻、凡性善穿深穴而居、或潛于深泥中、故不易捕、若釣則齒強動斷縷鉤、近世漁夫用反曲鉾、立于水中頻攪水底之泥中、懸而采之、一日之際至數百尾、其鉾以生鐵造之、鉾頭反曲如大鉤、柄用堅木、呼號鰻掻、

凡鰻諸州有之、就中采于江州勢多橋邊者爲第一、膏脂十倍于尋常、肉脆白味絕美、宇治淀川琵湖亦次之、信州諏訪湖之鰻亦次之次也、或鯤而曝乾、傳送于江都以貢獻之、又作鮓者以宇治川之鰻爲勝、呼謂宇治麻呂、麻呂者古人之通稱、土人賞鰻之美、以人稱而字之、在豆之三島神沼者生耳、是老變乎、江東亦稱美者多、江都芝之魚市所鬻者、玉川之產而最大、其味極佳、深川之產以不大不小二三尺許者爲上、大抵淺草川之產美者多、其餘利根、箕輪田、中川、荒川之產、味絕勝者不少、

肉氣味、甘溫無毒、或曰大溫、曰寒、亦曰有毒、腹有黑斑毒甚、不可食、鰻甚大者能寐形之眞僞而可食、四目者及背有白點者不可食、姙娠者妄食之則損胎、主治腰膝起陽、祛諸風、療五痔、治惡瘡、殺一切之蟲、小兒疳傷及蟲心痛者最宜、

發明、世人皆有曰、鰻者大溫補虛損、治勞瘵、煖腰膝、起陽事、又曰、性寒有毒、予按不寒者必矣、寒何有興陽之理乎、鰻與蛇同類、故氣強健、勢峻利而似有毒、世常雖食鰻、未聞中毒者、若妄食異形者然矣、雖溫未至大溫之物、大溫豈有治瘡愈痔之態乎、其補虛損治勞瘵者、煖腎壯陽健氣肥肉殺蟲祛風之故也、彼荒淫放慢之人、漫喜于煖腎壯陽之快意、常嗜食之則腎焰猛熾、陽物勃興、縱雖不耽簾帷之嬉、而慾火日盛、內無一滴之潤、到此時傾海決河、何救焦土之田哉、或問予曰、鰻治小兒疳疾、故常用爲泄利、果是何謂乎、予曰、勢峻脂滑能逐腸胃之毒、然脾弱之人強不可用、脾實之人暫用而可也、凡草木之蛀蠹炙鰻之烟則死、且以殺蟲之功爲專爾、

附方、陽事不起、鰻鱺一條去頭尾、泥鰌大者三條去頭尾、紫蛤連殼五箇、鶺鴒一隻去羽毛嘴足、俱細切入瓦器、燒存性研合極細、每服一錢、空心溫酒入鹽少許送下、夏日羸瘦、

此注夏之類也、大伴家持嘲二吉田連石麿甚痩一歌曰、夏痩爾吉武奈伎取食、今亦然焉、

〔大和本草 十三 河魚〕鰻鱺　河魚ノ中味最美シ、是亦上品トスベシ、性純補ス、脾胃虚ノ人食フベシ、ヤキテ皮コガシ、堅キハ食滯ヲ生ズ、○中略　夏月ニ乾タルヲ焼テ蚊ヲフスブ、蚊皆死ス、食物本草ニ載タリ、武士ハ指物竿ヲフスブ虫ハマズ、又器物屋舍竹木ヲフスブレバ蟲死ス、入門ニ骨ヲ箱中ニヲケバ白魚衣ヲクハズ、白魚ハシミ也、毛氈皮褥ナドモ是ニテフスブレバ虫クハズ、又ウナギノ頭幷骨ワタナドスツベカラズ、乾シテヤキ存性、菓子凡物ダニニマゼテマケバ虫不食、鮓トナス、消化シガタシ、病人ニ不宜、凡無鱗魚ノ鮓尤不益人ト本草ニイヘリ、日向州ノ鰻鱺甚大ナル事、他州ニ十倍セリト云、是別種ナルベシ、其周圍一尺餘、長六尺餘アリト云、本草曰、小者可食、重四五斤者不可食、食之死スト云、種類ニヨリテ然ルニヤ、日向ノ大ウナギハ食シテ無毒ト云、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕鰻鱺魚　ムナギ萬葉集　ウ○ナ○ギ○今名　ヲ○ナ○ギ○誤名　ハ○ジ○カ○ミ○イ○ヲ○和名鈔

小者、メ○ソ○江戶　ミ○ヽ○ズ○ウ○ナ○ギ○京　メ○ヽ○ズ○ウ○ナ○ギ○同上　カ○ヨ○ウ○北越　ク○ワ○ン○ヨ○ツ○コ○同上

ガ○ヨ○コ○常州　ス○ベ○ラ○信州　ハ○リ○ウ○ナ○ギ○土州　一名鰻鱺通志略　鰻魚同上　江鰻鱺時珍食物本草

江鰻異魚圖贊　河鰻海鹽縣圖經　鱺正字通　蛇長魚滇南本草　烏鰻雜字纂

ウナギハ流水中ニ生ズ、湖海池沼中ニモ亦有リ、形長クシテ蛇ノ如ク、背ハ蒼黑ニシテ肉鬣アリテ尾ニ連レリ、腹白ク隱然トシテ斜文アリ、鱗ナク粘滑ニシテ捕ヘガタシ、鱣腸(タヽラビ)或ハ雀翹(ウナギヅル)ヲ掌中ニ置ケバ捕ヘ易シ、故ニ鱣腸ヲウナギツカミト云、雀翹ヲウナギヅルト呼ブ、江戶ニテハ淺草川深川邊ノ產ヲ、江戶前ト稱シテ上品トシ、他所ヨリ出ルヲタビウナギト稱シテ下品トス、京ニテハ若州及江州勢多ノ產ヲ上トシ、城州宇治川、淀川、江州琵琶湖ノ產ヲ次トシ、勢州桑名、濃州ヨリ來ル者ヲ下品トス、若州ノ產ハ首小ニシテ身大ナリ、燒時ハ油最多クシテ自ラ皮ヲ脱シ、味尤勝レリ、勢多ノ產モ同形ナレドモ、燒トキハ首大ニ身小サクナル、桑名ヨリ來ルハ、尾州蟹江ノ海中

ニテ漁ス、濃州ヨリ來ルハ池沼ノ產ナリ、江州ニテハウカリ、一名タチボソト呼ブモノヲ上トス、首小ナラズ、大ナル者長サ二尺ニ過ギズ、一種カニクヒハ、首大ニシテ口扁ク內赤シ、好デ小蟹ヲ食フ、形最長大ニシテ味劣レリ、本經逢原ニ淵嘴者爲鰻、尖嘴者爲鱺ノ說アリ、一種スヂウナギハ、背ニ黃條アリ味美ナリ、因州ニ多シ、是金絲鰻鱺ナリ、一種赤ウナギハ、播州夢先川ノ上ニアリ、色朱ヲ塗ルガ如シト云フ、紀州古座浦宇留村ノ大ウナギハ、圍三尺餘、長サ一丈許アリ、土州布師田(ヌノシダ)村布師田川ニ、徑五寸長サ六尺許ナル者アリ、日州及肥前ニハ、圍一尺餘、長サ六尺或ハ丈餘ナル者アリ、色黑クシテ白點アリ、方言ゴマウナギ、一名サクラウナギ、貝原翁ノ曰、本草ニ重四五斤者食之死ト云ヘドモ、日向ノ大ウナギハ食シテ無毒ト云、京師ニモ常ノウナギノ大サニシテ、白點アル者アリ、ゴマウナギト呼ブ、油多ク味美ナリ、濃州ニモ多シト云、薩州ニハ黑點アル者アリ、白點アルモノアリ、黑點アルモノハ形大ナリ、方言ゴマウナギト云、羽州秋田モ然リ、阿州母川ノウナギハ、圍三尺餘、長サ六尺許アリ、是ハ江鮹ノ類ナリ、一種耳アルウナギヲミミウナギト呼ブ、豆州三島ノ神沼ニアリ、廣東新語ニ、有白鱔、以產池塘中鳥耳者爲佳ト云フ、鰻鱺ノ鮓宇治川ノ名產ナリ、方言宇治丸、鹽乾スル者ハ野州喜連川ヨリ出、一種豆州方言ジヤウナギハ、徑三寸許、長サ二尺許、時時水ヲ出テ草中ニ居ト云フ、

增、今世醫家妄ニ病者ノ鰻鱺魚ヲ食フコトヲ禁ズ、是大ナル誤ナリ、余嘗テ痘瘡ヲ療スルニ、元氣虛弱ニシテ起脹シ難キ者ニハ、必ズコレヲ食ハシム、乳兒ハ其母ニ食ハシム、其效大ニ鹿茸穿山甲ニ勝ル、且ツ勞瘵虛脫及小兒五疳ヲ治ス、其他功効尤多シ、能ク燒テ食フヲ良トス、魚店ニテ燒クモノハ半熟ノモノ多シ、再燒カザレバ却テ下利ヲ加フ

〔毛吹草 三〕遠江 荒井鰻 近江 鰻 信濃 諏訪湖鰻 若狹 鰻 越後 直江川八目鰻 備前 川口鰻

〔雍州府志六土產〕鰻鱺魚　近江國勢多之產爲勝、其下流宇治川之所取亦美、以其形肥大稱宇治丸、燒而用之、是謂樺燒、其所燒之色紅黑而似樺皮之謂也、鮓藏者亦佳也、贈遠方不損、

〔攝陽群談十六名物土產〕野田鰻　同郡西成〇野田村ノ漁者魚釣ノ名ヲ得テ、所々ノ川入江池沼ニ入テ釣ヲ垂テ捕之市店ニ出ス、終ニ漁者ノ住家ノ名物ト成リ、水ノ濁ニ連テ、近江國勢田ヨリ下ル鰻也ト云リ、因テ濁ヲ待テ必釣之、

〔續江戸砂子一〕江府名產幷近在近國

深川鰻　大きなるは稀也、中小の內小多し、甚好味也、

池端鰻　不忍の池にてとるにあらず、千住尾久の邊よりもて來るよし、すぐれて大きく佳味也、

日向の國の鰻は、他の國に十倍せり、其長六尺餘、其周一尺餘ありといふ、

〔近江國輿地志略九十七志賀〕鰻鱺魚　湖中處々にあれども、黑津の簗鰻鱺魚を以て名產とす、每歲初秋黑津の土人簗を構これを捕、甚肥大なり、味甘美なり、又一種堅田の漁人釣捕の鰻鱺魚あり、瘦小なり、これを堅田鰻鱺魚といふ、其餘所々の川々にて得る處多し、

〔採藥使記下〕重康曰、紀州奧熊野宇留村ノ流レヨリ大鰻鱺ヲ出ス、其長サ一丈餘、圍リ三尺計有リト云フ、

〔宜禁本草坤蟲魚〕鰻鱺　甘溫平、治勞補不足、殺傳尸疰氣、起陽治久瘵、主五痔瘡瘻、殺諸蟲、作臛食之、炙以熏木竹、辟蛀蟲、乾末空腹食之殺蟲、濕脚氣人服之良、腰腎間濕風痺五味米煮食之甚補益、長食甚驗、五色者其功尤勝、置骨於箱衣中、斷白魚、益筋骨、治腸風、

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物、〇中略うなぎ、

〔貞丈雜記十一武具〕一革類にて作りたる武具又は矢の箙などは、土藏などへ入れ置けば、必虫喰ふ物也、虫の食ざる前に泥鰻を燒て、其煙にて能々ふすべ置べし、虫食ふ事曾て無之、泥鰻は虫を去る

物也、小兒に泥鰻をくわするも、腹中の疳の虫たゝ去べき爲也鑓長刀の柄などは、泥鰻の皮にて拭ふもよし、矢箆などもぬぐひおくべし、

〔一話一言四十〕神田旅籠町名主中村氏書留抄書

寅〇享保七年八月九日、茶屋有之町々名主へ御尋、

一うなぎをからし酢にて給、三人相果候由之事、

〔奴師勞之〕鰻鱺に酢は毒なりと、關東にてはいふに、長崎にては、浦上のうなぎを、酢味噌にて、あへて喰ふゐをかし、うなぎを一斤二斤とて、死うなぎをさげて來るをみしなり、

〔南畝莠言上〕世俗鰻鱺に山椒をそへて食ふ事、證類本草云、食醫心鏡に、主五痔瘻瘡殺蟲方、鰻鱺魚一頭治如食法、切作片、炙著椒鹽醬調和食とあり、

〔近世畸人傳一〕大和伊麻子

大和の國葛下郡竹內村に寡婦あり、伊麻といふ、年六十にあまりて、なほ老たる父に仕へて孝篤し、寬文十一年辛亥六月、老父病甚しくて、日をへて飲食をおもはざれば、伊麻歎くこと頻なるに、十二日すこし病のひまある時にいふ、もし鱣魚あらば是を喰んと、されども此里山中にして覓によしなければ、いかゞすべきとまどへるに、夜いたう更過て、瓶の水に音あり、伊麻驚あやしみ起て見るに、好める所の鱣魚瓶中にをどりければ、喜びとりて膳にとゝのへ進しに、是より父の病日々に快常に復りし旨、芭蕉庵桃青貞享五年四月に、大和路を行脚のついでに聞て、涙とゞめがたかりしと、

〔春波樓筆記〕駿州藤枝の驛に橋あり、川上三里に神の祠在り、其の邊の谷川の鰻魚は一方にのみ眼あり、此の神の使令とて人懼れて喰はず、予〇司馬江漢長崎へ遊歷する時、藤枝より僕一人を連れたり、其の者此の鰻を喰ふに祟なし、

八目鰻

〔醒睡笑三〕自墮落

學跡をものぞきける程の沙門、鰻を板折敷の裏に置き、ながたなにてきる處へ、おもひもよらぬだんな參りたり、少しも色をたがへず、世界みな不思議を以て建立す、されぱれい山の芋が鰻になると人のいふてあれど、さだめて虛說ならんと疑ひしが、これ御覽せよ、山のいもを汁にしてくはんとおもひ、とりよせおきたれば、見るがうちにかやうになりて候わ、何事もものの疑ひめさる丶な、これ御覽せよとぞ申されける、

〔閑田耕筆三〕薯蕷の半鱓魚（ウナギ）に化したるが、彼薯蕷の分折たれば、生氣出ずやみたる物を、まさしく見たりといふ人ありき、谷川の岸の自然生（ジネンジヨウ）の芋、水に漬りて化するとぞ、笹魚とて鮎のごとき魚も、竹の水にひたりて化すといふ、同じ類ひ也、

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜

狹夜姬は石となり、山のいもは鰻となる、かれは有情の非情となり、これは非情の有情となれり、石となりて世に益なく、鰻となりて調法多し、

〔俚言集覽夜〕八つ目鰻　白鱓、此魚信州諏訪湖水に多しと也、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕八目鰻（字訓如字）

釋名海鰻（俗稱、按海鰻別一種、而與鰻鱺互有河海之分、）

集解、是鱓魚也、作鱔非也、黃質黑章、體多涎沫、狀略與鰻鱺及海鰻相類、大者二三尺餘、背有白點如目者八九子、故號八目鰻、其肉不脆、細刺多而味不美、故漁人常不采之、惟爲藥物而采之、江海處處有之、

肉、氣味、甘溫無毒、主治、蟲積勞瘵及小兒疳傷、

附方、小兒疳眼、（及雀目者、車前草連葉根洗淨、焼存性爲霜、擦炙鱓肉而食之、或用未曾汁煮熟鱓肉、塗車前霜而食亦好、）

〔本朝食鑑十華和異同〕八目鰻

蛇鰻

鰌

八目者鱓魚與鱔同名黃䱇、李時珍曰、一種蛇變者名蛇鱓、有毒害人、以缸貯水畜數百頭、夜以燈照之、其蛇化者必項下有白點通身浮水上、卽棄之、今本邦捕有其白點者、爲八目鰻以入藥、治雀目及小兒疳毒、若爲有蛇毒反治此等病歟、未詳、

〔大和本草十三海魚〕八目鰻鱺　ウナギニ似テ白點如目ナルモノ八九アリ、味不好、世俗ニ鱓ヲヤツメウナギト訓ズ、未是、鱓ハ別物ナリ、

〔食物和歌本草五〕八目鰻（ヤツメウナギ）

八目うなぎ甘大温毒はなし黒きは毒のあるとしるべし　八目うなぎ虚損補ひ腹中の冷氣腸鳴しびれにもよき

〔豆州志稿七土產〕蛇鰻鱺　和田村唐人川、荻村山澤、下賀茂村南澤等ニ產ス、長二尺餘、圍尺許、形杵頭ノ如シ、往々陸ニ上リ蟹ナドヲ喫フト云、其肉脂膩多ク食フ可ラズ、蛇鰻鱺ハ俗稱ナリ、

〔壒囊抄一〕魚類字　鰌（トヂヤウ）　土長（同）

〔易林本節用集登氣形〕鰌（トヂヤウ）　鰡

〔和爾雅六龍魚〕鰌（トヂヤウ）（泥鰌也、鰡又作鰍、又云鰼魚、）

〔宜禁本草坤蟲魚〕鰌魚　短小於鰻、常在泥中、主狗及牛瘦、取一二枚以竹筒、口及鼻灌之立肥、

〔本朝食鑑七河湖無鱗〕鰌（訓登知也字）

釋名、泥鰌（本草）土長（壒囊鈔、鰌土長俱俗稱、又俗泥鰌爲鰍名訛矣、鰌一作鰍字同、）

集解、鰌生川澤溝塹田水之間、能泛淺流、能潛深泥、狀似小鰻而微細、銳首圓身、蒼黑色、或有黑斑文采、腹白或帶赤、無鱗有鬣尾無岐、背鬐連尾、全似鰻尾、多涎甚粘滑疾難握、長者不過六七寸、味最鮮美、今農間構田圃之渠、用牛馬糞而養鰍者、形雖肥大、而骨硬肉堅、味亦不美、但以淸川流水自長者爲勝矣、間混于蛇子、蜥蜴、守宮、馬蛭、水蛭之類而煮食則害人、常能宜分察之、攝之東大寺村里有山川、自丹州

山中流入淀川、去村半里許而水榮出山中岩石之間、兩涯有白砂洲中數十步、水涸處土人至冬後春初之際、掘砂得鮹魚、其狀象泥水生者、同大五六寸、頭背連尾有淡黑紋如鷹羽、呼稱鷹羽鮹、釆作民間之食、淸鮮味亦佳也、

肉、氣味、甘溫無毒、(不可與犬肉合而食)主治、煖中益氣、補腎調血、專興陽道之衰廢、止汗解渴、消酒毒、或下胸膈之凝痰、

附方、陽事痿弱(方見鰍鱔條下)痰涎喘息、(鮮小鰍三頭入盤水令泥吐、每一頭用冷水飲下、及三頭而涎喘自止、)

〔大和本草 十三河魚〕泥鰌(ドヂヤウ)　海鰌ハクジラ也、極テ大ナリ、泥鰌ハ極テ小也、ナレドモ形ハ相似タリ、性溫補シ脾胃ヲ助ク、但峻補シテ塞氣、然煮之有法、一種京ニテシマドヂヤウ一名鷹ノ羽ドヂヤウト云アリ、又ホトケドヂヤウ共云、筑紫ニテカタビラドヂヤウト云、泥中ニハヲラズ、沙溝淸水ニ生ズ、本草時珍曰、生沙中者、微有文采ト是也、ドヂヤウノ白色ニテ有文采者也、泥鰌ノ糞先米泔ニテ能煮、アブラ浮ビタルヲスクヒステ、スリミソヲ入一沸スレバ、氣ヲ不塞シテツカエズ、煮鰌法也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十鱗魚〕鰌魚　ドヂヤウ(蓮華抄ニ土長ニ作ル)　ワシドヂヤウ(豫州)　一名蜱蝦(埤雅、典籍便覽、ニ津蝦ニ作ル、)　燿(典籍便覽)　龍鬚　杉蛇(上共同)　土鰍(雜字類編)

此魚ハ田溝泥中ニ多シ、湖中ニハ稀ナリ、喜デ深泥ニ潛リ、時ニ水面ニ浮テ沫ヲ吐ス、形ハ小鰻鱺ノ如クニシテ短ク、鋭首圓身鱗ナク鬚アリ、蒼黑色ニシテ黑斑アリ、其斑或ハ大或ハ小、腹ハ白色或ハ赤色ヲ帶ブ、尾ニ岐ナシ、背鬣尾ニ連リテ鰻鱺ノ如シ、體粘滑ニシテ握リ難シ、長キ者六七寸、又黃赤色ニシテ金魚ノ如キモノアリ、緋ドヂヤウト云フ、一種ヤナギドヂヤウハ長サ二寸許、體扁クシテ柳葉ノ狀ノ如シ、一種流水沙中ニ生ズル者ハ、身色淡クシテ文采鮮ナリ、沙中者微有文采ト云是ナリ、大ナル者ハ長サ五六寸、小ナル者ハ一寸餘味劣レリ、コレヲシマドヂヤウト云フ、一名ゴマドヂヤウ、タカノハドヂヤウ(豫州)タカノツメ(同上)タカドヂヤウ(丹波)スナキリドヂヤ

ウ、雲州スナクジリ、同上スナムグリ、津輕スナメグリ、仙臺カタビラドヂヤウ、筑前ノソ、越中ムギハラドヂヤウ、濃州カハドヂヤウ、ホトケドヂヤウ、筑後一種京ニテホトケドヂヤウト云ハ、首圓扁ニシテ鬚ナク形小ナリ、一名スナハミ、備後ホソ、越中ホソボソ、同上カラチヨ、仙臺カハドヂヤウ、和州タケシヨ、北江州又豫州吉田ニテ、ホトケドヂヤウト云ハ、江戸ノタボハゼナリ、

〔食物和歌本草〕一鰌(ドヂヤウ)

鰌こそ中をあたゝめ氣をも益酒のえいをもさます物なれ　鰌たゞ消渇の藥米の粉とにあわせてくへば痔をも收る

〔老の長咄〕おのれ好めるものとて、近しき友、鰍を一升ほどくれられたり、よきものえたりと思ふ折から、一靜といへる友來たれり、幸なるかな、これを煮んといへば、先待れよ、こなたにては世話なり、我が宿にて煮させ申べしと、其まゝ持行ぬ、間もなく下人に鍋を提させ、酒一陶そへてぞ來たる、こはふしぎはやく煮べきものならずと思ひながら見てあれば、居酒やの煮おきのどじやう汁なり、是はいかにといへば、さればよけふは我心ざす事あれば、かくははからひしなりといひつゝ、喰ひ、酒も皆呑つくし、先の鰍を又取よせ、いざ〳〵御堀へはなしなんと、川邊にいたりてうちあくれば、おほくの鰍れい〳〵とさる、

〔浪花聞書 街道噂〕一千長〇中略イヤ鰍で思ひ出しやしたが、蛭子橋とやらを通りやすとき、橋の上ではなし鰌はなし鰍を賣ッて居やしたが、はなし鰻といふは江戸にありやすが、はなし鰍といふは初めて見やした、

〔鋸屑譚〕上泥鰌、俗に土浮とよぶは音の轉訛なり、今按に作羅、生ながら投之釜中、撥々として飛出難以收之、きうに火ばしをもて釜の臍鑄留なりの處を壓ゆれば、すなはち無一有動搖者矣、此亦厭勝之奇術也、嘗聞之、京都某姓泥鰌を桶に入れ、畜ふこと十日計、一日當煮食而觀之、悉化して爲蠑螈

とかや、

〔雍州府志　六土產〕鮎魚　所々川有之、賀茂川其水至清、小鮎魚其味甘美、魚背有紋、如鷹羽者特勝、是稱鷹羽鮎魚、〇中略是皆夏日之珍味也、

魚中

鯛名稱

〔新撰字鏡 魚〕鯛 都聊反、太○比○、 鱧 禮音、太比

〔本草和名 十六 蟲魚〕鯛 音徒聊反、又有尨魚、狛實相似、出崔禹、和名多比、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鯛 崔禹錫食經云、鯛 都條反、和名太比、味甘冷無毒、貌似鯽而紅鰭者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕按說文、鯛骨端脆也、非此義、玉篇廣韻並云、魚名、是蓋崔氏所云者、又按崔氏狀鯛云、似鯽而紅鱗、其爲太比無疑、西土後世所謂棘鬣即是、閩中海錯疏、棘鬣似鯽而大、其鬣如棘紅紫、嶺表錄異名吉鬣、泉州謂之髻鬣、又名奇鬣、

〔類聚名義抄 十 魚〕尨魚 クロタヒ 平魚 タヒ 鯛 音彫 タヒ 魴 音方 タヒ 鰟 或 鯑 タヒ

〔伊呂波字類抄 知 動物〕海鯽 チヌ 〔同 太 動物〕鯛 タヒ

〔和爾雅 六 龍魚〕棘鬣魚 タイ 奇鬣、吉鬣、赤鬃、赤鯮並同、 紅魚 タイ ○赤女 アカメ 江魚之名也、見日本紀、 ○烏頰魚 スミヤキダイ 閩書 ○黃穡魚 ハナアレダイ 閩書 海鯽 チヌ 閩書 尨魚 クロダイ 東海鯽相似而不同 ○金線魚 イトヨリダイ

〔日本釋名 中 魚〕鯛 たいら魚也、其形たいら也、故に延喜式に平魚とかけり、又俗語にひらと云、或曰、樟尾 タヒ 道味魚、鯛鮮の名也、

〔東雅 十九 鱗介〕鯛 タヒ 舊事紀に天孫の尊の、海神の宮に赴き給ひし時の事共、しるされし所に見えし魚の名、赤女郎鯛也としるされたり、古事記にはまた赤海鯽魚としるし、日本紀にしるされし

所も、舊事紀の如くにして、一說に赤鯛と云るされしをば、讀てアカダヒと云ひしなりさらば此物の名は太古の時には、アカメといひしを、後にはタヒと云ひし也、アカメといひしは、アカは卽赤也、メとは太古の俗禽魚類を呼ぶに、メと云ふ詞をもてせし常の事也、また後にタヒとよびし事は、三韓の方言によりしと見えたり、卽今も朝鮮の俗、此魚を呼びてトミと云ひ、道味魚の字を用ゆ、其トミといふは、彼國のいにしへタヒと云ひし語の轉せしなり、(中略)鯛の字をもて魚名とせしは、禹錫食經の外には、廣益玉篇に、鯛魚名と注し、[illegible]部[illegible]夫餘に、鯨其先於鯽魚、鯣魴鯛鯉次之と見えしのみなり、其餘訓詁之書の如きは、鯛字或は載め、或は收めず、禹錫食經既に失ひたれば、其全書を見るに及ばず、倭名鈔に引用ひし所をも、世の人疑ふ事に成たり、我幼き頃ほひに、或人閩書の南產志に、嶺表異錄、異化志、宋志、海錯疏等を引て志るせし、棘鬣、吉鬣、髻鬣、奇鬣、過臘などいふ名ある書をもて、此にタヒといふもの卽是也といひし程に、其後にまた正字通を考るに及びて、其注せし所の如きは、鯛舊注引說文、骨端脆也、按是蓋言魚不然、疑爲鯛魚、宜訓鯛魚鼻端腹骨と見えしかば、遂に鯛字をもて、魚名とする事、所出未詳などいふになりたり、說文に見えし所の如きも、其文全しとも見えず、或は殘缺の字ありしも知るべからず、我國の如きは、太古の時にありて、既に此物の名聞えたりけり、漢にしても亦然ぞあるべき、さらば宋時南方の俗名づけ云ひしを待て、始て其名ありぬべしとも思はれず、古にいふ所の鯛魚、宋時の俗呼びての棘鬣といひ、明の世に至て、吉鬣、髻鬣、奇鬣、過臘等の名ありしは、又各其方言に依りしとこそ見えたれ、閩書等の者に見えし所も、棘鬣似鯽而大、其鬣如棘、紅紫色と見えたり、禹錫食經にも、似鯽而紅鰭者也といひき、これかれ考合せし所異なりとも見えず、

〔隨意錄 五〕鯛都僚切、又丁聊切、並音雕、字書唯云魚名、亦不註何魚、方俗訓曰多伊、予○冢田虎未嘗之解、南嶺子云、日本書紀書海鯽魚、仲哀紀延喜式稱平魚、閩書之棘鬣魚也、今俗用鯛字、取平平魚以爲多伊、蓋略多伊羅之方言也、

〔物類稱呼 二動物〕棘鬣魚たひ　豐前にてへいけと稱す、蟠龍子曰、鯛をへいけと云は、平魚なるべし、延喜式に平魚、今按に東武にて辨慶鯛といふ物を、肥前唐津などにては、へいけと呼、又土佐の海にへうだひと云、其子をへうごと云有、是も平魚の轉語なるべし、櫻鯛堺鑑に、櫻鯛泉州堺の名產なるよし見えたり、東武にても櫻の花盛の頃此名有、麥藁鯛、中國四國ともに四月出る鯛を云、前の魚、津の國にて稱す、攝州西宮社前の海上にとる物を前の魚と呼、東武にて江戸前うなぎと云が如し、甘鯛、畿內西國東武共にあまだひと呼、出

雲にてこびるといふ、關東にて興津鯛と呼、（駿州興津にて多く是をとる、鱗富士のかたち有と云つたふ、）鳥頰魚くろだひ　東武にてくろだひと云、畿内及中國九州四國ともにちぬだひと呼、此魚泉州茅渟浦より多く出るゆへ、ちぬと號す、但しちぬと烏魚（ろだい）と大に同して小く別也、然ども今混じて名を呼、又小成物をかいずと稱す、泉州貝津邊にて是をとる、因て名とす、江戸にては芝浦に多くあり、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一たひ　おひら

〔本朝食鑑江海有鱗入〕鯛（音彫、都條反）

釋名、赤女、（訓阿加米、日本紀、）平魚、（延喜式）櫻鯛、（日本紀神卷、所謂彦火火出見尊失兄鉤、故探赤女口而得之、赤女即赤鯛也、延喜式大膳有雜平魚、平魚楚割、至今後宮妃嬪呼鯛曰平也、歟書謂、春三月櫻桃花開而漁人多採之、故曰櫻鯛也、）

集解、鯛本朝鱗中之長、形色倶可愛、在水中則紅鱗動光、自古供宗廟之祀、薦至尊之膳、從所在之國獻之、故神祇大膳內膳等式悉載之、或曰、能通神靈、永壽無疆、然通家爲例、而冠昏大饗之餽贈必用之規祝焉、但備前之國俗不稱美、此憎卿神皇之鉤、其謬迷可笑焉、于今四方江海有之、大者四五尺、小者一二寸、倶味甘美、大者噉人、蜑婦必腰帶小刀而拒之即去矣、漁人多釣之、或擧網得之、名其網曰地引、又曰卷網、

〔本朝食鑑十華和異同〕鯛

接字書鯛都僚切、音彫、骨耑脆也、或曰、魚名、唐崔禹錫初明魚名曰、鯛似鯽而紅鰭者也、閩書南產志有棘鬣魚、即鯛也、曰似鯽而大、其鬣如棘紅紫色、嶺表錄異名吉鬣、泉州謂之髻鬣、又名奇鬣、或曰過臘、莆人稱之赤鬣、興化志曰、赤鬃似棘鬣而大則二魚也、宋志棘鬣與赤鬃味豐在首、首味豐在眼、十月味尤佳、浙人屠本畯海錯疏、過臘頭類鯽、身類鱖、又類鰱、肉微紅味美尾端有肉、口中有牙如鋸、好食蚶蛑、臘

鯛種類
鯛產地

來春去、故名過臘、今考之、狎紅紫棘鬣者、江都漁市謂小瀧之類乎、赤鬃謂御前魚之類乎、本邦四時俱采鯛、就中三四月最多、此與過臘相乖矣、然據土地而殊乎、南產志方頭者甘鯛也、黃稿者鼻折鯛也、烏頰者黑鯛、而崔氏所謂尨魚也、海鯽者知奴鯛而黑鯛之屬也、中華北地無之乎、韓人亦不知之、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕鯛音彫　棘鬣　奇鬣　吉鬣　赤鬃　平魚延喜式　和名太比

按、俗謂扁者稱平、太比者平字訓下略　本草綱目三才圖會等不載之、可知中華希有之物也、近世浙江寧波海中有之、蓋春夏唐船多來朝時、鰆比伊乎、又云志比里、附舶來矣、秋冬歸帆時、此地鯛附舶多渡唐焉、

鯛形似鯽而扁、其鱗鬣淡赤白、離水則變赤、鬣特紅、其肉白味美、最爲本朝魚品之上、四時共多、諸國皆有、種類亦多也、大抵一二尺、其小者一二寸、名加須吾鯛、

攝泉之內海所取者、總稱前之魚賞之、播州明石浦之產亦佳也、北國新潟邊之產有大者三四尺、西海對馬邊之產形短眼大也、並味不如攝播之鯛也、下略

〔延喜式三十一宮內〕諸國例貢御贄　和泉國鯛、鰺、

〔延喜式三十九內膳〕年料　和泉國鯛鰺中略○伊勢國鯛春鮓二擔廿鯖二度○中略丹後國（中略）小鯛腊一石二斗○中略讚岐國鯛塩作廿隻○中略

大宰府（中略）鯛醬四斗入升二缶○中略　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、

〔毛吹草三〕駿河　澳津鯛　淸水鯛　武藏　鯛　上總　鯛　若狹　鼻折小鯛　備後

田島鯛三月大アミニテ多取也　安藝　野路浮鯛　紀伊　鹽鯛　讚岐　魚島鯛　肥前　野茂小

鯛　肥後　長洲腹赤鯛ヤキ[illegible]イニシテ、京江戸ニ達ス、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鯛中略○集解、鯛、四方江海有之、中略○就中攝州西宮社前海上采者曰前魚、是神前之魚故也、每歲十月二十日、近境群漁釣鯛以奉供西宮之社壇而祭神、其鯛形平圓、色鮮紅肉脆白味極美、佳賞不可言、世人最珍之、其餘駿豆相總越佐讚豫藝播紀泉諸州最多、筑之九州亦多、俱以似前魚者同稱前魚爲勝、一

種有頭角鼻直而如折者、曰鼻折鯛、一種有鱗色不紅潤而帶微黑者、形扁長而頭不圓、略類尨魚、味亦不佳、江都漁市名曰小濱鯛、是總之小濱所產也、一種形色如常、有肉中大骨節邊着瘤子者、俗所謂諸海之鯛、過阿波鳴戶灘而骨勞則生瘤未知果然、一種有頭角扁小而嘴尖鱗鬣淺紅者、比鯛則細小、不過一尺餘許、然味極甘美、肉亦脆白最無毒、而久病之人亦食之無害、江都賞之、名曰甘鯛、或曰奧津鯛、是駿之奧津多產也、或曰甘鯛之大者、色帶白而味不美、此謂白皮甘鯛、兩種甘鯛京師亦有之、自住吉泉界來名曰久志鯛、是名義未詳、一種有似小鯛而鱗鰭紅自頭後至尾前著一條銀絲者、曰絲縒鯛、味亦稍美、一種形類小鯛、而鱗紋如鵰尾之斑、名曰鵰羽鯛、一種淡紅嘴如吹笛形、曰笛吹鯛、味最下品也、一種鱗有五色錦紋形如鰈魚而肥大七八尺許者、名曰錦鯛、此江都漁市亦所稀有、偶有得之則見者如堵、價十倍也、若斯之類不可勝計、今記其近而已、○中略

黑鯛、一名尨魚今按和名載崔禹錫食經曰、尨魚與鯛相似灰色是也、鱗鰭頭尾光如鐵鉛之鏽、其味稍美有毒、但民間之食而不至官家之庖、最下品也、或曰、呼尨魚之小者曰知奴鯛、日本紀神功后自角鹿到停田門、食於船上時、海鯽魚多聚船傍、源順曰、海鯽訓知沼、然則日本紀海鯽者今之知奴鯛乎、一種色略似黑鯛而長尾者號曰海頭、訓加比豆、最有毒、漁人漫食之、必醉如酲也、一種似黑鯛而眼大、形肥色暗紫曰夷鯛、俗稱西宮夷三郎所釣也、一種似黑鯛而小不過四五寸許者、有黑白橫紋相次重重不混雜曰島鯛、一種色似黑鯛而鰭長曰炭燒鯛、其腸甚有毒、誤食之則發熱如醉、醒後遍身皮膚壞爛、一種色黑肉硬、齒如人之齒曰石鯛、一種色黑鰭長頭大眼纖如野猪頭曰猪鯛、六種俱味不佳、極下品而民間亦疎之也、

藻臥魚訓義不詳、加字、名附加牟鯛、○中略

一種有加牟鯛者、頭大堅鱗柔薄、色淺赤帶金色、其味者不佳、故俱爲民間之供也、

〔魚鑑下〕たい○中略　大は二尺餘小は一二寸、かすごといふ、生煮ともに味ひ美し、四時ありとはい

へど、櫻花盛りのころ長美しよつてさくらだいと稱ふ、種類ゑげし、ゑびすだい暗紫色なり、くちみだい常のたいに比ぶればその口尖る又くだいかんだい、へだい、小正だい、ゑまだい、又石だいともいふ、すじだい、はなをれだい等みな味ひ劣れり、

〔浪花の風〕魚類は江戸よりも澤山なり、味ひは其種類によりて甲乙あり、鯛抔名物ゆゑ、西宮の邊にて漁せしもの味ひよろし、

〔攝陽群談十六名物土產〕櫻鯛　住吉郡境浦ニアリ、夫木集和泉國ニ比ス、今攝泉ニ懸テ網之、春ヨリ夏ニ至リ、多ク捕得ルヲ以テ世ニ號之事非也、當浦ノ鯛厚味ニシテ鱗ノ櫻色成ニ因テ號タルノ所傳タリ

〔雲州消息中本〕所給枝柹甘於蜜房、人丸之姓知有所以乎、況櫻鯛柳鰆可具春遊三種之物、千金還輕、某謹言、

乃剋　右京大夫藤原

大藏卿匡房

〔詞花和歌集九雜〕花を、しむ心をよめる

春くればあちかたのうみ一かたにうくてふいをの名こそをしけれ

〔八代集抄詞花集九〕春くればあちかたの　櫻魚なるべし、〇中略櫻咲比鯛數不知浮び寄を取を櫻鯛と云也、

〔赤染衛門集〕梅の花にかざして人のおこせたりしに、香のわろかりしかば、

春ごとに櫻だひとぞきゝしかど梅をかざせるかぞつきにける

〔橘庵漫筆二〕攝南今宮村は、往古は御厨子所へ日々供御の料の魚調進の處なり、由緒有ところにて、現在も諸役御免なり、然る例によつて今に不絶、正月十三日には、上御所、院御所、執柄家へ大鯛を獻上す、村長差添、兩人大紋を著し參内す、事濟て京兆尹兩御奉行所へ御禮を述て歸村す、此一

件古式有とかや、

〔甲子夜話五〕或人ヨリ聞ク、駿海產ノ甘鯛ヲ生干ニシタルヲオキツ鯛ト稱シテ名品ノ一ナリ、今ハ興津鯛ト書テ、興津ノ產ナリト覺ユル人モアルハ誤ナリ、是ハ駿城ニ烈祖ノ在ラセラレシトキ、奧女中ノオキツト云シモノ、宿下リシテ戾リタルトキ、生干甘鯛ヲ獻ジタリ、殊ニ御口ニ協ヒ、賞ニオキツ鯛ト御諚アリシヨリ名高クナリ、其地ニテ專ラオキツ鯛ト呼ニ至レルコトナリトゾ、カヽルコトサヘ轉訛多キモノナリケリ、

〔橘庵漫筆三〕京師へ出る若狹小鯛と稱するものは、たとへば飯蛸の夫限に而、大きくならざる如く、それ限の小鯛なり、鯛の中に別種なり、年始に用ふる對馬小鯛は、常の鯛の子なり、小鯛ならず、依て風味を若州のものとは大に相違せり、無鹽にて京大坂に小鯛と稱する物、みな鯛の子にして小鯛ならずと若狹の人はいへり、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕尨魚　崔禹錫食經云、尨魚、和名久呂太比、與鯛相似而灰色、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕本草和名鯛條載尨魚云、治體相似、出崔禹、按似鯛灰色者、今關東謂之久路太比、關西謂之知沼、辨色立成海鰤魚亦當與尨魚同、別爲二似非、然關西有一種呼久路太比者、與知沼自別、源君所擧或指是久路太比耶、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕海鰤　辨色立成云、海鰤魚、知沼、魚見下文、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按仲哀紀有海鰤魚、訓多比、雖其訓不同、然有魚字爲是可證、〇中略按閩中海錯疏、烏魚似鰤而大、尾鬣俱黑、力能跋扈、是可以充知沼也、

〔出雲風土記島根郡〕凡南入海所在雜物、〇中略鎮仁、

〔出雲風土記秋鹿郡〕南入海、春則有鯔魚、須受枳、鎮仁、鰝鰕等大小雜魚、

〔大和本草十三海魚〕鬼鯛　丹後ニアリ、如石堅シテ不可食、只爲床頭玩物、

〔本朝食鑑江戸海有鱗〕鯛〇中略

肉、氣味、甘温無毒、〈世䖍綵食經曰、味甘冷無毒、予平野必大按、多食之、令人患熱瘡癰疥、若嗜之久食則生壅疽瘡火熱積、然則性温者明矣、自王侯以下至庶人、平日食之而被中毒者少焉、故曰無毒、〉主治、煮食炙食共能益人補五臟、温中滋氣血、常食而悅顏色、令人延壽、潤肝腎、調腸胃、治久泄虛痢、痢水氣腫滿、或作膾與生薑山葵同食則利胸膈、開胃進食止虛瀉、〇中略

頭及鰭尾、燒食則香美可愛、

眼胞眼眶肉、或煮或燒食之、則佳味不可言、

腹腴腸俱味殊美、〈今以腸作醢醬、或以子合之、味逾美、同爲珍賞、就中以攝泉讃膿之産爲上品、延喜式大膳職、大宰府獻鱁作鯛醬、此類乎、凡筑紫諸州亦鯛多而美也、故泉攝海人運米穀于海西、闘豐對日薩之市、歸時買生鯛數百、用大鹹刺魚背、皆深祕不言其穴、生入大竹籠繫杜浸水、魚猶活浸于水中、而不死、或作鮓淹歸來、傳送于京師江都、而大求其利、近世皆若斯爾、〉子多食之、令人嘔吐、有蟲積者可忌之、〈遠來者以鹽收之、故多以青魚子而混之、味最鹹、〉

干鯛、〈白者爲上、黄赤次之、〉延喜式內膳有之、今世多用爲嘉儀之贈、公私相同、故商賈以爲貨、〈本朝毎歲始千門萬戸令雙青松雙青竹相對而立、肉上横引注連繩、而中間懸千鯛雙尾海老煮紅一箇及橙橘白柿昆布海藻裏白讓葉等數品、官家用大干鯛、其餘中小任意用之、號曰懸鯛、是祝壽耶、辟邪耶、未知何然、但我邦之舊流例也、〉

〔武家調味故實〕一このみてまいるべき物、〇中略たい、

〔庖丁聞書〕一出門に用る魚鳥、〇中略鯛、

鯛雜載

〔古事記上〕海神悉召集海之大小魚問曰、若有取此鉤魚乎、故諸魚白之、頃者赤海鯽魚於喉鯁、物不得食愁言、故必是取、於是探赤海鯽魚之喉者有鉤、

〔日本書紀神代二〕海神乃集大小之魚逼問之、僉曰、不識、唯赤女〈赤女鯛魚名也〉比有口疾而不來、固召之、探其口者、果得失鉤、〇中略

一書曰、〇中略時海神便起憐心、盡召鰭廣鰭狹而問之、皆曰不知、但赤女〈アカメ〉有口疾不來、亦云、口女有口疾、即急召至探其口者、所失之針鉤立得、於是海神制曰、儞口女〈クチメ〉從今以往、不得呑餌、又不得預天孫之饌、即以口女魚所以不進御者、此其緣也、

〔古事記傳十七〕此一書、上には赤女と云て、下に口女といへるはいかに、初に赤女とあるは、口女を寫誤れるにや、また赤云口女云々の注も心得ず、こは一本にかくありしを、後人の注せるにや

〔年々隨筆三〕魚は何よりも鯛よろし、神代紀に、赤女比有口疾云々、注に赤女鯛魚名也、〈○中略〉日本紀のおもても、まづはたひの事とみえたれば、御饌にたてまつらぬにやあらん、かうたぐひなくうまきものゝくちをしき契なりけり、玄かれども御元服の理髮の大臣、干鯛を奉る事あり、今もつねに奉るときく、かた〴〵いぶかしき事也、こゝに正明おもふ事あり、尾張國知多郡の浦々、篠島ひまり島などにてとる魚に、チンメ、チンナメ、アイナメ、アカメ、クチメなどめといふ魚なほ多かり、これらみな藻魚の種類にて、たひよりは味淡く毒なき小魚ども也、〈○中略〉そのアカメは赤もどこともいふ、紅色にて三四五寸ばかりあり、江戸にても常みる物也、クチメは淡黑色なり、くろもどこともいふ、赤女と口女とは、鯛と黑だひとのごとし、さて又一種今やがて赤鯛ともいひ、又めだひともいふ物有、〈○中略〉これすなはち赤女の大品にて、味淡く藻魚の屬なり、鯛の種類にはあらず、その口の大きにひろごれるは、かい探られし故にもやあらん、はかなき方言を據にすなれど、やがてあかだひといふ事もあると、めだひと鯛女とかよひてきこゆると、赤女がその小品なると、口女がその種類なると、かた〴〵よしありげなり、さて又書にみえたる名字どもをとかば、赤女とあるは、女は藻魚島物といへる數品を攝ねたる種類の名、その中に一種ことに色あかき故の名にて、すなはちめだひをさしていへる也、〈ゑばらく大小品を混じて、赤女といへる〉とみるべし、口女は同種類ゆゑまぎれたるつたへ、鯛女は鯛に似たる女といふ事とみて、すべてよくかなひたり、〈○下略〉

〔日本書紀二神代〕一書曰、海神召赤女口女、〈○中略〉赤女卽赤鯛也、口女卽鯔魚也、

鯛雜載

〔比古婆衣　三〕口女
因に赤女のことを考ふるに、鯔の類に目と唇の朱らみたるがあるをシクチといへり、〇中略出羽の秋田わたりにては、鯔をシロメといひ、又くちをアカメといふ〇中略と、その國人かたれり、このアカメといへる決て古名の遺れるなるべし但し、紀に赤鯛魚也と書るは、漢名に當たるなれど、その當否はおぼつかなし、

〔日本書紀　八仲哀〕二年六月庚寅、天皇泊于豐浦津、且皇后〇神功從角鹿發而行之、到渟田門、食於船上、時海鯽魚多聚船傍、皇后以酒灑鯽魚、鯽魚即醉而浮、而時海人多獲其魚而歡曰、聖王所賞〇賞讀爲賞之魚焉、故其處之魚至于六月、常傾浮如醉、其是之緣也、

〔萬葉集　九雜歌〕詠水江浦島子一首并短歌
水江之、浦島兒之、堅魚釣、鯛釣矜、〇下略

〔萬葉集　十六有由緣井雜歌〕詠酢醬蒜鯛水葱歌
醬酢爾、蒜都伎合而、鯛願、吾爾勿所見、水葱乃煮物、

〔古今和歌六帖　三〕たひ。
逢事をあこぎの島にひくたひのたびかさならば人も知りなん

〔散木弃謌集　六悲歎〕ひくしまといふ所のあまども、くだりにもまうできて、ものども心ざして侍けるが、このたびもまうできて、鯛といふ魚をとりいでゝ侍けるを見てよめる、
たつ浪のひく島にすむあまだにもまたたひ。ひ。らかに有ける物を

〔延喜式　一四時祭〕春日神四座祭
祭神料〇中略鰒、堅魚、烏賊、平魚、海藻各六斤、　散祭料〇中略鰒、堅魚、平魚各六斤、

〔延喜式　二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略雜魚楚割、鯛、抹、割、鯛、腊、鯛腊各十六斤十兩、

〔延喜式 三十二大膳〕賀茂神祭、齋院陪從等人給食料、
雜平魚。雜魚楚割各七斤十四兩、

〔延喜式 三十九内膳〕六月神今食料〔此十二月准〕〇中略 干。鯛。六隻、〇中略 甘。鹽。鯛。四隻

〔西宮記〕一天皇元服
寛仁不レ儲二御箸幷臺等一〇中略 鯛。乾。少々鯛。醬。〔召二讃岐圓一、給二宣旨一、〕

〔類聚雜要抄 一〕一聟娶御前 臺三本〔普通定〕〇中略
三進大盤一枚、干物五坏、〇中略 干。鯛。 四進大盤一枚、生物五坏、〔フスマ切鯉、〕鯛。〇中略 七進中盤鮑汁加居、鯛。平。燒。

〔新猿樂記〕七御許者、食飲愛酒女也、所レ好何物、〇中略 鯛。中。骨。、

〔玉造小町子壯衰書〕膩煮。北。海。之鯛、

〔安東郡專當沙汰文〕元德元年己巳十一月注レ之
一音木寄御田一町、神戸住丁部等沙汰分、段別籾二斗二升、〔納定〕〇中略 號二鯛鱠代一錢十二文成レ之、〔但鯛專當之御菜料、鯛馬子饗菜料也、〇中略〕
一宮中奉納之時、安濃東西郡正權專當等、寄合直會祓料、肴魚以下之物買レ之、大意日記事、〇中略
〔直會料〕生鯛三隻〔鯵二尺一二寸計、代錢百五六十計歟、〕

〔親元日記〕文明十五年正月廿二日丙辰、東殿へ雁一、鯛五、するが鯛三、以二御文一取二進之一、御精進解、

〔殿中申次記〕正月十四日
〔永正十三〕一御盃臺二、白鳥一、雁二、鯛十、鯉一、貝鮑一折、柳十荷、　例年進二上之一、但今日參、　〔細川〕右京大夫殿
十七日〔永正十三ヨリ十八年マデ同前〕
一同〇善法寺 御太刀一腰、金 鯛廿枚進二上之一、例年之儀也、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年 卅日未剋御成〇中略

進士美作守請取調進獻立次第、一式、三獻(中略)なき鯛○中略　二獻鯛　十六獻、つぐみ、かも、たいの子、

〔相州文書〕本城御前樣御臺所每月納肴從昔相定帳面改而被仰出事

魚之代定

鹽にても無鹽にても可爲隨意

一六七寸之鯛　壹ツ　代十文　一一尺之鯛　壹ツ　代十五文　一一尺五六寸鯛　壹ツ

代卅文

以上鯛ならば以此積可渡○中略

右所定置令無沙汰ニ付而者、船持可刎地頭迄可被處越度、若又臺所奉行并由比清五郎左衞門至于非分之儀申懸者、則可捧目安者也、仍如件、

庚申二月廿三日

國府津之船主村野宗右衞門

〔梧窻漫筆拾遺〕神君、○中略黑田長政の御旗本へ白銀二百枚を借したるに、程を歷て其人の返濟せんとて持參せしを、初め借し申したる時、兼ねて進上すべしと思ひたりとて受け取らず、さて今朝吉鬣魚を貰ひたり、まゐらすべしとて、料理人を召して吉鬣魚の身所は鹽にして貯ふべし、中打あらを潮煮にして客に饗すべしと申されたり、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕ものゝ味をしろしめし分られしこと、またたぐひなく、庖所の者どもも驚くまでなりしこと、しばしばありしとなり、ある日鯛を奉りしに、これはしめ鯛なりと仰ありゝ御膳番御膳奉行のたぐひたれもしらず、賄頭をして魚商に尋ねしに、しめ鯛とは死せし鯛をいへりと申ければ、いかでかゝる俚言までしろしめしけるぞと、皆人驚きあへり、

〔雜件錄三〕寶曆十一年巳十二月活鯛之義ニ付伺書書拔

活鯛之儀奉申上候書付　　御賄頭

御膳御用幷被進御鯛活鯛直御仕入、去々卯年十二月奉申上候、豆州川奈村名主四郎左衛門元仕入申渡、幷江戸請負人室町壹町目肴問屋大和屋久兵衛、本小田原町壹町目肴問屋石津屋平六申合相勤候處、是迄御膳御用幷被進、且又去辰年御轉任御兼任將軍宣下御祝儀御用、當巳年御產御用御振舞、右大御用共、少モ無御差支相勤申候、然處前書申上候、元仕入仕候四郎左衛門儀、當夏中ヨリ病氣ニ而御用難相勤、御免願差出申候故ニ付而者、江戸請負人大和屋久兵衛、石津屋平六儀モ難相勤旨願出候、依之當時直御買上御用相勤候室町名主助右衛門江申渡、所々吟味爲仕候得共、只今迄之御手當ニ而、元仕入丈夫ニ御請負可仕者、差當無之候ニ付、御鯛商賣仕候、江戸問屋共不殘江爲相尋候處、右問屋共申聞候者、御鯛之儀、一體風雨之砌、諸肴しけ等之節、專一御用立候儀ニ御座候得共、永く御囲等仕候付、餌飼幷番人等附置、或者風雨之節賃船損シ、其上出水之砌者、鯛揚り捨り多く御座候ニ付、不存寄諸失脚相掛り、只今迄之御手當ニ而者引合不申候間、自然ト御鯛御仕入御手薄ニ罷成候間、無是非御用御免之儀申上候儀ニ御座候、總活鯛問屋共不殘江、右御用被仰付、爲御手當年々四拾五人扶持宛被下置、幷爲元仕入一ヶ年金貳百兩、御前借被下、段々御用立候上、極月ニ至御勘定皆濟可仕候、左候得者元仕入丈夫ニ仕、御膳御用御次向とも、如何樣之大御用被仰付候共、大勢ニ而右之積を以、銘々御仕入仕候間、聊御差支無之、御用相濟、其上誠ニ永久之御用、奉存冥加至極難有段一統願書差出候旨、名主助右衛門申出候、右之通被仰付候得者、別紙下札之通、一ヶ年百俵餘も相增候得共、段々吟味爲仕候處、諸失脚も多く相掛、只今迄之被下物ニ而者、實ニ取續兼候趣ニ御座候、尤書面之通相成候得者、一體御用向丈夫ニ被成候儀ニ付、願之通可申付哉、奉伺候、尤書面之通被仰付被下置候ハヾ、當時活鯛總問屋共左之通御座候、

本小田原町壹丁目　鯉屋藤左衛門

右之者共於町奉行申渡有之候樣仕度奉存候、右之段町奉行御勘定奉行江被仰渡被下候樣仕度奉存候、以上、

四宮甚左衛門〇以下五人略

巳十二月　宇田川平七〇以下二人略

鐵甲魚

〔鶉衣前書拾遺〕百魚譜

人は武士、柱は檜の木、魚は鯛とよみ置ける世の人の口にをける、をのがさま〴〵なる物ずきはあれども、此魚をもて調味の最上とせむに咎あるべからず、糸かけて臺に居たる男ぶりさへ、外に似るべくもなし、しかるをもろこしにはいかにしてか、ことに賞翫の沙汰も聞へず、是に乘ける仙人もなし、されば夷三郎殿も、他の業武者には目もかけず、たゞ是にこそ釣もたれ給へ、龍を鱗の司といふは、食味はなれたる理屈にして、さは是を料理せんと、學びたる人は、むかし愚なる名をもこそとゞめたる、

〔百品考下〕鐵甲魚　和名タ。ヒ。ム。コ。ノ。ゲ。ン。パ。チ。　マ。ツ。カ。サ。ウ。ヲ。

臺灣府志、鐵甲魚、鱗硬如甲、去其皮方可食、

海魚ナリ、長サ四五寸、鱗六角ノスヂアリ、鮫ノ如シ、堅シテ石ノ如シ、他國ニテハ食セズ、惟長崎ニテ皮ヲサリ食フ、マツカサウヲト云、

〔烹雜の記前集上〕多湊ぶり

佐渡に三十種の異魚ありといふ、〇中略鯛の類源八、〇中略鯛に似て極めてちひさく、鱗は甚するどし、

鱈

〔下學集上氣形〕鱈タラ

〔運歩色葉集魚名〕鱈タラ　多樂同俗書也

〔書言字考節用集 五 氣形〕黃顙魚タラ 本草 黃䰾 同上 鱈 同 和俗所用

〔尺素往來〕巡役之朝飯、明日可令勤仕候、此間依霖雨、美物雖難得候、〇中略 魚類者〇中略 多樂、

〔和爾雅 六 龍魚〕吴魚タラ 見于東醫寶鑑、俗名大口魚、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕吴魚 魚詁 鱈 俗字 大口魚 東醫寶鑑 俗云多羅 魚之大口者曰吴

按吴魚、狀略類鱸、〇中略 性喜寒、夏月全無、故俗作鱈字矣、

〔日本釋名 中 魚〕大口魚タラ まだら也、其皮少まだら也、まの字を略す、

〔安齋隨筆 二十〕鱈 タラとよむ、此の字は字書になし、吾が國にて作りたる字なる故、訓ありて音なし、支那には鱈なきゆえ、文字もなきなり、朝鮮には此の魚あり、大口魚と名付く、亦一名口大魚と云ふ、朝鮮人の著したる東醫寶鑑と云ふ書に見えたり、タラと云ふ字は、字書には本草類にも、支那の書になければ、漢名も正字もなきなり、我が國にては鱈の字を用ふべし、然るに鱈の字を不用して、朝鮮の大口魚、口大魚の字を用ふる人あり、何ぞ我が國の字を捨て丶、隣の國の字を用ひんや、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一たら　ゆき。。

〔親元日記〕文明十五年正月十三日丁未、佐々木田中四郎五郎殿 貞信 より雁二、雪。五まいる、　十七年九月十七日乙丑、朝倉初雪魚東山殿樣御所樣各一進上之、

〔本朝食鑑 八 江海有鱗〕鱈

釋名 鱈字古書未見之、本朝所製也、然於義相協、曾田鱈魚、當冬月初雪之後、必多採之、故字從雪歟、

集解、雪魚略類于鱸、而大口細鱗大頭堅骨、頷下有細鬚、而難見、頭中有白石二箇、若棊子之小、若蛤殻之碎、端有鋸齒、鱗色青黃帶白、久則淡白皮薄肉白鰭尾共軟、味甘淡而爲佳珍也、東西南海未見、但北

海諸濱多出之、三越佐能及若丹但等州、或奥羽海濱向北之處每冬采之、海人二三里釣之網之、遡磯岸者稍小、大者多鮇、中者少鮇、最可賞美、小者無鮇、自九十月至二三月有之、夏月全無、性喜寒而不喜暖、味宜鹽而不宜生、初采之時、先以鹽盈口腹、則久而不腐、偶雖有些臭氣亦稍可、又以微鹽者名曰一○鹽、其味爲上品、以多鹽者爲下品、生鮮者淡白、短味、惟賞新奇耳、今時官家珍賞之、故北州及奥羽之太守刺史等爭獻之、孟冬開爐茗會之際、京師江都好新奇、或冠婚大饗之餽賞之不減乎魚也、古者未聞此名、中古以來賞之乎、一種有俗稱介黨(スケトウ)者、色微黑帶白而形小、味亦不佳、最爲下品、

○肉、氣味、甘平無毒、或曰大温有毒、又曰得昆布海藻海雲及蔓菁獨活葱白胡椒芹菜等耳、主治、補中益氣、令人強健、開胃消食、解宿酒、利水道、若炙食則進食、披胸鬱、煮炙共多食而無害、〇中略

○腸、有菊腸、雲腸、強腸、菊腸者淡赤色、如菊花之開、味淡甘、可煮食、或漬好醋食也、雲腸者細長色白、如畫雲之白堆、味美、與肉同煮、則最有佳味也、強腸者微赤帶白、生則可煮食、鹽則強堅難斷、牙齒不及、故漬水良久而可用、三種同可嘉賞也、

○子、味淡甘可愛、生食最佳、與肉及雲腸同煮食亦絕勝也、與腸肉同作醢食、或用醢漬水去鹽而可煮、或和好醋食、倶爲佳品、

○干鱈○即鱈之白鮝也經日曝爲微温亦然乎、以白者爲上品、帶黃者次之、帶紅者爲下品、取純白者略炙過、用木杵搗破去手中揉之、則細軟如素絲之亂、味極美、煮食亦可、一切病痾之人食之無害、能益氣進食、令皮膚肥健、惟恐硬堅難消、則傷胃耳、世稱好角力者常嗜之、則增力十倍、久而能扛鼎、或曰、救荒亦有此理哉、

〔大和本草十三海魚〕吞魚　東醫寶鑑曰、吞魚俗名大口魚、性平味鹹無毒、食之補氣、腸與脂味尤佳、生東北海、今案大口魚ハ北土ノ海ニ多シ、南海ニハ生ゼズ、西州ニハ北海ニモ生ゼズ、朝鮮甚多シ、寒國ニ生ズ、冬春多ク捕ル、夏秋ハ無之、生ナルヲ煮テ食シ、鹽ニ淹スモヨシ、爲脯味最ヨシ、四五月マデ可

鱇

食白者爲佳品、黃爲下品、大ニテ肉厚ヲ爲好、京都ニハ北土ヨリ多來ル、其子及腸亦佳シ、凡タラハ油ナクシテ性カロク、諸病ニ妨ナシ、國俗ニ鱈ノ字ヲ用ユ非正字、頭ニ小石二アリ、

〔殿中申次記〕十月三日

一初鱈　三　　武田大膳大夫

〔親元日記〕寛正六年正月十日戊午、就今日御成美物已下被進之方々、略〇中齋藤越中入道、雁二、來一折、略〇中以上親元申次分、鱈ノ腸ヲ不來〱ト云テ正月用タツ、不來〱ト云ハ名詮アシキニヨリテ、中比ヨリ來〱ト書タリ、

〔貞丈雜記飲食六〕一くる〱とは、ぶりのわたの事也と、宗五一冊拔書にあり、略〇中節用集に來々〱自能州出也昔は不來ト云也、今世祝而曰來々也と見ゆ、能登國より出し名物也、

〔文祿四年御成記〕初獻御盃參候、略〇中御三獻略〇中干鱈、略〇中與ノ御膳略〇中烏賊鱈

〔毛吹草三〕越前　鱈

〔類聚名義抄魚十〕鱇音荒

〔運歩色葉集魚名〕鱇アラ

〔書言字考節用集氣形五〕鱇アラ

〔倭訓栞中編一〕あら　魚に一種あらと稱するものあり、鱇魚也といへり、產後の古方などに用來れり、鱇と書は二合の作り字也、

〔本朝食鑑江海有鱗八〕阿羅魚

釋名古來未此魚名、故字義不詳、惟以俗稱記之耳、

集解、今四方有之最爲下品、形色略類鱈而大、但頭骨堅鱗鰭硬、味亦淡不美、三四月采之、京師俗謂味惡不堪食、而能治產後血暈、故曝乾、或燒爲霜用之、江都亦官家不食、爲民間之食、然以其鮮者作魚餅。。

則有徵味、最爲有治血之功也、而越賀能等州多采之、就中越後漁市、作此魚餅而鬻之、傳至信州甲州之山郭、農樵以賞美之、信甲者喩岨之地、而江海隔絶且無魚鹽之利、故若斯乎、

氣味、微甘冷無毒、主治、瘀產後血暈及諸失血、血熱、血痳、滯下、紅痢、或主金瘡折傷破傷風等證、

〔大和本草十三海魚〕アラ　鯛ニ似テ鯛ヨリヨコセバク長シ、所々黄黑(色)マダラナリ、又大口魚ニ似タリ、長一二尺三尺ニ至ル、口ヒロク頭大ナリ、味ヨクシテ鯛ニ似タリ、冬春多シ、病人食之無妨、若水云、アラハ鮻魚ナルベシ、厨人以爲下品、乾タルハ產後ノ血暈ヲ治ス、能血ヲ收ム、和流ノ外醫婦人科用之、

〔毛吹草三〕越前　鯱(アラ)

〔新撰字鏡魚〕鮻(子紅反、石首魚也、爾戸、)

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鮻　字指云、鮻(音𩵋、和名伊之毛知、)其頭中有石、故名石首魚也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕字指二卷、晉李彤撰、見隋書、今無傳本、按文選江賦注引字林云、鮻魚出南海、頭中有石、一名石首、字指蓋本於此、○中略　按本草綱目所載鮻魚、則食療本草所謂䑋魚、與石首之鮻不同、蓋同名異物耳、按駿河俗呼志良久知、蓋與鯛倍同類異種、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鮸　唐韻云、鮸(音免、辨色立成云、仁倍、一云久智、)魚名也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕段玉裁曰、隋煬責貢四方、海錯幾盡、首曰鮸魚、今江浙人所食、海中黄花魚、乾之爲白鯗、卽此魚也、一名石首魚、首中有二石、江賦注引字林、鮻魚頭中有石、一名石首、然則此魚又名鮻、依段說鮸魚卽鮻魚、源君分爲二條、非是、但久知有白黑二種、白者大不滿尺、謂之白久知、又呼以之毛知、黑者大至四五尺、謂之邇倍、至漢名無分別也、又按開寶本草云、石首魚頭中有石如碁子、乾食之名爲鯗、初出水能鳴、夜視有光、爾雅翼引臨海異物志云、小者名䠇水、其次名春來、李時珍曰、石首魚、拾遺錄鮸魚、臨海志黄花魚、生東南海中、其形如白魚、扁身弱骨、細鱗黄色如金、首有白石二

枚、瑩潔如玉、腹中白鰾可作膠、

〔類聚名義抄　魚十〕石首魚ニヘ　鮸音免、ニベ、一云クチ、　鯼イシモチ　鮦魛イシモチ

〔下學集　氣形上〕鯼イシモチ

〔書言字考節用集　五氣形〕鯼イシモチ通作鯮、事見異物志、順和名、宜考本草綱目、　石首魚同　鮸同出仁　黃花魚同見本草

〔物類稱呼　二動物〕石首魚いしもち　京江戸ともにいしもちといふ、西國及四國にてぐちと云、駿河にてしろぐちといふ、此魚かしらの中に石有、よつて名とす、又江戸にてにべいちもちと云有、別種なり、是にべといふ魚の小なるもの也、

鮸鯼にべ　此魚の小なる物を土佐にてしらぶと云、大なる物を四國にてぬべといふ、又そぢ共いふ、備前にてそこにべと云、にべとは魚の腹中に鰾膠あるゆへに名とす、

〔東雅　十九鱗介〕鮸ニベ〇中略　ニベといふものは、其大なるをいひ、イシモチとは其小しきなるをいふ、イシモチとは其頭中に石あるをいふ也、クチの義不詳、通雅に鯼石首魚也、一名鮸魚、小者鰳、亦名黃花魚、溫海志名黃靈魚、即小石首魚也と見えたり、鮸は即免魚也、又李東壁本草に、鮸魚腹中白鰾可作膠と見えたり、此の俗膠をニベといふ、此魚の名によりしと見えたり、倭名鈔に鮸鯼わかち出せしは、其大小同じからねば、異なるもしのとやなしぬらん、正字通の如きも、全くこれ別物なりといひけり、說文、爾雅翼、異物志、通雅等、皆一物とす、二物なりとは見えず、

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕鯼子公切、訓石持、

釋名、鮸音免、訓久知、或訓仁倍、石首魚、訓石持、源順曰、鯼音嗅、知名伊之毛知、其頭中有石、故亦名石首魚、按江都魚市謂小者曰石持、中者曰久知、大者曰仁倍、石持者頭中有石之稱、仁倍者腹中有鰾膠之稱、鰾膠亦訓仁倍、京師俗通謂久知也、

集解、四時俱有之、生東南江海中、西海亦有之、其形略類鮒而長狹、色淡黃白、鰭長鱗細、頭短小、尾無岐、肉脆脂少、小者味美、中者次之、大者味淺不佳、頭中有二石、不圓不方、或瑩潔、或暗濁、如玉礫之碎小者、大抵比鱈魚頭石則稍小也、腹中有白鰾、可爲膠、粘物甚固、筑之博多、肥之長崎、工匠作中華朝鮮之弓弩、皆用此鰾膠及諸魚之鰾云、未詳、或以鰾膠爲止血藥、最有驗爾、

氣味、甘平無毒、(或曰冷)主治、開胃消食、益氣調中、最治下痢、痰五淋、(中略)○頭中白石、主治下石淋諸淋及小便不通、或解砒毒菌毒蟲毒、

〔本朝食鑑　十華和異同〕鯼

鯼子紅切、音宗、羅願爾雅翼曰、鯼出南海、首中有石如棊子、一名石首、此與本邦石首魚同、李時珍鯼性啖魚、其目瞍視故謂之鯼、似鱸魚腹稍起、異物志以爲石首魚非也、或疑時珍所謂黄色如金、又臨海志名黄花魚者、是石首未出網裡之前、活潑如黄鯉之金色也、海中大鮸不然、但帶紫色耳、

〔和漢三才圖會　四十九江海有鱗魚〕鮸(にべ/くち)(音免)　石首魚　江魚　黄花魚　石頭　和名仁倍　一云久智(中略)○按鮸四時俱有之、略類鮎、形長狹、色淡黄白、鰭長、鱗細、尾無岐、肉脆脂少、其大五七寸、九月爲盛、此時味甚佳、

阿古(名義未詳)冬月鮸之大者、俗呼曰阿古、甚賞味之、

仁倍　似鮸而小長、灰青色、首有石、其大者六七尺、取腹中白鰾以爲膠、粘物甚固、工匠及弓人爲必用物、蓋和名抄仁倍、久知爲一物、今俗爲各別、

凡首中有石魚、鯛、鮸、鱚、須吾呉魚也、皆治淋病、(於久里、加宇木利同切矣、)

〔重修本草綱目啓蒙　二十九魚〕石首魚　ニベ(雲州)　ソコニベ(備前)　一名元鎭(水族加恩簿)　新美舍人(同上)　黄魚(事物異名)　王魚(同上)　黄瓜(閩書)　金鱗魚(同上)　鰉魚(典籍便覽)　菩薩魚(雨航雜錄)　免魚(通雅)　鮸(正字)　通　鯗(同上同字)

海產ナリ、形狀ハ略鯽(フナ)魚ニ類シテ狹長シ、鰭長ク鱗細ク、頭短ク小ニシテ尾ニ岐ナシ、肉脆ク脂少シ、小ニシテ二三寸ナルヲイシモチ(同名アリ)ト云、味美ナリ、又ウパグチ(筑前)シログチ(駿州)ト云、是蹈水ナリ、一名梅首(雨航雜錄)梅童(同上)梅魚(大倉州志)黄梅魚(福州府志)大頭魚(同上)其長サ七八寸ナルモノハ味イシモチニ次グ、コレヲクチト云フ、グチ(筑紫預州)又オキアヂ(雲州)ト云、春中多ク貨ル、是春來ナリ、一名

鯕魚〈雨航雜錄〉鱠魚〈同上〉鯇〈爾雅〉黄花魚、黄靈魚、小石首魚〈共同上〉其大ナル者ヲニベト云、一名ヌベ、〈四國〉ソチ、〈同上〉ソコニベ、〈備前〉長三尺許、大和本草ニハ四五尺六七尺ト云、形方頭魚(アマダイ)ニ似テ長シ、背ハ紅ト淡黒トノ斑點アリテ、腹ハ黄色ナリ、イシモチ及クチノ淡黄白色ナルニ異ナリ、ニベハ六月ニ食フ味佳ナリ、海底ニ居リ上浮セズ、故ニソコニベト云、此魚齒ヲ愛ス、若齒網ニカヽル時ハ動カズ、死スル時ハ早ク爛レ、遠ニ致スベカラズ、大小皆首ニ二石アリ、潔白堅硬ニシテ瑪瑙ノ如クニシテ透明ナラズ、クチノ石ハ大サ三分許、一面ニ葵葉ノ形アリ、故ニ俗ニアフヒイシト云、又國ニヨリテ一面ニ疣多キモノアリ、ニベノ石ハ長サ一寸許、濶サ六七分、刀欄ノメヌキニ用、一説ニイシモチトニベト別ナリ、ニベノ小ナル者ハニベイシモチ、〈江戸〉シラフ〈土州〉ト云フ、クチトニベト形色異ニ、石モ形異ナル時ハ、別種トスル説是ナルベシ、ニベノ腹中ニ白鰾アリ、長サ七八寸、白色ニシテ厚サ二分許、備前ノ兒島ニテフクト云、クチニモコレアレドモ小ナリ、白鰾ヲ製シテ膠トナスヲニベト云、物ヲ粘スルニ甚固シ、弓工コレヲ用ユ、卽鮸鰾ナリ、

〔釋日本紀 十六 秘訓〕肥後國風土記曰、玉名郡長渚濱、〈在郡西〉昔者大足彥天皇〈○景行〉誅球磨噌唹還駕之時、泊御船於濱云々、又御船左右遊魚多之、棹人吉備國朝勝見以鉤釣之、多有所獲、卽獻天皇、勅曰、所獻之魚此爲何魚、朝勝見奏申、未解其名、止似鱠魚耳、歷御覽曰、俗見多物、卽云爾倍佐爾、今所獻魚、甚此多有、可謂爾倍魚、今謂爾倍魚其緣也、

〔享保集成絲綸錄 四十九〕享保十七子年六月

一にべ魚之事、町方ニ而出次第被差出候儀者先無用ニ候、御用之時者其節々可相達事、

一只今迄御申付置候、房州其外浦々ニ而、一度ニ三十本以上捉候はゞ、是者とれ次第參候樣ニ御申付可有之事、

六月

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜

かながしらといふ名のめでたくてぞ、產屋の祝儀にはつかはれ侍る、さるを石持といふもの、かね（銀）持ともいはゞ、世にいかばかりもてなされむを、益なき名をもちて口をしとや思ふらん

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕古伊知（こいち）魚（コイチ）　正字未詳

按古伊知、狀似䱋、而鱗巨於䱋、口長於䱋、又似烏頰（スミヤキダイ）魚、大五六寸至尺餘、秋月出焉、肉白脆味不佳最下品也、

〔書言字考節用集五氣形〕鱠殘（キス）魚（キスコ）〔博物志、吳王闔閭江行、食魚鱠、棄其殘餘於水、爲此魚、故名、又詳本草、〕　王餘魚〔同上、本草、〕

〔物類稱呼二動物〕幾須古きすご　關西にきすご、江戶にてきすと云、伊勢の白子にてあめの魚と云、雨ふる日多くとる魚也、故に名とす、然ども別也、紀州にてだうほうと云、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕幾須吾　正字未詳　其大者名古豆乃、紀州名之道保、其名義正字未詳

〔本朝食鑑八江海有鱗〕幾須子魚

釋名〔古來未聞此魚名、故以俗稱記之、〕

集解、處處江海四時俱有之、形略類鰤魚而色白、頭稍短、類波絮而鱗大脣尖、大者不過八九寸許、細鱗而尾無岐、肉潔白淡甘可愛、作膾爲勝、魚餅炙食亦佳、頭中有二白石、如䱋頭石而小、最瑩潔也、自江上河者曰河幾須、狀薄小而不圓、色亦帶碧也、在江海者曰海幾須、狀圓大而肥、色最白也、漁人以蛤蜊及鰕爲餌釣之、或擧網采之、江都之芝濱品川中川七八月際、官客市人泛畫船張水嬉而爭釣之、最爲武江之勝遊、房總海濱多采之、最大、駿相海上及諸州所在有之、一種狀圓肥大、有黑白虎斑者曰虎幾須、味亦美也、

氣味、甘平無毒、主治、開胃進食、多食無害、百病俱無禁忌、以生乾者尤爲無毒也、

發明、此魚潔白淡甘可愛、可用百病無忌、故世醫與鯿鯵藻魚鯖白甘鯛等類俱使病家常食之、豈未聞有害者宜哉、

〔大和本草 十三 海魚〕キスゴ 大サ七八寸ニ至ル、猶大小アリ、其肉潔白性カロク好シ佳品ナリ、病人食シテ無妨、ナマビ亦佳シ、又肉醢トスベシ、首ノ内ニ小石アリ、石首魚ノ如シ、此魚冬春ハ少ク夏秋多シ、本草不載、凡中華ノ書ニテ未見之、故ニ漢名未知、國俗鱠殘魚ヲキスゴト稱ス、甚誤レリ、本草鱠殘魚ノ集解ヨク見ルベシ、無鱗魚ナリ、キスゴニハ鱗多シ、鱠殘魚ハ俗ニシロウヲト云モノ也、虎キスゴ關東ニアリ、キスゴニ似テ虎ノ文アリ、味モ亦キスゴニ似タリ、長五六寸七八寸アリ、穴キスゴ常ノキスゴヨリ長ク、尾ノ方小ナリ、身ニ處々赤處アリ、ヒレ赤シ、味不美、性ヲトル、

〔魚鑑 下〕きす 〇中略 河海の二種あり、海產のもの、その狀少く圓く肥へ色白く、大サ四五寸にすぎず、四時共にあり、卽まぎすといひ、一にしらきす、又海ぎすといふ、その肉潔白にして味甘美し、最上なり、〇中略 又川ぎす、青ぎすは同種なり、形ち圓くこへふとりて、吻尖り尾にいたりてほそれり、或は碧色を帶ものあり、味ひ佳といへども小毒あり、病者は忌べし、又黑白の虎斑ありて、頭丸く狀はせに似たるを虎ぎすといふ、肉白く味ひ淡し、生飪ともによし、又沖ぎすあり、狀きすに似て目丸くこけ深く、大サ尺餘に及ぶ、味ひよしといへども、腥氣あり、食料とならず、只魚餅の上覆に用ゆ、これ一類別種なり、

〔毛吹草 三〕山城 宇治川小白魚キスコ

〔續江戸砂子 一〕江府名產 幷近在近國
中川鱚キス 夏の末秋に至りてさかん也、大さ七八寸に至る、猶大小あり、性かろし、病人食して妨なし、佳品也、〇中略 虎鱚きすに似て虎の斑あり、性きすにおなじ、上方西國にはなきよし、

〔食物和歌本草 六〕鱠殘魚キスゴ

鯔名稱

きすごたゞ中をゆるくし胃をつよむ餚となして食べき也

〔新撰字鏡 魚〕鰷（七孝反、奈○與○之○、）鮭（豆○久○耳○）

〔本草和名 虫魚十六〕鯔（側其反、似鯇而大頭、出崔禹、）和名奈與之

〔倭名類聚抄 龍魚十九〕鯔（側持反）孫愐切韻云、鯔名魚也、遊仙窟云、東海鯔條、（鯔讀奈與之、條讀見飲食部、）

〔箋注倭名類聚抄 龍魚八〕按開寶本草、鯔魚似鯉身圓、頭扁骨軟、生江海淺水中、按鯔自生海邊田間渠中、隨長入海、其魚無子、小者呼伊○奈○、呼須○波○之○利○、至尺餘者呼善○良○、有相似而大至三四尺者、俗呼米○奈○太○、大鱗紅頰、有子、漁人或呼赤○目○、神代紀赤目魚即是、採是魚子配鹽乾之、名加○良○須○美○、謂善○良○子○者誤、靈異記訓釋、鯔名吉、安東郡專當沙汰文又作名吉、今伊勢、尾張、近江國俗以名吉字音呼之、今俗呼善良、新撰字鏡云鰷七孝反、奈與之、今昔物語亦用鰷字、因字形近而誤、今俗加良須美用鱲子○字、鱲蓋鰷字之譌、

〔倭名類聚抄 龍魚十九〕鰢○ 唐韻云、鰢（音馬、辨色立成云、都○久○耳○、）魚名也、

〔箋注倭名類聚抄 龍魚八〕伊勢俗、鯔之小者呼都久良、此條又次鯔魚、則知都久良之爲小鯔魚也、東俗呼須波之利、○中略 按鰢不說形狀、其物未詳、

〔類聚名義抄 十魚〕鮔（音岠、ナヨシ、）　鯔鯔（通正音甾、ナヨシ、）　鯛（音同、爲堅魚義未詳、ナヨシ、サメ、）　魴（音房、ナヨシ、）　鱧（音禮、ハム、ナヨシ、）　鰢（音馬、ツタラ、）　鯛（ナヨシ）

〔伊呂波字類抄 奈動物〕鯔（ナヨシ）

〔下學集 上氣形〕鯔（或作名吉）○鯐（スバシリ）

〔運歩色葉集 名魚〕名吉（ナヨシ、伊セ鯉）　鯐（スバシリ）

〔壒嚢抄 一〕魚類字　鯐（スバシリ）

〔和爾雅 六龍魚〕鯔魚（ナヨシ、鯔頭魚、子魚、烏魚並同、）○鮃（エブナ）○魚（似烏魚而小、見子閩書、或云鮻鯪、）

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可レ令二勤仕一候、此間依二霖雨一美物難レ得候、○中略魚類者○中略名吉、

〔物類稱呼二動物〕鯔なよし（此魚の總名也、世にぼらと云、日本紀に云口女これなり、）極小なる物を江都にてをぼこと云、（東國に小見をおぼこと云、故に此魚の小なる物を云、）加賀にてちよぼと云、土佐にていきなごと云、（土州にてはいきなごを辛とす、鍼びしいことよぶ、）小なるものを關西關東ともにいなと呼、（いなは稻の塞くされて魚と成といへり、然る時はいなとは稻魚なるべし、いにしへは魚を魚と稱せしなり、）洲走遠州にてはしりと唱ふ、

漁人簀の四方に網を張て、是をとるを簀引と云、因て簀走の名有、一説に此魚河と海との潮境を往來する頃を賞して洲走の名有とぞ、江戸にては六月十五日より洲走と呼、十四日迄をいなと云也、九月にいたり、泥味なく脂多くして、いよ〳〵味ひ美也、色又さらし洗ふたるが如し、此時を畿内にてこざらし江鯔と稱す、泉州堺の名産なり、なよし、ぼら、伊勢ごい、長崎にまくちと云、勢州及尾張にてめうぎちと云、

いせごいとは勢州鳥羽の海濱にて多く是をとり、又鯉に類するをもつて、いせ鯉と云、關西の稱なり、東國にはぼらとのみ呼也、又まくちとは、上古くちめといひし詞の遺りたる也、めうぎちとは名吉（なえし）の音義を用たる也、

〔比古婆衣三〕口女

鯔は○中略俗に菩良また伊勢鯉ともいへり、○中略此魚延喜式諸國の進御、また御饌の料などにもすべて載られず、其ほか古書どもにも、然る例見えたることなし、○註略さてまた此魚をなよしといふは名吉の義にて、（運歩集に名吉又伊勢鯉）かの不レ得レ預二天孫之饌一、即以二口女魚一所三以不二進御一者、此其緣也、とある古事を、忌々しみて、此を食料とするうへに、言忌して名吉と呼かへたるものなるべし、（出羽の秋田わたりにては、ミヤウケチともいふとぞ、名吉と書く字音の訛れるなり、）

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鯔（旨而反、音支、訓二那與志一、）附（女那多魚）

釋名、口女(日本紀、訓久知米)伊勢鯉、名吉(讀如字)腹便(或曰腹太、訓波羅不登)鮕(音呑、訓母羅)江鮒(訓如字)簀走(訓須波之利)鰷(上同、壒囊)鯐(音走、訓同上、)鮠(音危、訓同上、按鯔者此魚之總名、而魚色黑故名之、(中略)腹便者此魚肚腹圓肥也、江鮒者小鯔如鮒、攝之難波漁市稱此名也、簀走者小鯔能跳走、江都魚市稱此名也、鮕鯐倶未詳、是者和字乎、鯫徂九切、音騶、字書曰白魚也、據誤假用、大者鯔、口女、伊勢鯉、名吉、腹便、鮕、小者江鮒、簀走之類、海俗所謂自小至大、逐年有名、然未詳之、但漁家之戲稱乎、號者鮎鯫之類、本邦爲鯫魚名、倶未知所據焉、)

集解、鯔魚江海處處有之、小者江河淺水中亦生而能跳如飛、連行成陣、倶似鯉魚、狀圓、頭扁、背黑、肚白、性喜食泥而未聞貪餌者、故不能釣之、若構池通潮以畜之者貪餌、故釣之如釣鯽、或以網采之、小者以簀亦采之、其法編蘆葦作簀、簀之四端繞設小罟、以舒水面者數卷相連、既待潮來時、四圍運于小艇、擧篙棹打波面、或拍手扣舷、呼號踊躁則小鯔驚、跳走于簀上者以千數之、悉入四端小罟而不能逃、此俗謂簀引、故稱魚曰簀走、是鯐鮠江鮒之類也、京師江都同作鮓、味最可好、作鱠亦美、難波泉界號曰江鮒鮓、傳送于京師、或以次于江之鮒鮓、濃之鮎鮨之後焉、大者亦味逾甘美不減鯉鮒、但有些泥味、爾連行群集、漁人若幸遇此時、則所得甚多、(中略)

附錄、女那多(ナヨ)魚(狀全與鯔同而大者也、海俗所謂老鯔魚、又曰、鯔類而別一種也、其大者六七尺及丈餘、鱗鰭硬大、背青於鯔、味極甘美、多脂勝于鯔、生食煮食倶好、多子滿腹、漁家稱鯔有子者、悉女那多之種也、是似有理、諸腸可食、白亦大而佳、江東多有、芝江亦采之、此亦勢州海濱最爲絶勝、或曰、此輩之青魚也、鯇骨如琥珀、狀大味美、可謂五侯之鯖者乎、然未詳之、)

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鯔

鯔魚之子曰鯐、字書未見此字、本邦之人因象製字耶、或謂鯫、鯫徂九切、音騶、白魚也、此亦未詳、名鯔子之由、皆以多聚跳走之稱乎、太平御覽名跳鯅、載嶺表異錄曰、跳鯅乃海味之小魚鯅也、捕魚者中春於高處卓望、魚兒來如陣雲、濶二三百步、既見報漁師、遂擕舡爭前而迎之、舡衝魚陣、不施罟網、但魚兒因驚跳入舡、逡巡而滿、以此爲鯅、故名之跳鯅、又云、船去之時不可當魚陣之中、恐魚多壓沈故也、今本邦志州鳥羽之江采鯔亦若斯矣、宋馬志曰、性喜食泥、然則今勤覺有泥味者宜矣、往時有一官人、築別墅于河邊、構小池引湖水、放養小鯐數十頭、俗稱於保古、經三年欲脩池邊之缺壞、悉決水爲涸、不見一箇鯐

魚衆皆疑之、細視池底之土、則有魚之形而取之泥也、老漁聽之曰、凡鯔鮭之類者、江海腥泥所化也、故無子、稱其子者蓋是米那多之子也、然勢土之產、其子甚多、李時珍亦謂、其子滿腹、則鯔魚有子者不爲訛乎、或曰鯔之大者謂米那多、近寓肥之長崎、過華商四五輩、以問青魚之狀、本邦之米那多全似之、時珍謂鯔狀如青魚、恐是米那多者華之青魚矣、予〇平野必大未試之、他日可證也、海西人謂、獺者老鯔所化也而未知其眞、凡獺喜食之、恐不可有此理矣、

〔大和本草十三河魚〕シクチ　河鯔ニ似タリ、大河ニアリ、又其形頗海鯔ノ如シ、頭ハ海ボラヨリ薄ク身モ海鯔ヨリセバシ、鱗大ナリ、長四尺ニ至ル、目紅シ、四時捕、病人食之無傷、河魚ノ上品ナリ、小ナルヲエブナト云、又アカメト云、一尺餘ナルヲヤスミト云、地ニヨリテ形味カハル、大池泥河ニ生ズルハ肉赤ク脂多キ事海鯔ノ如シ、味厚ク美シ、病人ニ不宜、沙石多キ河ニ生ズルハ、肉白ク脂少ク味淡美、病人食ッテ無害、

河鯔　シクチト別ナリ、海鯔ヨリ圓ク色少赤シ、不腥海鯔ヨリ味美シ、河魚ノ佳品トス、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕鯔魚　クチメ日本紀　ナヨシ和名鈔勢州尾州　メウギチ勢州　イセゴヒ　クロメ肥前　マクチ長崎　シロメ加州　ハラブト本朝食鑑　一名烏魚漳州府志、泉州府志、　蛇頭魚餘姚縣志　梭魚訓蒙字會　柳根鯖盛京通志　水魚鄉藥本草

魚ノ大小ニ因テ方言各異ナリ、筑前ニテハ四年ナルヲボラト云、秋田ニテハ極テ大ナルヲボラト云、薩州ニテ老テ四尺計ナルヲカ子ウチボウト云、丹後田邊ニテ五六尺ナルヲトフリボラト云、讃州丸龜ニテボラノ稍小ナルヲ、コデツボウト云、秋田ニテ一尺餘ナルヲメウゲツト云、勢州桑名ニテ八九寸一尺許ナルヲニサイト云、長州ニテ一尺許ナルヲカンヅカト云フ、

鮬魚閩書　イナ筑前ニテ二年ナルヲ云、勢州桑名ニテ六寸許ナルヲ云、播州ニテハ四寸以上ナルヲ云、ヅボ秋田ニテ七八寸ナルヲ云　ヅボウ仙臺　クロメ筑前　ナイシ雲州　又スバシリ、筑前ニテ三年ナルヲ云、故ニ大和本草ニイナヨリヤヽ大ト云、ハシリ遠州　又チヨボ、加州ニテ五寸許ナルヲ云、飾チチヨボ

鯔産地

ズシト云、又コ。ツ。ブ。ラ。(秋田ニテ二三寸ヨリ四五寸マデナルヲ云)ツ。ク。ラ。(江戸ニテ小ナルヲ云)

撥尾魚、(閩書)エ。ブ。ナ。(筑前ニテ一年ナルヲ云)ス。バ。メ。ズ。シ。(大坂)ス。バ。シ。リ。(勢州播州ニテ三寸許ナルヲ云)

初生一寸許ナル者ハア。シ。ノ。ミ。(播州)ギ。ン。コ。(勢州桑名)ギ。ン。バ。ク。(同上)イ。キ。ナ。ゴ。(土州、鹽藏スルモノヲ、ギンビシコト云、)ヲ。ボ。コ。(江戸)ノ。ボ。コ。(勢州津)デ。ゴ。ヒ。(薩州)又一寸ヨリ一寸餘マデヲヤ。チ。ミ。ゴ。(羽州秋田)二寸マデナルヲデ。ン。ブ。ク。(勢州)テ。ン。ブ。ク。(同上)ト云、又二寸許ナルヲテ。ゴ。ロ。ボ。(濃州)デ。コ。ロ。ボ。(勢州)デ。コ。(同上)ト云、鯔魚ハ圓身扁頭ニシテ色黒ク腹白シ、水中ニ連行シ、能跳飛シテ水上ニ出、河海ノ別アリ、馬志ノ説トコロハ河産ナリ、カ。ハ。ボ。ラ。ト云味佳ナリ、李時珍ノ説トコロハ海産ナリ、ウ。ミ。ボ。ラ。ト云、漳州府志ニ海烏ト云、海鹽縣圖經ニ海蕉ト云フ、一種シ。ク。チ。ボ。ラ。アリ、一名シ。ユ。ク。チ。(巻懐食鏡)ヒ。ク。チ。(備後)メ。ナ。ズ。(志州、)ド。ウ。ナ。イ。(防州)ア。カ。メ。(加州)メ。ナ。ダ。(江戸)兒ヲメ。ア。カ。(豫州)ト云、閩書ニ赤目烏ト云、頭ボラヨリ扁ク目唇倶ニ赤シ、身ハ狭ク長シ、味ハボラニ勝レリ、大ナル者ハ四五尺ニ至ル、ソノ鮞胞ヲ連子テ乾シタルヲカ。ラ。ス。ミ。ト云、コレヲ鱲子(カラスミ)(餘姚縣志)ト云、康熙字典ニ、唐韻膭子魚子脯出(二)新字林(一)、俗作(二)鱲(一)誤ト云フ、此カラスミ、馬鮫魚(サハラ)ノカラスミト形状ハ同レドモ、魚黄赤ニシテ脂多ク、味甘美ナリ、馬鮫魚膭子ノ味、辣澁ヲ帯ルニ異ナリ、勢州、土州ヨリ出ス、茶家ニハ肥前野母ノ産ヲ貴ブ、土州ニテハ九月土用中ニコレヲ取ル、時ヲ過ルトキハ、全ク鮞ナシト云、時珍其子滿腹有黄脂味美ト云ハ赤目烏ナリ、常鯔ニハ子ナシ、水獺喜食フ者モ、亦赤目烏ナリ、

〔魚鑑上〕いな(中略)初生をお。ぼ。こ。といひ、微しく育たるをゑ。ふ。な。といふ、閩書南産志及南寧府志に撥尾といふ、二歳のものをい。な。といひ、三歳をす。ば。し。り。といふ、閩志には鰦魚と名づく、四歳以上をぼ。ら。といふ、卽鯔魚なり、十歳以上をと。ど。といふといへり、

〔毛吹草三〕志摩　鳥羽鯔(ナヨシ)

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鯔(中略)

鯔利用

嘗聞、伊勢之鳥羽、桑名海濱多采之、其美者餘州不及、全無泥味、九十月之際、此魚群聚海中暖處、漁人登高以窺其成陣處、乃下網截流取之、若漁人貪多久留滯、則群魚驚跳入船、竟壓沈于船、最可恐戒也、卽以可知魚多矣、土人作生乾披鹽引、或作鮓糟等類、而獻之郡守刺史、郡守刺史亦貢獻于上厨、及餽于親交、而賞美之、商賈亦運傳于江都魚市以鬻之、予〇平野必大甞使京、次于桑名時、市人語予曰、斯江上八九月、大鯔成群、陣陣如雲向東南去、漁人爭網之、此時城湟園池之鯔魚、亦悉相引、聚于水鬧柵處、不得出、而活潑跳揚耳、海俗謂、此鯔悉至鳥羽之海岸、是會暖處歟、欲生子歟、未知何爲而至、土州泉州亦多不減勢州產、

〔攝陽群談十六名物土產〕佃鯆魚（エブナ）　同郡〇西成佃村ノ川神崎川下也ニアリ、漁者四方ニ網ヲ置廻シテ捕之、號テ狩網ト云、此魚ノ味甚他ニ勝テ宜ヲ以テ、多鮨ニ作ル、

簾引魚　同郡〇河邊尼崎長洲濱ニ於テ漁者捕之、竹ヲ以テ簾ヲ編、礒ニ置廻シテ其中ニ入ル鯱ナリ（スバシリ）、簾引シテ魚ヲ捕ノ業、此所ノ漁者始テ造之、

〔出雲風土記島根郡〕凡南入海所在雜物、〇中略鯔（ナヨシ）〇中略海松等之類至多、不可盡名、

〔藝備國郡志上安藝〕土產門

鯔魚　安南郡氏名島邊、佐東郡江場海邊多取之、〇中略其形小者隨海潮喩喁、而游泳于水上、或網之、或釣之、一時得數百喉、脍之、則近江之鮒、山城之鯉亦不足望之、鮓藏者亦可也、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鯔〇中略

氣味、甘平無毒、或曰冷也、鯔喜食泥、而有泥土之味、又有鹹味、故曰性冷、主治、五勞七傷及一切虛羸者、常可嗜之、或婦人最可食、披氣血鬱結、消痰解熱及熱痢消渴、開胃利五臟、令人肥健、與百病無忌、故俗稱藥魚也、〇中略

腸中臼子、鯔魚腸中有肉塊、如臼形者、不過龍眼子大、號曰鯔臼、或似法馬之形、氣味、甘平無毒、主治、去腸胃舊垢穢滓及血塊食積、宜與味醬同煮食而好、作醢亦可、

鯔鹽引、附子內子、今處々雖製之、然不及勢之鳥羽、泉之岸和田產、內子者子籠也、造鹽引法與鮭年魚同、詳于各條、是東海鯔條之類乎、

子、氣味、甘平無毒、主治、產後不禁之、按勢州土州產者多子、餘州產者全無焉、連胞乾者號唐墨、與鰆之唐墨同、然色黃赤味甘美勝于鰆墨、鰆墨色紫黑、味雖甘美而生辣澀、故稍劣矣、

附方、產後腹痛、鯔墨細切作片、和味酒煮食明立驗、鰆墨亦同、

〔食物和歌本草 三〕鯔魚

なよしこそ胃をひらきつゝ五臟利しやせたる人を肥しこそすれ

〔日本書紀 神代 二〕一書曰、時海神便起憐心、盡召鰭廣鰭狹而問之、皆曰不知、但赤女有口疾不來、亦云有口女口疾、卽急召至、探其口者、所失之鉤立得、於是海神制曰、儞口女從今以往、不得呑餌、又不得預天孫之饌、卽以口女魚所以不進御者其緣也、

一書曰、○中略、海神召赤女口女問之、時口女自口出鉤以奉焉、赤女卽赤鯛也、口女卽鯔魚也、

〔日本靈異記 下〕禪師將食魚化作法花經覆俗誹緣第六

吉野山有一山寺、名號海部峯也、帝姬阿倍天皇御世、有一大僧住彼山寺、精懃修道、疲身弱力、不得起居、念欲食魚、語弟子言、我欲噉魚、汝求養我、弟子受師語、至於紀伊國海邊買鯔八隻、納小櫃而歸上、時檀越三人遭道而問之言、汝持物何物之也、童子答言、此法花經也、從持小櫃垂魚之汁、其臭猶魚、俗念非經、卽至於大和國市邊、俗等俱息、俗人逼言、汝之持物非經、此魚也、童子答曰、非魚當經也、俗强令開、不得逆拒、開櫃見、化法花經八卷也、俗等見之、恐異而去、彼一俗念猶奇見、逐而竊窺往、童子至於山寺、向師具陳於俗等事、禪師聞之、一惟一喜、知天守護、然食彼魚、時窺往俗見、五體投地、白禪師言、雖實魚體、而就聖人之食物者、化法花經也、我愚癡邪見、不知因果、而犯逼惱亂、願罪脫賜、自今已後、爲我大師、恭敬供養、自爾俗成大檀越、供養禪師、當知爲法助身、於食物者、雖食雜毒、而成甘露、雖食魚宍而非犯

罪、魚化成、經天感齊道、此復奇異事也、

鯔雜載

鯔名吉(ナヨシ)

〔土佐日記〕けふ〈○承平五年正月元日〉は都のみぞ思ひやらるゝ、こゝのへのかどのしりくめなはの、なよしの頭ひゝらぎら、いかにとぞいひあへる、

〔安東郡專當沙汰文〕元德元年己巳十一月注之

一宮中奉納之時、安濃東西郡正權專當等寄合、直會祓料、肴魚以下之物等買之、大意日記事、〈○中略〉名吉十五隻計〈方々ノ料代錢三百計歟、高直之定、○中略〉

一毎年五月五日節供料、御田半之丁部面々方、于名吉一隻宛上之間、專當使郡令入部、五月一日安乃津市大略取集之歟、方々支配之次第、

七隻長官進之　二隻七殿進之、〈家子ノ分也〉　二隻多聞大夫殿進之、〈家子分也〉　二隻政所大夫方進之、已上十三隻方々進之、所殘之分專當得分之、但彼魚對捍之時者、代錢二十文宛取之、

一常樂寺御田米、無窂籠之時、魚等所進之送文案、〈爲後日注置之、長進分、〉

進上　名吉十三隻

右任先例進上如件

嘉元二年五月三日　安東郡權專當吉貞上

ヒヾ

〔物類稱呼〈二動物〉〕鱭魚ひゞ　常州水戸にてふぢかけと云、佐渡にて島まはりといふ、

〔大和本草〈十三魚〉〕ヒヾ　琵琶湖ニアリ、長六七寸、形色似鯔魚、只鱗細キノミ、

血引魚 ヒメヂ魚

〔和漢三才圖會〈四十九江海有鱗魚〉〕血引魚(ちびき)　正字未詳

按血引魚形似鯔、而大者二三尺、全體深赤色、肉亦如血、味不美、故惡其色食之者少、

鱸名稱

比女智魚　夏月雜肴中交來於魚市、大五六寸、形似鰷而身過半赤如血、肉白柔、

〔新撰字鏡魚〕鱸落胡反、須々支、　鮑於業反、埋藏奧、須々支、

〔本草和名十六魚〕鱸落胡反　俗名鱸鮭出崔禹　和名須須岐

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鱸　崔禹錫食經云、鱸音盧、和名須須木、貌似鯉而鰓大開者也、四聲字苑云、似鱖而大青色、

〔類聚名義抄十魚〕鱸鱸今正、音盧、スヾキ　鮬音枯、セヒ、　鯖鱸鱸今或正、スヽキ、

〔伊呂波字類抄須動物〕鱸スヽキ　俗名鱸鮭出崔禹已上スヽキ

〔下學集上氣形〕鱸松江鱸魚、巨口細鱗也、　鮬　鯥

〔日本釋名中魚〕鱸　其身白くしてすゝぎたるやうに、きよげなる魚なり、其小なるを松江と云、せいごなり、もろこしの松江のすゝきは、日本の鱸より小なりと云、是せいごなるべし、

〔東雅十九鱗介〕鱸スヾキ〇中略　我國太古の世にありて、名聞えし事、此物よりさきなるはあらず、されど又スヾキと云ひし義の如きは聞ゆべくもあらず、（中略）出雲國風土記には、波多須々支といひ、舊事紀、古事記等の書には、口大之尾翼鱸と見えしによりぬれば、スヾキと云ひし事の義も、自ら明かなるにや、古語にスヾキといひしは、小しきにして小しきなるを云ひけり、其尾翼は口大きなるに及ばれば、かく名づけ云ひしと見えたり、

〔古事記上〕水戸神之孫櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗之時、〇中略　地下者、於底津石根燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之口大之尾翼鱸訓鱸云須受岐佐和佐和邇此五字以音控依騰而打竹之登遠々登遠々邇此七字以音獻天之眞魚咋也、

〔古事記傳十四〕口大は、大口を寫誤れるなるべし、萬葉に猿をも大口乃眞神とつゞけ云り、さて鱸の形をば、漢籍どもにも巨口細鱗といへり、

〔萬葉集三雜歌〕柿本朝臣人麻呂羈旅歌

荒栲藤江之浦爾、鈴寸釣、白水郎跡香將見、旅去吾乎、

〔羅山文集七十四雜著〕或問曰、鱸魚纔小僅數寸、見本草綱目、然則赤壁賦所云巨口細鱗松江之鱸即亦是歟、余曰、不然、范史左慈傳、慈有方術、座間釣松江鱸于盆中、長三尺許云云、李時珍所說未詳、

〔庖厨備用倭名本草八魚〕鱸魚　倭名抄ニスヾキ、多識篇同ジ、考本草一名四鰓魚、ナリアヒ鱖ニ似テ色白ク黑點アリ、巨口細鱗ニシテ四鰓アリ、長サワヅカニ數寸、元升〇向井曰、本朝先輩此數寸ト云ニヨリ、鱸魚ヲアユトイヘルハ穩當ナラズ、本草註ノ如キハ疑ナクスヾキ也、但長サ數寸ノコトハ、筑後柳川ノ入江ノ海ザカヒニ、ハクラト云魚アリ、其形色數ニテ本草ノ說ノ如シ、李時珍ミタル鱸魚ハ此ハグラナルニヤ、是モスヾキノ類ナリ、アユハ白色黑點ニ非ズ、大小長短ハ土地異方ノカハリニモヨルベシ、三尺ノ鱸魚ヲ釣ト云古事モアルヨシ聞傳ヘタリ、

鱸魚味甘性平小毒アリ、五臟ヲ補ヒ筋骨ニ益アリ、腸胃ヲ和シ水毒ヲ治ス、鮓トナシ膾トナシテ尤ヨシ、日ニ暴シヤハラガシテ香美也、肝腎ニ益アリ、胎ヲ安ジ中ヲ補フ、食禁多食スレバ病ヲ生ズ、肝ヲ食スベカラズ、合食禁、乳酪ト同食スベカラズ、鱸毒アタルニハ蘆根汁ニテ解ス、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鱸(音盧、訓須須木、)

釋名、小者曰鮬(セイゴ)(黑色曰盧、此魚白質黑章故名、(中略)今世訓世比、世比古、以名小鱸乎、)

集解、東南江海四時俱出、小者數寸、大者三五尺、巨口細鱗、似鱖而白質黑章、頭大鰭硬、有四鰓而大腮、或有黑點、亦間有之、川河者味美脂多、江海者味淺脂少、

〔本朝食鑑十華和異同〕鱸

李時珍所謂吳中松江之鱸長僅數寸、是本邦之鮬(セイゴ)也、明流寓舜水朱氏亦見鮬爲松江之鱸、味亦同焉、然則不及本邦之大鱸者遠矣、

〔大和本草十三河魚〕河鱸　海鱸ト形狀同ジ、味甚美ナリ、海鱸ニマサレリ、夏秋尤多シテ味ヨシ、其大者三四尺許、其小者六七寸アルヲセイゴト云、一尺內外ナルヲハクラト云、味甚美ナリ、小者性カロ

シ、中夏松江ノ鱸モ河鱸也、長數寸、本草ニイヘリ、セイゴトハ松江ナルベシ、

〔大和本草 十三 海魚〕鱸魚　大ナル者二三尺、三月以後七月マデ肥ユ、暑月多クシテ味ヨシ、八月ヨリヤスル、夏秋サシミ膾トシ鮓トス、夏月腸ノ味ヨシ、クモワタト云腸アリ、脂多ク味ヨシ、病人忌之、小ナルヲセイゴト云、松江(セウガウ)ナルベシ、中華松江ノ鱸ハ其大サ日本ノセイゴノ如シト云、中華ノ鱸ハ小ナリ、本草ニノスル處、長僅ニ數寸トアリ、河鱸味尤ヨシ、暑月ノ佳品ナリ、出雲ノ松江ノ湖ノ鱸味最スグレタリ、海ト河トノ間ニアルモ味ヨシ、漁人釣之、或戈ニテツキテトル、鱸魚ヲセイゴト訓ズルハ非ナリ、鱭魚ハアユ也、セイゴハ小鱸也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九 魚〕鱸魚　スジユキ(古事本紀)　スヾキ　一名松江魚(名物法言)　橙蠶錄事(水族加恩簿)

紅文生盧清臣(同上)

此魚大小ノ名、諸州各異ナリ、筑前ニテハ六七寸ナルヲセイゴト云、稍大ナルヲハネゼト云、一尺內外ヲハクラト云、讃州ニテハ六七寸ナルヲセイゴト云、或ハセイト云、一尺餘ナルヲコバチト云フ、雲州ニテハ一尺許ナレヲチウハント云、伯州ニテハアンザシト云、水戸ニテハセツパト云ヒ、一尺ニ過ルモノヲスヾキト云フ、備前ニテハ三四寸ナルヲセイゴト云、七寸許ナルヲセイト云、一尺許ナルヲコバチト云フ、勢州ニテハ四五寸マデヲセイゴト云フ、一尺五寸ナルヲマダカト云、マダカヨリ大ナルヲスヾキト云フ、同桑名ニテハ八寸許ナルヲセイゴト云、一尺二寸許ナルヲマダカト云、二尺ニ近キモノヲハチト云、二尺以上ヲスヾキト云、江戸ニテハ一年ヲセイゴト云、二年ヲフツコト云、三年ヲスヾキト云、濃州ニテハ一年(二寸許)ヲシイノハト云、二年(六寸許)ヲセイゴト云、三年ヲマダカト云、四年ヲスヾキト云、鱸魚ハ巨口細鱗ニシテ、大口魚ニ似テ白質黑章ナリ、頭大ニシテ鰭鬣硬ク、棘鬣魚ノ如シ、性餌ヲ好ム、錫丸ヲ以釣ベシ、故ニスヾキト名ク、腹中ニクモワタアリ、形蜘蛛ノ如クニシテ脂多ク味美ナリ、夏月コレヲ賞ス、大口魚ニモクモワタアリ、

鱸產地

形重雲ノ如キ故名ク、ソノ名混ジヤスシ、ソノ鱗細砕ナリ、乾シテ鰿子ト爲ベシ、鱸魚ニ河海ノ別アリ、カ。ハ。ス。ヾ。キ。ハ脂多シテ味勝レリ、江鱸寧波府志ト云フ、正字通ニ、天下之鱸皆兩腮、惟松江鱸四腮ト云、ウ。ミ。ス。ヾ。キ。ハ脂少味淺シ、正字通ニ、海鱸大者四五尺、其內蟲者尤美ト云、寧波府志ニ、海中四腮鱸、皮緊脆而肉厚、呼曰脆鱸ト云フ、略○中鱸魚ノ小ナル者ヲセ。イ。ゴ。ト云、大和本草ニハ、松江ノ香ナルベシト云、淞江鱸魚數寸ト云故ナリ、或ハセイ攝州讃州トモ云、和名鈔ニ漢語抄ヲ引テ世比ト云時ハノノ名古シ、一說ニスヾキトセイゴト種異也、セイゴハスヾキヨリ形扁クシテ脂少ク、味淡シト云、孰レカ是ナルヲ知ラズ、若シ別種ト爲ストキハ、顧起元ガ魚品ノ鱸ヨクセイゴニ充レリ、

〔毛吹草 三〕山城 鱸　出雲 白潟鱸　松江鱸

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕鱸略○中今洛之淀宇治爲上品、播紀泉勢尾參遠駿豆相江都房總等州最盛、洛西北海亦雖有之、不及東南之美也、但雲州松江多出、味亦稱美、松江之名擬呉之松江以號之耶、古事本紀謂、天孫降臨之時、事代主於出雲國小濱、造天之御舍、獻天御饗、時櫛八玉釣口大尾翼鱸、獻天之眞魚咋也、註訓鱸曰須受岐、然則雲州產鱸魚者尙矣、松江者今太守之城邊也、松江小濱同州而殊處乎未詳、古者山城國貢獻之、詳于式大膳部、略○中今時亦自公侯至士民、大饗嘉儀最所佳賞也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鱸略○中城州淀川、宇治川、武州小松川、相州相摸川、播州、紀州、泉州、勢州、尾州、參州、遠州、駿州、房州、總州等東南ノ產最盛ナリ、西北海ニモ有レドモ、東南ノ美ニ及バズト云、然レドモ惟雲州松江ノ鱸名產ナリ、味モ優レリ、略○中雲州ノ城下ヲ松江ト云、又呉松城ト云フ鱸魚ニ因テ呉ノ松江ノ名ヲ取レルモノナリ、湖アリ、大サ二里許、夏月湖中ニ於テ鱸魚ヲ取リ、十月以後ハ湖ヨリ海暖ニ向ヒ落ルヲ取ル、長サ五尺ニ至ル者アリ、湖ハ海ヲ去ルコト數町ニ過ギズ、ソノ間ノ川流瀨ノ早キ處ニテ網ヲ

鱸利用

用テ採ル、十月ノ雷ヲスヾキヲトシト云、此時特ニ多シ、ソノ川ニ漁場三アリ、橋本、中網、下網ト云、又海際ニ於テ最密ナル網ヲ用テ採ヲ外網ト云フ、凡鱸魚四時倶ニ出、然レドモ三月ヨリ七月ニ至ルマデ體肥ユ、暑月出ルコト多クシテ、味亦佳ナリ、九月ヨリハ體瘦、故ニ他州ニテハ暑中ニ賞ス、惟雲州ニテハ多賞ス、味亦佳ナリ、他州ノ産ハ大者ハ三四尺ニ至ル、雲州ノ産ハ大者ハ五尺ニ至ル、此其異ナリ、

〔魚鑑　下〕すゞき〇中略下總銚子の產をよしとす、然れども角田川の下に養ふときは、水の淸きに腴、潮の鹹からざるに化して、終に善美兼盡す、その肉は卽玉鱠にして、夏月の珍、これに過るものなし、

〔雍州府志　六土產〕鱸魚　河海共有之、宇治川所產稱河鱸、特爲珍味、伏見川之產亦次之、今按延喜式山城國贄有鱸魚、然則自古賞之者乎、

〔延喜式　三十一宮內〕諸國例貢御贄　山城國平栗子、氷魚、鱸、

〔延喜式　三十九內膳〕年料　山城國氷魚、鱸魚、〇中略　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿、擬供御、

〔出雲風土記　島根郡〕凡南入海所在雜物、〇中略須受枳、〇中略海松等之類至多、不可盡名、

〔宜禁本草　坤魚〕鱸魚　甘平、安胎補中、作鱠尤佳、益肝腎、補五藏、和腸胃、食之宜人、不甚發病、張幹思之益筋骨、治水氣、多食宜人、暴乾甚者美、一云多食發痃癖及瘡腫、忌乳酪、

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕鱸〇中略氣味、甘微温無毒、本綱曰、有小毒、孟詵曰、中鱸魚毒者、蘆根汁解之、按此說是也、予(平野必大)用食鱸發病者、於主病藥方中、加蘆根、山査、姜炒、黃連、略有治驗、若獨多用蘆根汁、則味甘有發嘔瞼者、可思之、掌禹錫曰、多食發痃癖瘡腫、然則此亦動火之類乎、少食者未見此害、則性微温者明矣、　主治、潤肌肉、益筋骨、和腸胃、治水氣、或安胎補中、羹鱠尤佳、作蒲鉾亦佳、

發明、俗謂川河之鱸、脂肉甚美而有毒、江海之鱸、脂肉最淺而無毒、是不獨鱸、而一切鱗物皆有此理焉、

鱸享饌

予今愛其潔白淡味而嗜之、多食中毒者鮮矣、故冠宗奭所謂雖有小毒不甚發病、此確論也、李廷飛曰、肝不可食、剝入面皮、然今亦煮諸腸者、但用脬與回腸而味美脂多、其餘微少龟浅不足啗、何愛肝哉、子、氣味甘温有毒、多食動癖積、最忌嬰兒也、作唐墨亦佳、

〔大草家料理書〕一川鱸料理の事、但差味は上也、酢鹽はさやうが酢上なり、又煎酒中也、辛し酢下也、

一海鱸は汁にするは上也、さしみは中也、

〔平家物語 一〕鱸の事

淸もりいまだあきのかみたりしとき、いせの國あのゝ津より舟にてくまの　まいられけるに、大きなるすゞきのふねへおどり入たりければ、せんだち申けるは、むかしさうの武王のふねにこそ、白魚はおどり入たるなれ、いかさまにもこれはごんげんの御利しやうとおぼえ候、まいるべしと申ければ、さしも十かいをたもつて、さやうじんけつさいのみちなれども、みづからてうびして、我身くひ、家の子らうどうどもにもくはせらる、

鱸雜載

〔應仁記 二〕今出川殿勢州下向之事

室町殿ハ〇足利義政、中略京都ノ依忩劇、御臺所坂本へ御忍有テ御暇乞ノ御對面御一獻有、〇中略御舟十二艘ニテ、廿四日〇應仁元年八月明方ニ江州山田ノ浦ニ御著アリケルニ、雜賞船ニ鮓ト云魚一尺計成ガ飛入ケリ、疎忽ナル者取テ海へ投入ケレバ、又鱸一ツ入ケリ、〇中略本朝ニハ平ノ淸盛公熊野參詣之時、舟へ鱸飛入ケルヲ天ニ祭テ、後ニ太政大臣ヲ極メ、天下ヲ治テ振其威、吉例一方ナラズトテ、是ヲ料理テ御酒モリ有ケリ、

〔吾妻鏡 十一〕建久二年八月一日丁丑、今日大庭平太景能、於新造御亭獻盃酒、其儀强不極美、以五色鱸魚等爲肴物、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年卅日未剋御成〇中略

鮬

進士美作守請取調進獻立次第〈○中略〉十七獻、からすみ、せいご、はまぐり、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十五年七月十八日、いたくらす。ゞき。えん上す、

〔倭名類聚抄〈十九龍魚〉〕鮬　唐韻云、鮬〈音枯、漢語抄云、世比、今訛謂婢妾、謂妾婢也、〉婢妾魚也、

〔箋注倭名類聚抄〈八龍魚〉〕玉篇、鮬、鱖歸也、爾雅、鱊鮬、鱖歸、郭注、小魚也、似鮒子而黑、俗呼為魚婢、江東呼為妾魚、爾雅翼云、鱖歸似鮒而小、黑色而揚赤、今人謂之旁皮鯽、又謂之婢妾魚、蓋其行以三為率、一頭前行、兩頭從之、若媵妾之狀、故以為名、段玉裁曰、歸音同婦、鱊鱖音近、鮬歸音近鱖、婦即今俗謂之鬼婆子是也、郝曰、此魚似鯽而狹長、黑色細鱗、大者僅三寸也、按此魚未詳、

○按ズルニ、後世鮬ヲセイゴト訓ジ、鱸ノ小ナルモノトス、鱸ノ條ヲ參看スベシ、

イサキ

〔本朝食鑑〈八江海有鱗〉〕伊左幾魚〈名義未詳〉
釋名奥鮬〈オクセイゴ陸奥稱之〉
集解、江東常有、夏秋尤多、形略類鮬而淡黑、圓身細鱗、背有一條黑線、味最不佳、魚中之下品、民間所嗜也、一種有小舌女〈コシタメ〉者、此亦類同、

〔大和本草〈十三海魚〉〕イサキ　長一尺バカリ其形メバルニ似テ長シ、頭小ニ淡黑色ナリ、早ク敗レヤスシ、下品ナリ、新鮮ナルハ味可也、無毒、

魬

〔倭名類聚抄〈十九龍魚〉〕魬魚　唐韻云、魬〈扶板反、上聲之重、又輕音、漢語抄云、波里萬知、〉魚名也、

〔箋注倭名類聚抄〈八龍魚〉〕按、扶屬奉母脣音、並母之輕、與此云重不同、波利末知未詳、今關西俗呼夫利之小者為波末知、未知與是同否、蘭山君曰、魬字篇海鰱、可以充夫利也、

〔類聚名義抄〈十魚〉〕魬〈扶板反、ハリマチ、〉　魬魚〈同〉

〔下學集〈上氣形〉〕魬〈ハマチ〉　鰤〈ブリ〉　鰤〈ブリ〉

〔壒囊抄〈一〉〕魚類字　魬〈ハマチ〉

〔倭頭屋本節用集 不 生類〕鰤ブリ

〔書言字考節用集 五 氣形〕鰍イナダ 未詳、 飯ハリマチ ハマチ 順和名 鰤ブリ

〔日本釋名 中 魚〕魚師ブリ　あぶらおほき魚なり、あぶらの上を略す、らとりと通す、

〔倭訓栞 中編 二十 波〕はりまち　和名抄に飯をよめり、今はまちといふものにや、壒嚢抄には志か記せり、

〔倭訓栞 中編 二十二 不〕ぶり　魚師をいふ、あぶりの義なるべし、ぶりやきとて別に製あるもの也、薩摩にてさうじといふ、蝦夷におそほろすけといふ、鰤をよむは二合の意にや、唐韻には鰤は老魚也と見えたり、

〔物類稱呼 二 動物〕鰤ぶり　この魚の小なる物を江戸にてわかなごと云、五畿内及西國四國にてわかなと云、又つばすと云、一尺程なるを西國にて目白と云、一尺餘り二尺にも至るを、江戸にていなだと云、北陸道及奥州にてふくらぎといふ、關西にてはまちと云、漸大になりたるを、江戸にてわらさとよぶ、是を北陸道にてらぎといふ、霜月の頃三四尺五六尺となる、是則ぶりなり、薩摩にてそうじといふ、筑前、及上總にて大うをといふ、

〔日本山海名產圖會 三〕鰤
鰤は日本の俗字なり、本草綱目に魚師といへるは、老魚又大魚の總稱なれば、其形を不釋、○中略日本にて鰤の字を制しは、卽魚師を二合して、大に老たるの義に充たるに似たり、又ブリといふ訓も老魚の意を以て、年經りたるのフリによりて、フリの魚といふを濁音に云習はせたるなるべし、小なるをワカナゴ、ツバス、イナダ、メジロ、フクラキ、ハマチ、九州にては大魚とも稱するがゆへに、年始の祝詞に協かなへる物ならし、

〔本朝食鑑 八 江海有鱗〕鰤 音師、訓無利、

釋名、飯（音販、又辨）鰍（音秋、源順曰、飯漢語抄訓波里萬知、今訓波萬知、京師鰤魚小曰飯、江都此曰鰍、訓伊那多、鰍本與鰌字同、今並誤用乎、又有下謂和羅佐者上、此亦飯鰍之類、又西海有一種大鰤赤鼻者、號曰鼻赤、其性未詳、）

集解、鰤形圓大而細鱗、頭大口尖、背蒼腹白、肉中有紫血色一條、内有細刺、如鮪鰹之紫血肉、俱號曰血合也、大者七八尺許、小者形扁、俱生者味甘酸不美、淹者味甘膩稍美、乾者亦佳、又削肉去皮作條、曝乾者呼曰鰤筋、或以鮮者作膾、和薑芥醋而食亦稍可、然官家不用而爲民家之用也、今以丹後之產爲上品、越中之產次之、其餘不及二州之產、但肥筑海濱采者亦不減二州之物、凡自冬至春賞之、夏時偶雖有之而不足用、嘗聞、鰤魚連行、自東北之洋繞西南之海、然比至丹後之海上、魚肥脂多味甚甘美、故以丹產爲上品、丹之太守刺史爭獻貢之、

肉、氣味、甘酸温有小毒、（乾淹二物俱氣味甘、微温無毒、）主治、滋潤氣血、令人肥健、

發明、凡魚性温而令人醉者多矣、醉者必有毒、若河豚、堅魚、師魚、鯖之類、俱宜乾用而不宜生用也、惟師魚作鮓則無毒、或生用亦多皆食之、則動血生熱、湧痰、發瘡、令人嘔吐、是純甘膏脂然乎、故今俗用瓮器而炙之、使燒土器以消爍于膏膩、此土氣開脇胃而魚性淺輕、以除動火嘔吐之患哉、

〔本朝食鑑　十華和異同〕鰤

孫愐唐韵、鰤老魚也、山海經、歷濺之水有師魚、食之殺人、陳藏器亦謂、魚師大者有毒殺人、李時珍曰、今無識者、予（○平野必大）謂、本邦何時爲此名乎、世人時時食之、然未到殺人也、

〔大和本草　十三海魚〕鰤　鰤ノ字ハ昔ヨリ國俗ニブリトヨム、然ドモ出處未詳、本草ニ魚師トイヘルハ別物ナルカ、其形狀ヲノセズ、唐韻ヲ引テ曰、鰤ハ老魚也ト、然ラバ鰤ト魚師トハ一物カ、又本草引山海經曰、魚師食之殺人トアリ、ブリハ微毒アレドモ人ヲ殺サズ、サレドモ松前蝦夷ノブリハ殺人ト云、凡ブリハ病人ニ不宜、又瘡疥ヲ發シ痰ヲ生ズ、有宿食及癰瘡金瘡人不可食、丹後鰤ハ味美ナリ、若狹ナド隣國ナレドモ、ブリノ味ヲトル、丹後ブリ、油多キ故鹽脯トナラズ、筑紫ノブリハ鹽脯

トスベシ、鰤ノ小ナルヲハマチト云、江戸ニテイナダト云、筑紫ニテヤズト云、地ニヨリテ名カハレリ皆一物也、三月ニ多ク捕ル、ヤズニモ色ノ少アカキアリ、少大ナルヲ目白ト云、小ブリナリ、ブリヨリ小ナル故味ウスク毒ナシ、ハマチ、丹後若狹攝州等ノ產ハ味ヨシ、筑紫ノ產ハ味淡ク酸シ、目白ハ味ヨシ、凡丹後ノサバカレイアヂブリナド皆脂多味美、一種ヒラストト云モノアリ、ブリニ似テ大ナリ、ブリニ比スレバ味淡ク無毒、其小ナルヲサウジト云、味淡美ナリ、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕鰤 よい 音師　魚師　鰍　和名波里萬知、略曰波萬知、

本綱、鰤(唐韻云老魚也)大者有毒、食之殺人、今無識者、

按鰤身圓大而細鱗、○中略 六月其小者五六寸名津波須、西國號和加奈、炙以蓼酢食之、九月一尺許者名眼白、十月近二尺者名鰍、(音萬) 江東稱伊奈多、爲魚軒和芥酢食最美、如餒則令人醉、(凡醉者知有毒、河豚魚鰤鱸之類、然鮮者不醉、)仲冬長三四尺、最大者五六尺者名鰤、削肉去皮作條曝乾者曰鰤筋、阿蘭陀人賞味之、呼曰羅加牟、用猪豕油食之、

鰤腌　冬春食之脂多味厚、過春月則味變不堪食、丹後爲上、越中及防州瀨戶崎雲州鱸島亦佳也、此魚自少至老時改名、初在江海徐出太洋、而復自東北海連行、終西海對州焉、以爲出世昇進之物、稱之大魚、貴賤相餽爲歲末之嘉祝、(未聞有殺人者、蓋自對州入中華海則甚大甚老、故得老魚師魚之名、毒亦甚乎、)

〔魚鑑 下〕ぶり○中略　肥前にやづといふ、丹後の與謝、雲州の鱸島を名產とす、他州もあり、五六月をわかなご、八月より十二月までをいなだ、年を越すものをはなじろ、二歲の秋より冬までをわらさ、四五歲のものをぶりといふ、又ひらまさ、ぶりに似て味ひ美し、ぶりのるひなるべし、四月頃鮞を生む、

〔安東郡專當沙汰文〕元德元年己巳十一月注之

一宮中奉納之時、安濃東西郡正權專當等寄合、直會祇料、肴魚以下之物買之大意日記事、○中略

鰤魟

鰺

大魚一隻 鈘料 若無大魚者、ツ○ラ○サ○二隻計歟、代錢百四五十計歟、

〔大舘常興日記〕天文九年四月十九日、大魚 ぶ○は○ゑ○ま○ん○ち○ 一折、諏神左みやげ也、

〔藩翰譜 十二下 稻葉〕紀通 ○稻葉 京極丹後守高廣が國に使して、其國に出ではべる鰤給るべきよしを乞ひしに、京極さる腹あしき人にて、稻葉は我領の土産乞ひ受けて、奉行頭人に送らん苞苴の料にこそすれ、ござんなれ、すべき樣こそあれとて、鰤百一一に首うち切て送てけり、紀通大に怒て京極が家人の此所通らん奴、打つて此恨晴さん者をと待ち居たる、

〔毛吹草 三〕越中　鰤　丹後　伊禰浦鰤　出雲　友島鰤　壹岐　鰤　對馬　鰤

〔日本山海名產圖會 三〕鰤

丹後與謝の海に捕るもの上品とす、是は此海門にイネと云所ありて、椎の木甚多し、其實海に入て魚の飼とす、故に美味なりといへり、北に天の橋立、南に宮津、西は喜瀨戶、是與謝の入海なり、魚常に此に遊、長ずるに及んで出んとする時を窺ひ、追網を以これを捕る、○中略 或云、鰤は連行て東北の大浪を經て西南の海を繞り、丹後の海上に至る比に、魚肥脂多く味甚甘美なり、故に名產とすと云、

〔鶉衣 前編拾遺〕百魚譜

鰤は節養の比もてはやされ、梅咲ころを世に匂ふ、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕鰤魟 ぶりがう 正字未詳

按鰤魟狀似鰤而略扁、帶淡赤色、細鱗白腹、夏秋西海多出、小者二三寸、大者三四尺、肉味稍勝、而可煮可炙可作膾、

〔新撰字鏡 魚〕鰺 桑勞反、鮏、○阿○地、

〔本草和名 十六 蟲魚〕鰺 似鯢 子公反、 頭中有石、一名石首魚 出崔禹、 和名阿知、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鯵 崔禹錫食經云、鯵(蘇遭反、與騷同、和名阿遲、)味甘温無毒、貌似鰺而尾白刺相次者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕按類聚名義抄云、鯵鰺俗正、干祿字書云、摻操上俗下正、故鱢俗作鯵、○中略 按崔氏狀鱢、爲似鯵皮中有白垢尾白刺連々逆々、其爲阿知無疑、畔山君曰、事波府志有青筴魚、當是阿知、又按説文、鱢鮏臭也、周禮曰、膳膏鱢、非此義、

〔類聚名義抄 十 魚〕鯵鱢(俗正、音同、上、アヂ、)

〔下學集 上 氣形〕鯵(アヂ)・鰀(アヂ)

〔東雅 十七 鱗介〕鯵アヂ 義不詳(中略)或人の説にアヂとは味也、其味の美ないふなりといへり、萬葉集に據るに、鳥の名にまたアヂといふあり、古にアヂといひし、別に義やありけむ、詳なる事を知らず、鯵字正字通には鰺字之譌也と見えたり、後にしても字義すでに闕けぬと見えたり、崔氏が説に、尾白刺相次者也といふ事、他魚のある所にもあらず、此にいふアヂなる事、疑ふべからず、此にアヂと云ふ物は、其大小種類またーつならず、

〔物類稱呼 二 動物〕鯵あぢ 紀州にてとつかは、土佐にてとつぱこと云、小しきなる物を西國にてこびらこ、相州にてぢんだんご、加賀にてさくざねと云、此魚播州室津にて多く捕る、故にむろあぢの名有、

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕鯵(音騷、與鱢同、訓阿遲、)集解、源順謂崔禹錫食經曰、鯵似鰺而尾白刺相次者也、此非白刺而硬鰭如鱗、背後兩邊相對、自腮下至尾前、其肉中亦黑血肉、綿綿成條、無鱗、青黑色、大者蒼黑色、不過一尺餘、駿豆房總之海濱采者最美、西北南海亦有、鯵性喜成群游好海糠食、故漁人窺而網采之、鯨好鰯鰹好鯷亦同、此類不少、凡自春末至秋末多采之、就中其不過六七寸許、而圓肥者味甚香美、最宜炙食、或作鮓、作煮、作膾亦佳、絶勝品類、呼號中腹(ナカフクラ)、而上下俱賞美之、是江都之珍也、漁浦常采爲腊、羹亦好、冬春之際、魚瘠無味、故專乾曝之爲民間之用、一種有室鯵者、狹小肉薄、故不堪生食、曝乾作腊而稍好、漁家言、此魚者播之室津多采之、故稱室鯵、一種有曰島鯵者、類鯧魚而狹、味亦不佳、最爲下品、

肉、氣味、甘温無毒、〈源順載食經言、或曰小者甘平、大者甘温、未詳、〉主治、未試療何病而無害、或謂破血、故瘍醫禁之、然此魚食餅故耶、

○疣背魚〈俗訓伊保世〉

釋名、島鰺、〈俗爲鯧名誤矣、鯧之別種也、〉

集解、疣背即鯧也、頭小身正圓、狀如編鯿鯛鰶而腦上突起、連背如瘤疣、故俗號疣背魚、無鱗、色白似雲母紙、或有斑紋、肉厚味美、炙之可食、不宜煮膾、然魚性多涎脂之故也、味雖美不爲上品、

肉、氣味、甘温無毒、主治、俗稱治小兒龜背、未試之、多食動蟲積也、腹中子有毒不可食之、

〔本朝食鑑〈十華和異同〉〕鰺

字彙曰、鰺鱢字之譌、鱢、蘇曹切、音騷、魚腥、續字彙不爲譌字、謂蘇刀切、音騷、鯤鰺也、崔禹錫辨爲魚名、其狀大抵相似矣、

疣背魚

本草謂鯧魚也、時珍曰昌美也、以味名、或云、魚游於水、群魚隨之、食其涎沫、有類於娼、又有鯧魚、鯧鯸魚、昌鼠之名、陳藏器曰、狀如鯽、作炙食至美、嶺表錄云、形似鯿魚、腦上突起連背、身圓肉白、南產志曰、鯧魚屬本峻琉、鱗板身口小項縮肥腴少鯁、小者形扁曰鯧、又小者形圓曰斗底、又黃蠟樟亦鯧也、鱗金點而差厚、小者名鮐鯿、以其好交群魚、若娼然、故名鯧、又有鎗魚、身扁色紫無鱗、以其首銳腹廣尾細如鏢鎗、故名、又有黃鯵似鯧差長、鱗細黃赤色、考此數言、則本邦疣背魚無疑、此鎗及黃蠟樟黃鯵略似鯛耳

〔和漢三才圖會〈五十一江海無鱗魚〉〕鰺〈音騷〉　鱢〈同〉　和名阿遲〈○中略〉

按、鰺無鱗魚、背青腹微白、小者二三寸、大者尺餘、形似鯖而背後兩邊相對、自腮下至尾末、硬鰭如白刺、如鱗、其肉中黑血肉、綿綿成條、性喜成群游、好海糠食、自春末至秋末多采之、作鮓、煮炙膾共味甘美、其品類甚多、

棘高鯵（イラタカ）　大三四寸、皮厚刺硬、作鮓最爲下品、

室鯵　多出於播州室津、故名之、形似鯵而略圓、有白刺、眼大、冬月作鮓、東海亦多出、味脆不佳、爲下品、

目高鯵　喙長兩眼之間廣、又目大而口小者名目太鯵、

島鯵　似鯵而略扁、有橫文、尾耑有刺鬣、三四月出、

減托鯵　似鯵而稍扁、尾前帶黃、無刺鱗、

〔魚鑑 下〕あぢ○中略　鱗なく蒼黒色、身中に一條の逆鱗あり、大サ一二寸より六七寸に至る、大なるもの尺に及ぶ、春の末より秋の末に至るまで尤多し、就中夏月ゆふがしのものを、酒媒の珍とす、大サ一二寸、肥圓く腹中あみ滿つ、これをなかふくらといふ、生熟皆香美なり、上下ともに賞美す、多は瘦て料理にあたらず、只腊となす、又丸あぢあり、相似て劣り小毒あり、一種むろあぢ、播磨室の海に多し、ゆへにしかいふ、狀圓く肉あつし、腊につくるべし、房州布良より、その半乾のものを出す上とす、一種しまあぢ狀あぢに似て、全身まなかつをのごとし、小なるをしのはといふ、庖丁家尤重んず、

〔延喜式 三十一 宮內〕諸國例貢御贄　和泉國（鯛、鯵、）

〔延喜式 三十九 內膳〕年料　和泉國（鯛、鯵、）

〔毛吹草 三〕伊豫　ムロ鯵

〔續江戸砂子 一〕江府名產（井近在近國）

江戸前鯵　中ぶくらと云、隨一の名產也、總じて、鯛平目にかぎらず、江戸前にて漁を、前の魚と稱して、諸魚共に佳品也、

〔類聚符宣抄 三〕炮瘡事

太政官符、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海等道諸國司、

鯖名稱

令臥疫之日治身及禁食物等事漆條（○中略）

一病愈之後、（○中略）廿日已後若欲喫魚宍、先能煎炙、然後可食、（○中略）但鯖及阿遲等魚者、雖有乾腊、愼不可食、（○中略）

天平九年六月廿六日

〔相州文書〕本城御前樣御臺所每月納肴從昔相定帳面改而被仰出事

魚之代定　鹽にても無鹽にても可爲隨意（○中略）

一大あぢ　壹ッ幷わかなこ　代二文（○中略）

庚申二月廿三日　國府津之船主村野宗右衞門

〔新撰字鏡〕（魚）䱜（食客反、加是佐波、）鰆（加是佐波）鰓鯽（上佐波、下奈万豆、）鮀（波江、又左波、）衞（左波）

〔本草和名〕（蟲魚十六）鯖（組經反、出崔禹、）和名佐波、

〔倭名類聚抄〕（龍魚十九）鯖　崔禹錫食經云、鯖（音青、和名阿乎佐波、）味鹹無毒、口尖背蒼者也、

鰆魚　唐韻云、鰆（音番、漢語抄云加世佐波、）魚有橫骨在鼻前、如竹斤斧者也、御覽鱗介部云、新婦魚、（辨色立成和名上同）

〔箋注倭名類聚抄〕（龍魚八）按、廣韻鰆甫煩切、屬非母、番附袁切、屬奉母、淸濁不同、此以番音鰆恐誤、或是蕃字脫艸冠也、又按本草和名引崔禹、以鰆爲韶陽魚一名、注云、鰆是鯤之名、朝出求食、夕還入母腹中者曰鰆、然則崔氏以韶陽魚子爲鰆、然出入母腹中者錯魚、非韶陽魚、又按新撰字鏡、鰆同訓、錯亦同訓、䱜訓加西魚、亦疑同物、有今俗呼鐘木鯊者、或名加勢夫加、其狀似絡絲之拤、所謂加勢佐波當是此魚、閩書南產志有雙髻鯊、寧波府志了髻鯊、蓋亦是物、（○中略）玄應音義引薛翊異物志云、鐇錯有橫骨在鼻前、狀如斧斤、江東呼斧斤爲鐇、故謂之鐇錯也、孫氏蓋依之、按吳都賦注引皆作鰆、與所引唐韵合、然說文無鰆字、蓋古以其形如斧斤名鰆、後从魚作鰆也、吳都賦注又云、䱜魚二十餘種中此其最異者、此魚所雖無不中斷也、有出入魚子、朝出求食、暮還入母腹中、皆出臨海、（○中略）所引（○御覽文）蓋修

文殿御覽也、今無傳本、按太平御覽鱗介部十二引臨海水土記曰、新婦魚、似鱣魚長一丈、又鱗介部十引南越記、鱕魚、鼻有橫骨如鐇、海中波浪爲之涌、海船逢之必斷、是二魚並載、則新婦魚與鱕魚不同、而漢語抄以鱕魚爲加勢佐波、辨色立成以新婦魚爲加勢佐波者、二家其說不同也、源君以其所訓同、合鱕新婦魚爲一者誤、按新婦魚未詳何物、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鯆魚　唐韻云、鯆（音甫、辨色立成云、奈波佐波、）大魚名也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按廣韻、鯆訓大魚、音甫在上聲九麌、又鯆、鯆魵魚名、亦作䱐、音逋、在平聲十一模、雖有二音、然其義無異、鯆魵一名江豚、然則此所擧鯆魚即上所載魵䱐、源君分魵䱐鯆魚爲二條、非是、辨色立成訓鯆爲奈波佐波、不允、源君從之亦非、

〔類聚名義抄十魚〕鯆（音甫）ナヘサバ　鯖（音青）アヲサバ　サバ　鱕（音番）カセサバ　傚サバ

鱐アヲサバ

〔下學集上氣形〕鯖（サバ）

〔書言字考節用集五氣形〕青魚（サバ本草）鯖（同上）刺鯖（サシサバ）

〔日本釋名中魚〕鯖　さばは小歯（サハ）也、さはさゝやかの意、小也、此魚こと魚にかはりて歯小なり、

〔東雅十九鱗介〕鯖アヲサバ〇中略　サバの義不詳、古語に多き（サハ）を謂てサハといふ、其聚る事多なるを云ひしに似たり、（中略）蘇頌圖經に、青魚生江湖間と見えて、字亦作鯖、此にいふサバとは見えず、舜水朱氏も青魚サバにはあらず、大なるもの五六尺に至ると云ひけり、さらば食經に見えし所の如きは、其名同じく物異なるなり、朝鮮の俗、また青魚といふものあり、東醫寶鑑にも圖經本草を引て、非我國之青魚也と注せり、彼にして青魚といふは、（中略）此にしてはニシンといふものの是也、

〔倭訓栞前編十〕さば　倭名鈔に鯖をよめり、小歯の義、他魚に異れりといへり、されど鈔にはあをさばと見ゆ、鯖の字西土にいふ物は異れり、唯崔氏食經の說相似たり、南產志にいふ青貫も亦近し、貝原氏の說に夏秋漁人夜此をつる、漁火千万海上に連り、觀者目を驚かす、伊勢物語の歌に、

はる、夜の星か澤邊の螢かも家すむ里の海人のたく火か

とよめるが如しと見えたり、げに此歌をよくもあらぬ體のやうに評せし說も侍れど、星夜一天のけしき、人皆常になる、所にして、宇治瀨田をはじめ、山川の螢能登出雲などの鯖の漁火より沿海の國にあまのたく火の數かぎりなきありさまは、親しく見る人ならではかく比類し、よく形容したる意味は辨へがたくこそ、

〔雲州消息 中本〕所給枝柹甘於蜜房、人丸之姓知有所以乎、況櫻鯛柳鯖可具春遊三種之物、千金還輕、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一さば　さもじ

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕鯖（訓佐波、或曰阿乎佐波、）

釋名鱕（音番、漢語抄訓加世佐波、）鯆（音甫、辨色立成訓奈波佐波、鯖或作青魚、以色名、按源順以魚有橫骨在鼻前如竹斤斧者爲鱕、太平御覽曰、鱕者新婦魚也、今未見若斯之類、惟青魚鼻邊有縱骨、如釵之細小、若乃青魚之大則鼻骨亦大、而如竹斤斧耶、鯆者唐韻曰大魚名也、字書謂江豚別名、然則非鯆之類、而和名所謂鯆魚亦今未見若斯之類、訓鯆謂加世、則乾枯之稱乎、訓鱕謂奈波則言鮮時青斑如縄之纒乎、）

集解、東南西北江海所在有之、雖采無時、而自春末至秋末最多采之、似鰤魚而小、鱗亦至細、背正青色、中有蒼黑虎紋、或如縄之纒、尾邊兩兩相對有角刺之硬鰭、凡生用不佳、而多食則醉、作[illegible]食則不醉、呼[illegible]曰刺鯖、氣味勝于生魚、故上下賞美之、今時七月十五日、用生荷葉裹強飯盛膳、又以荷葉裹刺鯖添之、先供家君及子孫、而臣僕次第飧之、號曰荷供御、此是官家士商、並本朝通俗之祝例、而未識何時之濫觴焉、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鯖

鯖者華和尤異、本邦鯖魚中華未聞之、崔氏食經所言相似耳、近聞華客語曰、五侯鯖甚大、北京希有、故自南京之近海貢獻之、捕大魚置于水中、用細緊縛魚之首尾、而總結其縄尾、總結處上著大銀環、環中

鯖產地

貫縄懸舩去、則經過萬里竟不死、生獻于御厨也、南產所謂青貫略似本邦之鯖焉、

〔延喜式 二十四主計〕凡中男一人輸作物、略○中鯖醬、小鰯、阿米魚各六斤、

能登國 略○中中男作物 略○中鯖　周防國 略○中中男作物 略○中鯖　讃岐國 略○中中男作物 略○中鯖　伊豫國 略○中中男作物 略○中鯖　土佐國 略○中中男作物 略○中鯖

〔延喜式 三十九内膳〕供御月料　能登鯖一百四十二隻

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕鯖 略○中

古者用之爲神祇之供、延喜式載之、能登、伊豫、土佐、讃岐、周防等州多貢之、今以能登之產爲上品、越中佐渡次之、與東南之產大略相同、惟頭圓小肉、味最脆美、勝于餘州、其越佐之產亦略似相劣、周防長門之產、其次之次也、其州太守刺史爭獻之上饌也、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史、執鞭之圖也、略○中常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂 略○中周防鯖、

〔出雲風土記 秋鹿郡〕凡北海所在雜物、略○中佐波、

鯖利用

〔宜禁本草 坤蟲魚〕青魚 サバ　甘平無毒、肉主脚氣濕痺、古作鯖字、膽眼睛取汁注目主目暗、首頭中有枕、療心痛平水氣、蒸曝乾水研服之、日華子云、治脚軟煩滿心、益氣力、忌葵蒜、服朮人勿食、

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕鯖 略○中

肉、氣味、甘酸温有小毒、按甘平無毒、主治、止虛泄調冷痢、然有破血之功、又治大便閉、不論虛實、用生鯖眼、入肛門而導、則大便快利、

刺鯖、氣味、主治俱詳于前、刺鯖法取鮮鯖去腸及鱗、自背傍骨而割開之、使全體不別如起割、而後絶之、用一ヶ頭刺入于一ヶ頭中鰓間、而兩ヶ相聯作一重、此號曰一刺、今漁市所販者是也、其色以赤紫者爲上、塗醬油而乾則然矣、是漁家所深秘也、

鯖醬、氣味、甘鹹無毒、按主計式有之、古者所在之諸州獻之乎、今世有背腸醬者、其法於青魚腹中、去諸腸則有白膜、膜中有黒腸、而添大骨內、名曰背腸、取之和鹽作醢、是賀州之產也、或以骨肉鯖頭尾細剉碎、入背腸中、調和鹽麴作醢、號曰背腸醬、是長州防州之產、亦以爲佳品、其州守刺史獻之贈之也、

防方、代指腫痛、未潰者用鯖膽、時々傳之則痛止潰消、

〔庖厨備用倭名本草八魚〕青魚○中略　元升曰、俗此枕骨ニテ作リタルヲベツカウト云、タイマイトイヘリ、俗ノナラハシナリ、

青魚味甘性平毒ナシ、韭白ト同ジク煮テ食スレバ、氣力ヲヽシ、脚氣脚弱煩悶ヲ治ス、枕骨、眼睛汁、膽皆各病ヲ治スル功用アリ、合食禁、丹石、胡荽、葵菜、此類合食スベカラズ、

〔食物和歌本草六〕青魚(サバ)

さばの肉脚氣に足のほめきつゝゑびるゝによし氣力ます也

鯖膽(サバノキモ)

鯖のきも赤く目はれていたむ治し熱瘡にぬれ忽にいゆ

〔類聚符宣抄三〕疱瘡事

太政官符、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海等道諸國司、令臥疫之日治身及禁食物等事漆條、

一病愈之後、○中略廿日已後、若欲喫魚宍、先能煎炙、然後可食、○中略但鯖及阿遲等魚者、雖有乾腊、慎不可食、

〔今昔物語十二〕於東大寺行花嚴會語第七

天平九年六月廿六日

今昔聖武天皇東大寺ヲ造リ給テ、先ヅ開眼供養シ給フニ、○中略其ノ日ノ朝、寺ノ前ニ使ヲ遣シテ令見メ給フニ、一人ノ老翁籠ヲ荷テ來レリ、其籠ニハ鯖ト云魚ヲ入タリ、○中略天皇然レバコソ此レハ夢ノ告有レバ、只者ニハ非リケリト信ジ給テ、此ノ籠ヲ見給ヘバ、正シク鯖ノ入タリト見エツレドモ、花嚴經八十卷ニテ御マス、

〔延喜式三十二大膳〕宴會雜給　大歌立歌、人別○中略大鯖一隻○中略　右新嘗會宴食料依前件

鰯　名稱

〔古事談王道后宮一〕或人云、鰯ハ雖為良藥、不供公家、鯖ハ雖劣物、備供御云々、後三條院ハ、鯖頭ニ胡椒ヲヌリテ、アブリテ常聞食キト範時語ケリ、

〔親元日記〕文明十五年六月七日戊辰、畠山左衞門佐殿より進上、公方樣へ鯖子十桶、同背腸十桶、

〔新撰字鏡魚〕鯑（伊○和○志○）

〔倭名類聚抄龍魚十九〕鰯　漢語抄云、鰯、（以和之、今按本文未詳、）

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按、鰯字諸書無見、或是皇國製字、新撰字鏡鯑同訓、又按閩中海錯疏、鰛似馬鮫而小、有鱗、大者僅三四寸、是可以充伊和之也、

〔倭名類聚抄龍魚十九〕鯷魚　陶隱居本草注、鮧魚今之鯷魚也、四聲字苑云、鯷（音題、漢語抄云、比志古以和之、）小鮎魚、黑而少味也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按、郭璞注爾雅云、鮎別名鯷、江東通鮎為鮧、陶亦云、鮧魚是鯷魚、則知鯷卽鮧之一名、王念孫曰、鯷亦黏滑之稱、鯷之言禔、釋詁曰、禔黏也、廣韻則以鮧鯷為同字、依之鯷從題省、後世諧聲鮧字、猶鮎後或諧聲作鯰、然則鯷魚卽鮎魚、說文鮷大鮎也、四聲字苑為小鮎者、不知何據、以小鮎魚注鯷、為二物非是、

〔類聚名義抄魚十一〕鯷（音題　ヒシコイワシ）　鰯（イハシ未詳）　鯑（イハシ）　鰊（イワシ）

〔伊呂波字類抄伊動物〕鰯（イワシ、音未詳、）　〔同比動物〕鯷（ヒシコイワシ）

〔下學集上氣形〕鰯（イハシ）　鯷（ヒシコ）

〔日本釋名中魚〕海鰮（イハシ）　いやし也、魚の賤き者也、或曰よはし也、とりてはやく死るゆへ也、

〔東雅十九鱗介〕鰯イワシ　倭名抄に漢語鈔を引て、鰯はイワシ、鯷はヒシコイワシといふ、今按鰯字未詳と注したり、漢語抄に堅魚を鰹に作りし例に依らば、弱魚の字また鰯に作りしも知るべからず、イワシとは弱也、其水を離れぬれば、たやすく死するをいふ也、鯷讀てヒシコイワシといふ、義

も亦不詳、(中略)閩書に、溫魚似二馬鮫一而小、有レ鱗大者僅三四寸と見えしもの、即是イワシ也、過にし比閩中の商舶、長崎に來りて、食料を官所の人に請ひし、單に一八之の字あり、解する者なかりしに、譯人の老いたるが、イハス也といひしによりて、其請ふ所をゆるしき、後に聞きしに、漸者閩中の俗、同じく此物を呼びて、イハスといふ事、こゝにて同じといふなり、これは只此國の方言に數ひて云ひしなり、鰮魚は倭名鈔に引用ひし本草注にも、鯷魚一に鯷魚といふ、四聲字義にも鰯は小鮎魚とも見えたれば、即是崔禹錫食經に見えし鮎ナマヅと注せしものなり、ヒシコイワシといふべき物にあらず、またヒシコイワシといひし義不詳、ヒシコとは、イワシコといひし語の轉ぜしにや、イワといふ語を引結びて呼ねれば、ヒといふべきが故也、また大隅國風土記に必志里といふ事を解して、隼人の俗に、海中之洲を、ヒシといふと見えし事あれば、はじめ夫等の地方より出しを呼びて、ヒシの小鰯などいひし事か、カミヒシマアザなどいふが如くなりけむも知るべからず、又此魚は魚偏となしぬる物なれば、ヒシホイワシと云ひし鰯の轉ぜしにや、シホの二音轉じてコといふは方俗よのつねの事なり、

〔物類稱呼二動物〕鰯いはし をむら女詞也 おほそ同斷 あかいわしといふ物は鹽につけたるを云、肥前の長崎にてからがきと云、中國にてやすらと云、

鯷ひしこ いはしの屬也 相模及西國にてかたくちいわしと云、又片口と計もいふ、駿河にてくだいわしと云、上總にて小いわし、下總及常陸にてせぐろとよぶ、今按に上總の國にて小いはしと稱すといへども、子の字の義にはあらず、又鰯の小きをも小いはしといふ、秋をもて氣とす、是にまがふなり、ひしこを云は小きいはしの如しと云意なるべし、又西國の產物に鯷ひしこと云有、是はこゝに云鯷にはあらず、鮧といへる魚の子を鹽漬になしたる物也、又鰯の小しき物を製したるをもいふ也、なを鹽の條下を合せて見るべし、又ごまめと云物有、是はいはしにてはなし、ひしこの干たる物也、相模及越後奧の津輕にて干鰯と云、仙臺にてひいごと云、加賀にてかいぶしと云、九州にてすぼし、又片口とも云、伊賀及伊勢出雲又奧州の內にて田つくりと呼、按にごまめとは常の稱號也、春の始に小殿原又田作りなど唱へて祝し侍る、是稻粱を植る物、干鰯干鯷をもつてす、故に田つくりの名有、又すぼしと云るは、簀の上に干を云也、

〔浪花雜誌街道噂一〕鶴人、小さい鰯のことをはかりといひ、大ぶりなをよみといひやす、

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可レ令二勤仕一候、此間依二霖雨一美物雖レ難レ得候、(中略)魚類者(中略)鯷魚幷雜魚等、

〔大上臈御名之事〕女房ことば
一いはし　むらさき　おほそとも　きぬかづき共

〔醒睡笑一〕謂被謂物之由來
鰯をば上臈がたのことばに、むらさきともてはやさる、むらさきの色はあゆにはましたといふえんとや、されば下主らしきいわしも、其人のすきなれば、鮎の魚にもまさるよのよ、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鰯（以漢語抄訓）和之
釋名、鰛（音温、訓比師古、御紫（訓平牟羅佐岐、本朝自古稱之、然考本綱及字書、則鮎鰇之別名也、御紫又曰紫、訓平牟羅佐岐、本朝禁裏宮閫之兒女、忌鰯之賤名、謂御紫、鰯之鹽糟其肉色紫黑、故名乎、然紫者藤氏攝關之服色、以此名魚而不憚者、爲賞其美味也乎、按鰯和字也、古來無音稱、故今諭之則鰯音弱、言魚出水即死、性柔弱易餒敗也、）

集解、四方江海所在處有、所無全無、形似鰷而小圓、有細鱗而易落、背蒼黑而腹黃白、多膏脂而光耀、大者六七寸小者一二寸、性相連群行、自澳至磯、至時波赤如血、此謂鰯之鼻赤有光故也、漁人預識下網采之、或曰、鯨來則大鰯多來、鰹至則小鰯多至、是鯨鰹喜食、故自大洋逐鰯而來至歟、鰯鮮者作膾作炙、醃者炙食、又俱用好醋和醬而煮食亦佳、其味在頭、諺謂鰯頭有鴈味是也、或有甘鹽者、有糟漬者、有鹽麴漬者、號曰黑漬、有乾者、古爲下品、大概爲民間之食者、忌其腥臭也、實臭氣與鯯略同、而秦之蘪鮑亦此類乎、然其味殊可賞、故官家亦時時嗜之、

〔本朝食鑑十攀和與同〕鰯　本草諸家未言之、南產志曰、縕魚似馬鮫而小有鱗、大者僅三四寸是鰯乎、

鰯產地

〔延喜式二十四主計〕凡中男一人輸作物、○中略小鰯阿米魚各六斤、周防國小鰯七斤大鰯鮨十五斤、備中國○中略中男作物○中略大鰯、比志古鰯、安藝國○中略中男作物○中略比志古鰯、

〔毛吹草三〕攝津　干小鰯世ニコレチゴマメ、又コトノハラトト云、　丹後　鰯　伊豫　宇和島鰯

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鰯○中略

若常之水戸、豫之宇和、肥之松浦、並貢獻于官厨、延喜式神祇有鰯汁、主計有乾鰯鰯鮨、紀伊、若狹、丹後、

鰯利用

備中、備後、安藝、周防、讃岐等州獻之、今京師所需自泉之岸和田、勢之桑名多運轉來、其餘若丹及四國西海亦然、江都最盛、南自相豆駿遠參尾勢泉紀、東自房總常羽奧及北海多運漕來、

〔新猿樂記〕四郎者、受領郎等刺史執鞭之圖也、〇中略宅常擁集諸國土產、貯甚豐也、所謂〇中略伊豫手箱、又砥、又鰯、

〔攝陽群談〕十六（名物土產）兵庫鰯漬　同郡（八田部郡）兵庫ノ津ニアリ、當浦ノ漁者大網ヲ下テ引之、則潮ヲ以テ製之、鰯背トス、香味甚美ナル事、諸國ニ勝タリ、

同簾干小鰯　同所ニ製之、背鰯ノ所餘、簾ヲ白濱ニ置テ、炎天ニ干乾テ、能干タル時升ニ量リ、市店ニ送ル、魚小ク光在テ銀魚ノ如シ、

〔魚鑑〕上いわし〇中略處々海濱多しといへど、東武の內海の產、所謂江都前にして味ひ美く、他州の產に勝れり、

〔春波樓筆記〕相州鎌倉の海にて漁する鰯は、口曲りて片口と呼ぶ、

〔本朝食鑑〕八（江海有鱗）鰯〇中略凡都城之市民用之爲常飯之佐、田隴山海之民別造醬汁以代未醬豉汁、是曰鰯汁、然則民間日用而如一日不可無此物也、

小鰯（卽鯷也）處々最多采之、以鮮者多爲土民之用、或爲醢以獻國守刺史、守吏亦贈于四方、或充上饌、號曰鯷漬、今諸州雖多造之、其淨鮮香美者殆不及桑名之產、又自松浦五島來者兼鯷、同漬于茄子、生薑、生蓼、蜀椒、番椒、蒜蒳之類、其味最足賞、此亦間雖有同類、然不及松浦五島之產也、乾者號曰鱓、訓伍眞米、鱓本鰻鱺之類、今訛名之歟、京師五畿勢賀濃尾及四國中國西海東北諸州、俱種稻粱者、以乾鯷細剉、和灰而培之、或和糞汁亦有之、故稻粱豐盈米秔甘實、因號乾鯷曰田作、又用乾鰯亦若此、號曰乾香也、俱是聲價極賤利用增貴、以漁家一年所鬻諸魚之價而論之、則鰯之利用十倍焉、於是謂魚中之貨

鰯雜載一

殖、惟鯑與鰯耳、今世歲賀昏儀之供膳、必以乾鯷、大豆、或鹽乾鰯、鹽乾小鯛盛于金器、爲規祝之供、此亦取田作之義歟、或稱小殿腹、而祝子孫繁榮之義也、凡乾鯷、人人平生之佳肴、而朝夕用之不厭、又采其不足寸者、聯乾爲帖、號疊鰯、此亦酬獻傳巵之嘉肴、或以爲茗酒小會之具焉、

肉、氣味、甘鹹温無毒、(按多食令人胸滿吐痰、或重毒及小兒蟲積、)主治、滋陰壯陽、潤氣血、强筋骨、補臟腑、通經絡、養老育弱、令人肥健長生、乾鯷亦同、(或曰、微温、)最增氣力、壯陽事、惟不宜產婦小兒、而多食則起血暈、生蟲積也、(○中略)

附方、產後腹痛、(鰯魚頭黑燒存性、每服一字温酒下、)凍腫作瘢、(鰯頭黑燒調麻油傳之、)

宇留女鰯、(名義未詳、)按此亦似鰯而圓長、頭類小鯔而尖、細肉多細刺、多脂多臭、細鱗有光、生用味惡、乾用稍佳、氣味微温無毒、主治、略與鰯同而劣矣、攝泉紀丹但若等州多採之、故京師漁市多需之、江都亦有自駿豆相之海濱來者也、

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調、(○中略)漬鹽雜魚、乾鰯各卅六斤、

〔古事談 一 王道后宮〕或人云、鰯ハ雖爲良藥、不供公家、鯖ハ雖劣物、備供御、

〔後水尾院當時年中行事 上 正月〕一正月朔日、(○中略)先あしたの御はんを供す、鰯とかいふ御まなを、白き土器に入て、同じ土器おほひて奉る、(是をきぬかづきといふ、至極衰微の時節よりはじめて、其嘉例をうしなはで、今に奉るとか、ふたをおほふは、彼御まな下ざまに專用ものなれば、おほひかくすにこそ、)

〔古今著聞集 十六 興言利口〕妙音院入道殿(○藤原師長)仰らるべき事有て、孝道朝臣のわかゝりける時、けふたがはで祗候すべきよし仰ふくめられたりけるに、孝道仰を承ながらうせにけり、ひめもすにあそびありきて、夕べに歸り參じたりければ、入道殿大きにいからせ給ひて、御勘發のあまりに、贄殿の別當なりける侍を召て、麥飯に鰯あはせにて只今調進すべきよし仰られければ、則參らせたりけるに、孝道にくはせられけり、

〔相州文書〕本城御前樣御臺所每月納肴從昔相定帳面改而被仰出事

魚之代定、鹽にても無鹽にても可ㇾ爲ㇾ隨意〇中略

一いはし　貳ッ　代壹文〇中略

　庚申二月廿三日　國府津之船主村野宗右衞門

〔有德院殿御實紀附錄十七〕三浦の代官日野小左衞門正晴齋藤喜六郎直房に命せられ、うるめ鰯をめして御膳に供へられし事も有しとなり、

〔塵塚談下〕鰯魚予〇小川顯道、享保頃人、若年の頃は夥しく取れしと見へて、毎日鰯魚多く來れり、四五十年以前より、いはし賣邂逅來る也、五十年以前迄は、相州三浦三崎、安房國邊には、大網といふありけり、紀州邊の大商人、獵船數艘こしらへ、船はたらきの者數百人召抱置、鰯を取て油にしぼり、干鰯にして諸國へうり出し、鰯拂底に成しゆへに取續がたく、皆々大網をしまひ、家居諸道具等までうり拂ひ、國々へ歸り大網斷絕なり、

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜
鰯といふもの〻、味ひことにすぐれたれども、崑山のもとに玉の礫にするとか、多きが故にいやしまる、たとへ懺は田畠のこやしとなるとも、頭は門を守りて天下の鬼を防ぐ、其功鯛鯨も及ぶべからず、

〔新撰字鏡魚〕鮗乃〇〇呂、〇赤〇反、〇已　鯮、鮙、鮒、鯊、鮗、鯎、六字、已乃赤呂、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鰶　四聲字苑云、鰶子例反、字亦作ㇾ鱭、和名古乃之呂、魚名似ㇾ鮒而薄、細鱗者也、

〔類聚名義抄十魚〕鰶コノシロ　鱭コノシロ　鰶同　鯠コノルロ、魚子

〔伊呂波字類抄古動物〕鰶コノシロ、亦作ㇾ鱭、

〔下學集上氣形〕鯯コノシロ　鰶コノシロ

〔壒嚢抄一〕魚類字　鮗コノシロ

〔書言字考節用集 五 氣形〕鰶(コノシロ) 本草、魚中之下品、其臭如屍、並魚之唐常以供膳食者、故曰鰶曰鯯、　鰶 同、音狄、見上　鯯 同、日本紀、順和名、出津、　鰶 同、與上同　鮗 同、未詳

鰶 同上

〔和爾雅 六 鱗魚〕鰶(コノシロ) 鱅魚同、見于本草綱目、　鯯(コノシロ) 青鯯也、青鰶、青鯯同、見于圖書、　鮗(コノシロ) 見于日本紀、文字集略云、鯯與鮗同、

〔物類稱呼 二 動物〕鰶魚 このしろ　此魚の小なる物を京都にてまふかりと云、中國及九州共につなしと云、薩摩にてはながさきと云、此魚長崎に多し、故になづく、筑前にてはだらごと云、又土佐の海にはらかたと云魚有、是はすぢごのこのしろといふもの也、今按に鰶(こはだ)童と云魚は、江戸芝浦品川沖上總下總の浦々より是を出す、西海にはこれなし、鰶(このしろ)の子にあらず、別種也、駿河にてつなしと呼は小鰶(はだ)也、此國にてこはだと云物は、江戸にてさつぱと云魚なり、このしろ、こはだ、さつぱは是皆種類也、或人の云、世間に子生れて死し、又生れては死す事有、其家にては子生る丶時、胞衣と鰶とを一所に地中に瘞れば其子成長す、尤其子一生このしろを食せざらしむ、

〔皇都午睡 三編 上〕上方にて買(かつ)て來るを、江戸にては買(かつ)て來る、〇中略 つなせをこはだ、

〔本朝食鑑 八 江海有鱗〕鯯 音制、訓古乃之呂、

釋名、鰶 子例反、順曰、字作鯯、鱅 按海上鱅魚其臭如尸、故近世以鱅爲鯯、是恐誤耳、鱅者生而有尸氣、鯯者燒之如茶毘之氣、然則於理不相協耶、

集解、源順曰、似鰺而薄細鱗者也、大者五六寸、背蒼腹白而有光、肉白多細鱗、炙可食而煮不可食、或以鮮作鱠、小者江都曰小鰶(コハダ)、京師曰麻字加利、字作鯯盡、惟民間之食、而賤士亦不足用、獨以小鰶作鮓鮮、味稍可、亦不足賞也、通俗謂、富士山下有大河、入江多鯯魚、是山神所愛也、故詣富嶽之人最忌之、或市街淫祠祭狐神者、亦供鯯魚、此亦狐之所嗜、凡婦女忌之者多、是因有其尸氣乎、自古稱此魚名者尙矣、孝德帝時、有鹽屋鯯魚者、本紀訓鯯曰舉能之慮、以魚名稱人者不獨鯯魚、有仁德朝吉備雄鯽、武烈朝平群鮪臣、舒明朝大件鯨連之類、〇中略

肉、氣味、甘溫有小毒、或曰、與赤苴同食、則令人煩悶吐血、主治、煖腸胃、益筋力、多食則動風熱、發瘡疥、破血損氣、傳稱、百病

忌之、

發明、此魚中之下品最賤者也、古老謂、今下民賤夫好嗜鰣魚、而患癩癬楊梅瘡疾者多、夫我邦者神明之國、人者萬物之靈、然鰣之尸氣染薰人之靈質、以汚神明之祠廟、則天譴神罰竟無所逃、故下民之受瘡者當矣、愚按此言未當理、若夫然則何供士嶺稻荷之祠而不受責乎、且下民之瘡疾者不獨鰣魚之害、常嗜鯨鯆鱶鯸之熱毒、芥椒蒜韭之溫辣、或遇濕地泥席之汚冷、露骸凍肌之坐臥、或依妓娼婢尼之荒淫積惡、陰禍之舊罪、而感風寒暑濕之厲、以永絕人間之歡樂、于嗟可嘆也、縱使雖如士大夫而能不深思之、則豈可得逃罪乎哉、

附方、傳染疫瘡、及傳尸、勞瘵、小兒疳勞等症、神供鰣頭一箇、節分鰯頭一箇、歳初懸鯛頭一箇、海鰻鱺頭一箇、同曝乾細剉入瓷子、泥封燒存性、別用人參五分鼈甲牡蠣各一錢、爲細末與前藥合、煉蜜丸胡椒大、溫酒下、加麝香一分辰砂三分、尤妙、傳稱神授、

【本朝食鑑 十華和異同】鰣

方日升韻會曰、鰶魚可爲醬、音虞嘯傳、天時尚溫、鰶魚鰕酢未可致、文字集略或作鰶、源順以四聲字苑之語而證之、南產志曰、鰶魚如鰣而小鱗、名青鯽、又名青鱗、以其鱗脊俱青也、冬月味腴、此亦與本邦之鰶同、

【和漢三才圖會 四十九江海有鱗魚】鰶（つなし このしろ）音際　鰣 音制　青鱗魚　鱅 音庸　鰌 音秋　和名古乃之呂、又云豆奈之、

關東名古波太

按本草有鱅無鰶、今考合之、鱅鰶一物也、狀似鰱及鱮而扁、其脊蒼腹白光澤、眼珠圓紅、大抵五七寸、未見一尺以上者、肉中細刺如毛、頭小而不應於形、然本草謂頭最大有至四五十斤者、恐是時珍之說不可也、藏器之說爲正、腹中有小肉塊如臼形者、似鰡之臼、脊中有纖鬣如線者、其肉作膾截可食、炙之甚臭、如屍氣、但塗椒末醬炙食佳、煮食不可、〇中略今其小者曰都奈之、或名小鰶、大者曰古乃之呂、

富士山麓江河之交多有鰶、人以爲山神所愛、故謂富士人、或寅歲生人不可食鰶者、愚昧惑說也、

鰶

木鰤皎豆奈之　狀似鰶而小、鱗大二三寸、夏月出有雜肴中、其肉不柔、最下品、

〔後水尾院當時年中行事下〕一まゐらざるものは、○中略このしろ、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、○中略常據集諸國土產、貯甚豐也、所謂○中略伊勢鯛、

〔出雲風土記島根郡〕凡南入海所在雜物、○中略近志呂、○中略海松等之類至多、不可盡名、

〔萬葉集十七〕思放逸鷹夢見感悅作歌一首幷短歌○中略

乎登賣良我、伊米爾都具良久、奈我古敷流、曾能保追多加波、麻都太要乃、波麻由伎具良之、都奈之等流、比美乃江過底、多古能之麻、等比多毛登保里、○中略

右守○中略大伴宿禰家持、九月○天平二十年二十六日作也、

〔萬葉集略解十七〕このしろを、遠江人はつなしといへりとぞ、このしろの一名なるべし、

〔慈元抄上〕問曰、歌故に幸に逢たる人ありや、答曰、昔有馬の王子零ぶれ給て、下野國まで下り給、其國五万長者とて富人あり、其に立寄せ玉ひて、奉公すべき由を宣ふ、長者奉留、○中略其比長者獨の娘を持たり、かねては常陸の國司に參すべきよし、約束有ければ彼王子忍逢給ひて、無程懷姙有ければ、國司より催促ありけれど、娘は早死したりしとて、喪葬の儀式をなして野邊に送る、棺にはつなしと云魚を入て、燒て烟を立、彼魚の燒匂ひ、人を燒に似たればなり、其心を讀る、

東路の室のやしまに立煙たが子のしろにつなし燒らん、このかはりに燒とよめり、それよりしてこのしろと云となむ、

〔塵塚談下〕河豚、鰶魚我等○小川顯道、享保頃人、若年の頃は、武家は決て食せざりしもの也、鰶魚は此城を食といふひゞきを忌て也、○中略鰶魚は今世も士人以上は喰はざれども、魚鮓にして士人も婦人も賞翫しくらふ、

〔運歩色葉集魚名〕鰊(ニシン)。

〔書言字考節用集 五 氣形〕鯡(ニシン) 鞬(同、未詳) ○鰊(カド、未詳) ○鰊鯑(カドノコ)

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕鯡(にしん、かど) 鰊(音東) 共俗用　俗云爾之牟、或云加登、

〔物類稱呼 二 動物〕青魚かど 一名にえん　つくしにて高麗いわしといひ、又せがい共云、阿部氏の云、此魚あつまる時は、沫を吹て水面に浮ぶ、雪の降たるが如し、網をもつて是をとる、腹に子有て滿り、干て數の子と云、和俗鰊(かど)の字を用、東海に出るをもつてなるべし、今按に津輕にてなまにしと云は、干たる魚をにえんといへば、生のにえんと云意なるべし、又江戸にてかどいわしと云て、鰯の中に交りてあるもの也、松前の旅客に問ひ侍しに、少しかはる樣におぼへぬると答侍りし、

〔本朝食鑑 八 江海有鱗〕鰊(鐘紅切、訓加登、)

釋名、二親魚數子、(訓加豆乃古、)鰊鯑、(訓加登乃古、鰊鯑、東國借用歟、二親者父母也、凡人之多子者依子父母、故鰊之數子其多津鰊魚所能及、是以名乎、鰊鯑即數子也、鯑字未詳、加登乃古、加豆乃古、同一物也、以登豆二訓相通、而誤以鰊子爲數子歟、暫從世稱用數子字爾、)

集解、總房常奧羽及南部津輕蝦夷等海濱多出焉、自九十月至春二三月采之、大者一二尺、形似鯽而長、眼大如朱、鱗軟易落、其色蒼碧有光、肉脆多脂不純白而帶紅、中多細刺、味似鰯而美也、炙食最佳、或作鮓作糟亦好、俱以數子滿腹者爲上、自古多用數子而不知食鰊、近來略爲貴人之食也、乾數子形如肥皂莢而爲片相連、俱箇々連胞、生者不及乾、故悉爲乾來、新者黃白色爲上、陳者紅黑紫色爲下品、又有松前數子者、形大色黃味亦甘美、最珍賞之、自東海諸濱秋冬之際、運轉于諸國、至臘月正月市中多鬻之、餘月全無、于今本朝流俗歲首、家家以數子爲規祝之一具、而取子孫繁多之義、此亦田作、海老懸鯣乾鯛之類乎、凡用數子法、臘月取乾數子數枚、漬水洗去塵沙而涵之四五日、或六七日令温透則軟熟、其水經宿生腥臭之氣、則以新汲水易之、然後待其濡熟而用之、調醬汁及煎酒尤佳、或漬未醬酒糟等亦可、惟無炙煮之法爾、

肉、氣味、甘温無毒、(或曰有毒、按數子生乾俱氣味相同、乾者得醋則味苦澀不堪食、生則不然、)主治、助陽補陰、温中健氣、數子亦主治相同多

食動蟲積、發瘡毒、胸塞煩渇而如醉飽、

發明俗所謂數子性温、其故有三、一曰、數子漬臘月正月嚴寒之水、而經宿易之、氷雪凝凍而濡熟取之、生食亦冷氣不傷人、卽是爲温之故也、二曰、數子既無炙煮之用、若遇天氣煴之時、則生餒臭、此堪于陰腐于陽者而爲温之故也、三曰、生于陽國之水中而長于陽、是亦爲温之故也、鮮者長陽、乾者腐陽、是事物自然之理、譬群木生土、材木腐土、亦此理也、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕青魚　詳ナラズ〇中略

朝鮮ニテハカドヲ青魚ト云、〇中略カド一名ニシン、高麗イハシ、筑前セガイ、朝鮮房總常奥羽州殊ニ南部津輕蝦夷ニ多シ、九十月ヨリ春二三月ニ至マデトル、春トル者ヲ良トス、冬トル者ハ油ナシ、大ナル者ハ一二尺、形鰛魚ニ似テ扁ク、又青花魚ニ似テ、眼大ニシテ赤ク夜光アリ、鱗薄軟ニシテ落ヤスシ、捕レバ速ニ自ラ脱ス、色青クシテ光アリ、肉ハ脆ク美ニシテ紅色ヲ帶ブ細刺多クシテ鰛味ノ如シ、炙リ食味鰛魚ニ勝レリ、或ハ鮓ト爲シ、或ハ糟藏ス、南部方言カド、脊肉ノミ乾タルヲニシント云、全クヒラキテ乾シタルヲ、ハニシト云、味美ナリ、津輕ニテハ生ナル者ヲニシント云、冬ニシン春ニシンノ名アリ、脊肉ノミ乾シタルヲミガキニシント云、全ク乾タル者ハ京師ニ來ラズ、脊肉ノ乾シタル者ハ多ク來ル、賤民ノ食トシ又猫ノ食トス、其子ヲカズノコト云、一胞細卵數ナシ、風乾シテ四方ニ出ス、用テ歳首及ビ嫁娶ノ祝具トス、子孫繁榮ノ義ニトル、又カドノコノ轉語ナリトモ云、數胞ヲ合テ形ヲ正方ニコシラヘタルヲヨセト云ヒ、又ヨセカズノコト云フ、形扁長ニコシラヘタルヲノシカズノコト云フ、呂氏春秋ニ魚之美者東海之鮞ト云ハ、カズノコナルベシ、

〔庖丁聞書〕一出門に用る魚鳥、〇中略數の子、

〔毛吹草 三〕陸奥　鰊カド

魣

〔魚鑑 上〕にしん略○中奥羽蝦夷の海多く出す、近來下總銚子浦、大利根の川口にも是を得る、

〔採藥使記 上〕重康曰、蝦夷松前ノ海ニカドト云フ魚アリ、一名ハニシントモ云フ、其形チイハシニ似テ大ク色青ク、味モ佳ナリ、此魚聚ル所沫ヲ吹キテ水面ニ浮ム、雪ノ降リタルガ如シ、網ヲ以テ是ヲ捕ル腹ニ子アリテ滿テリ、乾テ數ノ子ト云フ、和俗專ラ歲始其外嘉儀ニ用ル是ナリ、

〔蝦夷行記〕商賣は皆旅人にして、百姓と稱する者は皆國人なり、百姓の業田作はせず、唯鯡をとりて、十五の一を以て運上とし、餘分を以て衣食とす、是松前中の收納物也、此鯡獵誠に天下一の大獵成べし、さればこそ此干鯡をこやしに用ゆる國々は、南部津輕出羽北國近江へかけて是を用ひ、かずの子は天下一同に用ひて、すくなしとせず、此魚年來敢而不獵と云事なく、其とる時分にはおのづからより來りて、時節をたがへず、春分十日過より來る、凡二十日程の內に、三度寄來りて、獵を得れば翌年迄の渡世ゆたかに濟なり、獵時分は武家をはじめ、松前中の者老幼男女上下一同、此業にかゝる事、誠に田作の秋と異なる事なし、春分より初り凡二十日ほどに取仕廻て、鯡數の子それ〳〵に干あげ俵物とし、小船に積で江剌へ廻す、此時江指へは北國船いりこみ、鯡の子の相場を立て買取、其國々へ積廻す、松前近邊の鯡は、松前城下へ積登せ、城下にて賣拂なり、

〔下學集 上 氣形〕魣カマス

〔壒囊抄 一〕魚類字　鰤カマス

〔運歩色葉集 魚名〕鰤カマス

〔和爾雅 六 龍魚〕梭魚カマス梭子魚、梭仔魚並同、

〔書言字考節用集 五 氣形〕鰤カマス　[魚長]未詳

〔大上﨟御名之事〕女房ことば
一かます　くちすぼ

玉筋魚

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鰤（市音、師三音、義同、訓加麻須、）

釋名、鯇（先顯切、音銑、）鮊（釋師鎌）梭子魚（按鯇鮊、字彙曰、倶魚名、鮊音白、其九切、師鎌下學集用此字也、近世用鰤字、字書惟爲魚名耳、梭子魚今閩稱之、或曰、長崎市人逢中華船客而指此魚、問曰、本邦以何名之乎、客曰、梭子魚、愚（平野必大）謂、諸魚曰水梭花、則於魚相當矣、然閩書南産志、梭魚如織梭、豐肉脆骨、此謂鰤魚乎、）

集解、形如鰺而細鱗、有光色、有淡黑、有鉛白、背尖如鋒頭、首尾狹尖、身圓肥而最似織梭、大者不過數寸、脂多味美、又有細刺、惟宜炙食、不堪膾烹也、處處江海有之、作鮓而多賞美、脂多者色淡赤、脂少者色黃白、京師難波漁市採其子一二寸者稱美、一種色淡黑形短小、漸不過三四寸者、脂少味佳、曰志豆岐鰤、其魚有黑腸美味者、亦曰志豆岐、海市作醢而獻于國守、國守獻上厨、贈四方、世以爲珍、尾勢之産最爲上品、賀越亦出而不佳、

肉、氣味、微温無毒、主治、補五臟、調氣血、添陰精、潤肌肉、輕身、黑髮、惟有蟲積濕痰者不可食、多令嘔吐也、作鮓尤可人、赤鮓者脂多潤血、白鮓者脂少順氣爾、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕梭子魚（かます）　鰤（音市）　鮊（音白）　鯇（音銑、以上自古用來、）　俗云加末須

按梭子魚形似鰯而青黑色、肚灰白細鱗光澤、首尾狹尖、身圓肥似織梭之形、大抵六七寸、自備前多爲鮓出之、其色黃赤者脂多、黃白者脂少、炙食味美、病人食亦不敢忌、奥州松前之産、近于二尺者有、

志築鮊（シツキカマス）　形小不過三四寸、色淡黑者脂少、其腸作醢名志築、自淡路志築始出得名、今尾州勢州之産亦佳、

鮊子（カマスコ）　春月自播州多出、大二寸、灰白色脂多、此非梭子魚之子、實曰以加奈古者也、（詳于無鱗魚下）

〔和漢三才圖會五十一江海無鱗魚〕玉筋魚　俗云以加奈古　又名加末須古〇（中略）

按其大一二寸、無鱗、白色脊微青、似梭子魚之形、然本是別種、春末腹在鮞、凡春分時攝州一谷始多取之、立夏播州明石浦鹿瀨盛取之、夏至前後讃州八島及下關取之、（自一谷次第至西海）其翌日更無之、亦一異也、（其盛出時泝濱如山、一網幾千萬難測量、）初春偶有之者大三四寸、背青腹白、蓋此舊魚也、盛時以布網取之、用潮水騰之、脂

多浮于釜中、彼取爲燈油、與鯨鰯油相並矣、所熬魚亦黄而脂尙有之、甘温微毒以送四方、爲賤民食、其利用廣大亞于鯨鰯、

〔攝陽群談 十六名物土產〕同〇梭鰈(イカナゴ)　同所〇西成郡佃村ニ捕之、梭(カマス)似ノ子ニ魚タルヲ以テ、世ニ梭魚子(カマスコ)トモ云リ、川邊郡尼崎、矢田部郡兵庫津等ノ浦邊ニモ網之、魚油ヲ煎採テ、其滓ヲ市店ニ送リ、或ハ田圃耕作ノ家ニ求メ埋之地ヲ肥セリ

針魚

〔本草和名 十六蟲魚〕針魚 口長四寸如針、故以名之、出七卷食經、　和名與呂都、一名波利乎、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕針聚　七卷食經云、針按 和名波利乎、一云與呂豆、口長四寸如針故以名也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕今俗呼左與利、〇中略　按東山經、泿水多箴魚、其狀如儵、其喙如箴、郭氏曰、出東海、今江東水中亦有之、

〔類聚名義抄 十魚〕針魚 ハリヲ、一云ヨロド、

〔和爾雅 六鱗魚〕鱵魚(サヨリ ハリウヲ) 鱵魚、針魚、針觜魚、銅吮魚並同、

〔書言字考節用集 五氣形〕鱵(サヨリ) 本草、大小形狀並同鱠殘、但喙尖有一細骨如針爲異耳、銅吮魚 又云姜公魚並本草、針魚 又作箴魚、並俗字、

〔東雅 十九鱗介〕針魚ハリヲ 〇中略　ハリヲとは即針魚也、ヨロヅの義不詳、即今サヨリといふもの是也、鈴木朱氏、サヨリは鱵魚一名針觜魚といふ者也といひけり、神武天皇御歌に、タザラサヨリといふ事を、釋に鱵魚多く集れるなりといひけり、さらばサヨリといふは、その多に依る也、ヨロヅといひしも、亦此義なるべし、ヨロヅは萬なり、

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕細魚 訓佐與利〇中略 集解、形似鱵須子而長圓大者二三尺、頭小眼大、上喙短寸許、尖如鯽頭、下喙長四五寸、黑如鐵針、而尖頭帶赤、俱軟而不堅利、鱗極細而色淡蒼、肉潔白如氷、味甘淡可愛、作膾尤佳、或作炙食、蒲鉾亦俱好、京師江都及處處江海多有、其類一也、惟有沖細魚者、春末夏初采之、形略相同而味最減、作脯曰三摩、義未詳、漁家稱細魚最大號多津也、

氣味、甘冷無毒、(按味淡甘無温熱之性、多食則腹脹水瀉、故曰冷、)主治、祛瘴毒、消腸胃積熱、補肝腎、強筋骨、多食則動蟲積、腹脹冷瀉、

附方、脚氣腫痛、(以鮮者去頭尾骨筋、而塗醬汁炙之、點胡椒末用之、)

〔本朝食鑑 十鱗和異同〕細魚

細魚者鱵魚也、一名銅唲魚、或名姜公魚、李時珍曰、俗云姜太公釣鍼、此傳會也、又曰、大小形狀並同鱠殘、但喙尖有一細黑骨如鍼爲異耳、東山經云、沢水北注于湖中、多箴魚、狀如儵、其喙如鍼、卽此、太平御覽載臨海異物志曰、銅唲魚長五寸、似儵魚、予(○平野必大)按李時珍言、形色並同鱠殘者不然、箴魚素有細鱗、而青色、背脊有黑條二道、其言似儵者固得、今本邦之箴魚圓肥大者過尺爾、

〔大和本草 十三 海魚〕鱵魚(サヨリ) 形小クシテ圓ク長シ、上ノクチバシ短ク、下ノ喙長シ、性平ニシテ毒ナシ、病人可食、又ズヽト云魚アリ、サヨリニ似タリ、クチバシ上下共ニ其長サヒトシ、又サヨリニホテノアヲキコト緑青ノゴトクナルアリ、味モ性モ不好、不可食、西州ニテエイラタト云、又ナガサレト云、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕鱵(さより) 針魚 銅唲魚 姜公魚 針口魚 和名波利乎、一云與呂豆、俗云佐與利

本綱、鱵生江湖中、大小形狀並同鱠殘魚、但喙尖有一細黑骨、如鍼爲異耳、 三才圖會云、針口魚口似針、頭有紅點、腹兩旁自頭至尾有白路、如銀色、身細尾岐、長三四寸、二月間出海中、

按上二說、並鱵小者也、大抵名眞鱵魚者身七八寸、下喙三寸許、如鐵針、黑尖、上喙一寸許、尖如鯽、身圓形似梭子魚、而頭小帶微赤色、眼大腹白、其鱗極細、其骨黑色、肉潔白、味甘淡、作膾最佳也、東北海者大長二三尺者有、蓋海中魚其謂出江湖者未審、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九 鱗魚〕鱵魚 ヨリトウヲ(延喜式) ヨロト(和名鈔) ヨロツ ヨリツ ハリヲ(共同)

上サヨリ(京)サ。イ。ヨ。リ。(越前)ナ。ガ。イ。ハ。シ。(薩州)雲州ニテ一尺許ナルヲス。ク。ビ。ト云、小ナル者ヲサヨリト云フ、紀州熊野ニテハ、此魚ヲオ。キ。サ。ヨ。リ。ト云フ、方言ニサヨリト呼ブモノハ、江戸ニテサ。ン。マ。ト呼モノナリ、サンマハ勢州(津)ニテサ。イ。ロト云、播州讃州ニテサイラト云フ、一名針嘴魚(食物本草)針銀魚(盛京通志)針魚(鎮江府志)針口魚(彙苑詳註)龍頭魚(通雅)

サヨリハ形鱵(キス)魚ニ似テ長ク一尺餘、大ナル者ハ二三尺ニ至ル、身圓頭小眼大ナリ、上喙ハ短ク尖リテ劍ノ如シ、下喙ハ長ク色黑クシテ鐵針ノ如シ、尖頭ハ微赤ヲ帶ビ、俱ニ軟ニシテ堅利ナラズ、鱗極テ細ク色淡蒼、肉潔白ニシテ冰ノ如シ、味甘淡膾ト爲シ、肉鯗ト爲スベシ、又一種形相似テ上下喙ノ長サ相等キ者ヲスヽト云、又一種サヨリノ形狀ニシテ、色靑ク綠靑ノ如ク、食ベカラザル者ヲエイラクト云、一名ナガサレ(筑前、豐前、)シマガマス(江戸)ミヤサヨリ(勢州桑名)ダツ(同上)又一種上觜長ク下觜短クシテ、身扁ナル者ヲ觀音ウヲ(肥前唐津)ト云フ、

〔食物和歌本草六〕鱵
さよりこそ脚氣の藥よくあぶりこせうだまりを漬て用る

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜
鱵さよりは、をさなき心地ぞする、大男の髭口そらして、くふべきとも覺へず、

〔延喜式七踐祚大嘗會〕凡供₂神御₁雜物者、大膳職所₂備、○中略與。理。刀。魚。筥十一合、(別納一斗五升)

〔延喜式二十四主計〕凡中男一人輸作物、○中略與。冶。魚。刺○中略雜魚腊各二斤、○中略與。理。度。魚鮨二斤、
遠江國中男作物○中略與。理。等魚腊、

〔延喜式考異二十四〕與冶魚刺、案呂作₂台、因誤作₂冶、无₂等字₁者亦脫文、蓋遠江國作物中所₂謂與理度魚腊是也、

サンマ

啄長魚

梳齒魚

〔延喜式大膳三十二〕雜給料　參議已上　人別略○中與理刀魚五兩二分、

宴會雜給　親王以下三位以上幷四位參議　人別略○中與理刀魚五兩　四位五位幷命婦　人別

略○中與理刀魚二兩二分

〔延喜式大膳三十二〕同節九月九日○文人料　押年魚與理刀魚各二兩

○按ズルニ、前後引ク所ノ和名本草、倭名類聚抄、西宮記等ニ據ルニ、與理刀ハ蓋シ與呂豆、若シ

クハ與呂止ト同語ニテ、針魚ト同物ナランヽ、

〔西宮記正月〕內宴內藏寮申請雜物(中略)與○呂○止○二籠

〔重修本草綱目啓蒙魚二十九〕鱵魚略○中

○サ○ン○マハ勢州津ニテサ○イ○ロ○ト云、播州讃岐ニテサ○イ○ラ○ト云フ、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを江戸にて買て來る。略○中さいらをさんま、

〔和漢三才圖會江海有鱗魚四十九〕佐伊羅魚　乃字羅岐

按佐伊羅狀似馬鮫而狹長、背似鱵、大者八九寸、細鱗頷短、冬春多出於紀泉及西海、脂多取爲燈油、或

作鮔、以詐名鱵販之、伊賀大和土民好食之、魚中之下品也、故鱵稱眞佐與利別之、

〔魚鑑下〕さんま　漢名志れず、秋冬の交、房總海多し、淡鹽して鬻ぐ、又鮮なるもの、炙食するによし、

上饌に充らず、病者によからず、京都にてはさよりと稱ふ、

〔和漢三才圖會江海有鱗魚四十九〕啄長魚　正字未詳　俗云陀須

按啄長魚形色似鱵而大、長二三尺、啄上下均、長七八寸、黑色背正青細鱗、骨亦靑色而硬、其肉白氣腥

味不美、有江海中、常游水面、

〔倭名類聚抄龍魚十九〕梳齒魚　辨色立成云、梳齒魚、東人云波○我○阿○耳○

〔箋注倭名類聚抄龍魚八〕按太平御覽引魏武四時食制曰、疏齒魚味如猪魚、出東海、潘岳滄海賦曰、比

鯱

目疏齒者蓋是、又按東人猶言邊鄙人、見人倫部、按梳齒魚未詳、鰐山君曰、阿波加良、魚品所載火箭背也、江戸俗謂之矢○幹○魚、

〔類聚名義抄〕十魚梳齒魚アハカラ

〔書言字考節用集〕五氣形矢幹魚ヤガラウヲ　梳齒魚アガラ

〔倭訓栞〕中編二十七也やがら　魚にいふは笴に似たる故なり、色赤みありて其形狀うなぎのごとく細長ゝて嘴長く三分の一に居て、尾に一線ありて長くひけり、彙苑詳注にいふ戴帽魚なりといへり、

〔本朝食鑑〕八江海有鱗幹魚訓也加羅伊乎

釋名幹箭竹也、魚之形如箭嘴鏃如羽筈、故名、俚語謂昔能登守平教經所射之箭、化爲此魚也、不足用、

集解、東海時有、西海最多、形長狹圓肥、如竹箭箭幹、略似細魚而嘴短、與細魚反、細魚上吻長、幹魚上下吻長如鷹嘴之長、紋如細鱗微赤、尾有岐、岐中垂紅絲一條、肉白味亞類刀魚、而好食之者鮮矣、幹魚大抵無鱗、然類細魚有鱗文、故入有鱗條、

肉、氣味、甘温無毒、主治、通膈解痰、今使噎膈反胃之人噉幹魚之嘴、而自其嘴中納食則其食不反、此未試之、或肉亦療噎膈反胃也、

〔大和本草〕十三海魚鮹魚ヤガラ　本草ヲ見ルニ、今關東ニヤガラト云魚是乎、細長クシテ箭ノ如ク圓ナリ、又馬ノ鞭ノ如シ、色少アカシ、背短ク尾ニマタアリ、又背長キモアリ、肉白シ、膈噎ノ病ヲ治スト云、西州ニモアリ、タ○コ○ト訓ズルハアヤマレリ、無毒、

〔下學集〕上氣形鯱コチ

〔書言字考節用集〕五氣形鯒コチ　鮲同　鯱同

〔本朝食鑑〕八江海有鱗鯒音踊、訓古知、

鰹名稱

釋名鮲(音伏)鯒(音服、按三字皆和俗通用、鯒取跳躍之義、鮲取伏沈之義、鰒取形如覆瓿之義乎、)集解、形似小鯰而平狹、細鱗尖尾、頭大口濶、鰓後有長鬣相對、背灰色、腹黃白、大者二三尺、小者寸餘、江都相江房總所所多有、一種濶腹有黃赤虎斑者、間自駿常之海濱來焉、

肉、氣味、甘平無毒、(或曰溫有毒)主治、開胃進食、肥肌肉、健筋骨、調赤白下痢及金瘡下痢而順血生肌、止泄瀉、通小水、補兩腎、療遺尿、或小兒疳疾可用、惟患眼之人不可食耳、

發明、世傳、鯒魚無毒、能益人補五臟、故稱藥魚也、予(必大)○平野每疑之、往年有一官士產婦、調經百日之後、忽血暈不知人事、擧家驚惶而馳使告于官醫某、某他適不歸、又來告于予、予亦欲他適、遇于塗、覓至彼家而診產婦、則顏色赤顯、直視振顫、診其脈則六脈浮洪、右關弦濇、故識傷食滯胃、熱毒動血、仍問主人曰、此婦先食何物乎、主人曰、今日無別食、惟午飯併喫煮鯒切肉四五片、其鯒有些餒腥爾、予素聞食餒鯒有醉者、此識過鯒之餒而熱毒動血、爲製吐法與之、以取胃腸之魚毒、而後用香砂平胃去木香加黃連、神麴、山査、犀角及淸魂散、遂愈、然則鯒非藥魚而有微溫小毒之性耶、

〔大和本草 十三 海魚〕コチ　國俗鯒ノ字ヲ用ユ、性不好無益人、本草不載之、其性未詳、未知漢名、或曰蜻化シテコチトナル者稀ニ有之、本草ニ鐵アリ、近之、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕鯒(こち)(俗字)　正字未詳　俗云古知

按鯒狀似小鯰而身圓、頭大扁口濶下唇重疊最醜、鰓後長鬣對生、背灰黃色細鱗、脊自頸至尾有一道短鬣、腹白臍以下有一道長鬣尾窄其大者一二尺、肉厚白爲膾甘美、(眼病人忌之)骨鬣甚硬、肉中亦有硬骨、誤咽硬則難脫、庖人從腹斜切則骨少、

娑娑良鯒　形相似而腹大有黃赤彪文、肉中有硬骨、

〔新撰字鏡 魚〕鰫(市羊反、加○豆○平○、)　鮏鮭鯨(三字加豆平)

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鰹魚　唐韻云、鰹(音堅、漢語抄云、加豆乎、式文用鰹魚二字)、大鮦也、大曰鮦、小曰鮵(音奪)、野王按、鮦(音同)蠡魚也、

鰹魚見下文、今按、可爲堅魚之義未詳、

〔箋注倭名類聚抄龍魚入〕按說文無鰹鮵字、玉篇鮦鱧魚也、小鮦也、說文鮦魚名、一曰鱧也、鱧鮦也、顧氏蓋依之、蠡當從魚作鱧、而本草白字蠡魚一名鮦魚、故源君引不從魚、然恐非顧氏之舊、鱧即玄鯉魚、下文有本條、不得以充加都乎、按加豆乎是加多宇乎之急呼、加多即頑愚之義、本朝月令所引高橋氏文云、磐鹿六獦命、顧紬多追來、即磐鹿六獦命以角弭之弓、當遊魚之中、即著弭而出、忽獲數隻、仍號曰頑魚、此今諺曰堅魚、今以角作鉤柄、釣堅魚、此之由也、今漁人釣魚、見其群集、則取餌投散其所集海上、魚爭噉之、於是削鹿角爲鉤、隨投隨獲、實如高橋氏文所言、加豆乎之爲頑魚可知也、然則堅魚假借字耳、本居氏云、是魚古皆乾腊用之、如賦役令、大神宮儀式帳、貞觀儀式、及延喜式稱之皆以斤、可證其堅實過他魚腊、故名曰堅魚、其說亦通、後人作鰹、蓋皇國所製二合字、與鰹鮦字不同、源君不知鰹之爲二合字、以爲唐韻鰹字、然以鰹即蠡魚非此間所謂堅魚、云未詳以疑之、未之深攷也、按加豆乎、西土無是物、無漢名可充、

〔類聚名義抄十魚〕堅魚カツヲ　鰹音堅、カツヲ、　鮵音奪、カツヲ鯁、　鱨音常、カツヲ、　鍾カツヲ

〔伊呂波字類抄加動物〕鰹魚カツヲ　鮦蠡魚　堅魚已上同、俗用之、

〔下學集上氣形〕鰹カツウヲ

〔日本釋名中魚〕鰹　かつをはかた魚也、ほしてかたくなるゆへなり、たとつと通ず、うを略す、

〔貞丈雜記六飮食〕一かつをと云魚は、古はなまにては食せず、ほしたる計用ひし也、ほしたるをもか。つ。。をふし。。とはいはず、かつをと計いひしなり、かつをはかたうを也、ほせばかたくなる故也、かたうを丶略して、かつをといふなり、されば古は堅魚と書て、かつをとよみしを、後に鰹の字を作り出したり、俗字なり、朝鮮國にては松魚と云也、松のひでの如く肉の色赤き故也

〔古事記傳四十一〕堅魚と云魚は、漢國の鰹は當らず、加都袁と云名は、加多宇袁の切りたるにて、即

堅魚とは書るを、（古書には皆此字を書り、）後に此二字を合せて、此方にて鰹字は作れるにこそあれ、（漢國の鰹字を當たるには非ず、漢國の鰹は鱧にて、堅魚とは太く異なり、）さて古にいはゆる鰹節のことにて、貞觀儀式、延喜式などに多く見えたる皆是なり、○下略

〔萬葉集（九雜歌）〕詠水江浦島子一首并短歌
春日之、霞時爾、墨吉之、岸爾出居而、釣船之、得乎良布見者、古之、事曾所念、水江之、浦島兒之、堅魚釣、鯛釣矜、及七日、家爾毛不來而、海界乎、過而榜行爾、○下略

〔物類稱呼（二動物）〕松魚かつを　一種すぢかつをといふ有、皮の上に縱に白き積三四條有、是を加賀にてたてまんだらと云、又關西にてうづわとて小なる物有、よこわとよぶ有、今按にうづわ一名茶袋、又しぶわといふもの有、是等を江戸にて小がつをと呼て賣也、然共別類也、よこわと云はめしかと云魚の子也、

〔浪花聞書街道噺一〕千長、モシうづはといふは、どんな魚でムりやす、鵜人、江戸でいふめじか鰹のやうなもんでムりやす、

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可令勤仕候、此間依霖雨美物雖難得候、○中略　魚類者○中略　魚味鰹、

〔大上臈御名之事〕女房ことば
一かつほ　おかつ　から〳〵　共

〔本朝食鑑（八江海有鱗）〕學鰹（訓麻那加豆乎、）
釋名、鯿、（音編）魴、（音旁、方也、扁也、其狀方其身扁也、俱訓上同、學鰹之名未詳、或謂學如學文之學也、鰹堅魚也、凡鰹之膾世最所賞美、而非生鮮者必醉也、京師海遠鮮鰹不至、紀勢雖多亦路隔難至、但以魴之膾學擬鰹之膾而賞美之、故名之乎、此說未足證、然俚俗之說此類最多矣、）
集解、京師之珍賞而攝泉紀播最多矣、小頭縮項穹脊濶腹扁身細鱗、其色青白腹內有肪、味共美腴、鮮者作膾最賞美、作醬炙亦佳、諸骨軟弱可啖、然不勞牙齒也、或背鰭連骨、半身自項後至尾前、縱切作偃

月之形、而後横切細薄、則其中洞澗上聯下放、以摸箏柱之象而作膾、味亦稍佳、但是庖人費功之事、而京俗傳爲美玩耳、今京近諸州作鮓作糟漬而餽贈之、亦雖稱珍而不及鮮也、江都芝濱及駿豆總奥之海邊稀采之、然不似京近諸州之物哉、

肉、氣味、甘温無毒、主治、調五勞七傷一切虚損、消蟲積、進穀食、凡諸病無忌、但傷寒家忌之、

〔本朝食鑑 十華和異同〕擧鰹

擧鰹者魴也、李時珍所言與本邦之與鰹不異、其言火燒鯿者未見之、似鯛之類、是詩所謂頳尾乎、

〔本食朝鑑 九江海無鱗〕鰹 漢語抄訓加豆乎〇中略

其狀似眞黑而小、似目鹿而圓肥、頭大觜尖無鱗、蒼黑有光膩、或有白斑、腹亦白色如雲母泥、背有硬鰭、到尾前兩片似鋸齒、尾有岐而硬、中大上下小類織梭之形、肉色有深紅、有淺紅、深紅者味必厚、背上兩邊肉中有黑血肉一條、呼稱血合、味不及紅肉、〇中略煮熟之候中外作白、而入冷水則遂潔白、呼號奈萬里、此亦爲佳、近時庖人僞雉肉者、皆以鰹之奈萬里爲上、眞黑目鹿次之、於茲夏月上珍貴賤甚賞美之者不減鯉鱸之膾也、〇中略魚性易餒、過炎熱尙然、故相武之漁人用礦塗魚、則堅固不敗以亂鮮焉、是以肉堅無味無腥、皮面小爛者爲證、然難分辨最傷人可恐哉、大抵中魚毒者、通俗曰酔、就中中鰹者如酔、面赤頭眩身發紅暈、甚者吐瀉及氣絶欲死、然失命者少、但中石灰鰹者死亦有之、故漁家固禁之、近頃若斯者全無之、又肉中有生小白蟲如短絲者、是濕熱之所爲乎、采之經三四日則然、皆謂有蟲者必有毒也、凡漁人釣鰹以犢角及鯨牙削揩作鉤、而釣者無餌、以鐵鉤而釣者以鰺鰯爲餌、或以塘網采之、若乘釣時遇群鰹逐餌而來、則驚跳入舡不可當、魚陣之中、恐魚多壓沈于船、故遙望群鰹之至則急棹船去矣、海俗所謂鰹之小者曰渦輪(ウヅワ)、最小者曰橫輪、冬月多采之、其氣味略與大鰹同耳、

肉、氣味、甘温有毒、或曰無毒、按魚餒則酔、縱雖曰鮮、用經宿經日者、作膾作炙及絶而食則必酔、若急飲冷水、亦甚酔、此不爲無毒也、其最鮮者雖飲冷水、而不酔、復雖食餒敗者、至酔倒昏迷面覺不至死、此不爲有毒也、然此魚少有酔之理、則不有毒而何乎、故爲有毒者宜矣、犀角、橄欖、津波葉、宇留、加宇留、干鰯能解酔毒、

主治、温中調腸胃、故久痢久瀉之人用鮮鰹、和好醋芥薑及大蒜山葵食則愈、若多食則不免熱毒之陰害也、

〔本朝食鑑十華和異同〕鰹

華人全未辨本邦堅魚之事、源順引唐韻玉篇而論之、然二家倶言鰹魚、故猶未明、自序所謂假借之義矣、

〔重修本草綱目啓蒙二十九魚〕鯧魚　マナガツホ　マナガタ　一名鱂魚典籍便覽　娼魚同上　鏡魚東廣新語

此魚攝州泉州播州海中ニ最多シ、東海ニハ稀ナリ、ソノ形小頭縮項身濶ク圓ニシテ薄ク鱗最細ナリ、鮮ナル者筝柱ノ形ニ切テ鱠トス、又醋藏糟藏ト爲シ、鹽乾シテ遠ニ致ス、世ニ魴魚ヲマナガツホト訓ズルハ非ナリ、魴魚ハ淡水ノ産ナリ、

〔食物和歌本草二〕鰹(カツホ)

かつほには毒のあればぞ人もえふ殊に病者は食せぬぞよき

〔食物和歌本草五〕魴黒(マナガツホ)

まながつほ胃の氣調五臓利し穀をこなして食をすゝめり

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鰹〇中略

一種肉粘如飴者呼稱餅鰹、一種有皮上黒白斑三四條者、呼稱筋(スジ)鰹、倶雖味美而中者多矣、一種有石灰鰹者、夏月最多、

〔日本山海名産圖會四〕堅魚〇中略

魚品は　様鰹(すぢかつを)、横輪鰹、餅鰹、宇津和鰹、ヒラ鰹等にて、中にも、様鰹を眞物として、次に横輪なり、此二種を以て乾魚に製す、東國にて小なるをメジカといふ、

鰹產地

〔延喜式 主計 二十四〕凡諸國輸調、〇中略 堅魚九斤、西海道諸國十斤十兩〇中略 煮堅魚六斤七兩、凡中男一人輸作物、〇中略 堅魚一斤八兩三分、西海道諸國二斤〇中略 煎堅魚煮汁各十二兩二分

志摩國調、〇中略 堅魚、〇中略 庸輸鮑堅魚鯛楚割、　駿河國〇中略 煮堅魚二千一百卅斤十三兩、堅魚二千四百十二斤、〇中略 中男作物、〇中略 堅魚煎汁、堅魚、　伊豆國〇中略 調、〇中略 自餘輸〇中略 堅魚、　相摸國〇中略 中男作物、〇中略 堅魚、　安房國〇中略 中男作物〇中略 堅魚、　紀伊國〇中略 調〇中略 堅魚〇中略 中男作物〇中略 堅魚、　阿波國〇中略 調〇中略 堅魚五百三拾五斤八兩、　土佐國〇中略 調〇中略 堅魚八百五拾五斤〇中略 中男作物〇中略 堅魚、　豐後國〇中略 調〇中略 堅魚卌四斤十四兩〇中略 中男作物〇中略 堅魚　日向國〇中略 調〇中略 自餘輸〇中略 堅魚、

〔毛吹草 三〕武藏 ハ。タ。シ。ロ。筋鰹　安房 目。黒。鰹。分テ多キ故、當國田ノ養ニ用レ之、　備前 魧(マナカツヲ)　紀伊 魧
筋鰹　肥前 魧

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕鰹 漢語抄加豆乎
集解、處處江海雖レ有レ之、而土佐阿波紀伊伊勢駿豆相房總陸奧等諸州最多採レ之、海西諸州亦所レ在采之、京師冬月希有、紀勢及海西諸州傳レ之、路遠魚餧、夏秋不レ至、然不レ似二江東之多一、土佐紀伊之產味厚肉肥乾堅、則爲二上品一、生食則味過美而易レ餧、阿波伊勢次レ之、駿豆相武之產、味淺肉脆、生食則爲二上品一、乾堅則味不レ足而稍薄、房總陸奧次レ之、

〔日本山海名產圖會 四〕堅魚(かつを)
土佐、阿波、紀州、伊豫、駿河、伊豆、相摸、安房、上總、陸奧、薩摩、此外諸州に採るなり、四五月のころは陽に向ひて、東南の海に群集して浮泳す、故に相摸土佐紀州にあり、殊に鎌倉熊野に多く、就レ中土佐薩州を名產として、味厚く肉肥乾魚の上品とす、生食しては美癖なり、阿波伊勢これに亞ぐ、駿河伊豆相摸武藏は味淺肉脆く、生食には上とし、乾魚にして味薄し、安房上總奧州は是に亞、

〔塵塚談 下〕松魚といふ魚は、伊豆相摸水戸岩城平邊に、多くあつまりし魚なりけるに、文化七午年頃より南部松前邊にて多く取れる樣になれり、同十酉年の夏は、伊豆相摸には至て少し、水戸岩城邊はかはれる事もなきよし、伊豆相摸の海をば、遠沖を廻り東海へ出しと見へたり、是天地の氣の南より北するともいふものにや、

〔浪花の風〕松魚は絕てなし、偶出ることとありても、十月より末にて、初松魚賞玩することは絕てなく、土地の人は、今も猶毒魚なりとて、鮮肉は食ふものなき故なり、

〔紀伊續風土記 物產八〕鰹魚(中略)本國海中に皆產す、殊に牟婁郡に多し、浦々の漁人この魚を採りて、生鮮のものは近きに鬻ぎ、鹽藏のものは遠きに售り、又尾と鰭と脊とを去り、其餘全く切蔽きて醢とし、タダキといひ、又腸許を醢となし酒盜といひて諸方へ出す、此二品は田邊莊、浦々にて製するを上品とす、又年々浦々にてカツヲブシを製し出すこと、其利甚大なり、

〔本朝月令 六月〕朔日內膳司供忌火御飯事

高橋氏文云、挂畏卷向日代宮御宇大足彥忍代別天皇(景行)五十三年癸亥八月(中略)是月行幸於伊勢、轉入東國、冬十月、到于上總國安房浮島宮(中略)此時太后(八坂入媛、景行后)詔磐鹿六獦命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕我久々、欲見其形、卽磐鹿六獦命乘船到于鳥許、(中略)還時顧舳魚多追來、卽磐鹿六獦命以角弭之弓、當遊魚之中、卽著弭而出、忽獲數隻、仍號曰頑魚、此今諺曰堅魚、(今以角作釣柄釣堅魚、此之由也、)

〔看聞日記〕永享五年十月十五日、自內裏御魚味三種(鰹一、鯛三、)被下畏悅、

〔北條五代記 七〕東海にて魚貝取盡す事附人魚の事

鰹鮪は每年夏に至て、西海より東海へ來る、伊豆相摸安房の浦につり上る初鰹、ゑやうぐはんなり、天文六年の夏、小田原浦近く釣舟おほくうかび鰹をつる、此よし北條氏綱聞召、小舟にめされ、海士のゑはざを御見物、珍事の御遊、盃酒に興じ給ふ所に、鰹一つ御舟へとび入たり、氏綱喜悅に

おぼしめし、勝負にかつうをと、御祝詞なゝめならず、卽時酒肴に用ひらる、然におなじき七月上旬、上杉五郎朝定武州へ發向のよし告來る、氏綱出陣、同十五日の夜いくさに、氏綱討勝て武州を治め給ひぬ、其比は四方に敵有て、每日戰ひやん事なし、氏綱賞翫し給ふ件の鰹は、勝負にかつうをともてはやし、常に支度し、諸侍戰場門出の酒肴には、鰹をもつぱら用ひ給ひぬ、

〔相州文書〕本城御前樣御臺所每月納肴從₂昔相定帳面改而被₂仰出₁事

魚之代定　鱠にても無鹽にても可₂爲₁隨意₁〇中略

一かつは(なまひ)　壹ッ　代十二文〇中略

庚申二月廿三日　國府津之船主村野宗右衛門

〔駿淸遺事〕慶長十六年四月廿九日、花崎ヨリ三澤ノ鄕迄ニ鰹一萬本程寄取₂之₁但網ニテ引也

〔當世武野俗談〕勝間龍水

新和泉町に家主役をして手習指南して、筆名は勝間龍水とて、御府內に名高き者あり、〇中略或時母女房寺詣りに行留守なり、折節四月の頃にて初鰹賣來、鰹を呼調へ喰んと直段をす、一貫文に調へしに錢一文もなし、日頃母親信心者にて、持佛堂淸にかざり、三具足光りかゞやきける、彼道具を不₂殘持出し、難波町の仕廻ものやへ賣て鰹を調へ、其近所の俳諧の宗匠平砂湖十貫、明などを招き、大に舞うたひして樂けり、母親歸て大に驚きなげくといへども、曾て何とも思はずして笑ひ爭はず居たり、希有の男なり、

〔守貞漫稿二十七夏冬〕四月朔日

今日以後初漁ノ松魚ヲ江戸ニテハ特賞₂之、目テ初松魚ト云、或ハ鰹ノ字ヲ用フ、トモニカツヲト訓ズ、先年ハ一尾價二三兩トス、近年漸賞之コト薄キ歟、價金一二分ニ過ズ、

〔蜘蛛の糸卷追加〕初鰹

天明の頃、我家の長臣渡邊松右衞門、石町の豪富林治左衞門が許に至り、(今も此大家おところ賤しきくらしとなり、)初鰹の振舞に逢ひし時、林が手代に價を尋ねければ、今日は安し、壹本貳兩貳分なりと云ひしとて、立ち歸りて我(○京山岩瀨)が父へ語りたるを、我等傍にありて聞きし事ありき、我父鰹を好まれしゆゑ、出入の魚屋常に持ち參りしが、初鰹は高價なりしが、秋の古脊に至りては、肥大なるも價二百孔に過ぎず、今は初鰹も貳兩三兩をなさず、古脊も貳百孔の物なし、いかなる故やらん

〔兎園小說七集〕金靈并鰹舟の事

ことし乙酉の夏のほど、鰹の獵のありしこと、むかしより多くあらざる事なりとて、右の房州の客の語るをきくに、(○中略)壹ヶ處にて釣溜り(鰹の獵船を釣りためといふ)十五艘或は廿艘ばかりづゝも出づる、中にもあまつは二百艘も出づるよし、凡一艘にて鰹千五百本二千本位づゝ、六月六日比より同十四五日比は、每日打續き夥敷獵のありし事、めづらしとてかたりしまゝ、筆のついでにしるしおきぬ、

文政八乙酉初秋朔　文寶堂誌

〔令義解三賦役〕凡調(○中略)正丁一人、絹絁八尺五寸、(○中略)若輸二雜物一者、(○中略)堅魚卅五斤、(○中略)煮堅魚廿五斤、堅魚煎汁(謂熱煮汁曰二煎也一)四升、

〔類聚符宣抄三〕疱瘡事

太政官符、東海東山北陸山陰山陽南海等道諸國司令下臥二疫之日一治身及禁二食物等一事漆條、

一病愈之後、(○中略)二十日已後、若欲レ喫二魚宍一、先能煎炙、然後可レ食、但乾鰒堅魚等之類、煎否皆良、(乾脯亦好○中略)

天平九年六月廿六日

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡應レ供二神御一由加物器料者、(神語謂二雜贄一爲二由加物一)九月上旬申レ官差二卜部三人一、遣二三國一先大

鰈

被後行事、○中略 堅魚海藻滑海藻各二斤、(中略)已上當郡所輸 堅魚鰒各四斤(中略)已上阿波國麻殖那賀兩郡所輸

〔徒然草上〕鎌倉の海に、かつをと云魚は、彼さかひにはさうなき物にて、此比もてなすものなり、それもかまくらの年よりの申侍しは、此魚おのれらわかゝりし世までは、はか〴〵しき人の前へ出る事侍らざりき、頭は下部もくはずきりてすて侍りしものなりと申き、かやうの物も、世の末になれば、上ざままでも入たつわざにこそ侍れ、

〔壷齋錄二〕僧兼好小說記、鎌倉海有魚名鰹、土人不甚珍之、鄉耆老言、俺等少時此魚不上鼎爼、僕隸下人、不肯喫其首、每致猥藉、世趨末造、如此者亦充膳羞、可見當時不珍此魚、今也此魚爲海味上品、自王侯而下至甿庶之家、𦵔而爲脯、鹵而爲脯、凩而爲挺、漬而爲醢、煎而爲膏、函封甕閉苞苴、千里無日不享其用、而挺之用最廣、歲時吉席無此不成禮、飮饌調和無此不成味、其利遍于城中、沿海諸州所在有之、而土州勢州者最佳、春夏之交、盛集漁人、削鹿角爲鉤距、隨投隨獲、至得數十萬頭、中國未聞有此、或人云、唐客來長崎、稱銀鏈魚、即是、亦未聞甚賞之、兼好之時、距今未四百年、而此魚顯晦、乃至如此、是知天地之間、生物有常、而人之好尙、隨時變遷焉耳、丁酉正十七日

〔庖丁聞書〕一出門に用る魚鳥、○中略 かつほ、

〔鶉衣前篇拾遺〕百魚譜

鰹は芥子鮓の風味、上戶は千金にかへむとも思ふらむを、鎌倉の海の素性を、兼好にいひさかされたるいと口をし、鰹節となりては木の端のやふにも思はれず、その梢とも見へずして、花の名をさへ世にちらしぬる、

〔新撰字鏡魚〕鰈坐盍反、比目魚、

〔說文十一魚〕鰈比目魚也、从魚枼聲、土盍切

〔本草和名十六蟲魚〕王餘魚、郭璞云、王餘、皆雖有二片、其實一魚也、不比行者名王餘也、比行名比目也、捜神記云、昔越王爲膾、割魚而未切、墮半於海中化魚、名曰王餘也、出七卷食經、和

名加良衣比、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕王餘魚　朱厓記云、南海有王餘名、（和名加良衣比、俗云加禮比、）昔越王作鱠不盡、餘半棄水、因以半身爲魚、故曰王餘魚也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕按加良、美稱、是魚形似詔陽魚而味最美、故名、今俗呼加禮比、與源君時俗同、○中略 隋書珠厓傳一卷、僞燕蓋泓撰、太平御覽引朱崔傳、所引朱厓記、盖是、今無傳本、按漢書武帝紀、珠厓儋耳、注云、二郡在大海中崖岸之邊、出眞珠、故曰珠厓、則朱厓當作珠厓、吳都賦劉逵注云、王餘魚、其身半也、俗云、越王鱠魚未盡、因以殘半棄水中、爲魚、遂無其一面、故曰王餘也、是其事、本草和名引搜神記亦云、昔越王爲魚膾、割魚而未切、墮半於海中、化名、名曰王餘也、出七卷食經、而今本搜神記不載、○中略 按爾雅、東方有比目魚焉、不比不行、其名謂之鰈、郭氏云、狀如牛脾、鱗細紫黑色、一眼、兩片相合乃得行、今水中所在有之、江東又呼爲王餘魚、又郭氏比目魚贊云、比目之鱗、別號王餘、雖有二片、其實一魚、協不能密、離不爲疏、是以比目王餘爲一物、又吳都賦、雙則比目片則王餘、劉逵注、比目魚東海所出、王餘魚其身半也、蓋賦依爾雅比目曰雙、依越王之事王餘曰片、蓋諸魚兩邊各一目、此魚一片雙目相比、故名比目、一片如割去之狀、故或名王餘、其實比目王餘古今異名耳、至不比不行、古人之附會、郭氏一眼兩片相合乃得行之說亦不足據、劉氏注以王餘爲比目之半、非是、至爾雅翼乃云、王餘長五六寸、身圓如筯、潔白而無鱗、若已鱠之魚、但目兩點黑耳、博物志曰、吳王江行、食鱠有餘、棄於中流、化爲魚、名吳王鱠餘、今猶呼鱠殘魚、又名銀魚、李時珍依之、是與越王作鱠墮半於海中化爲魚、其事絕相似、還混王餘魚於鱠殘魚也、

〔類聚名義抄 十 魚〕王餘魚（カヲエビ、俗云カレヒ、）　海鰤魚（カレヒ）

〔伊呂波字類抄 加 動物〕王餘魚（カレヒ、カラエビ、）

〔下學集 上 氣形〕鰈（カレヒ）　鰕鯩（カレヒ）　王餘魚（カレヒ、上三名同魚也）

〔壒嚢抄 一〕魚類字 鰈 王餘魚

〔和爾雅 六 龍魚〕比目魚(カレイ)、鮃魚、鰈、鰜魚、魼魚、婢屣魚、箬葉魚、鞋底魚並同、爾雅注云、江東又呼為王餘魚、今按本草綱目時珍云、劉淵林以鰈為王餘魚、蓋不然、 鰈魪魚出于閩書

〔日本釋名 中 魚〕鰈 かたわれ魚也、此魚一方は色かはりて白くして目も一方につけり、かたわれのごとし、たわを略せり、いはいを也、うをいを通ず、をの字を略す、

〔物類稱呼 二 動物〕比目魚、かれい、ひらめ、 畿内西國ともにかれいと稱す、江戸にては大なる物をひらめ小なるものをかれいと呼、然れども類同くして種異也、

常陸上總下總の浦々にて、大なるを鰈といひ、小なるを平目といふ、江府の魚市に至る時は則名を變ず、又ある漁子、此魚兩種相偶して、洋中を游ぐ、頭をならぶる時は、左右の違ひ有物なりといへり、貝原翁は、かれいといふは、かたわれ魚の略なりといえり、

越後にては、小なる物をこつぺらと呼、こびらめと云の誤にや佐渡にて大なる物を、さかむかひと云、江戸にて云霜月びらめを、越後の糸魚川にて、あさばとなづく、江戸に云ほしびらめを、駿河にてまつかはびらめといふ、一種このはがれいと云有、至て小なるものなり泉州にて岡田かれいと云、

鞋底魚うしのゑた 一名くつぞこ 關西及東國の海邊にてうしのゑたと稱す、江戸にて舌びらめと呼、備前にはくちげと云、越前にてはゞがれいと云、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一かれい ひらめ かためとも

〔本朝食鑑 八 江海有鱗〕鰈 音蝶、訓加禮比、

釋名、比目、訓比良女王餘魚、訓加禮比、鰈比目、王餘、中華之名、而本朝亦用之、近俗謂、大者號比羅女、小者號加禮比、然類同種殊乎、鰈猶䩞也、䩞者履中薦、而猶言女人之鞋底也、名品最多、

集解、處處多有、形似魴而平薄、頭小嘴尖、雙眼相並而近在背向上、表黑有細鱗、裏白無鱗有細紋、腹在脇小而近鰓下、自秋冬至春初有子滿腹、大者二三尺、小者有差、春末夏初最多采之、其種類多矣、一種

大一二尺或五六寸、裏之白皮有黑點者、號曰星鰈、一種大者尺許、或自七八寸至一二寸者、表之黑皮鰭之兩邊自上向下有黑片石子而相聯者、號曰石鰈、江都最多、味亦殊美、官家賞之不少、炙食則兩鰭軟脆香美也、一種大者不過六七寸、形比尋常之小鰈則狹小肉薄、雖子滿腹味不佳、號曰藻鰈、又曰霜月鰈、一種形略同而有表裏無鱗者、號曰雌夜鰈、一種有號片口者、此亦鰈之類、或曰似藻魚、未知何是、所稀有也、又一種有號水戶鰈者、此京師所謂鮃魚之類乎、

比目、集解、俗稱平目、字義不相叶也、其狀比鰈則黑斑色薄、其肉亦瘠而味不美、子亦滿腹味稍佳、而亂于鯛子、今武江春夏之際、小鰈最多、其無背石者恐是平目之子矣、大者二三尺許、尙味不爲佳、或作鱠、亦味惡、惟鮮者作鱠羹、作炙及蒲鉾、然俱不稱美爾、

內、氣味、甘平無毒、一曰微溫、俗稱鰈之骨硬難拔、常可愼之也、主治、益氣力、補脾胃、無諸病禁忌、唯多食鬱肺氣、或塞胸閉胃而必妨食、

發明、本草曰、甘平無毒、孟詵曰、多食動氣、又本朝舊稱鬱肺閉胃、然則性平無毒者、豈有動氣鬱閉之理耶、是未試者之言也、予必大〇平野每試之、鰈之大者微溫、而多食則有鬱閉動氣及生熱動血之毒、惟石鰈甘平無毒、最無諸病之禁忌耳、

子、氣味、甘微溫有小毒、多食則動蟲積、令人嘔吐、小兒最可忌之、

蒸鰈出兩越及若州、而就中前越者爲上、近在江都漁市、或家家鬻之、然不及越之產、味亦最美、其法采鮮鰈多子者、以鹽水蒸之、令半熟而取出陰乾數日、號曰蒸鰈、

乾鰈、尋常之乾脯也、出泉紀等州、炙食而香美可愛、一種大不過一寸餘者作脯、名曰木葉鰈、是泉之珍品、號岡田鰈者也、

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鰈

鰈與比目本同類也、今本邦以二名而分之、有氣味形色之異、李時珍爲一物者未詳、閩書南產志曰鰈

魦魚名漯沙、漯音撻、魚在江行漯漯也、又名貼沙、今閩廣以此魚名比目、不知比目又一魚也、按比目諸書俱言比並也、魚各一目相並而行也、是未解得細視魚形、則黒爲表白爲裏、其黒處頭中有兩眼、相並甚邇、然則非他魚之相並而行也、大抵此魚多名義、上林賦謂之魼、相胠也、吳都賦謂之鰨、相介也、段公路北戸錄謂之鰜鰜也、臨海志名婢蓰、臨海風土記名奴屩、宋沈懷遠南越志名版魚、房千里南方異物志名箬葉、皆因形也、

〔大和本草 十三 海魚〕比目魚　此魚背黒ク腹白クシテ魚ノ半片ノ如シ、カタワレイヲト云意ニテ、略シテカレイト名ヅク、目ハ一處ニ二アリ近シ、一名鰈、二種アリ、一種ハツチノカレイ也、一種ハ鞋底魚ト云、關東ニテ平目ト云、カレイ、クツゾコ共ニ腹ヲ地ニスリテヲヨグ、○中略

鞋底魚(クツゾコガレイ)　中夏ノ名也、クツノソコノ形ニ似タリ、本邦ニテモクツゾコト云、倭漢同名也、又水カレイトモ云、カレイト同類ニテ別ナリ、肉ウスクホソ長シ、味比目魚ニヲトル、無毒病人無妨、綱目ニ比目魚ト一物トス、然レドモ相似テ別ナリ、閩書ニ鰈魦魚形扁而薄、名鞋底、名左目明右目晦昧、今閩廣以此魚名比目、不知比目又一魚也トイヘリ、綱目ヨリ閩書ニ書ス處詳ナリ、可從、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕比目魚　シタビラメ江戸　ウシノシタ東國　ウシノシタガレイ　クツゾコ　クツゾコガレイ大和本草　ミヅガレイ同上　ヤナギガレイ播州　シタ同上　セキダガレイ　サヽガレイ仙臺　土用ガレイ勢州龜山　シンマキ桑名同上　ゲク備州　グチゲ　クチゲタ共ニ同上　シンチヤウ藝州　ムマノシタ讃州　カレイ越後　バヾガレイ越前　チヅクチ水戸　クチソコ筑前太宰府　セツタノウラガハ同上福岡　丁銀ガレイ丹波　一名箬鰈海鹽縣圖經　箬獺新修餘姚志　鯿魚時珍食物本草　鰈魦魚閩書　漯音撻沙　貼沙魚共同上　偏口山東通志　泥鞋魚八閩通志　拖沙魚　卑末魚　鰈沙共同上　孥屩魚正字通

此魚カレイ・一種ナリ、形ガレイヨリ狹長ニシテ薄シ、故ニクツゾコ及ウシノシタノ名アリ、○中

略早ク餧シ下品ノ物ユヘ京師ニ來ラズ、播州ニテハ十二月ニ多シ、味佳ナリト云フ、一種一片ハ青ク、一片ハ白キ者ヲアヲシタ〈播州〉ト云、一種ムマノシタ〈播州〉ハ、微ク闊大四五寸許、色微黄ヲ帶、横ニ黒條アリ、又シマガレイ〈同上〉共云フ、以上三品五六月ニアリ、

比目魚ハカラエヒ〈和名鈔〉カレヒ〈同上〉カレ、〈略〇中〉一種モガレイハ一名アブラガレイ〈加州〉ウラジロ〈越前、越中、若州〉肉脆ク軟ニ味淡ク水ノ如シ、故ニミヅヒラメ共云フ、多子ナル者ヲ採リ、鹽水ニテ蒸シ、半熟タルヲ海濱沙上ニ多ク置キ、草席ヲ以テ蓋覆シテ後、數日乾スモノヲムシガレイト云、味鮮魚ニ勝レリ、兩越若州丹後ヨリ多ク京師ニ來ル、〈略〇中〉又勢州ノモガレイハ形短八寸二分、濶サヒレヲ去テ三寸三分、右黒左白、上ノ尖ノ處ニ口アリ、至テ小ク二分餘、目ハ口ニ近ク大サ三分許、一種ヒラメハ一名ミヅガレイ、トイダ〈仙臺〉大口ガレイ、一説大者ヲ戶板ト云〈魚譜〉此魚左片灰黒色カレイヨリ色淺シ、右片ハ白色、大者ハ二三尺許、春夏味美ナリ、冬月ハ佳ナラズ、江戸ニテハ三月ヒラメト稱シ春賞ス、若州ニハ冬賞ス、四五尺ナル者アリ、松前ニモ五尺ナルモノアリ、又仙臺ニテハ秋時味最佳ナリト云、長四尺許ナル者アリ、又腹色赤者アリ、一種ホシガレイハ、大ナル者ハ一二尺、小ナル者ハ五六寸、白皮ニ黒點アリ、一種石ガレイハ、大ナル者ハ尺餘、小ナル者七八寸ヨリ一二寸ニ至ル、右ノ方黒ク鱗ナシ、黒片石棋石ノ大サノ如ナル者相連リツク、肉ノ味殊ニ美ナリ夏出、江戸ニ多シ、炙食テ其鰭軟脆香美ナリ、一種メイタガレイ〈攝州〉ハ、一名エテガレイ〈京〉コソガレイ〈勢州〉コウツガレイ〈同上〉カンザウガレ〈播州〉ヤマガレ〈同上〉メタカヾレイ〈攝州〉長サ九寸、濶サ鰭共ニ五寸許、右片ハ灰黒色茶褐ヲ帶ブ、鱗微シアラシ、左片ハ雪白ニシテ、至テ細ナル鱗アリ、口甚小ク、ソノ傍ニ兩目高ク出、夏秋コレアリ、京ニハ冬ニ至テ來ル、粟子(マコ)ナル者腹(シラコ)ナル者共ニアリ、一説形霜月ガレイニ略同シテ、表裏鱗ナキ者ヲ雌板ガレイト云フ〈大野必〉一種クチボソガレイハ、長サ六寸許、若狹ガレイヨリ微シ濶シ、口細ク尖ル、右片黒色深シ、肉厚ク粟子アリ、四時共ニアリ、

緋魚

加州ニテコレヲ上品トス、一種バンゴハ形圓ニシテ厚シ、加州ノ產ナリ、一種アカベレイハ肉厚シ、バンゴヨリハ薄シ、右片色黑シ、子ノ色ウツリテ赤色ヲ帶ブ、子大ナリ燒キ食フ、上品ナリ、然ドモ人ヲシテ醉ハシム、一種比丘尼ガレハ一名ナメタガレ、仙臺肉フクレテ甚柔ナリ、乾シテモ硬クナラズ、下品ナリ夏出、一種譽田ガレイハ一名カツタイガレイ、仙臺ヨリ出、一種サカムカヒハ極大ナリ、佐州ヨリ出、一種メクラガレイハ、目甚小ニシテ見ヘガタシ、攝州ニ出、此外ニ但馬ガレ、因幡ガレ、ヤマブシ、マルガレ、シロミヅガレ、ヤイトガレイ、ヒダリガレイ、水戶ガレイ等品類尙多シ、一種木葉ガレイハ一名モミヂガレイ、岡田ガレイ、泉州小ヒラメ、ヲチバガレイ、阿州シイノハ、丹後此ハヒラメノ小ニシテ、寸許ヨリ二寸許ナルヲ、頭尾背腹相重テ乾カス者ナリ、隱州、讚州、阿州、淡州、泉州ヨリ出、一種モンゾウ攝州ハ一名コノハ、同上小ヒラメヨリ形狹シ、

〔後水尾院當時年中行事下〕一まゐらざるものは、王餘魚是は俗にかれひとかいふ御まな也、いかなるゆゑにまゐらぬか、其子細をしらず、若名の文字王餘魚と書といふ事を云事か、本草綱目には鱠殘魚王餘魚とも云とみえたり、呉王闔閭の魚鱠を食して、のこりを水に投ぜられしに、化しては魚となりたるよとし也、さらば王餘の心は、たがひもやあらん、其上鱠殘魚は注體かれひとはみえず、しろうをとかいふもの、大概叶ふやうなれど、長四五すんなどやうにみえたり、これもまた相違せり、いかなる魚にか、又かれひ目の一所によりて付て、そのていやうなれば、まゐらずなどいふ女房などあれど、これもおの〱のすがた也、其ものゝ中に類せず、ことやうにもあらばこそ、

〔書言字考節用集五氣形〕緋魚(アカウ)

〔和爾雅六龍魚〕緋魚(アコ)興化府志云、其色如緋、有一種紅魚、全緋、一種新婦魚、近緋、

〔物類稱呼二動物〕阿古あこ　加賀國にてはちめと稱す、此魚播磨攝津國などに稀に有、冬月藻魚の大なる物をあこと呼て賞翫す、和漢三才圖會に見えたり、あこは赤魚(あこを)也と云

〔本朝食鑑八江海有鱗〕赤魚(アカヲ)訓阿加乎

釋名色赤如火、故俗曰赤魚、

集解、頭大口濶眼亦不小、形略似甘鯛而大、尾無岐細鱗長鰭、全體倶赤如丹、肉脆白而味淡美、處處罷

目張
沖目張

有江都最多、相豆總海濵采而運之、近俗恐河豚多毒、以鯛鯆鱇(アンカウ)赤魚之類代之、然味最減矣、惟鯛魚味厚、赤魚味淡而足用、一種有赤鮹者、或號赤松、狀全類赤魚、色深紅味亦同矣、肉、氣味、甘平無毒、主治、調脾胃、益氣血、進食止瀉、與諸藥物不禁、故俗曰藥魚、

〔大和本草十三海魚〕緋魚　其色如緋、有一種紅魚、金緋一種婦魚近緋、右ハ王氏彙苑ニ出タリ、今筑紫ノ方言ニ馬ヌス人ト云魚アリ、形狀紅鬃魚ノゴトク、長五寸許、鯛ノ類ニ非ズ、其首ハメバルノゴトシ、口ト目ト大ナリ、色ハ甚赤クシテ朱ノゴトシ、是緋魚歟、赤魚其形狀頗メバルノゴトシ、色赤クシテ黃色マジレリ、無毒、病人食ツテ無害、赤キ事馬ヌス人ニ及バズ、アコノ類多シ、色紅ナラザルアリ、黃點多キモアリ、又長州ノ海ニカラカゴト云魚アリ、アコヨリ小ニシテ赤キコトアコヨリ甚シ、順和名ニ綱魚ヲカラカゴト訓ズ、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕緋魚(あかを)　赤魚俗　俗云阿加乎　又略阿古〇中略

按緋魚狀略似鯛而厚潤、眼甚大而突出、其大者二三尺、細鱗鰭窄、尾倶鮮紅如緋、肉脆白、味甘美、關東多有、冬月最賞之、播播希有之、以藻魚大者稱赤魚而代之、

赤鮹俗云阿加末豆　狀類緋魚又似鮹、色深赤味亦不佳、

〔物類稱呼二動物〕目張めばる　陸奥仙臺にてそいと云、又すいともいふ、藝州にてめばるの兒を呼でなることと云、一種沖めばると云有、其色黑味ひ厚し、病人食ふことなかれとなり、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕眼張魚訓米波留　集解、大槪類赤魚而眼大瞋張、惟口不濶大、味亦略同、有黑赤二種、江都及相豆總房諸州江濱倶多、京師亦有之、

肉、氣味、甘平無毒、主治、與赤魚略同、世傳謂、利小水、消蟲積、明目强筋力、祛肝腎之邪氣也、赤色者補腎

健脾、調五臟之虛、多食則動蟲、令人泄瀉、

〔大和本草 十三 海魚〕目バル　目大ナル故名ヅク、黑赤二色アリ、小ナルハ四五寸、大ナルハ一尺二三寸アリ、食之有益人、皮ニアブラアリ、皮ヲ去テ病人食之無傷、春多ク冬少シ、メバルノ類數品アリ、形狀皆カハレリ、メバルノ子ヲ鳴子ト云醢ニス、藝州蒲刈ノ名產ナリ、食スレバ口中ニテナル故名付ク、黑キ大メバルアリ、胎生ス、○中略

奧(オキ)目張　メバルノ類ニ非ズ、色ハ淡黑ニシテメバルニ似タリ、目大ナリ、メバルヨリ形セバシ、味メバルニ異ナリ味ヨシ、石首魚ノ形ニヨク似タリ、口ハメバルヨリセバシ、長六七寸八寸ニ不過、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕眼張魚(めばる)　正字未詳　俗云米波留

按眼張魚狀類赤魚、而眼大瞋張、故名之、惟口不濶大、味甘平　赤似緋魚、春月五六寸、夏秋一尺許、播州赤石之赤眼張、江戶之緋魚共得名、

鬼眼張魚　形同而色不赤微黑、其大者一尺餘、赤黑二種共蟾蜍所化也、

〔毛吹草 三〕播磨　明石赤目張　安藝　雷師(かみなり)メバルノ子ト云

〔藝備國郡志 上 安藝〕土產門

鳴子　安南郡蒲刈之漁人、取目張魚之遺子於海巖之際、以醢之、其色或青黃或紫黑、食之則齒牙之間有聲、故名曰鳴子、每歲磁器盛之、充方物、以獻東武矣、

ガウザ

〔大和本草 十三 海魚〕ガウザ　色ハメバルニ似タリ、黑シ、メバルヨリ口小ニ、長七八寸ニ不過、味メバルニヲトレリ、然頗ヨシ、又淡赤色ナルアリ、

キコリ魚

〔大和本草 十三 海魚〕キコリ魚　長七八寸、或一尺五六寸許、淡黑色スコシ赤色ヲ帶ブ、横スヂカヒニ筋三四或五六條アリ、首ハソゲルガ如シ、其形狀鯛ニモ目張ニモ似タリ、目ハ端ニヨレリ、目少赤シ、味ハメバルニ似タリ、脂ナクシテ淡美ナリ、無毒、

藻魚

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕藻魚〈訓毛字乎〉附笠子魚

集解、細鱗長鰭尾無岐、肉淡白味美脂少、不過尺許、黒色雜白點、如胡麻蒸渣之黒白相交、俗稱胡麻加羅、此爲上品、又有騮色者、有形稍短而黒者、此俗稱黒加羅、倶味減矣、大概肉味雖與赤魚眼張相似、此魚爲勝、

〔大和本草　十三海魚〕藻魚　長七八寸、其色淡紅ナリ、綠色モマジレリ、無毒、攝州ニテ藻魚ト云ハ西土ニテアコト云魚ナリ、別ナリ、

〔和漢三才圖會　四十九江海有鱗魚〕藻魚（もいを）　磯眼張魚　正字未詳　俗云毛以乎、西國俗云以曾女波流、

按藻魚狀似眼張魚而眼不大、鰭長赤尾亦赤無岐、肉淡白、脂少味甘平佳、諸病不妨、大近于尺、冬月其大者俗呼曰阿古乎、赤魚之略言歟最賞之、又有白點者、又有淡黒點者、

黒加羅　藻魚之屬、形稍短而黒、或云加良須

〔魚鑑　下〕もうを　西國にいそめばるといふ、鱗細く鰭長く、頭面あかをに似て、尾に白黒の斑點あり、この魚胎生なり、味ひ極上品なり、別て冬月美し、

笠子

〔毛吹草　三〕尾張　那古屋藻魚

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕藻魚〈訓毛字乎〉附笠子魚〇中略

一種有笠子魚者、略與藻魚相似、而頭圓大背尖長鱗麁、色灰白味最劣焉、

〔魚鑑　上〕かさご　俗にあんぽんたんといふ、狀もうをに似て、頭圓く大く背尖り、鱗あらく、味下劣なり、赤黒兩種、又鬼笠子の類あり、

鮎魚女

〔書言字考節用集　五氣形〕石斑魚（アイナメ）〈本草、生溪間水石處、長數寸、白鱗黒斑如虎文、〉

〔物類稱呼　二動物〕鮎魚女　あいなめ　奥州にてねうをといひ、又志んじよと云、同國南部にてはあぶらめと云、佐渡にてしいうと云、駿州にてべろと云、〇中略

奥州の方言にねうをと云、恙んじよといふは、あいなめといふを愛す女と云意にて寢うをといひ、又寢所と云なるべし、又べろといへるは、東國片部の小兒舌のことをいふ也、四國にても舌をべろと呼もの稀に有也、さればあいなめと云を、なめるといへるこゝろにて、駿河にはべろと名づくる歟、なめるとは關東にて云、畿內にてねぶると云におなじ、

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕鮎魚女(アヒナメ)(訓阿比奈女)

釋名(形略似年魚、故名、稱女而非年魚之雌、年魚生河、鮎魚生海、孕鮱亦殊矣、日本紀及萬葉集訓魚稱奈也、)

集解、狀似年魚而短、色黒、鰭稍長而小、硬鱗、比年魚則細、大者鱗亦稍大、味亦比年魚則極劣、江都品川芝濱江上多采之、或夏秋間釣之、

肉、氣味、甘平無毒、主治未詳、然魚市老商所謂比赤魚、眼張、藻魚、則多脂而羶、故多食生熱、或曰、與赤魚、眼張、藻魚、氣味主治相同、

〔本朝食鑑　八江海有鱗〕旗代魚(訓波多志呂)

釋名(漁家所謂魚紋黒白相疊、如旗之黒白分染、故龍宮有戰闘、則以此魚代旗、因號旗代也、是謎之可笑者、不足用、或作旗白、亦不相當、)

集解、細鱗長鰭尾無岐、色以黒爲上、白者味劣、略雖似藻魚、而形扁首短鬐亦細脆、肉美白味甘淡而佳也、以上五種魚之氣味雖相類、而以藻魚旗代爲勝、眼張次之、鮎魚女有臊味不佳也、

肉、氣味、甘平無毒、主治、與藻魚赤魚等同、病家以無毒、好爲常食、醫亦依病而供之、

〔和漢三才圖會　四十九江海有鱗魚〕鬐白魚(はたしろ)　古世宇(京俗)　名義正字未詳

按旗代魚、狀略似藻魚而扁身短首纖鬐、其鱗有黒白文、肉脆白(淡甘)、冬春出焉、京師不賞之、唯以無毒爲佳、

〔運歩色葉集　魚名〕金首(カナガシラ)

〔書言字考節用集　五氣形〕鮇(カナガシラ)(未詳)　方頭魚(同)

旗代魚

金首

魴鮄

〔物類稱呼二動物〕方頭魚かながしら　參河にてかなごと云、越後糸魚川にていちみと呼、常陸下總にてぎすと云、其かしら角ありてかたし、故にかなかしらといふ、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鐵頭魚俗訓加奈加志羅

集解、處處多有、頭骨高起、堅硬如鐵兜、圓身長鰭、尾有岐而硬、背鰭至尾如刺而紅、鱗細而略紅、肚白帶黃、大者不過尺、味亦不佳、近代擧世誕子之家、必以此魚供賀膳、取其頭頸堅固之義、冠笄婚姻之儀亦然焉、

肉、氣味、微甘有毒、按小毉則必令人醉

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕銅頭魚かながしら　正字未詳　俗云加奈加之良

按銅頭魚處處多有之、冬春盛出、大者六七寸、頭骨高起硬而赤、頰似銅色、故名之、圓身長鰭尾有岐而硬、背鰭至尾如刺而赤、細鱗淺紅而腹白帶黃、眼眶淺黃、肉甘平、世俗子出生家、必以此魚供賀膳、取堅固之義矣、如無鮮魚、時用乾者、

〔書言字考節用集五氣形〕魴鮄ハウボウ　魴鮄コトヒキ

〔倭訓栞中編十九波〕はうぼう　方帽と名けしにや、方頭魚也といへり、佐渡にきみうをと云ひ、薩摩にぼこの魚といふ、

〔物類稱呼二動物〕保宇保宇ほう〳〵　佐渡にてきみうをと云、薩摩にてぼこの魚と云、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕保守婆宇ほうばう　正字未詳

按保宇婆宇魚、狀色氣味共似銅頭魚而大、其吻有硬鬣、而尾鰭有五彩色、其鱗細於銅頭魚、大者尺餘、炙食甚甘美、肉厚白、冬春以賞之、

〔魚鑑上〕ほうぼう　佐渡にきみうを、西國にことひき、又ほこのうをといふ、俗に魴鮄の字を用ゆ、漢名未詳、その狀かながしらに似て、少しく黑色なり、鬐長くして身にひとし、表白くして淡赤し、

タナゴ

裏深綠に翠碧の圖點あり、翅下に刺あり、肉雪白、味甘美し、冬月のは上選なり、あるひは寧波府志の竹麥魚とす、詳ならず、

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕棚子魚（訓義如字、名不詳、）

集解、形如琵琶湖之鮒而小、細鱗白色、大者六七寸、生河長海、凡魚之胞如絹嚢包粟粒、或有如紅瑪瑙珠子者、惟棚子魚及鱣鮫胞中懷自我之形、如人胞中裏兒乎、此漁家常稱怪異者也、

〔大和本草 十三海魚〕鰱魚　一名鰱魚　本草綱目曰、好群行相與也、又曰、狀如鱅而頭小形扁、細鱗肥腹、其色最白、失水易死、蓋弱魚也、今案本草所載、其形狀悉クタナゴナリ、今見之、コノシロノ如ク頭小ニ形扁ク、鱗細ク色白シ、漁人ニ問ニ、好ンデ群行スト云、味頗ヨク、性亦輕クシテアシカラズ、病人食シテ無害、タナゴノ子ハ胎生ス、卵生セズ、他魚ニ異レリ、河魚ニモタナゴアリ、與此不同、

〔和漢三才圖會 四十九江海有鱗魚〕鰱（たなご、音序）　鰱　俗云太奈古（○中略）

按鰱狀似鮒而扁、如鱅、口尖白鱗、其肉白、味不美、胎生、凡魚胎生者有數種、鱣、鮫、鰱、鱝、阿名古魚、佐加太魚、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鰱魚　タナゴ　ニガブナ（關東）　ニガヒラ（防州）　センピラ（勢州）　シブナ（筑紫）　シブタ（同上）　ムシブナ（京）　タビラ　タビラコ（共同上）　センパラ（尾州）　ボテ（江州）

一名鱮鰟（爾雅）　鰏鯞（同上）　魚婢（爾雅註）　妾魚（同上）　鯚魚（爾雅疏）　青衣魚（鯚魚註）　鰟魮鯽（同上）

連魚（八閩通志）　增一名鰱子魚（盛京通志）

タナゴニ川海ノ別アリ、鰱魚ハカハタナゴニシテ、流水中ノ小魚ナリ、首小身扁ク濶ク鱗アリテ棘鬣魚（タイ）ニ似タリ、長サ一二寸、夏月庭池ニ養フテ兒玩トス、數品アリ、腹下ノヒレ白色ナルモノヲシロタビラ（京）ト云、一名シロダイ（江州）シロヒラ、漢名白蓮（福州府志）ト云、又腹下ノヒレ紅色ナルモノヲアカダビラ（京）ト云フ、一種秋ニ至リテ身モ紅色ヲ帶ビテ美ハシキモノヲ、アキタビラ（京）ト云、

一名セ。ン。ニ。チ。ガ。ヒ。(江州石部)ケ。イ。セ。イ。ボ。テ、(同上守山)漢名紅蓮(八閩通志)ト云フ、又腹下ノヒレ黒色ナルモノヲ、ク。ロ。タ。ビ。ラ。(京)ト云、又全身黄色ヲ帶ルモノヲキ。タ。ビ。ラ。ト云、一名シ。プ。ヒ。ラ。、漢名黄鰱(大倉州志)ト云、一名金色鰱、(同上)又ウ。ミ。タ。ナ。ゴ。ハ海中ニ生ズ、形棘鬣魚ニ似テ小ク、頭小ク身扁色白、長サ四五寸ヨリ尺ニ近キモノアリ、胎生ナリ、漢名海鯽(閩書)ト云フ、

〔食物和歌本草三〕種魚

たなごこそ懷妊の藥朝夕に食して其子難産もなし

〔運歩色葉集魚名〕鮹(エツ)

〔多識篇四魚〕鱭魚、和名惠曾、

〔庖厨備用倭名本草八魚〕鱭魚(中略)〇(中略)考二本草一、夏ノ初時ニアリ、其形秀テ扁ニ少シ、魴ニ似テ長シ、白色銀ノ如シ、〇元升(向井)〇曰、此説ヲミレバエツニハ非ズ、エツハ形圓ク、イセゴヒノナリアヒニ似タリ、色ヤヽ白ケレドモ、銀ノ如キニアラズ、

〔書言字考節用集五氣形〕鱭(エツ本草)鮹(知)

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一ゑそ。こ。ん。も。じ。、と。ら。な。み。とも、

〔物類稱呼二動物〕惠曾ゑそ　伊勢の白子にてた。い。こ。の。ぶ。ち。と云、土佐國の土人を。ば。あ。といふ、漁人のいはく、ゑそは蛇の化したるもの也と、又九州にてを。か。ま。が。へ。る。の化したる物也ともいへり、畿内にて五月の頃水。ゑ。そとよびて賞ス、或人云、ゑそうなぎの二品酢と合して食すれば、人を害すといふ、今按に土佐の國の俗、この魚をおばあといふ、是は蛇の姨(をば)といふこゝろなるべし、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕惠曾魚(訓義不レ詳、如二名字一未レ)

集解、形色如レ鰻、鱗硬鬣短、背之鱗下有二碧線紋二三條一、味不レ佳而脂膩多矣、

鰣

〔大和本草 十三 海魚〕エソ　頭扁ク形圓ニシテ蜥ニ似タリ、長七八寸或尺餘、色ハキスゴニ似テ少黑シ、腥クシテ佳品ニアラズ、病人不可食、只肉餻トシテ美シ、背ヨリワリ腸ト皮ヲ去、背ノ方ヨリ肉ヲコソゲトレバ骨ハ腹ノ方ニツキテ肉ニマジラズ、腹ヨリワリテ肉ヨリコソゲバ骨多シ、漢名シレズ、或曰エソハ鰣魚ナルベシト云、鰣魚ハ骨多シ、エソモ細骨多キ故ニカク云ナルベシ、本草ヲ考ルニ鰣魚ニハアラズ、

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕惠曾魚（えそ）　正字未詳

按惠曾魚狀類鯒而灰色帶黃、頭略如蝮蛇、鱗硬鬣短、鱗下有碧線文二三條、大五六寸至尺半、炙之或爲蒲鉾、食有微腥氣不佳、常游於海濱水汀、好食人屍肉云々、蓋以頭形醜而女童不賞之、但和州人饗應爲必用美肴、

〔甲子夜話 八十八〕城ノ東方四里ニシテ川原邊田浦ト云アリ、此處ノ漁夫、八月下旬ヨリ十月上旬ノ間、エソト云魚ヲ釣ル、其處ハ馬渡島ト云フ、ナラビ大島ト云ノ前ナリ、コノ海深キコト七八十尋、漁夫一手ニ約絲二筋ヲ用ユ、コノ作業ノ始リハ、安永ノ始メ、淡路ノ人コノ所ニ來リ居テ敎タルトゾ、後ヤヽ其事ニ馴レ、今ハ甚利益ヲ得、（寬政三年餘綠）

〔毛吹草 三〕紀伊　大鮧（エソ）

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鰣　唐韻云、鰣（音時、漢語抄云波曾）、魚名也、似魴肥美、江東四月有之、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕今俗呼波須、小野氏曰、雜字簿金鎗魚卽是、（○中略）按爾雅鮥當魱、郭注、海魚也、似鯿而大鱗、肥美多鯁、今江東呼其最大長三尺者爲當魱、邵晉涵曰、如郭氏所說形狀、卽後世所謂鰣魚也、今鰣魚似魴而長、色白味腴、肉多細刺、

〔類聚名義抄 十 魚〕鯡（ハソ）　鰣（音時、ハソ、）

〔庖廚備用倭名本草 八 魚〕鰣魚（○中略）　元升曰、（○中略）肉、井、烹煮ニヨロシカラズ、筍莧芹荻ノ類ヲ以テ鱗ヲ

ツラチテ、ムシテ食スルニヨシ、

鮹魚味甘性平毒ナシ、虛勞ヲ補フ、多食スベカラズ、疳瘡ヲ發ス、蒸シテ油ヲ下シ、取テ瓶ニ入テ土中ニ埋ミ、湯火傷ニヌレバ愈ヤスシ、

〔重修本草綱目啓蒙魚二十九〕鮹魚　ヒ○ヲ○　ヒ○ラ○コ○ノ○シ○ロ○　ウ○ミ○ヒ○ラ○メ○勢州　ヒ○ラ○ゴ○備前子　キ○ヅ○ナ○シ○大坂同上　一名鰆爾雅　當魱同上　當互說文　時充水族加恩簿　珍曹必用郎中同上　箭魚類書纂要

〔俚諺〕訓鯯魚閩書　惜鱗魚餘姚縣志　青鱗福州府志　三鯬之魚叢苑詳註　三鯬廣東新語　鯬正字通　鯬　鮆

鮆　鯠　鱭　鮊共同上

海產形鰶魚ニ似テ、大渾身白色、鱗梅花瓣ノ如シ、唐山ニテハ婦女ノ花鈿ト爲ト云、腹下ノ鱗三角ニシテ鰶魚ノ如シ、大ナル者ハ長サ二三尺、身ハ扁薄ニシテ肉ニ細刺多シ、腹中ノ刺ハ箭鏃ノ狀アリ、故ニ箭魚ト名ク、

〔壒嚢抄一〕魚類字　魛タチイヲ

〔和爾雅六龍魚〕鱭魚タチウヲ 鮆魚、鯬魚、鰽魚、望魚、鮤魚、並同、

〔物類稱呼二動物〕太刀魚たちうを　筑前にてなが○だ○ち○と云

〔皇都午睡三編上〕上方にて買かうて來るを、江戸にては買かつて來る、○中略太刀魚を太○刀○の○魚、

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可令勤仕候、此間依霖雨美物難得候、○中略魚類者○中略魛○魚、

〔本朝食鑑八江海有鱗〕鱭音劑、訓多知字於、

釋名、鮤音寄、鱭之大者曰鮤、字書鯛之小者也、鯛者鱧也、與鱭略相似、故誤乎、

集解、處處江海采之、狀狹長薄、如本朝太刀之短狹、故俗稱太刀魚、細鱗白色、吻上有二硬鬚、腮下有長鬣、如麥芒之編束、腹下有硬角鰭、快利若刀、腹後近尾有短鬣、肉中多細刺、煮炙而食、煮不如炙、或作鮓而佳、鱭之大曰鮤、形色相同、然臭氣常不食、惟患噎膈者嗜之、

エツ

肉、氣味、甘温無毒、主治、患痔漏噎膈者可食、鋭魚最療噎膈、故通俗稱之、　附方、痔瘻不愈、用鰣鮓一片貼之則愈、

〔大和本草　十三海魚〕太刀魚　形刀ニ似テ長クウスク、背青ク腹白シ、長キ者二三尺横セバシ、其背鬣ノ如ク長クシテ上下齊ク、背ノ内鋸ノ如シ、味不好、骨多クアブラアリ腥シ、性不好食フベカラズ、本草綱目ニノセル鱭魚ニ相似テ不同、

〔食物和歌本草　三〕鮆魚

たち魚は小瘡を發し火を助け痰を動し疾おこせり

〔庖厨備用倭名本草　八魚〕鱭魚　倭名抄ニ鱭魚ナシ、多識篇ニタチウヲ、考本草一名鮆魚、一名鮤魚、江湖中ニ生ズ、常ニ三月ニ始テ出ル、ナリアヒ狹クシテ、長クウスキコト、削タル木片ノ如ク、又長ク薄ク尖リタル刀ノ形ノ如シ、形ホソク鱗白色ニシテ、吻上ニ硬キヒゲ二ツアリ、腮下ニ長キヒレアリ、麥芒ノ如シ、腹下ニ硬キ角刺アリ、トキコト刀ノ如シ、腹後尾ノ近クニ短キヒレアリ、肉中ニ細刺多シ、夏ニ到リテ、海中ヨリ流ニサカノボリテ上ル、長サ尺餘ト云云、元升曰、肥前ノ寺江ニエツト云魚アリ、形本草ニ出タル如シ、夏ニ到リテ、海中ヨリ上ル、身セバクウスタ色白ク、ナマスサシミニシテ美ナリ、肉中ニ細刺多シ、鱭魚ハ此エツナルベシ、

鱭魚味甘性温毒ナシ、多食スベカラズ、火ヲ助ケ痰ヲ生ジ疥ヲ發ス、江鱭ハ胃ヲ開キ脾ヲサハヤカニス、湖鱭ハ長サ四五寸、皆資養之功ナシ、多食スベカラズ、

〔大和本草　十三海魚〕エツ　筑後柳川肥前寺江ノ海ニアリ、海ヨリ河ニノボル、海河ノ間ニアリ、タチ魚ニ似テ身セバク薄シ、長六七寸以上一二尺ニイタル、色如銀或色淡黑、目口相近シ、鱗小也、水上ニ浮ビヲヨグ、肉中ニ細骨多クシテ毛ノ如シ、骨柔ナリ、鱠サシミカマボコ炙トシテ食ス、味カロクシテ脆ク美ナリ、多ク食フベシ、夏多シ、アミニカヽレバウゴカズ、死シヤスシ、早ククサル、今其形狀ヲ詳ニキクニ鱭魚ニヨク合ヘリ、本草綱目考フベシ、彙苑曰、鱭魚登於四月、鱗白如銀、其味甘腴、

多骨而速腐、鱭魚ヲハスト訓ジエツソト訓ズ、皆不可ナリ、エツノ魚ナルベシ、

〔重修本草綱目啓蒙 二十九魚〕鱭魚 エツ ウバエツ 筑後小者 一名骨鯁卿 水族加恩簿 白圭夫子 同上 刀魚 大倉 鰂魚 津州府志 列鬣 事物異名 鮆魚 雨航雜錄 魛魚 八閩通志 蔑魛魚 同上 海鮆 揚州府志 刀魚 同上 刀鱭 泉州府志 形魚 山東通志 鱴刀 通雅 鱭刀魚 鱭刀 共同上 母鮆 正字通大者 螬蝲子 輟耕錄子ノ名

エツハ筑後柳川及ビ肥前寺江 今ハ寺井ト云 ニアリ、海ヨリ河ニノボル者、故ニ河海ノ間ニテ取ル、香魚ノ如ク一年ニシテ死ス、長サ六七寸、大ナル者ハ一二尺ニ至ル、長サ一尺許ナル者ハ、濶サ一寸許ニシテ扁ク、背ノ方ハ微シ厚クシテ、腹ノ方ハ漸ク薄ク、刀刃ノ如シ、腹ノ鱗ハ三角ニシテ、尖リテ鰶魚ノ如シ、尾ハ狹ク尖レリ、首ヨリ順ニ漸ク狹細ニシテ、小刀ノ形ノ如クシテ銀色ナリ、肉ニハ細刺多シ、軒胎(サシミナマス)ト爲テ食フ、目口甚近ク、上唇ノ堅骨兩吻ヘ剩リ出、左右ノ鰭皆細ク分レテ、麥芒ノ如シ、其形狀他魚ニ異ナリ、鱭魚ヲタチウヲト訓ズルハ非ナリ、

藻臥魚

〔本朝食鑑 八江海有鱗〕藻臥魚(モフシ) 訓義不詳、如字、名

集解、扁身大首、鱗硬色淡黑、味最不佳、大概雖似鮒、而無美味、則不供上饌、

〔和漢三才圖會 四十九江海有鱗魚〕藻伏魚(もふし) 正字未詳 俗云毛不之

按藻伏魚狀似鯉而肥、首大魚硬尾似鮒、色淡黑而鰓腴尾帶紅色、大抵一尺許、大者有二三尺、形狀醜、味亦不佳、

鱰

〔書言字考節用集 五氣形〕九万匹(クマビキ) 又云津字(ツノシ) 鱰(シイラ) 未詳

〔物類稱呼 二動物〕鱰 ○しいら○筑紫にて○ねこづら○薩摩にて○くまびき○肥前の唐津にて○かな○やま○又○ひ○い○を と云、土佐にて○とう○や○く と云、乾て賞翫する時は、土州にてもくまびきといふ江戸にても猫づら、又ひいをと云、今按にこの魚海船のかたはらを泳ぐ、船人急に釣針をなげて、急三ッ四ッ釣事有、俗に九万疋と書も、是此魚の數多なるをいふなるべし、

〔本朝食鑑 江海有鱗八〕志比羅魚 訓義不詳、名字、

集解、江東諸浦間采之、頭圓尾細鱗小、色如師魚、味亦類飯鰍、西海有大及二三尺者、曝乾作脯、號謂熊引、未知以何名之、土佐海濱多采之、

〔和漢三才圖會 江海有鱗魚四十九〕鱰しひら くさひら 正字未詳　俗云志比良、長崎人呼曰比以乎、　此鮝名久末比木、

按鱰狀類鯿而頭圓尾小鱗細、味亦似飯ハマチ、大者二三尺、作鮝名九万疋、以其多有之謂乎、越中鱰クマ鮝ヒキ爲上、相傳云、此中華之魚、四五月唐船多入朝時來群游矣、唐船歸帆時、九州之鯛慕唐人肉食之腥氣、著于船入唐矣、故夏月鱰多于日本、冬月鯛多于中華之湊、

鱰鮝 味、似梭子魚乾者而無毒、病人亦食不忌、

〔毛吹草 三〕若狹　小松原ツノ字　越中　九万疋クマヒキ ツノ字チ云

〔本朝食鑑 江海有鱗八〕乃字羅幾魚 訓義不詳、名字、

集解、形如鯿、背如鰒、頭短差細最小魚也、性多油脂、民間采之炙熱取脂以作燈油、然不減于鰯、不及于鯨耳、

〔本朝食鑑 江海有鱗八〕鼬魚 訓伊多知於字○○○○○

釋名 黄鱗色如鼬毛故名之

集解、形扁身圓、口邊有細鬣、如杜父之鬣、細鱗色黄有光、尾無岐、漁家謂、味似鱰而淡甘、江都漁市稀見之、

〔和漢三才圖會 江海有鱗魚四十九〕油身油○○○　鼬魚　俗云阿布良女魚○○○○　又云伊太知以乎

按油身魚大八九寸、形扁身圓、吻有細鬣細鱗、褐有光頗似油色、又似鼬毛色故名之、尾無岐、肉淡甘不美、四時有之、爲下品、播州明石浦多取之、關東肴有之、

久○佐○比○魚○　形似油身魚而細鱗有光如五彩、大六七寸、四五月出不多、

ノウラキ魚

鼬魚
クサビ魚

古事類苑

動物部十八

魚下

〔新撰字鏡 魚〕鰐 薄佳反、知奴、又和爾、 鰐 鱷 同五各反、和爾、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鰐 麻果切韻云、鰐 音蕚、和名和仁、似鼈有四足、喙長三尺、甚利歯、虎及大鹿渡水、鰐撃之皆中斷、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕按呉都賦劉逵注引異物志云、鰐魚長二丈餘、有四足、似鼉、喙長三尺、甚利歯、虎及大鹿渡水、鰐撃之皆中斷、麻果蓋本之、鼈恐鼉之誤、説文鰐作𧍞、云似蜥易長一丈、水潛吞水卽浮、出日南、按鰐魚皇國不産、和邇鮫魚之一種、大頭巨口、大者吞人、漢名未詳、

〔類聚名義抄 魚十〕鮚 鰐 ワニ 鰄 ワニ 鰐 音蕚 ワニ 鱷 或 鰐 正 鰐 紫 オホワニ

〔下學集 氣形上〕鰐 ワニ 大口魚也、食人、產生百卵、

〔倭訓栞 前編四十二〕わに 神代紀、新撰字鏡に鰐をよめり、四足ありて龍の如し、首大に口濶く、利歯刃の如、人を食ひ虎を撃といふ、よて諺に鰐の一口といへり、春雨抄に、

世中はわに一口も恐しや夢に鮫よとおもふばかりぞ

かせわには鋸沙魚、猫わには狗沙魚也といへり、神代紀に熊をよめり、又熊鰐とも見えたり、史正義歸之、羽山、化爲黄熊、入于羽淵といひ、發蒙記に、鼈三足曰熊と見えたれば、くまとは別物なるにや、洽聞記にも、鰐魚熊能制之、秋化爲虎三爪、出南海と見えたり、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鰐（與鱷同、或作鰐、訓和仁、）集解、源順曰、似鼈有四足、喙足三尺、甚利齒、虎及大鹿渡水、鰐擊之中斷、韓文所謂潮州惡溪之潭有鰐焉、齒如刀鋸、大者長二三丈、四足如守宮、韻書曰、似蜥蜴而大、今按似鼈而頭平扁、足如守宮、前三指後一指、偃頷大眼、觜尖而長、口甚濶大、齒牙如刃、一嚙物無不捷斷、故俚諺稱鰐之一口喰也、背上有刺鬣而黑、無鱗有沙、腦肚灰白、尾長似鱝尾、尾皮足皮掌甲俱黑而沙、小者一二尺、大者及二三丈、能食人、然謂尾去泊中流而食亦不償、海濱之人常懼之、本朝上古有八尋鰐、一尋鰐、則呼名者久矣、今神祠拜殿簷下懸銅鉦、號鰐口、絢布如繩、下垂引而打鉦、鉦形如合二鉦裏面、使腹空濶而下有大口、象鰐之頭口、故曰鰐口、凡拜神祠之人、先打鰐口而後拜、是據出見尊騎鰐之事乎、未知何故也、肉、氣味、甘酸有毒、主治、勞瘵勞瘵者食之乃佳、按是民間傳稱未試之、凡若鱶鮫鰐者悉民間雜食、不到廟堂之上、而水中常餌穢惡之物、故暴熱厚膩、豈可人之臟腑乎、於是民間多癘風天泡之癈疾、乃可戒者乎、

〔古事記上〕大穴牟遲神、見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、僕在淤岐島、雖欲度此地、無度因、故欺海和邇（此二字以音、下效此、）言吾與汝競欲計族之多小、故汝者隨其族在悉率來、自此島至于氣多前、皆列伏度、爾吾蹈其上走作讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上讀度來、今將下地時、吾云汝者我見欺、言竟即伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患者、○下略

〔古事記傳十〕和邇○中略此魚の事、古書に多く見ゆ、宇治拾遺に、虎の海へおちいりける足を、和邇のくひきりけるを、その和邇つひに虎にくひ殺されたる物語をのせたり、甚大なるが有と見えて、記中に八尋和邇などあり、漢籍にも長三丈など見ゆ、又熊鰐とは、其猛を云る稱なり、凡て熊某と云は、みな猛を云る例なること、上熊曾の處（傳五の十六葉）に云が如し、凡て北國の海には、今も和邇多しと云り、又遙西の外國にも、此魚多き處ありと云り、

〔日本書紀一神代〕一書曰、○中略事代主神、化爲八尋熊鰐、通三島溝樴姬、

〔古事記上〕海神、〇中略悉召集和邇魚、問曰、今天津日高之御子虛空津日高、〇彥火々出見命爲將出幸上國、誰者幾日送奉而覆奏、故各隨己身之尋長、限日而白之中、一尋和邇白、僕者一日送、卽還來、故爾告其一尋和邇、然者汝送奉、若渡海中時、無令惶畏、卽載其和邇之頸送出、故如期一日之內送奉也、其和邇將返之時、解所佩之紐小刀、著其頸而返、故其一尋和邇者、於今謂佐比持神也、〇中略於是海神之女、豐玉毘賣命、自參出白之、妾已妊身、今臨產時、此念、天神〇彥火々出見命之御子不可生海原、故參出到也、〇中略於是其產殿未葺合、不忍御腹之急、故入坐產殿、爾將方產之時、白其日子言、凡佗國人者、臨產時、以本國之形產生、故妾今以本身爲產、願勿見妾、於是思奇其言、竊伺其方產者、化八尋和邇(ヤヒロワニ)而匍匐委蛇、

〔日本書紀神代二〕後豐玉姬、果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產時、請曰、妾產時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產化爲龍、而甚慙之、

〔出雲風土記意宇郡〕安來鄉、〇中略北海有毘賣埼、飛鳥淨御原宮御宇天皇〇天武御代、甲戌年〇三七月十三日、語臣猪麻呂之女子、遙〇遙上恐脫逍字〔件埼、邂逅遇和爾所賊不切、〇切恐歸誤爾時父猪麻呂所賊女子斂毘賣埼上、大發聲憤、號天踊地、行吟居嘆、晝夜辛苦、無避斂所、作是之間、經歷數日、然後興慷慨志、麻呂箭鋭鋒撰便處居、卽擡訴和、天神千五百萬、地祇千五百萬、並當國靜坐三百九十九社及海若等、大神之和魂者靜而荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞、良有神靈坐者、吾所傷助給、以此知神靈之所神者、爾時有須臾而、和爾百餘靜圍繞一和爾、徐率依來從於居下、不進不退猶圍繞耳、爾時擧鉾而刃中央一和爾殺捕、已訖然後百餘和爾解散、殺割者、女子之一脛屠出、仍和爾者殺割而挂串立路之垂也、〇安來(ヤスキ)鄉人語臣等之父也、自爾時以來至于今日經六十歲、

〔出雲風土記仁多郡〕戀山、郡家正南廿三里、古老傳云、和爾戀阿伊村坐神玉日女命而上到、爾時玉日女命以石塞川、不得會所戀、故云戀山、

〔肥前風土記佐嘉郡〕一云、郡西有川、名曰佐嘉川、〇中略此川上有石神、名曰世田姬、海神(ワニ)〇謂鰐魚年常逆流

潛上到此神所、海底小魚多相從之、或人畏其魚者無殃、或人捕食者有死、凡此魚經二三日、還而入海、

〔今昔物語二十三〕相撲人私市宗平投上鰐語第卅三

今昔、駿河國ニ、私市ノ宗平ト云左ノ相撲人有ケルガ、〇中略此宗平、駿河國ニテ四月許ニ、狩ヲシケルニ、鹿ノ背ヲ被射テ内海ノ有ケルヲ游ギ渡リテ、向ノ山様ニ逃ムト為ルヲ、宗平游ギ行テ鹿ニ付、鹿ハ三四町計リ游ギ渡リケルニ、宗平立游ギヲシテ鹿ニ追付テ、鹿ノ尻足ヲ取テ肩ニ引懸ケテ游ギ返ルニ、奥ノ方ヨリ白浪ノ立テ宗平ガ方様ニ來リケリ、濱ニ立タル射手共音ヲ高ク擧テ、游來ル宗平ニ、其浪ハ鰐ニコソ有ラメ、被噉殺ナントト為ルハト云テ集テ喤シルニ、其浪宗平ガ許ニ來テ、浪宗平ニ打懸ルト見ル程ニ、今ハ宗平ハ被噉タラントト思フニ、浪本ノ方ヘ返ル、亦宗平本ノ様ニ鹿ヲ捧テ來ルニ、陸今一町計ニ成タルニ暫計リ有テ、亦此ノ浪宗平ガ許様ヘ來ル、前ノ如ク宗平ニ打懸ルト見ル程ニ、暫許リ有テ浪亦返ル、宗平尚鹿ヲ捧テ渚今一二丈許ニ成ル程ニ、陸ノ者共見レバ、宗平鹿ノ尻足二ツ腰骨トヲ捧タリ、暫計有レバ亦此ノ浪立テ來ル、陸ノ人集テ宗平ニ疾ク上リネト喤ルニ、宗平耳ニモ不聞入シテ立テリ、浪既ニ近ク來ルヲ見レバ、鰐目ヲ鏡ノ様ニ見成テ、大口ヲ開テ歯ハ劒ノ如ク也、近ク寄リ來テハ宗平ヲ噉フト見ル程ニ、宗平持タル鹿ノ足ヲ鰐ノ口ニ入ルヽマヽニ、鰐ノ頭ノ腭ニ手ヲ指シ入テ低(ウツブ)シニ成テ、相撲ヲ投ル如ク音ヲ叫テ、陸様ニ投上タレバ、鰐一丈計陸ニ被投上テフタメクヲ、陸ニ立テ見ル射手共箭ヲ射立ケレバ、鰐ノ鹿ノ足ヲ噉ヘ乍ラ射殺レツ、其ノ後射手共集リテ、宗平ニ何カニシテ不被噉リツルゾト問ケレバ、宗平ガ云ク、鰐ハ物ヲ噉フニハ、其コニテ不噉シテ、持行テ必ズ己ガ栖ニ置キテ、其ノ殘リ有ルヲ亦返リテ噉ニ來ル也、然レバ其レヲ知テ、前ノ度ニ噉ヒニ來タリツルニ、鹿ヲ指遣リタリツレバ、鹿ノ頭頸〇頸一本作頭ヲ噉ヒ切テ返シツ、次ノ度ニ來タリツルヲ、前足腹骨ヲ噉ヒテ遣リツ、次ノ度ニ來タリツルニハ、尻足ヲ持テ噉セテ投上ゲタリツル也、此ヲ此ク不知ル者ハ、一度ニ皆手

ヲ放テ皆啖セテ、次ノ度ハ我必ズ被啖ナントス、案内ヲ不知ン人ハ、此ノ樣ニ難爲也、又力无ラン人ハ指遣テ啖セム程ニ、必ズ突倒サレナムトゾ云ケル、此レヲ聞ク射手共、希有ノ事ニゾ云合ヘリケル、隣ノ國マデ此ヲ聞テ、讃メ喤リケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語三十一〕近江國鯉與鰐戰語第卅六

今昔、近江ノ國志賀ノ郡古市ノ郷ノ東南ニ心見ノ瀨有リ、郷ノ南ノ邊ニ勢多河有リ、其ノ河ノ瀨也、其ノ瀨ニ大海ノ鰐上テ江ノ鯉ト戰ケリ、而ル間鰐戰負ヌレバ返リ下テ、山背ノ國ニ石ト成テ居ヌ、鯉ハ戰ヒ勝ヌレバ江ニ返リ上テ、竹生島ヲ繞リ居ヌ、此ノ故ニ心見ノ瀨ト云フ也ケリ、彼ノ鰐ノ石ニ成タリト云フハ、今山城ノ國□□郡ノ□□ニ有ル此レ也、彼ノ鯉ハ于今竹生島ヲ繞テ有トゾ語リ傳ヘタル、心見ノ瀨ト云ハ、勢多河ノ□□ノ瀨也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔以曾都堂比〕菖蒲田はまをへて松が濱にいたる、爰は濱々の中に分てめでたき所なりき、松が浦しまなどいふは、こゝの分名なりけり、〇中略此海にはわにざめなどいふ荒魚のすめば、こゝなる海士は恐て底迄はいらで、さゝやかなるをのみとりて有しを、此あまはさることもしらざりし故、水底に入て取つるを、あやぶきことゝ、こゝなる人は思居しに、はたして大わにみつけて追し故、命をはかと異手かたいとまなく、浪かき分つゝ逃つれども、いとはやくおひ來て、こゝなる岸にのぼりて、松がねにとりすがりてあがらんとせし時、わに飛付て引おくれたるかたの足を食たりしを、海士はあがらん、わには引いれんとすまふほどに、あしをつけねより引ぬかれて、くひ死にしにけり、わにはあら波卷返して逃去けり、子はまだ廿にたらぬほどにて有しが、岸にたちてみつれどもせんすべなければ、唯泣になきけり、其からをおさめてのち、父の仇をむくひんとて、日毎にをのまさかりをたづさへて、父がすがりし松が根にたちて、まじろぎもせず海をにらみて、わにや出るとうかゞひゐけるを、人々孝子也とて哀がりけり、さて年半ばかりも過たる

ころ、釣のわざをようせし海士の修行者に成て、國めぐりするが、こゝにやどりけり、かゝることの有といふことは人毎に語りつれば、そのすぎやうざも聞しりていと哀がりてをしへけらく、わにをとらんとおもふに、をのまさかりはふようならめ、よきはがねにて兩はにとげたる尺餘の大釣針をうたすべし、夫に五尺のかなくさりをつけて、肉をゑにさして沖に出て釣すべし、わに必より來ぬべしとつたへけり、孝子いたくよろこびて、敎しごとくにまうけなして釣せしに、くじらの子をえしこと二度有、幾とせしゆきかへりて、父がくはれし時をかぞふれば、十餘三とせに成にけり、其日のめぐりこしゝ時、法のわざねもごろにして、來つどひたる浦人に向ひ、けふぞ必わにをえて、父に手向んとちかひて、力あはせ給はれとかたらひつゝ、としごろ飼置し白毛なる犬の有しをよびて、父の仇をうたんといましが命をこふなり、われとひとつ心に成て、主の仇なるわにをとれといひ聞せつゝ、涙を拂て首打落し、しゝむらを切さきて、釣針につきつらぬきて、沖にいでゝ針おろせしに、孝子の一念やとゞきつらん、あやまたず大わにはりにかゝりしかば、思ひしことよと悅つゝ、浦人にもかくと告て、まうけおきたるか口らさんといふものにかけて、父がくはれし切岸に引よせて、つひにわにを切はふりけり、そのわにの丈は七間半有しとなん、かゝることの聞えかくれなかりし故、國主にも聞し召つけられて、松が濱の孝子とほめさせ給へる御言書を給はりて、わにをつりし針はながく其家のたからにせよと仰くだりつれば、今も持たり、わにのかしらのほねは、海士人を埋し寺の內におきたり、獅山公の御代のこと成き、このふたつのものは、いまもまさしう有て、道ゆく人はよりてみつ、かゝることも有けりと思へばかしこし、

人とりしわにゝ、擅りてたくましや仇をむくひし孝の一念(オモヒ)は

〔下學集上氣形〕鱐(シヤチホコ)

〔壒囊抄一〕魚類字、鯱(サチホコ)

〔書言字考節用集五氣形〕魚虎(シヤチホコ)本草、頭如虎、皮如蝟、有刺、著人如蛇咬、老則變爲鮫魚、　土奴魚同上本草　鯱同上石玉雜記

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鯨〇中略

一種有鯱斷者、鯱者小魚不過丈許、觜如鉾頭、頭以下略類鯆而大、其肉鹿脂多、漁人不得鯨則采鯱熬膏、世稱鯱頭面如龍、餘似鯉之肥、以銅鑄形置城樓頭搏風之上、兩端相對、是未知何故、然同名異物乎、

〔大和本草十三海魚〕鴟尾(シヤチホコ)　事物紀原云、唐會要海中有魚、虬尾似鴟、激浪則降雨、遂作其像於屋、以厭火災、云云、今以瓦爲之、蘇鶚演義曰、蚩海獸也、蚩尾水精能辟火災、可置之堂殿、今人多作鴟字、又俗間呼爲鴟吻、墨客揮犀注爲獸、蚩尾或海魚トシ或海獸トス、海魚ニシヤチホコアリ、此魚日本ニテハ伊勢海ニアリ、西州ニハマレ也、全體黑色也、或子ズミイロナリ、又黑トンバウト云、此魚性剛ニシテヨク海鰌ヲツキテ追フ、クジラ恐レテ逃グ、一切ノ魚ヲ食ス、牙齒スルドナリ、大サ五七尺ヨリ三四間ニイタル油多シ、皮ニ牡蠣生ズ、群游ス、今城門樓閣寺院ノ棟ノ端ニ瓦ニテツクリ立ツ、卽此魚ナリ、又魚虎ヲシヤチホコト訓ズルハ非ナリ、本草ニ云處ニ不合、元升翁曰、シヤチホコハ龍頭魚ナルベシ、

〔和漢三才圖會四十九江海有鱗魚〕魚虎(しやちほこ)　土奴魚　鯱音速　俗用鯱字、未詳、鯱乃乾魚之字、　俗云奢知保古

按西南海有之、其大者六七尺、形略如老鯔、而肥有刺鬣、其刺利如劍、其鱗長而腹下有翅、身赤黑色、離水則黃黑白斑、有齒食諸魚、世相傳曰、鯨食鰯及小魚、不食大魚、有約束、故魚虎每在鯨口傍守之、若食大魚則乍入口、嚙斷鯨之舌根、鯨至斃、故鯨畏之、諸魚皆然矣、惟鱣鱘能制魚虎而已、如入網則忽嚙破出去、故漁者取之者稀焉、初冬有出于汀邊矣、蓋以猛魚得虎名爾、猶有蟲蠅虎蝎虎之名、非必變爲虎者、(本草有變爲虎者、之有字、以可考)鱣鱘鯉逆上龍門化龍亦然矣、

城樓屋棟瓦作置龍頭魚身之形、謂之魚虎、(未知其據)蓋置嚙吻於殿脊以辟火災者有所以、(嚙吻、詳于龍下、)

鮫名稱

〔新撰字鏡魚〕鮐鰓（中略）佐女○鮫今作鮫、古希反、有文可飾刀劍、佐女、

〔段注說文解字魚十一下〕鮫海魚也、皮可飾刀、今所謂沙魚、所謂沙魚皮也、許有鯋字云、从沙省、蓋即此魚、陳藏器曰、沙魚狀皃非一、皆皮上有沙、堪揩木如木賊、蘇頌曰、其皮可飾刀靶、按其皮可飾錯、故通謂之錯魚、音措各切、有鑽鯖、有橫骨在鼻前、如斤斧形者也、有出入鯖子、朝出求食、暮還入母腹中者也、淮南子鮫革犀兕爲甲冑、中山經有鮫魚、郭云、即此魚、中庸釋文作鮫、从魚交聲、古肴切二部、本又作蛟、

〔本草和名蟲魚十六〕鮫魚仁諝音交一名錯魚皮仁諝音倉各反、裝刀靶者也、一名䱵鱺位迷二音一名鰔雷、一名靑目、一名黃頭、已上出拾遺一名鯊魚、一名鰒甲、出兼名苑和名佐女、

頭注按䱵、順抄作鮧、位作低、䱵鮧同、位當作伍、按鰔字無攷、御覽引南越記鯌魚、南越謂爲壞雷魚、知鰔乃壞之訛、本草綱目作環雷、

〔倭名類聚抄龍魚十九〕鮫　陸詞切韻云、鮫音交、和名佐米、魚皮有文、可以飾刀劍者也、兼名苑云、一名鮧鱺低迷二音本草云、一名鯌魚、上倉各反拾遺云、一名鯊魚、上音沙字亦作魦、

〔箋注倭名類聚抄龍魚八〕按廣雅云、河鮧魠也、鮧音齒之、玉篇云、鮧尺尸切、鮪鮧也、廣韻云、鮧處脂切、魚名、音義並異、恐非同字、鱺字玉篇廣韻集韻皆不載、鮫一名鮧鱺、未知所本、按玄應音義云、抵彌律中低彌皆作迷字、應言帝彌祇羅、此云大身魚也、則知抵彌魚名、梵語對譯、後人從魚作鮧鱺、龍龕手鑑、䱵音低、鱺俗音彌、當是蓋以其大魚爲鮫一名也、兼名苑又以摩竭爲鯨一名、其意略同、○中略證類本草蟲魚部下品云、鮫魚皮即裝刀靶鯌魚皮也、本草和名云、鮫魚一名鯌魚皮、此云一名、則源君蓋從本草和名引之也、說文無鯌字、蓋是魚皮交錯故名錯魚、後从魚作鯌也、○中略證類本草引作沙魚、本草和名引與此同、按說文云、魦魚名、出樂浪潘國、从魚沙省聲、玉篇魦鮫魚、六書故云、鯊海中所產、以其皮如沙而得名、則魦或作沙、或作鯊也、又毛詩云、魚麗于罶鱨鯊、正義引陸璣疏云、魚狹而小、常張口吹沙、故曰吹沙、爾雅云、鯊鮀、郭注云、今吹沙小魚、廣韻云鯊魚名、今之吹沙小魚、魦上同者、與此所云鯊不同、其所以得名亦異、

〔類聚名義抄魚十〕鮫音交サメ　鮐音台サメ　䱜魚音斮、鮫一名䱜　䱥䱜䱜正俗今　鯊或音沙、魦正、鮫一名魦、　魵サメ

〔下學集上氣形〕鮫皮爲刀鞘、又名鱷、害泣淚成珠者也、鮫カイラギ刀鞘用之、日本俗所作也、又云梅華皮也、

〔運歩色葉集魚名〕鮫カイラギ　梅花皮

〔東雅十九鱗介〕鮫サメ略〇中　サメの義不詳、古語にサといひしは狹也、小也、其眼の小しきなるを云ふに似たり、

〔倭訓栞前編十〕さめ　鮫魚をいふ、新撰字鏡に鮐、又鰹などもよめり、鮐延喜式も同じ、狹眼の義也、體よりは眼の至て細きものなり、出羽の方言さがばふといふ一説に鯊皮の音轉也ともいへり、朝夷の義秀、水練の聞えありて、海中に入て鮫三喉を提げ出し事東鑑に見えたり、志摩國伊雜宮の田殖の神事に、鮫二喉づゝ浦口まで來り、又立歸る、例年の事也とぞ、〇中略刀劍の欄鞘などに用るは、本草音義に、鮫魚皮、裝刀欛也と見え、後漢志に以白珠鮫爲鏢口之飾といひ、吳都賦の鮫函をさめざやと訓しは、歐陽公が、魚皮裝貼香木鞘といへる者也、吳物志に、背上有甲珠文、堅弦可以飾刀、可以爲鑪と見えたり、西土の刀裝も日本にひとしといひ、今も骨角をおろすにも用ゆ、ねこざめは虎鯊、あゆざめは胡沙魚也といへり、倭名鈔に散豆帶あり、壺井氏さめのおびとよめり、鮫珠をいふにや、

〔物類稱呼二動物〕鮫魚さめ　播州にてのそといふ、越前にてつの字と云、その故は此魚捕て礒へ上れば、假名のつの字の形に似たりとて、越前の方言につの字となづくとや、大和にてはふかと云、さめと䱱ふか魚とは大に同じくしてすこしく異也、ふかの類多し、或は白ぶか、うばぶか、かせぶか、鱏ぶか、もだま、さゞいわり等有、皆さめの類なり、四國及九州にさめの稱なし、すべてふかと呼、又江戸にて一種ぼうざめと云有、下野國宇都宮邊にてはさがぼうとよぶもの也、江戸にて云ほしざめを、西海にてのうそうと云、江戸にてゑゆもくざめと云を、西國にて念佛坊といふ、是土佐の國

にて云かせぶかなり、又土州にて一種なでぶかといふ有、船端に人立時は、必尾をもてなで落すと也、

〔本朝食鑑（九江海無鱗）〕鮫（音交、訓佐米、）

釋名、䱽䰽（音低迷、延喜式、（中略）按䱽䰽字未詳、錯魚李時珍曰、其文交錯鵲駮、故有諸名、古曰鮫、今日沙、鮫魚也、不爲當矣、鮐音台、又音怡、義同、延喜式訓佐米、鮐本河豚名、爾雅曰、河豚一名鯸鮐、本草亦同、或以式之所言者、而爲鯸鮐皮未詳、名、魚名苑、鮐、沙、其實一也、或曰本名駁、訛爲鮫、鯊魚溪澗中小魚吹沙而遊者也、非鮫之名、韻書）

集解、形類鱔而無鱗、黑色有沙、鰭近頭者如翅、近尾者不然、背上有鬣刺、青目赤頰、味雖甘不美、今所採之大者不過丈許、皮上黑沙如小砂、剝皮曝乾治骨角、揩堅木、故工商爭蓄之、漁人亦貨之、是時珍所謂踞沙乎、本邦未見飾刀劍者、自南蠻阿蘭陀來者有白沙、鹿沙、虎沙之類、皆用飾刀鞘、其飾刀柄者別一種乎、又俗有鹹者訓加伊良岐、如白花片之點地、有蝶鮫者、磨礎則如胡蝶之栩栩、若許之類不少矣、

〔重修本草綱目啓蒙（三十無鱗魚）〕鮫魚　サメ　シヤカボウ　一名海鯊魚（通雅）　潮鯉（廣東新語）　皮、一名鮐

魚皮、（千金方）

鮫魚ハ、フカノ類ナリ、故ニ宗奭鮫魚沙魚形稍異而皮一等ト云フ、沙魚ハフカナリ、鮫魚ノ形フカニ似テ色黑ク、沙アリテ鱗ナシ、故ニ一名魦フカニモ沙アリ、故ニ通ジテ鯊ト云フ、故ニ時珍古曰鮫、今曰沙ト云フ、今唐山ノ俗稱魴、臺灣府志ニモ魴ノ字ヲ用ユ、鮫魚ノ鰭頭ニ近キ者ハ翅ノ如シ、尾ニ近キ者ハ然ラズ、背上ニ鬣刺アリ、目ハ青ク頰ハ赤シ、味甘ナレドモ美ナラズ、佐州ニテハ油ヲ取ル、今捕者大サ丈許ニ過ギズ、皮上ニ黑沙アリ、細沙ノ如シ、皮ヲ剝曝乾シ、用テ骨角ヲ治シ、堅木ヲ揩磨ス、ソノ劍靶ヲ飾ル者ハツカザメト云フ、和產ナシ、年年舶來アリ、八閩通志ニ、鮫鯊鼻長以鮫、皮可飾劍靶、俗呼錦鮫ト云フ、其品一ナラズ、尖頭ヲ上品トス、ヲヤザメ大小順ナリ、珠粗クシテ微黃、玉蜀黍粒ノ如シ、山東美ハ大小順ナラズ、又狂鯊、谷サメ、礁閣、ハピロ、泥魴ノ品アリ、ソノ刀鞘ヲ飾ル者ハ鞘皮ト云フ、綢紗皮ヲ上品トス、背チリメン、ワリチリメン、梅錦、錦魴、刺魴、シモフリ、

產世奇、花ナシ、川サメ一名ウミゴ、南蠻コロ、ヒハラ、エノ尾、ヌキサメ、カハリガンゼキ、唐松、カノコ、虎魴、青鯊、(圖書)大アキザメハ駿州豆州ニアリ、小アキザメハ豆州蒲原ニアリ、蒲原ザメト云、魚小ク皮薄ク蠻產ニ及バズ、コロザメ一名アキコロハ、常陸及越後ヨリ出、常陸コロトモ云フ、潛龍鯊(廣東新語、キクトザノ青ニアル大片ヲ磨シ成ス、キクトヂ、蝶ザメノ全身ニアル、小珠ノ花斑ノ形菊ノ如シ、蝦夷ヨリ出、)以上皆鞘。皮。ノ。品。ナリ、(中略)若州ノ人言フ、ヲナゴザメハ油多クシテ味美ナリ、皮ニ白沙アリ、淡乾シテ毎年禁中ニ貢スト、乾鮫ヲ貢スルコト延喜式ニ見タリ、凡フカ類ハ皆腮五ツニ切レ、口ハ頷下ニアリ、

〔倭訓栞(前編十)〕さめ 品にかつをさめ、青いらぎ、あぶらこ、ひら頭、猫ざめ、こちざめ、氷ざめ、又星ざめ、蝶ざめ等あり、食品に野まぎ、撞木ざめあり、土佐にいふかせふか也、

〔重修本草綱目啓蒙(三十無鱗魚)〕鮫魚(中略)凡フカ類ハ(中略)ソノ品甚多シ、鐃鯊(寧波府志)ハフカ、一名シロブカ、ムギカラサメ、(勢州)白子サガ、(水戸)ナハクリ、(豐後)ノウクリ、(藝州)ノウサウ、(播州)ノソ、(同上)モサバ、(防州)長サ二三尺、細沙アリ、灰白色、味尤美ナリ、齒モ沙ノ如ク、メウガ介ニ似テ極テ細カナリ、白眼鯊(寧波府志)ハメジロブカ、一名ダレ、(雲州)形狀シロブカニ似テ、齒微ク粗ク尖レリ、鰭ニ刺ナク、沙細カナリ、刺鯊(寧波府志)ハツノジ一名ツノ、(九州)ハリサガ、(水戸)形メジロブカニ同クシテ、鰭ゴトニ一刺アリ、沙最細ク灰色ナリ、長サ三四尺、北土及因州丹後ニアリ、肉ニ脂多ク味佳ナラズ、賤民是ヲ食フ、肝大ニシテ油多シ、北土ニハ燈油トス、淡乾スル者ヲ九萬疋(同名アリ)ト云フ、京師ニテハ上巳ノ節物トス、但州ニテハ田ノ肥トス、劒鯊(福州府志)一名劒尾鯊(圖書)ハハクザメ、(勢州)一名ツノジ、(食療正要)沙ナクシテ色白ク、光アリテ銀箔ノ如シ、背鰭ニ長キ鋸刺アリ、尾ハ漸ク細長ニシテ絲ノ如ク、帶魚ノ尾ニ似リ、凡上ニ置ク時ハ草書つノ字ノ形ノ如シ、故ニツノジト名ク、刺鯊ノツノジト義異ナリ、此一種淡褐色ナル者ヲテングザメト云フ、犂頭鯊(圖書)一名犁到鯊(寧波府志)黍頭鯊(野記)ハ、カイメ、(大和本草)一名スキノサキ、(同上附錄)スキサキ、(攝州)カイ

メザメ、カイメブカ、サカタ、(播州)ナガヱイ、(同上)カスベ、(若州)サキヱイ、(讃州)ヱンコウボウ、(同上)ホウゼウ、(佐渡)長サ二三尺、體扁ク薄ク、牛尾魚ニ似テ細沙アリ、色モ亦牛尾魚ノ如シ、頭濶大ニシテ扁タ、急ニ尖リテ犂頭ノ形ノ如シ、兩邊ハ薄クシテ缸魚ノ如シ、尾ニ岐ナシ、口ハ頷下ニアリ、目ハ頭上ニアリ、肉白ク皮ニ近キ處ハ赤シ、味鯋魚ニ似テカロシ、生ニテモ煠テモ軒膾ト爲シ食ベシ、帽。鯊。(閩書)一名雙髻鯊、雙髻紅(共同上)了髻鯊(寧波府志)ハカセブカ、(大和本草)一名シユモクザメ、シユモクブカ、(子ンブツブカ、(肥前)ハラヒザメ、(大阪)カイメウ、(豐前)ソノ首横ニ廣ク、兩端ニ眼アリテ撞木ノ形ノ如ク、横首杖ノ頭ニ似タリ、大和本草ニ形經緯ヲ卷トコロノカセト云器ニ似リト云フ、咽。機。哆。魚。(埤輿地圖)ハコバンザメ一名コバンウヲ、コバンイタダキ、フナシトギ、アヤカシ、ワラジザメ、(水戸)フナイトリ、(丹後)フナスイ、(能州)舟トリ、(薩州)舟トメ、ヤスダ、(土州)長サ二三尺、皮ニ細沙アリ、形圓ニシテ黄赤微黑色、頭ハ微扁ク上平ニシテ、二十三ノ横剡連ルコト三寸許、小判ノ形ノ如シ、剡ゴトニ刺沙アリ、コノ處ヨク物ニ粘著シテ離レズ、故ニ此魚數多ク船底ニ粘スル時ハ、舟動カズシテ害ヲ爲、已ニ死スル者モ肉几上ニ粘著ス、肉ハ食ベシ、(中略)○熨。斗。鯊。(寧波府志)ハナヌカザメ、(紀州熊野)一名ヲウセ、(筑前)此魚上大ニ下少ク、科斗形ニ似タリ、水ヲ離レ十日ニ至テ死セズ、先年紀州ニテ捉得、七日ニシテ人ヲ食フ故ニ七日ザメト呼ブ、大和本草ニヲホセ、離水日久不死、肉ヲ片片ニ切ドモ不死猶活動ス、肉白ク味良ト云フ、ソノ沙物ヲ鑢スニ用ユ、黃。鯊。(閩書)一名黃頭鯊(寧波府志)ハハタザメ、一名天蓋ザメ、猫ザメ、(播州)メウブ、(筑前)形佛幡ニ似リ、褐色味美ニシテ臭氣ナシ、生食モ亦佳ナリ、此皮物ヲ鑢スルニ上トス、他沙ニ勝レリ、鋸。鯊。一名狼籍魚、(潜確類書)鋸魚(廣東新語)ハホコブカ、ホコワニ、ダイギリサガ、(水戸)ソノ上唇短ク下唇甚ダ長ク扁クシテ、長刺左右ニ排別ス、蠻來ノ者ハ至テ大ナルモノアリ、閩書ノニ鋸鯊上唇長三四尺、兩旁有齒如鋸ト云、正字通ニ、羅願蘇頌皆云、大而長喙如鋸者曰胡沙、性善肉美、小而皮粗者曰白沙、肉强有小毒、又似鋸沙、即胡沙、非別有鋸沙之名、李說亦未可盡信ト云ヘリ、星。

ザ。メ。ハ一名精五郎、背ニ細白圓點アリ、味佳ナリ、又身ニ黒星アル者ヲホシサガ水戸ト云フ、ウ。バ。ザ。メ。ハ一名ウバブカ、大ナル者ハ長サ六七尋、灰白色皮ニ皺アリ齒ナシ、燕。尾。鯊。寧波府志ハコツウヲ、備後サガボウ、羽州山形全身釘ノ形ニ似タリ、沙アリ、皂白色口頷下ニアリ、四五寸ヨリ二丈餘ニ至ル、尾ノ形燕尾ノ如シ、カ。ツ。タ。イ。ザ。メ。ハ虎頭鯊ニ似テ、口邊ニ小肉贅アリテ醜シ、體灰赤色ニシテ微黒ヲ帶、斑アリテ癩癬ニ似リ、味佳ナリ、齒。イ。タ。ミ。豐前ハ甚齒ヲ愛ス、釣鉤齒ニ中レバ動コト能ハズ、形甚大ナリ、大和本草ニ、一チヤウ口廣食人甚猛貪物ト云モノ是ナリ、コ。メ。ザ。メ。一名メウガ、熊野方言ワニ、卽大和本草ノワニブカニシテ鱷魚ナリ、此外ニ品類尙多シ、

〔一話一言十一〕メ。ウ。ガ。ザ。メ。

安永六丁酉年秋中ノコトナリシガ、相州小田原ノ海中ヘ大魚來ル、其丈凡四五十間、横八九間バカリニテ、背ニ蠣トコブシナド付テアリシトゾ、名ヲメウガザメト云ヨシ、如何ナル大船ニテモ、クツガヘスト云リ、其頃ハ獵師モ海ヘ出ザリシユヘ、甚不獵ニテアリシトゾ、池田氏雜記

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鱣魚〇中略

安永八年己亥九月二日、阿州名東郡津田浦ニテ、網獲スル所ノザ。ウ。ザ。メ。一名ザウブカコレニ近シ、其尾目ヨリ尾ニ至マデ長サ七尺、鼻長キコト三尺餘ニシテ、象ノ鼻ニ似タリ、口ハ頷下ニ近シ、背上ニ大甲アリテ相連ル、色銀硃ノ如シ、身ニ六稜アリ、稜ゴトニ角アリテ相連リ、形トビグチノ如シ、其堅キコト鐵ノ如シ、背ニモ甲ゴトニ岐角アリ、腹ニハ雙葉細辛ノ葉ノ形ノ甲相連レリ、

〔採藥使記下〕重康曰、加州越川ノ海中ニア。ヤ。カ。シ。ト云フ魚アリ、其形チ鱵ニ似テ、小キハ一尺バカリ、大キナルハ一丈計モ有リ、全身鱗ナク、頭ノ上ニ圓ク高キ所アリテ、段々ノ紋アリ、小判ノキザノ如シ、故ニ一名小。判。魚。トモ云フ、其魚多ク集リテ、彼ノキザノ所ヲ船ニ吸ツケテ船ヲトムルコトアリト云、

光生按ズルニ、此魚東國ニテイマダ見ズ、江都ニテ稀ニ小判鮫ト云フ魚ヲ捕リ得ルコトアリ、形狀大抵相似タリ、アヤカシト同物カ、或曰利瑪竇ガ坤輿圖ニ載スル所ノ、咽機哆ナルベシト云ヘリ、

鮫產地

〔八丈物產志二〕ツノサメハ深海ニスム、背ニ角ノ如クナルモノアリ、長三尺餘、膽ヲ煎ジテ油トスルニ六七合アリ、海底冷ル時ハ自ラ取得ンコト多シ、ソコザメハ丈ケ七八尺ヨリ一丈餘ニ及ビ、折節網ニテ取ル、又油ヲトルニ二三斗ニアマル、

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略久惠腊、鮫腊、各卅三斤五兩、　肥後國〇中略中男作物、〇中略鮫楚割、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物
但馬國〈中略〉鮐皮一百五十斤〇中略　因幡國〈中略〉鮐皮八百廿五斤

〔延喜式二十四主計〕凡中男一人輸作物、〇中略鮐皮、〇中略雜魚腊各二斤、
但馬國〇中略中男作物、〇中略鮐皮、　因幡國〇中略中男作物、〇中略鮐皮、　伯耆國〇中略中男作物〇中略鮐皮、

〔毛吹草三〕駿河　神原鮴鮫(カサメ)　常陸　比鮫(コロサメ)

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鮫〇中略近頃駿豆海濱出阿伊鮫、魚小皮薄不及蠻國產、是亦飾刀鞘也、本朝古來賞之、延喜式神祇有鮫楚割、則爲神供者乎、主計部有鮫腊、肥後獻楚割、但馬、因幡、伯耆獻鮐皮、此皮定識非沙皮而別有采處、今世海西送傳于乾鮫肉、其味不佳焉、

鮫利用

〔宜禁本草坤蟲魚〕鮫肉　平補五臟、作鱠作鮓食之、甘鹹、主心氣鬼疰蠱毒吐血、謂之沙魚、有二種、〈大而長喙如鋸、謂胡沙、肉美、小而皮麤、曰白沙、肉彊小毒、〉食品之美者、食之益人、去沙翦爲脯、皮以飾劍、日用本草切肉作絲晒乾、食品中爲佳、善動風氣、

〔本朝食鑑江海無鱗九〕鮫〇中略 肉、氣味、甘溫有毒、主治、益氣壯力、孟詵曰、作膾、補五臟、功亞于鯽、是未試之、今漁市食之中毒者、如酒之熱醉、或嘔吐泄瀉、未聞有補益之治也、

〔雍州府志土産七〕鮫皮　凡鮫魚皮、阿蘭陀人齎來長崎港、京師二條商賈行買之歸二條店、浸水數日、而織細割竹尺許、以麻苧結束之、是稱編竹、以是洗鮫皮於水中、則其色潔白、其礫砢狀大而其粒相齊者粧刀柄、是謂柄鮫、又粒間交花點狀者謂梅花鮫、又小點帶青白色者是謂鰷鮫、此等類有數品、是稱室鮫、則粧刀室外漆其上、

〔延喜式彈正四十一〕凡白玉腰帶、聽三位以上、及四位參議著用、玳瑁、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、五位已上通用、

鮫事蹟

〔吾妻鏡十六〕正治二年九月二日乙卯、羽林〇源賴家令歷覽小壺海邊給、〇中略海上粧船獻盃酒、而朝夷名三郎義秀有水練之聞、以此次可顯其藝之由有御命、義秀不能辭申、則自船下浮海上、往還數十、結句入波底、暫不見、諸人成恠之處、提生鮫三喉、浮上于御船之前、滿座莫不感、羽林以今日御騎用之龍蹄名馬、諸人爲競望、給義秀之處、〇下略

皮剝魚

〔和漢三才圖會江海無鱗魚五十一〕皮剝魚かははぎ　正字未詳

按此魚形狀甚醜、而頭似方頭魚、狀略似鮫、全體薄扁灰白色、無鱗、皮厚有沙口極小、鰓鰭亦小背上有鬣、腹下有翅、背中目上有一刺、尾無岐、從尾末剝皮、乃皮裏青而肉潔白、炙食淡甘味美、傳云、用皮擦鍰瘡能治、春夏京師希見之、蓋此鮫之屬乎、

〔百品考下〕獨魚　一名毒魚、一名礴魚、雜字 和名カハハギ　臺灣府志、獨魚大者如掌、皮粗、曬乾可磨木器、　閩書、毒魚其皮可以磋、海魚ナリ、大サ尺ニミタズ、身扁シテ鯧マナガツヲ魚ノ如ク、背鬣ノ第一ノ處ニ角アリ、長サ一寸許、周身鱗

鱶

ナクシテ砂(ザラツキ)アリ、色灰白ニシテ皮厚シ、皮ヲ剝テ食フベシ、故ニカハハギト云、其皮ヲ暴乾スレバ砂アリテ、器物ヲミガクベシ、品類多シ、形狀少シヅヽ殊ナリ、邊海諸國共ニアリ、

〔倭名類聚抄〕十九 龍魚 鮝魚　辨色立成云、鮝魚、〈布○可、居媛反、今按未詳、〉

〔箋注倭名類聚抄〕八 龍魚 按鮝字諸書無見、據居媛反、則其字蓋從𢍏聲、與眷拳等字同、正字通載鮝字、然是俗鯗字、鯗息兩切、蓋從養省聲、則非是字也、○中略 按以鮝魚爲布加、未知所據、

〔類聚名義抄〕十一 魚 鮝〈音朕 フカ〉

〔下學集〕上 氣形 養魚(フカ)

〔東雅〕十九 鱗介 鮝フカ ○中略 フカの義は詳ならず、(中略)或說に東壁本草の鱣魚はフカ也となり、もしさらばフカとは、東壁の說に、鱣出深水處ともいひ、其行也在水底、去地數寸とも見えし如くに、そのある所の深きをもて、此名ありしに似たり、また正字通に據るに、鱶は魚名、鮝は乾魚をいふと見えたり、さらば鱶に作るを正とすべし、

〔本朝食鑑〕九 江海無鱗 鱶 〈訓布加、〉○中略 集解江海處處有之、小者三四尺、大者及一二丈餘、能取人、以鉾刺而采之、狀頭平圓觜鋭、眼大口在頷下、而濶大、有齒牙而堅利、背有三骨甲、煐有鮍、鰭亦硬、無鱗皮厚、外面灰白色如鮫之沙、小者肉潔白味稍美、西海之人嗜鱠之、用其鰭、而煐之則黑皮脫去、刺如素線、大魚之鰭如銀針、倶軟脆可賞耳、大者好取人、運舶之人海中誤出手足于舷、則動者鱶跳出擊入水底而食、或醉漁獨釣熟睡倚舷、必擊投水抵、或嬰兒戲海邊而被取者多矣、昔一監使語予曰、去秋監九州時、過防州海路、遙視舟人相鬪于孤洲、一人擧棹打之、又如一巨人長過丈者、張兩臂而敵之、兩方相挑不決、予暫望之改觀、予之舟子視之驚嘆相共言、此人唯今投水中葬魚腹、可憐可憐、於是問舟子、舟子曰、是一人者漁夫也、一者非人而大鱣魚也、海涯大鱶逐孤漁者如此、若漁人戰疲則擊入水中而食之、語未畢自蘆荻之叢處、鷲孤舟來、舟中四五人相叫、上洲人人拔刀振鉾、竟倒丈許之大鱣也、漁夫九拜于衆、而各分割鱣魚訣去、實如舟子之言矣、漁夫値衆之助而得必死之命、于嗟天哉、今海俗得之切肉以鬻、割皮裏肉外之黃脂及諸腸煎之采

油貪利、其油黄濁不澄、故有黄魚蠟魚之名、小者網之送于江都漁市、當民間之食、最下品也、

肉、氣味、甘大温有毒、（本草曰、甘平有小毒、愚按平則小毒又何有乎、然今通俗間食之者不免瘡疥癰疔之患、孟詵曰、發氣動風發瘡疥、寧源曰、多食生熱痰、亦不益人、此二說爲當、李時珍所謂服荊芥藥不可食、是未試之、然與河豚同性則不能無毒也、）不主治、少食則益氣壯力、本草曰、利五臟肥美人、其利五臟者如何哉、

〔本朝食鑑十 華和異同〕鱑

鱑者鱣也、詳見各條、陳藏器曰、逆上龍門能化爲龍也、是似在理而不然、鱣能食人、龍豈有食人之理、或曰、是楊震之三鱣也、御覽所謂顏氏家訓曰、後漢書云、鸛雀御三蟬魚、（音善）多假借爲鱓鮪之鱓、俗之學士因謂爲鱣魚、按魏武帝四時食制、鱣魚大如五升奩、長一丈、郭璞注云、鱣長二三尺、安有鸛雀能勝一者、況三頭乎、鱣又純灰色無文章也、鱣魚長者不過三指、黄地黒文、故都講云、蛇蟬卿大夫服之象也、續漢書及搜神記亦說此事、皆作鱓字、孫卿云、魚鼈鱓鰌及韓非說苑皆鱣似蛇、蠶似蠋、並作鱣字、假鱣爲鱓其來久乎、然則非此鱣而爲黄鱑者明矣、

〔大和本草十三 海魚〕フカ　其類多シ、凡フカノ類皆アギノ下ニ口アリテ、其皮ニサメアリ、鮫魚ノ類ナリ、其子胎生ス、卵生セズ、白フカ味尤美ナリ、ヒレ長ト云アリ、ヒレ甚長シ、一チヤウト云フカアリ、口廣クシテ人ヲ食フ、甚タケクシテ物ヲムサボル、ウバブカ六七尋アリ歯ナシカセブカ其首横ニヒロシ、甚大ナルアリ、ヲロカト云大フカアリ人ヲ食フ、鰐フカハ四足アリ鼈ノ如シ首大ナリ、能人ヲ食フ、李淳風曰、河有怪魚、乃名曰鰐、其身已朽、其歯三作、此即鱷魚也、南州志云、斬其首乾之極去其歯而更生、〇中略ヲホセ其形守宮ニ似テ見苦シ、又蟾蜍ニ似タリ、海水ヲ離レテ日久シク死ナズ、首ノ方大ニ尾小ナリ、其肉ヲ片々ニ切レドモ不死猶活動ス、味ヨシ肉白シカイメフカノ類ナリ、形扁ク薄シ、頭尖リ薄シ、ワカノ如クサメアリ、ツノジヨリ横ヒロクシテ、コチニ少似タリ、口ハ頷下ニアリ、目ハ背ニアリ、是皆フカノ類也、凡モダマフカノ類、イヅレモ皮ヲ去、薄ク切、指身トシ、

沸湯ニヨク煮熟シ、色白クナルヲ、芥子虀醋ミソニテ食レ之味美シ、皮モ煮テサメヲ去、肉ト同ク食ス、又生肉ハ肉膾トスベシ、但性冷利ナリ、温補ノ益ナシ、虚冷ノ人不レ可レ多食、諸魚ハ皆卵生ス、只フカサメヱイタナゴ皆腹中ニテ胎生ス、卵生セズ、其驚クトキハ母ノ腹中ニ入ル、就中フカノ子ハ胎中ニテ大ナリ、一胞ノ内ニ三四尾生ズ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕鮫魚　サメ　シヤスボウ　一名海鯊魚 通雅　潮鯉 廣東新語　皮、一名胎魚皮 千金方

凡サメ及フ、カノ鰭鬣皮ヲ去テ食品トス、フカノヒレト云フ、清商多ク買歸ル、長崎ニテハ常ニ用テ餉ニ雑ユ、閩書ニ鬐鬣泡去二外皮一存レ絲亦用作レ胎、色晶瑩若二銀絲一 烏頭鯊ノ下 ト云フ、黄白二色アリ、皆透徹シテ光アリ、長サ一二三寸、一頭尖リテ針ノ形ノ如シ、食ヘバ硬脆味淡シ、黄ナル者ハ金針 紀州 ト云、一名金スヂ、食療正要 金ピレ 長崎、是肇慶府志ノ金絲菜ナリ、白キ者ハ銀針 紀州 ト云、一名銀スヂ、食療正要 銀ピレ 長崎、是廣東新語ノ銀絲菜ナリ、黄白皆自然ノ色ナリ、閩書ニハ總ジテ鯊翅ト云、雑字簿ニハ鯊魚翅ト云フ、凡鮫(サメ)皮及鯋(フカ)魚ハ皆胎生ナリ、數品アリ、一胞一子ニシテ、卵ヨリ絲出テ子ノ臍ニ連ル者アリ、子大ナル者ハ卵甚小ク、子小ナル者ハ卵大ナリ、卵形ハ鶏卵ノ如ク、子大ニナルニ隨テ卵小クナルナリ、又一胞數子ナルアリ、大小伯仲等カラズ、出テ母ニ從ヒ行ク、驚ク時ハ母ノ口ヨリ腹ニ入ル、デイリコト云フ、筑前ニテハモダマノデイリコト云フ、ソノ子大ナル者ハ七八寸以下、小ナル者六七尾、一胞中ニアリ、加州ニテハツノジノデイリコト云フ、備後ニテハフカノデイリコト云フ、○中略 フカノ鹽引ヲタレ 勢州 ト云フ、犂頭鯊(ソイメ)ナリ、又タリトモ云フ、朝廷ニハ正月元日ヨリ十五日ニ至ルマデ、酒肴(サカナ)ト爲ス者ヲ黄鱘ト云、ヒレタハブカナリト云フ、

〔四條流庖丁書〕一諸魚ノ鰭ヲ立ル事、フカノサシミノ時、鰭立ム事可レ成、尤此ヒレノ名ヲバシラカトモ申、

〔實隆公記〕明應五年七月八日癸丑、統秋送鮮魚フカ一折、則遣齊藤遠江守了、

〔朝倉亭御成記〕一於會所參ル進物幷獻立の次第、○中略
四、ふか、御汁鯛、

〔毛吹草三〕長門 横首鮫カセブカ

モダマ

〔大和本草十三海魚〕フカ○中略 ○モ○ダ○マ、是亦フカノ類ナリ、サメアリ、灰色白星アルモアリ、長三四尺、肉白シ、肝ニ油アリ、其大ナルヲ○イ○ナ○ギト云、長サ一丈バカリアリ、其乾タルヲ○ノ○ウ○サ○ハト云、ツノジフカノ類ナリ、北土及因幡丹後ノ海ニアリ、其皮鮫ノ如クニシテ灰色、長三四尺アリ、筑紫ニテモダマト云魚ニ似タリ、肉ニ脂多シ、味ヨカラズ、賤民ハ食フ、其肝大ナリ、肝ニ油多シ、北土ニハ是ヲ以燈油トス、西土ニテツノト云モ同物ナルベシ、背ニ刀ノ如ナルヒレアリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鯊魚 モダマ ○モ○ダ○モ加州 ○ノ○ウ○ソ○ウ○ブ○カ備前 一名白戟魚時珍食物本草 民魚東醫寶鑑 白類楊州府志 白結大倉州志 白河豚寧波府志 槐子魚盛京通志 濶口魚本經逢原 鮨正字通 鮰同上、魦ノ俗字、

モダマハ魦フカ魚ノ族ニシテ海產ナリ、形鱵魚ニ似テ大ナリ、皮ニ細沙アリ、灰色又白星アルモノアリ、長サ三四尺、大ナル者ハ丈餘ニ至ル、コレヲイナギト云、肉色白ク肝ニ油アリ、乾カス者ヲノウサバト云フ、

柴鰓破魚

〔大和本草十三海魚〕フカ○中略 ○サ○バ○イ○ワ○リト云魚アリ、フカノ類ナリ、頭大ニ兩目ノ上ノキハニタテニカド各一スヂアリテ首方ナリ、細齒多シ、腮ハヨコニ五キレタリ、兩鼻アリ、背ニ鰭二、各大ナル刺アリテ尖レリ、口ハ腮ノ下ニアリ、兩ワキニ大ナルヒレアリ、腰ニモ小ナルヒレ二アリ、尾ハ小岐アリ、凡常ノ魚ノ形ニカハレリ、皮ニサメアリ、色斑ナリ、薄ク切酒ノ糟ヲ加ヘ羹トシテ食ス、又指身ニシテ最ヨシ、ツノジフカニマサレリ、

鱘

〔和漢三才圖會 四十九 江海有鱗魚〕榮螺破魚(さゞいわり)　正字未詳

按榮螺破魚、形色似藻伏魚、而頭圓肥脊中有沙、其齒如河豚魚、齒能咬食榮螺、故名之、春出於西海、肉味淡甘、筑前多有、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕鮫魚 ○中略

虎頭鯊 海鹽縣圖經 ハ、コザメ、江戸 一名サヾヒワリ、サヾエワリ共云 ○サヾエワニ、雲州 桔梗ザメ、此魚頭大ニシテ兩眼ノ上際堅ニ稜アリテ方ナリ、桔梗ノ蕾(ツボミ)及猫面ノ形ニ似タリ、兩鼻アリ、其齒至テ硬强、榮螺(サヾヒ)ノ殼モヨク嚼破ル、故ニサヾエワリト名ク、齒形蘘荷(メウガノコ)笋ノ如シ、故ニメウガ介ト名ク、大ナル者ハ長サ五六寸、小ニシテ寸以下ノモノハ目貫ト爲ベシ、色白シ、背ノ兩鰭各大尖刺アリ、兩脇ニ大翅アリ、腰ニモ小鰭二アリ、尾ハ小岐アリ、周身黄褐色ニシテ、黑斑アリ、沙微ク粗シ、

〔和漢三才圖會 五十一 江海無鱗魚〕鱘 音尋　鱏 音尋　碧魚　俗云加知止乎之

本綱、鱘鱣屬也、岫居長者丈餘、至春始出而浮陽、見日則目眩、其狀如鱣而背上無甲、其色青碧、腹下色白、其鼻長與身等、口在頷下、食而不飮、頰下有青斑紋如梅花狀、尾有岐如丙、肉色純白、味亞於鱣、鬐骨不脆、又云、其頭大哆口似鐵兜鍪、其肉 甘平有毒 作鮓、雖珍亦不益人、○中略

按鱘嘴尖利如鐵、海舶値之則可突拔、故俗呼名桛通、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕鱘魚　詳ナラズ　一名食寵侯 水族加恩簿　鮹 正字通　鰭　鮨 俗字　鰡　鯖 同上、俗共字、　鱘龍魚 廣東新語

カヂドヲシニ充ル説ハ非ナリ、カヂドヲシハ一名カヂキドヲシ、ゲンウヲ、ノウラギ、熊野 ナイラギ、土州 ナイラゲ、同上 長サ三四尺ヨリ丈餘ニ及ブ、形シイラニ似テ尾ニ岐アリ、上下ノ鰭長シ、上唇ハ狹クシテ、長橢體堅クシテ角ノ如シ、皮ニ細沙アリ、堅ニ剖テテツキウト爲ス、下唇ハ至テ短シ、風波ノ時海面ニ浮テ、横ニ飛行スルコト矢ノ如シ、廻舟コレニ遇ヘバ、多クハ舟ヲ破ラル、或ハ

鯨名稱

潮ニ乘ジテ上唇ヲ土石ノ間ニ投ジ、拔クコト能ハバシテ死スル者アリ、是臺灣府志ノ旗魚ナリ、

〔新撰字鏡 魚〕鼈（五勞反、○久○知○良、）〔同 魚〕鯢（五嵆反、平、女久地良、）鰹（女久地良）

〔本草和名 十六 蟲魚〕鯨（其京反、出崔禹、）一名鯢、一名鯤（音昆）一名魚伯、一名海鰌、一名麻竭（已上五名出兼名苑）和名久知良、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鯨鯢 唐韻云、大魚雄曰鯨（渠京反）雌曰鯢（音蜺、和名久知良、）淮南子曰、鯨鯢魚之王也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕所引文原書（○淮南子）無載、按慧琳音義引淮南子云、鯨魚死而彗星出、又引許叔重曰、鯨魚之王也、則此所引是許愼注文、而單引淮南子非是、而鯢字亦恐衍、又按鯨魚死而彗星出、見天文訓及冥覽訓、說文、鱷海大魚也、春秋傳曰、取其鱷鯢、又載鯨字云、鱷或从京、不載鯢字、別有鯢字云刺魚者、非此用、按淮南子、西京賦薛綜注皆云、鯨大魚、宣十二年左傳正義引裴淵廣州記、吳都賦劉逵注引異物志、並云、雄曰鯨、雌曰鯢、又劉逵云、一說曰、鯨猶言凰、鯢猶言皇也、王念孫曰、雌鯨之爲鯢、猶雌虹之爲鯢也、

〔類聚名義抄 十 魚〕鯨鱷鯨（今○或○正○巨京反、クヂラ、ヂクヂラ、雄曰鯨、） 鰍鰶（俗） 鯢鯢（俗○正○音蜺、クヂラ、メクヂラ、雌曰鯢、）

〔下學集 上 氣形〕鯨鯢（ケイゲイ）二字義也、魚之王大者也、鼓浪成雷、噴沫成雨露、其長數千里也、或開口吞舟者也、四足之魚也、鯨雄鯢雌也、

〔日本釋名 中 魚〕海鰌（クジラ） 黑白（クロシラ）也、其皮黑く其肉白し、順和名抄にはくぢらとありしとちと通ず、

〔東雅 十九 鱗介〕鯨クヂラ（○中略）クヂラの義不詳（中略）古語に黑色をクといひ、白色をシラといひけり、又轉じてチといひしも多かり、クジラとは、クヂラといふ語の轉ぜしにて、此魚皮肉之間、黑白相層りて、極めて分明なるを云ひしと見えたり、

〔古事記 中 神武〕故爾於宇陀有兄宇迦斯（自宇以下三字以音、下效此也、）弟宇迦斯二人（○中略）爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云、伊賀（此二字以音）所作仕奉於大殿內者、意禮（此二字以音）先入、明白其將爲仕奉之狀、而卽握橫刀之手上、矛由氣（此二字以音）矢刺、而追入之時、乃己所作押見打而死、爾卽控出斬散、故其地謂宇陀之血原也、然而其弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰、宇陀能多加紀爾、志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、（○下略）

〔冠辭考二〕いすぐはし　くぢら

くぢらは鰐などの如く提げにはあらねど、淮南子に、これを魚王也ともいへる如く、大魚の長なれば、ほめて勇魚とはいふべし、さて本のくぢらてう名に、ほむる辭を冠らせたまひしなり、伊斯は伊左武なるを、左武反須なれば、つゞめて伊須といへり、仍て萬葉に、其を勇魚と書り、久波斯とは、名細、花細などいふ如く、其物をほむる語なり、

〔古事記傳十九〕久治良佐夜流は鯨障にて、鴫罥へ鯨の罹れると云なり、如此譬たまへる意は、思ひがけぬ大軍の來て、小謀の違へるとなり、〇中略さて鴫の小に對へて云むには、大に猛き物は鳥にも獸にもあるべきに、罥に似つかはしからぬ、海物の鯨をしも作賜へるは、徒に大なる物を擇出賜へるのみにはあらず、此は此大饗の御饌物の中に、鴫と鯨とのありしに就て、卽其物に寄て詔へるなり、然らざれば、鯨は罥には似つかず、

〔日本書紀十三允恭〕十一年三月丙午、幸於茅渟宮、衣通郎姬歌之曰、等虛辭陪邇、枳彌母阿閉椰毛、異舍儺等列、宇彌能波摩毛能、余留等枳等枳弘、

〔冠辭考二伊〕いさなどり　うみ　はま　なだ

伊佐奈は鯨をほめたる辭にて、且海つ物の中に、かの魚王の鯨とるをもて、大海の稱言として冠らせしなるべし、魚を那と云は古ことなりさてその海とつゞくるより轉て、濱とも灘ともいふは冠辭の例なり、

〔萬葉集二挽歌〕大后御歌〇天智天皇大殯之時

鯨魚取、淡海乃海乎、奧放而、榜來船、〇下略

〔萬葉集二相聞〕柿本朝臣人麻呂從石見國別妻上來時歌

鯨魚取、海邊乎指而、和多豆乃、荒磯乃上爾、香青生、玉藻息津藻、〇下略

〔萬葉集十七〕天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿被任大納言、兼帥如舊上京之時、陪從人等、別取海路入京、於是悲傷羇旅、各陳所心作歌十首、

昨日許曾、敷奈底波勢之可、伊佐魚取、比治奇乃奈太乎、今日見都流香母、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鯨音擎渠京切、

集解、江海處處見之、多自北行南、春自南行北、是海人之通稱也、狀肥圓長大、色蒼黑而無鱗、頭圓肥長大、大抵如牛頭之形、鼻上骨高起、頂上頸前有吹潮之穴、口濶上唇短、下唇長出于頷前、舌亦長廣、齒大如屐齒之尖、眼纔近于口珥而下、烏珠子如水精之磨、雖爲佩飾而軟、古有但馬國獻鯨珠者、然則堅而如珠、亦有之乎、其鬣漁家呼號筬、而純黑色、倒磨有光、長自三四尺至丈餘、廣五六寸或尺許、厚三四分或寸餘、出口中之兩邊、一鯨之鬣數有三百六莖、是工匠造器多用之、婦人之笄櫛及尺秤之類亦用也、鬐漁家呼號達波、色外黑內白、長自八九尺至丈餘、廣四五尺、有近肉圓骨、呼號法師骨、此亦漁家採油處、尾有岐而黑色、海上運船若觸此尾鬐必覆、一說、狀似泥鰌、亦可謂是也、金樓子李時珍之說詳于華和名同、漁俗曰、鯨不敵于諸魚、諸魚不畏鯨、但避鯨口及鰭尾、鯨亦惟嗜鰯耳、嘗聞諸浦間有寄鯨者、數百長鯨衝上于沙洲、不得歸去而乾死、其一浦村大喜而貨之、其縣之守令亦大富焉、傳稱、若斯者大概直甲鯨、自澳逐鯨來、乘潮而衝上也、又或久霖連雨颶風度海之後、有漂泊于溢濤而至者、是不獨眞甲而餘鯨亦然焉、餘鯨則浦村之賑給已十倍之、誠不勞險危自得天幸者哉、

〔本朝食鑑十華和異同〕鯨

鯨鯢者海鰌也、唐李昉御覽載金樓子曰、鯨鯢一名海鰌、穴居海底、鯨入穴則水溢、溢爲潮來、鯨既出入有節、故潮水有期也、劉恂嶺表錄、洪邁夷堅志等曰、廣州發船過南蕃貿易路、經海心深濶處、忽見十餘山、乍出乍沒、篙工曰、非山也、海鰌魚背也、目如閃電、鬐鬣者蔽朱旗、日中忽雨霢霂、篙工曰、此鰌魚噴氣、水散於空、風勢吹來若雨耳、李時珍曰、海鰌生海中極大、江鰌生江中、泥鰌生湖池、南產志曰、海鰌巨能

鯨種類　鯨産地

吞舟、其來也、移若山嶽、舟行日中閃鬐鬣、若相値必鳴金鼓以怖之、布米以厭、間有斃沙上者、梯而臠之剝脂爲油、艌船甚固、陸佃云、遒健好動故名䲔、按華人未言鯨之利、如李時珍亦不詳論、但有泥䲔海䲔之辨、其江䲔者何哉、言小鯨游于江乎、故海人所謂泥䲔之狀全類鯨者、泥䲔入海長作鯨、是似據時珍之說乎、或曰、華人不言鯨之利、亦有故乎、鯨利唯在脂油、寧從投身于江海而覓利、不若辛苦種柏麻矣、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕䲔魚 中略○ 海䲔ハクジラナリ、古字勇魚(イサナ)萬葉集 ○○○○イサナドリ○○古歌、大和本草ニ詳ナリ、唐韻ニ雄ハ鯨雌ハ鯢、正字通ニ鰮ハ鯨ノ本字、鱌ハ俗字、鰍ハ䲔ノ俗字ト云フ、一名鱌䲔 水經註 海燕 南齊書 海中䲔 爾雅翼 浴鯇 潛確類書 䲔魚 同上 浮礁 寧波府志 海龍王 瓊州府志 海龍翁 雷州府志、香山縣志、

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕鯨 中略○ 凡漁家有六種之鯨名及雌子六種者、世美、座頭、小鯨、長須、鰯、眞甲、就中以世○美○爲上品、形色如前、其大者七八丈十餘丈許、過之者未聞采之、中者五六丈、小者三四丈、世美子鯨形色略與親同、以其不長形色亦淺薄、大者不過二三丈、頭尾鬐鬣隨形之小也、唯自仲冬中旬之際至夏四月采鯨、傳稱、草木萌後、鯨力甚剛矣、采鯨若遇護子鯨而行者、先使子鯨必全不殺之、要以半死、子鯨全死則母鯨必逃去、子鯨半死則母鯨不忍去、而以身掩子愛惜者甚、故半殺子鯨而刺母鯨、全殺母鯨而後采子鯨、是刺鯨家之定法也、座○頭○鯨○者本朝通俗呼瞽者稱座頭、此魚之背有方二尺許之鰭、如琵琶之形、漁家呼謂犹也、遠郊村巷之瞽者負琶而行乞食里落、勢州最多、故以座頭而名乎、或曰、座頭鯨取無目之象、故韻書引異物志曰、鯨鯢或死沙上皆無目、俗言目化爲明月珠、是不的當、異物志以死後無目而言、雖怪詭亦於理不害、今座頭鯨有目、然何以無目之象而言乎、其大者不過四五丈、中三四丈、小二三丈、鬐長一丈餘、一片黑一片白肚皮重重作畦、如編竹片、呼謂簀(スノコ)子皮(カハ)也、其餘與世美同、座頭子鯨者大不過二三丈、形色與親同、小○鯨○者淡黑或灰白色鬣白長一尺五六寸、廣三寸許、厚二三分、呼號白鬚、小鯨之子略似親、而

大者不過一二丈也、長須鯨者形色似世美、此亦有抗鬣、大者十餘丈或七八丈、常沈水底而浮者稀矣、故漁人不能采之、鰯鯨者常逐鰯而來、故名、大者不過二三丈、脂少肉薄、好不采之、眞甲鯨者形色長大、略類諸鯨而有大牙如牛犢角、此亦好逐鰯而浮來、世稱紀勢及總常江海有之、西海不見之、此亦脂少肉瘦、好不采之、一種有鯱斬者、鯱者小魚不過丈許、猪如鉾頭、○中略鯱魚數十相聚銜鯨之頰頤、其聲聞于外、久而鯨因迫開口則小鯱入口、嚙斷鯨之舌根、而群鯱爭引鯨舌喫盡而去、鯨竟窮死、此謂鯱斬、漁人偶海上獲之、愚按華人自古迄今不采之不食之、華人常厭魚之濕熱而妄不食大魚、則其不食者宜矣、貪江海之利不知采之而貨者不爲危乎、陶朱猗頓等貨殖亦不省、唯言呑舟吸川之大、或謂、大者長數千里、小者亦數千尺、眼睛爲明月珠、鼓浪成雷、噴沫成雨、水族皆驚畏而逃匿、莫敢當者、是擬莊叟任公之鯤鼇乎、於是諸本草及李時珍亦不言主治形色也、然華有柏油而勝于鯨脂、有牛豕而勝鯨肉、故不用鯨乎、惟本朝自古盛稱、或采之、舒明帝時有大伴鯨連者、柿本人麿從石見國上歌、讃岐狹岑島歌、同謂鯨魚取笠朝臣金村歌越海之角鹿乃濱從大舟爾眞梶貫下勇魚取、然則古越前之浦邊亦采鯨歟、近代勢州之海上多之、紀州亦同希采之、六七十餘年以來、肥之諸島平戸大村海上多采之、常州總州亦采之者不過五十年、然采者不過三四丈、過之者亦有不能采之乎、北國海上亦雖常見之、而未聞采之、其輕船鉾釼諸器及舟子群役之餱糧給料、非國守縣吏大家富商之計策、則不能與營也、○中略凡會采鯨之浦者、納屋之商主、漁家羽指、舟子、傭夫、及交易群賈都三百五十人悉是交易于鯨油及肉鬣牙腸等而貨殖之也、俚諺所謂一浦獲一鯨、則七郷之賑、或謂一歲之中獲一鯨、則償采鯨之費、一歲之中獲二鯨、則足采鯨之聚給、一歲之中獲三鯨、則得加多之利、餘積鉅萬不可勝計、實本朝漁家之巨富也、然放樂耽遊日費千金而不顧素封之殖、于嗟悼哉、(或所謂以鉾號鯨者、以鉾形象魚字書乎未詳、)

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鯨魚○中略

此魚勢州及紀州ノ三輪崎太地浦、肥前ノ平戸大村、筑前、常州、總州ニテ漁ス、其品十餘種アリ、食料

ニハセビクジラ、内ニ油少ナシ、ザトウクジラ油多シ、ヲ用ユ、筑前ニテハザトウクジラヲ上品トス、品類ノ形色ハ、鯨志平戸及大地ノ鯨圖等ニ詳ナリ、

〔毛吹草 三〕伊勢　鯨

〔慶長見聞集 八〕關東海にて鯨つく事

聞しは今唐國に鯨鯢と云魚は、長さ數千里あり、波をたゝひて雷をなし、沫をはきて雨霧をなす、舟をものむと也、四足の魚と古記に見えたり、扨又日本に鯨と云魚有、けい〳〵のたぐひと知られたり、長さ三十ひろ五十ひろ有、日本に是に過たる生類なし、愚老〇三浦浄心若き比、關東海にて鯨取事なし、死たる鯨東海へ流れよるを、人集て肉を切取、皮をば煎じて油をとる事、度々におよぶ、然ば昔貞應二年五月、鎌倉近邊の浦々へ、名をも知ぬ大魚死て浪に浮び、三浦崎六浦の海邊へ流れよる、鎌倉中にじうまんす、人こぞつて是を買取る、家々に是をせんじて油を取、異香りよこうに滿り、士女是を旱魃の兆ざしと云、此魚の名知らず先規になし、是たゞ事ならずと文に記せり、貞應の比まで關東海に鯨有事を人知らざる也、今は鯨江戸浦まで來て、うしほを空へ吹上るを見れば、海上にやく鹽屋の烟かとうたがはる是は息をする魚にて、海底に計りは居られぬと知られたり、古歌に、

うしほ吹鯨の息と見ゆる哉沖に一村夕立の雲、是はつのゝ浦によめり、江戸浦にては沖に幾村立雲とこそ詠侍らめ、鯨をもりにてつくに鯨とるといふ、鰹は釣にてつるなるを、鰹とるといふ、是は海人共のそゞろごとゝ思ひしに、八雲抄に鯨とる鰹とるとよめり、くじら大魚なれ共、伊勢尾張兩國にてつく事有、是より東の國の海士はつく事を知らず、然に文祿の比ほひ、間瀨助兵衞と云て、尾州にて鯨つきの名人相摸三浦へ來りたりしが、東海に鯨多有を見て、願ふに幸哉と、もり網を用意し鯨をつくを見しに、鯨は子を深く思ふ魚也、故に親をばつかずして子をつきと

めいかしをく、二ッの親子をゝのが腹の下にかくし、をのが身を水の上にうかべ、劒にて肉を切さくをわきまへず、親子共に殺さるゝ、哀なりける事共也、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鯨〇中略肉、氣味、甘酸大温無毒、主治、補腎益脾、調胃厚腸、止虛泄久痢、煖沈寒痼冷、若多食則動火生熱、不免瘡瘍之患、

發明、海中大魚無大自鯨者、其濕熱所蓄亦甚矣、然性不食惡物、唯呑潮食鰯、非鱷鰐之比、故味甘鹹有滋腎煖胃之功、尙可懼助火動血之害耳、

脂、集解、鯨之黑皮兼赤肉間有白脂、潔白甘脆、是人之所嗜食、而采油之處也、又煎肚腸筋膜鬐頭之類亦膏油多矣、鯨油比餘魚則色清臭少煙亦希、故民間好爲燈油、或販麻油之商合此油而亂之、以當價之賤也、比麻油之香潔則尙有臭氣油不相及、於是不入諸士以上之家、雖農商之家而富饒之屋不用之也、凡鯨油者世美大鯨一箇之油、以入水二斗之木樽而量之、則自三百樽至六七百樽、若魚瘠者減之、子鯨者樽數不過二三十也、座頭大鯨一箇之油百四五十樽、子鯨者樽數不過四五十、小鯨之大一箇之油、自七八十至百樽、子鯨者樽數不過十四五、此皆擧其大概也、采油法大抵用入水六斗之大釜、煎鯨脂皮十二枚、一枚者方一二尺、或七八寸也、油涌後以一丈二尺之大竹筧五箇、次第續列之、別擁入水二石五斗之磁壺二十四箇、懸五箇之竹筧、自釜至壺口、而流來于煎油、後待壺內之冷入木樽也、

氣味、甘大温有毒、主治、大抵與肉同、臟腸膞骨尾亦氣味主治略相同

附方、白屑風瘡、用登部羅木煎濃汁、而洗頭後猥骨灰或猥糞灰和鯨油而傅之、

腸附臟膞 集解、鯨之腹內者、予不到其地不能詳見、故難辨之、老漁語予曰、膽呼謂加羅擬毛、外白內蒼黑、人不食之、采不油空棄之耳、大小腸併稱帶腸、又號百尋、其腸長五十丈許、凡一尋者五尺、故曰百尋、圍一尺六七寸、而色白鮑之乾之而食、世以賞之、謂能止久泄也、有姬腸者圍一尺許、長三四尺、外赤內白、

鯨事蹟

有烏賊腸者、厚一寸許、圍二尺餘、如筩之無底而褐色、有圓腸者赤色、有福腸者、外白內赤、有豆腸者赤色、以上五腸者、皆漁家常食、而謂味美、益人之氣血者也、采油亦多、又有丁子腸者、色最赤、俱取油處、凡此數腸者、百尋之外悉是臟腑、然不見其形容、則難名之、

牙、集解、狀類象牙猪牙而堅白、可切磋、近時齒醫有新造牙齒而入老人落牙齒之痕者、彼工巧極奇緻著齒齦、能嚙堅骨、略動搖之亦不易落、世稱入齒醫以推擧之、其新造牙者鯨牙最好、故世人賞之、凡鯨之有牙者獨眞甲而未聞餘鯨有牙者也、或好事者製牙染紅、以亂于珊瑚珠而言非鯨牙者、不擬眞也、

骨、集解、頭腮胸腹脇背之骨、及扇骨大骨爲不足用、但有圓斬骨者、厚一尺餘、圍三尺許而白色、漁家呼謂蕪骨、如蕪菁根形、細切曝乾、用之時浸熱湯者久、澄白如氷、和醋醬而食、味淡甘可愛耳、

尾、集解、凡魚尾之上圓肥處俗謂尾筩、鯨之尾筩呼號尾脛巾、訓於波波岐、是鯨肉中之最美味、故賞鯨肉者、先覓此尾脛巾之外黑內白脂、其味極甘美不可言、是熊蹯鴈肪之類乎、

〔明良洪範 十七〕十三郎市人ト成リ、後年芝露月町ニテ、鯨ノ髭細工ナドシテ暮シケルト也、

〔甲子夜話 五十九〕予〇松浦清領內ノ俗、鯨皮ヲ謂テテエラト云フ、鯨皮尤モ膏液多シ、煮テ油トナシテ漁人ソノ利ヲ得、或日行智梵文ノコトヲ談ズル中、梵ニ油ヲ（テエラ）帝羅ト云フ、然レバ鯨ヲテイラト謂ハ油多ノ稱ナリト、イカニモ當レリ、慈覺大師將來梵語雜名ニモ帝羅ノ譯見ユ、

又曰、鯨皮三寸四方許ヲ重一斤トス、煮テ油ヲ得ルコト一升許、餘ハコレヲ推テ量ルベシ、又皮縱二尺四寸、橫一尺二寸、高八寸、油ヲ得ルコト二斗バカリ桶ニ充ツベシ、

〔常陸風土記 行方郡〕郡南七里男高里、〇中略南有鯨岡、上古之時、海鯨匍匐而來所臥、〇下略

〔日本紀略 一醍醐〕延喜十七年九月八日甲寅、太宰府言、對馬島下縣郡基子濱鯨乍生將寄、其後九月上旬、隣賊數船、將發來者、

〔大外記師遠記〕大治二年五月廿六日、未剋師安朝臣、爲院御使來示云、肥前神崎御庄、死鯨被打寄、萬

人切取之間、腹中有珠、件珠所進上也、

〔親元日記〕寛正六年二月廿五日癸卯、小原刑部少輔殿伊勢國鯨荒巻廿、鳥二番、御返事整、松田

文明十三年四月廿五日己巳、法光房鯨荒巻十進上、御返事あり、

〔廻國雜記〕七月十五日、〇文明十八年、中略、あふみ川、〇越後かさ島など打過て、鯨なみといへる濱を行けるに、折節鯨の潮吹けるを見て、

わきてこむこの浦の名にたつ鯨波曇るうしほを風も吹なり

〔御隨身三上記〕永正九年二月廿九日、鯨を可被下のよし、式部少輔殿より書狀如此、

夜前者申來候、本望存候、仍鯨藥上候、若御所望に口可被下候、尋可申之由、御懇之儀御面目候、御返事口重而可申候、〇中略

三月朔日朝は出仕不申候へ共、昨日廿九日、鯨之儀及晩參候、式部少輔殿へもまかり出候て、上意忝よし申候、四月廿九日、李部より書狀にて、鯨百被下由在之、忝由申候、卅日、晝番に祗候仕候御用なし、李部を以、昨日の鯨の御禮忝よし申上候、

〔晴豐記〕天正十年二月廿七日、二條之御所參、伊勢一身田より禁裏へ三合三荷進上、くじら桶二ツ親王御方江くじらの桶一ツ進上、余に鯨桶一ツ、狗狀十帖、文箱一ツ、入道殿へ鯨桶一ツ、れうし卅帖、

〔駿清遺事〕慶長十六年五月廿一日、久能濱へ鯨寄、大サ十一間程有、

〔老の樂〕二月中旬頃より〇享保十九年行德へ鯨貳本寄る、江戶より見物群集なす、わけて廿四日おびただしき鯨見物のよし、去かも彼岸中日なり、但廿日歟、よみ賣に廿日として出す、

〔山陽詩抄三〕至佐嘉諸儒見要會飲有鯨肉之供席上用所得韻戲作長句

巨鬣掀潮噴雪花、萬夫攢矛海門譁、肥海捕鯨耳曾熟、何料鮮肉到齒牙、片片肪玉截芳脆、金盤玉膾曷能加、他日所食非眞味、鹽藏況經運路遐、君不見先侯戈鋋殪豕蛇、此物戢壽上鋏叉、多士方遺偃武二、

取侑文酒、愛柔嘉、羨君筆力能掣渠碧海涯、恨吾酒量不如渠吸百川波、

滑魚

〔大和本草 十三 海魚〕滑魚(ナメリ) 一名波ノ魚、形マルクシテ海鰌ニ似タリ、黒色ナリ、鰌ノ形ニモ似タリ、長五六尺或二間バカリ、海上ニ背ヲサシ出スヲ鐵炮ニテウツ、油多シ、食スベカラズ、漁人煎ジテ油ヲトル、漢名未詳、

〔和漢三才圖會 五十一 江海無鱗魚〕鯱(音危) 鯛魚 鱯魚 鰈魚 鰮魚 俗云奈女魚(和名抄訓波江、誤也)

按鯱狀似鱣亦如鮎而身圓、其大者長至二三丈、灰色無眼、但頭上有二穴而吹潮、其尾似鯨尾、肉味亦略如鯨脂多、熬取燈油、

鯆䱐

〔新撰字鏡 魚〕鯆(巣美反、上、伊留加、)

〔倭名類聚抄 十九 鱗介〕鯆䱐 臨海異物志云、鯆䱐(浮布二音、和名伊流可、) 大魚色黑、一浮一沒也、兼名苑云、一名鱄䱐、(甫畢二音) 一名鱁鮧、(數常二音) 野王按一名江豚、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕臨海異物志無傳本、按太平御覽引魏武四時食制云、鯆䱐魚黑色、大如百斤猪、黄肥不可食、數枚相隨、一浮一沈、與此所引同、按廣韻、鯆字注云、鯆鯆魚名、亦作䱐、晉書廣雅云、鱄鯆䲃也、而鱄亦鯆字異文見廣韻、則鯆䱐似倒、然四時食制作鯆䱐、則與此略同、○中略 按鱄鯶、鱁鮧二名諸書無見、太平御覽引四時食制云、鯆䱐一名敷常、則知鱁鮧即敷常俗字、○中略 今本玉篇魚部云鱄鯆魚一名江豚、欲風則踊、此所引即是、晉書夏統傳作鱄鯆、何超音義引埤蒼云、鱄鯆䲃魚也、一名江豚、多膏少肉、說文鯆魚也、出樂浪番國、一曰鯆、出九江、有兩乳、一曰溥浮、則知鱄鯆、鯆鯆、鯆䱐、鯆䱐皆溥浮之俗字、酉陽雜俎奔鯆亦語之轉耳、證類本草引陳藏器云、江豘狀如䐁、鼻中爲聲、出沒水上、海中舟人候之、知大風雨、按江豘即江豚、出沒水上、即異物志之一浮一沒也、又有海豨、一名海豘、一名奔鯆、江賦云、江豚海豨、注引臨海水土記云、海豨豕頭、身長九尺、陳藏器云、海豘生大海水中、候風潮出沒、形如䐁、鼻中爲聲、腦上爲孔噴水直上、百數爲群、酉陽雜俎云、奔鯆一名瀱、大如船、長二三丈、

色如鮎、有兩乳在腹下、頂上有孔通頭、氣出、嚇々作聲、必大風、行者作爲候、

〔類聚名義抄 十魚〕䱢（音沛 イルカ） 魚名、食之殺人、 鯆（イルカ イハシ） 鮁（イルカ）

〔伊呂波字類抄 伊動物〕江豚（イルカ） 鯆䱐 䱐䱢（臨海異物志云、伊流可、大魚也、黑、一浮一沒也、） 鯆䲚 鱁鮧（已上同）

〔尺素往來〕巡役之朝飯、明日可令勤仕候、此間依霖雨美物雖難得候、（中略）魚類者、（中略）海鹿（イルカ）、

〔下學集 上氣形〕鯸（イルカ 玉篇、七尋切、）

〔東雅 十九鱗介〕䱐䱢イルカ（中略） イルカといふ義不詳（中略）古事記に據るに、イルカと名づけいひしも、また血臭（チノカ）の魚といひしなるべし、血の臭をもて浦の名とせしに、一轉して都奴賀といひて、角鹿とゑるし、再轉して都留賀と云ひて敦賀とゑるすが如し、チノカと云ひし語、轉じてイルカなりしと見えたり、

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕䱐䱢（訓伊留加）

釋名 鯆䲚（音甫畢） 鱁鮧（音逐夷、兼名苑、） 䱐䱢（俗稱、壇嚢） 江豚（王野） 海豚（李時珍曰、海豚江豚皆因形命名、又作䱐䱢、音敷沛也、按、魚類豚形、江海俱有、此魚隨其在處而名、又有江豬、水豬之名、）

集解、形似豚、鰭如足、尾有岐而硬、背有鬣而刺、無鱗、青黑色、頭上有吹潮之竅、鼻向上而有聲、漁人采之投岸、則有聲、是鳴鼻乎、候風潮出沒、行則成群、一浮一沒、爲上下二隊、或一浮一中一沒、爲上中下三隊、傳稱有雌雄、雌有兩乳、其然乎、未知、形犬肉肥、味不甘美、故食之者少、唯煎脂采油、以爲民間之日用耳、

肉、氣味、鹹微甘而腥、主治未詳、（近頃世俗治痔脫肛、同未曾煮食最妙、）

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕海豚魚 イルカ ユルカ（南部筑前） マイルカ 一名勿乙可致（鄕藥本草）

イルカハ身圓ニ肥、長サ六七尺、黑色ニシテ鱗ナク、甚鯨ニ似タリ、頭後ニ竅アリ、潮水ヲ吹キ直上ス、ソノ鰭細長ニシテ上下相當シク、牙齒相連レリ、鰭尾ノ形ハ鯨ニ異ナラズ、風潮ヲ候ヒ出沒ス、行ク時ハ群子列ヲナス、（中略）俗ニユルカノ宮詣ト云、其鼻上ニ向フ、漁人捕ヘテ岸ニ擲トキハ鳴ク、ソノ皮厚クシテ油多シ、漁人煎ジテ燈油トス、肉ハ赤色ニシテ鯨肉ノ如ナレドモ、油少クシテ味劣レリ、皮モ鯨ニ僞レドモ味劣ル、久ク煮時ハ釋盡クル、一種子ズミユルカハ鼠色ナリ、ソノ鳴

タコト鼠聲ノ如シ、肥前一種ハ○ン○ド○ウ○ユ○ル○カ○ハ黒色ナリ、ソノ鳴ク聲モウト言ガ如シ、同上一種入○道○ユ○ル○カ○ハ、觜上短下長ク潮孔左右ニアリ、腹下ニ筋ノ如キ者出ヅ、末尖リ長サ八寸許、引出セバ二尺餘アリ色赤シ、是雄ナル者ナリ、佐州一種ス○ヂ○イ○ル○カ○ハ堅ニ白條アリ、紀州一種カ○マ○イ○ル○カ○ハ、形ノ似タルヲ以テ名ク、同上此外尚品類アリ、

〔古事記 中仲哀〕故建内宿禰命率其太子、應神○爲將禊而經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿造假宮而坐、爾坐其地伊奢沙和氣大神之命、見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名、爾言禱、白之恐隨命易奉、亦其神詔、明日之旦應幸於濱、獻易名之幣、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依一浦、於是御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名號御食津大神、故於今謂氣比大神也、亦其入鹿魚之鼻血臰、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、

〔古事記傳 三十一〕此魚の依れるは、大神の太子に、御饌の料に獻り給へるにて、即是かの易名の幣の物なり、さて今此魚の悉く鼻の毀れたる所以は、大神の既に捕らしめて獻り給ふ由なり、その令捕賜ふは、幽事なれば、人の目には見えず、さるは古に此魚を捕るには、鼻を衝てぞ捕つらむ、故鼻の毀れてはありしなり、〔中略〕入鹿はいかにして捕にかゝられども、此段を以て思ふに、古は必鼻を衝て捕しなるべし、紀國の熊野浦の漁人の語りけらくは、此魚多くては長八九尺ばかりあり、中に最大なるは一丈二三尺ばかりなるもあるなり、入鹿の千本づれと云て、頭をもたげておびただしく群來る物なり、逃ることいと早くして、船をいかに早くこぎても追及がたし、故これを捕るには、毛理と云物に、夜那波とて四十尋の繩をつけ、其端に泛を付て、その毛理を投る、此毛理を貫ながら、なほにぐるを、又二の毛理を投て捕なり、さて一ッ捕れば必二ッ捕らるゝなり、其故は一ッが毛理を貫て逃るに後れぬれば、友をあはれむにやあらむ、群の内の今一ッ必後れて遠くは去らざる故に、それをも捕なりと語りき、抑毛理は虚空へ高く投上げたるが、魚の上に至りて、そらよりまくだりに落降りて其魚を衝物なり、かくて入鹿魚は、鼻の上に向ひたれば、その鼻を衝べきなり、然らざれば毀鼻と云こと由なし、谷川氏が、蓋此魚鼻向上面有聲、故云毀鼻と云るは心得ず、こはから書に海豚鼻在腦上作聲噴水直上と云るに依て云るなれど、其は凡て此魚の常なれば、分て殊に、毀鼻と云べきに非るをや、

〔出雲風土記 島根郡〕凡南入海所在雜物、入鹿〇中略海松等之類至多、不可盡名、

〔源平盛衰記 四十三〕知盛船掃除附占海鹿幷宗盛取替子事

海鹿ト云大魚、二三百モヤアルヤラン、鹽フキ立テ食テ來ル、安倍晴延ト云、小博士ヲ召テ、イカナルベキゾト尋給フ、晴延占文披ヒテ、此海鹿食返バ源氏ニ有疑、食通バ御方ニ無疑ト申ケルニ、此魚一モ不食返、平家ノ船ノ下ヲツイクヾリ、ツイクヾリ、食テ過ヌ、小博士今ハカウ候トテ淚ヲハラハラト流シケレバ、人々聲ヲ立テゾオメキ給フ、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鮪 食療經云、鮪〈音委〉一名黃頰魚、〈和名之比〉爾雅注云、大爲王鮪、小爲叔鮪、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕按毛詩、魚麗于罶鱨鯊、正義引陸璣疏云、鱨一名黃頰魚、又東山經云、番條之山減水出焉、其中有鱤魚、一名黃頰、未聞鮪又名黃頰、不知食療經何據、〈○中略〉按呂氏春秋注、鮪魚似鯉而大、禮記正義引郭注爾雅云、似鱣而小、建平人呼鮥子、一本云、王鮪似鱣、口在頷下、音義似鱣長鼻、體無鱗甲、毛詩正義引陸璣疏云、鮪魚形似鱣而青黑、頭小而尖、似鐵兜鍪、口亦在頷下、其甲可以摩薑、大者不過七八尺、益州人謂之鱣鮪、肉色白、味不如鱣也、鮪未詳、然據口在頷下、其甲可摩薑、肉色白、則鮫魚之類、非之比、謂鮪爲之比、未允、之比方具呂之屬、暉山君曰、大倉州志金鎗魚可以充之毘、

〔類聚名義抄 十魚〕黃頰魚シビ 鮪〈音委、シビ、一名黃頰魚、〉

〔壒囊抄 一〕魚類字 鮪シビ

〔下學集 上氣形〕鮪シビ

〔物類稱呼 二動物〕王鮪しび 畿內にてはつ゚゚と稱す、江戶にてま゚ぐ゚ろ゚とよぶ、江戶にてまぐろのすきみといふものを、畿內にてはつのみと云、又江都の魚店にてしび、まぐろ、びんなが等の品有といへども、東國の俗皆まぐろと云、然共至て大なるなし、むかしは注都の魚市にて、まぐろを賣買ふこと有しが、近來は來らずとなん、又び゚ん゚な゚が゚といへる物は、あぶらを去て肉糕(かまぼこ)となすもの也、又二尺以下の小なるを、江戶にてめ゚じ゚か゚と云、一名そ゚う゚だ゚と云、ぴら゚そ゚う゚だ゚、丸゚そ゚う゚だ゚など二種有、京

都難波の俗、目ぐろといふ是なり、又二尺已下のものは、相撲にてよかごといふ、一尺餘りなるは、同國にてめだいたびと云、本草、鼻肉作脯名鹿頭、又名鹿肉と有、是目鹿となづくる故有に似たり、一說に目ぢかとは其眼の近きなり、まぐろと云もの、小しきなるをいふ、まぐろとはその眼の黑き也、

〔皇都午睡 三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略はつのみをまぐろ、上をきわだ、中をかぢき、下をまび、

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕鮪、訓之 附、眞黑、目鹿、

集解、江海處處有之、就中西北海濱多采之、自古采之、山部赤人歌、藤井乃浦爾鮪釣、萬葉見漁夫火光歌鮪衝等海人之燭有、或武烈帝朝、有平群鮪臣者、是賞魚之大而名乎、頭大嘴尖、鼻長口有頷下、兩頰腮如鐵兜、頰下有靑斑、死後眼出血、背有刺鬣、無鱗而蒼黑、肚白如抹雲母、尾有岐而硬、上大中圓下小、大者一二丈、小者七八尺、肉肥厚而淡紅、背上肉左右有黑血肉兩條、呼稱血合、味不佳、故屠之者必棄而不食、凡采之釣之刺之、海西諸州之濱以如鐵杷者懸而采之、熊手鵰口之類也、此魚頭甚有力、首向陸尾向海、則懸頭而采之難、頭向海尾向陸、則懸尾而采之易、是尾無力之故也、乘暖而浮、見日而眩、來則成群、漁人獲之、采脂油、或作脯而貨之、或膾鮮而食、炙肉而食、倶味稍佳、禮月令、季春天子薦于寢廟、有王鮪之稱、是賞魚之味歟、賞魚之大歟、未知之、

眞黑魚及目鹿、集解、小鮪四五尺許、呼號眞黑、形全與鮪同、但以肉之紅照爲眞黑、味亦勝于鮪、凡士以上之人者不食之、近頃及堂廡之筵作膾作炙、或爲楚割、京師俗不食之、海西海東之人嗜食之、世以作膾則似堅魚、作炙則似師魚、故最賞之、然味不及二魚也、目鹿者京師難波俗呼稱目黑、或曰目付、義未詳、眞黑二三尺許、呼號目鹿、味比眞黑則稍淡而復佳、作膾作炙作煮倶好、斯魚三四月多出矣、以先于堅魚而最被賞于世也、或謂眼眶肉味美如鹿肉、故曰目鹿、是似有故、李時珍本草鮪鼻肉作脯、名鹿頭、

亦名鹿肉、言美也、按郭璞爾雅注曰、大者名王鮪、小者名叔鮪、更小者名鮥子、音洛今本朝鮪小者曰眞黒、其最小者曰目鹿、然則眞黒者叔鮪、目鹿者鮥子歟、

肉、氣味、甘温無毒、主治、未詳、俚俗所謂治婦人濡下、是雖未試、而孟詵曰、治血淋、陳藏器曰、補虚令人肥健、則有收血之力乎、眞黒者味厚氣盛、多食發瘡疥、患下血痔漏、目鹿者主治未詳、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鮪

鱘也、鱏也、尋淫二音一曰碧魚、此魚名據形故讀尋讀覃、皆延長之義、其色青碧故名碧魚也、羅願曰、鱘狀如鬻鼎、上大下小、大頭哆口似鐵兜鍪、是足形容之、李時珍曰、頰下有青斑紋、如梅花狀、尾岐如丙、肉色純白味亞於鱣、鬐骨不脆、此亦詳說、但肉色純白不相當、鮪肉非若鱣肉純白可賞者、必帶赤爾、

〔大和本草 十三海魚〕シビ　日本ニ昔ヨリ鮪ノ字ヲシビトヨム、鮪ハ鱘ノ別名ナリ、本草ニ時珍曰、鱘其色青碧腹下色白、是ハシビニ似タリ、又曰其鼻長與身等、口在頷下、肉色純白、是皆シビトカハレリシビノ口ハ頷下ニナシ、今シビト云魚ハ、其形鰹ノゴトク略マルシ、皮ノ色カシラ尾ノ形モ鰹ノ如シ、有鱗口トガレリ、皮色淡白頭扁シ、長一間バカリ肉赤シ、肥大ナリ、味ブリノ如シ、毒アリ、往々人ヲ醉シム、西州ニハ五島平戸ニ多ク捕ル、本草ニヲイテ別ニシビノ如ナル魚ミエズ、但鮪ニ別種アリテ本邦ニアルシビモ鮪ナルカ、鱘魚、牛魚、鮠魚ナド本草ニ載タリ、シビモ此類ナルベシ、マグロ是シビノ小ナルヲ云、フリ子コヲハマチト云ガ如シ、シビトマグロト非二物、又マルタトモ云、大ナルハ長三四尺アリ、其最小ナルハメジカト云、又鰹ニ似テ大ナリ、肉赤シ、小毒アリ、味アレドモ下品ナリ、漁人ホシテカツヲトス、味堅魚ニヲトル、爾雅注郭璞ガ說ニ鮪大小ヲ分テ三等トス、本邦ノシビ、マグロ、目ジカモ大小三等アリ、然ラバ王鮪ハシビ、叔鮪ハマグロ、鮥子ハメジカナルベシ、

〔和漢三才圖會 五十一江海無鱗魚〕鮪音委

王鮪其大者、和名之比、或云波豆、　叔鮪其小者、俗云目黒、　鮥子更小者、俗云目鹿、○中略

宇豆和一名茉袋　小鮪一尺以下者、作レ鱠サシミ以二芥醋一食味甚佳、　目鹿　二尺以下小鮪、亦可レ爲レ鱠、　目黒
三尺以下者多爲レ鮓、凡宇豆和目黒共爲レ鮓、則通俗名二目黒一、
末黒　三四尺以上者至二此時一形略扁、色亦稍黒、爲レ鮓、冬月民間賞レ之亞二于鮪一、又鮮肉作レ脯、贗二鰹節一、
波豆　四五尺以上者與レ鮪無レ異、惟腹鬐鮪黄赤色、波豆蒼黒、異身、其鮓和州人嗜食レ之、以二一枚一爲二馬一駄一、

〔日本山海名産圖會三〕鮪しび大なるを王鮪、中なるを叔鮪、俗ニ云メジ、小なるを鮪子めじかといへり、東國にてはまぐろと云、
筑前宗像讃州平戸五島に網する事夥し、中にも平戸岩清水の物を上品とす、凡八月彼岸より取はじめて、十月までのものをひれながといふ、十月より冬の土用までに取るを黒といひて是大也、冬の土用より春の土用までに取るをはたらといひて、纔一尺二三寸許なる小魚にて、是黒鮪の去年子なり、皆肉は鰹に似て色は甚赤し、味は鰹に不レ逮、凡一網に獲る物多き時は、五七萬にも及べり、是をハツノミと云は、市中に家として一尾を買者なければ、肉を割て秤にかけて、大小其需に應ず、故に他國にも大魚の身切と呼はる、又是をハツと名付る事は、昔此肉を賞して纔に取そめしを、まづ馳て募るに、人其先鋒を爭ひて求る事今東武に初鰹の遅速を論ずるがごとく、此を以て初網の先驅をハツとはいひけり、後世此味の美癖を惡んで終にふるされ、賤物に陷りて饗膳の庖厨に加ふることとなし、されども今も賤夫の爲には、八珍の一ッに擬てさらに珍賞す、○中略此魚頭大にして嘴尖り、鼻長く口頷の下にあり、頬腮鐵兜のごとく、頬の下に青斑あり、死後眼に血を出す、背に刺鬣あり鱗なし、蒼黒にて肚白く雲母の如し、尾に岐有、硬して上大に下小なり、大なるもの一二丈、小なる者七八尺、肉肥て厚く、此魚頭に力あり、頭陸に向ひ尾海に向ふ時は、懸てこれを採り易し、是尾に力らなき故なり、煖に乘じて浮び、日を見て眩來ける時は群をなせり、漁人これを捕て脂油を作り、或は脯に作る、

〔古事記下清寧〕平群臣之祖名志毘臣、立二于歌垣一、取二其袁祁命宗○顯一將レ婚之美人手一、其孃子者菟田首等之

鰆

女名大魚也、爾袁祁命亦立歌垣、〇中略爾王子亦歌曰、意布袁余志、斯毘都久阿麻余、斯賀阿禮婆、宇良胡本斯祁牟、志毘都久志毘、如此歌而鬪明各退、

〔出雲風土記島根郡〕宇由比濱、廣八十步、捕志毘魚、 鹽道濱、廣八十步、捕志毘魚、 澹由比濱、廣五十步、捕志毘魚、加奴夜濱、廣六十步、捕志毘魚、 美保濱、廣一百六十步、西有神社、北百姓家、捕志毘魚、

〔萬葉集六雜歌〕山部宿禰赤人作歌一首幷短歌

八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流、稻見野能、大海乃原笶、荒妙、藤井乃浦爾、鮪釣等、海人船散動、鹽燒等、人曾佐波爾有、浦乎吉美、宇倍毛釣者爲、濱乎吉美、諾毛鹽燒、蟻往來、御覽母知師、淸白濱、

〔萬葉集十九〕見漁父火光歌一首

鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、保爾可將出、吾之下念乎、

〔近世畸人傳三〕中倉忠宜

夏冬は門戸を閉、書をよみて、あへて人にまじはらず、四條高倉の南に獨居せる時、〇中略折ふし門を過る雜貨買有しをよびて、ありあふ衣服を錢壹貫文にうり、さて此錢のある限、鮪といふいをを買て、明くれたゞ是を喰て過せり、友だち折々うかゞふに、もの音もせねば、もし飢て死たるもしらずと門の戸を破りて入て見るに、かの魚を喰ひて居しかば大にわらひぬ、

〔毛吹草三〕筑前 鮪

〔類聚名義抄十魚〕鰆サハラ

〔下學集上氣形〕鰆サワラ

〔壒囊抄一〕魚類字 鰶サハラ

〔和爾雅六龍魚〕馬鮫サハラ 鰆鮫、草鮫、撮錫竝同、 青箭サイシ 馬鮫小者、名二青箭一、

〔日本釋名中魚〕馬鮫魚サハラ さは狹なりせばき也、はらは腹也、此魚長大なれども腹せばく小也、

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕鰆（訓佐波羅）

釋名、鱵（遠羅）小曰佐古之（鱵字未詳、俗稱乎、漢語抄曰鯺魚子、訓太古之、按訓相似、亦同物乎、字書曰、鰆音春、海魚名、鯺音唐魚名、俱未詳其名狀也、）

集解、江海處處采之、頭鋭嘴尖眼大腮硬、無鱗、深青色、背有青斑圓紋、而肚白無背紋、亦有鬐硬刺、尾有岐、尾前兩片有角鰭、如大鋸齒、大者四五尺、肉白脂多味最甘美也、小曰左古之、色最鮮青如箭、俗稱青箭、或曰江都芝濱、相州鎌倉之漁俗稱若栄子者是也、然未詳、鰆之大曰沖鰆、狀偏長六七尺、廣一二尺、味最劣、漁人亦采之者希矣

肉、氣味、甘溫有小毒、（或曰、無毒、能治痃癖、按多食則動濕熱、故瘡瘍熱腫患眼之人不可食之也、）

〇〇唐墨（鰆子也）　集解、鰆多子胞如刀豆之莢、曝乾似華墨之古、名曰唐墨、切之則蠟色有光膩、味亦甘美、多食則辣粘牙唇而澀、或令人嘔、此亦動氣生熱之故乎、近代爲賀儀之佳肴而賞之、擬其多子乎、土佐阿波讃岐國守獻之、漁家亦貨之、鯔魚之唐墨味勝于鰆、事詳于鯔魚條下、或疑不言華墨而何獨言唐乎、曰然也、本朝初與漢魏通、後盛通好者自唐高祖始、故有遣唐使之事及于數代焉、於是唐字訓加良、而至今民俗以華物稱唐之類乎、　附方、産後腹痛、（方見鯔條、其功勝于鯔、）

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鰆

鰆字彙曰、昌脣切、音春、海魚名、卽馬鮫也、南産志曰、馬鮫、青斑色無鱗有齒、又名章鮫、連江謂之章胡、閩人方言山食鷗胡蘗、海食馬鮫鯧、蓋兼美之、鯧細口扁身而圓、無鱗無腸、馬鮫、鋭口圓身而長、無鱗有腸、又一種名潤䑋、一種名青貫、

〔大和本草 十三 海魚〕馬鮫魚○中略　閩書曰、青斑色無鱗有齒、其小者謂青箭、今案ニ五月以後十月以前多シ、味美ナレドモ病人食スベカラズ、傷寒熱病有瘡瘍及患食積人不可食、其子ホシテ酒肴トス、味ヨシ、多ク食フベカラズ、滯氣、名ヅケテカラスミト云、鯔魚ノ子ノ如シ、ヲキサハラハ長六七尺アリ、味ヲトル、東海西海有之、ミコ魚ハサハラノ如ニテ大ナリ、背ニヒレアリ、ヒレノ長キ事四五尺

バカリ、其ヒレ常ニハ背筋ノ内長ククボキトコロニタヽミ入テアリ、形狀馬鮫魚ニ同、只ヒレノ長キノミ異トス、

〔百品考下〕塗魨　和名オキザワラ

臺灣府志、塗魨形類馬鮫而大、重者二十餘斤、無鱗、味甚美、自十月至清明多有、

馬鮫魚ニ似テ鱗ナク、至テ大ニシテ長サ七八尺ニモ至ル、味モ亦馬鮫魚ニ同ジ、稀ニ京師魚店ヘ出スコトアリ、馬鮫魚、塗魨青箭ノ三物、相同シテ大小ノ異アリ、

〔庖丁聞書〕一向の菜は五種の削物燒鳥、から。す。み。數の子などを、龜甲又は土器に高立して盛也、

〔毛吹草三〕讃岐　鰆サハラ

〔新撰字鏡魚〕鰋　无○波○

〔本草和名十六蟲魚〕蠡魚陶景注云、今作鱧字、一名鯛魚楊玄操音重　一名鮪大者也、古今注、和名波牟、

頭注　按蠡魚、本草一名鮦魚、鮦音重、知是鯛乃鮦之訛、又按古今注、鯉之大者曰鱣、鱣之大者曰鮪、乃知一名鮪大者也、古今注九字、當是在前鯉條、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鱧魚　本草云、鱸魚上音禮、和名波無、味甘寒無毒者也、陶隱居注云、鱸今作鱧字也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按玉篇云、鱸鱧同上、與陶氏所言合、然說文云、鱸鮦也、即本草所載者、說文又云、鱧鱯也、據爾雅郭注、是即下條鮠魚、則鱸鱧二物不同、蓋後俗鱸字諧聲作鱧、與鱯魚之鱧混也、又按證類本草蠡魚條引陶云、舊言是公蠣蛇所變、然亦有相生者、至難死、猶有蛇性、圖經云、蠡魚生九江池澤、今處々有之、浙中人多食之、埤雅云、鱧今玄鱧是也、諸魚中唯此魚膽甘可食、有舌、鱗細有花文、一名文魚、與蛇通氣、其首戴星、夜則北向、爾雅翼云、鱧魚圓長而斑點有七點、作北斗之象、李時珍曰、形長體圓、頭尾相等、細鱗玄色、有斑點花文、頗類蝮蛇、有舌有齒有肚、背腹有鬣連尾無岐、形狀可憎、氣息鮏惡、食品所卑、郝曰、爾雅鰹大鮦也、小者鮵、然則中者名鱧也、文化元年清舶載來活鱸魚、

今江戸官園養之、按本草綱目日華曰、生海中、類鰻鱺而大、是可以充波无也、

〔類聚名義抄 十魚〕蠡(ハム)　鰑魚(ハム)　鱧(音禮、ハム、ナヨシ、)　鱧魚(ハム)　鱸(正)　鯕(ハム)

〔伊呂波字類抄 波動物〕鱧魚(ハム、本草云、蠡魚、上音禮、和名波无、味甘寒无毒、亦作鱺者也、)

〔下學集 上氣形〕鱧(ハモ)

〔日本釋名 中魚〕海鰻(ハモ)　唐音なり、和語にあらず、

〔東雅 十九鱗介〕鱧(ハム)○中略　今俗にヤツメウナギといふ是也、漢人之說に、鱧魚類似蝮蛇といふ事あり、(手東璧が說也)古の俗、蝮蛇をよびてハミといふ、ハミといひ、ハムといふは轉語也、ハムとは其形の蛇に似たるを云ひしと見えたり、又鱧魚、首左右各有七竅、如七星ともいふ也、(東璧が說)○中略　今俗にハモといふものはこれにあらず、卽海鰻也、ハモとは漢音をもて其字を呼びしなり、

○按ズルニ、鱧魚ヲヤツメウナギト訓ム事ノ非ナル說ハ、載セテ次下引ク所ノ重修本草綱目啓蒙ニ在リ、宜シク參看スベシ、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一はも　なが〳〵いおなま。

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕鱧(訓波毛、古訓波無、)

集解、形長體圓、頭尾相等、無鱗黑色、有斑點花文、頗類鰻鱺、背有鬣連尾、尾無岐、形狀可惡、而味最美、肉白且潔、大者三四尺、小者一二尺、今播研鮮肉、以作蒲鉾、最爲殽中之珍、或作白鱠、宜小不宜大、俱貨四方、江東未見之、雖希見之而瘠狹不可食、攝之難波、泉之堺、住吉、岸和田、紀播丹後但州之江海多采之、肉、氣味、甘寒無毒、(或平甘)主治、能祛諸風、逐邇身浮腫、下大小便最有效、妊娠者時時宜食、或療五痔頑癬疥癩一切濕症及手足痺、

發明、鱧性逐水下氣、故除濕毒、近世紀州之俗、用乾鱧之煎汁而洗兒、預除痘疹、最有奇驗、今江都俗亦

遍用此法、是李時珍附方載楊拱醫方摘要曰、除夕黄昏時、用大烏魚一尾小者二三尾、煮湯浴兒遍身、七竅俱到、不可嫌腥、以清水洗去也、若不信留一手或一足不洗、遇出痘時、則未洗處偏多也、此乃異人所傳不可輕易、想夫此除去肌膚之濕毒故乎、凡痘者胎毒深潜兒之臟中、因時氣而發肌膚、則纔雖除肌膚之邪惡、曷可祛臟腑之舊瘀哉、然撒表則外熱去、故有輕者愈輕、重者亦逢表後不重之理、爾從外攻外者無害于内、然則外面預防而不至攻擊于腠理之氣血者少、隨流俗矣、

附方、一切浮腫、(玄魚一箇、冬瓜去穰半顆、葱白十根、赤小豆十兩、大蒜三顆、蘿蔔三根、粗切入瓦壺固封、燒存性、入胡椒末五分、空心温湯下、一晝夜飲盡、明日洩盡惡氣而愈、)癬疥痔瘡、(干鱧、蒼耳、濃煎、入塩少許、頻頻洗之、)

膽、氣味、甘平無毒、凡諸魚膽苦、惟此魚膽與安康魚膽、味甘可食爲異也、喉痺欲死者點入少許即差、

〔本朝食鑑十華和異同〕鱧

一名蠡魚鱧、玄、烏鱧、鮦魚、文魚、時珍曰、鱧首有七星、夜朝北斗、有自然之禮、故謂之鱧、又與蛇通氣、色黑北方之魚也、故有玄黑、其小者名鮦魚、又曰、形長體圓斑點花紋、此則本邦鱧魚也、但疑與蛇通有蛇性者、予(必大)○平野常尋釋之海人、無知之者也、

〔大和本草十三海魚〕鱧魚　順和名ニハムト訓ズ、アヤマレリ、ハモハ海鰻ナリ、唐音ナリ、鱧ハ筑紫ノ方言ウ。ミ。ウ。ナ。ギ。ト云海魚アリ、本草ニイヘルゴトク形長ク體圓ク、頭ト尾ト同大サニテ相等シク、細鱗玄色ニシテ星アリ、形少蝮蛇ニ似タリ、尾マタナク、其形ミグルシク可惡、日本人ハ食セズ、本草ニイヘルニ能合ヘリ、又別ニ一種ウ。ミ。ウ。ナ。ギ。ト云物アリ、ソレハツチノウナギニ似タリ、食スベシ、鱧ニハアラズ、或曰、長崎ニキ。ダ。コ。ト云魚、鱧ナルベシト、今其形狀ヲ見ルニ鱧魚ニアラズ、又或曰、丹後ノ海ニツ。ノ。ジ。ト云魚アリ、コレ鱧ナルベシト云、非也、ツノジハフカノ類、皮ニサメアリ、筑紫ニテモダマト云魚ニ能相似タリ、鱧トハ別也、

海鰻　唐音ハモ、本草曰、海鰻鱺似鰻鱺而大トイヘリ、日本ニアヤマリテ鱧魚ヲハモト訓ズ、長崎

ニテ中華人ハモヲ海鰻ト云、ウナギヲ淡鰻ト云、國俗ハモノ小ニシテ肉ウスキヲゴ。ン。ギ。リ。ト云、脯トス、生海鰻肉鮭トシテ尤佳シ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕鱧魚 正字通二音里 黒鯉魚 通名 一名鯉 埤雅輿籍便覽 烏鯉魚 事類全書、八閩通志、 黒火頭 同上 河精 事物紺珠 烏蠡魚 醫學正傳、東醫寶鑑、 黒火柴頭魚 附方 烏魚 同上 花魚 廣東新語 七星魚 本草備要、廣東新語、 黒魚 滑稽類書、本經逢原、 黒鯉魚 呉氏食物本草通雅 鱺魚 同上 水厭 發明 人厭 輿籍便覽 斑魚 南寧府志 鮫 正字通 佐鯉 鱸 共同上 加母致 郷藥本草

和産詳ナラズ、稀ニ舶來アリ、清商ハ九里魚ト云、古渡風乾ノ者ハ長サ一尺許、形烏魚ボラニ似リ、頭ハ狗母魚ノ頭ニ似テ長ク、三停ミツワリノ一也、口大ニシテ細歯多ク列レリ、目上ニ七ツノ小孔アリ、外ニ小孔數多シ、身ハ狗母魚ヨリ短シ、鱗ハ狗母魚ノ如ク脈條多シ、背ニ黒斑アリ、尾ハ圓ニシテ岐アラズ、安永庚子ノ年ニ、蠻藏ノ者渡ル、大ナル者ハ長サ二尺、小ナル者ハ長サ五寸許、文化元年活鱧魚大小十餘頭渡ル、大ナル者ハ長サ一尺餘、小ナル者ハ數寸、其形頭尾同キ大サニシテ腹大ナラズ、體粘滑ニシテ黄顙魚ノ如シト云、嘗テ聞ク江州朽木ノイモウヲ形鱧魚ニ似テ斑ナシ、土人食用ス、即山藥ヤマノイモ根ノ化スル所也ト、又南海ノヤマイモウヲ長サ五六寸灰白色鱗アリ、頭圓ニシテ尾ハ鱵魚ノ如ク、肉柔ニシテ味佳ナラズ、狗母魚ニ類スト云フ、此二魚鱧魚ニ似タリト云傳レドモ、予未ダ親ク目撃セズ、鱧魚ヲハモト訓ズルハ非ナリ、ハモハ海鰻鱺ナリ、又ヤツメウナギト訓ズルモ非ナリ、ヤツメウナギハ漢名詳ナラズ、○中略

海鰻鱺 ハム 古名播州 ハモ 海鰻ノ唐音ナリト大和本草ニ云リ ガ。ワ。サ。ヨ。リ。雲州 一名海鰻 呉氏食物本草 猧狗魚 事物異名 海蛇 同上 慈鰻 八閩通志 龍鰻 鄭樵正音

ハモハ攝州大坂、住吉、泉州堺、岸和田、紀州、播州、丹後、但州等ヨリ多ク出ス、江戸ニハ無シ、稀ニ小ナルモノアリ、形ハ鰻鱺ニ似テ大ナリ、背尖長クシテ齒多シ已ニ捕タル者モ能人ヲカム、大ナル者

ハ長サ三四尺、ソノ小ニシテ肉薄キ者ヲゴンギリバモト呼ブ、開キ乾ス者ヲヒバモト云フ、京大坂ニテハ生肉ヲ取リ擂碎シ、燒或蒸シテ魚肉糕トス、大坂ニハ數種アリテ、肉糕ニ宜シキハモ一品アリ、僞造ノ肉糕ハ狗母魚、海鯋魚、火魚等ノ肉ヲ用ユ、京ニテハ諸魚ノ賣レ難キ者ヲ集メテ僞造ス、ソノ膘乾シ裂キテ弓弦ニ造ルベシ、甚ツヨシト云フ又造膠勝於諸膠、弓人貴重之ト、食療正要ニ言ヘリ、

埼、海鰻鱺ノ腸中ニ大肉片ヲナスモノアリ、俗ニハモノキモト呼ブ、赤味噌ノ汁ニテ煮食ヘバ、能ク雀目ヲ治ス、輕キ者ハ一七日、重キ者ハ半月ニ過ギズシテ平復ス神方ト謂フベシ、

〔魚鑑上〕はも中略○攝泉紀播海中多く產す、狀うなぎに似て灰色、腹白く嘴長く尖り齒尖く、肉中に岐骨多し、大なるもの四五尺、東都近海もまゝ是あり、味淡甘して美し、魚餠に造るを最上とす、其骨切と稱るもの、醬油にて燒ときは、うなぎの蒲燒よりは上品なり、京攝に於ては實に殺中の珍とす、その鰾をば膠となすべし、又小にして肉薄きものをごんぎりといふ、古へは剉ずに全にて、煮燒して食しやと思わる、ごんぎりは五寸切なり、小竹を長さ五寸に切り、前後互に拍て歌の節をなすものをごんぎりことといふ、其調理の形、これに似たるをいふにや、

〔毛吹草三〕攝津　水鱧　紀伊　大鱧

〔攝陽群談十六名物土產〕同西宮○干小鱧　同所武庫郡西宮○ノ漁者捕之、小キ鱧ノ干物重合セテ小鱧ト號ケ、市店ニ送リ、

〔三代實錄十八淸和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、中略○諸國工匠役夫、米鹽之外、加給鱧、鱧原作魚、今改、○和布等、

〔畠山亭御成記〕永正十五年三月十七日、畠山式部少輔順光亭へ御成、中略○獻立中略○八こん　はむ、ゐい、くる〳〵、

アナゴ

〔浪花の風〕土地の人ははもを殊更に珍重し、骨切とて細かに庖丁目を入て、照り焼にしたる抔、専ら賞玩す、淡味にしてあしからざれど、江戸人の口には適せず、骨切よりも却て肉羹とせしもの美なり、夫も蒲鉾に作りしものは美なれども、こはくして老人の歯には合難し、はんぺん、また土地にてあんぺんと唱ふるものに製せしは、大によろし、

〔宜禁本草坤鱗魚〕鱧魚　今作鱧甘寒主濕痺面目浮腫、下大水、療五痔、有瘡者不可食、令人瘢白、孟詵云、鱧魚下大小便壅塞氣、作鱠治脚風、爾雅鱧鯛也、釋者曰鱧鯇也、

〔大和本草海魚十三〕アナゴ　鰻鱺ニ似テ可食、味ウナギニ不及、海ウナギトモ云、鱧魚ヲモ海ウナギト云、然ドモ別ナリ、

〔和漢三才圖會江海無鱗魚五十一〕阿名呉（あなご）　正字未詳

按阿奈古狀似海鰻而色淺、於海鰻不潤、從頂至尾有小白點如星者、兩邊相連各百有餘、其味甘平脂少不美、漁人炙之僞鰻鱺、

〔重修本草綱目啓蒙無鱗魚三十〕鱓魚〇中略

アナゴハ一名ウミウナギ筑前讃州　デンスケ播州　デスケ雲州　ヘイスケ讃州　漢名詳ナラズ、形ハ鰻鱺ニ似テ黃黑色、脇ニ白星一條相連リ尾ニ至ル、腹白シ、長サ一二寸ヨリ二尺許ニ至ル、一尺許ナルモノ秋多シ、燒食ヘバ油少クシテ味鰻鱺ニ劣レリ、讃州ニテハ多ク肉糕ニ造ル、肉ヲ取リ味噌汁ニテ烹食テ癇症ノ藥トス、乾者ヲ用テ牙杖ト爲ス時ハ、能齲齒ヲ治スト云フ、紀州熊野ニ產スル者ハ色全ク白シ、方言シラハス又シロウナギ、レイスケノ名アリ、

ヒダカ

〔大和本草海魚十三〕ヒダカ　大如指、身マルシ、黃白色長三四尺、ウナギニ似テ小ナリ、食フベシ、ウナギノ類ナリ、本草所載鱓魚是ナルカ、

鱓魚

〔重修本草綱目啓蒙無鱗魚三十〕鱓魚　ウツボ紀州　ウミグチナハ豆州熱海　ナマダ房州　一名單長福

事物紺珠　多乙藍盧里鄕藥本草　鰆鰻正字通

鰆ハ俗字鮔同鱓、本草李時珍鮔音旦誤ト正字通ニ言ヘリ、ウツボハ南海ニアリ、鱗ナク海鰻鱺ノ形ニ似テ、黃質黑斑目至テ小シ、ソノ齒甚鋭ナリ、漁人コレヲ畏ル、賤民捕食フ、大ナル者ハ徑三寸ナル者アリ、一種コメウツボハ全身紅色ニシテ深紅斑アリ、海中ニ游泳スルモノ甚美觀ナリ、此條ヲアナゴト訓ズ、穩ナラズ、

ナキリ

〔大和本草十三海魚〕ナキリ　長七八寸身甚薄シ、横一寸許首小ナリ、ウナギニ似テ扁シ、尾ハ如繪文似鱗、紫斑アリ、素質也腹赤シ、チバリ多シ、不可食、藻ノ中ニスム、クサヒト云魚ナリ、ナキリノ類ナリ、ナキリヨリ廣シ、

ぎんぼう

〔魚鑑下〕ぎんぼう　一名海どぜう、狀どぜうに似て扁く、全身黃色、背に黑斑あり、粘滑もどぜうに同じ、まへは食ふ人なし、近來は民間の食となりぬ、味ひよけれど下品なり、

ゑらぶ鰻

〔世事百談〕ゑらぶ鰻

琉球よりわたる三味線の皮は、實は海蛇皮にはあらで、かの國に產するゑらぶ鰻とて、漢名を蘇鰻と云ふものゝ皮なり、ゑらぶは島の名にて、その島は薩摩と琉球との間にありて、口のゑらぶ、中のゑらぶなど、唱へて、二つ三つある島と見えたり、中山世譜などにも島の圖はありとおぼゆ、この島に住むゆゑに、名づけてゑらぶ鰻といへりとぞ、いと得がたきものにて、常に島の岩窟に海よりあがりて住み、ことに多にいたれば、かの鰻の總身へ、落葉をまとひつけて、窟の中にかくれ臥す、そこへは島に住める人といへども、なか〳〵往きがたきけはしき海岸なり、琉球よりは十里ばかり、南にイトマンといふ島あり、その島人つねに裸にて、海中を自由に往來すといへり、その島人が楠の獨木船に乘り、かのゑらぶ島にわたり、小刀を携へ、水中より海岸の窟にのぼり、かの鰻をとらへて、刀にてさしとほし〳〵して取るといへり、小さきは二三尺、大きなるは壹

河豚

丈にあまれり、その大きなるものは三尺ほどづゝに切りて、舟に積みかへると、中陵翁のものがたりなり、

〔本草和名十六蟲魚〕鯸鮔胡溝反、犯即怒、怒則腹脹、浮出水上、出崔禹、　和名布久、

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鯸鮔　崔禹錫食經云、鯸鮔侯怡二音、和名布久、一云布久閉、犯之則怒、怒則腹脹、浮出水上者也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按本草和名不載布久倍之名、按脹訓布久留、是魚怒則腹脹、故名布久、腹脹如匏、故或名布久拼、京及江戸俗語呼布具、○中略 按鯸鮔見廣雅、說文作鮐、鮔字蓋後人諧聲字、吳都賦云、王鮪侯鮐、王侯相儷、後人从魚耳、故說文無鯸字、然則鯸鮔可單呼鮔魚、不得單呼鯸、本草和名無鮔字、非是、證類本草載食療餘鯸鮔魚云、此魚行水之次、或自觸著物、即自怒氣脹、浮於水上、與崔氏所說略同、劉逵吳都賦注云、鯸鮐魚狀如科斗、大者尺餘、腹下白背上青黒、有黄文、性有毒、雖小獺及大魚不敢餤之、蒸煮餤之肥美、豫章人珍之、

〔類聚名義抄十魚〕鯸鮐魚フク、一云フクヘ、中音夷、イシブシ、チ、カフリ、今云、俗鯸、

〔運歩色葉集魚名〕河豘(フク)

〔和爾雅六龍魚〕河豚(フク)又作河豘、河鮀、鯸鮧、鯛鮧、鯸魚、鯸鮔、鯆魚、嗔魚、吹吐魚、氣包魚、鰗鮧魚、同、

〔東雅十七鱗介〕鯸鮔　フグ　倭名鈔に○中略フクーにフクベといふと注せり、並に義不詳、フクとは即其腹脹れぬるをいひ、フクベとは水上浮び出づる事の瓠に似たるを云ひしと見えたり、瓠讀てハルといふは脹也、俗にフクルといふは、もとこれ韓地の方言に出づ、即これ豊の字の韓音と見えたり、即今も朝鮮の方言にこれに似たり、豊腹なればヘウフクルなどいふ知きも此義也、鯸鮔をフクといひ、瓠をフクベといふ、豊に同じ、即是河豚魚と見えし者なり、

〔倭訓栞中編二十二不〕ふぐ　和名抄に鯸鮔をよみ、常に河豚をよめり、ふくれたる魚なり、古へはふくべといひ、西國四國にてふ。く。と。う。ともいへり、蝦夷にふ。つ。は。といふ、皮にてふといふ虫つけり、其形蝶に似て甚強し、ある人疊紙にはさけたりしに、二三十枚を通したる物語あり、凡て魚品に目を動かすは河豚のみ也、毒魚たる知ぬべし、かまへよりとなどの品類あり、まふぐは多賞す、近

ごろ世人貪り嗜む者多し、西土にも同じきにや、梅聖兪が詩に、春洲生荻芽、春岸飛楊花、河豚當此時、貴不數魚鰕、と見えたり、荻芽よく毒を解すといふ、上野砥の粉もよし、又梔子を食ふて助會せしむるものあり、此物に就て一園俟古今の卓識あり、藥選に載て詳なり、すゞめふぐは、食物本草にいふ鯸魚也といへり、又かはごふぐあり、異品なり、又はりふぐ、いばらふぐともいふ、針あり、背に虎斑あるを虎ふぐといふ、至小の品を婆はらふぐとも、ちほさいふぐともいふ、又川ふぐあり、和名抄武藏の鄕名に、鮎浦をふくらとよめり、鮎の字誤りか、

〔物類稱呼二動物〕河豚ふぐ　京江戶ともにふぐとよぶ、西國及び四國にてふぐとうと云、又江戶にて異名をてつぽうと云、其故はあたると急死すと云意也、又ちほさいと云有、小しきなる物なり、肥前の唐津にてちんぷくとうと云是也、又まふぐといふ魚は冬の內賞翫す、とらふぐと云は、春夏ともに喰ふ也、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを、江戶にては買て來る、○中略名古屋鰒を壟さい鰒、

〔庖厨備用倭名本草八魚〕河豚○中略　河豚味甘性温大毒アリ、虛ヲ補ヒ濕ヲサリ、腰脚ヲ調ヘ痔疾ヲサリ蟲ヲ殺ス、又云、味珍美トイヘ共修治其注ヲ失スレバ人ヲ殺ス、又皮膚厚生ノ人ハ食スベカラズ、海中ノハ大毒アリ、江中ノハ其次也、食禁煮時ニ煤始入タルハ食スベカラズ、服藥ノ人ハ食スベカラズ、常ニ病アル人ハ食スベカラズ、肝子ハ食スベガラズ、解河豚魚毒、橄欖木魚、茗木、蘆根、烏蓲、草根煮汁ヲ用テ其毒解スベシ、元升弁○同曰、解毒アリト云ドモ、全ク食スベカラズ、

鯛魚○中略　元升曰、俗ニ云スゞメフグ、

鯛魚味甘性平毒ナシ、中ヲ補ヒ氣ヲマス、多食久服スベカラズ、瘡疥ヲ生ズ、目疾アル人ハ食スベカラズ、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鯸鮐音侯怡、訓布久、古訓布久閉、

釋名、河豚、（豚、言其味美也。）

集解、鯸鮐狀類鯿魚而肥大、肚腹最大、眼有金色而能開闔、觸物卽嗔腹脹浮起、齒强能斷釣綸、無鱗無腮、背黑肚白、背上有小鬣、尾無岐而細、肉白不腴、味淡而最美、大骨兩邊有赤血肉、煮炙則變黑、腹腴最美、古人譬爲西施乳、而腹中有毒、故避之不食、凡腸胃俱有毒、就中腸胃後傍大骨有如胡蝶之形者、而靑白色、味亦甘、若誤食之則忽殺人、猫犬亦食之則乍斃、故生割魚腹而采之、然蝶肉不死投水如動、此物古人未知之乎、無一言之論、是河豚爲毒之最也、疑是鯸之肝歟、王充謂、鮭肝死人、陳藏器曰、入口爛舌、入腹爛腸者乎、今庖人去腹腴腸胃及蝶子之類而煮之、百無一死、若有些之餘氣則無不醉倒、惟海邊之人暴網釣鮮、偶得河豚相喜洗淨江水、不避腸蝶、不去頭尾、細切混投之鼎中煮熟漫食之、雖女兒覺未聞死者、彼鮮與餒朝與不朝之不同者若斯乎、嗟釋贊寧言無毒、陶九成言有毒、李時珍謂、寧從陶說、庶不致悔者宜矣、今漁市販之者、能識其毒之所有而悉去之、以懸誓不中而賣之、一種背上有虎斑者呼曰虎鯸、最有毒、故不食之、又一種大過尺者、芝濱品川江上采之、此曰品川鯸、其味不美故不食之、

肉、氣味、甘溫有大毒、（凡煮之時勿使煤炲落、若誤入一點則必死人、與荊芥、桔梗、菊花、甘草、附子、烏頭相反、宜蓏栗、荻芽、蔞蒿、長橄欖、甘蔗、蘆根、糞汁及糠漬茄子、生海鼠洞腸、今煮之先去腹腴腸骨及蝶子頭尾、細切浸漬酒者一二刻、取出別以漬酒和豉汁而煮之則不中其毒、若中毒者以至寶丹或龍腦浸水皆解之、又俗言用宇留加宇留亦良、多食鯸鮐則縱雖不中毒令筋骨而癱瘓也、）

主治、一切冷症、冷積、寒疝、腹痛、婦人腰痛滯下癥瘕、

乾鯸、氣味、甘溫無毒、主治感寒腹痛調盧痢久瀉、凡冬月腹痛者食煮乾鯸爲宜、（乾鯸俗稱藥物、故用之爲上饌、其味亦佳、以色白者爲上、）

子、氣味、甘大溫有毒、大抵河豚之子最有大毒、其毒甚於蝶子、魚生鮮則蝶子亦不中者多矣、於其子則無不中、藥亦無可解、陳藏器論之者相當焉、梅聖兪詩、春洲生荻芽、春岸飛楊花、河豘當是時、貴不數魚蝦、蘇東坡詩、蔞蒿滿地蘆芽短、正是河豘欲上時、於是華人至春二三月甚珍賞之、本朝以冬月甚珍賞之、是以春月有子之故也、

〔本朝食鑑 十華和異同〕鯸鮧

鯸平鉤切、音侯、鮧戈扶切、音移、鯸鮧魚名、背青腹白、其肝殺人、李時珍曰、鯸鮧一名鯸鮐、鰗鮧、䲅魚、一作鮭、嗔魚、吹肚魚、氣包魚、侯夷狀其形醜也、䲅謂其體圓也、吹肚氣包象其嗔脹也、又曰、吳越最多、彼人春月甚珍貴、尤重其腹腴、呼爲西施乳、嚴有翼藝苑雌黃云、河豚水族之奇味、世傳其殺人、余守丹陽宣城、見土人戶戶食之、但用菘菜、蔞蒿、荻芽三物煮之、亦未見死者、南人言、魚之無鱗無腮無膽有聲、目能眨者皆有毒、河豚備此數者、故人畏之、按華人重腴、本邦知有毒去肚不食、是幸歟不幸歟、未知、

〔大和本草 十三海魚〕河豚 冬月春初味美シトテ衆人多ク食フ、三月以後魚ヤセテ味アシヽ、凡魚ハ皆マタヽキセズ、目ヲフサガズ、只河豚ノミ、目ヲウゴカス、此事本草ニイヘリ、此魚大毒アリ、愼身人不可食、〇中略 一種サバ。フグ。長一尺許、ツチノフグヨリ小ニシテ短カシ、毒スクナシ、五月味ヨシ、褐色ニシテ紋アリ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕河豚 フクベ和名鈔 フク加州 フグ京江戸 プ。ク。雲州、佐渡、筑前、 フクト播州 テッポウ江戸讃州 一名黃駒西杭錦綉 鯢魚 鯸 鵠夷共同上 黃鳶可小族思藻加 春菜小供奉 夷魚圖經本草 鵝夷同書 烏狼通雅 探魚同上 河鈍正字通八閩通志 豚魚 鯸鮧 鯸鮐 鮐音台 鯢 䱜綱目 鮭魚 鯸鮭 鮭鮐共大同上、 鈍魚訓蒙字會 餇鈍同上 伏只鄉藥本草

海產ナリ、寒中ヨリ釣ル、菜花開ク時ハ釣レズト云フ、〇中略 此魚腸胃俱ニ毒アリ、就中腸胃ノ後、梁骨ニ傍テ蝴蝶ノ形ナル者アリ、誤テ食ヘバ立ニ死ス、〇中略 俗ニフグノ蝶ト云、一名サバリジラミ、雲州 大サ七八分、形圓ニシテ薄ク魚鱗ノ如シ、前ニ二ノ小凹アリ、後ニ一ノ小凹アリ、表ハ色白ク透徹ス、裏モ色白シ、上ニ兩眉ノ形アリ、眉下ニ圓眼左右相並ブ、其下ノ中央竪ニ長ク微ク起テ鼻ノ如シ、其左右各四足アリテ皆動搖ス、眼下ニ足ノ如キ者、左右ニ各一ツアリテ動カズ、又フグノ

子、ハ大毒アリ、マフグハ好事者多賞ス、乾カス者ヲヒフグト云、色白キ者ヲ以テ上トス、味佳ニシテ毒ナシ、加州ニテヒウチフグト云、又シウチフグトモ云、皮ヲ剝ギテ乾シタルヲフグヒト云、加州ヨリ多ク出ス、此魚品類多シ、一種サバフグハ長サ尺許、常ノフグヨリ小ニシテ短ク毒少シ、褐色ニシテ紋アリ、五月味佳ナリ、一種トラフグハ背青シテ虎斑アリ腹白シ、左右ノ鰭白ク、背腹ノ鰭及ビ尾黒色ナリ、好事者春夏共ニ食フ、一種品川フグハ、武州芝及ビ品川ニテ捕フ、大サ尺ニ過グ、然ドモ味美ナラズ、故ニ食ハズ、一種アカメフグハ一名ドクフグ、筑前三原フグ、攝州キタマクラ、同上此魚ヲ擲ツ時ハ必北ニ向フ、故ニ此名アリ、目赤ク背ニ青黒紋アリテ雲ノ如シ、腹色白ク四鰭尾倶ニ黄ナリ、二三寸ヨリ一尺二三寸ニ至ル、秋多シ、毒最甚シ、一種勢州ニテ北マクラト呼ブ者ハ、大サ四五寸、全身黄色ニシテ黒斑アリ、肌ハ蓮擦子（ソサビテロシ）ノ如クニシテ透徹ス、已ニ死スル者ヲ器ニ入レ置時ハ、悉ク水ニ化シ、骨モ殘ラズ、大毒アリト云フ、一種モウフグハ、形圓ニシテ尾本細シ、目赤ク頭黒シ、背ハ黄質黒章腹白シ、左右ノ鰭赤ク、尾上ノ鰭黄黒色、下ノ鰭白シ、大サ二三寸ニ過ギズ、八九月ニ出、一種ナゴヤフグハ一二寸ヨリ八九寸ニ至ル、秋冬コレアリ、目白ク背淺青黒ニシテ紅ヲ帶テ黒斑アリ、左右ノ鰭黄色、上ノ鰭赤ク下ノ鰭ト尾ハ背色ニ同ジ、豫州ニテナゴヤフグト呼ブモノハモウフグナリ、一種タカトウブク筑前ハ、志州ニテヨリトフグト云フ、形小ク背灰色腹黄色毒ナシ、廣東新語ニ、自虎頭門至菱塘六七十里許、其河鈍小色黄而味甘少毒、與産他縣大而板牙色白者異ト云フ、一種シヤウサイフグ江戸ハ、一名スヾメフグ、マメフグ、豫州シホサイ、同上イソフグ佐州、豐後、コメフグ、加州チンブクトウ、肥前ヲハリフグ、讃州カツント、小フグ、アブラフグ食療正要チブク、豐前是時珍食物本草ノ鯛魚ナリ、一名鯛魚、正字通俗字形小ニシテ毒ナシ、海邊ノ人釣獲テ斜ニ腹ヲ切リ去テ食ソ、此魚能脹スルコト、尋常ノ河豚ヨリ甚シ、若シ脹ザレバ口ヨリ氣ヲ入敲ク時ハ脹ス、食物本草ニ、瞋則腹脹大圓緊如泡、仰浮水面ト云フ、一種佐州ノハリフグモ亦

鯛魚ノ屬ナリ、一名四十ブク、雲州形正圓大サ三寸許、全身鋭刺直生ス、長サ四五分、ソノ鰭尾至テ小シ、雲州ニテハ十二月八日必風アリテ海荒ル、此魚多ク打上ラル、肥州唐津ニテハ四月八日自ラ陸ニ上リテ死スト云フ、一種スヾメフグハ一名スヾメウヲ、イシフグ、スヾメウシ、スヾミヲ、是本草原始ノ海牛ナリ、十二月ノ八日ニハ、海上ニ吹上ラルト云フ、長サ二寸許、徑一寸餘、ソノ大ナル者ハ長サ三寸許、皆體四稜ニシテ硬シ、鱗ナクシテ六稜文アリ、頭尾上ニ長角各二ツアルモノハ雄ナリ、角ナキ者ハ雌ナリ、又腹大ニ平ニシテ背脊ナ尖ル者、或ハ微シク異形ナル者數品アリ、一種子コフグハ播州ニ產ス、形常ノフグニ似テ扁ク至テ小ナリ、白色ニシテ横黑紋アリ、藝州ニテ子フドト呼ブ、一種カハゴフグハ、一名ハコフグ、海スヾメ、同州サメフグトウ、土州長サ七八寸、背平ニシテ左右ニ稜アリテ、全身四角ナリ、褐色ニシテ花紋海牛ノ如ニシテ色白シ、腹ハ淡白色ニシテ花紋アリ、ソノ口甚小ク鰭尾共ニ小ナリ、左右ノ鰭ノ旁ニ小孔各一ツアリ、此品勢州二見ニテ乾殺ヲ賣ル、此外猶數品アリ、

增、薩州曾士考云、河豚ノ毒ヲ解スルニハ、螺䗍乾ヲ生ニテ食ヒ、或ハ煎服シテ極テ妙ナリ、其効金汁丹礬ニ勝レリ、○中略

魚虎。ハリセンボン　ハリセンボウ佐州　ミノカケブタ筑前　八日ブク石州　一名鬼頭

魚正字　鯱同上俗字

形狀ハリフグニ似テ脊長クシテ扁シ、背ハ色黑ク腹ハ色白シ、ソノ刺皆下ニ向テ生ズ、ハリフグノ刺ノ直生スルニ異ナリ、魚ノ長サ三寸許、或ハ五寸許、一種長サ一尺餘、褐色ニシテ首圓ニ貓ニ似タリ、刺フトクシテ少シ、是レ眞ノ魚虎ナリ、

〔魚鑑下〕ふぐ　崔氏食經に鯸鮧の字を用ゆ、一名ふくべ、下總銚子の俗とみといふ、これ江戸にてつぼうといふと同意なり、漢名河豚、網目に出づ、これ又種類多し、虎ふぐは時珍黄樣ありといふ

ものなり、まふぐは卽斑魚、又綱目にいづ、さほさいは猢魚、時珍食物本草にみゆ、鹿の子ふぐ、目赤ふぐ一名苗代ふぐ大毒あり、又鮫ふぐは虎ふぐの一種なり、かつをふぐ青色、かつをのごとし、薩摩の海に產す、日向山中澗水出て、薩海に入る、その間五十里、急流の大河なり、海を距ること三里、兩岸村落相列るところを河內川といふ、冬春の際に里人河に網して河豚を得るとなん、これ潮より淡水に入るものなり、關東は冬のみ食て春は珍とせず、長州雲州は春も猶食ふ、且その肝を食へども、終に毒に中るをきかず、蓋し風土によれるか、又はこふぐ漢名しれず、皮肉丁字樣の骨ありて、周身に叢束す、東海稀にあり、その肉を食ふ、島ふぐ頭圓く身扁くして、沙皮鱗文あり、又黑圓點あり、薩海に產す、或は狡兒其皮を天竺流沙河の鯉の皮なりとて人を誑、これ刀鞘を飾のみ、すゞめふぐ海牛なり、本草原始にいづ、この類に鯛の婿の三八郞といふあり、又ゑびすだひともいふ、みのかけふぐ魚虎なり、綱目に出づ、その刺伏して蓑を著たるが如し、その刺の直立するものは、はりせんぼん、はりふぐ、これ猢魚の類なり、

〔慶長見聞集九〕鰒の肉に毒ある事

見しは今知人四五人同道し、愚老所へ尋來り給ひぬ、われ出逢、たまさかの御出、何をかもてなし申さん、あたらしき肴はなきかと、ひとりごといへば、客の中に一人申されけるは、亭主は我等を馳走ぶり見えたり、餘の物は無用、皆々鰒汁好物なれば、肴町に鰒有べし、たゞ鰒汁よといへる處に、又一人鰒汁のもてなしならば、鶴白鳥にもまさる成べし、たゞ鰒のあつ物よと口々にいへり、愚老聞て、鰒汁安き御所望也、然共爰に物語の候、我知人に中嶺源右衛門と云人、常に鰒汁を好みしが、去年の夏鰒の肝にあたつて血をはき忽死たり、愚老それを見しより、鰒はおそろしく候、又當年傳馬町にて齋三と申者、鰒を好みしが、有時干鰒をくひ死たり、扨又此程こあみ町にて鰒をくひ、親子けんぞく七人家一ッにて死たり、是を見しより、われをくびやう心にや、鰒の沙汰を聞

ば身の毛よだつ也、此度鰒汁をばゆるし給へと申ければ、其中に竹田庄右衞門と云、年比五十計の老士聞て、亭主の申處理りしごくせり、唯今思はずしらず鰒のさた有しに、若き衆たはぶれ事に所望なり、我も此已前人の相伴に鰒汁をくひつるが、くふうちにも少心にかゝり、食して後も何とやらん忘がたかりし、鰒を食しては酒をのみたるがよきと聞つれば、われ下戸なれ共酒を多くのみたりしに、却て酒に醉て胸とゞろく、是は鰒故か酒故かと、しばしが程心元なく思ひつれば酒さめたり、鰒食しては誰がおもはくも同じかるべし、然ときんば客に鰒をもてなす亭主は無分別者成べし、鰒無用と申されければ、若き衆是非のさたなし、爰に或老人此物語を聞ていひけるは、醫書に鰒は大温肝に毒ありとしるしたり、然るに去年通町にて人々寄合、鰒料理せしが、此鰒人だめならずとて、手づから生鰒をあらひ肝を取て捨、血あひ骨迄も切捨て、みところ計をよくこしらへ、にごり酒に一時ひたし、料理して八人寄合しよくせしに、其内五人は則時に死、三人は十日ほど病て後本腹す、此人々町にても人にしられたる人也、鰒をくひあまた死たると沙汰あらば、かばねの上のちしよく成べし、時のくひちがひとてさたもせず、

〔塵塚談下〕河豚鯸魚、我等享保頃人、○小川顯道、若年の頃は、武家は決て食せざりしもの也、○中略河豚は毒魚をおそれて也、二魚とも卑賤の食物にて、河豚の價一隻錢拾二文ぐらい、鯸魚は二三錢にて有しが、近歲は二魚とも、士人もてはやし喰ふゆゑに、河豚は上市(ハシリ)一隻貳百銅三百銅にして、賤民の口へは思ひもよらず、○中略河豚も乾ふぐは、貴富も少しもおそれず喰ふ、

〔秋里隨筆上〕備後鞆津鰒汁

爰に備後鞆の津は、近邊船だよりよき湊にして、日夜入出の船おふき繁津なり、かゝる海濱なれば諸魚の價下直にして、全く自由をなす、時に此地別て鰒おふく食すこととなり、餘國に異て、當地歷々の人だに是をいとはず食すに、尺にたらざる鰒は料せず、焚火にくべ、よき時分引出して、皮

を剝て柑醬油などにて食す事なり、わきて鰒は頗毒なれば、料理第一に念入、或は盥水にさらしあぶらをぬきて食すに、折として時としてこれがために命を落すものすくなからず、去かあるに此當地のもの、いにしへより鰒にあたりて死たるものかつてなきよしをいふ、一應不思議の事なり、予〈○秋里籬島〉つら／＼鰒魚を思ふに、他の魚に異りて毒おふかるべし、されどこれを食しかならず命を失ふと決しがたし、加之俗說に北向の鰒を食せばかならず死すといひ、或は料理杜撰なれば毒にあたると、〈○中略〉決定せしものならば、蓋鰒を恐るゝことなし、此說全く虛成べし、是如何といふに、料理いかにも丁寧をつくし、且魚の新古をわきまへ食するに、折として魚毒にあたり、命を失ふ者まゝあり、亦別條なきものあり、されば魚の新古によらず、料理の丁寧杜撰にもかぎるべからず、已腹中虛時是を食すれば、魚毒のあたりつよくして、命を落すなるべし、亦鰒を食すれば、決て寒を防ぐなどいふ、元來鰒魚は溫なるものなれば、極寒の節是を食すれば、寒さをしのぐこと全く自然の理なり、或は仲春の頃より下春にいたりては、菜たね鰒といひて、かならず毒おふしといふ、案るに都て立春より草木陽氣をふくみて芽たゝんとす、況人は万物の霊なれば、是におなじく陽氣の時いたれるに、溫物を食すがゆへ、おふく是がために死す成べし、此理如何といふに、醫療に太陽より陽明病にいたり熱になる時は、大黃劑の寒藥を用、大陰小陰にいたり、熱陰に閉る時は、附子劑の溫藥をもて病を治す、去かるに表性の陽病なるに、溫藥の附子を用へば、かならず命危し、亦裏性の陰なるに、寒藥の大黃を用ば、決て命保こと不能、將馬犬に附子烏頭の溫藥を食せば忽死す、牛猫これを食すとも不死、全く馬犬は陽獸なり、牛猫は陰獸なるがゆへなり、此理をもつて陽氣にいたる時節に鰒を食すれば、かならず命危きを考ふべし、蓋鰒を毒魚と去つて食す者は大膽毒なきものとこゝろへ食す者は愚人也、かならずしも主親につかふる人は、是を食することなかれ、はからず不忠不孝の名を下すべし、且其人品を損ふことなり、

〔牛馬問 一〕河豚魚本草綱目無毒と有、時珍の食物本草には、大毒有と見へたり、此魚きはめて氣有ものあり、又毒のなきもの有、故に世上其說まち／＼也、若此毒にあたる時は、藥物の解しがたきなり、近代薩州太守入國の時、西海にて小舟一艘、御座船を呼はり／＼漕よする、何事やらんと猶豫の間、ほどなく御座船に近付、御船を見かけて願ひ奉る也、砂糖を下し賜はりなば、衆人の命たすかり候、御慈悲を以て頂戴仕度旨ねがひける、其子細を尋させ賜へば、河豚魚の毒にあたり、九死一生に候、今少し時さりなば、一人も活する事を不得、砂糖だに候へば、みな／＼命たすかり申由願ふ、此事太守にも聞しめされ、人の命を救ふに於ては、砂糖を賜はりなん、猶其實否を見屆參るべき由被仰付、彼小舟に御近臣を添らる、急漕出し彼が所に至り見れば、衆人惱亂して其言の如し、扨右の砂糖を白湯に攪(カキマゼ)し用るに、暫くの間に、こと／＼く快然を覺て御高恩を謝しける、其妙なる事太守へ申上けると也、此事を尾州にても試たる人有しが、尤妙に彼毒を解したりと也、しばらく爰にしるして後人に備ふ、

河豚は喰合の毒甚だ多し、又藥物と敵す、此魚を食ふ人は、一日の中藥を服す可らず、猥に他物を食べからず、腹中の腴を西施乳といふ、是は西施が美にして國を亂を、此魚の味美にして毒あるに比するなるべし、魨の字を正とす、

〔老の長咄〕京橋邊に名を得し彫工師あり、その隣家にてや、師走の煤はらひし、振賣の鰒を買ひて、其儘庖丁させるを、彫工師見てあれば、此鰒にたまさかありける、てふとなんいへるむし鰒につきしをば見つけ、何ともいはず、かしこの肴屋へはしりて、鯛をつくらせもちて、煤はきし家に至り、今求られし鰒を我に給はり候へ、かはりにはこれをもて、けふのいはひに遣はれよとさしおき、鰒をもち歸り、少し空地に穴を掘つゝ、かの鰒を埋め、土をよくならし、よろこびなせしとかや、能も心を遣ひけり、

〔兎園小説十二集〕犬猫の幸不幸
いぬる十一月廿三日、内藤新宿なる旅籠屋橋本總八が家にて、河豚を料理ける時、その骨腸を家のうちなる子犬と、家に飼うたる猫と食ひけるに、忽口より白き淡をふき、くるくるとめぐり、七轉八倒して、いとくるしげに見えし程に、犬はそのまゝ死しぬ、猫は座敷へよろめき上りつゝ、折ふし座敷の緣張をせんとて、つのまたといふものを煮て、盆に入れて置きたるを、此猫そのつのまたを喫ひけるに、見るが内にくるしみの氣色うせて、平日のごとくになりけり、これつのまたは魚毒を解すものなるか、それをしりて猫の食ひけるか、又はくるしさのまゝに、何となくくらひしか、自然とつのまたの功によりて魚毒を解したるにや、

〔燕石雜志三〕近隣醫師のみづから本草に誇るものありけり、患者禁好物を錄し人を遣してこれを問ふに、そのうちに鰒(ハク)あり、河豚の和訓をフクといふ、俗人音を借て鰒(フク)に作る、醫師これをしらず、讀てアハビとして、これを許せしかば、患者歡びて、やがて河豚を食ふ程に、その夜暴に死せりといふ、

〔梅園日記二〕河豚
乘穗錄云、石林詩話に、河豚方出時一尾直千錢、然不㆓多得㆒、非㆓富人大賈㆒、預以㆑金啗㆓漁人㆒、未㆑易㆑致、二月後日益多、一尾幾百錢耳と、今江戸にてかつをゝ買ふと同じ、松陰快談云、東都人嗜㆓松魚㆒、其出在㆓春末夏初㆒、始出一尾直萬錢、都人爭買㆑之、中下之戸最先食㆑之、以㆓晩食㆒爲㆑恥、傾㆑囊典㆑衣、惟恐㆑不㆑得也、至㆓四五月之際㆒出益多、一尾幾百錢耳、石林詩話曰云々、是彼此相似者、河豚有㆑毒往々殺㆑人、松魚亦有㆓微毒㆒、其不㆑鮮者能中㆑傷人、鮮者亦不㆑宜㆓多食㆒也、按ずるに、爾雅翼に觀今之河豚、其出有㆑時、率以㆓冬至後㆒來、毎㆓三頭相從㆒、號爲㆓一部㆒、諺云、得㆓一部㆒典㆓一袴㆒、言㆓烹和所㆑用多㆒也とあるも、亦快談の典㆑衣といへるに似たり、又江戸の卑賤の者、河豚の鐵炮といふは、あたれば卽命を失ふとの意なるべし、

〔蒹葭堂雜錄 三〕河豚の毒にあたりたるには、烏賊魚の墨を呑べし、又河豚の善惡を知るは、肉を少し火に炙て試るべし、燒やすきものは毒なし、燒がたきものは必毒あり、食すべからず、干鰒に製するも、毒ある魚は乾きがたく、乾き安きは毒なしとぞ、

按ずるに、河豚の說區々ありて詳ならず、尤浪華に於は怖るもの半に過たれども、兵庫の津の邊にては、恐るもの些し、是は其料理を能心得たるが故に、中毒ものなしと云、則腹中にある臟腑の類ひを殘らず取すて、肉の餘は食せざるがよし、本草綱目に、其肝及子有大毒といへるに符合せり、一說に眞鮇(まこ)に毒ありて結鮇(あらこ)には毒なしと云、其形鯛鮇に彷彿たり、故に一年利潤に惑へる賤き魚商賣、鰒眞鮇を鯛鮇と僞り賣しを、其價の賤を以て、需て食せし者忽死せしとなり、是によつて其魚買も咎を蒙りしよし、すべて諸魚とも、鮇は煮がたきものなれば、再三煮たゝせざれば、人にあたること、河豚のみにあらず、又或云、播州赤穗の邊にては、只一個も食する者なし、必ず毒に中といひて、若漁夫の網に入ことあれば、則海に放つとぞ、此故は赤穗郡の山中に、樒の多く生る處ありて、其子自然に谷に落、腐して海に流れ出る、其子を喰ひし河豚は幽黑く染と也、是を喰へば忽死す、尤其實をおの〳〵喰ふにはあらざれども、其字其葉のおち散て流るゝ水、海に入ゆへ、いづれも此水にて育し鰒なれば、すべて毒あるに決すといふ、樒は至つて河豚に合すれば、毒を發する故、樒の木にて鰒を煮焚することを禁ずと、なん言傳ふ、又長州赤間ケ關の邊にては、河豚は福の音義なればとて、祝儀事の贈物に用ひて、大に珍重するよし、斯有は一概にも言がたし、其中る者は料理の精疎にもより、又時候にもより、又食する者の身體、壯健と不快とにも寄べし、既に時候を辨へず、利潤に惑ひて賣ることを禁じ給ふ御觸わたしもあれば、時候の心得第一なるべし、

〔雲錦隨筆 四〕魚の毒に中りたるは、山梔子を煎じ用ゆべし、鰒に中りたるは烏賊の黑みを飮べし、

〔毛吹草 三〕相摸　江島江豚

雀魚

〔續江戸砂子一〕江府名産 并近在近國

品川鰒(ふぐ) 是ほさひといふ、大サ四五寸計、又尺くらいも有、味ひ淡、

〔烹雜の記前集上〕多湊ぶり

佐渡に三十種の異魚ありといふ、〇中略 針千本〇圖略 かたちは是ほさへふぐの如くにして、總身の刺は栗のいがの如し、箱フグ〇圖略 海すゞめに似て、かたちもつとも四角なり、

〔鶉衣前集拾遺〕百魚譜

鰒とは先名のふつゝかなり、いかで無比の美味をそなへて、あやしき毒をもたりけむ、その味ひと毒の世にすぐれたれば、くふ人を無分別ともいひ、くはぬ人を無分別ともいへり、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕雀魚訓如字

集解、狀類雀而首短、額有一小角、觜尖如鳥喙、無足有四鰭、尾向上、背腹方有四稜、無鱗、如鮫皮而有龜甲紋、色灰白、大不過三四寸也、相豆房總諸浦漁舟、來于江都漁津、其雜魚鑑中間有之、芝濱品川漁夫希采之、海西諸濱亦有得之、日本紀言、齊明帝時獻雀魚者一物乎、世人未食之、故無識氣味主治矣、

〔大和本草十三海魚〕綳魚(スヾメフク／スヾメウヲ) 李時珍食物本草註曰、處處有之、形似河豚而小、背青有斑紋、無鱗尾不岐、腹白有刺、戟人手、亦善瞋、瞋則腹脹、大圓緊如泡、仰浮水面、味甘平無毒、主補中益氣、不可多食、久食發瘡疥諸癬、有目疾者不可食之、肝味甘補肝益筋、河豚ニ似タレドモ毒ナシ、但食之人マレナリ、下ニ所圖〇圖略之二物、亦綳ノ類ニテ河豚ニ少似タリ、薄殼アリ、上ノ圖ハ龜紋ノ如ク、三角四角ノ如ナルヘダテアリ、遍身皆短キ鍼アリ、耳ノアル處ニ小ナルヒレアリ、口小ナリ、尾ハ後門ノ上ニアリテ甚小ナリ、遍身褐白色、カラ少カタクシテ介類ノ如ニモ見エタリ、サレドモ口ハ鳥ノ嘴ノ如クニシテ目アレバ介ニハ非ズ、下ハ背淡黑腹白、遍身栗毬ノ如クナル針アリ、栗ノイガヨリスクナシ、口小ナリ、尾甚小ナリ、形ハ魚トモ見ヘズ、然共又目ト嘴アリ介ニアラズ、二物共ニ河豚魚ノ方ニ近

鮟鱇

シ、本草原始ニ海牛アリ、形狀似タリ、海牛ニハ角アリ、此二物ニハ角ナシ、一種錦魚ノ類其形方ナル事、雙六ノ賽ノ如シ、方一寸許、カドニロアリ、尾ノ長五分許皆異物也、錦魚ノ類猶アリ、不可盡知、日本紀齊明紀出雲國言、北海濱魚死而積、其大如鮐、雀豚針鱗、名曰雀魚、コレ錦魚ナルベシ、

〔日本書紀齊明二十六〕四年是歲、○中略出雲國言、於北海濱魚死而積、厚三尺許、其大如鮐、雀喙針鱗、鱗長數寸、俗曰、雀入於海、化而爲魚名曰雀魚、

〔和爾雅六龍魚〕華臍魚アンカウ泉州府志云、一名老婆魚、一名𩶱魚、蓋其腹有帶如較、子生附其上、故名𩶱魚、其形如科斗、而大者如盤、吳都賦曰、琵琶魚無鱗而形似琵琶、冬初始出者俗多重之、至春則味降矣、今按俗云鮟鱇是也、

〔書言字考節用集五氣形〕華臍魚アンカウ老婆魚、𩶱魚並同、鮟鱇同和俗所用

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鮟鱇音安康、字義未詳、集解、江東多有之、就中駿豆相總最多、自冬初至春末采之、夏秋不至、其狀平團如盤、肉厚肚大、脊黑腹白、眼鼻向上、口濶大而鬣鬐短弱、骨亦極軟、尾無岐而長、斯魚皮肉鬐骨腸膽皆可食、腸膽色黃味亦最美、煮膽則色赤黃、惟胃與頭不食、凡割鮟鱇法、庖人秘之、妄不傳授、呼曰釣切ツルシ、其法以繩貫下唇、懸于橫梁、大杓汲水、自口投胃者可五六升、待其水自口溢外而止、先斷頸喉之外皮、次第剝盡周身之黑白皮、還割盡兩邊鬐及周身之肉、後采膽割腸斷骨、而以刀剌胃則水迸出、急洗庖刀去、若不知此法妄割鮟鱇、則內著皮骨腸膽破壞不足用、故庖人秘之、近世作上饌、以冬月初采者貢獻之、公庖亦賞之、故價亦貴、至春價賤以爲衆人之賞耳、

肉、氣味、甘平無毒和ニ潤膠則肉美、骨逾軟弱尙佳、主治、補腎、益胃、煖腸、壯筋骨、強腰膝、

膽、氣味、甘溫無毒、按與鱠膽同味甘、然比鱠膽則味厚、多食覺澀味、動蟲積也、

〔本朝食鑑十華和異同〕鮟鱇

鮟鳥肝切、音按、魚名、鱇未考得、此魚華人未言焉、或曰、南產志謂、水蓋魚乎、背羌薄於蟣、刳之多水、此亦

未爲眞、

〔大和本草十三 海魚〕華臍魚(アンカウ)〇中略 國俗鮟鱇ト稱ス、未見出處、恐可爲妄稱、坂東ニ多シ、尤珍賞ス、西州ニハマレナリ、臛トシテ食フ味甚スグレタリ、上品トス、冬ハ味ヨク春ハ味ヲトル事、尊波府志ニ云ガゴトシ、性温補無毒、百病不忌、

〔魚鑑 下〕あんこう　俗に鮟鱇の字を用ゆ、漢名華臍魚、一名琵琶魚、一名蝦蟆魚、中華には、形琵琶と見、蠻夷には蝦蟆と見て名く、或書に出たり、夏月の堅魚に對て、冬月の上饌なり、貴賤となく、好事家の欲りする所、寒中その價尤貴し、その吻上に兩長鬚あり、名づけて釣竿といふ、常には額に冠り、時ありて鋋のぶれば、綸を垂に似たり、其末蠕々して、虫の游が如しとなん、其性游流遅緩にして、他魚のごとく迅疾ならず、因て食を求ること易からず、飢ればかの釣竿をのべ靜止す、小魚その蠕々たるを見て、香餌ならんと爭ひ群れ來るとき、口をくわつとひらき、一吸にしてその釣竿をもとの如く納、緩々然たるを、かの孜々汲々終日にして纔に飢を凌ものに似ずといへり、拙この振舞には、右の釣竿を必ず上客に薦る習せなり、東海多しといへども、就中相豆常州多し、皮肉鬣腮骨腸膽みな食ふべし、

〔毛吹草 三〕常陸　鮟鱇

〔享保集成絲綸錄 三十六〕慶安四卯年正月

一鮟鱇之肝を拔手くろういたし賣申間敷事〇中略

正月

〔鶉衣 前篇拾遺〕百魚譜

鮟鱇の唐めきて子細らしきに、つるし切とはいぶせくゝて、柴村が料理めきたり、かれは本汁にゐらまれ、鱈はかならず二の汁の大鮃にて、搦手をぞうけ給りぬ、

〔新撰字鏡 魚〕鰈其之反、鰯平、魚、衣○比○、

〔本草和名 十六蟲魚〕鱓魚甲音徒何反 今案鼉甲、鼉肉已上二種、出崔禹注、和名古○女○、一名衣比、

韶陽名、一名魶奴答反 一名鱕鱕是鯤之名、朝出求食、夕還入母腹中者曰鱕、音閑曼反、 鯆魚夫禹反、出崔禹、和名古女、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕鱓魚 文字集略云、鱓音尋、一音淫、和名衣比、似鱣而青、長鼻骨者也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕按本草和名云、鱓魚甲、音徒阿反、和名古女、一名衣比、又云、韶陽魚、和名古女、蓋輔仁不能詳定二魚、同訓以存疑也、陶隱居云、鱓即今鼉甲也、皮可以冒鼓、蜀本圖經云、生湖畔土窟中、形似守宮而大、長丈餘、背尾俱有鱗甲、今江南諸州皆有之、即今俗所謂鼉龍是也、輔仁訓爲古女一名衣比者誤、韶陽魚訓古女爲得、衣比亦古女之一名、則衣比之名亦可以歸之韶陽魚也、源君見本草和名韶陽魚訓古女、鱓魚甲訓古女一名衣比、乃謂不宜二魚同訓、韶陽魚依輔仁訓古女、鱓魚甲删和名古女以衣比訓之、別古女衣比爲二物誤矣、又源君所見本草和名誤鱓作鱄、遂引文字集略鱄字注、其誤尤甚、鱄即上文所載鯆魚之一名、山海經注云、鯆即鱄也、似鱣而長鼻、毛詩正義引陸璣云、鯆魚形似鱣而青黑、文字集略蓋本之、源君別鯆鱄爲二、訓鯆爲之比、訓鱄爲衣比、非是、衣比即下文所載韶陽魚是也、

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕韶陽魚 崔禹錫食經云、韶陽魚和名古米 味甘小冷、貌似鱉無甲、口在腹下者也、

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕本草和名引崔禹云、韶陽魚一名鯆、不載形狀、按說文、鯆魚似鼈、無甲有尾、無足、口在腹下、食經所說蓋依之、按古米即衣比也、輔仁擧本草鱓魚甲云、和名古米一名衣比、又擧崔氏食經韶陽魚云、和名古女、蓋輔仁不能審定二魚、幷訓古女以存疑也、而古米或呼衣比、故鱓魚甲條云、和名古女、一名衣比、衣比之名以旣擧於鱓魚甲條、故韶陽魚條單訓古女、不復出一名、○中略 按證類本草載陳藏器餘云、海鷂魚似鷂有肉翅、能飛上石頭、一名石蠣、一名邵陽魚、生東海、又云、邵陽魚尾刺人者、有大毒、三刺中之者死、二刺者困、一刺者可以救、候人溺處釘之、令人陰囊腫痛、拔去卽

鴌、總有肉翅、尾長二尺、刺在尾中、逢物以尾撥之食其肉、而去其刺、是充衣比爲允

〔類聚名義抄 十魚〕鰩陽魚 コ〇マ〇メ、コマ或本コメ　鱏鱏 俗正 エヒ 音尋、一音淫、

〔伊呂波字類抄 江動物〕鱏魚 エヒ　鰕 エヒ　鯆魚 同 已上

〔東雅 十九鱗介〕鰩陽魚 コメ 〇中略 今俗にエヒといふもの是也、コメといひ、エヒといふ並に不詳、東璧本草に、鰩陽また邵陽とも少陽ともよぶ、また鯆魚、荷魚、赤魚、鯆魮魚、番踏魚、海鷂魚、銅盤魚、籠匿魚、鍋蓋魚等、其方俗に随ひて、名づけ呼びしと見えたり、此にコメといひ、エヒといふが如きも、其形似たれば黿(カメ)といふ語を轉じて、コメといひ、其尾長ければ、燕尾(エビ)といふ語を轉じて云ひしと見えたり、

〔物類稱呼 二動物〕海鷂魚 えい　上方にてえ°ぎ°れ°と云、江戸にてあ°か°え°い°と云、今按に京にてえ°ぎ°れ°といへるは、江戸にて赤えいのたちうりといふに同じ、えいに種類有、武之品川芝浦にて、ま°え°い°、よ°こ°さ°え°い°、が°ん°ぎ°え°い°などいふ、まえいは上品なり、又よこさえいは菱形にして色白し、故にまえいの血をぬりて、誑賣となす、がんぎえいは下品也、其形丸く惡臭有、また眞鱝(えい)の子いまだ腹に在時は、刺(ハリ)を中につゝみて、たとはゞ卷葉の如くにて有、又よこさえいの子はあみがさの如く、二ッ折になりて、刺(ハリ)を中に隱す物なり、

〔庖廚備用倭名本草 八魚〕海鷂魚　倭名鈔ニ海鷂魚ナシ、多識篇ニオホトピウヲ、蒋本草ニ一名邵陽魚、海中ニ生ズ、形鷂ニ似テ肉翅アリ、ヨク飛テ石頭ニ上ル、尾ニ大毒アリ、物ニ逢テハ尾ニテ撥テ是ヲ食フ、其尾人ヲサセバ毒甚シク死スルモアリ、〇中略 元升〇向井 曰、此説ヲミレバ、海鷂魚ハ俗ニ云エイ也、倭名鈔ニ韶陽魚ト云アリ、和名ヲコメト云、海鷂魚ノ一名ヲ邵陽ト云、邵ト韶ト音同ジ、倭名鈔ノ說ニ、韶陽魚ハ貌似鼈口ハ腹下ニアリト云々、是モ亦本草ノ形盤ノ如ク荷葉ノ如クト云ニ同ジ、然ル時ハ海鷂魚ハコメト云ウヲ也、又本草ニ鷂子魚トイヘルアリ、嘴ノ形鷂ニ似テ鱗ナシ、色ハ鮎魚ニ類ス、尾ハトガリテ長シ、風濤ニハ風ニ乘テ海上ニトブ、又鼠尾魚、地青魚アリ、俱ニ肉翅アリ、尾中ニ刺アリ、食スル時ハ刺ヲ去テ用フ、又蕃蹹魚アリ、皆一類ニシテ相似タリ、元升曰、

此說ヲミレバ皆エイ也、古ハ此魚ヲコメト云ケラシ、

海鷂魚味甘鹹性平毒ナシ、人ニ益ナシ、男子ノ白濁膏淋玉莖澀痛ヲ治ス、歯尾トモニ病ヲ治スル

功アリ、尾ハ毒アリ、歯ハ毒ナシ、

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕鱏 音尋、又音淫、訓惠伊、

釋名、韶陽魚 源順 海鷂、此俗稱𩶱本草平、源順訓韶陽爲古米、本草及諸書悉爲今之惠比者無疑、古醫古 米平、又別以鱝訓衣比、鱝音尋、一音淫、文字集略曰、似鱧而骨、長鼻骨者、按醫師輯

雅曰、鱧大魚似鱏、李時珍曰、此魚延長、故從尋從覃、皆延長之義、然則爲鱧之別名歟、順鈔集略言亦 鱧也、然紫訓布可、鱧訓無奈木、以一魚分三種、訓三名、未詳其魚狀、而傳世人之誤歟、當世魚名不分明

歟、後世誤稱訓音歟、衣比惠 伊訓音相近、故今通用乎、

集解、源順載食經曰、貌似鼈足無、口在腹下者也、古人擬盤及荷葉、大者圍七八尺、無足無鱗、背蒼黑腹

白、目在額上、口在頷下、言口在腹下者過矣、尾長如鼠尾之大、皮有沙、大者如花片、以飾刀鞘、尾中有刺

螫人、魚之四圍有肉鬣而帶黃色、鰭骨皆脆軟可食、江東常采之、夏秋之際最多、諸州亦同常有、

肉、氣味、甘微溫無毒、源順曰、甘冷、本草曰、甘鹹平、時珍曰、有小毒、按治肝脾 之虛者、非溫難補、狀蝙尾有刺則似有毒、然未試毒、 主治、專調虛瘧及肝虛雀目、

或小兒疳瀉眼疾尤宜、膽及諸腸有驗、

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鱏

鱏者海鷂魚也、邵陽魚、或作少陽荷魚、或名䱉鱝音忿魚、鯆魮魚、石礪、蕃踰音肯魚、御覽作蕃蹹、嶺表錄異曰

鷄子黃、陳藏器曰、鼠尾魚地青魚亦此類也、南產志曰、牛魚尾如牛尾、味美在肝、俗呼鯕魚、口在腹下無

鱗、軟骨紫黑色、尾長於身、毒能螫人、此亦海鷂乎、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕海鷂魚 コメ 和名鈔 エイ ○エギレ ○エヽ 泉州 ○エウ 仙臺 ○エブタ

紀州 ○エ 播州、四國、佐州、勢州、 ○ナベ ○ブタ ○ウヲ 豫州 ○マエイ 攝州 ○メタカエイ 同上 一名鮓魚 海鹽圖經

顚魚 雨航雜錄 蒲魚 廣東新語 鱏 同上 紅魚 閩書 魟魚 正字通 𩷟 魟同 鯕 共同上同上 鍋蓋魚 雜字纂

エイハ四時常ニアリ、夏秋最多シ、形扁薄クシテ圓ニ、荷葉及ビ團扇ニ似タリ、周邊ニ鰭アリ、骨ト

共ニ柔ニシテ食フベシ、首ハ蟾蜍ニ似テ眼大ナリ、鱗ナクシテ口ハ頷下ニアリ、尾ハ細長ニシテ尖リ鼠尾ノ如シ、尾本ニ一刺アリ、長サ二三寸、大ナル者ハ五六寸、皮ヲ去レバ潔白ニシテ象牙ノ如シ、形扁クシテ本濶ク、末ハ細ク尖リ、左右ニ逆歯アリ鋸ノ如シ、甚毒アリ、若螫サルレバ大ニ痛ミ腫死スル者アリ、樟脳或ハ樟木奇南香ヲ焼テ薫ベシト大和本草ニ云リ、又樟脳ノ煎汁ニ浸シ、或ハ樟脳ヲ塗傅、或ハ樟枝水ニテ煎ジ服スルモ可也、生刺〈刺ヲ採テ靜ヲ放ツヲ云〉ヲ採テ、蛇傷及狐祟ヲ治ス、魚大ナル者ハ七八人ニシテ擡フ者アリ、此魚胎生ス、一胞ニ數子アリ、大ナル者ヲ捕ヘ、陸上ニ置時ハ子自ラ出、品類多シ、アカエイヲ上品トス、一名キエイ、仙臺ニテアカエウト云フ、背ハ淡黑黄赤色、腹ハ白シ、中ニ紅斑相對ス、邊ハ淡赤黄色、尾モ同色、鰭ハ淡黑色、是閩書ノ黄貂魚、正字通ノ黄紅ナリ、

一種トリエイハ一名ツバクラエイ、ツバクラエ、ツバクラエプタ、トビエイトビエイ、形鳥ノ翼ヲ張ルガ如ク頭ハ龜首ノ形チノ如ク、又鳥ニモ似タリ、故ニ鳶エイト云、又海上ヲヨク飛行ス、故ニ又トビエイトモ云、背ハ色黑クシテ海鰍皮ノ如シ、腹ハ白色、尾ハ細小ニシテ長ク末尖レリ、大ナル者ハ濶サ五尺、尾長六七尺餘、耳廣クシテ兩耳貫通ス、ソノ味カロク脂アリテ、アカエイニ勝ル、明和庚寅、紀州ニテ大ナル者取ル、横四間、長サ三間アリト云フ、一種ウシエイハ一名クロエ〈勢州〉ウシエウ〈仙臺〉色黑シ、大ナル者ハ六尺許アリ、下品トス、是閩書ノ牛魚ナリ、一種ハトエウ〈仙臺〉ハ、色鴿ノ如シ、下品トス、一種カラカイ〈仙臺〉ハ、一名ヒエイ〈攝州〉大サ七八寸刺ナシ、色黑クシテ黄色ノ處ナシ、冬ヨリ三月マデ食フ、凮乾スルモノ炙採テ、大口魚ヨリ色白シ、一種スプタエイハ、犂頭鯊ニ似テ扁大ナリ、目口鰭尾皆犂頭鯊ニ同ジ、一種サエイハ色赤黑色、一種カヾミエイ〈勢州〉ハ形圓ナリ、大ナル者ハ五尺許ナル者アリ、人食ハズ、一種コツポウ〈加州〉ハ、背緑色腹白色、賤民食フ、

〔鶉衣〈前篇拾遺〉〕百魚譜

ウキ、

齒にもたまらぬゑいの骨は、何の爲に持たるや、それも海月のなきにはまされるか、

〔書言字考節用集 五氣形〕浮龜(ウキキ)(正字未詳)

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕楂魚(訓字岐岐)

釋名(此魚無名字、故據俚語製字、楂者浮木也、)

集解、常奥海濵采之、狀類海鰩、大者方一二丈、小者五六寸、無鱗色白、性愚不知死、漁人遇江上、則懸長鉤而留、使魚不能動躍、用小刀割魚背、取白腸而歸、其腸長丈餘、呼號百尋、其肉味亦不惡、小者海俗食之稱佳而下品、然肉易餒敗、不能經時、故漁人不采肉而去、其腸作鯷作糟、或乾曝而貯之、國守亦貢獻之、

腸、氣味、甘温無毒、主治、專宜癧疽瘰癧之類、癧疽至不食者、用末醬而煎之、食肉啜汁則必進食、

〔大和本草 十三海魚〕マンボウ 奥州ノ海ニアリ、形方ナリ、長六尺ヨコ三尺バカリ、大小アリ、其肉潔白ナリ、油多ク味ヨシ、

ウキ木 奥州常州ノ海ニアリ、形狀海鷂魚ニ似テ大ナリ、方一二丈、漁人刀ヲ以切テ其肉ト腸トヲトル、動カズ味ヨシ、他州ニハナシ、然レドモ北海ニ雪魚アリ、方一丈餘、其形鱏ノ如シ、其肉白シテ如雪潔シ、脂ナシ、好デ睡于海上、是浮木ノ類乎、

〔提醒紀談 五〕烏紀々(うきゝ)

陸奥國岩城の海中に滿方(まんぼう)といふ大魚を產す、世に烏紀々といふものは、その腸にして、土人は百葉(ひやくひろ)と云、さるを他邦の人は滿方と云ものなるを知らずして、たゞ烏紀々とのみ稱するは訛れり、然れども俗間に稱する如きは、もとより論ずるに足らず、貝原氏が大和本草に烏紀々を別物とす、蒙說といふべし、○中略 抑この魚冬春かけて少くして夏秋は多し、その大なるもの二三丈ばかりもあるべし、これを捕へ得るものことに希なり、尋常のものは七八尺より三尺に足らざるも

鯑

のに及べり、その性甚鈍くして、海上に浮みながら熟睡して、獵船の近くをも知らず、かゝれば漁人輕舟に乘りて、銛を以て抛てこれに中て、多くの人力を併せて捕るなり、さてすぐれて大なるは、海上にて切割て、これを配分するなり、〔牛魚圖說〕

〔採藥使記中〕重康曰、奥州オナノ濱ト云フ所ヨリ、ウキヽト云フ魚アリ、其魚ノ餌袋ヲトリ、乾シテ久捕ニ煎ジ用ヒテ功アリト云フ、袋計取テ外ハ皆ナ五穀ノ糞培ニ用ユルト云フ、

光生按ズルニ、ウキヽ魚奥州常州ノ海濱多ク是レヲ採ル、其形チ海鱝(エイ)ノ如ク、小キ物ハ五六寸、大キナルハ一二丈計、此魚性愚ニシテ死ヲシラズ、漁人熊手ヲ以テ留メ採ルニ、勤躍スルコトナシ、浮木ノ水面ニ有ガ如シ、故ニ名ヅク、古今類聚常陸國志ニ曰、査魚(ウキヽ)大者一丈計、小者五六尺、扁形細鱗背上ニ堅皮アリテ鮫ノ如シ、三四月ノ間出ルト云ヘリ、或曰、大槻海志ニ載スル所ノ鉅鰛ナルベシ、

〔甲子夜話三十五〕東海ノウキヽト云ル魚ハ、未ダ形ヲ見ルコトモ無リシガ、辛亥ノ東勤中、長崎ノ宿老德見茂四郞モ東來シテ、予〇松浦淸ガ邸ヲ訪ヒ、水戶侯ヘ參リテコレヲ食シタルト語リ、又ソノ臣ニ請テ、眞圖ヲ得タリトテ示ス、予卽其圖ヲ寫ス、小記チ附ス、ウキヽ本性ノ文字ナシ、故ニ獻上ニモ假名ニテ認上ル也、魚ノ大サ二間四方、或ハ三四間餘モ有リ、夏取ル魚ナリ、常陸ノ沖ニ夏氣ニ至リウカム、俗ニ浮龜鮫ト云、鰡餘コレヲ林氏ニ語レバ、夏バカリコノ魚ノ採ラルヽコト、今マデ知ラザリシガ、ソレニテ解シタリ、年々七月十二月水戶侯ヨリ贈物アルガ、其添品七月ハウキヽ、十二月ハ鮭精漬ナリ、是ニテ多ハウキヽ無キコト思ハルヽトノ談ナリ、水戶ニテハ、サケニハ鮏ノ字ヲ用ルコト也、

〔毛吹草三〕常陸　水戶浮龜(ウキヽ)魚也

〔新撰字鏡魚〕鰀　止〇比〇平〇

〔倭名類聚抄十九鱗介〕鯑　陸詞切韻云、鯑音滴、和名止比、魚之鳥翼能飛也、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕廣韻云、鰩文鰩魚、鳥翼能飛、白首赤喙、常遊西海、夜飛向北海、按西山經云、泰器之山觀水出焉、西流注于流沙、是多文鰩魚、狀如鯉魚、魚身而鳥翼、蒼文而白首赤喙、常行西海、遊於東海、以夜飛、陸氏蓋本於此、證類本草引陳藏器云、文鰩出南海、大者長尺許、有翅與尾齊、一名飛魚、群飛水上、海人候之當有大風、吳都賦云、文鰩夜飛而觸綸、是也、說文無鰩字、依云常行西海遊於東海、則古蓋用遙字、

〔說文十一魚〕鰩文鰩魚名、从魚䍃聲、余招切

〔類聚名義抄十一魚〕䲜鰩鰩トビヲ俗今正、音遙、

〔下學集上氣形〕鰩トビウヲ。

〔壒囊抄一〕魚類字　鰩トビイヲ

〔運歩色葉集魚名〕飛魚トビ　鰩トビイヲ

〔物類稱呼二動物〕文鰩魚とびうを　中國及九州にてあごといふ、婦臨產の月是を帶れば產やすしと見えたり、今又乳のたる、藥なりとて、婦女は珍重する也、

〔宜禁本草坤鱗魚〕文鰩魚　無毒、娠婦臨月帶人令易產、亦臨時燒爲黑末、酒下一分匕、長尺許、有翅與尾齊、一名飛魚、

〔本朝食鑑九江湖無鱗〕鰩和名訓止比乎

集解、處處有之、狀似小鯉、鰭長薄、披之如鳥翼而能蜚、蒼黑文、白首赤喙、成群夜飛、故吳都賦曰、文鰩夜飛而觸綸是也、生食不佳、乾鮝雖有臭氣而味好、四方貨之、

肉、氣味、甘平無毒、主治、婦人難產、故通俗妊娠者不斷食之、以爲流例、

〔本朝食鑑十華和異同〕鰩

鰩者文鰩魚也、吳都賦云、文鰩夜飛而觸綸是也、陳藏器曰、大者長尺許、海人候之當有大風、李時珍曰、

鰧

西山經狀如鯉、林邑記大者丈餘、一統志狀如鮒、按本邦未見若許大者、南產志飛魚頭大尾小有翅善跳、福人名緋魚、以其色紅如緋、本邦飛魚亦略帶紅色乎、

〔大和本草十三海魚〕文鰩魚（トビウヲ）　鰭長シテ能飛ブ、乾テ遠ニ寄ス、無毒病人食之而無傷、婦人產前ニモ可食、薩摩ノ產ヲ美トス、四月中旬ヨリ五月下旬マデ多シ、故漁人曰、文鰩魚多ケレバ鯛魚少シ、蓋鯛ハ三四月ニ多シ、五月以後スクナケレバナリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕文鰩魚　トビヲ和名鈔　トビウヲ　アゴ筑前　ツバクラウヲ長州　ツバメウヲ石州　一名鰩魚典籍便覽　五色魚同上　鰩正字通俗字　䱈同上

此魚長サ尺許、兩鰭長クシテ尾ニ至ル、能海上ヲ飛行ス、碧背白腹、江戸ニハ鮮ナル者多シ、京師ニハ鹽乾ノミヲ貨ス、四月中ヨリ五月下旬ニ至マデ多ク出、一種薩州ノ飛魚ハ兩鰭相交ル、一種クサイハ一名トビウヲ仙臺トビキス同上ミノカサゴ薩州シマヲコゼ山ノカミ紀州クツポウ泉州ナヌカバシリ藝州ウミテウテウ豫州松山ホゴ同上吉田形ヲコゼニ似テ長サ尺許、紅色ニシテ横ニ赤黑色ノ虎斑密ニアリ、兩鰭濶長ニシテ斑アリ、能海上ヲ飛ブ、死スル時ハ紅色消盡ス、是閩書ニ、飛魚頭大尾小、有翅善跳、福人名緋魚、以其色紅如緋ト云フモノナリ、

〔新撰字鏡魚〕魟（于紅反、似鯊、乎己自）

〔倭名類聚抄十九龍魚〕鰧魚　唐韻云、鰧（直稔反、與朕同、漢語抄云、乎古之）魚名似鰕而赤文、

〔箋注倭名類聚抄八龍魚〕按鰧從朕、說文作𦩍、隸省作朕、故或作𧕰或作鰧、玉篇鰧、大曾切、魚似鯖蒼文赤尾、廣韻鰧直稔反、音義皆不同、並其物未詳、嶧山君曰、雜字簿所載虎魚、可以充乎古世也、

〔類聚名義抄十魚〕鰧（音朕、ヲコゼ）　鮢魚（ヲコゼ）

〔本朝食鑑九河湖無鱗〕鰧（音朕、訓乎古之）

集解、形類河豚而全身灰色赤文、面如虎猫而有稜、無鱗、赤斑背有長刺連尾、尾亦長而赤色、鰓後長鰭

如翅亦赤、大不過二三寸、其中首尾一寸者、海俗呼號山神鱚、或不擇寸混稱山神鱚者非也、若海上連日風濤惡不能網釣、漁人手捧一寸鱚敬供山神、而禱曰、風穩波靜釣網有便、則明日必海上平穩漁人多獲矣、此魚相豆房總海濱入雜魚之網來、海西諸濱亦希得之、一種狀似河豚而不漲腹、頭面亦稍小、不怪不稜、背灰白有白斑紋、如虎鰇之文、海俗呼號武島鱚、味甘淡略似河豚、剝皮煮肉以羹、亂河豚而不及美、故嗜河豚而恐毒者食之、江東三四月八九月多采之、

肉、氣味、甘温有小毒、（山神鱚者人未食之、武島鱚者常食之、）

ハタハタ

〔大和本草十三海魚〕ハタハタ　奥州ニ多シ、白シテ長七八寸、頭廣ク尾小ナリ、色銀箔ノ如シ、味淡クシテ美ナリ、爲鮓爲鹽淹、十月ニ多ク捕ル、

〔魚鑑上〕はたはた　一名かみなりうを、古へは常陸水戸に產す、今は出羽秋田に多し、この魚性雷聲を好めり、ゆへに酉陽雜俎にこれを雷魚といふ、

〔採藥使記中〕重康曰、奥州又羽州サカノ島邊ニハタハタト云魚アリ、一名雷魚、一名佐竹魚トモ云フ、其形チ鱈ニ似テ七八寸計、鮓ニシテ食フ、味ヒ好ト云フ、

光生按ズルニ、此魚ノ鰤ヲフリフリト云フテ賞味トス、土人ノ曰、此魚ムカシヨリ佐竹氏ノ領スル所ヘ、何國ヘモ、ウツリ生ル、故ニ一名佐竹魚トモ云フ、此魚九十月雷ノ鳴ル時、必多ク是ヲ捕ル、中華ニモ雷ノ鳴時出ル魚アリ、奥州ニ雷穴ト云フ所アリ、雷ノ鳴ル度ニ、其穴ヨリ魚多ク流レ出ルヨシ、圖機活法ニモ引ケリ、

〔一話一言十一〕鰰

鰰（ハタハタ）魚の形少さく、鱗の中に富士山のもやふを生じ候故、めでたき魚と祝し、文字はいつごろよりか、魚篇に神と書なり、もとは常陸の水戸に生じ候、秋田へ國替を仰付られ候て、秋田の先祖秋田へ被越候節、領主につきて右の魚も秋田へこし候よし、秋田杉直物語にみへたり、（秋田家那岡惣左衞門と）

云る姦臣、國を亂る事を記せる俗記也、

〔毛吹草三〕出羽　ハタ〳〵　鮨(鰶ニ似タル魚ナリ)

鏤鯘

〔大和本草十三海魚〕鏤鯘(アイノウヲ)　其色黄褐ナリ、長一尺許、味ヨカラズ、一二月ノ比トル俗民ノ説ニ此魚多ケレバ民飢饉スト云鏤鯘ハ俗字ナリ、未詳所出、

ツカヤ

〔大和本草十三海魚〕ツカヤ　若狹ノ大島ノ海ニアリ、他處ニナシト云、長三四寸ヨリ一尺ニイタル、鯯ニ似テ少セバシ、鯯ノ類ニアラズ、味ヨシ、腥カラズ、鮓トナシテ尤美ナリ、無毒、

キダコ

〔大和本草十三海魚〕キダコ　長二三尺、無鱗、色ハ淡黒斑點アリ、尾ニマタナシ、頭大ニ尾小ナリ、下腮少長シ、目小ニシテナキガ如シ、身ハマルカラズ、長崎ニアリ、或曰鱧ナラント云ハ非也、本草ノ鱧ノ形狀ト同カラズ、

トクヒレ

〔大和本草十三海魚〕トクヒレ　奥州ノ海ニアリ、長一尺三四寸魚ニヨリテ大小アリ横ハセバシ、其身鱗皮段々アリテ横ニ連レリ、背與腹ノカドニ短キ刺多ク連レリ、尾ノ方ハカド五アリ、ヒレ背腹兩方ニ長ク連レリ、各三寸半許、肉ニ筋多クシテ傘ノ骨アルガ如シ、觜ハ下腮短シ、首ハ不大、性味淡、名不知、甚他魚ニ異レリ、奇品ナリ、

ネツヽボウ

〔魚鑑下〕ねつゝぼう　江中の小鱗なり、好て水岸に來り、餌を弄し、釣徒を妨ぐ、狀全く牛魚(こち)に似て、大者二三寸、小者一二寸、滿身に涎を帶ぶ、肉味よからず、

禿骨畢列
龍宮鶏
征戟魚

〔烹雜の記前集上〕多湊ぶり　佐渡に三十種の異魚ありといふ、○中略　禿。骨。畢。列。魚。○圖略　と。こ。ひ。れ。　解澤○道按ずるに、方言とこひれとは長鬚魚の義にや、又鋭鰭の義にや、ことさと通ず、この物鮫の種類ならん歟、目は黄なり、頭より背に至て、すべて薄青色也、鰭の端は褐色にて、その餘は水色に薄黒を帶て、斑に點あり、腮の端少許紅、或記云、此魚全體文鰩魚に似たり、六の稜あり、稜に小なる刺あり、刺毎に細脈、龜甲の紋の如し、

鮀魚

その質堅硬乾枯たるものは、年を經れども壞れず、經ること久しければ、褐色に變ず、漁人肉を食ふことをしらず、只乾腊として玩物に供るのみ、長大なるものは長尺餘なり、上下の長鬣これをひらけば雨傘の如し、他魚とおなじからずといふ、

龍宮の鶏（略）〇（圖）　或のいへらく、龍宮鶏とは佐渡の方言也、これ鬼頭魚の奇品なるものなり、頭に冠ありて鶏に似たり、横肚に小なる方點高起て、剃鎌る如し、乾枯したるものは、堅硬して海馬に似たり、今按ずるに全體その色薄紅にして火魚の如し、實におこしの種類なるべし、

鉦敲魚（略）〇（圖）　この魚は佐渡のみにあらず、相豆の海中に多かり、或いへらく、魚の形大小一ならず、太なるものは尺許に至るもあり、鱗なし、その色薄黒に青と黄を帯て光澤あり、横肚は水色の中に薄紅を帯たり、鯵の如し、兩面に黒圓紋あり、この魚脂ありて味美なり、相豆の海中冬春の交、多くこれを獲る、江戸これを的魚といふ、又賀陀比と呼ぶとぞ、

今按するに、これ江戸にていふ加々美多比の奇品なるべし、

〔倭名類聚抄　十九 龍魚〕鮀魚　玉篇云、鮀（居迄反、漢語抄云、古都乎、本朝式用乞魚二字、）魚名也、

〔箋注倭名類聚抄　八 龍魚〕按備後鞆浦有許都乎、蓋是小野蘭山曰、許都宇、色皂白、口在頷下、小者長四五寸、大者至二丈餘、尾如燕尾、當是寧波府志所載燕尾鯊、錦小路晬山君曰、燕尾鯊俗呼左賀蕃字、（略）〇（中略）按乞魚見主計寮式、或作許都魚、乞魚許都魚、並是假借字、源君以爲玉篇鮀字、亦恐屬牽強、

〔類聚名義抄　十 魚〕乞魚（コツヲ）　鮀（コツヲ、今正、音訖魚名、）

〔圓珠庵雜記〕乾　こつをといふは、こつは字の音をは魚の略なり、

〔延喜式　五 齋宮〕月料　乞魚皮十五斤

〔延喜式　二十四 主計〕凡中男一人輸作物、（略）〇（中略）許都魚皮、（略）〇（中略）雜魚腊各二斤、

備前國（略）〇（中略）中男作物、（略）〇（中略）許都魚皮、　備中國（略）〇（中略）中男作物、（略）〇（中略）許都魚皮、　備後國（略）〇（中略）中男作

物〇中略許都魚皮、

〔延喜式内膳三十九〕供御月料　乞魚皮二十斤十三兩、

鱅

〔倭名類聚抄龍魚十九〕鱅　唐韻云、鱅〈音庸、漢語抄云、太古之〉魚名也、

〔箋注倭名類聚抄龍魚十八〕按太古之未詳、唐韻同、玉篇鱅魚名、孫氏蓋依之、

〔類聚名義抄魚十〕鱅　魚子〈タコシ〉

比佐魚

〔延喜式四時祭一〕大忌祭一座、〈廣瀬社、七月准此、〉比佐魚一斗五升

風神祭二座、〈龍田社、七月准此、〉比佐魚一斗五升

久惠

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、〇中略久惠腊、鮫腊、各卅三斤五兩、

紀伊國〇中略調、〇中略自餘輸〇中略久惠腊、阿波國〇中略中男作物〇中略久惠腊、

諸泊魚

〔續日本紀桓武三十八〕延暦四年正月戊午、安房國言、以今月十九日、郡内海邊漂著大魚五百餘、長各一丈五尺以下一丈三尺以上、古老相傳云諸泊魚、

海馬

〔大和本草蟲十四〕海馬　海中ニ生ズル小蟲ナリ、頭ハ馬ノゴトク腹ハ蝦ノ如ク尾ハトカゲニ似タリ、〇中略貯置テ婦人ノ産スル時、是ヲ手裏ニ把レバ、子ヲ産ヤスシ、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙無鱗魚三十〕海馬　カイバ、讚州　ミツチノコ、同上　リウグウノコマ、豐後〇中略　タツノヲトシゴ、〇中略佐渡　ジヤノコ、加州〇中略　ウミウマ、長府〇中略

海馬ハ海礒ノ藻中ニ多シ、又魚網中ニモ雜リ入ル、〇中略身ノ長五六寸ナルハ稀ナリ、大海馬ナリ、一二寸ナルハ多シ、小海馬ナリ、勢州二見ニテ多ク賣ル、雌ナルハ腹フクレ、雄ナルハ腹瘠、〇中略産家ニ雌雄一對ヲ以、小錦嚢ニ納豫佩レバ、産シ易シト云フ、

〔栗氏蟲譜上〕海馬〈琉球産奇品〉　リウグウノコマ　タツノヲトシゴ　臺灣府志所載ノ海龍ナリ、其書曰、海龍産澎湖澳、冬日雙躍海灘、漁人獲之、號爲珍物、首尾似龍、無牙爪、長不徑尺、〇下略

蝦

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、定成朝臣獻御乳付雜具、中略納手箱一合、所儲置之御藥雜物等、中略海馬六、入道(平淸盛)獻之、下略

〔新撰字鏡〕魚鯑豐反、小蝦、衣比、

〔本草和名〕十六蝦出七卷食經一名鰕、出兼名苑、和名衣比、

〔倭名類聚抄〕十九龍魚蝦七卷食經云、蝦音遐、和名衣比、俗用海老二字、味甘平無毒者也、

〔箋注倭名類聚抄〕八龍魚按爾雅云、鰝、大鰕、郭注、鰕大者出海中、長二三尺、鬚長數尺、爾雅翼、蝦多鬚、善游而好躍、今閩中五色蝦、長尺餘、具五色、梅蝦梅雨時有之、蘆蝦青色、相傳蘆葦所變、白蝦靑蝦各以其色、

〔類聚名義抄〕十魚鰕音遐エヒ　鰝鰝或正、音滑、大鰕、エヒ、

〔伊呂波字類抄〕江動物蝦エヒ　海老同　魵出兼名苑、已上エヒ、

〔下學集〕上氣形鰕エビ玉篇云、長鬚出也、或作蝦、又海老、

〔壒囊抄〕一魚類字　鰕エビ

〔和爾雅〕六龍魚鰕エビ鰕同　鰝イセエビ紅鰕、海鰕、龍鰕並同、　天鰕エビ

〔東雅〕十九鱗介鰕エビ　略○中　義不詳エビとは其色の葡萄に似たるをいひ、俗に海老の字を用ひしは、其形の老人の長鬚傴僂たるに似たる故也、アミとは即小鰕也、東璧本草に、鰕凡數種、米鰕、糠鰕、靑鰕、白鰕、黄鰕、梅鰕、河鰕、泥鰕、水鰕、海鰕、天鰕あり、又閩中の五色鰕、兩々乾之、謂之對鰕と見えたり、また閩中の産に、赤鰕、黄鰕、斑鰕、龍鰕、竹鰕、蘆鰕、苗鰕、鬚鰕等の名見えて、此餘緑鰕、蠶鰕、蚶鰕の如き、凡三十餘種、其方俗に隨ひて、名異にして物同じき者ありと見えたり、此に産する所も其類殊に多し、それが中、海鰕は此俗にいふカミエビ、又はイセエビなどいふものなり、其大きなるものを、龍鰕といふと見えたり、閩書に泥鰕の大なる者を、對して擒むなり、朱舜水は對鰕とは、是を煮る時に、頭尾相對するに故なれば、對鰕といふと見えたり、此に伊勢えびといふ也、又此說の如きは、此にいふタルマエビといふ者此也、

〔倭訓栞〕前編五えび　鰕をいふ、式に蚙をよめり、字書に蝦蟹距也とみえたり、倭名抄に俗用海老二字とみえたり、伊勢えびは龍蝦也、むかしより賀壽饗宴の席、正月の蓬萊盤中に必ず此物ある

は、海老の名によりて、祝壽の物とする也、

〔物類稱呼二動物〕海鰕ゑび　關西にていせゑび、關東にてかまくらゑびと云、又年の始にかざり海老とする物は、關東にてもいせゑび也、西國にては其海の產なれ共、いせゑびと呼、又江戸にて小なる物を芝ゑびといふ、大坂にて備前ゑびといふ、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一えび　かゞみ物

〔庖厨備用倭名本草八魚〕鰕略〇中　鰕味甘性温小毒アリ、治病ノ功多シ、陽道ヲ壯ニシ、乳汁ヲ下シ、痘瘡ヲ托出ス、煮汁ハ風痰ヲ吐ス、藥ニスレバ鼈瘕ヲ治ス、五野雞病ヲ主ドル、小兒ノ赤白遊腫ニハツキクダキテ付ル、ツキタヾラシ膏トナシテハ蟲疽ニ付ル、食禁、水田溝渠ニ生ジタルハ毒アリ、鮓ニシテハ尤毒アリ、熱飯ニテ鮓ニシタルモ毒アリ、死スル時ニ鬚ナキモノ、腹下通黑ノモノ、煮テ色白クナルモノ皆毒アリ食スベカラズ、小兒モ雞狗モ食スレバ、脚カヾマリテヨハシ、猫ニ食セシムレバ腰カヾマル、病人多食スレバ風氣ヲ動シ疥ヲ發ス、

海鰕略〇中　海鰕味甘性平毒アリ鮓ニシテ飛尸蚘蟲ヲ主ドル、口中ノ甘䘌齲齒ニヨシ、頭瘡ニモヨシ、疥癬風瘙身痒ヲサリ、山蚊子人ノ肉ニ入タルヲ治ス、初食シテ瘡發スレバ則愈ル也、

〔本朝食鑑九江海無鱗〕鰕訓二衣比一

釋名海老源順曰、俗用二海老二字一、今俗二海鰕之名一、

集解、大抵鰕者磔鬚鉞鼻、背有二斷節一、尾有二硬甲一、足多好躍、其腸屬レ腦、其子在二腹外一、煮レ之如二榴花一、有二海河二種一、伊勢鰕、鎌倉鰕者海鰕之大也、眼紫黑而前有二黃處一、突出如二疣子口一、有二四鬚一、其兩鬚長過二一二尺一、其兩鬚如二長針一、根似二針柄一而有二硬刺一、殼如二鋸沙一而尖、手足有レ節如二蘆筍一、掌指如レ毛、肉上之殼有レ節、是近尾硬甲也、尾端如二花瓣一俱紫色、煮則變レ紅、是紅鰕、龍鰕、鰕䱽鰝之類乎、本朝自レ古稱二海老一、以爲二賀壽嫁娶之嘉儀一

也、正月元日門戶立松竹、上懸煮紅海老及柚柿之類、又蓬萊盤中盛煮紅海老、是亦祝壽之義也、延喜式主計部、有海老一斤、是伊勢、攝津、和泉等州貢之乎、凡大海鰕出水而久不死者數日、故遠致自海濱而鮮者多、又海中有數尺大老鰕、然則頭作盃、鬚作簪、及丈餘者亦必有之爾、今有車鰕者、大不過六七寸、殼厚而白或有斑節者、俱煮之則色變純紅、環曲如車輪、故名、武江及相豆房總皆多、又有芝鰕者、大不過三四寸、殼薄而白、手足鬚亦短細、煮之則淡赤、武之芝江多采故名、其至小者亦味美也、此鰕尾叅之江濱海西亦有之、據地殊名、曬乾亦佳、江海小鰕甚多、與雜小魚相交入罟、此混稱雜喉、而最愛之、河湖川溪之鰕者不過二三寸、兩手長肥、俗稱手長鰕、其餘者細小不過一二寸、味極甘美、四五月際繞田流水最多、或秋水蘆蕩之中亦或群、箇中雜喉亦有采之煮熟曬乾則殼尾鬚足脫去而佳、此俗稱裸鰕、卽鰕米而是梅鰕、蘆鰕、米鰕也、今江州草津驛采川鰕而煮熟鹽水以販之、味尤爲佳、京市所販之鰕雜喉亦俱此類矣、江都近郊川澤亦此類多而味亦佳、

肉、氣味、甘溫有小毒、(溪河俱同、動風熱、發瘡疥、多食令人吐血、鰕子最有毒、俗謂尾不屈者有毒、或曰、與糖子木相反未詳、)主治、殺疳動蟲、

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鰕

海鰕大曰鰝、北戶錄曰、紅鰕長二尺餘、若此者本邦亦希有焉、嶺表錄曰長七八尺、至丈者未見之、可謂奇耳、李時珍曰、閩中有五色鰕、亦長尺餘、彼人兩兩乾之、謂之對鰕、以充上饌、南產志曰、大者名鰕魁、又有鰕抔龍鰕之名、又曰、有赤鰕、黃鰕、沙鰕、水港鰕、斑節鰕、白鰕、泥鰕、梅鰕、狗鰕、盧鰕、蘆鰕云、蘆花所變、梅鰕云、梅雨時出、泥鰕云、稻花所化、暴而棄之、小者採之曰鰕米、李時珍又曰、嶺南有天鰕、其虫大如蟻、秋社後群墮水中化爲鰕、人以作鮓食、凡大者蒸曬去殼、謂之鰕米、食以薑醋、饌品所珍、本邦亦有似鰕米者、味最佳矣、

〔和漢三才圖會 五十一 江海無鱗魚〕紅鰕　鰝 音浩　海鰕　俗云伊勢鰕　又云鎌倉鰕 ○中略

按紅鰕勢州相州多有之、紫黑煮之正赤色、口有四鬚、鬚長過一二尺、根有硬刺、殼有如鋸沙者、而尖、手

足有節掌、指如毛、尾端如花芭、是稱海老、以爲賀祝之肴、或謂有朱螺變成紅蝦、而半螺半蝦者、人往往見之、蓋悉不然也、紅蝦腹中有子、則是亦山芋變鰻之類矣、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕鰕　エビ　一名何(鄭樵爾雅註)　長鬚公(事物異名)　虚頭公　曲身小子(共同上)

魵(正字通)　長髯公(類書纂要)

鰕ハカハエビノ總名ナリ、(中略)○淡鹹ノ二產アリ、ツエツキエビ(京若州)ハ、一名テナガエビ(本朝食鑑)ハタサエビ(豊後)カレキ(勢州山田)タチカセエビ(同上津)城州淀川ノ名產ナリ、江戸ニモアリ、長三寸許、首大ナリ、前兩足身ヨリ長シ、黑白二種アリ、黑キ者ハ子アリ、八閩通志ニ草蝦頭大身促、前兩足大而長、生池澤中ト云是ナリ、一種江州堅田ヨリ出ル者ハ、長サ一寸許、一手甚長大ニシテ一手ハ小ナリ、堅田エビト呼、一名カハエビ(江州)テンゴウエビ(備前)テンポエビ、テンポウエビ、カタエビ(加州)是邵武府志ノ大脚蝦ナリ、一種尋常ノ川エビノ形ニシテ、色白キ者ヲシラサエビ(備州)ト云、一名シラサイ(豫州)是白蝦ナリ、八閩通志ニ、白蝦生江浦中ト云フ、常ノ川エビハ淡青黑色ナリ、豫州ニテテンスト云、是青蝦ナリ、琵琶湖ノ大エビハ大サ二寸ニ過ギズ、皮鬚硬ク下品ナリ、春夏秋トルト云フ、又田中及ビ池澤ニ生ズル者ハタエビト云、是泥蝦ナリ、土州ニテ長サ三寸許、流水泥中ニ生ズルヲツチホリト云、コレモ亦泥鰕ナリ、邵武府志ニ、蝦小者俗呼泥蝦、生田塘池沼中、炒熟之、色白者殼軟、色紅者殼硬、又可食ト云フ、梅鰕ハツユエビ、八閩通志ニ、梅蝦、梅雨時出洲渚間ト云フ、四五月田畔流水ニ小蝦最多シ、是梅蝦ナリ、又秋水蘆蒲中ニモ亦群ヲナス、是蘆蝦(八閩通志)ナリ、凡蝦煮熟曝乾、則殼尾鬚足脫去ス、コレヲハダカエビト云、是蝦米ナリ、廣東ノ蝦米淸商將來スルモノアリ、長七八分、時珍食物本草ニ、江陰有銀鉤鰕、色白如銀、又有鷹爪鰕、大如鷹爪、皆味之鮮美、人所珍貴者也ト云、珠璣藪ニ鷹爪大蝦米ト云フ、(中略)○米鰕糠鰕ハ蝦ノ最モ小ナルモノヲ云、琵琶湖ノヌカエビハ秋トル、至テ細小二三分ニ過ギズ、味美ナリ、大エビノ子ニ非、別ニ一種ナリ、(中略)

海鰕　ウミエビ

海中ニ産スル蝦ノ總名ナリ、品類多シ、イ。セ。エ。ビ。ハ閩書ノ蝦魁ナリ、一名蝦𧌃、龍蝦(共上同)季遐(水族加恩)簿、此蝦ハ志州ノ鳥羽ニテ漁シ、勢州ヨリ京師ニ來ル、故ニ伊勢エビト云フ、阿州ニテモ此名ヲ呼ブ、勢州尾州ニテハ志摩エビト云フ、江戸ハ鎌倉ヨリ來ル、故ニ鎌倉エビト云フ、佐州ニテモ此名ヲ呼ブ、肥州長崎ニテエビガチ(同名アリ)ト云フ、海蝦中ノ大ナル者ニシテ上品ナリ、ソノ形狀ハ兩眼紫黑色ニシテ、前ニ黄ナル處アリテ、高ク出テ疣ノ如シ、口ニ四ノ鬚アリ、其二ハ長サ一二尺ニ過グ、其二ハ長針ノ如ク、根ハ針柄ニ似テ硬刺アリ、殼ハ肌麤ニシテ尖リ、手足ニ節アリ、蘆筍ノ如シ、背ニ硬甲相連リ、尾端ハ花瓣ノ如クニシテ、倶ニ紫色ナリ、煮時ハ全身深紅色トナル、古ヨリ慶事ニハ必用ユ、故正用ニ巳煮タル者ヲ以テ門戸ニ掛ケ、春盤ニ上ス、此物海水ヲ離レテ久ク死セザルコト數日、故ニ遠ク京師ニ致ス者、猶能身ヲ動シ、鬚脚ヲ搖カス、又偶數尺ノ老蝦アリ、又勢州ニハ足ゴトニ鉗(ハサミ)アルモノアリ、五色鰕ハ龍蝦ノ五色ニシテ、兩ノ大鬚白キ者ナリ、ケンエビハ龍蝦ノ一種、兩鬚扁大ニシテ長シ、相並デ劒ノ如シ、一名ツノナガエビ、(勢州)一種クルマエビハ閩書ノ斑節蝦ナリ、尋常ノ蝦ノ形ニシテ大サ六七寸ニ過ギズ、殼厚クシテ白ク節ゴトニ紅斑アリ、煮ル時ハ全身深紅色曲リテ車輪ノ如シ、武州、相州、豆州、房州、總州皆多シ、曝乾スル者、十尾ゴトニ縄連スルモノ薩州ヨリ出ス、○中略 一種芝エビハ武州ノ芝ニテ多クトル、大サ三四寸ニ過ギズ、殼薄ク白シ、手足鬚倶ニ短細、煮トキハ淡赤色、是亦鷹爪蝦ノ屬ナリ、ソノ至小ナルモノ、諸州ニ産ス、味亦佳ナリ、曝乾シテ遠ニ送ル、ソノ名多地名ヲ以テ呼ブ、一種毘沙門エビハ一名海老、(勢州)エビノヲバ(熊野)エビガチ(薩州)長サ七八寸側ニシテ腹ノ方ヨリ見レバ、毘沙門天ノ形狀アリ、薩州ニハ甚大ナル者アリ、肉ヲ食フ上品ナリ、一種ウチハエビハ一名タビエビ、(土州)手ナガエビ、カシハエビ、アシナガエビ、(共上同)形海老(勢州)ニ似テ扁シ、其首殊ニ扁大ニシテ長團扇ノ如シ、徑二寸餘、長三寸

許、尾ハ下ニ曲リテ海老ニ同ジ、一種アナゴ。尾州ハ一名イシハジキ、肥後タイコウチ、紀州シャクエビ、讃州長サ一寸餘、一手ハ小ク、一手ハ長大ニシテ、堅田エビノ形ノ如シ、是モ亦邵武府志ノ大脚蝦ナリ、

〔日本山海名產圖會三〕海鰕（えび）漢名鰕魁、釋名紅鰕、エビは總名なり、種類凡廿餘種、其中に漢名龍鰕といふは海鰕なり、

俗稱伊勢海鰕と云、是伊勢より京師へ送る故に云なり、又鎌倉より江戸に送る故に、江戸にては鎌倉鰕と云、又志摩より尾張へ送る故に、尾張にては志摩鰕と云、又伊勢鰕の中に五色なる物有甚奇品なり、鬚白く背は碧重のところの幅輪緑色、其他黃赤黑相雜、○中略鰕の腸腦に屬して、其子腹の外に在り、眼紫黑にして前に黃なる所あり、突出て疣子のごとし、口に鬚四ツあり、二ツの鬚は長さ一二尺、手足は節ありて蘆の筍のごとし、殼は柔く硬き甲のごとし、好飛で踊る、是海中の蚤なり、蚤亦總身鰕におなじ、

エビの訓義は柄鬚（えび）なり、柄は枝なり、胞といひ、江と云も、人の枝、海の枝なり、蝦夷をエビシといふは、是毛人島なるになぞらへ、正月辛盤（しんばん）に用ゆるは、海老の文字を祝したるなるべし、

〔延喜式主計二十四〕凡中男一人輸作物、○中略海老一升、

〔出雲風土記島根郡〕凡南入海所在雜物、○中略鯔鰕海松等之類至多、不可盡名、

〔出雲風土記秋鹿郡〕南入海、春則有、○中略鯔鰕等大小雜魚、

〔田氏家集上〕賦海老卅字絕句

脫泉枯又槁、蹋脊長鬚稱海老、應似朝中緋衣一大夫、形消命薄不作明時好、

〔大舘常興日記〕天文八年十二月廿日、海老十籠爲歲暮祝儀、北畠殿より進上之御賀例也、則以佐披露申之、仍海老をば政所代蜷川新右衛門尉かたへ納申之、請取へ富左かた充所也出也、

〔親俊日記〕天文十一年正大十八日己亥、永原與三右衛門所へ海老五十爲音信遣之、

蝦姑

〔毛吹草 三〕伊勢　海老　相模　海老(伊勢エビノゴトシ)　近江　小ノ濱海老

〔雍州府志 六土產〕鰕魚　鰕有數種、淀川之所產、其形小而其髯至長、湯煮一沸則其色如朱、兩脚屈蟠如老翁之倚杖、土人稱杖衝鰕、又自近江堅田來者稱煮鰕、其味美與勢多蜆貝爲一雙、

〔續江戸砂子 一〕江府名產(并近在近國)

淺草川手長海老　兩國橋の少上、又本所竪川横川にあり、

揚場川手長海老　牛込御門の外、吐水より下手の御堀、八足の中二足すぐれて長し、山州淀川杖つき海老の等類也、○中略

芝苗蝦　大きさ一寸にたらざる小海老也、備前筑後などより鹽辛にして出ると同じ、小毒あり、痔便血瘡疥を發す、

芝海老　芝浦の名產也、車海老よりちいさく、全身やはらかにして甘美也、秋のすへより初冬に至りさかん也、

鎌倉蝦　上方にていふ伊勢海老也、江府は鎌倉より出ルゆへにいふ也、又伊勢海老とも云、

〔八丈物產志 二〕アシナガエビハ形チ圖○圖略ノ如クシテ、夜中網ニテ捕ル、犬ヒサ六七寸ニ及ビ、島人食フニミハ多クシテ味美ナリト云、

〔和爾雅 六鱗魚〕蝦姑(シヤクハ、言其行如尺蠖也、又云サクナゲ、言其色似石楠花也、蝦姑、蝦公並同、)

〔本朝食鑑 九江海無鱗〕石楠花鰕(訓志也久奈計)

釋名(色如石楠花故名、攝西俗稱石花鰕、是亦石楠之略號乎、)

集解、狀類鰕而平、頭尾相同、有鬚有手足、比鰕則細多如切、背有細節、俱色灰白帶碧、味不爲佳、是閩書南產志所謂鰕姑、開元遺事載其名曰、狀如蜈蚣、尾如僧帽、泉人謂之靑龍、實能形容之、

氣味、甘平無毒、(蠻人漬油煉膏、故傷醫用之、抗臟則性溫乎、)

細魚　海糠魚

主治、能消癥瘕蟲積、利小便、或曰、大者頭中有石、如石首魚之頭石、專治石淋及諸淋小便不通、俚人呼謂於久里加牟覺利、肥之長崎俚俗稱淋石、予(平野必大)未見此蝦大而有頭石者也、

〔本朝食鑑 十華和異同〕石楠蝦

即蝦姑也、(中略)本邦以似石楠花爲名、本草未言之、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕海蝦(中略)

一種シヤクナギハ、シヤタナゲトモ云、一名シヤコシヤク、(防州)シヤツタハエビ、(九州)シヤツパ、(尾州)シヤクウ、(野州)オニエビ、(雲州)ボロシヤク、(讃州)ヤマメエビ、(食療正要)是漳州府志ノ蝦姑ナリ、一名青龍、(開元天寶遺事)管蝦、(増修埤雅廣要)海邊斥地ニアリ、形蝦ニ類シテ扁ク、ソノ濶サ頭尾相倖シ、鬚アリ手足アリ、蝦ニ比スレバ細クシテ多シ、背ニ節アリ、十二三片ナル者ハ稀ナリ、閏年ニハ十三片アリトモ云フ、灰白色ニシテ碧ヲ帯ビ、蝦色ノ如シ、煮ル時ハ淡紫色ニ變ジテ、石南花色ノ如シ、故ニシヤクナギト云フ、長二三寸、大ナル者ハ七八寸、筑前ニテハ食品トス、味蝦ニ勝レリト云、月夜ニ捕ル者ハ肉ナシ、暗夜ニ捕ル者ハ肉多シ、備前兒島ノ人言、斥ノ泥中ニ居ルヲ春採食フ、上品トス、ツリシヤクト字、海中ノ者ハ夏トル食セズ、アナシヤクト云フ、此外品類尙多シ、

〔新撰字鏡 魚〕鱴(阿彌)

〔倭名類聚抄 十九龍魚〕細魚(附海糠)　漢語抄云、細魚、(宇留里古)　海糠魚(阿美、今按所出未詳、)

〔箋注倭名類聚抄 八龍魚〕按閩中海錯疏載塗苗、引海物異名記云、謂之醤蝦、細如針芒、海濱人醃以爲醤、廣東新語云、蝦最小者銀蝦、狀如繡針、以紵布爲網、網大丈有二尺、以二竹張之、口向上流、

〔類聚名義抄 十魚〕細魚(ウルリ、一云ウルリコ、)　海糠魚(アミ)　鱴(アミ)　鮒(ウルリ)

〔和爾雅 六龍魚〕醤蝦(アミ)(苗蝦、糠蝦、泥蝦並同、)

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等、刺史執鞭之圖也、(中略)常據集諸國土產、貯甚豐也、所謂(中略)備前海糠、

海蛸

〔毛吹草 三〕備前　海糠魚　肥前　海糠

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕䱇 訓二阿美一、或曰阿美佐古、
集解、狀極細小類蝦、實非蝦類、雖有糠蝦、苗蝦、醤蝦之名、漁家常謂、竟未見䱇長成蝦者、但以形之相似而名乎、別有蝦子如䱇者、能成群、漁人窺之布網采之、春末夏初秋初中最多、炎暑嚴寒時希矣、䱇有二種、其色淺紫帶黑者江東多采、其色潔白首尾兩端純紅者海西多采、備之三州、肥之二州最多、作醤作醢送之江東、或貢獻于上厨、其味更好、江東紫黑者、鹽煮及塞醢進之、極爲下品、

〔和漢三才圖會 五十一 江海無鱗魚〕海糠魚　糠蝦 本綱　和名阿美　俗云阿女
夏糠蝦　自立夏至立秋出、其大者不過四五分、色白帶微赤、備前海上多以布網取之作醢、名糠蝦鹽辛、
秋糠蝦　九十月盛出、其大六七分、色白頭與尾正紅、豐前中津多取之、備前亦少有之、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕蝦 中略
備前ノアミハ一名アミザコ、アメエビ、雲州 大和本草ニ一寸許ノ小エビナリ、此マヽニテ大ニナラズ、備前筑後ノ泥海ニ多シ、海邊ノ湖ノ入濠河ニアリ、味ヨケレドモ小毒アリ、鹽鹹トシ、又乾シテ遠方ニ送ルト云、中略 アミハ閩書ノ苗蝦、八閩通志ノ塗苗及醤蝦ナリ、アミシホカラハ廣東新語ノ蝦醤ナリ、備前ニ一種アミヨリ至テ小ク、三分一ナル者アリ、アナヽミト云、又アナアミト云、一名アメゴリ、加州 ツチアミ 長州 穴居シテ色白黑味美ナレドモ毒アリ、瘡ヲ發ス、甚臭シ、

〔本草和名 十六 蟲魚〕海蛸 所交反、貌似人、裸而圓頭、海肌子、長丈餘名海肌子、長尺餘名海蛸子、䗫妾子、江東名之 小鮹魚 頭脚井長一尺許者、出崔禹、 和名多古、

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕海蛸子　本草云、海蛸子、今按蛸正作鮹、取交反、見唐韻、和名太古、俗用蛸字、所出未詳、貌似人裸而圓頭者也、長丈餘者謂之海肌子、

〔箋注倭名類聚抄龜貝八〕廣韻云、蛸、蠨蛸喜子、又云鮹海魚、形如鞭鞘、並所交切、唐韻並與廣韻同、源君以注云海魚、欲以鮹爲太古、新撰字鏡亦云、鮹所交反、太古、古事記、日本書紀、延喜式等書、亦皆作鮹、然證類本草引陳藏器云、鞘魚似馬鞭、尾有兩岐、如鞭鞘、故名之、唐韻所載、鮹字卽是、則鮹非太古也、按太古其貌似蠨蛸而在海中、故得海蛸子之名、皇國從之、又單作蛸、與蠨蛸無別、故改虫從魚、以其物入食用也、猶蚶或作魽、蟹或作鰓、字形雖異、與海魚之鮹同、然作字之原自異、源君見皇國古籍作鮹、以爲唐韻鮹字者誤、○中略 按古今注云、蠅虎一名蠅狐、本書廣本引作蠅蝨、蓋俗字也、疑海蛸子以蠨蛸得名、蠨蛸蠅蝨並蜘蛛之屬、故俗又用蝨也、則其字似當從瓜、○中略 按本草和名云、海蛸、○中略 長尺餘名海蛸子云々、出崔禹、此亦源君誤引、按文選江賦注引南越志曰、蛞蝓一頭、尾有數條、長二三尺、左右有脚、狀如蠶、可食、是可以充太古、出雲風土記亦以蛞蝓爲太古、本草圖經烏賊魚條章擧亦卽是、本草綱目謂之章魚、閩中海錯疏謂之鱆、嶺表錄異、章擧、形如烏賊、閩越間多采鮮者、㷿如水母、以姜酢食之、

〔倭名類聚抄龜貝十九〕小蛸魚　崔禹錫食經云、小蛸魚、和名知比佐木太古、一云須留女、

〔箋注倭名類聚抄龜貝八〕按章擧之小者有小八稍魚、見東醫寶鑑、俗呼十夜太古、有望潮、見閩中海錯疏、俗呼飯太古、崔氏所謂小蛸魚不知果是何物、又今俗呼須流米者、烏賊魚之屬、本草圖經、烏賊魚條、其無骨者名柔魚、閩中海錯疏、柔魚似烏鰂而長色紫、一名瑣管、柔有骨如三層紙厚、白而差紉云、無骨非也、是可以充須流米也、未知源君是否、

〔下學集氣形上〕蛸一作鮹

〔和爾雅鱗魚六〕章魚同、或云海蛸子、章擧、俱魚、章拒、望潮魚同、鱆魚見于閩書、石距同、石拒

〔東雅鱗介十九〕海蛸子タコ　日本紀私記に、貝蛸はカヒダコといふと注したり、並に義不詳、タコとは手也、コは猶海蛸子の子の如き、語助也、其手多きをいひしと見えたり、スルメといひ、カヒダコといふ、並に不詳、卽今烏賊の類に、スルメイカといふあるは、其大なる事、小蛸子の如くなるをいひしと

見えたれど、今の如きは、小蛸子をスルメといふ事は隱れて、烏賊の名の如くにはなりたり、閩書に據るに、石距一名八帶、大者至能食猪、居石穴中、人或取之、能以足黏石拒人といふものは、倭名鈔の海蛸子、今俗にいふ足長蛸也、章擧一名紅擧、似烏賊而差大、味甚珍好といふは、倭名鈔の小蛸魚、今俗にイヒダコといふ是也、鱆魚一名望潮魚、腹內有白粒如大麥といふものは、今俗にいふ飯鮹なり、其大小に隨ひて、各其名ありて、極て小にして蜘蛛の如くなる者を、タ。コ。ダ。コ。といふに至れり。

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一たこ。　た。も。じ。

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕蛸魚 訓多胡

釋名、鮹、式 海蛸子、源順 大者名海肌子、上同、蛸本蟲名、說文蠨蛸子也、爾雅及詩疏長踦喜子、白蛸卽蠨蛸、然則以章擧之長足曰蛸乎、按鮹音捎、延喜式悉用此字、源順曰、鮹正作鮹、所交反、見唐韻、和名太古、俗用鮹字、所出未詳、貌似人裸而圓頭者也、本朝自古蛸鮹二字通用、今亦隨此而可也、本草有鮹魚與章擧異矣、陳藏器曰、形似馬鞭、尾有兩岐、如鞭鞘也、此亦別一種也乎、

集解、海上處處多有、采之無時、大者入網、或漁人用小片板、表著鉤、裏著烏賊骨及鱸魚等、而泛水則蛸乘板上、隨餌至岸、驚欲逃而掛鉤、或以繩絆磁壺、一繩連二三壺、投于水中、久而小蛸入壺來矣、狀似烏賊而大、八足多疣子、色白帶微赤、或赤皮者亦有、眼口有腹下足上、八腿交股之中間、白皮中有如雙小鳥之骨子、又如菱實之小而黑色、或形一如鵶、一如鳶、故俗號鳶鵶也、其腹似袋、肉薄味不佳、但足肉多味亦美、不宜生食、宜煮食、若漫煮之則肉硬勞齒牙、故先以萊菔根牛房根搗之七八次、而煮熟則軟美倍常、或用煎茶水而煮熟亦好、或先煮熟取出、懸北窻以風者五六刻時、復煮熟則軟美而可也、或以味噌汁煮熟者久亦可、冬月先煮之露宿而凍則軟寒而味佳、又煮之亦可也、漁市曬乾貨之呼曰干鮹、延喜式主計部有乾鮹鮹腊、大膳有干鮹、隱岐、伊豫、讃岐貢乾鮹、華人生以薑醋食、謂味如水母、是不鍛煉其調和乎、本朝之人煮熟以薑醋食之、味不減鰒魚、此韓愈所謂章擧也、大者八九尺及一二丈、若斯者長足卷取人、入水而食、其足疣當人之肌膚則吮血甚急、故不待水沒而作斃焉、捕犬鼠猿鳥亦然、或夜出水上岸、捧腹昂頭、怒目、蹈其八足捷走如飛、入田圃掘芋而食、田夫夜見之而驚叫爲怪、日中亦無人則出矣、或田夫竊覘之、用長竿而打撥則獲之亦有焉、今後越海及佐渡海上風靜潮平時、倏忽遙覩巨

人立波上、其容如浮屠、高大而頭撑蒼穹、呼稱海法師、海俗謂是大章擧之所化也、大抵佐渡及出羽之海采大蛸魚乾曝之、以傳送于難波市、及一二丈者多、其頭懸于樓上高欄則足垂掃地、是害人之物乎、

一種有身小足長細、呼曰足長蛸、味亦不佳、卽是石砠乎、

肉、氣味、甘鹹冷無毒、（通俗稱大温動熱破血者未詳）主治、養血益氣强筋壯骨、能入足少陰經血分、或療痔漏、逐産後瘀血、

飯蛸、（附錄蛸）集解、江東未見之、謂房總及芝江偶有之、未知其眞、攝泉紀播等州海濱采之、狀似章擧而極小、一箇不過二三寸、腹內有如白米飯者、充滿味佳、腹足俱可食之、或糟或鮓以傳送于江東、味劣于煮鮮者、是源順所謂貝蛸歟、本朝式主計部亦有貝蛸鮨也、一種無腹飯而腹空、小足細長如蜘蛛、呼曰蛛蛸、丹但越賀等北海多采之、按氣味主治上同、

〔本朝食鑑（十　和異同）〕蛸

蛸、章魚一名章擧、僞魚、音佶、時珍曰、章魚生南海、形如烏賊而大、八尺、身上有肉、閩粵人多採鮮者、薑醋食之、味如水母、韓退之所謂章擧馬甲柱、鬬以怪自呈者也、石距亦其類、身小足長、入鹽燒食極美、或疑薑醋食、味如水母、予（○平野必大）謂有何疑乎、章魚煮食則有美味、生食則如生水母耳、惟疑身上有肉、其身上之肉薄硬不佳、而足肉厚脆而味最美、石距者今之蛛蛸、味短、其燒食極美者未知其佳也、南産志曰、鮓魚一名望潮魚、廣南有、蟹亦名望潮、蓋名同質異、紫色腹圓有腹無頭、頭在腹下、多足而長皆環口、上有圓文星聯凸起、腹內有黃褐色、質如卵黃、有黑如烏鰂墨、有白粒如大麥、味皆美、按有白粒者、今之飯蛸也、然未見章擧之類而有黑者、又曰、石距一名八帶、章擧一名紅擧、又有塗婆、章擧別名、似石距而帶短、此本邦未見者歟、柔魚䕶頭曰、越之柔魚與烏賊相似、但無骨、南産志謂似烏賊而長色紫、是亦章擧之類乎、

〔大和本草（十三　海魚）〕章魚（本草）　大ダコ、小ダコ、クモダコ、キヽダコアリ、海中ニテ人ニスイ付テハナレ

ズ、直イヅ、人ノツパキヲ以テヲトスニヨクヲツ、〇中略但馬ニアル大ダコハ甚大ナリ、或牛馬ヲトリ、又夜泊ノ小舟ニ手ヲノベテ人ノ有無ヲサグルト云、又夜ヒカル、丹後熱松ノ海ニテ蟒ト章魚トタヽカヒ、ツイニ蟒ヲ海ヘ引入ル、蟒傍ノ木ニマキツキタレドモ、松ノ枝サケテ引シヅメラル、今ニ松残レリト云、諸州ニテ大ダコ人ヲトル事アリ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十無鱗魚〕章魚 タコ セ。キ。ダ。コ。筑前大者 一名河北小吏 典籍便覽 章鋸 章拒 共同上 章巨 寧波府志 紅擧 同書 滄浪頭 水族加恩簿 望潮魚 嶺表録異 八梢魚 東醫寶鑑 文魚 同上 章花魚 正字通 海和尚 山東通志同名アリ

京師ニ來リ市モノ、皆播州二見浦ニテ漁シ、攝州兵庫ヨリ送ル、兵庫ニテハ漁セズ採ル法ハ長縄ニ長瓦壺タコツボト呼中ニ紅帛片キレ及紅熟番椒トウガラシ少許入レタルモノ、數箇ヲ連綴シ、海底ニ沈メ置ク時ハ、必章魚壺中ニ入テ出デズ、陸ニ引擧テモ敢テ出デズ、指爪ヲ以壺底ヲ掻ク時ハ、便皆走リ出、ソノ壺久ク用ル者ハ、外ニ螺殻及小介粘著シテ異形ヲナス、好事者用テ花甕ハナイケトス、薩州ニテ用ル者ハ磁壺ニシテ底ニ大孔アリ、章魚ハ身小ニシテ八足長大ナリ、足ニ疣アリ、二道ニ相並テ釘ノ如シ、釘ゴトニ竅アリ、色ハ白クシテ微紅ヲ帶ブ、又全ク赤皮ナル者アリ、雙眼及口皆足上ニアリ、腿交中間白皮中ニ鳶鳥ノ形ナル骨ヲ包ミテ臍ノ如シ、形色烏賊魚ノ鳶鳥ト同シテ大ナリ、腹ハ袋ノ如シ、肉薄味亦佳ナラズ、俗ニドウビント云フ、章魚大ナルモノハ、八九尺或ハ一二丈ニシテ、雞犬ヲ捉食ヒ、人牛ヲ捕ルモノアリ、或ハ海中ヨリ足ヲノベテ、船中人ノ有無ヲサグルコトアリ、小ナルモノモ、夜中陸ニ上リ、腹ヲ上ニシ足ヲ下ニシテ、健走スルコト飛ガゴトクシテ、菜園ニ入、茄ヲツミ、芋ヲホリ食フ、壺ニテモ人ナキトキハ出ト云フ、若州加州等北地ニハ尋常ノ小ナルモノナシ、皆大足ノミヲ賣ル、徑三四寸ナルモノアリト云フ、乾。ダ。コ。全ク暴乾スルモノアリ多クハ石距ナリ、長サ七八尺ナル者アリ、又刮リ薄片トナスモノアリ、色潔白ナリ、讃州ヨリ出ス、子ヲ藤。ノ。ハ。

ナト云、播州ノ二見名産ナリ、二三寸ノ長サノ絲ノ如キ者ニ、粟粒ニ似タル者多ク簇リ連リテ藤ノ花穂ニ似タリ、黄白色ナリ、鹽藏シテ遠ニ送ル、羹(スヒモノ)トナシテ珍トス、此ヲ海藤花ト云フ、一種小ダコハ、十月比多ク京師ニ來ル、故ニ十夜ダコト云フ、東醫寶鑑ノ小八梢魚俗名絡蹄ナリ、一種イヽダコハ、江戸ニナシ、攝州、泉州、紀州、播州ノ海濱ニテ多ク取ル、絡蹄ヨリ小ク、足共ニ長サ五七寸、或二三寸、腹内ニ白米飯ノ如クナルモノ充滿ス、柑瓤ノ形ノ如シ、俗ニ飯ト呼ブ、津州府志ニモ俗爲レ飯ト云フ、全ク煮食味美ナリ、十二月ヨリ出、春中盛ナリ、三月ニ至レバ味頓ニ減ズ、或ハ糟藏シ、或鮑(シホツケ)シテ遠ニ送ル者ハ、味鮮ナル者ニ劣レリ、源順ハコレヲ貝鮹ト云フ、是圖書ノ鱆魚一名望潮魚ナリ、備前ノ片上ニハ、絡蹄ノ大サナル者アリ、ソノ地ノ名産ニシテ他所ニナシ、紅螺(アカニシ)殼ニテトルト云フ、ソノ飯大ナル故ニ切リテ食フ、一種クモダコハ、形狀イヽダコト同クシテ、腹小ク空クシテ飯ナシ、足細長ニシテ蛛ノ如シ、小ナル者ハ寸許、丹後、但州、越前、加州多クトル、華夷蟲魚考、寧波府志、奥籍便覽ノ望潮一名塗蟢ナリ、勢州津ニテアナダコト云ハ、形小クシテイヽダコノ如クナレドモ飯ナシ、イヽダコヨリ後レテ出、毒アリ、食ヘバ必酔フ、是又一種ナリ、クモダコトイヽダコトハ雌雄ノ如クナレドモ、國ニヨリテ有無アレバ別種ナルベシ、一種アシナガダコハ、一名テナガダコ、マンブク、防州クチナハダコ、雲州形章魚ニ同ジクシテ足最長シ、食ヘバ必酔ヒ、又斑ヲ發ス、是石距ナリ、一名石拒、寧波府志八帶魚、東醫寶鑑、津州府志、八則魚、山東通志雲州及讃州ニテハ、石距ハ蛇ノ化トコロト云フ蛇化ノコト若州ニ多シ、筑前ニテハイヽダコノ九足ナル者ハ蛇化ト云、八足ノ正中ニ一足アルヲ云フ、石距ノ子ヲシメダコ播州ト云

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略乾鮹九斤十三兩、〇中略鮹腊四斤、

凡中男一人輸作物、〇中略乾鮹〇中略雜魚腊各二斤、

〔北山抄三拾遺雜抄〕大饗裏書

新任饗〇中略

晝日差膳次第〇中略

五獻(タコ)蛸、以下貳六獻後、鱗龍物鶴頭事、

〔親元日記〕文明十三年七月廿五日戊戌、貴殿御進上鴨二、蛸一折、十五年四月廿日壬午、御方御所樣より五種、鯛、佐渡蚫、鹽引、貝蚫、烏賊、柳五荷御拜領、五月九日辛丑、兵庫殿御進上、鯛五、干蛸一折、以上長谷へまいる、

〔文祿四年御成記〕御二獻　蛸　御五巻小蛸魚　三ノ御膳　蛸　御相伴二ノ膳　蛸　諸大夫衆二ノ膳　たこ　御能之時樂屋本膳　たこ

〔文祿四年御成記〕御二獻　小蛸魚

〔四條流庖丁書〕タコキリモルベキ事　タコヲバ前ヘ置テ可出、搦飯ノ御回(メグリ)ナラバ、如何ニモ薄ク丸ク可切、御肴ニハ少厚ク長ク切ベシ、何ニモイボヲスキ、皮ヲムキテ可切也、

〔日本山海名產圖會〕四章魚(タコ)〇中略

越中富山滑り川の大鮹は是亦牛馬を取喰ひ、漁舟を覆して人を取れり、漁人是を捕ふに術なし、故に船中に空寢して待てば、鮹窺ひ寄て手を延、船のうへに打かくるを、目早く鉈をもつて其足を切落し、速に漕ぎかへる、〇中略又此疣一ッを服して、一日の食に抵(あ)つれども足れりとすなり、この餘の種類、人のよく知る處なればこゝに略す、

烏賊　スルメ

〔新撰字鏡〕魚鰞(哀都反、〇〇、鯸伊加、)　鰒(蒲角反、伊加、)　鯨(伊加)

〔本草和名〕十六蟲魚烏賊魚、(陶景注云、鷃烏所化也、崔禹云、垂矴而浮、烏欲啄之、因卷捕而殺之、故以名之、)一名河神之吏、(出崔禹)一名河伯度事小吏、(出古今注)和名以加

〔倭名類聚抄〕十九龜貝烏賊　南越志云、烏賊、(今按烏賊、並從魚作鰞鰂、亦作鰂、見玉篇、和名伊加、)常自浮水上、烏見以爲死啄之、乃

卷取之、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕玄應音義引埤蒼云、鰞鰂魚腹中有骨、出南郡、背有一骨、闊二寸許、有鬚甚長、口中有墨、瞋則潠人、陶隱居云、此是鷃烏所化作、今其口脚具存、猶相似爾、陳藏器云、海人云、昔秦王東遊、棄算袋於海、化爲此魚、其形一如算袋、兩帶極長、墨猶在腹也、蜀本圖經云、背上骨厚三四分、〇中略按説文、鰂烏鰂魚也、从魚則聲、又載鯽字云、鰂或从即、是鰂鯽形聲字、其謂之烏者、以腹中有墨之故耳、作烏賊假借也、羅願曰、卷取烏、似無是理者、爲得、但羅氏謂烏所化故名烏者亦非是、

〔倭名類聚抄 十九龜貝體〕烏賊墨　野王案、鰞鰂魚、背有一大骨、腹中有墨、(和名以加乃久呂美)今案背大骨、卽俗所謂甲也、

〔類聚名義抄 魚十〕烏賊魚(イカ)

〔下學集 上氣形〕烏賊(イカ)

〔和爾雅 六龍魚〕烏賊(イカ)(烏鰂、烏鱡、鰞鰂、墨魚、纜魚並同、)　明鮝(シホスルメ)(鹽乾者名明鮝)　脯鮝(スルメ)(淡乾者名脯鮝)　海螵蛸(イカノカウ)(烏賊骨也)　烏賊墨(イカノクロミ)　柔魚(アヲリイカ)(與烏賊相似、但無骨、)　瑣管(シヤクハチイカ)

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一するめ　よこかみ、するする　とも、　一いか　いもじ

○按ズルニ、和名類聚抄ニハ、スルメヲ小蛸魚ノ一名ト爲セリ、事ハ海蛸條ニ在リ、參看スベシ、

〔東雅 十九鱗介〕烏賊魚イカ〇中略　イカの義不詳、大小また其類あり、(イカとは、イは發語の音にして、カとは其腹内に甲あるを云ひしと見)えたり、(中略)閩書に見えし烏鰂類、亦有數種、その柔魚似烏賊而長、色紫、鬮乾食之と見えしものは、此にいふスルメイカといふ類也、瑣管或云柔魚、第差小爾といふは、此にシャクハチイカといふ類也、墨斗似瑣管而小といふは、此にクモイカといふもの、其小なる蜘蛛に似たるをいふ也、舜水朱氏はスルメとなすものは、柔魚とも樍魚ともいふ、その骨細薄なる者なりと云ひけり、

〔秇苑日渉 八〕魚皆

烏賊皆〇中略　烏賊、説文作鰞鰂、玉篇鰂或作鱡、埤雅曰、烏鰂八足、絶短者集足在口、縮喙在腹、懷板含

墨、一名纜魚、每遇大風、遠岸則虬前一鬚爲矴、近岸則黏前一鬚爲纜、癸辛雜識續集曰、世號墨魚爲烏賊、何爲獨得賊名、蓋其腹中之墨可寫僞契劵、宛然如新、過半年則淡然如無字、故狡者專以此爲騙詐之謀、故謚曰賊云、閩書曰、烏鰂一名墨魚、一名纜魚、大者名花枝、又名海若白事小吏、又名河伯從事、吶乾者閩浙謂之明府、其骨曰海螵蛸、閩小記曰、墨魚一名算袋魚、閩人名之花枝、嶺南雜紀曰、墨魚海豐名鰂魚、較他產脆美、正字通曰、一名黑魚、酉陽雜俎曰、舊說名河伯從事小吏、古今注曰、一名河伯度事小吏、事物異名曰、一名侴鷘、毛勝水族加恩簿曰、甘盤校尉、(烏賊名甘盤、)吐墨自衞白事有聲、宜授噀墨將軍、

〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕烏賊魚(訓伊加、)

釋名烏鰂(源順曰、烏賊並從魚作鰞鰂、鰂亦作鯽、時珍曰、羅願爾雅翼云、九月寒烏入水化爲此魚、有文墨可爲法則、故名烏鰂、鰂者則也、蘇頌曰、南越志云、其性嗜烏、每自浮水上、飛烏見之以爲死而啄之、乃卷取入水而食之、因名烏賊、言爲烏之賊害也、或曰、此魚水中逐小魚、小魚爽走不能捕之、乍出腹中之黑汁、令水溷黑、則小魚昏迷不動、因食之、故曰烏賊、諸說未詳、)

集解、江海處處每采之、自春二三月至秋七八月最多、冬月亦尙有矣、形如小囊、口在腹下足上、眼在口上、八足聚繞口之旁、其八足交腿之中間、有白皮包雙黑骨、如菱實之小、或似小烏小鳶、故俗號鳶烏、略與章魚同、有白鬚長過尺、全體俱著淡黑薄皮、皮上有斑肉、白如銀、味甚淡美、背上有一甲骨、狀如兒戲之小舟、又似箬葉、外如鮫皮之白沙、內似刮燒鹽之塊、重重有紋、卽是海螵蛸也、烏賊腹有黑汁而如墨淋、古人所謂烏賊之血味亦美也、常噀腹墨令水溷黑自衞、以防人害、然漁人識而網采、漁童尖利竹梢自岸上窺而刺之、又鰂好食小鯷及蛤蝦、故作餌而釣之、一種有泥障烏賊者、腹背如障泥、比常之烏賊則稍廣大、而肉軟味亦勝美、

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治、益胃補肝、通婦人月經、療小兒雀目、今俗所謂性溫動熱、患諸瘡之人、固禁不食、是有所試歟、有所據歟未詳、若謂動風氣、則與瑞日用之說也、

骨、(卽海螵蛸也、俗曰烏賊甲、)氣味、鹹微溫無毒、(惡白及白歛附子、能淡鹽、伏硇縮銀、)主治、瘧痢聾瘻少腹痛、眼翳流淚、前陰痛腫、五淋、小

兒疳疾、婦人肝傷不足血枯血瘕、經閉崩帶、令人有子、○中略

附方、熱眼赤翳、（攀睛貫瞳、及風熱攻眼、或血風或流涙不止、用烏賊骨、黃連、黃栢、雀白屎、各等分、辰砂減半、龍腦少許、爲末、和乳汁、以鵞羽入眼則愈甚妙、）眼胞生瘡、（烏賊骨粉、黃栢末各等分、和以楊梅皮煎汁而點之、）婦人血崩、（海螵蛸末鹽湯下）湯火瘡傷、（烏鰂骨粉爲細末、用生薑漬研碎作粘、同和勻傅之、）停耳出膿、（海螵蛸半錢、麝香一字爲末、以蘆管吹入耳中、）跌撲出血、（及金瘡血不止、用烏賊骨末傅之、）

鯣（訓須留女）釋名（字書音湯、赤鯣也、又音亦、鯣也、然本朝爲乾烏賊者久矣、假用者乎、宋大明曰、乾者鯗、吳瑞曰、鹽乾者名明鯗、淡乾者名鯆鯗、鯗音想、乾魚之總稱也、按此鯗者乾烏賊而與今之鯣同者乎、）

集解、鯣者用太刀烏賊、其腹背狀細長、故名之乎、或號筒烏賊、此亦據形名之、若用尋常之烏賊、則乾肉薄枯色黑、味亦短焉、太刀者乾肉厚肥、色黃白微赤、軟脆而味尙美矣、大抵太刀宜乾、亦宜鮮、常之烏賊宜鮮不宜乾也、古者混稱烏賊、延喜式神祇民部主計等部、有若狹、丹後、隱岐、豐後貢烏賊者、是皆今之鯣也、近世以自肥之五島來爲上品、丹後、但馬、伊豫次之、古來用賀祝之饗膳、今亦然矣、源順引崔氏食經曰、小蛸魚訓須留女、此亦同種乎、

氣味、甘温無毒、（以爲温）日主治、患噎膈之人食之則寬膈進食、或强筋骨也、

䲅烏賊（訓伊加）此是烏賊之子也、有黑白二種、黑者常之烏賊子、白者泥障之子也、狀與烏賊同、但背骨細小如芒刺、今作羹食、其味最美、和黑汁及醬而煮、呼號黑煮、凡䲅多食則動蟲積、令人惡心、一種身細小而長如竹管、號尺八烏賊、是頊管歟、猴染亦小烏賊歟、俱南産志載之、

〔本朝食鑑　十華和異同〕烏賊

一名墨魚、又名纜魚、日華曰、魚有兩須、遇風波即以鬚下矴、或粘石如纜、故名纜魚、蘇頌曰、腹中血及膽正如墨、可以書字、若逾年則迹滅、惟存空紙爾、世言、烏賊懷墨而知禮、故俗謂是海若白事小吏也、物類相感志云、烏則過小滿則形小也、南產志曰、又名河伯從事、晒乾者閩浙謂之明府、又曰、柔魚似烏鰂而長色紫、漳人晒乾食之、其味甘美、頊管、或云、卽柔魚、第差小爾、又有一墨斗、似鎖管而小、亦能吐墨、又有

猴染、大於墨斗、小於鎗管、此今之太刀䱡(タチ)、障泥䱡(アオリ)、雛䱡之類乎、

〔大和本草十三海魚〕烏賊魚　此類多シ、コ。プ。イ。カ。大ニシテ味ヨシ、水。イ。カ。長クシテ縁ヒロシ、柔魚閩書曰似烏賊而長色紫、漳人晒乾食之、其味甘美トイヘリ、是ス。ル。メ。ナリ、骨ウスシ、乾タルヲ多食ヘバ消化シガタシ、凡烏賊性本草ニ㕘氣強志トイヘリ、柔魚ノ性最然リ、河豚鰹魚ナド一切魚毒ニアタリタルニ、スルメノ手煎ジ服スベシ、頭管スルメヨリ小ナリ、長ク骨ウスシ、食之柔軟、又サ。バ。イ。カ。トモ云、ア。プ。リ。イ。カ。廣大ナリ、障泥ニ似タリ、ヤハラカニシテ味ヨシ、小。イ。カ。アリ、凡烏賊魚無毒人、病人不可食、難消化、肉餧トシテ可ナリ、海螵蛸ハイカノ甲也、藥ニ用ユ、功能多シ、本草可考、世醫云、歷久ヲ用テ尤良、

〔重修本草綱目啓蒙三十鱗魚〕烏賊魚　イカ　ゴ。イ。カ。熊野　カ。ウ。イ。カ。加州　コ。プ。イ。カ。雲州　マ。イ。カ。　一名甘盤水族加黑簿　甘盤校尉同上　黑魚事物異名　俞鰂　河泊　白事小吏共同上　海若白事小史同書、事物紺珠ニ史ヲ吏ニ作ル、　河泊從事同上同名　烏則魚東山通志　鏢鮹魚名物法言　小史魚並雅　纜瓶魚同上　骨、一名烏鰂骨本經逢原　海螵硝官邸便方　末起骨鄉藥本草、村家方、

イカハ二三月ヨリ七八月ニ至マデ最多シ、冬月尚アリ、身ハ長大ニシテ足ハ小也、形ハ小嚢ノ如ク、口ハ腹下足上ニ在リ、雙眼口上ニ在テ相並ビ、八足短シテ珠アリ、口旁ニ聚繞フ、八足ノ中間ニ白皮アリテ雙黑骨ヲ裹ム、小烏ノ形ノ如シ、故ニ俗ニ鷹烏ト呼、ソノ狀章魚(タコ)ニ同ジ、加州ニテコレヲ採リ、風乾スルヲア。ケ。ボ。ノ。ト呼ビ、センバカラシト名テ酒ノ肴(サカナ)トス、八足ノ外ニ白鬚二條アリ、長サ尺ニ過グ、コレヲカクレ足ト云フ、〇中略身ニ淡黑薄皮アリテ、上ニ斑點アリ、肉ハ色白ク銀ノ如シ、味淡美ナリ、皮中ニ一骨アリ、小舟及ビ箬(チマキザヽ)ノ葉ノ形ノ如ク、厚サ三四分、輕虛ニシテ色白シ、外ハ鮫(サメ)皮ノ如ク、内ハ燒鹽ヲ刮ルガ如ク、重々紋アリ、卽海螵蛸ナリ、俗名イカノカウ和方書ニ白龍ト云フ、腹ニ墨汁アリ、墨ノ如シ、味亦美ナリ、〇中略越前加賀ニテ、肉ヲ潤サ一分許、長サ一寸許ニ切リ、

墨ニ和シ鹽藏ス、イカノ黒ヅクリト云フ、又子腸ヲ鹽藏シ食フ、味極メテ美ナリ、本草滙ニ、烏賊子腸有補腎之功ト云フ、烏賊ハ雨中ニ多ク出、故ニ豫州ノ諺ニ日ダコ雨イカト云フ、漁童竹梢ヲ刮リ尖ラシ、岸上ヨリ窺テ刺シ捉ル、又小魚蝦ヲ餌ト爲テ釣ル、一種コブイカハ、形大ニシテ味良ト、大和本草ニ云リ、雲州ニテハ尋常ノイカヲコブイカト云フ、一種ミヅイカハ、長クシテ緣ヒロシト、大和本草ニ云ヘリ、筑前ノ人ハ瑣管ヲミヅイカト云フ、一種アヲリイカハ常ノイカヨリ廣大ニシテ障泥ノ如シ、肉軟ニ味亦美ナリ、閩書及福州府志ニ、烏賊大者曰花枝ト云ヘリ、熊野ニハ常ノイカニモ、大サ六尺許ナル者アリト云フ、一種ミヽイカ攝州ハ、身短ク潤ク左右ニ緣アリ、赤黒雜青色ニシテ小朱點アリ、全身大サ一寸許、夏月出、一種ヒイカ攝州ハ、身狹長二寸許、足ト共ニ淺青色、身ニ小青點アリ、八九月ニ有リ、○中略一種シヽボイカ攝州常ノイカノ形ニシテ小ク、身淡黄赤色ニシテ青黒斑アリ、足ハ紅黒色ナリ、大サ五六分ヨリ一寸四五分ニ至ル、二三月ニアリ、他月ニハ無シ、一種タツイカ丹後二月ニ甚多シ、身足共ニ長サ三寸、コレヨリ小ナルモノモ多シ、色ハ淡黒ナリ、骨ハ常ノイカニ異ナラズ、先全煠ク時ハ骨自ラ鍋中ニ脱落シ、墨ト腸トハ内ニ結ス、再煮テ食フ、稀ニ内ニ飯アルモノアリ、一種ハリイカ攝州體ニ橫條アリ、

附錄柔魚、スルメイカ、スルメ熊野シヤクハチ同上體ニ赤黒斑アリ、後ニハ白色トナル、骨ナクシテ、剃刀ノ如キ狹細ナルモノアリ、至テ薄ク光アリテ透徹ス、コレヲ銀ザヽノハト云フ、此イカヲ乾シテスルメトス、常ノイカヲ乾セバ薄クシテ色黒味短ナリ、肥前ノ五島ヨリ出ヅルモノハ、形大ニシテ上品トス、五島ズルメト云フ、是ハアヲリイカヲ用ユト云、丹後但馬ヲ次トス、加州ニテハ、カウイカツネノイカナリヲ用テスルメトス、コレヲ五島ト呼ブ、形圓ニシテ肉厚ク味佳ナリ、豫州吉田、石州津和野ニテ製スルモノハ、瑣管ノ大ナルモノナリ、形狹クシテ長、サ尺許、厚クシテ味佳ナリ、一種サバイカ大和本草ハ一名尺八イカ同上タチイカ本朝食鑑ツヽイカ同上タテイカ勢州サ

○スイカ○因州ミヅイカ○筑前ヨシミツイカ○熊野　形狭長二三寸許ニシテ竹筒ノ如シ、煮ル時ハ骨出テ、良光ノ如木ヲ著スルニ似タリトテ、熊野ノ方言アリ、骨ハ桑魚ト同ジ、是鎖管ナリ、〇中略　一種ベ○ニ○イ○カ○ハ一名ベ○イ○カ○備前備後ベ○カ○同上マ○ツ○イ○カ○摂州　身狭ク末微潤ク縁アリ、足ト共ニ色赤シ、足ノ末ハ黒シ、骨ハサヽノ葉ノ如シ、魚ノ大サ二寸ニ過ギズ、八九月ニアリ、是猴染ナリ、

〔食物和歌本草〕一　烏賊(イカ)

烏賊こそは烏目の薬虫を殺し膵を取巻腹のいたむに

〔令義解〕三賦役　凡調、〇中略　正丁一人、絹絁八尺五寸、〇中略　若輸雑物者、〇中略　烏賊卅斤、

〔延喜式〕二十四主計　凡諸國輸調、〇中略　烏賊十斤、〇中略

凡中男一人輸作物、〇中略　烏賊、〇中略　雑魚腊各二斤、〇中略

若狹國

調〇中略　烏賊、(丹後、出雲、隠岐、筑前、豐前、亦有烏賊調、)

〔延喜式〕三十七典薬　諸國進年料雜薬　攝津國卅四種、〇中略　墻薇根烏賊骨各四斤、　播磨國五十三種、〇中略　香薷烏賊骨各十六斤、　備前國卅種、〇中略　黄蘗烏賊骨各十斤、

〔播磨風土記〕完禾郡　石作里(本名伊和)伊加麻川、大神占國之時、烏賊在於此川、故曰烏賊(イカマ)間川、

〔祇園會御見物御成記〕六こん　まきするめ

〔親元日記〕文明十三年四月九日癸丑、貴殿御進上干鯛一折、十　烏賊一折、廿　以上、　廿四日戊辰、淡路殿より明後日之美物進納、鳥三、鯛十、烏賊卅、使石成彦左衛門、

〔文祿四年御成記〕與ノ御膳　烏賊　御相伴三ノ膳　生烏賊　御能之時樂屋　三ノ膳　いか

〔續視聽草〕三集　二　大○烏○賊○

大烏賊乘込之儀承礼、上總國天羽郡金谷村彦三郎海中より取上候、古今稀成大いかニ而、右體之

海月

品中々人力ニては漁事難相成趣御座候、足を鰐ニ喰切られ浮出候を取上候由ニ而、三切ニ致し、去月廿二日、本小田原町一丁め尾張屋次右衛門方へ乗込候旨、尤其節温氣ニ而日數相立多くハ腐候而、取捨候由ニ相聞申候、依之別紙麁繪圖面入御覽申候、此段申上候、以上、

子十一月朔日　町奉行

猶以眞烏賊ニ而者無御座候、あをりいかに御座候哉、　長サ貮間半、横六尺餘、足之丸サ貮尺程、○圖略

〔牛馬問 四〕一客有て夜話す、一人が曰、我船而海邊を過るに、舟郎が曰、希見事こそ候へ、各見物し給へとて船をとゞむ、其指す所を見れば、大なる蛇岸に臨て水中を窺ふ、水中よりは大なる烏賊岸に向て蛇を取らんの勢ひ有、兩物間近く成ければ、烏賊波を汲墨を噴て、彼の蛇にそゝぎかくれば、蛇は斷々にきれて、海中に落、見るもの奇と感せざるはなし、其後又他に往て夜話す、客の曰、近き比或人烏賊を料理するに、彼もとより庖丁の業に疎ければ、烏賊をあちふの方をえらず、腹中の墨やぶれ、手を添所こと〴〵く黑く、殆倦はてたる折から、彼が見蝮にさゝれたるとて泣叫、其親大に驚あはて、彼烏賊を捨て走寄、黑き手も不厭、そこ歟こゝ歟と撫摩て、いたはるほどに、此見も眞黑になりて、痛む所も見へざるに、疼暫時の間に愈て、泣をとゞめ、遊ぶ事常のごとし、皆人不審し、烏賊の墨、蝮の毒を解哉といへり、此兩人の話を聞に、烏賊の墨、諸蛇の毒を解する事疑ひなし、本草に烏賊骨(海螵蛸といふ)蝎螫疼痛を治とあれども、墨の能を不載、姑く書して後人に備ふ、

〔本草和名 十六蟲魚〕海月(貌似月在海中、故以名之、)凝月(煮時即凝、故以名之、)一名水母、(水母者、蛇名、形如覆笠、無目、蝦入其頭中、爲目、出崔禹、)　和名久。良。介。

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕海月　崔禹錫食經云、海月一名水母、(和名久良介)貌似月在海中、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕訓久良介、依輔仁、新撰字鏡蛽同訓、古事記久羅下、卽是、○中略本草和名引同、興化府志云、博物記云、晨風爲鷃、海月爲水母、與崔氏所云合、文選江賦、海月水母彙擧、注引南越志、

云、海岸間頗有水母、東海謂之蛇、正白濛々如沫、生物有智識、無耳目、故不知避人、常有蝦依隨之、蝦見人則驚、此物亦隨之而沒、食經所謂水母卽是、文選注文又引臨海水土物志云、海月大如鏡白色正圓、常死海邊、其柱如搔頭大、中食、不與食經海月同、

〔下學集 氣形 上〕海月(クラゲ) 水母(カリクラゲ)

〔重修本草綱目啓蒙 三十 無鱗魚〕海蛇 クラゲ 一名借眼公(水族加恩簿) 同體合用功臣(同上) 海喳(典籍便覽)
蛸(事物紺珠) 樗蒲(同上) 鮓魚(事物異名) 水母仙(同上) 乍魚(八閩通志) 白皮子(藥性纂要)
朱氏雜記ニ、生名爲水母、醃乾卽爲海蜇ト云、廣東新語ニ、乾者爲海蜇、八月間乾者肉厚而脆、名八月子尤美ト云フ、事物紺珠ニ、蛇線及ビ水母線ヲ蛇鬚ノ異名トス、彙苑詳註ニ、水母線海物也、澄潤挺質、凝沫成形、號水母線、閩人謂之蛇ト云フ、皆非ナリ、水母ハ泥海ニ生ズ、故ニ備前筑後ニ多シ、江戸ニハ無シ、形ハ覆荷葉ノ如ク、水垢ノ凝結スルニ似タリ、波ニ隨ヒ潮ヲ逐ヒ海面ニ浮ブ、眼口ナク手足ナシ、廣東新語ニハ、有口無目トイフ、腹下ニ物アリ、絲絮ノ如ク長ク曳ク、コレニ魚蝦多ク隨フ、コノ物蝦ニヨリテ往來ス、水母ハ自ラ動クコト能ハズ、故ニ水母目蝦ト云、略○中 味淡ク微腥ニシテ佳ナリ、生ナル者ヲトリ櫟(クヌギ)ノ葉ヲキザミタルヲ雜ヘ、桶ニ入、水ヲイレ、蓋ヲ掩ヒ置キ、時々水ヲ換ル時ハ、久シテ敗レズ、又一法、水ヲ用、鹽四合ヲ加ヘ淹ス、久クシテ敗レズ、トウクラゲハ、廣東新語ノ海蜇ナリ、舶來アリ、色黃白ニシテ薄ク韋ノ如ク形圓ナリ、細ク切リ、薑煎酒ヲ以テ食フ、味淡シ、嚼テ聲アリ、今本邦ニテモ製ス、白礬(メウバン)水ヲ用テ淹シテ、簾上ニ攤乾(ヒロゲ)スレバ、白色トナル、中○略 一種水母、色赤キ者アリ、アコーラ(備前)ト云、形傘ノ如クシテ、細長ノ紐多シ、觸レバ斷落シヤスシ、若手誤テソノ身及紐ニフルレバ、甚ダ疼痛ス、總州銚子浦ニハ、ナマクラゲ、紅絲(アリ)アヲクラゲ、シロクラゲ、ヤナギクラゲ等ノ品アリ、一種ミヅクラゲハ、海上ニ浮游ス、泥海ニハナシ、形圓カニシテ色白ク光アリ、絲ヲ曳キ魚蝦コレニ

附ク、四ノ黑點アリ、卽足ナリ、攝州尼崎ニテハ索麪クラゲト呼、防州且村ニテハ、ブツウクラゲト云、雲州ニテハ、ドウクハンクラゲトイフ、食フベカラズ、楫ヲ以テ掠メ取リ、沙上ニ擲ツ時ハ、膨脹シテ氷玉ノ如シ、松前ニハ大サ三寸許ニシテ、紫色ナル者アリ、又土州羽根浦ニ、フグト云モノアリ、(河豚ノ方言フグト云フ)ハミヅクラゲニ同クシテ、中ニ鍼ヲ藏ス、若螫サルレバ、甚人ヲ害ス、又備前兒島及勢州ニ、ミヅクラゲト形狀同ジクシテ、肌滑ナラズシテ小ク、色紅ニシテ血道ノ如キモノアリ、若シ誤テ此物ニ觸ルレバ、蕁麻ニ螫レタルガ如シ、薩州ニテイラト云フ、

〔古事記上〕天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、〇中略次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時、(流字以上十字以音)如葦牙因萌騰之物而成神名宇麻志阿斯訶備比古遲神、(此神名以音)

〔古事記傳三〕久羅下は、和名抄に崔禹錫食經云、海月　名水母、貌似月在海中、故以名之、和名久良介とあり、此物海中を漂蕩ひ行く物にて、其形晝晴たる天に月の白く見ゆるに甚よく似て、信に海月と名けつべきさましたる物なりとぞ、〇下略

〔元亨釋書四〕釋勸修、姓紀氏、父母禱佛神求子、母夢星光入懷、覺而孕、自稚孩不食肉、不戲劇、家人戲以海月入口、兒乃病數日生瘡、其形宛如海月、父母驚歎、誓曰、此瘡速差、奉見於三寶、言已而痊、〇下略

〔海道記〕海月は、潮のうへに水にうつるかげともに、これうき世を論じて、人をいましめたり、
浪のうへにたゞよふ海の月もまたうかれ行とぞ我を見るらん

〔延喜式三十一宮內〕諸國例貢御贄〇中略　備前國(甘葛煎 水母)

〔類聚雜要抄一〕一母屋大饗
同饗應差圖　海月

〔日本山海名產圖會五〕水母(一名借眼公　海舌)
諸州に產して備前殊に名產とす、又唐水母、朝鮮水母と云は、肥前に產す、元は異國より長崎へ傳

送せし物なれば、かく號り、今は本朝にも其法を覺えて製し、同く唐水母と稱す、其製法は石灰と明礬とに浸し晒して、血汁をされば、色變じて潔白なり、又備前は櫪の葉を少し炙り、臼にて舂き、鹽水に和し浸すなり、其外數種あり、中にも水々母、又色黑き物赤きものは皆毒ありとて、漁人これを採事なし、

形は蓮の葉を覆ひたるが如く、其邊に足の如き物あり、色は紅紫にて、眼も口もなく、腹の下に糸のごとく絮のごとく長曳く物あり、魚蝦かならず是に隨附す、俗にこれが眼を借りて游ぐともいへり、故に借眼公の名あり、○中略是を採るには九月十月の頃、海上に浮漂ひて流るを、舟より攩(すくひ)網を以て採る、波荒き時は礒へうちあぐるもあるなり、

〔類聚雜要抄〕一仁和寺殿競馬行幸御膳并御遊酒肴事○中略

次御酒肴五種蚫、干鳥、蛸、小鳥、海月、大盤居之、

〔大草殿より相傳之聞書〕一海月切樣は、いかにもながくきりてよし、あへ候は、けしとはじかみと、かつをを三ッ一ッにしてすりて、すこしすにてあへ候、またすたてを又さし候、酒にてあへたるもよし、一方のれうりによるべし、くらげをあらひ候時は、先一あらひ仕候而、其後こぬかをふり掛ケ候て、もみあらふ也、其後きりて、又よき酒にてもあらふ也、其後あへ候、

〔四條流庖丁書〕一海月之事、差ミ海月ノ時モ、酢ハクルミ酢ニテ參ラスベシ、アヘ海月ノ時モ、クルミ酢ニテアヘテ可參候、○下略

〔よめむかへの事〕一ゑき三こんのとゝのへの事○中略

一ひきわたし　くらげかはらけわなし○下略

〔厨事類記〕海月ハ或說云、酒ト鹽トニテ、メデタクアラヒテ、方ニキリテ、鯹ヲ酒ニヒタシテ、其汁ニテアラフベシ、酢イルベシ、キザミ物ハシカミイルベシ、キカバトテ、橘皮ヲモサス也、故實晴時ハ、タヾ

海鼠　一

細ク切テ、ソクヒニテ打違天盛之、

〔後葉和歌集十物名〕くらげを海の月といふよし、人の申しけるを聞て、　祭主親定母

ふかくすむちひろのそこもみるべきにくらげにみゆる海の月哉

〔夫木和歌抄二十七海月〕家集戀歌中　源仲正

我戀は海の月をぞ待わたるくらげのほねにあふ夜ありやと

〔本草和名十六蟲魚〕海鼠出崔禹　和名古。

〔倭名類聚抄十九龜貝〕海鼠　崔禹錫食經云、海鼠〈和名古、本朝式加熬字云伊里古、〉似蛭而大者也、

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕訓古依輔仁、今俗呼奈万古、對熬海鼠立稱也、熬海鼠見延喜大神宮、主計寮、大膳職、內膳司、主膳監等式、閩小記云、土笋、卽沙噀也、謝在杭作泥笋、樂淸人呼爲沙蒜、寧波府志云、沙噀、塊然一物、如牛馬腸臟、頭長可五六寸、胖軟如水蟲、無首尾、無目無皮骨、但能蠕動、觸之則縮小如桃栗、徐復擁腫、土人以沙盆揉去其涎腥、雜五味煮之、脆美爲上味、輔仁源君所云古、可以充沙噀、其生者俗謂之奈末古、腊者云伊利古、伊利古者海參也、類腋云、吳偉業海參詩、莫辨蟲魚狀、休疑草木名、但將滋味補、勿藥養餘生、注、海參產登萊海中、五雜組云、其能溫補、足敵人參、故曰海參、遼東海濱有之、一名海男子、醫林四書云、海參出海中長岐島、夷人稱海蛆、有黑白二色、長二三寸、大寸許、周身有肉刺、而黑者爲佳、一種無肉刺色帶白、名曰肥皂參、次之、村瀨氏曰、長岐卽長崎之誤、蓋漢人不知伊利古之製、海舶歲來長崎得之、因名曰海參、海蛆亦當作海鼠、〇中略醫心方引云、貌似馬蛭而大者五六尺、小者一二尺、體上小角連數十枚、如革囊而鹹縮、腮々膨々者、是也、按貌似馬蛭四字句、而大者五六尺六字句、源君節引失句、下總本者下有也字、廣本同、蜂山君曰、寧波府志抄噀、可以充古、今俗呼奈万古、食物本草海參、可以充伊利古也、

〔類聚名義抄十鼠〕海鼠コ

〔下學集上氣形〕海鼠(イリコ)　海鼠腸(コノワタ)

〔伊呂波字類抄古動物〕海鼠(コ)似蛭大物也

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一なまこ　はなだ　一いりこ　くろ物

〔古事記上〕爾詔天宇受賣命、○中略於是送猨田毘古神而還到、乃悉追聚鰭廣物鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、爾天宇受賣命謂海鼠云、此口乎、不答之口而、以紐小刀、拆其口、故於今海鼠口拆也、是以御世、島之速贄獻之時、給猨女君等也、

〔水左記〕承保四年八月七日甲申、去夜心地苦於昨日、早朝廣算僧都入塵、乍臥面謁、○中略中時許、令問雅忠(和氣)朝臣云、海鼠腸熱氣間所食也、仍熱散後、雖食不可有禁忌、而件物若爲腹病何樣物乎、返解云、御熱氣間、聞食何事候哉、況件物御腹病之藥也者食之、今夜心地極苦、

〔宣胤卿記〕長享三年正月十七日丙子、息女(十五歳)來、柳二荷、鮨一折、海鼠一折、圓鏡等持來、

〔實隆公記〕明應六年四月五日丁丑、細川安房守送使者、海鼠腸一桶被送之、

〔令義解三賦役〕凡調○中略若輸雜物者、○中略熬海鼠(イリコ)廿六斤、

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭○中略

太神宮○中略熬海鼠十二斤、○中略

度會宮○中略熬海鼠八斤

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調○中略熬海鼠八斤十兩、○中略若狹國○註略調、○中略熬海鼠、(○能登隱岐筑前肥前肥後亦有熬海鼠調)

〔日本山海名產圖會四〕生海鼠(ナマコ)(熬海鼠いりこ、海鼠腸このわた)

是殽品中の珍賞すべき物なり、江東にては尾張和田、參河柵の島、相摸三浦、武藏金澤、西海にては

讃州小豆島最多く、尙北國の所々にも採れり、○中略又奥州金花山に採物は形丸く、色は黃白にて、腹中に砂金を含む、故に是を金海鼠と云、漁捕は、沖に取るには、網を船の舳に附て走れば、おのづから入るなり、又海底の石に著たるを取るには、卽煮海鼠の汁、又は鯨の油を以、水面に點滴すれば、塵埃を開きて、水中透明、底を見る事、鏡に向が如し、然して攩網を以て是をすくふ、煮乾の法は、腹中三條の腸を去り、數百を空鍋に入れて、活火をもつて煮ること一日、則鹹汁自出て、焦黑燥硬く、形微少なるを、又煮ること一夜にして、再び稍大くなるを取出し、冷むるを候、糸につなぎて乾し、或は竹にさして乾たるを、串海鼠と云、また大なる物は、藤蔓に繫ぎ懸る、是江東及越後の產かくのごとし、小豆島の產は、大にして味よし、薩摩、筑州、豐前、豐後より出るものは極て小なり、

〔四條流庖丁書〕一カキ、コタヽミノ事、此冷汁、當世アエ給候、當流ニ相違也、○中略先ナマコヲ、能ホドニ作リテ、酒ニテソト色ヲトルベシ、同カキヲモ、酒ニテ色ヲトリテ蛎ヲバ、能タヽキテ、サテ山葵辛ミニテ、辛ミニハ山葵可レ入、シホ酒ヨキ若山葵ナクバ、辛ミニハ何ニテモ可レ入、若蛎ナクバ、ナマコ計ニテアヲバ、コタヽミト云也、○下略

〔四條流庖丁書〕一コノワタノ事可レ祕レ之、鹽カラ少損ジタルヲバ、スヽギテ參スル也、○下略

〔祇園會御見物御成記〕三獻○中略　御ゆづけ○中略　このわた おけ金だひ繪あり

〔日本山海名產圖會〕四海鼠腸○中略註

海鼠腸を取り、淸き潮水に洗ふ事數十遍、鹽に和して是を收なり、黃色に光り有て琥珀のごとき物を上品とす、黑み交る物下品なり、又此三色相交る物を日影に向ふて、頻に攪まはせば、悉く變じて黃色となる、或は腸一升に鷄子の黃を一ッ入れ、かきまはせば、味最も美なりともいへり、往古は此腸を以て貢ともせしかども、能登、尾州、參河のみにて、他國になし、是まつたく黃色なるもの

老海鼠

山椒魚

稀なればなり、

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕老海鼠　漢語抄云、老海鼠、保夜、俗用此二字、保保○
〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕按此所載、釋所以寄生與老海鼠、其實異而和名同、蓋源君之言、所載一說亦源君擧異聞也、皆當爲夾行在下注末、○中 按多紀氏桂山曰、本草和名引崔禹云、蠃茸上洛果反、下而庸反、在海中、貌似菌而色赤黑、如海鼠耳、疑是保夜也、蘭山曰、雨航雜錄石物卒、形短圓三寸、長四寸、身赤服泡急甚、形物卒故名、一名來魚、或云、石屑入水所化、
〔類聚名義抄 十 貝〕老海鼠 ホヤ
〔本朝食鑑 九 江海無鱗〕老海鼠 ○中略
集解、狀如言海鼠之老變、而一箇肉片色紫赤、外雖有如蟹鼇之殼者、云粘石脫去、肉味類海兒、而硬、或似鰒耳水母、而極堅、應節而生花、如披人之指掌也、○下略
〔大和本草 十四 蟲〕ホヤ　海參ニ似テ色赤黑形圓シ、冬アリ、夏稀ナリ、堅硬ノ物ナリ、非佳味、
〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調、○中 鮨鰒貽貝(イガヒ)富耶(ホヤ)交鮨(マゼ)各卅六斤、○中略 若狹國○中略 保夜交鮨(マゼズシ)、
〔延喜式 三十九 內膳〕年料○中略　參河國保夜一斛
〔類聚雜要抄 一〕一母屋大饗
同饗應差圖　老海鼠(ホヤ)
〔四條流庖丁書〕ホヤ汁ニハ、ハリグリヲ入事ハ、ホヤノ毒ヲ、生栗ニテ可消タメニ、ハリグリニシテ入也、○下略
〔本草和名 十六 蟲魚〕鰻鱺魚 仁諝上音英安反、下力號反、 鮎 音秋、用似而短、出陶景注、 鯢魚 音蹄、有四足、 反、和名波。之。加。美。以。乎。
〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕鰻鱺魚　本草云、鰻鱺、〈慢黎二音、和名波之加美伊乎、〉
〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕證類本草引陶隱居云、鰻鱺魚能緣樹、食藤花、形似鱓、又有鯆、亦相似而短也、

又引唐本注云、鯢魚有四脚、能緣樹、陶云、鰻鱺便是謬證也、按、陶所說鰻鱺魚云似鱓云、又有鮨相似而短者、卽可今字奈岐、其能緣木食藤花者非鰻鱺、故蘇云、鯢魚有四脚、故能緣木、陶說鰻鱺緣木者謬也、本草和名云、和名波之加美以乎、是兼舉本草及注所說、而和名依陶說緣木蘇說有四脚、爲波之加美伊乎也、波之加美伊乎、今俗呼山椒魚、大五六寸、似鮎有四脚、長尾、能緣木者卽是、物理小識所載、閩高山源黑魚、亦蓋是也、輔仁以之訓本草鰻鱺魚誤、源君襲之非、是鯢魚又有一種、似鮎四脚其長二三尺、聲如小兒、但體肥脚短、不能緣木、今俗又呼山椒魚、或呼半劑、文德實錄、日本紀略謂之椒魚、則知古又呼波之加美伊乎也、是上文所載山海經及本草鯑魚陶注人魚、非蘇敬所說者、陳藏器云、鯢魚能上樹、聲如小兒啼者、誤混二魚爲一物也、

〔和爾雅 六 鱗介〕鯢魚（サンセウウヲ）（鯑魚、鰨魚並同、）

〔本朝食鑑 七 河湖無鱗〕鯑

釋名、山椒魚、（俗稱）査魚、（古稱、按鯑訓山椒魚、如被山椒樹皮故名乎、古訓波志加美魚、源順用鯢字誤矣、）

集解、山椒魚生于溪澗中、頭面如鯰鯨而微、尖啄腹重墜如囊、身有淺紫色、無鱗、有黑點斑、聲如嬰兒啼、有四足而能走、又上樹若誤亡之則不可尋也、丹波但馬及西北州之山川有之、江東希有矣、

肉、氣味、甘平無毒、主治、洗俗所謂能療勞瘵久嗽、或除疫邪、（洛人所謂能療噎膈、予平野必大未試之、）

〔本朝食鑑 十 華和異同〕鯑

鯑若人魚孩兒魚也、有二種、生江湖中、形色皆如鮎、鮠腹下翅形似足、其顋頰軋軋、音如兒啼、卽鯑魚也、一種生溪澗中、形聲皆同、但能上樹乃鯢魚也、然則本朝山椒魚者鯢也、陶弘景、郭璞、寇宗奭、山海經、蜀志等說皆相同、徐鉉稽神錄云、謝仲玉者見婦人出沒水中、腰已下皆魚、又徂異記云、査道奉使高麗見海沙中一婦人、肘後有紅鬣、俱是人魚、而名同物異非鯑鯢也、本朝亦海西洋中見若斯物者儘有、

〔大和本草 十三 河魚〕鯢魚（サンセウウヲ）　溪澗ノ中ニ生ズ、四足アリ、水中ノミニアラズ、陸地ニテヨク步動ク、形モ聲

モ鯑魚ト同、但能上樹、山椒樹皮ヲ食フ、國俗コレヲ山椒魚ト云、四足アリ、大サ二三尺アリ、又小ナルハ五六寸アリ、其色コチニ似タリ、其性ヨク膈噎ヲ治スト云、日本處々山中ノ谷川ニアリ、京都魚肆ノ小池ニモ時々生魚アリ、小ナルヲ生ニテ呑メバ膈噎ヲ治ス、

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鯢魚 サンシヤウウヲ ハンザケ石州 ハンザキ作州 ハダカス丹波 アンゴウ同上 一名鯿鰻正字通 娃娃魚說鈴

雌鯨モ亦鯢ト云同名也、鯢魚ハ溪澗中ニ生ズ、溝瀆ニモ亦アリ、形鮎魚ニ似テ鱗ナク四足アリ、足ハ扁ク前ハ四指ニシテ手ノ如シ、後ハ五指ナリ、能樹ニ上ル、頭圓扁ニシテ口大ニ眼甚小ナリ、背上皮色沙噀(ナマコ)及蝦蟇(ヒキガヘル)ニ似テ黑斑アリ、斑大ナル者小ナル者アリ、頭ニ近クシテ疙瘩(イボ)アリ、椒樹皮ニ似タリ、故ニサンシヤウウヲト名ク、或云、椒氣アル故ニ名ヅク、又云、椒樹皮ヲ食フ故ニ名ヅク、腹ハ黃色、尾ハ細クシテ海鰻鱺(ハモ)ノ如シ、小ナルモノハ八九寸、大ナルモノハ三四尺ニ至ル、城州丹波但州西北州ニ多シ、江戶ニハ稀ナリ、此魚ハ只水中ニ住ムノミナラズ、陸ニ上リテ亦能步ス、性最强シ俗ニ傳フ噎ヲ治スト、半身ヲ切取リテ用ヒ、ソノ餘ヲ水中ニ放ツ時ハ、自ラ肉ヲ生ジテ腹全身トナル故ニハンザキノ俗稱アリ、家池ニ養ヘバ夜鳴、ソノ聲兒啼ノ如シ、コレヲ食フニ皮ヲ去ラザル時ハ惡臭アリ、故ニ生ナル者ヲ懸置キ、下ニ火ヲ燒ク時ハ、皮自ラ裂ケ脫ス、ソノ肉多クシテ潔白味甚美ニシテ腸少シ、已ニ宰スルモノ腸猶能動ク、別ニ一種箱根ノサンシヤウウヲアリ、物理小識ニ、游子六曰、閩高山源有黑魚、如指大、其鱗即皮、四足可調粥治小兒疳ト云是ナリ、此魚ハ相州箱根湖中ニ生ズ、又アカハラト名ク、越後高田ニテセングハンムシト呼ブ、小蟲ナリ、形石龍(トカ)子蠑螈(イモリ)ノ輩ニ似テ、頭圓カニ扁ク頸細シ、長身細尾四足アリ、雄ナル者ハ腹痩、雌ナル者ハ腹肥ユ脊皮黑褐色腹赤ク細紋アリ、石州津和野及ビ筑後久留米ニモ多シ、皆三爪ナリ、冬ハ陸ニ上リ、石或ハ葉下ニ隱ル、背ニ黑斑アリ、腹微紅、久留米ノ土人ハ好テ椒樹ニ上ルト云フ、又奧州南部濱石

人魚

村翠宿ノ温泉、同村翠ノ温泉ノ近邊ニアリ、色淺黑ニシテ黑點アリ、小兒ノ疳ヲ治スト云フ、

〔日本紀略 桓武〕延暦十六年八月己巳、掖庭溝中獲魚、長尺六寸、形異常魚、或云椒魚、在深山澤中、

〔文德實錄 四〕仁壽二年三月癸酉、近江國得魚、形似獼猴、異面獻之、故老皆云、此椒魚也、昔時見有此物、

〔日光山志 四〕日光諸處の名產　魚蟲○中略　山生魚（さんしやうのうを）是は所々の山中谷川に生ず、四趾あり、五疳を治するもの也、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚〕人魚　兼名苑云、人魚一名鮫魚、上音陵　魚身人面者也、山海經注云、聲如小兒啼、故名之、

〔箋注倭名類聚抄 八 龍魚〕按山海經海內北經云、陵魚人面、手足魚身在海中、兼名苑注蓋本之、說文無鮫字、依山海經則知古作陵魚、以在丘陵土中名陵魚、以人面有手足、一名人魚也、楚辭天問、鯪魚何所、王逸曰、鯪魚鯉也、一云鯪鯉也、有四足、出南方、吳都賦陵鯉若獸、劉逵注云、陵鯉有四足、狀如獺、鱗甲似鯉、居土穴中、性好食蟻、陶注別錄云、鯪鯉能陸能水、出岸開鱗甲、伏如死、令蟻入、急閉而入水、開甲皆浮出、於是食之、故主蟻瘻、○中略　北山經云、龍侯之山決々之水出焉、其中多人魚、其狀如鯑魚、四足、其音如嬰兒、注云、或曰人魚即鯢也、似鮎而四足、聲如小兒啼、今亦呼鮎爲鯑、此所引即是、按史記秦始皇本紀、葬始皇酈山、以人魚膏爲燭、集解徐廣曰、人魚似鮎四脚、正義引廣志云、鯢魚聲如小兒啼、有四足、形如鱧、出伊水、水經伊水注引廣志、作如鯪鯉、證類本草鮧魚條引陶隱居云、人魚似鯷而有四足、聲如小兒、陳藏器云、鯢魚在山溪中、似鮎有四脚長尾、能上樹、聲如小兒啼、故曰鯢魚、一名人魚、山海經所云人魚即鯢魚、今俗呼山椒魚、或呼半割者、以其聲如小兒啼、故名人魚、或名鯢魚也、中略　鯢魚有二、一則似鯑四足、大不過五六寸、能緣木不啼、下條所載波之加美伊乎是也、一則似鮎四足、長至二三尺、有聲不能緣木、即山海經所載者、陳氏云、上樹聲如小兒啼者、混二種說之也、按鯪魚即陵鯉、今人謂其甲爲穿山甲者、一名人魚者、以其面略似人也、則人魚之名雖同、所以得名不同、其物亦迥別、源君混爲一者誤矣、又按源君所舉人魚、疑是海人魚、非陵鯉、又非鯢魚也、史記正義又引

異物志云、人魚似人形、長三尺餘、不堪食、皮利於鮭魚、項上有小穿、氣從中出、出東海者蓋是、異物志又以爲始皇冢中爲燭者、恐以其名同混也、

〔類聚名義抄十魚〕人魚人魚身面

〔運歩色葉集丹〕人魚食之者命長

〔重修本草綱目啓蒙三十無鱗魚〕鯑魚　一名鰕魚正字通海中人魚　鰄同鰕　鯢同鰕　魜俗共同上

人魚同名數品アリ、次條ノ鯢魚モ人魚ト名ク、此條ノ人魚ハ淡水ニ生ジ、似鮎腹下翅似足者ヲ云、和產未ダ詳ナラズ、稽神錄以下ノ文ハ海人魚ナリ、腰以下ハ魚身ニシテ人頭ナル者雌雄アリ、三才圖會ニ出、大和本草附錄ニ、海女ハ海中マレニアリ、半身以上ハ女人、以下ハ魚身ナリト云フ、又全ク人形ナル者モアリ、卽徂異記ノ文是ナリ、華夷考ニ、海人魚東海有之、大者長五六尺、狀如人眉目口鼻手足爪頭、皆爲美麗女子、無不具足、皮肉白如玉、無鱗有細毛、五色輕軟長一二寸、髮如馬尾長五六尺、陰形與丈夫女子無異、臨海鰥寡多取得之、養之於池沼、交合之際與人無異、亦不傷人ト云フ大和本草附錄ニ、海人ハ在海中形全ク人ナリ、頭髮鬚眉悉具足、手足ノ指水鳥ノ如ク相連テ水カキアリ、不能言語、飲食ヲ與レドモ不食、一種偏身肉皮アリテ腰間ニ下リ、垂袴ノゴトシ、餘ハ皆人也、地ニ上リ數日不死ト云フ、又廣東新語ニ、大風雨時有海怪、被髮紅面、乘魚而往來、乘魚者亦魚也、謂之人魚、人魚雄者爲海和尚、雌者爲海女、能爲舶祟、火長有祝云、母逢海女、毋見人魚、人魚之種族有盧亭者、新安大魚山與南亭竹沒老萬山多有之、其長如人、有牝牡、毛髮焦黃而短、眼睛亦黃、面黧黑、尾長寸許、見人則驚怖入水、往往隨波飄至、人以怪、競逐之、

人魚長六七尺、體髮牝牡亦人、惟背有短鬣微紅、知其爲魚、間出沙汭、能媚人、舶行過者必作法禳厭、海和尚多人首鱉身、足差長無甲ト云フ、人魚骨蠻名ヘイシムレル、蠻人將來ル者贋物多シ、藥舖ニ貨スル者ハ黃貂魚(アカエイノ)齒及錐子魚(トビエイノ)齒ノ形狀ニシテ、斜紋ナルモノナリ、未ダ眞ナル者ヲ見ズ、坤輿外紀

ニ、有海馬、其牙堅白瑩淨、文理細如絲髮、可爲念珠等物、復有海女、上體如女人、下體爲魚形、其骨爲念珠服之、可止下血、二者皆魚骨中上品、各國貴重之ト云ヘリ、

〔六物新志 下〕人魚

我邦俗自古相傳言、人魚之肉有延年之功也、昔者若狹國漁父獲人魚深秘之、其女陰知之竊食之、其壽八百歲、世所稱八百比丘尼者也、此世俗之鄙語雖不足擧、然有關係於此物、故附記焉、

近歲秋田藩之臣小田野子有者就其國人親視人魚者、而聽其形狀輒作之圖、以贈之於江都之平賀鳩溪、且添以其所由、曰其封內牡鹿郡有河、其中有物、天將陰雨則必出沒水中、其形如婦人、年紀可二八、兩眉相連接、其腰以下則魚也、漁人相戒以若捕之則有災祟、故其物免網罟之害、今仍在焉、

我友森子信(名富信號桂丘)嘗遊於松前、至津輕之下邑淺蟲、而聞其館主嘉右衛門語其親視人魚之事、曰、寶曆中八月上旬、嘉乘小船釣魚於野內海、操舟者一人從焉、時方日晡將進船徒、嘉回首而望、適見牝人魚之被髮現于水面、其顏色瑩白與返照相映、皚皚有光暉、肌膚亦白、而少有如甲錯之意、髮赤而帶黯色、兩乳兩手俱與人不異、但似腰帶如裳者、而以下則不見、不可得而知也、嘉怪訝之間、急告之從者、從者見之驚而堅鉗於水、人魚亦駭懼輒即沒而不復見焉、是非止嘉一舟二人親視之、它漁舟二人者亦得同視之、若其形狀則其倏忽之間不能仔細視之、故嘉以意言其大概耳、蓋其地素相傳其海有此物也、子信爲余(〇大槻茂質)有此擧、見告其親聞者爾、

凡人魚女形者多、而男形者少、故西洋之諸書、所謂百設武唵兒(ベセムエール)、膚路烏吸悉迷伊兒名能(フロウヒスメイルミンチン)、熱伊物(ゼイウエイフ)以兎之諸名皆此類之、則婦魚或海女之義也、而此物已有婦魚海女之名、則其牡亦宜謂之夫魚海男、然其男形者徒謂之迷伊兒名能(メイルミンチン)之牡、而婦魚之名、獨專擅其稱者何也、將因其所初視者女形而然乎、抑以其素多女形而致此乎、蓋漢人之所記、本邦之所傳、亦並多女形、則其男形少者可以徵也、於是西洋之諸書多呼曰婦魚者、亦可以知已、然呼曰人魚之義、亦非絕無也、而漢人及本邦則自古唯有人魚之名、

魚雜載

而不言男女之異耳、此以其始名之之意想或異或同故也、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕伊勢國別保といふ所へ、前刑部少輔忠盛朝臣くだりたりけるに、浦人日ごとに網を引けるに、ある日大成魚のかしらは人のやうにて有ながら、はゝこまかにて、うをにたがはず、口さし出て猿ににたりけり、身はよのつねの魚にて有けるを、三喉ひきいだしたりけるを、二人してになひたりけるが、尾なをつちにおほくひかれてけり、人のちかくよりければ、たかくおめくこゑ人のごとし、又なみだをながすも人にかはらず、おどろきあざみて、二喉をば忠盛朝臣のもとへもてゆき、一喉をば浦人にかへしてければ、浦人みな切くらひてけり、され共あへてことなし、そのあぢはひことによかりけるとぞ、人魚といふなるは、これていの物なるにや、

〔甲子夜話 二十〕人魚ノコト、大槻玄澤ガ六物新志ニ詳ナリ、且附考ノ中、吾國所見ヲ載ス、予〇松浦清ガ所聞ハ延享ノ始メ、伯父伯母君本覺君、光照夫人、平戸ヨリ江都ニ赴給ヒ、船玄海ヲ渡ルトキ、天氣晴朗ナリケレバ、從行ノ者ドモ船櫓ニ上リテ眺臨セシニ、舳ノ方十餘間ノ海中ニ物出タリ、全ク人體ニテ腹下ハ見ザレドモ、女容ニシテ色青白ク、髮薄赤色ニテ長カリシトゾ、人々怪ミテ、カヽル洋中ニ蜑ノ出沒スルコト有ベカラズ抔云フ中ニ、船ヲ望ミ微笑シテ海ニ沒ス、尋デ魚身現レヌ、沒シテ魚尾出タリ、此時人始テ人魚ナラント云ヘリ、今新志ニ載ル形狀ヲ照スニ能合フ、漢蠻共ニ東海ニ有ト云ヘバ、吾國内ニテハ東西二方モ見ルコト有ル歟、

〔新撰字鏡 肉〕䐗 七角反、魚肉爛也、臭也、豆〇久〇佐〇之、又阿〇佐〇禮〇太〇利、

〔同 魚〕䱅 奴罪反、餒字、魚〇乃〇皆〇己〇禰〇太〇々〇禮〇留、

〔倭名類聚抄 十九 龍魚體〕餒䱇 野王按、餒音乃、和名阿佐留、魚肉爛也、䱇音星、字亦作鯹、和名奈萬久佐之、魚肉臭也、

〔類聚名義抄 十 魚〕䱅 音乃 アザル　餒 奴罪反、敗、アサル、　䱇 亦鯹、ナマグサシ、

〔皇都午睡 三編 上〕上方にて買て來るを江戸にては買て來る、〇中略鮮魚を無鹽、

〔塵囊抄 一〕魚ノ一コント云ハ何ノ字ゾ、一喉ト書也、コウヲコントヨム類ヒ多シ、錢ヲモ一コン、二

コント云、其字ハ鉤ナルベシ、鉤ハツル也、一ツリ二ツリト云心也、是モコウヲコントト音便ニヨル也、

〔貞丈雜記物數十五〕一鮭にかぎりて一尺二尺と云にあらず、大草殿相傳聞書に、鱈一去やくとあり、一尺二尺と云いはれつまびらかならず、一尺以上の魚の大なるをば、一尺二尺といふ歟、

一又云、鮭を一尺二尺といふは、一隻(シャク)の音をかりて云なるべしと云説あり、隻の字は、かた〱とよむ字にて、一隻といふは一ツの事也、鮭にかぎりて、一隻といふわけもなし、何にても一ツの事をば、一隻といふべき事なれば、此説も用がたし、按ずるに、前にも記す如く、大草流の書には、鱈をも一尺といへり、鮭も鱈も奧州より出る魚也、かの國の詞にて、すべて魚を一尺二尺といひ習はして、鮭鱈を他國へ送にも、一尺二尺といひてつかはしたる故、他國にても其詞をうけて、一尺二尺といひ習したるなるべし、本は昔奧州の國詞より出し事なるべし、

○按ズルニ、鮭條引ク所ノ宇治拾遺物語ニ既ニ鮭一二尺ノ文アリ、

〔日本書紀神武三〕戊午年九月戊辰、天皇、○中略祈之曰、吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶被葉之浮流者、(被此云磨紀)吾必能定此國、如其不爾、終無所成、乃沈嚴瓮於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水噞喁、時椎根津彥見而奏之、天皇大喜、

〔日本書紀推古二十二〕二十六年、是年遣河邊臣(闕名)於安藝國、令造舶、至山覓舶材、便得好材以名、將伐、時有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶、多祭幣帛、遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案劍曰、雷神無犯人夫、當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂、不得犯河邊臣、即化少魚、以挾樹枝、即取魚焚之、遂修理其舶、

〔續日本紀聖武十五〕天平十五年五月丙寅、備前國言、邑久郡新羅邑久浦、漂著大魚五十二隻、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如紙、眼似朱、泣聲如鹿鳴、故老皆云、未嘗聞也、

〔續日本後紀 仁明 七〕承和五年七月丙寅、天皇幸葛野川觀魚、賜扈從五位已上祿有差、

〔三代實錄 清和 二十六〕貞觀十六年七月廿九日乙卯、太宰府言、去三月四日夜、雷霆發響、通宵震動、〇中略比及昏暮、沙變成雨、禾稼得之者、皆致枯損、河水和沙、更爲盧濁、魚鱉死者無數、人民有得食死魚者、或死或病、

〔宇治拾遺物語 十四〕いまはむかし遣唐使のもろこしにあるあひだに、妻をまうけて子を生せつ、その子いまだいとけなきほどに、日本にかへる、つまにちぎりていはく、こと遣唐使いかんにつけて消息やるべし、またこの子乳母はなれんほどにはむかへとるべしとちぎりて歸朝しぬ、母、遣唐使のくる毎に消息やあると尋ぬれど、あへてをともなし、母おほきに恨みて、この兒をいだきて日本へむきて、ちごのくびに遣唐使それがしが子といふ簡をかきてゆひつけて、すぐせあらば親子の中は行逢なんといひて、海になげ入てかへりぬ、父あるとき難波のうらのへんを行に、沖のかたに鳥のうかびたるやうにてしろき物みゆ、ちかくなるまゝにみれば、童に見なしつ、あやしければ、馬をひかへて見れば、いとちかくよりくるに、四ばかりなるちごの、しろくおかしげなる浪につきてよりきたり、馬をうちよせてみれば、大なる魚のせなかにのれり、〇中略魚にたすけられたりければ、名をば魚養とぞつけたりける、七大寺の額どもは、これがかきたるなりけりと、

〔百練抄 四 三條〕長和二年六月、美濃國異魚出來、進其圖、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年〇元仁元年五月十三日、近國浦々大魚其名不分明多死、浮波上、寄于三浦崎、六浦前濱之間、充滿鎌倉中、人擧買其定〇定恐誤字家々煎之、取彼油、異香滿閭巷、士女謂之旱魃之兆、無先規、非直也事云云、

〔元寶日記〕元祿十六年二月十五日、於豐後國速見郡別文村濱、異魚馳上乃死、長八尺餘、廻五尺計、面

如鮋、鰭有爪、魚獸之差別不分明云々、

〔雲萍雜志　二〕伊豆駿河の海邊にて魚の海上にあつまり寄る時は、海のおもて一等高くなりて、浪を打ちよするを、ナブラともナグラを打つともいへり、漁夫の詞なり、熊野にてもショナブラといへり、文字にかゝば潮魚群の義なり、ナブラは魚群なりナブラといふ詞と同じ、

〔閑田次筆　一〕去る寛政の末つごろ、湖水の北下八木濱といふ所にて、やゝ廣き間水涌がごとく上りしが、鯉鮒の類をはじめ、雜魚ども醉るがごとくなりて、磯際によれり、浦人これをとらんとて、水にひたりしが、冷かなること氷のごとくにて、しばらくも脚をとゞめがたく、其ゆゑはしらねど憎れて速に岸に登りしとぞ、古老百年前にもかゝることありしと聞りといへり、此冷氣にて魚も半死半生に成りしならん、あやしきこと也と、其邊の人かたれり、

〔提醒紀談　五〕熱水魚を生ず

温泉嶽の温泉は山の上にあり、その泉の沸々滾々として湧出る熱湯の勢ひ、なか〳〵近づくべからず、〇中略その淺き渚には、小魚の游泳するものありといへり、一奇事ならずや、

〔倭訓栞　中編三〕うを　諸魚の化石、日向國むかふ山の南海の邊に多し、本草に石魚とみえたり、石中に生魚のすむは、水を蓄へてしかり、近江大津の商家、遠江濱松の農家、東國に山寺を建立の時などの物語あり、肥前長崎の豪家に在しは、阿蘭人見出せりといひ、一侯家の所藏は、和州釜口山の住僧も親く觀たりといへり、近年伊勢外宮の石垣を造りし時、豊宮崎文庫のむかひの山の石を破りたる時も出たりとぞ、

〔傍廂　後篇〕人名の魚　江戸の海には人名の魚あり、河豚の類にて、鯛の婿三八郎といふあり、所によりては源八と稱する人もあり、又海中の石また空貝などに附きたる黒赤黄を帶びて、やはらかに丸き肉あり、貝の類なり、鹽、又醤油など附け、燒きにして食料とす、是を新五左衛門といふ所

によりては、尻子玉といふ、いかにも尻子玉を聞きひがめて、新五左衞門といひ誤りしならん、肛門に似たる物になんありける、又鮫の類に角兵衞と云ふあり、龜の類に正覺坊といふあり、笠子といふ魚を、安本丹と兼名をよべり、鯆を源五郎、鰯をおむらといへるは、古き異名なり、

古事類苑

動物部十九

介上

介ハ甲殼ヲ有シ、池澤江澤ニ產スル動物ノ總稱ニシテ、古來龜鼈蟹貝等ヲ以テ此ニ屬スルモノト爲セリ、而シテ貝ハ其種類最モ多ク、且ツ其色目、文樣若シクハ產地ノ方言等ニ由リテ、名ヲ異ニスル者モ亦甚ダ尠カラズ、今其梗槩ヲ擧ゲテ多クハ省略ニ從フ、

介總載名稱

〔倭名類聚抄〕十九鱗介部三十〇中略

龜貝體第二百三十九

甲　文字集略云、龜蚌之屬、甲曰介、〈甲音俗云古不〉

〔箋注倭名類聚抄〕八龜貝體按月令、孟冬之月其蟲介、注、介甲也、龜鼈之屬、

介類別

〔大和本草〕十四介凡介類甚多シ、諸州ノ土地ニヨリテ有無アリ、異品多シ、窮知ベカラズ、介類ヲ四ニ分チ記ス、蛤類、螺類、鱉類、蟹類ナリ、

龜名稱

〔新撰字鏡〕龜鼅〈留字知伊反、久毛、又加女、〉

〔倭名類聚抄〕十九龜貝龜　大戴禮云、甲虫三百六十四、神龜〈居追反、和名加米、〉爲之長也、兼名苑云、龜一名鼇、〈音敖、漢語抄云、宇美加米、〉

〔箋注倭名類聚抄〕八龜貝原書〇大戴禮易本命篇甲虫作有甲之蟲、四作而、廣韻引皆與此同、然藝文類聚引四作而、則作四誤、孔子家語亦云、甲蟲三百六十而龜爲之長、說文、龜舊也、外骨內肉者也、从它、龜

亀種類　秦亀

頭與它頭同、天地之性廣肩無雄、亀鼈之類以它爲雄、象足甲尾之形、(中略)淮南子覽冥訓注、鼈大亀、文選呉都賦注、及列子湯問篇釋文引玄中記云、鼈巨亀也、玄應音義引字林云、鼈海中大亀也、衆名苑以鼈爲亀一名、未知何據、説文無鼈字、古蓋只用敖、敖大也、本草和名亀甲、和名字美加女、與漢語抄合、

〔類聚名義抄十亀〕亀カメ

〔伊呂波字類抄字動物〕鼈ウミカメ

〔東雅十九鱗介〕亀カメ　日本紀私記に、亀兆傳を引て、天香山の亀津比女命、天孫この國に天降ります時に、御前に立て降り來れり、今は天津詔戸太詔戸命といふ、これ我國亀卜の事の始なりと見えたり、倭名鈔にも、神亀の字讀てカメといふ、さらばカメとは、カミといふ語の轉じたるなり、(中略)亀をカメといふによりて、又凡そ甲殻ある物を呼びて、カといひしと見えけり、甲は讀てカフといひ、殻は讀てカラといふなり、又甲の字をカフといふは、韓地の方言也、即今も朝鮮の方言かくの如し、たま〳〵彼此の語音の相合へるなり、

〔新撰字鏡亀〕鼈(辟音、石加女、)

〔本草和名十六蟲魚〕秦亀(陶景注云、此山中亀、不入水、)鴦亀(食蛇、出陶景注、)一名呷蛇亀、秦一名蠵蠵(仁諧反、以上音葉圍反、下余規反、以上二名出蘇敬注、)和名以之加女、

〔倭名類聚抄十九亀貝〕秦亀　本草云、秦亀一名蠵蠵(喪維二音、和名伊之加米、)陶隱居注云、此山中亀也、

〔箋注倭名類聚抄八亀貝〕千金翼方證類本草上品有秦亀、不載一名、證類本草引唐本注云、秦亀即蠵蠵、本草和名亦云一名蠵蠵、出蘇敬注、此所云一名、蓋從本草和名引之、非本草正文也、説文云、蠵一曰蠵蠵也、又云、蠵大亀也、爾雅、靈亀、郭璞曰、涪陵郡出大亀、甲可以卜、緣中文似瑇瑁、俗呼爲靈亀、即今蠵蠵亀、一名靈蠵、能鳴、揚雄傳上靈亀注、雄曰毒冒、雌曰蠵蠵、漢書禮樂志注引晉灼曰、蠵、蠵蠵亀屬也、東山經、跂踵之山有水焉、廣員四十里皆涌、其名曰深澤、其中多蠵亀、郭注、蠵蠵蠵、大亀也、甲有

文彩似瑇瑁而薄、後漢書杜篤傳注、𧍪蠵大龜、亦瑇瑁之屬、○中略今俗呼山龜伊之加女、依輔仁、○中略

按陶云、秦龜此卽山中龜不入水者云々、廣州有蟕蠵云々、蘇云、秦龜卽蟕蠵、蜀本圖經、秦龜今江南嶺南並有、冬月藏土中、春夏秋卽遊溪谷、又靈龜出涪陵郡、大甲可以卜、似瑇瑁、卽蟕蠵龜也、一名靈蠵能鳴、今蘇言秦龜卽蟕蠵、非爲通論、陳藏器云、按蟕蠵生海水中、生山陰者非蟕蠵矣、圖經云、按嶺表錄異云、蟕蠵俗謂之茲夷、蓋山龜之大者、人立背上可負而行、潮循間甚多、據此乃別是一種山龜、未必是此秦龜也、日華云、蟕蠵卽龜鼊也、龜鼊卽今俗呼正覺坊者、源君訓於保加米者蓋是、

〔類聚名義抄十龜〕䶮 隷、音、石加女、

〔本朝食鑑十龜鼈〕石龜

釋名、秦龜、源順訓伊志加米、

集解、石龜者山龜也、山中溪澗之邊、巖石泉流之間、或伏碧莎濕苔之叢、游蒼草菖蒲之上、此亦蔡卜人藥之用、與水龜同、然無采者、偶有采者暫用而放之、故能至百歲而變化焉、

附方、蛀牙苦痛、采石龜尾、陰乾切之者五分、嚙之合痛處上下之牙、則少頃痛止、

〔重修本草綱目啓蒙三十一龜鼈〕秦龜　ヤマガメ　キンゴウス筑前　キンククズ筑後

山谷或ハ野圃中ニ生ジ、形大ニシテ、黃色臭氣アリ、○中略

増、本草會誌ニ、秦龜ハ紀州熊野山中ニアリ、蟬ナドヲ取ント欲シテ樹ニ上リ、樹上ニ爪ヲ殘スコトアリ、里人コレヲ天狗ノ爪ト稱スリ云ヘリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十一龜鼈〕水龜　イシガメ　カハガメ　ゴウズ筑前　クウズ筑後　カハタケ　クソクウズ肥前　○同上大者○中略

江河池澤中ニ住ミ、色黑クシテ、臭氣ナキモノ、水龜ナリ、上甲ニ六角ノ紋十三アリ、下甲ニ横紋アリ、牡ハ上甲低ク、牝ハ高シ、冬ハ土泥中ニ蟄シテ藏六ス、藏六トハ四足首尾ヲ藏スヲ云、春ニ至レ

鼈

ハ埜ヲ出デ、水ニ入リ、旁ニ人ナキトキハ、石上ニ出上リテ甲ヲ曝ス、季春陸ニ出テ、沙土ヲ堀コト深サ六寸許、卵ヲソノ中ニ生ジテ土ヲ蓋フ、八月中旬ニ至テ孚出ス、大サ錢ノ如シ、コレヲゼニガメト云フ、○下略

〔新撰字鏡龜〕鼈鱉 同、補滅蒲結二反、河○○加女、

〔本草和名蟲魚十六〕鱉甲 一名河伯從事、一名靑衣、一名河伯使、已上三名出古今注 和名加波加女

〔倭名類聚抄龜貝十九〕鼈 本草云、鼈 唐韻、并列反、魚鼈字、或作鱉、和名加波加米、

〔箋注倭名類聚抄龜貝八〕今俗呼壽都保無、

〔伊呂波字類抄加動物〕鼈 カハカメ

〔大和本草介十四〕鼈○中略 俗ニスホント云ハ、出沒ノ轉訛ナルベシト云、能出沒于水中、

〔閑田耕筆三〕鼈をすほんといふも、其鳴聲によれり、是は間違にすほん〳〵と云、皆夜に及びて聞り、

〔本朝食鑑龜鼈十〕鼈 訓須保武、津

釋名、胴龜 俗名、凡鼈頭有時則入胴、無時則出胴、故曰胴龜、源順訓加和加米、

集解、鼈龜類也、常居于池澤溝渠、其狀全類龜、有厚甲、有四足、穹脊連脇、四緣有肉裙、無耳以目爲聽、嘴長如鳥喙、大者能害人、若戲泳水而嬉、大鼈曳入深處、附人之背上、必穿肚門、盡吸身中之血、以作枯骸、常食小魚及蛙鰕、人戲捕之、以針刺頭、則縮首入胴、破傷不出、今死採甲入藥、或造諸器及笄櫛之類、以代玳瑁、或嗜之食者、以炭火燒甲、甲既黃炙則肉亦熟炙、而離甲也、或曰、純雌無雄、以蛇及黿爲匹、此未知眞、今野人間見鼈之相爭、則最近于理、爾鼈之最大者曰黿、背有臑腕、靑黃色、大頭黃頸腸屬於首、然本朝雖未多見之、謂大川深淵希視之、或云、此物在水食魚、與人共體、又曰此物老能變爲魅、是亦未知其所證也、○中略

氣味、甘平無毒、按鼈性近于冷、故食之者、以椒薑熱物、而失其本性、宜取沙河小鼈、斬頭去血、以桑灰湯煮熟、去骨甲、換水再煮、入葱醬、作羹乃良、凡三足者、赤足者、獨目者、頭足不縮者、其目四陷者、腹下有王字十字文者、腹有蛇文者、倶不可食、不可合猪兔鴨肉雞子及莧菜芥子薄荷食、能害人、鼈性畏葱及桑灰、或畏乾麻白芷、偶誤用麻白芷、乾白者、俗呼稱阿佐加良、剖尖刺鼈甲、則無不透、然雖未試之、而散者其理乎、主治、本草詳載諸家之說、而遽之亦贅也、今患勞瘵者煮食則十有一兩生、但味甚甘而動蟲積、發嘔吐、然強食還不然矣、

甲、氣味、鹹平無毒、惡礬石理石、主治、此亦李時珍綱目詳言、凡鼈甲乃厥陰肝經血分之藥、故所主者瘵勞、寒熱、痃瘕、驚癇、經水、癰腫、陰瘡也、玳瑁入心、水龜入腎、同試每思之、

附方、經年脫肛、鼈頭燒灰和鼈血、徐徐而擦之、則徑日卽愈、

〔和漢三才圖會 四十六介甲〕鼈鱉同　團魚　神守　河伯從事　和名加波加米、俗云須豆保牟、○中略

按鼈皆自有雌雄、生卵也、非必以蛇爲雄、有齒最強、摧硬物、○中略九州人嗜鼈、肥前特好之、肉裙煮之則柔如鯨皮、味甘美也、生則靭如牛皮、不可食、好事者賞食之爲大美、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一龜鼈〕鼈　カハガメ和名鈔　ドウガメ同上攝州　スッポン　アシナエガメ肥前、筑前、能州、加州、越後、　ドンガメ畿内　トンガメ備前　ダンガメ同上　ワガメ防州　マガメ同上　コガメ四國　トチ尾州紀州　ドチ江州　ドロガメ　ドロス　トロン共同上　ドンス丹波　ドウツ參州　ドツチ勢州　ドウグハン阿州　マンドウ播州　ハッハ東國　○中略

池澤江湖中ニ多シ、形龜ニ類シテ、四邊ニ肉裙アリ、首ハ龜ノ如ニシテ、口尖リ出、小魚及蝦蛙ヲ食フ、ソノ脊ハ穹隆ニシテ、横紋アリ、コレヲ肋ト云、春月ハ陸ニ出、沙土ヲ掘リテ、卵ヲソノ中ニ埋ム、形圓小ニシテ金柑ノ如シ、夏秋ニ至リ、化シテ小鼈トナリ出ヅ、今ノ人嗜食モノ多シ、卵モ亦食ベシ、肉性溫補スト、大和本草ニ云リ、四季ニコレヲ採ル、特ニ夏多シ、池中田中ノ者ハ味佳ナラズ、湖中ノ者ハ味佳也、然ドモ磯ニアルモノハ底色黑シ、沖ニアリテ底色黃ナルヲ上トス、又一種底色白クシテ、黃色ナキモノアリ、モチドンガメ江州ト云、味至テ良ナリ、肉モ厚シ、琵琶湖ニハ徑二尺

許ナルアリ、竹生島邊ニハ、至テ大ナルモノアリト云、又白鼈アリ、稀ナリ、

〔續日本紀　一　文武〕九月（元年）〇丙申、近江國獻白鼈、

〔律疏　職制〕凡造御膳誤犯食禁者、典膳徒二年、（謂、造二御膳一者、皆依二食經一、經有二禁忌一、不レ得二輙造一、若二乾脯一不レ得レ入二黍米中一、莧菜不レ得レ和二鼈肉一之類、〇下略）

〔嬉遊笑覽　十上　飲食〕增補綠鹿子に、（〇中略）圓魚を載ざるは、これもいと下品のものにて、賣ことも稀なりしにや、寛永料理集に、眞龜は吸ものさしみ、石がめも同といへる眞龜は、すつほんをいへり、浪花にては、もとより好て食たるものなり、諸艶大鑑二世渡りとて、丸魚（スポン）突になつて、天滿におはしける、其繪をみるに、ヤスをもて突て取なり、元祿曾我、伏見船の乘合にて、京の人と大坂の者と、物爭ひする處、大坂の人料理したすつほんがあるが、京人くゝし鹿子や紅染は、都でなければならぬ云々、京は其頃迄すつほん食ふもの稀なりしを知べし、諸藝太平記四元祿十五年板遊女がことをいふに、たとへ納戸では、すつほんの料理をまいらうとも、それは法りてがない云々、又元祿十七年草子、誰袖海に、京人江戸に下り居たる處、寒さは鷄卵ざけにわすれ、すつほんもくひならひ、鷄のなき内は、これもましと云々あるをみるに、下賤の食物なり、それより寛延四年の江戸鹿子新增迄は、五十年に近きに、猶產物の内にかずまへいれぬは、鰻よりも劣りたるものにてありしなり、寛永七年草子伽羅女に、新地堀江の料理茶屋にて、鰻のかばやき丸龜（スツポン）まいる云々、難波にては、其頃うなぎと並び行はれたり、江戸は下手談義に、賣卜者のことをいふ處、柳原の長堤に、泥龜の煮賣と軒をならべと有、寛延寶曆の頃は、此體にて、葭簀の小屋にて、今の山鯨の風情よりあさましき賣物と見えたり、

〔倭名類聚抄　十九　龜貝〕黿鼉　玉篇云、黿鼉（元陁二音、和名於保加米、）大龜也、

〔箋注倭名類聚抄　八　龜貝〕今本玉篇黽部云、黿似鼈而大也、說文亦云、黿大鼈也、楚辭何伯注、大鼈爲黿、玄應音義引三蒼云、黿似鼈而大也、漢書五行志注同、此龜似鼈字之誤、文選蜀都賦劉逵注、黿大龜

攝龜　蠵龜

也、與此合、今不徑改、續漢書五行志注云、黿元也、按六月詩、采芑詩、毛傳並云、元大也、然則黿猶言大也、今本玉篇又云、黿江水多、似蜥蜴大者、有鱗、采皮可以爲鼓也、按中山經云、岷山江水出焉、其中多鼉、郭注似蜥蜴、大者長二丈、有鱗、彩皮可以冒鼓、顧氏蓋依之、今本脫長二丈三字、冒作爲、皆誤、說文廣韻所釋略同、是鼉非龜鼈之類、此連文訓大龜誤、按陳藏器謂黿爲鼉鱓魚、見證類本草、鱓卽鼉字、知唐俗有是稱、源君遂以致誤也、又按本草綱目、黿如鼈而大、背有腷膔、青黃色、大頭黃頸、此物未聞皇國有之、於保加米、蓋龜鼈也、龜鼈形狀詳下蠵龜條、今俗呼正覺坊、

〔類聚名義抄　十一龜〕黿 魚遠反、析同波良加、又江加女、

〔重修本草綱目啓蒙　三十一介〕黿 オホウミガメ　オニガメ 琉球 〇中略

和產詳ナラズ、オホウミガメト訓スレドモ、蠵龜ノ大ナル者ニハ非ズ、此物ハ背有腷膔ト云ヘリ、

〔倭名類聚抄　十九龜貝〕攝龜　爾雅集注云、攝龜、一名陵龜、和名古加米 小龜也、

〔箋注倭名類聚抄　八龜貝〕釋魚攝龜、郭注云、小龜也云々、江東呼爲陵龜、字句小異、此所引蓋舊注也、郭注又曰、腹甲曲折解、能自張閉、好食蛇、愚按未聞皇國有此物、源君似爲尋常小龜、恐非、

〔重修本草綱目啓蒙　三十一龜鼈〕蠵龜 ウミガメ　オホガメ　カメノニウドウ 讃州　ガメニウドウ

同上　ウミボウズ 筑前、和泉、魚ト同名、　セウガクボウ 江戸、水戸、〇中略

蠵龜ハ海中ニ產ス、大龜ナリ、小者ハ二三尺、大者丈餘、四足ハ皆鰭ニシテ爪アリ、前足ハ長ク後足ハ短ク指ナシ、故四足鰻胡ト云、アヤノ分レザルヲ云、此物性酒ヲ嗜ム、舟人此ニ遇ヘバ、酒ヲ飲マシム、甲ハ水龜ト同ク、六角ノ文十三アリ、甲ノ色黑シ、或ハ黃色ノ斑點アリテ、玳瑁ノ如ナルアリ、用テ玳瑁ノ僞物トス、然レドモ甲薄クシテ、黑多ク黃少シ、又白甲ニシテ黑斑ナル者アリ、稀ナリ京師藥舖ニハ、コノ全甲ヲ用テ看板トス、又此甲ヲ以龜甲ト爲シ、賣ルモノアリ、非ナリ、

綠毛龜

〔閑田耕筆三〕同じ〇興守和尚備前の下津居より、船にて丸龜へ渡る海上、丸龜近くなりて遙むかひに、五尺計なる黑き水尾つくしみゆ、さも深かるべき所に、いかに長き木をうちこみて、かく見ゆる計にやとあやしくて、船頭にとはれしかば、船頭見て、あれは大龜の首を出したる也、空曇なく海のどかなる日はかく首を出し、あるひは全身をも見す、昔より大小二龜住て、大なるは廿疊敷のほどもあらん、小なるもさのみは劣す、このもの丶住るが故に、こ丶を丸龜とは名付たりと語りしとぞ、

〔本朝食鑑龜鼈十〕綠毛龜

釋名、蓑○龜○、俗稱、此龜出處未詳、

集解、本朝畫工所描之龜、皆尾有長毛、是綠毛也、然未知自何國而出者、曾聞阿州海上有大龜、大者方一二丈、其尾毛綠如雲起、傳稱國守蜂須賀世而初入州時、大龜必出于海上焉、

〔和漢三才圖會介甲四十六〕綠毛龜　綠衣使者　俗云蓑龜〇中略

按大抵畫工所圖龜、皆有長毛如綠毛龜、而本朝希有之者也、稱光帝應永廿七年、河州獻綠毛龜、蓋久畜之毛者非也、尋常水龜冬藏泥中、春出時甲上被藻苔、青綠色如毛、捕之數撫而不脫、經月則毛落如常、

〔重修本草綱目啓蒙龜鼈二十一〕綠毛龜　ミノガメ〇中略

本邦ニモ三五寸許ノ大サナルハ、池澤流水中、常龜ト倶ニ群遊ス、形ハ水龜ニ異ナラズ、只甲ニ黃斑アリテ、三寸許ノ長サノ細綠毛多ク生ジ、水中ヲ行ク時ハ、甲後ニ靡キテ尾ノ如シ、今島臺ニ飾ル多毛ノ尾アル龜ハ、此ノ狀ヲ像ルナリ、實ニ尾ニ多毛アル龜アルニ非ズ、海中ニモ亦綠毛龜アリ、

〔本朝世紀〕久安四年閏六月五日辛酉、抑去春頃、〇中略靑○毛○龜一頭自鎭西獻入道相國、〇藤原忠實同被獻

朱鼈

法皇(鳥羽○)御覽之後、同返遣、法皇內々仰稽古之輩被勘吉凶、粗申不快之由云々、又入道相國仰直講中原師元被勘之、申吉祥之由云々、而今年自春及夏炎上連々、遂及皇居、可謂天文珍禽奇獸不畜國、誠哉斯言、

〔台記〕久安四年閏六月五日辛酉、巳剋著宇治新堂御所、依御物忌不參西殿中、爲御使持來毛龜、(西海人所奉云々)余(○藤原賴長)著冠直衣見之、甲徑三許寸、其上多毛、(其毛長殆及一寸)毛色靑、先日獻此龜之時、禪閤(○藤原忠實)仰才士令勘吉凶、所申不同、前直講師元(于時服解了)母獨申云、御子孫間、皇后女御早產宸宮之主、遂爲南面之母之象也、又云、備御覽之後、可放御池、抑瑞龜之時、被申神社貢進之人、祇有勸賞云々、今日吉日、仍覽之、

〔百練抄七近衞〕久安四年閏六月五日、宇治大相國(○藤原忠實)覽毛龜於法皇、(○鳥羽)先仰師元令勘吉凶、

〔閑田耕筆三〕海龜(ウミガメ)尾のふさやかなるもの也、おのれはりま高砂の沖にて、水中にをるを見たり、守興和尙の話に、このもの岸に登りて卵を產み、身をもてよく地を堅めて、人しらぬやうに構ふ、人も亦はゞかりて是をとらず、取れば祟りて、其年漁りても魚を得がたし、龜は龍王に次で、海中に勢ある物なればとかや、さて彼卵を埋みたる所の遠近をとめて、其年の波の高と低を占ふ、(○下略)

〔桃源遺事五〕一西山公(○德川光圀)むかしより、禽獸草木の類ひまでも、(○中略)この國(○常陸)へ御うつしなされ候、(○中略)

介幷魚之類　龜(俗云ミノカメ、又云キツカウカメ、後樂園、幷西山蓮池へ御はなち候、)

〔重修本草綱目啓蒙三十一龜鼈〕朱鼈　ドウマン(備前)　ゼニガメ(防州)

備前岡山ニ多シ、腹下赤クシテ朱ノ如シ、雲州ニハ海水ノ川ニ通ズルトコロニアリ、形狀鼈ニ似テ鼈ニ非ズ、龜ニ似テ龜ニ非ズ、大サ一寸餘、腹赤色微黃ニシテ黑點アリ、人背ニ粘著シテ沈メシ

瑇瑁

ム、故ニ土人見レバ必捕ヘテ殺ス、世ニ水虎(カハタロ)ノ人ヲ捕フト云モノ、多クハ此物ノ爲ストコロナリト言フ、此鼈ヲ畜フニ、年久クナリテモ大ニナラズ、又尋常ノ鼈ノ色赤モノハ、筑前ニ稀ニアリ、腹モ赤シ、大サ六寸許アリト云、

〔康頼本草 下蟲魚部上品〕瑇瑁。　寒无毒、和名加女、圖經論見之、

〔伊呂波字類抄 太雑物〕瑇瑁 代味(メイマイ)

〔重修本草綱目啓蒙 三十一龜鼈〕瑇瑁　通名〇中略

玳ハ瑇ノ俗字ナリ、舶來全甲ノ者アリ、片々離ル丶者アリ、〇中略　正字通ニ煮其甲柔如皮、因以作器ト云、小ナル者モ積合セテ大ニスベシ、火ニカタレバ自由ニナルナリ、世ニ誤テベ。ツ。カ。ウ。ト云、龞甲ハ至テ下品、首飾器物トナスベカラズ、俗ニマガヒノ櫛ト云ハ、龜筒(ウミガメノカウ)ノ斑アル處ヲモツテ造ル、朝鮮ト呼ブ者ハ番牛角ヲ用テ、黒斑ヲ入タルナリ、今ハ常牛ノ角ヲ用ヒ、又馬ノ蹄甲ヲ用ユ、玳瑁ノ形狀ハ蠵龜ニ異ナラズ、只首鳥ニ似テ觜アリ、其甲十三片鱗次シテ、蠵龜ノ只一片ニシテ、六角文アリテ、水龜ノ甲ノ如ナルニ異ナリ、本邦ニモ小者アリ、寛保三年亥十一月、加州宮腰浦ニテ捕ルモノ、甲ノ徑四寸、頭ハ鳥ノ如ク、觜アリテ下ニ曲ル、甲ハ十三片重レリ、四足ハ長鰭ニシテ蠵龜ノ如シ、前鰭ハ長サ三寸ニシテ、左右ニ中折シ、鱗アリ、向ノ方ニ四爪アリ、後鰭ハ長一寸餘、外ノ方ニ一爪アリ、尾ハ長八分、龜ノ尾ニ比スレバ粗ナリ、頭及甲版皆黒色ニシテ赤斑文アリ、版ニハ小介殼多粘ス、肉ニハ甚油多シ、ソノ後石州ニテモ小者ヲ捕フ、形色俱ニ異ナラズ、唐山ヨリモ稀ニ尺許ノ全殼渡ル、

〔西遊記 三〕玳瑁〇中略

肥前島原領の海中、其外薩州の南海大隅國垂水の海中にも是あり、其龜纔に徑り壹尺餘にして、それより大なるものなし、故に其甲甚薄く櫛に作りがたし、只手箱などの飾りに用ゆ、〇下略

〔三代實錄 三十陽成 一〕元慶元年六月廿五日甲午、渤海國使楊中遠自出雲國還於本蕃、〇中略大使中遠欲以珍翫玳瑁酒盃等奉獻天子、皆不受之、通事園池正春日朝臣宅成言、昔往大唐、多觀珍寶、未有若此之奇恠、

〔延喜式 二十治部 一〕祥瑞

神龜 黑神之精也、五色鮮明、知存亡、明吉凶也、〇中略 右大瑞

〔日本書紀 二十天智 七〕九年六月、邑中獲龜、背書申字、上黃下玄、長六寸許、

〔續日本紀 六元明〕靈龜元年八月丁丑、左京人大初位下高田首久比麻呂獻靈龜、長七寸、闊六寸、左眼白、右眼赤、頸著三台、脊負七星、前脚並有離卦、後脚並有一爻、腹下赤白兩點、相次八字、

〔續日本紀 十聖武〕天平元年六月己卯、左京職獻龜、長五寸三分、闊四寸五分、其背有文云、天王貴平知百年、八月癸亥、天皇御大極殿詔曰、〇中略京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊、負圖龜一頭獻止奏賜不聞、所聞行驚賜怪賜、所見行歡賜嘉賜氏、所思行久者、于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米耶、此者太上天皇厚支廣支德乎蒙而、高支貴支行爾依而、顯來大瑞物曾止詔命乎衆聞宜、辭別此大瑞物者、天座神地座神乃、相字豆奈比奉、福奉事爾依而、顯奉留貴瑞以而、御世年號改賜換賜、是以改神龜六年爲天平元年、而大赦天下、〇下略

〔續日本紀 一文武〕四年八月乙卯、長門國獻白龜、

〔續日本紀 九元正〕養老七年十月癸卯、左京人无位紀朝臣家獻白龜、長一寸半、廣一寸半、兩眼並赤、乙卯詔曰、今年九月七日、得左京人紀家所獻白龜、仍下所司勘撿圖諜、奏偁、孝經援神契曰、天子孝、則天龍降、地龜出、熊氏瑞應圖曰、王者不偏不黨、尊用耆老、不失故舊、德澤流洽、則靈龜出、是知天地靈貺、國家大瑞、〇中略出龜郡免今年租調、〇下略

〔續日本紀 九聖武〕神龜三年正月辛巳、大倭國獻白龜、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年十月辛亥、河內國司言、右京人尾張王、於部內古市郡古市里田家庭中、得白龜一頭、長九分闊七分、兩目並赤、　十八年三月己未、勅曰、朕君臨四海、憂勞兆民、未致隆平、稍有慙德、尋得治部卿從四位上石上朝臣乙麻呂等奏偁、正五位下河內國守大伴宿禰古慈斐解偁、於所部古市郡內、右京人尾張王獲白龜一頭、長闊短小、形象異常者、謹撿瑞圖、及援神契云、王者德澤洽則神龜來、孝道行則地龜出、實合大瑞者、斯蓋乾坤垂福、宗社降靈、河洛呈祥、幽明協度、祇對天貺、喜懼交懷、孤以薄德、何堪忝受、百官共悅、良當朕意、宜天下六位以下皆加一級、孝子順孫義夫節婦、及力田者二級、唯正六位上免當戶今年租、其進龜人、特叙從五位下、賜物准例、出龜郡者、免今年租調、

〔續日本紀十八稱德〕天平勝寶四年正月己卯朔、太宰府獻白龜、

〔續日本紀十九稱德〕天平勝寶五年十一月己亥、尾張國獻白龜、

〔續日本紀二十九孝謙〕神護景雲二年九月辛巳、勅、（中略）同月（○七月）十一日、得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女、日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼、青馬白髮尾、並付所司、令勘圖牒、奏偁、（中略）史記曰、神龜者天下之寶也、與物變化、四時變色、居而自匿、伏而不食、春蒼夏赤秋白冬黑、熊氏瑞應圖曰、王者不偏不黨、尊用耆老、不失故舊、德澤流洽、則靈龜出、（中略）仍勘瑞式、（中略）靈龜神馬、並合大瑞、朕以菲薄、頻荷鴻貺、思順先典、式覃惠澤、宜免肥後日向兩國今年之庸、但瑞出郡者、特免調庸、大伴人益、刑部廣瀨女並授從八位下、賜絁各十匹、綿廿屯、布三十端、正稅一千束、（中略）又父子之際、同心天性、恩賞所被、事須同沐、人益父村上者、（○者恐宥誤）恕似緣黨、宜於入京、

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜元年十月己丑朔、卽天皇位於大極殿、改元寶龜、（中略）詔、今年八月五日、肥後國葦北郡人日奉部廣主賣獻白龜、又同月十七日、同國益城郡人山稻主獻白龜、此則並合大瑞、故天地貺大瑞者、受被賜歡受被賜可貴物（中略）在、是以改神護景雲四年、爲寶龜元年、（○下略）

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜三年十月戊午、肥後國葦北郡家部島吉、八代郡高分部福那（○那原作郡、據一本改）理各

獻白龜

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年四月乙亥、近江國獻白龜赤眼、 九月丙午、河內國進白龜、

〔續日本後紀 十八 仁明〕承和十四年〇嘉祥元年五月壬申、〇中略太宰府獻白龜、 六月庚寅、是日左大臣從二位兼行左近衛大將皇太子傅臣源朝臣常〇中略等上表言、〇中略伏見太宰大貳從四位上紀朝臣長江等奏偁、所管豐後國大分郡擬少領膳伴公〃吉於同郡寒川石上獲白龜一枚、經千里之荒徼、入九重之宸闈、出自龍匱、〇匱原作遺、據一本改、放于庭墀、既在階膝、豈因敷奏、質類凝〇凝原作疑、據一本改、霜、形同搏雪、天憑異物而致瑞、欲豁還出地、假殊形而見符、在涅而不淄、實曠古之嘉貺、希代之偉觀、〇中略依據圖諜、實合大瑞、加以龜生於金、而遊於火、今生得其正、自金方而來、輪遊不僭、時在火候而入貢、未有色將方叶、時與正符、如此之奇也、諸天之氣、食土之毛、莫不魚躍鳥飛拜舞皇極、況臣等叨竊纓冕、忝列台衙、荷恩既深、情異凡百、不任誠慶之至、謹而詣闕、奉表賀聞、 乙未、式部省及僧綱等、抗表賀白龜瑞、 庚子、承和十五年爲嘉祥元年、 七月甲戌、勅曰、頃者太宰府進白龜、撿之圖典、實合大瑞、自非神明靈應之佐、豈獨致希代之貺、宜莫〇莫原作尊、據一本改、幣五畿內七道諸國天神地祇、賀彼賽報、 丙子、遣公卿等、告白龜瑞於十二諸陵焉、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年六月丁巳、美作國獻靈龜、雪白可愛、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年七月庚辰、備前國獻白龜、 八月丙辰、公卿抗表曰、〇中略伏見美作國介從五位下藤原朝臣貞道等奏偁、所管英多郡大領外從八位上財田祖麻呂、於郡下川會鄉英多河石上獲白龜一枚、又備前國守從四位下藤原朝臣諸成等奏偁、所管磐梨郡少領外從八位上石生別公長貞、於郡下石生鄉雄神河、獲白龜一枚、又石見國守從五位下笠朝臣岑雄等奏偁、所管安濃郡川合鄉甘露降、臣等謹案、禮含文嘉云、外內之制、各得其宜、則山澤出靈龜、瑞應圖云、王者和氣茂、則甘露降於草木、食之令人壽、方今聖人啓祚、禎符惟新、合至治於太淸之治、同至德於帝堯之德、不任抃躍之至、謹詣闕

庭、陳賀以聞、帝謙而不當、　甲子、群臣奏瑞、相趁無已、勅曰、○中略陳賀之言、非攸欲聽、　丙寅、公卿重上表、以求賀瑞、帝以苦請難拒許之、　九月壬午、是日右京人村主岑成、於攝津國島上郡河上、獲白龜獻之、　己丑、詔曰、○中略而今攝津畿服之地、亦獲神龜而獻之、僉謂不世之鴻符、難得而廢矣、朕重違敦請、再三念之、若是百神七廟之顧復万民、三槐九棘之緝熙庶績之所致者乎、有司其擇吉日告於宗社、夫封壇馬齒獻瑞不恒、天貺攸降、理須優異、宜特令攝津國島上郡、莫輸今年之調、美作國英多郡、石見國安農郡、備前國磐梨郡、並免當年之庸、獲龜之人岑成等叙從六位上、賜物准例、天下祝部各免其租、又五畿內七道諸國、承和六年以往、調庸未進、咸從免除、源以膏潤、由茲惠液之祥、布以至和、協彼長生之瑞、　庚子、遣侍從從五位上島江王、向伊勢太神宮、神祇大副從五位下中臣朝臣逸志向賀茂大神社、神祇權少祐正六位上卜部業基向尾張大神社、告以賀瑞之由、大祓於建禮門前、以遣使也、又下知五畿七道諸國、班幣名神、同告賀瑞之由、　十月己酉、遣中納言正三位源朝臣定、左京大夫從四位上正行王、向山科山陵、散位從五位下春原朝臣末繼、內舍人從六位下安陪朝臣弘行向前田原山陵、右京大夫從四位下藤原朝臣諸成向後田原山陵、參議正四位下滋野朝臣貞主、掃部頭從五位下滋野朝臣善蔭向柏原山陵、中納言從三位源朝臣弘、彈正大弼從四位上藤原朝臣衛向楊梅山陵、中納言正三位安倍朝臣安仁、從四位下宮內大輔房世王向嵯峨山陵、從三位大藏卿平朝臣高棟、散位從四位下藤原朝臣輔嗣向大原山陵、參議從四位上伴宿禰善男、侍從從五位下藤原朝臣諸葛向深草山陵、告以賀瑞之由、策文曰、天皇恐見恐見毛掛畏支山陵爾申賜倍止申久、維嘉祥三年八月十七日爾、公卿等奏良眞久、攝津國、美作國、備前國、並獻白龜利、石見國獻甘露禮眞久乎進止奏世利、如此支希世留大瑞波、是薄德乃可令感致支物爾波非須、掛畏支山陵乃、慈賜比示賜倍留物奈利止爲天毛奈貴喜比受賜利畏麻留状乎、進出天恐見恐見毛申賜波久止申、

〔三代實錄二十九清和〕貞觀十八年七月廿六日辛丑、太宰府言、肥後國獲白龜一、長五寸、闊四寸五分、　九

月九日癸未、太宰府言、肥後國獲白龜一、於是公卿抗表慶賀言、臣聞云々、伏見參議太宰權帥從三位在原朝臣行平奏、管肥後國合志郡擬大領日下部辰吉、於所部正六位上奈我神社河邊、獲白龜一、神乃助化、出必有時、物乃爲馴、不索而獲、蓋臣節而勤憂何忍、〇何忍二字恐衍仰〇仰原脫、據一本補、帝德而拜賀、勅答曰、得上表見有寶瑞之詞、朕以爲禎符之降必應盛德、顯慶之至不於非虛、方今運非光華、國多災異、水府使者孰爲來哉、朕反覆靈篇、考合祥瑞、自驗白蔡之質、有時浮、疑是青遼之遊、〇遊原作道、據都氏文集改、無心而出、何偸天祉、以爲己榮、朕若受之、非唯慙色於往時、更亦厚顏於來代、宜得此意且止領車、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年七月六日丁丑、是日綾綺、仁壽兩殿之間、獲白龜一、放神泉苑、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰二年五月十日壬寅、河內國獻白龜一、色不純白、

異形龜

〔日本書紀二十九天武〕白鳳十年九月辛丑、周芳國貢赤。龜。乃放島宮池、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月廿九日辛亥、佐渡國獻奇龜一、其爲形也、烏。嘴。赤。甲。黑。質。也、

〔皇年代略記正親町〕元龜二年、二。頭。龜。出現、

〔新著聞集十八雜事〕兩頭の小龜

延寶五年十二月、大久保加賀守殿へ領地より兩頭の龜出たりしを、照覽の後、加州へ下されし、其長一寸四方ばかりありし、

龜雜載

〔日本書紀二神代〕豐玉姫自馭大龜、將女弟玉依姫光海來到、〇下略

〔古事記中神武〕故從其國〇吉備上幸〇神武之時、乘龜甲、爲釣乍、打羽擧來人、遇于速吸門、爾喚歸、問之汝者誰也、答曰僕者國神名宇豆毘古、〇下略

〔日本書紀六垂仁〕三十四年三月丙寅、天皇幸山背、時左右奏言之、此國有佳人、曰綺戶邊、姿形美麗、山背大國不避之女也、天皇於茲執矛祈之曰、必遇其佳人、道路見瑞、比至行宮、大龜出河中、天皇擧矛刺龜、忽化爲白石、謂左右曰、因此物而推之、必有驗乎、〇下略

〔日本書紀雄略十四〕二十二年七月、丹波國餘社郡管川人水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、相逐入海、到蓬萊山、歷覩仙衆、語在別卷、

○按ズルニ、浦島子ノ大龜ヲ得タル事ハ、方技部仙術篇仙人條ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔日本靈異記上〕贖龜命放生得現報緣第七

禪師放濟者、百濟國人也、○中略三谷寺○備後三谷郡其禪師所造立伽藍、道俗觀之共爲欽敬、禪師爲造尊像上京、財既買得金丹等物、即還到難波之津、時邊人賣大龜四口、禪師助人○人恐之誤買得而放之、即借人舟、將童子二人、共乘度海、日晚夜深、舟人起欲、行到備前骨島之邊、時取童子等、擲入海中、然後告禪師曰、應速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、○此間恐有誤脫浦海邊其龜三領至而去、疑是放龜報恩乎、于時賊等六人、其寺賣金丹、檀越先量贖、○此間恐有誤脫矜後世見之、賊等慌然不知退進、矜憐惑不加刑罰、造佛嚴塔供養也、師後住海邊、化往來人、春秋八十有餘而卒、畜生猶不忘恩返報、何況人而忘恩乎、

〔今昔物語十九〕龜報山陰中納言恩語第廿九

今昔、延喜天皇ノ御代ニ、中納言藤原山陰ト云フ人有ケリ、數ノ子有ケル中ニ、一人ノ男子有ケリ、形チ端正ニシテ、父此ヲ愛シ、○中略偏ヘニ繼母ニ打チ預テナム養ヒケル、而ル間中納言太宰ノ帥ニ成テ鎭西ニ下ケル、繼母ヲ後安キ者ニ思テ有ル程ニ、繼母此ノ兒ヲ何デ失ナハムト思フ心深クシテ、鐘ノ御崎ト云所ヲ過ル程ニ、繼母此ノ兒ヲ抱テ、尿ヲ遣ル様ニテ取リ□□タル様ニテ、海ニ落シ入レツ、其レヲ即ハ不云ズシテ、帆ヲ上テ走ル、船ノ程ニ暫許リ有テ若君落入リ給ヒヌト云テ、繼母叫テ泣キ喤シル、帥此ヲ聞テ海ニ身モ投許泣キ迷フ事无限シ、帥ノ云ク、此レガ死タラム骸也トモ求メテ取上テ來レト云テ、若干ノ眷屬ヲ浮船ニ乘セテ追ヒ遣ル、我ガ乘タル船ヲモ留メテ、何デカ此レガ有リ无シ聞テコソ行メ、不聞ザラム限ハ、此ニ有ラムト云テ留ル也ケリ、眷

鴎ヲ終夜浮船ニ乗テ、海ノ面ヲ漕ギ行クト云ヘドモ、何ニシテカハ有ラム、漸ク夜曉ケ離ル、時ニ、海ノ面□トシテ渡ルニ、海ノ面ヲ見遣バ、浪ノ上ニ白ラバミタル小サキ物見ユ、鴎ト云鳥ナメリト思テ、近ク漕ギ行クニ、不立チバ怪シト思テ、近ク漕ギ寄セテ見レバ、此ノ兒ノ海ノ上ニ打チ□テ、手ヲ以テ浪ヲ叩テ有リ、喜ビ乍漕ギ寄テ見レバ、大笠許ナル龜ノ甲ノ上ニ、此兒居タリ、喜ビ迷テ抱キ取ッ、龜ハ即チ海ノ底ヘ入ヌ、帥ノ御船ノ許ニ迷ヒ漕寄セテ、若君御シマストテ云テ、指出ヌレバ、手迷ヒシテ抱クマヽニ、喜ビ泣キヌル事極シ、繼母モ奇異ト思ヒ乍ラ、泣キ喜ブ事无限シ、○中略此クテ船ヲ出テ行ク間ニ、帥終夜肝心碎テ不寢ザリケレバ、晝ル寄臥テ寢入ヲケル夢ニ、船ノ裔ニ大ナル龜、海ヨリ頸ヲ指出テ、我ニ物云ハムト思タル氣色有リ、然レバ我レ船ノ端ニ指出タルハ、龜也ト云ヘドモ、人言ハム如クシテ云ク、忘サセ給ヒニケルヤ、一ト年我河尻ニシテ、鵜飼ノ爲ニ釣リ被上タリシヲ買ヒ取テ、令放メ給ヒシ所ノ龜也、其ノ後ニ何ニシテカ此ノ恩ヲ報ジ申サント思、年月ヲ過グルニ、帥ニ成リ下リ給ヘバ、御送ヲダニセント思テ、御船ニ副テ行ク間ニ、夜前鐘ノ御崎ニシテ、繼母ノ若君ヲ抱テ、船ノ高欄（欄○欄恐誤）ヲ打越シテ、取□□ス樣ニシテ、海ニ落シ入レシカバ、其ヲ甲ノ上ニ受取テ、御船ニ不送ジト、搔キ參ツル也、今行ク末モ此繼母ニ打解給フ事无カレト云テ、海ニ頭ヲ引入ツト見テ夢覺ヌ、其後思出スニ、一ト年住吉ニ參タリシニ大渡ト云所ニシテ、鵜飼有テ、船ニ乘テ來ルヲ見レバ、大ナル龜一ツ船ヨリ面ヲ指出テ、我レニ面ヲ見合セタリシカバ、極テ糸惜ク思エテ、衣ヲ脱テ鵜飼ニ與ヘテ、其ノ龜ヲ買取テ海ニ放ツ事有リキ、今ゾ思ヒ出タル、然バ其龜也ケリト思フニ、極テ憐レ也、繼母ノ怪テ樣惡ク泣キ迷ツル思ヒ被合レテ、極テ悵シ、然レバ其ノ後兒ヲバ乳母ヲ具シテ、我ガ船ニ乘セ移シツ、鎭西ニ下リ著テモ、心ニ懸リテ後メタク思エケレバ、別ノ所ニ兒ヲバ令住テ、常ニ行ツヽ見ケル、繼母其ノ氣色ヲ見テ、心得タル也ケリト思テ、何ニモ云事无カリケリ、帥任畢テ京ニ返リ上テ、此ノ兒ヲバ法師ニ成シ

ツ、名ヲバ如無ト付タリ、旣ニ失タリシ子ナレバ、无キガ如シト付タル也ケリ、○又見二十訓抄、源平盛衰記一

〔今昔物語二十八〕大藏大夫紀助延郎等唇被咋龜語第卅三

今昔、内舍人ヨリ大藏ノ丞ニ成テ、後ニハ冠給リテ大藏ノ大夫トテ紀ノ助延ト云フ者有キ、○中略其ノ助延ガ備後ノ國ニ行テ、可爲キ事有テ暫ク有ケル程ニ、濱ニ出テ綱ヲ引セケルニ、甲ノ廣サ一尺許有ル龜ヲ引上タリケルヲ、助延ガ郎等共ノ捜シ持遊ケルニ、其ノ郎等ノ中ニ年五十許ナル有ケル郎等ノ片白タル有ケル、糸見苦シキ虚口ヲナム常ニ好ケル、其ノ氣ニヤ有ケム、其ノ男此ノ龜ヲ見付ルマヽニ、彼レハ己ガ舊妻ノ奴ノ逃タリシハ、此ニコソ有ケレト云テ、龜ノ甲ノ左右ノ鈕ヲ取テ搼レバ、龜足手モ甲ノ下ニ引入レツ、頸ヲモツフリト引入ツレバ、細キ口許纔ニ甲ノ下ニ見ユルヲ、此ノ男搼テ幼キ兒共ニ、シワヽリト云フ事スル樣ニシテ、龜來々々ト河邊ニテ云ツルニハ、何ト出不座ザリツルゾ、和御許ハ月來戀カリツルニ口吸ハムト云テ、細ク指出タル龜ノ口ニ、男ノ口ヲ指宛テ、纔ニ見ユル龜ノ口ヲ吸ハムト爲ル程ニ、龜俄ニ頸ヲ急ト指出テ男ノ上下ノ唇ヲ深ク咋合セツ、引放タムト爲レドモ、龜ノ上下ノ齒ヲ咋違テ咋タレバ、彌ヨ咋入リニコソ咋入レ、免サムヤハ、其ノ時ニ男手ヲ披テ含モリ音ニ叫ベドモ、可爲キ樣モ无クテ、目ヨリ淚ヲ落シテ迷フ、然レバ異者共皆寄テ、刀ノ峯ヲ以テ龜ノ甲ヲ打テバ、龜彌ヨ咋入ニ咋入ル、然レバ男手摺テ迷フ事无限シ、異者共ハ此ク迷フヲ見オ糸惜カルニ、亦外ニ向テ咲フ者モ有ケリ、而ル間一人ノ男有テ、龜ノ頸ヲフツト切ツレバ、龜ノ體ハ落ヌ、頸ハ咋ヒ乍ラ留マリタルヲ、物ニ押宛テ、龜ノ口脇ヨリ刀ヲ入レテ頸ヲ破テ、其ノ後ニ龜ノ顋頤ヲ引放チツレバ、鉾ノ崎ノ樣ナル龜ノ齒共咋ヒ被違ニケレバ、其レヲ和ヲ構テ提拔キニ拔ク時ニ、上下ノ唇ヨリ黑血走ル事无限シ、走リ畢ツレバ、其ノ後ニ蓮ノ葉ヲ煮テ、其レヲ以テ茹ケレバ大キニ腫ニケリ、其ノ後膿返ツヽ、久クナム病ケル、此レヲ見聞ク人、主ヨリ始メテ糸惜トハ不云デ、憾ミ咲ヒナムシケル、本ヨリ片白タ

リケル男ノ虚口ヲ好ケレバ此ル白事ヲモシテ病迷ヒテ人ニモ憾ミ被咲ケル也、其ノ後ハ虚口モ不好云デナム有ケレバ、同僚ノ者共、其ニ付テモ咲ヒケリ、此レヲ思フニ、龜ノ頸ハ四五寸ト指出ツル物ヲ、口ヲ指ヨセテ吸ハムトセムニハ、當ニ不被咋ヌ樣ハ有ナムヤ、此レハ世ノ人上モ下モ由无カラム虚口シテ、猿樂ニ然樣ナラム危キ戯レ事ハ可止シ、此ル白事シテ被憾ミ咲ル男ナム有ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年(〇文治元年)四月廿一日甲戌、梶原平三景時飛脚、自鎭西參著、差進親類、獻上書狀、始中合戰次第、(〇中略)

去々年、長門國合戰之時、大龜一出來、始浮海上、後ニハ昇陸、仍海人恠之、參河守殿(〇源範頼)御前持參、以六人力、猶持煩之程也、于時可放其甲之由相議之處、先之有夢之告、忽思合參河守殿加制禁、剩付簡テ被放遣畢、然臨平氏最後、件龜再浮出于源氏御船前、以聞知之(〇以下略)

〔撰集抄 三〕西道法師事

過にし比、紀伊國ゆらのみさきをすぎ侍しに、なぎさ近く釣船漕寄て、四十にかたぶき、五十許にみへ侍る男の、舟の内になき居たる侍何なる態を愁らんと、哀に覺て、深く水におり立、船ばたに取つゐて、いかに何をか歎らんと云に、此男泣々聞ゆる樣、是はつりする者に侍、只今此浦にて、殊に大なる龜のつられて侍つるを、殺さんとし侍つるに、龜左右の眼より、紅の淚をながして、歎くかたちのみへ侍りつれば、あまりに悲くて、ゆるして本の所にはなたんとし侍つる、此つれの釣人刀にて目をつきて侍つれば、くるめきまよゐつるが、餘に身にしみて、悲しく覺侍とて、舟よりとびおりて、濱にあがりて、ねがはくはかしらおろしてえさせよと云を、いかゞとためらい侍しかどもげに思とりて見え侍りしかばかみをそりて侍き、(〇下略)

〔大内家壁書〕鷹餌鼈龜禁制事

爲鷹餌不可用鼈龜幷蛇也、既爲氷上山仕者、儼然之處、不存其惶之族、忽ニ神罰不可遁也、於自今以後、堅固所加制止也、鳥屋飼已下之時、以禽獸計不飼得者、廛不可所持也、若猶背此禁制、有求鼈龜之族者、至待者可被收公恩給地、無所帶者、則可被追放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、即時於其場、或留置其身、或隨事之體、可討戮之由、所被仰出也、乃壁書如件、

長享元年九月日

〔北條五代記八〕大龜陸へあがる事

聞しはむかし、關東管領上杉憲政と、北條平の氏康と、弓矢を取てやん事なし、然るに公方晴氏公、上杉と一味し、天文十四年の春、武州河越氏康城を大軍をもて取まき責る、〇中略氏康此上は一合戰し、運を天にまかせ、宿意を遂せんとおもひ定めらるゝによつて、伊豆箱根兩所權現三島大明神へ御祈禱の義あり、〇中略當所松原大明神宮寺にて護摩を修し、善行をつくし給ひぬ、然所におなじき年三月廿日の日中、大龜一ッ小田原浦眞砂地へはひあがる、町人是をあやしみ、とらへ持來て、松原大明神の池の邊にをく、八人が力にてもちわづらふ程也、氏康聞召、大龜陸地へあがる事、目出度瑞相なりとて、即刻宮寺へ出御有て、龜を見給ひ、仰にいはく、天下泰平なるべき前表には、鳥獸甲出現する往古の吉例おほし、是ひとへに當家平安の奇瑞、かねて神明の示す所の幸なりと、御鏡を取よせ、龜の甲の上に是をおかしめ給ひ、それ龜鏡と云事は、さしあらはして隱れなき目出度いはれありと、御感悅なゝめならず、竹葉宴醉をすゝめ、一家一門こと〳〵く參集列候し、盃酒數順に及ぶ、萬歲の祝詞をのべ給ひてのち、件の龜を大海へはなつべしと有しかば、海へぞはなちける、此龜小田原の浦をはなれずうかびて見ゆる、〇下略

〔新著聞集十五奇智〕龜死活をしる

本多隱岐守殿家來渡邊源兵衞、妻のいたはりに沼龜を喰せば然るべき事にてと有ければ、龜六

龜甲

十ばかり取もとめ、庭の池に放ち入レ、用の時とり出すに、己々が穴をほり、深く隱れ居ければ、人を、多く池に入レ、方々捜りまはして、やう〳〵一ツ二ツとり出し、既に殺して與へける、されど共病人つゐにはかなくなりしに、その次の日より、龜ども池の汀にこと〳〵く出て、甲をさらしけり、〇下略

〔本草和名十六蟲魚〕龜甲。　一名神屋、本條一名雪龜、一名天龜、已上二名出兼名苑一名衣督卸、出古今注和名宇美加女、

〔運步色葉集遷〕鼈甲カウ。。

〔大和本草十四介〕龜〇中略　龜肉ハ食フベカラズ、龜甲、龜板ハ一物ナリ、二物ニアラズ、藥ニ用ユ、古ノ龜トハ腹ノ板ヲ用ヒ、以荊ヤク、其文ニヨリテ、吉凶ヲ知ル法アリ、今按龜甲ハ石ガメノ腹下ノ版ヲ用ユベシ、背上ノ甲ヲ不可用、本草又稱敗龜板、龜甲モ龜板モ同物也、大明曰、卜龜小而腹下曾鑽十遍者、名敗龜版、入藥良、龜ノ背腹上下共ニ甲ト云、然ドモ龜甲ハ卽龜板、腹ノ下ノ板ナリ、敗龜板トハ龜トニ久ク用タル腹下ノ板ヲ云板モ亦甲ト云、背ノ殼甲ハ非ズ、蘇頌曰、殼圓版白者陽龜也、是殼ハ背ノ甲ナリ、版ハ腹ノ甲ナリ、時珍曰、犀ハ可供卜、殼可入藥、則古者上下甲皆用之、至日華始用龜板、而後人遂主之矣、今按本草主治ニモ殼ト板トヲワカツ〇中略本邦藥鋪往々以龜背上甲爲龜甲、今考數書、決可以腹下版爲龜甲也、

〔延喜式三十七典藥寮〕諸國進年料雜藥

山城國卅二種〇中略鼈甲一枚〇中略　攝津國卅四種〇中略鼈甲四枚

〔延喜式三臨時祭〕凡年中所用龜甲、摠五十枚爲限、紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十枚、交易四枚、十三枚、交易六枚、土佐國中男作物十枚、但齋内親王遷入野宮用料龜甲十三枚、臨時申辨官仰所出國送納此官、每月充之、

〔延喜式五齋宮〕凡諸國送納調庸、幷請受京庫雜物、積貯寮庫、支配雜用、〇中略龜甲十二枚、志摩

〔塵袋九〕一信ナキ龜ハ甲ワルト云フ如何、

龜雜載

過去世ニ釋迦如來ト提婆達多ト一所ニムマレアヒ給ヒキ、釋迦鴈ニムマレ給フ、達多ハ龜トナレリ、舊好年シヒサシカリキ、或ル時ヒデリシテ、此ノカメノスム池ノ水ヅミナカハキツキヌ、龜是ヲナゲクニ、鴈ノ云フヤウ、我レ木ノエダヲクヽムベシ、龜木ヲタハヘテハヅサズバ、ワレエダヲフクムデ、トビテ水ノユタカナルトコロヘウツランアナカシコ、クチアクベカラズト云フ、カメ悦テ承諾シテ鴈ノヲシヘノマヽニスルニ、トブ時キ人ト是ヲ見テアヤシミワラフ事限リナシ、カメイカリテ是ヲノルニ、クハヘタル所ハナレテヲチヌレバ、甲ワレテ死ヌト云ヘリ、信ナキカメ甲ワルル、コレヨリハジマル歟、一切有部根本毗奈耶ニ見エタリ、

〔閑田耕筆 三〕龜の看經(カンキン)といふことと世に傳ふ、おのれは正に聞たり、誠に程拍子よく音の堅き鉦を打ごとく、初は雨だれ拍子にて、次第に急に、俗に貫念佛といふごとし、

〔夫木和歌抄 二十七 龜〕六帖題　爲家

河ごしのみちのながぢの夕やみになにぞときけばかめのなくなる

蟹名稱

〔本草和名 十六 蟲魚〕蟹(仁諧音、戸買反)蝤蛑、一名紅蟹、一名靑蟀(已上二名出兼名苑)擁劍、彭蜞(仁諝作彭基、已上三種、出陶景注)一名澤蜞、一名澤蟳(已上二名出兼名苑)蜋(呂當反、蜋雄蟹)、一名黑鰲(出兼名苑)蝤(音夫武反、雄蟹)、又有蟛(音胡嵆反、又相似)沙蟳(胡八反、在海濱沙中、故以名之)蛇(除嫁反、汎常浮、形如覆笠)一名水母(已上五種出崔禹)蛣蝉(小於石蛣、似蝤蛑而長兩角者)石蠏(大於蟹、八足)蟛虹(似小蟹、十足兩大者)小豎蟳、一名蟛蜞、一名旁姑、一名長卿(已上三名出兼名苑)蝸朴(黑斑文章)有平阿土(蟹白殼小黃)蘆虎(似蟹、基正赤)兩倚望(行徑上四五進輒舉兩螯、八足起望、行常如此、故名之、已上十種、出七卷食經)一名揭榊、一名蟳(蟳當作執火)一名招潮、一名望潮(已上四名出兼名苑)一名旁行(出七卷食經)和名加爾。

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕蟹(蟹黃附)　野王案、蟹(核買反、字亦作蠏、和名加仁)八足虫也、食療經云、蜜餅不宜合蟹黃食之、(蟹有子名也)

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕按說文云、蠏有二敖八足、旁行、非它鮮之穴無所庇、○中略　按陳藏器本草云、蟹脚中髓及腦幷殼中黃、本草圖經云、瀾殼而多黃者名蟙、本草綱目云、腹中之黃應月盈虧、依之蟹黃

者蟹說中黃膏如㡋腦者、今俗呼美曾是也、源君爲蟹子恐誤、

〔類聚名義抄 虫十〕蟹 音解 カニ

〔伊呂波字類抄 加動物〕蟹 カニ 八足水虫、亦作蠏、

〔下學集 氣形上〕蠏 カニ 異名招潮

〔倭名類聚抄 十九 龜貝體〕螯 野王按、螯 音敖、字亦作鰲、和名於保豆米、蟹大脚也、本草云、擁劒其一螯長者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝體〕今本玉篇骨部作蟹鈐也、按廣韻螯蟹大脚也、與此合、說文無螯字、蠏字注云、有二敖八足、知古只作敖、敖本訓出游、轉注謂大脚爲敖、〇中略 所引文、〇本草 龜貝類擁劒條已引之、亦云本草、然是源君誤引膳夫經、非本草文也、

〔倭名類聚抄 十九 龜貝體〕沙囊 食療經云、蟹不得幷沙囊食之、沙囊 和名加仁乃毛乃波美 在蟹腹內者也

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝體〕按沙囊在蟹腹內者也八字、疑是源君注語、似當爲夾行小注、

〔重修本草綱目啓蒙 三十 龜鼈一〕蟹 カニ ガニ 備前讃州 ガ子 讃州 〇中略

蟹ニ淡鹹ノ產アリテ、品類甚ダ多シ、鹹水ニ產スルモノハ、ウミガニト云、淡水ニ產スル者ハ、カハガニト云フ、皆性直行スルコトアタハズシテ、横ニ走ルコト速ナリ、故ニ横行介子ノ名アリ、兩手ニ鉗アリ、コレヲ螯ト云、ソノ次ニ八足アリ、コレヲ跪ト云、皆尖レル爪アリ、殼ハ堅ク厚クシテ脆シ、時々蛻シテ、新殼ニ換エ、ソノ眼ハ外ニ出、蝦ノ眼ノ如ニシテ堅シ、コレヲ骨眼ト云フ、腹ニハ横紋アリ、是ヲ蝸腹ト云、腹下ニハ卷反シタル厚キ殼アリ、コレヲ臍ト云、〇中略 臍ニ濶狹ノ別アリ、狹長ナルハ雄ナリ、コレヲ尖臍蟹 東醫寶鑑 ト云フ、濶圓ナルハ雌ナリ、コレヲ圓臍蟹 同上 ト云フ、ソノ性驚ヤスシ、月明ナルトキハ、穴ニ蟄シテ出テ食ハズ、故肉少シ、暗夜ニハ出テ食フ、故ニ肉多シ、

〔物類稱呼 二 動物〕蝦魁 がさめ 畿内にてがざめといふを、江戸にてをゝがにと云、又西國にてかざみと云は、甲菱形にして、甲のまはりのこぎりばに似たり、一種蟛蜞（あしはらがに）あり、江戸にてこめ

蟹性質
蟹形狀
蟹種類

きがにと云、西國及四國にて田うちがにと云、古歌にいなつきがにとよめるは是なり、一種豆蟹、又蜘蛛蟹と俗に云、備前小島にていぞ〳〵といふ、今按に豆蟹小にして形丸し、又其かたち蜘に似たり、蛤蚌で是を喰ふ、又蟹の小なるを蜘がにと呼、蜘の小なるをさゝがにと呼こそをかしけれ、豫州にて岩蟹と云、鹽辛とす名産也、○中略又薩州指宿の濱に、藻蟹とて小き蟹を産す、寸許にして圓也、總身紅色、此蟹鹽辛に製して、其色變せず、甲及八足やはらかにして氣味香く、寔に上品なる物也、又云藻蟹は藻或はひじきなどに住物也、○中略鬼蟹をにがに　攝津にて島むらがにといふ、兵庫及播州にて武文がにと云、讃州にて平家蟹と云、加賀越前にて長田がにと云、

〔本朝食鑑十鱗介部〕蟹訓加仁

集解、蟹類最多、江河陂澤處處有之、然其形略同、外剛内柔、骨眼蜩腹、二螯八足、利鉗尖爪、殼脆而堅、雄者臍長、雌者臍團、腹中之黃應月盈虧、其性多躁、引聲噀沫、至死乃已、霜前食物、故有毒、霜後欲蟄、故味美、凡本邦所食者擁劒、石蟹二物也、擁劒者一螯大、一螯小、常以大螯鬭、以小螯食物、和名訓稱加佐女、以生江海而大者爲佳品、用鹽水煮熟、則全體變作純赤色、脫甲取白肉、和薑醋食、其黃最美也、石蟹者生溪澗石穴中、小而殼堅、赤者背團起如肥栗子、源順引兼名苑曰、生海際石下者非也、土人鹽藏以爲酒筵之佳品也、漁子野人採蟛螖望潮之類、而煮乾、或鹽酒醃藏、以鬻諸市肆、蟛螖者音彭越、以彭越爲名者訛焉、楊氏漢語曰、葦原蟹形最小無毛者也、望潮者今俗稱爪白、生于海中、大於蟛螖、潮至出穴而望者也、其餘曰有毒必害人而不食、但稱名耳、蝤蛑一名蠘、今俗稱島蟹、隨潮退殼、一退一長、其大者如升、小者如盞楪、兩螯如手、其力至强能鬭、最異於衆蟹者也、蟛蜞大於蟛螖、生於陂池田港中、或來往於糞厠邊、故有毒、食之令人吐下、沙狗似蟛蜞而小、生於沙穴中、見人便走者也、凡蟹至八九十月、蟹浪之後、多采之矣、傳稱近時攝之尼崎天王寺前海濱、有大蟹、腹文如人面、呼島村蟹、後奈良帝享祿四年、細

川高國與三好氏戰于尼崎天王寺邊而敗死、高國黨島村某勞力勝人、挾敵二人沒于水中、其靈化爲蟹、土人名曰島村蟹、是蛑蛑之類矣、亦效武文蟹賊、武文蟹者鱟也、事詳于後、

氣味、鹹甘冷有毒、獨螯、獨目、兩目相向、六足、四足、腹下有毛、腹中有骨、頭背有星點、足斑、目赤、並不可食、有毒、冬瓜汁、蒜汁、蘆根汁皆解之、不可同柿及荊芥食、動風、木香汁可解、

主治、能解酒毒、生搗塗漆瘡及疥癬頓愈、

發明、李時珍曰、諸蟹性皆冷、亦無甚毒、充饌甚佳、和以薑醋、侑以醇酒、咀黃持螯、略賞風味、何毒之有、饕嗜者頓食十餘枚、兼以葷羶雜進、飲食自倍、腸胃腹痛吐利、亦所必致、而歸咎於蟹、蟹亦何咎哉、李氏之此論不獨蟹類、雖如河豚亦去肝腸惡物、而洗淨煮食、鮮者無甚毒、一切食物皆有此理爾、

附方、生漆發瘡、主蟹膏蘇同搗傅之則立愈、子死腹中、千金神造湯、治子死腹中、并雙胎一死一生、服之、令死者出、生者安、用蟹爪一鍾、甘草二分、阿膠一錢、以東流水煎、溫服、立取驗、如神、

〔大和本草〕十四蟹〇中略凡蟹類多シ、ガサメ、シマガニ、ツマシロ、ツガニアリ、又田ウチガニアリ、是本草所謂沙狗ナリ、斥地ニアリ、人ヲ見テ走ル、不可食、蟛蜞ハ陂地田港ノ中ニ多キ蟹ナリ、不可食、谷ガニアリ、山谷ノ石間ニ生ズ、小ニシテ赤シ、是亦不可食、野人ハ食フ、本草ノ集解ニ石蟹ト云是ナルベシ、コブシガニハ形小ナリ、大者不満寸、〇中略鬼蟹アリ、赤蟹アリ、不可食、又蛤蜊ノカラノ内ニモ小蟹アリ、凡蟹久シク泥沙ノ内ニアレバ化シテ石トナル、又石中ニモ石蟹アリ、是沙土化シテ石トナリ、其中ニアリシ蟹モ化シテ石トナルナリ、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙〕三十一龜鼈蟹〇中略蝤蛑ハ、ガザミ、ガサメ、大和本草カザミ、勢州アザミ、同州グハザミ、備前ガサイ、肥前大村ガセガ子、同上島原カンザウガニ、豫州ガザウ、長府オホガニ、江戸ウミガニ、同上アヽメ、防州海中ノ產ナリ、ソノ甲横ニ濶ク、長サ五七寸、左右ニ各一刺アリ、兩螯至テ大ナリ、左右小足各四、ソノ後ノ一足、各末薄ク濶クシテ、飯盌シヤクシノ如シ、〇中略蟳ハ、シマガニ、大和本草ガニ、若州アヲハサミ、丹後タカアシガニ、遠州海中ノ產ソ

ノ甲圓カニシテ頂尖リ、刺多シ、螯脚細クシテ長ク刺多シ、〇中略北國ニ甚大ナルモノアリ、二種アリ、イバラガニト呼ブモノハ、形大ニシテ刺多ク味美ナリ、ソノ刺尖レリ、ツワイト呼ブモノハ、形小ニシテ刺少ク味劣レリ、ソノ刺尖ラズシテ疣ノ如シ、〇中略擁劒ハ、テンボガニ、カタツメガニ、ヤリモチ、〈阿州〉海中ノ產、一螯ハ大ニシテ、一螯ハ小、ソノ螯色赤シ、〇中略蟛蜞ハ、ドロガニ、メツブレガニ、〈勢州〉メヤミガニ、〈同上〉クソガニ、〈備前〉ベンツ、〈豫州〉此カニ京師ニハナシ、近海ノ地ニアリ、四國ニハ甚ダ多ク、溝中、或ハ盟盆ノ邊墻壁ノ側ニモアリ、石蟹タニガニニ似テ一寸許、〇中略梅雨中ニハ畿内ニ二ノ白石アリ、大サ一分、高サ半分、〇中略沙狗ハ、ツマジロ、カクレガニ、スナガニ、ツガニ、〈豫州〉マメガニ、〈筑前丹後〉イシワラガニ、イサガニ、〈備前〉ユウダチガニ、〈播州〉海濱潮水退タルアトノ、沙上ニ穴多シ、蟹ソノ旁ニ出テ居ル、人ノ聲ヲ聞バ、速ニ走テ穴ニカクル、甲ハ方ニシテ、上廣ク下狹ク色黒シ、一螯ハ大ニシテ色白ク、一螯ハ小ナリ、小螯ハ食ヲトリ、大螯ハ物ヲ防グ、〇中略其大ナル者ハ、甲大サ二三寸、〇中略望潮ハ、セウモンガニ、ダウチガニ、モチツキガニ、〈阿州〉コメツキガニ、〈豫州〉形小ニシテ體厚ク、淺黒色ニシテ斑點アリ、〇中略蜚江ハ、コブシガニ、ヤマガニ、〈尾州〉チカラガニ、ダンゴガニ、〈勢州〉海濱ニ生ズル小蟹ナリ、甲圓ニシテ六七分、〇中略石蟹ハ、ヤマガニ、タニガニ、〈大和本草〉アカヾニ、ヘビガニ、〈備前〉クチナハガニ、アカリコ、〈共同上〉サハガニ、〈和州〉サハガニ、〈水戸〉ヨタンボ、〈阿州〉アカコノカニ、〈土州〉山谷石間、及ビ溪澗中ニ多シ、形チ彭蜞ニ似テ、甲赤色微黒、螯跪赤色、小ナル者ハ寸ニ盈タズ、大ナル者ハ二寸許、〇中略紅蟹ハ、アサヒガニ、ヨロヾガニ、ベニガニ、セウ〳〵ガニ、海中ノ產、甲堅ニ長六寸許、濶サ四寸許、深赤色ニシテ疣多シ、後跪ニ撥棹アリ、〇中略蟳奴ハ蟳蛤中ニ寄居スル蟹ナリ、甲ノ形圓ニシテ三四分許、足ト共ニ白色、〇中略此外蟹類甚多シ、枚擧ニ勝ヘズ、ソノ中平家ガニト呼ブ者アリ、一名シマムラガニ、〈播州〉武文ガニ、〈同上、一說ニ魚ナリト云フ〉清常ガニ、〈豐前長門〉治部少輔ガニ、〈勢州〉ヲサダガニ、〈加州〉オニガニ、エビスガニ、〈備前〉攝州四國九州ニ皆アリ、小蟹ナリ、甲大サ一寸ニ近シ、東

國ニハ大ナルモノアリト云、足ハ細クシテ、長ト短ト雜リテ、常蟹ニ異ナリ、甲ニ眉目口鼻ノ狀、宛然トシテ、怨惡ノ態ニ似タリ、後奈良帝享祿四年、攝州尾崎合戰ノ時、島村彈正左衞門貴則ノ靈、此蟹ニ化スト云傳フ、然ドモ唐山ニモアリテ蟹譜ニ背殼若鬼狀者、眉目口鼻分布明白、常實翫之ト云、野記ニ鬼面蟹ノ名アリ、

〔毛吹草 三〕攝津 野里川島村蟹 昔島村ト云人、此所ニテ合戰シ果ケル、其幽靈ト云、カニノ甲ニ人見スルレリ、 爪白蟹 讃岐 八島平家蟹

擁劍

〔新撰字鏡 虫〕蟚 于列反、蟣字、加佐女、

〔本草和名 十六 蟲魚〕擁劍 似蟹色黃、其一螯偏長三寸餘、出膳夫經、一名銅䫂、出兼名苑、一名執火、其螯赤、故名、出古今注、一名桀步、出拾遺、 和名加佐女

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕擁劍 本草云、擁劍 和名加散女 似蟹色黃、其一螯偏長三寸者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕千金翼方、證類本草、不載擁劍、證類本草蟹條引陶隱居有擁劍、而與此所引不同、按本草和名引膳夫經載擁劍、其文與此所引全同、唯者也作餘爲異耳、恐源君誤引、又按太平御覽引廣志云、擁劍似蟹色黃、方二寸、其一螯偏長如足大指、長三寸餘、又古今注云、其一螯偏大者名擁劍、皆與此所引略同、吳都賦引異物志注、擁劍蟹屬也、從廣二尺許、有爪其螯偏大、大者如人大指、長二寸餘、色不與體同、特正黃而生光明、常忌護之如珍寶矣、利如劍、故曰擁劍、其一螯尤細、主取食、出南海交趾、按擁劍俗呼加多都米賀爾、或天苔賀爾者、非加佐米、本草圖經云、後足濶者名蝤蛑、嶺南人謂之撥棹子、以後脚形如棹也、其大者如升、小者如盞楪、兩螯無毛、所以異於蟹、是可以訓加佐米、江戸俗呼渡蟹太蟹海蟹、夏秋間以爲食料、又按閩中海錯疏、蠘似蟹而大、殼兩傍尖出而多黃、螯有稜鋸利、截物如剪、故曰蠘、折其螯隨復更生、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

蟛螖

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕蟛螖 兼名苑云、蟛螖 彭越二音、楊氏漢語抄云葦原蟹、 形似蟹而小也、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕爾雅釋文云、螖音滑、廣韻同、釋文又引字林云音骨、並與此所音不同、按廣韻云、胡蟚蚏蛆、似蟹而小、音越、集韻、蛆、螖蠌、並同、證類本草引陶隱居、有彭螖、亦音越、與此音合、嶺表錄異云、蟚螖呉人呼爲彭越、蓋語訛也、○中略 本草綱目、似蟛蜞而生於沙穴中、見人便走者沙狗也、小野氏曰、今俗呼石原蟹、所謂葦原蟹、蓋是、○中略 本草和名蟹條云、蟚螖一名螃蟹、一名勞姑、一名長卿、已上三名出兼名苑、不及此所引文、蓋是兼名苑注文、按爾雅釋魚、螖蠌小者蟧、郭注、螺屬、見埤蒼、或曰、即蟚螖也、似蟹而小、兼名苑注文蓋本之、嶺表錄異、足上無毛、堪食、古今注、蟛螖小蟹也、生海邊塗中、食土、一名長卿、證類本草引陳藏器云、彭螖如小蟹、無毛、閩中海錯疏、蟛蜞似石蟹而小、微黃色、左螯大而無毛、其行斜傍、今其物未詳、

〔類聚名義抄 虫十〕蟚螖 アシハラカニ

蟛蜞

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕蟛蜞 楊氏漢語抄云、蟛蜞、彭其二音、漢語稻春蟹之類也、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕蟛蜞出崔豹古今注、晉書蔡謨傳及陶隱居本草注云、似彭螖而大、似蟹而小不可食、閩中海錯疏、螃蜞似蟛螁而大、右螯小赤而、生溝渠中、今俗呼土呂賀爾、米都夫禮賀爾、米也美賀爾、久曾賀邇者是也、稻春蟹見神樂歌及藻鹽草所載歌、爾雅翼、小如蟚蜞、殼白、見潮欲來、出穴舉螯迎之者、名招潮、本草綱目謂之望潮、小野氏曰、伊豫方言米春蟹、所謂稻春蟹、蓋是、

〔類聚名義抄 虫十〕蟛蜞 彭其二音 イチツキカニ

〔神樂歌〕篠波

末 あしはら田の、いなつきがにのや、おのれさへ、よめをえずとてや、さゝげておろしや、おろしてはさゝげや、かひなげをするや、

〔夫木和歌抄 蟹二十七〕三島社奉納歌神樂　權僧正公朝

あしはらのかり田のおもにはひちりていなつきがにもよをわたるらん

石蟹

〔倭名類聚抄 龜貝十九〕石蟹　兼名苑注云、石蟹〈和名以之加仁〉生海際石下、故以名之、

〔類聚名義抄 虫十〕石蠏〈イシカニ〉

小蟹

〔新撰字鏡 虫〕蛸〈方主及、上、小蟹、伊牟支、〉

〔類聚名義抄 虫十〕蟹〈本作蟹〉一蟹〈濱小ガニ〉

獨螯蟹

〔和漢三才圖會 介甲四十六〕獨螯蟹〈てはうかに〉　一手者俗呼名手亡、此蟹一螯故名、氐保宇蟹、

按似小蟹而色白、一螯者紀州和歌浦多有之、見人則走入穴、本草、獨螯者有毒、不可食者是也、

〔物類稱呼 動物二〕用蟹かぶとかに　筑紫にてうんきうと云、薩摩にてばくちかにといふ、安房にていそほうづき共云、九州の海に有、其甲かぶとに似たり、汐干の頃多し、又大汐にたゞよひて磯に寄を、兒童とらへて繩をつけ、たはぶれ翫とす、又海ほうづきはうんきうの卵也と云、

甲蟹

「本朝食鑑 龜鼈十」鱟

釋名、甲蟹、〈甲俗讀作兜、此蟹殼如兜故名、〉

集解、鱟狀如尖頭之兜、廣尺餘、其甲瑩滑青黑色、其堅如鐵、鐵背骨眼、眼在背上、口在腹下、頭如蜣頭、十二足似蟹在腹兩旁、長五六尺、尾長一二尺、有三稜如棕莖、背上有骨如角、高七八寸、如石珊瑚狀、每過海相負示背、乘風而遊、其血碧色腹有子、如黍米、其行也雌常負雄、失其雌則雄不動、雄小雌大也、本邦不食之、漁人亦不采之、呼曰宇牟幾宇、或稱武文蟹、元弘之亂、尊良親王家僕秦武文死于兵庫湊、其靈化作甲蟹、故土人到今憐戚不采之、俚俗傳誕甚怯若斯耳、

〔大和本草 介十四〕鱟魚　海邊ニアリ、西州ニテウンキウト云、又カブトガニト云、其形カブトニ似タリ、〇中略　足ハ腹下ノ左右ニ各五アリ、合十アリ、足ノサキニ皆ハサミアリ、蟹ノ足ニ似タリ、腹ニ廣

キ薄片六アリテ、カサナリツヾケリ、蝦ノ腹ノ薄片ノ如ニシテ大ナリ、腰ニツギメアリテ、チフツガヒノ如ク折レカヾミ自由ナリ、尻ノ方ノメグリニ長キ刺多シ、形大ナレドモ肉少ナシ、人食セズ、海邊往々有之、其甲ハ鱉ノ如ク圓シ、又蟹ノ甲ニ似タリ、魚ノ類ニアラズ、鱟蟹ノ類ナリ、○中略殻ハ用テ舟ノ中ノ水ヲクム、尾長シ、尾ノ末用テ、燈心ノ杖トス、其口足尾トモニ人ヲ傷ラズ、雌ハ雄ヲ負テ海ニ入ル、

〔重修本草綱目啓蒙　三十一鱗介〕鱟魚　カブトガニ丹後　カブリガニ　ウンキウ筑前　ウンキヤウ　バクチガニ薩州　ウミドウガメ讃州　ウミドングハン　カブトガウシ共同上　ハチガミ　防州　ハチガメ藝州　オキナガニ　チヤウセンガニ肥前○中略海產ナリ、四國九州ニ多シ○中略一説ニ鱟魚ヲ武文ガニト訓ジ、元弘ノ亂ニ、尊良親王ノ僕秦武文、兵庫ノ湊ニ死ス、其靈化シテ之トナルノ俚言ヲ、本朝食鑑ニ載レドモ、コノ品攝州ニ產セザレバ、其說穩ナラズ、

蟹守族

〔古語拾遺〕天祖彥火尊、娉海神之女豐玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立室、于時掃守連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之借守者、彼詞之轉也、

〔日本靈異記　中〕贖蟹蝦命放生得現報緣第八

置染臣鯛女者、奈良京富尼寺上座尼、法邇之女也、道心純熟、初婬不犯、常懃採菜、一日不闕、奉供待於行基大德、入山採菜見之、大蛇飲乎大蝦、誂大蛇曰、是蝦免我、不免猶飲、亦誂之曰、我作汝妻、故幸免吾、大蛇聞之高捧頭、而瞻女面、吐蝦而放、女期蛇曰、自今日經七日而來、然到期日、閉屋塞穴、堅身居內、誠如期來、以尾拍壁、女恐明日白於大德、大德住在生馬山寺、而告之言、汝不得免、唯堅受戒、乃全受持三歸五戒、然還來道、不知老人以大蟹而逢、問之誰、老、乞蟹免吾、老答、我攝津國兎原郡人、畫問邇麻呂年七十八、而无子息、活命无便、往於難波、偶得此蟹、但有期人、故汝不免、女脫衣贖、猶不免、可復脫裳贖、老

乃免之、然蟹持更返勸請大德、呪願而放、大德歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蚰來、登於屋頂、拔草而入、女悚慄焉、唯床前有跳爆之音、明日見之、有一大蟹、而彼大蚰條然段切、乃知贖放蟹報恩矣、幷受戒之力也、欲知虛實、問于耆老姓名、遂无定委者、是聖化也、斯奇異之事也、○中略

贖蟹蝦命放生現報蟹所助緣第十二

山背國紀伊郡部內、有一女人、姓名未詳也、天年慈心贖信因果、受持五戒十善、不殺生物、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八而將燒食、是女見之勸牧牛白、幸願此蟹免我、童男辭不聽曰、猶燒噉、慇懃乞、脫衣而買、童男等乃免之、勸請義禪師令呪願以放生、然後入山見之、大蚰飮於大蝦、誂大蚰言、是蝦免我、賂奉多幣帛、蚰不聽答、女募幣帛而禱之而曰、汝爲神祀、幸乞免我、不聽猶飮、又語蚰言、替此蝦以吾爲妻、故乞免我、蚰乃聽之、高捧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、女期蚰言、自今日經七日而來、然白父母、具陳蚰狀、父母愁言、汝了唯一子、何誑託故作不能語、時行基大德有紀伊郡深長寺、往白事狀、大德聞曰、烏呼難量之語、唯能信三寶耳、奉敎歸家、當期日之夜、閉屋堅身、種々發願以信三寶、蚰遶屋蜿轉腹行、以尾打壁、登於屋頂、咋草拔開落於女前、雖然蚰不就女身、唯有爆音、如跳龤齧、明日見之、大蟹八集、彼蚰條然摥段切之、乃知贖放蟹報恩矣、○中略　自此已後、山背國貴乎山川大蟹、爲善放生也、

〔今昔物語十六〕山城國女人依觀音助遁蚰難語第十六

今昔、山城ノ國久世ノ郡ニ住ケル人ノ娘、年七歲ヨリ、觀音品ヲ受ケ習テ讀誦シケリ、每月ノ十八日ニハ、精進ニシテ、觀音ヲ念ジ奉ケリ、十二歲ニ成ルニ、遂ニ法花經一部ヲ習ヒ畢ヌ、幼キ心也ト云ヘドモ、慈悲深クシテ、人ヲ哀ビ、惡キ心无シ、而ル間、此ノ女家ヲ出テ、遊ビ行ク程ニ、人蟹ヲ捕ヘテ、結テ持行ク、此ノ女此レヲ見テハ問テ云ク、其ノ蟹ヲバ何ノ料ニ持行ゾト、蟹持答テ云ク、持行テ食ムズル也ト、女ノ云ク、其ノ蟹我ニ令得メヨ、食ノ料ナラバ我ガ家ニ死タル魚多カリ、其レヲ此ノ蟹ノ代ニ與ヘムト、男女ノ云フニ隨テ、蟹ヲ女ニ令得メツ、女蟹ヲ得テ河ニ持行テ、放チ入レ

ツ、其ノ後女ノ父ノ翁、田ヲ作ル間ニ、毒蛇有テ、蝦ヲ呑ガ爲ニ追ヒ來ル、翁此レヲ見テ蝦ヲ哀テ、蛇
ニ向テ云ク、汝ヂ其蝦ヲ免セ、我ガ云ハムニ隨テ免シタラバ、我レ汝ヲ聟ト爲ムト、不意ズ騷ギ云
ヒツ、蛇此レヲ聞テ翁ノ顏ヲ打見テ、蝦ヲ弃テ、藪ノ中ニ這入ヌ、翁由无キ事ヲモ云テケルカナ
ト思テ、家ニ返テ、此ノ事ヲ歎テ、物ヲ不食ズ、妻幷ニ此ノ娘、父ニ問テ云ク、何ニ依テ物ヲ不食シテ
歎タル氣色ナルゾト、父ノ云ク然々ノ事ノ有ツレバ、我レ不意ニ騷テ、然カ云ツレバ、其レヲ歎ク
也ト、娘ノ云ク、速ニ物可給シ、難○（恐術難）歎キ給フ事无カレト、然レバ父娘ノ云ニ隨テ、物ヲ食テ不歎
ズ、而ル間、其ノ夜ノ亥時ニ臨テ門ヲ叩ク人有リ、父此ノ蛇ノ來タルナラムト心得テ、娘ニ告ルニ、
娘ノ云ク、今三日ヲ過テ來レト約シ給ヘト、父門ヲ開テ見レバ、五位ノ姿ナル人也、其ノ人ノ云ク、
今朝ノ約ニ依テ、參リ來レル也ト、父ノ云ク、今マ三日ヲ過テ可來給シト、五位此ノ言ヲ聞テ返ヌ、
其ノ後此ノ娘厚キ板ヲ以テ、倉代ヲ令造メテ、廻ヲ強ク固メ拈テ、三日ト云フ夕ニ、其ノ倉代ニ入
居テ戸ヲ強ク閉テ父ニ云ク、今夜彼ノ蛇來テ門ヲ叩カバ速ニ可開シ、我レ偏ニ觀音ノ加護ヲ憑
ム也ト云ヒ置テ、倉代ニ籠居ス、初夜ノ時ニ至ルニ、前ノ五位來テ門ヲ叩クニ、卽チ門ヲ開ツ、五位
入來テ、女ノ籠居タル倉代ヲ見テ、大ニ怨ノ心ヲ發シテ、本ノ蛇ノ形ニ現ジテ、倉代ヲ圍ミ卷テ、尾
ヲ以テ戸ヲ叩ク、父母此レヲ聞テ、大ニ驚キ恐ルヽ事无限シ、夜半許ニ成テ、此ノ叩ツル音止ヌ、其
ノ時ニ蛇ノ鳴ク音聞エ、亦其ノ音モ止ヌ夜明テ見レバ、大ナル蟹ヲ首トシテ、千万ノ蟹集リ來テ、
此ノ蛇ヲ螫殺テケリ、蟹共皆這去ヌ、女倉代ヲ開テ父サマニ語テ云ク、今夜我レ終夜觀音品ヲ誦
シ奉ツルニ、端正美麗ノ僧來テ、我ニ告テ云ク、汝ヂ不可怖ズ、只蚖蛇及蝮蝎氣毒烟火燃等ノ文ヲ
可憑シト敎ヘ給ヒツ、此レ偏ニ觀音ノ加護ニ依テ、此ノ難ヲ免レヌル也ト、父母此ヲ聞テ喜ブ事
无限シ、其ノ後蛇ノ苦ヲ救ヒ、多ノ蟹ノ罪報ヲ助ケムガ爲ニ、其ノ地ヲ掘テ、此ノ蛇ノ屍骸ヲ埋テ、
其ノ上ニ寺ヲ立テ、佛像ヲ造リ經卷ヲ寫シテ供養シツ、其寺ノ名ヲ蟹滿多寺ト云フ、其ノ寺于

今有リ、其レヲ世ノ人和カニ紙幡寺ト云フ也ケリ、本儀ヲ不知ザル故也、此レヲ思ニ、彼ノ家ノ娘糸只者ニハ非ズトゾ思ユル、觀音ノ靈驗不可思議也トゾ、世ノ人貴ビケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔日本紀略〕八花山 寛和元年四月廿四日戊戌、今日酉剋大蟹出、遊承香殿壇上、爲佐、

〔東海道名所記〕五 鈴鹿の坂の下より土山へ二里半、〇中略 解坂、蟹が石塔は左のかたにあり、松二本うへたり、むかし此所に妖佐ありて、往來の人をなやまし侍べり、あるとき會解僧一人爰をとをりけるに、かの妖佐出たり、僧すなはち問ていはく、なんぢはなにものぞ、名のれきかんといふ、ばけものこたへていはく、兩手空をさし、雙眼天に麗り、八足横行してたのしむものなりといふ、僧すなはちさとりていはく、横行はよこにゆくとよめり、雙眼天に麗るもの兩手空をさし、八足にしてよこにゆかば、汝はさだめて蟹にあらずやといはれて、すがたをあらはしつゝ、戒をさづかり、ながくわざはひをいたさゞりけり、そのしるしとて、今に塔石あり、

蟹利用

〔延喜式〕三十一宮内 諸國例貢御贄〇中略

攝津國擁劔皮

〔三代實錄〕三十五清和 元慶三年正月三日癸巳、攝津國蟹胥、陸奥國鹿腊、莫以爲贄奉御膳、〇下略

〔四條流庖丁書〕一ガザメノ事、可盛カタチ、流ニ餘多有哉、雖然當流ノコトハ各別也、是ニ縮足ナクシテハ、假初ニモ御前ヘ不可參、甲ニ盛ベシ、若ガザメノ甲ナクバ、土器ニ可盛也、〇下略

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三獻〇中略 御ゆづけ〇中略 がさめ

蟹雜載

〔古事記〕中應神 一時天皇越幸近淡海國之時、〇中略 引坐木幡村之時、麗美孃子遇其道衢、爾天皇問其孃子曰、汝者誰子、答白、丸邇之比布禮能意富美之女、名宮主矢河枝比賣、〇中略 故獻大御饗之時、其女矢河枝比賣、令取大御酒盞而獻、於是天皇任令取其大御酒盞而御歌曰、許能迦邇夜(コノカニヤ)伊豆久能迦邇(イヅクノカニ)、毛

毛豆多布、都奴賀能迦邇、余許佐良布、伊豆久邇伊多流、伊知遲志麻、美志麻邇斗岐、美本杼理能、迦豆伎伊岐豆岐、志那陀由布、佐佐那美遲袁、須久須久登、和賀伊麻勢婆夜、許波多能美知邇、波阿志斯袁登賣、〇下略

〔古事記傳三十二〕かく蟹の事を賦し給へるは、契冲も云る如く、此時御饗の御肴に、此物の有つるに寄てなるべし、白檮原朝段の、大御歌に鯨をよまし賜へるに同じ、〇註略さて古に蟹を大御饌に用ひしことは、万葉十六なる爲レ蟹述レ痛長歌にて知べし、三代實錄廿五に云々、攝津國蟹胥、陸奥國鹿膊、莫三以爲レ贄奉二御膳一、

〔萬葉集十六有由縁井雜歌〕乞食者詠二首〇一首略

忍照八、難波乃小江爾、廬作、難麻理氐居、葦河爾乎、王召跡、何爲牟爾、吾乎召良米夜、明久、吾知事乎、歌人跡、和乎召良米夜、笛吹跡、和乎召良米夜、琴引跡、和乎召良米夜、彼毛〇毛下恐脱二此毛二字一命受牟等、今日今日跡、飛鳥爾到、雖立、置勿爾到、雖不策、都久怒爾到、東、中門由、參納來氐、命受例婆、馬爾己曾、布毛太志可久物、牛爾己曾、鼻繩波久例、足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛碓爾春、庭立、碓子爾春、忍光八、難波乃小江乃、始垂乎、辛久垂來氐、陶人乃、所作瓶乎、今日往、明日取持來、吾目良爾、鹽漆給、時賞毛、時賞毛、

右歌一首爲レ蟹述レ痛作レ之也

〔海道記〕八日、萱津を立て、鳴海の浦に來ぬ、〇中略此干潟を行ば、小蟹どもをのが穴々より出て遊きあそぶ、人馬のあしに、あはて、横にをどり平さまに走りて、我あな〳〵へ逃入をみれば、足の下にふまれて死ぺきは、外なる穴へ走りて命いき、外に恐なきは、足の下なる穴へ走來て、ふまれて死ぬ、憐べし煩惱は、家の犬のみにあらず、愛著は濱の蟹ふかき事を、是を見てはかなくおもふ我我かしこしやいなや、〇下略

〔房總志料二安房郡〕一穗田、芳濱〇共安房地名の漁家、門戸に奇狀の蟹殼をかく、土俗云、惡鬼を辟るまじな

ひなりと、其殼甚大にして甃皺芒刺、本草所載の虎蟳是なり、○下略

古事類苑

動物部二十

介下

貝名稱

〔倭名類聚抄 十九 龜貝體〕貝　尙書注云、貝音拜、和名加比、水物也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝體〕介虫總名、加比者以其有殼也、〇中略所引禹貢孔傳文、按西山經、邽山濛水出焉、其中多黃貝、注貝甲蟲、肉如科斗、但有頭尾耳、貝是貝子、古以爲貨幣者、國俗呼子安貝是也、以爲甲介之稱者誤、然日本紀有貝鮹、延喜式有白貝、貽貝、皆非貝子、則其謬來亦已久矣、

〔段注說文解字 六下 貝〕貝海介蟲也、介蟲之生於海者、居陸名猋、在水名蛹、(中略)虫部曰、蛹毛蠱也、則非貝名、象形、象其背穹隆而腹下歧、博蓋切、十五部、古者貨貝而寶龜、〇中略註周而有泉、〇中略註至秦廢貝行錢、〇中略註凡貝之屬皆从貝、

〔類聚名義抄 三 貝〕貝音拜、和名、カヒ、一云カヒツ物、

〔源氏物語 十二 須磨〕あまどもあさりして、かいつ物もてまいれるを、めしいで丶御らんず、

〔日本釋名 中 介〕貝　かはから也、下を略すいは家也、凡貝の類は皆からを家とす、或曰、かいは介の音也、介とはからある物、貝の事也、介の音をもちひて訓とす、

〔萬葉集 十八〕天平二十年春三月二十三日、左大臣橘家之使者造酒司令史田邊福麿、饗于守大伴宿禰家持館、爰新歌幷使誦古詠、各述心緒、〇中略

奈美多底波、奈呉能宇良末爾、余流可比乃、末奈伎孤悲爾曾、等之波倍爾家流、〇下略

〔催馬樂〕伊勢海

貝種類

いせのうみの、いせのうみの、きよきなぎさの、しほがひになのりそやつまん、かひやひろはん、玉やひろはん、

〔大和本草十四介〕海蛤　凡蛤ノ種類甚多シ、不可擧記、スベテ海蛤ト云淡菜、蚶、西施舌、蚌、馬刀、貝子、朗光、蛤蜊、蜆、海月、海扇、潮吹貝、白貝、大貝、石ワリ貝、波遊、アサリ貝等、皆蛤ノ類ナリ、地ニヨリ異品アリ、其中ニテ蚫、蛤蜊、蚶、西施舌、文蛤、蟶、蜆等ハ上品ナリ、其餘ハ多ハ下品ナリ、伊勢ノ桑名、武州江戸、其外處々ノ海ニ多シ、○中略勢州山田ノ坤ノ方五里、波多瀨ト云處ノ山ニ生蛤アリ、里人アヤシミテ神ニイハヘリ、○中略

螺。類多シ、不可勝計、辛螺、光螺、甲香、刺螺、梵貝、チシヤコ、カウカヒ、サヾエ、河貝子等皆螺ノ屬ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕蚌○中略

凡ソ介ノ形長キモノヲ蚌類トシ、形圓ナルヲ蛤類ト

〔本朝食鑑十介〕諸蛤貝

集解、凡蛤貝之類不可勝計矣、其漁市海俗所賣貨者、有形色、有氣味、辨論有品、若夫至若花貝、梅花貝、櫻貝、千草貝、瞿麥貝、增尾貝、蘇木貝之類者、以形色而名之、蓋是空殼隨潮而來、混于沙石也、若忘貝、妹背貝、袖貝、背見貝、片子貝之類者、惟以意趣所寄寓也、身無貝、空世貝者空殼也、若斯之類、皆本朝歌客之艶辭、浮虛不與旦夕供給之事爾、

〔八雲御抄三下〕貝　梅花　櫻　わすれ　あま　かたし　ふところ　いたや　から　みなし　いそ　しほ　やく　うつせみもなき也、いづれのうらのうつせにかまじはりけんと云々　あはひ　すわう　いろ　こやす

〔藻鹽草十三虫〕貝

花貝　梅花貝　櫻貝　こ貝むれてひろふなどもいへり　みやこ貝　ますおの貝又ますおの小貝とも　むらさき貝　忘貝　ちくさの貝　なでしこ貝　袖貝　われ貝　かたし貝　せみ貝　あま貝　ふな貝

いたや貝　ほら貝　みなし貝　いそ貝　みそ貝（江のよどにみそかいひろふうなひこがたはふれにだにとふ人もなし）　やく貝
すはう貝　しほ貝（しほかひひろめあつめなど云り、しほかひとはしほにまじる貝也、しほふくかひと云貝もあれど、それは別の物也、歌をしりあつむるにとれるなる）
うつせ貝（身もなき也、いづれのうらのうつせにかまじはりけんと云々、みるめにまじるうつせかひとも云り、）　いろ貝　こやす貝　ふとくろ貝（ふとくろは心得す、ふところ也、ふところ歟、ふところかひと云は、おほいかひの事也と云々、仍私に云、くとこと同事也、しからば、貝ふとくろもたがふべからざる也、）　からす貝　すゞめ貝　すだれ貝　うらうつ貝（たつさはくあしのもとはをかき分てうらうつかひをひろひつるかな）　きすかく（かの名也、かくとはすなごをかきのけて取を云也、よさの海のしほひのかたのすなこをかけば、きすかひありと云々、藏玉にあり、）浪間かしは（岩とかきこと云がなみまかしはをとるほどにかひ也、なにはめ日もくれ独に月ぞやどれる、）　いもせ貝　ひろふ　螺をさたへと云（さいいと云かひ也）　つくえの島のしたゞみ　貝しげみ（多也、二見の浦のと云り、）　浪うちよせてける忘貝　つくえの島の小螺　櫻かひよるみしま江のうら　時うつりしてふく螺　時つぐかひ（かひありなきみがみ独におほはれて心にあはぬことしなき世は、かひあはせをよめる也、）

〔貝盡浦之錦下〕前歌仙三十六首和歌

簾介（すだれかい）左一

山家集
波かくる吹上の濱のすだれ貝風もぞおろすいそぎ拾はむ

忘介（わすれかい）右一

後拾遺
松山のまつが浦かせふきよせばひろひて忍べ戀わすれ貝

梅花介（むめのはなかい）左二

春風に波やおりけんみちのくの籬が島のむめのはながひ

櫻貝（さくらかい）右二

大木西行
春たてばかすみのうらのあま人はまづひろふらんさくら貝をや

片貝　左三

いせ島や二見のうらのかたし貝あはで月日を待ぞつれなき

石決明貝右三

古今
伊勢のあまの朝な夕なにかづくてふあはびの貝のかたおもひして

紫貝左四

夫木
むらさきの貝よる浦の藤潟は波のかへるぞ花と見えける

白介右四

はる〲と玄らゝの濱の白貝は夏さへふれる雪かとぞ見る

蛤介左五

今ぞ玄る二見の浦のはまぐりを貝あはせとぞおもふなりけり

蜆介右五

玄ゞみとる堅田の浦のあま人よこまかにいはゞかひぞあるべき

溝貝左六

江の淀にみぞ貝ひろふうなひこがたはぶれにだに問人もなし

馬刀貝右六

後撰源英明
伊勢の海のあまのまてがたまて玄ばしうらみて波のひまはなくとも

花貝左七

夫木
枝ながらうつまて波のおらねばやちり〲よする千代の花貝

瞿麥介右七

夫木西行
千玄ほしむなでしこ貝に玄く色はやまとからにもあちじとぞ思ふ

空背介左八

堀川百首師頼
思ふ事ありその海のうつせ貝あはでやみぬる名をや殘さん

袖介（そでかい）右八

夫木西行
波あらふ衣のうらの袖貝をまほひに風のたゝみをくかな

船介（ふなかい）左九

夫木
こぐ人も渚によする舟貝はふきくる風やつなぐなるらん

蜑介（あまかい）右九

浪まくら一夜もうきを住吉とあやしいかなるあまがいふらむ

浦打介（うらうつかい）左十

夫木
田鶴さはぐあしのもと葉をかきわけて浦打貝を拾ひつるかな

礒介（いそかい）右十

夫木人丸
水底の玉にまじれる礒貝のかた戀のみぞ年はへにつゝ

佐多部（さたべ）左十一

さたべすむ瀬戸の岩つぼもとめ出ていそしき海士のけしきなる哉

千種介（ちくさかい）右十一

夫木
君が代のためしと見ゆる長濱に千くさの貝の數もつきせじ

物あら介（ものあらかい）左十二

はちす葉のうへはつれなき浦にさへ物あら貝はつくといふなり

津貝（つかい）右十二

鴨長明
たのみつる人はなぎさのかたつ貝あはぬにつけて身をうらみつゝ

烏介（からすかい）右十三

山家集西行
浪よするしらゝの濱のからす貝拾ひやすくもおもほゆるかな

雀貝右十三

波よする竹のとまりの雀貝うれしき世にもあひにけるかな

都介左十四

夫木
ともすればこひしきかたの名におへる都貝をぞまづ拾ひぬる

梭尾螺右十四

山ぶしのこしにつけたるほらの貝ふくるをまゝの秋の夜の月

文蛤介左十五

信實
あやしくもうらめづらしきいたや貝笘ふく海士のならひならずや

色介右十五

夫木菩提院關白
汐みてば礒間になびく色貝のうきみしづみゝ戀わたるかな

破介左十六

夫木
和歌の浦にふるきくだけのわれ貝も拾へるかずに又まじりぬる

疵介右十六

與謝の海の汐干のかたの眞砂地を行ばきず貝ありといふなり

小介左十七

山家集西行
なには潟しほひにむれて出たゝんしらすのさきの小貝拾ひに

眞蘇枋介右十七

同
しほそむるますふの小貝ひろふとて色の濱とはいふにやあるらむ

浪間柏介左十八

定家
難波めがなみまがしはをとるほどに日もくれ袖に月ぞやどれる

貽介(いがい)右十八

あこやとるい貝のからをつみおきて寳のあとを見するなりけり

璅貝

〔延喜式二十一治部〕祥瑞○中略
大貝(白貝自海出、其大盈車、○中略)　右上瑞

貝殻

〔倭名類聚抄十九龜貝體〕殻　唐韻云、殻(音角、和名與貝同、)虫之皮甲也、崔禹錫食經云、河貝子、其殻上黒是、

〔類聚名義抄九殳〕殻カヒ

〔貝盡浦之錦上〕空背(うつせ)介　左八　百貝圖には甲貝と云、又へなだりと云、
螺類○中略　古來歌書の說には、すべて肉のなきを、うつせ介と云よし見えたり、まづ此前歌仙に入はつべた介也、もろこしにて、貝光又は光螺と云ものなり、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
住吉(スミノエ)之、濱(ハマ)爾(ニ)縁(ヨル)云(トフ)、打背(ウツセ)貝(ガヒ)、實(ミ)無(ナキ)言(コト)以(モテ)、余(ワレ)將(コヒ)戀(メ)八方(ヤモ)、

〔冠辭考二宇〕うつせがひ　みなきこともて○中略
こは虛になりたる石花貝の身無をもて、實なき言にいひかけたり、○中略　集中に石花と書て、勢とよめり、此せがひのうつらになりたるを、虛石花(ウツセ)貝とはいふべし、○註略

〔いほぬし〕そこ(○熊野有馬浦)にかひひろふとて、袖のぬれければ、
ふぢ衣なぎさによするうつせ貝ひらふたもとはかつぞぬれける

○按ズルニ、貝殻ヲ貝合ニ用キル事ハ、遊戲部物合篇貝合條ニ載セタリ、

〔本草和名十六蟲魚〕甲香、一名流螺、(最美且香、出崔禹食經、)和名阿岐乃布多

貝蓋

〔倭名類聚抄十九龜貝體〕角蓋　本草云、甲蠃子中有角蓋、(和名都乃不太比)蓋上錯似鮫魚皮者也、

玉蓋　崔禹錫食經云、小蠃子口有白玉之蓋、和名之太々美乃不太、

〔本朝食鑑十介〕醋貝訓須加比

釋名、玉蓋、食經曰、小蠃子口有白玉之蓋、訓之太太美乃不太、

集解、源順載食經漢語所言、按今之醋貝者是也、醋貝者小螺、大如小栗子、殼類榮螺、極細小、殼外常被青苔、其蓋如豆碧白色、亦類榮螺之蓋、而無沙積、歲不壞、置醋中、卽盤旋不已、入甌磁器皿、則潤滑最易回轉、以爲兒女之弄戲、或謂雌雄相逐遶巡便合、下卵如粟、故有郎君相思之名、或謂婦人難產手把之便極驗、是別有一種乎、今本朝所玩者螺靨也、性瑩潔圓輕、得醋之滑利、彌旋廻不滯、何有雌雄相逐之理乎、獨非醋貝、大抵貝蛤之蓋、乾枯滑利者、悉置醋中、則盤旋周巡、惟是一玩物耳、凡山中之人未詳海物之奧、而傳流聞之語者多、若李時珍亦近此類、宜哉、

〔和漢三才圖會四十七介貝〕郎君子　相思子本艸　小蠃子和名抄　玉蓋小螺子之蓋　和名之太々美、俗云醋貝、中略

按小螺子狀類榮螺而極小、灰白色、有小靨、如豆而扁、碧白色、名玉蓋、海人去殼取靨販之、入磁器浸醋、卽盤旋不已、似相逐之貌、兒女以爲戲、京洛及山人不知螺之蓋、或以爲有雌雄、加之謂生卵者皆憶見焉、此貝紀州海中多有之、每二月廿二日、攝州天王寺聖靈會有舞樂、飾以大造花、其花蒂粘小螺子殼、寺役人至住吉濱拾取之、二月十八日、暴風吹後必有之、稱之貝寄風、亦一奇也、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕海蠃中略

甲香ハ海螺ノフタナリ、俗名カイカウ、法ノ如ク製シテ甲煎タキモノニ入ルレバ、諸香ヲ聚メテ散ザラシム、中略徒然草ニ、甲香ハ武藏國金澤ノ浦ノヘナダリノフタナルコトヲ云ヘリ、今ハヘナダリト云、或ハヘナダレト云、中略

郎君子　スガヒ　タマイシ豫州　一名雌雄石琉球部　相思螺通雅

カラタモ介ノ膠也、カラタモ介ハ一名コマノツメ、紀州、同名多シ、海濱ニ甚多シ、〇下略

〔貝盡浦之錦 上〕酢介膠也 これ螺類の介の膠なり、黑きあり、白くされたるあり、皿に酸を入れはなてばはしる、諸方に甚だ多し、もろこしには得がたしと云り、本草に云、郎君子、相思子是なり、

〔徒然草 上〕甲香ははら貝のやうなるが、ちいさくて口のほどのほそながにして、出たる貝のふたなり、武藏國金澤といふうらにありしを、所の者はへなたりと申侍るとぞいひし、

〔類聚雜要抄 四〕甲香 漬美酒經一宿取出、削去内外膚、更煎甘葛煎塗甲香、燒火令色黄、但於甘葛煎以微火煎之、上白有皮之時用之、一朝六合、甘葛煎用堅美、燒甲之處用微火、以鐵臼舂篩之、燒甲宜蜜、無蜜用甘葛煎不宜、

〔倭名類聚抄 十九〕甲香 一名流螺、南州異物志云、可合衆香燒之、便益芳、獨燒之則臭、

〔本草和名 下〕蟲魚部上品眞珠 味寒無毒、和波末久利乃太末、圖經論見之、

〔伊呂波字類抄 志疊字〕眞珠

〔本朝食鑑 十介〕鰒 〇中略

集解、〇中略 鰒腸有眞珠、不似蛤蚌、色青白明瑩、本邦入藥以鰒珠爲上、蛤蜊淺蜊次之、未識以蚌珠爲眞也、然本朝鰒珠者至寶之一、而有大如豆粒梅子者、以爲小珠、與輕粉燈心同收盒中、則日久必長贅、出數子、以成肥大、此亦一奇也、〇中略

淺蜊 〇中略

集解、〇中略 腸中多小珠、而色瑩白、海俗采之、送于藥肆市中、多亂眞珠、然入藥用亦不惡、惟功用劣矣、〇中略

蚌 訓奈加加比、

集解、〇中略 凡本邦之人知有鰒、蛤、淺蜊之珠、而采爲眞珠、誇于藥肆、然未知蚌珠之貴、是不類多之故乎、

〔和漢三才圖會 四十七 介貝〕眞珠　珍珠　蚌珠　蠙珠　俗云貝珠〈中略〉

按眞珠以鰒珠爲最上、然得之者鮮、故今用蝛𧊧淺蜊二種而已、蚌珠亦不多、依和漢土地有異乎、

伊勢眞珠　蝛𧊧珠也、勢州多取之、海西大村亦有其珠、小者大如豬實子、中者如麻仁、大者如黄豆、而重五六分者爲上、至一錢目者未曾有、珍寶也、皆色潤白有微青光、華人見之則喜求之、價最貴、以小者爲藥用、

尾張眞珠　淺蜊貝珠也、尾州多取之、近年藝州廣島亦有、其珠大小與伊勢眞珠不異、但無光澤如魚眼玉、價亦不貴、凡眞珠藏輕粉中、則經年者稍長生贅子、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一 蚌蛤〕眞珠　カヒノタマ　アコヤノタマ　シンガヒノタマ〈能州〉　一名蚌胎〈事物異名〉　明月　玫瑰　摩尼　速不〈共同上古名〉　李藏珍〈水族加恩簿〉　神胎〈廣東新語〉　珍珠兒〈訓蒙字會〉　亞思佛〈東西洋考呂宋名〉　谷蝦羅以〈同上下濹名〉

從前伊勢眞珠ヲ上品トシ、尾張眞珠ヲ下品トス、今ハ大村〈肥前〉眞珠ヲ上品トシ、伊勢眞珠ヲ次トス、僞雜多ケレバナリ、凡ソ眞珠ハ銀色ニシテ光澤アリ、微シク透トヲリテ、瑪瑙ノ如クナルモノ眞ナリ、ソノ微青色ヲ帶ルモノハ最上ナリ、形正圓ナルモノヲ眞トス、故ニ走珠走盤珠ノ名アリ、土州ニテコロビト呼ブ、形正圓ナラザルモノハ僞ナリ、然レドモ介ニ著タルヲ離シ採リタルモノハ、微シ長ミアリ、カヒヅキト云フ、是ハ形正圓ナラザレドモ、眞物ナリ、ソノ體甚堅硬、鐵椎ニテ槌テモ碎ケ難シ、破ル時ハ層層相重リテ、鮓荅ノ如ク内外同色ナリ、又金色ナルモノアリ、大村ニテキンズキト云、土州ニテキダマト云、又微紅色ヲ帶ルモノアリ、勢州ニテアカダマト云フ、皆上品ナリ、又微黒色ヲ帶ルモノアリ、土州ニテゴミクヒト云、勢州ニテドロクヒト云フ、皆最下品ナリ、伊勢眞珠ハ皆志摩領ニテ採ル、勢州ニハ眞珠ナシ、今ハ土州能州ニテモ採ル、又ヨメノタマ〈志州〉ト呼ブモノアリ、一名ヒザガヒノタマ、〈同上〉伊勢眞珠ノ小ナルニ、多ク此物ヲ雜ユ、大村眞珠モシ

カリ、ソノ色眞珠ニ異ナラズ、形ハ正圓ナラズシテ微長シ、一頭平ナルモノアリ、一頭尖アルモノアリ、稀ニハ正圓ニシテ辨別シガタキモノアリ、上品ノヨメノタマハ、下品ノ眞珠ヨリ好ク見ユ、然ドモ質眞珠ニ比スレバ柔軟ナリ、新渡ノ眞珠ハ、色白ミ多クシテ、和産ヨリ軟ニシテ砕ケヤスシ、廣東新語ニ載スル養珠ニ近シ、尾張眞珠ハ、色濁白ニシテ光彩ナシ、或ハ黒色ヲ帶ルアリ、是蜊(アサリ)仔、文蛤(ハマグリ)、魁蛤(アカヾヒ)等ノ珠ニシテ、眞ニ非ズ、蚌珠ハドブガヒノ殼ノ内ノ色ニ同ジ、タ。ガ。ヒ。ノ。タ。マ。ト呼ブ、蜆ノ珠、淡菜(イガヒ)ノ珠モ、皆其殼ノ裏ノ色ニ同ジ、牡蠣ノ珠ハ色白シ、石決明ノ珠ハ、日本紀ニア。ハ。ビ。シ。ラ。タ。マ。ト云、萬葉集ニア。ハ。ビ。ダ。マ。ト云フ、今藥舖ニテハ眞珠ト呼バズ、單ニカヒノタマト呼ビテ、價甚ダ賤シ、ソノ珠紫緑色ニシテ、千里光ノ内ノ色ノ如クシテ光澤アリ、又靑色ナルアリ、形ハ長アリ、楕アリ、正圓アリ、一ナラズ、至テ大ナル者アリ、全腸珠トナリタルアリ、又至テ小ナル者アリ、皆腸中ニアリ、又殼ニツキタルモノアリ、靑色多シ、肉中ニ胎スルモノハ稀ナリ、ソノ形圓ニシテ甚ダ眞珠ニ似タレドモ、眞珠ヨリハ微シ靑ミアリテ硬シ、眞珠ハアコヤガヒヨリ出ル珠ナリ、李珣ノ說ニ、眞珠出南海石決明產也ト云、瀕湖全書ニ、石厥明一名眞珠母ト云、本經逢原ニ、石決明一名珍珠母ト云フ、皆非ナリ、廣東新語ニ、或以爲石決明產非也ト云フ、正說トスベシ、

〔日本山海名產圖會三〕鰒略〇中

眞珠漢名李時珍

是はアコヤ貝の珠なり、卽伊勢にて取りて、伊勢眞珠と云て上品とし、尾州を下品とす、略〇中アコヤ貝は一名袖貝といひて、形袖に似たり、和歌浦にて、胡蝶貝と云、大きさ一寸五分二寸ばかり、灰色にて微黒を帶たるもあるなり、內白色にして靑み有、光ありて厚し、然れども貝毎にあるにあらず、珠は伊勢の物形圓く、微し靑みを帶ぶ、又圓からず長うして、緑色を帶ぶるもの、石決明の珠なり、略〇中尾張は形正圓からず、色鈍(と)みて光耀なく、尤小なり、是は蛤、蜆、淡菜(イカヽ)等の珠なり、

附記

或云、あこやといへるは、所の名にして尾張の國知多郡にあり、〇中略新猿樂記には、阿久夜玉と見ゆ、萬葉集の鰒玉を、六帖にあこや玉と點せり、又近比波間かしはと云貝より多く取得るともいへり、〇下略

〔日本書紀十三允恭〕十四年九月甲子、天皇獵于淡路島、〇中略終日以不獲一獸、於是獵止以更卜矣、島神祟之曰、不得獸者、是我之心也、赤石海底有眞珠、其珠祠於我、則悉當得獸、爰更集處處之白水郎、以令探赤石海底、海深不能至底、唯有一海人、曰男狹磯、是阿波國長邑之海人也、勝於諸海人、是腰繫繩入海底、差頃之出曰、於海底有大蝮、其處光也、諸人皆曰、島神所請之珠、殆有是蝮腹乎、亦入探之、爰男狹磯抱大蝮而泛出之、乃息絶以死浪上、既而下繩測海底六十尋、則割蝮、實眞珠有腹中、其大如桃子、乃祠島神而獵之、多獲獸也、〇下略

〔日本書紀十六武烈〕十一年八月、〇中略〇仁賢、太子〇武烈贈影媛歌曰、擧騰我瀰儞、枳謂屢箇皚比謎、拕摩儞譬磨、婀我褒屢拕摩能、婀波寐之羅陀磨、〇下略

〔日本書紀通證二十一武烈〕鰒眞珠也、見允恭紀、蓋婀波寐寄逢之義也、寐作寐誤、　神名式、伊豆國田方郡鰒玉白珠比咩命神社、

〔萬葉集十八〕爲贈京家願眞珠歌一首幷短歌

珠洲之安麻能、於伎都美可未爾、伊和多利氐、可都伎等流登伊布、安波妣多麻、伊保知毛我母、波之吉餘之、都麻乃美許登能、許呂毛泥乃、和可禮之等吉欲、奴婆玉乃、夜床加多古里、安佐禰我美、可伎母氣頭良受、伊泥氐許之、月日余美都追、奈氣久良牟、心奈具佐爾、保登等藝須、伎奈久五月能、安夜女具佐、波奈多知波奈爾、奴吉麻自倍、可頭良爾世餘等、都追美氐夜良牟、白玉乎、都々美氐夜良波、安夜女具佐、波奈多知婆奈爾、安倍母奴久我禰、於伎都之麻、伊由伎和多里氐、可豆具知布、安波妣多麻母我、都々美氐夜良牟、

和伎母故我許己呂奈具左爾夜良無多米於伎都之麻奈流之良多麻母我母、
思良多麻能伊保都都度比乎手爾牟須妣於許世牟安麻波牟賀思久母安流香、

右五月〇天平感寶元年十四日大伴宿禰依興作

〔山家和歌集雜下〕いしこへわたりたりけるに、井かひと申はまぐりに、あこやのむねと侍る也、それをとりたるからを、たかくつみをきたりけるをみて、

あこやとる井がひのからをつみをきてたからの跡をみする也けり

〔渡邊幸庵對話〕一眞珠は唐にても重寶とす、予も所持したりとて、見せ被申候、常體より大き成眞珠也、銀の香箱に入て被置ける也、光り有て、太だ稀也、眞珠蚫の貝、伊勢立貝、今一色語られけれ共失念、〇下略

〔倭名類聚抄十九龜貝〕蚌蛤　兼名苑云、蚌蛤、放甲二音、蚌或作蜯、和名波萬久理、一名含漿、

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕波末久利、濱栗也、其形似栗子在海濱也、本草和名云、和名多加比、新撰字鏡、蛙蚌也、長田加比、蚌大田加比、源君不從之也、按蚌訓多加比、爲允、今加賀美濃曰多賀比、近江曰土夫賀比、其波末具利宜以文蛤充之、蛤是介屬、兩甲相合者之總名、爾故說文云、蛤屬有三、皆生於海、厲千歲雀所化、秦人謂之牡蠣、海蛤者百歲燕所化也、魁蛤一名復累、老服翼所化也、今本說文多譌脫、今依爾雅音義引、王念孫曰、蛤之言合也、兩殼相合也、〇中略按爾雅云、蚌含漿、蓋兼名苑本於此、郭注爾雅云、蚌卽蜃也、月令注、大蛤曰蜃、晉語注、小曰蛤、大曰蜃、郭曰、蚌類多蘊伏泥中、含肉而饒漿、故被含漿之名矣、

〔類聚名義抄蟲十〕蚌蛤放甲二音ハマグリ　今ツヒ　上下俱ハマグリ

〔下學集上氣形〕蛤蚌ハマグリ　二字義同

〔東雅十九鱗介〕蚌蛤ハマグリ　倭名鈔に兼名苑を引て、蚌蛤にはハマグリ、一名含漿と註す、東壁本草に

よそに、蚌と蛤と、同類而異形、長者通曰蚌、圓者通曰蛤と見えたり、此國にしてハマグリと云ひしは、其形の圓ならむにも、長ならんにも、すべて海濱砂泥の間にある事、石の地中にある如くなれば、ハマグリといひし也、されば蚌蛤の二字、引合せて、讀てハマグリとはなしけるなり、即今花蛤をのみハマグリといふは、古義とは見えず、石をクリと云ふ事、前の石の註に見ゆ、

〔物類稱呼動物二〕蛤蜊はまぐり　上總にてせ。ん。な。と云、同國にて蛤の大なる物を大。玉。と云是はいとい雄蠻ふ調をに似せうたとりい、ひ意、に雌別蠻也な、ただるを小。だ。ま。と云、小な

〔大上﨟御名之事〕女房ことば
一はまぐり　お。は。ま。

〔本朝食鑑介十〕蛤訓波萬久理、古。訓。字。無。木。、〇中略

集解、江海處々有之、大小不一、殼有白紫赤斑及花斑雜色、其狀上尖下開、上之縫處、一片有鋸齒兩三箇、一片入鋸齒之穴而緊合、一端長、一端短、長處俗曰耳、耳有小凸、俗曰目、耳之紫黑曰耳黑、耳之青白曰耳白、是皆通俗之稱也、肉有膜、有唇、有腸、其腸有黑靑、有淡黃、又有兩小柱、纒膜粘殼、纒膜者易取、粘殼者用箸徐徐撞之即落、其肉味以大爲美、小亦最佳、炙食極好、煮食次之、生食和芥薑醋亦佳、炙食有法、以松毬火爲上、稻草火炭火次之、縱雖用此火、而妄炙之、則火透殼肉、必殼口自開、腥漿溢外以消火、煤灰混肉而不可食、故常禁灰火也、煮食者采鮮蛤洗淨入空鼎而煮則從火氣燃起、蛤漿自沸、熟時和好酒冷水少許而可也、生食者剖生蛤殼口、取肉用冷水洗淨數遍而食、若以熱湯而燖之則無味也、唯恨動蛤殼內及腸中有砂者、是海俗所謂月夜蛤開口、故砂自口入、暗夜蛤閉口、故砂不入、此亦一奇也、凡以勢州桑名海上者爲上品、桑名土人炙蛤必用松毬子火、曰、蛤能熟美而不中病焉、或曰、松既欲枯時、掘根邊四圍之土作溝、用生蛤數顆搗碎入溝中、掩之以土、則徐徐而穌、或取煎蛤汁、候冷入溝中亦可、然則松蛤素相喜之理乎、海西之產甚大而肉味亦佳、常漁艇傳送難波之市以鬻之、江都芝江及房

州下總之江濱多采、肉味亦好、〇中略大抵蛤大小殊處而成群、漁人能察其處而采之、自春二三月至秋八九月最多、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕文蛤 花蛤 和名波萬久里 古云宇牟木〇中略

按文蛤在海濱而形似栗、故俗名濱栗、大小不一、大者圓三寸、小者五六分、灰白色有紫黑文、而如花鮮明、故曰文曰花、又有純褐色者名油貝、又有純白無文者、名耳白貝、二三十顆有一二、然者少、〇中略凡蛤秋冬味勝矣、勢州桑名炙蛤得名、泉州堺浦之產、小而味美也、阿波之產、殼厚扁大、有四五寸者、和石灰煮則殼色鮮明、如琢成者、以貯膏藥等甚佳、〇中略參州之產最厚堅、工人切磋作碁子、

〔大和本草 十四介〕海蛤〇中略勢州山田ノ坤ノ方五里、波多瀨ト云處ノ山ニ生蛤アリ、里人アヤシミテ神ニイハヘリ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕文蛤 ハマグリ マダラガヒ 一名文身合氏事物異名

海中ニ生ズ、淡水雜ル所ニ多シト云、或ハ泥中ニアリ、或ハ沙裏ニアリ、二三月ヨリ八九月ニ至リ最モ多シ、大小齊カラズ、其質白ク或ハ黃ニシテ、紫黑斑文一ナラズ、其黃質ナルモノヲ、キハマグリト云、事波府志ニ、黃蛤每一潮生一量、殼有紋ト云是ナリ、ソノ全殼紫黑色ニシテ花斑ナキ者ヲ、アブラガヒト云ヒ、又ピンツケガヒト云フ、〇中略一種兩頭相等シキ者ヲ、ワケビト云フ、一名宮津ハマグリ、卽丹後ニ產スルハマグリナリ、一種小ハマグリハ、一名小ビトハマグリ、大サ三分許ニシテ、花斑アリ、豫州小人浦ノ名產ナリ、此外ウスハマグリ、ヒメハマグリ、ハタビ、ワタリハマグリノ類猶多シ、凡蛤類甚多品、枚擧ニ遑アラズ、

〔常陸國風土記 行方郡〕板來村近臨海濱、〇中略蛤多生、

〔出雲風土記 島根郡〕凡北海所捕雜物、〇中略蛤貝 字或作蚌菜

〔毛吹草 三〕攝津 蛤 伊勢 桑名蛤 武藏 蛤 上總 東金蛤 トウガネハマグリ 共云蟹蛤 紀伊 松江

浦蛤　阿波　擴養蚌（蕃石ニ用之）　讃岐　石蛤（濱一所ニ有、大螺封蛤數ニ、蛤石ニ成タルト云傳ル、）

〔日本靈異記中〕力女捔力試緣第四

聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有一力女、爲人大也、名爲三野狐、（略）○註 力強當百人力、住少川市内、恃己力、淩弊於往還商人、而取其物爲業、時尾張國愛智郡片輪里、有一力女、爲人少也、（略）○註 其聞三野狐淩弊於人物而取、念試之、蛤捕五十斛、載船泊彼市也、亦儲備副納熊葛練鞭廿段、時狐來、彼蛤皆取令賣、（略）○下

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕東大寺の上人春豪房伊勢海いちしのうらにて、海人はまぐりを取けるを見給ひて、あはれみをなして、みな買とりて、海にいれられにけり、ゆゝしき功德つくりぬとおもひて、ふし給ひたる夜の夢に、はまぐりおほくあつまりてうれへていふやう、われ畜生の身をうけて、出離の期をしらず、たま〳〵二宮の御せんにまいりて、すでに得脫すべかりつるを、上人よしなきあはれみをなし給ひて、又重苦の身と成て、出離の緣をうしなひ侍りぬる、かなしきかなや〳〵といふと見て、夢さめにけり、上人啼泣し給ふことかぎりなかりけり、

主計頭師員も、市に賣けるはまぐりを、月ごとに四十八買て海にはなちにける程に、ある夜の夢に、畜生のむくひをうけたるが、たま〳〵生死をはなれんとするを、かくし給へば、猶本の身にてくるしみをはなれぬよしを、あまどもがなげきてなくと見て、夫より此事をとゞめてけるとなん、放生のくどくもことによるべきにこそ、たゞの人の放生するをすらなげき侍るなれば、まして大神宮の御前にまいりて、生死をはなれん事は、まことにうたがひあらじ、

〔山家和歌集下〕くしにさしたる物をあきなひけるを、なにぞとゝひければ、はまぐりをほして侍るなりと申けるを聞て、

おなじくはかきをぞさしてほしもすべきはまぐりよりはなもたよりある

海蛤

〔甲陽軍鑑（品第二十六）〕一武田信玄晴信公、十三歳の御時、駿州義元の御前は、信玄のあね子にておはします、此姉子の御方より、母公へ貝おほひのためにとて、蛤をおくりまいらせらるゝ、信玄公を勝千代殿と申時なれば、御母公より、上﨟をもつて、此蛤の大小を扈従どもに申付、えりわけて給はれとの御事也、卽大をばえりて、まいらせられ、小き蛤、たゝみ二帖敷ばかりに大方塞り、たかさ一尺も有つらん、是を扈従どもにかぞへさせ給へば、三千七百あまりなり、其時諸士参候せしに、此蛤は何程あらんと問せ給ふ時、各有功の人々、二万或一万五千などゝ申す、勝千代殿仰らるゝは、人數は多くなき物ならん、五千の人數を持人は何をいたさんも、まゝなりと仰られしを、きくほどごとの人、したをふるはぬ者はなし、（○下略）

〔先哲叢談（三）〕野中止、字良繼、小字傳右衛門、號兼山、（○中略）嘗來江戸、及歸期也、致書鄕人曰、土佐無物不有、自江戸齎歸、惟有蛤蜊一種耳、海路幸無恙、以蓄日飯之、衆以爲皆異味、計日待歸、既至、則命投其所漬於城下海中、不餘一箇、衆怪問、兼山笑曰、此不獨饒諸卿、使卿子孫亦飫之也、自此後、果多生蛤蜊、遂爲名產、衆始服其遠慮、

〔新撰字鏡（虫）〕蚶（蚶同、大含反、宇牟支、又豆比、）　蝀（之戎反、蟲字、宇牟支、又蝮亦虫、）　蚄（宇牟支）

〔本草和名（十六蟲魚）〕海蛤、一名魁蛤、一名𧉧耳蛤、　和名宇。牟。岐。乃。加。比。
魁蛤（苦廻反）　一名魁陸、一名活東、（已上本條、）　又有蚶（治體相似而圓、音呼甘反、出崔禹、）　一名伏老、（伏翼化成、出拾遺、）

〔倭名類聚抄（十九龜貝）〕海蛤　本草云、海蛤一名魁蛤、（和名宇無木乃加比）蘇敬注云、亦謂之𧉧耳蛤也、

〔箋注倭名類聚抄（八龜貝）〕按海蛤狀詳下所引本草注、魁蛤卽上條蚶、卽是、則二物不同、說文亦謂蛤有三、一牡蠣、一海蛤、一魁蛤、本草統言之耳、（○中略）按加比有二義、一則介蟲之總稱、一則皮甲也、故本書貝殼並訓加比、海蛤入藥用殼、故輔仁云、宇无岐乃加比也、新撰字鏡蚶蝀蚄並訓宇牟岐、景行紀白蛤傍訓亦同、皆不云加比、則輔仁所訓宇无岐乃加比之爲殼可證也、源君不察、漫從輔仁所訓、非是、

其文蛤貽貝紫貝錦貝之訓加比、卽介蟲之總名、不與此同也、〇中略 按本草別本注云、雁腹中出者極光潤、蘇敬曰、此物以細如巨勝、潤澤光淨者好、有麁如半杏仁者、不入藥用、又謂爲㹠耳蛤、麁惡不堪也、然則㹠耳㹠者、海蛤之麁大者、非卽海蛤也、㹠耳台大如半杏仁、則海蛤之小可知、故曰（細如）巨勝、其細小不可爲喩、則充字牟岐、非是、陳藏器云、按海蛤是海中爛殼、久在泥內、風波淘灑、自然圓溢淨者、有大有小、亦非一々從雁腹中出也、據此說亦不得訓宇牟岐也、宇牟岐未詳、或曰、安房海中有一種蛤、其形似蚶無瓦屋之狀、其色白無文、似俗呼婆加者、土俗呼宇万賀比、蓋宇牟伎之轉、其婆加亦宇万加比之轉也、

〔類聚名義抄十虫〕海蛤ウムキノカヒ

〔東雅十九鱗介〕海蛤ウムキ〇中略 姓氏錄には、白蛤また大蛤ともしるせり、並に讀てウムキをいふ、ウムキとは、海蛤といふが如し、倭名鈔には、本草を引て、海蛤一名魁蛤、ウムキのカヒと注したりけり、此說の如きは、如何にやあるべき、魁蛤は卽爾雅の魁陸、其注に今之蚶也といひしもの、前に見えし蚶也、蚶と魁蛤と二物也とは見えず、（中略）倭名鈔に見えし所は、古にウムキと見えしは、海蛤の事をいひしかば、本草の海蛤の字を取用ひて、讀てウムキといふ、遂に其註をも併せ註せし程に、ウムキといふ者の、キサといふ者に疑しき事にはなりたるなり、

〔古事記上〕故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮（此二字以音）共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下、取時卽於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而參上于天、請神產巢日之命時、乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣令作活、爾𧏛貝比賣岐佐宜（此三字以音）焦而、蛤貝比賣持水而塗母乳汁者、成麗壯夫、〇下略

〔古事記傳十一〕蛤貝比賣は宇牟岐比賣（ウムギヒメ）と訓べし、其故は、書紀に、景行天皇東國を巡り賜し時、その海の白蛤（姓氏錄には大蛤とあり）（ハマグリ）を膾に作て奉りしこと見ゆ、此を字牟岐（ウムギ）と訓り、さて和名抄には、蚌蛤一名含漿、和名波万久理、海蛤、和名宇無木之加比（ウムギノカヒ）、文蛤、和名伊太夜加比（イタヤガヒ）と分て出せれども、蛤と

云は、波万具理の類の介蟲どもの惣名にて、右の三漢名は、彼國にても互に混て、非には分らざれば、此方にても、古人の心々に當つらむなれば、必しも右のまゝに定むべきにもあらず、右の三の和名の中に、宇牟岐ぞ蛤の古名なる、○中略 註字鏡にも、蚶蜯蛤などの字を、いづれも宇牟岐と記して、餘の二ノ名は凡て見えず、されば本は凡て宇牟岐と云しを、やゝ後に其中にて、小きを濱栗とつけ、大なるを本のまゝに呼び、文あるを板屋貝とぞつけゝむ、板屋貝とは、其文の板屋根の葺目に似たる故の名なるべし、さて又後にはつひに宇牟岐てふ名は亡て、大小凡て波万具理と云なりけり、○中略 出雲風土記に、神魂命御子宇武賀比賣命と云見ゆ、○中略 註 さて右の二比賣は即蚶貝と蛤貝とを云なり、さるを比賣と云るは、雉を鳴女と云、魚名にも、赤女、口女、鯛女など、皆女の定に云る、凡ての例ともすべけれど、此はたゞ女と云ずして、比賣と云るは、今の功を美稱て神とせる名なり、

〔日本書紀 七景行〕五十三年八月丁卯朔、天皇○中略 幸伊勢、轉入東海、十月、至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖名磐鹿六雁、以蒲爲手繦、白蛤爲膾而進之、○下略

〔本朝月令 六月〕朔日、內膳司供忌火御飯事

高橋氏文云、○中略 天皇○景行 五十三年○中略 行幸於葛飾野、令御獦矣、大后八坂媛波 借宮爾 御坐、磐鹿六獦命亦留侍、此時太后詔磐鹿六獦命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕我久久、欲見其形、卽磐鹿六獦命乘船到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶雖追行、遂不得捕、○中略 船遇潮涸天 渚上爾 居奴、堀出止 爲爾、得八尺白蛤一具、磐鹿六獦命捧件二種之物、獻於太后、卽太后譽給比 悅給氐 詔久、甚味淸造、欲供御食、爾時磐鹿六獦命申久、六獦令料理天 將供奉止 白天、遣喚無邪志國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹、天下腹人等、爲膾及煮燒雜造盛天、見河西山梔葉天 高次八枚爾 刺作、見眞木葉天 枚次八枚爾 刺作天、取日影氐 爲縵、以蒲葉天 美頭良乎 卷、採麻佐氣葛天 多須岐爾 加氣、爲帶、足纏乎 結天、供御雜物乎 結飾天、乘輿從御獦還御入坐時爾 爲供奉、此時勅久、誰造所進物止 問給、爾時太后奏、此者磐鹿六獦

蚌
烏蛤

命所獻之物也、卽歎給比譽賜天勅久、此者磐鹿六鴈命獨我心耳波〈○心耳二字、伴信友所加、〉非矣、斯天坐神乃行賜倍留物也、〈○中略〉此乎忌火止爲伊波比由麻閉天供御食、幷大八洲爾像天八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等供奉始支、〈○下略〉

〔新撰字鏡　虫〕蚌〈大田、加比、〉

〔本草和名　十六／蟲魚〕蚌蛤〈貌似蟹而殼上有文理、色蒼斑々也、文項反、出崔禹、〉一名含漿、一名蜃、一名海月、一名含珠、〈出兼名苑〉和名多〇加比〇

〔本朝食鑑　十／介〕蚌〈訓奈○加○他○加○比○〉

集解、蚌形似牡蠣淡菜蛤等而長、殼薄於蛤蜊、大者長七八寸、或過尺、小者三四寸、其肉不佳、但爲民間之食也、凡本邦之人知有鰒蛤淺蜊之珠、而采爲眞珠、誇于藥肆、然未知蚌珠之貴、是不類多之故乎、江東見蚌者少、勢參及海西間采之耳、

〔大和本草　十四／介〕蚌〈カ○ラ○ス○ガ○ヒ○、ド○ブ○ガ○イ○、〉幷江州ノ方言ナリ、琵琶湖ニアリ、長七八寸アリ、他州ニモ池塘ニ、處々ニアリ、海ニハナシ、食スベシ、殼ハ蛤粉ノ如クヤキテカベニヌル、

〔重修本草綱目啓蒙　三十一／蚌蛤〕蚌〈ドブガヒ江州　ダ○ブ○ガ○ヒ○　カラスガヒ共同上　メ○タ○カ○丹州　カ○タ○ガ○ヒ○佐渡　タ○ン○ガ○ヒ○加州　ヌ○マ○ガ○ヒ○南部　ナ○ガ○タ○ガ○ヒ○　エ○ガ○ヒ○　エ○カ○キ○ガ○ヒ○　ゴ○ウ○ツ○ウ○筑後　ゴ○ウ○ツ○ウ○ガ○ヒ○　ゴ○ウ○ツ○ウ○ゲ○共ニ同上〉一名含漿〈爾雅〉蚄蛤〈東醫寶鑑〉合漿〈廣韻字典〉大朴胃〈郷藥本草〉介

ドブガヒハ、池澤江湖ニ生ズ、湖中ノ産ハ大ニシテ、長サ七八寸、或ハ一尺ニ過グ、形狀狹長ニシテ一頭廣シ、〈○下略〉

〔本朝食鑑　十／介〕烏蛤〈訓加○良○須○加○比○〉

釋名〈以殼黑號烏貝乎、烏貝部、馬刀、馬蛤也、〉

集解、烏貝似蚌而小、形狹而長、殼黑而扁、肉甘腥不美、但海人捕而食之、江海處處有之、瘍醫用烏貝殼、燒治腰以下之漫腫、腰以上腫無功、而言性寒、江海之生者功少、琵湖及東國川湖者功多、其琵湖者最好、又一種有雀貝者、未詳、

〔和漢三才圖會 四十七 介貝〕馬刀 ○中略 俗云烏貝 又云剃刀貝 ○中略

按江海泥中有蚌、長四五寸、狹細、兆殼黑、冬月出於魚市、呼曰烏貝、（字加伊、一名加眞須加伊、）最下品也、生川澤者、殼薄頗似剃刀、而涉川人傷蹠、俗呼名剃刀貝、疑本名當烏刀、（色黑似刀）本草本經傳寫誤爲馬刀乎、此物不甚大、而無可稱馬之理、恐是烏焉馬之誤矣、又和名抄以馬刀訓萬天、（唐音之略乎）然今云萬天則蟶也、

〔貝盡浦之錦 上〕烏介（からすかい）左十三

蚌類 形千鳥介に同じく色黑し、白きに褐色のかすりあるを千鳥と云、又るりいろに見ゆるを、鶯介（うぐひすがい）と云なり、皆同物にて、色のかはりにて、名かはる也、

〔山家和歌集 下雜〕内（○二條院）に貝あはせせむとせさせ給けるに、人にかはりて、○中略

なみよするしらゝの濱のからす貝ひろひやすくもおもほゆる哉

〔新撰字鏡 虫〕蜆（呼典反、上、小蛤、之自彌、）

〔本草和名 十六 蟲魚〕蟵蛤（上音呼典反、貌似栗而色黑貝也、出崔禹、）一名王珧、（珧恐珠誤、）音遙、一名蝌蛤、（出疏名苑）

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕蜆貝 文字集略云、蜆貝（音顯、字亦作𧍧、和名之々美加比、）似蛤而小黑者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕本草和名引崔禹載蟵蛤、無和名、疑輔仁訓之々美加比、源君依之也、今本本草和名傳寫誤脫也、按之々美加比、蓋蜆殼之義、以蜆入藥用殼、故輔仁訓之々美加比也、其說與海蛤之訓宇无岐乃加比同、源君所擧非藥用、當單訓之々美、新撰字鏡蜆訓之自彌、萬葉集亦云住吉乃粉濱乃四時美、皆不云加比、則加比爲殼之義可證也、○中略 慧琳音義引無黑字、廣韻蜆小蛤、陳藏

器云、小於蛤、黑色、生水泥中、卽此義、爾雅說文並云、蜆縊女、非此義、〇中略按貝是貝子、今俗呼子安貝者、非此用、則標目宜單舉蜆、源君誤似貝爲介蟲之總稱、故加貝字、非是、那波本正文蜆下有貝字、益誤、

〔類聚名義抄 十虫〕蜆蛩（音顯）シヽミカヒ

〔伊呂波字類抄 志動物〕蜆貝（シヽミカヒ） 蛤蜆（シヽミカヒ）

〔東雅 十九鱗介〕蜆介シヽミガヒ〇中略 其義は不詳（日本紀に縊の字を讀て、シヽミといひしなり、此物の殼の上に縊める文あるを以て、云へるなるべし、）

〔本朝食鑑 十介〕蜆（訓之美）〇中略

集解、江河俱多有、狀似小蚌、純黑色、大者兩頭、上有白禿斑、而圓一二寸、小者圓三四分、大小厚薄不一、漁家常多采之作食、大者鬻市貨之、江都之芝濱、品川、隅田、葛西、戶田、荒川、多采之、肉味亦佳也、或謂蜆者蛤屬類、不通鹹水則不居、然江之勢多橋邊多采而味最厚、是上都之嘉珍也、勢多之水卽琵琶湖之流、雖不通鹹水亦有之、其末流者淀川經十二三里、入難波江、難波江中無蜆、則無泝河之理、惟湖中之蜆也、李時珍所謂溪湖中多有之類乎、今好事者取江河之小蜆、養庭池之泥沙、經兩年則大如蛤、肉肥白味亦厚美也、

肉、氣味、甘鹹冷無毒、主治、下濕熱、消黃症、利小水、治消渴、解醒酒毒、生蜆浸水洗痘癰無瘢痕、

附方、遍身發黃、（生蜆煎汁候冷、日洗浴遍身則愈、）

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕蜆〇中略 按蜆江河皆有之、〇中略 武州江戶近處多有之者、大而味佳、江州勢多之產亦得名、攝州難波蜆川多取之、而稍小、其殼燒灰爲堊、以僞石灰、與牡蠣殼灰並用、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕蜆 シヾミ チヾミ（〇〇〇〇） ニゼヽガヒ（〇〇〇〇江州） 一名蝭（通雅） 蜸子（訓蒙字會） 蟟（八閩通志） 蠐（同上） 金錢口（南寧府志） 蜆函（珠璣藪殼ノ名）

湖海倶ニ産ス、又鹹淡相雜ハル處ニ生ズ、江州湖中ニ最多シ、勢田ヲ名産トス、古歌ニハ堅田ノ蜆ヲ詠ズレドモ、今ハ勢田ニ多シ、泥中ニ生ズルモノハ色黒シ、シンデンシヾミ江州ト云、コレヲ烏蜆廣東新語黒蜆同上ト云、大ナルハ八九分、久キモノハ兩片禿テ白シ、沙中ニ生ズルモノハ色黄ナリ、アメ江州ト云、コレヲ黄蜆廣東新語ト云、廣東新語ニモ、在沙者黄、在泥者黒ト云ヘリ、又シマシヾミアリ、色黄ニシテ堅ニ黒道アリ、粗細一ナラズ、又斑點アルモノアリ、又海中ニ産シ、皺アラクシテ色白キモノヲサヾメト云、白蜆廣東新語ナリ、白蜆ニ同名アリ、尋常ノシヾミガラノ久クナリテ、黒皮自ラ脱シタルヲ、白蜆殻附方ト云、サレシヾミカラナリ、

〔日本山海名物圖會五〕蜆貝　海と河との鹽ざかひに多く生ず、又湖水にもあり、小蜆を取て泥池の中にやしなひおけば、年をへて甚だおほきくなりて、味よしといへり、蜆を取には竹籠をこしらへ、底に袋網を付て水中をかきて取也、土砂と共に袋の中へ入て、しゞみは袋の中に殘り、土砂は袋あみよりもれてのく也、身しゞみは貝を釜にてたき、水にゆりて貝殻を去て、むきみとする也、

〔播磨風土記美嚢郡〕志深里土中中　所以號志深者、伊射報和氣命御食於此井之時、信深貝遊上於御飯筥縁、爾時勅云、此貝者於阿波國和那散、我所食之貝哉、故號志深里、

〔毛吹草三〕攝津　川口蜆　武藏　川口蜆　近江　蜆貝

〔萬葉集六雜歌〕春三月〇天平六年幸于難波宮之時歌六首〇五首略

住吉乃、粉濱之四時美、開藻不見、隱耳哉、戀度南、

右一首作者未詳

〔爲尹卿千首和歌〕寄貝戀

しゞみとる堅田の浦の海士人よこまかにいはゞかひぞあるべき

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕蛤蜊　俗云鹽吹 ○中略

按蛤蜊處處皆有、泉州堺浦多、春月采之、漁人去殼取肉販之、用芥醋食之、俗呼曰醋蛤、煮亦佳、柔於文蛤、其大二寸許、圓灰白色無花文、而紫唇殼薄無光滑、横有同色文理、其肌如吹出鹽粉、故名鹽吹貝、燒灰亦不及于牡蠣蜆、故不堪用、其肉亦賤民嗜之、不上饌、凡蛤蜊變成蟹、

〔大和本草 十四介〕蛤蜊 ○中略　蛤蜊ハ、長門ノ安岡貝、筑前野北貝是ナルベシ、安岡、野北、何モ地ノ名ナリ、其海中フカキ處ニアリ、大蛤ナリ、殼厚ク味美シ、殼色淡白肉多シ、長三寸餘、又殼薄ク色白クシテ大ナル蛤アリ、味ハ不美、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕蛤蜊　アマヲブネ紀州　ヤサラガヒ遠州荒井　サヽラガヒ同上　シヤベリグチ　一名甘鬆左右丞水族加恩簿　蛤蝶仲扁上共同

アマヲブネハ紀州海濱ニ多シ、形ハアサリ介ニ似テ至テ厚ク、竪ハ四五分許、横ハ長クシテ七分許、横條深シ、内外潔白ニシテ紅紫縁ナリ、此ニ白殼紫唇ト云、修治ニ紫口蛤蜊ト云、大倉州志ニ、以口有紫縁者為佳ト云フニ據リテ、先師アマヲブネトス、然レドモ此介皆小クシテ、大二三寸ナル者ハ、未ダ目撃セズ、一説大和本草ニノギタ介筑前トス、一名ヤスヲカ介、長州ハマグリ加州國府ノハマグリ志州マガヒ防州キツキハマグリ雲州クチブト阿州ミヽジロ、ヘリジロ、ゴイシ介朝鮮ハマグリ、是ハ臨海異物志ニ、蛤蜊白厚而圓、肉如車螯ト云ニ據ル、閩書ニ蛤蜊文蛤皆一潮生一暈ト云フ、綱目ニ指ス所ノ者ト同カラズ、此介ハ文蛤ヨリ大ニシテ、三四寸ニ過グ、殼薄クシテ唇厚ク白色ナリ、肉多ク味美ナリ、北國ニハ文蛤ナク、此品ヲ食用トス、其殼淡白ニシテ斑文アリ、婦女ノ貝合ニハ此介ヲ用ユ、至テ大ナル者ハ、畫彩シテ香合トシ、或ハ小ク切リ、圓ニ磨シテ、白棋子ニ造ル、故ニゴイシ介ト云フ、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕鳥蛤　正字未詳　俗云止利加比

忘貝

按鳥蛤形色似蛤蜊而圓肥、大三寸許、殻薄灰白色、有縦細理而略似蚶而白色帶淡紫、假令（瓦屋名子、草屋名板屋貝、）此亦名柿屋子可矣乎、内正紅、其腸有細色汁、肉狀如鳥喙、故俗名鳥貝、所謂爵入大水化爲蛤者此乎、然攝州尼崎多有之、冬春盛出、未聞有他國、漁人去殻販之、有白丁如指大、搗爲魚餅、送于他邦、其肉炙食甘美、煮亦佳、最下品爲賤民之食、無毒、但猫食鳥蛤腸則耳脱落也、又云、鳥蛤腹有小蟹、大如豆、是此瑣玤之類乎、所食之蟹乎、

〔毛吹草　三〕和泉　鳥貝

〔毛吹草　三〕讃岐　忘貝（蛤ノナリニテ紋アリ）

〔貝盡浦之錦　上〕忘介（右一）

蛤類　かいふかく、たつに筋細くふかく入、玄ほふき介に似て別也、（○下略）

〔萬葉集　一雜歌〕太上天皇（○持統）幸于難波宮時歌（○中略）

大伴乃、美津能濱爾有、忘貝、家爾有妹乎、忘而念哉、

右一首身人部王

〔萬葉集　六雜歌〕同（○天平二年冬十一月）大伴坂上郎女海路見濱貝作歌一首

吾背子爾、戀者苦、暇有者、拾而將去、戀忘貝、

〔土左日記〕四日（○承平五年二月、中略、）このとまりのはま（○はこの浦）には、くさ〴〵のうるはしきかひいしなどおほかり、か、れば、たゞむかしの人をのみ戀つゝ、ふねなる人のよめる、

よするなみうちもよせなむわがこふる人わすれがひおりてひろはん、といへれば、ある人のたへずして、ふねの心やりによめる、

わすれがひひろひしもせじ玄ら玉をこふるをだにもかたみとおもはむ、となんいへるを、んなごのためには、おやをさなくなりぬべし、玉ならずもありけんをと人いはんや、（○下略）

淺蜊

〔物類稱呼 二動物〕淺利貝あさり貝　勢州にてき。し。め。貝。と云

〔本朝食鑑 十介〕淺蜊（訓阿佐利）

釋名（古訓文蛤曰伊太也、近世訓車渠伊太貝也、瓦相似、故誤稱乎、此物常棲于江水淺處、蜊者滑利之訓、故號淺蜊矣、）

集解、淺蜊者文蛤也、形似小蛤而殼薄粗、有白者、有淡灰色者、有淡黑者、有紫斑黑斑者、有花紋者、大者圍一寸、小者四五分、其肉一頭小尖、一頭大、其小處有如兩耳者而尖黑、俱有赤白二種、其味短於蛤而亦稍佳、性能成群、漁家常多采之、鬻民間日用之食、價亦極賤也、腸中多小珠而色瑩白、海俗采之送于藥肆市中、多亂眞珠、然入藥用、亦不惡、惟功用劣矣、乾淺蜊者用竹串子、貫兩三箇而暴曰、此謂串淺蜊、參遠之守令貢獻之、

肉、氣味、甘鹹冷無毒、（生食煮食俱好）主治、解煩止渴、鹹味走腎以增水氣、故能利小便、多食還消腎氣、

〔毛吹草 三〕伊勢蜊（アサリ）　三河蜊　紀伊蜊

波遊

〔大和本草 十四介〕淺利貝（略）○（中）波。遊。アサリニ似テ殼厚シ、味淡美、殼ニ花紋アリ、甚美ナリ、又無花紋モアリ、大ナルハ長一寸許アリ、小蛤ナリ、

白貝

〔新撰字鏡 虫〕蜡（思閭思夢二反、蚣也、於不、）　蛹（郎由反、平、蚶、阿波比、又於不、）　蛤（於不、又阿波比、）

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕白貝　唐韻云、蛤（蛤原作蛤、據天文本改、下同、古三反、一音含、辨色立成云、於富、本朝式文用白貝二字、）爾雅云、在水曰蛤也、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕今房總有呼於。不。乃。者、白貝見延喜内膳司式、賦役令亦有白貝葅、（略）○（中）廣韻所引爾雅與此所引不同、因撿爾雅釋魚、蜬有二、一云蠃小者蜬、一云貝在水者蜬、恐源君以二物同名誤引、非唐韻舊文也、

〔東雅 十九鱗介〕海蛤ウムキ（略）○（中）式に白貝としるされしは、此物は即今アサリ、シヾミ、アカヾヒなどいふ者の如くにはあらず、其肉の殊に白きを云ひしなり、

〔本朝食鑑 十介〕白貝（訓於保乃貝）

潮吹貝

釋名、潮吹蛤、（江中淺處、能吹潮故名也、白貝源順和名爲蛤類也、）

集解、殼似淡菜蛤而小、肉亦似淡菜蛤、而無菜及紫茸、但有黑茸白肉、而味不佳、海俗食之耳、勢尾參豆相武房海濱多采之、式稱白貝、古貢之乎、

〔令義解三賦役〕凡調（中略）正丁一人絹絁八尺五寸、（中略）若輸雜物者、（中略）白貝葅三斗、

〔延喜式三十九内膳〕年料

尾張國（中略）白貝二擔四壺（下略）

〔常陸國風土記行方郡〕板來村（中略）其海（中略）白貝（中略）多生、（中略）板來南海有洲、可三四里許、春時香島行方二郡男女、盡來拾津、白貝、雜味之貝物矣、

〔出雲風土記島根郡〕凡北海所捕雜物、（中略）白貝、

〔播磨風土記揖保郡〕浦上里（中略）白貝浦、昔在白貝、故因爲名、

〔類聚雜要抄一〕一母屋大饗

同饗應差圖　白貝

〔物類稱呼二動物〕鹽吹貝しほふきがい　伊勢にてとんび貝と云、總州にてつぶと云、

〔本朝食鑑十介〕潮吹蛤（訓如字）

釋名（此蛤最吹潮、故名、與白貝殊矣、）

集解小者似淺蜊白而無紋、殼口紫黑、常水中開口吹潮、江東漁艇與淺蜊相雜而來、故合烹而食、但肉白味短耳、芝江常采之、勢參尾及海西諸濱亦多采之、或曰、潮吹長故作蚌、又曰、海西有大如小笠者、殼上略有紫花紋、然則車螯之類歟、素聞筑之海、越佐之大洋、有時蜃重樓高閣乍出島嶼上者、則本邦亦有蜃哉、

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治、海俗稱能解酒毒、

〔本草和名 十六 蟲魚〕文蛤（表有文）一名蛤（出兼名苑）和名以多也加比

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕文蛤　新抄本草云、文蛤（和名伊太夜加比）表有文者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕按伊太夜加比、今俗呼阿左利者、蓋文理縱横如以板葺屋狀、故曰板屋賀比、文理縱横有沙不滑、故今俗呼阿左利、猶呼礫爲沙利也、卽淸俗所謂蛤仔是也、是物斑文美於波万具利、故輔仁以文蛤充之、然文蛤卽波万具利、非阿左利也、（中略）所引本草和名蟲魚類文、據千金翼方、證類本草、文蛤表有文五字是本條文、源君併爲出新抄本草、非是、陶弘景云、文蛤大小而有紫斑、蘇敬曰、文蛤大者圓三寸、小者圓五六分、若今婦人以置燕脂者、

〔類聚名義抄 十 虫〕文蛤 イタヤカヒ

〔醫心方 一 諸藥和名〕文蛤 和名以多也加比

〔東雅 十九 鱗介〕海蛤 ウムギ（中略）　倭名鈔に新抄本草を引て、文蛤表有文者、和名はイタヤカヒと註したり、これも又然るべからず、文蛤は筆談（沈括筆談）に見えし所のもの、卽今のハマグリ也、イタヤガヒといふものは、霏雪錄に、海中有甲、物如扇、其文如瓦屋、唯三月三日潮盡乃出、名海扇と見えしもの、車渠は此物の大なるをいふなり、東壁が本草に、車渠海中大貝也、背上壟文、如車輪之渠、故にかく名づけしといふ是也、卽今もイタヤガヒといひ、また俗にホタテガヒとも、シャクシガヒともいふなり、（中略）すべて其形の摺扇を開きしに似たれば、海扇とはいひしなるべし、然るを文蛤をもつて、此物となしぬるは、その文の字を誤り解して、溝文の文となせしと見えたり、

〔本朝食鑑 十 介〕帆立蛤（訓如字、或稱伊多耳加比、）

釋名（蛤殼如望遠帆之開、故通俗名之、又稱伊多耳、是訛伊多夜之名乎、伊多夜者文蛤也、或有車渠、海扇之名、）

集解、帆立者海中之大蛤也、大者長五六寸至一二尺、濶二三寸至尺許、厚二三分至一二寸、殼外溝壟、如蚶殼而深大、黃白色、又有交紅斑者、其肉最白、然味不佳、海俗亦不食之、海西諸州最多、海人采殼賣

難波之市、市工磨珠夾竹柄而造成大食匙、以貨四方、是酌味噌汁醬汁之匕杓也、

家良

〔新撰六帖三〕貝

奥津風あれたる浦のいたや貝そも身の程のすみか成けり

〔和漢三才圖會四十七介貝〕蛾蛖 生蛖 蛾蛤 俗云阿古夜加比〇中略

按蛾蛖生海泥中、外黄淡赤色如毛剃之皮毛剃而滑、其狀略似車渠（イタヤカヒ）而無溝文、薄扁稍長、殻縫目有齒如蛤、其肉滿殻、所附于石絲青蒼色、如苧屑、不堪食、勢州多有之、其珠光澤、謂之伊勢眞珠、〇下略

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕眞珠〇中略

アコヤガヒハ、一名ソデガヒ、同名多シ テフガヒ、アコヤテフガヒ、シンジュガヒ、能州ノブツラガヒ、同上タマガヒ、土州シンジュガヒ、是頤ノ説ノ珠牡ナリ、一名珠母、珠蚌、共同上 銀母藏、廣東新語 此品海中ニ産ス、形方ニシテ大サ一二寸、或ハ三寸許、肥前大村ニハ、大サ六七寸ナルモアリ、外面粗糙ニシテ、蜂房ノ如シ、殻緣甚薄クシテ紙ノ如シ、質薄クシテ外面蜂房ノ色ノ如ク、裏面ハ白色ニシテ、靑微紫ヲ帶ブ、大村ノ産ハ靑多ク、志州ノ産ハ白多シ、磨礪スルモノハ、薄緣自ラ落ツ、用テ小𣾽ニ代フ、雅趣アリ、生ナル者ハ殻外ニ五七分許ノ小者ヲ負フ、ソノ磨礪スルモノ、淺靑黑色ニシテ黑斑アリ、ヒナヅルト呼ブ、アコヤガヒノ肉ハ、桃紅色ニシテ、一邊ニ小聚毛アリテ、淡菜ノ毛ノ如シ、黑綠色ニシテ光アリ、此肉ヲ食用トス、鹽藏シテ遠ニ致ス、肥州ノ産、冬春ハ肉肥大ナリ、夏秋ハ肉至テ少シ、故夏月鹽藏スト云、廣東新語ニ、珠母肉作秋海棠或杏華色、甚甘鮮而性大寒ト云ヘリ、又アコヤガヒノ形ノ異ナルモノ數品アリ、各俗稱アリ、又アコヤガヒノ形ニシテ、甚厚ク大ナルモノヲアツガヒト云フ、舶來アリ、大ナルハ七八寸、厚サ七八分、銀色微靑ニシテ光アリ、古人用テ螺鈿トス、今ノ螺鈿ハ、皆千里光ヲ用ユ、〇下略

〔毛吹草三〕志摩 眞珠貝

硨磲

〔倭名類聚抄十五〕硨磲　廣雅云、車渠（陸詞並從石作硨磲也、俗音車古）石之次玉也、

〔箋注倭名類聚抄三玉石〕集韻云、生西國、是玉石之類、形似蚌蛤、有文理、沈存中筆談、海物有車渠、蛤屬也、大者如箕、背有渠壟、如蚶殼、故以爲器、緻如白玉、生南海、尙書大傳曰、文王囚於羑里、散宜生得大貝、如車渠、以獻紂、鄭康成乃解之曰、渠車罔也、蓋康成不識車渠、謬解耳、○下略

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕車渠　シヤコ（通名）○中略此介ハ琉球ヨリ來ル、蛤屬ノ至テ大ナル者ナリ、ソノ形チ横ニ長シ、○中略竪ニ大瓏五行アリ、切テ壓口捺子トナシ、帶髈ニ造ル、白色ニシテ細白道アリ、是卽七寶中ノ車渠也、○下略

海鏡

〔大和本草十四介〕海鏡　嶺表錄異記ニアリ、此地ニテ月日貝ト云、大ナリ、其カラ兩片ノ內、一片ハ赤ク一片ハ白シ、但本草ニハ悉ニ不合、時珍兩片相合成形ト云ニハ似タリ、其カタチヒラシ、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕海月○中略附錄、海鏡、マドガヒ、イタガヒ、トウカヾミガヒ、トウロウガヒ、○中略船來アリ、和產モ肥前平戶ニアリト云、其形圓薄ニシテ白色、外面ハ肌粗ク、內面ハ滑澤ナリ、日ニ映ズレバ紙ノ如シ、大ナル者ハ四五寸、小ナル者一二寸、兩片相合ス、一片ハ正ク平ニ、一片ハ微凹ナリ、平ナル者ヲ用テ粗皮ヲ削リ去リ、鱗次シテ燈ニ粧ヒ、以紙ニ代レバ、紙ヨリ明ナリ、今琉人將來朱骨六稜ノ小燈アリ、此殼ヲ用ユ、雨中ニ携ヘテ損ゼズ、煤汚ニ及ベバ、水ニテ洗ヘバ、新ナルガ如シ、○中略古說ニ海鏡ヲツキヒガヒト訓ズルハ非ナリ、其介ハ南海ニ產ス、大ナル者ハ六七寸、小ナル者ハ一寸ニ盈タズ、形正圓、兩片倶ニ微凹ナレドモ、海鏡ヨリ深シ、一片ハ深紅色、一片ハ潔白ナリ、故ニツキヒガヒト呼ブ、唐山ニテモ日月（嶺南雜記）ト云、一名日月殼（清俗）硨螺（同上）

〔貝盡浦之錦上〕月日(つきひ)介(かい)（嶺表錄異記號海鏡）
蛤類　うすく丸し、片方赤く片方白し、因て月日の名目あり、大なるもの多く少きもの鮮し、○下略

梅花貝 蘇芳貝

〔貝盡浦之錦上〕梅花介(ひめのはながひ)左二

蛤類　白くつやなし、横に細く筋立なり、介のなり、梅花の一瓣落たるごとし○下略

〔飾抄下〕心葉

平治或秘記曰、心葉梅枝三寸許也、予金枝付梅花貝、今來以銀飯爲葉、或銀枝付同貝、若蘇芳貝破、或用銀、○下略

〔散木弃謌集九雜〕しりたる人のもとより、梅花貝といふ物やあるとたづねたりければ、つかはすとてよめる、

春風になどやおりけんみちのくのまがきが島の梅の花貝

櫻貝

〔貝盡浦之錦上〕櫻介(さくらがひ)右二

蚌類　此介前に辨せしごとく、あぶみ介を櫻介と名付入る、恐らくは誤なるべし、櫻介は薄く赤き介也、

〔前大納言公任卿集〕夜一よたうとき事きゝ、あかして、曉がたにみれば、よる散ける花の、やり水の浪によせられて、すはうがひのさまなるに、櫻がひとは、是をやなどいひて、

よもすがら散ける花を朝ぼらけあかしの濱のかひかとぞみる、

〔廻國雜記〕櫻井の濱といへる所にて、櫻貝をひろふとて、

春はさぞ花おもしろく櫻井の濱にぞ拾ふおなじ名の貝

阿座蛤

〔和漢三才圖會四十七介貝〕阿座蛤(あざかひ)　正字未詳

按阿座貝、琉球國海中有之、蛤蜊之屬、淡赤白色、裏白、其大者二三尺、肉白如鰒、味亦甘美、其殼厚硬、以爲盥鉢、

石ワリ貝

〔大和本草十四介〕石ワリ貝　筑紫ノ海濱石中ニアリ、ワリテトル、色淡白ナリ、大サ蛤ノ如シ、殼厚

蚶

シ、殼ノ文理横ニアリ、

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕蚶 唐韻云、蚶（乎談反、辨色立成云、和名木佐、）蚌属、狀如蛤、圓而厚、外有理縱横、卽今蚶也

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕唐韻作呼談、按呼属曉母、乎属匣母、淸濁不同、乎恐呼字之壞、○中略 按本草和名魁蛤條甲贏子條並擧蚶、不載和名、○中略 廣韻云、蚶蚌属、爾雅曰、魁陸、本草云、魁狀如海蛤、員而厚、外有文縱横、卽今蚶也、亦作魽、按所引本草云、至有文縱横、郭璞引本草、卽今蚶也者、郭擧時稱解爾雅魁陸、亦作魽者、孫愐擧異文也、源君節引不載出典、又蚶作魽、則似云古名蚶、孫愐之時謂之魽也、非是、但今本本草云、魁蛤一名魁陸、一名活東、生東海、正圓兩頭空、表有文、不與郭所引同、說文、魁蛤一名復老、服翼所化、○中略 嶺表錄異云、瓦屋子南中舊呼爲蚶子、以其殼上有稜如瓦壠、故名焉、殼中有肉、紫色而滿腹、

〔類聚名義抄 十 虫〕蚶（火甘切　キサ）

〔日本釋名 中 介〕蚶（キサ） さの字すみてよむべし、其からにきざみ多し、みを略せり、今はあか貝と云、

〔倭訓栞 前編 七〕きさ○中略 蚶をいふも貝の文をもて名くるなり、今赤貝といふは、肉の色也、

〔本朝食鑑 十 介〕蚶（古訓木佐）

釋名、瓦壟子、（本草）魁蛤（同上）赤貝（俗稱、蚶殼似瓦屋之壟、故名、魁者羹斗之名、蛤形肖之故也、源順海蛤一名魁蛤、是傳寫本草之誤也、蚶肉赤色、煮之變深紅色、故近俗通稱赤貝耳、）集解、狀似蛤而圓厚、殼背上溝似瓦屋之壟、大者徑三四寸、肉純赤有筋膜繫柱、柱形如榛子之大而白色、有黑腸者、有赤腸者、有外赤內黑者、有外黑內赤者、其肉狀全類于蛤蜊而味極佳、江海淺處相聚成山、不知幾千萬、海俗呼稱蚶山（アカヽヒ）、漁人偶遇之、則其貨十倍、或一處四五箇、或數十箇毎採之、江東海濱多有、然比播泉海上者其味甚劣、住江泉界等諸濱之產、殼肉甚圓厚肥實味最甘美、播州、但州、丹後、若狹亦相同、

〔大和本草 十四 介〕蚶（キサ イタラカヒ） アカヾヒ也、一名魁蛤、又名瓦壟子、其殼瓦屋ニ似タリ、其肉ニ血アリ、蛤類ノ內

ニヲ味尤美ナリ、且補﹅従於人﹅、奥〇羽奥誤恐州ニ蚶潟(キサカタ)ト云名所アリ、キサノ名古シ、

〔古事記上〕大穴牟遲神、〇中略卽於﹅其石﹅所﹅燒著﹅而死、爾其御祖命哭患而、參﹅上于天﹅、請﹅神產巢日之命﹅時、乃遣﹅𧏛貝比賣與﹅蛤貝比賣﹅令﹅作活﹅、〇下略

〔古事記傳十一〕𧏛貝比賣、𧏛は蚶を𧏛と作るを誤れるものなり、〇註略されば伎佐賀比(キサカヒ)と訓べし、〇中略今阿加々比(アカヾヒ)と云物なり、〇中略倭姬命世記に、阿佐加々多爾伎佐宇阿佐留(アサカヾタニキサウアサル)とあるも、蚶子求(キサヲアサル)にや、〇下略

〔朝倉亭御成記〕九獻　あかゞゐ

〔桃源遺事五〕一西山公〇德川光圀むかしより、禽獸草木の類ひまでも、〇中略其國より〇常陸この國へ御うつしなされ候、〇中略蟲之類〇中略魁蚶(アカガイ)の武州より御取寄、常陸の海へ御はなち候、

〔新撰字鏡虫〕𧍞卽刃反、蜮也、伊加比、

〔倭名類聚抄十九龜貝〕貽貝　爾雅注云、貽貝一名黑貝、貽音怡、和名伊加比、

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕釋魚、玄貝貽貝、郭注、黑色貝也、此所﹅引蓋舊注、然爾雅無﹅黑貝之名﹅、不﹅得﹅云﹅一名黑貝﹅、此恐一名玄貝之誤、〇中略按據﹅爾雅﹅、貽貝、貝之黑色者、〇中略今俗子安貝者、非﹅伊加比﹅、陳藏器曰、東海夫人、生﹅南海﹅、似﹅珠母﹅、一頭尖、中銜﹅小毛﹅、海人亦名﹅淡菜﹅、此可﹅以充﹅伊加比﹅也、俗呼﹅伊乃加比﹅、〇下略

〔伊呂波字類抄伊動物〕貽貝イカヒ　黑貝同

〔運步色葉集伊〕貽貝(イカヒ)

〔東雅十九鱗介〕貽貝イガヒ〇中略イガヒとは、イは卽貽字の音を呼び、カヒは貝の字の訓を呼びしと見えたり、(中略)むかし或人の云ひしは、イカヒとはアコヤノカヒといふ者也、其貝より出でし珠なればアコヤノタマと云ふなりといへり、後に西行法師の歌を見るに、あこやとるいか

ひのからなつゝみおきて寶のあとな見するなりけり、とよみたる、さらば今アコヤノカヒとぞいひて、其殼のハマグリといふよりは、長くて黑きが、かの珠な產じぬる蚌といひしもの是也とぞ見えたる、

〔本朝食鑑介十〕貽貝（訓伊乃加比、○中略）

集解、殼類蚌、肉微赤似蚶肉、海人食之、細切曝乾以送四方、味不爲美、粗有臭氣、嗜之者愛其臭氣、常和生茄無根等羮食之、今參勢之守令貢獻之、本朝式亦若狹參河貢之、江都漁市亦時鬻之、

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治未詳、海人傳稱、同茄子味噌汁煮食、能止泄痢、

〔大和本草介十四〕淡菜（ヰガイ）　海中ニアリ、延喜式ニ貽貝ト云是ナルベシ、東海及筑紫ノ海ニ多シ、蜒（アマ）カヅキテトル、本草ニ一名東海夫人ト云、ソノ形ヲ以名ヅクトイヘリ、○中略ミルクヒト訓ズルハ非ナリ、ミルクヒハ西施舌ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙蚌蛤三十一〕淡菜　黑貝（記事）　貽貝（延喜式）　イノガヒ（勢州）　○ヨシワラガヒ（江戸）　○アカヒ（豫州）　○セトガヒ（防州、藝州）　○ヒメガヒ　○ニタガヒ（南部）　○シユウリカヒ（同上仙臺）　○センダイカヒ（仙臺）　○ツバクラガヒ（水戸）　○ケカチガヒ（淡州）　○ハシバシラ（阿州）　ケガヒ（食療正要）　カラスガヒ　○中略

其形一頭ハ狹ク、一頭ハ濶クシテ蚌ニ似タリ、長サ三四寸、外ノ色黑シ、阿州伊島ヘ渡海ノ間ニ、古橋ノ石柱多シ、此介多ク粘著セリ、故ニ方言ハシバシラト云、肉ハ色紅ニシテ、蚶肉ノ如シ、味佳ナリ、口ニ少シ黑毛アリ、故ニ東海婦人ノ名アリ、猶海參（イリコ）ヲ海男子（五雜組）ト稱スルガ如シ、○下略

〔令義解三賦役〕凡調、○中略正丁一人、絹絁八尺五寸、○中略若輸雜物者、○中略貽貝鮓三斗、○中略貽貝後折（シリヲリ）六斗、

〔延喜式五齋宮〕月料、○中略

腸漬鰒、貽貝鮨各一斗五升

猿頰

比良夫貝

〔延喜式 主計 二十四〕凡諸國輸調、〇中略 貽貝〇中略 卅六斤、貽貝鮨三斗、〇中略 凡中男一人輸作物、〇中略 貽貝鮨四斤十兩、
參河國〇中略 調〇中略 貽貝鮨三斛六斗、〇若狹伊豫亦有貽貝鮨調、

〔土左日記〕十三日〇承平五年正月、中略、船にのりはじめし日より、ふねにはくれなゐこくよききぬきず、それはうみのかみにおぢてといひて、なにのあしかげにことつけて、ほやのつまのいずし、すしあはびをぞ、こゝろにもあらぬはぎにあけてみせける、

〔土佐日記考證 上〕ほやのつまのいずしは、眞淵の說のごとく、式に貽貝保夜交鮨とある、これなるべし、つまは妻の義にあらず、交をいふなるべし、すべて物に物をかて交へるをつまにするといへるがごとし、いずしは貽貝鮨にて保夜をつまにしたる貽貝鮨なるべし、〇下略

〔朝倉亭御成記〕三獻御湯漬參、〇中略 いゝ貝、

〔物類稱呼 二動物〕朗光さるぼ　勢州にてつめきり貝と云、筑紫にて馬の爪貝といふ、土佐にてたぶかい、又ちがい共云、

〔本朝食鑑 十介〕蚶〇中略 一種有小蚶圓二三寸者、江都流俗呼稱猿頰、以色赤而名之乎、味不及大蚶、但民間之食耳、

〔大和本草 十四介〕朗光〇中略 今按、サルホハアカヾヒニ似テ味ヲトレリ、江戸ニ多シ、又筑紫ニ馬ノ爪ト云貝アリ、朗光ノ類ナルベシ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕魁蛤〇中略 一種サルボハ、一名ハイガヒ、備前作州ラフガヒ、同上チガヒ、同上ツメキリガヒ勢州ムマノツメ筑紫形アカヾヒニ似テ、大サ一寸許、瓦隴最粗シ、肉ノ味劣ル、

〔古事記 上〕猨田毘古神坐阿邪訶此三字以音、地名、時、爲漁而、於比良夫貝自比至夫以音其手見咋合而、沈溺海鹽、〇下

濤貝

略

〔古事記傳十六〕比良夫貝は、古へ世に多かりし物とおぼしくて、人名に負る、書紀續紀にいと數多見えたり、〇註略然るに和名抄などに見えざるは、後に名の變れるにやあらむ、(中略)今ノ世に月〇日〇貝〇と云あり、殼の(カラ)さま、月日に似たり、是などにや、そは比良(ヒラ)は平(ヒラブ)、夫は日(ヒ)に通ひて、平日(ヒラヒ)の意かと思へばなり、又多(タ)〇比(ヒ)〇良(ラ)〇岐(ギ)〇と云貝あり、岐は賀比(ガヒ)の切たるにて、平貝(タヒラガヒ)の意にて、是にや、又佐(サ)〇流(ル)〇煩(ボ)〇と云貝あり、猨(サル)頰(ボホ)らしてふ意にて、此の故事に依れる名にて、是にや、されどこれら皆其ノ名につきて思ひよれるままにこゝろみに云のみなり、かくて後に、志摩ノ國の海邊の人に、此ノ貝の事問けるに、云く比良夫貝は、月日貝のことなり、此ノわたりの海に、いと稀にある物なりとぞ云ける、なほ國々の人に尋ね問はゞ、今も古の名の遺れる處も有ルべきなり、さて今飯高郡の海邊に、平生と書て比良於(ヒラオ)と呼村あり、壹志郡の堺に近くして、阿坂村より一里ばかり東なり、これ若くは古の比良夫にて、此ノ貝の此の故事より出たる地名にはあらざるか、神鳳抄に、平生御厨とある處なり、

〔今昔物語二十九〕鎭西猿打二殺鷲一爲レ報レ恩與レ女語第卅五

今昔、鎭西ノ□□國□□ノ郡ニ賤キ者有ケリ、海邊近キ所ニ住ケレバ、其妻常ニ濱ニ出テ、〇中略貝ヲ拾ヒ行ク程ニ、山際近キ濱ナレバ、猿ノ海邊ニ居タリケルヲ、此ノ女共見テ、彼レ見ヨ、彼ニ魚伺フニヤ有ラム、猿ノ居ルヲ去來行テ見ムト云テ、此ノ女二人烈〇烈恐列誤テ歩ヒ寄ルニ、猿逃テ行カムズラムト思フニ、怖シ氣ニハ思タル物カラ、難レ堪氣ニ思テ否不レ去デ、カヾメキ居ケレバ、女共何ナルコト有ルゾト思テ、立廻テ見レバ、濤。貝。ト云物ノ大キナルガ、口ヲ開テ有ケルヲ、此ノ猿ノ取テ食ハムトテ、手ヲ差入レタリケルニ、貝ノ覆テケレバ、猿ノ手ヲ咋ヘラレテ、否不二引出一サデ、鹽ハ只滿ニ滿來ルニ、貝ハ底樣ニ堀入ル、今暫シ有ラバ、鹽滿テ海ニ入ベキ程ニ、此ノ女〇中略木ヲ以テ、貝ノ口ニ差入レテ口ケレバ、少シ排タレバ、猿ノ手ヲバ引出デツ、然テ猿ヲ助ケムトテ、貝ヲ可レ殺キニ非ズト云テ、異貝共ヲバ拾フ心ナ。レドモ、其ノ貝ヲバ知テ〇知テ、一本作和ラハ引抜テ、沙ニ搔埋テケリ、〇下略

〔散木弃謌集九雜〕むかひの江にわらはのあそびたはぶるゝを尋ぬれば、みぞがひといふ物ひろふなりといふを聞てよめる、

蛼

江のよどにみぞがひひろふうなひ子がたはぶれにてもとふ人ぞなき、

〔物類稱呼 二動物〕多伊良木たいらぎ　大坂にてゑぼし貝と云

〔本朝食鑑 十介〕蛼(訓多比羅岐)

釋名、江瑤柱、(本草、近俗呼此名者多矣、江瑤者總稱、柱者圓肉如柱也、今本邦之蛼殼黑潤有光、然未知海月玉珧之形、若空殼老枯變白而生美色乎、)

集解、蛼殼似蚌黑色、波紋上大下小、大者廣五六寸、長過尺餘、惟有柱白圓如玉、大者數寸、味極甘美、其肉腥靭不堪、其帶膜白舌味稍好、世俗取白柱而細切作片、炙食烹食生食倶佳、此海錯中之珍賞、與蝢蛤蜊為伍、專充上厨之供、古來未聞稱名、近世多賞之、海人亦採其大者以貨之、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕玉珧　江珧　馬頰　馬甲　俗云太以良木、又云烏帽子貝、○中略

按玉珧蚌屬、黑色有波浪文、而上濶下窄、長六七寸、似烏帽子形、又如馬甲、故名之、其腸不堪食、有一肉柱、圓白如玉、故名玉珧、其大者徑二寸許、味甘美為上饌、但本草謂四肉柱者非也、疑四柱之四字當作有矣、其殼一片以可為華箕、(玉珧一名海月者非也)

海松蛤

〔毛吹草 三〕紀伊　烏帽子貝(タイラギトモ云)

〔本朝食鑑 十介〕海松蛤(訓美留久比、○中略)

集解、蛤殼肉倶類蚌、一頭小生黑茸、略比鹿茸而有黑毛、茸頭生菜、初微黃帶赤色、味淡脆甘美、老變作深青色、味淡而微澀、此即海松也、海松非松狀、為淡菜者相當矣、庖人磨黑茸則頭紅茸白、味最美而充上厨、世既嘉賞之、其袴帶舌柱亦味佳、古者出雲、石見、紀伊、參河、安房等州貢之、近世處々多有之、

〔大和本草 十四介〕西施舌(ミルクヒ)○中略　江戸ニ多シ、諸州ニアリ、佳品ナリ、蛤ニ似テ少長クヒラシ、其舌殼ノ外ニ長ク出ヅ、紅白色ナリ、味ヨシ、淡菜ヲミルクヒト訓ズルハアヤマリ也、

馬鹿蛤

〔毛吹草 三〕丹後　切門文珠貝(キントモ云)○○○海松喰

〔本朝食鑑 十介〕馬鹿蛤(訓波加加比)

蟶

釋名、馬珂、本草馬珂與馬鹿不相類也、凡本邦稱頑痴之人、用秦二世趙高之事、號馬鹿、然於此蛤未知何以而言也、一號大○野○貝○、此參州大野海濱多有之故名

集解、殻類蚌而淡白、肉類蚶而淡赤味劣、不食、惟采兩柱而鬻之、味佳而賞之、柱形如指頭、或如薏苡根片、其色微赤、或白色、春夏采之以貨、今江都漁浦最多矣、

柱、氣味、甘微温無毒、主治未詳、多食動蟲積、令人嘔也、

〔新撰字鏡虫〕蟶正音虹、万○天○、

〔本草和名十六蟲魚〕馬刀仁諝音彫　一名馬蛤、一名單姥劍、仁諝音羌遠反　蛤蝶仁諝音力尸反　蜆殻仁諝音顯、亦作蜆、已上三名出陶景注、　一名王蚌、音逢　一名鸞蛤、已上二名出蘇敬注、　蚶呼甘反　蠣力制反　鹹古斬反　蜌子餞反　螯呉高反、[illegible]望音可食之、出崔禹、　馬刀、一名齊蛤、一名蛤蜒、已上二名、出釋藥性、　一名公刀、一名姥刀、一名蛙、音階（階恐衍）陛、已上三名出兼名苑、　和名末○天○乃○加○比○

〔倭名類聚抄十九龜貝〕馬蛤　唐韻云、蟶音檉、辨色立成云馬天、　蚌屬也、本草云、馬刀一名馬蛤、和名上同

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕證類本草云、蟶生泥海中、長二三寸、大如指、兩頭開、小野氏訓蟶爲阿計万岐、以閩書所載竹蟶爲万天、然竹蟶之名、古書無見、古不甚分別也、○中略　本草和名云、和名末天乃加比、此云和名同上者、即是證類本草馬刀條引陶云、李云生江漢中、長六七寸、食其肉、肉似蚌、獨本圖經云、生江湖中、細長小蚌也、長三四寸、闊五六分、圖經云、頭小鋭、多在沙泥中、小野氏曰、馬刀生琵琶湖、俗呼伽羅加比、又篠葉加比、又長加比、訓万天非是、按馬刀與蟶不同、如上文所引、辨色立成以蟶爲麻天、本草和名以馬刀爲麻天者、二家其說異也、源君不辨、並引非是、

〔類聚名義抄虫十〕蟶マテ　亦虹字　音檉　馬蛤同上

〔下學集氣形上〕馬蛤マテ

〔日本釋名中介〕蟶　まては左右マテ也、左右をまてと云、此貝左右に口ありて、他の貝にことなれり、

〔東雅十九介〕海蛤ウムキ○中略　倭名鈔に、○中略　また馬蛤マテの註に、唐韻の蟶は、蚌屬也といふを引て、辨色立成にマテといふと註し、また本草に云ふ馬刀一名馬蛤、和名上に同じと註したり、蟶をもつ

てマテといひしは誠に然り、本草の馬刀の註を併載て、馬蛤を以てマテとなせしは、然るべからず、舜水朱氏も、蟶は漢地の物も、此にしてマテといふ者也、馬刀は別に一種也といひし事、猶東璧本草に見えし所の如く、馬刀二字の方音マテといふに近ければ、誤り解して、馬蛤をもてマテとなせしなるべし、是等は後の俗、その訛を承けし所なれば、辨せざる事を得ず、

〔物類稱呼 二動物〕蟶まて　大坂にてかみそり貝と云、上總これにをなじ、

〔本朝食鑑 十介〕蟶(訓萬天、)○中略

集解、蟶殼圓如小竹管而青黑、頭有兩巾、出殼外、此謂蟶袴、其肉似蛤肉而細長、其味淡甘脆美、漁人采之、先探求于海涯細砂上、必有小穴、静歩呑聲、到穴處、用白鹽一撮入穴口、潜窺之、蟶出穴口、如恐人聲而深入、有頃復出穴外、以指摘之、若斯終日得數十箇、或掘砂亦得之、處々江海砂洲多采、一種有總角者、似蟶而大、味亦略同、亦蟶之別類也、

肉、氣味、甘微温無毒、主治、調冷痢、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕蟶(音稱)　俗云萬天○中略

眞蟶(一名總角)　蟶之大者也

凡蟶巾出於殼外、貌似小兒垂洟、人取其肉爲脯食之、然不上品、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕蟶　アゲマキ　一名麻致○鄕藥本草中略

マテハ竹蟶ナリ、○中略豐前ノ小倉ニ最多シ、○下略

〔延喜式 三十七典藥〕諸國進年料雜藥

伊勢國五十種○中略馬刀七斤○中略　備前國卌種○中略蛐衙、○中略馬刀各三斤、

〔毛吹草 三〕攝津　馬刀(マテ)　伊勢　馬刀　紀伊　藤代馬刀　豐前　内裏馬刀(外ロ内ヨリ)

〔袖中抄 六〕あまのまてがた

いせの海のあまのまてがたいとまなみながらへにける身をぞうらむる

顯昭云、あまのまてがたとは、あまのまてと云かひつものとること也あまのまくかたとかける本もあれど、多本にまてとかきたれば、それにつきて釋すべし、しほのひたるかたにて、まてをとるには、まてかりといふ、かねのさきほそきを、ふたまたにつくりて、竹をつかにほそうして、すげてもちて、まづくはにて、すなごのうへをひけば、まてのあなよりしるをはきいだせば、そこにまてかりをさしいれて、ひきいだしてとり／＼すといへり、

またくはならねど、上手はふぐせにてもすなごをかけば、しるをばはきいだすといへり、秋冬春とるとぞ申す、夏はまてよこさまになりてあればとらず、まてはおほやうあなにたてざまにある也、さればきはめていとまなくうるさきことにてあれば、まてがたいとまなみとはよめるにや、まてとるともいはぬぞこゝろえねど、まくかたといふ義もすなごまくともいはねば、それはおなじ事なり、和泉式部歌云、よさのうみのあまのあまたのまてがたにをりやとるらんなみのはななみ、但此後撰の歌おぼつかなし、てとくと書たがへつべし、此式部歌もまくかたをまてかたとかきなしたるやらんもしりがたし、鑑鏡集といふ文は、伊勢の室山の入道が撰也、以此歌入馬蛤歌、甲虫類也、

或人まてかたといふに付て、まく形といふは、いはれず、まて潟と可書也、彼入道伊勢海の邊にて、能知案内歟、

奥儀抄云、あまはしほやくとては、しほひのかたのすなごをとりて、すゝぎあつめて、そのしほるをたれてやくなり、さて又そのすなごをば、もとのかたにまき／＼するを、あまのまくかたとはいふなり、しほひのまにいそぎて、いとなめば、いとまなき事によせて、いとまなくて

ひさしくとはざりけるふをなむうらむるとよめる也、

齋宮女御集云、まくがたにあまのかきつむもしほぐさけぶりはいかにたつぞとやきみ、

私云、まてがたといふは、まてとるとも聞えたり、まくかたといふは、なにをまくともきこえず、又しほたるともやくともいはねば、何事共きこえずや、此女御の歌ぞ、しほやくとはきこえたる、但證本を見るべし、

〔六百番歌合〈戀四〉〕寄海人戀

十五番　左　顯昭

もしほ燒海士のまくかたならね共戀のそめきもいとなかりけり〈〇中略〉

判云、左歌、あまのまくかたと讀る上に、戀のそめきもいとなかりけりといへる下句も、優にも聞ざるべし、〈〇中略〉後撰英明朝臣歌はあまのまてがたいとまなみと讀るなり、此事往昔に、崇德院御前に侍し時、〈〇中略〉後撰の難儀とおぼしくて、此までがたの歌をまくと云て、釋もなくて只をきて侍しを、是はまてがた也、まくとひがこと書たりける本にむかひて、不審したるにこそ侍めれと申て侍しを、後に人傳きゝて、彼が門徒のまくと混じて、謝侍て侍りけるにこそ、いとまなみとは、まてがたにて殊に叶へる也、〈〇下略〉

〔僻案抄〕いせの海のあまのまてがた暇なみ長らへにける身をぞ恨むる

此歌、先人〈〇藤原俊成〉命云、往年參崇德院之次、以女房給草子一帖、彼仰云、此抄物或好士稱秘藏物所持也、乍坐加一見則可返上、物體可然哉、所存如何、依仰於御簾前披見之際、不及委細、卽返上申云、古來書出如此物之時、雖先賢皆少々之事誤難通候歟、此抄物又大概優候、但此中伊勢の海のあまのまてかたと書て未勘と付て候、此歌海士のまてがたと存候、海邊に蛤と申物、沙中に候、其かたの候なるを見て、海人等いそぎてこれをさしとり候なるをいとまなしとは詠ずるよし、基俊申候き

辛螺

と申、件草子其時不知誰人所進、手跡も清輔朝臣乎、未委見知、卽返上訖、後經多年、奥義集進二條院之時、まてかたの釋所書加也、彼時申旨、和議者又相語候者之間、結意趣書、此事云云其始作此抄物之時、摠字誤多き、後撰を見て多書僻事也、此事父(京兆顯輔)○祖(匠作顯季)○存知被傳授者、彼時不可注未勘由、以往年未勘、後日注出、非傳授之說之由分明也者、庭訓如此、大納言(藤原成行)○本文まて分明也、

〔詞延抄〕おほひの潟にて、まてと云貝を取也、俊成卿如此、あまのまくかたとは、干潟に鹽をまきて、鹽をかたくほして燒と云云、淸輔朝臣說也、いづれも隙なくいそがはしきことによめり、和泉式部歌にも、あまのまくかたとよめり、所詮いづれもある事なるべし、

〔夫木和歌抄 三十五 海人〕家集戀歌中　家隆

いせのうみのあまのまてがたまておばしうらみに浪のひまはなくとも

〔伊勢紀行〕うら〳〵と過侍るに、あまどものしはざ、さま〴〵也、汐干にまてと云ものさしとるを見て、

いせの海のあまのまてかきまておばし都のつとに我も拾ん

〔拙堂文話 八〕津城之東爲阿漕浦、古歌所云阿古岐島是也、其南爲米津浦、又其南爲辛洲、(中略)○海濱又多竹蟶、潮退卽豔、採者以一撮鹽入穴中、蟶以爲潮至、挺然突出、卽捉獲之、稍緩則縮入、就掘之不見蹤跡、(下略)○

〔星巖乙集 一〕余性甚嗜螺、又甚嗜蟶、偶閱南產志、云閩人濱海種螺、又種蟶、因竊意、本州旣已有螺田、則饕餮者余、亦得厭飫、唯恨其無蟶田耳、嗟呼誰居爲蟶人氏者、必當有人焉、
螺房上市馬蹄圓、一箸千枚不値錢、自笑貪饞心未足、放匙更望有蟶田、(注略)○

〔新撰字鏡 虫〕蟀(甲志)

〔本草和名 十六 蟲魚〕辛蠃子(似甲螺、面口有蓋、蘇敬似甲香、出崔禹)　和名於保阿岐

大辛螺肉出二七卷食經一　和名阿岐

口廣大辛螺肉出二七卷食經一　和名於保爾之

白小辛螺肉出二七卷食經一　和名之良爾之

黑○黑或玄　小辛螺肉出二七卷食經一　和名久呂爾之

〔倭名類聚抄十九龜貝〕大辛螺　七卷食經云、大辛螺和名阿木　楊氏漢語抄云、蓼螺、一云赤口螺、和名上同、辨色立成説亦同、

小辛螺　七卷食經云、小辛螺和名仁之　楊氏漢語抄云、蓼螺子、

〔下學集上氣形〕辛螺

〔日本釋名中介〕辛螺　其からあかく、其身白し、には丹也、あかきなり、しはしろきなり、

〔本朝食鑑十介〕辛螺大訓阿木、小訓仁之、○中略

集解、狀似栄螺而圓無尖角、色紫黑、螺口圓而一端長尖、内色純赤、口蓋亦黑、搾於栄螺、其肉頭外黑中白、尾似栄螺而蒼黑、有腸亦青黑、味辛辣甚於芥蓼、肉味甘美也、小辛螺亦同、

肉、氣味、甘平無毒、得蒜蓼葉更畏繊霜及蜜、主治、經年眼痛、及心胸痛、胃脘痛、逐疝積殺蟲、

辛腸氣味、辛溫無毒、主治、殺寸白蟲、及一切蟲症最妙、多食則下氣、令人瀉、凡食辛腸法、取鮮腸洗淨擂泥、和冷噌汁及醬攪拌、入生蒜一兩片而食、或浸麥飯食亦可矣、

殼、主治、能祛上部積熱、取經年陳殼、或生亦好、洗淨、令白鹽透明者滿于内、燒炭火別采紫蘇生汁、頻頻用小匕灑于殼内鹽、其殼通紅、鹽亦燒枯而後放地上、去火氣、連殼搗碎爲末、含口塗齒、用口津點眼、或含口時和水以水洗眼亦佳、久而明目固牙最妙、

〔常陸國風土記行方郡〕板來村、近臨海濱、○中略　辛螺多生、

〔出雲風土記意宇郡〕鹽楯島有蓼螺子

〔毛吹草三〕淡路　辛螺

〔古今著聞集魚虫禽獸二十〕宮内卿なりみつ卿のもとに、盃酌の事ありけるに、すびつの邊ににしをおほく取置たりけるに、亭主酒にえひて、其すびつを枕にして、ね入にけり、其夜の夢に、ちいさき尼その數おほく、すびつの邊になみゐて、めん〳〵になきかなしみて、さま〴〵くどきごと丟けり、おどろきてみれば、物もなし、又ねいれば、さきのごとくに見ゆ、かくてたび〳〵になりけれども、おほかたその心をえぬに、曉にのぞみて、又目をもてあげて見るに、にしの中に小尼せう〳〵まじりて、うつゝに見へて、やがてうせにけり、おどろきあざみて、それよりながくにしをばくはざりけり、

〔散木弃謌集雜九〕あるあまのくちあしとて、ものゝくはれぬに、にしといふものこそ、思ひ出らるれといひけるを聞て、もとめてくはせけるに、からみといへる所は、からしとて、くはざりければよめる、

よしとおもふ心のねがふにしなればからみ成ともまいらざらめや

〔令義解賦役三〕凡調〈略〇中〉正丁一人、絹絁八尺五寸、〈略〇中〉若輸二雜物一者、〈略〇中〉辛螺頭打六斗、

〔四條流庖丁書〕一蜂ヲ折ニ積べキ事、蜂ノ蓋ノ方ヲ下ニナシテツムベシ、〈略〇下〉

〔房總志料上總附錄三〕螺の類にからにしといふものあり、大さ拳の如し殼の内赤色腸の尖れる所に水あり、其味甚辛し、蕎麪を嗜る人、蘿葡汁に易用ゆ、望陀市原の海邊にて甚珍とす、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三獻〈略〇中〉御ゆづけ、〈略〇中〉にし、

〔祇園會御見物御成記〕三獻〈略〇中〉あへませ、〈略〇中〉にし、きそく分

〔本朝食鑑介十〕長螺〈訓二奈加〇仁〇之〇〉釋名、香螺〈本草〉夜啼螺〈或稱二邊奈多禮一、又云二海鳥一、俗稱小兒夜啼不レ止、長螺一箇置二見之枕邊一、暫曰、汝不レ治二兒之夜啼一、則破レ殼拔レ肉、棄二于野一、若治レ之則放二于江海一、於レ是夜啼必止、故俗名レ之乎、海鳥者擬二鷄鳥螺一乎、〉

赤辛螺

集解、狀類辛螺而小、殼口如爵之長廣、肉亦似辛螺、味尙似矣、故爲會宴之佳肴、而被美賞也、肉生小甕、薄輕紫黑、藥市采霧之、呼號甲香、或以辛螺海螄田螺之蓋而亂之、凡甲香本邦自古宮家合香、用沈檀麝腦甘松、薰陸、甲香之類、極末修合以蜜和勻、收藏經年而燒之、此謂薰物、御製稱勳方、有黑方、荷葉、梅花、暗蘭等名、同入甲香、以管衆香之氣、若獨燒則臭、今醫家全不用之矣、

〔和漢三才圖會 四十七 介貝〕香螺　流蠃 螺與蠃同字　俗云長螺、一云倍奈太禮、今云夜啼(ヨナキ)螺、今云豆布、○中略

按香螺狀似辛螺而口長、其肉白軟、甘美、蓋海蠃 和名豆比 總名也、今人以香螺曰豆布、豆比通音 世俗隱婦人陰戸稱貝、又轉曰豆比亦然、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一 蚌蛤〕蓼螺　ニシ　ナガニシ　ニガニシ　カラニシ　マキニシ 備後　ヨナキ 大和本草　カウカヒ 筑前肥前　ウミトリ 本朝食鑑　ヨナキ螺 同上　ウシガヒ 防州　一名辣螺 寧波府志、

海中ニ生ズ、形玉螺ヨリ大ニシテ、ソノ流更ニ長シ、外ニ短黑褐毛アリ、肉ハ紅螺ニ似テ味美ナリ、腸ハ至テ辛辣、厴ハ玉螺厴ノ如シ、藥舖ニ采テ甲香トス、ソノ爛殼毛已ニ脫落シ、淺黃紅色トナル、○中略 一種形小ク流短ク、色白クシテ、粗黑疣相連ナル者ヲイワニシト云、一名イワカタ 防州　ホウホウニシ 備前　ホウジニシ 同上　カラニシ 土州　此外品類多シ、

〔貝盡浦之錦 上〕へなだり ○註略

螺類　色白く細くあさく、すじ横に入、長てなる介なり、多くはなし、此名甚雅ならず、別に名も有べきもの也、

〔毛吹草 三〕武藏　長辛螺(ナガニシ) へナダリ共云歟

〔和漢三才圖會 四十七 介貝〕蓼螺 ○中略

赤辛螺　殼內外正紅、其殼燒灰入藥、傅瘡腫妙、或作藥鹽、其法取辛螺殼、盛鹽燒于炭火上、采紫蘇汁、

小贏子

頻頻加入能燒鬪去二火氣一、碎末塗二牙齒一甚佳、含口洗眼亦可、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕海贏 中略 紅螺ハ、アキ〇〇和名 抄 俗名ニシ、又アカニシ〇〇〇〇ト呼ブ、形拳螺ニ似テ低ク、大ニシテ圓ナリ、角刺ナシ、外色紫黑、厴モ同色、內ハ純赤色、ソノ肉頭黑ク、中白ク、尾ハ拳螺ニ似テ蒼黑色、青黑腸アリ、味辛辣、肉ノ味甘美ナリ、下略

〔渡邊幸庵對話〕一赤辛螺、あなたにも稀也、中略 到て赤き貝の事也、卽明丹に入る一藥也、予も爲レ其あなたゟ二ッ求め來る、其內には類なき赤にし也、中略 松平長門守樣へ 註略 咄候へば、見度と御申故、或時持參して、懸二御目一に候へば、悉とて御戴き故、夫は上げ申事は成不レ申と申候得共、御開入なく、ふちを金にてふくませ、根付に被レ成、いかひ御秘藏也、是はあなたにて、餘程の價する貝也、今一ッは大なれ共、色あひ十分に無しとて、取出し見せ被レ申候得共、少し黑み有レ之、夫とも終に不レ見貝なりと、老人被レ申候、是も代金三十兩程と被レ申候、ケ樣の赤にしをつかわねば、赤藥調合成不レ申候處、今は愛にもかしこにも赤藥を調合候者有レ之候、何を合せ候哉、夫共に功あればこそ、人々用ひ申候、

〔本草和名 十六蟲魚〕小贏子 殼似二甲贏一而細小、口有二白玉之蓋一、出二崔禹一、 和名之多〇〇〇々美〇

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕小贏子 崔禹錫食經云、小贏子 楊氏漢語抄云、細螺、之太々美、 貌似二甲贏一而細小、口有二白玉之蓋一者也、

〔類聚名義抄 十虫〕螺子 シタヽミ 海細螺 シタヽミ

〔物類稱呼 二動物〕細螺きさご〇〇〇 中國にていしやらがい〇〇〇〇〇〇といふ、伊勢にてごながら〇〇〇〇と云、肥の唐津にてこぶら〇〇〇といふ、

〔屠龍工隨筆〕また、みはきさごの事なり、此貝を童の戲に、舌の先に吸つくれば、舌のだみて物の

言惜きゆへに、名づけたり、古歌に

あづまにてやしなはれたる人の子はしたゞみてこそものはいひけれ

〔本朝食鑑 十介〕錦沙子（訓二伊左古一）○中略集解、殼似蝸牛而厚堅、旋文、五色如錦、殼中有蟲、如寄居蟲、今江東諸濱最多、然不過杏子榛實之大、參遠海濱之產者似文蛤小蜊之大、俱海人采之、煮熟而去蟲、取殼洗淨磨砂、以爲兒女之翫、

〔令義解 三賦役〕凡調、○中略正丁一人、絹絁八尺五寸、○中略若輸雜物者、○中略海細螺一石、

〔日本書紀 三神武〕戊午年十月癸巳朔、擊八十梟帥於國見丘、破斬之、是役也、天皇志存必克、乃爲御謠之曰、伽牟加筮能、伊齊能于瀰能、於費異之珥夜、異波臂茂等倍廬之、多儴瀰能、之多儴瀰能、阿誤豫、阿誤豫、之多太瀰能、異波比茂等倍離、于智氐之夜莽務、于智氐之夜莽務、

〔播磨風土記 揖保郡〕少宅里（本名漢部里）○中略細螺川、所以稱細螺川者、百姓爲田闢溝、細螺多在此溝、後終成川、故曰細螺川、

〔萬葉集 十六有由緣雜歌〕能登國歌三首（○二首略）所聞多禰乃、机之島能小螺乎、伊拾持來而、石以、都追伎破夫利、早川爾、洗濯、辛鹽爾、古胡登毛美、高杯爾盛、机爾立而、母爾奉都也、目豆兒乃負、父爾獻都也、身女兒乃負、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕阿波國所獻、○中略細螺棘甲蠃、石華等幷廿坩、（已上郡賀潛女十人所作、）

〔類聚雜要抄 一〕一母屋大饗

同饗應差圖　小蠃子

〔朝倉亭御成記〕二獻　しただみ（○下略）

〔房總志料 四上總附錄〕一長柄郡の海、錦砂子を產す、女兒の翫つ。、。など。といへるものなり又なんごともいふ、大鏡にらんご、貝おほひとあるも是なり、又いしなご西行の歌にもよめり、其最小なる

甲蠃子

もの市原望陀の海に產す、其名をきさごといふ、土人採て稻田の糞とす、

〔新撰字鏡 虫〕蛹（姑含反、蠃大者、海豆比）

〔本草和名 十六 蟲魚〕甲蠃子（貌似辛螺、而口有角蓋、蓋上甲錯、似鮫魚皮、）楽螺子（胡塡反）　板螺（性味相似）　一名蚶（呼甘反、似蛤而圓、出崔禹、）　和名都比

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕甲蠃子　本草云、甲蠃子（今按、蠃卽螺字也、音羅、楊氏漢語抄、海蠃豆比、）貌似辛螺、而中有角蓋者也、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕按、海蠃、海產螺類之總稱、然多都比、謂之田螺、故漢語抄海螺訓都比也、谷川氏曰、伊勢桑名四日市之間、謂之都煩、然則都比當壺之義、又曰以殺送京謂之貝、音讀、江戶俗亦呼婆伊、愚按都毘謂其形毘于然也、粒訓以奈都毘亦同、壺訓都菩亦同語耳、非以壺義名螺也、○中略所引文、千金翼方、證類本草及注皆不載、按本草和名引崔禹食經、其文全同、只中作口、無者也二字、爲異、則知此源君誤引、其作中亦誤、然龜貝體角蓋條引亦作中、蓋源君所見本誤、非後來傳抄之誤也、今不遽改、本草和名引有角蓋下云、蓋上甲錯似鮫魚皮、愚按據其云蓋上甲錯如鮫魚皮、非都比、崔氏又狀辛蠃子云、貌似甲蠃、狀小蠃子云、似甲蠃而細小、則甲蠃子當充佐々江、海藥本草有小甲香、若螺子狀、取其蒂而修成也、貝原氏曰、此可以充婆伊、小野氏從之、未知然否、小野氏又曰、婆伊濟俗謂之王螺、黃螺、油螺、

〔類聚名義抄 十 虫〕蠃螺（カヒ　タツヒ　ツヒ）

〔令義解 三 賦役〕凡調、○中略正丁一人、絹絁八尺五寸、○中略若輸雜物者、○中略螺（ツビ、謂細螺也、）蜂（ハマグリ）之卅二斤、

〔山家和歌集 下雜〕ひゞしぶかはと申方へまかりて、四國のかたへ渡らんとしけるに、風あしくてほどへけり、しぶかはのうらだと申所に、おさなきものどもの、あまた物をひろいけるを、とひければ、つみと申もの、ひろふなりと申けるを聞て、

おりたちてうらだにひろふあまのこはつみよりつみをならふ也けり

すなべと申島に、京よりあき人どものくだりて、やう〳〵のつみの物どもあきなひて、又し

はくのしままにわたりて、あきなはんするよし申けるを聞て、

すなべよりしはくへかよふあき人はつみをかひにて渡る也けり

〔兼葭堂雜錄 五〕狂歌蘆荻集云、備前の小島の瀧資之ぬしと物がたりのついで、圓位上人の山家集に、ひゞ澀川などいふ浦につみといふ貝のあるよし見へたるは、いかなる物にか、そこは小島に近きわたりと聞を、さるもの見給ひつる事やおはさぬかととひけるに、我も珍らしく思ひて、此たびこゝにもて下りぬ、此程見せ參らせんとて、みな月晦日の日、つみなくなるよしの歌をそへて、貝ひとつ送りこされければ、

澀川とさらにをじまの蜑小ぶねつみ送りしは吉備のよき人 東都狂歌堂眞顏

海螄

〔本朝食鑑 十介貝〕海螄〈訓二波比一〉

集解、生海中、矴海崖巖壁、海人乘其不測而取之、毎春初蜒起、夏月最多、殼類田螺而黑、有旋文四五曲、殼口頭上有厴、其肉上黑中白、尾盤曲有蒼腸、去其腸、以水煮之、則肉堅脆甘美、或作吸壺亦可矣、

肉氣味、甘鹹寒無毒、主治、胸中鬱氣不舒、利大小便、多食之易塡、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕海螄　俗云波比

按海螄生海中、小螺也、色形似田螺而堅、大於田螺、春夏最多出、其肉上黑中白、盤曲附殼有蒼腸、去腸煮食之、甘鹹　商賈毎除夜及歲始、爲必用酒肴、言取千倍萬倍貨殖之祝乎、紀州熊野之產、大而厚、其大者長三寸許、小兒取其殼打去頭尖、令半均、纏細苧繩舞之爲戲、

〔毛吹草 三〕和泉　海嬴〈バイ〉　備前　ハイ貝　紀伊　海嬴

棠螺

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕棠螺子　崔禹錫食經云、棠螺子〈和名佐江〉似蛤而圓者也、

〔箋注倭名類聚抄 八龜貝〕按本草和名甲螺子條下云、棠螺子胡垧反、板螺性味相似、一名蚶、呼甘反、似蛤而圓、出崔禹、按蚶即下條所載蚶、故云似蛤而圓、棠螺子板螺雖未詳、然二物以螺名、則其非蛤類

可知也、蓋本草和名一名上傳寫有脫字、蓋源君所見本亦脫、故誤以蚶爲榮螺子之一名、遂以似蛤面圓形狀榮螺子也、榮螺子於他書無見、其形不能詳、本草和名亦不載和名、源君定爲佐左江、不知何據、佐左江當以甲贏子充之、前條詳之、蘭山君曰、丹波府志擧螺、可以充佐左江也、

〔下學集 上氣形〕榮螺

〔日本釋名 中介〕榮螺　さゝは小也、小きなるをさゝと云、えはいえなり、さゝえは其から堅固にして、ふたもかたく小家のごとし、

〔物類稱呼 二動物〕榮螺さゞえ　相州三浦三崎邊にてつぼつかいと云、さゞえのふたを同所にてとうもいちと云、是は童部の戲玩に、穴一といへる事をするなり、浦里にてあれば、錢のかはりに用るもの歟、

〔本朝食鑑 十介〕榮螺 訓佐佐伊

釋名 源順曰、食經、榮螺子似蛤而圓者也、和名佐左江、按榮螺者螺之殼背尖角、如枝芽之向上、故名之乎、

集解、榮螺狀類辛螺而圓、色青白、殼尾盤起、殼背蟠蝕多尖角、一角長四五分、螺口圓深、厴亦甚厚、堅而圓、高起中凹、外如鮫皮、肉頭一端黑、一端黃、皆如爛肉、而中白、尾長捲、碧色而包腸、肉味甘硬而厚美、今嗜之人、取肉去腸尾、細切和醬酒、入殼內、投于炭火、煮熟而食、呼稱壺熬、其殼內深如小壺之故也、或生鮮者細切作膾、和蓋山葵醋食亦可、又有小榮螺圍五六寸者、此榮螺之子也、或曰、非子、別一種、未詳、尾腹苦而味稍好、生不脫殼投于炭火、煮熟而食、此謂苦燒、宴酒之佳肴也、凡榮螺以殼背無角最圓者爲上品、泉攝海濱之產是也、其肉味最美、而勝江東之產、聞稽之以送來矣、今豆相房總之海濱、海濱漁人多採傳送于江都魚市也、

肉、氣味、甘平無毒、主治、明目止渴、利水解酒毒、性硬堅入腹中難消、故生而打却之、煮熟則肉軟易消也、

〔大和本草 十四介〕榮螺　漢名未知、順和名佐左江、中夏ノ書ニ出處未見之、本邦ニ甚多シ、頗佳品トス、

無薹、然レドモ堅硬ノ物不ㇾ登ㇾ人、殼ニ角多キアリ、無角アリ、鎌倉ノ海ニ、左顧ノ榮螺アリ、下ノ半邊ノミアリテ、小ナリ、メグリニ角アリ、イヅレモ左ノ方ニ顧ル、

〔鎌倉遊覽記三〕杜戸明神、〇中略頼朝御舟あそびの時、こゝには貝の類なしとて、さゞいをおほくまかせられしに、ひだり巻にせしかば、そのさゞいみなひだり巻に成て、今にこど〳〵くひだりまきなりとぞ、

〔出雲風土記島根郡〕凡北海所捕雜物、〇中略榮螺、

〔毛吹草三〕淡路　榮螺

〔皇大神宮儀式帳〕一供ㇾ奉朝大御饌夕大御饌行事事〇中略
志摩國神戸百姓供進、鮮鮑螺等御贄乎、御机上爾備置、〇中略天照皇大神乃大御饌供奉、〇下略

〔大神宮儀式解六〕螺は種々にて、榮螺、石炎螺、大辛螺、小辛螺、細螺あれど、こゝにいふは榮螺にて、今も國崎より乾たる榮螺を奉れり、〇中略諸記文には、榮螺先とも榮螺前とも注して、佐々延佐伎とよめり、佐伎は割の意にや、

〔類聚雜要抄一〕一母屋大饗
同饗膳差圖　榮螺子

〔文祿三年卯月八日加賀中納言殿江御成之事〕御引物　さゞい〇下略

〔催馬樂〕我家
わいへんは、とばりちやうをもたれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなになによけむ、あはびさだえかかせよけん、あはびさだえかかせよけん、

〔催馬樂註秘抄〕さだかいは、さゝいといふ貝なるべし、

〔山家和歌集雜下〕うしまどのせとにあまのいていりて、さだえと申ものをとりて、舟にいれ〳〵し

法螺

けるをみて、

さだえすむせどの岩つぼもとめ出ていそぎしあまの氣色なる哉

〔下學集　上氣形〕螺(ホラカヒ)

〔日本釋名　中介〕法螺(ホラガヒ)　ほらはこえ也、訓にあらず、僧家の法事にふく貝なれば名づけり、螺はすべてさゞえ、にしのかたちなる貝をいふ、

〔本朝食鑑　十介〕寶螺(訓保良加伊)

集解、海中之大螺也、狀類海螄而殼白、有紫黃虎斑、大者一二尺、小者四五寸許、殼尾圓旋盤屈比婦人之髮髻、或三四旋五六旋、隨其大小殼尾旋留作小尖頭、其肉淡赤色味短不食、漁人待肉之出、以繩急縛其肉、則肉纏繩入殼而不出、引繩懸簷牙、經日螺乾死而殼自脫、取其殼洗淨琢磨以曝之、乾枯而後破尖尾作口吹之、其聲喨喨、殼大者本邦軍中吹之、進先鋒之兵、或釋子吹之人勤行之峯、小者爲兒童之戲器、世傳稱寶螺長大者數千、自海中穿土潛山底、拔山跳出、飛入大洋、則巖岳大崩變作江湖、今遠州荒井之今切、近世拔去之痕、此類處處多有、是未詳其眞焉、

〔大和本草　十四介〕梵貝(ホツガイ)　略○中　俗ニホラノ貝ト云、大螺ナリ、佛書ニ法螺(ハフラ)ト云、是ナリ、海中或山土ノ内ニアリ、大雨フリ山クヅレテ出ル事アリ、出テ大ニ鳴ト云、本邦昔ヨリ軍陣ニ用テ吹之、略○中　又本邦ノ山伏コレヲフク、

〔重修本草綱目啓蒙　三十一蚌蛤〕海螺　略○中

梭尾螺ハ、ホラガヒ又ホラノカヒ共云フ、略○中　ホラハ海中ノ大螺ナリ、俗ニ傳ヘ言フ、大ナル者數多ク海中ヨリ土ヲ穿チ、山底ニ潛居シ、時ニ山ヲ出テ洋中ニ飛入ル時ハ、大風雨山崩レ洪水スト、ソノ長サ二尺餘ナル者、中山ヨリ來ル、略○下

〔丙辰紀行〕今切

遠州荒井の濱より、奥の山五里ばかり海となりて、大舟も出入事、むかしは山につゞきたる陸地なりしが、中比山よりほらの貝おびたゞしくぬけ出て、海へ入ける、其跡かくのごとく海となりて、今切と名づくるよし、古老いひつたへたり、〇下略

〔東海道名所圖會　三〕今切（中略）後柏原院御宇永正七年八月廿七日、螺の貝出て、山崩れ川埋もれ、舞坂の原を破り、深淵となる、〇下略

〔兼葭堂雜錄　四〕筑前國遠賀郡の浦人どもの中に、伊万里の陶器を船に積て、諸國を廻り渡世となす者あり、〇略註天明二年寅の五月、奥州津輕にいたり、舟宿に滯留し、乘組の者銘々日毎に荷をかつぎ、市中在々を徘徊して賣めぐりけるに、其内に有し一人、〇略註或日山路に踏まよひ、そこはかとなく吟ひけるに、〇中略女房の洗濯し居たるに逢ひ、〇中略あはれ簀子のはしに成とも、こよひ一夜を明させ給はらば、一命を助け給ふにひとしかるべし、偏に賴み入候と手を合せて賴みければ、女房のいはく、商人には何國の人にて侍らふやと、商人答へて、われは九州筑前のものなりと、此女いとおどろきたるさまにて、あらなつかしの筑紫人や、〇中略抑わらわは山鹿の傍庄の浦〇註略といへる處の賤しき海士の子にて候ひしが、〇中略男子女童二人持はべりしが、最孝心にして枕に附そひ歎き侍りしに、或日磯に出て、一のほら貝を拾ひ歸り、これをよく煮調へ、すゝめ侍りしが、其味ことの外よろしく覺へしより、少しづゝ食事にもとづきけるゆへ、朝夕二三日の間、其貝をさいとなして、終にことごとく食せしが、頓て病本復せしより、身體もとより倍て健になり、其後は更に病といふ事を知ず、幾春秋を重て、老衰の貌もなく、所謂不老不死の藥にてもや侍りけむ、今思ひ巡らすに、はや六百餘年と申昔語にて、我ながらいといぶかしき身上に侍なり、〇中略さる程にいつしか住馴し故鄉も住うく覺へければ、〇中略子孫のもの所の人々に暇を乞て、〇中略都の方より、吾妻の國々を經歷、さいつ頃より、此陸奥の津輕の郡にまいりしが、又もや人々のわりなく申給へるに固辭がたく、此家のあるじに嫁づきはべり、我身〇中略故鄉を出し頃、かの呼嘯

の殼を、我命の親なりと思へば、所の神職を頼みて、小き祠の有しに、祝おさめて我姿とも形見とも見よかしと申殘し候ひしが、今は限りもなき年月に候へば、いかゞ成行はべりしやらん、爾有(しかはあれ)ど、其小祠のわたりに、舟留の松とて、大なる木の一もと有しなり、松は千歳のものなれば、今に朽木ともならで、有なんもはかり難し、若彼處にいたり給ひなば、是をしるしに万が一、わが子孫の末のものなど候はゞ、尋出して此物語をも聞せて給はり候へとて、夜すがら語あかしけるよし、此商人ことし二〇天明年の神無月、庄の浦に尋來りて、傳治郎といへる者の家に、かのほら貝の傳はれるを見つ、又小祠の傍に彼松の有を見て、いとゞ奇異の思ひをなし、如此のよしを傳治郎へ物語けるとなり、〇中略

岡部久伯、山鹿に滯留せしうち、此物語を聞しより、庄の浦へまかりて、彼ほら貝を見しに、いかにも古物と思しくて、口のあたり所々かけ損じたりと語れり、

　遠賀郡乙丸村庄屋儀平ゟ御役所へ申上の口上之寫、

當村鄕庄の浦へ、古來ゟ持傳候ほら貝、此節御上御用ニ付、御役所江差出候樣被仰付、則ほら貝主傳治江爲持差上申候、右ほら貝持傳候次第申上候樣被仰付候得共、何分村方ニ慥成書付等無御座候、併往古右ほら貝之肉喰候女、今以遠國に致長壽居申由、六十年巳前ニ風說有之由、老人之咄ニ承及候處、又々三十年巳前、同樣之風說御座候得共、村方ニ趣意存候儀少〔實〕無御座候、尤村中流行病、又は牛馬相煩候節など、次第者存知不申候得共、右ほら貝持廻來申候、其後天明壬寅年、同樣之風說專御座候而、世上ゟ取々咄候ニ付、咄之趣寫留、所持仕候者隣村ニ御座候、是以御役所江難差上奉存候得共、爲御內見ほら貝ニ相添差上候、何れ共御奉行樣御前宜被仰上可被爲下候、偏ニ奉願上候、以上、

寛政九年十二月　乙丸村庄屋　儀平

坂田新五郎様御役所略○下

鸚鵡螺

〔重修本草綱目啓蒙三十一介〕海蠃中略○鸚鵡螺ハ、アウムガヒ、一名フメツノカヒ、ウケツ、大和本草、相州、諸州深海底ニアリ、潮畫ノ時、コレヲ得コトアリ、形圓ニシテ扁ク、高サ三寸許、濶サ七八寸許、尾平ニシテ尖ナク、大抵扁螺シタヾミノ形ニ類ス、色白クシテ紫黑色ノ斑紋アリ、ソノ口濶クシテ歷ナシ、深サ三寸許ニシテ底アリ、平ニシテ一小孔アリ、是ヲ折破レバ、又底アリ、末ニ至ルマデ、凡數十底、皆一小孔アリ、故ニ數年ヲ經トイヘドモ、潮水涓滴シテ息マズ、然ドモ口殻薄クシテ、破レ碎ケ易ク、全キ者アルコト稀ナリ、

〔壒囊抄一〕明衡往來ニ泛羽觴トアルハ何事ゾ略○中或說ニハ、海中ニ貝アリ、鸚鵡ノ形ニ似タリ、是ヲ取テ背ヲウガチ破リテ、盃ニ用フ、能ク泛ガ故ニト云云略○下

○螺盃ノ事ハ、器用部飲食具篇盃條ニ詳ナリ、

光螺

〔大和本草十四介〕光螺スヘタ閩書ニ出タリ、海邊ニアリ、其肉カタシ、味不美、其形蝸牛ニ似タリ、フタハツリテウスシ、食シテ不益人、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕二獻略○中つべた

田螺

〔本草和名十六蟲魚〕田中螺汁崔禹錫云、果臝〈一名蜬螺有稜者也、出拾遺、〉和名多都比、

〔倭名類聚抄十九龜貝〕田中螺拾遺本草云、田中螺其有稜者謂之蜬螺、〈和名太都比、蜬音知、見龜貝類、〉

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕今俗呼多都菩、或云多遲之、

〔物類稱呼二動物〕田螺たにし畿内及西國、東武、其外國々にてたにしと云、土佐國にては一名田貝と云、北國及房總、又駿河、相撲、伊勢路にて田つぼといふ、又つぶと計も云、和名に拾遺本草を引て、田つびと書り、

〔本朝食鑑十介〕田螺〈訓多仁之、〉略○中

甲貝　刺螺　蜷

集解、甲蠃生水田小川及池瀆岸側、其殻蒼黒類海螄、有旋文、大者如大海螄、小者如小蝸螺、其肉頭黒身白、至三四月、腸内抱子、一箇有三五子、而細小、其形全不減母形、子長則母半出殻、子隨母出而養于泥中、農家兒女采之鬻市、或春初采水田放之家庭池、經一兩日則無泥而味亦美矣、食之煮熟和葫蒜味噌作菹、或浸椒醬以煮乾食、又鑿破尾尖拔去尾腸、以味噌汁而烹熟之、吸食其肉、烹煮之際、有火之大過不及、則令殻肉相粘凋、雖極力而吸之、終不能出也、此俗號吸壺、庖人常誇此法者也、

肉、氣味、甘寒無毒、(長酔香葱韮之類、故今和葫蒜而食之、則妄不通利手、最惡濕也、)主治、去腹中結熱、利小便赤澀、消手足浮腫、取水搽痔瘻體氣、

附方、小便不通、(小腹急痛、用大田螺、大蒜、車前子、各等分、麝香少許、搗膏攤貼臍上下、則通、)小兒白禿、(用大田螺、生鷄腸草、各等分、白鹽少許、搗膏和調、先以木片搔起患處而抹之、)及二三度覺痊、

〔大和本草〕十四介 甲貝(カツカイ)　ニシニ似テ大ナリ、食シテ味美シ、但性ハ不益人、

〔大和本草〕十四介 刺螺　ニシカラノ口ノ左右ニ、長キ針アルモノ、和名ヲ。ハ。ツ。キト云、

〔新撰字鏡〕虫 蜷(奇圓反、○蜷奈、)　蝴蜷(二○字○蜷○奈○)

〔本草和名〕十六蟲魚 河貝子(殻上黒小夾長、似人足、出崔禹、)　和名美奈

〔倭名類聚抄〕十九龜貝 河貝子　崔禹錫食經云、河貝子(和名美奈、俗用蜷字非也、音拳、連蜷、虫屈貌也、)殻上黒小狹長、似人身者也、

〔類聚名義抄〕十虫 蜷(音同上(音)ニナ、カウナ、)

〔日本釋名〕中介 蜷(ミナ)　水鳴(ナキ)也、水中にありてなくもの也、

〔本朝食鑑〕十介 蜷(訓仁奈、古訓美奈、○中略)

集解、湖邊溪澗流水有之、大如指頭、殻厚於甲螺而小色黒、或生苔、上有稜下細尖、肉如小蝸牛、其類成群、惟山中之人間食之、此物難死、誤入泥壁中、數年猶活也、人人語之、

肉、氣味、甘寒無毒、主治、消一切黃疸水腫、利大小便、解熱醒酒、治產後血暈、故近世家家流傳法、於產前四五日、取生蜷數箇、洗淨放盆水養之、令吐泥、待泥盡而采出、入土器固封、燒存性令黑、研末和雞冠血及水糊、攤小圓紙、至臨產時、貼產婦額上髮際下、產後七日內不落、宜防血暈血逆、若乾落則別貼之、有病者不落、無病者枯落、或極虛之人亦易落、不可不詳察焉、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕蝸蠃　ミナ和名鈔　ニナ　カハニナ攝州　ホウジヤウ　カモラ共同上　イナ食療正要　カハニシ　ビンナ佐州　カツタヌシ伊州　ビンロウジ能州　ビンロジ加州　ニダ備前　カラスガヒ播州　河貝子大和本草　ホウザイ魚譜　ドロナメ同上、泥水者、　一名蝸蠃事物

名異　水螺子訓蒙字會　溪螺八閩通志　師螺大倉州志　石螺藥性奇方　小螺螄附方

溪澗及ビ溝瀆流水中ニ多シ、湖邊ニモアリ、長サ一寸許、一頭ハ尖リ、一頭ハ漸ク濶ク、四分許ニシテ筆頭ノ形ノ如シ、殼ハ田螺ヨリ厚シテ薄層アリ、全ク黑色ナリ、ソノ肉ハ小蝸牛ノ如シ、賤民食フ、〇中略阿州ニ弘法大師シリキレガウナト呼ブアリ、即ニナノ尾邊半腐禿スルモノナリ、寶東新語ニ神仙蠃ト云、又海涯ニ產スル者ヲ、ウミニナト云、形色淡產ニ異ナラズ、只尾尖禿セズ、是海螄寧波府志ナリ、〇中略凡ニナハ、水ヲ離テ久ク死ザルコト、藏器モ云ヘリ、筑前糟屋郡產村ハ、上古神功皇后、應神帝ヲ誕玉フノ地ナリ、今八幡社中ニ、大樟樹アリ、枝上或ハ皮中ニ海螄アリ、土人取還リ、產ヲ占フ、螺活スル時ハ、產安ク已ニ死スル時ハ、產難シト云、一種形圓ニシテ大サ四五分、殼薄ク黑色ニシテ細青斑アリ、層モ亦薄シ、俗ニガンガラト呼ブ、一名マルニナ、佐州ニテナンドキ介ト云、水ヲ離レ已ニ久キモノモ水ニ入レバ活スル故ナリ、是亦海螄ナリ、

〔延喜式三十九內膳〕旬料

大和國吉野御厨所進、〇中略年魚鮨火干從四月至八月、月別上下旬各三擔、但蛯幷伊貝比魚煮凝等隨得加進、〇下略

〔兵範記〕保元二年八月十九日壬子、有任大臣事、○中略 窪海二種、海月、尨蹄貝、螢、七寸等也、

〔萬葉集〕五雜歌 哀世間難住歌一首幷序○中略 世間能、周弊奈伎物能波、○中略 美奈乃和多、迦具漏伎可美爾、伊都乃麻可、斯毛乃布利家武、○下略

〔冠辭考〕九美 みなのわた　かぐろきかみに○中略 蜷腸と書るにつかば、和名抄に、河貝子美奈 殼上黑、小狹長似人身者也てふ物にて、腸もいと黑ければ、髮にたとへたる歟、○下略

〔徒然草〕下 みなむすびといふは、糸を結びかさねたるが、蜷といふ貝に似たればいふと、あるやんごとなき人仰られき、になといふはあやまりなり、

〔本草和名〕十六蟲魚 尨蹄子貌似犬蹄附石生也、上江賦、下音略、出崔禹 和名世衣

〔倭名類聚抄〕十九龜貝 尨蹄子　崔禹錫食經云、尨蹄子和名勢○ 貌似犬蹄而附石生者也、兼名苑注云、石花或作華 二三月皆紫舒花、附石而生、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄〕八龜貝 按文選注引臨海水土異物志云、石華附石生、肉中啖、又引南越志云、石蛙形如龜脚、得春雨則生花、似草華、是知舒紫花者石蛙、附石生者石華、二物不同、故江賦云、其水物怪錯、玉珧海月、土肉石華、又云石蜐應節而揚葩二物彙舉、其不同可證、疑兼名苑注誤混之、閩中海錯疏亦云、龜脚一名蜐、生石上、如人指甲、連枝帶肉、一名仙人掌、一名佛手蚶、春夏生苗如海藻、亦有花生、按石蜐生海中石上、如蜂房之附石也、形如龜脚、故名、近甲處有軟爪、黑色、肉白味佳、秋生冬盛、來年正月得春雨、軟爪開花如絲、散在甲外、又云石華附石而生、方言謂之石蛋、肉如蠣、房殼如杜蠣、大可飾戶牖天窗、是亦可見二物不同也、萬葉集、大嘗祭式、類聚雜要抄、八幡愚童訓、皆以石華爲世、皆從兼名苑之誤也、石蜐今猶呼世伊、又呼加米乃天、石華不詳、

〔類聚名義抄〕七子 尨蹄子セイ

〔大和本草 十四介〕石砌　本草介類ニノセタリ、又龜脚トモ云、和名カ。メ。ノ。テ。ト云、筑紫ニテシ。イ。ト云、殻トモニ煮テ肉ヲ可食、貝ノ類色紫ナリ、長一寸四五分、猶大ナルモアリ、半ヨリ上ハ龜脚ノ皮ノ如ク、半ヨリ下ハ爪ノ如ク、ウラ表各二三片相合テ、サキハ尖ル、海岸ニ生ジ垂レテ不移動、果ノ木ニ付ルガ如シ、ホヤト訓ズルハアヤマレリ、椎ノ實ノ垂タルニモ似タリ、故ニシイト云、

〔重修本草綱目啓蒙 三十一蚌蛤〕石砌　シイ大和本草ゼ。イ。筑前、今ハシイト呼ズ、セ。イ。同上、土州、佐州、カメノテ紀州エ。ボ。シ。ガ。ヒ。勢州イ。ワ。ノ。ツ。メ。播州ジ。ユ。ミ。ガ。ヒ。丹後オ。ニ。ノ。テ。同上イ。ワ。ノ。セ。イ。肥前タカ、ブト中略

海岸石縫中ニ生ズ、一箇離テ生ズルモアリ、數箇或數十箇叢生スルモアリ、ソノ石ニ粘スル處ハ莖也、頭濶ク扁シテ、手腕ノ如シテ、莖ト倶ニ細鱗アリ、其中以上ハ五ノ扁ク尖レル爪甲相比ビテ、龜ノ脚ノ形ノ如ク白色也、小ナル者ハ五六分、大ナル者ハ一寸許、腕莖ハ倶ニ綠色ナリ、春間爪中ヨリ紅肉ヲ吐シ花ノ如シ、下略

〔出雲風土記 島根郡〕凡北海所捕雜物、中略石華、字或作蠣、大脚也、或曰、於脚者勢也、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕阿波國所獻、中略鰒卌五編、蠣鮨十五坩、細螺、棘甲蠃、石華等并二十坩、已上部賀潛女十人所作、下略

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰、近江丹波國司解申進上多米都物事、丹波國中略石花二疋

〔類聚雜要抄 一〕一母屋大饗

同饗膳差圖　石華

〔本草和名 十六蟲魚〕靈蠃子 貌似橘而圓、其甲紫色、生芒角、出崔禹、和名字爾、

〔倭名類聚抄 十九龜貝〕靈蠃子　本草云、靈蠃子 漢語抄云、棘甲蠃、字仁、貌似橘而圓、其甲紫色生芒角者也、

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕所引文、千金翼方、證類本草、及注皆不載、按本草和名引崔禹全同、只無者也二字、此亦源君誤引、按據靈蠃子之形狀與棘甲蠃之名、蓋二物異名實同、是即閩書云海膽、殼如盂外密刺、內有膏黃色、土人以爲醬、舊志又有石榼、云形圓色紫有棘、人觸之則刺動搖、疑海膽而異其名也、

〔倭名類聚抄十九龜貝體〕芒角　本草云、靈蠃子、其甲紫色曰芒角、和名字仁乃介

〔箋注倭名類聚抄八龜貝體〕龜貝類靈蠃子條已引之、亦云本草、然是崔氏食經文非本草文、源君誤引也、

〔伊呂波字類抄字動物〕靈蠃ウニ二字一二日ム　棘甲蠃已上同三字一二日ム

〔本朝食鑑十介〕靈蠃子訓宇仁

釋名、棘甲螺漢語抄　甲貝本朝俗誤傳讀作胄、靈蠃殼似胄形、多角刺、甲故名、閩書南產志有海膽石榼之名、亦同種乎、

集解、殼如橘子、外多角刺、而紫灰色、或帶黑、全似鎧兜之形、下有小口、今漆工造盒子、以爲兒女之翫器焉、殼內有白肉、不足食之、但有腸味佳、海人取之和鹽作醬、其腸有赤黃者爲上品、是大村五島平戶之產也、有紫黃者味亦殊他而佳、是薩之島津產也、有黃白者味次前之二州、是越之福井、奧之嚴城等產、俱其守令所貢獻也、

腸、氣味、甘澀冷無毒、主治、調瀉痢、和酒食則能止腸痛、

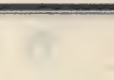
〔令義解三賦役〕凡調〇中略　正丁一人、絹絁八尺五寸、〇中略　若輸雜物者、〇中略　甲棘蠃ウニ六斗、

〔常陸國風土記久慈郡〕所稱高市、〇中略　其東南臨海濱、(中略)棘甲蠃ウニ(中略)甚多

〔出雲風土記島根郡〕凡北海所捕雜物、〇中略　棘甲蠃ウニ字或作石經子

〔毛吹草三〕陸奧　岩城宇爾カザトモ云　肥前　宇爾　壹岐　宇爾

〔日本山海名產圖會四〕海膽一名靈蠃子



石陰子

是鹽辛中の第一とす、諸島にあれども、越前薩摩の物名品とす、殼圓うして、橘子のごとく、刺多くして栗の毬に似たり、住吉二見などの濱に、此刺を削りて、小兒の弄物のとす、形鎧兜に似て、其口殼の正中にあり、まゝ中に漆して器物とす、肉は殼に滿ることなく、甚微少して膏あり、海人鹽に和して、酒殺の上品とす、尤黃に赤きを帶ぶるをよしとす、大村五島平戶の產を賞す、柔黃なる物は、薩摩島津の產なり、和潤にして香芬甚勝れり、越前の物は黏粘ありて、光艶も他に超たり、又物に調味しては、味噌にかへて、一格の雅味あり、海膽燒海膽田樂など、好事に任せてまかり、漁捕は海人干潟に出で、岩間にもとめ、卽肉を採り、殼を去り、よく洗ひて、桶に收めて亭長に送る、亭長鹽に和して售る、〇下略

〔類聚雜要抄〕一母屋大饗

同饗膳差圖　靈蠃子

〔本草和名〕十六蟲魚石陰子是物生海中、有陰精、故以名之、一名貽貝餘之反、黑色似含珠子、鷲貝十枚似蜮、而大夫者如合器、小者如橙子、妾貝子在海中者、名曰鷲貝、在江河者、名曰妾貝子、出崔禹、和名加世、

〔倭名類聚抄〕十九龜貝石陰子　本草云、石陰子漢語抄云、甲蠃、加世、是物生海中、陰精、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄〕八龜貝按本草和名以甲蠃爲都比、以石陰子爲加世、漢語抄以海蠃爲都比、以甲蠃爲加世、其說不同、源君混引非是、按賦役令有甲蠃、棘甲蠃、似甲蠃爲加世、棘甲蠃爲宇遲、與漢語抄同、岩城謂海盤車爲加世、採黃膏爲醬、其味略與海膽同、漢語抄加世蓋卽是、仙臺謂海膽爲加世者恐非、〇中略所引文、千金翼方、證類本草、及注皆不載、按本草和名引崔禹全同、只陰精上有有字爲異、則知此所載食經之文、源君引爲本草誤也、按本草和名引崔禹云、石陰子一名貽、依爾雅貽貝、貝子之黑色者、然則石陰子亦貝子、其狀略似女陰、故云有陰精、以云石見之、蓋貝子之小者、今俗呼兒安貝、非加世也、

紫貝 錦貝

〔本朝食鑑十介〕石陰子（古訓加世）
集解、源順曰、是物生海中而陰精、故以名之、今海濱巖上有小黑貝、一片無對、肉仰面、殼粘于苔痕、以鋒撞面則縮甚醜、是非海俗所食、惟爲烏鳶之食矣、

〔令義解三賦役〕凡調（中略）○正丁一人絹絁八尺五寸、（中略）○若輸雜物者、（中略）○甲蠃（カセ）六斗、

〔出雲風土記島根郡〕凡北海所捕雜物、（中略）○甲蠃、

〔類聚雜要抄一〕一母屋大饗
　同饗應差圖　石陰子

〔催馬樂〕我家
わいへ（ン）は、とばりちやうをも、たれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなに、なによけむ、あはびさだえか、かせ。。よけん、あはびさだえか、かせよけん、

〔本草和名十六蟲魚〕紫貝、一名文貝、（出兼名苑）和名牟。末。乃。久。保。加。比。（中略）○貝子、一名貝齒馬啊、和名牟。末。乃。都。保。加。比。

〔倭名類聚抄十九龜貝〕紫貝　兼名苑云、紫貝一名大貝、（和名字萬乃久保加比、見本草）

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕按大荒南經云、赤水之東、有楉之野、爰有文貝、郭注云、紫貝也、兼名苑蓋本於此、紫貝又見吳都賦、又嶺表錄異云、紫貝即砑螺也、爾雅郭注云、今之紫貝、以紫爲質、黑爲文點、陸璣疏云、又有紫貝、其白質如玉、紫點爲文、皆行列相當、藝文類聚引相貝經云、赤電黑雲謂之紫貝、桂海虞衡志云、貝子、海傍皆有之、大者如拳、上有紫斑、鹽鐵論錯幣篇、夏后以玄貝、周人以紫石、江賦、紫蚢如渠、按紫石紫蚢蓋是紫貝、證類本草引蘇敬云、紫貝形似貝圓大二三寸、出東海及南海上紫斑而骨白、（中略）○按注於和名後云見本草、蓋謂本草和名、單言本草非是、今俗呼八。丈。加。比。又錦。加。比。

〔倭名類聚抄十九龜貝〕錦貝　辨色立成云、錦貝（夜。久。乃。斑。貝。今按、本文未詳、但俗說西海有夜久島、彼島所出也、）

〔箋注倭名類聚抄 龜貝〕按本草和名紫貝訓字末乃久保加比、辨色立成錦貝訓夜久乃斑貝、其名不同、而實卽一也、紫貝蓋貝子之大者、紫黑色有斑文、故曰紫貝、其腹下狀略似牝馬陰、故名馬也貝、其質紫黑有斑文、光彩煥爛、故或名錦貝、以其出於夜久島、或呼夜久斑貝、源君以紫貝錦貝爲二、非是、夜久島又有一種螺、彼爲酒盃、今人呼爲光乃加比、蓋夜久加比之轉訛、○中略 儀式大嘗儀、夜久貝齋坏八口、卽此所謂紅螺杯也、蓋是本草綱目所載靑螺、其螺綠色、故名靑螺、磨治作盃、光彩帶淡紅、故名紅螺、而螺貝不類、源君以錦貝爲紅螺、亦非是、又按釋日本紀引私記云、掖玖者西海別島也、出美貝、今俗謂之夜句貝、以其云美貝觀之、則私記所云者似斥紫貝、應德二年、造法勝寺注文有夜久貝、蓋修飾堂宇之用、則當是靑螺、空物語樓上卷所載夜久加比、亦蓋是、以紫貝靑螺共出於夜久島並名夜久加比、故遂以混殽也、又按徵衣鈔異云、紅螺大小亦類鸚鵡螺、殼薄而紅、亦堪爲酒器、未知此所謂紅螺卽是否、

〔類聚名義抄 三貝〕紫貝ウマノタカヒ　大貝同　錦貝ヤクノカヒ

〔新猿樂記〕八郎眞人者、商人主領也、○中略 交易之物、賣買之種、不可稱數、○中略 本朝物○中略 夜久貝、○下略

〔東雅 十九 鱗介〕紫貝ウマノタカヒ ○中略 毛詩疏に、紫貝質白如玉、紫點爲文と見えしもの、今俗にタカラカヒとも、コヤスガヒともいふ是也、ウマノタカヒ、倭名鈔にいふ所詳ならず凡物の名、馬といふなもて呼びしは、大なるをいひけり、此物をも馬といふは、大貝の謂にや、タガとは其腹下兩開相向ひし中の、竅かなるをいひしに似たり、

〔本朝食鑑 十 介〕紫貝古訓字萬乃久保、今世稱子易貝、

釋名、寶貝俗名 大貝兼名苑、大貝之名未詳、按李時珍曰、大者徑一尺七八寸、交趾、九眞以爲盃盞、是大貝也、然本朝未見之、以若斯之類、古人爲寶貝乎、

集解、背有紫斑、隆如龜背、腹下白色、兩開相向有齒、其細刻者如魚齒、其中肉如科斗而有首尾、又有背紫有波文者、亦同種、倶貝肉不堪食、惟其殼婦人求畜以爲臨產之備耳、

氣味、鹹平無毒、然本綱不入藥 主治、謂臨產之時持之、則生子最易、故俗稱子易貝、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕貝子　ムマノクボガイ古名　タカラガヒ　コヤスガヒ　ハガヒ　○マキガヒ　○タラヒガヒ　○子コガヒ筑前　○チカラガヒ　○ヤウカヒ眼科書　一名海巴子徽齋稗錄
壓驚本草蒙筌　壓驚螺吳氏食物本草　海巴同上　白海肥帶方　管貝齒東醫寶鑑　螺巴東西洋考
海邊ニ多シ、略○中ソノ質光滑ニシテ、厚硬紙ヲ砑ルベシ、背ハ微ク隆ニ、腹ハ平ニシテ、左右兩邊ヨリ卷テ内ニ向ヒ、中央縫ニ小長竅ヲ開ク、左右ミナ齒刻アリ、ソノ色白シ、又斑文アルモノ甚多ク、數百品ニ至ル、古者貨貝說文而寶龜、夏后以玄貝、殷人以紫石、周則有泉貝、至秦廢貝行錢、正字通正字貝ニ大貝、壯貝公貝、小貝、不成貝ノ五等アリテ、貝ノ長短ニヨリ、直ノ齊カラザルコト、正字通ニ漢食貨志ヲ引ケリ、唐山ニテ上古寶トセシユヘ、貝ノ字ヲタカラガヒト訓ズ、略○中
紫貝　ヤクノマダラガヒ和名鈔　コヤスガヒ　八丈ガヒ　ニシキガヒ　略○中
丹後、紀州、土州ノ海ニアリ、薩州及八丈島ニ產スル者ヲ上トス、大ナル者ハ長サ三四寸、形ハ貝子ニ同ジ、只背上中央聳ヘ隆ニシテ、質更ニ光硬紙ヲ砑ルニ堪ユ、質ハ黑クシテ圓白章明ナリ、形ノ小異ヲ似テ雌雄ヲ分ツ、俗ニ言フ臨產ノ婦人コレヲ持トキハ、產シ易シト、故ニコヤスガヒト呼ブ、貝子モ亦代用スベシ、因テ貝子ニモ、コヤスガヒノ名アリ、

〔貝盡浦之錦上〕貝子こやすがひ　たからかい、當貝とも云よし、百貝の圖に見えたり、
是は古へ寶として、交易に用しものなり、委は貝經本草に見えたり、錢世に行れて、貝子すたると天竺にても貝をすり碁石のごとくして、かりまやはだと云て、錢のやうに用ゆとなり、色いろいろあり、東海夫人の類也、婦人產するに手にもたせば、安產すると云り、略○下

〔延喜式三十七典藥〕諸國進年料雜藥
安房國十八種略○中貝子八兩略○中
上總國廿種略○中瞿麥、貝子各三斤、

〔竹取物語〕中納言磯のかみのもろたかは、家につかはるゝをのこどものもとに、つばくらめすく

ひたらばつげよとの給ふを承て、何の用にかあらむと申。こたへての給ふやう、つばくらめのもたる、こやすの貝をとらんれうなりとの給ふ、そのこどもこたへて申、つばくらめをあまたころしてみるにだにも、はらになき物也、たゞし子うむ時なん、いかでかいだすらんはう〳〵とか申、人だにみればうせぬと申、又人申やう、おほいづかさのいひかしぐ屋のむねに、つくのあなごとに、つばくらめは巣をくひ侍る、略○中まめなるをのこども、廿人許つかはして、あなゝひにあげすへられたり、略○中つばくらめも、人あまたのぼりゐたるにおぢて、すにものぼりこず、略○中つかさの官人くらつまろと申翁申やう、略○中此あなゝひをこほちて、人みなしりぞきて、まめならん人をあらこにのせすへて、つなをかまへて鳥の子うまん間に、つなをつりあげさせて、ふとこやすのかひをとらせ給なんよき事なるべきと申、略○下

〔空穂物語 藏の上ノ下〕ふたつのろうのなかしまばかりを、いとたかきそりはしのたかきにして、きたみなみには、ろうのかうしかきたり、しろき所には、しろきものにはやくかいをつきませてぬりたればきら〳〵とす、

〔新撰字鏡 虫〕蚫 阿波比

〔本草和名 十六 蟲魚〕石決明 崔禹云、食心目聰了、亦附石生、故名決明、案蟲所覺之不所(所恐死誤)、蓋謂於斯歟、 一名紫貝 俗名之也、定小異、 一名鰒魚甲 仁諝音補角反、已上二名出陶景注、 一名馬蹄決明 似馬蹄、故以名之、 和名阿波比、

〔倭名類聚抄 十九 龜貝〕鰒 四聲字苑云、鰒 蒲角反、與雹同、今案、一音伏、見本草音義、 魚名、似蛤偏著石、肉乾可食、出青州海中矣、本草云、鮑一名鰒、鮑音抱、和名阿波比、崔禹錫食經云、石決明 和名上同 食之、心目聰了、亦附石生、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄 八 龜貝〕按説文、鰒魚名、後漢書伏隆傳注引郭璞注三蒼云、鰒似蛤、偏著石、四聲字苑蓋本於此、本草云、生南海、今注云、石決明生廣州海畔、圖經云、今出萊州即墨縣南海、因樹屋書影云鰒魚出膠州、膠人言鰒生海水中亂石上、一面附石、取者必泅水持鐵鏟、入鏟疾剷、鰒不及覺則可得、

鰒形狀

一再觸則粘石上、雖星碎其殼、亦膠結不脱、〈○中略〉千金翼方、證類本草上品有鮑魚、不載一名、按説文、鮑饐魚也、史記秦始皇崩、秘之、棺載轀涼車中、會暑臭、載鮑魚以亂之者、非阿波比、千金翼方、證類本草上品有石決明、陶隱居云、是鰒魚甲、本草和名云、和名阿波比爲允、按有誤以鮑爲鰒者、醫心方石決明條引崔禹食經云、以鰒爲鮑、或作鮑、亦爲誤、江鄰幾雜志云、鰒魚又讀如鮑、非亂臭者也、五雜組云、鰒音撲入聲、今人讀作鮑、非也、香祖筆記云、鰒魚產青萊海上、今京師以此物餽遺、率作鮑魚、則訛爲秦始轀輬中物、可笑、皇國俗有作鮑者、〈○中略〉輔仁既訓石決明爲阿波比、又以有鰒或作鮑者誤認本草鮑魚爲鰒魚、亦訓爲阿波比、源君襲其誤、混鮑鰒爲一、遂言鮑魚一名鰒魚、其實本草鮑魚鰒魚逈別、無有所引文、

〔類聚名義抄 二肉〕石決明〈和云アハヒ〉　〔同 十魚〕鰒〈音雹、一音伏、アハヒ、〉　鮑〈俗正音抱、アハヒ、〉

〔伊呂波字類抄 安動物〕鮑〈アハヒ、鰒俗同〉

〔下學集 上氣形〕鮑〈アハビ、或成海貝、或成石決明、〉

〔日本釋名 中介〕蚫〈アハビ〉　あはでひかると云事也、あはびは其から片貝にてふたなし、からひかるもの也、故に名づく、一説に、あはでひらく也、ふたなき故、あはでつねにひらけり、

〔物類稱呼 二動物〕鰒魚あはび　上總にてか。い。つ。け。と云、是は蚫の蓋なくして、身は貝につきて有物なれば、貝つけといふか、貝つきなるべし、江戸にて一名な。ま。が。い。共云、又あがりたる蚫をば、す。い。け。ん。と云、泉州境にて、此貝の売をあ。ま。貝。と云、これは海士のとる貝なれば海士貝と云か、

〔本朝食鑑 十介〕鰒〈音薄、本邦讀音伏、訓阿和比、○中略〉集解、凡介中之長、自古美賞之、形圓而長扁、一片無對、殼雖扁肉尙圓、大者徑尺餘、小者方二三寸、其最小者曰登。古。不。志。〈トコフシ〉外殼甚粗、藻苔依附、內有五色光耀、器工碎之以飾、漆工最用之、背側有孔、七孔九孔、或十孔亦有、皆如穿成者、其肉色有青赤二色、青爲雄、赤爲雌、雌味優於雄、肉味甘脆美於蛤蜊、肉之四

鰒產地

團薄堅、其端蒼黑如鋸屑之凝堅、在水中則半出殼外、轉運以跂步、俗稱鰒耳、肉之首尾兩端有二竅、如上下二口之形、常附於巖腹石上、蜑之男婦入水、或深沒于波底、用小刀乘不意急劍采之、若斯則易得、否則緊粘難脫也、凡蜑有男婦、同依海濱之習俗、以爲營爾、食鰒者有生食、煮食、蒸食、乾食、醃食、糟漬食、俱去甲及腸、又有切肉割腸和鹽以爲醬者、故今古食品最多、漁市以爲貨、其大者價貴、近時以志摩、伊勢、隱岐、佐渡、駿河、伊豆、相摸、安房等海濱之產爲上品、今相州長田小坪來者、大不過徑四五寸、肥圓肉起、其味極美、海俗以爲御厨之供、〇中略鰒雖有雌雄、未見其孚乳、雌肚未見有子者、然海中生態不可知矣、李時珍所謂蚌蛤屬、皆有胎生卵生、則此亦其類乎、

〔延喜式二十四主計〕相摸國〇中略中男作物、〇中略短鰒〇中略

安房國〇註略調、〇中略鳥子鰒、都都伎鰒各廿斤、放耳鰒六十六斤四兩、著(ツケル)耳鰒八十斤、長鰒七十二斤、〇中略

若狹國〇註略調、緋、薄鰒、〇中略

佐渡國〇中略中男作物、布、鰒、〇中略

出雲國〇註略調、〇註略鰒廿四斤、〇中略

石見國〇中略中男作物、〇中略薄鰒、〇中略

隱岐國〇註略調、御取鰒、短鰒、〇中略

長門國〇中略調、〇中略雜鰒〇中略中男作物、〇中略薄鰒、〇中略

紀伊國〇註略調、〇註略鰒〇中略

阿波國〇中略調、〇中略御取鰒二百斤、細割鰒三百卅三斤、橫串鰒卅九斤、〇中略

伊豫國〇中略調、〇中略長鰒卅六斤、短鰒三百卅斤、〇中略

筑前國〇註略調、〇中略御取鰒二百六十斤、羽割鰒六斤、葛貫鰒一百八斤、蔭鰒一百卅五斤、鞭鰒廿四斤、

腐耳鰒一百八十二斤、〇中略

庸、〇中略腐耳鰒、鮨鰒、腸漬鰒、鮨、〇中略

肥前國〇略註調、〇中略御取鰒三百六十四斤、短鰒五百卌四斤、長鰒廿四斤、羽割鰒廿四斤、〇中略

肥後國〇略註調、〇中略耽羅鰒卌九斤、〇中略

豐後國〇略註調、〇中略御取鰒五十二斤、短鰒七十二斤、蔭鰒卌斤、羽割鰒十二斤、葛貫鰒十二斤、耽羅鰒十八斤、〇中略

日向國〇略註調、〇中略薄鰒、〇中略

壹岐島〇略註調〇中略薄鰒、

〔延喜式 三十九 内膳〕諸國貢進御贄中宮准此

旬料〇中略志摩國御厨鮮鰒螺、起九月盡明年三月、月別上下旬各二擔、味漬腸漬蒸鰒玉貫御取夏鰒等、月別惣五擔、〇中略

年料〇中略

太宰府(御取鰒四百五十九斤五裹、短鰒五十八斤十二裹、薄鰒八百五十五斤十五裹、陰鰒八十六斤三裹、羽割鰒卌九斤一裹、火燒鰒三百卌五斤四裹、已上調物、(中略)鮨鰒一百八斤三缶、腸漬鰒二百九十六斤九缶、甘腐鰒九十八斤二缶、已上中男作物、〇中略)

右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、〇下略

〔常陸國風土記 久慈郡〕所稱高市、自此東北二里密筑里、〇中略其東南臨海濱、(石決明、棘甲蠃、魚貝等類甚多、)

〔出雲風土記 出雲郡〕凡北海所在雜物、〇中略但鮑出雲郡尤優、所捕者所謂御埼海子是也、

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等、刺史執鞭之圖也、〇中略常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂〇中略隱岐鮑、〇下略

〔毛吹草 三〕伊勢 鮑　上總 ヲダキ鮑貝(アハビ)(諸タリ)　長門 火打鮑　三島貝(大鮑ナリ)　筑前 金崎

鮑

〔日本山海名產圖會三〕鰒○註略

伊勢國和具浦、御座浦、大野浦の三所に鰒を取り、二見の浦北塔世と云所にて、鮑を制すなり、鰒を取には必女海人を以てす、是女は能く久しく呼吸を止めて、たもてるが故なり、船にて沖ふかく出るに、かならず親屬を具して、船を擢らせ繩を引せなどす、海に入には腰に小き蒲簀を附て、鰒三四ッを納れ、又大なるを得ては、二ッ許にしても泛めり、淺き所にては、竿を入るゝに附て泛む、是を友竿といふ、深き所にては腰に繩を附て、泛んとする時、是を動し示せば、船より引あぐるなり、若き者は五尋、卅以上は十尋十五尋を際限とす、皆逆に入て立游ぎし、海底の岩に著たるをおこし、箆をもつて、不意に乘じてはなち取り、蒲簀に納む、その間、息をとゞむること暫時、尤朝な夕なに馴たるわざなりとはいへども、出て息を吹くに、其聲遠くも響き聞えて、實に悲し

〔今昔物語三十一〕能登國鬼寢屋島語第廿一

今昔、能登國ノ奧ニ寢屋ト云フ島有ナリ、其ノ島ニハ河原ノ石ノ有ル樣ニ、鮑ノ多ク有ナレバ、其ノ國ニ光ノ島ト云フ浦有リ、其ノ浦ニ住ム海人共ハ、其ノ鬼ノ寢屋ニ渡テゾ、鮑ヲ取テ國ノ司ニハ弁ケル、其ノ光ノ浦ヨリ、鬼ノ寢屋ハ一日一夜走テ、人行ナル、○中略光ノ浦ノ海人ハ、彼ノ鬼ノ寢屋ニ渡テ返ヌレバ、一人シテ、鮑万ヲゾ國ノ司ニ弁ケル、其レニ一度ニ四五十人渡ケレバ、其ノ鮑ノ多サヲ思ヒ可遣シ、而ル間藤原ノ通宗ノ朝臣ト云フ能登ノ守ノ任畢ノ年、其ノ光ノ浦ノ海人共ノ鬼ノ寢屋ニ渡テ、返テ國ノ司ニ鮑弁ケルヲ、強テ責ケレバ、海人共侘テ越後ノ國ニ返テ渡ニケレバ、其ノ光ノ浦ニ一人ノ人無クテ鬼ノ寢屋ニ渡テ、鮑取ル事絕ニケリ、然テ人ノ强ニ欲心有ルハ弊キ事也、一度ニ責テ多ク取ラムトシケル程ニ、後ニハ一ツヲダニ否不取テ止ニケリ、于今モ國ノ司其ノ鮑不取サナレバ、極テ益无キ事也トゾ、國ノ者共ハ、彼ノ通宗ノ朝臣ヲ謗ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

鰒利用

〔皇大神宮儀式帳〕一供奉朝大御饌夕大御饌行事事〇中略

志摩國神戸百姓供進鮮蚫螺等

〔大神宮儀式解六〕鮑は鰒と同じ、〇中略古代は此儀式にしるすごとく、生鮑を奉りしなるべし、中世より乾て奉る、それを玉貫鮑といふ、其形鮑を横に切て乾し、藁もて其端を貫き、十箇を一連とす、そのさま玉を貫しに似たればなるべし、是は國崎より上れり、〇下略

〔延喜式三十二大膳〕御膳神八座〇中略

東鰒十二斤、島鰒〇中略各六斤、〇中略

新嘗祭〇中略

小齋給食〇中略五位已上一人〇中略東鰒七兩、〇中略六位已下一人〇中略東鰒七兩、〇中略

同小齋解齋給食〇中略五位已上一人〇中略東鰒二兩三分、隱岐鰒二兩、〇中略六位已下一人〇中略東鰒二兩三分、〇中略

同會皇后宮小齋〇中略五位一人〇中略東鰒七兩、〇中略六位已下一人〇中略東鮑六兩、〇中略

同宮神態直相給食〇中略五位一人〇中略東鮑二兩二分〇中略六位已下一人〇中略東鮑二兩三分、〇中略

宴會雜給　親王以下三位以上、并四位參議、

人別〇中略東鰒二兩、隱岐鰒二兩一分、〇中略縄貫鰒各二兩二分、〇中略四位五位并命婦、

人別〇中略東鰒、隱岐鰒〇中略各一兩、縄貫鰒一兩、〇中略

供御月料〇中略

東鰒卅五斤、薄鰒十一斤四兩、隱岐鰒卅五斤、醬鰒廿一斤、〇中略腸漬鰒二斗三升二合五勺、

〔北山抄一四月〕朔日〇中略

侍從厨家別當以下、取御贄進、稱物名、〇中略雨度、次供鮑御羹、〇下略

〔建武年中行事正月〕元日節會○中略內辨天氣に候、御はしくだる、○略臣下みなこれにおうず、はしをとる也、次あつものを供す、あはびのあつ物也、たゞあつものといふ、○下略

〔類聚雜要抄一〕一母屋大饗

同饗膳差圖　貝蚫

〔厨事類記〕蒸蚫　蚫ヲ蒸テ、ホシテケヅリテ供之、

〔奉公覺悟之事〕うちあはびを引わたしと云なり、闊は十三けづりかけ、長七寸五分、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三獻○中略御ゆづけ○中略かいあはび、

〔祇園會御見物御成記〕九獻○中略　かいあわび

〔昨日は今日の物語上〕一けふはおやの日じやとて、寺へ參ければ、○中略折ふし坊主はあはびのわたあへ、りやうりをなさるゝが、だんなに見付られ、かくすべきやうはなし、○下略

〔類聚符宣抄三〕疱瘡事○中略

太政官符、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海等道諸國司、令臥疫之日治身及禁食物等事漆條、○中略

一病愈之後、○中略廿日已後、若欲喫魚宍、先能煎炙、然後可食、但乾鰒堅魚等之類、煎否皆良、乾鰒亦好、○中略

天平九年六月廿六日

〔本朝食鑑十介〕鰒○中略

集解、造長鰒法、采生鰒去腹殻、以小刀從耳端環切至中肉成條、次第切盡、條條洗淨、略暴乾待生乾、而引舒令長、復暴乾作明白條、此謂長鰒、短鰒亦略同、近世伊勢志摩多造、以貢獻之、伊豆海人造短鰒以貨之、或用棠螺而亂之、然味亦不減鰒、故謂棠螺熨斗而賞之、筑前肥後有丸片鰒、此亦短鰒之類也、凡本邦賞長鰒者、仍爲上下賀祝之先供也、神祠亦奠之、取延長悠久之義乎、氣味、主治、與乾鰒同、但惟多食難消耳、

〔日本山海名產圖會三〕鰒

制(のし)長鮑〇註略

先貝の大小に隨ひ、剝べき數葉を量り、横より數々に剝かけ置て、薄き刃にて薄々と剝、口より廻し切る事圖のごとし、〇中略豐後豐島(テシマ)薦に敷き並らべて乾が故に、各縫目を帶たり、本末あるは、束ぬるが爲なり、さて是をノシといふは昔は、打鰒とて、打栗のごとく打延し、裁截などせし故に、ノシといひ、又干あはびとも云へり、

又干鮑、打あはびともに、往昔の食類なり、又薄鮑とも云へり、江次第忌火御飯の御菜四種、薄鮑、干鯛、鰯、鯵とも見へたり、今壽賀の席に、手掛或はかざりのしなどとして用ゆることは、足利將軍義滿の下知として、今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫助長秀、伊勢武藏守滿忠等に、一天下の武家を十一位に分ち、御一族大名守護外樣評定等の諸禮に附て、行はせらるより起る事、三儀一統に見えたり、往昔は天智帝の大嘗會に、干鮑の御儀あり、延喜式諸祭の神供にも悉く加へらる、第一伊勢國は本朝の神都にして、鎭座尤多し、故に伊勢に制する所謂(ゆえん)、又は飾物にはあらずして、食類たることも知るべし、〇下略

〔平治物語三〕賴朝遠流事附盛安夢合事

盛安〇藤原申ケルハ、都ニテ御出家不ㇾ可ㇾ然由申候シハ、不思議ノ夢想ヲ蒙タリシ故也、君〇源賴朝御淨衣ニテ、八幡ヘ御參候テ、大床ニ座ス、盛安御供ニテ、數多ノ覺ノ上ニ伺候シタリシニ、十二三許ナル童子ノ、弓箭ヲ抱テ大床ニ立セ給、義朝ガ弓胡簶召テ參テ候ト被ㇾ申シカバ、御寶殿ノ内ヨリケダカキ御聲ニテ、深ク納置ケ、終ニハ賴朝ニ給ハンズルゾ、是賴朝ニクハセヨト被ㇾ仰レバ、天童物ヲ持テ、御前ニ差置セ給、何哉覽ト見奉レバ、打鮑ト云物也、君恐テ無ㇾ左右參ラザリシヲ、其タベヨト被ㇾ仰、數ヘテ御覽ゼシカバ、六十六本アリ、彼鮑ヲ兩方ノ御手ニテ押ニギリテ、太キ所ヲ三口進

[illegible]

リテ、小キ所ヲ盛安ニ投給シヲ、取テ懷中スルト存候シハ、故殿コソ一旦朝敵ト成セ給ヘ共、御弓胡籙八幡ノ御寶殿ニ被納置、終ニハ君ニ給ハンズル也、又打鮑六十六本參リシハ、六十六箇國ヲ打被召候ハンズルト合セ申テ候ツト申セバ、〈略〇下〉

〔吾妻鏡 十二〕建久三年十二月廿日戊午、前右大將家政所運上、相模國吉田御庄、御年貢送文事、〈〇中略〉例進長鮑千百五十帖、〈〇下略〉

〔寛正七年飯尾宅御成記〕一當日まくや柳五荷、折二合、〈まのしんぢう鮑折二尺五すよはう、〉

〔宣胤卿記〕永正三年正月三日、伊勢又七〈〇中略〉鮑三百本、炭一荷送之、歲暮佳例儀遲々也、

〔殿中申次記〕二月朔日〈〇中略〉熨斗鮑千本

七月朔日〈〇中略〉仲鮑千本、天野五荷、〈恒例〉

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕鰒〈〇中略〉

鰒殼 以有去翳之功名石決明、以有青白之光名千里光、碎片可飾漆器、俗云靑貝是也、

〔大海のはし〕中つかさのみこ、御數寄屋をいみじくこのみ給ひて、たてさせ給ふ、御ふすまの門松、萬歲など、年のはじめの景物をゑが、せたまひて引手をあはびの貝にし、御ふくろだなのひきてを、丸の、もじにせさせたまひけるを、民部卿〈冷泉大納言爲村〉見給ひて、

しめかざり松を引く手のしあはび聞毎にめだたう候はれける、と申されければ、みこかしこく興せさせ給ひける、

〔源平盛衰記 三〕法皇熊野山那智山御參詣

花山法皇御參詣、瀧本ニ三年千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ、〈〇中略〉法皇ノ御行ノ其間ニ、樣々ノ驗德ヲ顯サセ給ケル、其中ニ龍神アマクダリテ、如意寶珠一顆、水精ノ念珠一連、九穴ノ鮑貝一ツヲ奉ル、法皇此供養ヲヌサレテ、末代行者ノ爲ニトテ、寶珠ヲバ岩屋ノ中ニ納ラレ、念珠ヲバ千手堂ノヘヤ

鰒雜載

ニ納ラレテ、今ノ世マデモ先達預レ之渡ス、鮑ヲバ一ノ瀧壺ニ被二放置一タリト云、白河院御幸時、彼鮑ヲ爲レ被レ見、海人ヲ召テ、瀧壺ニ入ラレタリケレバ、貝ノ大サハ傘バカリトゾ奏申ケル、參詣上下ノ輩、萬ノ願ノ滿ル事ハ、如意寶珠ノ驗也、飛瀧ノ水ヲ身ニフルレバ、命ノ長キ事ハ彼鮑ノ故トゾ申傳タル、

〔新著聞集十八雜事〕大鮑光をはなつ

寛文五年、房州平群郡の內、鑑崎の海中俄に光りかゞやきて、海士の仕業もやみて、いかゞすべきと歎きしに、老たるものゝ云しは、若き輩はせん方ゑるまじ、いで某見とゞけんとて、その光り二町ばかり隔て、海に入り、かの邊をうかゞひみれば、七八間ほどの鮑なり、すさまじなどいふばかりなし、あたり近くは中々よりがたしとて歸りしが、其後行方ゑらずなりし、

〔房總志料三上總附錄〕同郡〇夷隅郡岩田浦の海岸に、鰒魚大さ雨傘の加くなるもの有、蜑人懼れて近づかず、或は誤て其殼にふるゝ時は、海潮暴起す、實に神靈有て護するに似たりと、彼土の里正市東氏語れり、

〔令義解三賦役〕凡調〇中略正丁一人、絹絁八尺五寸、〇中略若輸二雜物一者、〇中略鰒十八斤、〇中略鰒鮓二斗、

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略御取鰒、著レ耳鰒各四斤、耽羅鰒六斤、烏子鰒、都都伎鰒各二斤、放レ耳鰒三斤五兩、長鰒、短鰒、凡鰒、串鰒、横串鰒、細割鰒、葛貫鰒、火燒鰒、羽割鰒、蔭鰒、薄鰒各六斤、壹岐島三斤〇中略凡中男一人輸作物、〇中略短鰒、薄鰒各一斤、〇中略鰒鮨二斤十兩、腐耳鰒、腸漬鰒〇中略三斤八兩、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄レ物陳レ思

伊勢乃白水郞之(イセノアマノ)、朝魚夕菜爾(アサナユフナニ)、潛云(カヅクトフ)、鰒貝之(アハビノカヒノ)、獨念荷指天(カタモヒニシテ)、

〔山家和歌集下雜〕沖なるいはにつきて、あまどものあはびとりけるところにて、

岩のねにかたおもむきも浪うきてあはびをかづくあまのむらぎみ

〔物類稱呼〕二動物 鰒魚あはび略○中 鮑の小なる物をとこぶしと云、土佐にてながれこと云、今按にとこぶしは鮑の子にはあらず、種類也、又鮑のわたを西國にて角と云、

〔本朝食鑑〕十介 鰒略○中 集解、略○中 登古不志者、以伊勢、志摩、安房爲勝、雖常采之、自仲春至秋初最多、伊州作腸漬醬以送之、呼曰福溜(フクダメ)、今江都魚市四五月多鬻之、此相房總之產也、或謂是鰒子也、長而作大鰒、或謂非子鰒、別一種、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十一蚌蛤 石決明 アハビ略○中 石決明ノ一種小ナル者ヲ、トコブシト云、一名ヲイズ、豐後 センネン介、豐前 ナガレコ、土州 此物二三寸ノ大サニ過ギズ、殼薄ク形痡セ、ソノ孔數多シ、八九孔ヨリ十一二孔ニ至ル、決明ノ形大ニシテ、孔數少ニ異ナリ、東西諸州皆アリ、勢州、房州ノ產ヲ勝レリトス、勢州、阿州、日州ニテ、腸漬醬延喜式ヲ造リ出ス、フクダメト云、

〔新撰字鏡〕虫 蠣 力制反、相著生石、加支、 蠣 加支 蝙 可支 蛸 上同、(加太豆夫利)又加支、

〔本草和名〕十六蟲魚 牡蠣 一名蠣蛤、一名牡蛤、本條 一名離蠔、音豪 一名典蜂、一名蟓、音壞 一名馬蹄、已上四名出兼名苑 一名四海分居、出五金粉藥訣 和名乎加岐乃加比、

〔倭名類聚抄〕十九龜貝 蠣 四聲字苑云、蠣、力制反、本草云、蠣蛤、和名加木、相著虫殼似石者也、

〔箋注倭名類聚抄〕八龜貝 本草和名云、和名乎加岐乃加比、按證類本草引陶隱居云、道家方以左顧者是雄、右顧則牝蠣爾、是入藥用左顧殼、故訓云乎加岐乃加比、源君引四聲字苑、不論牝牡、又所謂非設、故單云賀岐也、略○中 按酉陽雜俎云、牡蠣言牡、非謂雄也、介蟲中唯牡蠣是鹹水結成也、依是說則雖名曰牡蠣、亦不可訓乎加岐也、略○中 說文、蠣蚌屬、似蠊微大、出海中、今民食之、段曰、蠊長寸而白者、據本草經牡蠣條注、則此物有絕大者、不得云似蠊微大也、且蛤下作厲、云秦人謂之牡厲、似蛤屬有厲、蚌屬有蠣、其字不必同、引圖經云、此物附石而生、磈礧相連如房、故名蠣房、一名蠔山、晉安人呼爲

蠔莆、初生海邊、才如拳石、四面漸長有一二丈者、嶄巖如山、即此義、

〔類聚名義抄 十虫〕蠣 音例　カキ

〔伊呂波字類抄 加動物〕蠣 カキ

〔醫心方 一諸藥和名〕牡蠣 和名乎加岐乃加比

〔下學集 上氣形〕蛎 カキ　石花 カキ

〔東雅 十九鱗介〕蠣 カキ　〇中略　義不詳 カキとは其殼相著きしたいひしが如し

〔本朝食鑑 十介〕牡蠣 訓加岐

集解、今江濱皆有之、附石而生、或寄聚于泥沙、其殼灰黑磈礧相連如房、毎一房有肉一塊、形類茘子核、色白、似括紗囊、上肉片飽散、下白膜裏黑腸、大者殼至二三尺、小者如人指頭、肉亦應之、初生止如拳石、經日四面漸長而大也、相聚相重嶄巖作堆、此謂蠔山乎、蠔者大蠣也、自九十月至春三月味美、夏月肉臉味甚鹹不宜食、故海俗不采之、以參州苅屋江上者爲上品、蠣亦大也、尾勢次之、江東房總最多、今江都漁市所鬻者、永代島江上采之、蠣大而味亦佳、海人生割殼采肉以賣之、故明鮮以爲珍也、

氣味、甘鹹平無毒、自古謂溫、溫何解丹毒及酒後煩熱、按平而近冷也、主治、凉心滋腎、去脾胃鬱熱、止汗止渴、調瀉消酒毒、收婦人血氣、久食令人美顏色、生食煮炙食功同、

殼、氣味、鹹平微寒無毒、主治、李時珍載諸說、言考其發明、則功用尙明矣、蠣殼者入足少陰血分、爲爽堅之劑、又壯水之主、以制陽光、或消胸膈之熱、以泄水氣、故止汗止渴、消疝積老痰結核、而能益精收澀也、同以引使之劑、則取驗者速哉、

附方、天行疫痢、家家傳染者、蠣殼粉毎五分白湯飲下、　饐雜不息、蠣殼粉毎四五分冷水飲下、　濕濁疝痛、蠣殼蛤殼同燒、研末傳之、　霍亂腹痛及傷食、或積痛者白燒牡蠣、寒水驟十錢、丁子肉桂甘草各四錢、胡椒二錢半、右細末白湯下、

〔和漢三才圖會 四十七介貝〕牡蠣　蠔　古賁　牡蛤　蠣蛤　凡蛤蚌之屬、皆有胎生卵生、獨此化生純雄

無雌、故名牡、　和名加木〇中略

按牡蠣東北海多有之、參州苅屋、武州江戸近處之產、大而味美、藝州廣島之產小而味佳、尾州勢州次之、播州之產、雖大肉硬味不佳、凡牡蠣殼其用多矣、卑濕之家、多埋於地下、能行水去濕、又燒灰爲堊、塗壁以代石灰、蠣灰、入藥者可用左顧、以口在上、舉以腹向南視之、口斜向東、則謂之左顧、不右顧者用貝母爲之使、得甘草、牛膝、遠志、蛇牀子、良、惡麻黃、

〔大和本草〕十四介　牡蠣〇中略　凡介ノ類皆胎生ス、又卵生アリ、只蠣ノミ化生ス、〇中略　ヲキカキ海中フカキ處ニアリ、大ニシテ色黃ナリ、夏食ス、常ノ蠣ハ石ニ附テ生ズ、故ニ殼偏ナリ、ヲキカキハ偏ナラズ、其殼蚌ノ如ク、外ハ皆殼ナリ、味ハヲトレリ、又コロヒカキト云、蛤ノ大サナルアリ、猶大ナルアリ、泥海ニ多シ、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十一蚌蛤　牡蠣　ナミマガシハ古歌　カキ　一名房叔化水族加恩簿　大屈乙胃介鄉藥本草　屈照介同上　蠣房　須摩ガシハ古歌　カキガラ　一名蠔袍閩書　石雲華通雅

海濱皆コレアリ、又鹹淡水ノ変ル處ニモアリ、〇中略　潮來ル時ハ房ヲ開キ、小蟲ノ入ヲ俟テ合ス、潮退クトキハ、皆房ヲ閉テ、自固クス、海人是ヲ鑿取リ房ヲ碎キ、肉ヲ採リ賣ル、〇中略　是海濱ニ生ズルモノナリ、故ニコレヲイソガキト名ケ、以テオキガキニ別ツ、筑前ニテウチガキト云、京師ニ賣ルモノハ、皆コノ品ナリ、參州房州總州江都ニ產スルモノハ、形大ナリ、又形至テ小ナルモノアリ、〇中略　是コガキナリ、又巳ニ肉ヲ取去ノ空殼ヲ多ク海ノ磯ニ積重ネオキ、年久ナレバ、自復肉ヲ生ズルヲ、ツクリガキ筑前ト云フ、〇中略　又一種洋海中ニ生ジ、形圓ニシテ、大サ六七寸ナルヲ、コロビガキト云、一名ナツガキ加州ハスネ泉州ヲチガキ備後ヲチヒガキ備前此ハ海底ニ特生シ、常蠣ノ如クニ重疊シテ石ニ著カズ、故ニ形正シクシテ偏歪ナラズ、頌ノ說ニ、大房如馬蹄ト云モノニシテ、閩書ノ草鞋蠣ナリ、夏月肉ヲ食フ、形ハ大ナレドモ、味ハ常蠣ニ劣レリ、又一種殼厚ク一二寸ニ

シテ、長サ二三尺ニ至ル者アリ、オホガキト云、聞書ノ黄蠣ナリ、此コロビガキ、オホガキノ二品ヲ總ジテオキガキト云、○中略ナミマガシハノ類ナリ、○中略イソガキハ白色ニシテ、微黑ヲ帶ブ、オキガキハ淺黑色ニシテ微臭アリ、盜汗遺精等ニ、オキガキヲ用テ効アリ、藝州及大坂ヨリ出スモノハ形小シ、イソガキナリ、用テ効ナシト云、

〔日本山海名產圖會三〕牡蠣 一名石花

畿內に食する物、皆藝州廣島の產なり、尤名品とす、播州、紀州、泉州等に出すものは、大にして自然生なり、味佳ならず、又武州、參州、尾州にも出せり、廣島に畜養て大坂に售る物、皆三年物なり、故に其味過不及の論なし、畜ふ所は草津、爾保浦、たんな、ゑは、ひうな、おふこ等の五六ヶ所なり、積みて大坂濱々に繋ぐ、數艘の中に草津爾浦(には)より出る者十が七八にして、其畜養する事、至て多し、大坂に泊ること、例歲十月より正月の末に至て歸帆す、

畜養　畜所各城下より一里或は三里にも沖に及べり、干潮の時、潟の砂上に大竹を以て垣を結ひ列ぬること、凡一里許、號てひゞと云、高一丈餘、長一丁許を、一口と定め、分限に任せて、其數幾口も畜へり、垣の形への字の如く作り、三尺餘の隙を所々に明て、魚其間に聚を捕也、ひゞは潮の來る每に、小き牡蠣又海苔の付て殘るを、二月より十月までの間は、時々是を備中鍬にて搔落し、又五間或は十間四方許、高一丈許の同じく竹垣にて結廻したる簀(いけす)の如き物の內の砂中一尺許、堀り埋み、畜ふこと三年にして成熟とす、

〔星巖乙集一〕廣島城南、凡三十餘里皆爲鹹地、遍插刺竹、望之若水柵然、卽牡蠣田也、土人云、率以五六月下種、則翌年八九月苗生、較之他州所產更肥美、輙賦一絕句、

匝地笆籬不礙潮、時清斥鹵也豐饒、洶々三萬六千頃、一夜寒風長蠣苗、

〔毛吹草三〕伊勢　蠣　武藏　蠣　陸奧　石花　播磨　蠣　紀伊　玉津島蠣

〔出雲風土記神門郡〕神門水海、〇中略裡則有〇中略玄蠣也、

〔出雲風土記島根郡〕凡北海所捕雜物、〇中略螺蠣子、

〔延喜式宮内三十一〕諸國例貢御贄〇中略

伊勢〈〇中略〉蠣

〔延喜式典藥三十七〕諸國進年料雜藥〇中略

伊勢國〇中略牡蠣一斗九升〇下略

〔北山抄大饗三拾遺雜抄〕大饗事〇中略

裏書〇中略

史記

延長八年正月四日、立作所進雉小燒、荒蠣等、

〔類聚雜要抄一〕一五節殿上饗目錄〇中略

居物次第〇中略追物〈〇中略〉蠣〇下略

〔文祿四年御成記〕六ノ御膳〇中略蠣

〔古事記下九恭〕故其輕太子者、流於伊余湯也、亦將流之時、〇中略其衣通王獻歌、其歌曰、那都久佐能、阿比泥能波麻能、加岐賀比爾、阿斯布麻須那、阿加斯氐杼富禮、〇下略

〔古事記傳三十九〕加岐賀比爾は、〇註略蠣貝になり、〇中略此は蠣の身を取たる殼の濱べに多く棄られあるを云るなるべし、〇中略蠣殼のある上を踏て、足を傷ひ賜ふ勿と詔ふなり、〇下略

〔日本靈異記中〕依不布施與放生而現得善惡報緣第十六

聖武天皇御代、讃岐國香川郡坂田里有一富人、夫妻同姓綾君也、〇中略彼家口中有一使人、〇中略家口副、置釣人、入海經釣之、繩喋著蠣十具而上、誂釣主曰、此蠣欲贖、釣主不免、叮々至心敎化之言、能人作

寄居子

寺、何甚不脱、乃脱之言、宛十具直、欲米五斗、如乞而贖、勸請法師、令呪願放之於海、〇下略

〔日本靈異記攷證中〕蝀（未詳、北氏曰、疑蝀俗字、康熙字典、音相近、或云綸字作縊也、前田氏曰、恐即蝛字之訛、拜書字様近似、蝛蛸蜍也、見玉篇、非此義、）

〔古事談五神社佛寺〕昔傳敎大師、叡山建立之時、爲立中堂、被引地之間、自地中螺之カラヲ多被引出云云、大師奇而被尋申比良明神云云、答云、件事吾之世事ニアラズ、古人語侍シハ、此所依爲可流布圓宗法文之地、諸海神等聚會テ、此山ヲ築タルヨシ語侍シカバ、海底ノ螺ノカラ等出シ侍歟、件事能久罷成事也、

〔千載和歌集十八雜物名〕かきのから　大貳三位

榊葉は紅葉もせじを神がきのから紅に見えわたるかな

〔本草和名十六蟲魚〕寄居（貌似蜘蛛、出崔禹、）　和名加美奈

〔倭名類聚抄十九龜貝〕寄居子　本草云寄居子（和名加美奈、俗用蟹蜷二字、）貌似蜘蛛者也、

〔箋注倭名類聚抄八龜貝〕今俗謂呼蟹字奈、〇中略　崔氏所集諸物多云某子、本草和名引食經、亦當寄居子之脱誤、源君引未脱此字也、然則此所引崔氏食經文非本草也、藝文類聚引異物志云、寄居之蟲、如螺而有脚、形如蜘蛛、本無殼、入空螺殼中、戴以行、觸之縮足如螺閉戸也、火炙之、乃出走、始知其寄居也、郝曰、今驗寄居形狀、大小不一、其蟲俱如蜘蛛、而有螯如蟹、戴殼而遊、亦能走出、殼如小螺、形色瑰異、閩中海錯疏云、寄居、海上枯蠃殼存者寄生其中、負殼而走、形如蟹四足兩螯、大如楡莢、其味若蝦、得之者不煩剔出、曳之即出、以肉不附也、炒食味亦脆美、

〔日本釋名中介〕寄居蟲（カミナ）　かにみな也、其形かにの如くにして、みなのからの內にやどる物也、又かは借也、みなのからをかりてやどるもの也、俗にがうな共やどかり共云、

〔物類稱呼二動物〕寄居蟲がうな一名やどかり　伊豆及駿河にていそものと云、上總にてがなづうといふ、肥前にてほうざい蟹といふ、和名かみな、

〔本朝食鑑十介〕寄居子（訓加宇奈、古訓加美奈、）

釋名、蟹蜷（源順曰、俗假用此二字、訓加美奈、）

集解、谿澗石川處處有之、參遠最多、狀似蜘蛛、紫身黃腸、殼似蜷殼灰黑色、負殼而走、觸之深入、即縮如螺、其前二足有螯鉗、餘足皆有爪甲、則蟹族乎、用火炙之乃出、或破殼采之、其殼無相類者、非蜷非田螺、亦不居江海、然則寄居何等物乎、未詳、源順號蟹蜷、亦爲蜷族乎、但乖寄居之名耳、不居江海居川溪、則其謂寄居于龜螺蛤螺殼中者、別一種乎、今作鮓以貢獻之、其味香脆可愛、與石蟹彷彿、以可持盃酒之右也、

〔大和本草十四介〕寄居蟲（中略）○海邊斥地ニ多シ、小螺ノカラニ入テ寄居ス、故ニ俗ニヤドカリト云、皆ハ蜘蛛ニ似テ身ハ蝦ノ如シ、カラヲ負テユク、海人多クヒロヒテ一所ニ集メ、泥水ヲニゴラセバ殼ヲ出ヅ、是ヲ取集メテシホカラニス、又異邦ヨリ來ル、大ナルアリ、其殼バイノ如シ、或曰、山間ニアリ、海潮ノ通ズル處ニナシト云ハ非ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕寄居蟲　カミナ（和名鈔、蟹蜷ノ訓、）　ガウナ（今名）　ヤドカリ　カニノ（大和本草）ヤドカリ　カニモリ（佐州）　イソモノ（豆州駿州）　カナヅウ（上總）　ホウザイガニ（尾州）　サザイヤドカリ　カトウシ（薩州）　アマン（琉球）　一名附螺（典籍便覽）　寄生蝦（閩書）　寄生蠃（廣東新語）　借屋蝓　螯　多足蠃　竊蟀　屋蟀（共上同）

海涯ニ生ズ、潮已ニ去リ、餘水凹地、或ハ石間ニ殘リタル處ニ多シ、頭ハ蝦ニ似テ、兩螯ニ鉗（ハサミ）アリ、足ニ爪アリ、腹ハ微長クシテ草蜘蛛ノ如シ、空殼螺中ニ寄居シ、コレヲ負テ走ルコト甚早シ、生螺ノ行クコト遲クシテ蝸牛ニ似タルニ異ナリ、若コレニ觸レバ、深ク殼內ニ縮入ス、ソノ身漸ク長ズレバ、巨殼ヲ擇デ遷ル、又螺螄ニ似テ厚殼ナルモノアリ、此蟲多クハ此殼ニ居ル、故螺モガウナト名ク、

貝鮹

海鮹
腸迄足

〔延喜式〕三十九内膳　年料〇中略

尾張國〔中略〕蠣蛇二擔四壼〇下略

〔毛吹草〕三　三河　寄居虫

〔いほぬし〕みなべの濱に、まりたる人の、みやまより歸るにあひぬ、同じうは、もろともにまて給へかしといへば、かへる人忍びて申給ふこともこそあれといへば、いほぬし〇中略なにごとにかあらん、ものうたがひは、つみうなりとてひろひたる貝を手まさぐりに、なげやりたれば、ものあらがひぞまさるなる、かうなあらがひ給そとて、かうなのからをなげをこせたり、また浪にもうかびて、うちよせらるゝをかれ見給へ、入ぬるいそのといへば、かへる人、こふる日はと、心ありがほにいへば、いほぬし、くまのおのづからといへば、浦のはまゆふといらふるに、〇下略

〔方丈記〕がうなは、ちいさきかひをこのむ、是よく身をまるによりてなり、

〔類聚雜要抄〕一　一母屋大饗

同饗惠差圖　蠣蛇（カミナ）

〔朝倉亭御成記〕五獻〇中略　がうな

〔和漢三才圖會〕四十七介貝　貝鮹　章魚舟　乙姫貝

按、貝鮹、津輕處處北海有之、不時多出、或全不出、其螺大者七八寸、小者二三寸、黄白或純白、形似鸚鵡螺之輩、略知秋海棠之葉、有文理可愛、中有一小章魚、出兩手於殼肩、出兩足於殼後、爲檣竿之象遊行、故名章魚船、一歲津輕海濱、數百成群寄來焉、人多捕之、而惟無食之者、試煮食犬、其犬爲煩悶、因知有毒物、棄章魚取殼以爲珍器、然其殼薄脆不堪用、

〔本朝食鑑〕十介　蛸枕〇俗稱、知字

釋名　海俗所謂蛸魚得此物爲枕而眠故名、是兒女之戲謔也乎、

集解、江海雜魚之中相雜入漁網來、其形之殊軼、味之短軼、民間不食之、或曰、壯陽之藥也、狀類蛸鯛、一身五足、背紫黑腹白、俱有細文、內有小甲、大者方一寸餘、背靑黑有五路花紋、腹白有小口、沙石自入口、非食、俗稱餠貝、如小圓餠、亦一物也、

〔和漢三才圖會介貝四十七〕海燕　俗云餠貝、又云海星、　陽遂足、俗云蛸枕〇中略

按、海燕、陽遂足、二種、時珍以爲一物、混注之者非也、

海燕　圓薄扁如馬錢子、而大一二寸、灰白色有桔梗花文、其裏正中有一小孔、卽是爲口、其旁有五路正勾文、而似彫成飾之具、山人見之、疑貝石韋葉器之間、

陽遂足　一身五足、如雞冠木葉形、而灰白色有細刻文、大一寸、不知頭尾口眼、交於雜肴中出魚市、俗呼曰章魚枕、名義詳

〔重修本草綱目啓蒙三十一蚌蛤〕海燕　タコマクラ　タコノマクラ佐州　アゲマキ紀州　ハスノハ　ガヒ　テングノツメガヒ同州　セピタ江戸　ガハタラウノコマ泉州　ツムノハ播州　ゼ　エノフタ加州　タコノエンザ　カプトエンザ共同上　サクラガヒ備前　カツパノシリカケ　同上

ソノ形正圓ニシテ扁薄、灰色或ハ白色、大サ四五分ヨリ二三寸ニ至ル、面ハ中央微ク隆起シテ紋アリ、五出ノ櫻花ノ形ノ如シ、腹ハ平ニシテ荷葉ノ紋脈アリ、中央ニ一ノ小孔アリ、ソノ口ナリ、旁ニ至テ小ナル一孔アリ、虛堅脆ニシテ輕ク、骨ノ如シ、據セバ聲アリ、打碎ケバ內ニ五片ノ小骨アリテロヲ環ル、毎片三角ニシテ斜文アリテ、蛺蝶ノ翅ヲ張ルニ似タリ、故ニテフガヒト名ク、此品海濱沙礫間ニ多シ、生ナルモノハ海中ニアリ、外ニ肉ナク角ナクシテ、短刺多ク毛ノ如シ、綠毛、或ハ紫色或紫綠相間ハル、巳ニ死スル者ハ毛刺盡ク脫ス、是時珍說トコロノ海燕ナリ、又菊花ノ形ヲナスモノアリ、一種正圓ニシテ扁ク、大サ五七寸、面ハ微高ク、腹ハ正平ニシテ、邊ニ五ノ長孔ア

リテ面ニ通ズ、中央ニ一小孔アリ、内ニ蝶形ノ小骨アリ、コレヲ豫州ニテサルノマクラト云、一名サクラガヒ土州ヲゴゼノマクラ備前一種、體厚クシテ糙粗茶褐色、大サ二寸許、面ハ凸ニ、腹ハ凹ニシテ五ノ溝道アリ、豫州ニテキンツバト云、此外品類尚多シ、一種體小ニシテ五ノ細長足アルモノヲクモヒトデト云、足ニ軟刺アルモノモアリ、是陽遂足ナリ、此ニ一種、體ニ短岐ヲ分チ、九ノ長足アルモノアリ、紀州ニテカクレミノト云フ、本草原始、及ビ大和本草ニ圖スル所ノ海燕ハリウグウノイトマキ筑前ナリ、一名イトマキヒトデ、形扁ク五角アリテ、桔梗ノ花瓣ノ状ノ如シ、大サ一二三寸、面ハ微ク隆起ス、青クシテ藍色ノ如ナル者アリ、黄褐色ナル者アリ、並ニ丹色ノ斑點アリ、腹ハ平シテ丹色、五角ゴトニ溝アリ、中央ニ口アリ、口ヲ環リテ小足多クシテ毛ノ如シ、海中ニテハ微ク蠕動ス、生時ハ體軟ニシテ骨ナシ、已ニ死スル者ハ乾脆ナリ、海人拾集テ田肥トス、大和本草ニハ、生時五肉角アリ、死スレバ角脱シテ圓骨ノコルコトヲ言フ、然ドモイトマキヒトデノ内ニ、骨アルモノヲ見ズ、一類別種ナリ、一種、五枝ニ深ク分レテ、枝ゴトニ末尖リ、長サ各二三寸ニシテ、槭樹葉ノ形ノ如クナルアリ、俗ニヒトデト呼、或ハシトデト云、一名シヲデ阿州ヲコゼノマクラ讃州ヨツデ防州ヤツデ豫州是本草原始ニ圖スル所ノ海盤車ナリ、色白キ者ヲシラヒトデト云、赤キ者ヲベニヒトデト云、一名オニヒトデ播州モミヂガヒ加州皆背ニ軟刺多クシテ足ノ如シ、又面背倶ニ軟刺アリテ、七枝、八枝、九枝ナルモアリ、一種シワヒトデ紀州ハ一名マツダコ、同上シワ阿州デンバチ、豫州ガラコ同上ツナツカミ肥前ホヂツギ筑前同上テヅルモヅル播州テンツクモンツク、テンバ、テンズモンズル、共同上シヤグマ淡州ノヅカミ讃州ノウツカミ、ナルカシラ、隱州バンシヤガヒ尾州形圓扁、大サ一寸許、菊花ノ形アリ、周圍ニ足多シ、足ニ横紋アリ、足ゴトニ枝ヲ分チ、枝ゴトニ叉ヲ分チテ、數十叉ニ至リ、皆卷曲ス、松蘿ノ状ニ似テフトシ、赤白二色アリ、末ト爲シ、酒ニテ服シテ胸痛ヲ治ス、又煎ジ服シテ疝ヲ治ス、又生ナル者、末ト爲シ、酒ニテ服シテ、打

撲瘀血アル者ヲ治ス、又足ヲ取燒、性ヲ存シテ酒ニテ服シ、或末ト爲シ、米飯ニ和シ傅ルモ可ナリト云フ、

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長兼校訂長　從六位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校訂　加藤才次郎
編修兼校訂　山本信哉
編修兼校訂　村尾節三
編修兼校訂　三浦千畝
編修　從六位　佐伯有義
校訂　竹島寛
校合員　坂倉廣胖
校合員　齋藤松太郎

編修顧問　正四位文學博士　本居豊穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上頼圀

明治四十三年九月二十七日印刷
明治四十三年九月三十日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和九年十二月一日印刷
昭和九年十二月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷